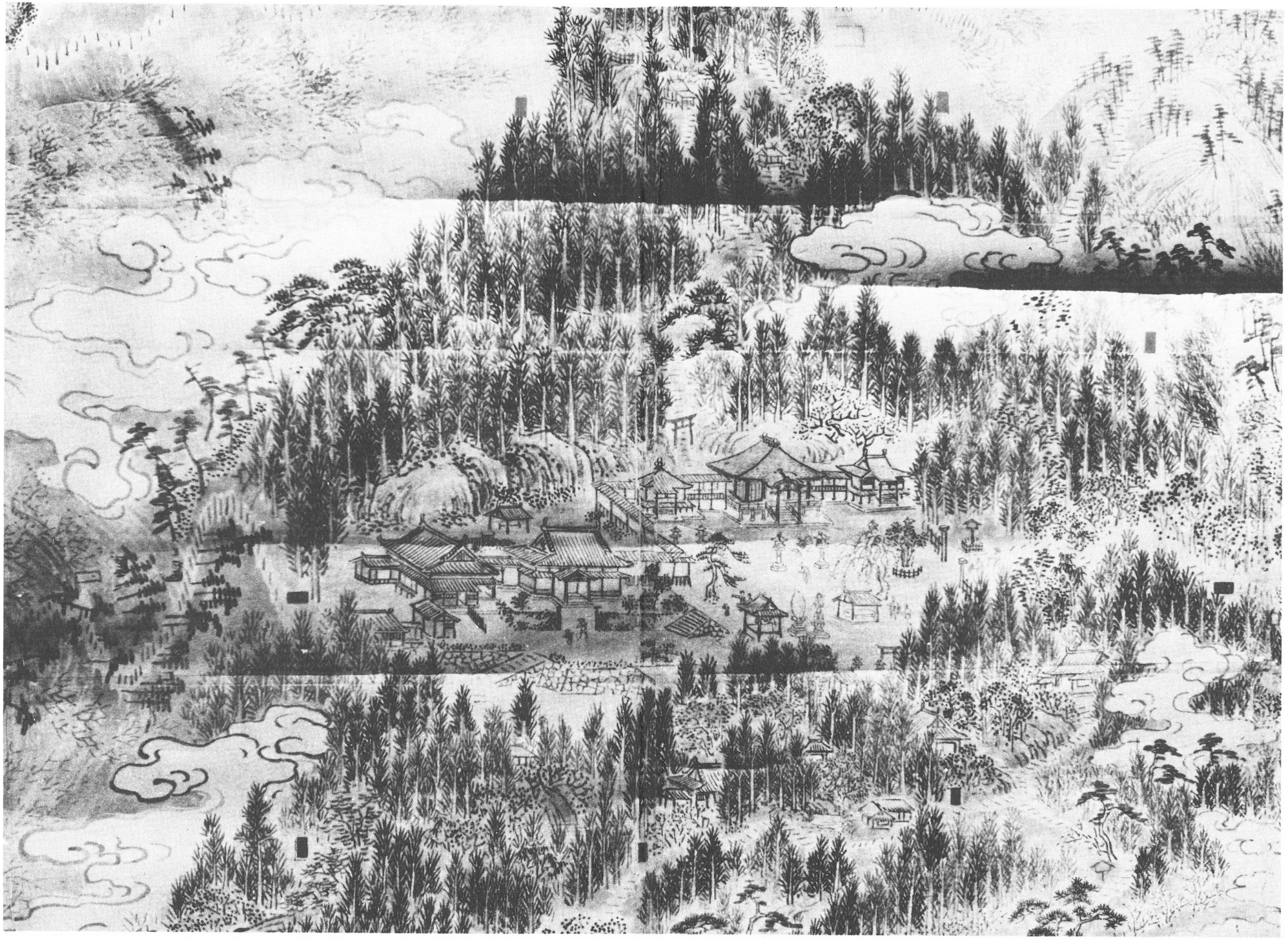

友会町史

度会町章



檜　の　山

町の木
檜（ひのき）を讃える

三重県菰野町で開催された昭和五十五年全国植樹祭を記念して公募した度会町の木に檜（ひのき）が選ばれた。檜は、常に緑の葉を保ち空に向かって真直に伸びる。

伊勢神宮のご用材には、すべて檜が用いられ、能楽、歌舞伎などの格の高い舞台にも檜板が使われる。みがきあげた芸ごとを発表する晴れの舞台のことを檜舞台という。

檜は、建築材として最良で、家を支える柱材に使われるが、山の多い度会町の財政を支える恵みの木として、さらに繁茂し栄えることであろう。



（昭和53年１月撮影）



空から見た度会町



防霜ファンのまわる茶園の眺め（平生地内）

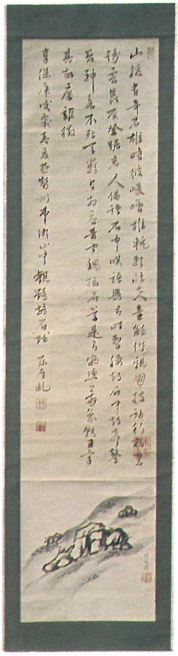

伊藤東涯の書（脇出　青木民夫氏所蔵）



役場庁舎（昭和36年11月竣工）

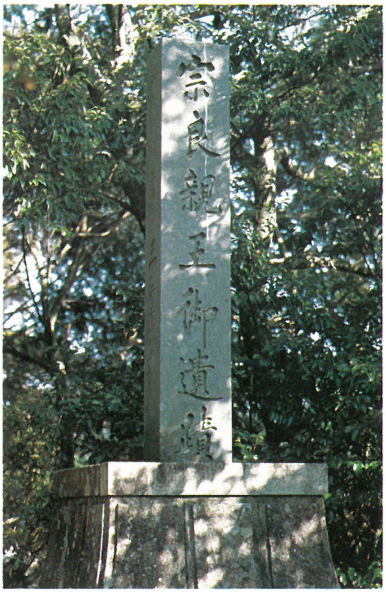

宗良親王御遺蹟碑（一之瀬神社境内）



渡し場の高札（棚橋地内）



山の幸　しいたけ（茶屋広地内）



重要文化財 木造十一面観世音菩薩
（注連指　正法寺）



新年の伊勢神宮お萱場遠景（川口地内）



県指定道楽神（栗原地内）



絹本着色釈迦十六善神像
（大野木、伊藤峰児氏所蔵）

発刊のことば



昭和三十年四月一日、中川、内城田、小川郷、一之瀬の四か村が合併、度会村として発足してから二十五年を過ぎました。その後、村勢は、めざましい発展をとげ、昭和四十三年一月一日から町制を施行しましたことは、合併当初の計画が順調に進められたことの証拠であり、その発展を喜ぶ次第でございます。

もちろんその成果は、先輩各位のご努力と町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力によるものでありますが、今後さらに町勢を発展させ豊かな町づくりを進めるために、私は、皆様とともに歩み、努力を重ねて参りたいと存じます。

また、物心ともに豊かな町をつくるためには、永い世代にわたって、度会町を築きあげられた祖先の業績を忘れてはならないと存じます。

その祖先の足跡をたずねて、ありし日の姿を後世に残すことは、私たちの責務であり義務でもあると思います。

この町史発刊は、合併二十周年記念事業の一つとして企画されたのでございますが、その完成を見ず前町長が去られ、私がそのあとを引き継いだ次第でございます。その間、編さん委員をはじめ関係の方々には、資料の収集や原稿づくりのため、長い年月にわたり手弁当の形でご協力をいただき、ここに度会町史の発刊を迎えたわけでございますが、あらゆる障害をのりこえて、見事にその責を果たしてくださった献身的なご労苦に対し深甚の謝意を表します。

度会町は、みどり豊かで、美しい自然と古跡や遺跡がいたるところに残されており、心温まる昔からのしきたりが、どこの地区でも伝えられておりますが、町史には、そのことにも触れております。

本書があまねく町民の皆さまのご愛読を得まして、本町の遺跡や伝承が正しく後代に受けつがれ、将来の本町発展の礎となればまことに意義あるものと思います。

編さん委員をはじめ関係各位のご努力はさることながら、各項目の均衡上、せっかく仕上げていただいた原稿を割愛したり、調査洩れのことがらも多いことと思いますが、将来、この町史を踏み台として増補され、それぞれの時代の姿を記録にとどめられることを祈念して、発刊のごあいさつといたします。

昭和五十六年三月三十一日

度会町長　山下　孫一

序にかえて



思えば昭和四十六年三月、合併二十周年記念事業の一環として、町史編さんの企画がなされ、当時の浜岡町長を会長とする役場全課をあげての委員会と執筆編集担当の編さん委員による体制の中で動きはじめましたが、編さんの仕事は思うように進まないまま次の山下町長が受け継がれましたが、その間、実に一〇年の歳月が流れました。

当初編さん委員の委嘱を受けた私たちは、この一大事業に参加できることを光栄に思い、この事業を成功させるために全力をあげて事に当たってきました。しかし、町外の専門的な方々は別として、町内の者は編さんの仕事に無知であったため、多くの障害にぶつかり、思うように進まず、一〇年という長い年月をかけてしまったことをお詫びする次第であります。しかし、ここに遅ればせながらも発刊のはこびに至りましたことは、この事業に惜しみなく、ご協力下さいました委員をはじめ関係各位のおかげであり、厚く御礼申し上げます。

長い日本の歴史の中で、度会町の歴史など、さほど重要なことではないかも知れません。しかし、度会町に生まれ度会町に育った私たちにとって、また、この地を遠く離れていても、生まれ故郷の緑豊かなこの地に、日々想いをはせる者、他の地から移り来てこの地を第二の故郷として住む者にとって、度会町の歴史は、非常に重要な歴史であると思います。度会町史は、私たちの先祖の生活を記録する舞台であり、新しい歴史を建設するための舞台なのです。

本誌は度会町の歴史の一端にすぎません。まだまだ多くの史料がこの地にねむっております。書き残さねばならないことも多くありましたが、頁数の都合もあり割愛しなければなりませんでした。将来、若い人々の手によって、再び度会町の歴史が掘りおこされ、私たちの子孫に伝えていく事業がなされることを期待致します。

この町史編さん中に、この事業を企画し時として挫折しそうな編さん委員を叱咤激励して下さった前町長浜岡和一氏、苦労をともにし、町史発刊を夢みていた委員の掛橋良一氏がともに発刊を待たず逝去されましたことは、誠に残念でなりません。ここにご冥福をお祈りし、霊前に町史発刊の報告を致したいと思います。

終わりに当たり、特別執筆委員としてご参加をいただきました元三重大学の美河納教授、三重県文化財専門委員の森田利吉先生、元伊勢工業高等学校長、間宮忠夫先生各位のご協力に対して厚く御礼申し上げます。

また、印刷製本をお願いした㈱ぎょうせいのご労苦とご協力に対し謝意を表して筆をおきます。

昭和五十六年三月三十一日

町史編さん委員長　玉村芳夫

目次

発刊のことば　**題字**　度会町長　山下孫一

序にかえて

第一編　地誌

第一章　位置……三

第二章　区域……四

第三章　地勢……五

第四章　地質・気候……七

第五章　人口及び世帯数……九

第二編　沿革

第一章　おいたち

一　合併とその理由……一五
二　合併の経緯……一七
三　町名（村名）の由来……一九
四　合併時の協定事項など……二〇
第二章　行政機構……三一
第三章　主なできごと……四五
第四章　古代・中世
一　度会町のあけぼの……五五
1　はじめに　五五　2　先土器時代　五七　3　町内の遺跡　五七　4　縄文時代　六六　5　弥生時代　六六　6　古墳時代　六九
二　伊勢神宮とのかかわり……八四
三　武士の世の中……九六
1　伊勢平氏の足跡　九六　2　南北朝動乱と度会町　九七　3　愛洲氏と帝釈氏　一〇〇　4　中世の城館　一〇四　5　経塚と中世墳墓　一一四
四　近世への歩み……一一九
第五章　近　世
一　近世の領主・紀州藩の支配……一二四
1　紀州侯　一二五　2　紀州藩田丸領主　一二九　3　石高と年貢　一三五　4　御触

書 一四〇　5 切支丹の取締り 一五六　6 五人組 一六〇
二 郷土の開発と産業……一六三
1 池・溝を築く 一六三　2 木炭を守る 一八一　3 新田畑の開発 一八四
第六章 近 代
一 明治維新……一八八
二 伊勢暴動に揺れる……一九六
第七章 中 川
一 地名の起こり……二〇〇
二 「字」の歴史と伝承……二〇一
三 江戸時代……二〇六
四 明治時代……二一一
五 大正時代……二一三
六 昭和時代……二一六
七 地名と村長名……二一七
第八章 内 城 田
一 地名の起こり……二三一
二 「字」の歴史と伝承……二三四
三 江戸時代……二四三

四　明治時代……二五二
五　大正時代……二五四
六　養蚕の歩み……二五九
七　地名と村長名……二六三
第九章　小川郷
一　地名の起こり……二七〇
二　「字」の歴史と伝承……二七一
三　江戸時代……二七四
四　明治時代……二八八
五　大正時代……二九五
六　昭和時代……二九六
七　地名と村長名……三〇三
第十章　一之瀬
一　地名の起こり……三一〇
二　「字」の歴史と伝承……三一一
三　中世の一之瀬谷……三二〇
四　帝釈家……三二二
五　江戸時代……三二七

六　明治時代……三三三
七　大正時代……三三六
八　昭和時代……三四五
九　地名と村長名……三五八

第三編　産　業

第一章　産業の概観……三六九
第二章　農　業
一　いまの農業……三七五
二　むかしの農業……三九二
三　わたらい茶の歩み……四一二
四　養　蚕……四二七
五　農耕儀礼……四三〇
第三章　畜　産……四四四
第四章　林　業……四四六
第五章　川漁と山猟……四七四
第六章　商　工　業……四七九

第七章　業種別組合
一　農業共済組合……四八五
二　土地改良区……四八八
三　農業協同組合……四九〇
四　森林組合……五〇四
五　商工会……五〇七

第四編　交通・通信

第一章　交通・運輸
一　陸路……五一一
二　水路……五一三
三　渡し場……五一五
四　橋梁……五一八
五　交通運輸機関の移り変わり……五二三
六　交通運輸機関の現状……五二六
七　交通安全対策と施設……五二八

第二章　通　信
一　郵便事業……五三一
二　町内の郵便局……五三三
第五編　環　境
第一章　自然保護……五四一
第二章　環境行政……五四三
第六編　教　育
第一章　教育の変遷
一　明治以前の教育……五五一
二　明治以後の教育……五五六
三　昭和の教育……五六八
第二章　小学校　中川・内城田・小川郷・一之瀬各小学校……五七二
第三章　中学校　中川・内城田・小川郷・一之瀬各中学校（昭和五十一年三月三十一日統合）……五九〇

第四章　度会中学校
一　中学校の統合……六〇二
二　町立度会中学校……六一二
第五章　学校給食の歩み
一　概　説……六一六
二　全町一本の学校給食センター……六一九
第六章　県立の諸学校
一　度会高等学校……六二〇
二　度会養護学校……六二八
第七章　社会教育
一　戦前の社会教育……六三〇
二　戦後の社会教育……六三三
三　社会教育諸団体……六四一
第八章　教育委員会
一　戦前までの教育行政……六五六
二　度会町教育委員会……六五八

第七編　住民の福祉
第一章　社会福祉……六六五
第二章　社会福祉施設……六七六
第八編　文化財
第一章　文化財と度会町……六八三
第二章　国指定文化財……六八四
第三章　県指定文化財……六八九
第四章　町指定文化財……六九九
第五章　未指定文化財……七〇八
第九編　宗教
第一章　寺院
一　寺院概説及び寺院一覧表……七二一
二　寺院各説……七三一

第二章　神　社
一　神社概説及び神社合祀一覧表……七七九
二　神社各説……七八八
第三章　その他の宗教
一　天理教……七九四
二　日蓮正宗……七九六
三　立正佼正会……七九七
四　世界救世教……七九八
五　救世神教……七九九
第十編　治　安
第一章　法務局……八〇三
第二章　警　察……八〇四
第三章　消　防……八〇七
第四章　兵　事……八一三

第十一編　民　俗

第一章　衣・食・住

一　衣……八四七
1　衣服の種類　八四八　2　はきもの　八五一　3　結髪　八五七　4　おはぐろ　八五九　5　眉化粧　八五九
二　食……八六〇
三　住……八六七

第二章　年中行事と儀礼

一　年中行事……八七八
1　正月の予祝　八七九　2　正月　八八四　3　二月　八八八　4　三月　八八九
5　四月　八九〇　6　五月　八九〇　7　六月　八九二　8　七月　八九三
9　八月　八九五　10　九月　八九六　11　十月　八九七　12　十一月　八九八
13　十二月　八九八　14　棚橋の御頭神事　九〇一　15　一之瀬の獅子舞　九〇一
二　盆踊唄と民謡……九〇二
1　盆踊唄　九〇三　2　念仏おどり　九〇三　3　羯鼓踊本　九〇四　4　精霊祭踊音頭集　九〇八　5　踊歌の唄本　九〇九　6　神子踊之歌本　九一三　7　中川民謡　九一六

三　人生儀礼……九一八
1　出産　九一八　2　成人式　九二三　3　婚姻　九二四　4　厄年・年祝　九二六
5　葬送儀礼　九二九
四　方　言……九四七
五　俚諺・俗信……九五六
第三章　郷土の人物……九六〇

第十二編　文　学

第一章　はじめに……九七三
第二章　度会町を舞台とした文学作品……九七四
第三章　郷土の文学……九七八

年　表……九八五
参考文献……一〇二一
あとがき

表見返し　國束寺絵図　平生　國束寺所蔵
裏見返し　鮠川付近絵図　日向　中野伊勢彦氏所蔵

第一編　地　誌



カット　三重県立明野高校教諭　木村　昭

（駒ヶ野出身）

第一章　位置

位　置　度会町は、三重県の南東部にあって、紀伊山地の東端が伊勢平野に接するあたり、度会郡のほぼ中央部に位置し、大台ケ原を源とする宮川の下流に所在する。

経緯度は、度会町役場の地点において、

東経　一三六度三七分

北緯　三四度二五分である。

境界は、伊勢市を東に、西は大宮町と大台町、北は国束山を境として玉城町と多気町に接し、南は、釈迦岳、野見坂、鴻坂峠、牛草山などの尾根を境として南島町及び南勢町と接する内陸地である。

広がり　面積　一三三・七三平方キロメートル

東西　一〇・五キロメートル

南北　一八・五キロメートル

各地区の面積は、別表のとおりである。

位置図

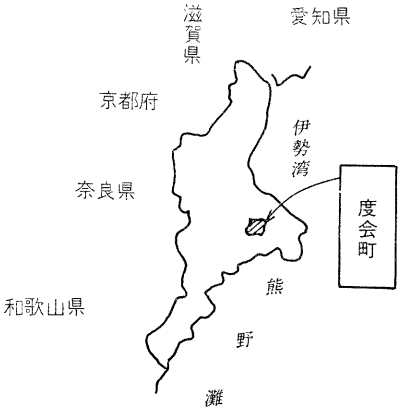

地区別面積

（単位km²）

地区	面積
中川	27.82
内城田	23.72
小川郷	33.24
一之瀬	48.95
計	133.73

第二章　区域

行政区域と集落の状況　度会町は、合併前の町村（中川・内城田・小川郷・一之瀬）の四地区よりなり、合併当時は、各地区に支所を設置していたが、その後、支所を廃止、遠隔の一之瀬地区のみ連絡所を置き役場との連絡事務に当たっている。各地区の行政区域は次のとおりであり、それぞれの区に区長を置いている。

（**中川**）注連指、田口、麻加江、立花、坂井、長原

（**内城田**）鮠川、立岡、大久保、平生、牧戸、棚橋、大野木、葛原、下久具、上久具、田間、当津、茶屋広

（**小川郷**）川口、栗原、中之郷、日向、五ケ町、小川、火打石、駒ケ野

（**一之瀬**）小萩、柳、市場、脇出、和井野、南中村、川上

以上の三四区である。

第三章　地　勢

山岳と河川のすがた　度会町は、紀伊山地の東端に当たり、山林原野が総面積の八四・二三パーセントを占め、平坦地はきわめて乏しく、三四の集落は、宮川とその支流の一之瀬川及び注連指川の狭少な谷間に立地している。

主な河川

（単位　km）

河川名	延長	流域
宮川	19.6	～田口～葛原～
一之瀬川	21.5	川上～南中村～川口
注連指川	5.1	注連指
五里山川	2.4	川口
西山川	2.6	小川
小萩川	3.0	小萩
彦山川	1.3	火打石
鮠川山川	1.8	茶屋広
小山谷川	2.3	立花

延長は本町地内における延長

主な山岳

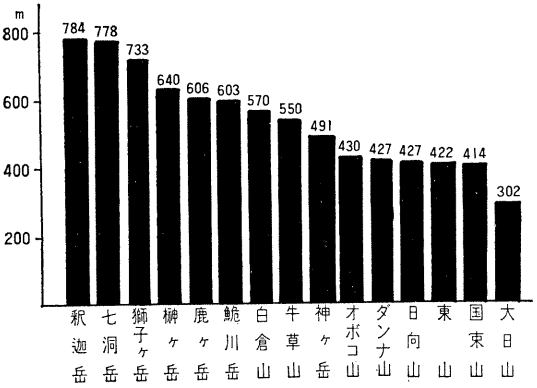

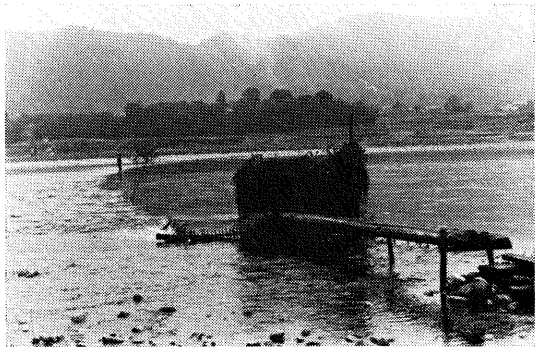

宮　川

町域は、紀伊山地の果てに位置するが、南西部には度会アルプスともよばれる七洞岳（七七八メートル）、獅子ケ岳（七三三メートル）、釈迦岳（七八四メートル）がそびえ立ち、北部の国束山（四一四メートル）、東部の神ケ岳（四九一メートル）、牛草山（五五〇メートル）などの峰々が町の周囲を取り囲むようにしてそびえ、隣接町村との間に大きな障壁をなしている。

低地は、宮川と支流の一之瀬川の流域に開けた谷間の平地であり、宮川の本流は、遠く大台ケ原山系に源を発して東流し、度会町の北部を貫いて伊勢湾にそそいでいる。

宮川と一之瀬川の流域に発達した河岸段丘が、町民にとっての大切な生活の場所となっているが、段丘はおおむね二段で、上部段丘が広く残され、下部段丘との比高は、おおむね一〇メートルである。段丘は宮川の左岸に多く発達し、その幅は七〇〇メートルから一〇〇〇メートルである。これに対して支流の一之瀬川は、川幅も狭く川から山への距離も短く段丘も小規模であるが、上流の和井野、南中村地内には、広い段丘を見ることができる。また、今一つの支流の注連指川は狭小で段丘も小さい。

気象概況

区分＼年度	気温(℃) 最高	気温(℃) 最低	降雨量 (m/m)	天気日数(日) 快晴	晴天	曇天	雨	雪	降霜日数(日)	風速(c/s) 最多風向	風速(c/s) 平均風速
昭和48	(8月) 34.7	(12月) −9.4	2,255.2	41	183	85	53	3	46	NE	1.2
49	(8月) 34.0	(1月) −6.3	3,487.0	39	162	110	54	0	18	NE	1.1
50	(8月) 36.6	(1月) −6.0	3,377.7	31	168	103	63	0	21	NE	0.8
平均	35.1	−7.2	3,040.0	37	181	99	56	1	28	NE	1.0

資料　一之瀬小学校

第四章　地質・気候

地質構造　本町の地質構造の特色は、藤越峠から神ケ岳を結ぶ断層線で大きく二分されていることである。断層線より北部は、古生代黒色片岩で、これを切り開いた宮川の谷底において、段丘面に現世代の砂、礫、粘土層の分布が見られる。

これに対して、断層線以南は秩父古生層群の砂岩、珪岩から成り、一之瀬地区の和井野、脇出、柳附近で石灰岩の分布が見られる。これを開析して、一之瀬川の谷底に現世代の砂、礫、粘土層の堆積がみられる。

気　候　本町の気候は、我が国においても温暖多雨な表日本型の東海式気候に属している。

気温についてみると、度会観測所（一之瀬小学校）の一九六二年から一九七〇年の年平均気温は一四・八度で、これを伊勢市の一六・〇度、津市の一五・二度、尾鷲市の一五・六度に比べるとやや低く、特に最高気温の年平均値は一九・八度で、近隣の伊勢市の二〇・四度に比べてやや低く、最低気温の年平均値九・八度は、伊勢市の一一・六度に比べてやはり低く、低地の伊勢市に比べ

てやや内陸気候の特色を示している。

年降水量は二七四七ミリメートルで、伊勢市の二〇〇四ミリメートル、大王崎の一六八二ミリメートル、津市の一六九二ミリメートルに比べてかなり多い。月平均降水量をみると四月～九月は、いずれも三〇〇ミリメートルを越えて多く、一一月～三月は一五〇ミリメートルで夏型である。

一日の降水量が一ミリメートル以上の出現日数は、年平均一一九・二日で一年の三分の一が降雨日であることを示している（津地方気象台、昭和五三年度の出現日数は八八日）。また、三〇ミリメートル以上の出現日数は、年平均三三・八日で、雨の多い尾鷲市の三六・四日に近く、降雨の集中性を示している。

地質図

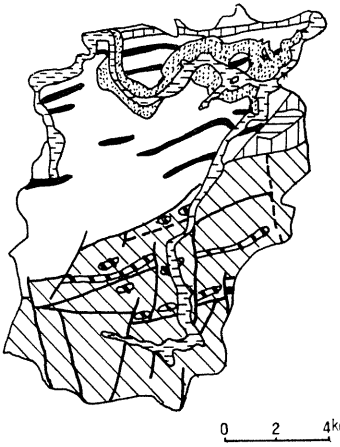

三重県地質鉱産図より

第五章　人口及び世帯数

推　移　度会町の人口は、合併時の昭和三十年には、一万一七二人、人口密度は一平方キロメートル当たり七六・〇六人であった。その後、少しずつ減少し、昭和四十六年には、人口八四八六人、人口密度一平方キロメートル当たり六三・四六人となっている。

しかし、その後、わずかずつではあるが増加の傾向を示し、昭和五十五年では、人口八九〇五人、人口密度一平方キロメートル当たり六六・五九人となっている。

社会動態（転入、転出）による人口の増減については、合併後、減少の一途をたどっていたが、最近では、わずかながら増加の傾向にある。

一方、自然動態（出生、死亡）による人口の動きについては、毎年増加しているが、これは、医療などの発達により死亡者が減っているためである。

年齢別人口　年齢三階層別人口の推移では、〇歳から一四歳までの階層が年々減少しているのは、産児制限の普及などによるものと思われる。

また、一五歳から六四歳、六五歳以上の階層がそれぞれ増加しているのは、全体的に老齢化が進んでいることを示しており、この状態は全国的な傾向と一致している。

また、世帯数が毎年増加しているのは、特に内城田地区に転入者が増えていることと、核家族化した社会の風潮によるものと思われる。

人口、世帯数の推移(1)

区分 / 年次	世帯数	人口			男女比 (男100)	一世帯当たり平均人員
		総数	男	女		
					%	
昭和30	1,810	10,172	5,064	5,108	101	5.62
31	1,816	10,003	4,948	5,014	101	5.51
32	1,821	9,931	4,923	5,008	102	5.45
33	1,823	9,939	4,920	5,019	102	5.45
34	1,807	9,564	4,713	4,851	103	5.29
35	1,806	9,383	4,635	4,748	102	5.20
36	1,801	9,206	4,524	4,682	103	5.11
37	1,801	9,004	4,389	4,615	105	5.00
38	1,780	8,865	4,327	4,538	105	4.98
39	1,786	8,704	4,266	4,438	104	4.87
40	1,821	8,682	4,231	4,451	105	4.77
41	1,818	8,557	4,179	4,378	105	4.71
42	1,818	8,441	4,098	4,343	106	4.64
43	1,815	8,897	4,185	4,712	113	4.90
44	1,813	8,779	4,136	4,643	112	4.84
45	1,839	8,621	4,035	4,586	114	4.69
46	1,839	8,487	4,163	4,324	104	4.62
47	1,844	8,528	4,183	4,345	104	4.62
48	1,866	8,597	4,215	4,382	104	4.61
49	1,879	8,574	4,302	4,372	102	4.56
50	1,898	9,632	4,241	4,391	104	5.07
51	1,913	8,668	4,378	4,390	100	4.53
52	1,934	8,753	4,293	4,460	104	4.53
53	1,952	8,763	4,295	4,468	104	4.49
54	1,977	8,860	4,359	4,501	103	4.48
55	1,995	8,905	4,376	4,529	103	4.46

常住人口調査による

人口動態

区分 / 年次	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
昭和45	99	89	10	439	596	△ 157	△ 147
46	125	64	61	344	349	△ 5	56
47	113	82	31	294	315	△ 21	10
48	118	70	48	257	320	△ 63	△ 15
49	117	82	35	358	311	47	82
50	118	84	34	288	337	△ 49	△ 15
51	124	88	36	298	238	60	96
52	98	94	4	137	229	△ 92	△ 88
53	140	64	76	274	254	20	96
54	107	83	24	257	240	17	41

住民登録による

年齢三階層別人口の推移

区分 / 階層	35年		40年		45年		50年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	9,383	100.0	8,683	100.0	8,323	100.0	8,402	100.0
0～14歳	3,263	34.8	2,548	29.3	2,034	24.5	1,807	21.5
15～64歳	5,317	56.6	5,259	60.6	5,313	63.8	5,517	65.7
65歳以上	803	8.6	876	10.1	976	11.7	1,078	12.8

国勢調査による

人口、世帯数の推移(2)

区分 / 年次	世帯数	人口			男女比（男100）	一世帯当たり平均人員
		総数	男	女		
	戸	人	人	人	%	人
昭和 30	1,810	10,172	5,068	5,104	101	5.6
35	1,806	9,383	4,637	4,746	102	5.2
40	1,814	8,683	4,225	4,458	106	4.9
45	1,803	8,323	4,077	4,246	104	4.6
50	1,875	8,402	4,113	4,289	104	4.5

国勢調査による

第二編　沿革



第一章　おいたち

一　合併とその理由

法　策　定　町村合併促進法が昭和二十八年九月一日、法律第二百五十八号で公布され、同年十月一日施行された。この法律は、小さな町村が合併することによって、組織と運営を合理的かつ能率的にし、住民の福祉を増進することをねらいとしたが、その当時、約一万を数えた町村が、その後、合併により約三分の一に減少した。

また、それまでの町村の区域は、明治二十二年に定められたまま六〇年あまりを経過し、その間、政治・経済・文化などが著しく発達し、住民の生活様式の変化とともに生活圏が拡大された。そこで、大きくなった生活圏に見合う行政圏(町村の区域)をつくり、将来における行政の基盤を確立する必要から町村の大合併が行われたわけである。

合併の理由　この法律に基づき中川村、内城田村、小川郷村、一之瀬村及び沼木村の五か村（度会郡第六部）を適正規模として、三重県は合併の促進を図った。

これに応じて、関係町村(五か村)による第六部町村合併促進協議会を設立し、たびたび協議を重ねた。ところが、沼木村は伊勢市に合併したため、他の四か村の合併により度会村が発足した。

合併を必要とする理由を「合併申請書」には次のように記されている。

(一)　大局的必然性

当地区は宮川とその支流の一之瀬川の流域に位置し、度会郡のほぼ中央に当たる農山村である。従来、政治、経済、教育及び文化の面においても度会郡第六部の町村として、特に関係が深く、したがって人情、風俗、習慣ともに相似た一ブロックを形成して来た。

(二)　合併を必要とする当面の諸問題

㈠産業　当地区は、米麦作と薪炭木炭をもってその根幹とするが、現在の経済事情では、個々の経営が許されない。産業の生産性を高め品質の向上を図り新産業の導入などにより産業開発の思索に迫られている。

㈡厚生　厚生福祉施設の必要性は、近時ますます痛感される。特に国民健康保険事業の拡充、医療機関の整備、伝染病隔離病舎の建設などの問題を合理的かつ有機的に解決をはかるために合併が望まれる。

㈢交通運輸　農山村開発の要点は、交通網の整備にある。従来当地区は、伊勢吉津線、伊勢滝原線の県道があり、陸運は相当開けているが、いまだ十分ではない。これらの整備と相まって、村道、耕作道、林道などをさらに充実する必要がある。町村合併は、この促進に拍車をかけるものとして衆人の期待は大きい。

㈣教育文化　教育の機会均等が叫ばれる今日、教育行政の確立こそ切実なる問題である。六三制の実施により、その形態は一応整備された。社会教育においても公民館の設置を見るに至った。しかし、内容の充実、指導助言機関の開設、学区の再配置、全日制高など学校の実現など幾多の課題を将来に残している。

合併まで　上述のように当地区は、歴史的にも現実的にも当然合併するべき運命に置かれていたが、たまたま町村合併が国策としてとりあげられ、昭和二十八年町村合併促進法の公布をみ、県又は町村に町村合併促進審議会を結成し、町村合併具体案を作成し、この地区を一ブロックとして勧奨されるに至った。

各村においては、その後、合併委員会を置き、合併に対する諸問題について、論議検討を加えられて来たが、盛り

上がる力として、関係四か村に合併促進委員会が結成され、昭和二十九年十二月十六日、四か村は、合併の基本線を決定し、各村が足並みをそろえて出発した。

その後、協議を重ねること十数回に及んだが、その間、幾多の波乱曲折があり、一時は最悪の事態に遭遇し、合併の見通しすら危惧されるに至った。しかし、委員諸氏は常に大乗的見地に立ち、友愛の精神をもってよく努力し、昭和三十年二月十八日円満裡に妥結をみるに至った。

二　合併の経緯

昭和三十年二月二十二日、三重県知事へ内城田村ほか三か村の「廃置分合についての申請書」を提出したが、合併に至るまでの経緯は次のとおりである。

（昭和二八）

一二・一六　町村合併促進法の説明会が農協郡支部において開催され、首長、議会議長及び庶務係出席
一二・二〇　度会郡審議会委員会が度会会館において開かれ、計画案作成について協議
一二・二四　第六部村長、議長会が度会会館において開催され、町村合併促進について協議

（昭和二九）

一・八　町村合併促進法説明会を内城田中学校において開催
五・八　第六部村長、議長合同会を宇治山田市で開催
五・一七　町村庶務係の町村合併事務説明会を宇治山田市で開催
五・二二　町村合併に関する講演会が宇治山田市で開催された。講師は評論家の蠟山政道・自治省行政課長補佐、林忠雄両氏



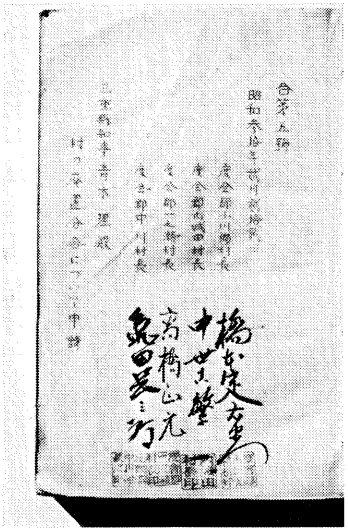

合併にかかわる申請書（右）と四村長の署名（左）

七・五　関係村長、議長合同会
八・二七　第六部村長、議長合同会が度会会館で開催された
席上、広沼木村長より、沼木村が合併することについては、一応棚上げにして事務を進めてほしいとの申出があった
一二・一四　関係村議会議長会を内城田神社社務所で開催
イ　合併期日を昭和三十年四月一日とすること
ロ　沼木村が入らない場合は小川郷村、内城田村、一之瀬村、中川村の四か村で合併すること
ハ　財産の処理について
ニ　新村役場の所在地について
ホ　支所の所在地と事務内容について
ヘ　合併協議会の組織について
ト　起債の処理について
以上のことについて協議
一二・一六　四か村は合併の基本線を決定・各村の足並みがそろった

（昭和三〇年）

一・八　第一回協議会開催・合併協議会の規約、委員、協議事項、新村建設計画案について協議
一・二一　小委員会開催
二・五　小委員会開催
二・一〇　協議会
一・二九　沼木村並びに宇治山田市より、沼木村の合併につき

宇治山田市に合併策定案の変更方陳情書が度会地区合併促進審議会に提出された旨、度会地区町村合併促進審議会長より通知あり（資料）

二・一四　協議会

二・一八　協議会。円満裡に四か村の合併について妥結

二・二二　中川村、内城田村、小川郷村及び一之瀬村が同時に村議会を開催、各村議会において、次の議案を可決し、「度会村」設置を三重県知事に申請する手続きをすべて完了した。

議　案

一　村の廃置分合について

二　村の廃置分合に伴う財産の処分について

三　中川村、内城田村、小川郷村及び一之瀬村における議会の議員の任期、定数に関する特例について

四　中川村、内城田村、小川郷村及び一之瀬村の合併後の新村における教育委員の任期、定数に関する特例について

三　町名（村名）の由来（ゆらい）

村名は、合併に先だち各旧村が公募し、各村の委員会で選んで持ち寄った四〇点をさらに第六部合併促進協議会で審査の結果、「度会村」と決定した。

その理由は、次のとおりである。

一　応募総数の半数以上が度会村であった。

二　度会という名称は、伊勢市に近く由緒が深いこと。

三　度会村は、度会郡のほぼ中央に位置し、将来郡制が廃止された場合、この名称が残ること。

四　住民になじみがあり、文字が平易であること。

なお、応募は、「度会村」について「宮川村」が多かった。

また、新村出編の広辞苑には、「わたらいのみや〔度会の宮〕皇大神宮の古名。わたらいしんとう〔度会神道〕伊勢神道の別称」などと出ている。

その後、村名は、昭和四十三年一月一日の町制施行により度会町となる。

四　合併時の協定事項など

合併時における協定事項及び条件は次のとおりである。

①　合併の形態　対等合併

②　合併実施日　昭和三十年四月一日

③　本庁の位置等　棚橋一四五三番地の二の内城田村役場に本庁を置き、小川郷村役場に小川郷支所、一之瀬村役場に一之瀬支所、中川村役場に中川支所をそれぞれ置く。

④　財産処分　小川郷村、一之瀬村、内城田村及び中川村を廃し、その区域をもってあらたに度会村を設置した場合、これに伴う財産処分を次のとおり決定する。

㈠　合併の処分の日の現在をもって、小川郷村、内城田村及び中川村の全財産（一切の権利・義務とも）は度会村に帰属せしめる。

㈡　合併処分の日の現在をもって、一之瀬村が所有する別記財産(省略)については、合併関係村のうち一之瀬村の区域にこれを留保せしめ、当該区域をもって財産区を設置し、その他の村有財産(一切の権利、義務とも)は度会村に帰属せしめる。

⑤　議会議員の任期　特例により昭和三十年七月十日とする。(議員総数六〇名（欠員二人）)

⑥　合併時の協定事項

イ　中川村田口、注連指の両区は七保、川添村ブロックの受入態勢が出来た時に希望するなればこれを分離せしめる。

ロ　国民健康保険については、新村を一体とした国民健康保険を経営することとし、中川村は新村発足と同時に復活せしむ

ること。

ハ　議会議員の選挙区設定について、一期間のみ小選挙区を設定し、議員定数は協議の上定めるものとする。

村合併実態調査表　　度会村

合併関係村名	人口	面積	合併関係村議員定数	備考
小川郷村	一、八四六人	三三・二四平方粁	一二人	
内城田村	四、一六九	二三・七二	一六	
一之瀬村	二、一六六	四九・九六	一六	
中川村	二、二二〇	二七・八二	一六	二人欠員
計	一〇、四〇一	一三四・七四	六〇	地方自治法第九十一条定数二二人

議員				
1 任期	特例によらないもの			
	特例によるもの	第九条第一項のもの	第一号のもの	六か月未満
				六か月以上一年
			第二号のもの	
2 定数	特例によらないもの		合併関係村の議員総数	
			合併村議員定数	
	特例によるもの		合併関係村議員総数	
			合併村議員定数	六〇名
				二六名

面積、広袤、戸数、人口

区分	人口	戸数	面積	広袤（ほう） 東西	広袤（ほう） 南北
小川郷村	一、八四六人	三三三戸	三三・二四平方粁	七・八粁	五・九粁
内城田村	四、一六九	七二九	二三・七二	七・二	三・六
一之瀬村	二、一六六	三七七	四九・九六	八・五	七・五
中川村	二、二二〇	三九一	二七・八二	八・〇	六・〇
計	一〇、四〇一	一、八一〇	一三四・七四	一〇・三	一八・五

土地　　昭和三十年二月一日現在

区分	田畑	宅地	山林	原野	その他	計
小川郷村	一、五七三反	三四、一六六坪	一三、七八三反	一二反	九反	一五、五八九反
内城田村	三、八四九	一〇三、九二六	一一、五九三		一三	一五、九一九
一之瀬村	二、三四九	四九、四五六	二三、〇九七	一〇		二五、六二一
中川村	二、二〇三	五六、九四三	一八、一〇九	一三五	一六五	二〇、八〇一
合計	九、九七二	二四四、四九〇坪	六六、五八二	二五七	三〇五	七七、九二〇

教育施設

(1) 小学校

昭和三十年二月一日現在

学校名	学級数	児童数 男	児童数 女	児童数 計	関係村
小川郷小学校	六	一一五	一一九	二三四	小川郷村
内城田小学校	一三	二九四	二六九	五六三	内城田村
一之瀬小学校	八	一六五	一六五	三三〇	一之瀬村
中川小学校	七	一四三	一五三	二九六	中川村

(2) 中学校

昭和三十年二月一日現在

学校名	学級数	生徒数 男	生徒数 女	生徒数 計	関係村
小川郷中学校	三	七七	五六	一三三	小川郷村
内城田中学校	六	一四五	一三三	二七八	内城田村
一之瀬中学校	四	八五	七〇	一五五	一之瀬村
中川中学校	六	八二	八六	一六八	中川村

(3) 高等学校

設置者	学校名	職員数	生徒数	所在地名
内城田村	三重県立明野高等学校内城田分校	六	八七	内城田村

(4) 文化施設

種別	名称	設置者	備考
小川郷村			
公民館	小川郷村公民館	小川郷村	四〇坪
内城田村			
公民館	内城田村公民館	内城田村	八五坪
一之瀬村			
公民館	一之瀬村公民館	一之瀬村	収容人員一、二〇〇人
中川村			
	—	—	

1 基本財産

区別	現金	有価証券額面	建物 時価見積額	土地 宅地	土地 林野	土地 その他	以上の外基本財産運用未戻入額
小川郷村	一六六、四八〇円	七、〇〇〇円	—	— 坪	七三、八 反	— 反	—
中川村	五一五、九八三	七、二一〇	—	—	一、二一〇	—	—
内城田村	四五八、〇八四	—	—	—	三二〇	九二八	—
一之瀬村	四一、九五九	五〇〇	—	—	九、六六七	四	—
合計	一、一八二、五〇六	一四、七一〇	—	二、三九五	一一、九二五	九三二	—

2 特別基本財産

区分	現金	有価証券額面	建物 時価見積額	土地 宅地	土地 林野	土地 その他	以上の外基本財産運用未戻入額
小川郷村	一四、七六九 円	一、一四〇 円	—	—	—	— 反	—
中川村	三六二、二〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—
内城田村	二二、一一七	—	—	—	—	一二〇	—
一之瀬村							
合計	三九九、〇八六	二、一四〇	—	—	—	一二〇	—

新村建設計画

(一) 新村名　新村名は、度会村とする。

① 関係村名は、小川郷村、内城田村、一之瀬村、中川村の区域をもって新村をつくる。

② 合併の形式は、合体合併とする。

㈡ 新村建設の基本方針　新村は、宮川及び一之瀬川の流域の古来より地形民情相等しく、友愛、親善の情をもって結ばれたる農林産物資の主産地である。合併によって、更にこの物資の増産と資源の開発に尽すことはもちろん、四か村の総力を結集して、あらゆる面に一段の飛躍発展を図るものとする。

㈢ 村役場、支所、出張所の統合整備に関する事項

① 役場の位置　内城田大橋両端いずれかの付近。新築完成まで旧内城田村役場を使用する。ただし、都合により話合の上、旧小川郷村役場を使用することができる。

② 役場建物の増改新築の方針

本庁舎は、新村発足後予算化し、その年度内に着手するものとする。

③ 支所、出張所の位置。旧内城田村を除く各旧村の役場を支所とし、名称は旧村名を呼称する。

④ 支所、出張所の増改新築の方針―増・改・新築は行わない。

⑤ 支所で行う事務

支所で行う事務は、当分の間、戸籍、住民登録、年齢、印鑑証明に関する事務。配給、徴税、納入に関する事務。家屋台帳及び地図の保管・管理に関する事務

⑥ その他庁舎の転用の方針等

庁舎の全部又は一部を公民館活動その他公共施設の利用に供する。

㈣ 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

① 小学校の位置は現在地のままとする。

② 小学校校舎の増改新築の方針、老朽度及び必要度を調査研究し善処する。

③ 小学校の学区は当分現状のままとする。

④ 中学校の位置は現在地のままとする。

⑤ 中学校校舎の増、改、新築の方針は小学校に準ずる。
⑥ 中学校の学区は小学校に準ずる。
⑦ 小、中学校校舎の転用の方針は、③及び⑥により考慮する。
⑧ その他の学校の統合整備に関する事項。明野高等学校度会分校は、整備拡充を図り本校とし、県に移管する。
⑨ 公民館の統合整備に関する事項。現在の公民館は、新村社会教育振興のため運営するとともに未設置地域については、時期を見て考える。
⑩ 図書館の統合整備に関する事項。新村発足後なるべく速やかに建設する。

(五) 自治体警察に関する事項なし

(六) 消防施設の統合整備に関する事項
① 消防機材・器具の統合整備に関する事項。現在の各村で出来得る事は、充分整備し、その分団で保管管理する。なお、機動力ある消防施設の充実で特に水利施設の整備をはかるものとする。
② 消防団の統合整備に関する事項。本部を設置し、旧各村の団体は分団とし、集落には班をおく。

(七) 病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項。村医は現状維持とする。
① 病院の統合整備に関する事項
……将来村一本の医療施設を設け救急車なども持ち高度のものとする。
② 診療所の統合整備に関する事項
……時期を見て新設する。
③ 隔離病舎の統合整備に関する事項
④ 墓地、火葬場、じんかい処理場その他衛生施設の統合整備に関する事項

(八) 授産施設、保有所その他の厚生施設の統合整備に関する事項
新村の発展と財力の充実に伴いこの種施設の拡充強化を図る。

① 授産施設の統合整備に関する事項
……年次計画をたて、各地域に設置するものとする。
② 保育所の統合整備に関する事項
……現在施設の育成強化を図るとともに未設置地域には、計画的に設置をなす。
③ 公営住宅、公園、運動場その他の厚生施設の統合整備に関する事項
……旧村の住宅事情を調査研究して、各地区に公営住宅を建設する。

(九) 道路、橋梁、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項

① 道路の整備に関する事項
①吉津―田丸線、山田―吉津線、山田―七保線の整備
内城田、中川南岸線の早急な開発を図る。
新村区域内の道路の開発を図る。
② 橋梁の整備に関する事項
①田口、栃原に通ずる橋梁の新設については、対岸の関係村との協議により実現を図るよう努力する。
③ その他土木施設の整備に関する事項。災害工事並びに現在各村において着手している継続事業は新村に引継ぎ、これを優先的に取扱う。

(十) 水道事業、自動車運送事業その他の公営企業に関する事項

時期を見て考慮する。
① 水道事業に関する事業
② 自動車運送事業に関する事業
③ その他公営事業に関する事業

(十一) 基本財産造成に関する事業

新村に引き継がれた基本財産は、有効適切に管理経営する他、さらに一段の達成を図る。

(三) 前号までに掲げるものの外、村合併の目的を実現するために必要な合併村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

調査を実施し、その緊急度に応じて増、改、新設を図る。

① 河川に関する事項。宮川及び一之瀬川の護岸工事の促進を図る。
② 溜池に関する事項
③ 用排水路に関する事項
④ 堤防に関する事項
⑤ 治山に関する事項
⑥ 開拓、干拓に関する事項
⑦ 耕地整理に関する事項
⑧ 公有水面埋立に関する事項
⑨ 都市計画に関する事項
⑩ その他、建設事業に関する事項。電話については、新村一本の統合局とするよう努力する。ただし、不可能な場合は、中川村に通ずる電話線を内城田局経由に変更すること。無燈火地区及び未設置動力線地区に対する電線の導入を図ること。

(四) 本年度及び今後五か年度別財政計画(別紙添付)

(五) その他

① 青年団の統合に関する事項。統合し、旧村のものを各支部とする。
② 婦人会の統合に関する事項。青年団に準ずる。
③ 農業協同組合その他の協同組合の統合に関する事項。当分の間現在のままとする。
④ 農業共済組合の統合に関する事項。統合し、旧村のものを各支所とする。
⑤ 森林組合の統合に関する事項。農業共済組合に準ずる。

付属書類

(一) 旧村議会議員の任期は、促進法第九条第一項を適用し、その任期を昭和三十年七月十日までとする。

(二) 新村は、旧村を単位とする選挙区を設け議員の定数は、人口に比例して次のとおり定める。

小川郷区(五名)　内城田区(一〇名)　一之瀬区(六名)　中川区(五名)

合計(二六名)

(三) 旧村の教育委員会の選挙による委員については、促進法第九条の二を適用し、新村としてのこれが委員の定数を四名とし、その任期は昭和三十年七月十日までとする。

なお、右定数を越えるものについては、旧各村において、それぞれこれらの者の互選により定めるものとする。

(四) 旧村の農業委員会の選挙による委員については、農業委員会等に関する法律第三条第三項第二号の規定により旧各村の区域にこれを設け知事に申請、認可を得て旧村地区にそのまま存置するものとする。

(五) 新村発足後、手数料及び国民健康保険条例については、旧内城田村の条例を適用し、その他条例及び規則は、当分の間新村の旧各村の区域に施行する。

(六) 新村は、地方税の賦課に関し促進法第十四条を適用し、急激なる変化を来さないよう合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三か年間にこれが調節を図るものとする。

(七) 新庁舎の敷地については、三百坪程度を旧内城田村より提供する。

資　料

度審第三号

昭和三十年一月二十九日

度会地区町村合併促進審議会

昭和29年度及び以後5か年度の財政計画

(1)　歳　　入　　（単位　千円）

区分＼年度	29	30	31	32	33	34
1　村税	11,645	11,700	12,000	12,300	12,500	12,700
2　地方交付税	9,851	9,850	9,850	9,850	9,850	9,850
3　公営企業及び財産収入	18,180	9,000	5,000	3,650	4,900	5,100
4　使用料及び手数料	171	200	200	200	250	250
5　国庫支出金	1,802	26,750	20,750	16,000	14,100	11,000
6　県支出金	6,633	28,250	13,250	24,250	27,400	25,000
7　分担金及び負担金	100	5,500	8,500	7,000	8,000	8,000
8　寄附金	308	10,000	8,450	2,000	3,000	6,000
9　繰越金	3,484	1,550	2,700	1,000	1,200	1,300
10　雑入	267	300	200	250	200	200
11　繰入金	9,828	0	100	0	100	100
12　村債	2,200	32,000	18,500	15,500	13,500	11,500
歳入合計	64,483	135,100	99,500	92,000	95,000	91,000

(2)　歳　　出

区分＼年度	29	30	31	32	33	34
1　議会費	992	700	700	750	750	800
2　役場費	8,512	18,000	10,000	9,500	9,500	9,500
3　消防費	1,044	6,500	6,000	1,000	1,200	1,500
4　土木費	1,501	43,600	38,500	31,000	43,000	41,000
5　教育費	21,998	20,000	18,000	18,000	11,000	8,850
6　社会及び労働施設費	1,021	1,500	1,100	1,000	1,000	1,000
7　保険衛生費	497	500	550	10,500	10,500	2,500
8　産業経済費	14,428	36,100	20,250	16,000	14,000	16,500
9　財産費	2,127	350	350	400	400	350
10　統計調査費	94	250	200	250	250	250
11　選挙費	244	500	150	150	160	150
12　公債費	316	1,000	3,000	3,000	3,000	3,000
13　諸支出金	11,306	5,800	600	350	150	5,500
14　予備費	403	300	100	100	90	100
歳出合計	64,483	135,100	99,500	92,000	95,000	91,000

会長　　杉野信夫

内城田
中川
小川郷　　各村長殿
一之瀬

沼木村の合併策定案の変更について

町村合併の推進については、種々御配慮に預り居り厚く御礼申上げます。さて貴村合併案は、第六部五ヶ村に策定せられ居るのでありますが、沼木村並びに伊勢市より沼木村の合併につき伊勢市に合併策定案の変更方陳情書の提出あり、度会地区町村合併促進審議会に諮りたるところ、関係村の御了解さえあれば変更も止むを得ずとの結論に達しましたので、右賛否方御聞かせ願いたく御願い致します。

官報写

昭和三十年三月二十九日付第八四七〇号
総理府告示第六百十四号
村の廃置分合

地方自治法第七条第一項の規定により三重県度会郡小川郷村、内城田村、一之瀬村及び中川村を廃しその区域をもつて度会村を置く旨三重県知事から届出があつた。

右の廃置分合は昭和三十年四月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十年三月二十九日

内閣総理大臣　鳩山一郎

注　この総理府告示によって度会村が誕生した。

第二章　行政機構

行政機構の改革と変遷　度会町の行政機構の移り変わりについて述べたい。

地方自治法には、「地方公共団体はその事務の処理に当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果をあげなければならない」とうたわれているが、役場の事務の執行に当たっては、経済的、合理的な機構を設置する必要がある。合併当初は、中川、小川郷、一之瀬にそれぞれ支所を置き、役場の機構は、総務、税務、戸籍住民登録、経済、民生、土木、統計の七係を設置し、それぞれの係に係長を置いた。村議会、農業委員会、教育委員会、選挙管理委員会にそれぞれ事務局を設置して発足した。昭和三十年に係長制を廃止。さらに昭和三十二年六月一日より各支所を廃止したが、一之瀬地区にのみ第一連絡所を設置した。

昭和四十年四月一日、課室制条例が施行され、庶務、財政、民政、振興、管財、広報の六課と企画室が設置され、課、室長が置かれた。

その後、三回の機構改革が行われ、現在は、六課、四局となっている。昭和五十五年十一月一日現在の行政機関と行政委員会は、別図のとおりである。

町　議　会　合併時の議会議員は、町村合併促進法第九条第一項第一号の規定により旧村議会議員が全員昭和三十年七月十日まで存続した。

その数は、中川一四人、内城田一六人、小川郷一二人、一之瀬一六人合計五八人という大世帯であった。度会村発

歴代三役

役職	氏名	在職期間（昭和）
町長	大野　真資	三〇・五・一～三四・四・三〇
町長	福井　丶定	三四・五・一～三八・四・三〇
町長	大野　真資	三八・五・一～四二・四・三〇
町長	濱岡　和一	四二・五・一～五一・三・三一
町長	山下　孫一	五一・四・二八～現在

役職	氏名	在職期間（昭和）
助役	濱岡　和一	三〇・八・一～三四・五・三一
助役	北村佐太郎	三四・七・三一～三八・七・九
助役	伊藤　正三	四〇・四・一～四二・八・二〇
助役	松田　浅七	四二・九・二～五〇・四・三〇
助役	中川　省三	五〇・六・五～現在

役職	氏名	在職期間（昭和）
収入役	伊藤　正三	三〇・八・一～四〇・三・三
収入役	中村　正	四〇・四・一～四二・八・二〇
収入役	中川　省三	四二・八・二～五〇・六・四
収入役	亀田　栄一	五〇・六・五～現在

行政機関と行政委員会

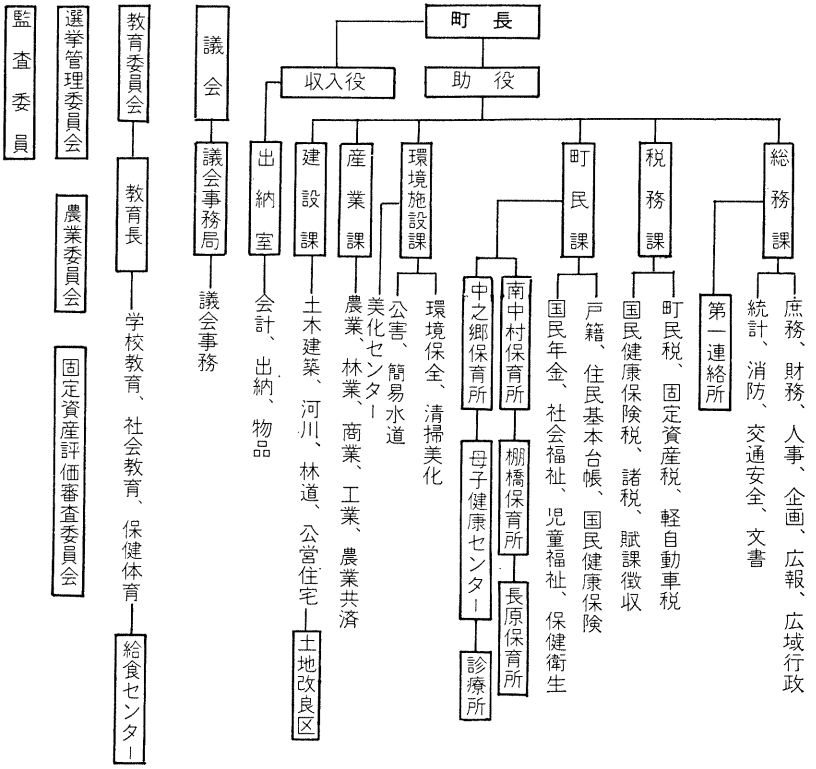

歴代町議会議長・副議長

区分	議長	副議長	就任年月日	退任年月日
初	河村乙衣	杉本光郎	30. 4. 1	30. 7.10
2	中井戸良一	—	30. 7.14	31. 7.15
〃	—	掛橋善三郎	30. 7.28	31. 7.15
3	廣良松	羽根文夫	31. 7.15	32. 7.31
4	掛橋善三郎	福井徳松	32. 7.31	33. 7.31
5	北村佐太郎	山本安一	33. 7.31	34. 7.20
6	北村利三	濱岡曽次郎	34. 7.20	35. 7.30
7	杉本光郎	東谷甚太郎	35. 7.30	36. 7.31
8	山本安一	福井一郎	36. 7.31	37. 7.26
9	東谷甚太郎	荻田庄一郎	37. 7.26	38. 7.20
10	作野貞三	上村勇助	38. 7.20	40. 7.24
11	清水菊三	岡山彦二	40. 7.24	42. 7.18
12	北村佐太郎	杉本光郎	42. 7.18	48. 7.13
13	廣良松	—	46. 7.13	50. 4.20
〃	—	西井三郎	48. 7.13	50. 7.14
14	西井三郎	中廣文男	50. 7.14	51. 7.22
15	杉本光郎	西村金右衛門	51. 7.22	52. 7.28
16	中広文男	中西定	52. 7.28	53. 7.20
17	廣良松	—	53. 7.20	54. 7.10
	—	杉本光郎	53. 7.20	54. 7.10
18	杉本光郎	中嶋一男	54. 7.13	現在に至る

議会の構成

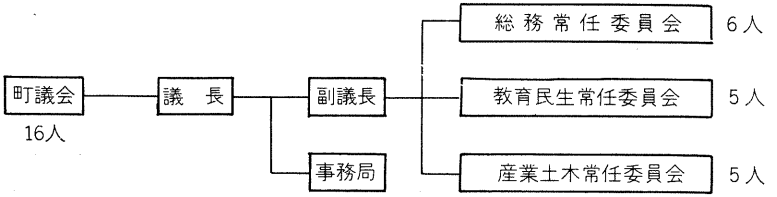

足後、最初の村議会は、昭和三十年六月二十四日に内城田中学校体育館で開催された。

この議会では、村議会議員の選挙区及び各選挙区における議員の定数に関する条例案を可決した。

その結果、村会議員の定数については、各旧村単位の小選挙区制が採用され、中川地区五名、内城田地区一〇名、小川郷地

歴代議会議員

初　代

（昭30. 4 . 1～昭30. 7 .10）　58人

岡山幸太郎	田畑安太郎	西村庄司	喜多嘉蔵
岡出儀右衛門	御村友吉	山口菊五郎	中野英一
門野淺吉	中井文八	奥田仁右衛門	作野保正
西村庄太郎	山本幸吉	山根春三	山下勘之助
北村孫次郎	河村乙叅	鈴本治助	荻田次郎吉
植村藤太郎	喜多壽雄	久保清次郎	舟瀬治平
今ヶ瀬民蔵	杉本光郎	福井良一	玉村幸一
西井助雄	坂谷豊松	井戸本耕	濱岡楠助
岡野元太郎	眞瀬正雄	中西義應	大西與吉
中村鹿藏	森楠平	西村善之丞	西川長一
浦田紀二郎	大西兵一郎	中谷覚次	中山辰吉
鳥羽齋吉	中田徳蔵	長谷川佳六	神森芳太郎
徳力悦造	大西保夫	掛橋久一	鳴川一三
山本安一	小岸悟郎	松井喜四郎	西山吉郎
中西幸助	坂本新八		

2　代

（昭30. 7 .11～昭34. 7 .10）　26人

羽根文夫	北村佐太郎	中井戸良一	世古長之助
縄手辻郎	橋本保爾	山本安一	岡出寅蔵
荻田庄一郎	掛橋善三郎	杉本光郎	森下捨松
西岡熊雄	三浦準平	作野貞三	浅井宗一
坂本高二郎	辻井大吉	尾崎一太郎	西村己吉
小岸伊三	廣良松	福井徳松	東出庄八
水小田米三	田畑仁平		

3　代

（昭34. 7 .11～昭38. 7 .10）　26人

亀田徳夫	大久保清七	荻田庄一郎	西村要蔵
福井一郎	東谷甚太郎	坂谷豊松	早川重三郎
中村信一郎	大西松之助	山北亥平	内田春生
北村利三	山根勝次	田村孫市	杉本光郎
奥本竹夫	神森芳太郎	北村敬二	山下茂雄
岡野源衛	西岡熊雄	山本安一	中嶋一男
岡山彦二	濱岡曽次郎		

4　代　（昭38. 7. 11～昭42. 7. 10）　22人

山下茂雄	荻田庄一郎	岡山彦二	釜谷周吉
北村重夫	中森文夫	世古良五郎	中野國男
西井三郎	上村勇助	石井　孝	森田用三
上井善次郎	鳥羽一生	清水菊三	神森克己
福井辰雄	世古武治	西岡右造	東出新市
倉田行雄	作野貞三		

5　代　（昭42. 7. 11～昭46. 7. 10）　16人

山下茂雄	荻田庄一郎	西井三郎	西村金右衛門
中西徳太郎	中井良平	村山正男	中廣文男
中野徳三郎	杉本光郎	南出丑松	徳力悦造
西岡熊雄	廣　良松	松井小三郎	北村佐太郎

6　代　（昭46. 7. 11～昭50. 7. 10）　16人

中嶋一男	藤田安生	世古捨吉	中廣文男
西井三郎	中西　定	杉本光郎	鈴木正夫
中野亮一	廣　良松	西村金右衛門	南出丑松
坂谷金三	竹内熊一	北村佐太郎	山下孫一

7　代　（昭50. 7. 11～昭54. 7. 10）　16人

山本茂生	西村金右衛門	杉本光郎	南　治夫
中廣文男	細谷利一	大西賢一	中村　茂
西井三郎	喜多武夫	中西　定	中森定助
御村友春	玉串逸孝	廣　良松	藤田幸彦

8　代　（昭54. 7. 11～現在）　16人

御村友春	杉本光郎	岩本忠義	岡山彦二
西村金右衛門	坂本喜洋	北川正平	大西賢一
水小田由蔵	中嶋一男	玉串逸孝	西田建次
細谷利一	中村　茂	小岸政裕	西井宜貞

区五名、一之瀬地区六名、計二六名と決まり、昭和三十年七月五日、この条例に基づく第一回度会村議会議員選挙が行われた。その後、三十四年七月の村議会議員選挙から全町一体の大選挙区制となり、三十八年七月から議員定数を二二名に、さらに四十二年七月から一六名に減員した。

また、議長、副議長、各正副常任委員長は、合併以来、申し合せにより一年交替又は二年交替で改選していた。五十五年七月現在では、議長、副議長、各正副常任委員長ともに二年交替として現在に至っている。

度会町の議会構成と歴代の正副議長並びに議員の就退任月日は別表のとおりである。

財政の移り変わり　度会町の財政は、自主財源(町税・財産収入・分担金・負担金・手数料・寄付金及び諸収入など)が低く、依存財源(地方交付税・国庫支出金・県支出金・地方譲与税・自動車取得税交付金及び地方債など)が歳入のほとんどという苦しい運営を繰り返している。

ちなみに昭和五十五年度一般会計当初予算における構成をみると自主財源は、三億九五六二万二〇〇〇円、依存財源は一一億九二五四万二〇〇〇円で、それぞれの比率は、自主財源三三パーセント、依存財源六七パーセントである。

このような貧弱な自主財源の中で、昭和三十年四月一日、町村合併当時に計画された諸事業は、昭和五十五年七月竣工の田口大橋の完成を最後としてすべてを完了している。

この間、一時期には、赤字団体に転落したが、苦しい財政運営を繰り返しながら、道路、橋梁などの建設事業の推進、社会福祉行政の拡大、し尿及びゴミ処理など衛生行政の充実、中学校の統合をはじめとする教育環境の整備、産業の振興、保育所の施設の増強など新しい町づくりが意欲的に実施され、町の財政は、年々膨張の一途をたどってきた。

このような財政状況の中で、諸事業が予想以上に進められてきたのは、町当局の努力もさることながら、地方財政制度が地方自治体に有利なように改革されてきた賜物であって、政治の力が地方自治体に及ぼす影響の大きいことが痛感される。

本町に直接影響のあった地方財政制度の沿革は、次のとおりである。

昭和二十四年、シャープ勧告によって、市町村の独立財源を強化するため、地方財政平衡交付金制度が採用された。

同二十九年、地方制度調査会及び税制調査会の答申に基づき、地方税法が大幅に改正され、たばこ消費税が創設された。また、さきに制定された地方財政平衡交付金総額の決定に当たり、地方団体の財源不足額の単なる積み上げ方式によっていたのを、国税三法(所得税・法人税・酒税)の一定割合とすることとし、平衡交付金の名称を地方交付税という名称に改め、交付額の公平安定化が図られた。

同年、市町村民税としては、原動機付自転車税(五〇〇円)が新設され、自転車税及び荷車税は、自転車荷車税に統合された。

同三十一年、地方交付税率が引き上げられ、国有資産等所在市町村交付金及び納付金制度が創設された。

同三十四年、地方交付税率が引き上げられた。

同三十八年、電気ガス税の税率が引き下げられ、これによる減税補塡を図るためのたばこ消費税の税率引き上げがなされた。また、自動車取得税交付金及び交通安全特別交付金などの特別財源措置がなされた。

昭和四十八年の石油危機以来の混乱も、翌四十九年の総需要抑制策によって、景気はしだいに鎮静化したが、同五十年以後の町の税収は、あまり伸びず、財政の硬直化傾向が見られるに至った。また、今後も税収の伸びは依然とし

て期待することができない状況であり、他に特定財源を求めることも不可能である。

したがって、今後における町の総合計画は、長期的な展望に立って、財政の見通しを把握した上で堅実な事業計画を樹立する必要がある。幸い税の徴収率は、年々向上し良好である。一般会計の昭和五十四年度決算における徴収率は、九八・八パーセントである。

昭和四十二年以後の財政状況は、別表のとおりである。

また、昭和四十四年四月一日、広域行政の一つとして設置された、鳥羽市と度会志摩両郡の一二町村で組織する伊勢志摩市町村税等滞納整理組合には、当町も加入し効果をあげている。その組合の所在地は、伊勢市岩渕一丁目十二番十八号である。

本町の財政力の推移、町民の町費負担の状況及び一般会計並びに特別会計における歳入歳出決算の状況は、それぞれ別表のとおりである。

財政力の推移　（財政力指数による）

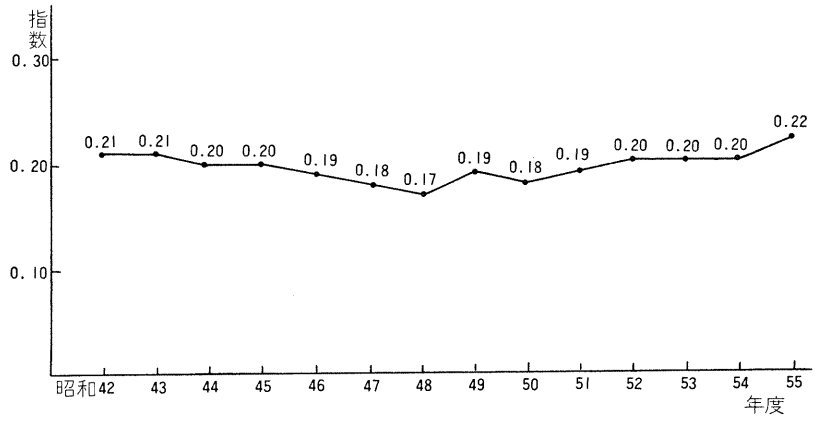

財政力

地方財政状況調査

年度	基準財政需要額 (A)	基準財政収入額 (B)	普通地方交付税	財政力指数 (B/A)	公債費比率
	千円	千円	千円		
昭和42年	88,853	18,657	70,196	0.21	1.1
43	104,524	21,602	82,922	0.21	1.8
44	128,699	25,390	103,351	0.20	1.4
45	153,517	31,233	122,284	0.20	1.8
46	199,868	37,852	161,411	0.19	2.5
47	242,786	43,254	199,532	0.18	3.9
48	300,015	51,772	248,244	0.17	4.8
49	398,541	77,500	321,041	0.19	5.3
50	485,595	89,336	395,733	0.18	6.6
51	527,088	97,760	428,960	0.19	10.1
52	606,136	122,622	482,462	0.20	10.9
53	705,750	141,452	563,376	0.20	9.9
54	785,542	159,246	625,652	0.20	10.9
55	856,791	185,074	671,118	0.22	(11.3)

町費負担の状況

地方財政状況調査

年度	普通会計の決算			町税負担		
	決算額	一世帯当たり	一人当たり	現年課税分	一世帯当たり	一人当たり
	千円	円	円	千円	円	円
昭和42年	115,941	63,774	13,735	27,272	15,001	3,231
43	153,988	84,842	17,308	28,187	15,530	3,168
44	191,051	105,378	21,762	32,620	17,992	3,715
45	299,390	162,800	34,728	39,708	21,592	4,606
46	341,147	185,507	40,196	42,475	23,097	5,005
47	420,590	228,086	49,319	51,000	27,657	5,980
48	514,820	275,895	59,884	62,145	33,304	7,229
49	793,027	422,047	92,492	86,911	46,254	10,137
50	1,238,178	652,359	143,440	86,669	45,663	10,040
51	1,160,761	606,775	133,913	117,436	61,388	13,548
52	1,503,315	777,309	171,749	136,511	70,584	15,596
53	1,616,043	872,593	184,417	156,271	80,057	17,833
54	1,659,522	839,414	187,305	184,382	93,264	20,811

普通会計の決算額（歳入）　　地方財政状況調査

区分	昭和42年度		45		48		51		54	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
地方税	27,944	20.2	39,845	12.7	62,513	10.9	116,083	9.5	183,456	10.5
地方譲与税	—	—	—	—	3,783	0.7	12,468	1.0	20,668	1.2
自動車取得税交付金	—	—	5,620	1.8	8,224	1.4	13,328	1.1	18,703	1.1
地方交付税	73,646	53.1	130,193	41.6	265,404	46.3	464,690	37.9	679,737	38.9
普通	70,196	50.7	122,284	39.0	248,244	43.3	428,960	35.0	625,652	35.8
特別	3,450	2.4	7,909	2.6	17,160	3.0	35,730	2.9	54,085	3.1
分担金・負担金・寄附金	1,045	0.8	6,658	2.1	13,401	2.4	23,308	2.0	16,366	0.9
使用料	6,962	5.0	6,759	2.1	11,990	2.1	18,156	1.5	25,844	1.5
手数料	495	0.4	631	0.2	961	0.2	1,682	0.1	2,426	0.1
国庫支出金	9,472	6.8	25,376	8.1	63,649	11.1	237,182	19.3	285,273	16.4
県支出金	4,672	3.4	24,736	7.9	24,096	4.2	78,590	6.4	88,849	5.1
財産収入	377	0.3	5,637	1.8	2,337	0.4	3,915	0.3	3,184	0.2
繰入金	—	—	—	—	—	—	—	—	34,700	2.0
繰越金	9,525	6.9	43,753	14.0	20,817	3.6	78,971	6.4	82,328	4.7
諸収入	1,852	1.3	4,005	1.3	6,205	1.1	27,178	2.2	39,975	2.3
地方債	2,400	1.8	20,000	6.4	89,600	15.6	150,600	12.3	264,200	15.1
歳入総額	138,390	100.0	313,213	100.0	572,980	100.0	1,226,151	100.0	1,745,709	100.0

町税の内訳　　地方財政状況調査

区分	昭和42年度		45		48		51		54	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
総額	27,944	100.0	39,845	100.0	62,513	100.0	116,083	100.0	183,456	100.0
町民税 個人分	4,207	15.1	6,031	15.1	19,169	30.7	46,264	39.9	76,125	41.5
町民税 法人分	860	3.1	5,638	14.1	4,339	6.9	6,422	5.5	4,901	2.7
固定資産税	12,932	46.3	14,161	35.6	21,018	33.6	37,433	32.2	64,203	34.9
軽自動車税	2,353	8.4	3,566	9.0	4,350	7.0	5,944	5.1	7,477	4.1
たばこ消費税	4,990	17.8	6,918	17.4	9,161	14.7	11,623	10.0	18,738	10.2
電気税	2,259	8.1	3,278	8.2	4,186	6.7	7,062	6.1	10,938	6.0
鉱産税	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—
木材引取税	339	1.2	251	0.6	277	0.4	194	0.2	225	0.1

特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	1,141	1.0	849	0.5
小計（法定普通税）	27,940	100.0	39,845	100.0	62,500	100.0	116.083	100.0	183,456	100.0
旧法による税	4	—	—	—	13	—	—	—	—	—
徴収率（現年課税分）	97.6		99.3		99.8		98.6		99.4	

普通会計の決算額（歳出）　　地方財政状況調査

区分	昭和42年度		45		48		51		54	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
人件費	43,360	37.4	77,766	26.0	139,700	27.1	278,710	24.0	355,903	21.4
うち職員給	31,813	27.4	58,104	19.4	100,856	19.6	201,122	17.3	236,384	14.2
物件費	21,271	18.3	33,885	11.3	54,758	10.6	82,329	7.1	118,830	7.2
維持補修費	4,237	3.7	9,154	3.1	15,874	3.1	14,520	1.2	14,769	0.9
扶助費	2,600	2.2	3,280	1.1	28,301	5.5	44,789	3.9	66,690	4.0
補助費等	7,868	6.8	18,721	6.2	24,239	4.7	108,081	9.3	116,066	7.0
公債費	2,632	2.3	4,456	1.5	18,254	3.9	63,942	5.5	125,501	7.6
積立金	—	—	—	—	16,560	3.2	—	—	73,170	4.4
投資・出資金・貸付金	20	—	—	—	2,011	0.4	708	0.1	23,493	1.4
繰出金	2,300	2.0	5,760	—	15,720	3.1	23,798	2.0	62,581	3.8
前年度繰上充用金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計 Ⓐ	84,288	72.7	153,022	51.1	315,417	61.3	616,877	53.1	957,003	57.7
投資的経費Ⓑ	31,653	27.3	146,368	48.9	199,403	38.7	543,884	46.9	702,519	42.3
普通建設事業費 補助事業費	3,508	2.9	46,968	15.7	35,713	6.9	219,453	18.9	396,480	23.9
普通建設事業費 単独事業費	13,363	11.5	76,648	25.6	126,013	24.5	159,934	13.8	187,793	11.3
普通建設事業費 県営事業負担金	13,065	11.2	21,859	7.3	13,393	2.6	13,723	1.2	49,319	3.0
普通建設事業費 同級他団体負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通建設事業費 受託事業費	—	—	—	—	—	—	12,779	1.1	17,236	1.0
災害復旧事業費	1,917	1.7	893	0.3	24.284	4.7	137,995	11.9	51,691	3.1
歳出総額 Ⓐ＋Ⓑ	115,941	100.0	299,390	100.0	514,820	100.0	1,160,761	100.0	1,659,522	100.0

歳出の目的別決算額　　地方財政状況調査

区分	昭和42年度		45		48		51		54	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
議会費	2,453	2.1	6,802	2.3	14,410	2.8	26,315	2.3	34,987	2.1
総務費	25,517	22.0	36,634	12.2	64,728	12.6	114,894	9.9	241,389	14.5
民生費	19,598	16.9	29,584	9.9	72,080	14.0	115,566	10.0	165,077	9.9
衛生費	5,073	4.4	12,269	4.1	22,325	4.3	71,041	6.1	119,537	7.2
農林水産業費	13,257	11.4	59,795	20.0	50,819	9.9	75,228	6.5	180,178	10.9
商工費	—	—	3	—	952	0.2	1,438	0.1	1,992	0.1
土木費	23,688	20.4	80,589	26.9	106,259	20.7	261,167	22.4	396,023	23.9
消防費	1,268	1.1	3,526	1.2	10,832	2.1	40,196	3.5	52,086	3.1
教育費	20,538	17.7	64,839	21.6	129,875	25.2	252,959	21.8	291,061	17.6
災害復旧費	1,917	1.7	893	0.3	24,284	4.7	137,995	11.9	51,691	3.1
公債費	2,632	2.3	4,456	1.5	18,256	3.5	63,962	5.5	125,501	7.6
諸支出金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歳入総額	115,941	100.0	299,390	100.0	514,820	100.0	1,160,761	100.0	1,659,522	100.0

昭和55年度普通会計予算

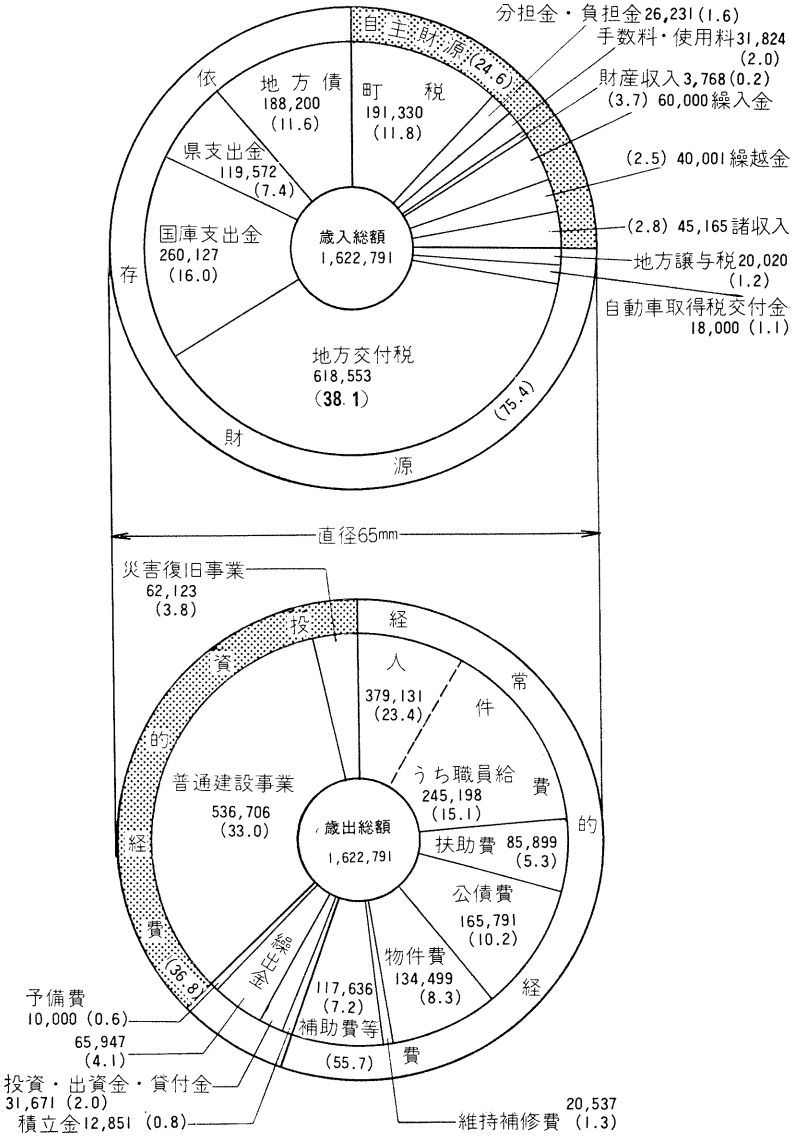

金額単位　千円，(　　)内数字パーセント



広報わたらい「創刊号」



明治時代の広報紙「内城田通信」

第三章　主なできごと

本町が発足した昭和三十年四月一日から昭和五十五年十一月までの町政の動きの中から、他の項目に該当しないものを抽出して、記録にとどめたい。

広報「わたらい」の発行　広報「わたらい」の創刊号は、昭和三十二年七月に発行した。大野村長は、創刊のことばで「村政の現状を広く皆様にお伝えし、その内容を熟知していただき、村政に対する正しいご理解とご協力を得ることがその主な目的である」と述べている。その当時、三重県下で広報紙を発行している町村は、ごく少数であったが、その後、広報「わたらい」は順調に発行を続け昭和五十五年十月号で二〇二号を数えている。

伊勢湾台風　昭和三十四年九月二十六日、午前七時ごろ東海近畿地区を襲った台風十五号は、本町にもかってない大被害をもたらした。この台風の被害は、伊勢湾沿いの三重県と愛知県が激甚であったため、気象庁は「伊勢湾台風」と名づけた。

本町の場合、山林の倒木は全町に及び、個人の生活に直ちに影響する住宅や作業納屋などの受けた打撃が甚大で住家の全壊六四戸、半壊一二九戸という数字を見てもその猛威をうかがうことができる。

公共施設の被害は、中川小学校が一番大きく、第三棟の音楽室は、スレート葺きの屋根がすべて吹き飛んで青空教室の状態となり、第一棟、第二棟の普通教室も第三棟のスレート葺きの瓦が雨のように降ったため、屋根や窓を大破したほか、新築したばかりの給食室も屋根が全部もぎ取られて、ブロック造りの外壁だけが残っているという状況で

あった。その他の学校も屋根瓦やガラス戸が飛び散り手のつけられない状態で、学校関係の被害だけでも七七九万円と推定された。

このほか、伊勢湾台風の特徴は、山林に与えた被害の大きかったことで、山全体の大木が根もとから切り取ったように重なりあって倒れているのがいたるところで見られるありさまであった。また、これらの倒木の伐採と搬出は、その後、幾年も続き、どの木材市場でも倒木の山を築いた。

全県下に災害救助法が発令されたが、村では、直ちに「災害対策本部」を役場内に設置し、復興に取り組んだ。広報「わたらい」に登載された十月五日現在の被害状況は、次のとおりである。

台風十五号の被害状況

▼住家（カッコ内は被災人員）
全壊　六四戸（三一三人）
半壊　一二九戸（六四五人）
浸水　一戸（　六人）
合計　七七〇戸（九六四人）

▼非住家　五三四戸

▼人的被害
重傷　二人
軽傷　一一人
合計　一三人

▼農業被害
田　流失埋没　五町歩
冠　水　五六町歩
畑　冠　水　二四町歩
合　計　八五町歩

▼農産物の被害金額　二一、〇〇〇千円

▼林業被害
炭　窯　三七基
木炭倉庫　一八棟
作業道　三、八〇〇メートル
製材場　七棟
土　場　三〇ヵ所

▼林産物被害金額　五五、〇〇〇千円

▼土木農林施設被害
道　路　一五ヵ所　六〇〇千円
橋　梁　一ヵ所　二〇〇千円
農業施設　四ヵ所　四〇〇千円
林　道　四ヵ所　一、〇〇〇千円
合　計　二四ヵ所　二、二〇〇千円

▼学　校
内城田小　一八〇千円
中　川　小　二、四四〇千円
一之瀬小　九五〇千円
小川郷小　九二〇千円
内城田中　九一〇千円
中　川　中　五八〇千円
一之瀬中　八〇〇千円
小川郷中　四五〇千円

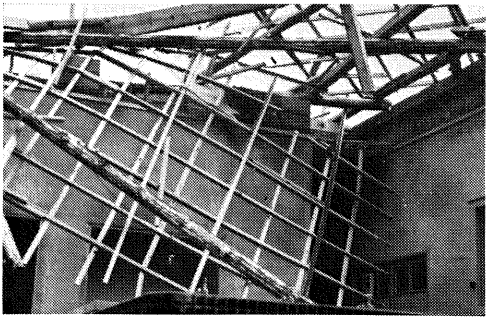

中川小給食室

伊勢湾台風による被害

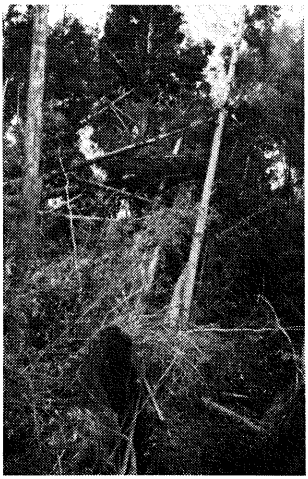

倒　木　林



内城田中校舎

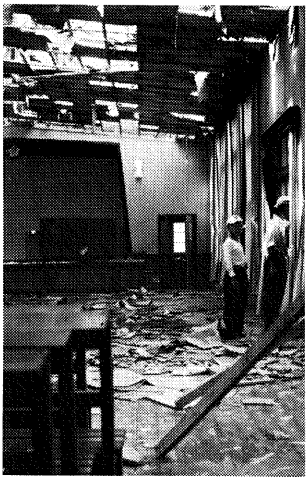

中川小講堂



復旧作業中の内城田中学校生徒

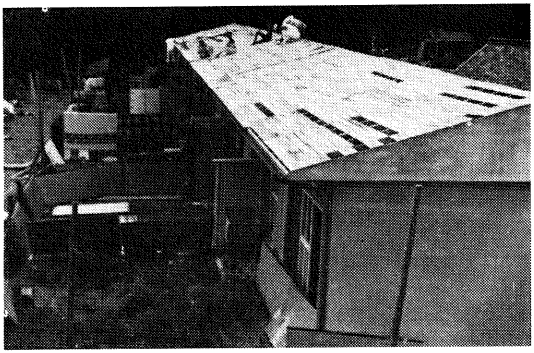

屋根のはがれた村営住宅



屋根のこわれた民家



全壊した民家

合　計　七、二三〇千円

▼その他（カッコ内は施設数）

役場庁舎および会議室等（三）
三九〇千円

連絡所（四）
一一一千円

登記所（一）
七〇千円

保育所（二）
九〇千円

公民学園他（三）　五七〇千円

母子センター（一）　一七五千円

診療所他（三）　九五千円

公営住宅（二四）　五七〇千円

合　計　二、〇七一千円

▼教員住宅

一之瀬小（二）　一一〇千円

一之瀬中（三）　一三〇千円

小川郷小（二）　一一〇千円

小川郷中（一）　六〇千円

内城田小（一）　一〇千円

中川小（一）　三〇千円

中川中（一）　一一〇千円

合　計　五六〇千円



度会村章（現町章）の制定　度会村章（現町章）は、昭和三十五年三月、合併五周年を記念して制定された。全国各地から集まった四九七点を同年三月二十三日、三重大学教授・足代義郎氏が審査の結果、岐阜市白木町、田辺卓氏の作品が採用された。

村章は、度会村の「わ」の図案化で、左側は森林をかたどり山に生きる度会村を表現し、右側を円でまとめて、円満な村の発展を象徴（しょうちょう）している。昭和四十三年一月一日、町制施行により町章となる。

役場庁舎の誕生　役場庁舎の建設は、合併当初の計画として策定（さくてい）され、昭和三十四年三月、その一部（一二〇平方メートル）が完成、さらに昭和三十六年十二月、鉄筋コンクリート二階建（一部三階）総面積九四五平方メートル（本館八六八メートル、付属建物七七平方メートル）総工費一九二六万円で完成し、新村にふさわしい近代的な庁舎が誕生した。

その後、同敷地内に商工会、協業センターなどの施設が建設された。

一之瀬財産区問題の解決　合併当時、一之瀬財産区として新村に引き継がれた山林については、その処理をめぐって、最も大きな課題として論議された。

その山林のうち七七七町歩については、昭和三十三年十一月三十一日の村議会で一之瀬地区の住民を対象に譲渡（じょうと）することが可決された。また度会村と三重県との間に締結（ていけつ）した契約（けいやく）に基づく三重県営県行造林一〇九町九反歩については、同日の議会で可決された「度会村義務教育振興財産条例」により、その土地から生ずる分配金は、すべて一之瀬地区の義務教育振興に充当することと規定された。ところが一之瀬地区住民は、この処置を納得（なっとく）できないとして前記条例の廃止を求めていた。

その後、町当局と一之瀬地区の代表者との間でたびたび協議の結果、成案がまとまり、昭和三十四年十二月二十六

日の定例町議会において、「度会村義務教育振興財産条例を廃止する条例案」と「財産「土地（立木を含む。）」の処分について」の二議案が可決され、一之瀬財産区問題は、合併以来五か年ぶりに円満解決された。

その内容は、一之瀬財産区の川上字七洞（ななほら）、三重県営県行造林、一六筆、一〇九町九反歩、川上ツヅラ俣、四筆、二五町歩、合計二〇筆、一三四町九反歩を一之瀬地区生産森林組合へ譲渡し、その代償（しょう）として一之瀬生産森林組合から度会村へ現金一四〇〇万円と小萩フングリ岩七〇一番地の山林一三町八反九畝五歩（実測面積約三〇町歩）を寄付するというものであった。

町制施行　度会村の誕生以来、一三年目の昭和四十三年一月一日から町制を施行した。

町制施行の要件は、県条例で定められていて、かなり厳しいものであったが、町民一体の努力が実を結び、町としての要件を備えたので、県下で四五番目の町として、新たな出発をした。自治省告示の「写」は、次のとおりである。

自治省告示第百六十六号

村を町とする処分

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条第三項の規定により、三重県度会郡度会村を度会町とする旨、三重県知事から届出があった。

右の処分は、昭和四十三年一月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和四十二年十一月十五日

自治大臣　藤枝泉介

サニー道路着工　南勢町から伊勢市、度会町及び玉城町を経て明和町に至る南伊勢地区広域営農団地基幹農道整備事業（別名サニー道路）の起工式は、昭和四十九年十一月十五日、起点となる南勢町船越（ふなこし）の現場で行われた。

この道路は、伊勢市ほか四町のみかん、茶、畜産物及び米などの基幹作物の育成をはかるとともに、小規模な零細（れいさい）

事業費

県営事業費	千円
農林	1,785,000
建設	1,270,000
計	3,055,000

注　農林は農林省、建設は建設省をいう。

事業完成後の受益面積

計画	ha
田	1,897
畑	669
樹園地	1,348
その他	85
計	3,999

主要工事量

基幹道路工	農林		建設		計
		m		m	m
道路工		10,004		11,844	21,848
橋梁工	3か所	287	5か所	142	429
隧道工	4か所	1,677	1か所	490	2,167
計		11,968		12,476	24,444

団地をこの道路で結び関係地域における農産物の生産から出荷までの仕事を広域化することがねらいである。

また、道路のほかに総合センターなどの施設を新設又は拡充し、一貫した市場へのルートを確立しようというもので、これにより、当地域の農業振興と生活環境を図ろうとするもので、サニー道路にかける期待は大きい。

この事業は、県営事業として実施されるが、道路の延長二四キロ四四四メートル、幅員七・五メートル、当初計画の総事業費は、三〇億五五〇〇万円という大規模な計画である。

予算は、農林省と建設省の両予算枠で行われ、国が六五パーセント、県が二五パーセント、地元（一市四町）が一五パーセントの負担割合となっている。受益面積、工事量及び事業費の概要は別表のとおりである。

また、事業年度は、昭和四十八年から昭和五十二年までの五か年計画であったが、事業は、予算などの都合で大幅に遅れ、町史発行の今日では完成していない。

七夕豪雨　昭和四十九年七月七日に発生した台風八号による集中豪雨は、本町全域にわたり未曽有の大被害をもたら



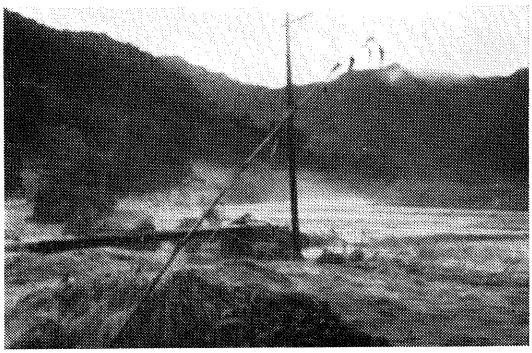

七夕豪雨（小萩地内）

した。

当町役場での記録によると一時間当たりの雨量は最高で八一ミリメートル、連続雨量は、五二四ミリメートルという数値を示した。この日は、参議院議員選挙が行われたが、県道といわず町道といわず随所で決壊し、崖くずれや土石流が道路を遮断したため、投票所から開票所まで投票箱を送致できない投票所がほとんどという状態であった。

したがって、本町発足以来初めてという翌日開票の措置がとられた。道路の決壊や田畑の流失は、むしろ伊勢湾台風をしのぐものがあり、その復旧には、長年月を要した。

本町建設課が記録している公共土木施設並びに農林水産施設の災害復旧事業の概要は、次のとおりである。

△公共土木施設

種別	件数	事業費（千円）
道路	三七	三六、四四六
河川	八三	一三三、三五九
橋梁	四	八、六六六

合　計	一二四	一八五、一五九
国庫負担金		一七四、七九〇
△農業施設		
種　別	件　数	事業費（千円）
農　地	八七	二七、五四八
農業用施設	一〇九	九九、二三五
合　計	一九六	一二六、七八三

総合計画まとまる　昭和四十四年、地方自治法の改正により、市町村は、長期総合計画を策定し、議会の議決によりこれを実施することとなった。

この法の趣旨に基づき、本町では、昭和四十六年七月、定例町議会で、町総合開発計画審議会条例を可決、同年八月五日、度会町総合開発計画審議会を発足させ、執行部が策定した計画案をこの審議会で五年余にわたり審議の結果、昭和五十二年三月「明るく、住みよい、生きがいのある町づくり」をスローガンに掲げて、その後の一〇年間の町政の進め方を第一章、序章。第二章、基本構想。第三章、基本計画の三章にまとめ、前向きにきめの細かい見通しを立てている。その中で度会町の将来計画としての基本構想を次のように示している。

(一)　生活環境の整備　　(二)　社会福祉の充実　　(三)　防災安全の確立　　(四)　町基盤の整備
(五)　産業の振興　　(六)　教育文化の充実　　(七)　住民行政の充実

この七つの部分に分けて述べられている。

また、基本目標は「みどり豊かな自然の地理的条件をもとに、地域の特性を生かした均衡ある土地利用をはかり、産業を振興し、生活環境の整備などをはかりつつ、しあわせな生活ができる福祉社会の建設をめざして、明るく住み

よい、生きがいのある町づくりを推進する。」としている。

これを次のように具体的に区分し、基本目標を達成する。

① 明るい町づくりのために
わたくしたち町民が安心して生活できる環境づくりを推進するため、生活環境の整備、社会福祉の充実及び防災安全の確立をはかる。

② 住みよい町づくりのために
わたくしたちは、本町に生まれ、住み、働くことができる住みよい町づくりをめざして、町基盤の整備及び産業の振興をはかる。

③ 生きがいのある町づくりのために
わたくしたちは、社会の構成員として、連帯を保ちつつ、生きがいのある町づくりを推進するため、教育文化並びに住民行政の充実をはかる。

町の木「ヒノキ」決まる　昭和五十五年、三重県菰野町において開催された全国植樹祭の記念行事の一環として、各市町村で市町村の木を選んだ。

本町でも度会町の木選定委員会を設置し、町民から募集した一〇六八点中から審査の結果「ヒノキ」を選定し、昭和五十四年五月十八日、度会町告示第十号で「ヒノキ」を町の木に指定した。

なお、五十五年秋、菰野町で開催された全国植樹祭当日、植樹祭会場周辺に造られた「市町村の森」に度会町の木としてヒノキが植えられた。

第四章　古代・中世

一　度会町のあけぼの

1　はじめに

日本列島に人類が住むようになったのは、いつごろなのかはっきりしたことはわからない。しかし、洪積世のころの石器が、群馬県岩宿（いわじゅく）から発見されたことから、このころに人類が生活していたことがうかがえる。

沖積世の初期には、新石器と土器の製作や使用が始まり、また、日本列島も大陸とのつながりが切れ、四方を海に囲まれた列島になった。そうして、数千年前には地形も気候も動植物相も基本的には、現在と同じになったと考えられている。

古代日本人はどこから来たのであろうか。学者によって、南方渡来説や北方騎馬民族説をはじめ、原日本人説などがとられているが確かなことはわからない。

私たちの町の祖先はどうであろうか。現在の学説による時代区分と、その概要を略述しながら、主な町内の遺跡や遺物、近隣町村からの出土品などから類推して考えてみよう。

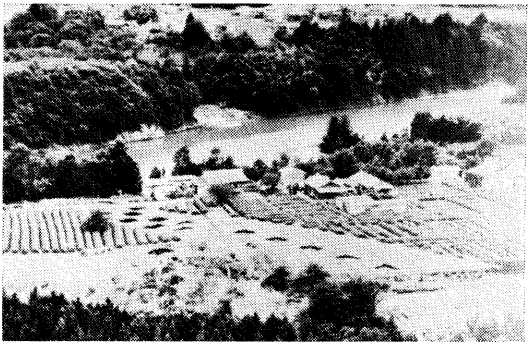

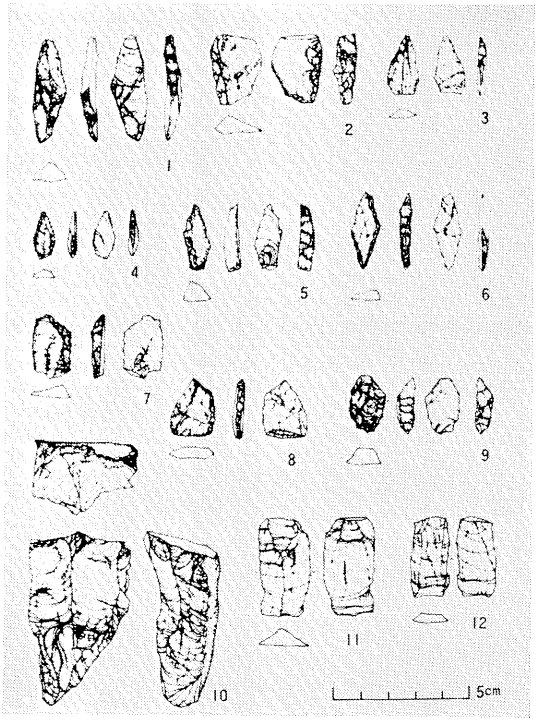

出張遺跡出土品と遠望

2　先土器時代

土器を作ることを知らないで、道具といえば石を打ち砕いて作った石器を使用していた時代を〃先土器時代〃又は〃プレ縄文時代〃あるいは〃無土器文化時代〃とよんでいる。

先土器時代の石器の変化は、

敲打器文化→刃器文化→尖頭器文化→細石器文化

のように推移したと考えられている。

本県における先土器文化は、現在のところ刃器文化に始まっていると考えられ遺跡の多くは、今のところ櫛田川と宮川の中流域で発見されている。

栃原・出張遺跡　度会町に近い町村のこれらの遺跡は、多気郡勢和村丹生や色太、多気町相鹿瀬、大台町栃原などにみられる。なかでも田口地区と宮川をはさんで相対する大台町栃原の出張遺跡は代表的なもので、宮川とその支流濁川の合流点にはさまれた台地にあり、一帯は茶園となっていた。昭和五十一年に着工し、昭和五十五年七月に完成した度会町と大台町を結ぶ田口大橋の架設により、その取付道路がこの遺跡を横断するために発掘調査が実施された。ここからはナイフ形石器、尖頭器、細石器核など先土器時代の遺物が出土している。

これらのことから、当町の近隣にはおよそ一万年前に人々の生活があったと考えてよいと思われる。

3　町内の遺跡

次にあげる遺跡一覧表は、昭和四十五年に三重県が中南勢開発地域における遺跡の現状を調査し、「中南勢開発地

域遺跡地図」としてまとめたものをもとにして、その後、新しく発見された遺跡を加えて作成したものである。

遺跡一覧表

遺跡番号	県	市町村	種別	遺跡名	所在地	地目	時代	遺跡概況 規模・現状・遺構	遺跡概況 出土遺物	備考
二五三		一	古墳	黒土古墳	葛原字黒土四三〇	草生地	古墳		直刀片、土師器片	痕跡
二五四		二	〃	新田古墳	〃新田	畑	〃		直刀片、土師器片	消滅
二五五		三	遺物包含地	葛原新田遺跡	〃〃	〃	弥生		石斧、高坏	欠番
二五六		四								
二五七		五	経塚？	虫穴山経塚	大野木字岡野陵四六	山林				
二五八		六	〃	棚橋経塚	棚橋	草生地				
二五九		七	遺物包含地	上久具遺跡	上久具字森添	畑	縄文		石斧	
二六〇〇		八	経塚	岡部経塚	大久保字岡部	山林				
二六〇一		九	古墳	里古墳	鮠川字里	畑	古墳			
二六〇二		一〇	遺物包含地	鮠川遺跡	〃		縄文		石鏃（石の矢じり）	
五五六		一一	古墳	高岡古墳	大野木高岡	山林	古墳	円墳、径七m、高一m、石積あり		古墳と推定
五五七		一二	遺物包含地	山起遺跡	〃山起	畑	室町茶園		土師器片、土錘	
五五八		一三	〃	備後垣内遺跡	〃備後垣内	〃	中世〃		土師器片、サヌカイト片	
五五九		一四	〃	笹原遺跡	大野木笹原	〃	中世		サヌカイト片	
五五一〇		一五	〃	大西遺跡	牧戸大西	〃	中世茶園		土師器片、サヌカイト片	
五五一一		一六	〃	中学校東遺跡	棚橋	〃	縄文		石鏃、フレイク	

五五三	一七	遺物包含地	万野遺跡	下久具万野	畑	縄文	散布地広い	各種石器、縄文式土器、土師器片	
五五三	一八	〃	前村遺跡	〃前村	〃	縄文中世	茶園	土師器片、サヌカイト片	万野遺跡の延長か
五五四	一九	〃	油屋前遺跡	〃油屋前	〃	〃	〃	土師器片、サヌカイト片	〃
五五五	二〇	〃	宮の前遺跡	〃宮の前	〃	〃	〃	土師器片、サヌカイト片	〃
五五六	二一	〃	西林遺跡	上久具西林	〃	縄文	〃	縄文式土器、チャート片、土師器片	
五五七	二二	〃	チカバネ遺跡	立岡チカバネ	〃	中世	〃	土師器片	
五五八	二三	〃	宮西遺跡	当津宮西	〃	〃	〃	土師器片	
五五九	二四	〃	ネギタ遺跡	〃ネギタ	〃	〃	〃	刀	
五六〇	二五	〃	シロアト遺跡	南鮑川シロアト	〃	〃	〃	土師器（盤？）	
五六一	二六	〃	東出遺跡	長原東出	〃	〃	〃	土師器片、チャート片	
五六三	二七	〃	ノボリ遺跡	〃ノボリ	〃	縄文	〃	縄文式土器片、土師器片	
五六三	二八	〃	坂井北遺跡	坂井	〃	〃	〃	縄文式土器片、フレイク石鏃	
五六四	二九	〃	大野A遺跡	上田口大野	〃	中世	茶園	土師器片、サヌカイト片	
五六五	三〇	〃	〃B遺跡	〃〃	〃	縄文	〃	縄文式土器片	
五六六	三一	〃	奥出遺跡	注連指奥出	〃	中世	〃	土師器片	
五六七	三二	経塚	小原経塚	日向小原	山林	〃	もと方一間の石積あり		痕跡
五六八	三三	城跡	一之瀬城址	脇出	社境内	〃	一之瀬神社境内四〇×一一〇m		
五七〇	三四	〃	馬場城址	日向字小原	山林	室町	二五×三五m		全壊

六七二八	三五	城跡	山川城址	下久具字山川	山林	室町	五〇×八〇m				
六七二九	三六	〃	麻加江城址	麻加江字奥屋敷	〃	〃	六〇×七〇m				
六七三〇	三七	〃	山崎館址	立花字山崎	水田	〃	一一〇×一〇〇m				
六七三一	三八	〃	長原城址	長原字登	社寺境内	〃	四〇×三五m				
六七三二	三九	〃	南鮠川城址	鮠川字浦の上	山林	〃	三五×五〇m				
六七三三	四〇	〃	立岡城址	立岡	〃	〃	頂上部一五×二五m				
六七三四	四一	〃	牧戸城址	牧戸	社寺境内	〃	二〇×七七m				
六七三五	四二	〃	城山城址	棚橋	宅地	〃					
六七九四	四三	〃	蓮華寺城址	蓮華寺	山林	〃					
六七九五	四四	〃	奥屋敷砦址	麻加江字奥屋敷	〃	〃	七〇×八〇m				
六七九六	四五	古墳	瀬の山古墳	葛原字背の山	〃	古墳	円墳、径八・五m、高一・三m				
六七九七	四六	〃	丸山古墳	大野木	〃	〃	石室露出、長径一一・三m、短径一・四m、深さ一・五m				
六七九八	四七	遺物包含地	内城田中東遺跡	棚橋	畑	縄文	一五〇×一五〇m	土師器片			
六七九九	四八	〃	寺垣外遺跡	矢村字寺垣外	畑・水田		五〇×五〇m	土師器片			
六八〇〇	四九	〃	ヤンゲ遺跡	田間字ヤンゲ	畑		一〇〇×一五〇m	土師器片、山茶碗片			
六八〇一	五〇	〃	小広木遺跡	〃 小広木	水田		二〇〇×五〇m	弥生土器片、土師器片、常滑焼片			
六八〇二	五一	〃	前山遺跡	〃 前山				縄文土器片、土師器片、山茶碗片			
六八〇三	五二	〃	惣門遺跡	大久保字惣門	畑	縄文	一五〇×八〇m				

七八四	五三	遺物包含地	鮠川大橋北詰遺跡	鮠川	畑				土師器片
七八五	五四	墳墓	大山中世墓群	長原字大山	山林	鎌倉	二〇×二〇m五輪塔		土師器片
七八六	五五	遺物包含地	研山遺跡	〃　研山	畑	〃	一〇〇×五〇m		土師器片、山茶椀片、中世陶器片
七八七	五六	〃	向村遺跡	立花字向村	畑・水田	〃	一〇〇×七〇m		土師器片、山茶椀片、縄文土器片、石鏃、礫器、山茶椀片、土師器片、青磁
七八八	五七	〃	栢垣内遺跡	麻加江栢垣内	畑	縄文	一〇〇×一〇〇m		
七八九	五八	〃	東出遺跡	下田口字東出	畑・水田		四〇×一五〇m		土師器片、山茶椀片
七九〇	五九	〃	犬谷遺跡	下田口字犬谷	畑	〃	五〇×二〇m		土師器片、山茶椀片
七九一	六〇	〃	中西遺跡	〃　中西	〃	〃	一〇〇×五〇m		土師器片、山茶椀片
七九二	六一	寺院址	下田口廃寺跡	〃　〃	畑・水田	〃	マウンド、高一・五m		土師器片、経石
七九三	六二	経塚	村中遺跡	上田口字村中	山林	〃		南北朝	古瀬戸蔵骨器
八三五	六三	中世墓	五輪堂遺跡	川口字堂山					

以上のほか、県の文化財台帳に、未登載となっているものを列挙すると、

番号	市町村	種別	遺跡名	所在地	地目	時代	遺跡概要 規模、現状、遺構	遺跡概要 出土遺物	備考
六四		経塚	日部経塚	南中村日部	山林	江戸	五×六m		「一石一字塔」銘の石塔
六五		〃	鮠川経塚	鮠川		江戸		一石一字の経石	道路拡張に伴って出土
六六		寺院址	古利廃寺跡	川口堂山	山林	室町		古瀬戸一蔵骨器	五輪堂付近
六七		墳墓	矢村中世墓群	上久具矢村	山林	室町	二〇×二五m	五輪塔	
六八		城跡	殿山	立花田間	山林	室町	五〇×一〇m 石積み		
六九		〃	青木山城址	脇出	山林	室町	二〇〇×五〇m		
七〇		古墳	西林古墳	上久具西林	山林	古墳	茶園	坏、高坏、壺	消滅、西林遺跡に重複

注　遺跡――考古学の対象をひろく遺跡といい、家屋、集落、都城、宮殿、墳墓、記念物、祭祠所、神殿、寺院、仕事場、倉庫、埋蔵所など、いわゆる構築物のある場所であるが今日では構造物自体が失われていることが多く、単に土器片や瓦片が撒布している場所、あるいは、まったく遺物は存在しないが、かつて存在した地点を指す場合もあり、遠い祖先の生活のあと、ということができる。ここから出土するものを遺物とよび、遺物の変化によって新旧を判断することができる。

遺跡分布地図

以下の地図は国土地理院発行の２万５千分の１の地形図（伊勢、国束山、五ヶ所浦、脇山）を使用したものである。

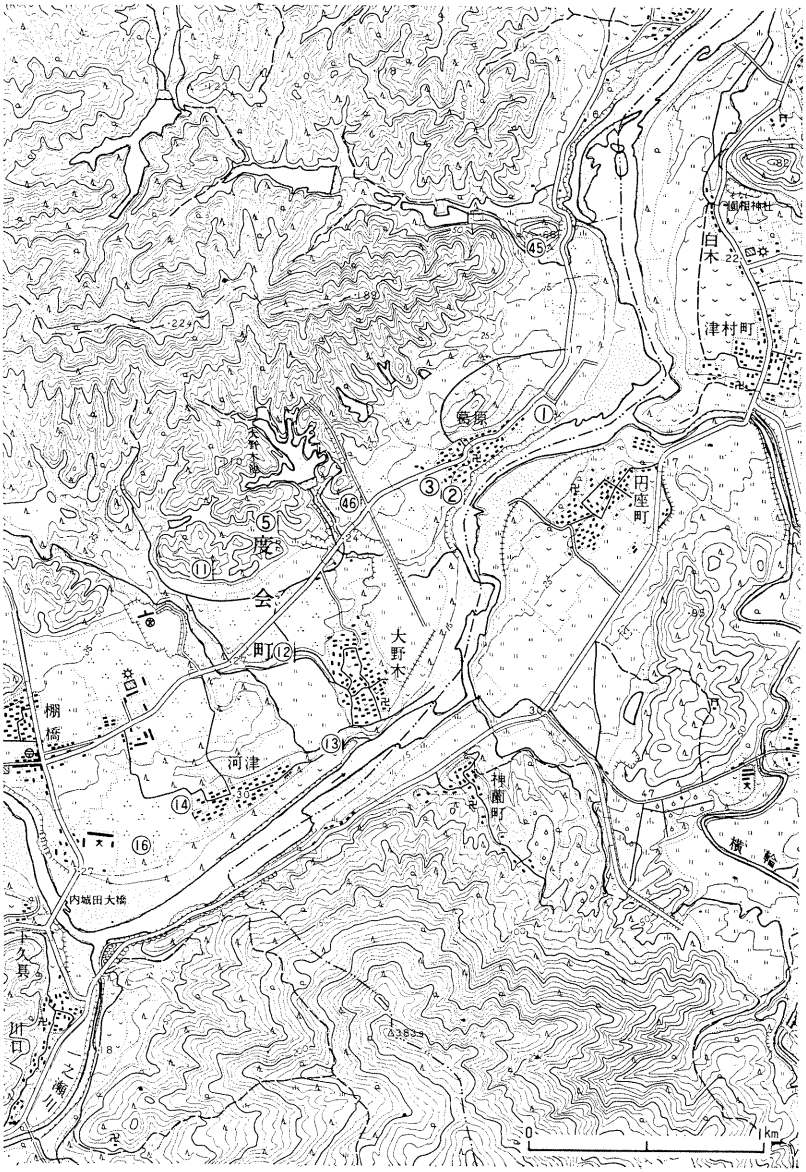

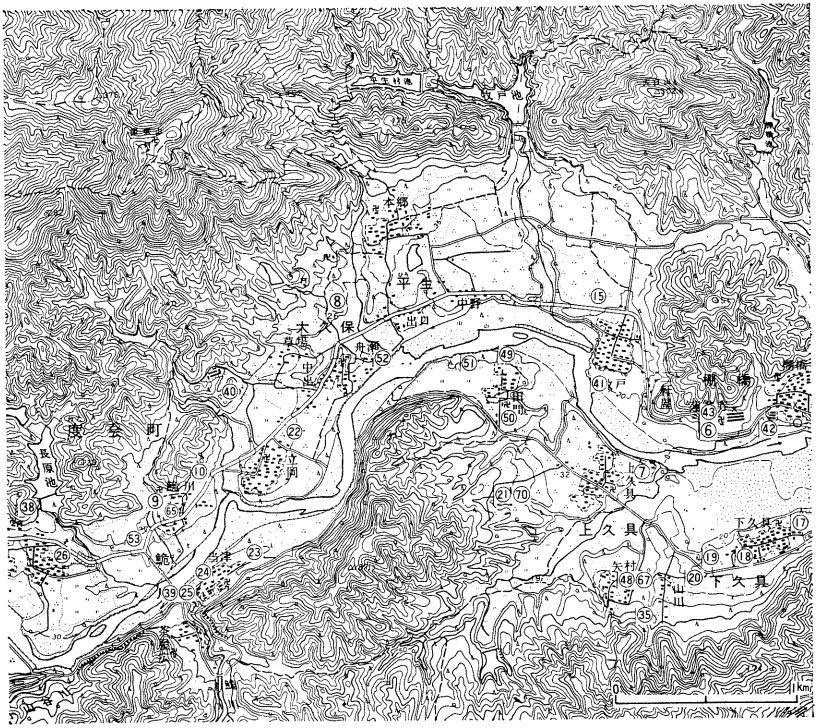

注　地図上の番号は、遺跡一覧表の市町村遺跡番号をあらわしている。

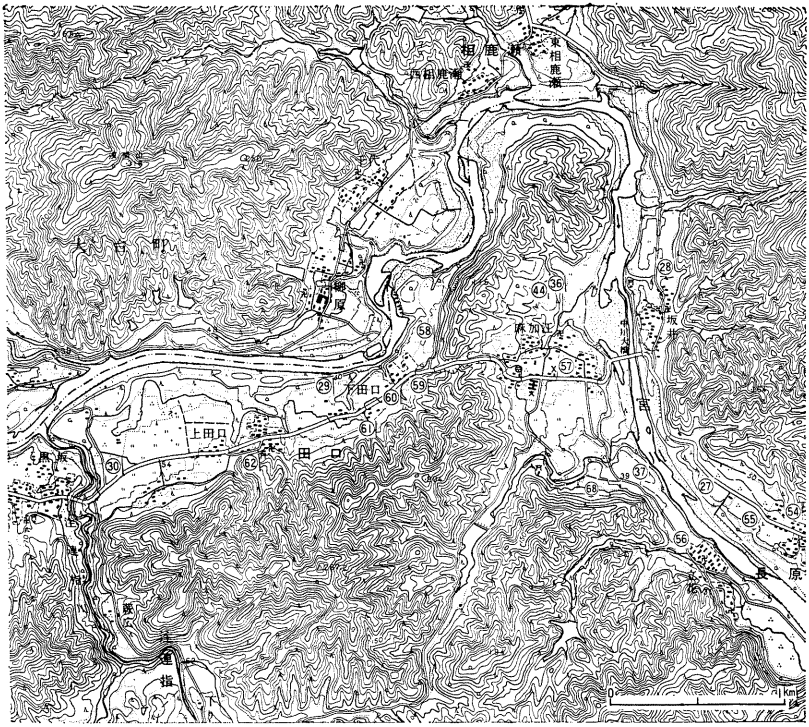
相鹿瀬
東相鹿瀬
西相鹿瀬
大台町
下田口
上田口
麻加江
坂井
長原
0
1km

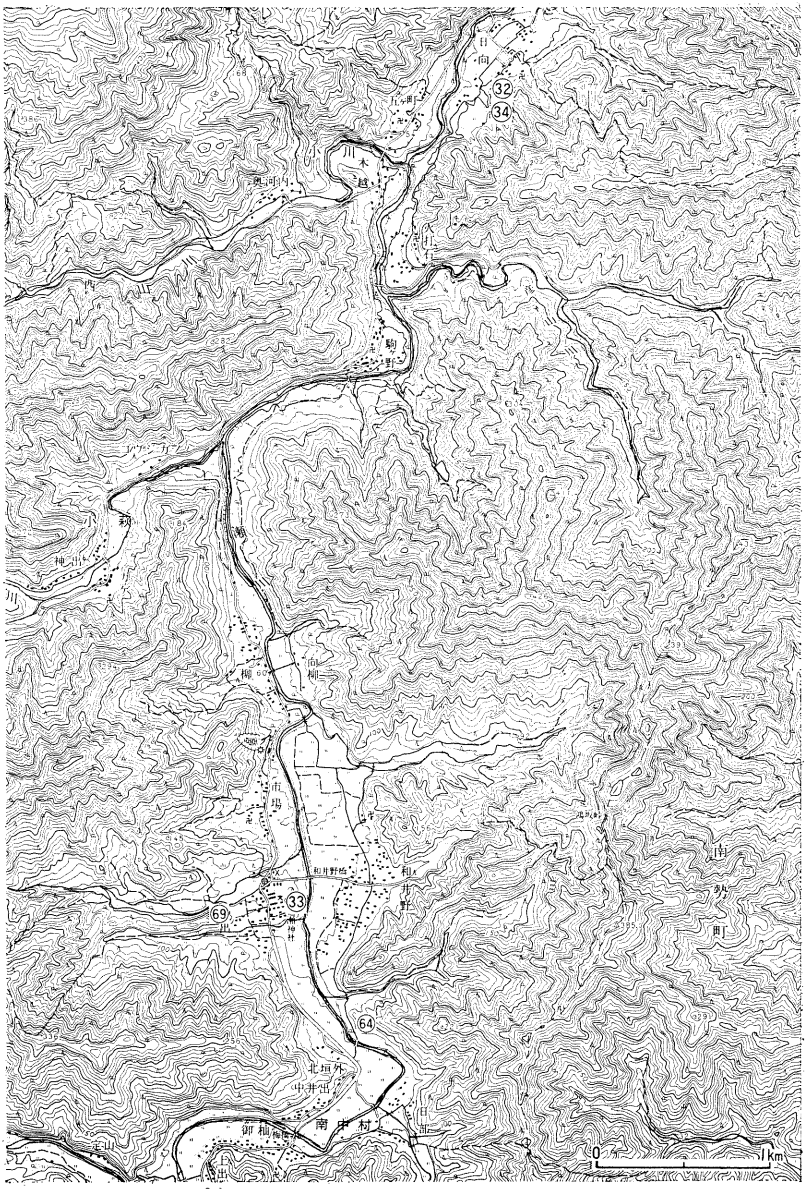
日向
32
34
川
木越
奥河内
西
駒野
小
萩
神出
向柳
市場
和井野
33
69
64
北垣外
中井出
南中村
御柚
0
1km

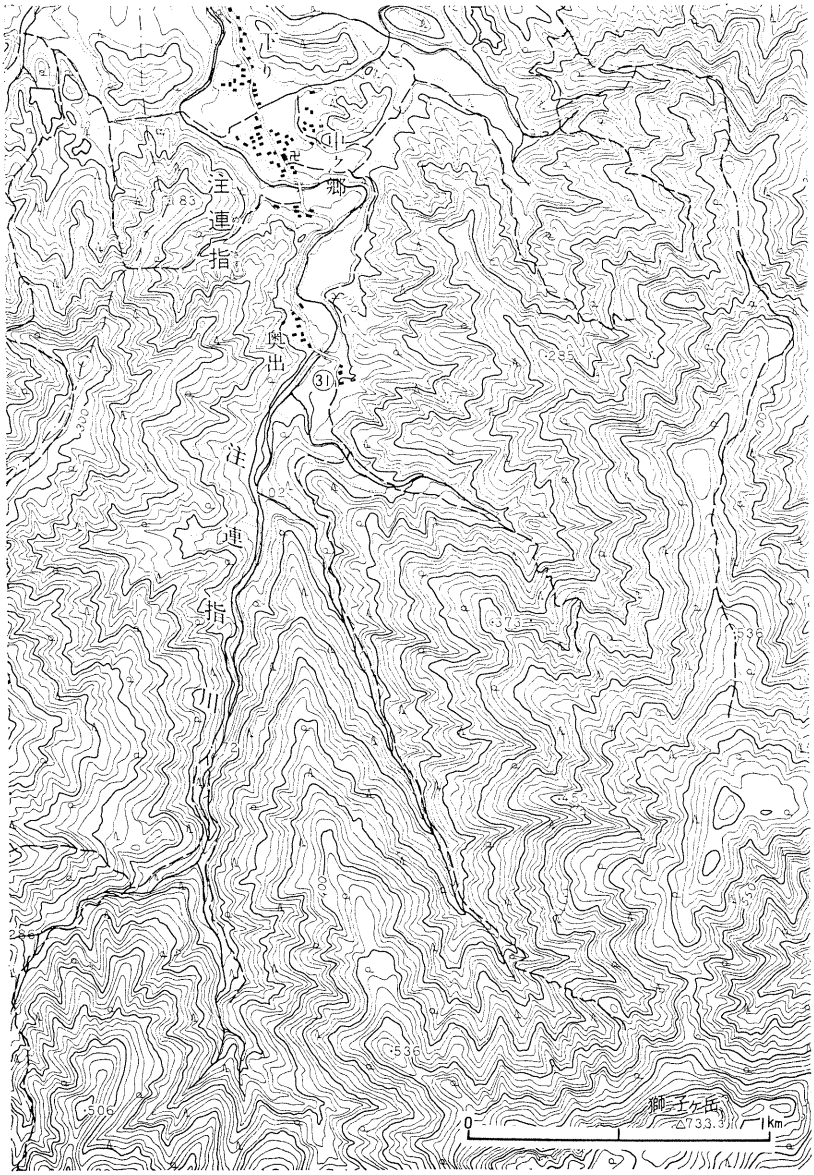
下り
中之郷
注連指
奥出
31
注連指川
獅子ケ岳
△733.3
0
1km

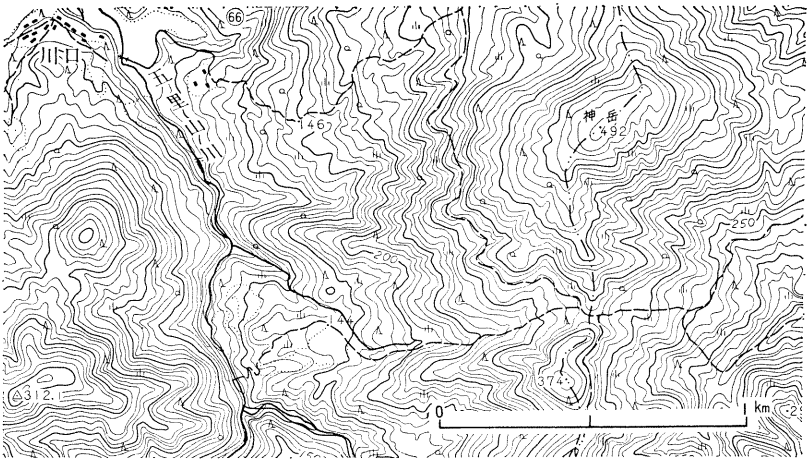

4　縄文時代

長い石器時代のあと人間は食物を貯蔵したり、煮沸したりするための新しい道具――土器――を発明した。土器の表面に縄を回転させて文様をつけたものが多いので、この様式の土器を縄文式土器とよんでいる。これの使用が縄文文化の始まりであり、この手法の土器製作は約七〇〇〇年間続いたといわれる。この時代の人々は、縄文式土器、打製や磨製の石器、骨角器、木器類などの生活用具を使用し、竪穴住居に住み、狩漁や採集にたずさわっていたのであろう。主として狩漁採集の食生活時代であったが、原始農業も中期以後に始まっていたともいわれ、焼畑農業や山芋栽培などのようなものがあったかも知れない。

全般的にいって縄文文化は約七〇〇〇年間ほど続いた割に進展の度合が小さかった。土器の製作技術の変化を中心に、早期、前期、中期、後期、晩期の五期に区分されている。

この時代の主な遺跡をあげる。

① **坂井北遺跡**　坂井の北方、多気町相鹿瀬との町の境界付近の畑

より石鏃、フレイク(剥片)縄文土器片が出土している。遺跡の北西方には相鹿瀬の〝宮の前遺跡〟があり、先土器から縄文時代にかけてのナイフ、スクレイパー(削器)、石鏃などが出土しており、これとの関連も考えられよう。

②　栢垣内遺跡　麻加江地内の旧中川村役場裏側の茶園一帯より縄文時代早期のものと考えられる押型文土器片(拓影図1①)石鏃、サヌカイト片などが出土している。

③　羽根遺跡　麻加江字羽根の宮川を北に見下ろす段丘上にあり、茶園内より硬砂岩製の石鏃、サヌカイトの刃器、歴史時代の山茶碗片が出土している。

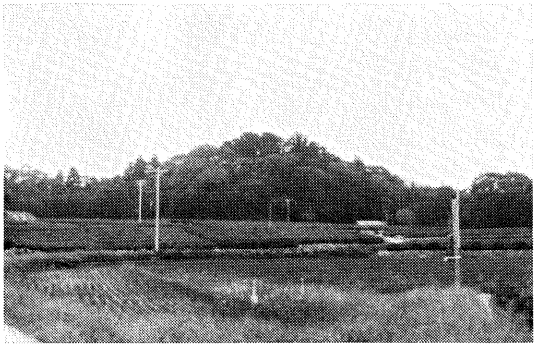

上久具　森添遺跡と久具都比売神社遠望

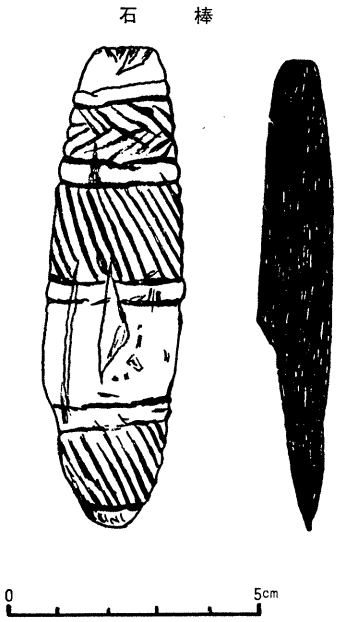

(森添遺跡出土　度会町教委蔵)

④　西林遺跡　上久具字西林、宮川南岸よりやや離れた馬の背状に盛り上がった台地上にあり、現況は茶園である。縄文時代早期の楕円押型文土器片、チャート(硅岩)製の皮剝、サヌカイト(讃岐石)の石鏃、河原石の片側を加工した粗雑な石斧が出土している。サヌカイト片の地肌が風化し腐食した

ようになっているのもあり遺跡の古さを物語っている。

⑤　森添遺跡（上久具）　上久具字森添、宮川を久具都比売神社ごしに望み集落を西にひかえる台地にあり、石鏃、土錘、石棒、サヌカイトやチャート片、それに歴史時代の土師器片、須恵器片が出土している。

この石棒は、暗緑色の水成岩と思われる石材で作られており、細かな線状の彫刻がなされた頭部の残欠である。石棒や石剣は利器でなく祭祀用として使用されたものと考えられ、豊かな狩漁、採集を願い病気の治癒を祈る原始信仰が、これにこめられたのであろう。

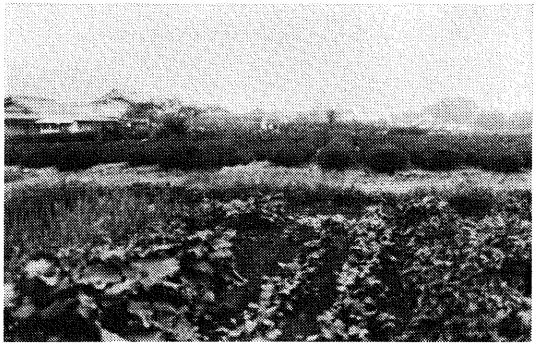

下久具　万野遺跡



集落と宮川の間に見える万野遺跡

⑥　万野遺跡　下久具字万野にあり、宮川とその支流一之瀬川とが遺跡の東方で合流し、宮川をすぐ下に見下ろす河岸段丘上にある。遺跡の範囲は不明確だが、台地東端から集落中央部にまで及び、北は段丘崖まで南部は集落内を縦断する道路までのようであり、茶園や普通畑になっている。また、集落南方、上久具、田間を経て中川地区に至る道路沿い（前村遺跡、宮の前遺跡）からも土錘や石錘、また、石鏃などが出土している。これらも遺跡の延長と考える

ならば相当広範囲な遺跡といえよう。

遺跡の層位は、段丘崖や試掘などの断面から見ると、表土は黒色壌土層、その下方に黄土色の粘土層、ついで礫が粘土に混じり礫層となっている。

遺跡は、現在のところ家屋建築の基礎工事のため部分的に掘り起こしたほかは未発掘である。そのため表面収集に限られており場所によって厚薄を異にするが、三〇センチメートル前後と考えられる表土層から出土しているようである。

表面収集された出土品を大別すると、石器と土器に大別される。石器は、縄文時代の石鏃と石錘を中心とし、土器は、縄文時代各時期の土器片や土錘、それに歴史時代の土師器片、須恵器片、山茶碗片である。

石　斧　これらの出土品に触れてみると、石斧は、縄文時代の一般的な道具で棒状、短冊形などのものがあり、土掘り、枝はらい、狩猟用などとして使われたものである。図のものは、刃部のみ

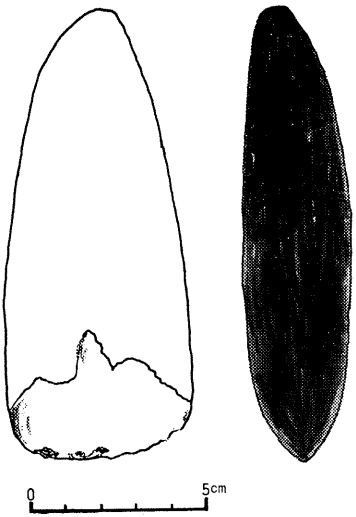

（万野遺跡出土　度会町教委蔵）

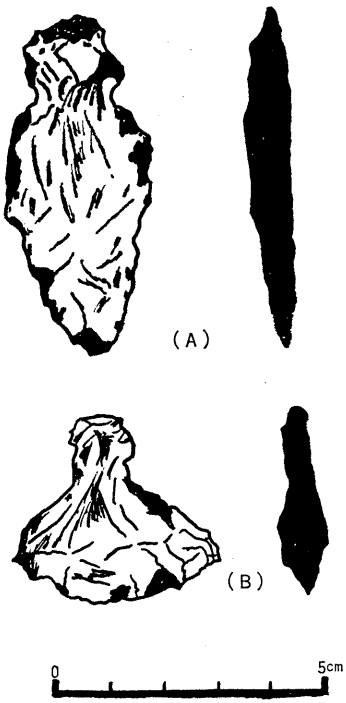

（万野遺跡出土　大久保富生氏蔵）

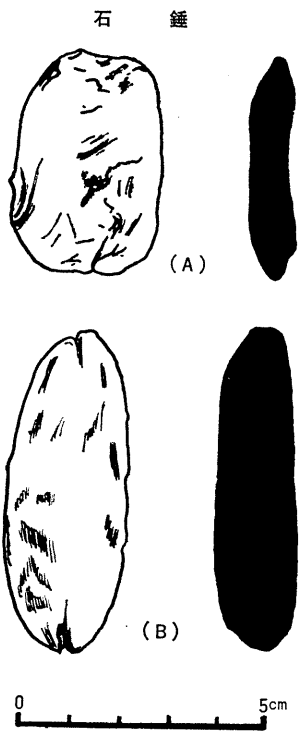

（万野遺跡出土　度会町教委蔵）

磨きをかけ他は細かな打刻によって作られた美しいものである。

石　匙　石匙は、つまみ状の突起を一端につけ、鋭い刃をもった打製石器で、つまみ状突起の角度によって縦型（図A）と横型（図B）がある。皮剝又はナイフとして用いられたものと考えられている。

石　錐　石錐は、錐として用いられた打製石器で全体が棒状に加工されたものと、基部は石片のまま残したものとがあり、有茎石鏃との区別が判然としないものもある。

石　錘　石錘は、錘として用いられた石器で形状も色々あり、打製（図A）のものは扁平な礫の長軸の両端にうちかきを作ったもので前期、中期に多く、磨製（図B）のものは長軸の両端をすり減らして凹溝をつけたもので後期に多いといわれる。用途は漁撈用のほか編物用としても使用されたであろう。

石　鏃　石鏃は、矢の先につけて使用する小型の石器で矢ジリのことであり、ほとんど打製である。新石器時代に入って使用されたと考えられ、大きさも二～三センチメートルのものが多い。石材はサヌカイト、チャート、黒曜石、硬砂岩などで、この万野遺跡ではサヌカイトが多く、ついでチャートが収集された。わずかではあるが黒曜石の残欠も見つかっている。形状は、三角形と菱形ないしは有茎と無茎に大別される。

土　錘　土錘は、土製の錘であり漁獲に使用されたものであろう。

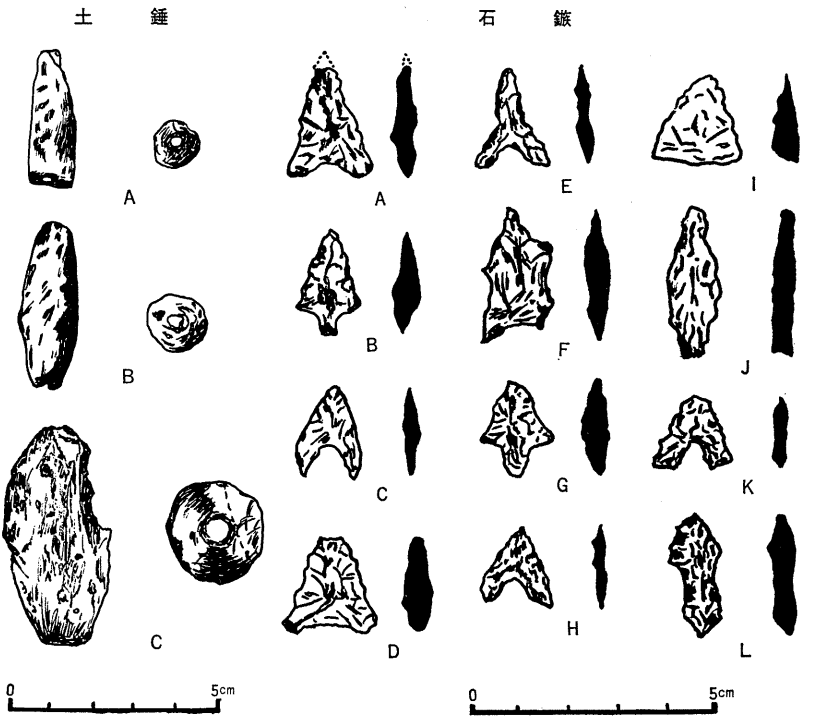

（万野遺跡出土　度会町教委蔵）

土　器　土器の器形ついては、万野遺跡から出土している土器残片からはほとんどわからない。器形は底部から口縁部に向かってしだいに直径が広くなった形を口径に対する高さの大小によって、甕、鉢（深鉢、浅鉢）、皿などに分け、上部で一度直径がせまくなり、その上に口頸部がついた形を壺と総称し、頸部によって長頸壺、短頸壺、広口壺といい、以上の各種の器形に台付とか脚付の語をつけてよんでいる。万野遺跡から収集された土器片の拓影から時代を考えてみると、早期の土器片と考えられるもの（図―①）、前期の土器片と考えられるもの（図―②～図3㊳）、中期の土器片と考えられるもの（図3㊴）、後期の土器片と考えられるもの（図3㊵～図5㊿）、時期を判定しがたいもの（図5(51)～(53)）など、さまざまである。

縄文式土器片（万野遺跡出土）

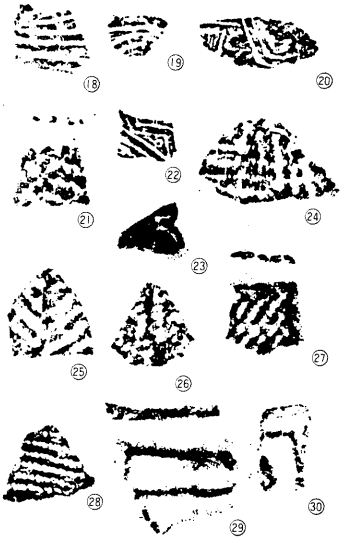

図—2

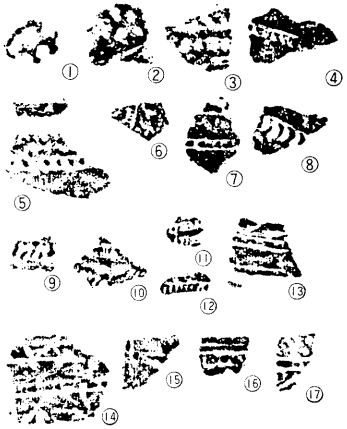

図—1



図—4



図—3

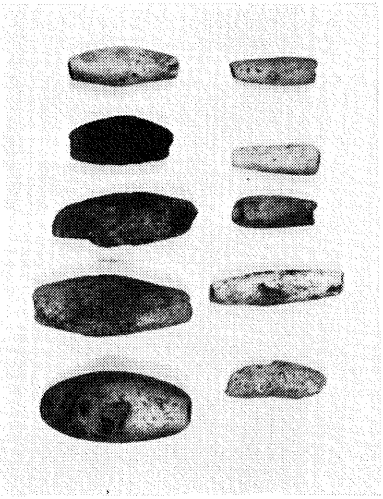

土　　錘

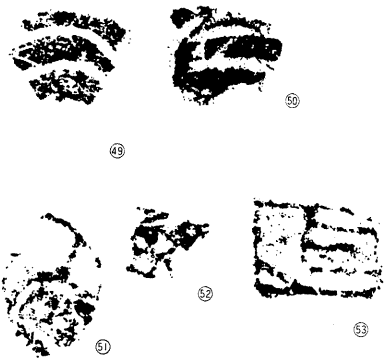

図―5

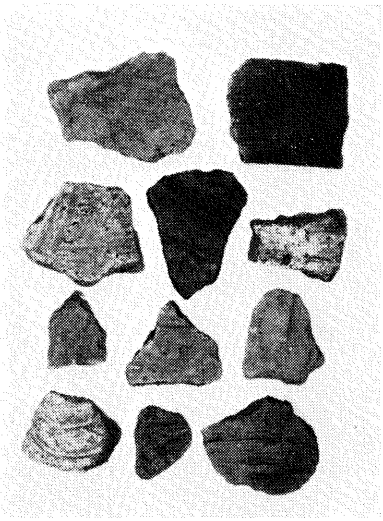

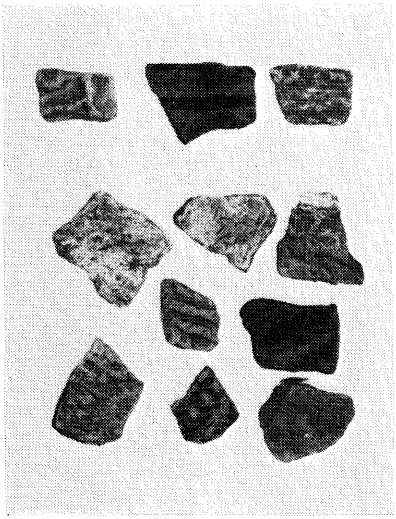

縄文式土器片

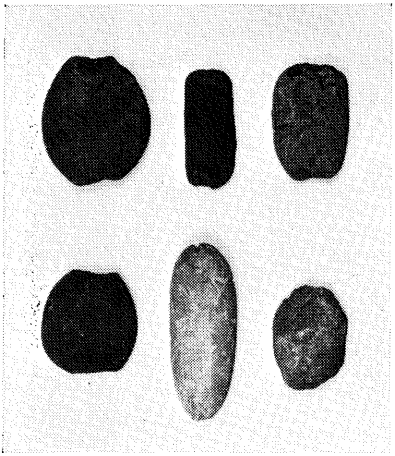

石　　錘

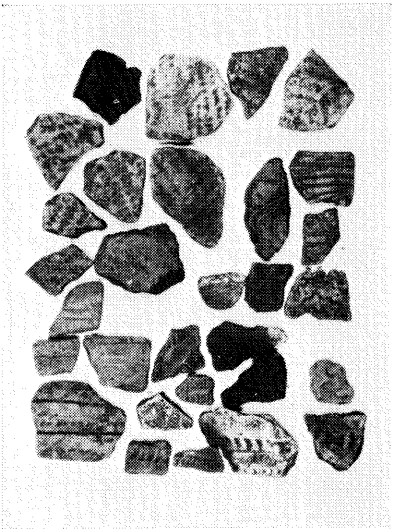

縄文式土器片

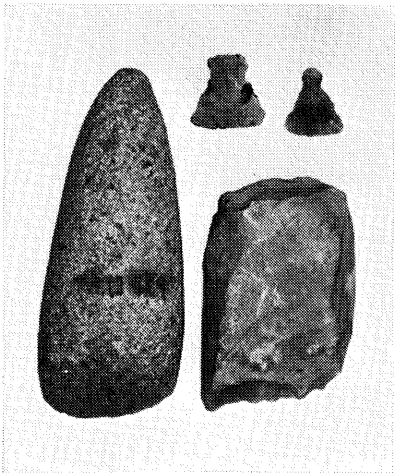

石斧と石匙

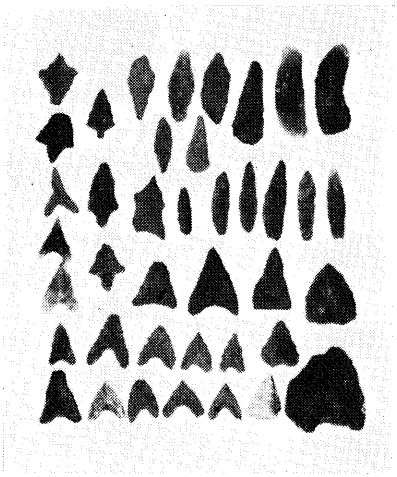

石鏃と尖頭器

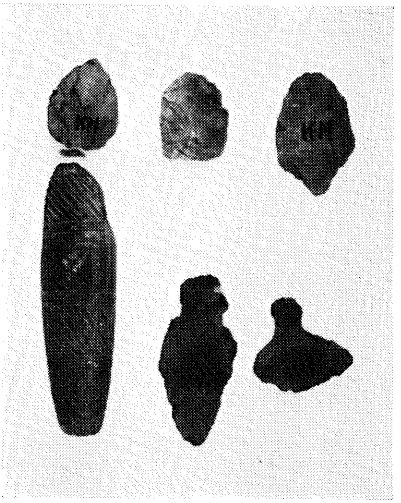

尖頭器、石棒片、石匙

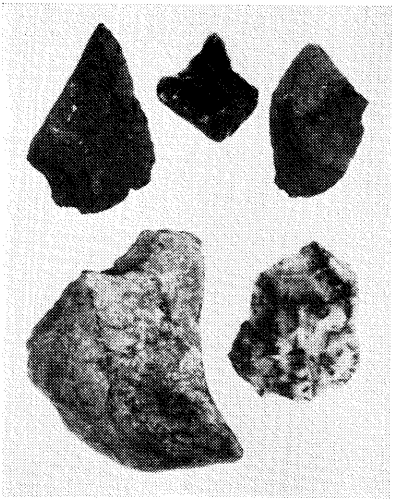

掻器、石核、剝片石器

まとめ　万野遺跡から収集される遺物は多種多量にわたるが、石器のなかでも石鏃と石錘、それに石核や剝片石器の大量性、多種多様な文様の土器片などから考えて、かなり大規模な縄文人の集落がこの河岸段丘上にあり、石器製作を中心とした生活が営まれていたと考えられる。

この地は、宮川本流を北に見下ろし、東方で一之瀬川に合している。また、台地先端には、湧水もみられ、南北に山をひかえている。それだけに、生活するのに絶好の場所であったのだろう。

石鏃の主な素材は、宮川の自然石であるチャートとサヌカイトである。このサヌカイトはたたくと金属製の音を発する黒色緻密な岩石で、考古学上では大阪、奈良両府県を境とする二上火山噴出のサヌカイトが著名で、畿内に分布する石鏃やその他の打製石器の原料は、いずれもこの原石に依存しているといわれる。

町内へも奈良方面から高見峠をこえて櫛田川、濁川、宮川へ至るルートをたどってもたらされたものであろう。この意味から考えると、万野遺跡は河川ルートの中継点とも考え

られる。

また、出土する土器片は前期から後期のものにわたる。なかでも京都市北白川小倉町遺跡を標式地とする北白川下層Ⅱ式に類似し、これに共通する土器片が多い。このことは縄文時代前期の遺物が多いことを表している。これらのことから、万野遺跡は縄文時代前期を中心とした宮川流域でも有数の価値ある遺跡といえよう。

5　弥生時代

紀元前二～三世紀ごろになると大陸との交通が開け、それまでに中国に行きわたっていた金属器と水稲耕作の技術が伝わってきた。この文化の伝播経路は、大陸に最も近い北九州に伝わり、それがまたたく間に西日本、近畿に及び、伊勢湾、東海へ、さらに関東方面へ広がっていったようである。この伝播と数百年の時間的経過の中で種々の変化を示し、これを土器の形式によって、前期、中期、後期に分けている。前期は紀元前二～三世紀に始まり、紀元後初めごろまで、中期は二世紀ごろまで、後期は四世紀代に終わったとされている。

弥生文化は、石器と青銅器、鉄器が共存する初期の鉄器時代が生み出したものと考えられる。土器をはじめ、鉄器は木製農具を作る工具として用いられ、縄文時代以来の石斧、石鏃も多量に使用され、新たに稲穂を摘みとる石包丁が作られるようになった。

伊勢湾沿岸の稲作は、海岸部から始まり河川の流域から鈴鹿山地や布引山地、志摩半島へと普及していったと考えられ、川沿いや山麓の湿地で栽培されていた。

度会町の近辺では、多気郡多気町や勢和村、度会郡玉城町野篠、蚊野、田辺、小社などに、宮川では下流の伊勢市西豊浜町にこのころの遺跡がみられる。しかし、町内では現在のところ遺跡らしいものは確認されていない。わずか

に上久具から田間に至る道路沿いで、弥生時代後期のものと思われる土器の口縁部片が収集されたと、皇学館大学考古学研究会より報告されていることと、昭和十三年に鈴木敏雄によって著された『一之瀬村考古誌考』に、次のように述べられている程度である。

（前略）大字、和井野ニオケル弥生式土器、大字、和井野ノ里ノ中央部ノ畑地（北方及西方田面ヨリハ稍高燥ノ地ナリ）、一帯ハ薄手ナル後期弥生式土器、及ビ、甲賀式土器ノ細片及微片ヲ相当量撒布又は埋没ス、但シ、器片ハ細片ニテ器ノ完全型ヲ想見スルニ足ルモノナシ、コノ地ノ弥生式土器ハ本村ニオケル最古ノ土器片ナリ、但シ、石器ヲ随伴スルホド古キモノニハアラズ。

これに従い和井野の田畑で収集に当たったが、それらしきものを発見できず、脇出地内県道沿いの畑地で土師器の細片を収集した。現在のところ、縄文時代の遺跡に比べ弥生時代の出土品が、少ないのは、近世まで丘陵地が多く灌漑用水にも不足がちであった町内だけに、この時代に水稲栽培に適する土地が少なかったのであろう。そのことから人々の居住もわずかであり、生活用具を後世に遺すこともほとんどなかったと考えられる。

6 古墳時代

弥生時代に続く時代を古墳時代とよび、弥生時代に始まった農耕生活は鉄器の普及と、それに伴う耕地の拡張によってしだいに生産量を増していった。こうした経済力の上昇がついに日本列島に国家としての統治形態を出現させることに至ったのである。

農耕による生産力の向上は支配者と被支配者、貴賤の身分、貧富の階級をつくっていった。一方、独立並存していた小さなムラは、金属器の普及によって富と武力の差を生じ、しだいに統合されてクニになっていった。このクニの長がキミ＝王である。これらのキミや支配者＝豪族たちは、ムラの集団墓地から離れて村を見下ろす高台に人工の小山を作って墓地とする者が現れてきた。これが古墳時代の始まりである。古墳の作られた期間は、三世紀末ないし四

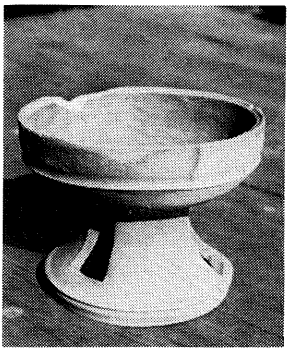

新田遺跡出土の高坏

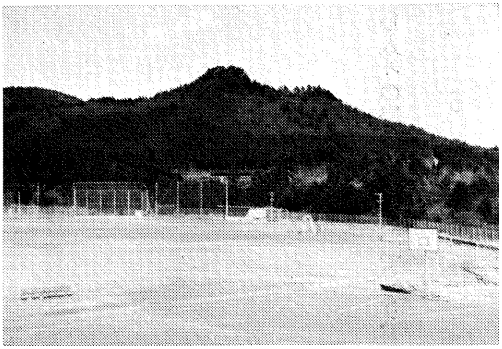

高岡古墳遠望

世紀の初めから七世紀にわたっており、この期間を前期、中期、後期に分けている。大和朝廷の全国統一に伴い、新しく服属した地方の首長や豪族は朝廷の権力を背景に、その地方の支配を強めながら、一方では自らの墳墓の造営を図っていったのであろう。

後期の古墳になると、王墓的なものより死者を葬るための家族的墳墓としての性格が強くなり、また小規模な円墳が多く、各地に群集墳となって現れてくる。隣町の玉城町から明和町に至る丘陵地帯には、径一〇～一五メートル、高さ一メートル前後の小型円墳が密集しており、伊勢市佐八町にも藤波古墳群がある。

町内における古墳と、古墳と推定されるものを以下に略述する。

①　瀬の山古墳　葛原地内、東西八メートル、南北八・五メートル、高さ一・三メートル

円墳、破損、瀬の山頂上で玉城町岩出と度会町葛原が境する山頂の塚は、玉城町側より盗掘の跡があり、近年この山が土石採取場として売却されたことにより土取りが進行し南側斜面が崩壊した。なんらの遺物も発見されなかったが、山上で川原石が数個見られたことは、ここが造成によるものとの証明になろう。

以後、土取り業者は県当局より現況保存の指示を受けているが、自然崩壊は止めようがない状態である。『内城田村誌』にスダの旧跡とある。

② **黒土古墳**　葛原地内、現況は茶園であるが、かつては、石積みがあったと伝えられている。土師器、須恵器の細片が散布している程度の痕跡墳である。

③ **新田古墳**　葛原地内、径八メートル円墳、隣接する杉林中には、直刀片が出土したという刀塚と記された石碑が建立されている。付近一帯は石斧、須恵器が出土した新田遺跡でもある。出土した須恵器は高坏で五世紀後半から六世紀初頭のものと思われる。古墳は近年、宅地造成により消滅した。

④ **高岡古墳**　大野木地内、径七メートル、高さ一メートル、円墳と推定する。

秋葉さんと呼ばれている山頂にある。頂上は眺望がすこぶるよく、東南



壊崩した丸山古墳

丸山古墳の壁面石組スケッチ（東側）と石室底面寸法

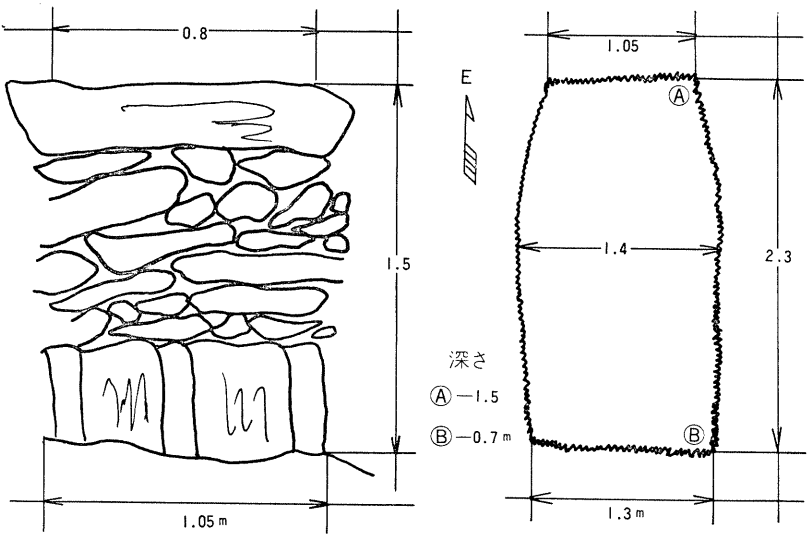

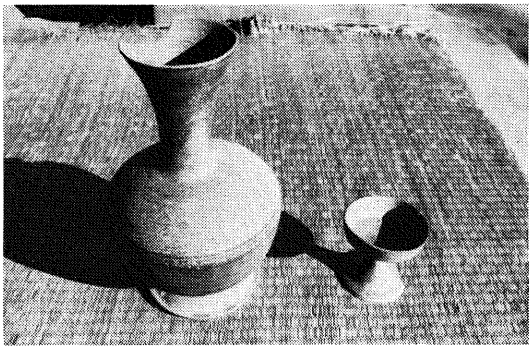

西林古墳出土の高坏と台付長頸壺

に大野木の集落が開け、雑木林の中に松の大樹と江戸時代後期に作られたと思われる半肉彫の地蔵尊が南向きに祀られている。塚の南西部には石積みらしきものがあり、検土杖で調べると空洞音がする。このような点から古墳と推定するものである。

⑤　丸山古墳　大野木地内、半壊石室が残存、葛原、大野木区を境する丸山の大野木側山麓にある。もともと完全な姿での古墳であっただろうが、長い年月のうちに崩壊し石室と天井石二枚を残すのみである。石室の石積みは、西側は崩壊し、東、南、北側は、ほぼ完全な形でアーチ型に残されている。室内は崩土、落葉などで三割程度は埋まり遺物の有無は不明である。石室の概寸は、前頁の図のようになっていた。

⑥　虫穴山経塚　大野木地内、経塚と呼ばれているが立地条件などからして古墳とも考えられる。丘陵上の山頂付近にあり、大正時代末期に盗掘されてのち崩壊し、現在、石塊が三個（最大のもの一・二×一・一×〇・四メートル）残されている。

⑦　岡部古墳　大久保地内、径七・五メートル、高さ一・三メートル、円墳と推定する。山頂に円丘状の土盛りがあり、その南側に小祠が祀られている。この地に触れるとたたると伝えられており、古墳と経塚の重複したものではなかろうか。

⑧　西林古墳　上久具地内、消滅墳、縄文時代の西林遺跡と重複する台地斜面にあった。現況は茶園であるが新たに採植するため古木の抜根作業中に、須恵器が出土したことにより発見されたものである。

出土品は、坏、高坏、台付長頸壺など一八点で、立地条件などから古墳の副葬品と考えられる。六世紀末から七世紀前半のころに、宮川を見下ろす景観のよいこの地に墳墓が構築され、長い年月の風雨に封土は崩れ、副葬品のみ埋没していったのであろう。

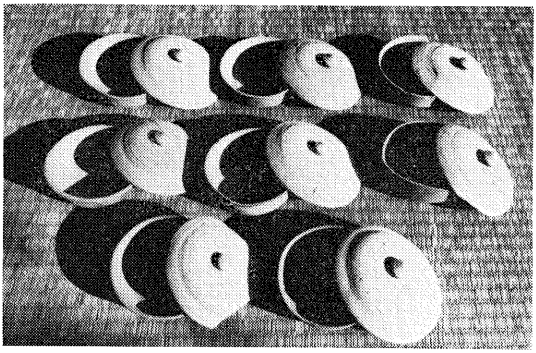

坏と蓋

西林古墳出土須恵器

品名		高さ	口径	特長			
					深さ	蓋径	
台付長頸壺		二九・五	一八・〇	灰白色ないし黒色、自然釉あり			
高坏		八・〇	九・五	灰白色			
坏	1				三・〇	一〇・二	灰色ないし灰白色
	2				三・二	一〇・四	身、欠損
	3				四・〇	九・四	蓋、欠損
	4				四・二	九・二	
	5				三・八	九・六	
	6				四・〇	一〇・四	
	7				三・四	九・八	
	8				三・四	八・八	

数値単位　センチメートル

（上久具、中村長治氏蔵）

出土品の概要は、写真と図表のようである。

小規模な円墳が群集して営まれたのが、六世紀後半から七世紀初頭にかけてと考えられている。このような群集墳は玉城町から明和町にかけての丘陵地に多数発見されている。このようなことから考えて、町内の古墳も、このころに構築されたものと考えてよいのではなかろうか。

町内に古墳として後世に残るような墳墓を営みうる豪族が居住していたのだろうか。被葬者の比定とともにその立証は困難である。

これら、被葬者や労役に従事した人々は、この時代を通じて大和朝廷、さらに律令国家体制のうちに組みこまれていったのであろう。

二　伊勢神宮とのかかわり

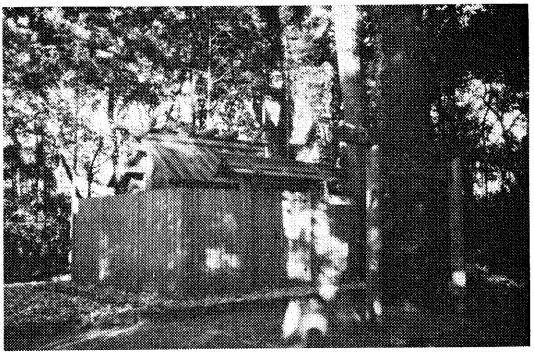

久具都比売神社

当町は伊勢神宮と距離的に近いだけに、歴史的に深いかかわりがある。

伊勢神宮は、早い時期においては三～四世紀頃の大和朝廷の全国統一の時期から、遅くとも壬申の乱の起った七世紀後半頃に皇祖神天照大神を祭神として五十鈴川上流に創設されたと考えられている。

倭姫命と巡行伝説　伊勢神宮の御遷幸に関し「倭姫命世記」によると、倭姫命は大和から伊賀、近江、美濃、尾張などを経て伊勢に入られた。伊勢では桑名、安濃を南下し滝原（度会郡大宮町）に入られ、ここにしばらくとどまられた後に当町へ移られたとある。垂仁天皇廿六年、倭姫命が皇太神を奉じて滝原より大河の南の道を経て和比野（和井野）を過ぎ、この付近に至った時に久求都彦が来られたので、命が国の名を問うて久求小野と答えたので久求社を定めたとある。これが和井野や久具にまつわる巡行伝説であり、皇太神宮摂社である久具都比売神社は、そのゆかりによるものと考えられる。

また、巡行にかかわって川上の乙女岩や玉串家の由来、注連指の天神降臨にかかわる四七滝や縄手姓などの伝説も残されている。

久具都比売神社の起こり　この神社は、倭姫命巡行以前からこの久具に住む人々の守護神として、また、豪族の氏神として祀られていたものであろう。延暦儀式帳に「大水上神御子久久都比女又久久都比古」とあるように、もとは

水の神を祀る神社であった。田の神であり農業生活を守る神であり五穀豊穣を願う神が久具都比売神社の前身であったと考えられる。ククとは、茎のことであり作物の生育を意味するとの説もある。

神話による伊勢と度会の名称　「伊勢国風土記」の逸文によると、神武東征の際に、天日別命が天皇から命令を受け土着の神である伊勢津彦に国土献上を求めたところ、伊勢津彦は天日別命の見守るなかを波に乗って東に去り、無事にこの国を支配下におさめることに成功した。天皇は「この国つ神の名をとって伊勢と号けよ」と伊勢の国号の起源を説明している。

また、ワタライの地名は、神武天皇の命を受けた天日別命が、東方の国を従えようと伊勢に来られたとき、加利佐の嶺（高倉山か）に住む国つ神の大国玉神は、命を迎えるため橋をかけようとされたが、まにあわず梓弓を並べて橋とし娘の弥豆佐佐良姫と共に土橋郷岡本村に出迎えた。天日別命は「国見に来てすばらしい女性と渡り合った」と喜ばれ、よってこの地をワタライと呼び渡遇・度相・渡会の字があてられたという。この天日別命の直系は伊勢朝臣と称して伊勢国造の祖先となり、傍系は度会氏と称して、豊受大神宮に奉仕するようになったといわれる。古くからの豪族であったのであろう。

また、皇太神宮儀式帳には「百船乎度会国」と書かれ、諸国の船が渡って来て相会したので度会の地名になったともいわれる。

いずれにしても、大和朝廷が勢力を広げていくなかで、前述の久求都比古などの地方豪族が支配力を朝廷から容認され、土地の伝説や歴史と共にその組織の中へ組みこまれていったのであろう。伝説から離れるが、近年「ワタは朝鮮語のパタ（海）から来ており、船で渡り合うと説明し、度会は渡来であり新羅系氏族が伊勢地方に定着したのだとの説もある。

荒木田氏と大野木　荒木田氏の祖先である天見通命は、倭姫命巡行に供奉し伊勢に来られて、度会郡大貫の地に土着した。そして、付近を開拓し景行天皇の御代、伊己呂比命のとき地名によって姓を大貫連と賜った。さらに成務天皇の御代、その曽孫最上が皇太神御饌田開発の功により荒木田神主姓を賜わり、以後、皇太神宮に奉仕するのである。「アラキダ」とは新墾田を意味している。その後、一門と二門の二大流に分かれ田丸方面へ進出していったと伝えられる。この地の小土豪であったのであろう。

大貫の地は、異論もあるが大野木に比定され、内城田、外城田、城田などの「キダ」は「木田」「木多」で新田開墾を意味するものである。

国郡の制定　国県の制度は、大化の改新で廃止され、代わって国郡の制定が行われた。大化二年（六四六）改新の詔勅の中で国司、郡司を置くことが述べられている。

天武天皇十二年（六八三）から十三年にかけて伊賀、伊勢、志摩の三国が分立した。大宝令では、国を大、上、中、下国の四等級に分けているが、伊勢は大国に格付けされている。

伊勢国内の郡名は延喜式の中の民部式によると、桑名、員弁、朝明、三重、河曲、鈴鹿、奄芸、安濃、壱志、飯高、多芸、飯野、度会の十三郡で、国内の政治、軍事上の中心である国府は、鈴鹿郡（鈴鹿市国府町）に置かれ、伊勢の国の中心が鈴鹿川沿岸にあったようである。

郡の役所は郡家といわれ、郡内の政治、経済、交通の中心となっていた。度会の郡家は、現在の伊勢市宮後町の高河原（月夜見宮付近）にあったが、やがて水害を避けて延暦十六年（七九七）小俣町国鉄宮川駅付近に移転した（現・離宮院）。

度会郡内には、宇治、田部、城田、湯田、伊蘇、高田（高向?）、箕曲、沼木、継橋、二見、伊気、駅家、陽田の各郷があ

り、当町は、城田、湯田郷に広がっていたと思われる。

伊勢国の南部をしめる度会、多気、飯野三郡は、神宮領の中でも古い由緒を有し郡を挙げて神宮の神戸であったから、古来、ここは神三郡と称されてきたところである。

当町やその近辺は、倭姫命巡行伝説が残っているように、伊勢神宮とのかかわりは非常に古く深いといえる。

神宮寺との関連　奈良時代から平安時代にかけて、仏教が興隆し著名な寺院が多く建立され、また、神仏習合思想によって、主なる神社には神宮寺が建てられた。

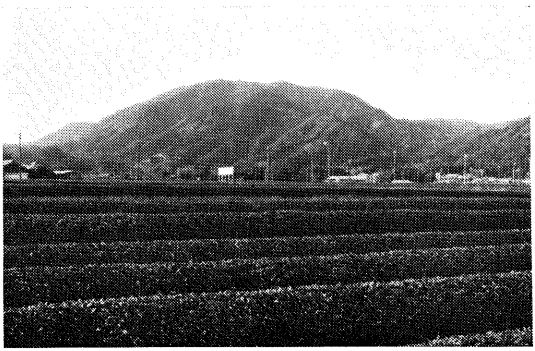

国束山遠望

伊勢神宮にも造られ、「続日本紀」称徳天皇天平神護二年（七六六）七月の条に、「丈六の仏像を伊勢大神宮に造らしむ」とある。「太神宮諸雑事記」によれば、翌年の神護景雲元年十月「逢鹿瀬寺を永く大神宮寺とすべし」と宣旨が下り、十二月には月次祭使が奉告したと記載されている。

のち光仁天皇宝亀七年（七七六）、宮川で神宮御饌のための鮎漁をしていた神領民が、逢鹿瀬寺の僧侶に凌辱され御贄を穢された。このため大神宮寺たる寺格を停止され飯野郡に移されたという。多気町相鹿瀬は麻加江の対岸であり、この時代の瓦を出土する場所があり逢鹿瀬寺址と推定される。

当町は、逢鹿瀬寺と伊勢神宮の間に位置し、交通上廊下の役割を果たし関連も深いものであったにちがいない。

国束山と伊勢神宮　現在平生の西端にある国束寺は、以前は、平生の西に聳える国束山（海抜四一四米）の山上にあった。この寺は天台宗の寺院で大きな七

堂伽藍があり、寺中に三十六院あったといわれる。

勢陽雑記に

「涌福智山国束寺、山田より坤（西南）神宮の古寺なりと云々、『九握の神剣を納奉る』山成る故に国束の嵩と号す。又、穂広の峰ともいふ。人皇十代崇神天皇の御宇、開闢の時来聖徳太子廿八歳辛酉三月十八日、皇太神宮の神勅に従って江州高嶋郡白鬚大明神の在す山の霊木にて本尊を彫作す。云々」とあり、聖徳太子が神告により国家安穏のため国束山上に伽藍を建立し、御丈、一丈三尺の十一面観音立像を安置したのに始まるという。また、「天照大神の胞衣を奉納し所は穂広峰の頂上、是を奥院と号し鎮守白山権現の堂一宇あり」とあり、伊勢神宮とは何等かの関係を持っていたのであろう。

山上の国束寺は、おそらく平安時代の創建で平安、鎌倉時代には天台宗の道場として栄え、朝熊山の金剛証寺と並ぶ南勢の名刹となっていったのである。その後、室町時代には、衰微したが元和年間には、領主、藤堂高虎が復興につとめ、以後は紀州藩の庇護をうけた。

国束寺の名称の起源は、前述の「九握の神剣」の故事に由来しているらしく、この霊剣がこの寺に納められているといわれてきた。このため、クズカヤマといい、クズカデラとなったのであろう。国の支えとなり、束となる寺という意味である。今は、山上の寺院はなくなり、その山麓の平生に移されている。また、坂井には、大門の地名が残されている。

御薗・御厨と大橋御薗　当町は古来、神三郡内であった。院政時代（十一世紀末より）に入ると、律令制の支配組織はほとんど有名無実となり、地方では国衙領がだんだんに荘園に侵蝕されていった。神三郡内にも寺院の荘園ができ、伊勢神宮も供御の用を弁ずる御薗や御厨と呼ばれる荘園を持つようになっていった。

この地方に勢力を持つ禰宜や権禰宜たちが、戸田を中心に新しく土地を開墾し御薗や御厨としていったのである。この権禰宜たちは荒木田氏や度会氏の一族で神官の中に数えられるが、多くは名田の名主であり武士化しつつある土豪であった。

十三世紀初頭の編述とされている「神宮雑例集」によると神宮の御薗・御厨は全国に四五〇余か所あり、そのうち三〇〇余か所が伊勢国内にあった。

このうち度会郡に大橋御薗というのがあった。「神鳳抄」には「二宮大橋御薗各六斗」とあるだけで、その建立年代、事情並びに沿革等については記載されていない。しかし、康永三年（一三四四）の「大神宮法楽寺文書紛失記」によると、この御薗の開発は、延喜年間（九〇一～二三）で時の神宮祭主大中臣安則（八九四年補任）によって行われ、その地は当町の棚橋、大野岐（大野木）、牧戸、葛原の四か村にまたがった。御薗は安則の子中理より千方を経て、宗幹が伝領しこれを子の宣宗と娘の敦子に譲った。それ以来宗幹の聟祭主佐国が伝領し、さらに女香子、その養子僧行快から弟子の行恵に伝わり権少僧都継尊が継承した。

継尊の後、地頭職は権律師尊海が伝領したが、権僧正通海が醍醐の三宝院にいたとき、その所領を挙げて棚橋の蓮花寺に施入し、それ以来、大橋御薗の地頭職は蓮花寺のものになったのである。蓮花寺は大橋御薗の半分の領主、大中臣敦子の夫、興胤が建立したもので後に伊勢国において多数の寺領地を所有するようになっていった。

神郡の中に、こうした私領ができ、次々と神宮領を掠奪するようになっていく。

もっとも大中臣安則が、この地に私領の大橋御薗を開発したのは、神宮領を奪う目的で開いたのではない。未開地を開墾し神郡、ひいては神宮経済の発展を願ってのことであろう。それ故に神宮を本所とし、少ないながらも貢租の義務も果たしたのである。

しかし、このような私領の発展は神領の退転を招いていったのである。

十四世紀の編とされる「神鳳抄」には、全国で一二八三か所とあり神宮の御薗や御厨は増加している。当町では大橋御薗のほかに、葛原御薗、岩坂御薗、久具御薗、久津賀御薗、立花御薗、麻加江御薗、小川生鮎御薗、柑子垣内御薗及び一之瀬御厨などがあげられている。

神宮祭主大中臣氏は従来、京官で（京都に住いし、神祇大副又は権大副で神祇官の祭祀に奉仕し神祇行政にかかわり、神宮の行政も総轄した）朝使として伊勢神宮に参向するのが通例であったが、平安時代末から鎌倉時代にかけて、伊勢の各地に留まり私領を持つ者が多くなってきた。

大中臣隆蔭（一二五九年補任）が棚橋に、大中臣経蔭（一三一三年補任）が橘（立花）に住んでいたらしい。伝説によると、倭姫命が棚を宮川にさしかけて天照大神を祀ったことから、棚橋の地名が起ったといわれ、祭主大中臣隆蔭は棚橋と号していたといわれる。

蓮花寺の全盛時と南北朝　蓮花寺の創建伝説は天智天皇の御代、藤原千方の夢見によってといわれるが、一条天皇の御代（十世紀末）と推定され、神宮祭主大中臣氏の氏寺として大中臣宗幹の女敦子の夫、興胤（法名覚禅）によって建立されたことが「法楽寺文書紛失記」に記されている。

寺務を行恵がとるころから真言宗を旨とし、寺僧十八人が天皇以下、宮司、禰宜等の安穏を祈願したといわれる。また、京都醍醐寺とのつながりが、後に権少僧都に任ぜられた継尊の頃に生じたと思われる。しかし氏寺時代は、地方の一寺院に過ぎず寺領の大橋御薗も、しばしば武士の濫妨を受けていた。

この情勢を打開し社会的、経済的に一大飛躍を試み優越なる地歩を確立させたのは、祭主大中臣隆通の子権僧正通海である。「法楽寺文書紛失記」に醍醐三宝院の通海権僧正が蓮花寺を伝領するようになった後、寺名を大神宮法楽

寺と改め、十一か寺の寺領及び私領等を施入して、御祈禱所となく、勅裁以下の公判を下されたとある。亀山天皇がまだ東宮であった正嘉二年（一二五八）通海は、召されて、大神宮にて祈禱を修すべきことを仰付けられ、践祚の後には、勅願寺とする由の官符を下され、真言戒律の二宗を兼ねさせられた。さらに文永元年（一二六四）九月には「伊勢大神宮者、霊鏡ヲ天ノ磐戸ノ月ニテラシ、喜瑞ヲ秋津洲ノ朝ニアラハス、実ニ是王法者神徳ノ加護ヨリ、神明ハ仏法ノ徳用ヲウク、然則愛染明王ノ護摩ヲ修セシメテ、不退長日ノ勤行トシ、宜ク二宮ノ法味ニ備ヘテ、一天ノ静謐ヲ奉レ祈ベシ」との綸旨を賜ったと「通海参詣記」にある。ここにおいて、通海は伽藍の改修造営に着手したが、その時の歌に、……

君が代の久しきかけぞ浮びける
豊宮川の水のみなかみ

というのが「続門葉和歌集」に収められている。

通海の究極の理想は、法楽の体現にあった。法楽寺の日常勤行の趣旨をより徹底し、拡充させるには内外両宮の神域内に、出張所を設けるを便とした。そこで、建治元年（一二七五）三月、異国調伏の目的をもって、神域内に法楽舎を建てたのである。この法楽舎は、法楽寺衰退後も仏法の上より大神宮に対して、祈願礼拝をなす場所として江戸時代末期まで存続するのである。なお、この建治元年には「度会郡棚橋村法楽寺ニ二百六十口（人）ノ供僧、六口（人）ノ阿闍梨ヲ集メ蒙古賊討滅ノ祈禱ヲ修ス」と法楽舎縁起にみえている。この後、弘安の役（一二八一）が起り、亀山上皇は御宸筆の願文を神宮に奉ると共に、醍醐寺座主定済をして、仁王経を勤行せしめられた。また通海は伊勢に下向し法楽舎に入って、風社（風日祈宮）に祈念したのである。このようなことが法楽寺興隆の上に貢献するところが大きかったのであろう。



蓮華寺山門

当時、法楽寺の末寺は、庄厳寺、古利寺、赤阪寺、梶原寺、松尾寺、建久寺、大隆寺、釈尊寺、鹿苑寺、清水寺、菩提寺、常光寺、勝峰山寺、西光寺、松竜寺、三尊寺、元永寺、光明寺、明徳寺、円満寺、行願寺、大家寺、西明寺、菩提山寺等二十四か寺を数え、その所領は田畑山林併せて約四百筆、伊勢、志摩の二か国にわたる広大な地域を占めていた。

このような経済的基礎の上に立った法楽寺は、内容外観共に整備充実し、永仁六年（一二九八）よりは、さらに公家、武家の御祈禱所として、毎年両度の法会を営むことを許され隆盛の極に達したのである。

その後、通海が入寂すると法楽寺及びその寺領は、ことごとく醍醐三宝院門跡の管領に帰し、定住、賢助を経て賢俊に伝えられた。賢俊は、足利尊氏の信任が厚く、法楽寺は南北朝時代に北朝随一の拠点となっていったのである。しかしながら、延元元年（一三三六）二月には、南朝方の北畠親房、大中臣隆経、愛洲氏らに攻められ占領された。

翌年七月、法楽寺回復のため北朝軍が攻撃をしかけ、田丸、岩手（玉城町岩出）を中心として南北朝軍の大激戦があり、興国三年（一三四二）北朝軍によって再び法楽寺は北朝方になったのである。この戦乱によって伽藍を損じ、文書重宝を失った。法楽寺は、世の静謐と共に室町幕府の庇護のもとで隆盛に向ったが、戦国時代の嵐のなかで、もはや往時の盛は取りもどせなかった。

御杣山と御萱山　伊勢神宮の諸殿舎は、天武天皇の御代に二十年毎に造り替えると定められて以来、室町時代に中

断したほかは一貫して式年造営が行われ、今に続いている。

造営に要する一切の料材は古来、必ず一定の清浄な山林の木を用いるのが例になっていた。神宮ではこれを御杣山（みそまやま）といった。また、屋根の御料になる萱を刈り取る山を御萱山（おかややま）（地）といっている。

両宮の御杣山は、最初は皇大神宮は神路山、豊受大神宮は高倉山と高神山であった。ところが、造営に要する用材は莫大な量に上るため神路山、高倉山だけでは供給できなくなり、後一条天皇の寛仁三年（一〇一八）志摩国答志郡より切り出している。これが御杣山移動の最初の記録である。鎌倉時代に入り、亀山天皇、文永五年（一二六八）の豊受大神宮の遷宮には滝原宮（大宮町滝原）に近接する阿曽山の木を用い、後二条天皇、嘉元二年（一三〇四）の皇大神宮仮殿遷宮、同年の同宮式年遷宮には、初めて宮川上流の多気郡江馬山（宮川村江馬）の木が用いられた。

以後、江馬山や三河国の設楽山、美濃国の北山や美濃山が御杣山となった。ところが天文十年（一五四一）からは再び絵（江）馬山や宮川の水源地である大杉山の木が使用されている。江戸時代に入り美濃山になり、文化六年（一八〇九）からは木曽山に転じて現在に至っている。

江馬山や大杉山の用材は宮川を流下し、皇太神宮のものは大湊に至り、それから五十鈴川を泝曳した。また、外宮のものは山田の上の口から陸路を奉曳し宮域に入れたのである。

当町は古くから、この用材の通行地であったのだろう。

屋根の御料である御萱は古来神路山及び島路山から採ることになっていて遷宮の前にはこの両山を留山（とめやま）とし一般人の萱刈取りを禁じていた。また、宮川上流で刈り集めた萱は宮川の舟乗り仲間の奉仕で宮川を下り両宮に運搬されたという。

日向村庄屋、中野伊右衛門の弘化二乙巳歳から安政二乙卯迄の「寺社留」という記録によると、「内宮、御萱寄付

並に代金渡方覚」として、

嘉永元申九月

百弐拾束	五ヶ野	三拾弐束	駒ヶ野
百八束	奥河内	百四束	木越
七拾六束	火打石	百六拾束	中之郷
百弐拾束	柑子垣外	弐百束	日向
三百弐拾束	栗原	弐百六拾束	川口

の記録がある。

ところが、大正三、四年（一九一四～五）に至り、伊勢市上野町に於て二か所、当町注連指において二か所、川口に於て一か所、大宮町永会に於て二か所、多気郡大台町弥起井に於て一か所の御萱山を設定し、御萱の保存養成につとめ御料に支障のないようにした。

さらに、昭和以後、新たに造神宮使庁において、当町川口の五里山の地を御萱山に指定し、その造成に力をつくしてきた。

太平洋戦争の最中に、五里山の御萱山を造成するためわが国の内外から奉仕隊を集めた。これら奉仕隊の隊員が雑木林を開き萱を植えたのである。

川口の御萱山は、神国日本の勝利と弥栄(いやさか)を願い、敬神思想に支えられた青少年の汗によって、造成されたといえる。

御萱山に建てられている「神宮御萱地造成奉仕記念碑」の裏面碑文には、

この川口の神宮御萱地は、大日本青少年が当局のお許を得て

自　昭和十七年四月十六日
至　昭和十八年六月二十一日

の歳月を費し約百町歩の山林を伐採、整地、植栽をなし

内地　各道府県　青少年代表
実人員　男女　三、四七七名
延人員　四八、九九四名
外地　青少年代表　朝鮮、台湾、樺太、南洋諸島、満州国、南京、上海、北京
実人員　二一八名
延人員　三、〇五八名

によって御奉仕し造成す

昭和三十二年四月十三日

奉仕者全国大会を記念し之を建つ

と記されている。

現在の面積は、およそ一二〇ヘクタール



御萱場作業風景

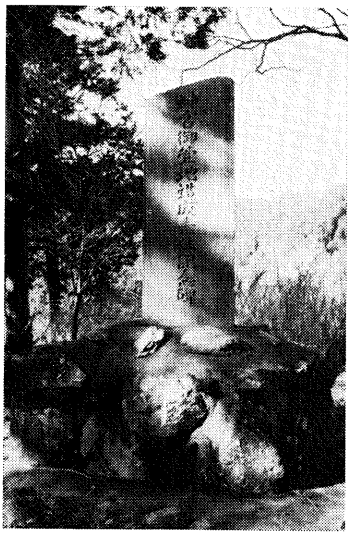

御萱地造成記念碑

で、神宮司庁の管理下に置かれている。毎年一月から三月にかけて刈取りや施肥などの作業が行われる。また、式年遷宮の数年前から刈取られた萱は、里小屋で選穂され御用に供するまで保管される。

萱の刈り取りや施肥などの作業は、御萱山のもとの地主が多く住む、川口、大野木、牧戸などの農家の主婦らが雇われて行っている。

このことからも、当町と伊勢神宮との関係は今なお深いといわねばならない。

三　武士の世の中

1　伊勢平氏の足跡

伊勢は、平氏の発祥地で伊勢平氏と呼ばれる武士団の活動が史上に登場するのは十世紀末のことである。それだけに平家に関する遺跡や伝説も多く残されている。

注連指の正法寺十一面観音の創建は、平家の武将藤原有助であり、平家の勢力が隆盛に向かうころの武士と考えられる。

また、文治元年（一一八五）、平氏一門の滅亡とともに守護、地頭の設置が勅許され、平家を追ってこの地に入った源氏方は、領主の行恵が平家に味方したと棚橋一帯に広がる大橋御薗に乱入している。これに対し伊勢神宮は、鎌倉幕府へ武士の乱暴を停止するよう訴え、翌二年、源頼朝は御教書を下し、武士の狼籍を停止せしめている。

当町の近辺では、伊勢市矢持町の久昌寺に平知盛の墓と伝えられるものがあり、平家の念持仏という承久三年（一二二一）銘の阿弥陀如来像が祀られている。その他、南島町には新桑竈、棚橋竈など竈のつく字名が八か所あり平

氏の落人の後と伝えられている。

2　南北朝動乱と度会町

源頼朝による武家政治は、貴族政治を根本的に変革したものであった。そのころ、在地の土豪の中にはまだ、完全に家人制に組み込まれない者が多くいた。彼らは荘園領主から、独立を図りつつ、自己の勢力を伸ばそうとねらっていたのである。承久の乱（一二二一）や南北朝の対立抗争は、これら土豪の勢力伸長に絶好の機会であった。なかでも南北朝の動乱になると土豪は武家政治、貴族政治のいずれかの政治体制を選んだというよりも、自己の勢力を一生懸命に守り、それを有力政権によって保持し拡大しようとしたのである。一方、有力者はこれを利用し、地方の土豪を味方にしようとした。このため、伊勢、志摩、伊賀などの神宮の御薗や御厨は大きな打撃を受け、土豪は自立するようになっていった。伊勢では雲出川を境として北伊勢から伊賀にかけての大部分は北朝方の勢力圏となり、南伊勢、志摩、牟婁の地方は南朝の勢力下になっていった。

後醍醐天皇が吉野に入ると伊勢、熊野地方は南朝方にとって特に重要な地となった。伊勢神宮が鎮座し、伊勢の富と物資があり、東国との連絡に重要な海上交通の拠点となった大湊があったからである。大湊は吉野から東進した伊勢湾岸に位置していた。ここへの道は、また物資輸送や軍事行動に最重要路線でもあった。



田丸城跡（大手門付近）

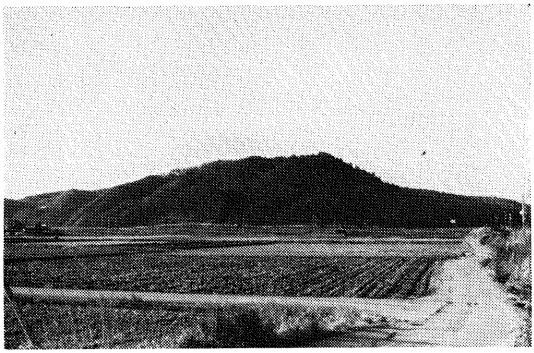

神山城跡遠望（松阪市）

この地方には、南朝方の外宮禰宜、度会家行をはじめ愛洲氏、潮田氏、現南島町の加藤氏や古和一族、海山町の木本氏などが勢力を持っていた。

北畠親房が宗良親王とともに、延元元年（一三三六）に南伊勢に進出したのは、このような地盤があり、この地の重要性を認め、南朝の勢力下に置きたかったからである。

親房らは伊勢に下り、玉丸城に至り、北朝方の拠点となっていた法楽寺（棚橋の蓮華寺）と衝突した。その年十二月、大中臣氏の一族である僧都隆経は、親房の経略を奉じ吉野朝廷の勅諚なりと称して、伊勢や他国の軍勢を引きいて俄に法楽寺に突入し、院主及び寺家政所以下僧徒を放逐した。

そのうえ、向後の敵の逆襲に備えて直ちに城郭を築いたのである。

これにより法楽寺は南朝方に帰した。

北畠親房は、根拠地を安全で交通の便利な愛洲氏の居城である一之瀬城にいた。

一之瀬城に宗良親王を迎えた愛洲氏は、玉丸（田丸）や五ケ所（南勢所五ケ所浦）にも根拠地を置いて、伊勢における南朝方の中堅をなし勢力も大きかった。

一之瀬は、野見坂や鴻坂を越えると伊勢の南海岸に出られ海上権の掌握に都合が良かった。また、一之瀬谷を下れば玉丸城へ通じる道があり、宮川を下って山田へ出れば大湊がある。これらの街道の地は神領であり宗良親王を迎えるに最適地だったのである。

南北朝の初期において南朝方の根拠地は玉丸城であり、北畠親房と次男顕信、度会家行、城将愛洲実俊らが守り、前面の防御地点が櫛田川沿いの神山城（松阪市中万町）であり潮田幹景が固めた。背後には、南島吉津の加藤定有が岩手城（玉城町岩出）を、愛洲忠俊が五ヶ所城を、そして宗良親王を奉じて愛洲光俊が一之瀬城を守っていたのである。これからみても、宗良親王を一之瀬に迎えたことは北畠氏の力のみでなく、南伊勢の各土豪の力であり、特に伊勢の守護であった愛洲氏の力は大きかったといわねばならない。

法楽寺が南朝方に帰したことは、北朝方に多大の衝動を与えた。北朝軍の逆襲はその後、引き続き断続的に行われたが成功せず、足利尊氏は事の容易ならざるを察して畠山高国に法楽寺回復を命じた。翌延元二年七月、高国はその子直泰とともに大軍を発向し、櫛田川を渡って南下したのである。愛洲・加藤・木本氏らの南朝軍は東黒部（松阪市黒部地区）、玉丸（田丸）、岩手（岩出）などに転戦し勝敗は容易に決しなかった。

ところが、法楽寺奪取の功労者である大中臣隆経が陣没し、門弟の多宝丸が遺図を継承し法楽寺の経営に努めていたが北畠顕家の天王寺合戦に参加し討死した。そのあとを僧律師公源が受け継ぎ法楽寺を数年間北朝軍から死守したのである。

延元四年（一三三九）八月、後醍醐天皇が崩御すると、北朝の将、高師秋は時を移さず伊勢に攻め入り、神山城を囲んだ。潮田幹景は加藤定有、藤原兼隆らとともに防戦に努め、九月には城を出て愛洲宗実、鹿海一福大夫らと協力し立利畷（松阪市朝見地区）で戦った。

この年、愛洲氏には朝明郡萱生御厨（四日市市）の地頭職を与えられている。

この後、興国二年（一三四一）、佐々木高氏が、九月には出羽経氏が来援し南朝軍を攻めた。翌年の興国三年（一三四二）正月には高師秋が佐々木高氏と神山城に来攻し、七月になると仁木義長がさらに来援し南朝軍を攻めたてた。仁木軍は八月には玉丸城を落とし、余勢をかって一挙に伊勢の諸城を落し入れた。翌興国四年には五ヶ所城を攻めて

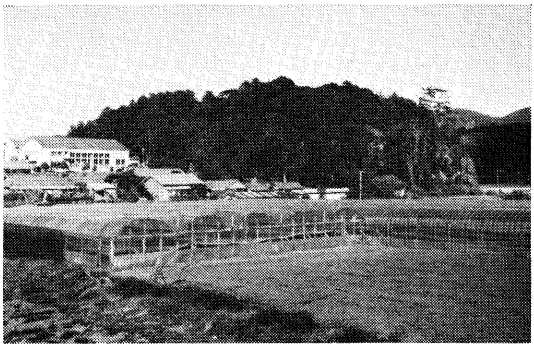

一之瀬城跡遠望

いる。

法楽寺の公源も仁木義長に攻められ大敗し、虜われの身となった。法楽寺は再び北朝の手に移ったのである。

そのころ、外宮では北朝側と南朝側の神官、すなわち北任と南任が対立していたが、仁木軍の侵攻とともに北任の神官が勢力を得、南朝方の神主度会家行はその地位を奪われた。外宮も北朝側の勢力圏に入ったのである。

日本史のなかで、建武の新政として名高い一時期に、一之瀬城が南朝方の、棚橋の法楽寺が北朝方の拠点として、当町内と近辺を舞台に繰り広げられた合戦は、ここにひとまずやんだのである。

南朝と北朝はこののち五〇年を経て元中九年（一三九二）合一するのである。

3　愛洲氏と帝釈氏

愛洲氏はもと熊野の土豪であり、海賊（水軍）の頭目であったろうといわれる。入勢年代も十三～十四世紀ごろといわれるが、ともにはっきりしない。

しかし、「一之瀬村考古誌考」の帝釈家文書には愛洲氏在城之事として

愛洲太郎判官ト申ハ本紀州熊野ノ人也阿曽浦山陰ト云者ニ寄宿シ居ラレケリ其頃一之瀬脇出村ニ寺アリ恵花山寿宝院ト云其住僧明雲ト云人中村久富山ノ僧ト談シテ彼愛洲氏ヲ取立一ノ瀬ノ領主ニセントス阿曽浦山陰是ニ同意シ三人相共ニ謀テ始テ脇出城ヲ作リ是ニ居ラシム是不意ノ海賊ヲハラハン為ナリ……略……其後一族繁栄シテ所々ニ分レ数家アリ五ヶ所浦愛洲侍従伊勢路村愛洲内膳宿浦花岡主膳等也……略

と記されているが、巷説の域を出ないだろうと言われている。

近年、愛洲氏は、武田源氏の一条忠頼を祖として神宮御薗らに関係する武士として伊勢に入り、早くから土着しその培った力を基に、さらに勢力を伸ばすべく南朝方に身を投じたのではないかとの説もある。

北畠親房が初めて伊勢へ下向したとき、これを奉じて兵を挙げたのが愛洲氏であり、北畠氏が伊勢の地に吉野朝廷の基を築くのにあずかって最も大きな力となったのである。

愛洲氏は、早くから後醍醐天皇方に心を寄せていたとみえ、建武二年（一三三五）にも新田義貞とともに愛曽（愛洲）伊勢守が足利尊氏軍と戦っているし、「太平記」にも「伊勢の愛洲が当国の敵を退治して江州へ発向すべしと注進したりしばかりなり」とある。

この伊勢守は後に伊勢守護に任命される愛洲光俊であろうといわれる。

「南勢紹運録」の宗良親王の御伝には

主上幸二花山院第一之時走勢州、北畠少将顕信、一瀬城主上幸二吉乃一時応レ之

と書かれている。すなわち天皇吉野に行幸のとき、北畠顕信と一之瀬城主愛洲氏とが兵を挙げたというのである。

このようにして、延元二年（一三三七）、後醍醐天皇の皇子宗良親王を一之瀬城にお迎えしたとされているのである。

宗良親王の歌集「李花集」に

延元二年の夏の比伊勢国一瀬という山の奥にすみ侍しに郭公を聞きて

深山をばひとりないでそ時鳥
われも都の人は待つらむ

とあり、この歌からも在城のことがわかる。

宗良親王は、この年、初冬のころ、遠江の井伊谷（静岡県引佐郡）へ赴いた。愛洲氏の活躍を物語るものとして、朝明郡萱生御厨の地頭職を賜ったことが「南方紀伝」などに次のようにみえている。

伊勢国朝明郡萱生御厨地頭職太郎入道跡愛洲三郎左衛門尉宗実為勲功賞可知行者
天気如此悉之以状
延元四年四月五日　左中弁頼　判

とある。

「諸家所蔵文書」に収められた、潮田幹景の軍忠状にも

潮田刑部左衛門尉幹景謹申軍忠事（前略）次同十一日、於立利縄手抽軍忠之条、守護愛洲太郎左衛門尉、鹿海一福太夫並軍勢令見知畢（下略）
延元四年九月　日

とありこれによって当時愛洲氏が伊勢の守護職であったことが知れる。

南北朝合一後は、伊勢国司北畠氏の被官として中世を通して土豪の勢力を維持し続けたようであり、応永年間（一三九四～一四二八）には愛洲忠行が北畠国司家三大将の一人として玉丸城主になっている。忠行は国司北畠政郷の子顕晴（政勝）を養子としている。顕晴は玉丸を姓として玉丸御所と呼ばれ田丸家の祖となった。

顕晴の子親忠（国通）は永正十七年（一五二〇）家督を継いだが、大永六年（一五二六）叛乱にあって自害する。

このことは、「一之瀬村考古誌考」の帝釈家古文書によると、

愛洲氏在城之事

（前略）愛洲判官ヨリ十代ノ孫弾正少弼親忠田丸ノ南ハマヅカ山ト云所ニ悪徒集テ熊野権現ノ社壇ヲ造リ旅人ヲ惑シ銭物ヲ奪フヲ悪ミ其賊党ヲ追ハライ田丸ニ城ヲ築キ住セラル然ルニ永禄八年中（天文八年ともある）其家人山岡図書池山伊賀守逆心ヲ企テ主人親忠ヲススメテ棚橋村ノ川辺ニ漁リセシメ田丸ノ城ヲ奪フ依レ之弾正ハ無ク為方一久具村清水寺ニ入テ自害セラル（法名桃渓ト隠）於レ是伊勢国司北畠晴具卿此ヨシヲ聞タマヒ山岡池山ヲ攻タマヘバ防戦不レ叶シテ山神村（玉城町山神）ニ落行中村氏某ヲ頼ミ籠リケレドモ遂ニ亡サレケリ弾正少弼子ナキニ依リ国司晴具卿御息ヲ以テ親忠の家督ニ定メ給フ故ニ田丸ノ御所ト云直昌是ナリ（下略）

とある（全部は信じ難い）。

親忠のあとを養子の国忠（のち具勝、具忠）が継ぎ、元亀二年（一五七一）直昌（はじめ忠弘、具安、具直）が玉丸城主となったといわれる。田丸の家系は判然としがたく、親忠が頭晴で直昌が具道ともいわれ、親忠は後の具忠ともいう。また、愛洲弾正少弼親忠は田丸弾正親忠でもある。いずれにしても、愛洲氏は北畠氏に併合されていったようである。

親忠の死去についても、前記、文書があるものの、家臣池山伊賀守の逆心による田丸にての自害説と国司と家老に謀られて下久具清水寺での切腹説、それに兄弟不和のために山岡一党に謀られ、清水寺にて切腹説などがあり、これまたはっきりしない。

清水寺の東南山林中に、五〇×八〇センチメートルほどの自然石があり弾正少弼親忠の墓跡といわれる。一方、玉城町勝田のソロバン山と玉城町宮古広泰寺にも田丸弾正少弼墓というのがある。元禄三年の「田丸事蹟抄」に「少弼殿ノ廟ハ寺ヨリ乾ニアリ、一尺ハカリノ五輪戒名桃渓ト隠、此廟ヘ太刀ヲ作……」。また「下久具村清水寺弾正殿御廟ハ今上久具村ニ有……」とあるところから、埋葬はこの地であったのであろう。

帝釈氏は、後醍醐天皇の第一皇子護良親王が元弘元年（一三三一）討幕計画が破れて、大和十津川方面へ落ち延びた

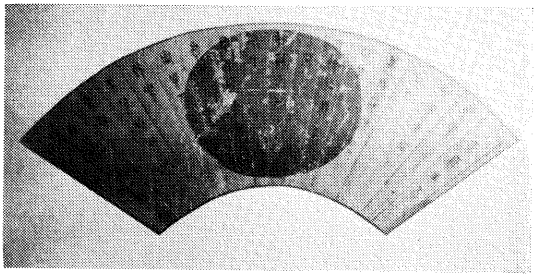

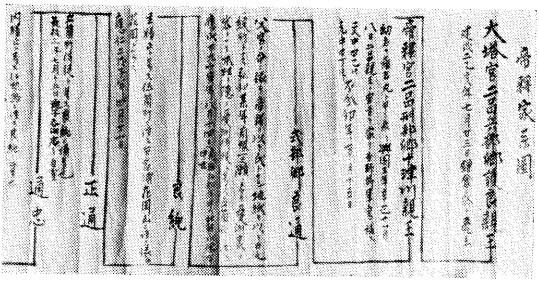

地紙に日の丸の扇面と帝釈家系図（後作のものか）

ときの落胤の系譜に連なる氏といわれる。

護良親王が念持仏の帝釈天を若宮に授けたことから帝釈宮二品刑部卿十津川親王を名乗り三代目から帝釈を氏にしたと伝えられる。

この三代帝釈式部卿良通親王が弘和年中（一三八〇年代）に一之瀬城主愛洲伊勢守の食客となり、本姓を隠して愛洲侍従と号しやがて五ヶ所に築城し五ヶ所愛洲の初代になったといわれる。彼は、伊勢国司権大納言北畠教具の息女を妻としている。その後は二代で滅ぶが弟系が存続し七代目重信が愛洲から旧姓の帝釈にもどし愛洲弾正少弼の客となり、南中村の日部に居住し一之瀬初代となっている。その末裔は近世初頭に和歌山藩地士となった。

4　中世の城館

当町は、南北朝の動乱時代にそれぞれの拠点があり、その争奪にあけくれた地域だけに城や砦跡は多い。

その城は、近世の城郭のように水をたたえた堀と高い石垣に囲まれた威圧感に富んだものではない。城山とか殿屋敷などと呼ばれ、その多くは小山や山麓にあり、わずかに残る石垣や堀切りが、ひっそりとした、たたずまいを見せている。そこに伝えられる合戦話や悲話も忘れられ、城跡そのものの存在さえ不明になりつつある現今である。

一之瀬城（脇出）　平地の中央にある独立丘陵に築かれた城で、東に一之瀬川、北に大谷川、南に前川が流れ、三方を川にはさまれた場所にある。

城の事歴については史料が少なく諸説が多い。南北朝の争乱の頃、愛洲氏が宗良親王を奉じていたといわれる。愛洲氏は宝徳（一四四九～五二）のころに本拠を五ヶ所城に移したようである。天正三年（一五七五）北畠具教の養子となっていた織田信雄が玉丸城に入るに伴い、田丸中務少輔直息は岩出に移され、その父、直昌が岩出から一之瀬に移されてくるが、そのころには「一之瀬愛洲の古城」とあり廃城とされていたようである。

城は、北側と西側に、空堀（からぼり）をめぐらした高さ六メートルほどの台地状を中心に、北側に二条の堀切がある。南側は一之瀬神社の社殿により改変されているが二条の堀切が狭い尾根にみられる。その南端は見張台に格好の岩場となり崖に直面している。東麓には南北に土塁（どるい）状のものがあって御所裏（ごしょうら）と呼ばれる一之瀬川の段丘に続いている。

一之瀬城主要部

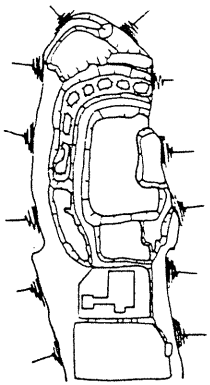

青木山城（脇出）　一之瀬城より西方約四〇〇メートルの青木山にある。東西に延びた丘陵上にあり、頂上には一五メートル四方の一段と高い削平（さくへい）地を中心とし、西側に並行した四条の堀切と、さらに八〇メートルほど西に離れて二条の堀切を持ち、東側へは狭（せま）い削平地が階段状に数か所連なる。

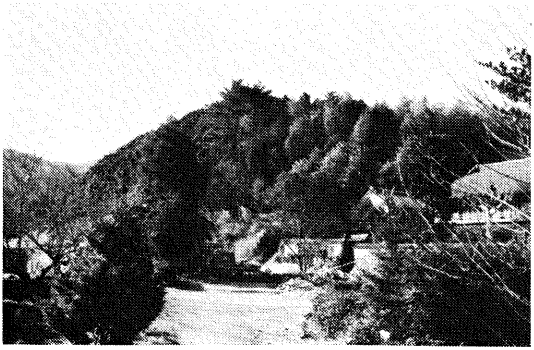

青木山城跡遠望



立岡城跡遠望

立岡城付近

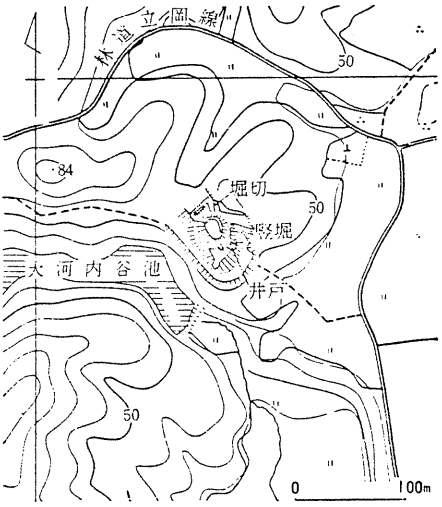

の菩提寺なる寿宝院の廃寺がある」と記されている。しかしながら、地域住民は、その存在を知らずにおり、昭和五十五年春の再発見になったものである。

立岡城（立岡）　立岡の集落の西方にあり、狭い丘陵頂部を削平して主郭とし、北西側には大河内谷池がある。

室町時代のものであるが城主などについては不明である。内城田村誌に「字池ノ奥ニ城山と称スル丘陵アリ、塹濠ノ形存シ山の半腹ニ周十二尺深二丈ノ瓦巻井戸アリ、其ノ何人ノ砦趾ナルヤ将何人ノ館墟ナリシヤ知ルベカラ規模は二〇〇×五〇メートルほどで一之瀬城とほぼ同じ大きさである。

城主などについては全くわからないが、一之瀬城との関連は深いと思われる。

この城については、昭和九年（一九三四）六月神宮皇学館発行の「建武中興・六百年紀念・吉野朝史蹟の栞」に「一之瀬城阯」があり、その解説下に、「城の西数丁に当る会下山も、或は一之瀬城の後詰の城ならずやと云われ、愛洲氏

ズ」と記されている。

最頂部の主郭は切り込み平地を作り、東、北、西に低い土塁状の囲みを残している。一段低い背後の北側は二条の堀切で固め、東側は二条の竪堀りが麓まで続いている。南側の中段の郭の一部岩盤を垂直に切り落して平坦地を作り、さらにその東側の狭い切り込み平地には、ほとんど埋まりかけた素掘りの井戸がみられる。南東側の最下段には中段の郭を取りまくように帯郭状の平坦地がある。これに続く南と西側へは現在では用水路と細い山道がついているが、もとは犬走り状のものがあったと思われる。

麻加江城と郷土館付近

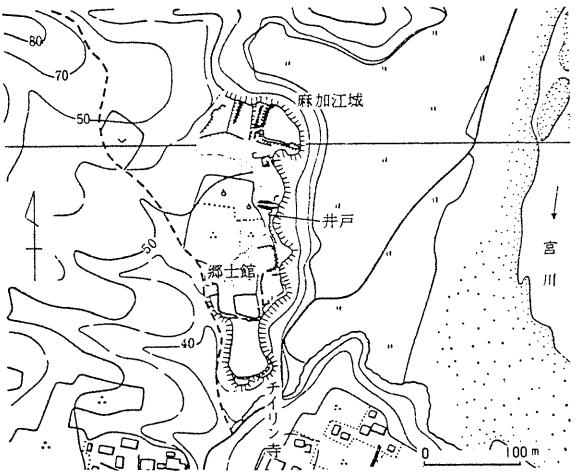

麻加江城主郭部

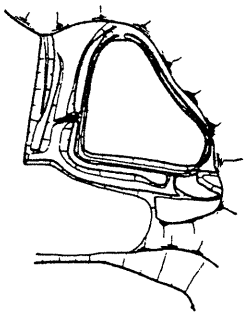

麻加江城（麻加江）　麻加江の集落の北側にあり、宮川を見下ろす台地の東縁部に築かれ、北側には幅広い谷が東から入り込み、西側はしだいに傾斜を増す丘陵でさえぎられている。

城主、築城などについての伝承も文献もない。

城は台地縁部の北東隅にあり、西側と南側をL字状にめぐる土塁に囲まれた三角の郭を主郭とし、その西側には幅一〇メートル近い空堀を隔てて一・五メートルほど高くなった西の郭がある。また、南側は削りとられたのか所々に土塁状のものが残っており、いくつかの郭があったことがわかる。

麻加江城跡発掘のようす

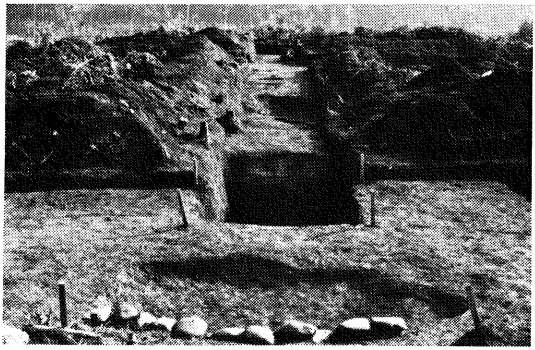

（土塁と堀の一部分）

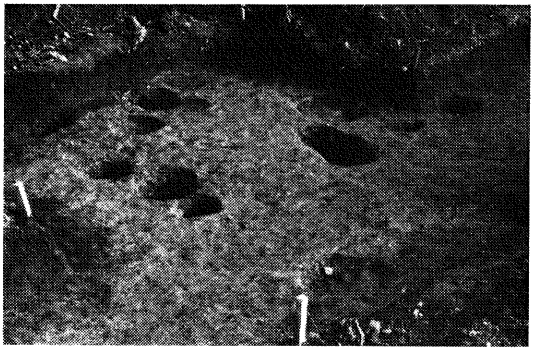

（建物の柱穴）

その一角に深さ一〇メートルほどの素掘りの井戸がある。

また、同じ台地の南と西が谷でさえぎられた南端には、石垣をめぐらした館跡のようなものがあり、郷土館とよばれている。館主、時代ともに不明である。

ところが、昭和五十五年初秋よりこの地域で砂利採取が始まり、主郭部分を除く一帯の緊急発掘を実施した。調査主体者は、度会町遺跡調査会で、発掘された遺物は整理中である。土塁、空堀、柱跡などの遺構や土師器片、中世の食器類などが出土している。麻加江城の主郭部分は保存されることになった。

山川城（下久具）　下久具の山川にあり、矢村の集落の南側の山麓にある。東側には谷があり崖となっている。北側へは台地が続いている。

城主、築城の時期とも不明であるが、東西、南北に深く続く堀が特徴で「おほりさん」と呼ばれている。

西と北側を空堀で固め、城内中央部を幅八メートル、高さ六メートルの土塁とこれに沿った空堀によって区画され



山川城跡の空堀と土塁

山川城主要部

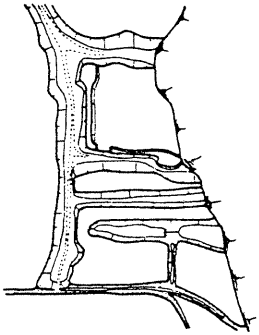

た二郭のものである。

北の郭は二〇×二五メートルで、コの字状に土塁がめぐらされている。この土塁は北西隅と南東部だけが一段と高く、しかも幅広くなっている。

南の郭は四〇×一〇メートルの東西に長いものである。東は崖、北と西は空堀で区切られるが、南には堀も土塁もない。北の郭のさらに堀を越えて北側へも平坦地が続き、九〇メートルほどの所で一段と下っている。

宮川を隔てて蓮華寺と相対する位置にある。

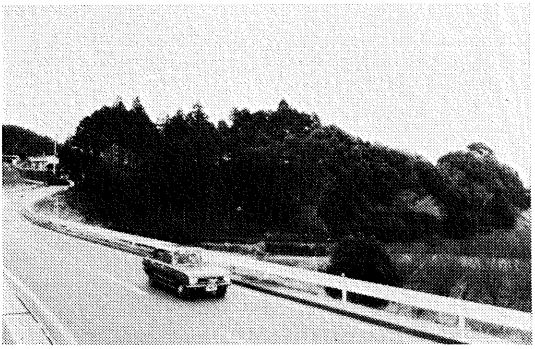

棚橋、城山遠望

城　山　城（棚橋）　棚橋の集落のほぼ西端に位置する段丘上にあり、下方は宮川の流れが、かつては大渦を巻き曲流するところであった。

小高い崖をなし、北西部には「城の小殿さん」と呼ばれる小祠がある。東側は「城の坂」と呼ばれ堀切となっている。

現在、その大部分は町営住宅の「城山団地」となっている。

築城などについての伝承や文献はない

長原城主要部

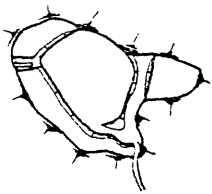



長原城主顕彰碑

が南北朝の動乱時代に北朝方の拠点であった蓮花寺にかかわるものであろう。

長　原　城（長原）　県道をはさんで散在する集落を南に見下ろす丘陵状の山地にある。

築城は、室町時代と考えられ、城主は大崎玄蕃守（弘治二年没＝一五五六）といわれる。

城の頂上部は、径二〇メートル余のほぼ円形に近い削平地となり主郭をなしている。東、南、北側は高さ四メートル余の断壁（だんぺき）となり下方の幅五～六メートルの削平地に連なる。この狭い削平地が主郭を取り巻き、東側には三条の溝がこの削平地を横断するように下方に掘られている。東北部には、わずかながら空堀がみられる。また、主部から南東に約二〇メートルの位置に堀切りがあり、別の郭に続いている。

城の主部をなす郭には小祠と正面に「長原城主、大崎玄蕃守」側面に

わが領地見渡す四方の山々は
　高き低きも長原の里

と玄蕃守の歌が刻まれた顕彰碑が建てられている。

玄蕃守は、田を起し、治水を整え、長原池を造り慈光山長命寺の開基といわれる。

城地の石垣は、天保五年（一八三四）の大洪水により奥池が決壊し、その修復のため、使用されたといわれ現存していない。北山にあるため北山城ともいう。

馬場城（日向）　日向の支邑、小原の東方山林中にある。標高二〇〇メートル弱の山頂に近い山腹を削平したものであろう。

この地は、南西六〇〇〇メートルに一之瀬城を控え、他方からの敵に備えるとともに、一之瀬城・五ケ所城間の狼煙場の働きもあったのだろうか。

『小川郷村誌』に「馬場ノ城趾、村（日向）ノ南方分嶺字水呑ニアリ邑居ヨリノ距離二十町、古来馬場の城趾ナリト唱ヘ来リシモ古今ノ変遷伝説等不詳」と記されている。



牧戸城跡遠望

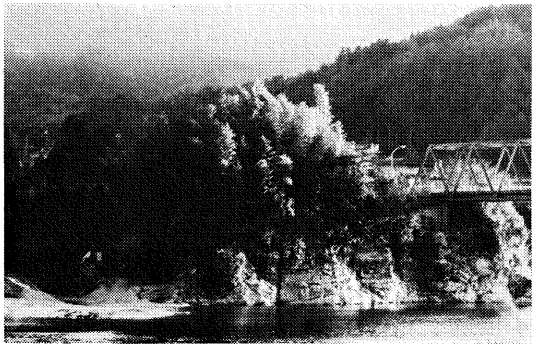

宮川越しに見る南鮫川城跡

南鮫川城（茶屋広）　宮川に面する河岸段丘上の断崖にある。「内城田村誌」によると「南鮫川の城、字浦の上なる渡船場の断崖上。東西三〇間、南北二〇間の平地あり。郷人これを城と称す。蓋し砦跡ならん」とある。

昭和四十七年二月、城跡を縦断するように鮠川大橋が完成した。いまは土塁状のものがわずか数メートル残っている。

牧戸城（牧戸）「勢陽五鈴遺響」に「牧戸砦跡。同処ニアリ国司北畠家の麾下牧戸氏住セリ」とあり、『内城田村誌』には「牧戸砦趾・本区に在りと、今其跡を詳にせず。伊勢国司御一族諸侍寺社記中伊勢国司代々御系図に、牧戸与五郎……」とある。また「三重、国盗り物語」には「牧戸友之助」の名が見える。そのことから土豪、牧戸氏の館か砦ほどのものがあったのだろう。いまその位置を明確にすることはむずかしく台地の先端が宮川に突出する八柱神社跡ではなかろうか。また、集落の西端ともいわれる。

山崎館

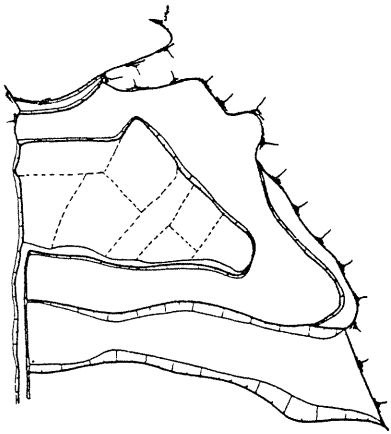

山崎館（立花）麻加江から立花に向かう県道の左側で、宮川の右岸に当たる位置にあった。開田のため遺構もはっきりしないが、北と南に空堀跡と思われるものが認められる。北側の空堀は幅五メートル、深さ三メートルで、南側のものは幅二〇メートル、深さ八メートルありそれぞれ宮川へ続いている。

殿山（立花）「中川村誌」に「中川神社ノ東ニ当リ字田間ソワノ山上ニ広サ二町歩程ノ坦夷アリ土俗之ヲ殿山ト呼ブモ玆ニ住ミシ郷士ヲ明カニセズ」とある。

山麓に割合浅い空堀状のものが、一三〇メートルほど続く。この溝より山側に一五～二〇メートル離れて、高さ一・五メートルの石積みがほぼ東西に五〇メートル続く。さらに、これより山側へ八～一〇メートル離れた位置に高さ三メートルの石垣が四五メートルほど東西に延びている。この石積みと石垣の間が長方形の削平地となっている。

ここより北方に宮川を見降すことができる。

小川殿館跡（日向）『小川郷村誌』に「一之瀬川東岸字小川殿ニ在リ郷士小川某ノ拠リシ処ナリト云。馬場（番）城趾ノ如キヲ見ル」と記されている。いまその場所を明確にすることはできない。

実観院跡及び帝釈氏館跡（南中村）『一之瀬村考古詳考』に、

> 共ニ字日部ニアリ。日部ハ南中村ノ内ノ一部落タリ。実観院ハ里ノ北限ニテ今ハ田圃トナル。丘陵ノ下ニアリ。又、コノ寺地一帯ノ地ハ帝釈氏最初ノ本拠地ト称セラルノ所ナリ。即チ其館址モコノ地ニアリシヤ必セリトイエドモ其詳細の位置ハ明瞭ナラズ。然レドモコノ地ノ里道ノ一部ニ「帝釈街道」ノ名ノ存スルヲ以テ見レバ其ノ街道ノ正面コソ館址ナルコト必セリ。カ

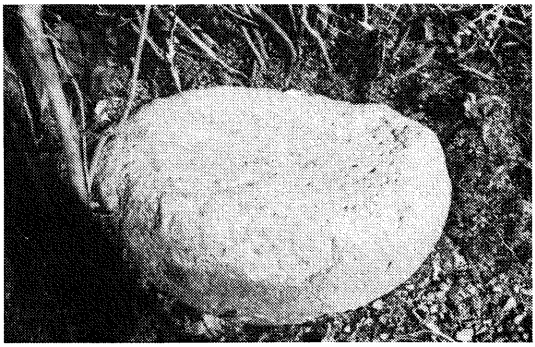

実観院の礎石

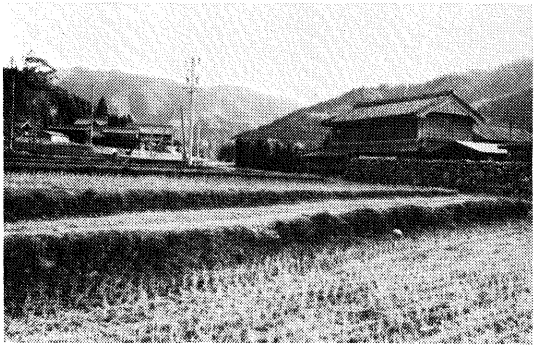

帝釈街道を望む

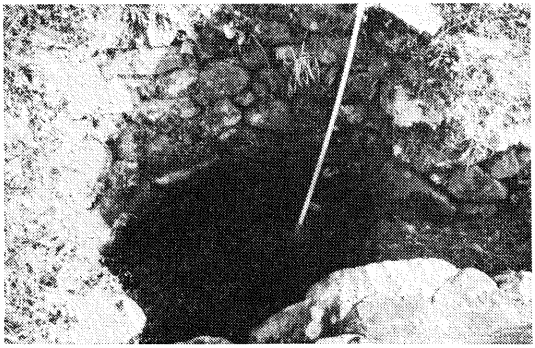

実観院の井戸と伝えられるもの

クノ如ク見レバ実観院ト帝釈館址トハ同一位置ニテ実観院ハ其氏寺ナルベシ或ハ其館ヲ寺院トセルモノナルカ之亦不明ナリ。

とある。いま、この付近は民家が建ち並んでいる。

脇出殿屋敷（脇出）「勢陽五鈴遺響」に、

本邑ニ脇出殿屋敷ト俗称ス山谷アリ今稽ルニ北畠家ノ麾下向井将監某此地ニ第宅ヲ構ヘタルカ国司滅亡ノ後織田信長ノ命ニ拠テ三瀬左京進等ヲウツ同時ニ廃亡セリ其裔慥柄浦大里正向井某ノ視ナリ物換星移リ今ニイタリ陰雨蕭々タル暗夜ハ数百人ノ闘争ノ声刀剣ヲ相撃ノ音喧シ土俗往々聞テ恒トシテ敢テ怪トセスト伝フ

とある。前述の青木山城の東麓に石垣を伴った屋敷跡が見られるが、これではないだろうか。

5　経塚と中世墳墓

経塚は、仏教経典（主として法華経）を地中に埋納し、地表に盛土をしたもので地上に石塔を建てることもある。納められた経巻には、紙本や瓦経、銅板経などを経筒に入れてあり、また一字一石の経石を積み上げ上を覆ってある場合もある。

経塚を作る目的は、経典保存の趣旨からやがて極楽往生、現世利益の祈願にかわり、鎌倉、室町時代には供養業として行われるようになったものである。

当町の経塚の多くが、このような趣旨で作られたものかは疑問である。

伝説では、行者、山伏、旅の僧など旅の聖が、村々を勧進し説法を施し、村の災厄を除去するために呪法を施した祈祷、供養の場なども経塚になっているからである。

当町の経塚には、塚の中に金の鶏が埋められていて集落が三軒にまで衰微したら掘るようにとの言い伝えが残っているものが多い。





蓮華寺経塚

このような金鶏伝説は、山中あるいは塚の中に金の鶏が埋められていて塚又は山中から鶏の鳴き声が聞えてくるというもので、正月元旦に鳴き声が聞かれるというのである。

長者が財宝を埋めた跡から鶏鳴が聞こえるというモチーフは全国的に多いようで、鶏の早朝の鳴声がその年、あるいはその日の吉凶を予兆すると信じられたふしもある。

蓮華寺経塚（棚橋）　蓮華寺山門前にあり、総高二・四メートルで基盤（径三・四メートル）の上に巨石が三段に積まれているが、これは、三重の塔を意味しているのであろうか。

石積みの下に瓶が埋められているとの言い伝えのほか、棚橋が三軒になったら掘れとの伝承も残っている。この塚のほか寺の山林中にこれより小型のものが二～三基あったと古老は伝えているが今は存在しない。また、同寺裏にある庭園跡の池中の〃中の島〃が崩れつつあり、石積みをした空洞が見られ塚ではないかと思われる。

虫穴山経塚（大野木）『内城田村誌』に

本邑ヨリ西北ニ距ル十三町字虫穴ノ山上ニ塚アリ、偏平ノ巨石ヲ三層ニ積ミ其間ニ小岩石ヲ置ク、高七尺巾四尺アリテ棚橋区

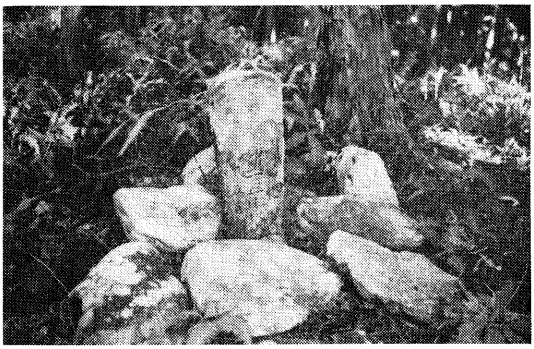

日部経塚の石塔

蓮華寺ノ経塚ト同型ナルモ未ダ其由来ヲ知ラズ

とある。

大野木バス停の北側丘陵上にあり古老の言によると大正十年に発掘されたが何も出なかったといわれ、今は三個の巨石が残るのみである。ここには大野木が三軒になれば掘れとの伝承がある。

造立年代は、蓮華寺経塚と似たころのものであろう。

岡部経塚（大久保）県道北側の草場（大久保）と平生のほぼ中ほどにある丘陵状の山上にある。径七メートル余りの円丘がみられ瓦製の小祠が祀られている。この祠には、小岩石が数個奉納されており、これに触れるとたたるといわれている。

小原経塚（日向）『山川郷村誌』に「村ノ南部分嶺字谷ノ奥ニアリ、民居ヨリノ距離三町」とある。今、山腹の雑木林にあるが、もとは一間四方の石積みがあったと伝えられている。ここにも金鶏伝説が残されている。

日部経塚（南中村）『一之瀬村考古誌考』に、

経塚、和井野区と境する日部の地に経塚あり。山地にして石にて角形なるか円形なるか不明なれども積み重ねたる塚あり土民経塚なりと言い伝う。その上に碑石あれども文字不明にて何等読みうる所なし

と記されている。

一之瀬川を西方に見下ろす山上に、ほぼ五メートルと六メートルの長方形の土盛りがあり、その一方は崩れている。

土盛りの頂上に高さ四〇センチメートルの石塔があり、次のように刻まれている。

天和□（欠損・一六八一年）□酉

奉書写大乗妙典一石一字塔

十一月十五日

その他、田口の妙色寺前の山林内や川上の経塚山、脇出の生かね、小荻のヒボタにも経塚があった。川上の経塚は盗掘で陥没し、生かねには、金の馬が埋められており「脇出が七軒になったら掘れ」と伝えられていたが道路拡張で消滅した。田口、小荻にも区が衰微し三軒になった時、掘れば区が復活するとの伝承がある。小荻の経塚は明治初期に区民相談のうえ発掘したところ一石造りの五輪塔が三基出土した。しかし、発掘の途中天候が急変し大荒れし作業をやめたと伝えられている。

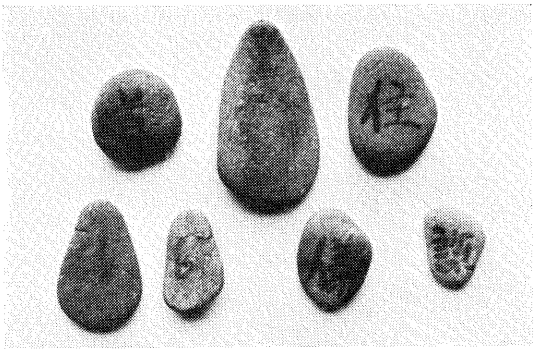

鮠川経塚出土の一石一字の経石

鮠川では、昭和四十七年九月、県道拡張工事のとき天王さんと呼ばれる石積みの石塔下より大量の一石一字経が出土した。

いくつかの経塚について述べてみたが、蓮華寺と虫穴山経塚を除いては、中世のものと言い難く、近世に入ってから築かれたものではあるまいか。

古利廃寺墳墓（川口）　古利寺は、鎌倉時代から室町時代にかけて棚橋の蓮花寺の末寺であった。その境内と思われる現在の五輪堂裏山から、古瀬戸の骨壺が昭和五十四年六月出土した。

康永三年（一三四四）申立の「法楽寺文書紛失記」に「古利寺、五ヶ瀬（五ヶ所

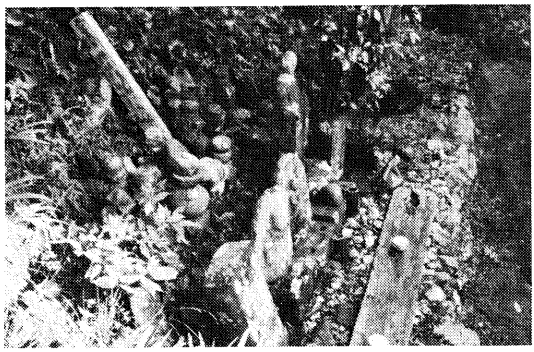

五輪堂墓地（古利廃寺）

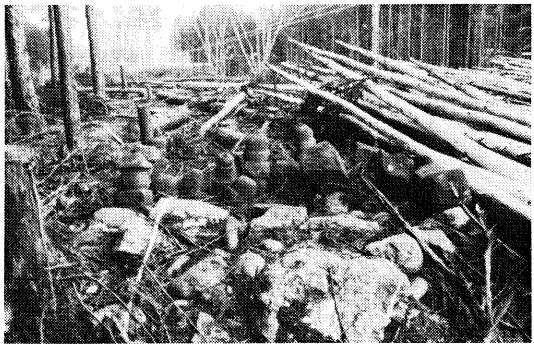

矢村中世墓群

愛洲氏?）押領（おうりょう）」とあり、愛洲氏に寺領を奪われたことがわかると共に、中世に寺院があったことがわかる。出土地は古利寺が栄えた時代の墳墓跡と考えてよいのではなかろうか。

現在の堂宇の近くに、室町時代末期のころと思われる宝篋印塔の基礎も残存している。

大山中世墓群（長原）　長原から坂井へ向かう県道右側の山麓にあり、中世のものと考えられる五輪塔が散在している。ここは山麓のやや平坦な部分で長原城跡へ近い場所である。

矢村中世墓群（上久具）　矢村の寺垣内遺跡に続く東畑の山林中にある。山神と刻まれた石塔や小祠と、いくつかの中世の五輪塔が混在し祀られている。この地は周辺よりやや高くなっており、また川石がいくつか散在している。中世の墳墓か、経塚と考えられる。

寺垣内遺跡の近くには中世に清水寺があったといわれ、また山川（やまごう）城跡にも近い位置である。

伝田丸弾正少弼親忠墓（上久具）　村誌は、「清水寺本堂の東、二〇〇メートルの山林中にあり自然石で蓋（おお）をしてあ

る。親忠の墓と伝えられる」とあり、矢村中世墓群のおよそ数十メートル南の山林中にある。

この墓石をまたぐと腹痛になると言い伝えられている。

小姫塚（棚橋）　内城田神社西方の宮西の山中にある。内城田村誌に、「棚橋ヨリ牧戸ニ通スル古道字宮西山ノ東半腹ニ在リ、旧大木アリシガ今ハ周囲小松山ニテ最近発掘ノ痕アルモ由緒未詳」と記されている。今その地に御影石の五輪塔が一基残されているが空輪と風輪が失われている。総高七一センチメートルで中世様式を伝え美形のものである。

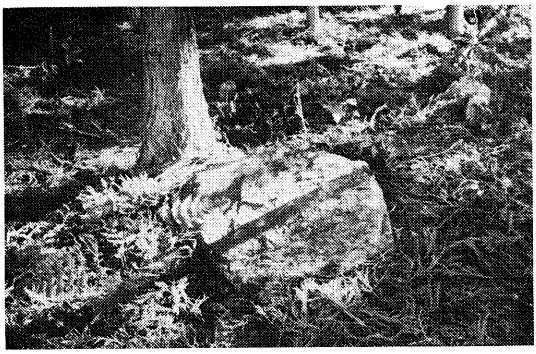

伝田丸弾正少弼親忠の墓

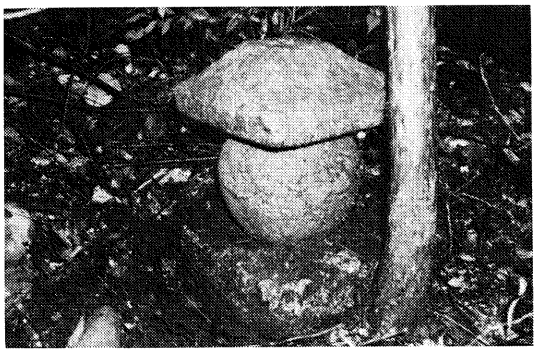

小姫塚

四　近世への歩み

北畠氏滅亡後のようす　伊勢国司北畠氏は、初め南朝方として活発に活動したが正長元年（一四二八）国司満雅が安濃郡岩田で戦死すると幕府に降った。

その後、勢力の消長はあるものの天正四年（一五七六）、北畠具教が織田信長に謀殺され滅亡するまで、南伊勢はほぼその支配下にあった。

北畠氏滅亡後、当町などこの地方は、

天正十二年（一五八四）に伊勢松ヶ島（後松阪）城主蒲生氏郷、天正十八年（一五九〇）には岩出城主牧村利貞、文禄元年（一五九二）には同じく岩出城の稲葉道通、そして、元和二年（一六一六）に津城主藤堂高虎の支配を受けるようになった。

元和五年（一六一九）以後は、和歌山藩徳川頼宣の支配下に置かれ、代々度会郡田丸領（久野氏）となったのである。

文禄検地　織田信長の後を受けて豊臣秀吉が伊勢国内を統一すると、諸大名を配置し、検地及び刀狩りを断行し、新しい封建体制を確立していった。

近世の始まりである検地は、伊勢国内では文禄三年（一五九四）六月より、羽柴下総守（滝川雄利）、服部一忠、稲葉道通など七名が伊勢検地奉行衆となって行われたもので、太閤検地とも呼ばれている。中世的な土地関係を整理し農民を直接把握しようという意図から実施されたものである。

検地に当たり秀吉は「就二伊勢国御検地一相定条々」一三カ条の訓令を出している。

その一部を挙げてみると

一、田畠屋敷六尺三寸の竿を以て、五間六十間三百歩一段に検地すべき事。
一、上田は一石五斗、中田は一石三斗、下田は一石一斗、下々（田）は見はからいに相究むべき事。
一、上畠は一石二斗、中畠は一石、下々（畠）は見はからいに相究むべき事。
一、升は京升に相定む、則ち検地のため奉行在様の京升を相調へ在々へ遣すべし。前の升をば悉く集め取上ぐべき事。

などと示されている。

このように全国共通の一間竿と京升に統一され、土地の生産を石高つまりすべて米に換算して表すようになったのである。その他、村境を確定し、検地の結果を記帳し、その副本は請状をとって各村々に下げ渡し、検地役人が出張中は自分賄とするなどが訓令のなかに述べられている。

検地の結果、伊勢一三郡の総高は約五六万石であった。

当町には、記録がほとんど残っていない。『一之瀬村考古誌考』と『小川郷村誌』にその一部が記録されているにすぎない。

『一之瀬村考古誌考』には、次のように記されている。

御検地之事（田丸中少殿退城之後四年也）

一、文禄三甲午年に検地があり一之瀬谷御検地奉行は稲葉兵庫であった。
一、百九拾七石四斗七升　脇出村
一、五百拾四石五斗四合　和井野村
一、九拾石　市場村
一、三百五拾四石八斗四升　中村
一、八拾石六升五合　柳村
一、八拾一石六斗六升一合　川上村
一、百三石五斗三升　小荻村
　惣合　千四百二拾二石七升

伊勢国中御検地目録高

一、四万千三百九拾一石五升　度会郡
一、四万六千六石九斗　多気郡
一、二万三千三百四十四石二斗七升　飯野郡
一、三万八千七百九十七石三斗七升　飯高郡

『小川郷村誌』日向村の項には

文禄三年七月検地

田壱町弐反弐畝廿弐歩
畑七町七反参畝廿参歩

また、戸数は、

文禄三年六月戸数三十一戸人口百五十三人

と記録されている。

同じく、火打石村の項には

文禄三年田畑筆数八拾九筆、反別参町九反参畝拾八歩

と出ているほか、

「勢州度会郡小川谷之内火打石村」の検地帳の写しも出ている。

これによると

上田、四畝六歩　　分米六斗三升
中田、三反五畝廿歩　〃　四石六斗三升六合六勺
下田、二反一畝廿四歩〃　二石三斗九升七合八勺
下々田、二畝廿歩　〃　二斗一升三合二勺
荒田、四反一畝三歩　〃　四合一斗一升
上畑、七反八畝十九歩〃　九石四斗三升六合
中畑、七反九畝十三歩〃　七石九斗四升三合三勺
下畑、三反一畝十五歩〃　二石五斗二升
荒畑、三反九畝廿三歩〃　一石五斗九升六合
屋敷、五反八畝廿五歩〃　六石五斗八升

田畑合三町八反九畝十八歩

分米四十石五升七合五勺
内、十一石九斗八升七合六勺、田方
文禄三年七月五日
御検地稲葉兵庫殿判有

同じく駒ヶ野の項には
文禄三年駒ヶ野村御検地帳
田畠合五町八反九畝十二歩
分米　六十二石四斗四升

同じく川口の項には
文禄三年度会郡川口村御検地帳
田畠都合九町二反七畝二歩
右之米合百十二石九合二勺八才

と記録されており、当時の耕作面積や租税(分米)のようすがうかがえる。

そのほか、町外の記録に伊勢国中御検地高帳(文禄三年)からとして次のように記されている。

田口村—四六六石五斗五升、磨賀江郷—三六五石一斗七升、長原之郷—五四二石二斗九升、葛原村—二四二石二斗二升二合、大野木村—四一〇石八斗七升、棚橋村—三九五石九斗九升六合、槇戸村—一三五石九斗五升、平生村—二三一石七斗七升九合、大窪立岡村—二六〇石二斗二升、早川村—二六三石九斗二升五合、上久具郷—四四八石七升、下久具郷—三八二石二斗九升、小川村—二六四石四斗四升、木越村—五二石三斗四升、日名田村—一〇〇石六斗四升

第五章　近　世

一　近世の領主・紀州藩の支配

天正十年（一五八二）、織田信長が本能寺で自殺したことにより、豊臣秀吉が、実権を行使することになった。南伊勢においては、天正十二年（一五八四）、秀吉は、度会郡を、津藩主蒲生氏郷に与え、玉丸城を、稲葉兵庫頭重通に預ける（稲葉重通の子蔵人道通は、後に岩出城主となった）。

慶長五年（一六〇〇）、稲葉道通は、徳川家康の命により、奥州会津出陣のため沼津まで行き、途中から、伊勢岩出へ帰る。八月下旬（関ヶ原の役の直前）、伊勢中島で、九鬼嘉隆の配下北庄蔵と戦いこれを破った。その功により、二万石の加増を受けて、四万五千七百石となり、田丸城主となった（道通は、岩出城を壊して田丸城へ移った）。

その子、稲葉淡路守紀通も、田丸城主を継いだが大阪冬の陣、夏の陣に従い、後、丹波福知山城主となった。

元和元年（一六一五）、藤堂和泉守高虎（津城主）が、大阪の戦いの功により田丸付で五万石を徳川家康から受けることになった。

元和五年七月には、徳川頼宣が、紀伊和歌山藩主となり、田丸は、松阪、白子とともに、その領地となった。

以後明治維新まで、田丸城は、紀州藩家老久野家が城主となり一万石（年間実収二億円）をとり、田丸領五万石は、御代官の支配するところとなるのである。

1 紀州侯

さて、近世約二六〇年の紀州藩―徳川氏の治世を、藩主の世代を追って、みておこう。

一世・頼宣は、元和五年（一六一九）に家督を継いだ。彼は、行政区画を整えるため、組制を採用した。藩の行政組織は、数組ごとのまとまりに、代官・奉行・目付・大庄屋を置いた。大庄屋は、数十の村々の庄屋を通じて、農民に臨んだ。

頼宣の治世は、四八年間に及んだが、寛永十七年（一六四〇）には、倹約令を出した。明暦三年（一六五七）、紀州藩最初の御仕入方役所を佐八村に置いた。ここでは、資金を農民に貸すことで、製炭の発展をねらいとした。しかし、後には、その地方の特産物を、安く買い入れることによって、産物の他領へ流出することを監視し、産物を藩の専売品化する役目が大きくなるのである。

二世・光貞は、寛文七年（一六六七）に家督を継いだ。この代から、紀州藩の財政困難が始まった。それは、全国的に広がった奢侈の風に加えて、天和三年（一六八三）には、江戸大火で藩邸が類焼して復旧の費用が多くかかったこと、貞享五年（一六八八）、将軍綱吉の娘鶴姫を長子綱教の奥方に迎えるため盛大な婚儀を催したことが藩財政に強くのしかかったからである。そこで、元禄四年には倹約令を出した。

三世・綱教　元禄十一年（一六九八）相続。元禄十四年（一七〇一）、藩債を整理するため、家臣団から二〇分の一の借り上げを行い、銀札を発行して正金銀の適用を制限し、農商民に対しても、一五か条の倹約令を出した。翌々元禄十六年江戸大火でまたまた藩邸が類焼した。

四世・頼職　宝永二年（一七〇五）六月家督相続。治世四か月。

五世・吉宗　宝永二年（一七〇五）十月相続する。吉宗は財政建て直しのため、正徳四年（一七一四）、一〇年計画を打ち出し、庄屋以下の農民に一四か条の農事の改革増収策を示した。彼は、その施策によって、藩に金一四万八八七両と米一一万六四〇〇石の蓄財を置いて享保元年（一七一六）将軍になった。また、正徳六年（一七一六）三月、浦組制を整備し、「新規御定書」を公布した。

六世・宗直　享保六年（一七二一）相続。吉宗の倹約策に引き続いて、次々と倹約令を出した。

享保五年（一七二〇）、大庄屋あてに破魔弓・羽子板・ひな人形を禁止。享保七年、家臣団に倹約令を出す。享保八年、地士・大庄屋・庄屋・百姓などの身分により衣類をきめる（農民は木綿以外は着るなと厳命）。

ところが、享保十七年（一七三二）、蝗による大飢饉が紀州藩を襲い、三一万石の損害を出し、三七四〇石の米を農民の救済のため出さねばならなくなり、藩財政を破綻に追い込んだ。

宝暦二年（一七五二）には、江戸中屋敷が類焼し普請を要した。そのため、再三、経費節約を厳令した。特に、宝暦三・四年には年の内に次々と倹約令が出された。しかし、農民も困窮の極にあって、倹約の効果は上がらなかった。

七世・宗将　宝暦七年（一七五七）相続。治世八年。

八世・重倫　明和二年（一七六五）相続。明和八年春には、伊勢へのおかげ参りが盛んであった。安永元年（一七七二）秋、風水害で凶作となる。

九世・治貞　安永四年（一七七五）相続。治世一四年。

一〇世・治宝　寛政元年（一七八九）相続。天明三年（一七八三）には、諸国が大飢饉となる。天明年間には藩債が一七〇万両に達した。寛政六年（一七九四）、寛政八年（一七九六）の倹約令は、農民に衣服について次のような制限をしている。紫に染めないこと、べにすり花染にしないこと。男女とも奈良布を用い、越後布（からむしで織り強い）を使わな

いこと。羽織は小紋麻羽織以上を使わないこと。寛政十一年（一七九九）瓦葺禁止（農家は草葺きでよい）。文化二・三年（一八〇五～六）、高価な鉢植え（蘭など）を買わないことなども倹約令として触れが出された。

一一世・斉順　文政七年（一八二四）家督を継ぐ。天保元年（一八三〇）には伊勢へのおかげ参りが流行した。天保七・八年全国飢饉。治世二二年。

一二世・斉彊　弘化三年（一八四六）襲封。治世三年。

一三世・慶福　嘉永二年（一八四九）から安政五年（一八五八）まで藩主。この年将軍職を継ぐ。嘉永五年（一八五二）、アメリカの黒船、浦賀に来航する。安政元年（一八五四）十一月四日、大地震・津波があり、藩財政が打撃を受けた。嘉永六年、和歌山においては、異国船騒動のため、江戸へ三〇人が出立した。久野丹波守（田丸城代家老）も含まれていた。また、

> 公儀御門にあったはんじ物として、長持のぼうを立て、〃公方長持なし。〃大根二本の各々に灸をすえてあり、〃日本大困窮〃
>
> との事。「小梅日記」

藩主慶福は、安政五年（一八五八）、十四代将軍家茂となる。彼は安政大獄以後二度にわたる長州征伐までの、開港による海外勢力の圧力と、尊皇攘夷派との内部抗争期に政権を担当した。

一四世・茂承　安政五年（一八五八）に藩主となり、明治四年に廃藩置県の結果、知藩事を罷免されるまで、紀州藩の政治を行った。文久三年（一八六三）、大和で天誅組が挙兵し、藩は幕府より追討を命ぜられた。藩では、在夫と名づける農兵を徴集し、その鎮圧に当たった。元治元年（一八六四）、八月・第一回長州征伐に出陣。慶応元年（一八六五）四月、再び長州征伐に先鋒総督として出かけ、大阪から、安芸、石見と戦い、翌二年惨敗して引き上げた。慶応三年八月、尾張名古屋へ江戸の女が裸で、天から降ってきた異変をかわきりに、十月には、伊勢の山田では、宮川の

上の渡しへ豊受大神宮の御札が降り始めて、宇治・古市へも拡がり、さらに江戸、阿波、大和、和歌山と拡大した。この奇妙なことが起こると、そこここで、「エエジャナイカ〳〵。」と農民・町人たちは踊り狂った。御札の天降った家々では、酒、さかなを振舞い、男女入り乱れ、音曲・三味・太鼓ではやしたて、それは夜中にまで続き今日あすにはやみそうにもなかった。農民たちが踊り狂っている間に、朝廷は薩長両藩を主力として、倒幕の実行にかかり、将軍徳川慶喜は大政奉還を請い、政治は、一転して王政の世となった。

紀州藩は、明治改元（一八六八）の翌年、奉行所、代官所を「民政局」と改め、大庄屋は「郷長」に改め、庄屋・肝煎は存続することになった。また年貢を一歩減免した。〃御仕入方〃は廃止され〃物産方〃となった。度会府を経て、度会県が分かれた。明治三年、徴兵制実施。平民の苗字を許した。物産方仕出し炭をその地で売りさばくことを許可した。

明治三年十月　藩は、紀勢金城の窮民に、一万四八〇〇俵の救恤米を放出した。そのとき、藩は高札を掲げ、農民救済の旨を告げた。田丸へは、一六〇〇俵の救恤米が割り当てられた。

紀州藩は、徴兵規則を定め、〃交代戍兵（兵隊）〃として毎年二月、徴兵係が各郡の民政局で、男子二〇歳から二二歳までのものを身体検査して徴集した。戍兵は歩兵を主力とし、砲兵・騎兵・工兵・輜重兵があり、西洋式の編成・装備・内務・練兵・補給などが外国人によって指導された。明治四年七月廃藩置県の際、この軍隊は解消した。その時の兵力は一万三〇〇〇名であった。

明治四年三月、和歌山鎮台より棚橋村の中井末十郎に召集令状来るとの記録がある（岡村一郎調べ）。

明治四年七月、廃藩置県により和歌山県となり、旧藩主茂承は、知藩事をやめたのである。

2　紀州藩田丸領主

田丸城は、現度会郡と、多気郡の一部を領域とする紀州藩領の出城であった。ここには、城代家老・代官・奉行・目付・物頭などが置かれた。

城代家老　久野丹波守（八代まで）

大目付　紀州藩士で検察の役目

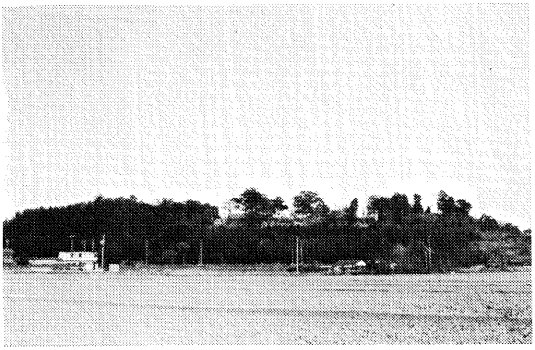

田丸城跡を岩坂方面から望む

物頭　紀州藩士で、武備の責任者

奉行　土木・訴訟・民政など各般の行政事務担当責任者

代官　紀州藩士で徴税、農事監督

城代家老

一世・久野宗成は、元和五年（一六一九）徳川頼宣の紀州転封に従い、その時、田丸城に置かれることになった。田丸は熊野からの一揆の出口に当たるので、勇将である久野宗成が初代城主として在城することになったという（治世一七年）。宗成は、従五位下丹波守に任ぜられた。久野家領八千五百石。代官支配、五万石であった（元和五年（一六一九）より寛永二年（一六二五）まで）。

二世・久野外記宗晴（在任二四年・寛永三年（一六二六）より慶安二年（一六四九）まで）

三世・久野和泉守（後丹波守）宗俊（治世五三年）。城主とはいえ、久野氏は、田

丸城に常住したのではなく、和歌山の城下に屋敷をもち、紀州藩の重臣として、勤番した。そして、各代毎に、幾度かずつ、田丸に入部し、執政したのである。治世の長かった三代宗俊は、一三回田丸に入部し、最多となっている。寛文九年（一六六九）、他領奉公は禁止の御法度を出した。元禄元年（一六八八）、同五年切支丹改めを行っている。宝永二年から三年の〃おかげ参り〃の参宮人多数の頃には、田丸町内へ足軽を巡廻させ、抜け参りの者が、難渋することのないように指示し、旅籠の高値を取り締まった。

四世・久野和泉守俊正、後、備後守。治世二一年（宝永三年（一七〇六）より享保十一年（一七二六）まで）。宝永三年十一月に山田の大火があり、田丸藩から、家来が消火に派遣され、外宮が無事であったことが、山田奉行から老中（幕府）に聞こえ、礼状が届いた。しかし、この治世は、大風雨による城中の破損や、不作による年貢不納などで、財政に詰まり、家中から上米を行ったり、領下へ御用金の調達を申付けたりしている。享保六年（一七二一）、狼が、城下町まで出没し、五十人の足軽が出動して、おどし鉄砲で追払った。

五世・久野丹波守俊純（享保一一年（一七二六）より、明和九年（一七七二）まで、治世四七年）先代より財政難のため、五千石の格で勤めることになった。享保一七・一八年（一七三二・一七三三）は、飢饉で、世間には飢人、捨身（死人）・縊（自殺）・行倒れが見られ、享保十八年四月には、勢州三領知行所内の飢人九六人へ、一人前麦二升ずつを救援した。十月には、田丸領の百姓が困窮しているので、当免（その年の年貢の率）を二分（二パーセント）引き下げた。

また、領内百姓の城主への越訴があったが奉行所で止められた。

寛保二年（一七四二）十二月八日から十六日へかけて、騒ぎがあった。八日は、四十村ほどの百姓、五〇〇人が、大庄屋会所前へ集まってきた。諸役人が出て話し合った。夜に入って警備が行われ、百姓の中から、岩出村次五兵衛が郡奉行より取調べを受けた。

その後も、毎日百姓たちが五、六十人ずつ、田丸町の端の方まで押し寄せてきて、その都度、大庄屋が来て処置していた。十二日には、午後四時ごろから、しだいに会所前へ押寄せ一〇〇〇人ぐらいになった。しかし百姓たちも夜中の十二時ごろには引き揚げた。十三日は、六時ごろ会所へ八、九十人、十四日昼過ぎ四、五十人が集まり十五・十六日も百姓が詰め掛けた（要求は不明）。

宝暦二年（一七五二）には、他国から、田丸領へ車・船で米を買い求めにくるのを中止させている。

宝暦十一年（一七六一）五月、端午の節句に、男子一人に幟を二本以上立ててはならないという御触れを出した。

明和元年四月に御触れで、在中の百姓たちが脇差を差すことは無用とした。

翌年・倹約の御触れを出す。また、足軽に難渋者が多く、正月が越せないという申込みに対し、御年寄方で相談し六両を貸出した。

この年には、また、おかげ参りが流行し、参宮人の宿泊者が二〇〇〇人にのぼり、六〇両ぐらいが、田丸へ入ったと推計された。牛疫も流行し、米は不作で、米二六俵が一〇両もした。

翌年には、人買いらしい者が立ち廻ったとお触れが出るぐらいに武士も農民も困窮したのであった。

六世・久野和泉守（後、近江守）輝純、安永二年（一七七三）十二月から、文化八年（一八一一）まで、治世四〇年

寛政七年、紀州藩主より、家事治め方がよいとして、一万石に復活された。

しかし、この代の治世中には、天明二年からの大飢饉があった。同三年には奥羽地方で、多数の餓死者が出た。田丸藩下でも、食物は他領へ持ち出しを禁じたほどであった。天明四年、田丸で米の値段が六俵二斗で一〇両と高騰した。

天明三年（一七八三）正月、郡奉行、御代官の連名で、「在中江御取締り御条目」が仰せ出された。

その前書きでは、「百姓が公事（訴訟）を企て、出入耕作や諸稼ぎを疎かにして、身分を弁えない心得違いがあるから難渋し、困窮する村々があるのだ。」と、特に、倹約取締りについて、三二か条にわたって指示した。以下、その一部を簡単に述べる。

「全体として、難渋というのは、とかく村作（村の責任で耕作しなければならなくなった土地）が多くなったからである。村作地のほとんどは、百姓が金に困り良い田から順に売り払って、悪い田畑で作物をとっているから、年貢不納などが増して、百姓が成り立たなくなり、売ることもできない田畑を引き取って村作としているのだろう。だから不行届きである。

今後は、そのような悪党は、村へ置かないようにすること。特に難渋村では、格別に倹約を守ること。「村定め」をして、よく働くこと。村役から、五人組頭百姓、小前までよく弁えて稼がせること。山中、里方といっても、働き方には差別はないはずである。」

「父母に孝行に、法度を守り、謙り、奢らず、それぞれの職を勤め、正直にすること。これらは誰でもよく知っていることだ。

この教訓は、万治年中（一六五八～一六七三）に仰せ出され、毎年、「郷組一札」にも書かれていることである。」（「郷組一札」は、大庄屋が、百姓たちに守らせることを託して藩へ差し出すもので、法規の性格がある）。

「強訴、逃散は、近年、公儀（幕府）よりの禁止の御触れが高札に書かれている。堅く守ること。」

「筋なき公事（訴訟）を巧みに勧めようとする者がいたら、早速申し出ること。」

「右のような悪党は、役人たちの縁者でも申出を遠慮するな。我々も前々より心を付けて政治をしているが、行き届かないことがあったら、早速申し出ること。」

「諸願いのあるときは、定めのとおり、百姓→庄屋→大庄屋→郡奉行→奉行所の筋で出すこと。

奉行所・郡奉行宅へ願い出るときは、人数三、四人以上は厳禁である。それ以上は徒党だからである。

提出願書へは、必ず署名、印形を捺すこと。これがないものは火中へ投ずる。」

「御家中のお歴々へ頼んだり、伝手で、金銀を持ち廻る族や、主人の知らないうちに家来などへ贈物をしてこれでよいだろうと伺いを立て、そのために日を費し、稼ぎや耕作を疎くするものがあるそうだが心得違いである。」

「博奕は御禁制である。また無宿者の宿をするな。」
「神事祭礼のとき、目立つことはしないこと。歌舞伎役者の真似をして衣裳を着たりして芝居をすることを堅く相止める。」
「遠方より客を呼び、何日も逗留させるな。」
「押しかけ参りがあっても断ること。仕方なく日帰りができなくても一宿までにする。そのときは地頭や出入りの家へ断っておくこと。」
「辻打（大道芸人）や見せものをいっさい留めるな。」
「雨乞いのときの踊りは一か所一八人まで。多数の村がいっしょでも三〇人までとする。費用は銀一〇匁、米一斗にて済ませ、稽古などは堅く禁止する。」
「伊勢参宮・その他参詣のため、在々で講廻りといって一村から多人数が費用を使って出かけること堅く禁止。今後は、作方に差支えのない者が代表で参詣すること。用意は蓑・笠だけで、送り迎えはしないこと。」
「地士・筋目の者・苗字を名乗り刀を差している身上よい者は、由緒筋目を立ててもらっていることを冥加に思い、耕作専一に、御年貢諸役を疎かにしないこと。」
「身上のよい者で、小前（小作農民）の難渋を救うため、年貢や諸上納物を取替えている者がある。しかし、取替えて高利を取ったり、高い値で米を賃借の品として、難渋を重ねさせている者もある。このような族がいたら申し出よ。」
「庄屋・村役人の心得の事。村方のことは、すべて庄屋によるのだから、政道廉直で一家一門他家他宗の差別依古贔屓をせず、一図に小前百姓のために精を出すこと。」
「大庄屋についても、右に同じである。」
「山中の者共心得の事。山中筋、出稼、炭焼き、炭持ち共は、米が高値のときは精を出すが、米の下値のときは、（炭は値が変わらず）物が調え易いので炭が不揃いになる。これは逆で、米が下値のときに精出して稼いで物を買って貯えて置けば、米が高くなったとき凌ぎ易いのである。このことを村役人は気を付けて働くようにさせるがよい。」
「衣類・家作の事。前々から申し渡しているが、近年華美になったから質素にするように。」
「音信贈答の事。前々から申し渡しているのに今もってやめないようだ。これは、人気が悪いので、音信贈答して自分の勝手

のよいよう取りなしてもらいたい心から起こるのだ。これからはきっと咎め申すぞ。」

「地士・大庄屋・村役人・惣（全）百姓共よ。年頭の祝儀のやり取りは、軽ければよろしい。五節句などの祝儀は無用のこと。」

「小入用のこと。右のように、このたび〝〆り方〟を仰せ出されたのだから、いよいよ厳重にして、特に入用が節減できるようにすること。

神事・祭礼・勧化・寄進などの仕来りの中には村柄に不相応なものも多い。難渋・困窮して、お上に御苦労をかけ（救米などで）、他から借りまでして、不埒にも人に難儀をかけていながら、不相応なことをしていては、神慮仏意にも叶わないことではないか。

御普請など役人が出て人足請負のときは、時々帳面へ印形を取っておくこと。

「小入用割賦帳面」へは、小前の末々まで、入用の訳がよくわかるようにさせ、その時々に印形を取ることをおろそかにせず入念にすること。」

「寄合のときは、酒肴は堅く禁止であるから、銘々で焼飯を持参せよ。」

「村役人・頭百姓の寄合も同じ。場所も外で座料を払わず役人宅で行うこと。」

「御用で来た役人にも、有り合わせの一汁一菜にすること。宿をしたところで、とかく菜数を出し、酒肴など拵え馳走する者もあるが、一切しないこと。これをした者には、その品に応じ過料を申し付ける予定である。」

天明三年

七世・久野昌純（任官せず）、病身で、江戸へも往かず、領地の田丸へも、一度も入部しなかった。治世は一三年である。文化八年（一八一一）から文政六年（一八二三）まで。

八世・久野丹羽守純固　治世四五年、文政六年（一八二三）より明治元年（一八六八）まで（明治元年十二月、家督を宗憲にゆずる）。

文久三年（一八六三）二月、紀州藩の藩政改革についての内部抗争で、久野純固は、海防強化のため主導権をとるこ

とになった。

明治元年二月、紀州藩へ軍艦献納、軍用金献上の命が、政府からあり、久野純固がこれを処理するため藩主茂承とともに上京（東京へ）した。また、田丸藩下にも砲術練習場を作ったりした。

3　石高と年貢——注連指村を例にして

石盛と石高　田丸領における石盛は、次のとおりであった。

上田	反当	一石五斗
中田	〃	一石三斗
下田	〃	一石一斗
上畑	反当	一石二斗
中畑	〃	一石
下畑		八斗
屋敷		一石二斗

検地は、田は米で、畑は大豆で行われた。これは、田の品格を決めることであり、収穫時の毛見・土壌成分、日当たり、灌漑条件など、各般の耕作条件を考えて、検地役人の責任で決められていたのである。

この検地高は、田方、畑方、屋敷を合わせて、全村の総計を求め、「御検地帳注連指村」の石高（予想収量）を決定している。この場合用いる収穫率が石盛である。この石盛を面積にかけて、予想収穫高が決定されているのである。そして、村高には、検地の行われるごとに変動があった（ただし、文禄検地が、基本となり、修正のない村もある）。



注連指村あての免定（徴税令状）

注連指村の検地高の変遷を見てみよう。

豊臣秀吉の文禄検地が最初の検地であるが、その時は、

文禄　三三九・一四三石
寛永　四四四・四七二石、大庄屋中村三左衛門印形
元禄六・七・八年
　三九六・一四三石、大庄屋中村三左衛門
　三五・一一八石（これは寛延三年四月、新田畑検地の分）

安永二年大指出帳によると、

四四四・四七二石
明治二年大指出
四四四・四七二石

となっており、寛永年間の検地から、明治まで、村高については、固定して認められていたことがわかる。

定免と年貢　さて、「年貢」が、藩の財政の基本財源であった。その年貢は、原則としては、毎年の米の出来具合により、毛見を行い、決定された。年貢納入の割当率が「免定」であった。しかし、収穫高が一定と見られたときは、「定免」として、何年間かが、一定率で年貢が決定された。

注連指村分として残されている。免定によって、米作の豊凶と年貢の率をみることができる。その免定が注連指村では明和元年（一七六四）から、明治二年（一八六九）までの一〇五年間にわたって残されている。免定には次のように記されている。

申免定
三ッ壱分（三一パーセント）
一、高四百四拾四石四斗七升二合　注連指村
今高二ッ五分壱厘四糸内（二五・一〇四パーセント）
八分（八パーセント）
一、高六石九斗二升四合　同新田、この分は、時期はわからないが、開墾によって新田となり、一定期間免租の後、年貢を課する対称となった分である。
右之通当免相極候　庄屋肝煎小百姓入作迄立合無二高下一被二割賦一来霜月中急度皆済可仕者也
高野五右衛門㊞
明和元年申十月
和田伝右衛門㊞
注連指村庄屋小百姓中

この免定により、村寄合で、それぞれの田畑へ、公平に年貢を割当てたのである。注連指村の石高四四四・四七二石に対して、その二五・一〇四パーセントの年貢は一一一・七四石であり、新田の石高六・九二四石に対し八パーセントで〇・五二五石が割り当てられたことになる。だから、明和元年には、合計一一二・二六五石の年貢が納められたのである。

この年は、平年作以下であったので年貢の率が平年の三一パーセントから、二五パーセントに下げられ、一一月中に必ず納入することと命ぜられているのである。その後の注連指村の免定の率を図示すると次のようであった。

（パーセント）

①明和元年（一七六四）　二五・一〇四
　新田　八・〇
②安永九年（一七八〇）　八・〇九八
　新田　八・〇
　※一〇年定免。田畑が荒れて率引下げ。
③寛政二年（一七八九）　九・七一八
　新田　八・〇
　※飢饉御救で率引下げ、五年定免。
④寛政七年（一七九五）　一一・三三七四
⑤享和二年（一八〇二）　一五・三八六
　新田　引免
　※新田は一〇年間御用捨引免
⑥文化六年（一八〇九）　一五・三八六
　新田　引免
　※新田は三年間御用捨引免
⑦文政二年（一八一九）　二九・〇
　新田　八・〇
　※二年定免
⑧文政七年（一八二四）　二二・四八四
　新田　八・〇
　※五年定免
⑨元治元年（一八六四）　二三・四八四

新田　八・〇

※五年定免

⑩明治二年（一八六九）　二九・〇

※内・高八五石二斗七升八合分は、荒廃地と認め年貢不要

新田　八・〇

※内四石九斗七升六合分は、潰れ百姓の荒地で年貢不要

年貢納め　年貢は、決められた月に庄屋の庭に運び込まれ、庄屋が確かめ、通帳につけて、庄屋の判を捺したのである。次に掲げる「覚」は、五ヶ町の庄屋・中谷孫右衛門あてに役所から出されたものである。ここに、年貢納めのときの庄屋の心得えが、記されている（②③が庄屋心得）。



覚

一、御法度之儀五人組常々申合堅く相守り可申事

一、御年貢納うく其場にて庭帳並通帳へ附庄屋之判を取可申事

一、右未遂有之処ハ通帳に未遂高を書附置未遂納之節通帳に附庄屋之判を取可申事

一、田畑屋敷山林等本物かへしの売買並質物に取候節ハ大庄屋もとの角帳に附候上証文念入取替し可申事

一、田畑屋敷山林等わけゆつり候節者

1　御法度のことは、五人組でいつも申合わせて、かたく守ること。

2　年貢を受取るときは、その場で庭帳と通帳へつけて庄屋の判を捺すこと。

3　未納のあるときは通帳に未納高を書いておき、納入されたとき、通帳につけて庄屋の判を捺すこと。

4　田畑・屋敷・山林を本物かえしの（期限がきたら、金を返して現物を取り戻す）売買・質物に取ったときは大庄屋の手元にある角帳に付けた上で念入りに証文を取替しておくこと。

5　田畑・屋敷・山林など分け譲るときは、



庄屋あての文書

早速名寄帳をなをし可申候且又ゆつり状致置候分ハ庄屋肝煎五人組之内之判を取置可申事

一、小入用之割になり候儀をば通帳に附庄屋之判を取可申事

一、人之印判所持いたし少之内も身をはなし申間敷候惣而帳面書付等に印判致候節其わけを能聞届け判可仕候印判を人に渡しをさせ申間敷候事

右之通常々能相聞公事出入無之様可仕候也

宝永元年五月

早速名寄帳を直しておくこと。また、譲り状をしておいた分は、庄屋・肝煎・五人組の内の判をとっておくこと。

6　小入用の割付したのは、通帳につけて庄屋の判を取っておくこと。

7　人の印判を持ったら、少しの内も身から離さないこと。

すべて書付などに印判をするときは、そのわけをよく聞き届けて判を捺すこと。印判を人に渡して捺させてはいけない。

右のように常々よく言い聞かせ、公務にもめごとのないようにするように。

一七〇四年五月

（五ヶ町庄屋中谷採右衛門文書）

4　御触書

御触書きは、上は幕府から出されて和歌山藩へわたり、さらに郡奉行所、大庄屋を通じて、庄屋に届けられた。御触書はそれぞれの時期の法令に準ずるものであった。その中には、極めて具体的な日常の生活、農事、寺社のことなどについての、規制や警告などまでが含まれている。これらの御触れは、庄屋から農民たちに、高札への掲示、口頭などで知らされたのである。

春廻之節読聞之書付　毎春、農事の始まる前に、田丸藩から役人が、各村へ出向き、村役人を随えて、村民たちに、読み聞かせた法令である。この中には、農事から生活全般にわたり守るべき事項が含まれている。この書付は、宝暦三年（一七五三）に和歌山藩から出された。この中で、和歌山藩では、特に藩財政の窮迫から、農民に〈節倹〉と〈農業に精を出すこと〉を強調している。全条は三八条にわたるが、主なものをみながら、江戸時代の農民の生活をうかがうと、次のようであった。

・かねて仰せ出されたように、御禁制をよく守り、御法度に背いて、勝手乱暴なことをしないこと。
・農業耕作を本として、自分の田畑の稼ぎを油断なくし、年貢を大切に心得、倹約を守り、御定めの通り、年内に年貢を皆済（完納）すること。
・父母に孝行、親類と親しくすること。
・銘々稼ぎを第一にし、少しも奢り費えをしないこと。
・前記の戒めを守らない者には、お互によく確かめ申し出よ。また、難儀をしている者も、隠し立てするな。このことを守れなかったなら、村中、特に庄屋・肝煎・五人組にきっと調べさせる。
・公事出入訴訟（訴えごと）は、早目に申し出ること。
・火の用心、盗賊の用心は村中で怠るな。特に、火の用心については九・十月ごろから二・三月まで、村に立番をする。また、その際不審の者がいたら、早々に追いはらい、止めて置くな。博奕をする者、盗賊・胡乱者は、召捕えて、最寄の牢へ入れて置き、直ちに役人まで注進（急いで報告）すること。
・若し、火事があったら、大庄屋・庄屋・肝煎は組々の者を連れて火事場へかけつけ、精出して働き、消火につとめよ。
・松山の制木は念入りに守ること。御留木・御制木は言うまでもなく、悪木でもそまつにするな。これらの山々はよく育て、山手米（山林の税）はきちんと納めよ。御制木も願いによっては伐採許可になることもある。そしたら稼山にするなり、新畑等にして経営すること。
・村々には内所で村作している土地はないはず。ところが、近年、田はふえたのに、納める所が減っている。これは重大な

ことである。これは、村役人もよろしくないのだから、心入れ悪い百姓が、年貢を納めず、未納が年々重なっては、村の年貢不足となるのだから、致し方がないから、村作とすること。未納の百姓もそのまゝにしておかないで、風儀のよい人（しっかりした働き者）に頼るようさせるようにし、出来るだけ年貢を出させ、また、身も立つようにさせること。

・洪水・旱害・山崩れなどで年貢免除となると、そのままにしておくと聞く（当毛荒（一時的に田が荒れて、耕作不能で、年貢不要の土地）はもともとこれは、天災なのだが）。近年は、作るのが無精で、旬を後れて植付けたり、申し訳けに植付けただけで捨てておいて実りを悪くしていると聞く。これは、甚だ不実で、不届き千万だ。

不儀な者は天のにくむ所で、自然、不作・不幸となり身が責められ、実儀で（誠実に）働くときは、巡気よく（順調で）、豊作幸福は自然に訪れ、骨を折らないでも年貢も快く納められるものだ。今後万一こんなことがあったら田畑を取り上げ、村役人を咎め、その分の年貢は村中で納めさせる。

・田畑・山林など亡き跡を譲る遺状証文（遺言状）には、必ず、庄屋・肝煎・五人組の人々から、証印を取っておくこと。一つの印の遺状証文は無効となる。

・飢えた人やこじきが居たら隠さず申し出ること。そして、御普請人足などに遣い、賃米を渡すこと。働けない者へは御借麦（救援用）を渡せ。御借麦の遣い方は、末々まで行届くように。庄屋等が、屓で渡したり、取引きにつかうようなことは、きっとするな。近年は、疫病人・重病人が出るから、御救米をわたすこともしているから申し出るように。しかし、お上の御隣愍にもたれ、心得ちがいをして、御救米を年貢未進の償いにするようなことがあったら、処罰する。

・旱損の所（水が乾きやすい所）は、新池、又は「重さ置」、井水仕かけ、まかせ溝など、随分精を出し、池に水の溜るようにすること。水損所（水につかりやすい所）は、水抜きの方法などうまく考え、洪水のときは、庄屋・肝煎など百姓らと、走り廻って、池・川橋などで破れそうな所は、防ぎ、小破のうちに、直すこと。池の水漏りにまかせ、破損し、御普請役人の行渡りにくい所は、早速普請にかかり、後から申し出てよい。後から役人が調べて賃金などをわたす。

・池水・井水とも、田の所有者だけに任せず、庄屋・肝煎りが立合って、えこひいきの無いように、水引番人にさせること。百姓たちが我意に水を引いたときは処罰する。

水争いで、議論の多いのは、得手勝手に力づくになるからだ。互に、柔和に、礼儀をもって慎しみ、人の難儀は我が難儀と考え、万事他人に迷惑を致さないように。

・寺社は、長く無住で置かないこと。

・享保七年（一七二二）と八年に仰出された「御倹約之儀」を守れ。倹約を守り、風儀をよくし、農業耕作を第一に、衣類は、布、毛、綿（からむしなどの植物せんいの布・けものの毛・綿花のもめん）を用い、妻も子も仕事をさせること。仰せをよく聞いて実行しておれば公役も少なく。村の費用も無い。村柄相応に暮せばよいのだ。

神仏は、誠をもって信心すれば、勝手次第だが（自由だが）、〇〇講をつくり、勧進して金銀を集めること、酒食飲食で無益な費用を出さないよう慎しむこと。

家作（建築）は、金をかけず、長押づくりなどは甚だいけない。また、塗縁の唐紙を張ることは堅く禁じる。

聟取・嫁取も万事軽くし、結納も百姓は二百文以下、聟の引出物も同じにすること。

百姓も庄屋も袖口はすべて毛綿布に限る。絹袖は一切使うな。婚礼では、庄屋・百姓は木地半櫃または長持一棹はよし。婚礼には仲人・親類・徒弟の出席は勝手だが、祝いは軽く、料理らしいことはせず、酒も大酒長座をせず、三献までとすること。

・端午の節句の幟は、男の子が何人いても、一軒にのぼり一本。兜一ふり。槍・長刀のうち一本に制限する。

・雛は紙雛を用い、道具に漆塗、箔（金など）をおくことは禁止。

・道沿いの旅人向宿休所、茶屋以外の、農家では、小間物や餅その他農民にふさわしくない物を売買することは厳禁である。前々から酒造りをしていたもの以外新規に酒造清酒などは中止する。

・辻操（つじあやつり）、見世物などが村へ入っても、一切村へ留め置くな。

・小入用（それぞれの村の費用）は前々から、申したように、万事に心を付けて減らすようにせよ。

・願いや訴訟は、寛延四年（一七五一）のお触れの掟に背かないよう、順よく法に従って行え。

・近年、百姓が年貢や種貸などの願いのために、領主や地頭（主）、城下陣屋、門前などへ大勢集まり訴訟をすることが間々ある。全て強訴・徒党・逃散は堅く停止（禁止）する。今後、これらを行ったものは厳罰を申し付ける。

以上のように、生活の隅々まで、細かく注意がされていたことがわかるのである（『紀州藩農村法の研究』平山行三より）。

また、田丸領下真手組大庄屋、増田家に残る「春廻之節読聞之書付」は二〇か条にわたっている。

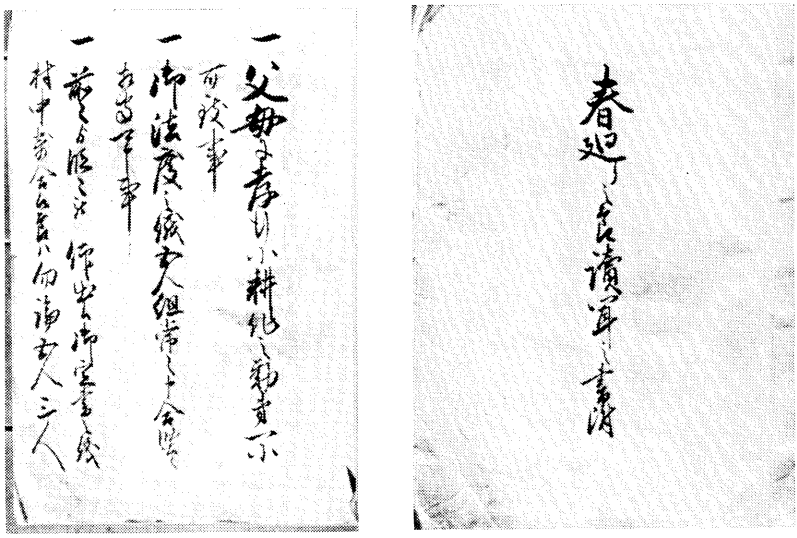

大庄屋家にのこる春廻りの節読聞かせの書付（玉城町増田氏蔵）

・父母に孝行に耕作に勤めること。
・御法度は五人組で堅く守ること。
・御定書を寄合などで申聞かせて、末々までよく守らせること。
・奢り、浪費をいましめ家職に精を出すこと。
・公事・出入・博奕を好み人にすすめる者は庄屋肝煎でよく吟味し、早く申出ること。
・公事・訴訟は、滞りなく申出ること。
・火の用心、盗人に用心を村中で常に申し合せ、不審な者は留置くな。
・もし火事が出たら、大庄屋・庄屋・肝煎は人足とともに働いて火を消すこと。見物している者などがいたらきっとお上へ申付けること。
・松山・鎌留山制道は入念に申付ける。
・御倹約の仰せは末々まで入念に申しわたせ。神・仏事・祝儀なども書出しの通りによく聞かせること。
・年貢の割付や夫役、小入用は、定の通りまちがいなくすること。
・名寄帳は、地主の入替りや、荒廃開墾はその時々に張紙をし大庄屋に認印してもらうこと。
・田畑山林の本金返しの売買・質物入れで地主の替ったときは名寄帳を改めておくこと。
・田畑山林諸跡ゆずりの遺状証文には庄屋・肝煎・五人組の

内、証拠の判を取って置くこと。
・寺社を久しく無住にしないこと。
・飢人などをかくし置かず、人足に出して賃米を取らせたり、御貸麦を貸したりすること。
・疫病で重い病人には早速御救米を支給すること。
・洪水の時は池川をよく見廻って、精出して防ぎ破損のないようにすること。
・浦々は漁業に精出すこと。
・印判は少しの間も身をはなすな。帳面・書付に印を捺すときは、その訳をよく聞いて本人が押すこと。
（三月とのみある）

庄屋の御触書留　ここに、天保十一年（一八四〇）から、明治二年（一八六九）の二九年間の幕末の〝御触書留〟が、残されている。（日向村庄屋中野伊右衛門書留）、藩の政治力も緩み、財政は慢性的に困難であったころであり、さらに、世の中も、徳川治政は末期症状で、一般農民の風俗人心も多様化しようとしていた。また外国との通商も始まり、生産構造にも変化の兆しが見えていた。度会町内に残された御触書きにもこのような時代の様相を色濃く反映した禁制が多くみられる。

①農産物の禁制品（天保十一年三月・一八四〇）・砂糖の製作―砂糖作りがしだいに増し、大坂表その他の藩へ積み送られる高が多くなってきている。このことは、自然、本田畑へ甘蔗（さとうきび）を作り米穀を減らし、砂糖作りをもっぱらにすることで、そうあってはならないことである。今後は、みだりに、本田畑へ甘蔗を作ることは停止することにする。ただし荒地や野山を開いて米穀のとれない所では別である。

このことは、既に文政元年（一八一八）に触れられたことである。また、天保五年（一八三四）にも触れたことだから守るように。――右の通り相触候。とある。

②米価など下らず（文久元年・一八六一）　近ごろ、米価や諸物価が高値で、下々は難儀していることである。しかし



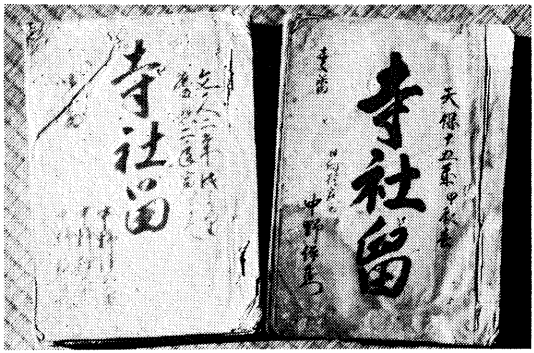

御書留集

今年は、米を始め豊熟の品々はしだいに相場も下ってきたので、他の品々もこれにつれて値下りすべきであるのに、いったん値段が上がった品々は容易に下がらず、なにもかも高値で売っているというのは不埒なことである。諸物価が高くなれば、世間全般が困るのである。これからは、できるだけ値段を引き下げるように。もっとも値段は下げても、品質を落とすようなことはせず、元の値段と同じぐらいの値打ちで売って正直に商売をすること。このことを、製造元、仕入元、問屋、仲買、末々の商人まで厳しく申しつける。

この通達を知っても、なお値下げしないならば、其の筋の詮議により、不正な売買の者は用捨なく厳しく咎める



倹約御觸付取締ケ條
栗原村控（天保13年）

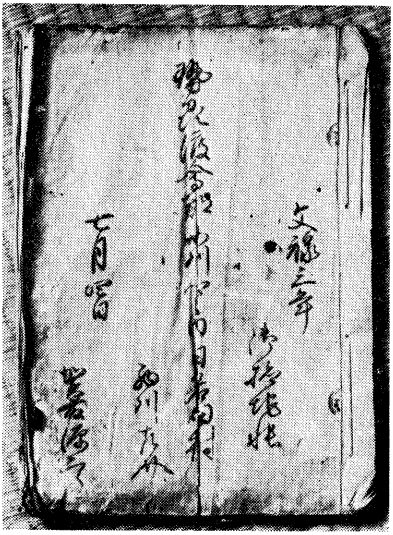

日名田村の文禄検地帳写
小野家蔵（寛永16年）

（あやしんで尋問すること）。このことは、幕府から国々へも通達したから、仕入元が値段引下げをしなかったり、買占めなどをしたら、商人から訴え出ること。そのままにしていたら、罰する。このように触れたから、それぞれの藩内での国産物は元値段を引下げることを、領主地頭でよく吟味すること。この上、値段が下がらず、不正であったら、領主地頭の越度であるとのお触れであった。しかし度会町内では、さとうきびの生産は記されていない。

③神奈川開港と日用品（万延元年・一八六〇・閏三月）　外国

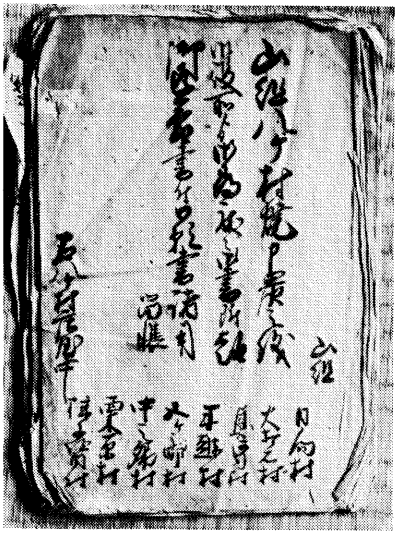

山組八か村焼申炭之儀書留　栗原村庄屋小野家蔵（宝暦13年）



大指出し　栗原村（文政２年）



御検地帳写し　栗原村



朱・御毛見指出　小川三郷
栗原村控（安永４年）

貿易が前年の安政六年に許されたので、多くの商人が、自分の利徳を得ようと競争し、相場をつり上げ荷元で買占めて、急ぎ開港場所（ほかに長崎・箱館）に廻したので、江戸に入港する荷物が減って、諸物資が底をつき、人々が生活に支障のあることなので当分の間、次のように命ぜられた。特に〃雑穀・蠟・呉服・水油・生糸〃については、貿易の荷物もすべて、江戸より廻送するのだから、地方から神奈川へ積み出さないようにすること。もっともこれは貿易の方法を改めたのではなく、江戸の日用品を潤沢にす

るためのことだから、国々でも、そのつもりで貿易の分を見込んで、江戸へ多目の荷物を積み出すようにと（文久四年・一八六四―にも同趣旨の御触れが出ている）。

江戸町人として、度会町脇出から、松下（大釋）市兵衛重勝が江戸京橋柳田に泉屋という江戸店をもっていたことが知られている。延享元年（一七四四）に脇出村の産土神に寄進した石塔によって、このことが確かめられる。

幕末の動揺伝わる

①天保九年（一八三八）三月、江戸城の西丸が炎上し、紀州藩もその再建の手伝いを命じられ、御普請御用のため、桧材が、徴されることになった。

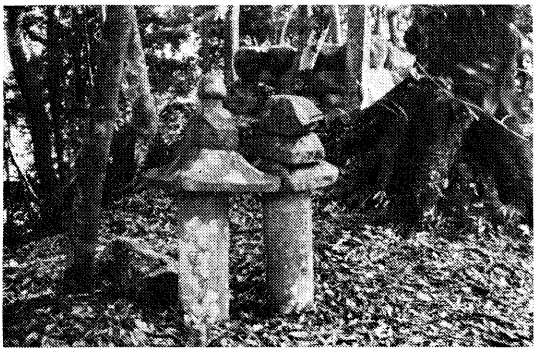

脇出村から出た江戸商人が八幡神社に奉献した石塔

田丸領でも弘化二年（一八四五）夏には、神社、寺院の境内、百姓持山に生えている五尺廻り以上（太さ五〇センチメートルぐらい）の桧の取調べが行われた。至当な値段ならと、庄屋伊衛門は十一月には、御用商人二人と示談した。

しかし、氏神の境内の立木だけは切ることを御容赦願いたいと、栗原村・日向村より大庄屋久留喜内へ陳情した。これらの桧は村々では、落ち枝を拾うのがせいぜいなぐらいに、不時変災・流行病などの災害のときに古えから使うように申し伝えてきたものも含まれていたからである。御用材も大切だが、前述のような災難が万一起こったときには、村方が難渋しなければならないのが心配であると、陳情したと記している。

桧材の見分は翌弘化三年四月、九一か村にわたって、弐夫口手代、柳原屋手代、田丸元〆指添手代、組々物書などと大庄屋、各村役人によって行われた。

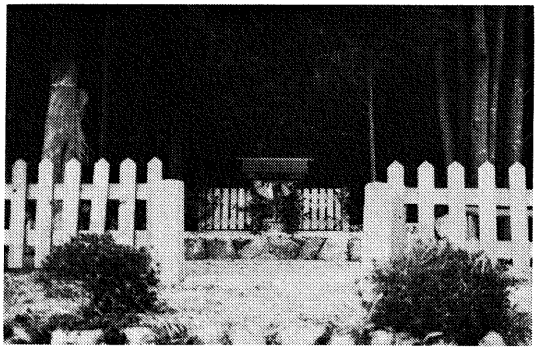

元の栗原氏神森

御神木同様だから切り取り御容赦を願った木は次の分である。

一、桧一本　栗原村　氏神森
一、〃一本　同村　定八森
一、同一三本　ただし(い)印より(わ)印まで　日向村　氏神森

商売人が買取った桧材の値。

（御神木とした桧も買取られた）

一、桧一本　代金二両　栗原村氏神森
一、〃一本　〃一両二分〃　定八森
一、桧一本　代金七両　（い印）
〃一本　〃六両　（ろ印）
〃一本　〃四両　（は印）
〃一本　〃三両　（ほ印）
〃一本　〃二両二分　（へ印）
〃一本　〃二五両　（と印）
〃一本　〃一〇両　（を印）
　御神木同様之筋御座候　日向村・氏神森
桧一本　代金九両　日向村・氏神森　（ち印）
〃一本　〃五両　〃　（り印）
〃一本　〃三両　〃　（ぬ印）
〃一本　〃三両二歩　〃　（る印）
〃一本　〃四両　〃　（わ印）

このように、弘化三年五月に書留めている。

②海岸の測量　文久二年（一八六二）六月、幕府は、伊勢・志摩・尾張三国の海路の測量を行った。幕府は、ペリ来航の衝撃により、大型艦船の建造（嘉永六年・一八五三）を勧め、各藩にも艦船の購入（文久二年・一八六二）を許可した。以来、航路の上の船の往復も度々となり、航路の危険・安全を熟知させる必要が起こっていた。航海中の難破・転覆を防ぐため、幕府の軍艦により測量を行うとし、次のような指示をしている。見通しのよい場所に目印の杭を打つこと。測量は海岸を歩行して行うことも致し、次第によっては、城下、寺社境内へも入って杭打ちなどもすることがある。また、時によっては、三州から紀州へも測量を進めるから、その時の準備もせよ、との御触れであった。

また、文久二年（一八六二）八月には、幕府の軍艦は、御国印として「白地日の丸」とし、そのほか、白地に中黒の旗をいつも大檣（マスト）の上に引き上げて置く、と触れが来ている（日章旗を日本国総船印とするのは安政五年・一八五八）

③藩主茂承長州征伐　和歌山藩主が元治元年（一八六四）八月の第一次長州征伐の初めの総督として、任命された。また、第二次長州征伐は、慶応二年（一八六六）六月に始まり、七月には寺社奉行、大庄屋を通じて、献金を願出るよう、達しがあった。その文によると、中納言藩主茂承は芸州表へ出向された。追々戦場に至るに違いない。国々では大砲など調えることを、寺社などで考えている所もある。だから各寺社では、冥加金をそれぞれ献金願い出るよう、通達したのであった。どれほど献金すべきは今月中に達するとした。

奉願上候事（願い上げ奉り候事）
一、金百疋
右はこの度の戦争に、御国恩冥加のため献金する。日向村　正伝院
同村肝煎　定七
同村庄屋伊五右衛門

久留雅楽次郎殿
八月二七日

藩は安政四年（一八五七）、翔隼丸を建造した。船印は、四半白地日の丸、白地中黒吹貫、帆は白地中黒で「紀の字」の幟を立てた。第一回長州征伐には元治元年藩は田丸領へ次の賦課銀を課した。四四貫八六四匁。

第二回、慶応元年には六九一貫一七九匁であった（『尾鷲市史』より）。

このように、幕末には、我が村々は、幕府親藩領として、幕府側に随いて、討幕派の長州藩に対立したのであった。

天保の風俗　在々で神事祭礼のときや虫送り風祭とかいっては、芝居見せ物のような事を催し、衣裳や道具をこしらえ見物人を集め、金銀をむだ使いしている。これは不埒なことである。また、このようなことを渡世にしている者や風儀の悪い旅商人や河原者（旅役者）を村へ入れるな。今後は、遊芸・歌舞伎・浄瑠璃は禁制である。遊興やよからぬことを見習い、自然と耕作を怠り荒地が多くなり困窮に至り、しまいには離散の因にもなるからである（天保十一年・一八四〇）。

・近ごろ、顔を隠す頭巾を男女とも冠り、その上、手拭で鼻口を覆い、後で結ぶる者が多い。これはお尋ね者とまぎらわしいから、丸頭巾、角頭巾のほかは一切かぶらないこと（天保十一年・一八四〇）。

・石燈籠・石手水鉢・踏段庭石などを無益な人手をかけて造り、莫大な高金で売買していると聞く。今後、一〇両以上のものは、造ったり売買したりしないこと（天保十四年・一八四三）。

・百姓は、安いものを着、髪は藁で束ねているのが古くからの風習だったのに、近ごろは奢り、身分不相応の品を着用し、髪も油元結を使うようになった。雨具も、蓑笠だけだったのが、流行の風俗で傘・合羽を用いている。百姓が余業に、酒食商売や湯屋・髪結床をするのは、若い者たちを自然によくない道へ誘い、柔弱で、放埒になるようにするからいけないことである。高給をとる機織下女も同様である。

・町人男女の衣服は絹紬・木綿・麻布のほかは着用しないこと。絹紬でも羽二重とまぎらわしい品や紗織（うすぎぬ）・

綾（うき出し模様）織などに似たものも手間を掛けるから使用しないこと（天保十四年）。

⑥異国風の筒袖、異様の冠物（帽子か）は着用しないこと。もっとも、軍艦乗り、大船乗組員、武芸修業者は、船中や稽古場で着るのはよい。皮履も、上記の者と、雪の中ではく場合に限りよろしい（文久二年・一八六二）。

このような世間の風俗に、それぞれ御触れで注意されるということは、それだけ、このような人々のようすが多く見られたということだろう。しかし、これらの風俗が、村々でみられたかどうか疑問である。

神・仏・神主・僧侶　神仏混淆　慶応四年三月、神仏混淆が禁止され、以後全国に排仏毀釈の運動が続くことになった。

五月には、太政官代の仰出しとして、寺社へ御改革振りについて御触れがあり、仏教に関したものが神社に混じっていないかの調べが行われた。

小川郷谷八か村の庄屋から、大庄屋に報告されたのは、次の三件である。

①中古以来某権現・牛頭天王の類とか、仏語で神号を称している神社や神社の由緒については、当村には、そのような神社はない。

②仏像を神体にしている神社もない。本地（元の姿）と唱えて仏像を神列へかけ、鰐口（仏堂・神殿の前にかけ、つるした太い綱で鳴らす道具）、梵鐘（大がね）、仏具などを置いた神社もない。

③諸国大小の神社で、神仏混淆が廃止になって別当社の僧が還俗することがあるようだが、この村々ではそのようなことはない。また、由緒書などで、別段報告するようなものはない。

ところで、新政府の度会府では、伊勢神領からの廃仏毀釈が強く行われた。特に、明治二年の明治天皇の伊勢地方行幸に合わせたのである。明治元年十一月から同二年二月の間に、宇治山田の浄土宗・曹洞宗・臨済宗・真言宗の寺院一九五か寺が還俗寺・廃寺となった。残った寺院は九一か寺で、宇治山田にあった寺院の約四分の三が整理された

（「神仏分離」圭室文雄著による）。

神職・僧侶の俗化も次のようにお触れで戒められている。神職に神祇道を怠り、諸勝負に場所を貸したり、酒宴を張ったり、華美なものを着用したりするものがあると聞く、これらは厳しく咎める。また、諸宗の僧侶の行状についても、寺内へは実母でも入れるな、勝負・酒宴をするな、衣服は寺格・戒律を守ること、堂塔の修造を怠るな、弟子を法のように教育せよと触れている（文久元年（一八六一）・万延元年（一八六〇）。

町内某寺にはバクチの間と称された隠し部屋があった。そこには、裏庭への逃げ口まで設けられていた。

・酒迎え（坂迎）　文久二年（一八六二）四月十日朝熊岳普明院への参詣が川口・柑子垣内両村より始まった。

一、人数二四人　　川口村
一、〃　二人　　柑子垣内村
計　二六人　坊入（宿代）一人前六匁
外に茶代三朱。

一、人数三三人　　小川谷
外に茶代二百疋

五人　日向　一人五ヶ所
二人　駒ヶ野　八人中之郷
□　栗原　□奥河内
□木越
子供三人坊入半紙

四月十八日参詣酒迎は
峠・とらふ屋で行った。

注　「酒迎」は、新村出・広辞苑によると「京都では、伊勢参りから帰る者を逢坂峠で出迎えた。」……などとある。

明治天皇神宮御参拝　上久具村の内宮摂社久具都比売神社へは、明治二年三月十五日勅使が御代拝になった。天皇は両宮に御参拝のため十一日に松阪を御出発になった。東海道御通輦の人足は松阪まで行き、山田まで勤め、さらに、十三日には宇治から津まで勤めた。

勅使は、三月十四日野後へ御泊りになり、十五日下り船で上久具村領摂社久具都比売社へ代拝されることになった。昼食の支度をするよう大宮司より指示があった。一、御宿一軒―御勤役以下一二人。一、御宿一軒大宮司役人上・下一〇人。一、入用の品・酒、手水桶、さらし新莚。一、御代拝のときは宮中はすべて内宮より指示する。一、人足は上・下久具村より二人ずつ出すこと。一、村より宮古迄御案内すること。

勅使青山稲吉殿・宮司家役人衆は、十四日に山田を出発した。摂末社の在る村々の庄屋へは、大庄屋を通じて、廻状された。各々は、もも引、わらんじで、御案内することとあった。

さらに、一、道路は汚れのないよう掃除すること。一、道筋の石仏、庚申、山神は木で囲むこと。墓所は見切垣をし、寺院は門を閉じること。一、御休泊の人数は勅使方一〇人、司家・内宮役人衆一八人。一、休泊所では、諸事倹約質素に賄い馳走がましいことはしないことなどと指示されたのであった。

廻状の順は次のようであった。

小俣神社―湯田神社―狭田神社―棒原神社―御船神社―蚊野神社―朽羅神社―多岐原神社―瀧原宮―並宮―久具神社―楢原神社―鴨神社―田乃家神社

であり、これが勅使の代拝の順と思われる。

勅使は、三月十五日、九ツ時（午後十二時）舟木村より船で到着し、代拝を済ませて宮古村へ移っていった。事の次第は上・下久具村の肝煎・庄屋代・庄屋より、大庄屋久留清義へ報告されたのである。

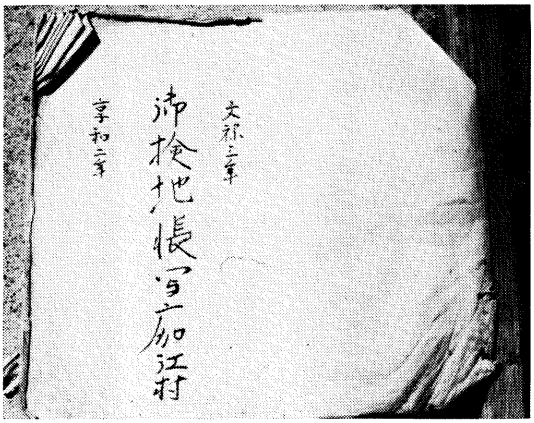

検地帳写
麻加江村（享和２年）



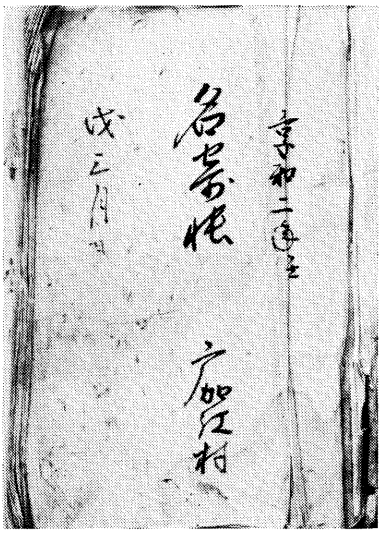

名寄帳
麻加江村（享和２年）・右
注連指村（文化14年）・左

5　切支丹（キリシタン）の取締り

田丸領下の我が旧村々に、禁制のキリスト教の信者がいたかどうか、はっきりはわからない。とにかく切支丹の取締りは、時の政治の重要な施策（しさく）であったから、キリスト教徒の有無（うむ）についての調べは、厳重に行われた。今、その証しとして残っているものが、弘化三年（一八四六）午正月と、嘉永五年（一八五二）子正月に麻加江村で行

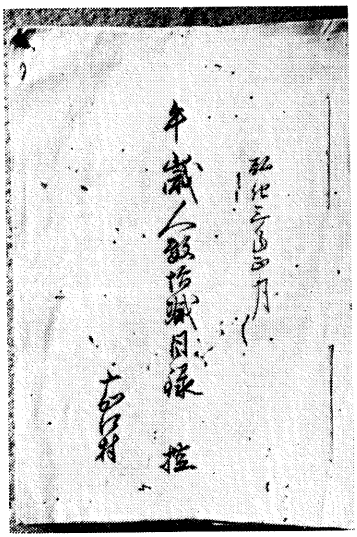

午歳人数増減目録
（弘化３年麻加江村）

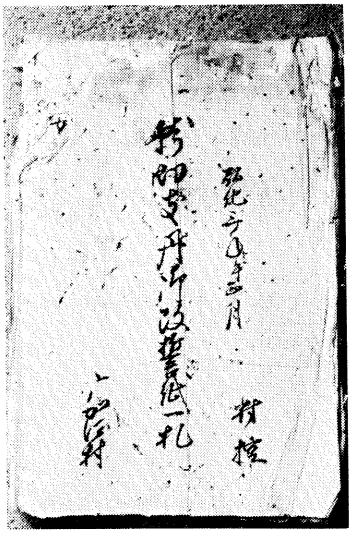

就切支丹御改誓紙一札
（弘化３年麻加江村）

われたキリスト教徒取締りの誓紙一札の村控えである（控なので戸主の印形は捺されていないが）。

ところで〃切支丹御改〃は、毎年は、人数増減調べが正月にあり、その目録には、次のように、宗旨別人数が調べられていることで代行されたようである。

弘化三年正月
午歳人数増減目録　控　麻加江村
（前段　略）　九拾四人男
指引人数一八〇（壱）人〆百六　人女
午歳御改八才以上

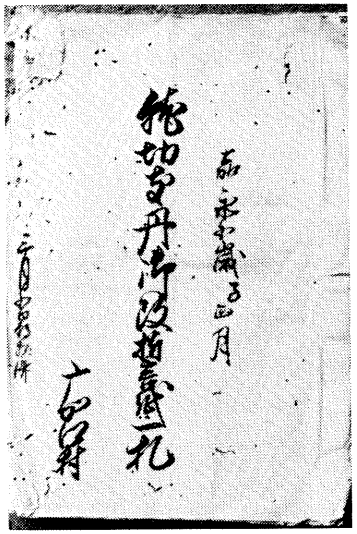

キリシタン改めの帳簿
（嘉永５年麻加江村）

内
六人　天台宗国束寺旦那
三人　麻加江村法明院旦那
二拾六人　浄土宗射和村延命寺旦那
百二拾二人　高田宗駅部田村光明寺旦那
二拾三人　浄土宗丹生村西楽寺旦那

さらに六年ごとに（子年と午年に）各家族別、個人別の村民八歳以上全員についての御改めが行われたのである。まず、「就切支丹御改誓紙一札」の綴りが村役人によって作られた。

前文には、〃起請文前書の事〃として三種類の誓いのことばが書かれた。村民は寄合で、この文を読まされたであろう。

①
一、私共は天台・浄土・高田・浄土真宗にて御座候。
一、切支丹宗門にては御座なくもちろん親・祖父の代にも切支丹宗門に少しの内も罷り成り候者は御座なく候。
一、此より後切支丹宗門に如何様の進め御座候とも罷り成り候間敷く候。もし進め候者御座候はゞ早々申上ぐ可く候。

②
上には天公てう寿（ゼウス）さんたまりや（サンタマリヤ）矢を始め奉り、もろもろの暗所（天使）の御罰を蒙り、死てはいんへるの（地獄）という獄所において諸天狗の手に渡り、永く五衰三熱の苦しみを受け、重ねて又現世にては追付らさる（癩病）になり人に白癩黒癩と呼わるべきもの也、よって恐しきしゆらめん（誓約）と如レ件。

③
上者梵天帝釈天四大天王惣而日本国中六十余州大小之神祇殊伊豆箱根両所権現三嶋大明神八幡大菩薩天満大自在天神部類眷属可蒙神罰冥罰者也依而起請文如件。

訳　かみは梵天・帝釈天（ともに仏数の守護神）・四天王（持国・増長・広目・多聞の各天部―仏の守護神）、すべての日本

国中六十余州の大小の神々、ことに伊豆箱根両所権現（仏が仮りに神となった）、三嶋大明神、八幡大菩薩、天満大自在天、神部類眷属（従者）などに、神罰・冥罰を蒙るにちがいない。だからこのように起請文を差上げる。

これらの誓約を行ったあと、あらかじめ用意された家族名簿に捺印したものであろう（一部を載せる）。

天台宗
永助　年四〇
女房　年三六
女子きく　年一四歳
男子勘蔵　年　八歳
父親　年六五
母親　年六四
（ほか、四〇家族分がある）

惣人数百八拾人と書き、人数増減目録と同じ記述をし、その後へ、右のとおり村中八歳以上の者で、出家（僧侶）以外の他国より縁付いた者、乞食に至るまで一人も洩さず書上げた。しかし、他国へ出ている者で判形できなかった者は、親の責任で受け合い、帰村次第判形をさせるとしていた。

提出先は、庄屋（大助）・肝煎（伝之丞）から大庄屋（中村大蔵）へであった。

最後に、各旦那寺が、「右帳面のとおり代々当寺に紛れも無い、前述の宗門のことで六ケ敷しいことができたなら、拙僧がまかり出て、急度指明し申し上げる」と結んだのである。

このような切支丹改めは、その目的のほかに、戸籍調べのような役割を果たしたこともあり、これによって人口動態や生活実態・家族構成・婚姻・養子などによる人々の出入りなども知ることができるのである。

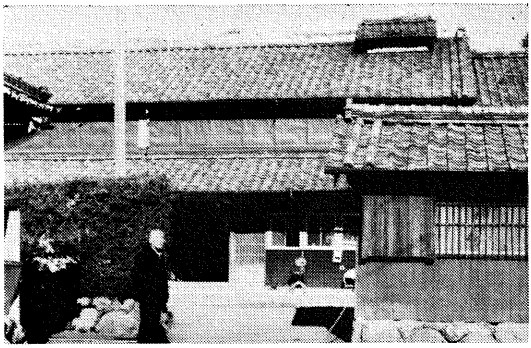

元戸長の家（中嶋氏方）

6　五人組

今でいえば隣組の班組織のように、近くの家々が、組に分けられて、五人組と称した。

寛政八年（一七九六）六月に出された慥柄組文書に「在々倹約〆り方条書」の後書きに「……五人組更々気を付合い内外共〆り方行届候様相心得……」と記されており、麻加江村の己七月（明治二年（一八六九））の「五人組組合ニ付名前帳」は、次のようにその組合せを記録している。

一番組合　組頭　友吉　㊞
勘松　㊞
三吉　㊞

麻加江村五人組のうち七番組

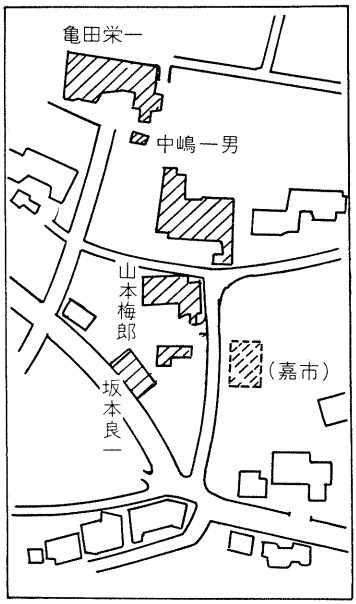

（▨印の家　▨印は廃家）

（明治２年己年）

明治御触書留控（麻加江区有）

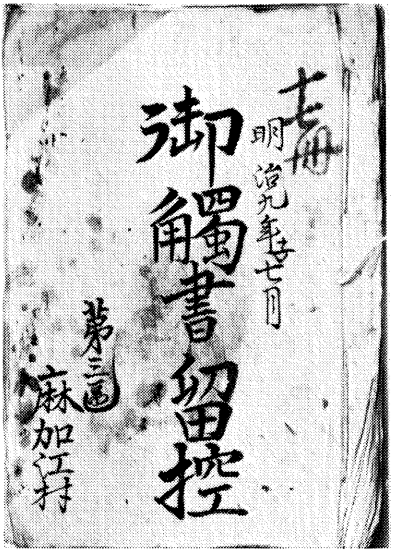

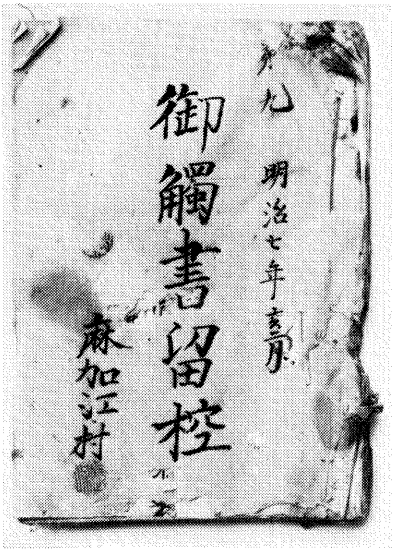

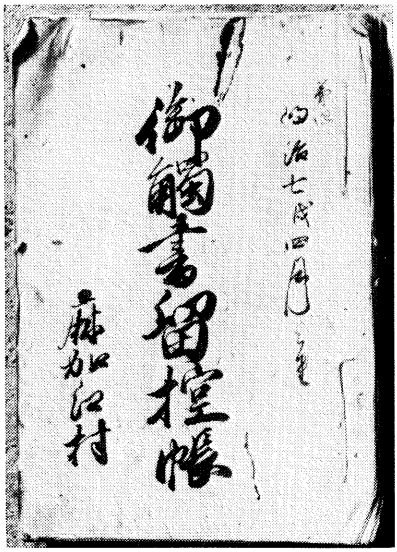

周次郎　㊞

とし、以下八番組合せまでで、四軒又は五軒で一組としている。組合わせられている家は三九軒であり、ほかに、寺二軒、庄屋一軒、後家と思われる三軒、男名の二軒が別記されている（この八つの五人組の家屋敷を調べてみると、七番組五軒が最も当時の形をよく止め、四軒までは、その四世代後の家族が現存し、一軒は屋敷跡となっている）。

七番組合　組頭（地図参照）
現山本梅郎―八右衛門　㊞
〃中嶋一男―六次郎　㊞
〃亀田栄一―徳　助　㊞
嘉　市　㊞（屋敷跡）
〃坂本良一―角兵衛　㊞

五人組の家族たちは相互に助け合って年貢を完納し、罪人を出さないようにすること、切支丹を取り締ること、博打をしないよう注意し合うこと、あやしい者（うろん者）が来たら、役人に届けることなど、を義務づけられていたのである。

二　郷土の開発と産業

1　池・溝を築く

日向村・新井関溝路の設置

工事認可　新井関（新井関溝路図参照）の築立願いの段階の書状は見当たらない。その願いが聞き届けられたところから、この経過はわかる。大庄屋久留喜内から日向村庄屋への着工許可の書状に次のように書かれている。

（嘉永元年（一八四八）―時の庄屋は中野伊右衛門であった（以下、御普請書留の小川郷村史記録より）。

其村本田用水不足に付、火打石村領ニ新井関被下成候様御願出相達候処、御別紙並ニ積帳之通御済口被仰聞候間、不紛様相心得御普請取掛リ候節ハ其段可申出候仍而申通候已上

六月六日

（日向村の庄屋の方から、火打石村領内へ新しい井関を作っていただきたいと願を出しておられたが、別紙と見積帳のとおりに御許可になったから、紛れないように、御普請に取り掛ったらその段を申し出られたい）

また、和歌山の藩役人から、田丸代官への書状も次のように残されている。

浅板二左衛門様　　宇野甲斐

写

田丸領日向の儀は、用水不足で前々から難渋していたので、今度火打石村へ新井関を築立て、溝路を引くのは、入用資金は村の負担で、工事をするからと願い出たことがこちらへ届いた。当方では役人が見分などして、取り計らった所、場所もよく、出された見積について検討したところ、きちんと計画されているとわかった。その上、両村ともなんら故障もないとの書付けも届いている。

普請の道具（は貸すから）と直し代は、工事終了後、勘定代銀は一〇年賦で納めるよう取計う。また畑を田にできたら、冥加（工事について上納する金）年々米二石ずつ、余分に取れたとき納めたいということも承知した。また、御道具代の納め方については、在方（田丸？）役所へ承知するように大庄屋共へ申し出ておくように。

工事見積り　さて、その工事の見積りを、次に見てみよう。

田丸領日向村火打石川新井関溝路共御普請入用積帳　勝田組

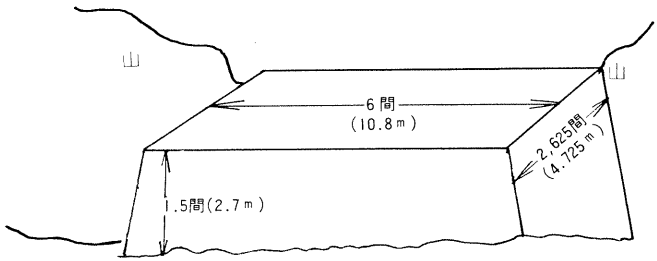

①（工事名）火打石村瀧下
共関築立はがね入れ
天平石葺（赤土を固めて、打ち込み石で葺く）
（仕様）日向村
横・打合弐間六分二厘五毛
長・六間
高サ・押合壱間半
（必要資材人員）この石土の量
二三坪六合二勺、人足一八九人　坪八人余（一三七・八立方メートル）
右の井関の必要経費は、工事取掛りのとき、取調べ取計う予定

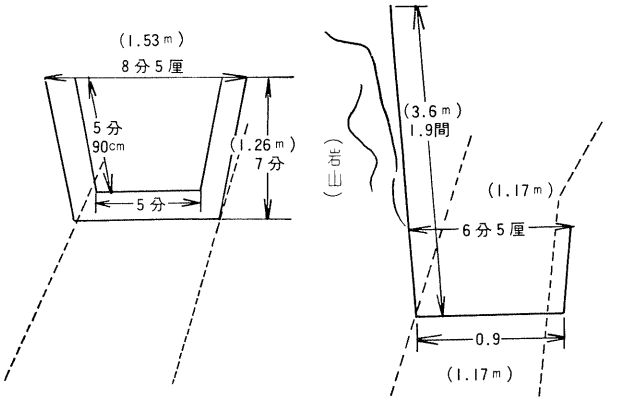

②（工事名）同村領井口より下六四番杭筋まで
新溝岩山切付台下堀割土金入とも
（仕様）横・打合六分五厘
長・二七二間（四九一・四メートル）
高・押合壱間九分
（必要資材）岩土三三七坪一合五勺
人足一三四九人

③（工事名）同村領同所より四五番杭筋まで田地中堀割
築立土金入とも
（仕様）横・打合八

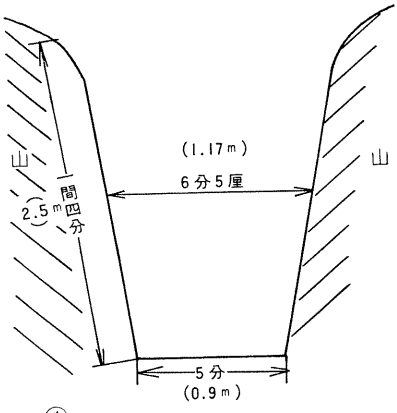

分五厘
長・三六二間（六五一・六メートル）
深・押合七分
（資材人員）この石土二一五・三九坪
人足七五四人
ただし片法五分、溝敷五分。

④（工事名）同村領同所より二八番杭筋日向村杭まで新溝山切開台下堀割土金入とも
（仕様）横・打合六分五厘（四〇一・四メートル）
長・二二三間
高・押合壱間四分
（資材人員）石土二〇二・九三坪
人足七一〇人
坪三人五分余
ただし切下け台一間三分溝敷五分

⑤（工事名）同所より日向村領二〇番杭筋清助畑まで新溝山切付台下堀割土金入とも
（仕様）横・打合六分五厘
長・百七拾二間（三〇九・六メートル）
高・押合一間四分

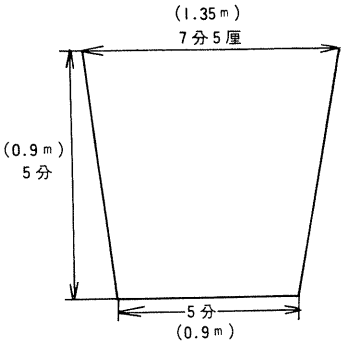

（資材人員）石土一五七・四三坪
人足四七二人
坪三人の内

⑥（工事名）同所より九番杭筋まで畑中新溝堀割土金入
（仕様）横・打合七分五厘
長・二一九間（三九四・二メートル）

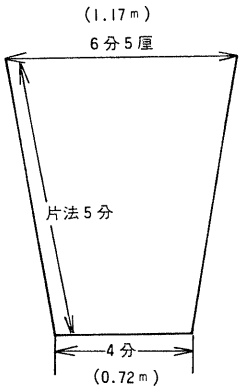

深・押合五分
（資材人員）土八二・一五二坪
人足二四六人
坪三人の内
ただし片法五分溝敷五分

⑦（工事名）同所より一番杭まで畑中新溝堀割土金入
（仕様）横・打合六分五厘
長・二二四間（四〇三・二メートル）同村

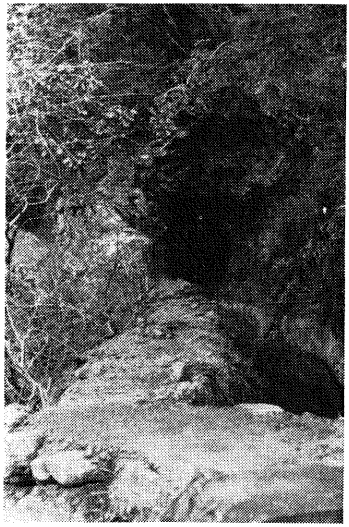

火打石堰の取水口

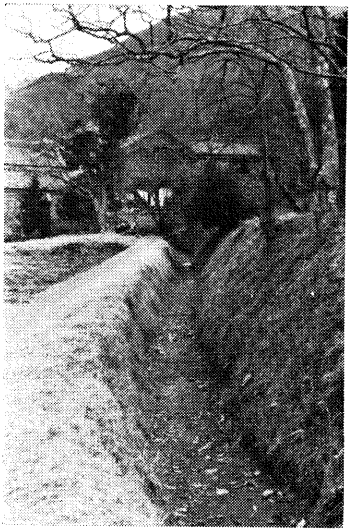

日向の溝

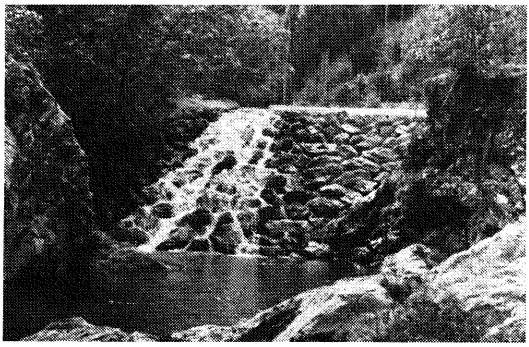

火打石の堰

深・五分
（資材人員）土四〇・三坪
人足一二一人
ただし片法五分溝敷四分
人夫合三、八四一人
ただし、一人二匁
この賃一二〇両二匁也。（一両＝六四匁）
外に金七両程　御道具代

右は田丸領日向村の儀、本田の用水不足し、今度火打石村領へ御入用村凌ぎで、新井関築立、溝路堀立申したいと願出たのにつき、見分した処、至極良い場所で溝路も格別大造りでもない。本見積りの通りに、村凌ぎにし、役人を詰めさせ、御普請を仰付けられることになった。

申三月（部奉行）
西山七左衛門
奥野二左右衛門

米の出来高見積り　物書（ものかき）・甚右衛門の庄屋伊右衛門に対する石高の予想見積りである。

覚

一、地起三町程　日向村
この高三拾石
取（年貢）一五石（とする）
差口八斗二升五合
五升七合
（年貢予想）
米合一五石八斗八升二合（地起分から）
米　六斗　弐夫米
米　三斗九升　郷役米
米　二斗四升　種貸利米
米　一石五斗八升　茶口金限
米　一石　二升　庄屋肝煎様
米　五斗四升　寺伺米
米　八斗　山年貢
米　五升　棚橋船渡賃
米　一斗　山田御師
米　二石五斗　溝敷米
米　一石二斗　水引米
米　九石　地起料＝米
米一五石　溝路入用＝米
合米四八石九斗二合

工事人足のこと　工事始まる（嘉永元年十一月）。

御普請方、木下丈之助が、村に来て、御普請御手始被成下候と、庄屋、庄屋代、肝煎連署で、大庄屋、久留雅楽次郎に報告した。

小川郷の各村々から、手伝い人足が入った（嘉永二年（一八四九）三月）。

「日向村火打石川新井関溝御普請郷組村々より手伝人足名前帳」に次のように記されている。

覚

一、人足四五人　五ヶ町村
一、人足　三人　五ヶ町村肝煎　周助
一、同　七六人　栗原村

一、同　三六人　　駒ケ野村
一、同　一一人　　奥河内村
一、人足　九人　　火打石村
一、同　二九人五分　　川口村
　この足銀六七匁
一、同　三人　川口村庄屋八郎兵衛
　この足銀六匁
一、同　二人　同村肝煎清左衛門
　この足銀四匁
一、同　一〇人　　柏子垣内村
　この足銀二〇匁
一、同　一一人五分　　中之郷村
　この足銀二三匁
　惣〆二四七人

工事用具　井関溝路工事中に、阿曽村の御普請所へ急に、道具が入用になり、直接在方御役所へ納めた。

唐鍬六一挺・大唐鍬一挺・じょれん四五枚・石矢三三本・玄翁四振（牧戸村へ）・玄翁二振・石矢一〇本

村凌ぎから借入れへ　工事費用が不足し、借金する。

嘉永三年六月、畑返り田成（畑へ水が引けるようになり、水田に替える）が七町二反ほどできた。その地起こしや井関の費用などで、三五〇両がかかり、内二二〇両は、自己資金を出せたが、一三〇両は、借り入れねばならなくなった。この分については、金一両につき加地子米（利子の代わりに歩合で出す米）八升利で借りた。二〇年たてば、一三〇両完済の上、四〇両が手元に残ることになる。村で年々集める加地子米の残り、三石九斗ずつは、積み立てる。この売渡

し証文には、代官の裏印をもらった。米の納入は毎年十一月十五日とした。

結局は、月割で、米三石二斗五升を嘉永二年六月から支払い始めた。貸主は松阪魚町富山屋源右衛門であった。この米の量は、一両につき五升の半分であったので、十一月になり、一年分六石五斗の催促があった。一年分納入の契約だから、というのである。それができないなら、六月よりの利息をつけて元金一三〇両を返金せよと迫られた。村方では、今年は米の作柄も悪く、一挙返済も無理なのでと、大庄屋に取りなしを頼んだこともあった。

溝敷米と修理　嘉永四年八月には、大水出のため用水溝二か所が破損した。用水を使っている最中なので村方で修理をした。大庄屋へは、見分方と質米下げ渡しを依頼した。

溝敷米の取極めは次のようであった。

（安政六年（一八五九）、井関溝完成後一〇年）

永代溝敷米申極一札之事

一、新井関溝敷地合　詰役人木下丈之助殿改

六畝二四歩五厘

此度地米九斗二升八合五勺

米七斗七升三合三勺　火打石（村）持

但反一石四斗割

米一斗二升五合二勺入作　日向（村）持

但反一石二斗割

この溝路敷米のことは、永らく米九斗二升八合二勺ずつ豊凶にかかわらず川端御蔵へ納入してきた。このときになり、一石二斗割、一石四斗割の申し合わせが、葛原村庄屋大吉勝田組大庄屋代役久留雅楽次郎の立合で行われた。これに伴って、火打石村領内の往来用橋、作道、懸越（かけこし）用水筧（かけひ）などが破損したときは、日向村で、修理すること、もちろ

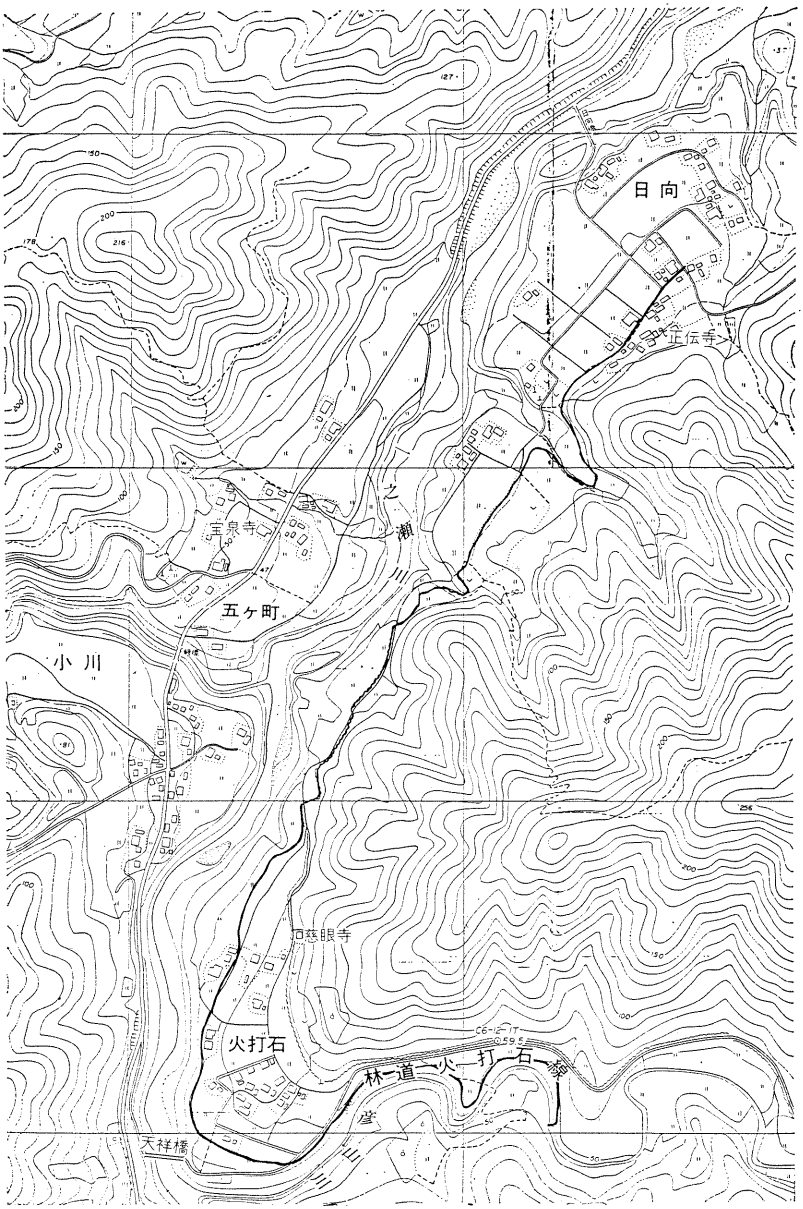

日向村・新井関溝路図（大綱）

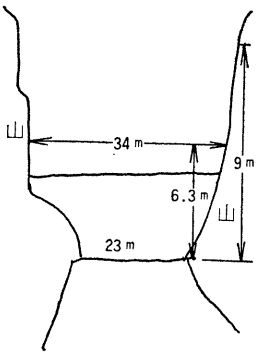

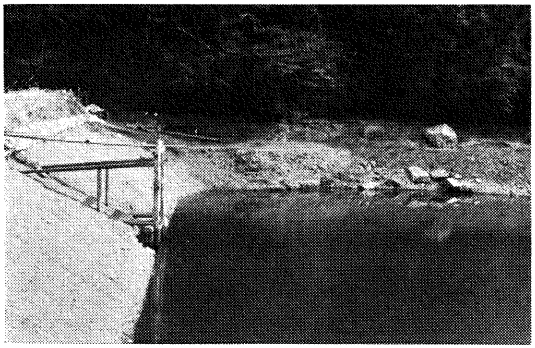

駒ケ野幸路谷池

ん溝路が破損したり、砂で埋ったりしたら、それを復旧し、砂は田へ捨てないことなども確認されたのである。

駒ケ野村――幸路谷池　嘉永二年（一八四九）八月、金二〇〇両を借りて、小（幸）路谷へ池を築立てるため田丸代官所から資金を借りることを申請した（この質物として、小前百姓の新田一町五反と幸路谷林山一か所、五番石林山所をさし入れる）。



一之瀬川岸段丘（駒ケ野）

九月、「田丸領駒ケ野村幸路谷新池築立御普請御入用積帳」を提出し、役人の見分を受け、十月に〃村凌御普請〃として認可された。

池の仕様と人夫、木材の見積りは次のようであった。

松材七八本　広さ、奥行九〇メートル、幅三〇メートル、深さ五メートル
樋の長さ、二七メートル
池堤長さ、三四メートル
人夫、八九六四人

十二月　新溝が完成し、翌嘉永三年（一八五〇）幸路谷新池ができた。堤の長

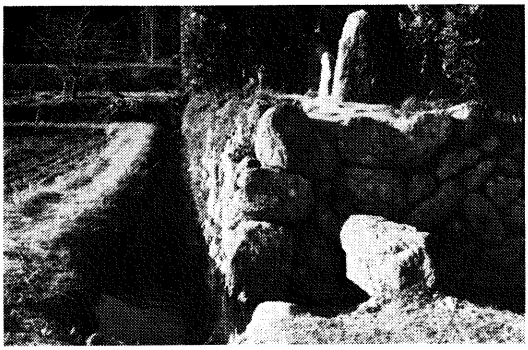

五ケ町溝と記念碑

さは三二間（五八メートル）となった。

安政元年（一八五四）秋、大洪水で池堤が切れ、田にした地所が、荒れてしまったうえ、借財も返せなくなるところから、池堤の再普請を願い出た。

安政六年（一八五九）九月～十一月増築立（重置）の普請のため、一〇〇両と道具を損料一〇年賦で拝借することを申し出た。

五ケ町村溝路　奥河内村領渡り瀬に井関を作り、溝路を五ケ町村に引くことにつき、天保十五年（一八四一）六月二十三日、庄屋・肝煎が下見分をした（この後、四年で、井関溝路完成）。直ちに、内存書（内申書）を大庄屋久留喜内に持って行って面談した。内存書の内容は次のようなものである。村の石高（本田・新田ともに）は六四石であるが、実収は一八石であり、収穫高は三分の一である。それというのも、もともと貧しい村であるところにほとんどが畑で、不作続きの近年のことで肥料も遅れ、耕作が手遅れで、米の収穫が減り、年貢も不足している。したがって、人家も減り、わずかの人家では、村作地も作りかね、山寄りの端々の田畑からしだいに荒地になりつつあるが、何とも手段がない。だから、水利の普請でもしなければ荒地の地起こしもできないと思われる。

そこで、奥河内村の余水があるのを見分したところ、氏神前の渡り瀬という所より新井関を作ったら、用水も相当取れると思われる。しかし、前述のような村柄では、御普請を仰せつかっても、費用ができないだろうし、そのままにしておけば、ますます人家が減るばかりであり、村が立ち行かなくなるのではないかと思われる。

そこで、時節柄のことで（藩財政の苦しい時で）恐れ入るが、次のような方法を講じていただきたい。米四〇俵を無利

息一〇年賦でお貸し願う。これを少しずつ飯米とし、農業の見通しを立て、日待、雨天などのとき、村中出合いで新溝普請をしたい。郷役人一人と道具少々を貸していただくと都合がよい。

お米の返納は、二〇俵ずつ、五年間は、庄屋の給米で、後の五年間は二〇俵ずつ新田にできた米で返すつもりであると。

翌弘化二年（一八四五）三月には、「村高勘定調帳」を出した。

一、高五拾四石六斗八升五合のうち、米拾弐石九斗一升五合は不足し、全く凌ぎ方不仕候。家数一五軒、人数八八人

であると。同時に、陳情して工事の条件を、米五〇俵一〇年賦、関係の奥河内村へも、郷役人と道具少々貸して欲しいとした。返納は、米二〇俵は庄屋給米で四年間、六年間は三〇俵ずつ新田からと変更した。

さらに、同年八月、内々で水盛り（測量）をし、見積ってみたことを、再び、願い出た。その見積りは、奥河内村渡り瀬より五ヶ町村まで、溝地一二町余（一二〇メートル）で、少々難所もあるので、人夫一二〇〇人余はかかろう。これによって、二町歩余地起こしができ、しだいに溝路の枝を伸ばせば、三町にはなるとしたのである。

（借金返済計画）覚　五ヶ町村

一、金五拾両也

内・金拾両―株分け二人分。家を建て農道具を貸付ける。

・金拾両　年利一割で社倉（救援資金）より

・金拾両　年利一割四印金から

以上三〇両で元利五両ずつは、村中一軒前毎月一匁六分ずつ集め、十両ずつ三年で返済する予定。

一、金二拾両、これは、利米一石ずつ十年で庄屋給米で利子を納める。

八月、代官の見分があり、御茶漬だけで、水埋まり場所を調べ、火打石村へ泊り、翌朝船を仕立てて棚橋村まで送

った。

（補助金決定）

・人夫賃　金四拾五両程

内　四両　社倉金より

二〇両　救合

一三両　郡中掛り足銀

七両程　道具直し、貸付け

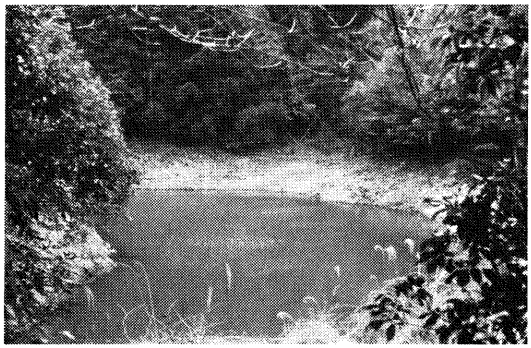

栗原池

翌々弘化四年（一八四七）、二月四日、和歌山藩奉行宇野甲斐より、田丸代官へ、さらに代官より大庄屋を通し、五ヶ町村庄屋へ許可が出たのである。

さて、工事は、既に前年十一月よりはじめ、弘化二年二月には、工事の経過報告を次のように出している。

井関ができて、村作地や村迷い荒地の畑が、田に転換できた。

一、畑から田へ、一町六反六畝、石高一八石四斗八升。出来米八三俵程。

一、村迷い荒地から田へ、一町一反七畝、石高一三石五斗六升、出来米五八俵二斗程。

栗原村「牛ケ谷」新池

（場所）　牛ケ谷という所によい池場所があった。

（工事見積）　堤の長さ一六間（二九メートル）、池の長さ五四間（九七メートル）、幅二一・五間（三九メートル）、深さ一・八間（五メートル）、水量一万八九〇〇立方メートル。

（灌漑面積）　田地二町八反（二一・八ヘクタール）田に六センチメートルずつ二

○回水を引くとして計算された。

（人足）　六八六四人、木切り人足二九人。

（資材）　松材九二本。木挽き賃銀四九匁八分。大工一七人。五寸釘七四本―五寸鉄板二六挺（鉄九四〇匁）

（経費）　三〇〇両、内一七〇両自己

（堀割）　長さ延べ一二六八間（二二八〇メートル）

（資金）　一三〇両は（米一一石五升）二〇年賦で借りた。

（これを米にして、百三石八斗）

（工事期間）　下検分から、工事終了、借金返済証文調印、道具返納、人足銀郡中割賦（人足代支給）までが嘉永三年四月から、翌々五年十一月まで

人足実働人員は、栗原村民の働いた一三七三人足は差引いて、五四九一人分であった。

役人への謝礼　足銀支給の節、嘉永五年七月、田丸城会所で、大庄屋中津八五郎より、庄屋代が受取り、この内金一両を三領在方役人衆が芝居を見るのに入用だとして、話があり、同人へ手渡した。また二分は、中津八五郎殿の酒代、金一歩は物書八郎と同断役へ尾張屋で手渡した。

道ケ野新溝掘継　文久元年（一八六一）五ケ町村より中之郷村（道ケ野）へ〃新溝掘継〃をして奥河内村から五ケ町村まできている用水路へ接続した。

（場所）　五ケ町村より道ケ野まで

（工事）　用水溝の長さ五六〇間（一〇〇八メートル）

（人夫）　一二七六人。内一〇二一人は円座から雇入れ。二五五人は村の人足

（費用）　米一九石二斗六升六合一勺

（この費用は全額村負担で、借金せず）

（灌漑面積）　約二町

中之郷水ノ田地　工事見積　元からあった池へ、重置(堤などに、土岩石などの積み増し工事)をする工事であった。長さ一三間(二三メートル)に、土、芝、石垣栗石詰めを施した。松材二一七本。溝路工事四九二間(八八六メートル)人夫合計三三一八人。この内、村人足六六四人、残り二六五七人は、勝田組四一村へ割当てられた

勝田・中角・岩出・葛原・大野木・棚橋・牧戸・平生・大久保・立岡・相可・南鮠川・当津・田間・上久具・下久具・川口・柑子垣内・栗原・中之郷・五ヶ町・木越・奥河内・駒ヶ野・火打石・日向・神薗・円座・上野・津村・佐八・大倉・中須・畫田・粟野・曽祢・山岡・小社・上地・留(富)岡・岡本

懸高は三八石七斗で、うち、面積、田方一町七反分、畑方一町一反分であった。

経費―中之郷村の村凌ぎ(自己負担)で行い、五〇石二斗五升一合八勺(一〇年決済)を要した。

工事期間は文久二年(一八六二)閏八月から翌々四年までの二か年であった。

馬頭池築造の苦心　馬頭池は、江戸時代の末に、約一五年間かかって、完成した。しかし工事途中五度も、夏の大風雨(台風)で堤が破損し修理をしなければならなかった。

馬頭池は玉城町山神地内にその四分の三が含まれる大池である。水源は浅間山、三郷山、国束山にある。その規模は、東西四五〇メートル、南北三〇〇メートル、周囲約一・五キロメートル、面積約一・二ヘクタールである。水門を二か所に設け、樋の長さ一四メートル、堤の長さ八〇メートル、幅二・七メートル、高さ二〇メートルであり、溝路延長約一・九キロメートル、その深さ・幅とも一・二メートルである。大正時代には、約一五ヘクタールに灌漑した。

池の開設出願は文政三年(一八二〇)から行われ、天保五年(一八三四)に起工し、嘉永元年(一八四八)、田丸領の御普請人夫四万一五〇〇人で工事が完成した。嘉永二年には溝路を作り、大西新田五町歩余りが開拓された。万延元年、文久元年(一八六〇・六一)に高さ七尺の重置きをして、しだいに田地を開いていった。この池水は元は、平生、牧戸両村の共同用水であったが、分水についての紛議が絶えず、またその間に再三にわたり堤防が崩壊したため、平

馬頭谷新池御入用　（天保5年～12年）

期　間	人夫数	賃　一人	出資先
	人	両分	
天保5年（1834）12月28日より6年7月10日まで	4,941	154.1　2匁立	村　凌
天保6未年11月から12月まで	1,108.6	34.2	〃
天保7申年正月から7月30日	5,831.5	182.0　〃	〃
		米　石斗升	
天保8酉年正月から5月5日	7,430	92.3.7	御出方
		合	
天保9年戌4月	303.4	5.1.5.7	囲　方
		匁	
天保10亥年10月	1,641.4	23.9.4.9.7	御出方
戌10月から亥10月まで	18,685.2	326.2.9.2.6	御出方拝借村凌とも
天保11年子9月	299	4.5.5.2.4	出　方 囲　方
天保12卯年10月（1943）	1,339	11.5.1.7.5	囲　方
合　計	41,579.1	金　両匁分 371.9.2 米　石斗升合勺 463.8.3.9.2	

生村がその修築工費の負担に堪えなかったこともあって、共同使用権を放棄し、牧戸区の専用になったという。

馬頭池築造の記録は以下に示すように多くのものが残されている（「牧戸区有文書」）。

文化八年（一八一一）未閏二月が池願出の発端であった。文政十三寅年に、馬頭谷池は、平生・牧戸合同で、入用は村々凌ぎ（村負担）という条件で、この年十一月許可がおり天保五年まで、延引し同年冬に工事に取りかかった。

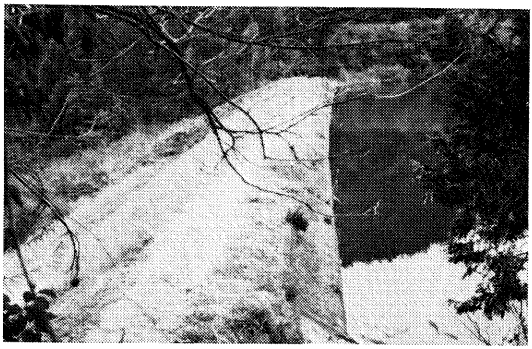

牧戸池（的谷池）

人夫と賃金　天保五年（一八三四）十二月二十八日より天保十二年卯十月までの「人夫と賃金控」がある（上表）。

以上が、天保五年（一八三四）から行った工事の実際の入用であった。

池の見積り　馬頭谷新池の文政十三年丑に田丸役所へ申請した規模と必要経費の初めの見積りは、次のようであった。

文政十三年丑十月
田丸領牧戸村的谷新池御普請御入用人夫積帳　　勝田組　控

（池・堤の規模）

一、的谷新池　長六間　牧戸村
床堀土金入
人足八十八人

一、同池東爪岩山　高法十八間　同　村
切込土金入
人足八百七拾四人

一、同池西爪山切込　高法十九間　同　村
はがね入
人足千五百九十六人

一、同池樋下捨築　長折合拾七間　同　村
はがね入
人足壱万八百五拾三人

一、同池根石垣　長八間　同　村
築立
人足百六拾人

一、同池堤築立　長折合三拾一間　同　村
はがね入
人足二千五百三拾人

右入用

松木合百五本
右本斗御入用
一、銀六拾五匁六分
一、同池西打樋山　長三拾六間　同　村
切付堀割共
人足　七百二拾人
人足合　壱万七千拾一人
内
壱万三千六百八人八分　日用
此米弐百三拾一石三斗四升九合六勺但壱人一升七合
三千四百弐人弐分　所人足（地元の人足）
此米弐拾五石五斗壱升六合五勺　但壱人七合五勺
外二六拾弐人二分　木材持届所人足
此米四斗六升六合五勺　但壱人七合五勺
一、同池水坪　長百五拾間
此水　壱万八千坪
田地弐拾五町七反余　但弐寸水ニシテ七遍引積
一、同池敷定米五石弐斗
是ハ山神・積良（つむら）・矢野三ヶ村へ年々相渡筋

この池が水懸りがよかった場合は平生・棚橋も加えて三か村の立合池にしたい。入用米は村凌ぎで、道具は拝借したいと願い出て、役所に聞き届けられたのである。

破損と修理　工事中から的谷池は、四回も破損による大修理を繰り返すことになり、村民は、工事開始のときは、

村凌ぎの意気込みであったが、やがて、大庄屋を通じて役所へ借金を願い上げることになった。

工事中の天保六(未)年五月十四日、同七(申)年四月と、風雨で増水し築き立てた堤を突き崩された。続いて同年八月十三日には、せっかく出来た堤、三二間、高さ二間が、下樋のところまで残らず突き崩され、大破損となった(四度目)。既にお上への借金五〇〇両をかかえ途方にくれた。

村では、天保六年には、工事停滞を報告し、村が立行き難いとして、〃乍恐再三奉願候〃と、金一二〇両を一〇年賦で貸し下げて、工事再開を申請している。

さらに、弘化四年(一八四七)七月、東づめの堤が切れた破損修理と、西打樋の切り拡げが行われた。

人夫合　六、九一五人
内　五、五三二人—日雇
　　一、三八三人—所分

で、米百四石四斗一升六合五勺を要する見積りであった。

工事は嘉永二年(一九四八)までかかった。この年には、新たに破損、減り留めのための打樋切り拡げ地起こし、溝路芝しめなどの普請が加わった。この見積りは、人夫一三五二人、米二四石四斗一升であった。

この弘化四年から嘉永二年までの足掛け三年の工事の費用は、その勘定目録によると、人夫合九五二六人、金三四六両となっている(古文書類は、牧戸区に残され、内城田村史に記録されている)。

昭和の修理　溜池は一〇〇年が耐用修理の限度のようである。的池も昭和九・一〇年(一九三四・五)に大修理を行った。堤を切り開いてヒューム管を埋設し、堤の重置きをしたのである。村中が人夫に出て〃はがねつけ〃をした苦労が未だに語られている。

2　木炭を守る

炭焼きが、どれぐらい古い時代に始まったか、定かではない。次に記すのは小川郷谷の庄屋の書留めたものである。

江戸時代以前と江戸時代の小川郷谷・一之瀬谷　小川谷の炭焼きは、古くは、田丸の稲葉蔵人の代（一六〇〇年ごろ）から、日向村、五ヶ町村、木越村、奥河内村に炭竈（すみがま）をつくり、年貢を定めて米一二石五斗五升を上納し、炭を焼いて、田丸城下と神領へ売ってきた。その後、米一石に三升ずつ御口米、合計一二石九斗二升七合を山年貢として上納するようになった。

江戸時代に入る寛永十年（一六三三）頃には、小川谷八ヶ村の家数炭山に割符（わりふ）された（炭焼のための山林か）。そして、山組八ヶ村（日向村・火打石村・木越村・奥河内村・五ヶ町村・中之郷村・栗原村・柑子垣内村）として、勝手次第に炭を焼き、薪とともに山田へ（神領へ）売り出してきた。

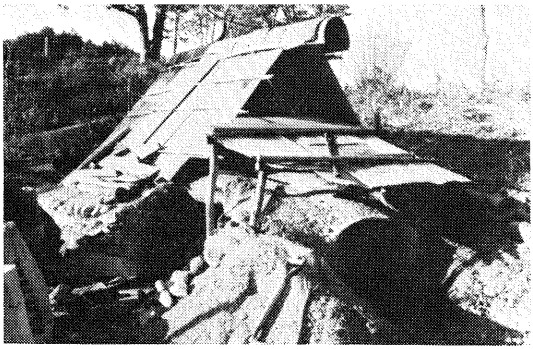

炭　が　ま（田間で写す）

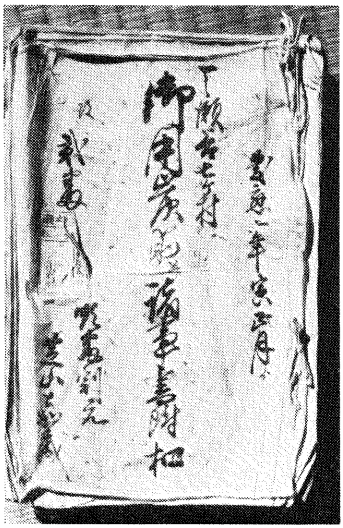

御用炭の書付（庄屋・芝山嘉蔵）

寛文四年（一六七六）、佐八村御材木所の木村

吉左衛門、宮本九太夫より小川炭のことについてお尋ねがあり、古くから炭焼きをしてきた筋目を申し上げた。そして、前々の通り、神領の外は御領分へも炭を出すなと仰せられ、神領へ出して売って来た。

ところが、元禄十二年（一六九九）になって、炭の売買について、御役所が支配することを申し入れたが、往古よりの仕来りが通った。

当時、炭が高く、山田へ送り付ける駄賃が八俵につき二匁二分ぐらいかかった。しかし、馬を持っている百姓は、それが稼ぎになっていた。炭を川舟で積下し、岩出村の御口前で、御口銀一俵に銀一分三厘取られた。そこから、出水などの時は舟で山田の川端まで送ると八俵で一匁二分かかり、合わせて、小川谷から山田まで、八俵で二匁三分ぐらいかかったのである（大庄屋米山孫兵衛宛の文書）。

元文三年（一七三八）・村々の商人が駒ヶ野御仕入方へ、売り込むようになって、仕八御役所へ仕出す炭と紛わしくなり、役所の捌き方に差支えがでてきた。そこで、小川炭の分も佐八役所へ買取りたい、その方が百姓の稼ぎにもなるだろうと申し込んできた。しかし、村々庄屋からは、次のような事情を申し上げてこれを断ったのである。

すなわち、八か村の百姓のうち、馬や鵜飼船（交通の項参照）を持っているものは、炭を積んで売っていた。その炭代も年貢の多足にし、その上、塩・味噌を買調えることもでき、戻りには、山田から嶋方（南鳥方面）への荷があれば、駄ちんの稼ぎができた。ところが、小川炭を今後、佐八村御役所へ買い上げられることになると稼ぎにならないというのが理由であった。

山田の御師方は、小川炭を望み、値段がよく、急ぎのときでも火移りがよいので、御役所より高く買ってくれること、小川の山も切りつくして近年炭が少なくなってきたことも付け加えている。

寛保元年（一七四一）小川谷八か村から焼出した炭が、神領山田の大湊辺へ川舟で積下し、俵数多く直売されている

ので、宮川長ケ在々の二〇か村余りの稼ぎに差支えるとし、大湊へ売る値段で佐八役所へ買取りたい。歩行で人馬で稼ぐのに難儀だろうから、「仕入金」を貸す。それでも強いて船積みをするかと調べがあった。これに対し小川谷の村々は古くからの仕来りのとおりを次のように強調した。

川舟で積み出している分は少々で大湊辺まで売りに行っていることはしていない。俵数も多くは出していない。小川炭の山田直売は新規に始めたことではないから、いまさら、宮川長ケ二〇か村余りの積出しに差支えるとは言えないだろう。それらの村々をこそ取調べて欲しいと反論した。

また、山田の御師たちの希望で町の脇々世古々まで、人馬で持廻り小売りをしているから値段もよいのである。「仕入金」を貸すとのことだが、それほどは、炭山も無くなっている。その上、仕入金を借りると売炭の稼ぎが自由にならないから、却って困ると述べ立てた。

寛延四年(一七五一)三月、佐八役所が栗原村甚太郎の船積みの炭を取り上げることが起こった。甚太郎が炭四俵を積んで山田の堤端へ上げたところ、小川町の金右衛門という目付が取り上げ、佐八御材木所よりの仰せであると取締りをした。早速、栗原村と火打石村の庄屋が金右衛門方へ行き、小川炭の由来を述べて、早々返してほしいと申し入れた。目付の方は佐八材木役所の仰せだから返せないし、今後も炭を積下したら見つけしだい取り上げると告げた。これに対し、在方の庄屋たちは、理無尽な取り上げ様は不届千万である。こんなことが今後はないように小林御奉行へ願い出たいからと、山田三方への添状を大庄屋へ要求した。小川炭を百姓が勝手に売るのは前々より御免のはずだからであった。

ところで、

一之瀬谷の炭は、直売は許されず、山田へ歩きで荷を出し直売する駄数も制限されていた。一之瀬の炭は、道方村

より、船積みで江戸・和歌山へ廻させ、御用炭外に百姓が稼いだ分があれば佐八役所で買い取ってもらう取り極りであった。ところが、明和九年（一七七二）、この六月一日から、道方村からの船積みも中止され、川端村の佐八御役所で買い上げられることになった。歩行直売も堅く止められた。これに反したら炭を取上げられることになったのである。

小川郷谷の炭も、同様佐八方で買上げられることになった。しかし、小川郷谷の炭は、この五月まで、山年貢を出して、勝手しだいに焼出し、直売も勝手しだいにすることを許されていたのである。小川郷谷の炭山は彦山一か所に八か村が入り込んで焼くので、一か村より三五人ずつで焼いて他の者は、それを牛馬歩行の荷で神領辺へ銘柄もできて値段よく出せたのである。

だから、一之瀬谷の炭と同様に、川端の佐八出役所へ買上げられては、値段も違い、銘柄（めいがら）もなくなり、荷稼ぎができなくなれば、それまで、炭を焼かなかった者も焼き出し、炭山が一度に焼きつくす恐れが出てきた。

そこで、一之瀬谷の炭との相違を申し立てて、百姓勝手次第直売を願い出ている。ところで駒ヶ野村の木村藤十郎（文化年間に生まれ、明治五年に没した）は、幕末時代に同村木炭役所の御金役を勤めた。後、村山役所、船木役所、佐八役所を歴任して、会計主任となり、地方の林業や土地開墾の資金調達に便を計った（この項、「伊勢度会人物誌」による）。

3　新田畑の開発

大野木村にみる　江戸時代初期の新田畑の開発のようすが、かなり細かくわかるのは大野木村である。延宝九年（一六八一）酉正月の「勢州渡会郡田丸領大野木村新田畑検地帳」には一一町五反七畝六歩（分米八六石四斗四升四合）の新田畑が記されている。その内訳は次表のようである。開墾された新田畑の九七パーセントまでが畑であり、中畑が

延宝～元禄の大野木村開墾田畑

主要地名	年代	開かれた田畑面積	分米	畑の割合（パーセント）
	年	町反畝歩	石斗升合	
中野・大淡	延宝9　1681	11.5.7.06	86.4.4.4	97
ごんさんまい	貞享3　1686	8.4.06	3.3.6.8	100
中野・村口	元禄3　1690	1.7.06	9.7.0	82
栃の木・中野	元禄8　1695	3.6.2.00	18.9.1.3	98
	元禄8　1695	7.15	6.3.0	14
西之野	元禄15　1702	2.8.0.27	10.5.0.3	100
	元禄16　1703	2.1.15	1.0.1.1	100
計（19.3.0.15）				

多いことがわかる。そして一筆当りの面積は平均一反二畝二〇歩である。その地名は、中野・中河内・池堤・石堂川廣・谷ヶ廣・大淡・ごんさんまい・瀧ヶ谷口・えさまいであった。この検地帳記載の年代以降、貞享・元禄・宝永と新田畑は開拓されていく。

貞享三年寅九月（一六八六）新田畑検地帳　八反四畝六歩・分米三石三斗六升八合で、この間（五か年）には、〃ごんさんまい〃が集中して開墾され

延宝9年新田畑検地帳　（1681）大野木村

田畑	田畑面積	分米	面積割合（パーセント）
	畝歩	斗升合	
中田	7.15	8.8.5	0.6
	反	石	
下田	1.6.09	1.4.6.7	1.4
	町		
中畑	8.1.4.00	65.1.2.0	70.5
下畑	3.1.2.24	18.7.6.8	27.0
下々畑	6.18	2.6.4	0.5
合計	11.5.7.06	86.4.4.4	100.00

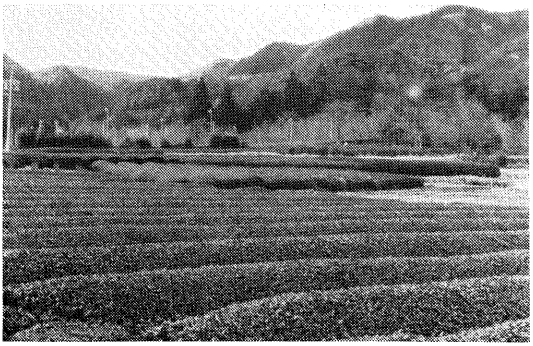

江戸時代に開かれたごんさんまい（大野木）

田丸領城主納高調べ

（安政３年）

区分 / 村名	石高	納高	租率
	石	石	%
（中川）長原村	541.777	302.184	55.7
坂井村	101.270	43.546	42.9
麻加江村	364.258	117.524	32.2
田口村	466.540	202.735	43.4
注連指村	444.472	128.897	29.0
（内城田）葛原村	241.890	107.861	44.5
大野木村	110.325	44.130	40.0
棚橋村	393.528	93.880	23.8
牧戸村	156.190	60.094	38.4
平生村	291.978	71.140	24.3
大久保村	111.182	37.863	34.0
立岡村	150.165	31.815	21.1
鮠川村	159.018	29.412	18.4
南鮠川村	114.585	17.188	15.0
当津村	66.307	9.965	15.0
田間村	163.320	31.297	19.1
上久具村	231.667	72.062	31.1
下久具村	383.274	84.512	22.0
（小川郷）駒ヶ野村	62.440	36.209	57.9
火打石村	8.971	3.588	39.9
木越村	52.370	31.422	60.0
奥河内村	77.160	31.636	41.0
五日ヶ町村	54.685	27.800	50.8
中向村	95.646	47.823	50.0
栗之郷村	130.544	68.157	52.2
柑原村	94.879	49.651	52.3
川子垣内村	42.024	14.910	35.4
川口村	112.010	49.020	43.7
（一之瀬）川上村	81.660	39.093	47.8
南中村	354.440	227.098	64.0
和井野村	514.504	261.322	50.7
脇出村	197.470	117.204	59.3
市場村	90.000	42.047	46.7
柳村	80.065	32.092	40.0
小萩村	103.530	47.310	45.6
計35村	石 6,674.334	石 2,612.488	（平均） 39.1

（濱岡曽次郎による）

注　棚橋村には　離宮社領　石 23.400
　　八王寺社領　6.790が別にある。

た。七四人(軒)の人々が、一二グループになり、一か所平均六畝五歩の下畑を作っているのである。以下表示してその盛んな「畑作り」のようすをみてみよう。これによると約二〇年間に一九町・三反余りの畑が開かれて行ったことがわかるのである。

ここに安政三年(一八五六)に田丸領城主納高調べがある。この年の収穫高と納高からみると、各村の租率(そりつ)は次のようである(注連指村は二九パーセントで、明和時代の免定と同率である)。これをみると、宮川沿いの村々の租率が低く、小川郷谷・一之瀬谷の村々が高くなっている。

第六章　近　代

一　明治維新

政治の変遷　明治維新の大改革は各地方の行政面にも大きな時代の移り変わりとなって表れた。度会村の旧四か村もこの変動の中でどのように政治の形態が動いたか、みてみよう。

まず廃藩置県により、明治二年七月七日度会府が度会県に改められ、明治四年十一月二十二日、鳥羽藩及び久居藩を度会県に合併した。この時の度会県は志摩全国、伊勢の国のうち度会、多気、飯野、飯高、一志の五郡、紀伊国牟婁郡の一部で、

石高　三十余万石余
戸数　七万七千九百五十九戸

と記されている。

度会県庁は山田にあった。県令は橋本実梁で、明治五年二月、橋本が転任され平川光伸が県令となり、安岡良介相尋が参事となった。

明治七年、久保断三が度会県権令に任命された。

明治九年四月十八日、度会県を廃して三重県に合併、この年の十二月九日には山田付近の農民が暴動を起こして市

街地に乱入し、人家多数を焼き、この時、三重県山田支庁（元の度会県庁で岩渕町にあった）及び師範学校（岡本町、裁判所の地）も焼失した。

明治九年十二月の伊勢暴動の原因は米価の問題、地租の問題等で農民の政治に対する不信から起こったものでほとんど県全域に波及し度会町の中も現在の南島線では薙旗をもち能見坂を越えて来る人々に炊き出しをして道路側で通過する暴民の応対をした事を聞いている。がこの地区からも参加している農民があった事と思うが確かな記録はない。ただ、明治初年の伊勢暴動に使った槍だとして保存しているうちがある。また、中川地区の伊勢暴動時のようすについては、次項で詳しく述べる。

布告留　「内城田村誌」に残された（下里雄次郎蔵）明治維新の布告をいくつか、みてみよう。

①　明治四歳御布告留

馬かた・かごかき・車ひき・にもちどもたび人にたいし無法のちんせんまたは酒手をとらんとする時はそのおもむき、えんりょなく村々の庄屋へ申出べく、ことがらにより旅人よりすぐに松阪出庁へ申いでてもくるしからず、むらむらにては庄屋やく人に不限其場にいやはせ候ものもたび人のなんぎするを見聞しだいなんぎせぬようとりはからひ申すべしもっともむほうの賃せん酒手等をとらんとするものはことがらによりてすぐに申つくべき事

明治辛未正月　六組　郷長
市長江

㊟明治辛未（かのと・ひつじ）
四年一月

②　御布告留

左之通被仰出候に付此段村々末々迄不レ洩様可相触事

明治辛未二月十二日

交代兵賦の儀者国家の重事に付兼而御定め五ヶ条を除くの外父兄の身分を不論都而兵籍に被加決而他の事故を以兵役を免さ

〻るは勿論に候得共若其父兄財本富有にして本人の方性に寄他の技術を専ら仕込度者は左割の通り兵役代り納金願出候は〻別段に御詮議を以右之役を被除候間此段無相違候事

除役納金

常備三ヶ年之間　壱ヶ年ニ金六拾両づゝ
第一予備三ヶ年之間　壱ヶ年ニ金二拾両づゝ
第二予備三ヶ年之間　壱ヶ年ニ金二拾両づゝ

右

御別書致廻進候已上

（明治辛未）二月十日夕　清義（大庄屋）

史生様　専蔵様
甚太郎様　市八様　悦之助様
下真手組　山神組
勝田組　妙法寺組
幌柄組　四足田組
郷長江

③　御布告留

別紙伍組心得方並家毎の番毎雛形共差遣し候間末々迄為心得之後宜取斗候也

但し番札の儀早く手行取斗相済候て其晩可達出事

明治辛未九月廿五日

伍組心得

一、一世古に懸り一人を置き一組に当番を置き被仰御達等諸事委細に申合ふ前迄も無洩篤と御趣意相心得候様人口戸籍被調之後は厚き御趣意に付死生出入並に他所者の出入等其節々無洩候様行届申合べき事

一、伍組は役同様の儀に付互に信義を厚くし無処貧窮し其或は不時之労難病気死喪等有之節は組合中より成るたけ厚く救合世

話致し其上力及ばざる節は早早懸りへ相談致し委細其事柄を村役へ被申出指図を受くべき事

一、御法令よく相守り父母舅姑（きゅうこ）へ孝行主人に忠義夫に貞節家内一類睦敷（いちるいむつまじく）家業出精難渋人助成等都て心得方宜き者は互に相勤め相見習弥怠りなく殊勝（しゅしょう）なる者は役人之可出申

一、何事に依らず心得方宜しからざるものは捨て置かず再三組中より心付致し申諭（さと）し互に相戒しめ物争ひ家内不和等速に和解致候様相諭し其上聞入れず弥御制禁に触れ候者は差置かず村役人へ可申出事

一、組内善悪吉凶共ゆるかせに致置き他向より相分り申は其組中可為越度間精々申合せ右ケ条の通り相心得可申事

明治辛未八月

六寸

二寸五分

第何区

何番屋敷

商

何番組合

士族 何ノ 何兵衛

卒 何官

同居 士族

卒

戸主外官人・士族　卒等子弟左

右同居節ハ脇書之通

別紙両通致回達候也已上　逸八

専蔵殿

九月廿二日　清義殿

甚太郎殿

雄二郎殿

山神組始五組
郷長江

右之通相心得組々村々可相触事
辛未九月十七日

④　散髪制服略服脱刀共自今可為勝手事
但し礼服之節ハ帯刀可致事
明治二年　太政官

このように「下里文書」によれば明治新政府の達しが各々村や組々まで浸透していた事がわかる。明治初年の度会町の中内城田地区は和歌山藩田丸領勝田組であった（小川郷地区も内城田地区に同じ。一之瀬地区は同じく造柄組であった）。

散見した資料で断片的になりやすいが度会町市場中田家文書の中に明治初年とそれ以前の戸籍に類する、氏子札の文面があったので記す。

⑤　伊勢国度会郡市場村
中田市太郎妻
市場村八幡神社氏子　志ん
嘉永二年　庚戌　九月六日生
当郡　柳村　甚蔵　長女
明治三年庚　午　七月四日　娶

文面によると、中田志んは、嘉永二年生とあるが、庚戌は孝明天皇（西暦一八五〇年）嘉永三年である（カノエイヌ）。明治三年（一八七〇年）（カノエウマ）に、現在の度会町柳、甚蔵さんの娘として生まれ満一九歳で市場の中田氏へ

入籍した。

明治の合併　明治四年七月廃藩置県の際は旧四か村とも度会県の管轄となり、明治五年七月より度会県第一区小十一区に属し、明治七年八月第二区に属し各村に戸長が置かれた。明治九年四月度会県が廃され三重県へ合併した。

内城田は明治十一年三月第十五連区宮古組に属した。

明治十二年二月、郡区改正の際、棚橋村・大野木村・葛原村の三か村組合に、鮠川村・立岡村・大久保村・平生村・牧戸村は五か村組合に、当津村・田間村・上久具村・下久具村は四か村組合となった。

明治十五年二月、大野木村・葛原村・棚橋村の三か村は元のままで、牧戸村・田間村の二か村組合と鮠川村・立岡村二か村組合に改められた。下久具村・当津村・平生村・大久保村は各独立して戸長を置いたのである。

明治十七年九月、一二か村が合併し、一戸長役場を置いた。明治二十二年四月、町村制実施により内城田村と改称された。

合併により新村名の理由等を、各旧村の惣代から、明治二十一年八月十五日、戸長宛答申しているが、明治二十一年（一八八八）六月十五日、棚橋村ほか一一か村長乙部兵五郎氏が提出された合併村取調書に次のように書かれている。

◎合併村取調書

葛原村大野木村棚橋村牧戸村平生村大久保村立岡村鮠川村当津村田間村上久具村下久具村。

市町村制度実施に付ては現在町村の実景を審にし充分将来自治資力の如何を量定せざるべ可らず。茲に当部内前記各村を合併し、新に内城田（仮称）の一村を設置せんと欲するにあり、今其根拠とする処の概略を左に弁明せんに、抑も該各村の情況たるや宮川の水流部内の中央を貫徹し、東西の両位は其の流域に隔てて道路隣村に通ずるも南北は無数の山嶺重畳屹立するあれば自然一の別乾坤を占有するものの如く随って其風俗等も各村同一轍にして或は間々差異なき能はずと雖所謂大同小異敢て歯牙に置くに足らず、而して人民凡て多少の財産を有し其孳生する処の所得又少々に非ざるなり。

施政の方針茲に一定せば理事者に於て整理上豈難からんや、今其の資力如何を本年六月一日の現在により調査するに、戸数

五百四十一戸、人口三千百八十八人、耕宅地山林反別千六百三十三町七段四畝十五歩。地租四千四百六十一円七十六銭三厘の巨額に達するあるを見る此に拠て彼此対照するときは人民に於て其の義務負担に堪ゆることを得べく且又将来基本財産を造成して之を永久に維持し此財産より生ずる収入を以て諸税の費に充て可成的町村税を賦課せざるの目的を到達するは敢て難事には非ざるべし然而して自他分合の二点に至りては断然施行することを得ざるなり如何とすれば該各村は上章に陳述せし如く僻陬に散在団結し一の別境域を占有するの村落にしあれば諸事諸業其の軌道を均一にし他郷と大に異なる所あり右の場合なれば今之を廃して他郷へ合せんか将又他郷をして該各村に合併せしめんか何づれも道路遠隔且つ峻険にして其の不便に苦しむのみならず仮令道路遠隔ならざる所あるも其風俗等相違あるを奈何せん。是自他分合の行ふ可からざる理由にして内城田村を設置するの義益々其の当然なるを会得するの所以なり。

こうして新しい内城田村が発足した。

明治二十二年には一之瀬村、小川郷村、内城田村、中川村の各村が新しく発足し、五月七日一之瀬は芝山笑兵衛が村長に就任、小川郷村奥本助雄、内城田は旧一二か村村長乙部兵五郎が続いて村長の職に就いた。

中川村は縄手才吉で注連指の人で長期間中川村長として衆望を担った人であった。

一之瀬村は二十二年の十一月十二日須藤謙蔵を村長に迎えた。

明治二十二年は大日本帝国憲法発布の年で続く二十三年帝国議会第一回を召集されこれらで明治の新しい政治が着々と歩みを進めて、また、国力も伸びた。明治二十七年には日清戦争が始まり、各村からこの戦争に出征兵を送り、二十八年には戦勝の喜びに浸った。内城田村では乙部村長の次に坂本乙七が明治二十九年六月二日に就任した。このころの農業もいろいろの問題があった。米の価格は、明治二十七年には一俵二円五〇銭ぐらいであったのが二十九年には五円を越えた。この動きは明治三十年三十一年と又下降の線をたどった。明治三十六年三月六日小川郷村第二代（二十二年以来）の村長に掛橋伊祐が就任したが翌月、四月十二日にその職を退いた。

やがて、明治三七年二月、ロシアに宣戦布告し、日露戦争に入っていったのである。

明治の県・郡区改正による各村の推移

（度会県）明治5・7	（戸長民選）（度会県）7・4	（三重県）9・4	11・3	（三組合）度会郡役所 12・2	15・1（2）	17・10（9）	22・4
第一大区小十一区 各村に戸長	第一区		連区扱所に戸長 第十五連区第二区 葛原村・大野木村 棚橋村・牧戸村 平生村・大久保村 立岡村・鮠川村 當津村・田間村 上久具村・下久具村	⊙棚橋村・大野木村・葛原村・牧戸村・⊙鮠川村・立岡村・大久保村・平生村・牧戸村・⊙當津村・田間村・上久具村・下久具村、	棚橋村・大野木村・葛原村・牧戸村・田間村・鮠川村・立岡村・大久保村・平生村・當津村・上久具村・下久具村	（官選戸長を置く）・棚橋村外十一か村戸長役場（棚橋）？	12か村 葛原村・大野木村・棚橋村・牧戸村・平生村・大久保村・立岡村・鮠川村・當津村・田間村・上久具村・下久具村
第一大区小十区	第二大区		第十五連区 第三区（野後取扱所） 田口村 18村 麻加江村 坂井村 長原村 注連指村	田口村外四ヶ村 戸長役場 （注連指）？		明治18 田口村外四か村戸長役場（田口）	5か村 長原村・坂井村・麻加江村・田口村・注連指村（麻加江）
第一大区小十三区	第四区 各村に戸長		第十六連区第四区 （穂柄浦取扱所） 川上村・中村・和井野村・脇出村・市場村・柳村・小萩村	川上村・南中村・脇出村・市場村 和井野村・柳村・小萩村 駒ヶ野村・火打石村（柳村戸長役場）	川上村・南中村・脇出村・市場村 和井野村・柳村・小萩村	七か村戸長役場（脇出）？	7か村 南中村・川上村・脇出村・市場村・和井野村・小萩村・柳村（一之瀬村役場（脇出））
第一大区小十三区	第四区		第十六連区第四区 （穂柄浦取扱所）34村 駒ヶ野村・火打石村 小川村・五ヶ町村 中之郷村・日向村 栗原村・川口村	川上村・南中村・脇出村・市場村 和井野村・柳村・小萩村 駒ヶ野村・火打石村（柳村戸長役場） ・川口村外五ヶ村戸長役場（中之郷）	川上村・南中村・脇出村・市場村 和井野村・柳村・小萩村 ・小川村戸長役場川口村 ・中之郷村外五ヶ村戸長役場（中之郷）	中之郷外七か村戸長役場（中之郷）？	8か村 駒ヶ野村・小川村・火打石村・日向村・栗原村・五ヶ町村・中之郷村・川口村（小川郷村役場（中之郷））

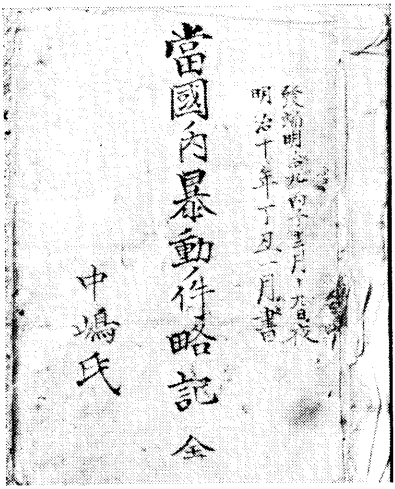

伊勢暴動の略記

二　伊勢暴動に揺れる

江戸時代の年貢米に代わった金納は、米価の高下により、生活に大きな影響が生じた。

明治九年、米価が一石三円五〇銭位に下がり、地価算定の元になる米価一石五円五〇銭を下回り、米を売って現金を納める農家は窮地に追い込まれた。

特に、水害で、米の質が急落した飯野郡魚見村の農民たちは、地租の米納を要求して、集団行動を起こした。

その一隊が南下して宇治山田へ向かったのである。中川地区の農民たちの動きを当時の麻加江村中嶋戸長の記録から見てみよう（中嶋六松写）。

概　要　明治九年十二月十九日夜、午後十二時、坂井村から報告があった。麻加江村でも騒ぎ出した。二十日夜午後十時には、田口村の川向こうの村々に、タイマツを持って通る群衆を見て村民はさらに浮足立った。田口の山根徳助、北川文蔵が麻加江村へ来て暴民たちがかがり火を焚き同行しなければ村を焼くといって鯨の声を上げていると告げた。戸長は手分けをして直ちに、坂井村、長原村へ報告した。

午後十一時には、長原・坂井・麻加江の小前百姓全部、注連指・田口は小前はもとより戸長・組頭までが、坂井のキヨミズ谷へ集まった。

二十一日午前二時ごろより六時ごろまで第八区射和村川原で第三区内の者（中川地区を含む）が集まって、第十区の駅部田村まで、小前末々まで全員が進んだ。そこで、第六区、三区、七区の組頭、戸長が光明寺（麻加江村にはこの寺の檀徒が多く、江戸時代末で約七〇パーセントであった。）で、相談の上、別紙の要求書を作製し県庁へ願い入れることにした。

○「奉願事」（要求書）　第三区

一、地租御改正に付き先般仰出された収穫米地価五ヶ年平均五円一九銭の所を、十月一日より十二月十五日まで七十六日の間平均相場にしていただきたい。

一、本年は貢租改正中に付き、近日内に取立てを仰出されたが、一月三十一日まで御猶予下されたい。後納については六月三日まで延期していただきたい。

一、県税は総て廃止されたい。警察費は全額官費としていただきたい。

一、村名請公有地は一村限りで村民が自由に売買できるよう決めていただきたい。

一、村公有地は元度会県の時、以前から保証人を立てて願い出ていたように、一村限りの私有地にしていただきたい。銘々従来所有の山林地に限り、地券証書がなくて買取ったときは証書がなくとも願いの通りに書換をしていただきたい。

右の条々願いの通り御許容下されたく此段連署を以て奉願候

米ケ谷村　戸長　崎村戸長　小倉芳輔
中野村　戸長　柏野村戸長　西村徳蔵
川口村　小倉初之助
駒村
阿曽村戸長　元黒坂村野原村金輪村戸長
大倉　清七　山口　音蔵
野後村戸長　〆指村戸長
奥山弥太郎　縄手　才吉
船木村戸長　田口村戸長
高野　房二　森田　吉三郎
三瀬川村戸長　麻加江村戸長
吉田和五郎　中嶋　六次郎

神原村戸長　　長原村戸長
堀江　源七　　登　伝兵衛
元藤小屋古里改永会戸長　　坂井村戸長
□□　吉平　　相馬為右衛門
打見戸長
見並又右衛門
野添村戸長
中村志十次郎

明治九年十二月二二日

三重県令岩村定高殿

十二月二十二日朝には、余儀なく随行した村民たちも、戸長ら村役人の説得により帰村し鎮静した旨を、二十六日に、三重県令岩村定高に報告した。

次に第三区々長代理の野後村戸長の三重県令への報告の要旨を見てみよう。

二十日午前十一時、第六区千代・相鹿瀬村、第七区柳原・新田・栃原・神瀬・下楠村都合七か村で、同時に所々にかがり火を焚き、芝生・山林木に放火し鯨の声が上った。四手に分れた人民たちが野後村へ同時に入り込み、是非なく、村民は二十一日午前二時頃より六時までに、村を銘々勝手に出立した。二十二日午前一時ころまでに駅部田村辺りまで進み、戸長共で進達することをまとめ、村民たちを説得して二十二日午前七時までに帰村鎮静した。区内での放火はなかったが、野添・永会、阿曽、大内山村で、積草、草小屋が焼けたが、家宅の焼失者はなかった。破毀は、当区扱所板塀雨戸突破、崎村山崎権五郎宅地の板塀突破があった。死傷者、脱走者は入念に取調べたが一切なし、であった（日付不明）。

事件の後始末として、翌明治十年一月十二日から、暴動の件につき取調べが行われた。一月十二日、七等警部川田

茂道調べで野後村へ村民が出頭した。一月二十二日、野原村で警部取調べがあり、一月二十四日尋問が行われた。

戸長中嶋六次郎は暴徒を引連れ出かけたと陳述。

世古某ほか一八名は箕笠は用意したが竹槍竹枝木は持っていなかったと陳述。

四名は風邪にて引籠り暴挙に携らずと陳述。

六名は疝痛にて引籠不参加。

一六名は戸長の命で、火の用心などのため村に留まった。

処分申渡しは明治十年四月二十三日に行われた。

麻加江村戸長は「凶徒に付随って勢を助けたる科」で、改定律例第百五十二条により、二等量減し、贖罪金一円五〇銭申付けられた（於名古屋裁判所・安濃津支庁）。

ほかに平民十九名が呵責処分を受けた（名古屋裁判所管内山田区裁判所長・四級判事補三田昇馬）。以上がその顚末である。地租は明治十年一月に、一〇〇分の三・〇から一〇〇分の二・五（二分五厘）に軽減された。〃竹槍でドンとつき出す二分五厘〃は伊勢暴動の経過をよく表している。

第七章　中　川

一　地名の起こり

大字田口・注連指は古来七ヶ谷と称し、長原・坂井・注連指は内城田郷と称した。鎌倉時代の「神鳳抄」には、麻加江御薗、内宮立花御薗とあり、また、同書の「年中神役下行御勢以下記」には、「八月、七ヶ御薗本郷田口は御台料所(当時黒坂という)」とある。

近世には和歌山藩田丸代官所の管轄に属し、山神組の下に、長原村・坂井村・麻加江村・田口村・注連指村が支配された。

近代になり、明治四年の廃藩置県で度会県に属し、同五年七月第一区小十ノ区に、同七年六月大区制により第三区に属し、同九年四月度会県が廃されて三重県管轄に移り、同十一年三月第十五連区第三区野後組に属した。明治十二年二月郡区制改正の際、田口村ほか四か村戸長役場を置いた。明治二十二年四月町村制により、五村が統合し中川村となった。明治二十二年の町村制実施の際は、地勢が宮川を中に挟んでいることから中川村と名づけられた。

二　「字」の歴史と伝承

麻加江　古くは神領で内城田郷の一村であった。延宝年代（一六七三～八一）より、紀州藩田丸領山神組に属した。

逢鹿瀬　麻加江の北、宮川の瀬で、昔倭姫命が大神を奉じて、宮居を求められた時、ここを渡ろうとされたが、きたない鹿の肉が流れてきたので、命は不浄であると嫌われてここを渡らなかったといい伝えている。

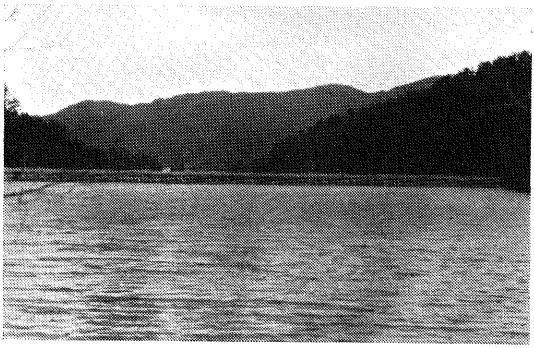

麻加江池



大崎玄蕃頭の北山城跡

長原　古くは神領で内城田郷の一村であった。枝村の立花が宮川の西岸にあり、天保の郷帳では、これを対岸の長原村に併せている。

北山城跡　北山の半腹の一小山にある。山上は一〇〇平方メートルほどの平地で、北は崖となり、東方と西方に段状の平地がある。土地の人々は城跡と呼び、大崎玄蕃頭の居城といっている。ま

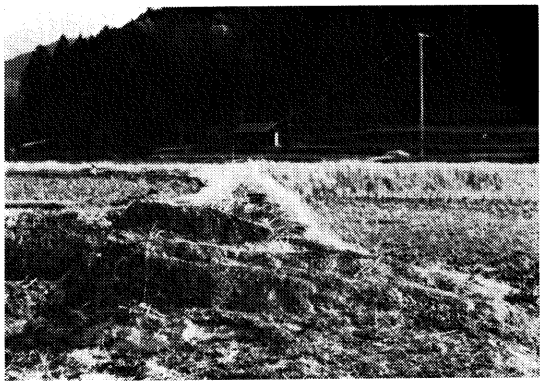

山崎館の黄金塚

た、敗合山にも岩石が集積されていたという。玄蕃頭の過去帳（元真泉寺）、位牌（長命寺）などによると、玄蕃頭は、弘治二年（一五五六）に没し、長命寺を菩提寺とするとされている。玄蕃頭は善政を敷いたと伝えられ、ほかに、殿屋敷本陣、殿倉屋敷などの地名が今に残っている。

山崎塚　立花の西方の田の畦に、一坪ほどの巨石があり、土地の人々は黄金塚と呼んで尊敬している。また、この近くにあった薬師堂が今も残されている。この塚より東方に拡がる田を山崎屋敷跡といい、古土器などが発掘されたと伝える。

さらに、その南方の連山の中腹に土塁が数百メートルにわたって続き、約二ヘクタールの緩い傾斜面があるが、土地の人々は、これを殿山と呼んでいる。

長原村社、八柱神社の鎮座年月はわからないが、ここには次のように伝承がある。むかし、ある年の六月十三日、宮川の早瀬に八柱神が御船のまま留まり座しておられた。それを六太夫という者が拝し直ぐに奉戴して陸地に神座を遷した。その夜、六太夫の夢に八柱神が村の森中に氏神として鎮まるようにとの神託があった。そこで現在地に八柱神を鎮座したという。六太夫は、初めて森本と苗字を称えた。古来の式で神祭ごとに小麦で団子を作って供えるしきたりは、六太夫が始めたという。

一一九歳の善修翁　翁は天明四年（一七八四）、勢南の神峯から、長原の長命寺に移り住んだ。そのとき善修は既に九〇歳であった。彼は、元禄八年（一六九五）、土佐の高知藩、加藤文右衛門の次男に生まれ、京都妙心寺大通院で得

度の後、各地で修行した。文化三年（一八〇六）、一一一歳になって、お上から日供（仏に毎日お供えをすること・仏として敬まわれること）を賜った。多くの人々がその長寿を称えて集まったという。文化九年（一八一二）、初秋の風が吹くころとなり、起居が不自由になったため、村長（庄屋）は、身内の者を付き添わせた。翁は無病であったが十一月五日睡るようになくなった。時に一一九歳であった。以上は、広泰寺十六代形山が、文化九年に記した文章の抄録である。

伝えられている善修の長寿法は、次のようなことである。まず、彼は常々長寿たらんと心掛けたという。そして、長命寺に入ってからは、①朝、水を大量に飲む。小桶に一ぱい汲んだ水を日光に向けて置いて温めた水で、これを全部飲むことで、身体内の掃除をした。②太陽に向かって、日に一〇〇回（朝夕）深呼吸をする。③田丸城まで下駄ばきで歩いて、郷学校（藩校）へ書を教えに行った。④常に棒を杖にし、これを時々振り廻した。

長原の長命寺には、今も、広泰寺形山が板に漢文で五十数行に書いた「寿僧記」と、石像が保存されている。

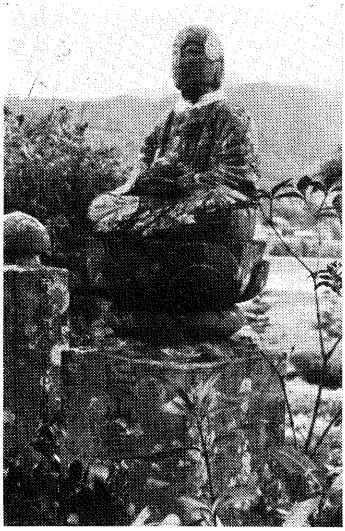

百十九歳の僧善修供養像（長原）

坂　井　古くから神領で内城田郷の一部であったが、延宝年間より田丸領山神組に属した。ここには、高さ約二メートルの青石の常夜燈がある。この常夜燈には慶応二年（一八六六）と記されている。ここへは、現在でも村人が交替で燈明を上げ、両神宮を遙拝している。

田　口　古くから神領で七ヶ谷郷の一村であったが、延宝年間に田丸領山神組となった。古書、「年中神役下行御贄以下記」に、「八月、七ヶ御薗本郷田口は御台料所」とある。

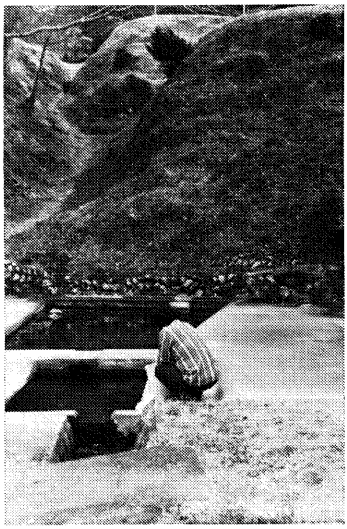

弘法の井戸（田口）

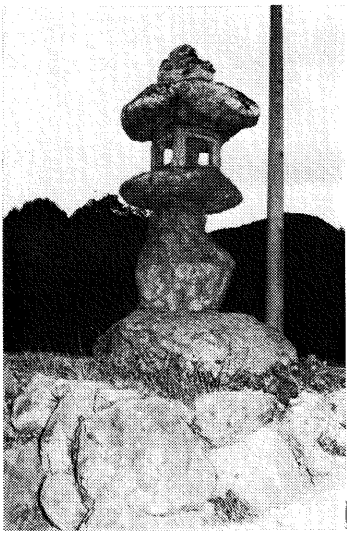

坂井の常夜燈（慶応２年）

豊年岩　田口の宮川の中流にある岩で、この岩が見える時は豊年だという。この岩は平素は川の下に沈んでいる。

ガシン岩　田口のヌスットコロガシのすぐそばにある大岩で、この岩が頭を出すとガシン（ききん）が起こるという。宮川の巨岩であるが今は川の状況が変わっていつでも見えている。

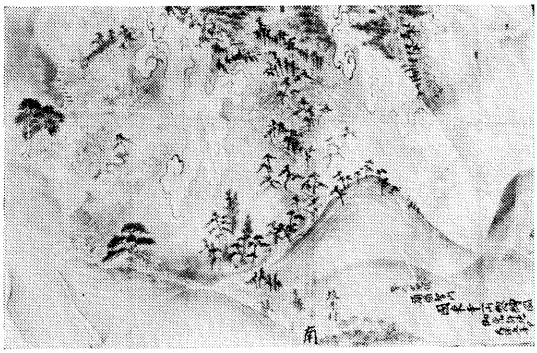

坂井村の図（国東寺絵図　天保５年）

ヌスット転がし岩　田口の宮川添いの渕のそばの絶壁で、昔は盗人が捕えられるとここから下の渕へ蹴落したところという。

弘法の井戸　田口の東出にある井戸で、夏は冷たく、冬は暖かい霊泉で、弘法大師が杖をついて出された井戸であるという。

経　塚　田口にある石積塚で、石にお経が墨で書いてある。「田口が三軒になったらこの塚を掘って見よ。」と村人はいい伝えている。

宝篋印塔の地蔵さん　田口の小字地蔵谷にある。村人は地蔵様といっている。塔の中には黄金がかくしてあるという。

伝承では、熊野本街道は、古くは多気郡相鹿瀬村より田口を通っていたが延宝年間より廃絶したという。

注連指　古くから神領で七ヶ谷郷の一村であったが、延宝年間より田丸領山神組に属した。注連指の名称は、滝原宮の鎮座より前、速秋津彦命、秋津姫命が石ヶ河内に鎮座され、社地に注連縄を引き巡らしたことによると口承がある。

四八滝　榊ヶ岳（六四〇メートル）に発源する四八か所の滝である。最大のものは高さ一五メートル、幅二メートルである。滝原宮鎮座の前に倭姫命が滝が四八ある場所を求められたが、注連指には四七滝で一滝欠けて宮地に適しなかったと伝えている。倭姫命は四八滝を所望されたが、滝が一つ不足したので、女滝という観音を祀った小滝を一つ加えたという。野後に滝原宮が鎮座される以前に注連指に滝原宮（若星宮ともいう）があった。この宮は明治四十三年に中川神社内へ合祀された。

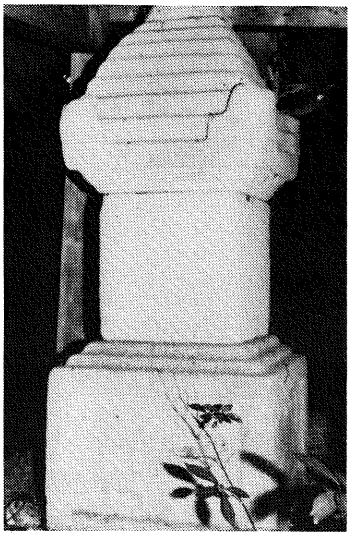

田口地蔵谷の宝篋印塔

獅子ケ岳（七七四メートル）　山頂の岩が獅子の鼻に似ているのでその名があり、注連指の集落から約四・四キロメートルで山頂に達する山道がある。

矢　塚　桃イミの開墾田に、一三平方メートル位の荒れた土地があり、そこを発掘したところ、刀の鍔、矢の根(鏃)などを発見したという。伝承では、橘家の館跡といい、北畠国司の臣、橘太郎右衛門尉の住んだところであろうと伝えている。

天狗の踊り場　夜になると、天狗ばやしが聞えることがあったが人が近づくと石を落してきたという。また、草刈山に、明治二十四年の地震で崩れるまで、おうむ岩があって、よく響いたという。また、注連指では昔は狼の害が多かった。そこで狼の宮を建てて狼を祀ってからその害がなくなった。五月十二日が狼の宮の祭日だったが、今はなくなった。

三　江戸時代

人口の変遷　麻加江村の天保六年(一八三五)より嘉永三年(一八五〇)までの一六年間の各年の正月に出された「人数増減目録」が今も残っている。

(表紙)
天保六年正月
未年　人数増減目録(控)　印形なし
麻加江村

(本文)
麻加江村

一、人数百九拾七人〆　百四人男　八拾九人女　（前年）午年御改

内

高田宗　専助父親死去　同宗　善古女房死去

同　清助母親死去　同宗　伊助父親死去

浄土真宗　久蔵母親死去

右五人　〆　二人男　三人女　減人

一、指引人数百九拾二人也　百六人男　八十六人女

未年御改八才以上

内

四人　天台宗国束寺旦那

四人　禅宗麻加江村法照院旦那

廿七人　浄土宗射和村長命寺旦那

廿九人　浄土真宗丹生村西楽寺旦那

百廿四人　高田宗駅部田村光明寺旦那

右

一、家数　三拾七軒〆　廿壱軒本役八軒半役　五軒無役弐軒肝煎　壱軒寺

一、牛拾弐疋

右は去る午年二日一日より当未年正月末日までの人数増減、

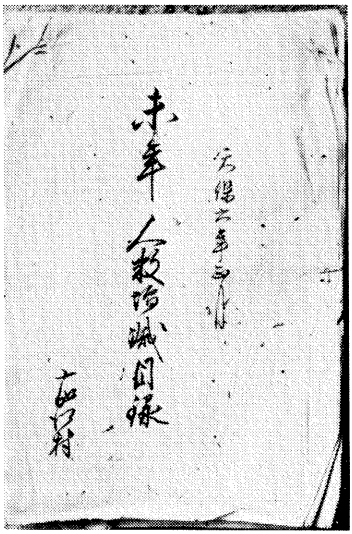

人数増減目録（麻加江村）

人数増減目録（天保六未年(1835)～嘉永三戌年(1849)）

麻加江村

年代＼種別	人数	男	女	家数	本役	半役	無役	(庄屋肝煎)	寺	
天保6未年	192	106	86	37	21	8	5	2	1	—
7申	192	106	86	37	20	8	6	2	1	—
8酉	192	105	87	37	20	8	6	2	1	—
9戌	187	101	86	34	21	7	3	2	1	—
10亥	191	104	87	34	20	9	2	2	1	—
11子	184	102	82	34	20	9	3	1	1	—
12丑	180	98	82	34	19	10	3	1	1	—
13寅	183	99	84	35	18	11	4	1	1	—
14卯	176	95	81	35	17	8	4	2	1	見付3
(弘化元)15辰	175	95	80	35	17	8	4	2	1	3
弘化2巳	178	95	83	36	18	7	3	2	1	5
3午	180	94	86	37	18	7	4	2	1	5
4未	181	94	87	38	18	7	4	2	1	5
(嘉永元)5申	178	93	85	37	18	7	4	2	1	5
嘉永2酉	180	92	88	37	18	7	4	2	1	5
3戌	182	91	91	36	19	5	2	2	1	7

八歳以上

注　天保8年1名喰違いあり。嘉永2年になって報告。
弘化3年午、嘉永5年子の年に惣改めとして、切支丹改めがあった。

家数牛馬まで確かめ相違無御座候
以上
十助
善吉
長左衛門
小平二

中村大蔵殿

以下一六冊の目録で人数を表にすると上のようになる。

夫役を一人前に負担できる家が役家であり、それは経済力の半役より上であることがわかる。これは、毎年、庄屋が、各家のようすを調べて決めたのである。無役は、後家など経済力の弱い家であった。

人数増減目録からわかるのは、次のような点である。人数は、天保一四、一五、弘化元年に一七〇人代に減っていて、このころから、極貧層（ごくひんそう）と思われる〃見つけ〃という役家の区分が現れている。本役の家数も一七軒と

全軒数の四九パーセントに落ちている。

弘化三年午正月の「切支丹御改誓紙一札」の村控えで、家族構成を調べてみよう（ただし、八歳以下の数は不明である）。人数増減目録では、三七軒であるが、家族は四〇となっていて、上の表のようである。六人家族が一一軒と多く次いで三人が七軒である。六人家族構成の典型（てんけい）は、夫婦、老父母、子供である。それに、夫の弟姉が含まれた家もある。九人の家庭は、若夫婦、夫の弟姉、母、伯母が報告され、恐らく八歳以下の幼児もいたのではないかと思われる。その他の特徴として後家を主人とする家族が六軒もあることである。本人は、五〇代四〇代で、二〇代の働き手と考えられる男の子が家族に含まれている。また、一人暮しの男やもめが二軒みえる。二人の家族の中には〃無役〃や〃見つけ〃とみなされる家々が含まれるのだろう、老病父と男、病気の男とその姉（三四歳）、後家と一三の娘、などがあった。また、七〇代の老人（男）は一人で病気であり、六〇歳代は一〇人で約六パーセントであった。さらに、三〇歳を過ぎた未婚の男が六人、女三人がみられ、限られた農地では結婚して独立した家族をもつことが困難だったことを示している（明治十二年の村の上申書には八〇歳以上二人が記録されている）。

切支丹御改誓紙一札（控）

家族人数	家族数
1	2
2	6
3	7
4	4
5	5
6	11
7	3
8	1
9	1
計	40

灌漑用の池と溝路

①長廣池（麻加江）　安政二年の麻加江村御用留に記されるところによると、まず文化七年（一八一〇）に、堤が構築された。東西一五〇メートル、南北四四〇メートル、周囲一二八五メートル。広さ一万七六〇〇平方メートルである。文政三年の重（か）さ置により、堤の長さ九〇メートル、高さ一三メートル、幅二・四メートルとなり、延長二〇五〇メートル、幅七五センチメートルの溝路で九・三一ヘクタールの田に灌漑できた。このほか、広さ二〇〇平方メートル、灌漑面積〇・二ヘクタール以下の小用水池が三か所ある。

②西河内池（立花）　開設年代は、わからないが嘉永六年（一八五三）十月に堤に二・七メートルの重さ置をしている。東西二五〇メートル、南北四〇〇メートル、広さ二・六七ヘクタール。堤長七四メートル、高さ二三メートル、幅二・七メートルである。長さ四〇〇メートル、幅〇・九メートルの溝路を通し七・二ヘクタールの田に灌漑できた。

③東河内池（立花）　開設年代は文政二年（一八一九）十一月で明治三十三年十一月に二・七メートルの重さ置をしている。東西一〇八メートル、南北四五メートル、広さ〇・四二ヘクタール。堤長四九メートル、高さ二二メートル、幅一・八メートル。水門四か所で長さ五〇〇メートルの溝路を通じて三・七ヘクタールの田に灌漑できた。

④北山池（長原）　開設年代はわからないが、天保六年（一八三五）重さ置きをした。東西四〇〇メートル、南北一二六メートル、広さ五・〇三ヘクタール。堤長一一五メートル、高さ一三メートル、幅二・七メートルである。水門は五か所で約三キロメートルの上り溝、下り溝、上溝を通じて一二・九八ヘクタールに灌漑している。また、五四〇メートルの溝路を通じて鮠川地区の八ヘクタールの田に灌漑できた。

⑤中河内池（長原）　開設年代は弘化元年（一八四四）である。東西二二七メートル、南北五二メートル、広さ一・二三ヘクタール。堤長六八メートル、幅二・七メートルで四ヘクタールの田に灌漑できた。

⑥井谷池（坂井）　開設年代はわからない。東西一一〇メートル、南北一〇六メートル、広さ〇・五五ヘクタール。堤長四三メートル、高さ七メートル、幅一・二メートルで、九〇〇メートルの溝路を通じて四ヘクタールの田に灌漑できた。

⑦樋の谷池（坂井）　開設年代はわからないが、天保一三年（一八四二）重さ置をした。東西二六六メートル、南北九二メートル、広さ二・五ヘクタール。堤長五四メートル、高さ一三メートル、幅一・八メートルで、七四〇メートルの溝路を通じて六ヘクタールの田に灌漑できた。

⑧田口上溝、下溝　注連指川を堰き、上溝は延長四キロメートル、幅一・八メートルの溝路で一八ヘクタールの田に

灌漑し、下溝は、八〇〇メートルの溝路で、一二ヘクタールに灌漑できた。

⑨北河内池（注連指）　開設年代は、天明五年（一七八五）頃といわれる。東西五〇メートル、南北一八メートル、広さ〇・六四ヘクタール。堤長四一メートル、高さ九メートル、幅三メートルで旱ばつ用である。注連指には、他に三か所の小池がある。

⑩注連指川を堰き止めた溝路

上溝　延長一五一〇メートル、幅一・八メートル、灌漑面積四・四九ヘクタール。

小倉溝　四・一キロメートル、幅一・五メートル、灌漑面積四・四四ヘクタール。

中廣大溝　一三八〇メートル、幅一・八メートルで、一一・八七ヘクタールに灌漑できた。

四　明治時代

コレラの流行と対策　明治十年（一八七七）十月から全国的にコレラが流行し始めた。二年後の十二年の七月になって、近県での流行がみられ、その地方からの帰宅者は、警察か戸長役場へ届出て、そこで石炭酸で消毒を受けるよう度会郡長から指示があった。この地方に、コレラ患者があったかどうかは不明であるが、その死亡率の高さからその発生を恐れ、予防について真剣であったことがうかがわれる。七月七日には戸長より総代にあて、コレラ予防のため、禁食物の通達があった。それによると「枇杷・梅実・杏・李・うなぎ・どじょう・こんにゃく・煮焼き卵・あひる肉・塩鮭・獣魚肉・塩梅・豆腐の渣・湯葉・凍こんにゃく・高野豆腐・昆布・ヒジキ・ワカメ・干だいこん・筍・みかん・楊梅・団子類」以上の品は食物中でも不消化の物だから、コレラ流行のときは、厳に食べることを禁じると

いうものであった。

しかし、伝染病を治療する医薬品として指示されたのは、薄荷葉・加密列花など四種を調合した漢方薬で、これを熱湯で振出して飲んで、ふとんに静臥する治療方法しかなかった。

コレラを防除するために氏神に祈願する〃芝居興行〃が企てられたりもした。それによると芸人七名を宇治・山田堺から呼び寄せ、麻加江村の有志五名が寄付金を出して木戸銭や桟敷代はいっさい取らず、晴天の三日間（空地での小屋掛け）興行をするというのであったが計画は中止された。

なお、明治の新政府になって、近代的な保健法について、新しく人民に注意を促したと思われる右に関連した二件の御触れを記しておく。

〃飼犬のこと〃　山下度会県権参事より明治六年六月に出された注意である。現今県下で狂犬病の里犬がある。これは主のない犬が多いからである。ここに「畜犬規則」を設けたのでポリスをはじめ誰でもよいから狂犬は殺して屍はそこへ片付けておくようにとあった。その規則では、畜犬は首輪をし飼主の住所姓名を木札につけて置くこと、無札の分はすべて飼主なしとみなし殺すこと。畜犬が人を殺傷したり家畜を害したりした時は、飼主の責任は免れず、相当の償金を出すことと決められたのである。

人家稠密の所で家畜を飼うことが次のように禁止された。近頃牛豚類の牧畜が盛んに行われ温暑の時にはその臭気が、人身を害し、獣類の伝染病流行のもとにもなる。大都市はもちろん、各地の人家の建て混んだ所では、家畜を飼うことを堅く禁ずると通知した。

選挙のようす　明治十二年三月二十日、度会郡でも県会議員の選挙が行われた。麻加江村の投票の結果はわからないが、麻加江村の被選挙権所有者は一〇名であり、選挙権のあった三六名の者の氏名が残されている（投票用紙は一名

四枚ずつであったのだが、なぜか三四名分一三六枚と記録されている)。

度会郡長から、当日午前七時に投票差出すべしとして「議員撰挙投票心得」が布達された。選挙の場所は、山田岩渕町郡役所であったが、組合町村に限り取まとめ一名の代人(戸長ではいけない)でもよいとされた。議員資格は、満二五歳以上の男子で本籍が県内にあり三年以上居住し地租一〇円以上を納める者と限られた。有権者は、満二〇歳以上で郡内居住の地租五円以上を納める者であった。投票用紙には、選権人・被選挙人の住所、年齢、姓名を記して捺印し、糊で封印した。

村会議員は、麻加江村では七名の選挙を予定した。その内訳は、先に投票で決まった総代・組頭に別に二名を加えるということであった。連合戸長(縄手才吉)よりの通知で、有権者四五人とみて一人二枚ずつの用紙が総代(中村鹿次郎)宛に送られた。明治十二年四月十八日投票で、戸長役場(田口又は注連指)で開票するのが筋であるが、各村で取まとめて人足で報告された。麻加江村村会議員高札は、次のようであった。

一五点・山口友吉、一四点・辻村重蔵、一三点・坂本栄次郎、一〇点・辻本重次郎、一〇点・細谷長兵衛(以上五名が記されている)。

滝原道路改修　滝原道路は、大宮町野後の皇大神宮別宮滝原宮への参詣道であり、また、伊勢神宮(伊勢)へ通じる道路でもある。

近世では、伊勢へのおかげ参りの流行があったが、滝原道路にも道標などその面影をとどめている。長原には、嘉永年間に建てられた両神宮のための常夜燈が残されている。

「五人組帳」から推定される明治初年の麻加江地内の滝原道路は、次のようにたどられる。長原から坂井を経て麻加江渡しで旧大観寺へ登り、法明院前を通って、秋葉山参道を越え、田口へと下りていったのである。

明治十一・二年ごろに各村で道路地図がつくられ改修も行われたようであるがその事情はわからない。

明治三十六年から三十八年の三か年にわたって、中川村大字麻加江地内の道路大改修が行われた。改修委員が決められたが、そのうちの出納委員は、世古重次郎であった。工事開始は、山林・山の売却が明治三十六年八月末から始まり、三十六年八月二十七日工事に着手した。三十七年六月末には工事が完了し、県庁の検査を受けた。ところが同年七月に（台風出水か）道路が急破した。そこで県からの補助で設計を修正し、同年末工事は完了した。

工費は次のとおりであった。

収入・一、三四〇円五二銭九厘

内訳

金額	項目	比率
九一九円九一銭	麻加江区より支出	（六八・五％）
二七五円八七銭五厘	県補助金	（二〇・五％）
七二円九四銭四厘	郡補助金	（五％）
六八円八〇銭	その他	

支出・一、三七三円五二銭六厘

内訳

金額	項目	比率
一六四円五〇銭	委員世古重次郎出張旅費	（一一・九％）
二一五円八五銭	委員・臨時雇人四名旅費	（一五・六％）
一、一一四円一七銭四厘	設計費・請負金・増金・土地代	（八一・一％）
二八円〇〇銭二厘	監督報酬など	
四一円〇〇銭	その他	

差引不足　三三円九九銭七厘

この工事で、現在の小学校前を経て田口へ出る県道（主要地方道伊勢・大宮線）ができたのである。

なお、大正三年の調べによると郡道滝原道は、中川村内は内城田村大字鮠川との境より坂井を経て宮川を越え、麻加江・田口を通って、七保村野原・黒坂に入る延長五・二キロメートル、幅二・七メートルとある。

大正三年には、船車は人力車一両・自転車四六台・渡船四艘・荷車一一一両・運送船一五艘であった。「渡し」が江戸時代から重要な交通手段であり、船戸渡（長原―立花）・麻加江渡（麻加江―坂井）・西沖渡（田口―多気郡川添村柳原）・井戸ヶ瀬渡（田口―柳原新田）があった（坂井のキヨミズから麻加江へ渡る渡しは、特に、国束寺詣りのときに、にぎわったという）。

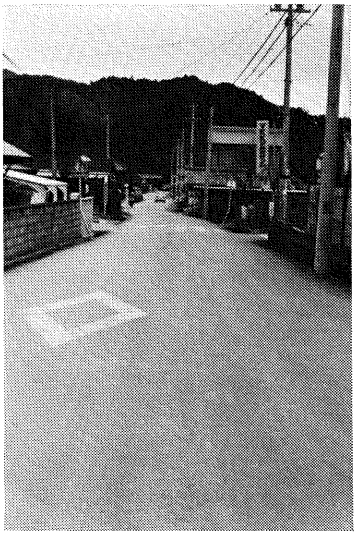

明治に改修された滝原道

麻加江村の小学校の創立　明治五年（一八七二）学制が制定された。全国は八大区・一大区が三二中学区に分けられ、度会県は、第二大区の第三九・四〇・四一中学区に含まれた。

明治七年（一八七四）に、まだ麻加江村には「私学」があった。生徒は七歳から一三歳までの男一四人で授業料を取らず教員一名には、玄米一斗五升と金七五銭の給料を支払っていたことが記されている。

中川小学校沿革史によれば、明治八年十一月に注連指村・田口村・麻加江村・坂井村・長原村に小学校が設けられ、いずれもその字名を冠して校名としたとなっている。

「小学設立願」の書留めが残る麻加江小学についてみると次のようである。

小学設立願

一、金四五円五〇銭　麻加江村集金
　但し、戸数四〇戸に一ヶ年に上戸二円（一〇戸）中戸一円二五銭（一四戸）下戸五〇銭（一六戸）ずつ。
一、金四円五〇銭　生徒授業料一ヶ年分
　一ヶ月三七銭五厘ずつ現在就学生徒に割付け徴収予定。
　以上納金五〇円

一、金二六円　教員給料一ヶ年分
　但し金六円巡回教員一ヶ年分給料、月金五〇銭。金二〇円助教一人一ヶ年給料、月一円六六銭。
一、金一二円　書籍器機一ヶ年分
　但し一ヶ月一円。
一、金一二円　営繕費と筆墨紙諸費一ヶ年分。但し一ヶ月一円。
　以上出金五〇円
　出納計算過不足なし

一、学校位置　第三区度会郡麻加江村元法回院
一、学校名称　第三九中学区　第九六番・九七番連区の内麻加江小学
一、生徒員数　四一名　内男　二二名
　女　一九名
　右之通方法相立て建校仕り度此段奉願上候以上
　明治八年九月
　麻加江村戸長兼主者　中嶋六次郎

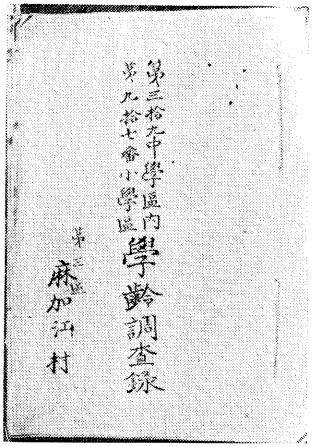

明治の帳簿（麻加江区有）

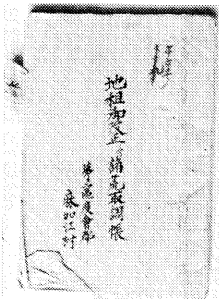

かくて、十月には、仮教員として一志郡太郎生村で戸長をしていた、服部愚童（文政十二年（一八二九）生まれ、当時四六歳）が麻加江村へ寄留して、十一月には〃麻加江小学〃が開学したものと思われる。

翌明治九年七月一日の「学齢調査録」をみると開校当時の児童の就学状況などがよくわかる。

度会郡麻加江村
壱番屋敷平民　世古幸吉（の子）
世古重次郎
明治元年三月三日誕生八年八ヶ月
明治九年三月一日入学

右の世古重次郎をはじめとして、合計三六名が、就学該当児で男女各一八名ずつであると、学区取締中嶋六次郎（戸長）が確かめている。

しかし、就学児は一一名で、就学率は三〇・五パーセントであった（男子のみの就学率は六一・一パーセント）。しかも、それは男子に限られ、女子の就学は一名もなかった（就学状況表参照）。

なかには二名の学齢未満児が記されている。

次に不就学の理由をみてみよう。

男女別就学状況調べ

明治9年7月1日現在

男		女		人数	年齢
不就学	就学	不就学	就学		
1人	0人	1人	0人	2名	5歳
1	0	0	0	2	6
0	2	1	0	3	7
1	3	3	0	6	8
1	0	3	0	4	9
0	2	2	0	4	10
2	2	4	0	8	11
1	2	2	0	5	12
0	0	2	0	2	13
7	11	18	0	36名	

区分	事由	男	女	計
①	家内に人手がなく農業が忙しく余儀なく子守などの手助けのため	1名	18	19
②	病気、病身（まだ歩行も出来難い子も含む。）で余儀なく	6	0	6

明治九年の調査では、二五家族から子供を就学させねばならなかったが、二一家族は一～二名就学させ四家族は就学児が二～四名あっても学校へ出さなかったことになる。

明治十三年一月調べでは、学齢　就学男一五人　女　四人麻加江校

内六歳以下不就学男四人であった。

さらに「連合学校当村にて諸掛り帳」（明治十七年）が残っており、訓導を迎えて麻加江村でその住居の補修をした会計簿がある。

明治二十年までは、麻加江校は存続した。「学校再建に付諸入費覚帳」には六三円の家屋購入整備費用が記されている。

しかし、翌明治二十一年（一八八八）には、二学区制をとり、田口村に、七〇〇坪の土地へ六〇坪の校舎を新築した。精暢小学簡易科授業所である。建築費は一〇〇〇円で、注連指村と田口村が各四〇〇円、麻加江村が二〇〇円を負担した。他の一学区は長原村・坂井村で、長原村の民家を買入れ改築して、長原簡易科授業所としたのである。

民費（村の予算）　明治十年ごろまでは、村の経費は民費といって、各戸の家割、高割で集めて、賄われた。明治八年の年間の「諸費明細帳」をみてみよう。

明治八年民費課出表

掛高三百二拾六石九斗四升五合

掛戸数四拾五戸　第三区麻加江村

項目	金額（円 銭 厘）	摘要
1 県庁旅費	7.40.0	往復　70銭 一泊　90銭
2 事務取扱所へ出頭の旅費	13.40.0	往復　20銭
3 他村諸入費	1.64.0	野後・丹生・相可などへ
4 区戸長給料割計	24.17.6	月2円
内	(15.53.2) (8.46.0)	高掛り 戸数掛り
5 区入費割（第三区）	23.01.6	
内	(13.97.4) (7.91.6) (1.12.6)	高掛り 戸数掛り 人数掛り
6 管内割（県税）	1.75.0	
内	(1.08.6) (66.4)	高掛り 戸数掛り
7 組頭2名給料	4.00.0	1人2円
8 村会所筆墨代	2.90.3	
内	2.20.0 (60.0) (20.3)	半紙美濃紙 筆25本 朱墨2本
9 蠟燭・油・薪入費	1.50.0	
内	25.0 (75.0) (50.0)	蠟燭2斤 薪と炭4俵代 油2升5合代
10 直使賃入費	69.0	
内	(41.0) (28.0)	社寺境内取調 事務取扱所調
11 租税上納入費	92.2	
12 戸籍取調入費	1.22.5	
13 道路掃除入費	60.0	人足弁当代
14 村内小使給料	11.00.0	
15 舟渡し給料	20.00.0	
16 水番給料	4.00.0	
17 改正反別入費	150.00.0	現地反別、一筆限取調帳
総計	268.18.2	

注　1石につき　41. 0. 1. 3（銭 毛 糸）　1戸につき2. 97. 9. 8（円 銭 厘 毛）

区費は第三区野後村の事務取扱所へ、管内割は山田の度会県庁への納入分である。改正反別入費は、石高制の年貢に代わって、土地（田・畑・屋敷）に対する金納の租税に転換するための、土地の一筆ごとの取調べの費用であった。この明治七年十月の「取調帳」の貳が残っている。この「取調帳」に書き上げられた地価に対し一〇〇分の三の地租が、課せられたのである。

戸長給は明治七年の調べでは、壱円五二銭三厘から増給されて二円になった。ちなみに当時の戸長は明治七年七月に任命された中嶋六次郎であり、前任者は奥村丹治（坂井村）であった。

藩兵の調べ　和歌山藩は、明治二年藩独自の徴兵制を実施して藩兵隊を創った。その後明治四年の廃藩置県によりこの徴兵制は解消された。

明治七年の調査で、三人の兵士が和歌山表へ出向いていたことがわかった。いずれも明治三年八月に徴集され、明治四年に帰村している。

世古才之助（三吉長男）年齢二三年四月、
森本嘉蔵（嘉市長男）年齢二三年、
世古靄吉　年齢二二年八月　の三名であった。

入会山　少なくとも江戸時代から、村民たちが、入会（入相）山として共有し、柴草を刈って田へ鋤き込む肥料と薪を取ってきた山々があった。

注連指の奥山には数百町歩の入会山があり、それが明治のはじめには公有林となり、後に村持山と改められ各村（後には各字）の共有林となっていったのである。その変遷をたどってみよう。まず、江戸時代、宝暦の大指出帳には、注連指村の項に、麻加江村・田口村、黒坂村（大宮町）との入相山として、

「一　奥山壱ヶ所長五〇丁横三五丁程」と記されている。

明治六年（一八七三）、廃藩後は入会地は実質上そのまま存在したようで、黒坂村より、宝永年度の〃取替一札〃により奥山の入会は地所共（柴草だけでなく）であるとの申入れがあり、ここに山論が起った。注連指村では、宝永の書類などは大庄屋の書類にもないと反論し地所は注連指領であるとのその筋の見解を得た。山年貢もそれぞれ、米八斗二升四合ずつ、注連指村へ上納されてきたことも論拠にした。

翌明治七年九月に、注連指村と関係村の間で「確定書」が取交わされた。注連指村より、麻加江村への確定書では、注連指の奥山の当村公有地の雀ヶ谷・モモイミ谷・倉板谷・猪ヶ嶽について相互に上柴草刈取りのこと、道路を勝手に造らぬこと、加地資米八斗二升四合を差出すことを確定したと述べている。



明治の地券（注連指村の持山）

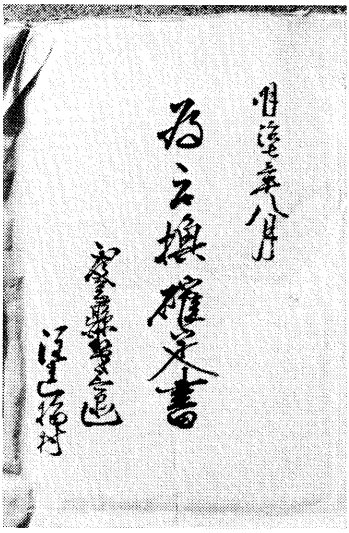

入会山の確定書

田口村より注連指村へ出された確定書には、注連指村が度会県庁へ原告訴訟を行った。度会県庁は三か村を呼び出した上、実地検査をした。ここでは、注連指奥山の猪ヶ嶽・釜ヶ谷・鈴ヶ谷について、上木・柴草だけ入会を刈取ることができるとしたの

である。確定書の中へはその税の半分を出すこと、火の用心をすることの但書も付加えている。明治七年には、やがて現地反別一筆限取調べが行われて、地券証書が公布された。

明治十年改正によって、地租が一〇〇分の二か半金になった明治十五年発行の地券があり、入会山は、注連指村が持主となっていることが明確にされている。

地券（一例）

伊勢国度会郡注連指村二〇七一番字倉板

一、山拾五町歩　同国同郡
持主　注連指村

地価　五円七四銭五厘
明治十年より

此百分ノ弐ケ半金　一四銭四厘　地租
右検査之上授与之
明治一五年五月一日　三重県

ただし、明治十二年六月の「元公有地原田取調上申書」があり、これによると、明治六年の地券発行の際、村持ちの山々を公有地に上申し公有地券を受たが、これらは従来から村民の所有培養・芟伐・生い草刈取など勝手に出きてきたものであると、三重県令岩村定高に上申している。なおこの面積は六三四町七反であった。このとき個人所有の草山・雑木山四五筆が上申された。これらの平均面積は五・五畝歩であった。

明治十八年には、村内の溝渠・河・道路二五町六反三畝が三重県によって、官有地として取調べられた。

しかし、入会山は、明治に入ってからの乱伐で荒廃した。そのため、明治二十一年には、県令により山林取締規定を関係村間で決めることが奨められた。

入会山の四〇町歩を限って、天然木を繁殖せしめ、雑木は一五～二〇年、杉・桧・松・樅は少なくとも三〇年まで乱伐を止め、松・杉・桧・樅については反別五〇〇歩に一～一〇本は用材として残しておくというものであった。

五　大正時代

第一次世界大戦のころ　度会郡役所は大正三年（一九一四）、第一次大戦の起こった年に「度会郡誌」の編纂を企て、各町村にその原稿を依頼した（「郡誌」編纂は未完に終わった）。その当時の原稿が「中川村誌」（一冊しか残らず）となり、大正時代の中川村の財政状況を書き残している。それによってみる。

租　税　（大正３年12月末現在）

税の種類		税　額
1　国　税		金1,536円55銭5厘
内訳	田　租	660円98銭
	畑　租	297円6銭
	宅地租	200円71銭5厘
	雑地租	93円73銭
	第一種所得税	60円46銭
	第二種所得税	70円46銭
	第三種所得税	60円7銭
	自家用醤油税	42円25銭

税の種類		税　額
2　県　税		金1,326円62銭
内訳	地　租　割	786円27銭
	戸　数　割	310円88銭
	営　業　税	50円37銭
	雑　種　税	171円55銭
	営業税付加税	7円55銭

税の種類		金　額
3　村　税		4,726円63銭6厘
内訳	地租付加税	753円87銭5厘
	国税営業税付加税	13円62銭
	所得税付加税	36円33銭
	戸数割付加税	3,736円96銭1厘
	県税営業税付加税	58円95銭
	県税雑種税付加税	126円90銭

総計7,589円80銭8厘

注　本村諸税（国・県・村）負担総戸数342戸。1戸平均21円99銭７厘であった。

次に明治三十八年以降一〇年間の租税の推移をグラフでみてみよう。

財　政　（大正３年12月末現在）

支出	金5,208円52銭3厘
内訳	村諸費　4,929円92銭3厘
	郡費分賦額　278円60銭
	（支出の95%）

収入	金6,205円2銭3厘
内訳	財産より生ずる収入　665円25銭
	使用料手数料　32円80銭
	交付金　91円88銭7厘
	県補助金　98円35銭
	郡補助金　64円
	寄付金　355円
	繰越金　150円
	雑収入　20円10銭
	村税　4,726円63銭6厘（収入の76%）

国・県・村税累年比較表

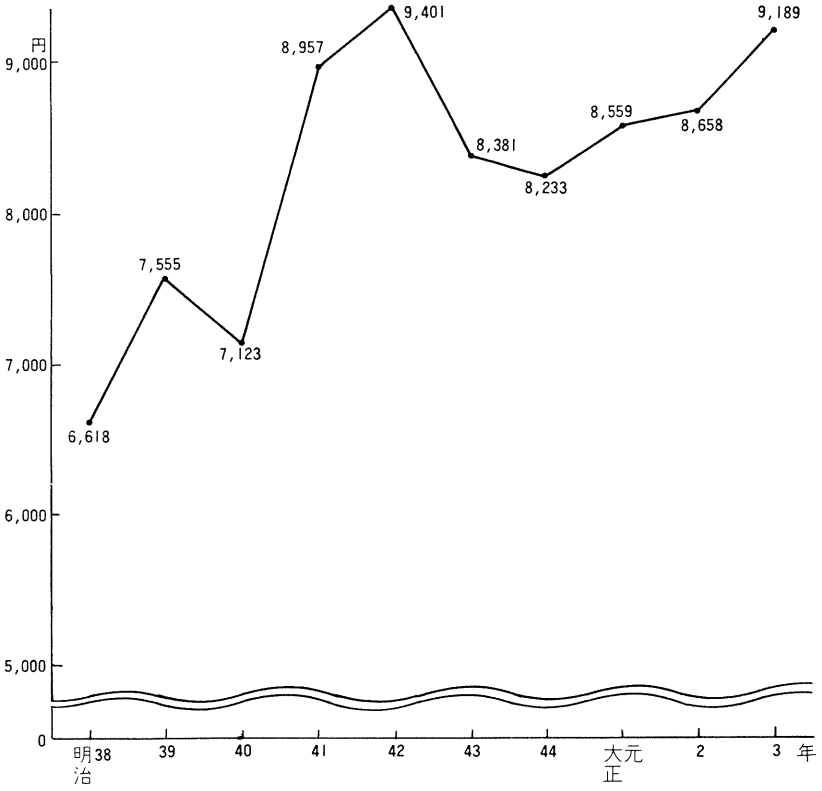

中川信用購買組合　大正元年十月創立され、大正三年の業績が次のように、報告されている。

組合員数	106人
出資総額	金1,720円
積立金	76円
借入金	200円
貸付金	3,278円
貯金	1,669円
現在余金	508円
剰余金	241円
購売額	2,456円
販売額	581円
購買益金	372円
販売益金	216円

明治以来の県の貯蓄奨励策もあり地域住民の勤勉さもあって貯金額は高額になっている。

産業上特に盛んになったもの、衰えたものはとくにみられない。その中でも、かなり発達がみられるのは、養蚕業である。明治三十年度で、二〇〇円未満の産額であったものが、大正十二年度には一万九〇〇〇円と、九・五倍の多額を示している。大正三年の職業別戸数と職業別従業者人口は表のようで、農業が九〇パーセント近いことがわかる。

ところで大正年間は、まだ、赤痢・ジフテリアの死亡率は高かった。大正五年には県下にコレラが流行した。この年皇太子が神宮へ参られるので、県は伝染病対策に力を入れた。

中川村の隔離病舎は次のようであった。

長原区字登　明治四十年三月開設
立花区字八幡　〃　八月　〃
坂井区字中井戸　四十一年五月〃
麻加江区字柏垣外　〃　〃　〃
田口区字戸畑　〃　七月〃
注連指区字定村　〃　四月〃

また、飲料水はほとんど各戸に井戸を設けていた。共同井戸の集落もあっ

産業戸数

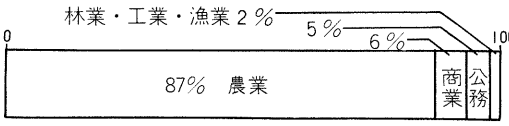

（大正３年　計342戸）

従業者人口

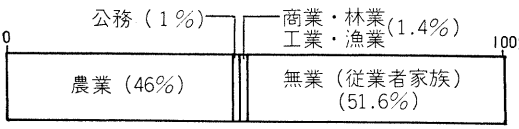

（大正３年　計1,735人）

たが水質は不良ではなかった。湯浴み（風呂へ入ること）は浴槽のある家で、入浴させてもらい、理髪店は長原区に一軒あるだけだった。医師は川添村より麻加江・長原区に出張して診療し、助産婦は三人おり、売薬業者が七人いた。

六　昭和時代

満州国農業移民　昭和六年の満州事変後昭和九年に作られた満州国への農業移民に、中川村からも多くの家族が参加した。国策移民は、昭和十二年に始まった。昭和十五年に中川村が分村して送出したのは、第一神路郷（村）双竜開拓団であり、参加戸数一二戸（一之瀬村より一戸参加）であった。神路郷建設は、度会郡では中川村・七保村・滝原村・柏崎村・大内山村と、多気郡の五か村の出身農家で構成された（昭和二十年終戦時点では変動があった）。

双竜開拓団の戸数は一四九戸、人口五四七名であった（終戦時）。昭和十三年の中川村の農家戸数二九五戸、耕地二二二・九ヘクタール、一戸平均〇・七六ヘクタールであった。これに対し、双竜開拓団の規模は次のようであった。

耕地三、三九〇ヘクタール（一戸平均二三ヘクタール）
未耕地　山林三、一七五ヘクタール
　　原野二、〇六五ヘクタール
不可耕地　一、八二五ヘクタール

満州の広野に希望の天地を求めて築かれた分村農民たちのくらしは、おおむね次のような数字が記録されている。平均的な農家で、配分された畑一〇ヘクタールであった。このうち六・五ヘクタールに大豆、一ヘクタールに小豆、残り二・五ヘクタールに小麦、黍、粟、玉蜀黍、燕麦、甜菜その他の野菜を植えつけた。また、牧草地は一〇ヘクタールで、これを利用して牛三頭、馬一頭、豚二頭、鶏二、三〇羽などを飼育した。農耕期は四月中旬から降霜期の九

月中旬までで、内地の四季の作物をこの短期間に収穫した。無肥料でも成育が早く品質がよかった。

双竜在満国民学校、青年学校が作られ、看護婦が迎えられた。交通用具は主として馬であった。長い満州の冬を無事に生きるために、馬鈴薯、大根、人参、牛蒡、葱、玉葱、キャベツなどを地下に貯蔵した。冬の男たちの仕事は遠くの山林へ建築用材の伐採に出ることであった。暖房はペチカ（炊事の煙で壁を温め天井に抜けていく）とおんどる（家畜の飼料を煮た煙を床下の幾筋かの通路を通して、煙突から出す）であり、この暖房費が冬の生活費の六割であった。

昭和二十年八月のソ連軍の参戦とともに、悲惨な引揚げが始まった。土民の襲撃を受けて約五〇〇名の一行（青年は二五名ぐらいで残りは老人婦女子）は村から逃げ出した。途中では、掠奪にあい、強姦の恐怖に婦人は男装しなければならなかった。軍隊を解除された人々もソ連軍の強制労働につかされた。その後、八路軍の徴用を男、女とも受けたりした。貨車に乗ったり、歩いたりし、食べ物も少なく、病気で死ぬ人も多く出た。満人に預けられた子供もあった。昭和二十一年の秋、二班に別れた双竜開拓団員は帰国した。中川村から分村した一二家族（他に一之瀬村出身者一名）合計四六名中、二六名が終戦から内地引き揚げまでに死亡した。また、四名は軍隊に入って戦死し、一名が中国に残留した。内地へ引き揚げできた人は一五名であった（この一五名のうち七名は戦地からの引き揚げであった）。

なお、満人に預けられて消息のわからなかった一名は、昭和五十年に麻加江へ里帰りした。

七　地名と村長名

長原
本地（ほんぢ）
無生尻（むしょじり）
西北山（にしきたやま）
中河内（なかごち）
北山（きたやま）
大山（おおやま）
大西出（おおにしで）
広切（ひろぎり）
大杉（おおすぎ）
ヲサ垣内（おさがいと）
研山（とぎやま）

登（のぼり）
東出（ひがしで）
野田垣外（のだがいと）
野田（のだ）
神田裏（かみだうら）
沖田（おきだ）
中風呂（なかぶろ）
船戸（ふなと）
岡部（おかべ）
前ノ木（まえのき）
神田（かみだ）
北薗（きたぞの）
ヲリト
フシ浦
ヲヨリ

立花（たちばな）
田間（たま）
前田（まえだ）
八幡（はちまん）
上垣内（うえがいと）
田垣内（たがいと）
ソノ
小山谷（こやまだに）

若瀬向（わかせむかい）
ウトウ
小山（こやま）
藤広（ふじびろ）
円山（まるやま）
猿谷（さるだに）
曲田（まがりだ）
藤七広（とひちびろ）
ジブ田
龍ノ上（たきのうえ）
杉ケ河内（すがごち）
ドゴ原
秋鹿（あきしか）
奥定（おくさだ）
橋ケ谷（はしがだに）
東河内（ひがしごうち）
狭間広（はさまびろ）
田間ゾワ
ヌケゴ子（ぬけごね）
中西河内（なかにしごうち）
足谷（あしたに）
西河内（にしごうち）
大広（おびろ）
田間河内（たまごうち）
里村（さとむ（ぶ）ら）

向村（むかぶら）

坂井（さかい）
脇ノ田（わきのた）
蛇ケ廣（じゃがひろ）
中山（なかやま）
大門（だいもん）
清水（きよみず）
辻花（つじはな）
西町（にしまち）
平山（ひらやま）
北出（きたで）
六郎治（ろくろうじ）
アラシ
北ノ谷（きたのだに）
岡ノ垣内（おかのかいど）
中井戸（なかいど）
忠三垣内（ちゅうざがいと）
西出（にしで）
井柄（いがら）
南薗（みなみぞの）
脇（わき）
誕生（たんじょう）
小谷（こたに）

一之谷
天狗谷（てんぐだに）
屏風谷（びょうぶだに）
アラボ谷
岩ノ谷（いわのだに）
木屋ノ谷（こやのたに）
桐ノ木谷（きりのきだに）
又夕尾
登り尾（のぼりお）
山津谷（やまづだに）
樋ノ谷（ひのたに）
蘆谷（あしだに）
風呂ノ峯（ふろのみね）
モチか谷
東谷（ひがしだに）
大峰（おおみね）
カナタボ
大又（おまた）
久保（くぼ）
西谷（にしたに）
井谷（いだに）
堂の上（どうのうえ）
谷ノ奥（たにのおく）
北出山（きたでやま）
頭ノ谷（かしらのたに）

水口谷（みずぐちだに）
河内（こうち）
堀切（ほりきり）
ミノキ尾
参蔵（さんぞう）
大岩（おいわ）
河内谷（こおちだに）
大谷（おたに）
大切間（おぎりま）
御滝（みたき）
桜谷（さくらだに）
馬イラズ
北山（きたやま）
大浦（おおうら）
カゲヒラ

麻加江（まかえ）

一ノ田（いちのた）
小六谷（ころくだに）
比余（ひよ）
大石戸（おおいしど）
長広（ながひろ）
大狭間（おおはざま）
田井戸（たいど）
馬関（うまぜき）

玉田（たまだ）
木和田木（きわだき）
森ノ前（もりのまえ）
羽根（はね）
中久保（なかくぼ）
久保垣内（くぼがいと）
名古地（なこち）
岡（おか）
狭古（はさこ）
六ケ谷（ろくがたに）
定（さだ）
八幡（はちまん）
四ッ辻（よつつじ）
横内（よこうち）
栢垣内（かやがいと）
堂ノ前（どうのまえ）
森ノ西（もりのにし）
古御堂（こみどう）
前垣外（まえがいと）
井戸ノ上（いどのうえ）
奥屋敷（おくやしき）
奥山端（おくやまはた）
保地ケ谷（ほちがだに）
上村（うえむら）
園（その）

焼山（やけやま）
割谷（わりたに）
会段（かいだん）

田口（たぐち）

山口（やまぐち）
中山（なかやま）
井戸ケ瀬（いどがせ）
下広（しもびろ）
中井戸（なかいど）
東中山（ひがしなかやま）
坪井（つぼい）
杣口（そまぐち）
畦西（くねにし）
畦東（くねひがし）
中通（なかどうり）
六石（ろっこく）
浦山（うらやま）
星ケ谷（ほしがたに）
稲葉（いなば）
北大野（きたおおの）
森前（もりまえ）
薮の浦（やぶのうら）
志希谷（しけだに）
大工坂（だいくざか）

戸畑（とばた）
樋ノ谷（ひのたに）
中村（なかむら）
沖ノ下（おきのした）
奇良田（きらだ）
坪江（つぼえ）
中西（なかにし）
地蔵谷（ぢぞうだに）
猪ノ谷（いのたに）
中谷（なかたに）
西沖（にしおき）
東出（ひがしで）
木戸口（きどぐち）
北屋敷（きたやしき）
広ぼし（ひろぼし）
すべと
久蔵（きゅうぞう）
界田（かいだ）

注連指（しめさす）

縄手（なわて）
東山（ひがしやま）
滝ケ谷（たきがたに）
北岡（きたおか）
中広（なかひろ）

北ノ後（きたのしり）
西ケ広（にしがひろ）
丁笠山（ちょがさやま）
樋ノ谷（ひのたに）
林（はやし）
定村（さだむら）
アヤ倉（あやぐら）
峠（とうげ）
小山（こやま）
松原（まつばら）
南裏（みなみうら）
乙井田（おといだ）
ハサコノ谷
堤谷（つつみだに）
裏河原（うらかわら）
釜ケ谷（かまがたに）
オヂガ谷（おぢがだに）
上山（うえやま）
前田（まえだ）
堂坂（どうざか）
前河原（まえがわら）
ヒヒが河内（ひひがごうち）
高尾（たかお）
西ノ林（にしのはやし）
倉板（くらいた）
南桃谷（みなみももだに）
コゾウラ
石が河内（いしがごうち）
オトシが谷
桃谷（ももだに）
ツキ谷
北谷（きただに）
屏風岩谷（びょうぶいわだに）
獅子ケ谷（ししがだに）
マツカウチ
小桃谷（こももだに）
鈴が谷（すずがだに）
アシ谷
蕨広（わらびびろ）
ハシガ谷
ミソクサ
小脇谷（こわきだに）
別所（べっしょ）
大脇谷（おおわきだに）
向ヒヨ（むかひよ）
脇谷（わきだに）
野ノ裏（ののうら）
木戸口（きどぐち）
北岡裏（きたおかうら）
北河内（きたごうち）
高シ谷（たかしだに）
切丁場（ぎっちょば）
雀ケ谷（すずめがたに）
ビチャン河内（びちゃんごうち）
桃イミ奥（ももいみおく）
立尾谷（たちおだに）
栗ノ木林（くりのきばやし）
桃イミ（ももいみ）
ツルマ
袋谷（ふくろだに）
梅ノ木原（うめのきはら）
中倉（なかくら）
ハマイガ
今ケ瀬（いまがせ）
中ノ郷（なかのごう）
裏沖（うらおき）

中川村歴代村長

代	村長名	就任期間	就任	退任
1	縄手才吉	明22.	5.	5
		〃34.	7.	4
2～4	細谷藤五郎	〃34.	7.	5
		大 2.	6.	5
5～6	北村兼吉	〃 2.	6.	18
		〃10.	6.	21
7～8	亀田才之丞	昭10.	6.	22
		〃 3.	3.	31
9	森見孫市	〃 4.	5.	1
		〃 8.	4.	28
10	中山齋作	〃 8.	5.	1
		〃 9.	10.	6
11～12	東谷寅松	〃10.	5.	7
		〃16.	7.	24
13	北村佐太郎	〃16.	12.	5
		〃20.	12.	4
14	東谷寅松	〃21.	1.	15
		〃21.	11.	20
15	中西幸助	〃22.	4.	5
		〃23.	2.	12
16	亀田長三郎	〃23.	4.	5
		〃26.	4.	3
17	亀田長三郎	〃26.	5.	22
		〃30.	3.	31

第八章　内城田

一　地名の起こり

太神宮儀式帳（八〇四年、平安時代初めにできた神宮の儀式次第の帳で、地方神社名なども記されている）に、内宮祢宜の荒木田氏が、開いた土地として御田二町・内・荒木田一町をとり城田とつけたという。もとは、荒木田は＝墾き田（開墾された田）という意味で、荒木田氏は、現、内城田、外城田などの地を開いて神宮の御料田として寄進して、神領とした功によって荒木田の姓を朝廷から賜り、内宮祢宜の地位を得ていったといわれる。

その荒木田氏は、大貫連という姓を賜り、大貫＝大野木を本貫（出身地）としたと、その家系図は記している。

「太神宮儀式帳」に載せられている皇太神宮の摂社として、上久具の「久具都比売神社」三座が確かめられる（大水上神の子久具都比売・久具都比古が祭神である）。このことは宮川の河岸段丘に住んだ古代の人々の、はっきりした名をもつ大集団が、既に、内城田地区に証拠を止めているということである。

さらに、平安時代末の「倭名類聚鈔」（九三一～九三八）には城田郷という名称がみられる。

鎌倉時代の神宮領を記した「神鳳抄」（一三五六～七四延文・応安のころ）には、内城田郷・外城田郷が載せられている。これによって、内城田郷が、神領として確かめられるのである。

中世の戦乱では、武士団による神領への侵入により、永享十一年（一四三九）に北畠国司に属した。慶長五年（一六

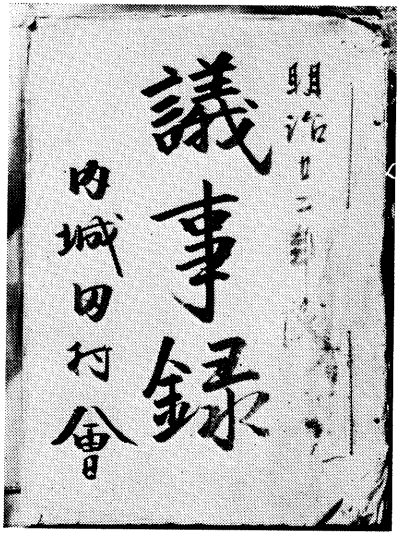

明治22年内城田村議事録

○○）には稲葉蔵人に、さらに、元和元年、関ヶ原合戦後は、一時藤堂高虎に属したが、元和五年に徳川頼宣の封領になった。

この後は、明治まで、江戸時代の全時期を、紀州藩に治められたのである。そして、紀州藩下の田丸領の勝田組に入った。内城田郷一〇か村―棚橋村・牧戸村・平生村・大久保村・立岡村・鮠川村・当津村・田間村・上久具村・下久具村であり、葛原村・大野木村は外城田郷であった。

明治二年（一八六九）六月の大政奉還後も、明治四年の廃藩置県までは、紀州藩主が統治した。

明治四年七月度会県管轄となり、五年七月には、第一区小十一区に、同七年八月には第二区に属し、それぞれ各村に戸長を置いた。

明治九年四月度会県が廃せられて三重県となり、同十一年三月には、十五連区宮古組に属したが、明治十二年二月郡区改正があり、次の三組合となった。

① 棚橋・大野木・葛原
② 鮠川・立岡・大久保・平生・牧戸
③ 当津・田間・上久具・下久具

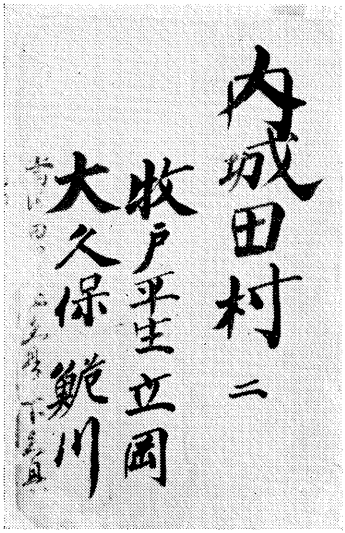

内城田村誌

さらに、明治十五年二月、連区組合の改正があり、

① 棚橋・大野木・葛原
② 牧戸・田間
③ 鮠川・立岡

以上が組合となり、大久保・平生・当津・上久具・下久具各村は独立して戸長役場を置いた。

やがて、明治十七年九月には、一二か村が合併して、一戸長役場区域となり、明治二十二年（一八八九）四月の町村制実施の際、旧郷名を採って「内城田村」となった。

その後七〇余年間の内城田村名を続けた後、昭和三十年四月一日度会村として内城田村・中川村・小川郷村・一之瀬村の四か村が統合したのである。



米田屋敷の円墳（葛原）

二　「字」の歴史と伝承

葛　原　古くは神領であり、「葛原御薗」が置かれ沼木郷に属した。外宮神領目録に、「葛原御薗上分麦六斗、当時御贄米二斗、銀十二匁」「葛原御薗麦六斗―口入人前一祢宜行能、小口入頼氏神主」とある。

字スダノの塚　小山の山頂に、東西約五メートル、南北三・六メートル位の平地があり、高さ十・八メートル、幅一・二メートルぐらいに、石積みがあった。里人は塚といった（大正三年）。戦後、土石採取により破壊された。

米田屋敷の刀塚　新田の林の中に古くからの踊り場があり八幡宮がある。その近くには円墳が三基あり、その一つを刀塚と碑石に刻んでいる。かつては、そこから出土した刀身の錆び朽ちたのが立てかけてあったという。この地はかつての地士米田家の所有である。なお、「五鈴遺響」には、一里塚が、東の村口にあるとしているが大正三年に既に分からなくなっていた。

大　野　木　古くは神領に属したという。

「神都名勝誌」に、大中臣系図鏑矢記などに祭主輔親卿が大野木村に釈尊寺を建立したと記されているという。

虫穴の塚　虫穴の山上に塚がある。扁平な巨石を三層に積み、その間に小岩石を置いた、高さ二メートル、幅一・二メートルで、棚橋蓮華寺の経塚と同型であるが、由来は分からない。

田丸牢屋跡　河津字フカバの山林中に約三アール余りの方形をした所があって、その中央に白石を散布して牢屋跡といっている。これは昔、田丸魚町にあった牢屋が、承応年代（一六五二～一六五五）から明暦年代（一六五五～一六五八）までここにあったといい伝えている。

フカバサン　河津字中野の山林に、首切穴、血洗井、のあったという所がある。土地の人はフカバサンといっている。

棚橋御頭神事のバイほり場となっている。

棚　橋　元禄年間以前から三区分されている。東の組、中の組、西の組である。明治三年九月、平民に苗字が許され、同八年二月には必ず苗字を称させることになった。村民は総寄りをし、東の組は岡村、中の組は中村、西の組は大西を称させた。その後明治三十年ごろ、一番から六番までの組となり、大正の終わりにその内の四番組が七番組になって今に至っている。

棚橋の名称は、太神宮例文に祭主隆蔭（弘安二没・（一二七九）鎌倉時代）号二棚橋一と見えているのが古い。古くは沼木郷に属した神領であった。特に、岩坂は、神領であったことが「神鳳抄」に見え、〃岩坂御薗上分油三升〃とある。倭姫命が棚を宮川にさしかけて大神を祀ったので棚橋の地名ができたと伝える。

神宮山蓮華寺　浄土宗鎮西派智恩院末で、本尊は、享保元年（一七一六）寅載上人が寄納した阿弥陀如来を安置している。本寺の草創の年代や由緒は分らないが、通海僧正（鎌倉時代元冠の役のとき、九十代後宇多天皇の頃、建治元年（一二七五）三月・弘安四年（一二八一）六月詔りして、異賊をはらう祈禱をさせられたという）を開山とし、寅載上人（享保六年（一七二一）没）を中興開山と仰ぐと寺記に書かれている。なお、通海上人供養のためと考えられる五輪塔が現存する。

棚橋蓮華寺経塚　高さ二・四メートル、台石の長さ二・四メートルで、塚の下に瓶を埋めてあると伝える（以下、棚



春日大明神

橋のことは岡村一郎『古今誌』による)。

見場(ケンバ)　岩坂大池下、字中田にあり。溝の橋がある場所に広場あり。この場所は、昔、田丸城主土地調べの場合に籠を置き待ち合わせた場所で、まだその跡形が見られる。

城山　棚橋村は、昔、すべて谷山付近に人家が密集していた。今の谷山住宅付近がそうである。遠祖様の言い伝えによると、今滝原道路の南の城山住宅は大昔、谷山口坂の宿という場所であり、城山住宅は、福井若狭守が城を築いていた城跡であると伝えている。住宅の前には川添いに古来より道もある。宮様・蓮華寺へのお参りはみなこの道を通った。住宅東の城の坂を登って北に向かい法光寺谷山に至る。この古道は川添いに舟戸を経て河津に至る重要なものであった。

谷山　谷山には、古来「七谷七峯奥に春日大明神さまがおわします」と伝わる名文句がある。明治の初め頃、棚橋の人々が奈良の春日大社にお参りの際に、勢州度会郡田丸領棚橋村と神社の受付台帳に記入すれば必ず、特別の扱いで、高膳(たかぜん)で相当な御馳走になって帰ったと伝えている。春日大明神がお祭りしてあった山林は谷山の奥(大西政八の山)で、その山の峯には行者さんが祀られていたが、明治の神社統合で村社に合祀した。

岩風呂　谷山の入口には、風呂踊り場があり、旧正月、御頭さまの奉納行事の夜の部のとき、この場所で五舞奉納し、続いてお寺の庭で三舞奉納するならわしで、未だに続いている。この風呂踊り場の北の端に岩風呂があった。遠い昔

の人々が岩で風呂を築いて水を溜めその中へ岩を焼き入れて湯加減をみて体を清めたと伝える。旧正月、年中健康で暮らせるようにとこの行事をしたと伝えている。

八幡神社　岩風呂の西山の中腹に八幡神社が祀られていた。この神は諸事祈祷の神と伝わり、弘安の役の御祈祷の社はここらしい。

惣門（そうもん）　この山林の南端には大きな岩が置かれてあり、御頭（おかしら）奉納の夜はこの大岩に納めて休息する。この大岩は谷山の総門という。大昔には牧戸・平生など上の村々に通ずる重要な場所であった。旧正月には当番の者が注連（しめ）を張りお飾りをする。

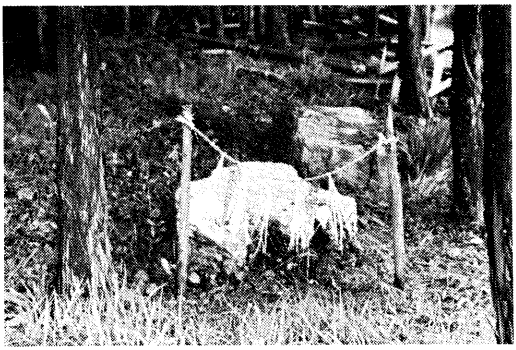

惣門のお頭を置く大岩

亀の井　大岩の前の西向きに約〇・九メートルぐらいの堀割の道があり、下りて行くと遠祖たちが旧正月に男水（おとこみず）を汲み上げる井戸があり、まだその形が残っている。それは祝いの井戸として〝亀の井〟と伝わる（この項は旧地主岡村才市氏より伝授さる）。



べたり天（弁財天）

蓮華寺釣鐘堂跡　字小谷より、小学校に通じる道が谷を渡り、見上げると東向きに弁財天（べたり天）があった（村社境内右の上段に現存）。その神跡には耳

によく似た大岩―三メートル余り―が立っている。

その神跡の上の蓮華寺の山の中腹に蓮華寺釣鐘堂が安置されていた。この釣鐘堂は、蓮華寺中古時代に今の境内に移されたという。

蓮華寺古墓　旧釣鐘堂より山の中腹を伝って、谷山の奥詰めの春日大明神のあった南の山の中腹に古墓があり、この中腹の道は蓮華寺より参る道である。

この古墓は大正十二年大西元助が発見し、掘割り調査し、神宮の松木男爵に調査を依頼し施餓鬼を行った(費用一六円)。

小姫塚　棚橋から牧戸に行く古道、字宮西山の東中腹に小さい塚があり小姫塚という。そのいわれは今不詳である。

獅子頭　棚橋の獅子頭はもとは上流の田間のものであったが、流されてきて棚橋の人が拾ったという。それを産土の八柱神社のお頭とし、ダイジョウと名付けた。雄頭である。

祭主の故跡　棚橋祭主隆陰朝臣が棚橋に住んでいたが、その場所は今はわからない。

（以上『古今誌』から）

牧　戸　北畠国司の麾下、牧戸氏が住んだと伝えられる。

牧戸砦跡　現在その跡は分らない。牧戸氏については、伊勢国司御一族諸侍寺社記中の伊勢国司代々御系図書に、牧戸与五郎・度会郡牧戸村百姓足軽と書かれている。

郷士館跡　字里中にあり、郷士溝井喜右衛門、同藤内の居宅を構えた所で、今茶園となっている。その地から刀剣と付属品を発掘したことがあると言う。

平　生　古くは神領に属した。地名は、「平尾」「平生」両方が、江戸時代には両方使われていた。明暦・郡部目録には「平尾」とあり、宝暦一三年入相山口上書には平生村とある。天狗岩があり、天狗がいつも座っていると伝え、狩人もその山へいかないという。

大久保　古くは神領に属した。大久保・立岡・草場の三邑（ゆう）の関係は次のようである。元禄帳には立岡の枝邑として草場が記されている。天保年代には大久保・立岡・草場を合わせて、大久保立岡村といった。その後、草場邑は大久保に属した。しかし産土神社と墓地は立岡にあった。田間との間にある「鈴ヶ瀬」は、大久保の産土神（うぶすながみ）が鈴を鳴らして、ここを渡られたことから名付けられたという。



牧戸城跡といわれる旧神社地

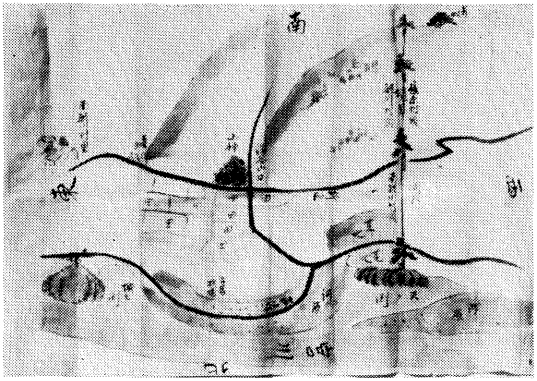

鮠川村・南鮠川村・長原村境界図

立　岡　古くは神領城田郷に属した。

立岡城跡　区の北方四〇〇メートルの所小字池の奥に城山という丘陵がある。濠（ほり）の形があり、山の中腹に周囲三・六メートル、深さ六メートルの瓦巻きの井戸がある。砦跡に住んだ人の名は分からない。その山下の平地を「奥殿村」と言い、士分の人が住んでいた所だと言う。また、そ

の地続きの所に「田中殿の森」と称する所があったと言う。

鮠川には里古墳があり、この地区から石鏃が見つかっている。

鮠　川　古くは神領城田郷に属した。

南鮠川の城　浦の上にある渡船場の断崖の上に、東西五四メートル、南北三四メートルの平地があった。里人はこれを「城」といっている。橋のかかる前は小高くなっており、土塁があった。棚橋の蓮華寺古図には、ハイ川渡の南岸に古城山を載せている。今も土塁の一部が残っている。

当　津　古くは神領城田郷に属した。徳林寺は、古くは現在地の北隣にあった。十一面観音を本尊としている。南一帯は滕ケ河内山脈の山端が小山となっている。その西端の浅間山を富士浅間の遙拝所にしている。

田　間　古くは神領城田郷に属した。平坦な田の間に家々があるので名付けられた。水害のない地である。宮川南岸の田間崖がある。長さ約三五〇メートル、高さ約一五メートルで、大久保ドロに対している。田間の南方にある前山の中腹に、小石を積んだ塚がある。土地の人々はそれを狐塚と呼んでいる。昭和四十三年ごろそれを掘ったが、焼土が三〇センチほどのところに帯状にあったのみである。

西の方、大久保の向かい合わせに「ヤンゼ」という集落があったが、大久保の火事の火の粉を受け、集落全部が焼けた。そのとき什物の獅子頭を川に流したという。今は新田の下方に「ヤンゼ」の地名だけが残っている。

上　久　具　「倭姫命世記」（鎌倉時代の書といわれる。）に、天照大神を遷し祀る倭姫命が、久具都彦命にあい、国の名を久求小野と答え、ここに久求神社を定めたのが、久具の起源であると書かれている。ここも、古くから神領に属した。

（『倭姫命世記』には、「……其の処（和比野）より幸行するに、久求都彦参り相ひき。「汝が国の名は何ぞ」と問ひ給ひき。白

さく、「久求ノ小野」ト白しき。倭姫命詔はく、「御宮処を久求ノ小野」と号ひ給ひて、其の処に久求社ヲ定め賜フ。時に久求都彦日さく、「吉き大宮処有り」ト白しき。その処ニ幸行して、園作神参り相ひて……」と記されている)。

清水寺　曹洞宗広泰寺末。聖観世音菩薩を本尊とする。愛洲弾正少弼親忠が自害したところと伝える。応仁・文明のころ(一四六〇年代)伊勢国司北畠中納言教具、矢村の高丘に寺を建築し、武門永久の祈願所とし禄を与え寺門が盛んであった。開基は、田丸弾正少弼顕晴(永禄二年(一五五九)十一月没)であり、紀伊中納言殿よりの御墨印臺石境内壱町四方除御拝領地であった。境内には、田丸弾正の塔があり、寺の付近に濠跡・鐘釣堂跡・山門跡がある。



倭姫命のビン水入れ(上久具)

蔵泉寺(田間)、龍泉寺(下久具)、耕雲庵(寺)慶昌庵があり法会が盛んであった。およそ百年余りで北畠氏が衰え、織田信長の兵火にかかりすべて焼失したと言う。

山伏岩　上久具　久具都比売神社の裏、宮川の岸に立っている岩を山伏岩というが、昔山伏がこの岩の上で祈祷したといっている。

大神宮さん(倭姫命)の髪水入れ　久具都比売うらにある。東西二二メートル、南北四メートルの岩のへこみに水を湛え、小池となっている。大神宮さんがビンに水をつけて、化粧されたという。どんな旱ばつにも水が絶えず、また池には魚は住まないと伝える。

アミダ瀬の由来　内城田小学校の南の宮川、久具都比売の渡場の下手の瀬を「アミダ瀬」という。昔この川底で後光がさしているので見に行くと、阿弥陀の尊像が沈んでいたというので、「アミダ瀬」という。この阿弥陀さんは水難

除けの仏様として上久具の寺に安置して祀ったという。

弁天池　上久具の矢村の清水寺は、山号を池龍山という。清水寺の南の山、字窟山にある池を弁天池という傍に高さ約一五メートル、幅約二四メートルの大きな岩があってその下に弁財天の小祠がある。昔この池に龍蛇が住んでいたのでこれを祀り寺号を池龍山と選定したという。

下久具　古くは神領城田郷に属す。

山崎岩窟　区の東端、山崎の山腹に岩窟がある。棚橋蓮華寺の古地図には、「ニラミ岩」と記し、人々は愛宕岩・兵五岩と呼んでいる。山道を五〇メートルぐらい登ると岩の下につく。岩の高さ約一七メートル、幅約一五メートル、奥行五メートルの巨岩である。その下には五、六人が充分入ることができる。

獅子岩　ここの獅子頭はもとは下流の円座のものであったが、久具へ行きたいといって聞かないので、宮川へ投げ込んだら逆流して下久具の獅子岩にひっかかった。それを拾い上げたものであるという。雌獅子で、その名を「オサ

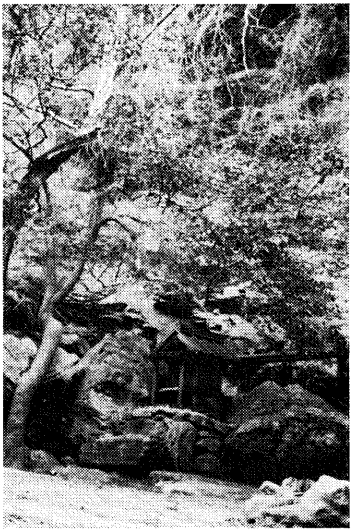

弁財天の大岩（上久具）

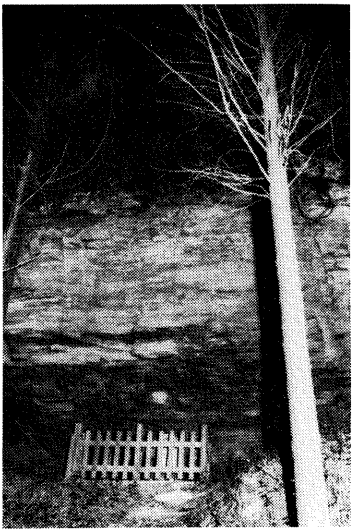

山崎の大岩（下久具）

キ」という。

久具梅　字岡ノ下、前村附近には明治の始めごろまで数百株の梅の木があって、「久具梅」といって花時にはその花を賞する雅客でにぎわったという。この梅は実が大きく肉が厚くて、そのうえ核が小さいので当時珍重されていたが、その後、開墾によって掘り取られ、今は当時をしのぶことはできない。

三　江戸時代

溜池築立の努力

岩ケ谷池（字葛原馬喰谷池）明治二十六年三月開設　岩ケ谷にある。東西二七メートル、南北三六メートル、広さ一五〇〇平方メートル、堤長七三メートル、堤幅（馬踏）三メートル、堤高八・二メートル、水門一か所。溝路の長さ一三九〇メートル、幅〇・六メートル。二町六反五畝を灌漑する用水溜池である。

山入池（下外城田村字岩出）　竹谷池ともいう。万延元年（一八六〇）十一月開設。明治十三年一月重さ置きした。東西二七〇メートル、南北七二メートル、広さ一万九九〇〇平方メートル、堤の長さ八〇メートル、堤幅二・七メートル、高さ七・四メートル。水門一か所。溝路一三五〇メートル、幅〇・九メートル、深さ〇・三五メートル。八町一反歩を灌漑

（宝暦三年検地帳には岡之後池・矢立谷池・中谷新池の名が見える）

大野木池（旧大正池・東谷池）　宝暦三年検地帳にある。大正三年四月一・八メートルの重さ置をし、掛樋を廃して溝

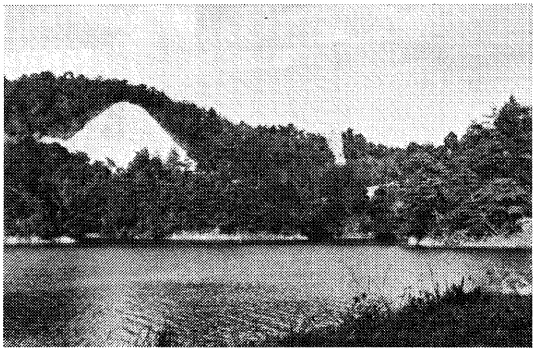

大野木池（宝暦時代には既にできていた）

路を増修し、池の畔に弁財天祠を建てたが、翌四年十月に土台が崩壊したので、翌五年復旧工事をした。

東西一一二メートル、南北一二四メートル、周囲一二五〇メートル、広さ二万五一〇〇平方メートル、堤の長さ一〇九メートル、幅三・六メートル高さ一九メートル。水門二か所より、五一五メートルと一〇七〇メートルの溝路が延びている。もう一本三四〇メートルの溝路がある。九町九反九畝の古・新田に灌漑している。

（宝暦検地帳・大ちゃうほう池・山田池・東谷新池）

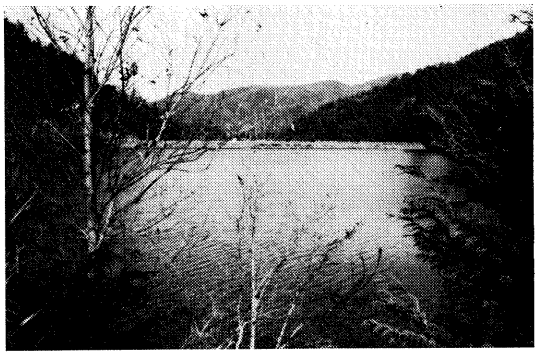

棚橋の大池

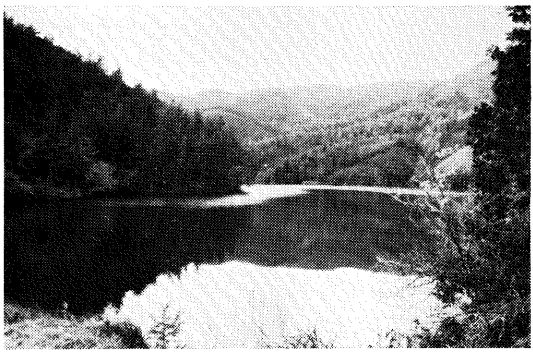

牧戸池（的谷池・馬頭谷池）

大池（字棚橋一名うつき谷池・棚橋池）　開設は宝暦三・四年、黒田新右衛門の開拓である（宝暦三年検地帳に去冬より

御普請取掛当時出来中とある)。

明治十三年堤一・八メートルの重さ置。東西八六メートル、南北二六六メートル、周囲一五三〇メートル、広さ二万六四〇〇平方メートル、堤幅一・八メートル、堤高一三メートル。水門三か所で二三三〇メートルの溝路により、一六町歩に灌漑している。

ほかに、小池で曲リ谷池・常吉池・中蔵池・ハネ土池・林蔵池・アサレ池・茶屋広池・ヌタノ尾池・下ノ田池・蓮花寺池・お末池・牧戸裏池・大正池がある(内城田神社の西には明治記念池が、大正元年に造られている)。

馬頭谷池(字牧戸・牧戸池)　嘉永二年開設(経緯(いきさつ)は、別項参照)水源を浅間山・三郷山国東山にとる大池である。東西四五〇メートル、南北一一七メートル、周囲一五三〇メートル、広さ五万二五〇〇平方メートル、堤の長さ七九メートル、堤幅二・七メートル、高さ二〇メートル。水門二か所あり、一九四〇メートルの溝路で、田地一五町四反三畝を灌漑している。元は平生との共同使用であった。

中谷池(平生)　開設は寛政年(一七九六ごろ)間に山本源吾が修築したという。東西八一メートル、南北一四四メートル、広さ一万八〇〇平方メートル、堤長八一メートル、高さ三・六メートル、幅二・七メートル。水門一か所で用水溝路延長五四〇メートルで、三町六反歩を灌漑している。

宗風池(平生)　開設・重さ置年代はわからない。東西九九メートル、南北八一メートル、広さ三五〇〇平方メートル、堤長五四メートル、高さ九メートル、幅二・四メートルで水門三か所から溝路七二〇メートルで一町二反五畝に灌漑している。そのほか谷村池、周蔵池がある。

的池(まと)(馬頭池・平生村池)　東西約四〇〇メートル、南北九〇メートルの大池で、平生地区の大半を灌漑している。この池は、元は玉城町の三郷のものであったが、戦後の農地改革の際、平生地区が買収した。その後、水門の修理を行

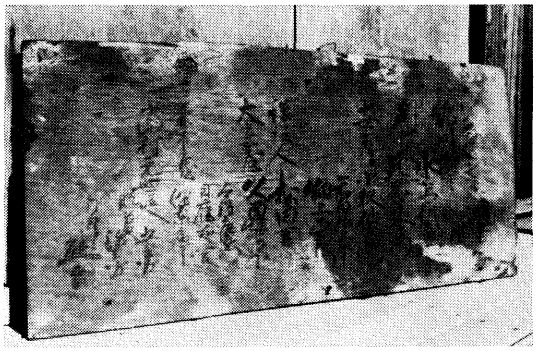

平生村の池に沈められていた工事人記録板

っている。その時、取水口に沈められていた工事記録の松板が発見され、現在区が保管している（万延元年・一八六〇と記されている）。

岩ケ谷池（大久保）　開設年代はわからないが、明治十四年（一八八一）重さ置きをしている。

東西九〇メートル、南北一三五メートル、広さ五五〇〇平方メートル、堤長八一メートル、高さ一〇メートル、幅二・七メートル。水門一か所から溝路三筋で、三町六反の田に灌漑している。

大河内谷奥池（立岡）　開設は、約一七〇年前（文化年代）と伝え重さ置を幕末ごろに行ったと言う。

東西二一六メートル、南北七二メートル、広さ九二〇〇平方メートル、堤長六八メートル、堤高一三メートル、幅二・七メートル。水門三か所で六町一反歩に灌漑している。

大河内谷口池（立岡）　開設は、約二二〇年前、重さ置は明治二十年代と言う。

東西一二六メートル、南北三六メートル、広さ四五〇〇平方メートル、堤長四三メートル、高さ九メートル、幅二・七メートル。水門二か所、溝路一本で、二町五反を灌漑している。

中谷池（鮠川）　世古某外一名の所有であった（現在は区共有）。滝原道（県道伊勢大宮線）の傍にあり、東西四五メートル、南北一六七メートル、広さ三八〇〇平方メートル。道路が堤防となっている。二か所の水門から一町七反歩に灌漑している。

里中池（田間）　蔵泉寺の北にある。東西五四メートル、南北二七メートル、広さ八〇〇平方メートルである。堤長は二五メートル、高さ九メートル、幅二・七メートルである。五人の所有で約一町歩に灌漑。開設は江戸時代末であるという。

奥池（田間）　新田にある予備池でツルマ池ともいう。広さ二七〇〇平方メートルで、堤長三一メートル、高さ七メートル、幅二・七メートルである。区民二一名の所有で明治二十六年十二月に開設した。溝路六一〇メートルで、六・三町歩に灌漑している。

木屋谷池（上久具）　明治二年（一八六九）開設。同三年、四年に重さ置修築した時、庄屋は米山十二郎であった。東西一四四メートル、南北二二五メートル、広さ一万八三〇〇平方メートル、堤長一〇〇メートル、高さ一一メートル、幅二・七メートル。水門は三か所で溝路の長さ三二メートルで、下久具新田九町五反が開墾され灌漑されており下久具区の管理である。

奥池（上久具）　開設年代は分からないが、宝暦検地帳に野垣内新池と記されている。東西一三五メートル、南北一五三メートル、広さ六五〇〇平方メートル、堤長四五メートル、高さ五・四メートル、幅二・七メートル。水門二か所から溝路延長六三〇メートルで、七町歩に灌漑している。

丹生谷池（上久具）　開設は分からないが、宝暦三年の検地帳に記されている。東西一〇〇メートル、南北三六メートル、広さ二〇〇〇平方メートル、堤長二七メートル、高さ三・六メートル、幅二・四メートル。水門一か所で溝路延長二一六メートル。一町歩へ灌漑。

弁天池（上久具）　明治六年矢村・杉本甚蔵外七人共同で堤防を修築し溝路を開設した。東西二七メートル、南北四五メートル、広さ九〇〇平方メートル、堤長二二メートル、高さ三・六メートル、幅

二・四メートル。水門一か所、溝路一本で五反歩へ灌漑している。

村々のようす

二二〇年前の村

『内城田村誌』には、宝暦三年（一七五三）検地帳からの写しが記されている。それによると、その村名と石高は次のようであった。

旧村名と石高（宝暦三年）

（村名）	（石高）
葛原村	二五九・七四二
大野木村	五四三・一四七
棚橋村	四四七・六四九
牧戸村	二二七・六八四
平生村	四二六・九九五
大久保村	一三四・一八〇
立岡村	一六四・三八八
鮠川村	二七三・六三〇
当津村	七〇・八二八
田間村	一六五・八二七
上久具村	二七六・四九六
下久具村	四三四・三八九
計 三、	一六五・二〇四

一六〇年前の村

文政四年（一八二一）の「本新高人家牛馬数調表」（「内城田村誌」より）の田丸領勝田組の内城田地区一二か村のようす

本新高人家牛馬数調表　（文政4＝1821年）

牛	馬	家数	人数			石高		
牛	馬		合計	男・女		新田畑	（本田畑）	
		軒	人	人	人	石斗升合	石斗升合	
10	13	36	208	106	102	17.852	241.890	葛原村
17	18	96	503	259	244	121.839	419.607	大野木村
30	0	65	304	166	138	54.121	393.168	棚橋村
16	0	35	186	99	87	71.494	156.190	牧戸村
22	0	32	147	79	68	135.017	291.978 給所	平生村
12	0	30	152	78	74	22.306	111.820 蔵所	大久保村
12	0	22	95	52	43	13.483	150.465 〃	立岡村
12	0	20	94	56	38	0	159.408 給所	鮠川村
3	0	6	12	6	6	0	114.585 〃	南鮠川村
16	0	22	109	53	56	4.441	66.387 蔵所	当津村
8	0	14	69	39	30	2.507	163.320 〃	田間村
10	0	22	123	60	63	44.829	231.667 〃	上久具村
16	0	39	197	104	93	51.115	383.274 給所	下久具村
172	31	439	2,199	1,157	1,042	539.004 3,422.763	2,883.759	合計

をみよう。

〔例〕葛原村
一、高二四一石八斗九升　給所
　内
　高一石八斗　池敷田方
　高一五石三斗一升三合　古荒
　残高二二四石七斗七升七合
一、高一七石八斗五升二合　新田畑
一、人数二〇八人（文政三年辰御改）
　内男一〇六人　女一〇二人
一、家数三六軒
一、牛馬数二三疋
　内　一〇疋　牛
　　一三疋　馬

このような記録を集計したのが上の表である。

宮川の渡船場と橋　明治四十二年に、道路が拡幅改修されるまでは、宮川の水運は、経済交通の要路であった。鵜飼船による貨物、人員の運搬は、宮川水運の独占であった。

しかし、道路改修を境に、陸上輸送の荷馬車、自動

車、オート三輪に荷を譲ることになった。

ところで、村内では、宮川両岸をつなぐ渡船が長く村民の足となってきた。

大野木渡し　河津から神薗に渡る。山稼ぎに主として利用された。大野木区で船番賃を出していた。

船戸渡　棚橋船戸から下久具に渡った（蓮華寺古図には棚橋渡として、今より少し川上にあった）。

明治二十八年以降村費より渡船借上料が出され、大正十二年田丸道の県道昇格以降は、給料制となった（年・四九二円）。

村名	舟賃	渡船主
葛原村	米一斗五升	岩出村へ渡
〃	米一斗五升	棚橋村へ渡
大野木村	米二斗	岩出村へ渡
〃	米二斗	棚橋村へ渡
棚橋村	（渡船場一か所）	
牧戸村	米一斗	棚橋村へ渡
平生村	銀一〇匁	鮠川村へ渡
大久保村	銀一〇匁	〃
〃	銀二匁	棚橋村へ渡
〃	銀二匁	長原村へ渡
立岡村	銀一〇匁	鮠川村へ渡
当津村	銀一五匁二分	〃
上久具村	米三升	棚橋村へ渡
下久具村	麦三升	〃
	米三斗九升	
	麦三斗九升	

上久具渡　上久具から棚橋へ渡る。明治に私有として開かれたが、明治三十四年、学校が合併して、棚橋に小学校ができたのに伴い、村支出借上料で学童の渡船を主とするようになった。後、大正八年村営となった。

鮠川渡　鮠川から南鮠川又は当津に渡る。蓮華寺古図に既に見え、宝暦三年頃の舟賃として、大久保・平生・立岡・当津より銀四五匁を出した記録がある。明治二十八年ごろより村より借上料を出した（手当年一〇八円）。

渡船と渡船料を「宝暦三年検地帳」写しによって見ると上の表のようである。

現在、棚橋の岡村文博氏所蔵の、棚橋船戸渡の高札には、次のように記されている（カラー写真参照）。

常水　弐文
船賃　中水　四文
大水　六文
右之通渡船料相
定申受候也
元禄七戌年正月吉日
庄屋　釜谷周五郎

棚橋の渡船場　棚橋、船戸にあり、田丸より岩坂を越えて、一之瀬、小川郷へ通ずる南島街道が、宮川を渡る地点である。

元禄七年一月（一六九四）に初めて渡船が建造され船戸の渡船場が開かれた。明治以後は、大正十二年十二月南島街道が、県道に昇格するまで棚橋の経営であった。大正十二年（一九二四）から県営となり、渡船は、四〇円で買上げられた。さらに、昭和二十八年（一九五三）内城田大橋架設によって、渡船はその役割を了えたのである。元禄七年から大正十二年県営になるまで二二九年間、大正十三年より内城田大橋落成まで二十九年間は県営で通算二五八年間であった。

ところで、蓮華寺古図（元禄年間か）によれば、〃棚橋渡し〃は船戸ではなくて、岸の上の崖の西辺から、大河原に渡ったもののようである。

その上流には、上久具の渡しが久具都比売神社裏にあり、それ以前は、鮠川より当津への渡の渡船だけが開通していたという。

県下でも少なくなった渡船場は、昭和五十五年七月に、宮川架橋の田口大橋の実現によって、町内ではただ一か所

となった。明治期の学童輸送で始まった上久具の渡しがそれで、今も、内城田小学校の児童を運んでいる。

四　明治時代

村々のようす　明治二年巳十一月（一八六九）の内城田村のようすを「伊勢国度会郡（多気郡）村高書付」（和歌山藩が、民部省に提出したもの「内城田村誌」による。）でみると次の表のようである。

伊勢国度会郡村高書付　（明治２年＝1869）

村名＼石高	石高	内　新田畑
	石斗升合	
葛原村	259.742	17.852
大野木村	543.084	223.475
棚橋村	451.247	57.719
牧戸村	227.684	71.494
平生村	426.995	135.017
（大立村・久保岡村）	298.568	36.601
鮠川村	273.603	0
当津村	70.828	4.441
田間村	165.827	2.507
上久具村	278.679	47.012
下久具村	434.389	51.115
合計	4,033.043	647.233

葛原ほか一一か村の人口と戸数（明治二一年＝一八八八）

村名	人口	戸数
	人	戸
葛原	二五五	四六
大野木	五六八	一〇五
棚橋	四二四	七五
牧戸	四四三	四八
平生	二七六	五〇
大久保	二四一	四〇
立岡	一四六	二四
鮠川	一九六	三五
当津	一二三	一八
田間	七九	一六
上久具	一九三	三五
下久具	二四二	四九
合計	三、一八六	五四一

明治二十一年六月の一二か村の戸数を「内城田村誌」でみると上の表のようである。

町村合併　明治二十一年、政府は市町村制を公布した。これによって、政府は国会開設の

ための地方政治の安定をねらったのである。

明治二十二年四月二十五日、棚橋村ほか一一か村戸長乙部兵五郎の招集により各村出身の一二名の議員が出席（一名欠席）し新内城田村長の投票が行われた。その結果、乙部兵五郎が拾点の過半数得点により新村長に当選した。乙部兵五郎は以前からの連合村の戸長であったが、出身は宮古村（現玉城町宮古）であった。彼が村長に選ばれた理由は本村の公民の多くは、（議員らも）農林業その他の職があり、たとえ村長選に当選しても村長職の任期を全うする見込みもないからというにあった。町村吏員は原則として無給の名誉職が多かったが、当村は条例を定めて有給とし、その旨を内務大臣松方正義に進達した。「議事録」には村長投票用紙が綴じ込まれ保存されている。

村長に続いて同日清水栄助を助役に選挙し、さらに五月三十日の村会で収入役に森本宮松を選んだ。月給は村長九円（現在に換算して約九万円）、助役三円、収入役五円であった。

なお、同日の議案は、地方税の「商業等級課税額案」で、一三〇戸の商売をしている家々（中には農民の兼業が目立つが）に一戸に付き平均七〇銭（約七〇〇〇円）の合計九一円の税額を可決している。

明治二十二年度予算表を見ると村財政は、歳入は村民から徴収する地価割・反別割によりほとんどが賄われたこと、歳出の主要なものは、役場職員・各区長（大野木一四円、葛原六円、棚橋一〇円、牧戸六円、平生七円、大久保五円、立岡三円、北鮠川三円、南鮠川二円、当津三円、田間三円、上久具五円、下久具七円）の給料に当てられた役場費と、教員の給料を全額村で負担したための教育費（訓導一人月給七円、授業

明治22年度歳出入予算表

費目	予算額	比率
	円	
役場費	528.833	60.3
会議費	36.500	—
教育費	301.000	34.4
衛生費	4.400	—
雑支出	3.138	—
歳出合計	875.886	
財産より収生ずる入	2.000	—
国庫渡金	2.300	0.2
村税割	523.475	58.9
地価別割	349.800	39.4
反営業割	11.040	—
歳入計	888.615	



内城田村議事録・大正編

生三人月給五円、四・五円、四円）であったことがわかる。

五　大正時代

第一次世界大戦のころ　大正三年（一九一四年）七月、オーストリアがセルビアに宣戦することで始まった世界大戦は、大正七年（一九一七）まで続いた。内城田村民は「欧州の天地は戦雲未だ晴れず、硝烟弾雨のために国民塗炭に困りたるに、吾人大日本帝国臣民は和気靄々の中に生活している」と、内城田村「事務報告」は記している。「報告」によれば、壮丁検査の成績は次のとおりであった。

受検人員　三十二名
内訳　現役兵　四名
　　補充兵　七名
　　国民兵　十八名
　　兵役免除　三名（大学専門学校在学）

近年壮丁の体格が漸減しつつある感じで、大いに顧慮を要する。また、一般壮丁の意識は、甲種を喜ばず、甲種以外の者は、兵役観念が薄く、青年たちの意志薄弱なしるしではないだろうかといわれた。

全国的に見ても、徴兵忌避者は毎年一五〇〇名を下らなかった。相当教育があり、財産のある者にこの傾向が多かったという。国民思想の暗流に注意を払わなければならないと憂えられた。

壮丁の疾病としては、トラホーム三名、花柳病（性病）一名があつた。トラホームは、一般人にも検診をし、治療を奨励しているけれども、治療困難であった。花柳病は、亡国病と言われて最も忌むべきものに数えられていたが、毎年跡を絶たず、青年の風紀の上で一層留意を要すと認められていると「報告」は記している。

陸海軍在営在艦者は次のように記録されている（大正四年）（陸軍部隊に入った者・海軍の軍艦に乗った者）。

陸軍	歩兵第五十一連隊	一一名
	騎兵第三連隊	二名
	野砲兵第三連隊	一名
	工兵第三大隊	一名
	歩兵第三十三連隊	一名
海軍	横須賀海兵団	一名

以上一七名は、いずれも健全で奉公を励んでいた。

在郷軍人会内城田村会　明治四十二年十一月に組織され、大正三年の状況は会員七八名で、下士一人、卒七七名であり、階級別帯勲者は勲七等一人、勲八等三〇人、功七級三人であった。なお、愛国婦人会員三〇人があった。

保健衛生の状態　（大正五年「事務報告」より）

①一般衛生の状態　恐るべき伝染病の流行もなく順調であった。清潔検査（大掃除の点検）を年に二回行った。衛生思想の向上のため、各集落で一三回にわたって講話会を開いた。

②トラホーム検診で患者は村民全体の約一六パーセントあり、患者には、注意書を交付して治療をすすめたが、充分な成績が挙らなかった。

③種痘（うえぼうそう＝天然痘の予防接種）

種痘の成績は左のとおりで、一般に旧来の陋習を廃し、進んで接種する傾向になった。

第一期 公種痘	善感	不善感	検診未了	計
	一二〇	〇	〇	一二〇

第二期 公種痘	善感	不善感	検診未了	計
第一回	四三	三五	〇	七八
第二回	四二	三七	〇	三九

④ペストの予防　予防手段として鼠族（ねずみ）置上げを行った。大正五年十月二十二日より十二月末までに、捕鼠数一五一〇匹であった。

⑤死亡者の原因

病類	男	女	病類	男	女
伝染性病	〇	一	呼吸器病	九	一二
発育・栄養的病	一	二	消化器病	一五	一七
皮膚・筋病	〇	〇	泌尿・生殖器病	一	〇
骨・関節病	〇	〇	外襲性変化	一	〇
血行器病	四	三	原因不詳	五	五
神経・五管病	〇	二	計	三六	四二

死産		
公生	男	三
	女	六
私生子	男	〇
	女	一
計		一〇人

⑥児童生徒の患者数

病名	男	女	病名	男	女
神経・五管器病（多くはトラホーム）	二七	二五	呼吸器病	六	一一
皮膚・筋病	二	三	泌尿・生殖器病	一	〇
骨・関節病	二	〇	外傷性変化（外傷）	一	〇
消化器病	三	六	合計	四一	四五

・大正の戸籍諸届

戸籍諸届一覧表

項目	大正六	大正五	項目	大正六	大正五
出生	一二六	一四四	隠居	九	三
私生子認知	四	〇	家督相続	二〇	一二
養子縁組	一三	一四	入籍	三	三
養子離縁	一	一	分家	七	五
婚姻	五五	五六	転籍	四	二
離婚	七	八	その他	一	一
後見	二	一	合計	三三九	三一六
死亡	八六	六三			

政治と村財政　大正三年当時は、国会議員の選挙権は、二五歳の男子で、国税一〇円以上を納めるものに限られていた（大正十四年に財産上・納税上の制限は普通選挙法により廃された）。当時の議員選挙有権者数は表のようであった。

議員選挙有権者数　（大正三年十二月）

国会	県会	郡会	町村会
二四七人	三七六人	三七六人	五五九人

村財政をみると、大正三年度は、歳入は九〇パーセントまでが村税収入であり、歳出の五〇パーセントが教育費、二五パーセントが役場費であった。大正三年度の歳入歳出は表のとおりであった。

さらに、村税の内訳をみると、戸数割付加税が七〇パーセント以上、地租割付加税が二〇パーセントを占めていた。その税の種類は、地租・国税・営業税・所得税・戸数割県税―営業税・県税―新種税のそれぞれについての付加税であった。

村民の税負担は、村税（約三〇パーセント）、県税（約三〇パーセント）、国税（約四〇パーセント）であった。国税の大正三年度税額は約七四〇〇円であり、県税は約四七〇〇円であり、その内訳は表のようであった。国・県・村税の比率を、明治からの変遷で見ると、村税が多くなり、国税が減少してきている。三税の合計がしだいに増加していることも認められる。国・県・村税の累年比較表の図で示すと次のよ

村費収入

（大正3＝1914）

項目	金額
	円　銭　厘
財産	158.77.5
使用料	63.00.0
手数料	
交付金	180.00.0
県補助金	41.72.3
郡補助金	40.00.0
寄付金	50.00.0
繰越金	49.94.2
雑収入	5.50.0
村税	6,045.21.0
合計	6,634.16.0

注　村総戸数623戸で、村費平均1戸9円82銭3厘の負担であった。

村費支出

項目	金額
	円　銭
役場費	1,578.78
予備費	25.00
会議費	59.60
臨時費	270.00
教育費	3,104.40
衛生費	157.00
勧業費	228.00
警備費	75.00
基本財産造成費	460.38
罹災救助積立資金	100.00
諸税負担費	12.00
神社費	15.00
雑支出	35.00
合計	6,120.16

製糸業　明治三十年ごろより岡村長右衛門が製糸工場を開業、同四十年ごろには機械製糸を経営うであった。

六　養蚕の歩み

国　税　（大正３＝1914）

項目	金額	項目	金額
	円　銭		円　銭
地租割	2,631.90	田税	4,004.12
戸数割	1,332.29	畑税	1,414.45
営業税	212.90	宅地税	871.06
雑種税	729.00	雑地税	233.91.5 厘
		第３種所得税	337.85
		営業税	380.58
		自家醤油税	145.00
		売薬営業税	3.00
合計	4,706.09	合計	7,389.97.5

国・県・村税の累年比較表　（明治22年～大正４年）

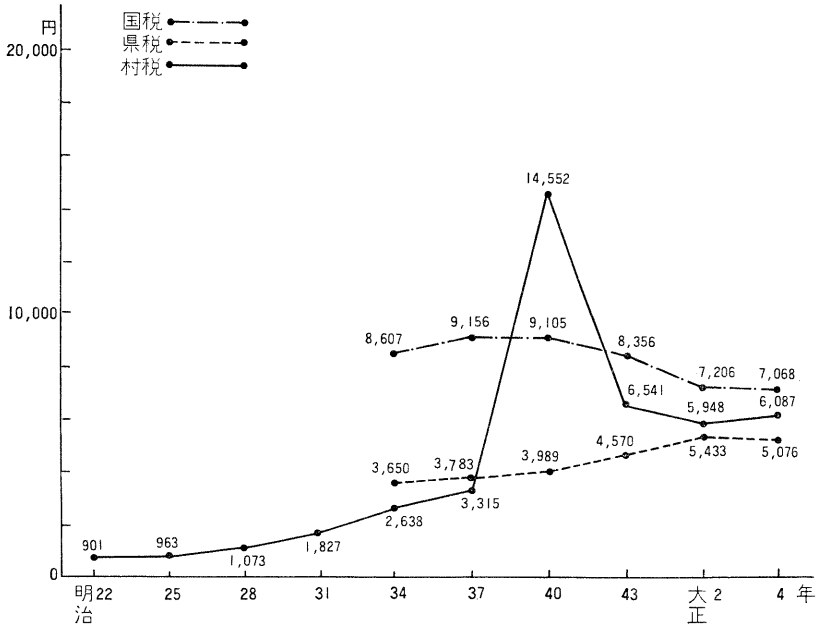

するに至った。そして度会郡南部の繭を買い集めて製糸し、絹糸を福井県の生糸問屋に出荷した。

大正三年ごろ、一般養蚕家の繭の正量取引きを希望するものが多くなり、有田村湯田の山崎製糸場長山崎喜太郎と岡村長右衛門が協議の上、養蚕家の希望者を株主として、五十鈴製糸株式会社を創立し開業した。社長山崎喜太郎、主事岡村長右衛門であった。岡村長右衛門は五十歳ぐらいで引退し、後任には山本甚六が当たった。

ここに述べた岡村長右衛門の活動はちょうど明治から大正にかけての、養蚕業・製糸業の姿を浮き彫りにしている。江戸時代末になり、横浜が外国貿易港となると、〃生糸〃が日本の主な輸出品として大量に横浜に集められたという。そのころの内城田の農家で、どの位の規模の養蚕が行われていたのかわからない。

明治になって、棚橋に製糸業者があらわれたということは、この地区にかなり盛んに養蚕が行われたと考えてよいだろう。明治四十年には一五ヘクタールの桑園が栽培されていたことが次の繭の生産高の表でわかるからである。

内城田村の繭の生産高　（明治四〇年～昭和三年）

年度＼反別ほか	作付反別(ha)	生産高(kg)	産額(円)
明治四十	一五・二	七、八七二	八、〇八三
大正元	一九・八	二三、六二〇	二〇、三〇九
大正五	二七・一	三七、九六〇	五〇、八二五
大正十	三六・四	三九、一五二	七三、一四九
昭和元	三六・一	三六、〇〇八	七一、二七四
昭和二	三六・八	六三、二八〇	九一、八一一
昭和三	三八・二	六二、八八八	八七、一〇五

※春、春秋、秋蚕を含む。

また、「内城田村誌」の大正三年の記録によれば、「内城田養蚕組合」の報告と村内養蚕の概況が次のようになされている。養蚕組合は組合員一七二人、収繭量一一・七四二トン、価格九九六四・七〇円であった。春秋蚕も改良して好成績を収めた。

なお、養蚕は明治三十六年ごろ大久保・平生に、同四十年ごろには棚橋・牧戸、上久具・下久具に発達してきた。中でも岡村長右衛門経営の製糸事業は工女二一人、男工一人を雇用し、一か年一八〇〇キログラムの生糸を製産し、

福井県に移出し、その価格は二万五〇〇〇円にのぼったとしている。

大正三年事務報告によれば養蚕は、

近年著しく発展し、夏秋蚕の飼育者も増加した結果、桑葉濫取のため桑園の荒廃したものが少なくない。植付反数は三七町九反五畝一七歩であり内訳は次のようである。

	町	反	畝	歩
良好なもの	二	八	九	二九
株の整理を要するもの	一六	二	二	二二
改植を要するもの	一八	八	二	二六

荒廃桑園を整理して、養蚕の経済性を高めることが急務であった。養蚕農家の任意に改植した数は二万五七〇〇本・三〇八円であった。しかし、これらは営利を目的とする商人の苗であったから不親切を免れなかった。今後は適当な計画の下に苗圃を設けて良苗を配付することが必要である。

という状況であった。

第一次世界大戦の始まった大正三年から一年数か月は生糸輸出の激減により、蚕糸業救済のための買上げが行われたのであった。

しかし大正三年には、桑植付面積は四三・五ヘクタールと前年より一〇パーセント増加した。これは講習会などで技術向上の結果であり、また校下物産品評会などによる刺激が与って力があると考えられる。講習会には郡より山辺技手を招き三二名が受講した(男八名、女二四名)。品評会でのマユの出品は七五(全出品数六二二の一二パーセント)であった。

○大正五年事務報告は次のように述べている。

養蚕は最近長足の進歩をした。飼育期は主に春蚕だったのが労力の配分の関係から漸次夏・秋蚕に傾いてきている。投機的に流れさせないために「養蚕組合」を設けて、出来る限り共同作業により経費節約を図り、講習・講座などで知識の向上を計り、実用的技術(受講者累計二四〇人)を磨くようにした。例えば養蚕競技会を開き、審査員・技術員・農業技手を依嘱し次

のような審査を行った。掃立・飼育(給桑)・上蔟・繭質など系統的な技術である。

桑園の改良増殖を計るためには桑苗の共同購入・斡旋をおこない、大正四年中に一二万三八六〇本を購入した。個人購入植栽も少なくない。

大正五年には、養蚕は好景気となった。飼育戸数は村全体の五六パーセントとなり、平均年収は一五〇円(昭和五十五年で換算して約五七万円)となった。村で開いた養蚕講習会には、七保・中川・小川郷・沼木・下外城田各村より三五人が受講した。そして大正七年には、「農家経済の大半は之によって支えているといって過言ではない」と内城田村事務報告は記した。

生糸相場はその後大正八年(一九一九)に急騰したが九年には大暴落した。それは第一次大戦勃発時の下落より激しいものであった。この間の事情は、「事務報告」は語っていない。

生糸相場の回復した大正十二年ごろからは、農家副業として、年収二〇万円代を確保していくようである。

牧戸地区の養蚕組合の記録でそれをみてみよう。養蚕の決算期は五月である。それは、前年の春蚕の仮決算夏秋蚕の仮決算をまとめるときである。大正十一年分の牧戸の養蚕取調簿を集計すると、組合農家二〇戸で、表のようになっている。昭和五十五年物価(米価基準)で約一九万円の一戸平均年収であった。このような繭収入の状態は昭和の初めまで続いたものと思われる(『繭と生糸の近代史』滝沢秀樹による)。

牧戸・養蚕取調簿

(一戸平均)

	円　銭
代金	263.39
経費	141.62
所得	121.79

しかし、この収入も、春・夏・秋の約一か月間ずつの不眠不休の労働によるものであった。病気に弱い蚕を、納屋は言うに及ばず座敷の畳を上げてまで飼育し、一令期から五令期までの約一〇〇倍増する桑葉の給餌を行う忙しい仕事であった。五令最後の二日間は桑葉を一三回も給桑したという飼育記録があるという。

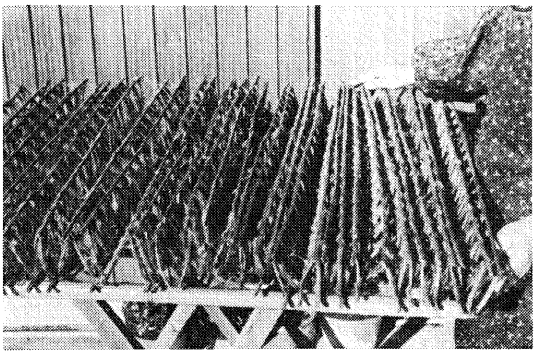

養蚕用のまぶし（立花にて）

養蚕農家と収繭量

（昭44年）

蚕期別	農家戸数	収繭量
	戸	kg
春　蚕	57	3,561
夏秋蚕	60	1,735
晩秋蚕	51	3,066
計	(61) 168	8,362

（　）は実戸数

さらにでき上がった繭も、製糸業者に買いたたかれることが多かったのである。

やがて昭和の恐慌とともに生糸・絹織物の輸出が激減し養蚕業は低下することになった。

なお、昭和四十四年の町の統計は上のようである。戦前は四六〇戸の養蚕農家があり、六〇トンの収繭量があったが、戦後は激減し、昭和二十七年で一四〇戸で、収繭量一六トンであった。昭和五十年で養蚕農家は消えたのである。

七　地名と村長名

葛　原

下薗（しもその）
東薗（ひがしその）
下倉（しもぐら）
黒土（くろつち）
新田（しんでん）
岩ヶ谷（いわがだに）
岡ノ後（おかのうしろ）
上ノ垣外（うえのがいと）
長田（ながた）
西薗（にしその）
こた
岡岩（おかいわ）

大野木

くすび
川原山（かわらやま）
その
砂子（すなご）

道ノ下（みちのした）
備後垣内（びんごがいと）
神崎（こうざき）
後垣内（うしろがいと）
井戸田（いどた）
うろた
沖（おき）
かもえた
石原（いしはら）
新張（あらばり）
をかた
薮田（やぶた）
木原（きわら）
鳥羽（とば）
山起し（やまおこし）
久保垣内（くぼがいと）
小森（こもり）
大淀（おおよど）
下山田（しもやまだ）
西野々（にしのの）
古新田（こしんでん）
出川（でがわ）
山田（やまだ）

郷さめ（ごんさめ）
沢が谷（さわがだに）
西山田（にしやまだ）
滝ヶ谷（たきがだに）
よもじヶ谷（よもじがだに）
虫穴谷（むしあなだに）
石戸川（いしどがわ）
池堤（いけづつみ）
槇ヶ谷（まきがだに）
牛谷（うしだに）
ひこばえ
又谷（まただに）
東河内（ひがしごうち）
岩立（いわたち）
くすか
川原山（かわらやま）
わだ
かがみ
笹原（ささわら）
中野（なかの）
笹原新田（ささわらしんでん）
黒土（くろつち）
栃木（とちのき）

中道（なかみち）
木戸ノ上（きどのうえ）
久保垣内
森ノ下（もりのした）
新田（しんでん）
高岡（たかおか）
薪始め（あえはじめ）
山崎（やまさき）

棚　橋

鏡（かがみ）
ふかば
ちごがいと
中世古（なかぜこ）
岸ノ上（きしのうえ）
みつほ
土橋（つちはし）
林垣外（はやしがいと）
かちがいと
茂前（しげまえ）
しばきり
野垣外（のがいと）

のだ
ひらぎ
兵庫谷（ひょうごだに）
ぬたのを
新出（しんで）
シゲ田
大西垣外（おにしげと）
出口（でぐち）
谷山（たにやま）
下ノ田（しものだ）
その
岩風呂（いわぶろ）
宮の西（みやのにし）
牧戸裏（まきどうら）
はねつち
しでのき
あされ
茶屋広（ちゃやびろ）
八石（はちこく）
ねたど
沢が田（さわがだ）
川原田（かわらだ）
原山谷（はらやまだに）

曲谷（まがりだに）
中田（なかだ）
うつぎ谷
扇広（おおぎびろ）
よじろ谷
岩坂谷（いわさかだに）
舟戸（ふなと）
出屋敷（でやしき）
大野（おおの）
とくり屋敷
村中（むらなか）
のぼりこ
巾世古（はばせこ）

牧戸（まきど）

河原田（かわらだ）
下だ村（くだむら）
上みぞ（じょみぞ）
里中（さとなか）
新田（しんでん）
苗代（なわしろ）
松垣内（まつのけと）

橋爪（はしづめ）
野口（のぐち）
中西（なかにし）
水付（みずつき）
半ノ畑田（はんのばた）
小森垣内（こもりがいと）
狩前（かりまえ）
もろつる
楠が硲（くすがだに）
払い田（はらいだ）
ぎおん
岩の林（いわのはやし）
新林（しんばやし）
椋の木（むくのき）
片倉（かたくら）
片つら山（かたつらやま）
間り岡（まわりおか）
大西（おおにし）
銭亀（ぜにがめ）
西起（にしおこし）
辻花（つじばな）
八代垣内（やしろがいと）
西垣内（にしのけと）

仁田畑（にたばたけ）
野原（のばら）
小池（こいけ）
大切（おぎれ）
さわち
穂浦（ほうら）
木屋之谷（こやのたに）
西林（にしばやし）

平生（ひらお）

大中山（おおなかやま）
樋の爪（ひのつめ）
向かさ（むかかさ）
かさ
池ノ端（いけのはた）
東野（ひがしの）
北出（きたで）
谷垣内（たにがいと）
薮下（やぶした）
前村（まえむら）
高砂（たかす）
石坂（いしざか）

獅子渕（ししぶち）
西出（にしで）
ふくわ
出口（でぐち）
南沖（みなみおき）
北沖（きたおき）
東尾（ひがしお）
谷村（たにむら）
並木（なみき）
風呂ノ谷（ふろのたに）
大峯（おみね）
かしわ
平山新田（ひらやましんでん）
中野（なかの）
今新田（いましんでん）
向い出（むかいで）
かとく
小桜（こざくら）
壱ノ岡（いちのおか）
浅間谷（せんげだに）
天狗岩（てんぐいわ）
横手（よこて）
惣風（そうかぜ）

大北谷（おおきただに）
西ノ谷（にしのたに）
源太（げんだ）
霧間（きりま）

大久保（おおくぼ）

大藪（おおやぶ）
もを谷
ふけ
藪の浦（やぶのうら）
谿田（たにだ）
草場（くさば）
北井戸（きたいど）
丸山（まるやま）
滝ノ上（たきのうえ）
平尾（ひろお）
水木（みずき）
栃木（とちのき）
風呂谷（ふろだに）
風呂上（ふろのうえ）
南林（みなみばやし）
岡部（おかべ）

をんべ
高切間（たかぎりま）
小原（こばら）
馬ヶ谷（うまがたに）
をんどり
藤広（ふじがびろ）
長尾（ながお）
竹嶋（たけしま）
河内谷（こうちだに）
堂ノ前（どうのまえ）
寺尾岩坂（てらおいわさか）
寺尾寺地蔵（てらおろくじぞう）
寺尾土所（てらおどうしょ）
寺尾藤林（てらおふじばやし）
寺尾（てらお）
小河内（おごうち）
総門（そうもん）
里（さと）
中出（なかで）
立岡里（たちおかざと）
里中（さとなか）
さい

岩が谷（いわがだに）
池の奥（いけのおく）
小寺（こてら）
こぐら
脇の田（わきのた）
枕返し（まくらがえし）
油又（あぶらまた）
コボシ谷
山会（さんがい）
大平（おおひら）
東河内（ひがしごうち）
豆入垣内（まめいりがいとまむね）
悪河内（わるごうち）
はさま田
藤が瀬（ふじがぜ）
尾広（おびろ）

立岡（たちおか）

坂舞台（さかぶて）
ちかばね
下り枝（さがりえだ）

中木（なかぎ）
奥殿村（おくどのむら）
小家屋敷（こやしき）
河内谷（こうちだに）
上畑（じょばた）
里中（さとなか）
中出（なかで）
竹嶋（たけしま）
池の奥（いけのおく）
脇の田（わきのた）
みど山
寺尾（てらお）
大河内谷（おおこうちだに）
をんべ
小寺（こてら）
高切間（たかぎりま）
水付（みずき）
岡部（おかべ）
前村（まえむら）
東出（ひがしで）
牧（まき）
赤坂（あかさか）

鮠川

薗（その）
寺間（てらま）
里（さと）
後山（うしろやま）
西出（にしでん）
どーく
さこり
浦の上（うらのうえ）
深谷（ふかだに）
広（ひろ）
いもしが谷
萩原口（はぎわらぐち）
よき峠（よきとげ）
なご
桜広（さくらびろ）
正五田（しょうごだ）
鶴間（つるま）
とうま
下町田（ひとまちだ）
土地蔵（とちぞ）
藤河内（ふじやんごち）
利根田（とねだ）
牧広（まきびろ）
牧田（まきだ）
をりと
出し（でし）
坂嶌（さかしま）
沖田（おきだ）
大袋（おおぶくろ）
姥懐（うばふところ）
久保山（くぼやま）
しなのべし
松林（まつばやし）
つるかけ
藤広（ふじびろ）
奥べし（おくべし）
川向鮠川山（かわむかいはいかわやま）
椿原（つばきのきわら）
より枝
岩迫間（いわんさま）
大庄屋山（だいしょうややま）
猪（いのしし）
桜久保（さくらくぼ）
中黒谷（なかぐろたに）
尺町（しゃくまち）
天井河内（てんじょうごうち）
土浄

当津

田端（たばた）
宮前（みやまえ）
尾崎（おざき）
桑垣外（くわがいと）
古苗代（ふるなわしろ）
脇田（わきだ）
早稲田（わせだ）
深田（ふかだ）
かり屋敷
内木屋（うちごや）
下薗（しもぞの）
浦の上（うらのうえ）
祢宜田屋敷（ねぎだやしき）
川口（かわぐち）
里中（さとなか）
寺前（てらまえ）
松葉切（まつばぎり）
前山（まえやま）
中山（なかやま）
登り坂（のぼりざか）
砂原（すわら）
谷奥（たにおく）
梅河内（うめごうち）
久保垣内（くぼがいと）
浦岸（うらぎし）
平ヶ坂（ひらんさか）
坂之浦（さかのうら）
宮ノ浦（みやのうら）
やたべし
大平（おおひら）
狩屋敷（かりやしき）

田間

薗（その）
ふけ
小廣木（こびろき）
中田（なかた）
玉田（たまだ）

森添（もりぞえ）
洞（ほら）
北西（きたにし）
穴ノ谷（あなのたに）
大谷（おおたに）
橋ヶ広（はしがひろ）
江戸屋起（えどやごし）
モウ谷（もうたに）
西川（にしのかわ）
やんぜ
新田（しんた）
里中（さとなか）
小久保（こくぼ）
枕岸（まくらぎし）
穴谷（　　）
北裏（きたうら）
弦間（げんま）
中迫間（なかはざま）
一之谷（いちのたに）
前山（まえやま）
宮之西（みやのにし）
宮ノ前（みやのまえ）
松ヶ戸（　　）
竹林（たけばやし）

上久具（かみくぐ）

あみだ堂
井戸尻（いどじり）
ワンダ
丸畠（まるばたけ）
宮山戸（みやまど）
ホイラ
小井戸（こいど）
長通（ながどうり）
坂本（さかもと）
新田南通（しんでんみなみどうり）
丹生谷（にうだに）
朝顔（あさがお）
石原（いしわら）
南川原（みなみがわら）
をこだ
殿田（とのだ）
寺田（てらだ）
一之坪（いちのつぼ）
間谷（またに）
口小坂（くちこざか）
荒木（あらき）
をく小坂（おくこざか）
奥田（おくだ）
脇垣外（わきがいと）
前林（まえばやし）
新田中通（しんたなかどうり）
狭間（はさま）
木屋谷（こやのたに）
東狭間（ひがしはさま）
西浦（にしら）
酒屋谷（さかやだに）
松右門谷（まつよむだに）
東谷（ひがしだに）
牛久保（うしくぼ）
山田（やまだ）
土丸林（どうまるばやし）
高山（たかやま）
中乙部（なかおとべ）
森添（もりぞえ）
榎（えのき）
乙部（おとべ）
谷口（たにぐち）
北内家野（きたうちえの）
栗林（くりばやし）
内家野（うちえの）
外広（そとびろ）
家野広（えのびろ）
南内家野（みなみうちえの）
寺垣外（てらがいと）
東畑（ひがしばた）
西林（にしばやし）
岩屋（いわや）
久具津裏（くぐつうら）
大日（だいにち）
川原（かわら）
北川原（きたかわら）
藤次郎林（とうじろばやし）
師伝（しでん）
辻合内（つじあいうち）
若林（わかけばやし）
斧尾（おのお）
羽ヶ尾（はがお）
かげ山
田浦（たうら）

赤坂（あかさか）
天狗谷（てんぐだに）
南谷（みなみだに）
間谷（またに）

下久具（しもくぐ）

木場（きば）
檜林（やぐらばやし）
岡垣内（おかがいと）

シル谷
抜身（ぬくみ）
井戸尻（いどじり）
山崎（やまさき）
山ノ神戸（やまのかみど）
前村（まえむら）
宮前（みやのまえ）
山川（やまご）
山郷谷（やまごだに）
山入垣外（やまいりがいと）

羽根村（はねむら）
呂場（ろば）
獅子田（ししでん）
しら田
白垣外（しらがいと）
高石（たかいし）
外高石（そとたかいし）
片田（かただ）
狭（はさま）
北中（きたなか）
矢張（やばり）
山口（やまぐち）
山田（やまだ）
万野（まんの）
下り（くだり）
登り（のぼり）
里中（さとなか）
油屋前（あぶらやまえ）

平五郎前（へいごろうまえ）
紺屋前（こんやまえ）
荘吉前（しょうきちまえ）
岡ノ下（おかのした）
西広（にしのひろ）
下久具（しもくぐ）
井戸向（いとむかい）
長ヶ尾（ちょがお）
山郷坂口（やまごさかぐち）
井戸谷（いどたに）
抜戸（ぬけと）
五田ヶ谷（ごたがだに）
平尾（ひらお）
長ヶ尾谷（ながおのたに）
宮浦（みやのうら）
はさま
山添（やまぞえ）
小峯（こみね）

内城田村歴代村長

代	村長名	就任期間	任就退
1～2	乙部兵五郎	明治	22. 6. 1
		〃	29. 2.28
3～5	坂本乙七	〃	29. 6. 2
		〃	38. 4. 6
6～10	藤田梅蔵	〃	38. 4.13
		大正	10. 5.13
11	清水幸之照	〃	10. 8. 4
		〃	11.10.30
12～13	福井利兵衛	〃	11.12.27
		昭和	5.12.26
14～16	早川仲次郎	〃	5.12.27
		〃	17.12.16
17	東出新治郎	〃	17.12.27
		〃	21.11.15
18～19	中世古繁一	〃	22. 4. 5
		〃	30. 3.31

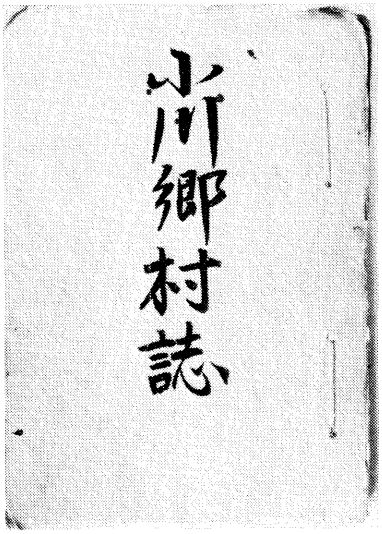

小川郷村誌

第九章　小川郷

一　地名の起こり

古来より小川谷・小川郷谷・小川郷と称して神領に属し伊勢神宮への贄を献上してきた土地柄であった。「神鳳抄」には「小河御薗」と記録され、生鮎の御薗であった（神鳳抄には、貞治二年八月二十八日（一三六三）六郷の老若江として次のように載せられている。「東ヘハカラス山北ハシラタキマデタニヲカキル也、カゲ山ノウサキヲ、カギル之ホリキリマデ、カウワクロイシマテ」）。

また、「神鳳抄」には柑子御薗が載せられている。

神領は守護不入の地であったが、南北朝時代の建武二年（一三三五）に北畠顕能が伊勢の国司に任じられてから、小川谷は武士の所領となった。以後、一時仁木義長に領されたが、天正年間に北畠国司は廃せられた。

次いで、戦国時代は蒲生氏郷・牧村利貞・稲葉蔵人に属した。徳川の治下となって藤堂高虎を経て、元和五年（一六一九）に至り徳川頼宣が和歌山藩に入って以後、田丸領勝田組下の小川谷郷が約二五〇年間続いたのである。

明治四年の廃藩置県で度会県となり、同五年七月第一大区小一三区に属した。同七年八月第一六連区第四区となって各村に戸長が置かれた。九年四月度会県は三重県になり、明治十一年三月慥柄浦取扱所に入り、各村は副戸長を選

任した。翌十二年郡区改正により川口・栗原・中之郷・日向五ヶ町・小川の六か村で一区域とし、駒ヶ野・火打石の二か村は一之瀬谷の三村(柳・小萩・和井野)と合併した(柳村戸長役場)。さらに明治十五年一月には、中之郷・栗原・日向・五ヶ町・火打石・駒ヶ野の六か村で一区域となって戸長役場は中之郷となり、川口・小川は一区域となった。明治十七年には小川谷八か村は一戸長役場(中之郷)となって二十二年の町村制実施で「小川郷村」の名称が生かされたのである。

小川三郷　柑子垣内村・中之郷村・栗原村を称した。宝暦三年(一七五三)の「御毛見指出し帳」(栗原村小野家蔵)によれば、小川三郷として、前記の三村分が含まれている。その区域は川口村・五ヶ町村・日向村・下久具村に接するとなっている。

二　「字」の歴史と伝承

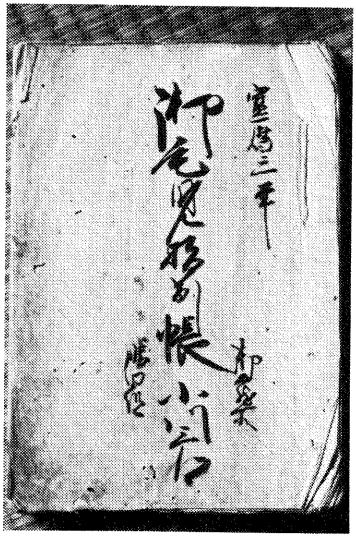

御毛見指出帳（小川三郷）

駒ヶ野　江戸時代には田丸藩佐八方の駒ヶ野御仕入方役所が設置されていた。ここは一之瀬谷の薪炭・用材の舟運による搬出地であり、また、南島方面からの魚荷もこの地に集められて舟積みされた。そのため商人の貨物集散活動で賑わった。しかし、明治になって御仕入方役所も廃止され、明治二十一年には道路も改修されて、車馬の交通が便利になると舟運に頼るものは激減し、商業・舟運は衰微した。

沖田溝は、明治十一年十月に開設された。小萩川に長さ九

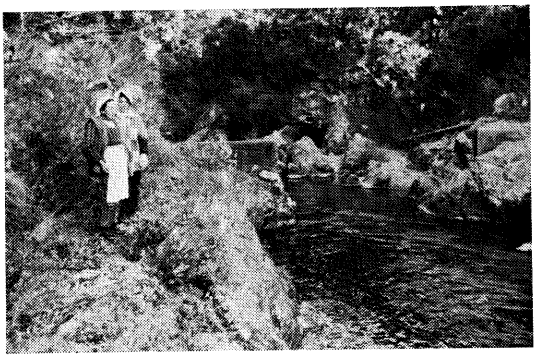

駒ケ野の船つき場跡（鉄の綱かけがのこる）

メートル、高さ二メートルの堰を設けて分水し、延長約二六〇〇メートルの溝路により三町一反七畝（三・一七ヘクタール）に灌漑した。

蛇穴・風穴は幸路谷にありいずれも鐘乳洞である。蛇穴は穴口一・八メートル、深さ九メートルで三穴に分かれ、穴の中に鶏を入れると南勢町斎田に出ると言い伝えられている。風穴は穴口一・二メートル、内部は一〇メートルぐらいの長さがあって、天井まで数メートルの間隙を作って、昔から貯蔵によい所と言われている（洞内の温度が一定のため）。

一之瀬川の駒ケ野峡は清流が急流となって、岩塊の間を走り、また碧い渕となって絶景である。一之瀬の鶏鳴石とともに景勝地である。江戸時代末の藤堂藩々校の督学斎藤拙堂は「駒ケ野峡」「下駒ケ野川」の文を残している（「文学」の項参照）。

さらに駒ケ野には年代不詳の中古に大火があった。二戸を残して全焼し、火は河船を焼き、対岸の山林にも及んだと古老は伝えている。最も古い碑石は、寛文四年（一六六四）である。

耕雲寺を仮用した人民共立学校があった。

柑子垣内村は明治八年五月十三日に川口村と合併した。古くは「神鳳抄」に載せられた内宮の桓子垣内御薗で柑子三斗を献上していたという。

五里山（神ケ岳四九二メートル）は、伊勢市・横輪・神薗・上野・南勢町伊勢路とに接している。現在は神宮支庁御萱地となっているが、昭和十年代までは、雑木・松・杉・桧などの混生する入会山であった。山の総反別は二五

四・八町歩で、古くから川口・下久具・牧戸・棚橋・大野木・葛原各村が共有した。地租改正前は濫伐で禿山となっていたが明治二十一年に植林経営を協定、同二十五年契約を結び組合を設けて明治三十八年に共有権を得た。当時の分割した各村の持分は次の表のようであった。

五輪堂は鎌倉時代に棚橋の蓮華寺の末寺(古利寺)であった。本尊は阿弥陀仏で、石碑・五輪塔などが残り、裏山からは、古瀬戸の壺に骨が納められた古い墓が発掘されている(町教育委員会所蔵)。昔、このあたりに大蛇が住んでいて村人を悩ました。名僧が五輪堂を建てて祈ったので、大蛇は出なくなったという。

五里山分割面積

字別	面積
	町 反 畝 歩
川口	51.9.4.22
下久具	34.7.7.14
牧戸	40.2.8.01
棚橋	42.2.6.13
大野木	52.1.6.25
葛原	33.4.4.29
合計	254.8.8.14

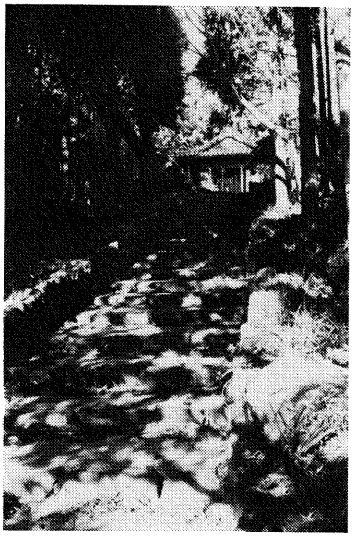

五里山の五輪堂（古利寺）

小川（木越村・奥河内村）　最も古い碑石は慶長二年(一五九七)である。字西山に神宮の御萱地が明治四十四年十一月に開設された。小川の山に天狗のおどり場があって、狩人もここへは入らないという。

日向　最も古い碑石は天正十九年(一五九一)である。日向の経塚は分嶺字谷の奥の観音堂の近くにあり、村が衰えて三軒になったら掘ることにしているという。また、字水呑に馬場の城跡があるが、その変遷はわからない。

また、一之瀬川東岸字小川殿には小川殿館趾がある。郷士小川某がいたところという。

火打石　最も古い碑石は寛永八年(一六三一)である。彦山の山林中に〃火打石〃という大岩がある。むかし倭姫命

が見つけ出されて、伊勢神宮に奉納されたという。

栗　原　最も古い碑石は寛文四年（一六六四）である。小滝は高さ約七メートル、幅二メートル、滝壺一メートルである。神戸の八柱神社趾を開墾して、畔地大正紀念田とした。栗原本郷の坂を上りつめた所の三つ辻に道楽神の碑が立っている。昔道楽者の庄屋があって、旅に出たまま帰らなかったので、子孫がその供養のためにこの道楽神を建立したという。

五ケ町　最も古き碑石は寛永十一年（一六三四）である。

中之郷　最も古い碑石は慶長四年（一六九九）である。薬師堂は天文十二年（一五四三）の建立である。秋葉滝は雨乞いの滝である。滝壺に汚れた物を投げ込んで、滝の神様をわざと怒らせて雨を乞うという。滝の幅三メートル、高さ四メートルである。また、竈岩滝幅二メートル、高さ四・五メートル、古滝幅三メートル、高さ五・五メートルがある。

川　口　最も古い碑石は寛永一二年（一六三五）である。大滝は高さ七メートル、幅二メートル、滝壺の深さ約三メートルある。

三　江戸時代

検地帳・指出帳　文禄六年（一六九四）の秀吉検地によって、定められた田畑屋敷などの石高、面積について、その後の移り変わりを火打石村についてみてみよう。

（検地帳写）

勢州渡会郡小川谷之内火打石村　上中下田、上中下畑居屋敷合計八十九筆、以上を合わせ、

上田　四畝六歩　　分米六斗三升
中田　三反五畝廿歩　〃　四石六斗三升六合六勺
下田　二反一畝廿四歩〃　二石三斗九升七合八勺
下々田　二畝廿歩　〃　二斗一升三合二勺
荒田　四反一畝三歩　〃　四石一斗一升
上畑　七反八畝十九歩〃　九石四斗三升六合
中畑　七反九畝十三歩〃　七石九斗四升三合三勺
下畑　三反一畝十五歩〃　二石五斗二升
荒畑　三反九畝廿三歩〃　一石五斗九升六合
屋敷　五反八畝廿五歩〃　六石五斗八升
田畑合三町八反九畝十八歩
分米四十石五升七合五勺
内十一石九斗八升七合六勺田方家付之事
合十一軒

文禄三年七月五日
御検地稲葉兵庫殿判有

右書上ヶ申水帳之写毛頭相違無御座候重テ而御改ニ違御座候共庄屋年寄曲事（違法）可被仰付候為後日仍而如件

寛永十六年卯壬霜月廿九日（一六三九）
火打石村庄屋
与八郎
年寄



川口村と柑子垣内村の名が残る常夜燈
（小川郷神社）

長右エ門

その後、新田が開発され、「新田畑検地帳」が、特に火打石村については、三帳写しとられている。①寛文三年（一六六二）高合一石七斗三升三合、此反、二反三畝三歩。②元禄六年（一六九四）反数合一反三畝三歩、分米合一石一斗七升九合。③元禄十一年（一六九八）、下々田反数合一反九畝廿一歩七、分米一石三斗七升九合であった。

文禄検地から約一六〇年後の宝暦三年の検地帳は、小川郷谷一〇か村の分がそろって、写されている（岡村市右衛門蔵本―昭和の初めに焼失）。宝暦三年の検地は、紀州藩六代目藩主宗直の治世で、享保十七年（一七三二）の虫害が大きなきっかけとなって、始まった藩財政の悪化から、倹約と勧農、年貢増徴の目的で行われたと考えられている。これを一覧表にすると二八〇・二八一ページの表のとおりである。

新田畑の検地を行うことにより、新田畑の開墾増をつかみ、年貢の増徴をはかったものと思われる。

安永二年の（一七七三）指出帳は、「小川三郷御毛見指出帳」である。小川三郷は、指出帳では「柑子垣内村」「栗原村」「中之郷村」であった。その石高、反別は、安永二年より二〇年前の寛暦検地帳と全く同じである。

年貢は、本田畑、新田畑にわけて、その田畑の石高に対して、一定税率がかけられた。栗原村についてみると次のようである。

栗原村―本田畑
九四石八斗七升九合

新田畑
一三石九斗一升三合

これに対し定免(一定期間普通三年続けられる平均税率)は、本田畑は、未より酉まで三年定免(安永四・五・六)で、六ツ一分(六一パーセント)、戌より子まで(安永七・八・九)三年定免六ツ一分、丑より卯(天明元・二・三)まで三年定免で同じく六ツ一分であった。新田畑は、未より酉まで三年定免で四ツ六分五厘七毛(四六・五七パーセント)で、卯の年(天明九)まで続く予定であった。本年貢のほかに課税として、次のものがあった。

一　米一石八斗九升八合、二夫米(労役の代わりに米を納める)
一　米七斗六升、種貸利米(種米を強制的に藩から貸付けられて、三割の利米を支払った)
一　米一石二斗三升三合、郷役米(本田畑の石高の一分三厘の割合で徴収される普請代)
一　米、二石四斗四升三合、山年貢
一　金二両二分、銀十匁七分五厘、茶口銀

この年、栗原村の八歳以上の人数は男一一九人、女一三七人で計二五六人。家数は四七軒で、一軒・庄屋、三〇軒・本役、八軒(半役)・七軒・無役他寺堂共、一軒・肝煎であり、本役、半役の農家に対して、課税されたのである。

中之郷村
一、高一三〇石五斗四升六合　本田畑(免税)
　内　四二石一斗九升八合(鍬先荒)
　残高　八八石三斗四升六合(課税)
　　内
　　田方　四七石七斗一升二合
　　畑方　四〇石六斗三升四合

第九章　小川郷

一、高二六石二斗二升五合　新田畑
内　一五石一斗八升六合（鍬先荒）
残高　一一石三斗九合
内
田方　一〇石八斗一升三合
畑方　二斗二升二合

中之郷村の本田畑定免は、未より酉、戌より子、丑より卯の三年定免で、いずれも五ツ二分四厘六毛五糸（五二・四六五パーセント）であった。さらに、二夫米・種貸利米・郷役米・山年貢・茶口銀・棚橋渡し舟賃を上納した。家数三六軒。内、一軒・寺、一軒・庄屋、一軒・肝煎、廿六軒・本役、二軒・半役、二軒・無役。人数合わせ一七三人。

三つ目に、御蔵所（藩の蔵へ直接年貢を納める土地）柑子垣内村を見てみよう。

本田畑
一　高　四二石二斗四合
内　入作高六石三斗四升四合（年貢必要）
（他村から耕作人が来ている土地）
二石七斗六升　川欠無欠（免税）
残高　三九石二斗六升四合（課税対象石高）
内
田方　一二石八升九合
畑方　二七石一斗七升五合
新田畑
一　高　一〇石六斗九合（これは、四九年以前の洪水で無収穫）
二石二斗六升二合　当毛荒

残高　八石三斗四升七合
内
田方　三石三斗五合
畑方　五石四升二合

本田畑の定免は三ツ六分六厘（三六・六パーセント）新田畑の定免は、三つ四分六厘（三四・六パーセント）が、三年更新で三回続く。田畑の年貢以外の諸税は、栗原村・中之郷村と同種であるが、川口安心寺への納米として米二斗、麦二斗が加わっている。

家数二一軒。一軒肝煎、一〇軒本役六軒半役、四軒無役で、人口は九二人である。

宝暦以後、約五〇年後の文政年間の「勝田組・本新高人数牛馬数調表」を見ると、小川郷谷一〇か村のうち、七か村が、石高が増し、二か村は全く同じ石高（栗原村・日向村）。木越村が減少している（五石五斗五升五合）。上に表を掲げる。

宝暦、文政―石高比較表

勝田組、本新高
人家牛馬数調べ

村名＼年代	宝暦3年(1753)検地帳	文政4年(1821)
	石 斗 升 合	石 斗 升 合
川口・柑子垣内村	154. 0. 3. 4	164. 8. 7. 5
栗原村	94. 8. 7. 9	94. 8. 7. 9
中之郷村	130. 5. 4. 4	142. 0. 1. 0
日向村	95. 6. 4. 6	95. 6. 4. 6
五ヶ町村	54. 6. 8. 5	62. 8. 7. 5
火打石村	40. 0. 5. 7	49. 0. 2. 8
駒ヶ野村	62. 4. 4. 0	73. 8. 4. 0
奥河内村	77. 1. 6. 0	77. 8. 9. 2
木越村	62. 3. 7. 0	△56. 8. 1. 5

御制木　藩では、留木を決めて、切ることを禁じ、山林を保護した。百姓は柴草を肥料に刈ることは自由であったし、木炭を焼くために、雑木を切ることは禁じられなかった。御制木は、次の六種「松・杉・桧・槻・楠・栢」であった。これを勝手に切ることは許されず、禁を犯せば、過料、入牢がまっていた。

日向村庄屋であった中野家文書には、「寺社御制木御改帳」田丸領勝田組、日向村（天保十五年・一八四四）が残されている。それによると、

地　帳（石高・小物成）

小川郷谷10か村

日向村	栗原村	五ヶ町村	木越村	川口村	柑子垣内村
95. 6. 4. 6 8. 9. 6. 15	94. 8. 7. 9 7. 9. 8. 19	54. 6. 8. 5 4. 8. 5. 09	52. 3. 7. 0 4. 4. 1. 00	112. 1. 0. 0 9. 9. 7. 02	42. 0. 2. 4 3. 5. 4. 17
27. 2. 1. 2 2. 1. 9. 28	43. 6. 1. 6 3. 1. 5. 09	11. 1. 0. 9 9. 5. 11	25. 3. 3. 8 1. 8. 0. 19	56. 8. 8. 2 4. 4. 5. 00	12. 0. 8. 9 9. 9. 07
68. 4. 3. 4 6. 7. 6. 27	51. 2. 6. 3 4. 8. 3. 10	43. 5. 7. 6 3. 8. 9. 28	27. 0. 3. 2 3. 6. 0. 11	42. 6. 2. 5 4. 2. 9. 11	27. 1. 7. 5 2. 3. 2. 10
3. 0. 6. 9 3. 6. 27	13. 9. 1. 3 1. 9. 0. 24	8. 0. 1. 9 1. 1. 3. 12	4. 4. 1. 5 6. 2. 23	52. 8. 6. 5 6. 3. 8. 00	10. 6. 0. 9 1. 3. 6. 00
1. 5. 5. 9 1. 5. 27	7. 2. 0. 2 8. 3. 00	5. 1. 9. 1 7. 9. 15	2. 7. 4. 5 3. 5. 15	31. 5. 8. 6 3. 5. 4. 3	3. 3. 5. 0 3. 5. 06
1. 5. 1. 0 2. 1. 00	6. 7. 1. 1 1. 0. 7. 24	2. 8. 2. 8 3. 3. 27	1. 6. 7 2. 7. 06	21. 2. 7. 9 2. 8. 3. 27	5. 0. 4. 2 7. 1. 24
—	—	1. 3. 1. 1 2. 9. 15	4. 4. 4. 5 8. 2. 06	6. 5. 4 2. 1. 24	—
金1両3歩 銀13. 2. 8	金1両3歩 銀12. 3. 9	金1両 銀7. 6. 4	金1両 銀4. 8. 2	金2両1歩 銀3匁9分	金　3歩 銀6匁9分
6升	7斗6升	4斗4升	4斗4升	米9斗	米3斗3升6合
1. 2. 4. 3	1. 2. 3. 4	7. 1. 1	6. 8. 1	1. 4. 5. 6	5. 4. 6
金5両 銀14. 2. 2	金2両2歩 銀10. 7. 7	金2. 1 銀6匁5分0厘	金1. 2 銀9. 7. 7	金3両2歩 銀8. 4. 2	金2両 銀5匁9分
米1斗	米3斗	米2斗	米1斗	5升	5升
6. 1. 8. 0	2. 1. 3. 8 （五ヶ町、奥河内へ）	3. 5. 0. 2	2. 2. 1. 5	5. 0. 2. 0	77. 7. 7
—	—	御貸麦2石5斗 取立難成3石6斗	銀19匁2分	—	—
—	米　1斗2升 麦　1斗2升 （棚橋村へ）	米　6升 麦　6升 （棚橋村へ）	米　8升 麦　8升 （棚橋村へ）	米1斗 麦1斗 （棚橋村へ）	米5升 麦5升 （棚橋村へ）
—	—	—	—	半枚代 1斗5升4合	—
—	—	—	—	7. 3. 2. 1 7. 0. 00	2. 7. 6. 0 2. 3. 00
—	—	—	—	5. 1. 8. 2 5. 2. 21	—

※荒　石斗升合
2. 2. 6. 5
反歩歩
2. 9. 00

宝暦3年検

区分		駒ヶ野村	中之郷村	奥河内村	火打石村
① 総	石高	石斗升合 62．4．4．0	130．5．4．4	77．1．6．0	40．0．5．7
② 高	反別	町反畝歩 5．8．9．12	10．5．4．23	5．8．8．27	3．8．9．18
③ 田	石高	18．2．6．4	59．1．3．7	54．2．1．0	18．5．6．7
④ 方	反別	1．5．3．14	4．3．6．08	3．8．8．06	1．6．0．8
⑤ （内）畑	石高	44．1．7．6	71．4．0．7	21．9．1．0	21．4．9．0
⑥ 方	反別	4．3．5．28	6．1．8．15	1．9．2．21	2．2．9．10
⑦ 新田	石高	11．4．0．0	26．2．2．5	7．3．2	8．9．7．1
⑧ 畑	反別	1．6．3．21	3．2．5．06	1．4．15	1．1．4．12
⑨ 田	石高	3．7．8．5	21．9．1．1	2．8．0	4．5．9．8
⑩ 方	反別	5．3．08	2．4．2．00	3．06	5．8．01
⑪ （内）畑	石高	7．2．5．5	4．3．1．4	4．5．3	4．3．7．3
⑫ 方	反別	1．1．0．13	8．3．06	1．1．09	55．6．11
⑬ 永定免	石高	1．0．3．0	—	4．9．7．0	—
⑭ 新田畑	反別	1．9．27		6．4．00	
⑮ 貳夫米		金1両1歩 銀2匁4分4厘	金2両2歩 銀11．6．6	金1両2分 銀5．5．8	金3歩 銀4匁5分5厘
⑯ 種貸利米		米5斗	1石0．4．4	6斗2升	3斗2升
⑰ 郷役米		米8斗1升2合	1．6．9．7	1．0．0．3	5．2．1
⑱ 茶口		金1両 銀4分	金8両 銀11．0．8	金1両 銀4．3．5	金1両2歩 銀8．9．10
⑲ 山手米		米1斗	米2斗	米1斗	米1斗
⑳ 山年貢		—	（3．2．4．2 日向、木越へ）	1．0．3．0	（1．2．2．7 日向、奥河内へ）
㉑ 茶年貢		—	—	2斗6合	—
㉒ 渡舟賃		—	—	—	—
㉓ 鹿皮		—	—	—	—
川欠無地	石高	—	—	—	—
	反別				
百姓潰地・当り毛荒	石高	—	—	—	—
	反別				

氏神の森の内には、目通し八尺廻し（直経約七〇センチメートル）の松一本、目通し七尺五寸廻しより、一尺廻しまで四七本をはじめ、杉、楠など、七八本が茂り御制木員数として、代官所へ報告されている。

ところが、藩で木材や資金が、必要なとき、伐木としてねらわれるのは、氏神など寺社の大木であった。天保十五年七月、御用材として、五ヶ町村氏神の桧一本、日向村氏神の桧九本が売られることになった。両村民、特に五ヶ町村民は、神木と崇めていた桧であり、神慮を恐れ入って話し合いの末、御買上げを御免下さるよう願い出た。五ヶ町村民は、目通し八尺一寸回りの桧を二二両で売るように代官所で説得された。

しかし、村民は、これを拒んだ。だが、九年後の嘉永六年（一八五三）になって、御用木仕出人の手の者の嘆願、熟談によって、御制木の神木は売られて行ったのである。同時に日向村からは、目通り六尺以上の桧三本が九両で売られ、代金は、それぞれ、両村氏神造宮料に下されることになった。大木の伐採には、時季に制約もあった。十月になり、麦蒔きの適期が迫り、川筋も干水になり、川下りにも差し支えが出てきたからである。かくて、十月二十四日一件落着したのであった。

小川郷谷の寺社の御制木は、安政五年（一八五八）の書上書によれば、次のようであった。

① 五ヶ町村・八王子社内森四二本（杉三八本 桧四本）
② 〃　山神三本（杉一本 桧一本）
③ 〃　廟所・御制木なし
④ 日向村・八王子社内一四五本（松五五本 杉二七本 桧六二本 楠一本）
⑤ 日向村　天満宮社内　六三本（桧五八本 松五本）

⑥　〃　金毘羅地内　四本（桧二本　杉二本）
⑦　〃　庚申　四本（桧三本　杉一本）
⑧　〃　山神　七本（桧三本　杉四本）
⑨　〃　観音堂境内　九四本（杉七五本　桧五本）
⑩　〃　山神　二本（桧一本　杉一本）
⑪　〃　牛頭天王社内　八本（桧五本　杉三本）
⑫　〃　正伝庵境内　御制木なし。
⑬　〃　廟所二か所　御制木なし。

柑子垣内村、惣木数合　三四本
川口村　〃　一一〇本
中之郷村　〃　五二本
栗原村　〃　一〇四本

寺院の修理と収納高　日向村の正伝庵は安政元年十一月の大地震で大破した。その再建のための資金は、氏神の森の御制木を既に芸州郡代請負人へ売った木材の代金を再建料として下げ渡して下さるように願い出た。また、中之郷村の金龍庵も先の大地震で大破した。この修覆料も、御制木である天王森の目通し一丈三尺廻りの大杉、一本松一本、金龍庵境内の柏一本の払下げを受け調達したいと、二度も願い出た。さらに、その再建策として、金龍庵を五年間無住とし、その飼米・薪などを積み立てたい、無住の寺役は栗原村清光庵へ仰せ付けていただきたいと、廣泰寺御役寮へ交渉した。半年後、ようやく、伐木の許可が出たのである。

寺院収納調帳・安政三年（一八五六）

小川郷村日向　中野伊右衛門
中野　伊兵衛（書留）

一、米一石八斗　禅宗川口村　安心寺
一、米一石八斗　〃　中之郷村　金龍庵
一、米一石八斗　〃　駒ヶ野村　耕雲庵
一、米一石八斗　〃　日向村　西伝庵
一、米一石八斗　〃　栗原村　清光庵
一、米一石八斗　〃　木越村　宝泉寺
一、米一石八斗　〃　火打石村　慈眼庵

右之通御座候已上　川口村庄屋　八郎兵衛

辰正月

栗原
日向村庄屋　伊兵衛

木越村庄屋　仙次郎

中之郷村庄屋　伊兵衛
火打石村庄屋　芳蔵
駒ヶ野村庄屋　嘉蔵

三谷悦蔵殿

神宮御萱場　嘉永元年（一八四八）内宮本殿の屋根葺の萱一五〇〇束が、大庄屋から要請され、小川谷一〇村から刈取り、川端まで舟で積み出している。さらに三〇〇束が追加され、内八〇〇〇束は寄付とし、残り一〇〇〇束については七両が渡された。船の運賃は、例えば、五ヶ町から船二艘で山田まで運んだ場合一両二分であった。

翌嘉永二年外宮・内宮遷宮には、川端接待所へ薪・竹づえ・わらじを寄進した。薪四一束・竹づえ八八〇本・わらじ六五足であった。

明治元年（一八六八）内宮入用萱調進一八四四束。

明治二年　御献材を船積みのため大湊まで車で出すについて、大橋その他の橋々で、車のまま通行できるように、材木を積んだ車への絵符をつけるよう、山田町奉行からお達しがあった。

伊勢両宮御献納御用

中野伊右衛門伝　日向村中野家は、寛永二年（一六二五）、中野重左衛門重則の代より日向村庄屋となり、以来各代が庄屋役を勤めて明治四年七月に至るまで、約一八〇年であった。

伊右衛門は、中野重左衛門重則より九代目で、伊右衛門金重の長男である。一八歳のとき、文化六年（一八〇九）三月十六日、日向村庄屋となる。同八年、氏神々社式年遷宮費用にあてるため、字新外山林一反歩を田に開墾し、小作米を積み立て、造営費として、式年遷宮ごとに消費することにした。

文政二年（一八一九）二月十五日、栗原村庄屋兼帯となった。

天保元年（一八三〇）、字新兵衛屋敷山林一反七畝を田に開墾した。

天保三年（一八三二）、字高岡山林七反歩を田に開墾した。

天保六年（一八三五）四月一日、五ヶ町村庄屋兼帯となった。

天保七年（一八三六）、日向村観音堂が大破したので、積立会の方法で再建した。

天保十年（一八三九）六月五日付で役儀に精勤し貧民を救助し、度会郡牧戸村新池開鑿費用に出金した功績により苗字帯刀を許された。

弘化四年（一八四七）、五ヶ町村庄屋兼帯中、奥河内村より用水を引いて村凌ぎ御普請を再三出願したが、貧村で費用を賄い切れないという理由で許可されなかった。そこで苦心の末、一〇か年間、庄屋役を無給で勤め、その給米で費用を（藩より）借入れ借入金の利子に当てるという条件を付けて、出願し許可になった。村凌ぎ御普請で、畑返り田成と（畑を水田にする）、山林の開墾で、反別三町二反九畝一八歩を田とした。

嘉永元年（一八四八）、日向村は畑ばかり多いのを苦慮して、村凌ぎ御普請を出願、許可を得て用水工事に着手した。ところが、その水源は、火打石村字松原郷という所で、日向村より二六丁余り（約二・六キロメートル）の長距離で、その間、ところどころに難所があった。そのため見積り以上の増額となり、小村ではとうてい、費用に堪えないことを考え種々苦心の結果、一時工事の中止を理由にして、雇入れ郷役人を解雇した。そして、自ら郷役人の住に当たり未明から起出して、人夫眼覚の法螺貝を吹き、普請現場へは人夫集合前に出張して人夫を励まし、ついに工事を完成させた。畑返し田成、及び山林開墾で、反別七町二反歩を田とした。

嘉永三年（一八五〇）、駒ヶ野村字幸路谷に新池を設置して畑返り田成と山林木を開墾して反別二町四反歩を田とした。

嘉永五年（一八五二）、栗原村庄屋兼帯。同村字午ヶ谷へ新池を設置して畑返り田成と山林を開墾して反別二町七反一一歩を田とした。

嘉永六年（一八五三）、北米合衆国の水師ペルリが軍艦を率いて神奈川県の浦賀に来て、国書を上呈し通商を促し

た。その南島警戒のため、度会郡相賀竈まで出張するよう御代官より命ぜられ、同所で、日々海上の様子を取調べ田丸代官所へ報告した。

文久元年（一八六一）、中之郷村庄屋兼帯中、奥河内村より用水を引きて畑返り田成と山林木の開墾をして反別二町八反を田にした。

文久三年（一八六三）、大野木村庄屋在職中、東谷池の重置き普請を出願して、成功し、用水の不足を補うことができた。

明治元年（一八六八）、下久具村庄屋兼帯中、上久具村領の新池を設置して畑返り田成山林木を開墾して反別一一町余を田にした。

嘉永のころ、大野木村庄屋兼帯となった。同村は、勝田組中の難治村で、年々、年貢不納のため、罰を受けるものが十数人にのぼった。伊右衛門は、村治に意を用い村民を集めて熱心に説諭した。あるときは厳重に処分して、村風の改良を図り、四、五年後には、年貢不納者は一人もなくなり、熱心に家業に従事するようになった。やがて明治の初めには、大野木村は度会郡内有数の富裕村となった。

文政年間になって、日向村は賭博が流行し、正月一か月はほとんど賭博を常習とする弊害があった。そのため村民や青年たちは風俗品行が乱れ、取締りが大変困難であった。この救済策として伊右衛門は、獅子頭を求めて、北勢の阿倉川から、師匠を雇い青年たちに獅子舞を習わせた。正月十五日の神祭にはこれを舞わせ賭博は厳禁とした。その結果、賭博は跡を絶ち、村民は品行方正となり熱心に家業に従事して小川谷有数の村柄となった。

嘉永年間に勝田組大庄屋物書となり、安政年度まで田丸郷会所詰めを勤めた。

文政年間より文久年間まで、栗原村・五ヶ町村・火打石村・中之郷村・川口村・佐八村・前山村・大野木村・下久

主な罹災年表

年代	天災内容	
○天保7年（1836）8.13	大洪水で水害多く凶作	小川
○〃 8年（1837）8.14	大洪水で水害多く飢饉	〃
嘉永5年（1852）	大旱魃4月14日～7月21日降雨なく凶作	〃
○〃 7年（1854）11. 4	大地震があり、耕地の畦、家屋の破損が多かった	〃
万延2年（1861）	大飢饉があり村内罹災17戸	日向
明治24年（1891） 6	大洪水で耕地の被害が多かった	小川

○は全国的な飢饉、天災の年であった。

具村・南鮫川村一〇か村庄屋兼帯を勤め、文化六年より明治二年まで六〇年間庄屋役を勤めた。

天　災　小川村（奥河内村と木越村が明治六年に合併）、日向村の記録によると次の表のように天災に見舞われたことがわかる。また日向村では、万延二年に川端御蔵米より補助米九斗を受け、村内有志からも醵出米一石三斗七升を出し、同年二月十日より四月二十日まで焚出し救助したという。

四　明治時代

維新から村制まで

慶応四年（一八六八）七月　度会府できる。
九月　明治と改元
明治二年（一八六九）七月　和歌山藩、版籍奉還して度会県となる。
明治四年（一八七一）四月　戸籍法発布
七月　廃藩置県
明治五年（一八七二）七月　小川郷谷は、度会県第一大区第十三小区に属す。
八月　学制発布
明治六年（一八七三）一月　徴兵令公布

明治七年（一八七四）八月　第十六連区第四区に属す。庄屋を廃して、各村に戸長を置く（民選）。
三月　度会県の地租改正地券公布始まる。
明治九年（一八七六）四月　度会県廃止。三重県管轄に移る。
十二月　伊勢暴動起こる。
明治十年（一八七七）一月　地租一〇〇分の二五へ軽減される。
二月　西南戦争始まる。
明治十一年（一八七八）三月　慣柄組に属する。戸長を廃して、慣柄組戸長が副戸長を選任する。
七月　郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則（新三法）を制定
明治十二年（一八七九）二月　郡区改正により、「川口・栗原・中之郷・日向・五ヶ町・小川」の六か村をもって一区域とし戸長を置く。「駒ヶ野・火打石」の二か村は、「和井野・柳・小萩」と合して一区域となり戸長役場を置く。度会郡役所できる。
明治十五年（一八八二）一月　「中之郷・栗原・日向・五ヶ町・火打石・駒ヶ野」の六か村を一区域に、「川口、小川」の二か村を一区域に改む。
明治十七年（一八八四）九月　二区域を合わして一戸長役場を置く。
明治二十二年（一八八九）四月一日　町村制実施の際、旧郷名に復して「小川郷村」と総称し、村役場を中之郷に定む。村長・助役・収入役各一、書記、学務委員、区長及び区長代理者、村会議員、区会議員各数名、技術員一名を置く。

地租納入と選挙権　明治十二年、初めて、県会議員選挙が行われた。選挙権は、地租納入額によって決められた。明治二十年度の地租納入の区分別人数と、明治二十二年の村別の地租納入者数は表のようであった。

地租納入区分表（明治21年度）　元中之郷村ほか７か村

納税金額区分	人員
拾銭未満	一五人
五拾銭〃	三〇人
壱円〃	二一人
五円〃	七八人
拾円〃	八九人
五拾円〃	四二人
百円〃	一人

地税納入人員

町村名	人員	戸数
駒ヶ野村	四拾七人	三五
火打石村	弐拾八人	一五
小川村	三拾九人	三三
五ヶ町村	三拾四人	一七
日向村	四拾五人	三二
中之郷村	五拾九人	三四
栗原村	四拾七人	三八
川口村	八拾五人	四五
合計	三百八拾四人	二四八

（明治二十二年一月八日）（22・2）

他郡者納税額姓名表		
納金額	住所	氏名
二十円五銭五厘	度会郡 川添村大字粟生	北村武八

（明治二十一年十二月二十二日）

県会議員選挙権を有する者（明治二十一年三月三十一日現在）は中之郷村ほか七か村において表のようであった。

県会議員選挙権を有する者（明治21年）　中之郷村ほか7か村

村名	族籍	地租五円以上を納むる者			地租十円以上を納むる者			議員	常置委員
		選挙権を有する者	選挙権を有せざる者	合計	選挙権を有する者	選挙権を有せざる者	合計		
駒ヶ野村	平民	六	—	六	二	—	二	—	—

小川村	平民	八	一	九	七	一	八	—	—
火打石村	平民	六	一	七	四	—	四	—	—
日向村	平民	一五	一	一六	五	一	六	—	—
五ヶ町村	平民	七	—	七	五	—	五	—	—
中之郷村	平民	七	一	八	九	一	一〇	—	—
栗原村	平民	一一	五	一六	七	—	七	—	—
川口村	平民	一三	一	一四	五	—	五	—	—
合計	平民	七三	一〇	八三	四四	三	四七	—	—

また、町村会・連合会の議員数（明治二二年）は次表のようであった。

町村会及び議員

（明治22年12月21日現在）

村名	会制	会数	議員 定員	議員 現員	被選挙権を有するもの	選挙権を有するもの
駒ヶ野村	村会	一	五	五	三一	三四
火打石村	同	一	五	四	一三	一四
小川村	同	一	六	六	二三	二五
五ヶ町村	同	一	五	五	一五	一五
日向村	同	一	五	五	二九	三〇
中之郷村	同	一	五	五	三〇	三二
栗原村	同	一	六	六	三三	三三
川口村	同	一	八	八	四三	四四
戸長役場部内連合会		一	一六	一六	四四	四四

第四事甲部連合会	一	八	八	四四	四四
火打石村外六ヶ村連合会	一	一四	一四	三九	三九
川口村外五ヶ村連合会	一	二	二	八	八
計	一二	八五	八四	三五二	三六二

村費の負担は、各村民に重くかかった。次の営業区分は営業税の対象業種である。

商人営業区別表　（明治22年2月8日）

区分 / 商名	卸売	仲買	小売商
米穀	—	—	一
酒類	—	—	六
菓子	一	—	六
味噌、醤油、塩、酢	—	—	三
雑商	—		
飲食店	一		
旅人宿	四		
合計	五		

区分 / 商名	卸売	仲買	小売商
油類	—	—	三
肥料	—	—	三
薪炭	—	八	—
合計	一	八	二一

われる。

・徴発物件表（明治二十年十二月三十一日調）
伊勢国度会郡
戸長役場所在地　中之郷村
・村数八・戸数二四八・各戸坪数五一七五・人口男七五六・女七六二・人夫三八八
・官廨　一・寺院　八　軒数八　坪数一六〇
・学校　軒数　一　坪数　五〇
・職工―合計十三
大工　四　石工　二　鍛工　二　桶工　二　木挽職　二　縫工　一

このころも、農業以外に、兼業に、商売をする者が、多かったことがわかる。

中之郷村外七か村の新小川郷村成立直前の状況が次の調べからうかが

・牛　一四二　馬　三
・船舶数　定繋港湾河岸場―一之瀬川岸五十石未満及艇・漁舟・海川小回舟―五九

町村土木費補助に関する橋梁取調表

道称	郡名	村名	字名	橋長	幅	種目	架換年月	同工費
南嶋道	度会郡	小川郷村大字小川	岡山下	五間	六尺	板	明治十五年十月	拾八円五十銭
同上	同郡	小川郷村大字中之郷	古川	三間	六戸	土	明治十四年四月	拾五円

（明治二十二年五月八日）

田の開墾成功届表

区分／年度	山林を田に	開墾筆数	一筆平均面積
	反畝歩		畝歩
明治35	1.3.08	4	3.09
36	7.23	4	1.28
37	1.3.08	2	6.19
38	2.3.24	14	1.21
39	4.07	2	2.04
40	2.7.13	19	1.13
41	6.04	2	3.02
42	1.27	3	0.19
43	5.22	2	2.26
44	2.4.26	2	1.2.13
	町		
合　計	1.2.8.28	54	平均　2.11

明治の開墾　米の増産は、国の米作中心主義となって明治にも引き継がれた。明治三十二年には耕地整理法が公布され、単なる耕地整理だけでなく、開墾・開拓・埋立ても進められ、田の反別は増加していった。

小川郷村の「開墾成功届」にみる水田・畑の開墾のようすも、この国策に沿ったものであろう。次に明治三十五年から四十四年までの一〇年間のようすを表で見てみよう。山林から田に一町二反八畝一二歩の開墾が行われ、年平均五・四件であった。それは明治三十八年・四十年に集中して多い。一筆当たりの開墾面積は二畝一一歩であった。畑の開墾は田よりは容易であったのか面積が田より多い。つまり、一町九反九畝九歩であり、七六筆あり一筆平均一畝一九歩であった。

田畑を合わせて一〇年間に毎年平均一三件の開墾が成功しているのである。

江戸時代末の庄屋中野伊右衛門の指導による農地の拡張は、明治に入っても、根気よく続けられたことがわかる。このようにして、各字の現況に近い、田畑と山林の周辺の風景が形づくられていったのである。

畑の開墾届表

区分／年度	山林を畑に（町反畝歩）	開墾筆数	一筆平均面積（畝歩）
明治35	1.3.22	8	1.22
36	3.10	1	3.10
37	9.19	3	3.06
38	1.1.6.11	46	2.16
39	0	0	0
40	4.3.07	5	8.19
41	9.10	7	1.10
42	0	0	0
43	1.0.20	6	1.23
44	0	0	0
合　計	1.9.9.09	76	2.19

しかし、全国的に大正初めから昭和にかけては、耕地面積の拡大傾向は停滞し、農家戸数は漸増したので、各農家の経営面積はかえって少なくなっていったといわれる。

神社の合併　明治二十二年の新村誕生に続いて精神的な村民の心の統合・村の団結を強めるための政策の一つとして、それ以前の旧村にあった神社が合併された。特に三重県はこの方針の全国でのモデルケースとされ、さらに南勢は一村一社という県の方針が強く実施された。

小川郷村では古くから四社が鎮座していた。社地は夫々〃千古不変〃の地で清浄で老杉古松が蓊蒼としていた。自然に人口を粛然とさせる所であった。それぞれの山川の風致が最も大切で、子供のときからそれが、脳裏に感得されているのであった。このような心情は抜きにして、明治四十年、県の方針の奨励により四社を合併して一社としたのである。つまり、大字中之郷にできた村社「小川郷神社」（祭神名八柱神）である。合祀旧神社名は次のようである。八柱神社・山神社・津島神社・蛭子神社・春日神社・若宮神社・北野神社・児子神社・愛宕神社・秋葉神社である。

小川郷神社は本殿・拝殿・鳥居を明治四十四年、社務所を同四十五年に築造した。基本財産を一一六四円つくった。神職を置き全村民が氏子となった。しかし、旧社地は老木悉く伐採され、あるいは田となり畑となり、また禿山となって、自然に崇敬の念も薄くなった。

昭和に入り、神道思想の啓発とともに神社参拝の数も多くなるに至るのである。

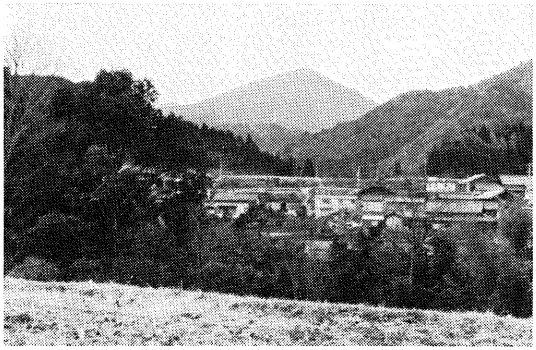

小川から望む獅子岳

五　大正時代

人口・職業・生産・消費　大正三年の人口・職業・生産・消費のようすはそれぞれ表のようであった。

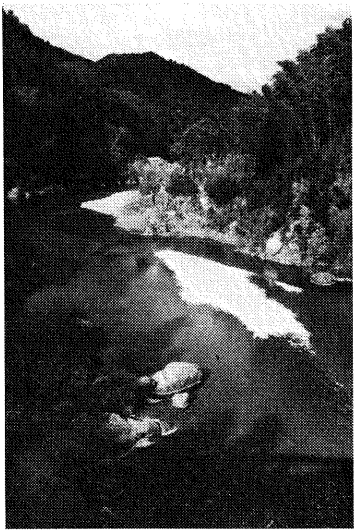

佳境・天祥橋上流（火打石）

職業別戸数（計229戸大正３年）

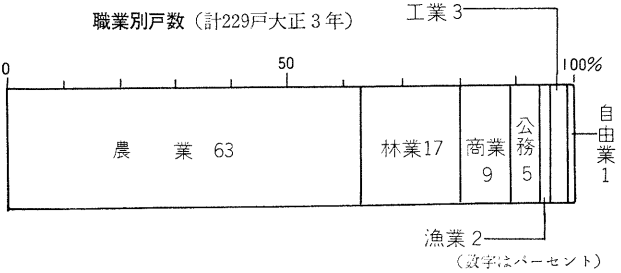

人口（大正三年）

男	女	計
八四七	七八五	一六三二

（一戸平均　五・五八人）

品目別生産と消費（大正三年）

種別	生産額	消費額	他ニ供給額	他ヨリ需用額
米	三七四・四t	二九二・五t	八二・二t	—
麦	六八・三t	九五・一t	—	二六・八t
雑穀	一七・六t	一七・六t	—	—
味噌	四t	二五・一t	—	二一・一t
醤油	四・五kℓ	一五・三kℓ	—	一一・三kℓ
塩	—	九・五t	—	九・五t
酒	—	五・八kℓ	—	五・八kℓ

砂糖	—	一・二t	—	—	—	—	—	—	—	—	一・二t
木炭	九六一・六t	四・八t	九五六・八t	—	—	—	—	—	—	—	—
薪	五、二六一円	九五〇円	四、三一二円	—	—	—	—	—	—	—	—
木材	四、〇三〇円	四、五〇〇円	—	—	—	—	—	—	—	—	四七〇円
石油	—	四・六八kℓ	—	—	—	—	—	—	—	—	四・六八kℓ
蔬菜類	二〇八・九t	二〇八・九t	—	—	—	—	—	—	—	—	—
果物	二一九円	二一九円	—	—	—	—	—	—	—	—	—
魚類	一、〇七六円	一六三〇円	—	—	—	—	—	—	—	—	五五四円
菓子	—	八一五円	—	—	—	—	—	—	—	—	八一五円
服飾	—	九、四四四円	—	—	—	—	—	—	—	—	九、四四四円
器具	—	三、五〇〇円	—	—	—	—	—	—	—	—	三、五〇〇円
肥料	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇〇〇円
その他	七、三七六円	八、一六〇円	—	—	—	—	—	—	—	—	七八四円
合計価格	八一、七五一円	七九、一五六円	—	—	—	—	—	—	—	—	—

六　昭和時代

終戦の年

昭和二十年事務報告から。

概況　昭和二十年ノ如何ニ変転多カリシ年ゾ。B29ノ大空襲ニ始マッテ硫黄島沖縄島ノ失陥、原子爆弾ノ出現、ソ連ノ参戦、ポツダム宣言ノ受諾ニ至ルマデノ惨敗過程ノ回顧ハ誠ニ一場ノ悪夢ヲ追想スルノ感ガアル。コノ一年コソハ肇国以来空前ニシテ絶後ノ悲運極マリナキ年トシテ、子々孫々ニ至ルマデ深ク肝ニ銘ジナケレバナラナイ。然シテ、コノ悪夢ノ後ニ生々シイ現

実トシテ残ルモノハ、親子兄弟夫婦ヲ失エル者、粒々辛苦ノ結晶タル生業ト家財ヲ失エルモノ、飢餓ト酷寒ニサラサレテイルモノ、インフレノ暴風ニ吹キサイナマレテイル者等々デアル。

此等ノ錯綜交雑セル大旋風ハ平和ナ我ガ山村ニマデ吹キ荒レテ、淳朴ナリシ民心ハ「ヤヤモスレバ焦躁ニ流レ失意ノ渕ニ深淪シ詭激（言行が中正をはずれて激しいこと）ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰エ為ニ思想混乱ノ兆サエ呈スルニ至ッタ。

コノ間ヲ於イテ村長（小嶋金之助）ノ任期満了トナリシモ再送ノ栄ヲ担イ、終戦ト共ニ庁内機構ヲ改変シテ、各主管事務ノ廃置分合ヲ決行シ、吏道ノ刷新ニ努メ単身時流ニ棹シテ、政府ノ施策ニ順応シテキタ。国ハ封建制ヨリ自由制ヘ、民主主義ヘト脱皮ニ脱皮ヲ重ネタ。然シナガラ此ノ自由民主ハ外部ヨリ与エラレタモノデアリ、外部ヨリ強制サレタ事実デアルカラ、我々ガ之ヲ完全ニ消化シ摂取スルニハ今後幾多ノ旧勢力トノ抗争ヲ続ケネバナラナイ。

オ、ノ東雲ノ空ハ茜ニ萠エテ毀々タル黎明ノ鐘ハ高ラカニ耳朶ニ響ク。

因ミニ本年特ニ重点的ニ力ヲ注イダ事項ハ次ノ通リデアル。

・**庶務部**＝吏道ノ昂揚、法令規則ノ整備、部落会ノ指導。文書ノ発送ニ当リテハ、終戦ト共ニ緊急ヲ要スル事項激増セル状勢ニアルヲ以ッテソノ処理ヲ敏速ニシタ。

・**兵事**＝常ニ在郷軍人分会、青年学校ト連絡ヲ保チ、臨時召集ノ取扱イニツイテハ法規ニ準拠シ敏速確実ニ措置シ、好成績ニ終始セリ。出征中護国ノ華ト散ラレタル尽忠ノ将兵軍属ニ対シテハ、村葬ヲ以ッテシ、其ノ遺家族ニ付テハ、扶助料、一時金、ソノ他ノ請求、受領等、出来得ル限リノ便宜ヲ計リ又、出征軍人ノ家族ニツイテモ要扶助者ノ調査ヲシ、軍事扶助ノ支給取扱等支援ニ努メ、出征時、兵ヲシテ後顧ノ虞イナカラシムルコトニ留意セルモ、終戦ト共ニ即時之ヲ廃止セリ。

・**税務**＝納税ノ正鵠ヲ期スル為ニ、台帳並ビニ収納簿ニ万違算ナキヲ期スルハ勿論、本年ハ特ニ風水害地ニ対シテハ、災害免租ノ手続キヲトリ、応召従軍々人ニ対シテハソノ減免ヲ申請セリ。

・**戸籍**＝出生及ビ婚姻ニ於テハ稍減少ノ傾向ニアリ。死亡ニ於テハ戦死戦災死ノ増加ト、不幸伝染病ノタメ激増ヲ来シ、ヒイテ家督相続ヲ亦増加セリ。寄留ニ於テハ、戦災疎開ヲ依リテ多数入村セシモ、無届ノ者多シ。

・**学務**＝戦時中ハ転出入学令児童頗ル多ク、終戦ニ伴イテ引揚民ノ移動等アリシタメ、頗ル繁雑ヲ極メ、神社神道ノ地方公共団体ヨリノ分離、信教ノ自由確立等、緊急ヲ要スル事項多シ。

・**衛生**＝不幸伝染病（赤痢）ノ発生アリテ十数ノ尊キ生命ヲ犠牲トセシハ真ニ痛恨ニ堪エズ。

新日本発足ニ当リ、将来国家ヲ背負ウベキ青少年乳幼児ノ健康保持ト増強ハ重要任務ノ一ツデアリ依ッテ体力ノ検定ヲ行イ、乳幼児妊産婦ニハ医師ノ協力ヲ俟ッテ保健保護ニ特ニ意ヲ用イ、復員軍人ニ対シテハ健康診断ヲ実施ー。

・厚生＝終戦後、従来ノ社会係ヲ廃シテ厚生係トシ、専ラ、復員軍人未帰還軍人ノ家族、外地引揚者、戦災者等ノ援護ニ努メ、併セテ従来ノ扶助援護等ノ方面事業、保険事業ニ一段ノ考慮ヲ払イツツアリ。

・職業＝国民動員事務ニ関シテハ、戦時生産力ノ飛躍的増大ニ伴イ労務ノ配給ハ益々増大ノ一途ヲ辿レリ。本村ニ於テモ、農業会、国民学校ト連繋ヲ保チ、農業要員ノ指定、国民徴用ノ適正、挺身隊及勤労報国隊ノ編成並ビニ之ニ伴ウ国民勤労動員援護事業等ノ処理ニ過誤ナカラシムベク努メタガ、終戦ト共ニソノ要ナク之ヲ廃止セリ。

・米作＝米ノ生産額ハ生産物中主位ニ在リ。村ハ国策ニ即応スル為、管理米トシテ出来得ル限リ増産ニ努メタ。

供出義務アルヲ以テ、食糧増産班長ヲシテ、増産目標ヲ定メシメ品種ノ改良、施肥ノ合理化等ニ努メシメタリ。然レ共本年ハ成熟期ニ至リテ稀有ノ暴風雨ニ依リ、被害甚大、意外ノ減収ヲ来シタリ。然レ共管理米供出ニ関シテハ、農業会並ビニ増産班長等ト緊密ナ連絡ヲ保チ公正ナル割当ヲ実施シタル結果、相当過重ナリシ本供出モ村民ノ赤誠心ニヨリ些カノ不納モナク完全ニ納入セリ。

・麦作＝米ニ次グ重要農産物ニシテ之亦米ト同様、国策ニ従イ作付反別ヲ増加シ、増産班長ヲシテ適切ナル肥培管理ヲナサシメタル結果予定ノ収量供出ヲ見タルハ甚ダ喜ブベキコトナリ。

・甘藷＝甘藷ハ米麦ニ次グ食糧作物ニシテ、村ハ前年ニ比シ三倍ノ増反ヲ実施シ、肥培管理ニ力ヲ注ギタリ。然レ共結実期ニ於イテ一部水害ヲ蒙リタルモ、概シテ良好ナル結果ヲ得、之ガ供出ニ当リテモ村内消費者特配トシテ、合法的配給ヲ行イタリ。明年度ハ更ニ荒蕪地ノ開墾ニヨリ一層ノ増反ヲナス計画ナリ。

・養蚕＝副業トシテ最モ適シタル事業ナリシモ、近年繭価ノ他作物ニ比シ、低廉ナルト、一面、食糧増産ニヨリ、桑園ノ整理アリテ極メテ不況トナリ、逐年飼育戸数及産額ノ減少ヲ見タルハ甚ダ遺憾トス。然レ共、終戦後、貿易品ノ見返リ物資トシテ重要ナル役害ヲ演ジツツアル折柄、国ハ繭ノ大増産ニ乗出サントスル現況ナレバ、村モ適切ナル方法ヲ樹立シ之ガ奨励ニ努メントス。

・林産物＝本村ノ重要生産物ノ一ツニシテ、国家ノ要請ニ基キ、森林組合、農業会ト緊密ナル連繋ヲ保チ木炭増産、木材搬出、薪ノ供出等労力不足ヲ克服シテ所期ノ目的達成ニ努力シツツアル現状ナリ。

・**地理土木**＝食糧増産ニ基ク土木事業トシテ、農地ノ開発、農道ノ整備、水路ノ建設、井堰ノ改修等、各部落ニ亙リ強力ニ施行セシメツツアリ。

・**統制**＝統制事務ハ終戦後トイエドモ戦時ト同様、一旦調査シタル事項ハ、日ヲマタズシテ直チニ事実トシテ実現スルヲ以テ、之ガ調査ニ当リテハ、正確公平ヲ期セザルベカラズ。村ニオイテハ終戦後ニオケル資源ノ調査、農林統計調査、産業調査、基本調査等、全テノ物質ノ調査ニ部落会長、農林統計調査員各種団体長等ト密接ナル連繋ヲ保チテ之ニ当ラシメ、生産物集荷、供出、貯蔵等ソノ運用ニ遺憾ナカラシムベクツトメタリ。

・**配給**＝戦局ノ重大性ヲ加ウルヤ銃後国民生活ノ安定ハ偏エニ本事務ノ円滑ナル遂行ニアリト思惟シ、農業会、商組ト緊密ナル連繋ノ下ニ諸物資ノ配給ニ努メシモ、終戦ト共ニ、益々緊迫性ハ加重シ、稍モスレバ不測ノ禍ナシトセズ。依ツテ鋭意当局ノ指示セル配給方法ニ則シ、細密ナル基礎調査ト正確ナル配給明細トニ基キ末端配給ヲシテ適正公平ナラシム。

・**教育**

国民学校＝前年度教育方針ノ延長トシテ時局即応ノ教育ニ専念シ、職員相互ノ切瑳ニヨリ新日本建設ヘノ基礎的教育ニ精進シツツアリ。軍国主義的極端ナル国家至上主義的教育ノ殻ヨリ脱却シテ民主主義的教育ヘノ転換ト同時ニ教科教授ニ必要ナル教科書ノ削除修正等、設備ノ改廃ニツイテモ研究。

青年学校＝時局ニ鑑ミ食糧ソノ他生活物資増産ノタメ学校ニオケル一斉授業ヲ避ケテ父兄ト共ニ之ニ当ラシムルコトニシタリ。

・**農業会**＝組織以来二ケ年ニシテ業績見ルベキモノアリ。戦時中ハモトヨリ、終戦後トイエドモ、村内金融オヨビ農産物増産、食糧配給ニ大イナル役割ヲ演ジタ。

・**信用部**＝経済ノ好況ニヨリ貸付金ハ大ナル減少ヲ来シタルモ預金ニ於テハ未曽有ノ成績ヲ挙ゲタリ。

種別	昭和十九年末	昭和二十年末	増減
預金	二八九、一〇七円	五四九、七四六円	二六〇、六四九円
貸付金	一〇八、六九〇円	八六、四五九円	△二二、二三一円

・**信用部**＝米・麦・甘藷・馬鈴薯・木炭等ノ取扱高左ノ通リニシテ、近年稀ナル凶作或ハ労力不足ニヨル木炭焼出減少等アリタルモイズレモ成績ヲアゲタリ。

品目	昭和十九年度取扱高	二十年度取扱高	増減
米	一〇五・三t	—	—
麦	三六・五t		
甘藷	一六・〇t	三九・一t	二・六t
馬鈴薯	四・〇t	六六・四t	五〇・四t
木炭	三三、八四七俵	一〇・四t	六・四t
		二四、八八八俵	△八、九六〇俵

・**購売部**＝物資ノ配給ハ適正ヲ旨トシ、配給外物資ノ取入レヲ行イ、努メテ一般ノ便宜ヲ計リタリ。

種目	昭和十九年売上高	二十年売上高	増減
購売品	三三、四六四円	六二、五二九円	二九、〇六九円

・**森林組合**＝戦時中ハ割当生産、戦後ニ於テハ復興資材ノ増産ニ挺身セシモ予定ノ数量ニ達セザリキ。尚、伐採跡地ニ対シテハ極力植林ヲ勧奨シ殆ンド植栽ヲ完了セシメタリ。

木材割当		一二、〇〇〇石
伐採		五、〇〇〇石
植栽反別		七町二段二畝
苗木斡旋	杉	二三、一〇三本
	松	五〇〇本

歳入

（昭和二十年度歳入歳出予算から）

六七、六二七円	1　村税	一四、五六八
	2　財産積立	四〇六

歳　入

繰入金　(1)

財産収入・手数料・繰越金　(1)

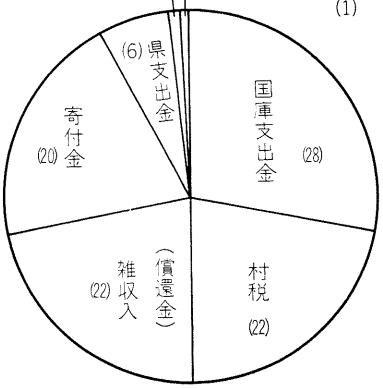

<昭和20年度小川郷村>（数字はパーセント）

3	使用料手数料	四六三
4	国庫支出金	一八、六二四
5	県支出金	三、七六五
6	寄付金	一三、八一六
7	繰入金	一、二三二
8	繰越金	二〇〇
9	雑収入	一四、五五三

歳出

1	会議費	六七、六二七円
2	役場費	三九四
3	土木費	一二、五四九
4	教育費	二三、九八〇
5	衛生費	四、一二三
6	厚生費	八九四
7	勧業費	一、六八八
8	警防費	三、六五二
9	地方振興費	六四七
10	選挙費	六二二
11	統計調査費	一五〇
12	財産費	三六三
13	公債費	二、三四五
14	負担金	一、四一〇
15	補助費	五
16	諸費	二、〇〇〇
17	予備費	一五〇
		一〇〇
		（前年より減）
	防空費	三五〇
	賠償費	四七三
	神社費	二〇五
	戦時特別費	三、〇二〇

農地委員会　農地改革の要請に基づく諸法令規則など矢つぎばやの公布、通牒（つうちょう）により活発な活動を開始し

小川郷村戦後3年間主要生産物表

種目＼昭和年		20	21	22
米	t	46.1	65.9	60.0
麦	t	39.1	23.8 気象不良	14.0
甘藷	t	66.4	48.0 水猪害	干生 3.6 11.6
馬鈴薯	t	10.4	1.0	1.4
木炭	俵	24,880	24,295	45,000

た。開催会議数、実に二〇回にして、取扱いし売渡・買収・変換など、列記の数字を見るとき驚異的業績といっても過言ではなかろう。

農地改革状況（昭和二十一年末現在）

買収面積　一〇町七反八畝一五歩
筆数　五一四四筆
対象地主　四〇名
売渡対象農家戸数　九〇戸
必要経費　八万五〇〇〇円

町村合併まで

昭和二七・二　本郷橋架橋についての議案から。
　総工費見積額　一〇一万二〇〇〇円
　工事着手予定年月　昭和二七・三
　工事完了予定　同　四
　昭和二六年度から昭和二十七年度への継続事業とする。
昭和二八・九　役場庁舎改築についての計画から。
　工事着手予定年月　昭和二八・一〇上旬
　工事完了予定〃　同　二八・一二
昭和三〇・二　小川郷村・一之瀬村・内城田村・中川村を廃し新たに度会村を置く（議案）。
昭和三〇・三　新村建設計画の策定について議会で審議された。

七　地名と村長名

川口（かわぐち）

合戸（あいど）
阿弥陀洞（あみだぼら）
赤堀（あかぼり）
赤田（あかだ）
浅七屋敷（あさひちやしき）
浅間浦（せんげんうら）
秋葉浦（あきばうら）
秋葉前峰（あきばまえみね）
池田（いけだ）
一之谷（いちのたに）
居山（いやま）
一本松（いっぽんまつ）
浦之川原（うらのかわら）
梅ヶ谷（みやたに）
梅ヶ谷奥（みやたにおく）
上山（うえやま）
上之垣内（うえのがいと）
馬屋（うまや）
大粉田（おこだ）
奥滝本（おくたきもと）
奥田（おくだ）
大垣内（おおがいと）
大峰（おおみね）
奥山崎（おくやまさき）
相戸野（あいどの）
大林（おおばやし）
おどろ石
おどろ石奥
大洞（おおぼら）
竈土（かまつち）
片田広（かただびろ）
上中砂（かみなかす）
かり屋敷
神山（かみやま）
勝手広（かってびろ）
勝手広口（かってびろぐち）
神ヶ岳（かみがだけ）
木戸（きど）
切戸（きりど）
北尾（きたお）
北村（きたむら）
切間口（きりまぐち）
切間（きりま）
口山崎（くちやまさき）
楠田（くすだ）
倉取（くらとり）
口深戸（くちふかど）
葛原（くずわら）
五り之薮（ごりのやぶ）
五り田（ごりだ）
小畑（こばたけ）
五り田奥（ごりだおく）
小山（こやま）
権十郎谷（ごんじゅうろうだに）
小堂尾（こどお）
里（さと）
神戸（じんど）
しをきが坂
下中砂（しもなかす）
新林（しんばやし）
下戸（おりと）
炭竈（すみがま）
炭竈向（すみがまむかい）
清助神山（せいすけかみやま）
惣作（そうさく）
滝本（たきもと）
田面（たづら）
高坂（たかさか）
棚田（たなだ）
天道（てんどう）
戸石（といし）
鳥居（とりい）
頓賀浦（とんがうら）

飛瀬浦（ひせうら）
栃谷（とちだに）
堂山（どうやま）
虎ヶ岳（とらがだけ）
中川原（なかのかわら）
中野（なかの）
中山崎（なかやまさき）
奈古山（なごさ）
中之川原上（なかのかわらうえ）
二谷（にのたに）
橋爪（はしづめ）
日の口（ひのくち）
船戸（ふなど）
風呂屋谷奥（ふろやたにおく）
風呂ノ田（ふろのた）
深戸向（ふかどむかい）
風呂田坂（ふろださか）
太尾（ふとお）
東山（ひがしやま）
兵次ヶ谷（ひょうじがたに）
古小池（ふるこいけ）
坊垣外（ぼうがいと）
坊主山（ぼうずやま）
兵次ヶ谷赤堀（ひょうじがだにあかぼり）
的場（まつば）
前村（まえむら）
的場先（まつばさき）
向井田（むかいだ）
向井川原（むかいがわら）
毛内谷（げらのだに）
山起し（やまおこし）
山神戸（やまかみと）
家号田（やごだ）
藪鼻（やぶはな）
与五郎田（よごろだ）
与次郎竈（よじろがま）
猟師谷（よしだに）
老母（ろんば）
脇之垣内（わきのがいと）
竈塚（かまつか）
浅間（せんげん）
くつかけ
風呂屋谷口（ふろやたにぐち）
竈塚口（かまつかぐち）
多葉越谷（たばこしだに）
地下田（じげだ）
石原（いしはら）
岡（おか）
角切（すみきり）
岩ヶ休場（いわそば）
岩ヶ休場向（いわそばむかい）
ぬめり石
深戸奥（ふかどおく）
与四郎田（よしろうだ）

栗原（くりはら）

畦地（あぜち）
あんの田
岩園（いわその）
牛ヶ谷（うしがたに）
大道（だいどう）
をりと
北ノ垣内（きたのがいと）
久保（くぼ）
黒岩（くろいわ）
越牧田（こしまきだ）
ここず
小滝（こたき）
笠川原（かさごら）
笹山（ささやま）
新田（しんで）
神戸（じんど）
炭穴（すみあな）
せんご
田ノ垣内（たのかいと）
滝ノ下（たきがした）
滝ヶ洞（たきがぼら）
堤（つつみ）
西垣内（にしがいと）
西山（にしやま）
酉羽ご（とりはご）
花瀬（はなせ）
東山（ひがしやま）
東山田（ひがしやまだ）
火ノ口（ひのくち）
神部田（かんべだ）

的場（まとば）
丸山（まるやま）
溝端（みぞばた）
南田（みなみだ）
宮ノ谷（みやのだに）
猟師谷（よしだに）
古城（ふるじょ）
小畑（こばたけ）
枝郷山（えたごやま）
天白（てんぱく）
宮森（みやもり）

中之郷（なかのごう）

赤田（あかだ）
内野（うちの）
馬ノ瀬（うまのせ）
牛ケ谷（うしがたに）
牛草（うしくさ）
牛草奥（うしくさおく）
上ケ広（かみがひろ）
表垣内（おもてがいと）
奥どめんしょう
岡本（おかもと）
太田（おおた）
親原（おやばら）
おたん洞（おたんぼら）
おせら洞（おせらぼら）
から谷（からたに）
河向（かわむかい）
柿ノ木洞（かきのきぼら）
片つら山（かたつらやま）
片山（かたやま）
岸ノ上（きしのうえ）
北裏（きたうら）
栃ノ木谷（とちのきだに）
小切間（こぎりま）
小六田（ころくだ）
こずほら
小峠（ことうげ）
五らたけし（ごらたけし）
坂場（さかば）
山三山（さんぞうやま）
皿がひろ（さらがひろ）
白山（しらやま）
清水（しょうず）
しなの垣内（しなのがいと）
ししあな
しょげとの林（しょげとのはやし）
清水洞（しょうずぼら）
しゃくし
杉ノ木谷（すぎのきだに）
しょうぶが谷
外河内（そとごち）
高橋（たかはし）
高瀬（たかせ）
たの洞（たのぼら）
滝ケ下（たきがした）
茶屋林（ちゃばやし）
ちょうろじ
峠（とうげ）
酉の首り（とりのくびり）
道ケ野（どがの）
道源坂（どげざか）
堂ノ前（どうのまえ）
どめんじょう
土橋谷（つちばしだに）
中木戸（なきど）
葉根田（はねだ）
馬場（ばば）
日向ケ瀬（ひなたがせ）
平生（ひろお）
平岩（ひらいわ）
ひれ石（ひれいし）
火口（ひぐち）
古川（ふるこ）
へぎりま
ホソノキ洞
丸山（まるやま）
松葉（まつば）
水ノ田（みずのた）
己と瀬（わたとぜ）
山木戸（やまきど）
安田（やすだ）
やじか尾
山田洞（やまだぼら）
岡本谷南（おかもとだにみなみ）
かじ切間（かじきりま）
しまひろ
横林（よこばやし）

梅ノ木原（うめのきばら）
本田（ほんだ）

日向（ひなた）

赤土（あかつち）
一ケ広（いちがひろ）
一のこうず（いちのこうず）
馬あたり（うまあたり）
岡山下（おかやました）
沖ノ裏（おきのうら）
小川殿（おがわどの）
岡山（おかやま）
おべし
カラシ山（からしやま）
上垣内（うえがいと）
片山（かたやま）
下り（くだり）
小原（こばら）
小原裏（こばらうら）
小河内（こごうち）
小つぼ峠（こつぼとうげ）
五丈（ごじょう）
三角山（さんかくやま）
猿河内（さるごうち）
シデノ木（しでのき）
しぼ谷（しぼだに）
新外（しんがい）
谷ノ奥（たにのおく）
滝渕（たきぶち）
高岡（たこか）
辻札（つじふだ）
天神山（てんじんやま）
土橋（つきばし）
堂ノ前（どうのまえ）
椿洞（つばきぼら）
長通り（ながどおり）
中道（なかみち）
西谷（にしだに）
秤り岩（はかりいわ）
ハノベ
日向山（ひなたやま）
日向ケ瀬（ひなたがせ）
樋ノ上（ひのうえ）
風呂屋（ふろや）
ふけ
ほての谷（ほてのたに）
御堂ノ谷（みどのたに）
御殿裏（みどのうら）
水呑（みずのみ）
宮ノ上（みやのうえ）
横ぬき（よこぬき）
若山（わかやま）

五ケ町（ごかのちょう）

一夜風（いちやかぜ）
井戸ノ谷（いどのたに）
表垣内（おもてがいと）
大ホラ
大椋（おおむく）
大岩の谷（おおいわのたに）
岡ノ前（おかのまえ）
カゲノ
狩山（かりやま）
片山（かたやま）
久七屋敷（きゅうひちやしき）
小ヅカト（こづかと）
佐賀（さが）
坂井戸（さかいど）
所賀野（ところがの）
ソノ
高瀬（たかせ）
田ノ頭（たのかしら）
滝ノ谷（たきのたに）
タモ
チカ子バ（ちかねば）
登り道（のぼりみち）
昼喰場（ひるくいば）
藤山（ふじやま）
細入（ほそいり）
道ノ浦（みちのうら）
宮ノ前（みやのまえ）
宮添（みやぞえ）
森垣内（もりがいと）
与作釜（よさくがま）
古木場（こぎば）

小川（おがわ）

あさり

石ぼね
井詰（いづめ）
井ばし（いばし）
いもち洞（いもちぼら）
いの山
稲場（いなば）
えりが谷
岡山下（おかやました）
岡山（おかやま）
大ノ田（おおのた）
大平生（おおびら）
大戸（おおと）
かじ田
かいた畑（かいたばたけ）
柿平生（かきのきびろ）
かげの
北河内（きたごうち）
下り（くだり）
くす洞山（くすほらやま）
下山（くだりやま）
小四郎井戸（こしろいど）
こくびり
こじゅり
定垣外（さがいと）
定溝（さだみぞ）
定山（さだやま）
清水垣内（しみずがいと）
新林（しんばやし）
上殿（じょうどの）
四ノ木戸（しのきど）
田上（たのうえ）
谷合（たにあい）
辻垣内（つじがいと）
鶴こ田（つるこだ）
天神釜（てんじんがま）
西久保（にしくぼ）
西ノ向井（にしのむかい）
西ノ谷（にしのたに）
西山（にしやま）
登り（のぼり）
登り尾（のぼりお）
半三谷（はんざだに）
ひび原（ひびわら）
風呂屋（ふろや）
藤原（ふじわら）
藤わき（ふじわき）
藤尾（ふじお）
まつどめ
松尾（まつお）
満りくら（まりくら）
南谷（みなみだに）
三ツ岩（みついわ）
向井（むかい）
村上（むらかみ）
社田（やしろだ）
社（やしろ）
よしが谷
横がけ（よこがけ）
榎木谷（えのきだに）
うさき尾（うさぎ尾）
火打石（ひうちいし）
伊助田（いすけだ）
石亀（いしがめ）
梅ケ谷（うめがだに）
浦田水口（うらのたみなぐち）
えせび坂（えせびざか）
表垣外（おもてがいと）
大立野（おだちの）
大俣（おおまた）
大畑け（おおばたけ）
片倉（かたくら）
勘治広（かんじびろ）
観音山（かんのんやま）
釜土（かまつち）
木戸（きど）
北木戸（きたきど）
下り（くだり）
小訳（こわけ）
小猿（こさる）
古田（ふるた）
古田山（ふるたやま）
五里俣（ごりまた）
五里俣口（ごりまたぐち）
篠木原（しのきわら）
瀬戸の（せとの）
せげ田（せげだ）
善助田（ぜんすけだ）
そろ市（そろいち）
たつき山（たつきやま）

たしろ
田水口（たみなぐち）
滝谷高水（たきやこうず）
取畑（とりばたけ）
内瀬俣口（ないぜまたぐち）
内瀬俣（ないぜまた）
なめら
中井戸（なかいど）
子ぶか広（ねぶかびろ）
登り（のぼり）
彦口（ひこぐち）
広山（ひろやま）
彦助（ひこすけ）
日ノ上（ひのうえ）
広山口（ひろやまぐち）
彦山（ひこやま）
風呂屋ノ道（ふろやのみち）
吹け（ふけ）
古木場（こぎば）
船ほら（ふなほら）
本田（ほんだ）
ほが谷（ほがだに）
丸野（まるの）

松原子（まつわらご）
みど山（みどやま）
みどやぶ
丸田（まるた）
与八田（よはちだ）
よき取石（よきとりいし）
われ石（われいし）
源治田（げんじだ）
風呂屋（ふろや）

駒ケ野（こまがの）
あさま
板場（いたば）
岩ヶ野下た（いわがのした）
井戸田（いどだ）
井口（いぐち）
うらきり
柿木広（かきのきびろ）
下り（くだり）

小城井戸（こしろいど）
小末谷（こすえだに）
金比羅（こんぴら）
こをろ谷（こおろだに）
里沖（さとおき）
里沖南（さとおきみなみ）
猿田原（さるたわら）
茂をた（もおた）
新田（しんで）
しきやひろ

小川郷村歴代村長

代	村長名	就任期間 就任	就退
1～3	奥本助雄	明治22・5・6	
		〃 33・3・3	
4	掛橋伊祐	〃 33・3・6	
		〃 33・3・12	
5	中井辰蔵	〃 33・3・20	
		〃 34・5・8	
6～7	掛橋伊祐	〃 34・5・29	
		〃 42・5・29	
8	中奥幸三	〃 42・6・11	
		〃 43・7・14	
9	伊藤宇兵衛	〃 43・7・27	
		大正2・3・5	
10～11	掛橋久平	〃 2・3・28	
		〃 10・3・28	
12	中奥幸三	〃 10・3・31	
		〃 14・4・10	
13	掛橋久平	〃 14・4・11	
		昭和4・4・10	
14～16	西田牧蔵	〃 4・4・10	
		〃 16・4・10	
17～18	小嶋金之助	〃 16・5・5	
		〃 21・11・16	
19	岡村善三	〃 22・4・5	
		〃 26・4・5	
20	橋本定右衛門	〃 26・4・24	
		〃 30・3・31	

女郎河内（じょろごうち）
高尾（たかお）
戸治神（とじかみ）
との山
長尾（ながお）

西はけ（にしはけ）
ぬた
番所（ばんどころ）
東沖（ひがしおき）
彦沖（ひこおき）

古木場（こぎば）
風呂屋（ふろや）
又治林（またじばやし）
南谷（みなみだに）
むしの

休場（やすんば）
若宮上（わかみやうえ）
漆谷（うるしだに）

第十章　一之瀬

一　地名の起こり

「一之瀬」の郷名は古代からあったと思われる。一之瀬谷・一之瀬郷・谷中・谷中村・小川一之瀬谷ともいわれ、市之瀬とも書かれた。これらの呼び方から、明治二十二年の町村制実施のとき、村名を「一之瀬村」と選定されたのであった。「勢陽五鈴遺響」の字中村の項に、〃方俗駒ヶ野中村と称す、また、中村より以上駒ヶ野に至り総じて一之瀬谷と名づく〃とある。

一之瀬は、古代（大化改新後の孝徳朝）から神領の度会郡に属していた。

神郡は大和朝廷に管理され、神宮司（大中臣氏）の支配する神領であった。度会郡内の農民は全部封戸とされ、租庸調を神宮に収めていたであろうと思われる。さらに出挙（春に苗を借り、秋に利息をつけて返す）も行われていた。一之瀬は国司でなく神宮に支配されていたのである。

「神鳳抄」には〃一瀬御薗〃が記され、「神宮雑例集」には、豊受大神宮の御遷宮材木を惣柄小川から百本余り流したと記録されているが、その材木は中村の〃御杣〃（ここには村落があった。）から切り出されたものとも考えられる。また、神領について、「伊勢太神宮領壹之瀬御薗御内之事」という貞治二年（一三六三）八月二八日付の文書が、宝暦十年（一七六〇）まで残されていたという。その内容は

四至　東ハ限奈井瀬横峰
西ハ高山神之久岐之住ハタ
南ハ限志摩根
北ハ限峯東ヘハカラス山
六郷之　老若江、

とあったという。

「御薗」はもともと特産物を神宮に差し出し、その代わり調・庸（布・糸・絹）は免除されたようだが、平安時代になると荘園（神宮の私有地）として、神宮の祢宜・権祢宜たちによって開拓されていった。でき上った御薗から神宮に年貢を納めるときは、関係した祢宜たちに口入料を支払うことがあった（一瀬御薗では口入料は記録されていないが、葛原御薗では、二人の神主に麦六斗が支払われている）。

二　「字」の歴史と伝承

鬼の寝屋　脇出の向井前田地先前川の注口に巨岩があり、土地の人々が鬼の寝屋と呼ぶ穴がある。広さは、東西三・六メートル、南北一・二メートル深さ一・五メートルで、岩の大きさは、一六メートル×九メートルである。脇出は初め南中村より分村したので、西出・東出・北出と、傍らに出たので名付けられたという。

中　村　明治十二年「南」の字を付けて南中村と改称した。元は中村であった。天保郷帳以来である。それ以前は、北垣内村・御柚村・日部村であった。天禄十三年伊勢国郡村庄祿に次のように記されている。

一、高二四七石二斗九升四合　中村之内枝郷　御杣村
一、高五六石一斗一升三合　〃　北垣内村
一、高四八石四斗三升三合　〃　日部村

小松作右衛門による開墾　道行竈からの庄屋であった小松翁は、和歌山藩庁の許可を得て、明治二年十一月初旬から翌年五月初旬にかけて開墾を行い十数町歩を開いた。費用は数千両であったという。明治十八年に南中村一村中で「墾田碑」を建てた。一之瀬イガラ溝がそれである。この開墾には、柳村庄屋芝山笑兵衛・脇出村庄屋山崎省三が協力した。イガラは奥広地先で一之瀬川を分水し、御杣河内一〇町歩を灌漑した。堰は石畳で、長さ五〇メートル、幅三・六メートル、高さ一・八メートルで、溝路延長約一・四キロメートル、幅一・二メートル、深さ〇・六メートルである(なお、このあたりを一之瀬沖と言い、一之瀬の地名の起こりと伝承されている)。

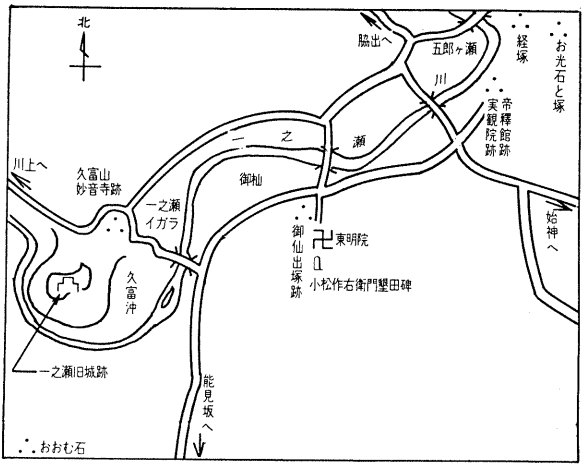

南中村古跡要図

南中村字御杣出組に愛洲の森と呼ぶ古墳がある。これは多気の代官であった愛洲某氏が住んだという伝説がある。

中村と脇出の境界の北垣外御師道路の下方にオーヤレ塚があり、小高く土を盛った丘があったが、昭和四十四年に姿を消した。

南中村の東明院の院堂は、脇出村の青木山に建っていた浄安寺の堂宇である。青木山は今も浄安寺山と呼ぶ。また、用水溝として次のものがあるが、設置年月は不詳である。



小松作右衛門の碑（南中村開墾の恩人）

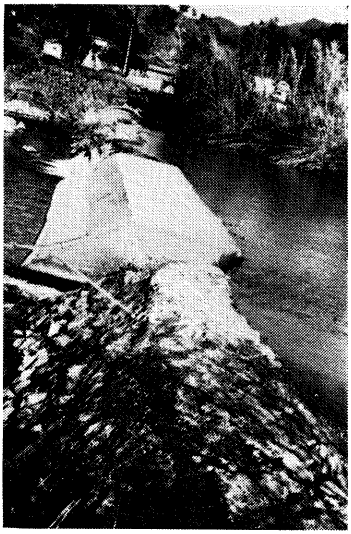

一之瀬最古のイガラ（南中村）

川上溝　字川上の上木沖で一之瀬川を分水。中井口、松原、広垣外一九町歩を灌漑する。堰の長さ二九メートル、幅四・五メートル、高さ三メートル。溝路延長三・五キロメートル。

不動井堰溝　川上久富沖で分水、大字脇出に入る。堰は石畳で、長さ四〇メートル、幅四・五メートル、高さ二・四メートル。溝路延長一・五キロメートル。灌漑田地一一町歩。

和井野溝　四郎ケ瀬・五郎ケ瀬で分水し、和井野二八町歩を灌漑する。堰は石畳で長さ四五メートル、幅一四メートル、高さ七メートルであり、溝路延長一・九キロメートル、幅一・八メートル、深さ〇・九メートルである。

脇出村の天神山は元、天満宮を祀り、広い踊り場がある。これは愛洲家の祭神である。

瀬戸という地名は、城の木戸口、つまり入口のことであるという。

脇出溝　字鳥垣外地先で分水。堰の長さ五〇メートル、幅四・五メートル、高さ二・七メートル。脇出一二町歩を灌漑して市場に入り、六町歩を灌漑する。溝路延長二・一

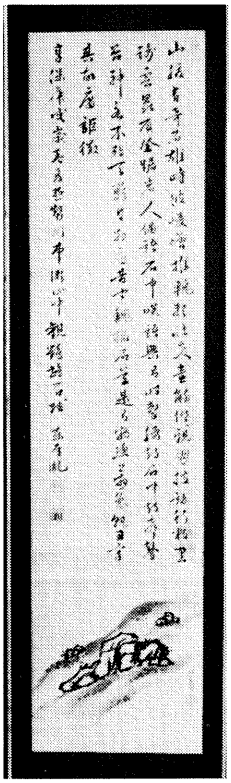

津藩の儒者伊藤東涯の書（青木家）

キロメートル。

おおむ石と伊藤東涯　おおむ石は享保のころから名づけられた。樵夫が岩の下で、連れと話をしていると岩中から声が聞こえ、話し手とそっくりのため、山霊だと恐れたという。

享保十五年（一七三〇）、伊藤東涯が来遊し、詩を作って、道案内の村人に与えたという。その詩を後に、霊元上皇（一六八七～一六九六）が、画工宗仙に勅して屏風に画かせ、東涯が序を書いたという。さらに、竹田出雲の浄瑠璃にかたられて、一之瀬のおおむ石は世に広く知られるようになった。

名勝おおむ石　次に斎藤拙堂（江戸末期の津藩・有造館の督学）の文によってくわしく案内しよう。

――『道仙為レ導歴二脇出中村一里余抵二能見坂下一右折而上八町石任嶮高十余丈濶二十丈許衆坐二石下少平一』（居合わせた仙人のような老人に案内され、脇出・中村を過ぎて一里余り行く。能見坂の下で右折してさらに八町行くと鸚鵡石がある。高さ三〇メートル余り、岩の大きさ六〇メートル余り、人々は石の下の少し平らな所に坐ることができる）『纔発レ聲則石即二応之一無二一言一笑不二酬答一但大聲疾呼無二節奏一者石不二肯応一緩聲抑揚者則備応レ之不レ喜二糸竹一又不レ善二鼓笛一雖レ応不レ妙』（石はかすかな声で歌いかけると、一言一笑でも必ず答える。ただ、大声でどなってメロディーがないのは答えようとしない。緩やかに抑揚をつけることだ。絃楽器・鼓・笛でも反応はあるがよろしくない。『尤喜二宛転曲折備悉一其趣一如二両人相和者一且絃歌之類其初一闋不二甚相応答一至二二闋三闋一其応益顕殆類レ有下血気解二音律一者上』（最もよいのは、程よい、曲折のあるのは、ひびき合って、向い合った人が唱和する具合に聞えるのだ。絃歌も一曲で終りではだめで、二・三曲続いたときによく応答し、生き

て音律を解しているようだ）『朱レ知下話石響之類果能如レ此耶上道仙善二歌曲一為レ度数回余輩不レ暁二声音一者妄為二伯牙之聴一不レ知石果点二頭於余言一乎否』（こんなによく響く石はほかには知らない。道づれの仙人が歌曲を数回歌う。しかしその歌声のわからない者は、みだりに伯牙（琴の名人）の音を聴こうとする。石がはたして、余の言にうなずくか）

旧跡久富山　久富山妙音寺　南中村西方の観音山・定山の道の上に、かつてかなり大きい伽藍があったという。今も観音堂跡地近くには、「日本廻国宝暦十三年八月十五日和井野村高橋与四郎」と書かれた碑が残されている。彼はそこに経を埋めたという。

妙音寺は、織田信長に焼き払われて後、奥ノ院、鐘楼跡は残っていたと伝えられる。明治二十年代末までは、観音堂守がいて正月の縁日に参詣する人が多かった。明治三十一年東明院の近くに移り、明治三十八年東明院境内に移築された。また、東明院には、久富山妙音寺から移したという宝篋印塔（高さ六五センチメートル）があり、明徳二年（一三九一・南北朝合の一前年）十月二十日と刻まれている。

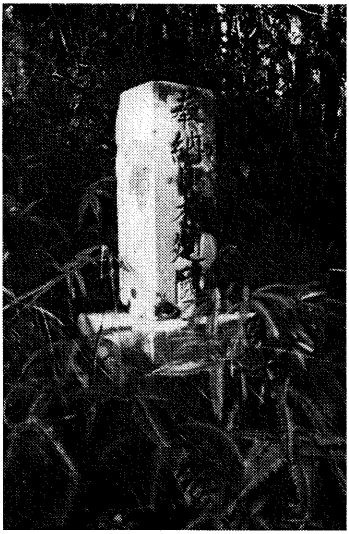

和井野村の人が宝暦に建てた碑

南中村東明院の鐘の銘には、

勢州一之瀬谷久富山妙音寺什物
江戸　西村和泉守作

とある。しかし、年号は記されていない。

七洞峠　七保村永会との堺にある。かつて山頂に広さ一町歩の七洞池があり大蛇が住んでいた。猟師がその害を恐れて射殺した。その後七日間、鮮血が谷川に流れたという伝説が残っている。

久富山妙音寺観音堂跡地見取図

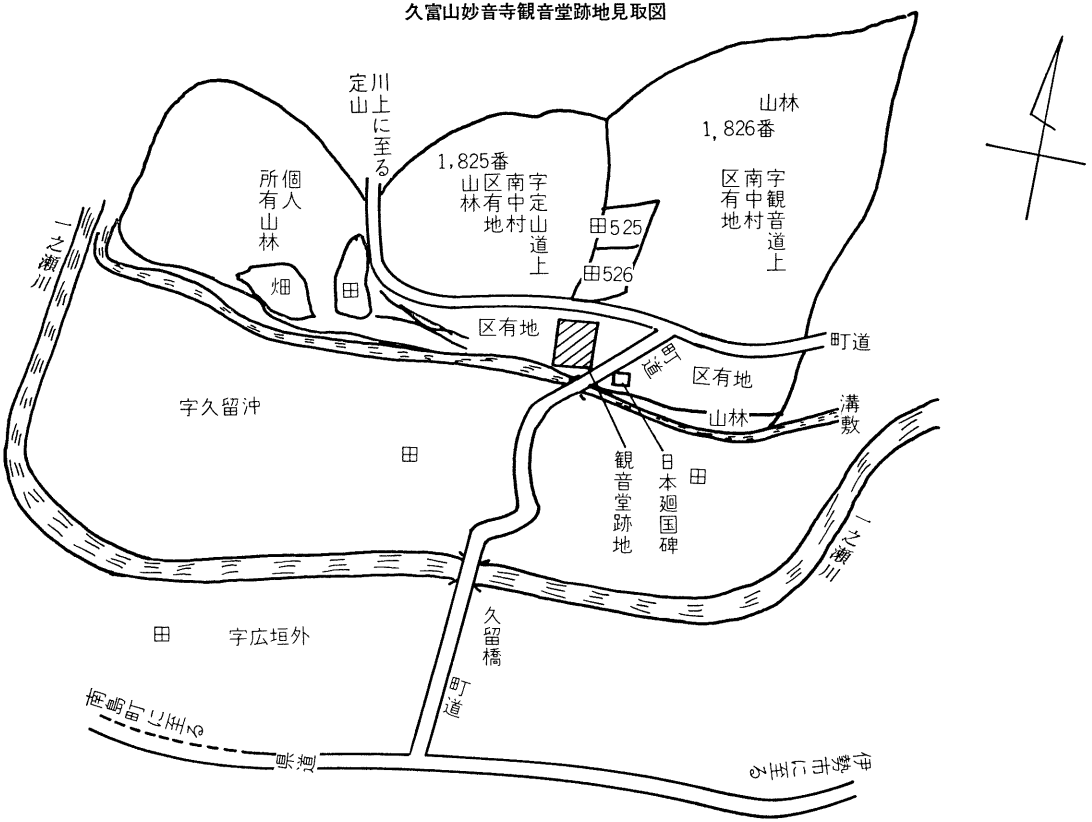

筒渕溝　筒渕谷を堰いて、石畳長さ一一メートル、幅一・八メートル、高さ一・八メートル。三二〇メートルの溝で三・五ヘクタールを灌漑している。

ハセガ谷溝　ハセガ谷を堰いて石畳長さ二二メートル、幅一・八メートル、高さ一メートルで、三八〇メートルの溝路で一・五ヘクタールを灌漑する。

乙女岩　字川上にある。高さ三六メートル、頂上は五メートル四方の巨岩であり、畳を敷いたようである。昔、倭姫命が野後から藤越を通りこの所で、天照大神を休ませられたといい伝える。また、このとき玉串という者が、玉串を造ったのでその姓を賜ったとも伝える。



倭姫命が休まれたと伝える乙女岩

市場　一之瀬谷中の市場のあった所だという。脇出村より出て一邑を成し、寺院六宇があった。市場の地名に〃――屋敷〃が、約六〇か所ある。これらは、市場の屋並みが、現在の川沿いにあったのが、洪水によってしだいに家屋敷を山沿いの高台へ移して行ったためといわれている。

また、市場には諸宗の寺があった。長命寺・小松寺・浄正庵・光運院・雅雲庵である（光雲寺・浄正庵・古薬師などの地名が残っている。長命寺は現・報光寺の位置である）長命寺は一之瀬御所の菩提寺で元和五・六年ごろまで残り、慶安五年に報光寺が建てられたと伝えられる。長命寺からの遺物として般若経全六筥、滝見観音の絵像・磬（金属の楽器）などが谷中の什物となっていた。磬は古くから相伝のものであった。宝永三年修造の銘のある大般若経は経蔵に納めて置き、中村・和井野の寺院が二処ずつで借りて転読した。また滝見観音は、和

井野の人々が日照りの年に借りて、滝が河内の御滝（高四メートル・幅三メートル）で雨乞いをするとき滝の上の樹に懸けて願を立てるのを例とした。

なお、田丸家の寄付状が次のように、帝釈氏方に残されている。

已上　当寺居屋敷并山之儀如前々相違なく其方へ進し候　御知行可有候為其一筆如此　恐々謹言

天正一九　九月二十八日　　岡忠右

長命寺　侍者御中

長命寺は七貫文＝三三石程の知行と推定できる。

一里塚　南島街道の西側八幅に石積の廃跡があり、これに触れると瘧（おこり）を起こすといって恐れたと伝えられる。しかし、現在はその位置がわからなくなった。

斬首場跡　草山という石灰山の頂上から人骨が多く出たので、人々は一之瀬城があったころの首斬場だろうと伝えている。

長命寺廃跡　長命寺は一之瀬御所菩提寺であったが天正年中に焼失した。その後寛永五戊辰年（一六二八）紀伊国蛇喰の城主山本三郎右衛門弘久が除髪して（真宗に帰し玄甫と号した）長命寺を再興した。その後、第五世玄秀は正徳四年四月に権律師を拝した。

和井野　この名は倭姫命が名付けたものといわれ古くは和比野であった（倭姫命は、能見坂から、一之瀬谷の広野を見られたとも伝える）。「倭姫命世記」によれば、「命は美野に着かれた。宮どころを求め侘びて（心細くて）ここを和比野と名付けた。」と。ここへ久求都比売命が迎えにこられたので和井野に宮所は定まらなかったという。倭姫命の止まった所として、小祠と大欅があったが、昭和の初めに（六〇〇〇円で）売られた。今も小祠がある。

和井野溝　南中村五郎ヶ瀬で一之川を堰き二八町歩に灌漑できた。この石畳の堰は、明治の初めから中ごろにかけて、脇出村の戸長山崎省三が成功させた。堰の長さ四五メートル、高さ七メートル、溝路の長さ一・九キロメートルで、溝の幅一・八メートル、深さ一メートルである。

小萩溝　〃萩〃が多いので、その名がついたのだろう。市場村から分れた処だという。

小萩溝　小萩川を分水し、延長五〇〇メートル、左岸の一〇町歩に灌漑する。ここからさらに二・二キロメートルの溝路で、駒ヶ野に流れる。



倭姫命の小祠（和井野）

柳溝　小萩川を分水し、右岸二町歩を灌漑し、柳に至る延長一・六キロメートル。柳区の七町歩にも灌漑している。

小萩の慶蔵庵　この墓地に一基の五輪塔がある。これは元、たいど村（小萩の地名）の畑にあったものである。そこには塚があって、明治二十六年に七・八尺掘った所、腐った刀が出たといい、「金の鳥が埋めてある。」という伝説地であった。

柳　和井野より柳向井へ分住して一邑となり、後一之瀬川西岸へ人家が増加したものといわれる。

南高曽の滝　高さ四・五メートル、幅一・二メートルで、白蛇（はくじゃ）が棲むと伝え、祈雨の霊地（れいち）とされる。

向柳溝　和井野で一之瀬川を堰き延長六八〇メートルの溝路で四町歩に灌漑する石畳の長さ一一メートル、幅二・四メートル、高さ二メートルであ

る。

徳湯の水　徳にある小池で特上水ともいう。周囲に石積みをして清水を湛えたこの水は茶に適する。〃お茶の水〃の名があり一升四八〇目で売れた時代があった。

メンゴ石　小字メンゴの相賀道を行き、一之瀬川西岸にある。廻り二二メートル、高さ四・五メートルである。岩上に老松があって、鴉が来て西の枝にとまって鳴くと必ず死人があるといい伝えられた。

イボ石　小字中山の南島街道の東側に回り一三メートルの巨岩があり、半腹に水溜りがあった。この石にさわればイボが治るという伝説があった（今は埋められた）。

柿の小侍従　一之瀬の山家から山田辺へ売りに行く柿に五助柿と小侍従というのがあった。昔、柿の大木があり北畠公にこの柿の実を献上したところ、大変うまかったので小侍従という名を頂いた。五助は平たく、小侍従は細長かった。

三　中世の一之瀬谷

中世になって源頼朝によって、守護不入の地とされた神領一之瀬も、南北朝期になると、土豪の勢力下に入った。すなわち愛洲氏がそれである（ただし、上幸吉方という城主が愛洲氏以前にいたという説もある）。この愛洲氏は、「愛洲太郎判官と申す者で、もと紀州熊野の人であった。阿曽浦・山陰という者の方に身を寄せていたが、そのころ一之瀬脇出村の恵花山寿宝院の僧明雲が、中村久富山の僧と相談して愛洲氏を領主として取り立てようとした。三人が共に謀って脇出城を造り居住した。これは、不意の海賊を追い払うためであった。」（帝釈文書）と伝える。しかし、愛洲氏が甲

斐武田の流れを汲む者で、建武以前に、この谷に土着していたとする考えもある。今に愛州という畑地名が残り、その下の一之瀬川を愛州が瀬という。また、「古愛洲六郎左衛門という人が筑紫の多々良浜の合戦（延元元年一三三六・三）があったころ、西国に赴いたのであろうか、帰陣のとき、守り来られた仏」を市場村の薬師堂に祀ったとも伝わっている（この仏は、後再興せられて昔の像形ではないと後記されている）。

延元元年（一三三七）は、建武新政が崩れ、後醍醐天皇が、吉野に移られた年である。その年の暮、南朝方の北畠親房は天皇の皇子宗良親王を奉じて伊勢へ進出した。これを迎えた地が一之瀬（城）であり、一之瀬御所ともいい土豪は愛洲氏であった。親房は田丸によって北朝方の一つの拠点であった棚橋の法楽寺を攻略した。

宗良親王には歌集「季花集」があり、その夏の部に、

延元二年夏のころ伊勢の国一之瀬という山の奥にすみ侍りしに郭公をききて

深山をはひとりな出てそ時鳥

われもみやこの人はまつらむ

と詠まれている。宗良親王の一之瀬在城については、度会郡河内村（現南島町）の加藤定有を朝敵誅罰のため召す令旨（延元元年十二月三十日）に一品（宗良）親王とあるによって確かめられている（三浦準太郎調）。

愛洲家の家系について、帝釈古文書（一之瀬古事記・愛洲在城ノ事）は次のように伝えている。

一代愛洲太郎判官
二代愛洲伊勢三郎
三代愛曽伊勢守
四代愛洲太郎左衛門
五代愛曽伊勢守
六代愛洲弾正少弼

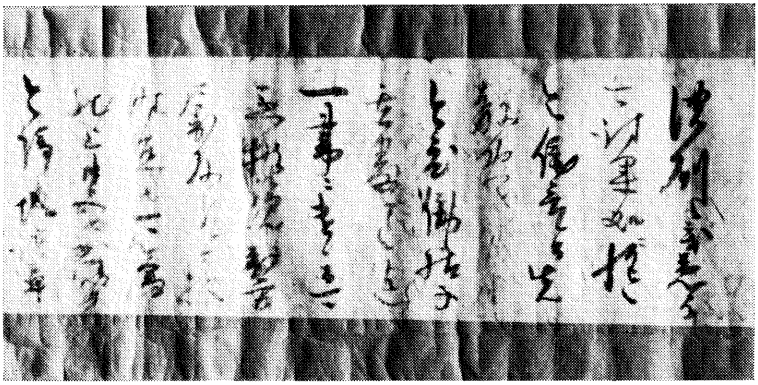

状書て あ殿瀬

七代愛洲弾正少弼
八代愛洲弾正少弼
九代愛洲弾正少弼
十代愛洲弾正少弼（田丸に城を築き住せらる）
十一代田丸中務少輔具直は直昌と改む。
十二代田丸中務少輔直息。

織田信長が北畠国司と天正年中に和睦のとき、信長の次男信雄を北畠の養子とした。そこで田丸中務少輔は岩出の城に移った。父の直昌は（左少将具忠とも言う）、一之瀬脇出の愛洲の古城に移り住した。そこで一之瀬御所といった。織田家の滅亡後、豊臣秀吉が具直に田丸城を給したので再び一之瀬より移り住んだという。織田信長没後の信雄・信孝相続争いのとき、信雄が尾州清洲から田丸家へ書翰があって、その文末に、（天正十年）十二月二十六日信雄花押　一之瀬殿、田丸中務少実殿とある（これは信雄の真筆とされ、帝釈家譜とともにある）。

四帝釈家

愛洲氏と関連する帝釈氏が、南北朝期ごろから、一之瀬に定着した。愛洲氏とのつながりもみながら、その「由緒書写」を次にみることにしよう。

一代・九五代後醍醐天皇第三皇子　大塔宮二品兵部卿（護良親王）十津川親

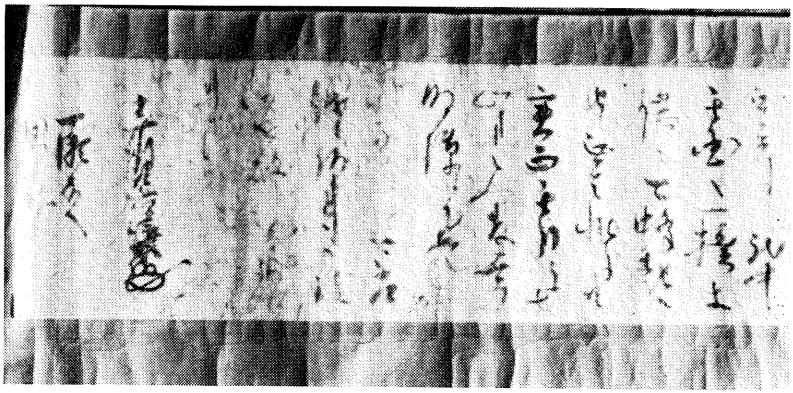

織田信雄の一之

王、建武二年（一三三五）七月二十三日、鎌倉で薨じた。元弘元年十一月から翌二年四月まで十津川の竹原入道の館におられた。

二代・帝釈宮二品刑部卿十津川親王（護良親王の御子）　十津川の竹原八郎入道の息女に生まれた子で、帝釈天像と日の丸を書いた扇の地紙の片面を護良親王の遺品としている。吉野将軍宮ともいう。文中四年卯八月十五日薨す。

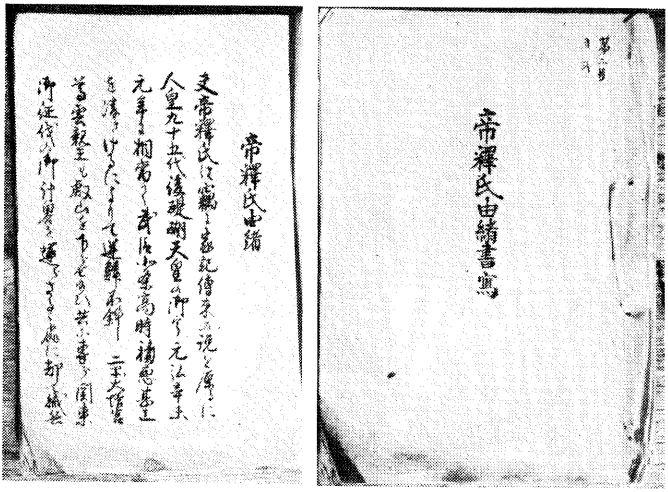

帝釈氏由緒書写

三代（二代の子）・帝釈式部卿良通親王　元和年中、南朝派北畠氏を頼って南勢一之瀬に来て愛洲伊勢守の客となった。本姓を隠して愛洲侍従といい、五ヶ所に城を築いて城主として住した（五ヶ

所村清竜寺に位牌・墓地があるという。)。応永二十九年(一四二二)壬寅八月十四日薨じた。

四代・愛洲主膳正良純(三代良通の嫡男)　五ヶ所に住し二代侍従といい隠居して宿浦(南勢町)花岡山に住した。応仁二年(一四六八)戊子四月二十一日薨じた。

良純の嫡男、愛洲主膳正正通　太郎左衛門ともいう。五ヶ所に住し三代侍従治部太夫重晴ともいう。伊勢国司北畠大納言具教の息女と婚したが離婚し不和となり、長禄三年七月十四日の夜北畠に不意を討たれた。正通は弓の達人であったが、迫子に逃れ呑湖庵で自害した。長禄三年(一四五九)七月十五日。二八歳(呑湖庵に五輪碑がある)

五代(良純二男)・愛洲内膳正通忠　伊勢路に城を築き住した。奈井瀬城である。明応三年(一四九四)寅九月二十六日薨じた。

愛洲内膳正正武(通忠の長男)　伊勢路二代内膳という。この代に伊勢路城滅ぶ。久昌寺で自害した(位牌あり)。年月不詳。

六代(通忠の次男)・愛洲左衛門尉重武　伊勢路城落城のとき長男正武が自害したので所々漂泊して紀州十津川に住す。永正十三年(一五一六)丙子五月二十九日薨じた。

七代(重武の嫡男)・帝釈勘解由左衛門重信　旧姓に復して帝釈という。弓の達人であった。北畠氏より招きがあったが、以前の敵であるとし十津川に住した。その後、南勢一之瀬に至り愛洲弾正少弼の客となり日部(南中村)に住した。享禄四年辛卯の秋、南島に海賊の害があり、重信は人数をつれ慥柄浦葭浜に向かい海賊と戦い討死した。墓は津波で失われた。享禄四年(一五三一)十月十六日五五歳であった。

帝釈勘解由親信(元親燕といい国司北畠材親の子)無双の英雄である。所々漂泊して鳴海駅で卒す。子なく重信の次男盛重を子として帝釈家を相続した。元亀三年壬申五月二十五日卒す。

浄清禅師信重（重信の嫡男）　市場村長命寺に住した。応長□年九月十二日遷化。

八代（重信の実子）・帝釈勘之允盛重　一之瀬と号し、日部に母と蟄居し、後田丸中務少輔の客となる。天正十五年（一五八七）二月十四日卒す。六六歳。

一之瀬勘之助政賢（盛重の嫡男）　天正十八年庚寅、田丸少輔直息とともに奥州三春に移り、また、川中島に至り、慶長五年には濃洲岩室にあった。田丸家が石田三成に組みしたので出家して京師で修行、後寛永十年九州に入る。寛永十四年（一六三七）□月二十四日遷した。

一之瀬円之輔広福（政賢の子）　浄土真宗の門に入り父の旧所を尋ね一之瀬脇出の一字を再建し広福寺の元祖となる。万治三年庚子十二月二十八日遷化。

九代・帝釈勘之丞重勝（盛重の次男）　田丸家奥州三春所替えには、母と、矢田新九郎、高橋伝左衛門とともに脇出村に住し浪人となる。文禄三甲午年、豊臣家の命により稲葉兵庫が検地を行ったとき帳面に勘之丞の名目があったので公命で邑宰（村長）となった。寛永六年己巳閏二月南龍院殿（徳川頼宣）が田丸近辺で鷹狩りのとき、一之瀬谷のセコの者を召し連れ御目目得され、地士となる。慶長五年広福寺を建立した。明暦二年十月二十六日卒す。七八歳。

大釈勘左衛門重遠（重勝の嫡男）　田丸家の浪人で師であった内山に勧められ帝釈は懼れ多いとして大尺と改む。弟重固とともに改姓（公用は帝釈とした）。元禄十三年庚辰七月二十七日卒す。

一〇代・帝釈仲右衛門重次（改重満）（重勝次男）　紀州藩地士であり、大庄屋を仰せ付けられた。元禄十四年（一七〇一）四月二十九日卒。七六歳。

一一代・帝釈喜兵衛重政（重満の嫡男）　延宝四年（一六七六）大庄屋役、御用炭割元役を仰付けられた。延宝六年中冬、城山の旧跡に産土神正八幡宮を勧請した。元禄十年二月十四日卒。四六歳。

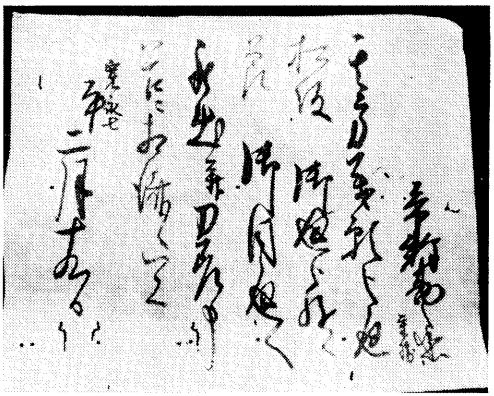

帝釈勘之丞重勝書状　寛永７年（1630）

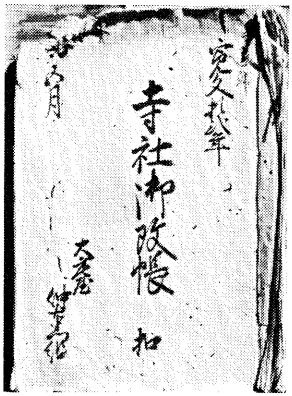

一之瀬谷寺社改帳
（寛文12年）

一二代・帝釈勘之丞利重（重政の息男）　元禄十五年地士引立、享保十六年庄屋仰せ付られ、一之瀬谷炭山割元役仰せ付けらる。同十九年八幡宮造宮。寛保元年広福寺焼失。宝暦五年十月十四日卒。六九歳。

一三代・帝釈勘之丞重晴（利重嫡男）　元文五年（一七四〇）、大庄屋、宝暦二年一之瀬谷炭割元役と中村庄屋を兼ねる。寛保二年戌広福寺本堂再建。天明五年九月十二日遷化。



大庄屋　十代帝釈仲右衛門重次（左上に同じ）

一四代・帝釈勘之丞重嘉　安永二年庄屋役、同四年地士。川上・中村・和井野・押渕村庄屋を兼ねる。寛政六年八幡宮宝物獅子頭奉迎（市場村・脇出村宝物）文化十四年四月二十一日卒す。年七二歳。

一五代・帝釈勘之丞嘉重（重嘉嫡男）　文化九年庄屋役、十五年割元役、文政六年中村庄屋を兼ね、天保五年和井野庄屋指添を勤む。文政十一年八幡宮御造宮。天保十四年閏九月七日卒す。六六歳。

一六代・帝釈勘左衛門儀重（嘉重嫡男）　天保三年川上庄屋、同九年中村庄屋、十五年和井野庄屋役を仰せ付けられる。嘉永七年八幡宮御神遷を行う。慶応元年五月十七日卒す。五五歳。

一七代・帝釈勘之輔重敬（儀重嫡男）　万延二年三月八日脇出村庄屋代役、文久三年地士を相続する。慶応二年組元物書き役を勤め、明治五年、度会県にて小川郷谷、一之瀬谷副戸長を仰せ付けられる。同六年神風講社取締嘱託。明治一四年五月一七日卒す。三七歳。

一八代・帝釈市次郎重政　大正三年五月一七日卒す、四三歳。

五　江戸時代

一之瀬谷の石高　文禄検地によれば中世末の石高は表のようである。また、安永二年の大指出帳によれば次のようである。

奉行・代官・庄屋　大守御入国　元和五年（一六一九）南龍院殿徳川頼宣が紀州和歌山城へ入り、この時から、田丸・白子・松阪の三領で、十八万六千石の紀州領となった。紀州藩では治政の方針として次のように示したという。

・父母に孝行、法度を守り、謙り不レ奢して、面々の家職を務め正直を本とする事誰も存じたることなれども、弥々

能く相心得え候様に、常々無二油断一下へ可教申聞也（「郷組一札」の第一条である）と。

また、寛永六年（一六二九）二月には、大守は御浦廻りを行い、二十六日、五ヶ所浦山本庄右衛門が御宿をし、二十七日、舟で長嶋浦に着いた。

文禄3年検地帳(写)

村名	石高
	石斗升合
中村	354.8.4.0
脇出村	197.4.7.0
市場村	90.0.0.0
柳村	80.0.6.5
和井野村	514.5.0.4
川上村	81.6.6.1
小萩村	103.5.3.0
合計	1,422.0.7.0

郡奉行と代官　紀州藩の勘定奉行の指揮を受け、直接農村の行政に当たったのが、郡奉行と代官であった。

田丸藩の郡奉行所は、はじめ岩出村にあったが、後、田丸惣門の内へ移ったとも言われる。

田丸領の政治組織として、中央である和歌山藩の勘定奉行の監督を受け（池の築立の認可などは、田丸の郡奉行から、藩の勘定奉行に書類が提出され、それが、同じ経路で庄屋まで下された）郡奉行、郡代官、御目付などが置かれた。これらの役人は田丸城内の郡奉行所で執務した。郡奉行所は、民治、新田開発、普請、困窮疫病の調査と救恤米麦の支給、訴訟などを担当し、郡代官は年貢米の徴収を受けもったのである。

田丸領の郡奉行・代官の在職者とその期間について、次のようなことが判っている。

郡奉行は元和八年（一六二二）から享保元年（一七一六）までの九四年間に、毎年二人ずつが勤め、合計四四人で、平

安永2年　大指出帳(1773)

村名＼種別	田畑・屋敷方	新田畑	計
	石斗升合	石斗升合	石斗升合
脇出村	197.4.7.0	9.9.3.7	207.4.0.7
中村	354.8.4.0	15.4.4.3	370.2.8.3
川上村	81.6.6.0	7.1.9.3	88.8.5.3
市場村	90.0.0.0	2.5.0.4	92.5.0.4
和井野村	514.5.0.4	1.4.6.9	515.9.7.3
柳村	80.0.6.5	4.7.8.4	84.8.4.9
小萩村	103.5.3.0	4.5.6.2	108.0.9.2
合計	1,422.0.6.9	45.8.9.2	1,467.9.6.1

均在任期間は四・三年であった。

代官は元和八年（一六二二）から明和八年（一七七一）の一五二年間に、毎年一人（内八年間、二人ずつ）ずつで勤め、平均在任期間は四・六年であった。

大庄屋　一之瀬谷で大庄屋の役名が初めてみられるのは、脇出村大庄屋帝釈仲右衛門であり、万治二年（一六五九）である。次いで、延宝八年（一六七六）、帝釈嘉兵衛がその役につき、御用炭割元役も仰せ付かっている。

田丸領における大庄屋は、初めは一人で、岩出村の吉三郎という人が勤めた。一之瀬も中古は、上野組で、久三郎という人が支配した。その後組替えで浦組となり、田曽浦（現・南勢町）の北村三右衛門が勤めたが、風波のある時は、舟路が不順であったから、脇出村・帝釈仲右衛門・子息嘉兵衛になり、その退役後は慥柄浦（現・南島町）の向井作兵衛、竹内弥六にかわっている。

紀州藩では、法制上は、正徳三年（一七一三）、大庄屋は停止され、庄屋とされたが、事実上は、さらに続いていったものと思われる。大庄屋は、多くは中世以来の土豪であり、江戸時代以降は帰農し、藩から、地位を認められた地士が多かった（帝釈氏は、嘉兵衛の次の勘之丞利重になって、元禄十四年（一七〇二）に地士を仰せ付けられている）。そして、紀州藩政初期には、郡奉行、代官が、農村支配体制の前面にいたが、元禄時代の後半期になって、大庄屋にその職権の一部が譲られ、郷組を現地で動かす側になっていった。例えば、農作業に精を出さない走百姓の責任をもち、田畑の売買などに深くかかわるようになったのである。大庄屋は、支配下の各組の庄屋・肝煎を監督し、郡役所との中間にいて、連絡の責任者であった。大庄屋は、郡奉行が吟味し、藩に伺いを立てて任命された。

庄屋は各村落（現在の字に相当する）の行政、徴税を行う官吏で、郡奉行代官が吟味の上任命された。庄屋は家格・門地を重視して任命され、世襲することも多かった。また、小規模の村で、庄屋給の負担が重荷となるなどの理由か

ら、他村の庄屋によって兼帯されることもあった。日向村庄屋中野氏や脇出村帝釈氏は数村の庄屋を兼帯した時期があった。庄屋は肝煎、五人組と常々相談の上、仕事をした。最も大切なことは年貢の割当てとその皆済（完納）であった。年貢収納その他についての服務規定が藩より示されていた（五ヶ町村中谷家に、その「覚」が残されている）。村の〃小入用〃（村の年予算）を執行するのも庄屋の責任であった。

明治二年巳八月の一之瀬谷御用炭の書状に残る一之瀬谷の庄屋肝煎名は次のとおりである。

川上村肝煎　十右衛門　　同村庄屋代　長之助
同村庄屋　良助　　市場村肝煎　卯之助
中村肝煎　五郎兵衛　　同村庄屋　与兵衛
同庄屋　作右衛門　　柳村肝煎　政二郎
脇出村肝煎　良助　　小萩村肝煎　定二郎
同村庄屋　孝吉　　両村庄屋　嘉蔵
（御用炭順番割元）
和井野村肝煎　清蔵

地　士

葛原村　米田源左右衛門
脇出村　帝釈勘右衛門
和井野村　小山次郎兵衛

大庄屋になり、御目見得の資格を得たもの、一之瀬（村）御村吉左衛門（元禄十四年（一七〇一）の調査）

地士は、はじめは、旧家田緒武辺武功ある者又はその子孫、又は、先領主より継続の者が吟味の上、藩より命ぜられた。また、その後、開拓・水利・救恤などの功労により取り立てられる者もいた。地士は士分に準じ長屋門を構え、弓鉄砲を玄関に備えることができた。地士に取り立てられた家は、農民の範となり、耕作に励み、年貢を納め、村々の治安を維持することを努めなければならなかった。

海防の「浦組」　紀州藩の攘夷海防の組織の中で、慥柄組大庄屋の下に、一之瀬谷も組み入れられていた。慥柄組は、田丸藩浦組の拠点で、田丸侯の持場であった。一之瀬谷は、慥柄組の内二番組であった（一・二・三番組があり一番組は、現南島町の新桑竈から神前浦まで。三番組は、現南勢町の五ヶ所湾岸の海防に付いた）。次に、正徳三年（一七一三）の慥柄組大庄屋文書写（南勢町相賀浦村田米吉氏所有）によって、組織内容を見てみよう。

二番組の防備海岸線は（現南島町）奈屋浦から大江村までであった。しかし、里方である一之瀬谷も、浦組の中に組み入れられた。二番組の浦・村は次表のとおりである。

現南島町	度会町
名浦村	村
村浦	村
浦浦	村
里竈	村
村村	村
宮屋	村
柄浦	村
曽行	上野
江方	出場
東奈	中井
贄慥	川脇
阿道	和市
大道	柳小

通札　各浦村に緊急通報用の通札が用意された。「中村一枚・市場二枚」で、二番組み合せて一六か村二二枚であった。急事出動時の人員は、次のように決められた。「出人」は、必ずこの数だけ確保し、在浦人数は、残りのあり合わせ人員で何人でもよいとされた。また、この人数は毎年二月に確かめられた。

浦組出人極り高

村名	人数内	出人	在浦
	人	人	人
中村	208	104	104
川上村	54	27	27
脇出村	87	44	43
和井野村	97	49	48
市場村	80	40	40
柳村	67	34	33
小萩村	62	31	31
合計	人 655	人 329	人 326

出人・在浦とも、15歳以上60歳以下の男。

武装調べ

村名	鉄砲	馬	弓
	挺	匹	張
中村	12	45	0
脇出村	9	8	0
川上村	9	2	0
和井野村	11	18	0
市場村	9	18	0
柳村	4	12	0
小萩村	10	15	0
合計	64	118	0

武装　浦方では一二六艘の船が用意され、各浦村で馬、弓・鉄砲が備えられた。その数は次表のようである。この数は毎年、確かめられた。

地士で急事の時出動を要請される人々は次のとおりであった。

脇出村・帝釈勘之丞　下人二人
　馬一匹　弓二張　鉄砲三挺
市場村・山本臨助　下人二人
　弓一張　鉄砲三挺
市場村・下村九郎左衛門　下人一人
　弓一張　鉄砲三挺

陣営の印　「纏」「高提燈」「吹貫」（組頭のみ）が各浦村に用意された（図参照）。この印は火事などのときも出すこととされた。出人数が多ければ、二本ずつでもよかった。特に印は、庄屋・肝煎・末々の百姓までよく見覚えて置くようにその他の注意とともに大庄屋向井作兵衛から、享保三年（一七一八）に「申渡覚」が、「御定書」とともに各浦村へ渡されたのである。

纏

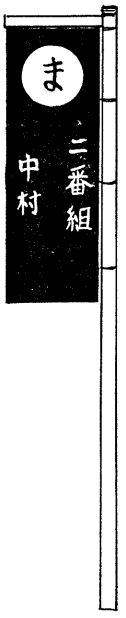

毛綿（けわた）　長三尺
紺地（こんじ）白文字
左の村々まとい右同断（どうだん）

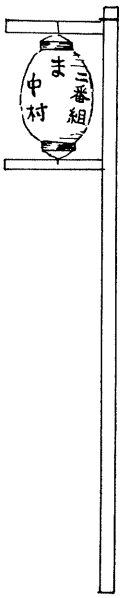

高提燈

このように両方に書付ける。
夜はまといに添えて持出す。
左の村々高提燈は右同断。

狼煙場　二番組狼煙場は、贄浦四本松山に築かれた。〃夷国船来る〃の注進があったとき、「ノロシ」は、他組の助力を求めるためにあげられることになっていた。大庄屋への心得によれば、夷国船の注進を見届けたときは、大庄屋は組々へ知らせ、組から組へと順々に触れて、田丸へ致る。「ノロシ」をあげると、これを見たまわりの組々から、事の起こった浦へ早々に馳せつける。さらに次々の組を呼び集めるときは、二筋の「ノロシ」であった。呼び集められた村々からは飯米を持って行くきまりであった。

① このような事態がほんとうに起こったかどうか、二番組ではわからない。後日の調査にまつ。
② 狼煙場へは、のろし立人が決められ、狼の糞三斗・肥松六貫・青松葉一〇〇貫が用意された。
③ 三番組では、安政二年（一八五五）正月に宿浦へ清国江蘇省の四〇〇石積みの大船が漂着し、浦組態勢が発動され、清国船は、救助された。そのときは、船籍の確認役人・人数の出動と警戒・夷国船との交渉・物資調達・船の曳航など大きな騒ぎとなったのである。

六　明治時代

植　林　明治三十八年七月、村当局は、各区有財産となっていた山林を各区民に平等に分割することにした。その各地区面積と各区人員は次のとおりであった。

山林配分の理由の概要は次のようであった(村会議事録による)。各区有財産のうち山林は古くから区民が平等に分割

地区	面積	人数	平均一戸当たり面積
川上村	一三町四反二畝	一五名	八反九畝
中井野	一三五町七反六畝	三九名	三町四反八畝
和出	九六町八反二畝	五九名	一町六反四畝
脇場	八七町一反八畝	四一名	二町一反二畝
市柳	一五町七反六畝	二七名	五反八畝
小萩	二七町七反九畝	四八名	五反八畝
合計	九三町一反八畝	二六名	三町五反八畝
	四六九町九反一畝	二五五名	一町八反四畝

し各自、自由に使用、収益してきた入会地であった。だから地租改正（明治三年・一八七〇）の時、これらの山林は当然、区民が所有し、地券が交付されるべきであったのだが、当時の村務担当人が手続の煩しいのをきらい、区民に全く協議なしに、区有財産としてしまったのであった。これは、区民の所有権を無視したこととも言える。しかし区民の方は、このことを、祖先伝来の習慣からの権利が害されたとは少しも考えず、いぜんとして従来どおりの使用をしてきたのである。そして、地租制定後は、地租、公課、管理費などすべての費用を分担し、立木は六ないし八年目で間伐とし、自分の持ち山のように良く保護してきたのである。

さらに、明治二十二年の町村制実施のときも、このような区有財産は当然村管理に移すべきだったのに、この区民共有の習慣は容易に変わらなかった。しかし、その後次第に濫伐（らんばつ）となり、山林の手入が行き届かず、荒れてきていた。ここで、区民所有にすることで、植林などを行い利益を挙げるようになると考えられたからである。しかし、これによって、入会権がなくなり、部落共同体意識が薄れるようになった。

明治二十二年の一之瀬村成立以来、村の財政を基本財産の形成による収入によりまかなう方針が国より示され、山林の計画的植林が進められていった。これによって村税の徴収を減らして、国税、県税と競合しないようにするのが、目的であった。しかし、村有林からの財産収入で村税を全て賄うことは充分できなかった。

日露戦争と植林　明治三十七年二月対露宣戦布告によって、近代日本になってから二度目の大戦に入った。

一之瀬村会は十二月「戦時記念林設置規定」を定め、将来の基本財産形成もねらった造林を行うことにし、本村分五か年、小学校分三か年で植え付けを計画した。本村分は一〇町歩、小学校分は三町村で、扁柏、杉の二種類とした。植付経費は村費で支出している。また、国の国債募集に応じて小学校基本財産積立金、本村基本財産蓄積金からそれぞれ二五円・一〇〇円（明治三十八年）・三〇〇円・二五〇円（明治三十八年）を国債に転換した。

（戦時記念植付）

（明治）年	本村分	面積	小学校分	面積
三八	杉　六、五〇〇本	九反	杉　三、六一〇本	九反
三九	杉　六、一五〇本	八反	杉　三、〇〇〇本	八反
四〇	杉　二、〇〇〇本	四反五畝	杉　四、一五〇本	九反五畝
四一	杉　八、六一五本	一町七反	—	（完了）—
四二	一、八九〇本	六反	（杉　六、九八〇本 桧　二、七〇〇本）	三町二反三畝
計	二五、一五五本	四町四反五畝	一〇、七六〇本	二町六反五畝

日露戦争は、ロシアに対して大勝利を挙げたが遼陽の戦いの日本の兵力一三万人、旅順攻撃には総兵力一三万（うち五万九〇〇〇が死傷）、奉天会戦では日本軍二五万（死傷者七万）というように、軍事力の総力戦であった。徴兵年齢は三二歳から三七歳に引きのばされたのであった。弾薬・砲弾・軍艦なども国内生産は充分追い付けず外国からの輸入で補われた位であった。一之瀬からの出征戦死者は八名であった。

七　大正時代

第一次世界大戦参加　大正三年（一九一四）、第一次世界大戦に日本も参戦し、三重県の三十三連隊も、参加した。大正四年の「事務報告」で現役兵として、陸軍将校一名、下士官一名、兵卒二〇名、海軍下士二名、兵卒一名が報告されている。また、帰休除隊者四名、在郷軍人、陸軍予備将校一名、下士後備役四名、兵卒（帰休者六名）、予備役一二名、後備役一五名、補充兵九〇名などであった。大正四年度の徴兵検査の成績は良く、九名が甲種合格している（受検者二二名）。そしてこのうち七名が入隊したのである。

演習応召もあって五名が参加、陸軍簡閲点呼令状を受けた者は三五名、海軍簡閲点呼の令状を交付された者一名であった。大正三年は、このように、一之瀬においても、戦争参加、戦争準備があわただしく行われたのである。

世界大戦と予算

村予算のうち実支出
（大正元年～14年）

年度	実支出
元	5,881円
2	5,585
3	6,533
4	5,752
5	5,799
6	12,852
7	8,683
8	10,046
9	—
10	—
11	19,421
12	17,039
13	19,904
14	24,329

大戦後三年目の大正六年から、予算は急激に膨張を始めている。これは、物価騰貴によるものと考えられた。とくに、大正六年の支出は前年の二・三倍に増加した。その内容について少し、予算案審議の「議事録」で見てみよう。（質問）「村長報酬等収入役以下吏員の給料は悉く増額するのであ

りますか。」（答）「目下諸物価騰貴に照し現今の報酬や給料では困難を感じますから、月に一円五〇銭ずつの増額は相当と思います。」と記録し、その他、旅費教員給料、衛生手当、教育費備品（運動器械、辞典、遠足費）、神社幣帛費、御大典記念郡教育会基金など、近代化の波の寄せて来たことと共に、物価騰貴によって予算が膨張していったことをよく示している。その他補助として、米作増収期成同盟会、麦原種田設立、米作状況視察、御即位記念斎田、処女会などに対するものが話し合われた。一方、村予算の収入は、主として、村税と蓄積された財産によったのである。

次に大正六年の実収入は一万二九七七円でそのうち、村税は四七七五円、（三四・五パーセント）であり、その他

一　財産より生ずる収入一、一四八円（八・八パーセント）
二　手数料　七六円
三　交付金　二六一円
四　県補助金　七四円
五　郡補助金　二〇円
六　寄付金　二四円
七　基本財産編入　六、五五〇円（五〇・四パーセント）
八　繰越金　八三円
九　雑収入　二三円

であった。

以上のうち、村民の直接負担は、九三パーセントを占めている。すなわち村税は、地租付加税、国税営業税付加税、所得税付加税、売薬営業税付加税、戸数割付加税、県税営業税付加税、県税雑種付加税であった。課税については特記事項はなく、滞納もなく、従来に比し納税の成績をあげたと、「事務報告」は記している。

基本財産の管理は重要な事項であり、大正六年末において、有価証券六二二一円、山林八九六二円（八九五町）で、

この年度の蓄積は七七七円である。山林の植栽は、この年は苗木不足のため新植はなかったが、補植のため扁柏苗木八三五〇本を人夫八六人で行った。

ところで、次に大正十三年の生産状況を、木炭、米、麦、茶、蚕などについてみてみよう。

木炭の生産

	一戸平均俵数	価格	生産高	製造戸数
大正	俵	円	t	戸
10	658	119,366	1,867	227
11	360	115,479	1,490	320
12	225	119,526	1,494	225
13	688	140,382	1,797	204
14	656	147,112	1,839	224
15	508	130,110	1,793	258

職業別戸数（大正13年）

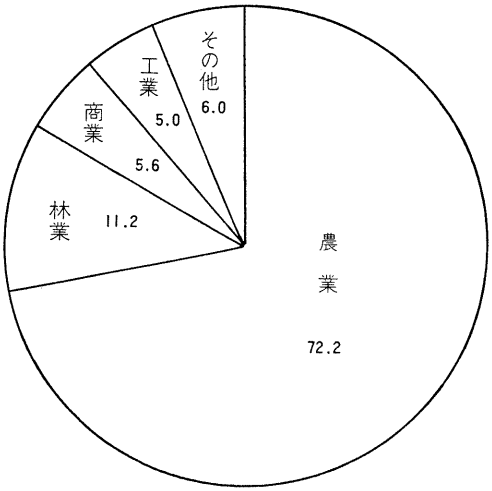

業種	工業	商業	林業	農業	その他	計
戸数	17	19	38	245	19 戸	339戸
%	5.0	5.6	11.2	72.2	6.0 %	100%

生産物（大正十三年）

穀類

種別	反別	生産高
米	二〇九町八反	五六九・四t
麦	六九、三	九二・四t
大豆	四、八	三・九
小豆	二、五	一・八
蕎麦	八、〇	二〇(石)
甘藷	二、二	五t

木炭ほか

種類	数量
醤油	一、七〇〇ℓ
石灰	二〇八・〇t
丸・角材	一一二石
木炭	一七九六・九t
柿	一・三t
柑橘	一・九t
鶏卵	二三、〇〇〇コ

茶生産

項目	反別	生産額
桑園	一六・一町	
製茶	一・九t	八五四円
茶園	二・三町	

（蚕繭糸）

種別	戸数	掃立枚数	収繭量	価格
春蚕	八二	一三八	三・九t	六、八九二円
夏蚕	七一	一八五	二・六t	五、二三八円

農事の改良　大正元年十一月、度会郡は諭告第一号で、「米作増収に関する諭告」を発した。即ち、苗代の改良、薄蒔き、細植、堆肥の製造、肥料の配合などにつき研究改良することで米の増収をはかろうというのであった。これも、第一次世界大戦による農業重視の国策の現れであった。

大正三年には、講習、実地指導などによる将励の結果、郡の平均予定生産額は反当一石七斗二升(二五八キログラム)を超えたのに対し、本村は、一石七斗六升六合(二六五キログラム)の収穫を得た。県下の平均は二石一斗三升(三一〇キログラム)であった。本村は、平野の少ない山間部であるから、県下の米作増収の競争には、困難が多かったが、米

作農家に二石以上を目指して、奮励努力が要望された。

農事改良必行事項の成績（大正四年）は次のとおりである。

①苗代播種成績

苗代総反別一〇町に対し、二・二合蒔き以内の薄播きが奨励され、八・二町、八三パーセントの成績であった。

②水稲挿苗成績は水稲作付総反別二〇七・八町の内、三六株以上五〇株植、五七・六町（二八パーセント）五〇株以上七〇株植一四九・九町（七二パーセント）であった。

③肥料試験成績

種類	反当用量	反当収量
堆肥	一t	二、六二五石（三九三・八kg）
生れんげ	一t	
蒸製骨粉	五〇kg	

④株間試験成績―第四部青年支会

	株間	一坪当	反当収量	品種
第三区	七寸五分	株数 六六	（三六〇kg）二、四〇〇石	「笹白」
	八寸五分			

⑤水稲採種田成績

品種	採種田反別	採種量
神力	二、三〇四反	五、五八五合
竹成	二、五一八	六、八〇〇

伊勢錦			、八二三		四、二〇五
関取			、九一八		四、五六五
合計			六、七〇三		二一、一五五

⑥水稲塩水選成績

種子総量	塩水選実行量	同上歩合	稲作農家総戸数	塩水選実行戸数	歩合
六二、二二〇石	五五、九九八	九〇%	二五八	二三一	九〇%

⑦緑肥栽培成績

紫雲英栽培面積	うまごやし栽培面積	クローバー栽培面積	緑肥大豆栽培面積
二九五、一二〇	○	○	○

⑧稲架乾燥成績

稲架総反別	稲架乾燥実行反別	割合
二〇七八、二〇〇反	一六五六、六二〇	八〇%

製炭技術の向上　副業中最も重要なものが木炭製造であったことは、江戸、明治以来変わりはなかった。しかし、この時代になると世の近代化と共に、乱造された粗悪品では、商品としての価値が低く、従って、品質によって、価格に大きな差ができることになった。

粗製乱造を防止するため、同業組合を組織し、生産品に対し、一定の検査を行ってから販売する規定を設けた（明治四十五年二月）。その結果従来、毎年十二月一日には炭腐れといって一割以上の価格下落を見るのが通例であったの

が、大正元年（一九一二）には、反対に一割以上の高値を示し品切れの盛況になったのである。同組合ではさらに一層の改良を将励するため木炭品評会を開き、優等品には賞金を出し出品物を共同出荷することで実利も得た。それは、品評会三等の炭でも普通検査の一等品の二割高以上の高値で売れたからである。

品評会成績（大正元年）

一等・二十俵　共同販売価格一俵四六銭一厘
二等・四十俵　〃　四一銭七厘
三等・四十六俵　〃　三四銭五厘

特にこの年は、県庁より五〇〇俵共同購入の申込みを受け各字で分配調達した。当時の木炭の一俵当たりの価格は次のようであった。

木炭価格（大正二～四）**比較表**

年度＼等級	一等	二等	三等	等外
大正二年	五七、銭六	五一、〇	四二、〇	〇
三年	四六、九	三八、一	三一、五	〇
四年	一、〇〇、〇	七五、〇	六〇、五	四九、六

村有林の育成　村の山林の総面積は、二三一八町で、村有林は、八九五・六町（大正元年「事務報告」）であった。この中から村の財政に、七六三円（基本財産より）、立木伐採料（製炭用に売却）六一六円が編入された。村有山林の村当局による植栽のようすは表のようであった。

大正四年、杉苗に赤枯病が発生し個人及び村の計画的植栽は、苗木不足のため新植できなかった。そのため補植のみを行った。

村有山林植栽状況

区分／年度	反別	杉	扁柏（ヒノキ）	経費
	町 反 畝 歩	本	本	円
大正元	7 2 9 27	30,519	11,600	265
2	9 3 6 27	53,750	15,895	292
3	2 0 6 18	6,850	8,600	143
4	7 6 0 00（御大典記念）	檪（くぬぎ） 7,800	0	20
〃	赤枯病補植	5,658	8,650	92
5	—	—	—	—
6	—	補植	8,350	55
7	4 3 0 27	—	—	81
8	苗木の養成（ようせい）	二年生 10,000	二年生 3,270	—

尋常高等小学校　児童数・教育費（大正）

区分／年度	教員数	児童数	村費	全教育費	内教員給料	実支出	村費対割合
大正元	9	265	5,881	2,261	(1,375)	886	23.3%
2	9	290	5,585	2,398	(1,556)	842	27.8%
3	9	304	6,533	2,405	(1,556)	849	23.8%
4	9	294	5,752	2,472	(1,565)	1,007	17.2%
5	9	303	5,799	2,633	(1,580)	1,053	18.1%
6	9	311	12,852	2,809	(1,668)	1,141	8.8%
7	8	329	8,683	3,852	(2,068)	1,784	20.5%
8	8	330	10,046	4,656	(—)	—	—
9	—	341	—	—	—	—	—
10	—	360	—	—	—	—	—
11	9	361	16,842 19,421	7,333	(4,664)	2,669	13.7%
12	9	354	17,039	7,010	(4,588)	2,422	14.2%
13	9	368	19,904	7,032	(4,537)	2,495	12.5%
14	10	371	24,329	7,589	(5,390)	2,199	9.0%

大正十四年事務報告は、基本財産植栽地の大半は、植栽後十数年を経過し、手入れの最も必要な時期となったとし、三二一円の支出を基本財産の現金（貯金）で行った。

教育の充実

大正時代は、明治時代以来の就学督促、教育への関心の高まりなどによって、教育内容の充実

が求められ、村財政の教育費支出もしだいに増して行った（大正元年就学率九八パーセント　出席率八九パーセント、大正十五年十月就学率九九パーセント　出席率九二パーセント）。

斯民会は県、郡の組織とつながる倹約・貯蓄を勧める強力な運動であった。

大正二年、斯民会一之瀬村支会では、処女裁縫講習会（三か月間）、青年支会の表彰、講演会（三回）を行った。その講演内容と聴講者数は、次のようで、それがこの会の性格をよく表している。

①「誠心の涵養」暴風雨のため四二名
②「五ケ条の勅諭について」二百余名
③「自治と共同」二百余名

青年会処女会の活動も活発であった。その方針は、度会郡青年団綱要・本会会則を守り、倶楽部を中心に次のようなものであった。

①敬神崇祖のため神社境内の清掃月二回。共同試作した新穀の一之瀬神社奉饌
②敬老会・七〇歳以上の高齢者五〇〇名招待
③補習学校・青年夜学会・教師五名、生徒四六名
④農事改良村の実地視察四日間
⑤本会と共に巡回講演二三回、出席会員延べ九五九名
⑥文芸会作詩研究三七回
⑦巡回文庫図書七八冊
⑧撃剣会・運動会
⑨農林事業として品評会、試作田経営。植林六、七町三五〇〇〇本の請負
⑩勤倹力行として、貯金三一三円、共同理髪、藁仕事

以上のような活動は表彰、奨励金の下付を受けた。

八　昭和時代

不　況　不況とその対策として、大正十五年郡役所が廃止された。さらに、我が国経済の発展に伴い不均衡となった地方税制の改革が行われた。また、大正末ごろからの、株式相場の暴落から始まった金融恐慌から、慢性的な景気の不況時代に入った。

歳出決算（昭和元～8年）

年　度	歳　出　額
	円
昭和1	26,991
2	22,156
3	33,590
4	25,819
5	34,028
6	26,566
7	66,290
8	48,861

特別税戸数割のようす

年　度	特別税戸数割	村税収入	村税収入に対する割合
	円	円	%
昭和2	7,258	11,785	61.6
3	7,441	11,484	64.7
4	7,501	11,877	63.1
5	5,068	9,111	55.6
6	2,927	6,359	46.0
7	3,574	6,849	52.2
8	3,751	7,376	50.9

村では、この経済恐慌、不況に対して、まず、税制の改革を行った。

付加税として、国税に付加して、営業収益税、鉱業税、取引所営業税を、県税に付加して、特別地税、家屋税、営業税、雑種税の徴収をきめた。さらに、一戸を構える者に、特別税戸数割条例を制定した(表)。

税設定当初の特別税戸数割の税収入は、村税に大きな役割を果たしたが、以後、昭和六年から、税収入そのものの落ち込みが急速になった。

繭　貫　当　価　格

区分／年度	貫当価格	飼育戸数	掃立量	収繭量	生産額	一戸平均収入
	円		枚	㎏	円	円
大正12	9.8	130	290	1,439	14,133	108.7
13	7.4	124	323	1,645	12,130	96.5
14	10.1	166	395	1,765	17,876	107.7
15	8.9	215	476	1,952	17,110	79.2
昭和2	6.7	258	611	3,139	21,007	81.4
3	5.8	280	627	4,387	25,507	84.0
4	4.8	320	799	5,749	27,551	117.4
5	2.9	325	854	6,195	17,934	55.2
6	3.3	352	710	5,150	19,842	47.8
7	3.4	320	7,676	5,186	20,118	62.9
8	5.5	372	9,624	6,018	33,333	106.8

繭の貫当価格（大正14年～昭和８年）一之瀬村調

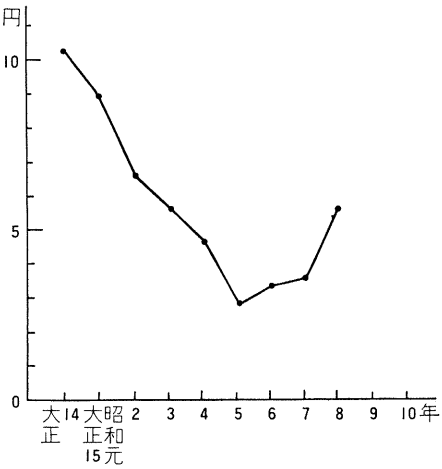

自作農の創設　工業の発展に遅れていた農業生産の近代化のためには、地主小作関係にある農家（昭和六年、全国で、自作は三三パーセントであり、小作二六パーセント、自作兼小作四二パーセントであった）を、自作へと向かわせ、農業生産の向上を計る施策がとられた。

村では、昭和二年、自作農創定資金貸付のため、県の同資金から、二万六六〇〇円を借り入れた。昭和三年一万円、同四年一八〇〇円、五年三一〇〇円、六年五〇〇〇円、七年八六〇〇円、八年八二〇〇円と七か年にわたっている。この資金で、土地を買い、二十四年賦で償還したのである。

繭価格の下落状況　アメリカの経済恐慌は、我が村をも直撃した。昼夜兼行で働く養蚕の副業収入はアメリカの生糸、絹織物の輸入減に

木炭生産（大正15年～昭和5年）

区分 / 年度	一俵平均価格	一戸平均入	生産額	生産高	戸数
	円	円	円	俵	戸
大正15元	1.16	508.3	130,110	(112,053) 448,213	258
昭和2	0.95	544.8	118,082	(123,858) 495,435	217
3	0.80	414.3	96,188	(119,134) 476,537	208
4	0.71	413.0	82,206	(114,476) 457,906	199
5	0.50	249.5	47,909	(96,006) 384,024	192

より、昭和六年を最低として、最盛時の約二分の一に落ちこんだ（表参照）。

不況下の村経済　昭和五年の「事務報告」は次のように記している。

「金解禁実施ニヨリ経済界ハ非常ナル緊縮トナル。世界的不景気ノ影響ハ産業ノ不振、物価ノ下落ニツレ、金融円滑ヲ欠キ――、農家収入ノ財源タル、米・繭・木炭等総テ相場ハ激落ノタメ、今ヤ全ク生活ニ脅威ヲ受ケ甚シキニ至リテハ、国民ノ義務タル税ノ滞納ヲ余儀ナクセラレタル状態トナレリ。」

と。事実、今まで完納していた村税の雑種付加税、特別税戸数割にわずかであるが不納欠損が出ている。木炭についても、その価格下落ぶりが上の表のようにうかがえる。

そこで村としての不況対策についてみてみよう。

「一時救済ノ策トシテ村基本財産ノ蓄積停止」を行って、民費の負担軽減を図ったが、「不景気ハ容赦ナク経済ヲ呪イ、惨憺タルモノニシテ民力ノ疲労困憊ハ想像スルニ余リアリ。」と記した。

村の産業としては、県行造林を県と契約締結をして、失業救済の一助とした。さらに、林道の開設も県直営の事業として実施した。県行造林は、昭和五年三重県が御大典記念公有林野県行造林として、六一年間の契約を村と結んだ。造林面積は一二九町九反で、収益は、県五分村五分とし、杉、扁柏を植えるものであった。

また、毎年行っている村有山林立木売却（製炭用に、村民に売却）も、四二・

七町、材積一一四一石が価格六八四円で行われた。

第三回国勢調査が昭和五年十月一日に行われ、一之瀬村は住居家数二九六戸、世帯人員男九三六人、女八七三人、計一八〇九人であった。

自力更生へ　不況を克服して、農山村自治体の経済的自立を計ることが目標とされるようになるのが昭和七年であった。前年（昭和六年）には、満州事変が起こった。「報告」は、「内外多事多難ニシテ、国際関係ニ於テハ、満州問題ヲ俎上ニ、ジュネーブノ本舞台ニ黒白ヲ論議シ、我国形勢不利ニシテ、ソノ成行軽視スベカラズ。遂ニハ脱退ノ運命ニ逢着セントス。」とし、その結果が、経済にどのような変化を来たすか「実ニ憂慮ニ堪エズ。」とした。

そこで、村では、思想涵養・民力の充実、産業の開発を計画し、国・県の自力更生計画に沿って村民総動員で、進もうとした。産業開発の一つとして林業進展のため、昭和六年大字川上七洞線を県営村道とし、三〇〇〇メートル（幅一・七メートル）の開さく工事を行った。資金は、県農山林開発事業資金から借入れ、六〇〇〇円の起債を行い、昭和八年竣工を期した。昭和七年には、失業救済時局匡救事業として、多年の懸案であった、鴻坂道路の工事も施行された。これは穂原村と共同負担であった。

日中戦争前夜を、「事務報告」は次のように記している。「昭和十一年ごろには、当村経済は漸く好転小康状態に入り、不況の傷はまだ残ったが、傷の恢復の歩度は進み、当村経済も〃更生〃の見通しを得たと思われた」と。多年、実現を希望してきた法律が成立したことにより、米価は昭和十一年末には、三十円前後を堅持し、繭価も春夏秋蚕を通して予想外の高値を示し、本村の生命とする木炭も意外の高値を呼び、農家経済は収入増加により、久方ぶりに愁眉を開いたのは事実である。こうして、〃経済更生計画〃もいよいよ最終年度を迎えた。これは、部門別にはまだ進んでいないところもあり、さらに、本事業を強化するために、特別指定村の選に入った。

これには相当の資金を必要としたから村当局は検討中であった。また、納税を村税でみると、なお一六パーセントの滞納があり、完納には程遠かった。

日中戦争に入る　昭和十二年東洋平和のために中国の蔣政権に膺懲を加えるとした日中戦争が始まった。この国事多難の秋、村は、経済更生特別助成村の指定を受けた。そこで、集落常会などを開いて趣旨の徹底をはかった。ところが、事変のため、村の中堅者が出征していくことで労力的に支障が生じた。しかし「長期抗戦ニ堪エルノハ銃後ノ国民ノ義務デアル。」（「報告」）として、難局を打開する意気を燃やしたのであった。

昭和十四年、聖戦三年を迎えると「報告」は「内外多事多難、経済的ニモ困苦欠乏ヲ忍ビ、目的貫遂ニハ如何ナル難関モ突破セネバナラナイガ、我国民ノ通宥性タル熱シ易ク冷易キノ弊ヲ矯メネバナラヌ。最モ恐シキハ思想戦ノ敗者デアル。」と分析している。

敗けてはならぬ銃後で、産業の振興のために重要なことは、資源の愛護充実であった。この年、木炭生産が一〇万九七一五俵（四〇万貫）を超えたが、このような生産性の向上は、次第に山林の伐期を早め、資源の欠乏が心配され出したからである。そこで、従来の皆伐を改め択伐法を実施するため、択伐模範林を設置し実行に移したのである。

経済更生計画事業のうち、最も急を要した林道のうち、小萩林道は、昭和十二年夏、指定を受けて実測に着手し、十三年完成の予定であった。しかし問題は、日中事変による物資供給が思うようにならないこと、夫役の村民の手が不足することなどで、繰越されてきていた。その上十二年八月には、暴風雨で県下全域に稀有の雨量があり、本村の川上・小萩両林道とも欠潰し、その復旧工事もしなければならなかった。

経済更生計画事業（実施中）

計画事項	着手年月日	完了年月日

共同作業場設置　昭和12・10・10　13・3・31
貨物自動車設置　〃　12・10・20
共同種牡牛設置　13・4・1
有畜農業計画
修練農場設置　昭和13・1・31
萱採収地設置　12・12・1
抉伐指導模範林　12・12・1
和井野耕作道設置　13・4・1
川上農事実行組合
共同収益山林設置　12・12・1　13・3・31
南中村
同　右　〃　〃　〃
市　場
同　右　〃　〃　〃
小萩農事実行組合
共同収益桑園設置　〃　〃
小萩林道開設　14・1・25

昭和十五年四月、政府は米穀強制出荷命令を出した。

十一月、紀元二六〇〇年式典が東京で行われた。

砂糖・マッチ切符制、米配給制となる。

昭和十六年度徴兵検査成績（一之瀬村）

人員	現役入営	補充兵	兵籍編入	徴兵免	徴収延期
三九名	二三	一一	二	二	一

海軍志願兵の受検人員二名、中合格二名、採用入団二名であった。

七月二十日午後一時下記勇士の村葬式が行われた。歩兵兵長・西野元一君。歩兵兵長・御村八二君。

応召帰還兵に対する事務一般として、遺家族の慰問、慰問会の開催、慰問袋、郷土通信の発送、勤労奉仕、武運長久祈願祭、映画会など銃後における事業は各種団体と協力して行われた。

太平洋戦争に入る　対米英宣戦布告　昭和十六年(一九四一)十二月八日。

八月、二重価格制による米の増産政策が発表された。

昭和十六年度、一之瀬村「事務報告書」序文から。

―皇軍将兵ノ後顧ノ憂ナカラシムベク最大ノ努力ヲ忘レテハナラヌ。大東亜戦ニ銃後ナシトハ何ヲ意味スルカ。世界ニ強国ヲ誇ル米英両国ヲ向ウニ廻シ之ヲ屈服セシムルハ容易ニアラズ。真ニ国家総力戦デアルカラ国難突破ノタメ、臣道実践職域奉公ノ至誠ヲ捧ゲ、不平不満ヲ避ケ、飽クマデ必勝ヲ期シテ、戦ウコトデアル。

事変以来、生活機構ハ根本的ニ改革ヲ加エテ旧体制ヲ脱却シ消費規正ヲ強化シテイル。吾人ハ各々本領ヲ発揮シテ国家ノ要求スル食糧(米)ノ確保、燃料(木炭)ノ増産ニ挺身シ、健全ナル村ノ発達ヲ遂ゲネバナラヌ。

行政事務ノ運営ハ自治発達ニ大キナ関係ヲ有スルモノデ常ニ深イ注意ヲ怠ラナイデイルガ、今ノヨウニ、事変ガ進展シテクルト、生活機構ハ全テ法的ニ処理シナケレバナラナクナル。ツマリ商行為ガ配給行為トナリ、役場ヲ中心ニ処理セネバナラヌ政府委任事務ハ年ト共ニ極メテ煩雑トナリ、村固有ノ事務ハ片手間ニ之ヲ処理シテイル。

このように、国家の総力を挙げた戦いは、村の生活を戦争一色に塗りつぶしていったのである。

昭和十七年二月、新嘉坡陥落祝賀行事を行った。

七月　満蒙開拓神路郷裕徳開拓団の神路郷神社建設につき、関係村の集会において話し合われた。総経費六〇〇〇円、その内一之瀬村三〇〇円の負担。また、神社御造営(九月)参拝を兼ね、開拓地の現況視察のため役場より、一名

が出張した。裕徳開拓団勧奨は、三〇〇戸を限度としてこの年度で打ち切りとなった。裕徳開拓団の一之瀬関係者の活動、終戦後の団員の状況の概要は次のようである。一之瀬村では経済更生計画に伴う、裕徳第二神路郷開拓団への分村参加計画を昭和十四年にたて、七〇戸選出の目標を決定したが、内地状勢の変化により計画どおりの実施は困難となった。昭和十六年九月に現地慰問視察を各村から人を派して行い一之瀬村もこれに参加した。開拓団の業績の実際は、既に基礎ができたものと見られた。そして裕徳神社が建立され、さらに、本村の山川文英師を迎えて寺院創立の計画が立てられた。かくて、一之瀬村からは、三三家族六七名が渡満入植した。裕徳第二神路郷開拓団は、度会郡からは四か村から参加し、他に三瀬谷村ほか一二か町村の県内各地出身者等で計二三四家族六七七名で構成されていた。裕徳開拓団の総面積は一万八二〇ヘクタールで、その内訳は次のようであった。

裕徳開拓団

既設水田		320ha
既耕地畑		5,500
未耕地	山林	1,950
	原野	600
	山林	1,000
不可耕地	原野	900
	湿地	550
合　計		10,820ha

公共施設として、診療所、郵政弁事所、裕徳国民学校、青年学校などが建設された。裕徳神社と曹洞宗大満寺も建立された。一之瀬村出身部落名は〃八洲〃であった。

昭和十六年度は経営二年度で部落共同経済であり、昭和二十年度から第六年度として四戸共同経営による個人経済に移行した。一戸当たりの耕地は一〇町歩で、その内、水田〇・七町歩、畑九・三町歩、別に採草地、放牧地、薪炭採取地は共有地であった。畑作のほかに副業として冬期の建築用材伐採、農畜産加工、柳条加工、製炭、養豚などが計画され、年次計画を立てて実施されていた。また、一〇町歩経営の一戸当たりの農機具として、次のようなものが計画された。プラウ(耕転機)二台、ハロー(砕土機)〇・三、畦立機〇・五、グレンドリル(播種機)〇・一、カルチベッカ(鎮圧機)〇・二、カルチベーター(中耕機一台)、ポテトデッカー〇・三、などであった。

開拓団員の男子青年などの花嫁養成のため開拓女塾が開かれ、一之瀬村から四名が参加した。

地区内を南北に通る基幹道路一八キロメートルは政府施設として計画された。

終戦とともに、この新農村建設の計画も消えた。昭和二十年九月に裕徳開拓団から一〇五名の男子がソ連軍によってシベリアに連行された。捕虜収容所で、奥地の松材の伐採搬出作業や貨車積みおろし作業、畑作業、その他の使役に酷使された。二年余りの収容所抑留の後、ウラジオから内地へ引き揚げた。昭和二十三年ごろまでに、一之瀬村出身者は、帰国した。しかし、はじめ分村渡満した六七名のうち、生存して帰った人々は二一名(団員一八名・家族三名)のみで、実に四六名(団員一五名・家族三一名)が死亡したのであった。ところで帰国した裕徳開拓団の一七戸が、昭和二十三年、志摩郡阿児町の志摩共栄開拓団に入植した。また昭和四十四年、多気郡三瀬谷町のダムサイトに本県出身満州開拓殉難者慰霊碑「拓魂」が建立された。

十月　保健婦設置決まる。戦争を進める上で要望されることとして、人口の計画的増産があった。そのため妊産婦乳幼児を保護し、保健衛生に努力が払われた。とくに、乳幼児の死亡率が増加してきたので、県下でその成績の不良な一二か村が選ばれ、本村もその中に含まれて、保健婦が置かれることになったのである。その経営主体は村で、経費は九〇〇円であり事業は、①季節保育所、常設保育所　②保健指導・家庭訪問事業、③教養教化、④季節共同炊事、⑤各種相談、などが計画された。差し当たりは、産婆が保健婦の講習を受け、保健婦の資格者を養成した。

乳幼児検診の結果(昭和十六年八月施行)

受検乳幼児	疾病ある者	栄養不良のもの	計
39人	10人	3人	13人(33%)

農業増産報国推進隊が組織され、農業報国県連盟で中堅青壮年を内原訓練所で指導訓練を受けさせることになり村

から三名が参加した。

昭和十七年の「事務報告」は、決戦体制第二年として次のように記している。

「前線銃後ヲ通シテ、一億一心奮闘シ、緒戦ノ戦果ハ燦トシテ青史ヲ飾リ、八紘一宇の聖業ハ着々トシテ歩ヲ進メツツアル。畏クモ天皇陛下ニハ十二月十二日伊勢神宮ニ参拝セラレ聖戦ノ目的達成、大東亜建設ヲ祈ラレタ。コレハ神宮史上前例ノナイコトデアル。」

「村行政デハ、簡素化ヲ行イ好評デアリ、上意下達ハ透徹シ、吏員ハ不平ナク職域ニ奉行シツツアル。戦時下ナレバ村民モ、如何ナル難問モ唯々トシテ処理シテイル。」

主要食糧の増産

反別	収穫高	前年比増	前年比増	比率
一九五・二町	三〇七七石	四・三町	六二二石	二五%

昭和十八年にはアメリカ空軍B29が本土を空襲した。防空のため、監視哨を建てることについて、昭和十六年八月の防空監視令とともに、再三、県の警防課から督励を受けた。しかし監視哨は、村費支出三分の二、国庫補助三分の一のため、これは、甚だ不合理であり、全部国費で支出すべきであるという強い意見が村会で出た。しかし結局、国防献金の意味で犠牲を払うより仕方がないとして、村費二三〇〇円、国庫補助一五〇〇円で建設された。

七月に川上林道の開設に着手した。南中村岸岡より川上木炭倉庫付近まで約一七〇〇メートル、村負担三分の一、七万五〇〇四円で、県費は一万四三〇〇円であり、各戸負担金は三円となった(負担戸数二八〇戸)。

さきに農業生産統制令が出されて、計画的重点生産方策がとられ、米の割当出荷の数量確保が重大な役目となった。十七年度米作では、資材、肥料、労力の不足にもかかわらず、近年に稀な好天候で収量増となった。

木炭の生産割当量は、一二万六四五二俵であったが、前年度より減産であった。増産のため製炭者報国手帳制度を

実施した。

蚕業は食糧増産奨励に伴い桑園は減反整理され、収繭数量は、春・夏秋・晩秋蚕の合計で三・八トンとなり、大正十三年（一九二四）（三八八トン）の蚕業のさかんであったころの一〇分の一の数量となった。

健民訓練所　太平洋戦争三年目になると、人的資源と言われた青壮年の体位低下が目立つようになった。そこで、一八歳から二〇歳までの筋骨薄弱者、結核発病の恐れある者を健民訓練所に入所させ、一定水準までの体力向上を計った。体力向上施設利用の指示を必要とするもの一〇名、再検診を受けた者七名、訓練所入所者三名であった。

食糧供出を昭和十八年度でみると表のようであった。

主食供出量（昭和十八年）

	作付反別	実収高	供出量	摘要
米	一九一・四反	七、〇二二俵	四、二一〇俵	完納
麦	六八・八	一、四〇五	四〇八	〃
さつまいも	六・八	一一、四二九〆	四、二〇〇〆	〃

供出米割当は、昨年の例にならって早期割当決定が要望され、県は九月の第一回予想作付状況によって供出米を割当てた。これに準じて、村でも各区長を米穀実測委員に依嘱し、次のように調査を行った。九月二十日・第一回予備調査、十月十四・十五・十六日第二回実測調査。そして、この予想により実収を決定した。供出単位は集落責任とし、集落実収高引く集落飯用米は供出高とし、不足分は飯用米より捻出した。麦の割当法は、作付一反に対し、三斗三升七合の割合で、さつまいもは、反別六貫二〇〇匁で、いずれも集落責任供出であった。

太平洋戦争は昭和十九年には決戦段階に入った。国民は、総力を挙げて戦闘配備を完了した。少国民の軍事教育は全面的に強化された。一之瀬村国民学校の本年度努力点に作業教育の徹底、体練科武道の強化、陸海軍要員の充足、

国民貯金の重視、食糧増産の強化、軍需資材の増産、時局認識、戦時思想の確立などが掲げられた。教員二名は応召休職中であった。学童貯金高は七〇七八円、出席率九三パーセント。生徒数四〇六名〈尋常科三一五名　高等科九一名〉であった。

増産作業教育の状況には次のようなことが記録されている。

イ　暗渠排水工事　　延べ人員一、二五〇人
ロ　製炭作業　　延べ人員一、五六三人
ハ　植林　　一二一人
ニ　苗代消毒　　九五人
ホ　水田除草作業（旱害田）　　九九四人
ヘ　供出割木搬出　　八三七人
ト　麦踏圧　　八五六人

また、軍需資材確保状況としては、

イ　桑皮　　一五九貫
ロ　野生苧麻　　一四〇貫
ハ　茶ノ実　　三石六斗
ニ　団栗　　一石三斗
ホ　蔓麻ノ実　　五斗二升
ヘ　刈草　　一、五〇〇貫
ト　草履　　一、五〇〇足
チ　炭俵　　五〇〇枚

などで、これらの作業が、授業を振り替えて、相当の時間にわたって行われたのである。

一之瀬村立青年学校は生徒四四名女三四名。教員、専任一名、教練指導員二名、兼任教員五名（内一名応召中）出席



一之瀬村誌（左）

一之瀬村村会議書類（下）

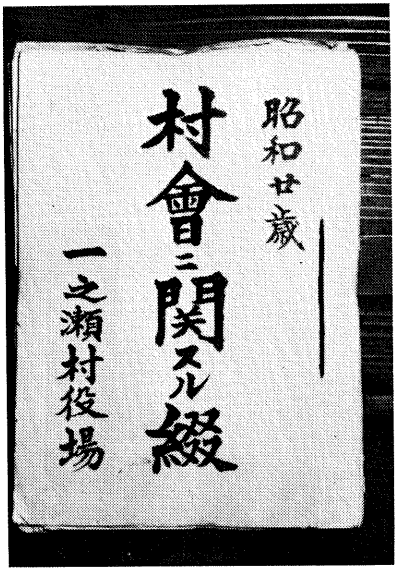

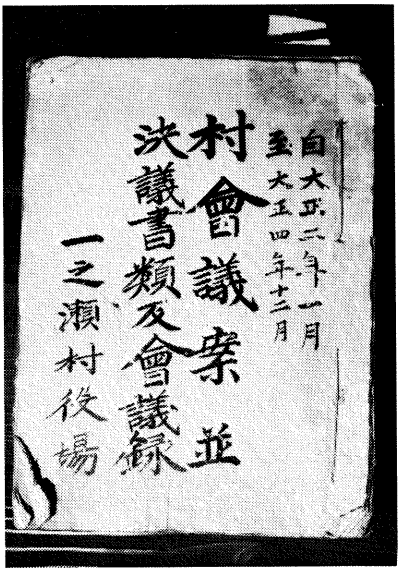

率八六パーセントであった。青年学校生徒は、日課が軍事教育の感を呈した。

神饌田耕作奉仕・行軍・教練査閲・青年中堅者養成・体力章検定・記念林の草刈・県行造林奉仕・見学旅行・戦捷祈願神宮日参・幹部常会・米英撃滅総突撃運動などが主な行事となった。

食糧は、常に村の主要な生産物であり、供出の対象であった。昭和十九年の供出は次のようであった。

馬鈴薯は作付割当二・八町・実収量二四四〇貫・供出量二二五六貫で、収量が少なかったため、供出完納

困難となり、農民の愛国心により一部麦で代替供出し完納した。甘藷の作付割当反別は七・五町・実収量九八八四貫・供出量三〇〇〇貫で、作付割当に多少不備の点がありこれを是正し、猪の被害反別を差引き割り当てられた。

米―作付反別、一八九・八町この内旱害により一・六町は作付けなし。実収量一五二四石・供出割当一六〇五石。この年は、五十年来の旱魃による減収のため、供出量の減額を県に申請し、村では、各部落間の割当を申請し、さらに各個人の割当適正化をはかった。

昭和二十年についての統計は見当らない。終戦前後の世情の混乱は、確実な調査などを行う余裕もなかったのであろうか（県の統計事務所にも昭和二十年の「農林水産統計書」は見付からない）。

九　地名と村長名

川上（かわかみ）

筒渕河内（つつぶちごうち）　土高（どだか）　鏡ケ河内（かがみごうち）　クロゾ
鍛冶屋河内（かじやごうち）　小河内（こごうち）　ヌタ　熊河内（くまごうち）
太戸（たいど）　甚兵衛谷（じんべえだに）　シダ原（しだはら）　堂田沖（どうだおき）
シダ尾　長河原（ながかわら）　桑谷（くわだに）　槇沖（まきおき）
丸野（まるの）　町楽（まちらく）　樋ノ谷（ひのたに）　定山（さだやま）
河内沖（こうちおき）　乙火　栗ノ木俣（くりのきまた）　カシ谷
田尻（たじり）　東宮又（俣）（とうぐうまた）　ツヽラ俣（つづらまた）　中田沖（なかたおき）
一ッ柳（ひとつやなぎ）　中根（なかね）　七洞（ななほら）　カシ谷口（かしだにぐち）
楠ボラ（洞）（くすぼら）　坂さご（さかさご）　脇谷（わきたに）　筒渕垣内（つつぶちがいと）
　　ハゼガ谷（はぜがだに）　かうしょ（こうしょ）　上木沖（かみきおき）

中ノ倉（なかのくら）
上中ノ倉（かみなかのくら）
松葉（まつば）
三右衛門（さんうえもん）
乙谷（おとだに）
エセビオ
アセ河内（あせごうち）

南中村（みなみなかむら）

五良ガ瀬（ごろがせ）
丸山（まるやま）
市郎兵衛林添（いちろうべえはやしぞえ）
大ひげ谷（おおひげだに）
小池田（こいけだ）
アサボラ
大ヒゲスマド（おおひげすまと）
ナメラ谷
源八田ノ上（げんぱちだのうえ）
切間ヨコテ（きりまよこて）
大ヒゲ谷利助林添（おおひげだにりすけばやしぞえ）
切間（きりま）
イヌボシ
西木戸沖（にしきどおき）
カゴカ沖
傳六西（でんろくにし）
ヒコ谷
与五兵衛谷（よごへいだに）
ヒベ前
カゴカ
センゲ山（せんげやま）
カニガ谷
ハシカ原下（はしかばらした）
ツルマ垣外（つるまがいと）
バンジョ
ツベノ木
西ノワキ（にしのわき）（西脇）
アツキ尾
舟ヤ谷（ふなやだに）
バンジ
タツミ原
ヒベ河内（ひべごうち）
木戸（きど）
シンデノ上
京エン（きょうえん）
中ボラ
田ノホタ
イタボラ
大ホク筋（おおほくすじ）
榎谷（えのきだに）
長峯（ながみね）
金助原（きんすけばら）
久留（くどめ）
久留沖（くどめおき）
定山道上（さだやまみちうえ）
観音山上（かんのんやまうえ）
作次郎田ノ上（さくじろうたのうえ）
マンドロロ（まんどろぐち）
深谷（ふかだに）
ショバ谷
岸岡（きしおか）
中山田（なかやまだ）
大石下（おおいししも）
八俵取場（はっぴょうどりば）
林添（はやしぞえ）
松原（まつばら）
御柚カゴカ坂（みそまかごかざか）
宮古谷（みやこだに）
タツミ原（たつみばら）
ギッチョ場（ぎっちょば）
カゴカ
金谷沖（かなやおき）
井口山（いぐちやま）
井口谷（いぐちだに）
トリベシ
甚兵衛谷（じんべえだに）
仁平田ノ上（にへいだのうえ）
花カケ（はなかけ）
トヤノ尾
佛谷（ほとけだに）
クラガリ谷
地蔵谷（じぞうだに）
ナヘオロシ（なべおろし）
コモキリ間（こもぎりま）
伊賀濱（いがはま）

瀬戸（せと）
ツキヤ谷
スケ谷（すげだに）
カヤノ木谷（かやのきだに）
野見坂道筋（のみざかみちすじ）
四良ケ瀬（しろがせ）
中ソノ（ながぞの）
御師（おんし）
北ノ垣外（きたのがいと）
市平前（いちへいまえ）
市平後（いちへいうしろ）
脇出境（わきでざかい）
屋敷添（やしきぞえ）
向井山（むかいやま）
クヽリ石（くぐりいし）
中井前沖（なかいまえおき）
鳥垣外（とりがいと）
スヽカウチ（すすがうち）
梅ケ谷（うめがたに）
御仙前（みそまえ）
御仙河内（みそまごうち）
高谷（たかだに）
寺ノ上（てらのうえ）
一ノ瀬沖（いちのせおき）
御仙（みそま）
カメヤヒロ
カイトリムシロ谷
松原沖（まつばらおき）
広垣内（ひろがいと）
奥ノ広（おくのひろ）
上組林（かみぐみばやし）
切間谷（きりまだに）
京エン林添（きょうえんはやしぞえ）
楠尾（くすお）
権田道上（ごんだみちうえ）
小池谷（こいけだに）
小屋谷下（こやのだにした）
桜谷（さくらだに）
ジッ八（じっぱち）
そら山（そらやま）
ツベノキ谷
長峯口（ながみねぐち）
ハシラバラ

脇出（わきで）

ゴウソ
志戸谷（しとだに）
松原（まつばら）
コビコ
藤掛り（ふじがかり）
小蟻（こあり）
ダルラ
出来田（できだ）
広田（ひろだ）
孫次（まごじ）
中山河内（なかやまごうち）
高谷（たかだに）
源内（げんない）
イノ山（いのやま）
北ノ垣内（きたのがいと）
脇出河内（わきでごうち）
西ノ平生（にしのひろ）
小田（こおだ）
西出（にしで）
向井前田（むかいまえだ）
前沖（まえおき）
瀬戸（せと）
榎田（えのきだ）
御師（おおし）
浦前田（うらまえだ）
御所裏（ごしょうら）
東出（ひがしで）
北出（きたで）
生金（なまがね）
中組（なかぐみ）

和井野（わいの）

城ノ前（じょうのまえ）
岡ノ広（おかのひろ）
三五郎前（さんごろうまえ）
太郎次屋敷（たろうじやしき）
利左エ門ノ上（りざえもんのうえ）
トシキ谷
野神土垣外（のがみつちがいと）
土垣外（つちがいと）

野神サンマイ谷（のがみさんまいだに）
神出山切下シ（かみでやまきりだし）
堀ノ谷（ほりのたに）
滝ノ河内（たきのごうち）
ヒヾガ谷（ひびがだに）
木戸口（きどぐち）
大滝（おおたき）
郷田広（ごうだびろ）
神ノ前（かみのまえ）
地婦く（ぢふく）
梅ケ河内（うめがごうち）
山神ノ上（やまかみのうえ）
仙松ノ上（せんまつのうえ）
古屋敷ノ上（ふるやしきのうえ）
嘉兵衛ノ上（かへえのうえ）
神出山木戸（かみでやまきど）
風呂屋ノ上（ふろやのうえ）
木戸（きど）
野谷地蔵ノ上（のだにじぞうのうえ）

猪追林（ししおいばやし）
牛草（うしくさ）
久祢ノ下（くねのした）
川原田（かわらだ）
嘉左ヱ門（かざえもん）
ヌクト
小殿（こどの）
野谷石蔵ノ上（のだにいしぞうのうえ）
野谷半六屋敷ノ上（のだにはんろくやしきのうえ）
野谷口（のだにぐち）
御堂前（みどうまえ）
二ツ岩（ふたついわ）
御堂後（みどううしろ）
中切（なかぎり）
中埼（なかざき）
前川（まえがわ）
上ケ土（あげづち）
野神岩吉後（のがみいわきちあと）
大花ノ上（おおばなのうえ）
屋敷ノ上（やしきのうえ）

留八ノ上（とめはちのうえ）
庚申ノ上（こうしんのうえ）
一本松（いっぽんまつ）
大山ノ下（おおやまのした）
家ノ上（いえのうえ）
寺ノ上（てらのうえ）
小谷（こだに）
大山
忠次垣外（ちゅうじがいと）
野神シ、林（のがみしじばやし）
野神（のがみ）
田広ノ上（たびろのうえ）
若谷（わかだに）
竈ゴウソ（かまごうそ）
岡田ノ上（おかだのうえ）
檜木ノ上（ひのきのうえ）
三代林（みよばやし）
五正モン山（ごしょうもんやま）
木戸ノ上（きどのうえ）
野谷（のだに）
野谷

栗林（くりばやし）
大久保口（おおくぼぐち）
ウルシ谷
向野谷（むかいのだに）
野上大林（のがみおおばやし）
野神（のがみ）
赤見垣外（あかみがいと）
野神大廻り（のがみおおまわり）
野神清水ケ野（のがみしょうずがの）
野神一之木谷（のがみいちのきだに）
瀧ケ河内（たきがごうち）
竈ノ尾（かまのお）
神出山（かみでやま）
フカト
シノ木戸
神出山笠松（かみでやまかさまつ）
築木谷（きづきだに）
中ノ広（なかのびろ）
ゑんど
大山ノ上（おおやまのうえ）

五ロリ（ごろり）
才五郎ノ上（さいごろうのうえ）
正月田（しょうがつだ）
山神ノ北（やまかみのきた）
利右衛門ノ北（りうえもんのきた）
阿ら堀り（あらぼり）

市場（いちば）

佐田（さだ）
佐平屋敷（さへいやしき）
六兵衛屋敷（ろくべえやしき）
皮屋垣内（かわやがいと）
北山神（きたやまがみ）
孫六古屋（まごろくふるや）
六郎左ェ門垣内（ろくろうざえもんがいと）
庄兵衛古屋（しょうべえふるや）
六兵衛古屋（ろくべえふるや）
傳次郎屋敷（でんじろうやしき）
徳右ェ門古屋（とくうえもんふるや）
佐次ェ門ノ東（さじうえもんのひがし）
清水（しょうず）
半右衛門屋敷（はんうえもんやしき）
三郎兵衛古屋（さぶろべえふるや）
三吉古屋（さんきちふるや）
平次裏（へいじうら）
主ノ北（ぬしのきた）
宮ノ前（みやのまえ）
又八古屋（またはちふるや）
七郎右衛門古屋（しちろううえもんふるや）
宮田（みやだ）
善兵衛古屋（ぜんべえふるや）
寺山（てらやま）
中屋
佐蔵古屋（さぞうふるや）
勘蔵屋敷（かんぞうやしき）
七郎衛門屋敷（しちろうえもんやしき）
栄蔵屋敷（えいぞうやしき）
久蔵屋敷（きゅうぞうやしき）
助右衛門古屋（すけうえもんふるや）
元屋敷（もとやしき）
金助畑（きんすけばた）
文作屋しき（ぶんさくやしき）
善三郎古屋（ぜんざぶろうふるや）
助左ェ門古屋（すけざえもんふるや）
平石（ひらいし）
木戸（きど）
炭穴（すみあな）
柿畑（かきばた）
山垣外（やまげと）
升山
作左古屋（さくざふるや）
赤田（あかだ）
岩田（いわだ）
泉田（いづみだ）
岩田奥（いわだおく）
いな場（いなば）
うつぎ
上ひびが広（かみひびがひろ）
榎向（えのきむこう）
おば
おどり林（おどりばやし）
上見（あげみ）
嘉右衛門畑（かえもんばた）
川原（かわばら）
上弥五（かみやご）
嘉兵衛古屋（かへえふるや）
がうな（ごうな）
喜平古屋（きへいふるや）
北川（きたがわ）
喜兵治古屋（きへいじふるや）
九郎太夫（くろうだゆう）
楠（くす）
草山（くさやま）
ケッチョ
元屋（もとや）
源右衛門古屋（げんうえんもんふるや）
小林出口（しょうりんでぐち）

光連寺（こうれんじ）
古薬師（ふるやくし）
小どの（こどの）
小林山（しょうりんやま）
小次郎垣外（こじろうがいと）
小林畑（しょうりんばた）
五郎兵衛古屋（ごろべえふるや）
五左衛門畑（ござえもんばた）
佐右衛門屋敷（さうえもんやしき）
さめ田（さめた）
三郎兵衛屋敷（さぶろうべえやしき）
佐次兵古屋（さじべえふるや）
サシ山（さしやま）
佐蔵前（さぞうまえ）
新三郎古屋（しんざぶろうふるや）
荘兵衛古屋（しょうべえふるや）
清水の上（しみずのうえ）
浄正庵（じょうしょうあん）
治郎右衛門畑（じろううえもんばた）
清右衛門屋敷（せいうえもんやしき）
清太夫屋敷（せいたゆうやしき）
仙居山（せんごやま）
ソゴ鼻（そごばな）
太郎右衛門垣外（たろううえもんがいと）
太夫下（たゆうした）
太夫西（たゆうにし）
太郎兵衛屋敷（たろべえやしき）
長右衛門古屋（ちょううえもんふるや）
ちゅう田（ちゅうだ）
土取（つちとり）
寺ノ西（てらのにし）
伝助古屋（でんすけふるや）
伝次郎元屋敷（でんじろうもとやしき）
藤蔵屋敷（とうぞうやしき）
卜養（ぼくよう）
とさ古屋（とさふるや）
堂田（どうだ）
中田北（なかたきた）
中田（なかた）
中道南（なかみちみなみ）
中道北（なかみちきた）
中屋（なかや）
仁兵衛古屋（にへえふるや）
主ノ上（ぬしのかみ）
橋爪（はしづめ）
八まん（はちまん）
彦左衛門屋敷（ひこざえもんやしき）
彦作屋敷（ひこさくやしき）
ひひが広（ひびがひろ）
風呂ノ下（ふろのした）
平治畑（へいじばた）
弁ノ浦（べんのうら）
弁ノ東（べんのひがし）
文四郎前（ぶんしろうまえ）
孫九郎東（まごくろうひがし）
孫四郎田（まごしろうだ）
孫三郎南（まごさぶろうみなみ）
孫三郎古屋（まごさぶろうふるや）
孫四郎畑（まごしろうばた）
孫七浦（まごひちうら）
宮ノ前（みやのまえ）
宮田（みやだ）
向田（むかいだ）
薬師浦（やくしうら）
山本屋敷（やまもとやしき）
薬師南（やくしみなみ）
薬師（やくし）
薬師山（やくしやま）
与九郎田（よくろうだ）
与三郎田(畑)（よさぶろうだ(ばた)）
六助古屋（ろくすけふるや）
和助古屋（わすけふるや）
忠次屋敷（ちゅうじやしき）
長左衛門古屋（ちょうざえもんふるや）

九良太夫屋敷（くろだゆうやしき）
高曽（こうそ）
風呂屋（ふろや）
向井新田（むかいしんでん）
下井口（しもいぐち）
バッチョ
上井口（かみいぐち）
吉長場（ぎっちょうば）
休場（やすんば）
下高曽（しもこうそ）
北高曽（きたこうそ）
中山（なかやま）
城下（ケ）（じょうげ）
吉長場
木戸（きど）
松原（まつばら）
狭間瀬（はさまぜ）
二郎五郎（じろうごろう）
山中（やまなか）

柳（やなぎ）

寄瀬ノ内
北洞（きたぼら）
柳奥北洞（やなぎおくきたぼら）
奥村（おくむら）
徳湯（とくゆ）
北組（きたぐみ）
上ノ曽（かみのそう）
中薗（なかその）
ネギ田（ねぎだ）
柳奥
小金清水（こがねしょうず）
柳奥南（やなぎおくみなみ）
桃ノ木広（ももものきびろ）
堀尾（ほりお）
柳奥南耕地（やなぎおくみなみこうち）
柳奥ヌタ（やなぎおくぬた）
柳奥西耕地（やなぎおくにしこうち）
柳奥瀧（やなぎおくたき）
柳奥下（やなぎおくした）
早瀬（はやせ）

宮ノ越（みやのこし）
猪子瀬（いのこぜ）
バンジャウヤ（ばんじょうや）
岡地（おかじ）
井ガラ口（いがらぐち）
柳奥下り門
赤坂（あかさか）
ウルシ谷（うるしだに）
上向井（かみむかい）
小切間（こぎりま）
小山（こやま）
左右衛門田（さうえもんだ）
サダ
下向井（しもむかい）
高曽門（こうそうもん）
高曽中耕地（こうそうなかごうち）
高曽南耕地（こうそうみなみこうち）
高賀（こうが）
中井口（なかいぐち）
西柳奥（にしやなぎおく）
昼場（ひるば）

古木戸（ふるきど）
堀道（ほりみち）
又六（またろく）
メンゴ
森
ヤケド
丸野（まるの）
南高曽（みなみこうそう）
向井（むかい）
寄瀬（よりぜ）
休場耕地（やすんばこうち）

小萩（こはぎ）

カミデ
下り出（くだりで）
シラサゴ
四ツ辻（よつつじ）
北ノ川（きたのかわ）
フタヲサ田
カルジ
ノセ
瀧ノ上（たきのうえ）

伊兵衛林（いへえばやし）
コジガノ
イチキ
ホホツロ
ドンギリ
ゴウジガノ
榎ノ瀬（えのせ）
松山（ひのきやま）
キンカ
出合（であい）
瀧ノ上
カタナガ
カゲ
中ノ谷（なかのたに）
カラノ木
ゴウソ
月ノ谷（つきのたに）
長ノ谷（ながのたに）
ネギ六
田ノ廣（たのひろ）
田ノ向（たのむかい）
カタカケ
湯谷

一ツ石（ひとついし）
サガリ松
コゴチ
フングリ岩
カッテ山
二ツカマ（ふたつかま）
赤岩（あかいわ）
奥ノ広（おくのびろ）
足山（あしやま）

火ガマ（ひがま）
ダンナ山
登り尾（のぼりお）
松ケ峠（まつがと）
石ケ尾（いしがお）
白倉（しらくら）
瀧ノ谷（たきのたに）
白樫廣（しらがしびろ）
猫ノ尾（ねこのお）

長ノ廣（ながのびろ）
カツケ
コタカ
イナギ
大橋詰（おおはしづめ）
大ほら（おほら）
カラス本（からすもと）
木戸口（きどぐち）
コジカ広（こじかびろ）

一之瀬村歴代村長

代	村長名	就任期間 就退	任任
1	芝山笑兵衛	明治	22・5・7
		〃	22・7・15
2～3	須藤謙藏	〃	22・11・12
		〃	30・11・13
4	権田俊藏	〃	30・11・14
		〃	32・11・—
5～6	三浦準次郎	〃	33・1・24
		〃	41・1・28
7	大釋國松	〃	41・1・29
		〃	41・3・3
8～11	西野定之助	〃	41・4・2
		大正	10・3・5
12～13	西井金藏	〃	10・3・22
		昭和	4・3・20
14～17	御村歳平	〃	4・3・21
		〃	20・3・20
18	西岡熊雄	〃	20・3・21
		〃	21・11・15
19	青木武男	〃	22・4・5
		〃	26・4・4
20	高橋正元	〃	26・4・23
		〃	30・3・31

ココヅロ（ここづぐち）
サダ
砂ケ瀬（すながせ）
拳戸村（たいどむら）
狸林（たぬきばやし）
中ノ渕（なかのふち）
祢宜向（ねぎむかい）
風呂屋（ふろや）
ヘイタ田
宮ノ前（みやのまえ）
宮ノ林（みやのばやし）
湯谷口（ゆだにぐち）

第三編　産業

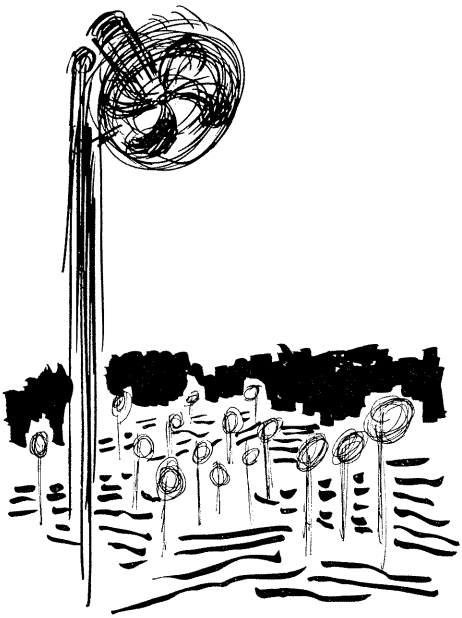

第一章　産業の概観

立地条件　度会町は度会郡のほぼ中央に位置し、宮川及び支流一之瀬川の両河岸段丘に沿って開けた耕地を中心に点在する三四の集落から成っている。

総面積は一三三・七三平方キロメートルでその八五パーセントが山林、耕地は約六パーセントに当る七九四ヘクタールである。

年間の平均気温は一五・二度、八月の最高気温は三〇・九度、二月の最低気温は零下一度を示すこともあるが、年間、積雪をみることは極めて稀である。また、雨量は年間二八八〇ミリメートル前後もあり、気候には比較的恵まれている。このような立地条件もあって、昔から農業と林業を主として生活を営んできた農山村ということができる。また、経済的な立地条件としては昔も今も伊勢市を中心とする経済圏に入るが、一部中川地区のように、国鉄紀勢線、国道四十二号線による松阪方面の経済的交流もみられる。

こうしたことを基盤に現在の町の産業のあらましを述べてみよう。

第一次産業の衰微と複合経営への変化　昭和三十年代の前半における、村の基幹産業として位置づけられて来たのは、やはり農林業であった。すなわち、農業では、米作を中心として、本町の特産物である茶業の振興に力を入れ、栽培面積と茶工場の規模拡大を図った。また、林業は町の八五パーセントを占める山林資源を生かすために、素材・

木炭・薪などの生産高の向上をはかり、農林業の近代化を推進し、経済の充実を見い出そうと地道な努力を積み重ねたのがこの時代であった。

当時、政府は、高度経済成長政策をかかげて、農林業はもとよりあらゆる産業に対する強力な行政指導がなされた時代でもあった。

度会町においても、この時代に中川、内城田両農協の合併による度会町農協の誕生と、中川、内城田、小川郷の三森林組合の合併により度会町森林組合が発足するなど新しい態勢づくりがなされた。また、伊勢志摩広域市町村圏への加入、山振事業の導入など数々の変遷を経て今日に至っている。

しかしながら他産業が急速に発展したため、農林業就業者の他産業への流出が激しくなり、農林業所得の相対的低下が見られた。このような情勢の中で、昭和四十年代には、中小企業の地方進出が増加し、工場誘致条例を作って工場誘致をはかる市町村が相ついだ。本町でも昭和三十九年に三年間、固定資産税免除の特例条例を設けて工場誘致をはかった。この特例条例の対象として、昭和四十年四月一日、ワイエス磁器管製作所第四工場を棚橋に誘致した。その後、中小企業数社の進出を見るに至った。こうして農村労働力はますます他産業への流出傾向をたどった。さらに、昭和四十六年にはじまった水田の減反政策と農業の機械化、省力化によって専業農家は著しく減少し、兼業農家への移行を強めていったのである。この結果、昭和五十二年現在における農家総数一二三一戸のうち専業農家はわずか六四戸にすぎない状態となった。別表の産業就業人口の推移(三七三ページ表1)を見てもわかるように昭和三十五年当時と昭和五十年の比較では農林業就業者は、三分の一に減少し、その影響により他産業就業者は、二倍から八倍に増加している。このように農業は近代化が進むとともに兼業農家が増加し、棚橋など一部の地域においては、住宅団地との混住社会化が進んでいる。

また、林業にあっては、町外の規模の大きい山林業者に山林を手放すものが増加し、これらの業者による植林と森林開発公団、度会町森林組合及び一之瀬森林組合の積極的な造林の推進により、山林面積の六〇パーセントの山林に杉や桧が植えつけられるに至った。これに伴い戦中戦後を通じて盛んに生産されていた木炭、薪の姿は熱資源の変化による需要の低下と相俟って、ほとんど見ることができなくなった。

町では、基幹産業である農業の振興を図るため、農業振興地域整備計画に基き、農地の有効利用や、基幹農道、かんがい排水路、ほ場整備、老朽茶園の改植等の条件整備と、農業近代化施設整備等各種補助事業を導入して生産の向上に努めている。

また、林業構造改善事業をもとにした林業の振興開発につとめるとともに工場誘致等をさらに進め、製造工業等第二次産業をさかんにしなければならない。これにより地元の人的資源の町外への流出を防ぎ、生産性を高めて町の経済を豊かにし、ひいては商業の発展を期するなど、将来の展望に立った町内産業の課題解決につとめている。

統計で見る産業動向

①産業就業のようす

町の産業への就業動向をさぐると、昭和三十年代までは、農林業への就業が大部分を占めていたが、その後急激な変化を示している。

産業別就業人口の推移をみると(表1)、昭和三十五年度において、農林業を主とする第一次産業人口は、三六一七人であったが昭和五十年度には、一二八五人となって実に六五・五パーセントの減少を示している。逆に第二次産業人口は、三四三人が一六七五人となって、四八八・三パーセントと約五倍に、第三次産業人口は、七六一人が一四九〇人となって約二倍に達している。

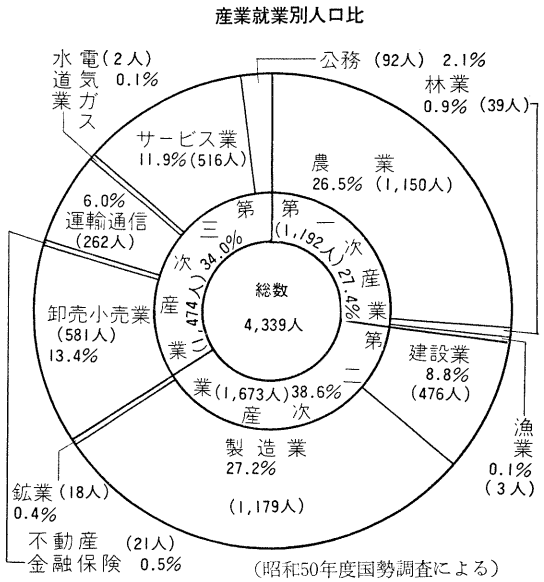

（昭和50年度国勢調査による）

また、年度の農林業センサスの産業構成比をみると第一次産業二八・九パーセント、第二次産業三七・六パーセント、第三次産業三三・五パーセントとなっており、昭和三十五年度の農業だけの構成比六九・八パーセントなどに比べると、産業就業動向の変化が著しくなっていることがわかる。

このことは、この時期における日本の高度成長による産業構造の急激な変化によるもので、業種別形態も変動し、第一次産業の農林業従事の労働力が、製造業、建設業等の第二次産業並びにサービス業、卸小売業等の第三次産業へ流出し、兼業農家が増加しているためである。

② 産業別生産額の推移

次に、産業別生産額をみると、終戦前までは、（表2）の昭和十五年度の統計のように、農業と林業の生産額が大部分を占めている。農業では、米麦及び繭が、林業では薪炭の生産が収入の主なるものである。ただこの時期では、鮎漁をはじめとする川魚漁による水産業の生産額がみられる。

しかし、昭和三十年代から産業別生産額も農林業から第二次産業にうつり、（表3）のように、昭和四十五年から昭和五十年の五か年間についてみても、製造業、建設業等が飛躍的に伸びていることがわかる

③ 増え続ける各種産業への就業

また、昭和五十五年現在の状況をみると、全町の世帯数一九九九戸のうち、農家戸数は、一二三一戸で、全体の六一・五パーセントになり、うち農業を専業とするものは僅かに六四戸、全農家の五・四パーセントに過ぎず、逆に農業を従とする第二種兼業農家は一〇三八戸で八四・三パーセントの多きに達している。したがって、農山村であるとはいいながら、住民が生計をたて、収入を得る職業は、町内の製造業、建設業、小売業、サービス業に就業するほか、年々、伊勢市を中心とする周辺地域への就業者数が大幅に増加し、町内産業就業の動向は、大きな変化をたどりつつある現状である。

産業別就業人口の推移（表1）

産業分類	昭和35年		40年		45年		50年		(B)/(A)×100	(C)/(B)×100	(D)/(C)×100	(D)/(A)×100
	実数(A)	構成比	実数(B)	構成比	実数(C)	構成比	実数(D)	構成比				
総数	4,721	100.0	4,439	100.0	4,623	100.0	4,450	100.0	94.0	104.1	96.3	94.3
第一次産業	3,617	76.6	2,787	62.8	2,062	44.6	1,285	28.9	77.1	74.0	62.3	35.5
農業	3,296	69.8	2,742	61.8	2,005	43.4	1,210	27.2	83.2	73.1	60.3	36.7
林業	307	6.5	34	0.8	53	1.1	75	1.7	11.1	155.9	141.5	24.4
水産業	14	0.3	11	0.2	4	0.1	—	—	78.6	36.4	—	—
第二次産業	343	7.3	630	14.2	1,354	29.3	1,675	37.6	183.7	214.9	123.7	488.3
製造業	159	3.4	436	9.8	1,048	22.7	1,260	28.3	274.2	240.4	120.2	792.5
建設業	173	3.7	187	4.2	264	5.7	375	8.4	108.1	141.2	142.0	216.8
鉱業	11	0.2	7	0.2	42	0.9	40	0.9	63.6	700.0	95.2	363.7
第三次産業	761	16.1	1,022	23.0	1,207	26.1	1,490	33.5	134.3	118.1	123.4	195.8

（資料　農林業センサス）

生産物価額　昭和15年三重県統計（表2）　　（単位　円）

種別／村名	総額	農業		林業	水産業	鉱業	工業	現住1戸当たり	耕地面積
		農耕及蚕業	畜産						町
内城田村	628,154	457,825	23,232	71,942	3,315	—	71,840	896	435.1
中川村	537,128	241,820	7,238	268,372	4,390	—	15,308	1,575	222.8
一之瀬村	457,531	201,547	1,069	213,639	1,000	18,000	22,280	1,408	237.5
小川郷村	469,279	143,313	315	321,395	1,581	—	2,675	1,670	162.7
計	2,092,092	1,044,532	31,854	875,344	10,285	18,000	112,103	1,269	1,058.1

産業別生産額推移（表3）

区分／年度	総額	内訳（百万円）			構成比（%）		
		第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
昭和45年	1,320	600	300	420	45	23	32
昭和50年	4,679	1,517	1,833	1,329	33	39	28

第二章　農　業

一　いまの農業

後述の農業の歴史のなかで詳しく述べられているように農業は古くから町の基幹産業であった。私たちの祖先は宮川、一之瀬川に沿った川岸の狭い台地に耕地を開き、米麦の生産を中心に農業に従事してきた。そのために、一之瀬地区や注連指区等では、上流の谷川を堰とめて用水路を開き、また、中川、内城田、小川郷の地区では、各集落毎に、山峡に堤を築き灌漑用溜池を造り山野を開いて耕地をふやしてきた。このように、新田畑開発の歴史は、農民の苦心の歴史でもあった。

こうして開かれた耕地面積は、現在約七九四ヘクタールである。しかし、一戸当たりにすると、六二アールで、五〇アールから一ヘクタール未満の耕作農家が大部分を占めている。統計表でみると、明治、大正を経て昭和の現在まで、耕地面積においては、ほとんど増減はないが、昭和五十年代に入り米の生産調整に伴う減反、転作等の影響により、実際の耕地面積は年々減少の傾向を示している。

農産物は、米麦を主に、甘藷、里芋、大豆、小豆、野菜などを自給自足しながら、余剰の米麦などを販売して生計をたててきた。しかし、あとで述べるようにこれら農産物も昭和三十年代を境に現在は大きい変化がみられる。このほか特筆すべきものとして、製茶、養蚕業がとりあげられる。

養蚕業は、明治二十年ごろからその技術を導入し逐次盛んになり、大正、昭和初期にかけて、内城田、中川地区において、桑園が増え続け、繭の生産量が多くなり、一時は農家の経済を支える重要な役割を果たしてきた。しかしこれも第二次大戦中の輸出不振や、食糧増産のため桑園が普通畑に切り換えられたりしたため、しだいに衰微してしまった。戦後の一時期に養蚕農家が復活したこともあったが、現在はほとんど行われていない。

茶業については、別に項を起こし、詳しく述べるが、本町の茶業の歴史は、徳川時代より行われていたという古い記録がある。現在「わたらい茶」として全国的に名が知られるようになり、町の基幹産業の一つとして重要な位置を占めている。

その他の部門については、ほとんどみるべきものはなく、一時、葉たばこ栽培が盛んであったが、現在は栽培する農家がわずかになってしまった。

また、隣接の玉城町などで盛んな施設園芸農家は、当町ではわずかに二戸である。その他、果樹、養豚、養鶏などを農業経営の中心としている農家は、それぞれ数戸に過ぎない。

次に稲作の現況は、品種、栽培方法などの改良により、その収穫量は、年を追って増加している。その反面、食生活の変化により消費量が減退し、余剰米が増えたため政府は減反政策を打ち出した。その影響により、本町の耕作面積は、減少の一途をたどっている。また、現在本町の産米は総収量のうち五五パーセントが販売され四五パーセントが自給米となっている。

しかし、このような時こそ、農業の生産基盤の充実と近代化を推進し、新らしい農業経営を目指す必要がある。そのためには、農道をはじめ灌漑用の用排水路の整備、耕地整理などの農業基盤の整備充実と農業の機械化や作業の受委託事業の導入などにより農業経営の改善をはからなければならない。

繭及び茶の生産量　　三重県統計　昭和15年調

種別 / 村名	養蚕			茶		
	作付反別	収繭量	価額	作付反別	数量	価額
	町	貫	円	町	貫	円
内城田村	76.1	11,821	128,067	27.0	34,250	70,150
中川村	41.4	9,379	120,675	10.6	1,530	8,740
一之瀬村	17.6	2,717	37,754	1.0	250	325
小川郷村	18.9	2,700	29,233	3.0	50	150
計	159.0	26,617	315,729	41.6	36,080	79,365

米麦作付反別及び収穫高　　昭和15年　三重県統計

種別 / 村名	米					麦			
	作付反別	収穫高	価額	一段歩収穫高	一石に付	作付反別	収穫高	価額	一段歩収穫高
	町	石	円	石	円	町	石	円	石
内城田村	238.1	3,596	145,261	1,810	40.43	127.3	1,675	51,955	1,333
中川村	122.4	1,922	82,216	1,574	42.78	51.9	1,090	31,329	2,236
一之瀬村	193.6	3,152	136,052	1,623	43.16	53.5	781	19,577	1,478
小川郷村	125.1	2,116	90,617	1,692	42.82	41.5	615	15,824	1,883
計	679.2	10,786	454,146	6,699	169.09	274.2	4,161	118,685	6,930

度会町・耕地及び農家数

区分		1965年	1970	1975	1980
総面積		133.73km²	133.73	133.73	133.73
総経営耕地面積		928.81ha	915.16	798.42	757.12
耕地	水田	652.21ha	624.50	507.67	485.25
	茶園	103.07ha	186.32	231.42	239.31
	桑園	25.15ha	13.01	0.93	.17
	果樹園	9.42ha	12.33	9.29	6.16
	普通畑	138.50ha	77.03	46.35	20.76
	その他	0.46ha	1.97	2.76	5.47
山林	保有山林	4,011ha	4,510	3,997	3,944
戸数及び内訳	農家戸数	1,386戸	1,334	1,277	1,231
	水田有農家	1,336戸	1,263	1,182	1,138
	茶園有農家	729戸	799	847	818
	専業農家	67戸	35	46	64
	第一種兼業農家	558戸	470	198	129
	第二種兼業農家	761戸	829	1,033	1,038
人口	農家人口	7,220人	6,640	6,295	6,031

（農業センサスより）

農家戸数と人口　度会町の農家数は、昭和五十五年度の統計によると一二三一戸で、度会郡内第一位であるが、これを農業のさかんであった昭和三十年の一四一五戸に比べると一八四戸、一三パーセントも減少している。

農家数の減少率を旧村別にみると内城田六・八パーセント、一之瀬二二・七パーセント、小川郷一八・七パーセント、中川一〇パーセントとなっており一之瀬地区の減少が著しい。農家数の推移を地区別にみると第一表(三七九ページ)のごとくである。

次に昭和五十五年の農家人口は、六〇三一人、これも度会郡内第一位である。これを昭和三十年の八六二三人に比べてみると、二五九二人減で三〇パーセントも減少し、この間における農家数の減少率をはるかに上まわっている。そして特に昭和三五年代から四〇年代の経済成長期の減少が多くなっている。

次に、男女別の農業就業人口は一二二八人中、男四四四人に対し女七八四人と女は男の倍に近い。また二〇歳代から六〇歳代までの農業基幹人口は女子が男子の三倍以上に及んで、農業の労働力が女性に負うことの大なることを示している。

兼業農家の増加　専業農家が減少し兼業農家が増加するのは、全国的な傾向で本町においても例外ではない。専業農家数は、昭和三十年において、一五四戸で全農家数の一〇・九パーセントであったが、昭和五十五年度にはわずかに六四戸、五・二パーセントと半減した。また、第三表のように、同期における総農家数の減少率一三・一パーセントに比べると、専業農家の減少率は五八・五パーセントと減少の著しいことがわかる。

昭和五十五年度の専業農家数を地区別にみると、中川の二三戸、総農家数の七・九パーセント、内城田の三五戸、六・九パーセント、一之瀬六戸、二・六パーセント、小川郷〇パーセントである。

このことは、兼業農家数の増加となって表れてくるのであるが、兼業農家数も第一種兼業よりも第二種兼業への移

第1表　度会町農家数推移表　（農業センサスより）

昭和年次	30	35	40	45	50	55	55/30
全町	1,415	1,445	1,386	1,334	1,277	1,231	86.99
内城田	544	579	556	514	528	507	93.19
一之瀬	304	288	272	252	239	235	77.30
小川郷	246	249	240	229	214	200	81.30
中川	321	329	318	306	296	289	90.03

第2表　度会町農家人口数推移　（農業センスより）

昭和年次	30	35	40	45	50	55	55/30
全町	8,623	8,172	7,220	6,640	6,295	6,031	69.94
内城田	3,321	3,252	2,846	2,707	2,614	2,499	75.24
一之瀬	1,880	1,653	1,503	1,279	1,217	1,193	63.45
小川郷	1,547	1,462	1,280	1,195	1,071	995	64.31
中川	1,875	1,805	1,591	1,459	1,393	1,344	71.68

第3表　度会町専業兼業別農家数推移表　（農業センスより）

昭和年次	30	35	40	45	50	55	55/30
農家数(A)	1,415	1,445	1,386	1,334	1,277	1,231	86.9
専業農家数(B)	154	166	67	35	46	64	41.55
B/A	10.9	11.5	4.8	2.6	3.6	5.2	
第1種兼業農家数(C)	870	367	558	470	198	129	14.8
C/A	61.5	25.4	40.2	35.2	15.5	10.5	
第2種兼業農家数(D)	391	912	761	829	1,033	1,038	265.4
D/A	27.6	63.1	54.9	62.2	80.8	84.3	

行が進んでいる。すなわち、昭和三十年においては、第一種兼業農家は八七〇戸、六一・五パーセントで、第二種兼業農家は三九一戸、二七・七パーセントであったが、昭和五十五年度には、農家数一二三一戸のうち、第一種兼業農家は一二九戸、一〇・五パーセント、第二種兼業農家は一〇三八戸、八四・三パーセントと大きく変化している。

また、第二種兼業農家の割合を地区別にみると、内城田地区は七八・三パーセントであるが、小川郷地区は、九五・五パーセントの多きに達している。

第4表　度会町地区別専業兼業別農家数　（昭和55年）

区分＼村名	内城田	一之瀬	小川郷	中川	計
農家数(A)	507	235	200	289	1,231
専業農家数(B)	35	6	0	23	64
B/A	6.9	2.6	0	7.9	5.2
第1種兼業農家数(C)	75	13	9	32	129
C/A	14.8	5.5	4.5	11.0	10.5
第2種兼業農家数(D)	397	216	191	234	1,038
D/A	78.3	91.9	95.5	80.9	84.3

専兼業別農家数の動き

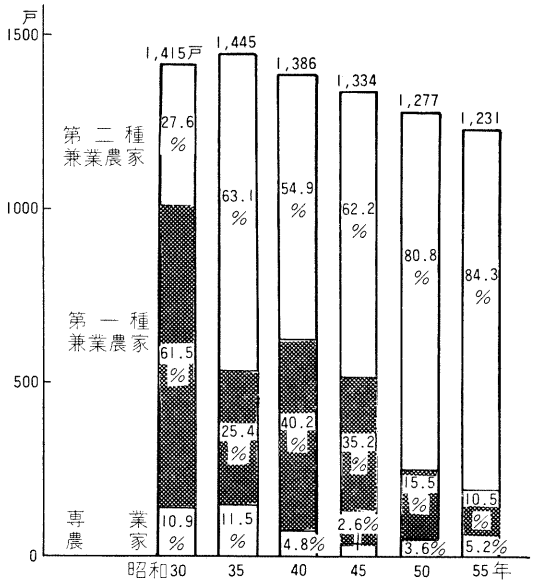

経営耕地　度会町の経営耕地面積は、昭和三十年の九一一・七ヘクタールから第五表（三八二ページ）のように昭和四十五年にかけてはほとんど変化はないが、昭和五十年の調査では一一七ヘクタールも減少している。また二毛作田も昭和三十年と比べ四十五年はわずか一二パーセントに激減している。これは全県的な傾向で、産業構造の変化による兼業農家増による労力不足や、裏作物の麦類等の低収益、加えて政府の減反政策によって山峡に開けた水田が休耕田となりそれらの土地が植林されたり荒地と化したためと考えられる。

次に普通畑についてみてみると、これも昭和四十年代を境に半減し現在は、二三・一ヘクタールとなり昭和三十年のわずか一三パーセントに激減している。これに対し樹園地の増加が著しく約三倍に増えている。これは、茶樹園の面積が増加したためで、茶樹園は昭和三十年の五倍に達している。果樹園についてはあまり変化がないが、桑園は三一・五ヘクタールから現在わずか〇・二ヘクタールと養蚕業の衰微を物語っている。

次に一戸当たりの経営耕地面積をみると（第六表）、〇・六二ヘクタールで、度会郡内では平地の玉城町の一・一一ヘクタールついで小俣町、御薗村となりその次に位置しているが、県平均にも及ばず、農家としては一戸当たり一ヘクタールにも満たない零細な耕地保有ということができる。これを第七表のように経営耕地面積規模別農家数を調べてみると、やはり、〇・五ヘクタールから一ヘクタールまでの保有農家が四四・三パーセントと多く、つづいて〇・三ヘクタールから〇・五ヘクタールの農家となっている。また表の中で二ヘクタール以上の農家数が五十五年の調査に表れているが、これによって耕地の統合、農業の集約機械化がゆるやかながら進みつつあることがわかる。

第5表　経営耕地面積（昭和30年～55年）　（単位ヘクタール）

種別／年次	総面積	田	うち		普通畑	樹園地	うち		
			一毛作田	二毛作田			果樹園	茶　園	桑　園
30	911.7	645.6	395.2	248.1	182.3	83.8	4.1	48.2	31.5
35	946.4	658.4	407.0	251.4	184.6	103.4	3.0	72.5	26.6
40	919.4	645.7	425.8	216.1	137.1	136.2	9.3	102.0	24.9
45	915.2	624.5	578.7	31.2	77.0	213.7	12.4	186.3	13.0
50	798.0	508.0	486.0	2.0	46.0	244.0	9.0	231.0	1.0
55	757.1	485.2	434.3	0.8	23.1	248.7	6.0	239.3	0.2

昭和55年度　田485.2ヘクタールのうち稲を作った434.3　麦大豆野菜等12.07　作らなかった38.86　その他

第6表　度会郡内町村別農家1戸当たり経営耕地面積比較表　1970年

種別／町村名	農家戸数	耕地面積	一戸当り
	戸	ha	ha
玉　城	1,189	1,371	1.15
二　見	452	223	0.49
小　俣	522	518	0.99
御　薗	427	307	0.72
度　会	1,277	798	0.62
南　勢	1,256	642	0.51
南　島	465	239	0.51
紀　勢	388	164	0.43
大　宮	908	407	0.45
大内山	301	142	0.47
度会郡	7,185	4,811	0.67

第7表　経営耕地面積規模別農家数　昭和30年 昭和55年農業センサスより

地区	階層／年次	ha 0.3未満	0.3—0.5	0.5—1.0	1—2	2 ha以上	計
全町	30	245	265	673	231	0	1,414
	55	226	294	546	158	7	1,231
内田城	30	82	94	257	115	0	548
	55	93	95	225	90	4	507
一瀬之	30	44	54	150	56	0	304
	55	35	72	83	10	0	200
小郷川	30	44	53	123	29	0	249
	55	37	51	116	30	1	235
中川	30	75	64	143	38	0	320
	55	61	76	122	28	2	289

農産物　農産物の状況を粗生産高よりみると、本町では、米と茶の生産額がきわだって多く生産の主たるものをなしている。続いて経営農家数は少ないが、養鶏・養豚の畜産額があげられる。また、逆に減少した農産物の筆頭に麦があげられる。昭和三十五年当時、麦の生産量は、まだ四八二トンもあったが、現在では、僅かに五トンと激減しているのが目立っている。

農作物の売上部門で第一位の農家数をみると、一〇七六戸のうち工芸作物（主として茶）が六二二戸、稲作三九四戸となっている。これを地区的にみると、一之瀬、小川郷地区は主として稲作で内城田、中川地区は茶を中心とした工芸農作物の生産が多いことがわかる。

また、農作物販売規模別農家数をみると、売上高一〇万円から一〇〇万円規模の農家が全農家数の六〇パーセントを占めている。このことからも、度会町の農業は、生活の基盤を他の産業に依存している兼業農家の多いことがわかる。

次に度会町の農産物の移りかわりをみると、昭和三十年ごろまでは、稲、陸稲、小麦、裸麦、粟、きび、そば、なたね、ばれいしょ、甘藷、大豆、あずき、だいこん、さといも、かぼちゃ等が栽培されていた。特に、昭和二十年代の食糧難の時代には、水田の二毛作として、小麦、裸麦、なたねが作付された。また、開墾や桑園の転換によって普通畑を増やし、陸稲、小麦、甘藷、かぼちゃの増産がなされた。

また、その当時は、水田の畦畔（けいはん）に大豆を植えたり、畑の麦や甘藷のうね間に大豆やあずきを植えて、自家用味噌を作ったり、商品化したりして国をあげて食糧増産にはげんだ。果樹は、特にとり上げるほどのものは見られないが、柿の木が普通畑や茶園の中や周囲に植えられ、渋の原料にしたり、串柿として市場に出された。しかし、現在では、茶の成園が整備増反され、摘採りが機械化されるにともない柿の木も整理されたため、柿渋や串柿の生産は、非常に

少なくなった。その他、梅、桃、梨、栗等の生産の記録は残っているがわずかでほとんど自家用の域を出ていない。

工芸作物として、まおらん、さとうきび、こんにゃくなどが戦後の一時期には、かなり栽培された。また、なたねやレンゲも水田の裏作として相当量作られていた。

なお、当時は、たばこについても耕作農家四二戸を数え、耕作面積七九九アールに栽培され出荷されていた。

作物現況　現在、水稲以外の作物は、当時と比べて収穫戸数、面積ともに大幅に変化している。最近、米の生産調整の作付転換作物として奨励されている―小麦・大豆が多少見直されてはきているが、陸稲、裸麦、なたねは姿を消し甘藷及びだいこん、かぼちゃ等も自家用の域を出ず、たばこ栽培農家も僅か三戸にとどまっている。その他、トマト、きゅうり、なす、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ等が作られているが、ほとんど自家用で販売農家数は、僅かである。その中でさといもが減反の田に植えられて僅かに商品化されている程度である。

最近になって、花卉類の球根、花木、芝、種苗苗木を育てて販売する農家も目立つようになった。

度会町主要農産物

昭和五五年農業センサス　（　）内は昭和三〇年

作物＼摘要	収穫農家数	収穫面積	販売農家数	作物＼摘要	収穫農家数	収穫面積	販売農家数	作物＼摘要	収穫農家数	収穫面積	販売農家数
稲	一、一一〇（一、四二五）戸	三九、九五（五九、八六九）a	七六一戸	なたね	〇（二六八）戸	〇（八四三）a	〇戸	小豆	二〇（七八五）戸	三三（四八四）a	〇戸
陸稲	〇（四七二）	〇（八七八）	—	ばれいしょ	四六（二一二）	二七（二六四）	一	たばこ	三（四二）	九九（七九九）	三
小麦	四〇（一、四八六）	三三七（六、九九〇）	六	甘藷	三九（一、一五五）	五七（三、七〇〇）	一	茶	八八	三三、九〇九	七六一
大麦	四（一、二五二）	一九（三、八七二）	四	大豆	五五（八〇〇）	一六七（四八八）	九	こんにゃくいも	一	一〇	一
裸麦											

農産物生産高

種類＼年度		昭和三十五年	昭和四十年	昭和四十五年	昭和五十年	昭和五十三年
米	作付面積	六三八	六六八	五五七	四九六	四八四
	生産量	一、六五九	一、七九二	一、九四	一、七八五	一、七四三
	粗生産額	一六五	一六五	一六五	一六五	一六四
麦類	作付面積	三六八	一七二	一九	二	二
	生産量	四八二	三〇七	一三	五	五
	粗生産額	五	三	一	一	一
雑穀豆類	作付面積	一八	九	二	七	六
	生産量	一九	一〇	六	二四〇	二四〇
	粗生産額	二	一	〇・四	九	四
いも類	作付面積	一七	一七	九	一七	一六
	生産量	二七八	三一四	一八	二四〇	二四〇
	粗生産額	二	二	一	九	九
野菜（施設）	作付面積	一	一	一	二	二
	生産量	二	二	一	五	五
	粗生産額	一	一	一	四	四
〃（露地）	作付面積	二五	一八	一三	三五	二五
	生産量	五一七	三七二	一三	一五	九一五
	粗生産額	三	三	一	九二	九一
果樹	作付面積	三五	二三	一七	一七	一六
	生産量	八〇〇	五〇〇	一九	二四〇	二四〇
	粗生産額	三	二	一	九	九

種類＼年度		昭和三十五年	昭和四十年	昭和四十五年	昭和五十年	昭和五十三年
らっかせい	作付面積	一五	一三	一三	一〇	八
	生産量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇	六四
	粗生産額	一九	一九	一九	一五	一二
トマト	作付面積	三八二	三六	三六	三四	三二
	生産量	四八（一、〇〇）	九一（一五八）	九一（一五八）	八五（一四七）	七九（一三七）
	粗生産額	一〇	一〇	一〇	九	八
きゅうり	作付面積	一六六	四〇	三九	三七	三五
	生産量	一五三	三元	三元	三四	三二
	粗生産額	一三	三	三	三	三
なす	作付面積	四八（一、〇〇）	九一（一五八）	九一（一五八）	八五（一四七）	七九（一三七）
	生産量	一五三	三元	三元	三四	三二
	粗生産額	一三	三	三	三	三
はくさい	作付面積	一六六	四〇	三九	三七	三五
	生産量	一五三	三元	三元	三四	三二
	粗生産額	一三	三	三	三	三
キャベツ	作付面積	一三〇（八一六）	五元（二三三）	五元（二三三）	四八（二〇五）	四四（一八八）
	生産量	三一〇（八一六）	五元（二三三）	五元（二三三）	四八（二〇五）	四四（一八八）
	粗生産額	二六〇	七	七	六	五
ほうれんそう	作付面積	一〇三	八	八	七	六
	生産量	一〇三	八	八	七	六
	粗生産額	一	〇	〇	〇	〇
ねぎ	作付面積	一六六	四〇	三九	三七	三五
	生産量	一五三	三元	三元	三四	三二
	粗生産額	一三	三	三	三	三
たまねぎ	作付面積	三八〇	九一	八九	八五	七九
	生産量	三八〇	九一	八九	八五	七九
	粗生産額	三	一七	一六	一五	一四
だいこん	作付面積	三九二（九四二）	三九二（九四二）	三九二（九四二）	三九二（九四二）	三九二（九四二）
	生産量	一三	二元七（八五八）	二元七（八五八）	二元七（八五八）	二元七（八五八）
	粗生産額	一	一	一	一	一
にんじん	作付面積	六	一八〇（六三九）	一八〇（六三九）	一八〇（六三九）	一八〇（六三九）
	生産量	（一、六一〇）	（一、六一〇）	（一、六一〇）	（一、六一〇）	（一、六一〇）
	粗生産額	一	一	一	一	一
さといも	作付面積	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
	生産量	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
	粗生産額	二	二	二	二	二
すいか	作付面積	三	三	三	三	三
	生産量	一〇（一、一九）	一〇（一、一九）	一〇（一、一九）	一〇（一、一九）	一〇（一、一九）
	粗生産額	〇	〇	〇	〇	〇
かぼちゃ	作付面積	〇	〇	〇	〇	〇
	生産量	〇（三〇四）	〇（三〇四）	〇（三〇四）	〇（三〇四）	〇（三〇四）
	粗生産額	〇	〇	〇	〇	〇
その他	作付面積	五	五	五	五	五
	生産量	四六	四六	四六	四六	四六
	粗生産額	四	四	四	四	四
花キ類 球根切花	作付面積	五	五	五	五	五
	生産量	四六	四六	四六	四六	四六
	粗生産額	四	四	四	四	四
花木芝種苗牧草	作付面積	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七
	生産量	四九三八	四九三八	四九三八	四九三八	四九三八
	粗生産額	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二
果樹 なし	作付面積	一	一	一	一	一
	生産量	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
	粗生産額	—	—	—	—	—
果樹 もも	作付面積	二	二	二	二	二
	生産量	三七	三七	三七	三七	三七
	粗生産額	—	—	—	—	—
果樹 温州みかん	作付面積	七	七	七	七	七
	生産量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	粗生産額	—	—	—	—	—
果樹 かき	作付面積	三	三	三	三	三
	生産量	五九	五九	五九	五九	五九
	粗生産額	—	—	—	—	—
果樹 くり	作付面積	一九	一九	一九	一九	一九
	生産量	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九
	粗生産額	—	—	—	—	—
果樹 うめ	作付面積	三	三	三	三	三
	生産量	九五	九五	九五	九五	九五
	粗生産額	—	—	—	—	—

花き	工芸作物(茶)	養蚕(桑)	肉牛	乳牛	豚	にわとり	計
一	八五	二九頭	七三	二	一三	八、二六四	一
一	六九六	一七・一	一	一	一	一	一
三四八・三	一〇九	七	一七	〇・二	一	七	一
一	二八、一三	四・五	四三頭	六	七九五	三、七六五	一
四六六・九	一七八	八	一五	〇・五	三	三	一
一	一六・九	一五頭	三五	五	四八	二〇、七〇〇	一
一	一〇二	八	一	一	一	一	一
五五、四	一三	六	八	〇	九七	六	一
一	三八	一頭	四九	一	七五三	三六、〇〇〇	一
一	一、五七〇	一	一	一	一	一	一
一、三五七	四一〇	一	一〇	一	一〇	一五八	二
一	三三〇	一頭	二三	一	七〇〇	二六、〇〇〇	一
一	一、八〇七	一	一	一	一	一	一
一、三七七	四二	一	九	一	三〇	一〇	一

農産物販売第一位の部門別農家数　昭和五十五年農業センサス

農産物	計	稲	工芸農作物(茶)	野菜	果樹	その他の作物	肉用牛	養豚	養鶏(ブロイラー)	養蚕
戸数	一、〇七六	三九四	六二二	二	三	四〇	三	五	七	〇

農作物販売規模別農家数　昭和五十五年農業センサス

規模	販売なし	一〇万円未満	一〇～五〇	五〇～一〇〇	一〇〇～一五〇	一五〇～二〇〇	二〇〇～三〇〇	三〇〇～五〇〇	五〇〇～七〇〇	七〇〇～一、〇〇〇	一、〇〇〇以上	計
戸数	一五五	一三七	五一〇	一三二	九一	四三	三〇	一五	七	四	七	一、二三一

農作物類別収穫面積（単位ａ）　昭和55年度農業センサス

種別＼村別	度会町	一之瀬	内城田	小川郷	中川
収穫面積計	66,264	8,153	30,699	12,936	14,476
稲	39,998	7,161	12,849	12,276	7,712
麦類	266	61	80	81	44
雑穀	7	0	0	6	1
いも類	84	32	27	14	11
豆類	279	74	37	122	46
工芸農作物（茶）	24,044	558	17,279	16	6,191
野菜	963	237	274	298	154
花き花木	498	2	126	99	271
種苗苗木	38	5	13	0	20
飼料用作物	22	6	8	8	0
その他の作物	65	17	6	16	26

機械化の進む農業　農業の近代化は、技術の革新、機械力の導入という形で急速に進められてきた。

これを水稲栽培技術の上から眺めてみると、まず昭和二十五年以降、化学肥料の出現によって施肥の労力が軽減され、その施肥効果も著しく増大した。さらに、病虫害防除に有機燐剤、有機水銀等が使われ、その散布も動力噴霧機や散粉機が使われるようになった。

また土地改良剤の施用等により秋落防止にも効果を挙げるようになった。その上、従来手や手押機で行っていた除草作業が除草剤の使用によってきびしい労働から解放されるようになった。

また、早期栽培、早植栽培が普及して苗代づくりも改良され、作付期間の幅が拡大したことによって、台風の被害を少なくすることができるよ

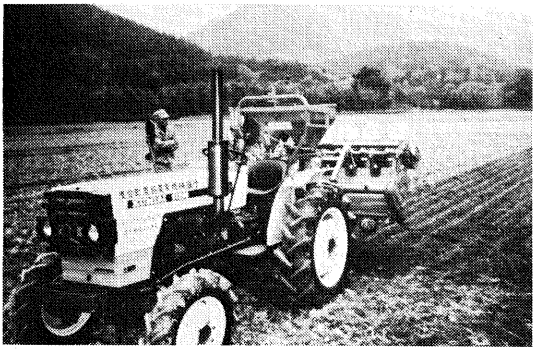

耕作の機械化すすむ

うになった。

こうして、機械化が進むにつれて、従来人力と牛馬によって行っていた田打ち、代掻(しろか)きの作業が動力耕耘(こううん)機、トラクターがとってかわり、稲作栽培の経営を楽にした。さらに鎌で刈取りを行い手で結束していた稲刈りの作業もバインダーで刈取り結束を行い、足踏機械で脱穀し天日乾燥をしていたものが、動力脱穀機や自脱型コンバインで脱穀し、さらに動力乾燥機、動力籾摺機によるなど機械力による一貫した製米作業ができるようになった。

ことに最近は、箱播き育苗や田植え機の普及によって稲作に要する労力が、著しく軽減されるようになった。

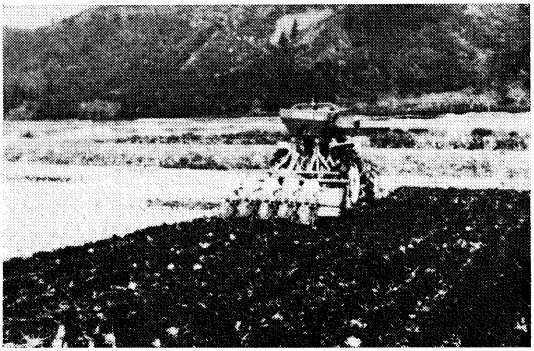

耕起から播種まで機械化（度会町農協）

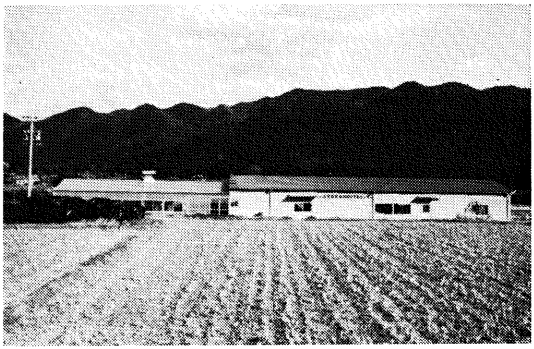

水稲の共同育苗（一之瀬農協）

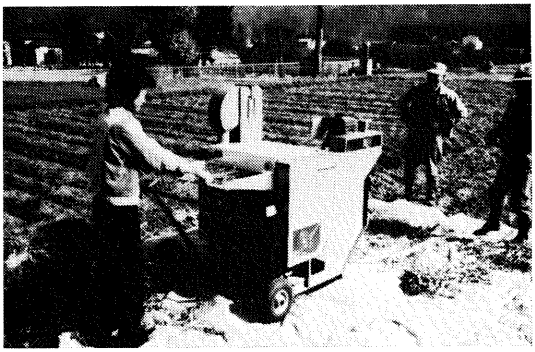

新しい豆の脱穀機（度会町農協）

農家保有動力農機具調べ

昭和	区分	耕うん動力トラクター	動力噴霧機	動力散粉機	田植機	バインダー	脱穀型コンバイン	乾燥機
35	農家数							
	台数	94	7	10	—	—	—	—
40	農家数	740	42	20	—	—	—	—
	台数	726	39	13	—	—	—	—
45	農家数	1,060	319	486	2	—	—	619
	台数	1,224	320	489	2	—	—	621
50	農家数	1,089	545	505	111	548	43	878
	台数	1,413	550	505	111	548	43	883
55	農家数	1,032	動力防除機 538		414	604	311	900
	台数	1,233	570		414	606	312	953
	(共用台数)	39	21		210	56	70	20

(1,233のうち 歩行型843 走行型390)

農業センサスによる

こうして、水稲栽培は、増産を維持しながら、機械化による一貫作業を確立し、著しく省力化された。

これがために、一戸当たりの耕作反別の少ない本町では、従来、夏と秋の農繁期に最大の時間と労力を要した稲作作業が勤務の余暇に短時日で行えるようになった。

また、茶の栽培、製造においても従来は、普通畑の周囲に栽植していたが、成園として整備増反され、摘み取りの方法も手摘みで行っていたものが、動力剪枝機や動力芽刈機の使用によって著しく省力化された。また、その製造も共同製茶工場や個人工場が整備され、オートメ化の推進によって良質の茶が大量に商品化されるようになった。

その他、農作物等の運搬方法も荷車、リヤカー、ティラーの時代から現在は、ほとんど全農家が小型トラックを利用している状態になった。

農業構造改善事業　昭和三十六年に制定された農業基本法の趣旨に基づき、農業の構造を根底より変える目的で国の指導により進められたのが農業構造改善事業である。農業基本法でいう「農業の構造改善」とは、経済の高度成長

に伴い農業における過剰労働力が他産業へ移行吸収されるとともに、零細農家の離農を促進し、その一方では、生産性の高い農業を指向する自立経営農家を育成すると云うものであった。政府は、昭和三十六年から昭和四十六年までの期間、第一次農業構造改善事業を指導奨励したが、本町では、昭和四十三年度から四十五年度の三か年にわたり、この事業を導入し、事業費約三〇〇〇万円で、上久具と茶屋広に併せて五・七ヘクタールの集団茶園の造成改良事業を行った。また、茶園の造成と併行して、茶屋広と上久具に近代的な茶工場（茶緑化加工施設）を建設、茶園防霜施設も整備して農業の近代化を推進した。

山村振興特別対策事業　昭和四十年に山村振興法が制定され、これに基づき本町は昭和四十四年に内城田地域を除いた三地域が振興山村の指定をうけた。山村振興法で言うこれらの指定地域は、他の地域に比較して産業基盤及び生活環境の整備等がおくれているため、山村振興計画を樹立し、農道、用水路、集会所などの事業を行い、地域格差の是正と住民経済の発展をはかろうとするものである。

本町の第一期山振特別対策事業は、昭和四十五年度から四か年にわたり、総事業費三〇五五万九〇〇〇円で行われ、第二期事業は、昭和五十年度より昭和五十三年度までの四か年に、総事業費一億一九八〇万七〇〇〇円で施行されたが、これらの事業の内容は、基盤整備では、農道十路線をはじめ、かんがい排水路一九箇所が施行され、農業近代化施設では、度会町農協・茶加工流通センター、一之瀬農協・水稲育苗センター、麻加江、中之郷生活改善センターなどが完成した。さらに昭和五十六年度より昭和六十年までの十か年計画で第三期山振特別対策事業が行われる。この総事業費は、三億五〇〇〇万円で農道、用水路、ほ場整備などの生産基盤づくりと生活環境、農業近代化等の事業を行う。特に三期山振事業では、農家の要望の高まっているほ場整備を初めて手がける。

米の生産調整　米は、昭和四十二年以来三年間にわたって豊作が続き、同四十五年十月末には、全国で七二〇万ト

ンの繰越古米が発生した。これは気象条件が良かったことと、水稲の栽培技術の向上により生産が増加したことと、食生活の変化により需要が減少したことによるものである。政府は、昭和四十六年度全国で五〇万ヘクタールを超える生産調整を実施することにし水田の休耕を奨励した。この年、本町では、政府から休耕目標面積一六一ヘクタールの割当てをうけ、この面積が実績となった。これら休耕田に対し、一〇アール当たり、一万八〇〇〇円の奨励金が支払われた。この制度は、その後も毎年続いたが、昭和五十年に至り、政府は、水田総合利用対策三か年計画を樹立し、水田の作付転換を奨励し、これに対して補助金を交付することにし、これまでの単なる休耕田の奨励を廃止した。本町では、同年には四九ヘクタール、翌五十一年には一〇ヘクタール、五十二年には一一ヘクタールの転作実績をあげた。この時の奨励補助金は一〇アール当たり三万三〇〇〇円であった。しかしながら昭和五十年、同五十二年と再び豊作が続き、その上農家の稲作志向は極めて根強く、いっぽう米の需用は、依然として減少傾向が続いたため同五十二年十月末には全国で繰越古米は、三七〇万トンにも達した。そこで政府は同五十二年十二月「農産物の総合的な自給力の強化と米需給均衡化対策について」を発表するとともに、「水田利用再編対策案大綱」並びに、それに伴う昭和五十三年度の転作等、目標面積と予約限度数量を都道府県別に割り当てを行った。

この対策案は、同五十三年度以降、十年計画とし、昭和五十三年度より五十五年度までの三か年を第一期対策期間として転作目標面積を固定化した。

本町に対する昭和五十三年度の目標面積は、三五・八ヘクタールでその実績は四一ヘクタール、五十四年度は、四七ヘクタールであった。しかし、相つぐ全国的な豊作のため五十五年度の繰越古米は、六五〇万トンに達する見込みとなったため政府は遂に三か年の目標面積固定化の計画を変更し、五十五年度には、全国で五五万三〇〇〇ヘクタールの目標を立てた。本町の場合、前年度より二二ヘクタール多い五八ヘクタールの目標面積を強いられることとなっ

た。しかし、農家の積極的な協力により六二ヘクタールの実績を上げることができた。さらに昭和五十六年度より第二期対策が始まるが、転作等の目標面積と同時に政府が買上げる米の予約限度数量についても、都道府県別に割り当てられた。

二　むかしの農業

照葉樹林文化　ビクモソコジシャンモワ　ラニノイロ　ンマクルカモ　ワコヤシカムウチミヤビ

農業の始まり　原始農耕の始まりを確かめる古代の遺物は見つかっていない（例えば掘り棒など）。しかし、縄文時代中期（約三〇〇〇年前）には、照葉樹林農耕文化（照葉樹林帯はヒマラヤ・中国南部から日本中部に連なるカシ類を主力とした森林帯で、クス・シイなどのような濃緑色の葉を持つ樹木の密生した森林である。その地帯で、茶・ウルシ・柑橘・シソなどの植物が古来、自生しており、それを人々は栽培植物としていった。「栽培植物と農耕の起源」中尾佳助）は、行われていたと思われる。主食に近いものとしてサトイモ・ヒエ・ソバ・アワ・キビなどを焼畑で栽培した。例えば、時代が下ってヤマチャを摘んで茶を作ることは江戸時代以前に既に行われていたと思われる。また、皇太神宮の御薗として、柑子（コウジ）（みかん）を献上していたのは千年くらいの昔になるのである。

稲作の始まり　稲作はやはり、私たちの町においても、中心となる作物であったと考えてよかろう。私たちの祖先がこの地に住みついたのは数千年、あるいはそれ以上の昔と推定すると稲づくりは、農耕の一つとして、弥生時代（約二二〇〇年前）の起源とみられる。しかし、その物的な証拠（たとえば、籾とか石ぼうちょう・水田跡・用水溝など）は発見されていない。けれども、土器片の散乱地とされる和井野・葛原・長原・上久具・下久具・麻加江などの谷間の低

湿地(沼田の多い所)は稲づくりの発祥地である可能性は大きい。なぜなら弥生時代の農具は木製だったから柔かく人工灌漑を必要としない土地を選んだと考えられるからである。さらにこれらの土地が、川に近くまだ生産量のわずかな稲作以外に魚・貝を採取する適地でもあった。稲は、はじめ直播きし、収穫は抜穂であったと考えられる。そのことを延暦二十三年(八〇四)の「皇太神宮儀式帳」の稲づくりの儀式でみてみよう。ここでは、二月に鍬の用材をとる儀式と田を耕やす歌を歌い、田植歌はない。収穫は抜穂の方法で儀式を行うのである。また「儀式帳」の伝説に神の威徳により苗草を入れないで、入れたと同じに稲ができた田のことがあり、田に刈草を入れて田下駄で踏み込んで肥料としたことを伺わせる。抜かれた穂はつくのに楽であり、次いで炊くのが儀式の順である。また、「儀式帳」によれば、大化年間には、度会郡の神宮の屯倉(穀倉)が山田原に置かれたという。度会町は奈良時代、平安時代初期には神三郡(度会・多気・飯野)に入れられ、農民は、御薗、御厨から、各種の産物を神宮に納めたのである。

神領にみる農産物　一之瀬谷、南中村には「御杣」という地名がある。一之瀬谷は古くは内外宮の「一之瀬御薗」であったことから、遷宮御用材を供給した山が御杣であった。その御用材は特に遷宮には不可欠であった。康平二年(一〇五九)の豊受大神宮第二十回式年遷宮時のできごとが「大神宮諸雑事記」に次のように記されている。

康平二年三月(一〇五九―藤原頼通のころ)十九日、豊受大神宮と東宝殿の棟持柱二本、高宮柱二本及び本宮の外院の御材木百余本を嶋柄小川より、流した。ところが滝本(場所不明)で、男が一人流されて死去してしまった。それで御材木は五・六町ばかり持ち去って棄て置かれた。事は重大である。造宮使の神祇少副元範朝臣は驚いて先例を調べた。すると二例があった。一つは、上代(奈良時代)のころ、大神宮御造作の時、御材木を川合渕に置いて数日して来て見ると、材木の下に死人があり姓名もわからない。そのうちに時の造宮使は俄かに死んでしまった。そして大中臣氏が造宮使に改補され、宣旨(天皇の命令)によって材木を替えて造り了ったという。もう一つは、長暦年中(一〇三七―一〇四〇)に外宮造宮使大中臣朝臣明輔のとき、御殿の材木を流して置き尻瀬川で曳上げようとした。その頃外宮権祢宜従五位下秀頼神主は七月七日にその川上の樋

手洗で沐水している時流されて死んだという。

さて康平二年三月一九日、宣旨があって元範は大司兼任を召上げられた。また沙汰があって、度会郡権大領新家惟長、内人阿古光などが事実を申上げた。造宮使元範は無実となって、早速造宮すること、但し棟持堅魚木は内院のを使い造宮は他の木で勤めるよう宣旨は決った。同年三月三〇日には臨時勅使が参宮された。そして、惚柄小川の死人の件は、免ぜられた。

鎌倉時代にみられる「御薗」。この時代は国司・守護が武力で神領に侵入することが起こり、神宮側も、二所太神宮の御領、諸国神戸、御厨、御薗、神田・名田等の書き上げを行った。それが「神鳳抄」（延文五年―一三六〇、外宮一祢宜晴宗神主の本）である。これによると、当時の御薗（神宮の荘園）は次のようであり、献上作物のわかる所がある。

内城田郷。内宮　三斗
柑子御薗。　六月
大橘（棚）御薗。六月菓子（菓物）・九月三斗・十二月三斗。六斗。（元は大中臣安則が延喜年間（九〇一～九二三）に開いた荘園）
迄レ此承久（一二一九～一二二一）注進。
久具御厨。　麻加江御薗。（麻と伝承する）
内宮
立花御薗。（橘、柑子と伝承する）
一之瀬御薗。生鮎御薗。（小河）
内宮
一之瀬御薗。
迄レ此建久（一一九〇）元注文定。御贄上分沙汰定。
外宮神領目録
小口入頼氏神主。　沼木郷　葛原御薗。麦六斗　口入人前祢宜行能
（岩坂御薗上分油三升　此外口入料一斗二升在之）

米は主要な作物であったことは間違いないと思われるが、その他、次のような農作物があったことがわかる。麦

御厨・御薗の変遷　（「三重県史」より）

建久3年（1192）注進状（神宮雑書）	神宮雑例集（13世紀はじめ）	神鳳抄（14世初～中）	享徳1年（1452）庁宣（内宮）	大永6年（1526）庁宣（内宮）	天文5年（1536）庁宣（内宮）
149か所	450余	1383	皇太神宮御領 249	皇太神宮御領 82	皇太神宮御領 53
内伊勢国 46か所	二宮御領110余 内宮〃 200余 外宮〃 130余		伊勢国 179	伊勢国 59	伊勢国 42
		（外宮荘園数）	度会郡 21	度会郡 0	度会郡 0

（二毛作も行われたことがわかる。）・麻・胡麻（油）・橘（柑子―みかん）、それに鮎漁などである。

これらの御薗は、神宮の祢宜や権祢宜たち（荒木田氏や度会氏の一族）によって経営支配されていたのが、在地の土豪たちによって武力支配され、やがて北畠伊勢国司の領国となってゆくのである。御厨・御薗の時代変遷は表のようである。室町初期には御師たちが神役人として、従来の荒木田・度会氏（神人）に打ち勝って嘉吉元年（一四四一）宮川以東の神宮領の実権を握ったが、文明十八年（一四八六）、宇治方に後援した北畠国司によって支配されることになった。北畠に代わった織田信雄は天正三年（一五七五）宮川以東の神宮領を没収した。秀吉は、天正十一年信雄に命じて伊勢国の神領を全部没収し多気郡の四か村を寄進、文禄三年（一五九四）検地で宮川以東を神宮敷地として免除し、両宮神領として多気郡四か村・度会郡一か村、皇太神宮領として度会郡四か村を寄進した。ここに、度会町内の神領は全て封建支配体制に組み込まれることになる。

ところで、戦国時代と思われる城跡、砦跡、館跡がかなり多く残されていることが、最近の調査で明らかになりつつある。しかし、そこに陣取り、それぞれの村を支配した武士たちも、農業の発達のために、どのように政治をしたかはなにもわかっていない。例えば、新田開発や溜池構築・用水池設営などの事蹟は残っていない（町内数十か所の溜池のほとんどが江戸時代後半に造られている）。

移り変わり

五ヶ町	火打石	駒ヶ野	奥河内	水越
—	白米　検地帳写（291頁） 40.0.5.7	62.4.4.0	—	—
—	—	—	—	—
—	新田畑検地帳（289頁）	—	—	—
—	新田検地帳（305頁）	—	—	—
—	—	—	—	—
—	新田検地帳（307頁）	—	—	—
56.1.1.0	—	55.5.5.1駒 5.9.0.7彦村	—	—
—	—	—	—	—
54.6.8.5	40.0.5.7	62.4.4.0	77.1.6.0	62.3.7.0
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	77.1.6.0	—
—	—	—	—	—
62.8.7.5	49.0.2.8	73.8.4.0	77.8.9.2	（宝暦比） （－5.555） ◀56.8.1.5
64.0.1.5	49.0.2.8	74.5.1.0	82.8.6.2	61.2.3.0

年＼村	川口	栗原	中之郷	日向
文禄 3 1594	度会郡川口村検地帳 112.0.9.2	—	—	—
慶安 5 1650	—	栗原村名寄帳 94.8.7.9	—	—
寛文 3 1662	—	新田畑検地帳 (349頁)	—	—
元禄 6 1694	—	—	—	—
元禄 10 1697	—	—	—	—
元禄 11 1698	—	—	—	—
元禄 13 1700 伊勢国郡村庄録	97.5.6.4川口 18.7.4.6中野 41.5.5.2柑子垣外	93.8.1.2	86.2.8.5中之郷 42.7.8.7道野 計129.0.7.2	87.6.4.5 12.9.9.5（小原）
正徳 3 1713 大指出帳	—	—	—	95.6.4.6
宝暦 3 1753 検地帳	112.0.1.0 42.0.2.4柑子垣外	94.8.7.9	130.5.4.4	95.6.4.6
明和 8 1771	154.0.3.4	—	—	—
安永 2 1773 小川三郷御毛見指出帳	柑子垣内村 42.0.2.4	94.8.7.9	安永3 30.5.4.4	—
	小川郷記録267.4.4.7計算278.3.1.7			
天明 8 1788	—	—	—	—
寛政 6 1794	—	—	—	—
文政 4 1821 勝田組、本新高人家牛馬数調表	164.8.7.5	94.8.7.9	142.0.1.0	95.6.4.6
明治 2 1869 和歌山藩村高出附	165.5.2.9	—	136.7.6.7	98.7.1.5
	小川三郷 318.1.9.4？			

注　石高数の単位は上から「石・斗・升・合」である。

文禄3年検地帳(写)

区分	石高
	石 斗 升 合
脇出村	197. 4. 7
和井野村	514. 5. 0. 4
市場村	90. 0. 0
中村	354. 8. 4
柳村	80. 0. 6. 5
川上村	81. 6. 6. 1
小萩村	103. 5. 3
(川口村	111. 0. 9. 2)
火打石村	40. 0. 5. 7
駒ケ野村	62. 4. 4. 0
小川(三村	267. 4. 4. 4
日向村	95. 6. 4. 6
麻加江村	364. 2. 5. 8

農民たちは築城その他の夫役に使われ、兵糧を徴発されることが多かったと思われる(江戸時代も、その地に定着し、庄屋などの村役を勤めていく例は、一之瀬の帝釈氏、中川の細谷・亀田氏の例が確かめられる。)。

年貢としての米づくり　文禄検地により各地区の石高のわかるのは上表のようである。検地によって、田畑の面積は定められ、年貢を出す基準となる石高が決められた。そしてその土地を所持し、年貢を負担する百姓が定められたのである。しかし、一方、農民は村に止まって農業を続け、年貢や諸役をきちんと納めている限りその田畑を利用することができ、また子孫に伝えることもできた。

この田畑から農民たちは、年貢を死なぬように、生きぬように収納させられることになるのである。その賦課率は江戸初期については、わからない。しかし、一般には、四公六民とか、五公五民という率になると、前記のような死なぬよう生きぬような年貢となったであろう。凶作にでもなれば木の根、草の根までも掘って食べねばならなかったのである。その上、〃小物成〃として、雑穀その他の農作物も年貢を課せられたのである。



新田畑検地帳(徳川林政史研究所蔵)

江戸時代を通じて村高は、小川郷村の表のように移り変わった(三九六・三九七ページ)。この中には、年々の新田畑の開発が含まれていると考えられ、石高は、増加がみられる。旧小川郷村における「新田畑検地帳」は次のように残されている。これらの開墾された新田畑のうち、「畑」について、日向村の分をみると、表のようになって、畑の方が多く開かれており、いずれの村でも、この傾向は同じである。日向村には、正徳三年(一七一三)の「大指出帳」の記録が残されていて、そこには、「表」の新畑の面積、二反一畝が記されている。なお、元からの畑方は六町七反六畝一七歩であった。また、新田畑の「免」は、正徳二年より二年後の正徳四年から一〇年間に、三ツ四分から三ツ七分までが段階的に定められていた(本田畑は、五ツ四分から五ツ五分であった)。

次に、耕地面積別の村構成を、文禄三年(一五九四)の「検地帳」(写)で、火打石村についてみると表1のとおりである。また田畑屋敷別の反別は表2になる。米の「田方」の石高は、一一石九斗八升七合六勺であり、総石高(畑・屋敷を合わせた)四〇石五升七合五勺の三〇パーセントにしかならないのである。田でとれた米を年貢に納めるのであ

日向村新田畑の割当(寛永17～元禄11)

区分	面積	割合
	反 畝 歩	%
畑	2. 1. 00	57
田	1. 5. 27	43
計	3. 6. 27	100

表1　文禄3年検地帳記載耕作者数

耕地面積	人数
反以上 反未満	
5 ～ 6	1
4 ～ 5	2
3 ～ 4	4
2 ～ 3	2
1 ～ 2	2
未満 1	1
合計	12

ほかに無主の屋敷と田畑4反2畝15歩。

表2　文禄3年田畑屋敷別反別

種別	面積
	反 畝 歩
上田	4. 06
中田	3. 5. 20
下田	2. 1. 24
下々田	2. 20
荒田	4. 1. 03
上畑	7. 8. 19
中畑	7. 9. 13
下畑	3. 1. 15
荒田	3. 9. 23
屋敷	5. 8. 25
	町
合計	3. 8. 9. 18

文禄3年7月5日付検地帳による
(火打石村)

るから、米はほとんど年貢に当てられたと思われる。米以外の作物は文禄の検地帳には記載されていない。しかし、火打石村で特徴のあるのは、茶の木・茶えんの記載のあることである。茶の植えられている畑は一五筆にのぼっており、畑の全筆数四六の三分の一に当たる。屋敷に茶えんのあるのは三軒となっている。それぞれの屋敷・畑に平均四本の茶が植えられていたとみられる(茶の木と茶えんの両方の記載があり、茶の株を指すと考えられる)。

いろいろな作物　時代が下って、江戸時代中ごろの宝暦三年(一七五三)の「検地帳」が「小川郷村誌」に記録されているので、これによって、火打石村の農作物を知ることができる。この年の新田畑の石高は八石九斗七升一合となっている(これは、寛文三年・元禄六年・元禄十一年の新田検地帳にある開墾のほか、幾度かの新田畑の開墾により増加した分と考えられる)。「茶」は、「茶口」として、金一両二分、銀八匁九分八厘を納めており、茶が換金作物となっていたことがわかる。次に「麦」は、棚橋村へ渡舟賃として、六斗(米も六斗)を出しているところから、二毛作・畑作として作られていたのであろう。検地帳には穀類として次のように書き上げている。

①穀類

米　麦　粟(あわ)　黍(きび)　稗(ひえ)　わた　大豆　小豆　そば　外に茶。

農民は畑作に麦や〃粟・黍・稗・そば〃の雑穀を栽培して、これらが、米に替わる主要な食糧となった。そして、これらの雑穀に頼る食生活は米作り以前から、古代・中世・近世を貫き、近代の終る太平洋戦争の敗戦後まで続いたのである。

あわは、焼畑農業以来、灰を肥料として育て熟すると穂だけを刈り取りカラ(唐)臼でついて、実をとり、あわ餅にして食べた。そばは雑木林の開墾地を焼いて播くとひとりでにできた。そばは明治の初めまで盛んに栽培された。そばは消化がよく美味で〃茶碗がき〃や〃うちそば〃として食べた。ガンの病人でも、のどを通ると言われた。きび

は、雑穀の中でも、食べるまでに手間のかかるものであった。きびをまず搗いてから三日ぐらい水に漬けて晒さねばならない。水から上げて陰乾しにしてから石うすで挽く。熱湯へ入れると粘りが出て〝きびだんご〟にかためることができた。そばがらやきびの柄まで農民たちは、無駄なく利用することも忘れなかった。

ほかに、

②菓物　栗
　　栢（かや）
　　渋柿。
　　わらび
　　ぜんまい。

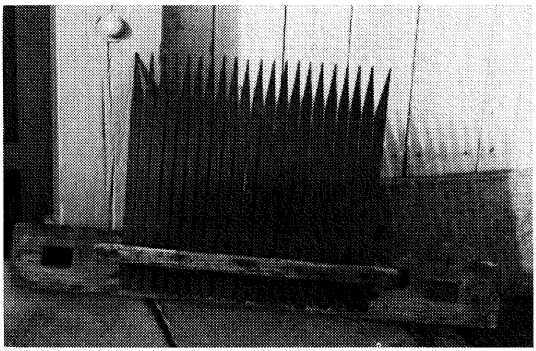

せんばこき（麦こき用）

③産物

があげられている。同じ、宝暦検地帳で各村の農作物を見ると次の別表一のようになっている。「わた」については、木綿という名も他の検地帳写に見えている物で、綿（わた）の畑への栽培、木綿糸、綿布の織布が行われたと伝えられている。織機が残っていることは確かである。「栢（かや）」は紀州藩御制木の一つであったので、その実を採集することはできたのであろう。下久具の梅林が名所であったと伝えられ、川口村から鹿皮半枚代として一斗五升四合の年貢が納められたと記されている。

農　具　牛は犁を引かせることと、厩肥（うまやごえ）を作って田の肥料とすることが大きな利用法であった。馬は田の代掻に多く使われ、荷物の運搬にも役立った。しかし馬の飼育数は少なかった。

別表一　宝歴三年（一七五三）検地帳、安永二年（一七七三）大指出帳にみる産物表

産物名＼村名	宝暦検地帳										安永大指出帳					宝暦検地帳									
	葛原村	棚橋村	牧戸村	平生村	大久保村	立岡村	鮴川村	当津村	田間村		注連指村	麻加江村	長原村	坂井村	田口村	火打石村	日向村	栗原村	五ケ町村	柑子垣内村	中之郷村	駒ケ野村	奥河内村	川口村	
	本新高家牛馬			文政4																					
米	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
麦	○	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	
粟	○	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	
稗	○	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	
黍	○	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	
わた																○			○						
大豆	○	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小豆	○	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	
そば	○	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茶	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栗																○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栢（かや）	○	○														○	○	○	○	○	○	○	○	○	
渋柿	○	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	
わらび																		○	○	○					
ごま（せんまい）																○	○	○		○	○	○	○	○	
芋	○	○	○													○	○	○	○		○	○	○	○	
漆木																					○		○		
牛	八	二九	三〇	二三	二二	二二	一五	一六	八		一五	一五	二一	二一	二五	二〇	一〇	一七	一三	七	一二	一一	五	二〇	
馬	一四																	二	七		三		一		
家数	三九	七二	四二	三二	三〇	二三	二六	二二	一四		四五	五八	一九	四八	八〇	三一	五五	三三	四五	一七	一一	二九	一三	一七	
人数	一八八	三三八	二〇四	一四七	一五二	九五	一〇六	一〇九	六九		二六〇	二六七	五六〇	一九三	三九四	一二〇	一二二	一六二	二二一	五六	一〇〇	一四九	六五	一四四	
桑			○									○													
梅																									
鹿皮																○									
炭			○																						
木			○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
いしたけ												○													

宝暦検地帳			安永2年大指出帳							
上久具村	下久具村	大野木村	脇出村	中村	川上村	市場村	和井野村	小萩村	柳村
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○							
	○	○							
	○	○							
	○	○							
	○	○							
	○	○							
	○	○							
	○								
○									
○	○								
○	○								
○	○								
○	○								
二〇	三〇	四七	牛三〇	〃四二	牛八	馬一八	〃二五	〃一八	〃二〇
一四									
二七	四一	九九		九二	二七	三三	四八	二四	三三
一四九	二二三	四六二	二二六	六〇三	一七〇	一九三	二九八	一三五	二〇九
	○								
			○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○

㊟ 安永二年大指出帳には、雑穀の記載がない（中川地区五か村、一之瀬地区七か村）。平生、大久保、立岡、鮠川、当津、田間の各村の宝歴三年検地帳が見当らないので文政四年の本新高人家牛馬数調表による。（鮠川村人数九四家数二〇牛二二六三）（南鮠川村一二）

ほかに鮎網の記載された村も多い。川魚の産物があった。

農具では、脱穀用具として、扱き箸、扱き管から千歯扱きへと発達した。千歯扱きは後家倒しともいわれ、脱穀の能率を一〇倍にしたといわれる。また、籾すり、選別用具としてはから臼・唐箕・千石篩などが出現している。さらに江戸時代米作りの農業技術は施肥・深耕に向かい、備中鍬が普及した。

肥料としての草刈山（入会山）のこと　水田への刈敷草の刈取りは林野の下草を利用することが多かった。林野の利用は薪炭の採取などと共に入会慣行とした所が多かった。そこでは山年貢を代官所に納めることにより藩の林野を自治で利用することができたのである。ここで草刈山としての旧中川村の注連指の入会山についてみることにする。

安永二年（一七七三）「大指出帳」よりの記録に、

宝歴3年(1753)検地帳・明治2年(1867)大指出帳による入会山の表(旧内城田村分)

村名	場所	広さ	入会関係
棚橋村	薪草山・岩阪と申す処1ヶ所	長10丁横4丁程	田宮寺・野篠・蚊野・下田辺・上田辺各村へ1年1人1枚の札で在所共に入会
	薪草山・1ヶ所南浅間谷限	—	棚橋村・牧戸村
	五里山	254町歩	葛原、大野木、棚橋、牧戸、川口、下久具各村
葛原村	五里山	—	—
大野木村	五里山	—	—
牧戸村	薪草山　1ヶ所東峯限、ほうろく谷、徳間谷限		棚橋村領の内
	薪草山　ふち原、南尾限峯ノ上志のぎ限峯ノ下牛馬除限山田道限		牧戸村領の内 平生 立岡 大久保
	五里山		
大久保村(明治2年)	草山1ヶ所		牧戸村領の内
	草山1ヶ所　平生大久保立岡池まで		大久保
	東原村領		平生
	坂井村領		立岡
	牧戸村領		鮠川
上久具村	薪草山1ヶ所　田かがしら		田間村、上久具村入相
下久具村	五里山	—	—

一、奥山　一ヶ所　注連指村領　長五〇丁横三五丁程

とある。山年貢は八斗二升四合であった。この奥山は、数百町歩に及ぶ広大なもので麻加江村・田口村・黒坂村(現大宮町)の四村入会の草・薪の入会山であり、麻加江村だけは八斗二升四合の山年貢を注連指村へ渡していた。また、長原村は、小川谷五か村へ山年貢米一石を渡しており、これも入会山と思われる。坂井村は草山が一か所あった。長さ八町横押

合二町ほどで、相可瀬村から山手米を受取り草を刈らせていた(この分は明治二年大指出による。)。注連指村や坂井村に寄せられた山年貢・山手米は一括して藩へ納めたのである。

川口村領の五里山は二五四町の入会山で、下久具・川口・牧戸・棚橋・大野木・葛原六か村が入組む、主として薪山であった。山年貢は大野木村・三斗六升、棚橋村・二石六斗、葛原村・七斗二升一合、牧戸村・九斗二升七合、下久具村・五斗二升(元は二石八升であった。)、川口村・三石九升であった。旧内城田村の草山の入会は前の表のようである。

池と溝　溜池・用水溝などの灌漑施設は、町内に数十を数えることができる。これらはほとんど、江戸時代中期から末期に作られたとみられ、明治初期に重置き補修が行われたものが多い。林野の開墾拡張と平行して、水田化を計ったのである。溜池・用水溝の設置は莫大な資金と人員を要したので、当時の農民にとっては大きな負担であったと思われる(詳しくは「近世」の項参照。なお、これら溜池の耐用年数は百年といわれるので、約百年を経過した今の時点で点検をする必要があるであろう)。

草山で刈り取る草は、田の肥料としては、田植え前に、生(なま)のまますき込まれた。これが地力を維持する中心の肥料であった。田植え後に刈り取った「夏草」「朝草」は厩へ入れて厩肥作りがされた。盆から彼岸へかけ、またその後の刈草は乾燥して冬に厩へ入れる干草となった。人糞尿はもちろん大切な肥料であった。「百姓はこへ(肥)はい(灰)調置(ととのへおき)候儀専一(せんいつ)」にせよと、幕府は指導している。家族の人糞尿は広い便所を本家の近くに作って、雨水を入れないようにすることが奨められた。良い牛馬を飼うことはよい肥を多く踏ませるためであった。厩舎も厩肥をつくるために地面を二・三尺掘って、できる限り多く刈草や藁を入れた。その上を牛馬にすみずみまで歩かせて踏み込ませ、草・藁と糞尿をよく混ぜて、よい肥料をつくることが行われた。田への追肥や虫害駆除についての方法が江戸時代の度会町でどのように行われたかについてはわかっていない。

明治16年開墾地一筆取調帳

村名＼種別	開墾面積
	反　畝　歩
葛原村	9. 9. 00
棚橋村	5. 5. 20
大久保村	6. 7. 21
立岡村	5. 5. 15
田間村	1. 5. 14

農業生産額（旧一之瀬村）

年度＼種別	米 石	繭 石	柿 kg	みかん kg	畜産（頭数） 牛	馬	鶏	木炭 万円
明治38年	2,500	34	3,500	1,616	142	4	121	2,510
39	2,213	17	2,400	7,680	171	10	80	2,060
40	2,825	58	6,400	2,920	142	10	80	3,520
41	3,237	34	6,400	2,600	166	5	138	3,970
42	2,887	38	6,400	2,600	169	7	138	6,300
43	3,438	63	2,120	1,592	176	8	80	5,900
44	3,567	91	2,040	1,364	176	12	121	4,940

明治のようす　明治の初めの農業は江戸時代末の状態と変わりがなかった。明治二年（一八六九）の「大指出帳」（写）でこのことがうかがわれる。ところが、明治になって新田畑の開拓はかなり進んだ。明治十六年の旧内城田村の「開墾地取調帳」が残っているので、そのことがうかがえる。明治末期の農業生産のようすを一之瀬村の統計でみると上の表のようである。

米・繭・かき・みかん・牛馬・木炭などについて明治三十八年から四十四年にわたって農業生産の実態が知られるのである。

大正のようす　第一次世界大戦（大正三（一九一四）―七年（一九一八））は、日本は戦争の被害はなかったが、大正七年の米騒動が起こったころから九年にかけて、物価特に米価が高騰した。明治四十二年に一俵当たり四・〇〇円であった米価が大正九年には五倍の二〇・〇〇円に上がっている（次表）。

米価変動表（米1俵）

	円　銭
明治42	4.00
43	5.36
44	6.16
大正元	8.32
2	8.32
3	7.28
4	4.32
5	5.12
6	6.00
7	8.42
8	14.60
9	20.00
10	14.20
11	10.20
12	12.40
13	15.30
14	13.60

一之瀬農協調べ

主要産物の米作増収が県により強行軍のように奨励され、その方法として水田の耕地整理、暗渠排水などが共励委員会・区長などによって奨められた。また、栽培技術として密殖試験田を設けたりした（大正二～三年の内城田村）。①米の種子塩水撰は一〇〇パーセントの実行率となった。②水稲共同苗代は、一六パーセント実行された。③稲架乾燥は六五パーセント位になった。その他牛馬耕による労力不足の補充のため、畜牛の飼養がすすめられた。

明治・大正を通じて、副業として農家の現金収入の道を計るため、養蚕・茶づくり・木炭焼きが主として行われた。これらについては、養蚕は内城田地区の中で、茶は、農産物として別項で、木炭は一之瀬地区と「近世のうつり変わり」の中で詳述した。

内城田村誌による農産物の主なものは次のようである。

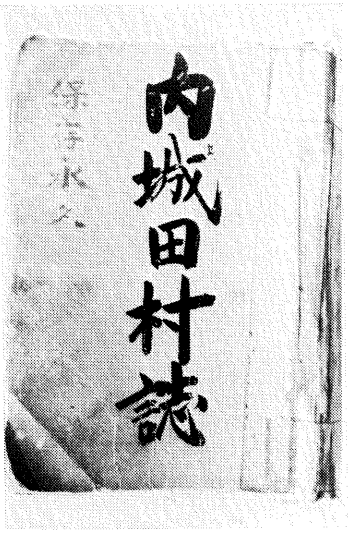

内城田村誌の一冊

米	材木	松茸	
麦	板	鶏卵	
茶	炭	鮎	
繭	薪	柿渋	
柿	杉皮	大豆	
梨	竹	小豆	
みかん	苗木	梅	

そのおもな物を表示すると次のようであった。

柿(生)の生産高

区分	生産高
	kg
大正元	2,920
5	6,600
10	138,200
昭和元	37,240
5	37,600

麦の生産高

区分	作付面積	生産高
	ha	t
大正元	180.6	160.5
5	170.7	202.8
10	159.9	199.5
昭和元	136.9	188.7
5	130.1	175.5

米の生産高　内城田村

区分	作付面積	生産高
	ha	t
大正元	244.9	409.4
5	255.0	644.9
10	252.8	397.0
昭和元	245.5	441.6
5	221.1	528.3

明治2年生産高51.5トン

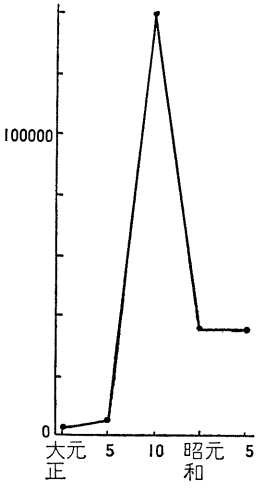

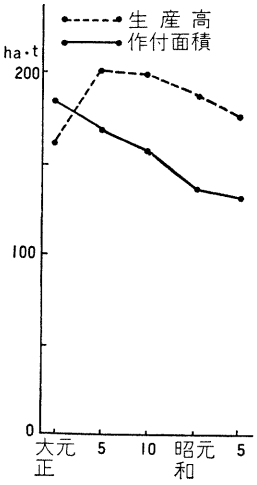

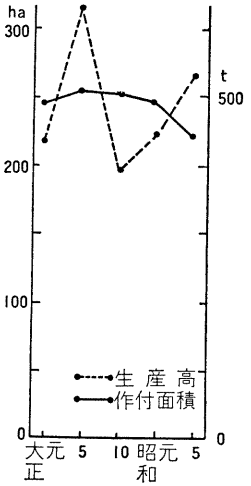

一之瀬農協調米価表

年代	米価	年代	米価
	円 銭		円 銭
昭和元	12.70	9	10.80
2	10.85	10	10.90
3	10.60	11	11.80
4	10.40	12	13.90
5	6.28	13	13.42
6	6.50	14	16.25
7	8.20	15	16.30
8	10.80		

1俵60kg 3等米

昭和のようす　昭和の初めからは長い不況の時代に入り、農業は特に打撃を受けた。県では、余剰労力の利用の徹底、有畜農業の奨励、移民の奨励、自作農創設などの施策を行った。山村の副業としてワサビの栽培の主産地形成地として小川郷村が選ばれている。しかし、農村の恐慌、金づまりは進んだ。特に、昭和五・六年は豊作のためにかえって米価が下落し(表)、農家収入は激減した。

みかんの生産高

区分	生産高
	t
大正元	4.7
5	7.6
10	6.8
昭和元	15.9

繭の生産高

区分	飼育戸数	生産高
		t
明治40	152	7.87
大正元	198	23.62
5	271	37.96
10	364	39.15
昭和元	361	36.00

（春・夏・秋蚕）

鶏の飼育数

区分	飼育数
	羽
大正元	660
5	660
10	1,130
昭和元	320

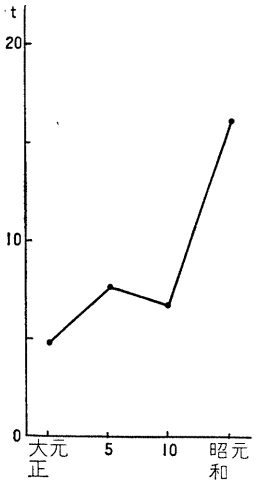

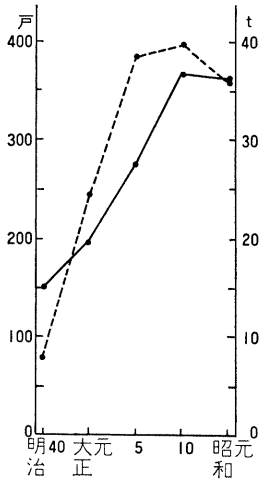

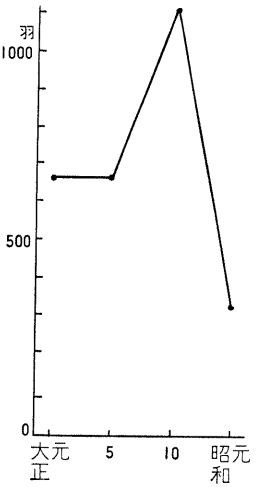

昭和六年における農作物の状況を内城田村でみると次のようである。

米（粳米・糯米―水稲・陸稲）
麦（大麦・裸麦・小麦）
繭（春・夏・秋蚕）
茶（玉露・煎茶・番茶）
胡瓜
西瓜
茄子（なす）
豌豆（えんどう）
蚕豆（そらまめ）
大根
蕪菁（かぶ）
胡蘿蔔（にんじん）
牛蒡（ごぼう）
里芋
葱（ねぎ）
漬菜
大豆
小豆
ソバ
甘藷（さつまいも）

蒟蒻　菜種　胡麻　オレンヂ　梅　ビワ　梨

①　米の生産高　内城田村(昭和6年)

区分		作付面積	収穫高	10a当たり収量
水稲	粳米	197.2 ha	444.0 t	225kg
	糯米	22.1	3.0	210
陸稲	粳米	22.0	4.3	195
	糯米	0	0	0
合計		241.3	451.3	

この年は植付時に雨量多く分蘖悪く、病虫害、暴風雨もあって収穫にひびいた。

②　麦　(昭6)

種類	田・畑	作付面積	収量	反収
大麦	田	1.0 ha	1.5 t	150kg
	畑	0.8	1.0	135
	計	1.8	2.5	
小麦	田	7.5	12.5	165
	畑	19.0	25.7	135
	計	26.5	38.2	
裸麦	田	73.3	131.7	180
	畑	11.0	16.5	150
	計	84.3	148.2	

出穂後の天候良く昨年より増収をみた。

生柿　みかん　藁(藍の葉を醗酵させてつくった染料)　藍玉(藍の葉を醗酵させて固めた染料)　栗　松茸　筍

③　春蚕　(昭6)

白繭種	上繭	3.8 t
	玉繭	0.4
	屑繭	0.2
	計	4.4
黄繭種	上繭	41.4
	玉繭	0.6
	屑繭	0.3
	計	42.3
合計		46.7

養蚕農家戸数336戸

④　夏・秋蚕

白繭種	上繭	31.4 t
	玉繭	4.6
	屑繭	1.3
	計	37.3

養蚕戸数350戸
桑園面積(昭6)
100.5ha

木炭　杉皮(肥料)　柴草　青刈大豆　レンゲ

⑦ 雑穀類・工芸作物 （昭6）

種類	面積	生産高
	ha	t
大豆	5.0	9.0
小豆	4.2	2.6
ソバ	0.9	0.4
さつまいも	15.2	112.0
こんにゃく	9.8	26.7
菜種	2.3	3.5
胡麻	2.0	1.2

⑧ 果樹その他 （昭6）

種類		数量	収量
		本	t
オレンヂ		56	0.5
梅		325	2.3
ビワ		40	0.2
梨		550	6.6
みかん		850	12.8
柿	食用	1,649	33.0
	渋用	2,380	9.5
栗			0.3
松茸			0.5
苟			1.0

⑨ 製藍 （昭6）

種類	収量
	t
すくも	2.8
藍玉	2.8

⑩ 林産物 （昭6）

種類	生産高
杉皮	1,930㎡
木炭	41.6t

⑪ 緑肥他 （昭6）

柴草	77.8t
レンゲ	13.5
青苅大豆	12.0

⑤ 茶 （昭6）

種別	生産高
	kg
玉露	112
煎茶	32,170
番茶	8,600
計	40,882

※製茶戸数二七五戸で、共同製茶が増え、安値であった。
※茶園反別一一五・八ヘクタール。

⑥ 蔬菜 （昭6）

種別	面積	収穫量
	ha	t
胡瓜	0.6	2.4
西瓜	0.2	12.0
茄子	1.0	10.0
豌豆	0.6	1.4
蚕豆	1.0	1.8
大根	7.5	114.0
かぶ	0.1	1.1
にんじん	0.2	1.4
ごぼう	1.0	6.4
里芋	13.5	14.7
葱	0.2	4.9
漬菜	0.8	32.0

なお、日中戦争・太平洋戦争時の農業については一之瀬地区の部で、終戦前後については小川郷地区の部で詳述した。

三　わたらい茶の歩み

茶の伝来　町内の畑に隣接している山地には今も山茶(ヤマチャ)が自生している。この自生茶は、古代からの自生のものか、又は、古代人とともに伝わったものかの定説はない。東南アジアとつながる照葉樹林帯の焼畑地帯に必ず山茶があるという説は、茶の植物起源をさぐる手がかりとなるのであろうか(この地方も、山茶を摘むことがあった。また在来種といわれているものは、この山茶が植えられた場合もあったのである)。

茶が歴史に登場するのは平安時代の中国からの文化の輸入とともにである。遣唐使に加わった近江国梵釈寺の僧永忠は、弘仁六年(八一五)四月一五日、嵯峨天皇に茶を煎じ奉ったという(村井康彦「茶の文化史」による)。弘仁のころには最澄・空海の茶の贈答、喫茶などが知られている。茶の植栽普及は、鎌倉時代の禅僧栄西によってなされている。彼は宋より帰国し(一一九一)、肥前平戸島の葦浦に茶種をまいたと伝えられ、寺院に抹茶が拡がった。栄西は明恵上人に一二〇〇年ごろ、茶の種子を分与した。その後上人は京都・大和・伊賀・伊勢に分植したという。伊勢河合(一志郡河合村)もその一つという。

ところで、町内の記録に「茶」が見えるのは江戸時代のことで当時の検地帳に「茶年貢」「茶口銀」などと記されている。別表のように茶口銀は高額にのぼっている。茶の売上げに対して、高い税をかけたもの(内城田・中川)と茶口銀という名目の税をかけた(一之瀬・小川郷)ものとがみられる。茶がどのようにして売り捌かれたかは分らない。紀州領内の近くでは櫛田川上・中流地帯の川俣谷(飯南郡)に江戸時代初期から茶園が造られていたといわれていて、

中川地区茶関係の年貢（旧中川村）

区分／字名	茶年貢	茶口	家数
麻加江	銀4匁5分	金21両　銀3匁8分	58
長原	—	金35両3分　銀8匁9分2厘	119
坂井	銀6匁	金4両　銀4匁2分	48
田口	銀100匁	金30両2分　銀4匁8分5厘	80
注連指	—	金8両1分　銀1匁1分	45

安永2年（1773）大指出帳（写）による。

そこからこの地方に普及したものと思われる。

明治時代の茶業　明治の初めは茶の輸出が盛んであったので度会県・三重県でも、製茶の栽培を奨励し、その物産高を報告させた。明治十二年の麻加江村の「製茶売上収入高届」は、戸長が集計し、以下のようになっている。「一　製茶三〇貫　此金三三円　世古幸吉」とし、ほか二三名が届け出ている。

これによれば、一戸平均製茶量六八・三キログラム、売上高一九円八〇銭（昭五五年米価換算一七七、〇〇〇円）で、副業としては、かなりな収入を得ていたと考えられる。このころの茶は、南勢ではまだかなり有利な作物であり、度会郡農産物の一二・〇パーセントを占めていた（西垣晴次『三重県の歴史』による）。しかし、県下各地で茶の栽培が盛んになったため、生産過剰から価格が下落した。これは、品質も悪くなったためである。県は、明治十六、七年に茶業組合を設置して全県下に規約を徹底させた。しかし二十年をピークにして市況が大変動して、伊勢茶に上等品なしといわれるまでに低落し、価格も下った。

明治二十二年には、内城田村の「地方税中商業税」の等級中に見えていた六人の製茶・卸仲買商が、明治二十六年には全く姿を消している。

大正時代の茶業　内城田村の大正五年の事務報告には次のように記されている。

茶は一時価格暴落のため悲境（ひきょう）に陥り、茶樹の荒廃見るに忍びざるものがあった。そのため、

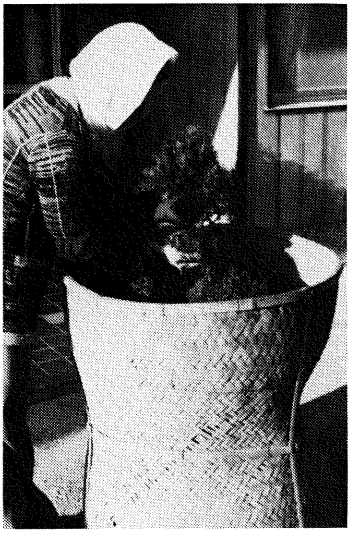

旧式の茶の乾燥器―ほいろ

茶樹の剪枝、蒸釜の改造（八〇名）、伝習所（九一名受講）による技術の上達をはかっている

と。蒸釜は、二・二戸から三・四戸の共同蒸をするので冗費節約になっている。これらによって粗製濫造を防ぎ集約的経営を奨励して、物価の騰貴と農村の不振から都会へ出るため労力の供給不足による利益減に対処したのである。製茶機の導入普及については、当時の藤田梅蔵村長の強力な指導によって、製茶技術は手もみによる炉揉み製法から、しだいに機械化していくのである。

大正十年になっても貿易不振のため蒙った価格暴落商況はまだ好転せず、業者は不安の念に襲われていたが、事業を転換することは早計であると戒めている。

大正十二年には、まだ粗製濫造の時代であったが、自園自製の共同製茶場の経営を奨めていった。品評会には一六三点出品六六点が受賞した。大正十三年に、河津に設置された共同製茶工場に刺激されて、大正十四年には共同製茶組合が普及し、茶業講習会が県、郡技手を招いて開かれ九二名が受講した。また、品評会出品数一八九、受賞八一であった。

製茶の機械化　その後、昭和に入ってからも茶業は低迷を続けたが、内城田村ではしだいに省力機械化が進んでいった。また、昭和四年に県は茶業奨励規定を制定し、テコ入れをしたので、昭和八、九年にはその効果があらわれはじめた。

牧戸一番茶収入　（大正12）

区分	件	〆	代	経費	所得
合計	16	112.5	450円	281.25円	168.75円
平均		7.0	28	17.5	10.5(16,800)

製茶機械種類別数（昭和五年）内城田村

区分	蒸機	粗揉機	揉捻機	再乾機	精揉機	計
数量	4	11	4	5	5	29

機械製茶戸数（昭和六年）内城田村

A　下揉ミニ機械ヲ使用シテ、手揉ミ仕上ゲヲ行ウ　一九一戸

B　全部機械ニヨル製茶ヲナスモノ　一三一戸

計　三二二戸

内城田村の特産品　茶

年度	反別他	反別	生産高	生産額
明治四十				
大正元				
大正五	（大正四）二三・九ha		二四、八〇〇t	九、六七七円
大正十			二八、九三六	一五、〇四二
昭和元	（大正十三）二〇・一		四五、二三六	二二、一〇九
昭和二			三六、四六〇	二五、二六七
昭和三			三四、九四〇	三三、八七五
			三九、七二〇	三四、七七〇
			四三、二八〇	三六、五五五

製茶共同組合の歩み　俗に「茶はキツネ草」といわれる。町内の茶畑の反別は内城田村の大正十三年二〇・一ヘクタールという記録以降、昭和二十七年（約二五ヘクタール）までわからない。これは、茶がほとんど畑作物の周囲に植えられていて、確かな面積がとらえ難かったことが大きな原因であろう。県の茶園面積は終戦直後（昭和二十一・二十二

年）一二〇〇ヘクタールであったものが昭和三十年度には二五〇〇ヘクタールと倍増したとしている。県は終戦直後から茶業の振興にのり出し、昭和二十六年には茶業協会を発足させている。

その後、昭和二十九年（六四・七ヘクタール）からの度会村（町）茶園面積は茶園面積推移表のとおりである。昭和三十年ごろからの急速な面積拡大は、茶の専用園が増加し、栽培に力を入れはじめた結果である。

次に、昭和十年ごろから終戦直後までの動きについて、一つの製茶共同組合の歩みを参考にして、たどってみよう。それは平生の「丸平」共同製茶加工組合についてである（現在組合員二一名）。ここには東谷房五郎という先駆者がいた（その祖父の代（大正時代）には、県の指定園になっていた）。彼は、製茶の将来性を信じ、山地に自生している「山茶」も摘採しながら茶の増産をはかった。このころでは茶園六畝で三人家族は食えるといわれた。昭和十五、六年ごろには開墾によって茶畑を拡げ商品化に精を出した。昭和十六年六月には天皇陛下に茶をお買い上げいただいている。彼の努力は土づくり（油かす・にしん・鶏ふんを投入）、消毒（ボルドー液の散布）、品質向上（まき方・栽培法の工夫）などの合理的な管理に向けられたのである。

丸平共同製茶組合（共同工場）はこの東谷房五郎氏によって、昭和十四年に創立された。その当時の製法である手揉みでは〝中揉み〟で選別するという丁寧な〝手法〟であった。また乾燥機は竹のセイロを何段かにし、炭火を起こして乾燥した。茶も戦時中は増産が叫ばれ、統制品となった。また技術指導が重視されたので県の茶業試験場に青年を三か年の研修におくり、また試験場技手の現地指導を受けた。当時組合員三〇名、一番茶生産量四トン、二番茶三・六トンで他の生茶売りの者より相当高値だった。組合員には利益配当も行われた。

戦中から戦後、共同工場は、碾茶機を置き碾茶（抹茶のもと）の製造を行った。その間、製茶機械は、直火式、温風式と変わり、燃料も木炭・割木を個人割当てにして確保したころからガス・重油と変わっていった。戦後は個人工場

の新設により組合員数は減ったが、茶園面積は、水田の作付転換により増加し、製品も優良品種茶（やぶきたなど）の植付によって、その品質が向上した。

終戦直後に南勢地区の製品の販売を一手に引き受けていた商社が倒産したため、その影響で苦労をきわめた。このため製品の勘定ができず、信用取引きに素人が泣かされる形となったこともある。その後、昭和二十六～二十九年ごろには規約がつくられ一般問屋の信用が確立された。

町村合併後の茶業　昭和三十年の町村合併の時期を迎えた度会町は村是として茶の生産振興に力を注ぎ始めた。県茶業協会は昭和三十年、改組と運営の刷新を行った。その理由は、終戦後一〇年を経過して、茶園が二倍、製茶生産額が三倍になり、既に戦前の最高水準をぬいたこと、需用が国内が主となる上に、各府県とも生産増加がみられることなどに対し協会を個人別加入から業態別加入に改めて、この茶業の転換期に対処するためであった。度会村茶業組合は、荒茶製造団体として加入した。

茶園面積の推移

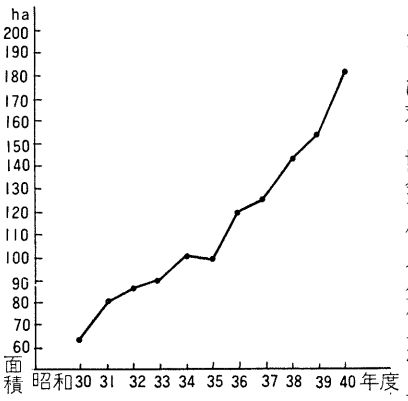

この時期に対策として協会は次の点を指摘した。①茶園の育生（戦後新植が県内全茶園の五割であった）②品質の改善（摘採法・製茶設備・技術について）③販路の拡張、④製茶の貯蔵と加工販売（冷蔵庫の設置、荒茶のままで五割も移出販売せず、加工販売に移すこと）などであった。

町内では、この年から急速な茶園の増反がはじまった。昭和三十一年度の新植茶園増反補助金の申請反別は八・八ヘクタールにのぼった。昭和三十年から四十年までの栽培面積の推移は次の通りで、三十年の六三ヘクタールから四十年には一八二ヘクタールと約二・九倍の急増をみた（上のグ

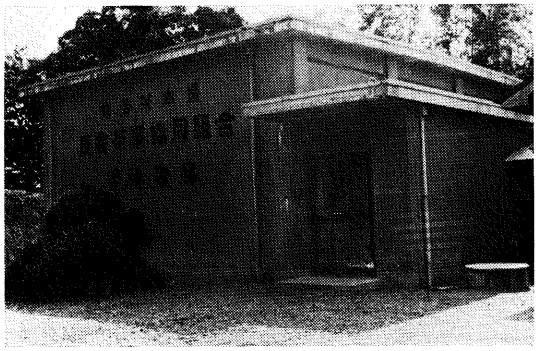

度会茶の冷蔵庫

ラフ参照)。

昭和三十二年には度会村茶業組合が結成され、組合員七〇名であった。製茶工場も昭和三十年の三〇工場から着実に増え続け、昭和四十年には六二工場となった。

この間、三重茶業協会は度会村に連絡所を置いた。協会は、製茶講習会・各種品評会出品・設備改善補助などを行った。

昭和三十七年「わたらい茶冷蔵庫」を建設した。冷蔵庫は鉄筋コンクリート一三〇平方メートル、機械一式共に五四〇万円であった。内部には冷凍機・冷却ポンプ・クリーニングタワーなどを備え、常時摂氏五度を保ち、三〇・四〇・六〇キログラムの袋(又は箱入)で保存され、荒茶収容量五〇トンである。

また、昭和三十三年の伊勢茶改良共進会に出品以来、各種品評会に出品し、昭和四十一年には伊勢市で開かれた全国茶業大会で、次のような成績を挙げた。出品二一点中、せん茶部門—産地賞(度会村)、せん茶部門一等五点(内農林大臣賞鳥羽平悟)、二等三点、三等七点となった。その後も全国・関西の製茶品評会に上位で入賞した。これらは、町内製茶農家の生産意欲を高めた。

三十年代中期から四十年代中期にかけて緑茶工場の個人工場の増加が目立ち、昭和四十五年には、共同工場一〇(製茶量五〇トン—二工場、その他は一〇トン)、個人工場六一(ほとんど五トン級)、が数えられている(別表製茶工場数の推移)。共同工場は機械化された全自動システムの工場で、中でも農協直営の「わたらい茶加工流通センター」はその

モデル工場となっている。「わたらい茶加工流通センター」は、昭和四十八年、国の山村振興農林漁業対策事業費から六割の補助を受けて約三〇〇〇万円で完成した。全自動の工程は次のようである。

（ボイラー温風・冷却）→結葉機→粗揉機（三台）→揉捻機→中揉機（二台）→精揉機→乾燥機→計量袋詰機。（図参照）

ここで栽培農家から買い取り、製茶される生葉は昭和五十五年は約一〇万キログラム、生産額は約三〇〇〇万円であった。その他栽培農家による協同工場の整備状況は次の表のようである。町内の協同工場は全部合葉方式（各戸から摘採された生葉を混合してしまうこと）なので、生葉

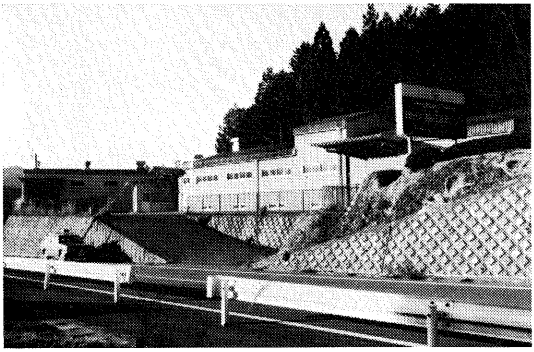

機械化された製茶工場・「わたらい茶加工流通センター」

製茶工場数の推移

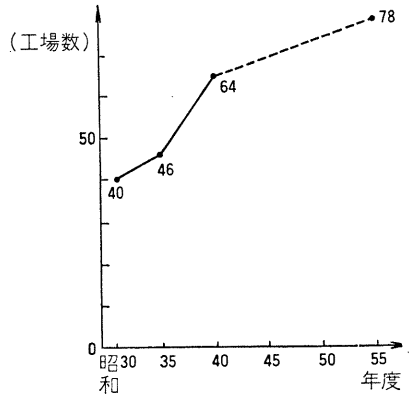

55年現在では、農協の加工流通センター

度会町農協の加工工場工程図

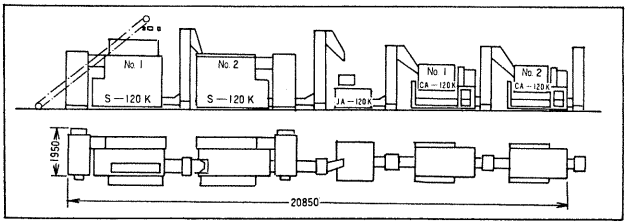

協同工場の整備状況

昭和年度	工場名	補助をうけた事業名	施設規模
45	茶屋広・緑茶加工場	農業構造改善事業	建物　226.5㎡
46	上久具・　〃	〃	471
46	丸平製茶協同工場	特産物生産団地育成事業	343.4
46～47	丸牧　〃	〃	245.6
47	度会町農協茶加工工場	山村振興特別対策事業	
48～49	注連指農協茶加工工場	特産物生産団地育成事業	212.8
49～50	丸一製茶協同工場	地域農業振興綜合対策事業	342.1

の肥培管理の統一を目指している。

栽培面積は年々拡大をみた。昭和四十年は一二八ヘクタールであったが、四十五年には一八六ヘクタール、五十年には二二八ヘクタールとなり、一〇年間で約一・八倍の増加となり昭和五十五年は二四四ヘクタールである(次ページのグラフ)。

次の表は栽培農家戸数のようすである。一戸の栽培面積の平均は、昭和三十年九アールであったが、昭和四十年ごろには約一八アールと倍増し、昭和五十五年では、一戸平均二九アールとなっている。茶による一〇アール当たり(反当たり)の収入は約三〇万円と見られており、茶栽培による農家一戸当り約九〇万円の収入があることになり、これは米作の一〇アール当り収入に見合うとされている。茶園は最近では宅地への転換による減少があるので、山林などの開墾によって、その減少分を補うなどの方法で面積の増加をはかっている。特に小規模経営から規模拡大への努力がなされている。

昭和年度	栽培農家戸数
	戸
30	685
35	717
41	729
44	735
50	—
55	844

霜害対策―町内では大野木・棚橋・平生・牧戸・田口・上久具と大きく六か所の茶園地帯約七〇ヘクタールが「霜みち」といわれ、霜害の常習地帯となっていた。昭和四十六年から五十二年の七年間をみると、これらのうち霜害のなかったのは一年だけとなっており、そのほ

とんどが四月中旬から五月中旬へかけての晩霜による被害であった。当初の対策はカンレイシャネットによる防霜法であった。昭和四十六年から三年がかりで平生防霜研究会が、接地気湿の逆転現象を利用した防霜ファン（地表から五～七メートルの高さに逆転層があり気温が地表より二・五～三度高い。防霜ファンで、地表の気温が五度に下った時、自動的作動で、逆転層の空気をかき混ぜ、暖かい空気を茶の葉に送り込

Ⅰ　栽培面積及び生葉生産量

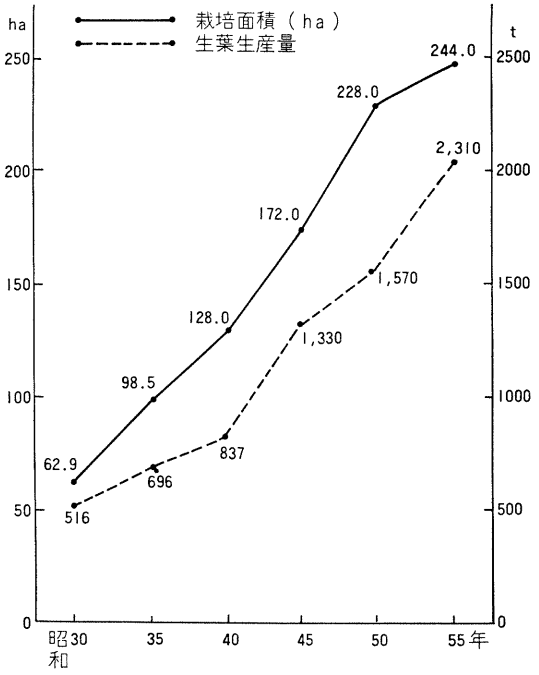

Ⅲ　荒茶生産内訳（昭和55）

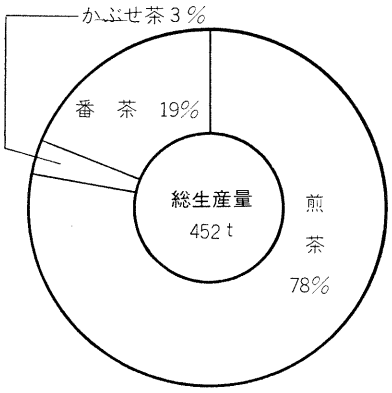

Ⅱ　荒茶生産量の推移

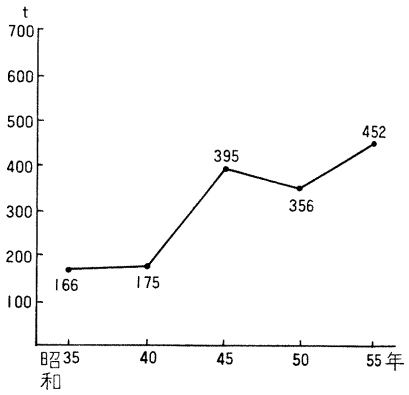

防霜ファン設置数

	ha	台
平　生	13.0	327
大野木	9.8	244
田　口	5.4	140
牧　戸	4.0	98
上久具	3.8	96
棚　橋	1.9	44
大久保	0.6	16
鮠　川	0.2	7
計	38.7	972



茶の育苗（坂井にて）

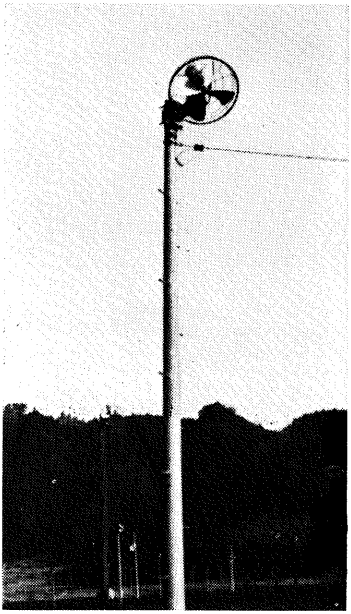

茶の防霜ファン（平生にて）

む）の実験的使用を行ってその効果を実証した。現在での防霜施設状況は上表のようである。霜害常習地帯の約七四パーセントに防霜施設が備えられた（三重県の防霜ファン台数一万台の約一〇分の一を占め、面積でも県の防霜ファン設備面積四〇〇ヘクタールの約一〇分の一である）。

優良品種と改植―昭和四十八年ごろから、品種茶園（在来種でなく優良な）の育成改植が他県との競合上も必要となってきた（昭和五十四年では品種茶園は三重四五・八パーセント、鹿児島七一パーセント、奈良五四・八パーセント、京都四二・五パーセントである）。昭和四十八年度より町単事業による老朽茶園の優良品種への改植事業が五か年計画として始められた。その経過は次表のとおりである。昭和四十八年には自主グループ「中川栄農会」による苗木の生産が始められ、

茶苗銀行組織対応図

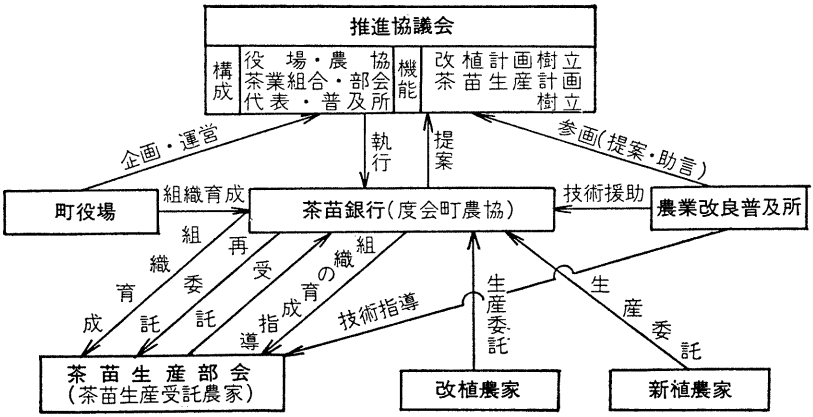

栄農会苗木生産数

昭和年度	本数
48	88,000
49	45,000
50	35,000
51	15,000
52	35,000
53	70,000

改植事業の経過

昭和年度	改植面積	事業摘要
48	82a	育苗栄農会できる 町単事業はじまる
49	53	
50	99	
51	94	
52	248	町単育苗補助、山振事業（バッホー）
53	350	
54	400	茶苗銀行できる

個人又は共同で上表のような成績を収めた。五十四年には、茶苗生産に対する需要にこたえて度会町農協に「茶苗銀行」が設立された（組織図）。しかし、品種苗木は不足するため、県外移入（静岡より）も多い。茶園総面積に対する改植の状況は次表のようである。改植後早期成園化をはかるためには、三～四年生の大苗(株)を植える必要があり、そのためには茶苗の一～二年間の仮植育苗がよいとされ、苗の需要は大きくなりつつある。

県内の品種の普及は、次のようである。町内についてみると、昭和五十五年三月定植用苗木（茶苗銀行登録分）は次表のとおりである。

優良品種改植の実態と目標

昭和年度	茶園面積	新植	改植	転用・廃園その他	品種菜園	品種園率
	ha	ha	ha	ha	ha	%
51	231.5	1.5	1.0	0.5	43.8	18.9
53	238	2.0	3.0	1.0	53.8	22.6
54	239	2.5	4.0	1.0	58.8	24.6
55（目標）	(240)	(17.0)	(3.5)	(7.5)	(65.3)	(27.2)

別表　茶園新改植計画目標（産業課資料）

昭和年度	(A) 年度始茶園面積	(B) 新植	(C) 改植	(D) 転園、廃園、その他	(E) 年度始品種茶園面積	$\frac{E}{A}\times 100$
	ha	ha	ha	ha	ha	%
53	238	2.0	3.0	1.0	53.8	22.6
54	239	2.5	4.0	1.0	58.8	24.6
55	240	3.0	5.0	1.5	65.3	27.2
56	242	3.5	6.0	1.5	74.8	30.9
57	244	3.5	7.0	1.5	85.3	35.0
58	246	3.5	8.0	1.5	96.8	39.3
59	248	3.5	9.0	1.5	109.3	44.1
60	250	3.5			121.8	48.7

苗木は一二戸の委託農家によって生産されている。品種については〃やぶきた（中生種）〃一辺倒から、早生・晩生の導入も指導されている。

三重県内品種普及状況（昭52）

品種名	普及率
	%
やぶきた	92.3
かなやみどり	1.2
あさつゆ	0.9
たまみどり	0.9
やえほ	0.8
紅茶品種	0.8
おくみどり	0.4
その他	2.7
計	100.0

茶栽培面積　4,010ha
内｛品種茶園　1,835ha
　｛在来品種茶園　2,175ha

茶苗改植状況（55年用）

	53年春ざし 本	53年秋ざし 本
やぶきた	111,000	93,000(96%)
ほうすい	7,000	
やまかい	500	
計	118,500	93,000(211,500)

苗代1本40円

技術指導は県農業改良普及所によってなされている。

改植のほかに、農道の拡幅・排水工事・土壌改良・線虫対策などが課題とされている。

肥培管理の改善として土壌づくりのため、窒素・燐酸・加里配合の化学肥料の多用が見直され、有機質肥料として、緑肥・堆肥・家畜(豚・鶏の糞)などを施すことが奨励されている。カンレイシャ(網)による被覆も、日光量の調節により茶の苦みを取り、つやを出す効果があるので、行われている。

茶の摘採期は、一番茶・四月下旬から五月下旬、二番茶・六月下旬から七月上旬、夏番・七月中旬、秋冬番・一〇月中旬である。昭和四十五年ごろからは茶のビニールハウスによる促成栽培が試みられている。冬季にハウス内に暖房器を備え、昼は換気を充分にし、夜は最低室温を一五度に保つ。これによって自然栽培のものより四〇日ほど早く三月に摘採できるのである。

薬剤散布は、摘採と前後して年間約一〇回行う。茶の病害虫はチャノホソガ・チャノミドリヨコバイなどである。薬剤散布は施薬した農民の薬剤吸入の害と生葉への薬剤の残留が問題であり、これらを防止するため、摘採前散布の期間厳守(刈取直前一〇日)、吸入防止法の徹底が指導されている。

現在では、各加工工場で生産された荒茶は主に度会町農協を通じ、「南勢茶流通センター」(多気郡大台町栃原)の取引センターで販売される。度会町の生産額は昭和五十二年には数億円に達している。

度会茶の課題　①茶の生産過剰の時期のくるのを見通し、産地間競争の激化に対処するため、〃品種茶への改植〃を進める。それと並行して、農道の整備を行うこと。②加工処理施設の大規模共同化を行うこと(とくに農協を主体にした)。③このことは、加工場操業者の高齢化による人手不足を解消するため急務となっている。④共販体制の整備

も必要で、現在の農協共販ルート(現在約六〇～七〇%)の確保と向上を目指す。

このようにして、度会町の目標とする茶業農家像は（昭和五十四年四月の「度会町地域農政総合推進方策」による)、おおよそ次のようである。①担い手農家目標茶園面積を茶専作経営で二ヘクタールとし、茶プラス水稲・茶＋水稲＋しいたけ・茶＋水稲＋畜産の農家は茶を一～一・五ヘクタールとする。そのため、緩傾斜地・山林・排水の良い水田への新植をはかる。②他産業と同等以上の所得をめざす。そのため、後継者を含めた栽培技術の向上、茶園改植による



茶つみ風景

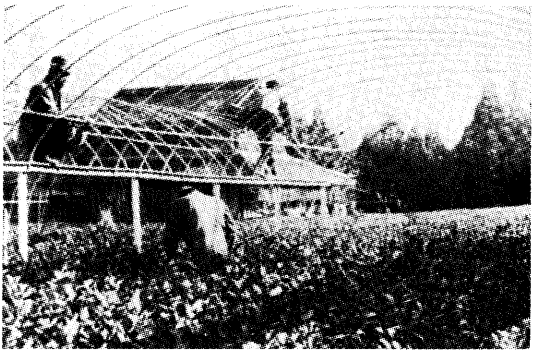

カンレイシャのおおいをかける

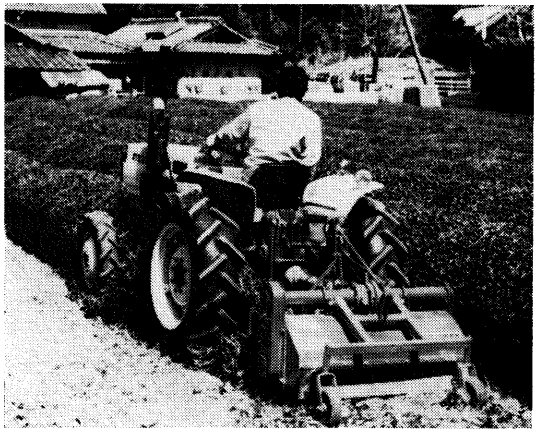

改植のための刈取り

茶の品質の向上と生産性の向上を図る。③こうして、均一化した良質の「度会茶」の生産を永続させたいとしている。



度会茶は全国茶業大会第一位となった

四　養　蚕

旧藩時代の養蚕　昔の農村の文化経済は、養蚕とともに発達したといわれていて、その歴史も古い。維新後、生糸貿易の進運に伴い、にわかに栽桑飼育の発達を促し重要農産物の一としてこれに重きをおくようになった。廃藩置県の際、旧度会府庁においては、信州の桑苗数万本を有志に下付し、また各地の有志は、上信地方から養蚕教師を招聘し、その技術の伝習に努めた。しかし、当時の養蚕家は、輸出蚕種に手を出す者が多く外商との取引の関係が思うようにならず養蚕は一時衰退の途をたどり、植栽した桑園も茶園に変わっていった。

明治・大正時代の養蚕　明治六年に県は、蚕種世話役二名をおき、また四日市に生糸改会社を設置するなど初めて養蚕に力を入れ始めた。その後明治十二年には、小俣村明野に勧業試験場を設けたが、明治十九年には、これを明野勧

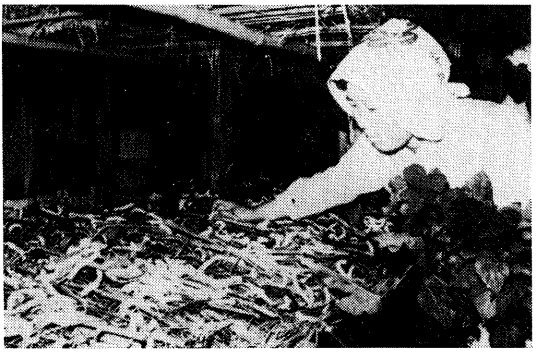

蚕に給桑作業を行う

業場と改称し、三重高等養蚕伝習所(男子)及び座繰製糸伝習所(女子)を開設し、子弟の養成につとめた。さらに明治二十九年には、明野高等養蚕伝習所を設置し、養蚕と栽桑試験などを行い多数の伝習生の育成を図った。養蚕は、農家の現金収入源として、比較的資本投下率の少ないことから歓迎され、このころから急速に桑園が随所で植栽されるようになった。その後、明治四十五年に原蚕種製造所が開設され、蚕業発展が地域産業の中心となった。

大正八年には、養蚕実行組合の設立が推進され、末端の技術員の指導のもとに農会と、養蚕実行組合、製糸会社の指導員の協力を働きかけるとともに各地域において、養蚕の普及振興につとめた。さらに大正十二年には、繭生産費調査がはじめて本格的に実施され、養蚕経営の合理化とあわせて繭糸価格の決定の基礎資料として官民合体による調査が実施された。大正期の養蚕指導は、桑園、蚕種改良、蚕病予防、防疫を基調として進められ、この頃よりさらに、経営改善に沿って昭和期へ継承されたが、大正十五年には、農事講習所も廃止され、県立の蚕糸学校の創立など養蚕を農家経済に定着する指導に力が注がれた。

養蚕統計

(昭38～51)

昭和年	桑園面積	養蚕戸数	収繭業
	a	戸	kg
38	2,770	125	15,430
39	2,440	120	17,188
40	2,390	108	15,409
41	2,318	86	14,956
42	2,318	89	14,520
43	2,080	81	13,796
44	1,257	58	8,591
45	710	31	4,497
46	450	31	3,438
47	250	25	2,135
48	110	9	705
49	50	3	274
50	50	1	133
51	—	—	—

昭和時代の養蚕　養蚕は、昭和初期より日華事変までの生糸輸出の活況時を頂点として、本町の農家経済を支えてきたが、戦時に入って、食糧自給体制の強化をはかるため桑園から食糧作物に転換が迫られた。その後、茶栽培の普及に伴い桑園面積は年々減少の途をたどったが、昭和五年における町内の桑園面積は、二三二ヘクタールに及び畑地はもちろん水田にも遠高、魯桑、和助、清十郎などという品種の桑が植栽

第1表　養蚕の推移（昭5～50）

年		5	15	25	30	34	40	45	50
中川	桑園面積	45.4ha	41.4	16.8	16.3	16.0	—	—	—
	養蚕戸数	215戸	169	91	80	74	—	—	—
	収繭量	39,210kg	32,711	9,135	8,943	8,949	—	—	—
	生産額	—円	102,675	—	—	3,879,000	—	—	—
内城田	桑園面積	115.8ha	76.1	12.4	12.7	11.7	—	—	—
	養蚕戸数	382戸	296	59	75	65	—	—	—
	収繭量	64,256kg	44,328	5,790	8,820	7,833	—	—	—
	生産額	—円	128,067	—	—	3,301,000	—	—	—
小川郷	桑園面積	30.9ha	18.9	1.3	0.4	0.4	—	—	—
	養蚕戸数	118戸	69	4	2	2	—	—	—
	収繭量	24,330kg	10,125	217	637	161	—	—	—
	生産額	—円	29,233	—	—	65,000	—	—	—
一之瀬	桑園面積	40.1ha	17.6	0.2	0.3	0.3	—	—	—
	養蚕戸数	164戸	81	3	2	2	—	—	—
	収繭量	23,606kg	10,188	101	562	143	—	—	—
	生産額	—円	32,754	—	—	59,000	—	—	—
合計	桑園面積	232.2ha	154.0	30.7	29.7	28.4	27.7	7.0	0.5
	養蚕戸数	879戸	615	157	159	143	108	31	1
	収繭量	151,402kg	97,352	15,294	18,962	17,086	15,409	4,497	133
	生産額	—円	292,729	—	—	7,304,000	—	—	—

され、養蚕戸数八七九戸、掃立量七一二六箱、収繭量四万三七四貫が生産され地域産業の主産物であった。取引は、生産者から仲買人（仲買人は主に相可、松阪、伊勢の商人）を通じて、製糸会社へ取引されていた。当時取引された製糸会社は、五十鈴製糸、郡是製糸、亀山製糸等であった。

昭和二十三年七月十五日、内城田養蚕農業協同組合、昭和二十三年八月三十日に中川養蚕農業協同組合がそれぞれ設立され、地域の養蚕に共同組織による振興が図られた。さらに、昭和四十四年二月十五日、度会町養蚕農業協同組合が設立されたが茶業の発展によって、養蚕はおとろえ、昭和五十年二月二十六日その組合も解散し、昭和五十一年には、養蚕農家はすべて姿を消してしまった。

五　農耕儀礼



手作業による田うえ



手作業の苗とり



手作業による稲刈り

米になるまで　本町の総面積の五・二五パーセントが水田で、二・六一パーセントが畑である。耕地面積のうちその多くが水田である。本町の農耕の中心は、水田稲作の農耕である。そこで、この項の稲作を中心とする種々の儀礼

をみてみよう。

種モミの保存　種モミは、籾俵（小さな俵）に、それぞれ稲の品種ごとに分けて入れ、倉や納屋のねずみの入らない場所に吊した。

最近は、籾俵を使用せずに紙袋に入れ、ねずみの入らない場所に保管する。

苗代づくり　苗代は、水がかりが良く日当りの良い田を選んでつくった。各集落ごとに集団的に選定して苗代をきめているところが多かった。苗代は、谷水を使用するが、谷水がつめたいところでは、水を温めるための水路をつくるところもあった。

苗代は、一月中にすき起しをしておき、種蒔きの一週間ぐらい前に水をはって（水を苗代田に入れること）アラカキをして「ナワシロゴシラエ」を行う。

タネカシ（籾選び）　タネカシは、籾播きの一週間ぐらい前に区の者が共同で行った。

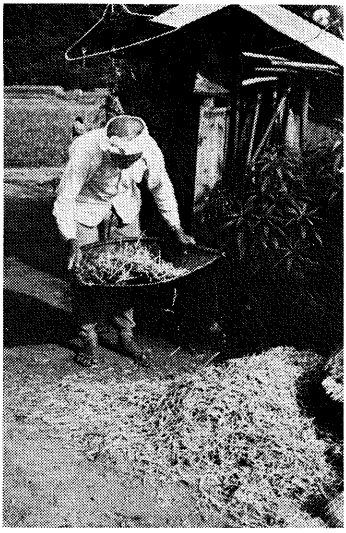

ゴミフカセ

当日、池などの水のあるところの、適当な場所に鍋をすえ、塩を煮立てる。桶に塩水を入れ計器で標準を定めて（計器のかわりに鶏卵ではかる場合もある）、底を金網張りにしたコガ（桶）に種モミを入れて浸し、浮上したものを取り除く。その後沈んだモミを俵に入れて一週間ぐらい池（水）に浸しておく。

籾播き　田植え時から逆算して、四〇日ぐらい前に播く。昔は「八十八夜に針位」と言っていたが、卯の日の、種

播きはさけ、酉の日に播くのが多かった。

田植えまでの行事　よく晴れた日に、「ナカボシ」といって苗代田の水を止めて田を干す。五月の節句には、田の水の入口、「ミナグチ」に、ススキとヨモギを結びつけたものに赤飯を木の葉に包んで結びつけ田の神に供える。田植えの前に水田を唐鋤(からすき)で荒起しを行う。その後、シロカキを行う。唐鋤を入れて耕し、馬鍬(まぐわ)でかく。この時、畦塗りを行う。馬鍬でかいた後、エブリで平坦にする。畦塗りは、荒がきを行っている時、土に水分が充分吸い込んで、やわらかくなったものを畦にぬりつけて水もれをふせぐ作業である。肥はシロカキの終りごろに入れる。

田植え　苗取りは、田植えの前日に主に女たちが取って用意をしておく。苗取りを行う時は、苗代に水を張って、三―五人がかがんで取る。ところによっては、腰かけて取っている。苗は一反(一〇アール)に二〇〇束ぐらいの割合で用意する。取った苗は、ナエカゴに入れて運ぶ。田植えは、六月十日ごろから行われる。山から水を引いている田では常水のある時点で田植えを行う。雨が降らないときは、雨が降るまで待って田植えをする。現在ではポンプで水を汲み上げるので、予定の期日に田植えが行われるようになってきた。

田植えはほとんどが共同で行われる。主に婦人たちの手によってなされる。田に綱を張って八寸(約二四センチメートル)の幅(はば)でもって後退しながら苗を植えて行く。ところによっては、前進しつつ植える。また線を描いておいて植えて行く所もある。

田植えを始める前に「サビラキ」といって用意のオハギ、餅などを田の神様に供えた後、植え手が食べる。田植えが終わったとき「ノアガリヒマチ」をする。「ノマガリヒマチ」には、苗を二把オカマサン(クド)に供え、その上に握り飯を三日間供える。

収穫までにすること　田の草は三番草まで取った後、「ヌリグサ」を一回行う。機械ができてからは、一番づき、二番づきと、それぞれタテ、ヨコの草をとり、三番目には、平面板のような爪の短い機械でとった。夏の炎天下の田の水の煮えるような中で田の草を取ったのも遠い日の事のようになった。

七月十四日の天王祭り以前に虫送りがなされる。稲に害虫がつかないように、村人が法螺貝を吹き太鼓(がく)をたたきながらタイマツを持って水田地帯を廻り、最後にタイマツを川に流す。

害虫駆除の方法では、明治の中ごろ石油の誘蛾燈を田のところどころに立てたこともあった。また鯨油を使った害虫駆除方法もあった。昭和になってから電気の誘蛾燈に変わったが、いつの間にかその姿を消した。穂が出るころになると、雀追いを作ったり、猪垣を作ったりして、雀や猪をふせいだ。

稲　刈　り　稲刈りは、以前は十月の中ごろから行われた。刈った稲を、田一面に並べておいて、後で束にする「カリボシ」や、刈りながら束ねた稲を田にさかさにして干したり、ハサにかけて乾かせた。稲刈りが終わって、麦まきも終わったころ「マキミテヒマチ」を行い仕事を休む。稲刈りが終わったら稲穂を十本ぐらい束ねて、エビスサン、ダイコクサン、その他の神々に供えた。

籾　乾　燥　最後に籾の乾燥について。センバコギで脱穀した籾は、筵ダテかヨコマに入れておいて、日和を見計らって朝から庭一面に敷きつめた筵の上に、一箕づつ運び出した籾を薄くひろげ昼食のときなどにときどき手入れをし、夕方になるとこれを取り込む。こうした作業をくりかえし二日か三日で一乾燥が終る。

農具のいろいろ　日本の別名を「豊葦原の瑞穂の国」といっているが、われわれの遠い祖先はこの国を開いて、そこに五穀を作って生命の糧として来た。したがって、この土地をただ単なる土地と考えないで、神としてあがめて来たことは、神宮摂社に「大土御祖神社」としてお祀りしていることからもわかる。また毎年、五穀豊穣を祈願してい

る二月の祈年祭は、各地区における神社の大きな祭典であって、農村行事の大部分は五穀豊穣を祈る御祭りである。こうした農民の心は、道具ひとつでも大切に扱い鋤、鍬などを使ったら必ず洗い清掃し、感謝の誠を捧げて来た。

こうした精神は、毎年稲の収穫が終り、麦の蒔付もすんだごろの一日「ノアガリヒマチ」を行い一年中使って来た鍬、四つ鍬などを農具の代表として、座敷の神棚の前にしつらえた新筵の座に並べて、これに牡丹餅や、おはぎを御供えする習俗があった。

戦後麦作りもなくなり、「ノアガリヒマチ」行事も自然に行われなくなってしまった。そこで、昭和三十年ごろまでの農具について書いておこう。

鍬

カラグワ(風呂鍬)　鍬の先をツルといい鉄製で、元の方をヒラといい木製である。今は影をひそめた。

ナガヒツグワ　柄をすげるヒツを本体にくっつけて鋳出したものでやや厚く重い。

ハセガワグワ　ナガヒツグワより薄く軽い。柄をすげるヒツは、本体とは別で鋲でつけてある。

アゼスリグワ　ハセガワグワのようにできていて幅が広い鍬である。

モッケ　備中鍬(ヨツグワ)の刃幅の広いもので主として、沼田打ちに使う。畦塗りの土置にも使う。

カブキリ　稲を刈りとったあとの稲株の根を切るもの。トンガより薄く軽くできている。刃先が三角形にとがっているものもある。

鎌

草刈り鎌(薄ガマ)　草を刈る鎌で稲刈りや麦刈りにも使った。

鋸鎌　刃が鋸のようにしてある鎌で、主として稲刈りに使った。

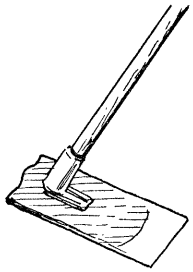

③

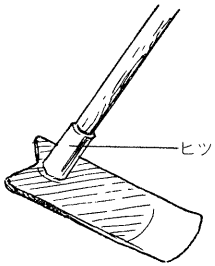

②

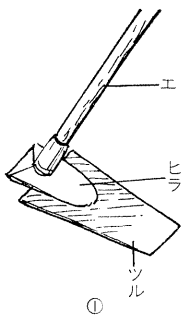

①

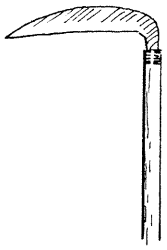

⑥

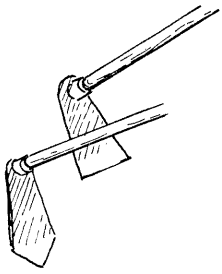

⑤

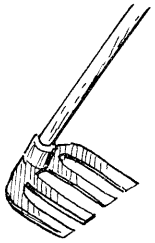

④

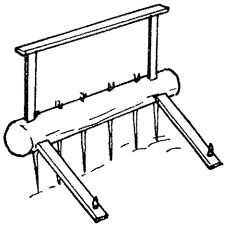

⑨

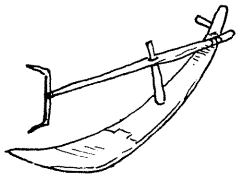

⑧

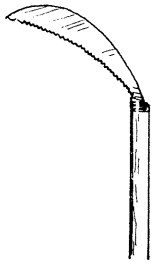

⑦

①カラグワ　②ナガヒツグワ　③ハセガワグワ　④備中鍬
⑤カブキリ　⑥草刈り鎌　⑦鋸鎌　⑧カラスキ
⑨マグワ

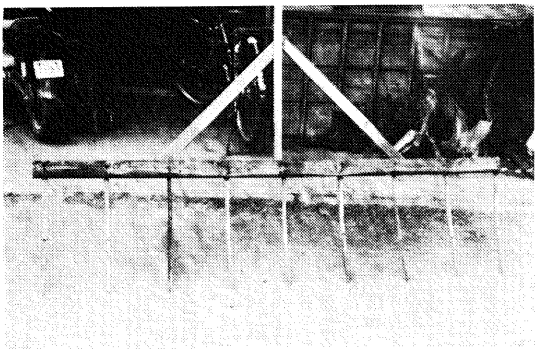

スジヒキ（田植えのために線を引く）

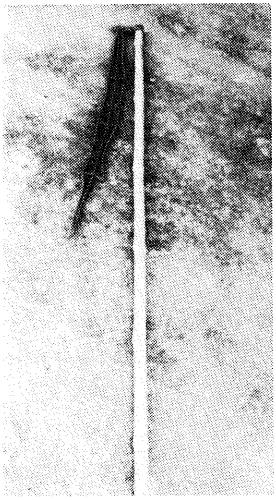

カラサオ（麦・粟の脱穀）

カラスキ（唐犂）　牛に曳かせて田を鋤く道具で矢持の横輪でつくられていた「ヨコワカラスキ」がこの地方では、多く使われた。

マグワ　田ごしらえの時、カラスキで耕起した土をさらに細かくする農具で牛に曳かせて使う。

エブリ　植田ごしらえの最後に、田面を平坦にならすのに使う。

スジヒキ　田植えに先立って、田全体に植幅を縦横に引く農具である。

タウエジョウギ（田植え定規）　正条植をするための定規

タウエヅナ（田植綱）　植寸に赤の布が結びつけてある。

ガンヅメ（雁爪）　田の草を取るのに使う（一番草用）。

タツキ（田草取り機）　一番つき、二番つきに使う。爪が大きく長いものと塗り草前に使う、爪の短いものがある。

カナシゲ（センバコギ）　足踏み脱穀機が出るまで使われていた稲こきの道具で、これ以前には二本の竹べラをヒキウスの穴に挿して稲の脱穀をした（下図）。

粟は、穂を切り落して、カラサオで打って脱穀した。

キビ（黍）は、鍬を逆に立てて柄の反対側に座り穂を刃の上に乗せ手で押えて茎を引い

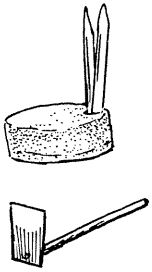

て脱穀した。このような脱穀は、昔語りとなってしまった（前頁の下図）。

カラサオ（唐竿）　麦の脱穀、粟の脱穀に使った。

タルミ　脱穀した籾はタルミという目の荒い箕と次のトウシで籾と藁を選別する。

フジドウシ　ユリドウシ（和井野）ガラガラドウシ（田間）ワヅラフジで編んだ目の荒いフルイである。

トウウス　赤土に塩を入れて練り、樫の木の板（下駄の歯のような四角な薄い板）を石臼の方式に埋め合わせて、まわりを竹を編んでかこんだもので直径五〇センチメートルぐらいの大きさに作る。上部を手木で回転させて籾をする。籾すり機の出るまで使用された。稲の取り入れがすむと毎夜、よなべでもみすりをした。籾を入れる人（この人も手木を廻す）手木を押す人の最少二人はかかる。

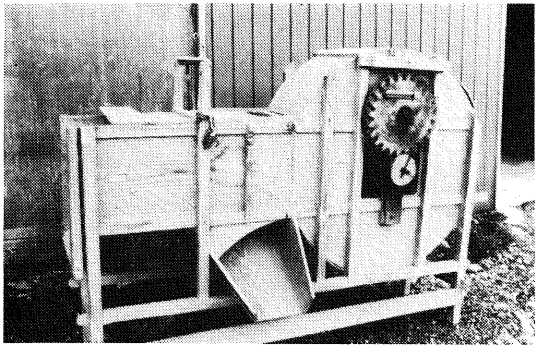

トウミ（もみがらと米に選り分ける）

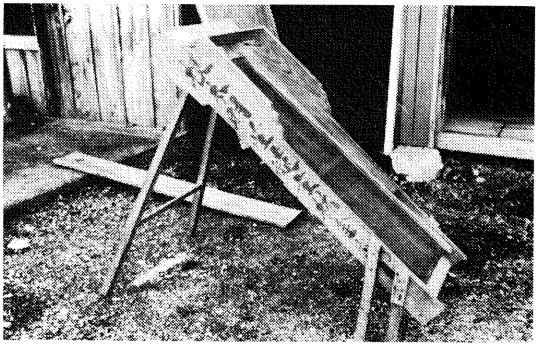

センゴク（良米と屑米を選り分ける）

トウミ　トウスで摺った籾をモミガラと米とにわけるために使う。

センゴク（千石）　唐箕で籾殻と米に仕分けたものを屑米と正米に選別する道具。

コメフルイ　米の中の小石や土を除くために篩にかける。この篩を「米篩い」という。木枠のものと米をいためないよ

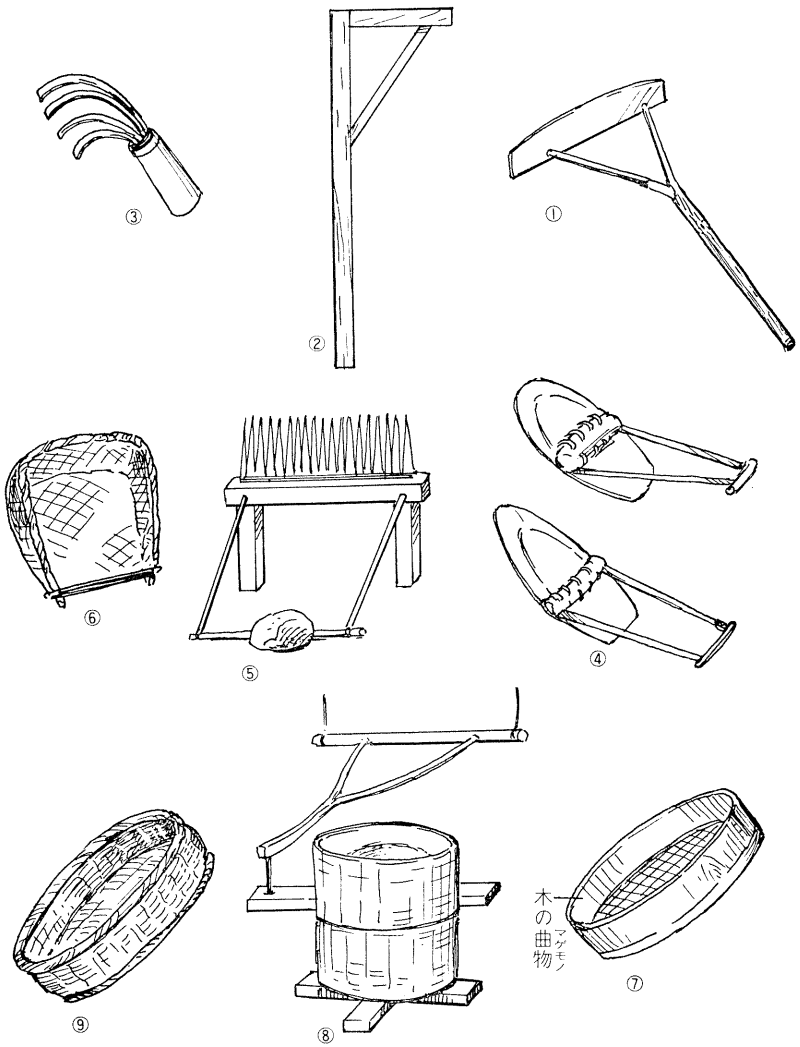

①エブリ　②タウエジョウギ　③ガンヅメ
④タツキ　⑤カナシゲ　⑥タルミ
⑦フジドウシ　⑧トウウス　⑨コメフルイ

うに枠を藁で編んだものと網が木綿糸で作られているものがある。

ヒダシミ　この箕は、編目をつめて作る。豆や穀物の殻と実を風を利用して分けるときに使ったり穀類をすくったりするのに使う。

ハカリミ　ヒダシミの小型のもので穀物をすくったり、計量する時に使う。

カラウス　米の精白に使う、ウスの中に米一斗を入れてつく、麦のコヅキもこれでする。

籠（カゴ）

タラメ　目のつんだ籠で畑作業の時、小石や引いた草を入れる五寸角くらいのものをコタラメ、八寸角くらいのものをオオタラメという。

ヨコマ　タラメの大型のものをヨコマという。六斗入、八斗入などがあって主として籾を入れる。和井野では八斗入りの大籠を「ハソトイコマ」ともいう。

コシゴ　タラメの目の荒いものを、コシゴという。八、九寸の口で茶摘籠ともいう。野菜を入れたり、洗濯物を入れたり、利用の多い籠である。

シンドウ（内城田地区）　コシゴの大型のもので桑や繭を入れたり、茶の生葉を入れる籠である。

フゴ　藁で編んだり、ツヅラフジを編んだりして作る。里芋、甘藷等を収穫するとすぐこれに入れて運ぶ。

モッコ　縄で四角に編んだモッコに縄の強い紐をつけて、堆肥や土を運ぶときに使う。

ナエカゴ　早苗をはこぶ籠で苗籠といっている。和井野では、メハリカゴといっている。目を荒く編んだ浅い籠である。

田舟　沼田刈りをする時、刈り取った稲をはこぶ小形の舟である。


③

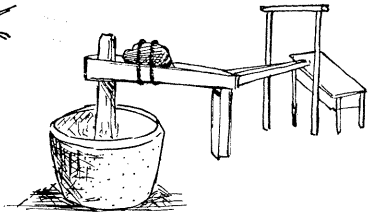
②

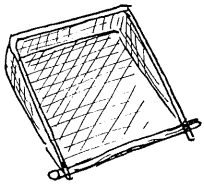
①

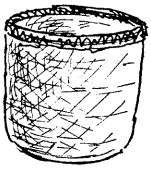
⑥

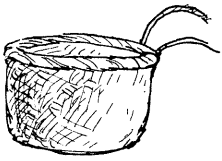
⑤

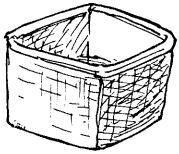
④


⑨

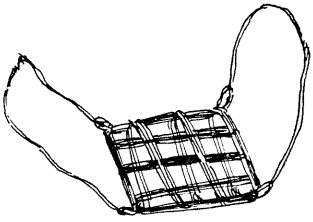
⑧

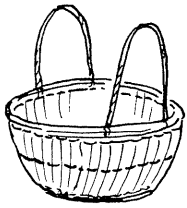
⑦

①ヒダシミ　②カラウス　③タラメ
④ヨコマ　⑤コシゴ　⑥シンドウ
⑦フゴ　⑧モッコ　⑨ナエカゴ

タンゴ　下肥を運ぶ桶をタンゴという。

ボウ(棒)　物をになうのに使う大尺(約二メートル)のもので、草荷い、荷い棒、薪荷、天秤棒がある。

ヒキウス(石臼)　米、小麦、大豆、ソバなどを製粉する道具にヒキウスを使う。臼を据えて粉を落とし集めるものをユリという。ボチと呼んでいるところもあるが、木製で刳ったものである。ヒキウスの目が磨滅した場合各家庭に備え付けのメタテツチで目を立てる。

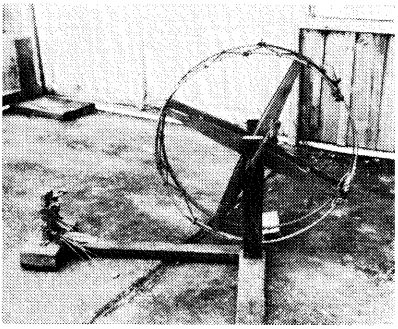

イトマキ

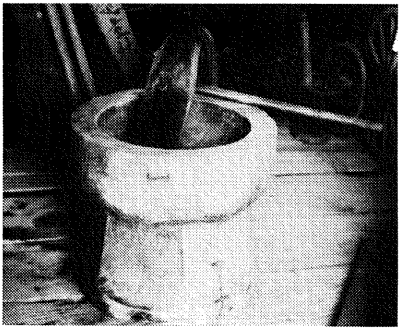

キネとウス

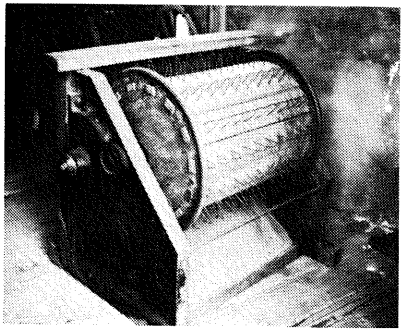

脱穀機

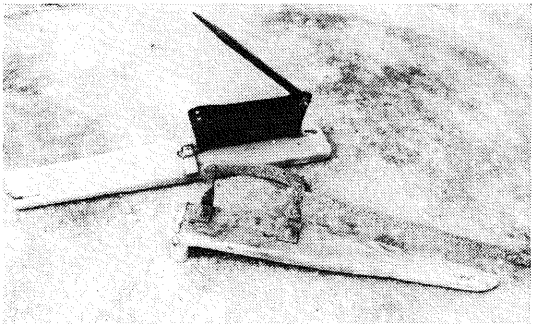

オシギリ

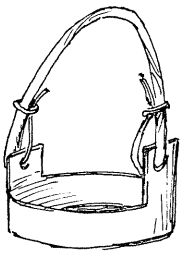

③



②

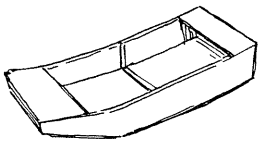

①

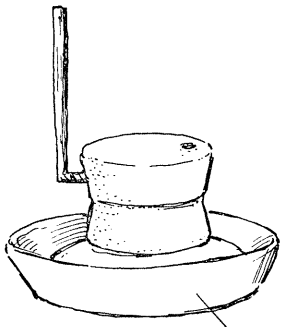

⑤

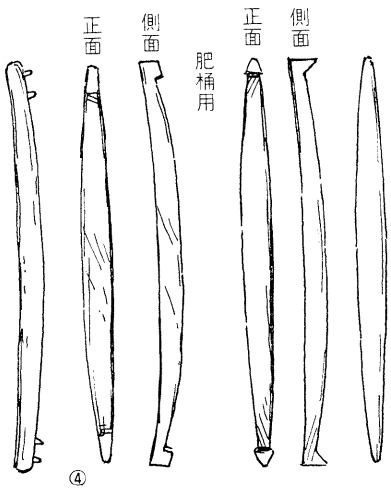

④

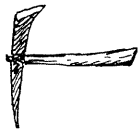

⑥

①田舟　②タンゴ　③タンゴ拡大　④肥桶用棒
⑤ヒキウス　⑥メタテツチ

第三章　畜　産

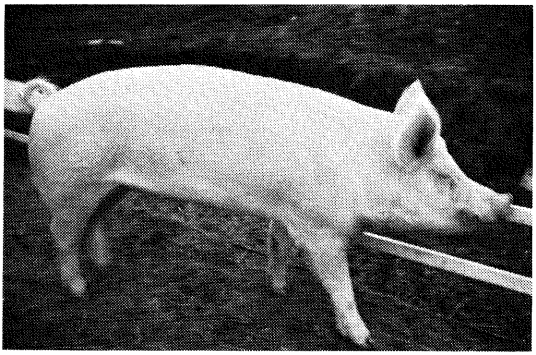

日本種豚登録協会で、種豚日本一(320kg)(矢部畜産)

昭和三十年代の終わりごろまでの本町の農家は、副業として畜産をとり入れて、農業の多角経営をすすめてきた。

したがって、どの家でも役牛、豚、鶏等を飼育していたため、庭先につながれた牛や放し飼いの鶏の姿が眼についたものである。

鶏は、主として自家用採卵のため大なり小なりどの農家も飼育していたし、豚は、各戸で二、三頭ずつ肥育したり種豚を飼って子豚を出荷するなどして副業収入を計ってきた。また、牛を肥育して肉用牛として出荷する農家も多かった。

しかし、三十年代から高度経済成長の時代に入り、農業が兼業化するにつれて、米作以外のことは顧みる余裕がなくなり副業としての畜産はしだいに衰微していった。

特に役牛は、全農家の三分の二以上が飼育し、耕耘や運搬等に利用され農業経営に重要な役割を果たしてきたが、近年における農業の機械化に伴い、耕耘機や小型トラックがこれにかわったため、現在では、田畑で役牛を眼にすることがなくなった。昭和五十五年度に本町で飼育されているのは、肉用牛で一三戸、九一頭に過ぎない。

また、豚、鶏についても、頭羽数は多いが飼育農家数は、わずかで、豚は一四戸で九四三頭。鶏は一〇戸で二万四三三三羽となっている。

したがって、一戸当たりの粗生産高は多く度会町全農家のうちで、売上部門の第一位の農家数をみると、肉用牛飼育三戸・養豚五戸・養鶏七戸となっており、畜産農家は、ほとんど専業化している。

家畜の推移

年度	区　分	乳用牛	役肉用牛	豚	にわとり
15	戸　数	—	790	—	367
	頭羽数	—	843	—	474
30	戸　数	—	829	78	675
	頭羽数	—	840	117	3,905
35	戸　数	2	810	94	676
	頭羽数	3	818	139	7,961
40	戸　数	3	407	147	386
	頭羽数	3	421	795	12,765
45	戸　数	3	97	89	187
	頭羽数	3	155	1,216	2,229
50	戸　数	0	31	37	34
	頭羽数	0	107	675	25,948
55	戸　数	0	13	14	10
	頭羽数	0	91	943	24,332

（ブロイラー3戸1738）

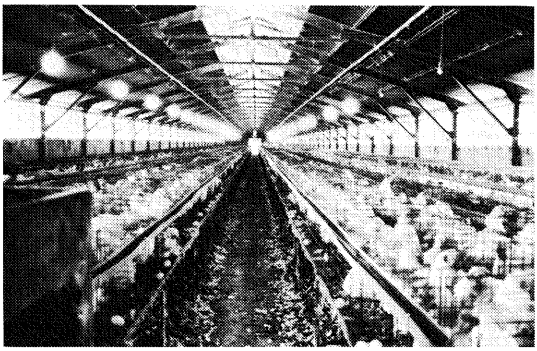

企業化された養鶏場(山本養鶏)

第四章　林業



炭俵をつくる

御杣と炭焼き（古代）　神領であった度会町は御杣として神宮御用材を供給した。南中村に残る御杣の地名や、「大神宮諸雑事記」にみる材木の川流しの記事などによって、そのことが知られる。しかし、これは太古からの原生林がしだいに切り開かれていくことでもあった。宮川・一之瀬川の水際まであった森林が、人々の手によって開墾されて、次第に後退し、畑（後には水田化）が作られていったのである。戦乱の時代が収まって、封建領主の支配がはじまる頃には既に雑木材が炭焼きに使われていたものと思われる。皇太神宮の門前町として栄えた山田への炭売りは、藩庁の取締り以前から行われていたとみてよいからである。そして、薪・下草家屋建築材は、入会山から慣行として採取していた。

山川入会（江戸時代）　紀州藩は、用材の経済性に着目して、御禁制の「六木―桧・杉・松・栢・槻・楠」を定めた。山林・社寺境内などの六木は厳しく統制されたのである。しかし、入会山での炭焼は農民の生きる糧であった。田畑の少ない一之瀬谷において、特に、そうであった。ここで一之瀬谷の炭焼きについて、みてみよう。古くから「山川入相」と言い伝えて、一之瀬川（大河と俗称）の河筋は、一之瀬谷のどの村からも入会に漁をし、山でも、各村域の外に、南河内、北河内という山があり、草山炭山は入会であった。例えば、草山を焼き払うのも、村々から毎春人足が

出て立会ったのである。炭山も、そのような相談の上だったと思われる。

寛永年中（一六二四～五〇）には、川上村の植村氏が、和歌山の太守への御用炭の割元であった。炭御用の時は、御状が到来すると、臨時に〃山の口を明け〃、炭を焼かせた。この頃の御用炭は量も少なかった。

炭山のことはその後、寛文八年（一六六八）脇出村帝釈仲右衛門が大庄屋の時、谷中相談の上炭山の口を明け専業として炭焼きをすることになった。

ここで、村々の炭竈の数が定まってないこと、山の配分、炭の販売など種々な問題が出てきた。それより約十年前明暦二年（一六五六）には、紀州藩は、御仕入方役所を佐八村（現・伊勢市）に設けた。これは、製炭資金を貸し付けて、農民の貧困を救おうとする目的であり、御救方とも呼ばれ、炭の原木の買付などを始めた（しかし、木炭は、その後、藩の財政上、専売化して行く）。

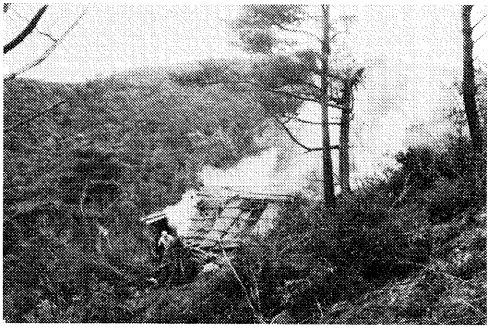

炭竈遠景

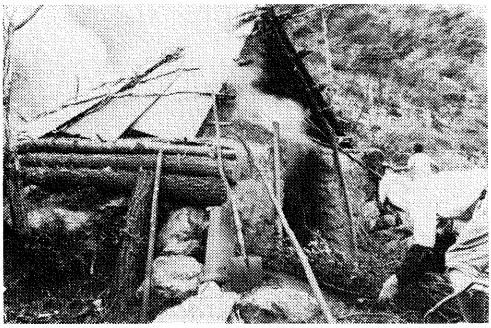

炭を焼く

延宝六年（一六七八）、佐八村御役所ができて約二十年後、御役所の宮本九太夫の時、一之瀬谷で焼く炭も佐八へ買入れることを告げた。古来からの神領としての御用炭を焼き、その残りは山田へ売ることについて、田丸藩佐八役所が、強く干渉してきたのである。百姓達は、勝手にするわけにもいくまいと、暫く

の間佐八へ炭を出した。しかし、却って勝手が悪く難儀だということで、郡奉行所へ願い出た。元のとおり勝手に山田へ炭を売りたいというのである。

そして、延宝七年（一六七九）九月、一之瀬谷の役人・頭百姓一人ずつ連判で書付けをつくり、大庄屋帝釈嘉兵衛の書付けを添えて、郡奉行に窺いを立て、十一月には証文を受けた。

その中に次のことが決められていた。①山のこと、年季を定めて分けることは、それでよい。②御用の炭を出した残りについては、弱馬を持っている者、馬のない者は、前々からのように、一之瀬、小川谷の国中筋の馬に山元で付け、一駄売にしてもよし、駄賃でもよいから、駒ヶ野まで出し、鵜飼船に乗せ山田へ送り、売るようにしてもよい。③しかし、松阪・津などから焼炭・茶炭にと馬で買いに来て少しずつ、売ることは堅く停止する。④竈数については、竈数にはよらず、家並一つずつなくては困ろうから家並一つずつの分はよい。⑤とにかく、炭の御用が滞らず、毎年同様に出すように。そして前に書き出した山の内で、二十年の年季で、取越さないよう炭を焼き出すように。⑥他国へは前述のとおり少しも売らないこと、以上。

未十一月七日

（郡奉行）神谷与一兵衛　㊞
〃　向笠新五右衛門　印
（代官）　神前半九郎　印
脇出村大庄屋
右御証文之趣（ごしょうもんのおむき）　帝釈嘉兵衛　印
承知之印形　如左
右御書付之通　川上村庄や　孫兵衛　印
委細被仰付奉　同肝煎　長兵衛　印

畏候自今以後　頭百姓　孫右衛門　印
御書付之通少　中村庄屋　庄右衛門　印
も違背仕間敷　同肝煎　清右衛門　印
以為後日依如件　頭百姓　伊右衛門　印
市場柳庄屋吉右衛門　印
延宝七年　同肝煎　清太夫　印
未霜月　頭百姓　佐左衛門　印
和井野村庄屋市兵衛　印
同肝煎　喜右衛門　印
頭百姓　久作　印
柳肝煎　佐吉　印
頭百姓　喜兵衛　印
小萩庄屋　十右衛門印
同肝煎　佐右衛門印
帝釈嘉兵衛殿　頭百姓　勘兵衛　印
脇出肝煎　喜兵衛　印
頭百姓　小左衛門　印

山永代わけ　山年季わけにして十年後、各村の山の上木は残りなく切り尽してしまい、山は大いに荒れ、樹木の生育が悪くなった。そこで再び村々が相談の上、元禄二年（一六八九）正月、山永代わけにし、御用炭役山三百五拾三、無役山三十四に配分した（庄屋割元帝釈勘之丞に半紙立帳一冊が伝わっている）。そのとき、無役山は次のように分けられた。

川上六つ、和井野五、市場六、柳・小萩三、　中村五、脇出七

その頃は、山が荒果て、御用炭が仲々出兼ねたので、村々の庄屋は、自ら百姓家を廻り、厳しく、調べて炭を出させたという。その世話料として、炭一俵につき一文ずつ取ることを、代官大岡惣蔵より仰せ付けられたという。

仕入金子を請けて炭を焼く　正徳元年（一七一一）九月、田丸領売炭の件について和歌山奉行来島喜左衛門より、田丸奉行所へ通達があった。

その中で、「①田丸領内で、百姓の収入のために、佐八役所から仕入資金などを渡して、炭を焼き出させているのに、内証で商人と組んで、百姓が自由に炭を焼いていると聞く。新山で炭を焼き出したい者は佐八役所へ申し出て指図を受けるように申渡しをすること。②田丸領の炭を焼くために先年から仕入金子を請け、佐八方へ売りに来る者で、炭を他へ売る者もあるように聞くが、そのようなことが判ったら念入りにきつく申し付けること。③一之瀬谷より、陸路山田へ売り出し、直売することは、佐八炭方に障りになるから、無暗に直売しないように申し渡すこと。もし御用炭以外に百姓が多く稼出して炭を焼いた者は佐八役所で調べて買取ることになっているはずである。」

これを承けて、郡奉行久村甚之衛門、金村孫左衛門は、一之瀬谷大庄屋向井作兵衛へ添状をして和歌山の書状を送り、翌日には、一之瀬割元小山次郎兵衛に、また添状を付けて送られた。

これについて、同正徳元年十月、郡奉行所より調べがあって、一之瀬谷中一同より、次のような書付を出した。

一之瀬谷御用の残り炭払方先年より仕来りのこと御尋ねにつき口上。①先年より山が盛んなときは、炭を多く焼出したので、自国他国に限らず勝手次第に売ってきた。②また、道方村・駒ヶ野村で、谷中が、買人、値段などを決めて売った時もある。上記の二か所へ長屋を建て、炭を貯めておき、毎月入札で売ったこともある。③それ以後、段々炭山が尽きてきたが、炭焼を続けたいので、三十年余り前（延宝のころ）、御吟味を受け、証文の通りに心得てしてきた。④山田へ焼料をもうけるために売ることについては、延宝のお達しのように馬あるいは、駒ヶ野からの舟で山田

へ売ってきたが、元禄中には、いよいよ山が尽きて、三五〇余りあった炭竈も一七二に減った。だから、みだりに炭を売っては、御用も炭山も続かないではないかと御吟味を受けてからは、駒ヶ野村に一之瀬より番人を置いて、百姓がぬけ売りを一切しないよう改めることにし、御用炭を確保してきた。たまに、塩、味噌、馬の飼料などを調えに、山田へ行くとき、炭を付けて出し売る炭や、その他へ送りたい炭については、代官所へ窺って、庄屋中の切手を持たせ、駒ヶ野村の番所でそれを改めて出させてきた。

和井野村庄屋以下六名連署

正徳元年十月(一七一一)・享保十二年(一七二七)一之瀬谷の炭を駄賃馬で、山田へ付け出していた大野木・葛原の百姓たちが宮川の西岸を通っているとの佐八役所よりの穿鑿があった。そこで、古来よりのことの書付をもって、両村の役人が郡奉行所へ願ったので、別条なく御免となった。その時の願書を、その組の大庄屋米山多右衛門から寄越したのが当時、割元にあった。

宝暦八年(一七五八)になって、駒ヶ野へ出しておいて山田へ送っている炭のことについて佐八役所より、支障あるからとのことで、谷中より即刻書付を郡方へ出した。ところが佐八の役人は、不審の判断をしたが、同九年秋、郡奉行得能仁左衛門は、古今の仕来りは、一之瀬谷の願いのとおり、勝手に問屋など建ててよいと通達した。

ところで藩の江戸・和歌山御台所用の木炭を一之瀬谷から出していた。元禄七年(一六九四)(代官)落合十蔵への文書(七か村庄屋印)で、次のような事情が述べられている。初めは炭一俵に銀九匁下されて一分口に指し上げていた。七年前からは二分口に指し上げるのに炭一俵に銀九匁となった。差し引きすると、本銀が少々不足になった。当時、大庄屋帝釈嘉兵衛方よりお願い申し上げたがお取り込み中で延引されていた。御用炭の値段は、今、商人売りに引合う高値ではない。お考え下さって値段を改めていただきたい。これを江戸へ送ると銀九分かかり、上方では銀三分五

製炭費　宝暦元年

項目	費用
通常炭焼賃	2分
炭焼賃・縄・こも	2.1匁
荷押し・馬押し	4.4厘
世話賃	8
俵直し賃 道橋入用	1.5
店がかり	1.
店主の骨打賃	3.
合計	3.3.7

「尾鷲市史」による

厘であった（一分口・二分口は、税が一分・二分ということ）。

その事情は、一之瀬谷より道方浦まで（御用炭は道方から積み出された。）炭を出す道のりは二里（八キロメートル）乃至三里位あり、その内一里（四キロメートル）あまりは急な長坂である。炭は普通の馬で四俵、達者な馬で五俵が限度である。また道方まで炭を出す百姓にはその道なおしも課せられている。だから値段を上げていただきたいと。

また、御用炭は正月から段々に出すからよいが、御口炭（炭自由売りに対する課税分）は十月から十一月のころに一斉に御台所に仕出せと言われるがそうは参らない。なぜなら、八月から十月までは、稲の刈込みをし、その上で麦作で精一ぱいである。だから御用炭舟積支配の方へ断り、御炭を出していないのである。さらに十一月からぼつぼつ御用炭も出すのであるから、御口炭と両方は無理である。だから七月と十二月に御口炭は取っていただきたいというのであった。

しばらくして、（元禄十二年）御用炭以外は一切外売はできぬように山は尽きた。そのころのようす。去年（元禄十一年）の冬からは外売を一切せず、駒ヶ野村へ家を借り、百姓内で昼夜張り番をしている（内証で外売りをする者の監視であろう。）が、百姓中迷惑しながら、止めれば御政道が立たないだろう。

これで何とか御用炭は勤まるが、百姓たちは、あえ・小枯木などの薪を作間に行っている。駒ヶ野村の番屋で薪を扱って（売って）、番屋の入用銀を得たいと考える。仕払いの余りは郷内の小入用にも廻せるというものである。以上が、庄屋、肝煎・惣百姓中よりの陳情であった。

奥山で焼く　江戸時代末の一之瀬谷七か村の御用炭は、慶応二年（一八六六）の一之瀬谷七か村炭焼竈数は次表のと

おりであった（庄屋・戸長・柴山嘉蔵文書による）。

この時代になっても、御用炭は焼かれ、道方から江戸・和歌山へ積み出されていた。山はいつの時代にも炭焼き出し過剰で、近山では焼けず、遠山で（奥山で）焼くのが習わしとなっていた。遠山であるための運送費もかかり、米価・生活諸経費が値上がりし牛馬の値も上り、七、八両であったのが二〇～三〇両になった。慶応二年、炭一俵につき銀四匁二分（慶応元年の米価は一石当たり約銀三三〇匁で、二年には三倍になっている。）に引き上げて買い上げてくれるよう市之瀬谷七か村庄屋・肝煎中から大庄屋・上村十内に願い出ることがあった（元治二年三匁六分に引き上げられている）。

元来炭山の原木は、山の上木を伐り取って炭を焼いてしまうと、次の炭焼用の雑木が成長するまでに、地のよい所で二〇年、悪い山では三〇年かかった。遠山では、一竈について焼き出す炭は一六俵から二〇俵であった。一竈の炭焼きには次のような手数がかかった。

二〇俵くらい出す竈で木伐りをし、木寄せをするのに二日。竈入れ替え、竈たきは二人の手間がかかる。火入れから三日経過して、もう焼火を留めるのであるが、この通常の日程どおりに行かず、火を留めるのが夜分になるときもあった。

火を留めてより、中一日休んで、炭を出し、炭を仕分けて俵に入れて、壮年の者で二俵・老人子供で一俵か半俵を背負って村方まで二、三里の道を運び降ろす。この手間は人夫五人である。その先は牛馬で持ち出すのであった。以上一〇人の手間がかかった。

また、炭二〇俵の山手（山の立木を買う代金）銀二〇匁、道方までの駄賃（牛馬での運び賃）二〇俵で一八匁。俵二〇枚代四匁、縄代一匁以上合計「四三匁」が経費であった。これに対し、八〇匁が下げ渡された。差引き残りは三七匁を一〇

一之瀬谷・慶応2

村名	竈数
川上	10
脇出	23.5
市場	16
小萩	18
中村	70.5
和野	22
井柳	12
計	172

一之瀬農協調　米価表

年号	米価
	円　銭
文久元	．65
2	．56
元治元	．78
慶応元	1．42
2	2．94
3	1．46
明治元	1．67
2	3．13
3	1．87
4	1．12

人手間で割ると一日三匁七分にしかならなかった（米一升位）。これらが物価・米価上昇の続いた慶応三年（一八六七）正月の「奉願上候口上」でみる一之瀬谷農民の炭焼きの実態であった。

この慶応元年から三年にかけては諸国凶作で、百姓一揆も紀伊はもちろん、全国各地に拡がり、江戸・大坂などの都市では打ちこわしが続発していた。和歌山藩にとっては、第二次長州征伐に藩主徳川茂承自ら出かけたときで、村々からも地士が徴集されたりして騒然（そうぜん）とした時であった。

米価の高騰は、炭で年貢を代納することがならわしとなっていた一之瀬谷の農民にとっては大きな難渋となった。明治二年（一八六九）の願状によれば、米一石は七両二分となり、炭は一俵四匁にしかならなかったから、炭一二〇俵でなければ米一石と引き合わなくなったのである。（一〇両で米四・五俵の高価）一之瀬谷は、大変な山中で、田地は石が多く、畑作も出来が悪く猪（いのしし）・鹿（しか）の害も多いので、御用炭を以て年貢にかえ（御救いといった）て納める事の許可を願い出ている。

定免による年貢

村名＼石高	冬金	夏金
	石	石
中村	75	50
川上	16	5
脇出	23	11
和井野	10	10
柳	14.5	3.3
市場	19	7
小萩	20	10
合計	177.5	96.3

当時の定免は、

六ッ四分　中村　六ッ二分　脇出　五ッ四分　川上　五ッ六分　和井野　四ッ六分　小萩　四ッ三分　柳　五ッ二分　市場

であり年貢高は上表のようであった。

茶口納分は次表のようであった（茶口は、茶の売上げに対する課税であるが、こ

の村では、茶口という名の一つの税でしかない)。物価高騰のため、これらの「冬金・夏金・茶口」を全て御用炭代金で納入したい。さらに、(これが本音であるが)すなわち、御収納米一石ニ付炭五〇俵、ただし茶口ハ金納で別納可仕候、というのであった。慶応年間から明治二年までに、米価高騰のため、不納累積が一之瀬谷七か村で一、四九四両二分に達し、すでに御手代衆が派遣されて、厳しく調査の上、不納分納入の年限・年賦などが決められていたのである。

木炭に対する課税＝御口銀はどのようであったろう。明治二年の「奉願上候事」の書状によれば、御用炭は約二万俵、一俵について御口銀四分三厘七毛五糸で一四五両余となる。これを七か村一か年で金百両で村請にして欲しいというものであった。当時の御用炭二万俵に対し、塩噌炭(農民の塩味噌などを買う生活費としての取り分)は、二万俵から二万四、五千俵であった。〃塩噌炭〃は古くから竈一つに一か月二〇駄ずつが認められていたのである。

茶　口　(明治2)

村名	金	銀
	両	匁 分 厘
川上村	5	7. 7. 1
中村	14.1	13. 5. 5
脇出村	7.1	3. 0. 5
和野村	15.1	1. 4. 2
市場村	6.3	5. 3. 5
柳村	5.2	12. 3. 0
小萩村	1.2	5. 4. 6

このようにして、炭焼きは、明治へと続いて生活の糧となって行くのである。

大正初めごろまでは、各字(あざ)に炭会社という自治組織があり、字で炭小屋(集荷所)を設け、担務人という会計係をおいて、取りまとめ、販売し、収益は会計が決算することがあった。しかし、詳細はわからなくなっている。

駒ケ野御役所　駒ケ野御仕入方とも言い、佐八役所が出先として、置いた木炭・木材の藩の買入れ機関であった。宝永のころから(一七〇四～一一)、佐八役所は一之瀬谷の難渋の者に炭山の仕入金を支出する便宜を与えることで、木炭の統制を計ったようである。一之瀬谷からは駒ケ野に炭長屋を建て、秘密売りを取り締まり木炭の入札売りをしたという。しかし、駒ケ野に御仕入方が進出するのは、少し下って宝暦のはじめとみられる。すなわち①「宝暦三年検地帳に佐八方御役所一か所」

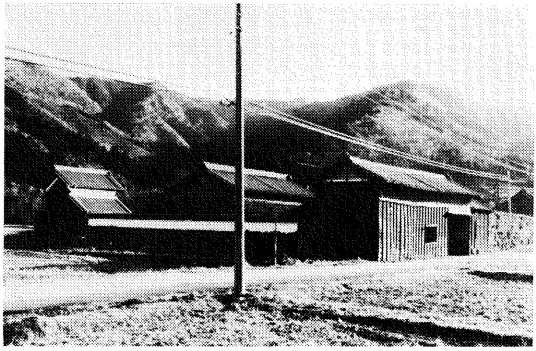

田丸領駒ケ野御役所の役人宅(木村家)

とある。②「―十年以前戌宝暦四年十月駒ケ野御役所より舟積仕来り申候趣書付指上申候へば其通に相成申候―」とある。また、③宝暦五年亥三月の「山組八ケ村焼申炭之儀―」の口上覚にも、葛原村庄八は駒ケ野御仕入方より炭を買い切手を持っていたと記されているからである。駒ケ野の重兵衛裏下り口にかって庄屋・西野儀右衛門の居宅があり、それを借りて御仕入方としたとも伝えている。駒ケ野役所は総桧造りで建てられその材木は佐八下打見役所で仕組み、舟で駒ケ野へ運んだと云われている。

明治に入って、駒ケ野役所が廃止となると、斎田村の三郎衛門という者が一之瀬谷の戸長山崎省三、芝山笑兵衛らと脇出村門畑まで本炭積出しのため舟行の便を計ろうと企てた。岩を砕いて川を開削する工事を四年続けたが香魚瀧から駒ケ野峡までの五、六町の工事が難航し、多くの資金を投じたが、竣工できず中止した。その後、山崎省三、芝山笑兵衛、岡野多蔵らによって元駒ケ野役所の建物は小萩に移された。そして岡野多蔵を主任とし、中村の長谷川左衛門、中野左五郎、和井野村の西岡利三右衛門らを木炭取扱とし山田町の人々から出資を受けて、一之瀬商会を組織した。商会は美濃鵜飼を三艘購入し、脇出村から小萩村へ木炭を下した。一時は、名古屋方面と盛んに通商を行った。しかし明治十八年に岡野は任を辞した。その後、商売は振わず、欠損を生じ明治二十年ごろ約一万円の負債を残して一之瀬商会は廃止となった。元駒ケ野役所の建物は木越村中井幸吉が買取った。南島街道に添って商会屋敷という地名があり、明治三十年ごろまで井戸と柳があったが、全部開墾されて田となった。

駒ケ野役所にあった建物は明治四年に次のように移動した。米倉（上納米・質米を納めた。）は米田楠太郎の倉となった。質倉（衣類・書類・器具を納めた。）は米田勘三郎が買取り住宅としたが、後、柳村の奥田楠次郎の住宅となった。炭長屋は長さ八間、幅四間あり亀田平七が買収した。役所内にまつられていた稲荷神社は、明治二六年に木村兼輔が神殿を造り牛頭天王の鎮座地に遷された。明治四二年の神社合祀に洩れ、大正六年に耕雲庵の地内に遷された。

村の財産　明治六年、旧藩により伐木が禁止されていた御留木が私有林についても自由に伐れるようになった。入会山は、明治になっても存続した。例えば、注連指村にあった注連指村・麻加江村・田口村・黒坂村四村入会山は、明治七年調査の上、注連指村持ちとなった。これは地券上のことであり、実質は四村入会山であった。しかし、入会山は常に濫伐で荒廃した。

入会山の利用の変化を川口の五里山でみよう。五里山は、二五五町歩の面積があり、昭和十年頃まで雑木と松・杉・桧の山で、川口・下久具・牧戸・棚橋・葛原・大野木の入会であった。地租改正まではハゲ山となっていたが、明治二一年から植林を計画し、明治三十八年には組合が共有権をもち各村が、分割して経営を行うようになったのである。村の基本財産として、山林は大きな比重を占めた。明治三十七年七月、一之瀬村は、「基本財産蓄積条例」を定めた。それによると、明治三十七年から五〇年間、基本財産を蓄積することにし、その主要なものは村有山林八八五町歩であった。

また、明治三十八年七月村当局の決定により、四六九町歩の各区有山林(字山)を、個人二二五名に平等に分割した。一方、一之瀬村では、同年、日露戦争の最中、「戦時記念林設置規定」をつくり、基本財産造成のため、記念植林を行った。

明治三十八年十二月には、三重県の訓令により、「公有林野整理規則」が設けられて、二五六町歩の村有林の整理

植栽が、二～三十年計画で行われた。さらに明治四十一年には三一八町歩の公有林整理植栽が三十一年計画で始められた。

明治四十二年には、従来木炭製造のため、一定の貸地料をとって村民に貸していた村有山林を返却することにした。公有林野整理のためであった。以後は、立木を売却するという形をとって製炭原料を供給していった。一之瀬村では、このような村有林の経営が大正・昭和と続けられていった。

勝つために　「県行造林」についても一之瀬村の記録がある。昭和五年、造林は三重県が御大典記念として行い、村は六一年契約で一三〇町歩を計画した。林道開発も行われた。当時の不況下の失業救済のためでもあった。不況から経済更生で脱却し始めた昭和十年代に、日中戦争に入り、林産資源は増産態勢をとった。昭和十二年の一之瀬村の木炭生産は一〇万俵以上を持続していたが、そのことが山林の過伐を招くことになった。それでも、戦時増産による拍車で、林道の開設は急速に進んだ。昭和十九年、終戦直前では、木炭生産はピークから減産に陥った。労力不足が大きくひびいたためでもある。一之瀬村では国民学校児童の製炭作業・植林・供出割木搬出、青年学校生徒による県行造林奉仕・記念林の草刈りなどが報告されている。

以上、みてきたように度会町の八五パーセントを占める山林は、私有林・村有林・県行造林・入会山などとして、用材・木炭・薪・刈草などを、どの時代においても村民に供給して、生活の重要な糧となってきているのである。

戦後の山々　まず、林業を第二次大戦後のようすから見ることにする。林業の統計資料が公的に農林省統計として整い始めたのは、昭和二十三年頃からである。ここに「昭和二十三～二十七年三重農林統計書」がある。これによって町村合併前の四村の山林面積をみると次のようになっている(表1)。これの合計一万一〇六一ヘクタールに原野二〇六ヘクタールを加えた一万一二六七ヘクタールが林野面積となっている。これを昭和五十三年の林野面積一万一三

旧四村林野面積（表３）　（昭29年）

区分 / 村名	人工林	天然林	竹林その他	合計	人工林率
	ha	ha	ha	ha	%
内城田村	907	570	51	1,528	59
一之瀬村	487	3,798	100	4,385	11
小川郷村	371	2,387	254	3,012	12
中川村	617	1,551	110	2,278	27
合計	2,382	8,306	515	11,203	21

統合前四村山村（表１）

村名	山林面積
	町
内城田村	1,486
一之瀬村	4,191
小川郷村	2,836
中川村	2,548
合計	11,061

林野面積

年度	人工林	天然林	竹林外	合計	人工林率
	ha	ha	ha	ha	%
昭和35年	2,891	8,040	219	11,150	26
40	4,610	6,357	438	11,405	40
45	228 241 5,014 5,483	142 295 5,143 5,530	131	11,144	49
50	6,290	4,937	163	11,390	55
53	6,291	4,937	171	11,399	55

昭和23年ごろの樹園地（表２）

村名	樹園地
	ha
内城田村	48.5
一之瀬村	0.2
小川郷村	1.8
中川村	20.1
合計	70.6

（表５）

山林面積	町内	内非農家	町外者
ha	戸	戸	戸
0.1～ 1	665	35	38
1～ 5	312	35	68
5～ 10	106	9	46
10～ 20	84	8	20
20～ 30	29	4	6
30～ 50	23	1	1
50～100	13	3	0
100以上	1	0	0
合計	1,233	98	179

所有形態別面積（表４）

		ha
公有林	県有林	183
	町有林	246
私有林	個人	7,972
	会社 社寺有林	240
	その他	2,587
合計		11,228

九九ヘクタールと比べて、ほとんど変化がなく、ただ現在は原野がなくなったのみである。次に樹園地（茶・みかん・かきなど）を見ると、表２のようである。昭和五十三年では、二一五ヘクタールであるから、現在は、樹園地が三倍になっていることがわかる。

次に、度会村成立直前の昭和二十八～三十年について「三重県統計書」により、その後昭和五十三年現在までの林業のようすを、昭和五十三

公私有林（県有192haを除く）**の樹齢別面積**（表6）（単位　ヘクタール）

区分＼年	1～10年	11～20年	21～30年	31～40年	41～50年	51～60年	61～70年	71～80年	合　計
人工林	2,213	2,560	613	399	206	108	29	20	6,148
天然林	353	2,003	1,536	261	35	5	1	3	4,897
合　計	2,566	5,263	2,149	660	241	113	30	23	11,045
比　率	23.3	47.5	19.5	6.0	2.2	1.0	0.3	0.2	100%

林業生産高

年　度	生産額
	千円
昭和35年	166,000
40	181,000
45	184,000
50	419,000
51	427,000
52	429,000

町全産業生産高の9％

入会林野

項　目		各　数
入会集団		19
森林面積		1,189ha
人工林率		39%
権利者数		994人
利用形態	直轄	1,114ha
	分割	75ha

なお、町内には、入会林野（いりあいりんや）が次の表のように現存している。

年指定の度会町の「林業構造改善事業計画書」でみながら、述べよう。

人工林と天然林の割合は、表3のようで天然林への造林がしだいに、継続して行われて、人工林率が二一パーセントから五五パーセントに増えた。造林されていった樹種はスギ・ヒノキ・マツで五十三年現在、その全公私有林の樹種の割合は、スギ二九パーセント・ヒノキ二四パーセント・マツ三パーセント・広葉樹四パーセントである。これを樹齢別にみると表6のようである。

現在度会町の森林は全町面積の八五・二パーセントを占める。その公私別所有形態は表4である。また、山林保有規模別の林家戸数は、表5である。この内、町外者の所有山林面積は一〇九五ヘクタールに達し全森林の約一〇パーセントに当たっている。

林家戸数は、しだいに増加したが、林業就業者は激減している（次表）。また、林業生産高は、昭和五十年代に入って横バイとなっている。生産物を個別にみると、「しいたけ」の産量が急増し、「しきみ」の伐出しが横ばいである。木炭はほとんど生産が杜絶えようとしている。

林業の機械化は、伐木造材に自動鋸（チェーン・ソー）が一八四台使用され約九〇パーセントの木材がこれによって処理されている。その他集材機(二〇台)・刈払機(一七台)などが利用されている。

しいたけの不時栽培は、四季を通じて、定量のしいたけを名古屋市場に供給している。原木購入・人件費・燃料費・設備費などいずれも高騰しつつあり、加えて、生産過剰気味の市況は安値である。最近原木は長野・福島両県から経済連を通じて入荷する。一本約一八〇円で約二〇万本である。種菌製造会社から購入した菌打ちが、十二月から三月初旬にかけて行われ、六か月を経て、早くて秋から収穫が始まる。原木一本で生しいたけ六〇〇～八〇〇グラムが生産される。ビニール袋づめにして五キログラム箱詰にされた生しいたけを毎日農協で集荷している。

ここで旧一之瀬村の山林について、終戦後から、町村合併までのようすをみてみよう。昭和二十三年の「公用財産目録」によれば、山林の所有面積は九五一ヘクタールであった。また、立木売却は、木炭関係に一八ヘクタールを売



生産あがるしいたけ

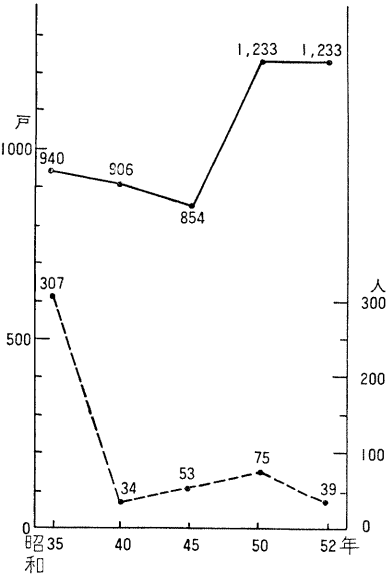

林業生産

品目 / 年度	素材	薪	木炭	樹苗	しきみ	しいたけ	
						生しいたけ	乾しいたけ
	㎥	層積㎥	t	千本	千本	kg	kg
昭和35年	3,424	23,500	2,416	413	1,300	100	500
40年	7,050	4,639	1,459	622	1,000	1,900	300
45年	7,290	756	384	356	1,000	13,000	300
50年	3,700	500	39	200	900	145,000	8,000
52年	2,570	250	35	195	970	236,000	4,000

った。これは、終戦後で生活難に対処した伐期を度外視した炭材のためであった。しかし、同年度末には、議会で、村有林売却規定を逸脱した戦時中の事情を、原則に戻して村有林立木伐採の計画化とその保護が討議された。その後、村有林からは、毎年炭材と桧・杉材が計画的に売却され、公有財産として山林約九五〇ヘクタールが町村合併時まで維持された（表参照）。

次に、合併前後の四村の山林業について、昭和二十八・二十九・三十年の「三重

一之瀬村村有林の推移

年度	村有林	（立木）炭材売却	（立木）杉・桧材売却
	ha	ha	
昭22	951	18	—
23	951	3.4	—
24	952	4.2	—
25	—	—	—
			ha
26	958	12.0	9.0
27	—	99.0	50.0
28	959	91.0	6.0
29	959	99.0	8.0

木炭生産高の推移　（単位　トン）

区分	内城田村	中川村	一之瀬村	小川郷村	計
	t				
昭28	288	992	2,412	1,621	5313
29	274	817	2,424	1,480	4,995
30	度会村				4,687

公私有林伐採面積（表2）

村名	昭和年度	総数	用材林	薪材林	製炭原木林	竹林
内田	28	15.2	10.0	1.2	3.5	0.5
城村	29	16.2	9.9	1.8	4.2	0.3
中川村	28	41.9	15.5	3.5	22.9	0
	29	129.1	13.8	10.0	90.0	15.3
一瀬之村	28	200.0	40.0	0	160.0	0
	29	172.0	12.0	0	160.0	0
小郷川村	28	177.1	45.6	3.8	126.6	0.1
	29	136.2	25.3	3.0	107.0	0.1
度村会	昭30	746.4	108.4	186.5	446.3	5.2

公私有林造林面積（表1）　（単位　ヘクタール）

村＼種別／年		総数	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ
内田	28	13.7	5.5	2.0	6.2	0
城村	29	20.0	7.0	2.7	10.3	0
中川村	28	29.1	12.9	15.1	1.1	0
	29	35.4	15.0	18.0	2.2	0.2
一瀬之村	28	47.5	30.0	16.0	0	1.5
	29	31.4	22.0	9.0	0	0.4
小郷川村	28	68.8	33.3	32.6	1.8	1.1
	29	66.8	36.1	27.1	1.3	2.3
度村会	昭30	156.0	75.8	71.9	7.9	3.9

外に天然造林694.6ha

黒炭の種類別生産高(昭和28年)（表３）　（単位　トン）

村名	総生産高	くぬぎ	かし	なら	ざつ	くり	まつ	木炭粉
内城田村	288	8	20.8	56	203.2	0	0	0
中川村	992	5.2	44	39.2	850.8	7.2	38.4	7.2
一之瀬村	2,412	84.0	340	804	1084.0	32.0	44.0	24.0
小川郷村	1,621	31.2	298.9	183.5	847.9	13.9	182.5	63.1
合計	5,313	128.4	703.7	1082.7	2985.9	53.1	264.9	94.3
比率	100.0%	2.4	13.3	20.4	56.1	1.0	5.0	1.8

白炭なし。

製炭農家数（表４）

村名	年度	総数	専業	第一種兼業	第二種兼業
内城田村	昭 28	50	2	11	37
	29	48	3	10	35
中川村	昭 28	141	10	83	48
	29	114	12	73	29
一之瀬村	昭 28	315	12	131	172
	29	315	12	131	172
小川郷村	昭 28	231	12	160	59
	29	146	10	101	35
度会村	昭 30	548	20	175	348

県統計書」でみてみよう。各村とも、スギ・ヒノキ・マツの人工造林が計画的に行われ(表1)、伐採材の用途は、製炭・用材・薪材が主であった(表2)。このうちで多かった製炭について、その生産高をみると、昭和三十年で度会村は四六八七トンの生産を挙げている。これは、朝鮮戦争後の経済の向上期で製炭は下降線をたどり始めた時期である。ここで、昭和二十八年の木炭生産高についてみると黒炭の種類別は、クヌギ・カシ・ナラ・ザツ(雑)・クリ・マツ・木炭粉で、四村別のそれぞれの数量は(表3)のようであった。

さらに、製炭農家は個人経営でその数は、昭和三〇年には五四八戸、その内専業は二〇戸で、九五パーセントは農業との兼業であった(表4)。

造林苗木(山行に借したるもの)(表3)

村名	年度	すぎ 二年生	すぎ 三年生以上	ひのき 二年生	ひのき 三年生以上	まつ 二年生	まつ 三年生以上	その他 二年生	その他 三年生以上	総数
			本		本		本			本
内田城村	昭28	—	56,000	—	18,500	—	17,500	—	—	92,000
	29	—	65,000	—	23,500	—	19,300	—	—	107,800
中村川	昭29	10,000	30,000	5,000	20,000	—	—	—	—	65,000
一瀬之村	昭28	12,000	7,000	10,000	5,000	—	—	500	500	35,000
	29	5,000	1,000	1,000	500	—	—	—	—	7,500
小郷川村	昭29	6,000	2,500	2,500	1,500	—	—	—	500	13,000

また、造林について、「昭和二八・九年度一之瀬村予算書」によってみることにしよう。山林約九〇〇ヘクタールの村基本財産を造成するために、昭和二十八年には四四万円の費用をかけて植林が行われ、苗木代一六万五〇〇〇円が支出された(表1)(県の統計では、この年に三五〇〇本の苗木が山行に供されたとしているが、この分だけでも三～四倍の苗木であった)。なお、一之瀬村では、林道開設に力を入れ、昭和二十八年度での林業費は四四二万円(四〇〇万円が林道工事費)で総予算の四〇・五パーセントを支出した(二十九年度も四〇〇万円、総予算の二三・五%の林道開設費が計上された)(表2)。県の統計にみる昭和二十八・二十九年の苗木供給数は表3のようであった。

このようにして戦中・戦後の乱伐の時代から、緑化をめざす計画造林の時期に入った。

林業の見通し　度会町は国庫補助を受け

一之瀬村造林関係費　(昭和28～29)(表1)

項目＼年度		昭和28	昭和29
基本財産造成費		443,000	714,440
内訳	賃金	125,000	364,000
	苗木代	165,000	140,000
	積立金他	153,000	210,440

苗木代と林道開設費　一之瀬村(表2)

年度	基本財産造成費のうち苗木代	林業費のうち林道開設費
昭和26年	126,000	1,400,000
27	140,000	2,200,000
28	165,000	4,000,000
29	140,000	4,000,000



これからの林業のエース「しきみ」栽培（大野木）

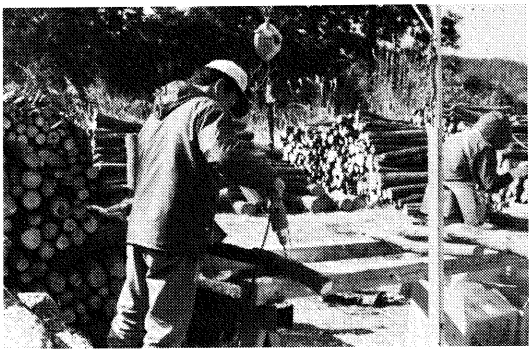

しいたけの菌打ち（坂井）

て、昭和五十三年度から林業構造改善事業を行っている。計画では五十七年度までの具体策が実施に移されている。それによる林業見通しと、具体策について要約することにしたい。

林業就業人口は変動はないが老齢化が進み、減少の一途をたどるので、後継者対策が必要である。

素材生産量は漸増するが、素材安値の経済情勢と労務者不足がみられる。

木炭は現在の生産量三五トンで推移する。

しいたけ生産は山村における短期資本回収産業として伸びており、協業による集約化、生産施設の増強が進み、生しいたけ年産三五〇トンぐらいまで増加するとみられる。ただ原木確保が困難となりつつある。

造林用苗木生産は年々減少して現在の一九・五万本以上の増産は望めない。

シキミが、今後需要の増大する種目である。シキミは昭和のはじめから採取が行われ、現在、年間九七万本が採取されている。その採取源は拡大造林の推進と広葉樹林の老齢化により減少が進んでいる。そこで稲作転換による休耕水田の転用、山林原野などへの計画的なシキミ植栽を行っている。「林業構造改善事業」の具体的施策の主要なもの

は次のようである。

①林道開設（町主体）現在町内の林道は三一路線、五二・五キロメートルで、密度一ヘクタール当たり四・六メートルである。これを一ヘクタール当たり一〇・四メートルに近づける。そのため三・八五キロメートル、四路線を開設。②集会宿泊用建物一棟（役場付近）の建設。（町主体）二二四平方メートル、二階建工費約二四〇〇万円で、林業の経営・技術・機械などの指導・懇談の場であり、労働者福利厚生にも使われる。③度会町森林組合・一之瀬森林組合坂井早期育成造林組合が事業主体となって、スギ・ヒノキの集約育林を行っていく。まず「注連指団地」一七二ヘクタールでは、適潤性褐色森林土のスギ・ヒノキ造林適地を利用して、度会町森林組合が森林所有場と長期の施業委託契約を結び、作業道開設（一〇年間に約七キロメートル）、ヒノキ・スギの新植（一一・六ヘクタール）、除伐、下刈りなどを集約して行い地域林業経営のモデルとする。また、素材生産のうち、これから増える間伐生産量を一三〇〇立方メートルとみてその運搬のための索道設置と人員運搬車購入、機械保管倉庫建設（町内棚橋）を行う。さらに、坂井団地は、区有林四・五ヘクタールに、スギ・ヒノキ苗を植付け、施肥（せひ）下刈などを県林業技術センターなどの指導で集約的に行い、モデル林を造成する。加えて、脇出と火打石で「シキミ」生産用団地造成と集出荷施設の設置をする。団地は、度会町森林組合の管理する三・二ヘクタールと、一之瀬森林組合の管理する六ヘクタールである。新植のシキミは、



林業をすすめる度会町協業センター

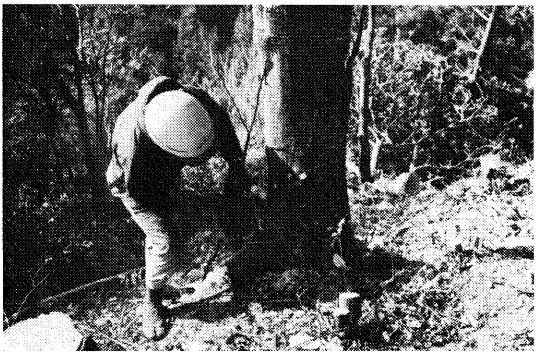

チェーンソーによる伐採作業

一ヘクタール当り七〇〇〇本を植え、五～八年で収穫を始め、一ヘクタール当り七万本採取の計画である。この集出荷施設は、脇出と火打石に置かれる。

構造改善事業をてことして、町外山林業者や商業資本に買い取られていく度会町の山林を採算の合う林業として、町民自身の財産として形成すること、敗戦後からの拡大造林の成長により国産材の時代に入ろうとする林業を町の有力産業とすることを目指しているのである。

林業構造改善事業計画概要　本町の総面積の八五パーセントにあたる一万一三九九ヘクタールが森林で、年平均、約三八〇〇立方メートルの素材を生産しており、林業は大きなウエイトを持つ産業である。しかし、一林家の所有している森林面の平均は、五・三ヘクタールであり、零細な林業経営者が多く林業構造上多くの問題を抱えている。

町では、これに対処するため昭和四十六年度に里山開発事業の地域指定をうけ、林道等生産基盤の整備と機械施設等の高度化を進めたが、林業をとりまく諸情勢は、一層きびしいものとなり、これまでの対応ではとうてい地域林業を振興させることが不可能となった。

このような事態に対処するため、昭和五十三年度に第二次林業構造改善事業の指定をうけ、昭和五十四年度から昭和五十七年度までの四か年の計画で、経営基盤の充実、資本装備の高度化、協業の促進、協業活動体制の強化整備等の事業を推進する運びになった。

当初の計画は別表のとおりで、事業の種類は、五種類、総事業量二億四〇〇〇万円となっている。

事業区分 大区分	事業区分 小区分	事業種目	事業主体	工種又は施設区分	事業量 A	事業量 B	事業費（千円）
経営基盤の充実事業	高度集約団地協業経営促進事業	度会町森林組合	経営計画樹立	経営計画書作成	一箇所	五九・九ヘクタール	一二二
				その他		—	四〇
				細計			一六二
			度会町	集約育林			
				新植スギ		二・一二ヘクタール	二、〇三九
				〃ヒノキ		九・四九ヘクタール	九、一五四
				枝打		一五・四六ヘクタール	二、三五四
				その他育林		—	四、二七〇
				細計			一七、八一七
			小計				一七、九七九
			度会町	林道	一路線	四〇〇メートル	二七、五〇〇
				基幹作業道		四五〇メートル	八、八三六
			小計				三六、三三六
計							五四、三一五

事業区分 大区分	事業区分 小区分	事業種目	事業主体	工種又は施設区分	事業量 A	事業量 B	事業費（千円）
	合計						五四、三一五
資本装備の高度化事業	生産施設の設置	素材生産施設の設置	度会町森林組合	林内作業車		一台	八四〇
				人員輸送車		一台	一、〇三六
				索道		一式	一、二五七
				機械保管倉庫	一棟	五六平方メートル	二、〇六二
			小計				五、一九五
			計				五、一九五
		造林施設の設置	度会町森林組合	人員輸送車		一台	一、〇三六
				刈払機		五台	二五五
				チエンソー		三台	二六九
			小計				一、五六〇
			一之瀬森林組合	刈払機		三台	一五三
				チエンソー		五台	三三六
			小計				四八九
		計					二、〇四九
合計							七、二四四

事業区分 大区分	事業区分 小区分	事業種目	事業主体	工種又は施設区分	事業量 A	事業量 B	事業費（千円）
協業の推進事業	協業促進推進事業	協業事業計画樹立促進事業	度会町森林組合	協業事業計画書作成	七件	五七〇ヘクタール	一、一六五
				通信連絡施設及び調査測量器具		—	六九〇
				協業推進研究会		—	七二
			小計				一、九二七
			一之瀬森林組合	協業事業計画書作成	八件	六〇一ヘクタール	一、二二八
				通信連絡施設及び調査測量器具		—	六三
				協業推進研究会			六七
			小計				一、三五八
		計					三、二八五
		協業生産基盤の整備事業	度会町	林道	四路線	二、九〇〇メートル	一〇五、〇五七
			小計				一〇五、〇五七
		計					一〇五、〇五七
	協業活動拠点施設の設置						
	協業活動体制強化整備事業						
小合計							一〇八、三四二
				集会宿泊用建物	一棟	二二四・三四平方メートル	二四、〇五二

事業区分 大区分	事業区分 小区分	事業種目	事業主体	工種又は施設区分	事業量 A	事業量 B	事業費（千円）
				集会宿泊用備品		一式	九四八
			小計				二五、〇〇〇
		計					二五、〇〇〇
	小合計						二五、〇〇〇
	合計						一三三、三四二
早期、特用樹種育成林業経営促進事業			坂井早期育成造林組合	新植スギ		二・〇ヘクタール	二、〇七〇
				〃ヒノキ		二・五ヘクタール	二、五二一
				その他育林		—	六七五
		計	小計				五、二六六
	合計						五、二六六
特認事業			度会町森林組合	林相改良（シキミ）		三・二ヘクタール	一、五八三
				育林		—	一四二
				集出荷施設	一棟	一六・二平方メートル	五三〇
			小計				二、二五五

事業区分 大区分	事業区分 小区分	事業種目	事業主体	工種又は施設区分	事業量 A	事業量 B	事業費（千円）
			一之瀬森林組合	新植（シキミ）	六・〇ヘクタール		一三、四七三
				育林			二、四二〇
				集出荷施設	四八・六平方メートル		二、〇一一
				一棟			
			小計				一七、九〇四
		計					二〇、一五九
	合計						二〇、一五九
事業費合計							二二〇、三二六
予備費							一九、六七四
総合計							二四〇、〇〇〇

第五章　川漁と山猟

川魚漁

宮川や一之瀬川の岸辺に住いする本町の人々は、昔から川を友とし、川からとれる魚貝類を副食として食糧の足しにしてきたものと思われる。また、明治のはじめまでは、これらの川を鵜飼船や筏が上下して、村の交通運輸の主役として存在した。このようなことから本町を語る時、この二つの川の名を忘れることはできない。

本町の川魚漁は、生産額からみて今も昔も漁業として特にとりあげる程のものでもない。したがって、昔から産業として、独立してみるべき程のものでもなかった。しかし川魚漁は昔から多くの人に親しまれ、また副業としての役割を果してきた。そこで古くからの川魚漁の歴史と、現在のようすを述べたい。

六〇〇年前に書かれた「神鳳抄」には「生鮎小河御薗」という記録があり本町には古くから伊勢神宮へ鮎を献上した土地の名が見えている。

宝歴三年をはじめ、明治にいたる大指出帳には、鮎網、鰀網（うぐいあみ）の数が報告されている。このように、江戸時代から、鮎、うぐい、鯉等を網でもって漁をし生活をしていたことがわかる。

大正初めの「小川郷村誌」の記録によれば、小川郷村、漁業に従事する家七戸、漁獲高一一九二円、中川村、同二

明治2年大指出帳（漁業関係分）

	鮎網 5帖	鰀網 2帖
江加麻	6	5
原井口	2	4
長坂田	3	—
木野大	—	10
保久久	2	—
具口原	2	—
之上川	10	—
郷栗中	4	—
川小	7	—
	1	—

戸、八六五円、一之瀬村、鮎二〇〇〆、九〇〇円、鰻二〇〇〆、一〇〇〇円、また、内城田村誌の記録には、明治の終わりから昭和初年にかけて、上記のような漁獲高の記録がみえている。

漁獲高
（内城田地区）

	円
明治40年	195
大正元年	220
〃5年	401
〃10年	1,856
昭和元年	2,310
〃2年	3,500

昭和三年ごろの「一之瀬村誌」の水産業の項をみると

「毎年六月一日より鮎・鰻を漁していたが、本年より鮎漁について県知事の認可を受けなければならなくなった。そのため本村の水産業に一大影響を与えた。もっとも、本村の漁業はみな本業とするものでないから生業には関係しないが、自然副食物として魚類を供給するもの多き為、鮎魚の価とみに高くなり、尚、南島方面よりの魚類高価にて、本村の経済に大きな誤差を生じた。」

と記録されている。

水量の豊富であった昭和初期までは、淵に小舟（鮎取舟）を浮べて鮎をとるいわゆる「ヒッカケ漁」がさかんで、夏期には、これを生業とする者が多く生産額も多かった。

また、別に簗漁（ヨリ）といって川の瀬を杭や竹笹で堰いで秋の下り鮎やすずきをとる漁は、県から定置漁業権の認可を受けて行っている。本町では田口ほか四か所の瀬で行われ、現在も続けられている。

なお、穴釣りやはえ縄（流し針）「もじ」等で鰻をとったり、巻網で、こい、うぐい、鮎等の漁をしたり、初秋の増水期には川を降ってくるずがに（もくずがに）をとりに子どもまでが川へ出かけたものである。

昭和二十四年に、内城田漁業協同組合が発足（それまでは漁業会がつくられていた）、同二十六年、宮川漁業協同組合ができて伊勢、度会（一之瀬も含む）、大台、大宮の宮川沿岸地域が包括された。本町の組合員は、昭和五十四年現在、正組合員三〇九名、準組合員八九八名で、正準組合員は組合費を出しそれぞれ定められた漁業権をもって川漁をすることができる。他に他地域からの漁を希望する者には入川券を発行したり、遊漁料を徴収したりしている。

主な漁獲量（昭和54年）

やまめ	600
さけ、ますゆ	1,450
あこいな	61,100
ふぐいわ	5,500
うかいぎ	1,000
おいかわ	3,500
うなぎ	1,300
ぼら類	4,000
はぜ類	82
その他	1,100
小計	2,000
えび類	81,632
かに類	100
小計	9,500
合計	9,600
	91,232

（宮川漁協調）　（単位kg）

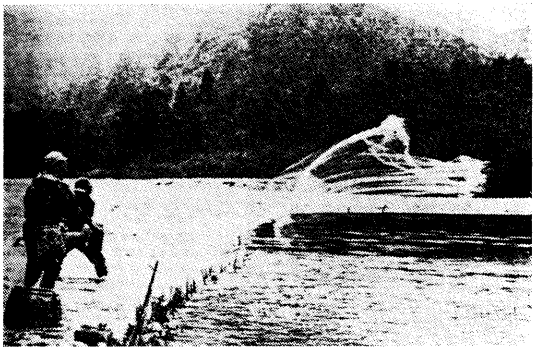

投網うちの瞬間



コ　ダ　カ（刺網漁）

いまの川魚漁　昭和三十七年に大台町粟生に頭首工ができて宮川用水がとり出され、さらに上流に昭和四十二年には、三瀬谷ダムができた。また、昭和三十一年以後急速に開発の進んだ砂利採取の影響等もあって、宮川は、昭和初期の面影を全く無くしてしまった。宮川の水量は少なくなり川底も低下し、また、川の水も濁って、鮎漁等の方式も大きく変わった。そして現在は獲る漁業から養殖放流し育てる漁業に変わってきている。

昭和五十四年度の本町の主な魚の種類と漁獲量は上の表のとおりである。

漁獲法は、宮川では川が濁って不透明度が増したため鮎漁ではひっかけ漁が減って刺し網漁が増え、ほかに巻網、投網、ごろ引き、友釣り、より漁が行われている。その他の魚類についてはおいかわ、こい、うぐいの餌釣り、うなぎのはえ縄、もじ

漁、ずがに（もくずがに）の「かにかご」、等の漁法が行われ、一之瀬川では、鮎のひっかけ漁がさかんである。

最近、宮川漁業組合では、宮川下流で鮎の孵化、稚鮎の増殖、稚魚の放流を行っている。昭和五十四年度の主なものを挙げると、あゆ四一六キログラム、うなぎ二五〇〇尾、あまご四〇〇〇尾、こい二五〇〇尾、おいかわ一万五〇〇〇尾等である。

特に注目すべき試みとして、宮川漁協では、昭和五十一年度から毎年、降海性あまご（さけ科三〇センチメートル以上になる）を五〇〇〇尾、ひれに印をつけて放流している。このあまごは、翌年再び宮川を遡上してくるが、回遊率は三〇パーセントといわれ、宮川にもさけ科の大きな魚の姿を見られるようになった。

また、宮川の鮎の産卵を保護するため、落鮎漁の一か月間、大野木の瀬を禁漁区にして、監視を厳しくし、乱獲を防いでいる。

最近、レジャーとして、大阪や名古屋方面から、おいかわ釣りや友釣りに訪れる者も多く、ことに、毎年夏に行われるすずき狩り漁は、有名になってきた。また、美しい自然と涼を求めて夏の川原にキャンプにくる人も多くなって、この方面からも将来宮川は度会町の観光資源として役立つことであろう。

山　猟　山ばかりの本町では、古くから山猟が行われていた。山猟の主役は、やはり猪狩りで、ついで鹿狩りであろう。その他、兎、雉子、鴨、山鳩、ひよどりなどの獲物が多く山猟の豊庫であった。

古い記録では、宝暦三年の検地帳に、次のように鉄砲所持の記録を見ることができる。

宝歴三年検地

鉄砲	二	火打石	八	栗原	二	川口	四	奥河内	七	中之郷
七	日向	五	五ヶ町	三	木越	七	駒ヶ野			

また、川口の指出帳には、鹿皮半枚代、米一斗五升四合の記録があって、狩猟がさかんであったことがうかがえる。

当時においても狩猟の対象は、兎、雉子、山鳥、鴨などが多く、組をつくって行なう猪、鹿狩りは、勇壮をきわめ、これらの獲物は、昔の重要な蛋白源であったと思われる。

山猟は、獲物を追って山野を馳けめぐる男性的な遊びであるが、山猟で冬場の生計としている農家も多かった。

狩猟の方法には、鉄砲のほか、縄や針金を用いた首くくりの罠やけもの道に大きな穴を堀って、獲物をとらえる猪おとしなどがある。

いまの狩猟　猪猟が主体で、昭和五十五年度の狩猟免許所持者は、中川二一人、内城田二八人、小川郷一九人、一之瀬三八人、計一〇六人である。

また、これら猟友免許所有者で構成している度会町猟友親交会は、昭和三十年、度会村発足と同年に結成され、一糸乱れぬ結束によって、狩猟の安全対策と狩猟講習会の開催、有害鳥獣駆除、猪などの供養等の行事を行っている。

そのほか狩猟期間外に行う有害鳥獣の駆除には、全員が参加し、農作物に対する鳥獣による被害の駆除に努めている。

現在の狩猟期間は、毎年十一月十五日から翌年二月十五日となっている。

昭和五十四年度の狩猟実績は、猪九〇、鹿三〇、兎一〇、雉子四〇、山鳥一〇となっている。

第六章　商工業

明治時代の商業　旧内城田村の明治二十一年度地方税等級課額議案をみると、

度会郡棚橋村外十一ヶ村拾六等税込　戸数一〇五戸
一金七拾三円五拾銭　商業税

とあり、一等一円六拾銭から一四等二〇銭に至るまで各戸の商業税が記録されている。一例として一等には、質屋二軒(大久保・鮠川)、舟製造(平生)染物(当津)各一軒となっている。その時の商家の種類と戸数を記録によって集計すると、上表のようであるが、質屋、油屋、紺屋、薪商、舟製造等があげられ現在では、見馴れない商売も多い。また、明治四十一年の同じ記録をみると上表のようで、薪炭小

商家の種類と戸数(内城田村)　(単位戸)

(明治21年)		(明治41年)	
酒類小売	17	薪炭小売	19
雑商	16	運漕業	13
材木薪小売	15	牛馬商	10
茶製造卸小売	9	材木挽売	9
油卸小売	6	材木売買	9
紺屋染物	6	穀物売買	7
豆腐菓子	5	菓子小売	7
魚小売	4	魚商	5
質屋	3	酒小売	4
瓦製造	3	小間物小売	3
皮類小売	3	製茶売買	3
旅籠屋	3	油小売	3
米小売	2	味噌溜小売	3
青物小売	2	竹売買	3
下駄卸売	2	旅人宿	2
こんにゃく	2	豆腐製造	2
綿類	1	煙草小売	2
こうじ	1	籠製造	2
籠屋	1	果物商	2
舟製造	1	荒物小売	1
石灰焼	1	太物商	1
味噌溜小売	1	請負業	1
		渡舟請負	1
		繭売買	1

商業税負担者地区別表（内城田村）

	人
葛原木橋戸生保岡川津間具具	6
大野木橋戸生保岡川津間具具	21
棚橋戸生保岡川津間具具	21
牧戸生保岡川津間具具	5
平生保岡川津間具具	14
大久保岡川津間具具	12
立岡川津間具具	8
鮠川津間具具	3
当津間具具	4
田間具具	7
上久具具	8
下久具具	16

商業の類別（一之瀬村）（昭和２年度）

業目	戸数	従業員	課税標準総額
	戸	人	円
物品販売業	27	0	15,824
製造業	10	14	5,390
理髪業	1	1	520
旅人宿業	3	3	860
代理業	3	3	430
請負業	4	6	2,900
周旋業	7	7	600
運送業	3	3	410

売、材木商、運漕業、牛馬商等の数が多くみられ、業種も二〇年間で大きく変化している。また、商業税負担者も、上表のように、地区の全域にわたっていて、現在のようにある地区に多いというような傾向は見られない。また、現在いわゆる商店と呼んでいる菓子、食糧雑貨、衣料、日用家具等の数は極めてわずかで、各地区に一軒、二軒と点在し、魚類、豆腐等の商いは各戸を回って小売をするのが常であった。

なお、一例として明治三十四年の旧小川郷村の商業税記録をみると、一等＝一円六銭（万小間物荒物菓子小売一軒、旅人宿酒類煙草菓子小売一軒、諸請負業一軒）二等＝九八銭（酒類塩味噌小売三軒、酒類小売一軒）三等＝八八銭（木綿・金布・塩、味噌小売一軒、紺屋一軒、瓦製造小売一軒、木炭薪炭仲買小売二軒、穀物薪炭小売二軒）等で以下八等まで五五軒の名が挙げられている。外に飲食店税として、一等＝七円五〇銭（一膳飯酒肴二軒）二等＝六円五〇銭（酒肴飯一軒、一膳飯鮮魚類一軒）計四軒の飲食店のあった記録がみえている。

その他、中川・一之瀬地区でもこれに類する商業が営まれていた。

しかし、一般消費者は衣類、家具類、食糧品（魚、肉類）をはじめ日常必需品で村内で入手し難いものや冠婚葬祭の時などで多量の買入れをする場合は、山田買物と称して、伊勢市へ出かけたり、松阪方面へ出向いたりして需要を満してきた。

現在の商業　戦後、我が国は急成長をとげたが、特に昭和三十年代以後の経済機構の激変と高度成長によって、さきにのべたように本町においても産業構造の変化をはじめ道路交通網の整備、車社会の発達、消費生活の拡大等の影響によって商業の形態も大きく変化した。

昭和五十五年度の本町の商店の種別や店舗数は、次表のように菓子食糧品店、日用品店、酒醤油店、衣料、家具、ガス燃料店等一二六店舗を数えている。その形態も明治時代に多かった片手間の小売商ではなく、商業として専業化している。しかし、これらの商店の多くは、専従の雇用従業員をおくものは少なく、ほとんどが家族労働による個人商店であるほかに、最近では、飲食店の増加が目立ち、逆に、食糧品関係の個人商店は大型店舗の進出や交通機関の発達によってここ一〇年間に大きく減少している。

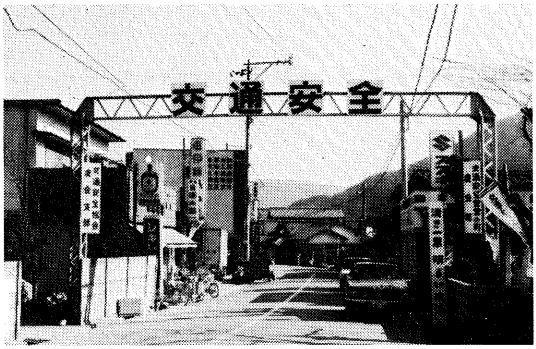

発展する商店街

また、店舗の数を地域別にみると内城田地区、特に棚橋に集中していて、同地区の道路沿いは、商店街の様相を呈してきている。

最近における、消費構造の変化や大衆消費時代といわれる世情を反映して消費者は、ますます高度なショッピングの場を求めようとしている。このような消費者の要求に応ずるため、大型化、スーパー化する店舗が現れるようになり昭和五十二年六月、棚橋地内に大型スーパーマーケットが進出した。

こうして、度会町の商業も時代の波と共に大きく変貌しようとしている。

度会町種別店舗数　　昭和55年度商工会調

種別	地区＼年度	内城田		中川	小川郷	一之瀬	計
		棚橋	その他				
菓子、食糧品	45	5	12	8	4	7	36
	55	5	6	5	1	9	26
食糧品日用品	45	4	—	5	—	5	14
	55	4	—	—	—	—	4
菓子食糧文房具	45	2	1	1	—	1	5
	55	4	—	—	—	—	4
美容理容クリーニング	45	7	2	4	3	5	21
	55	9	2	5	1	4	21
酒醤油	45	1	3	2	3	—	9
	55	1	3	3	3	—	10
飲食店	45	1	1	—	—	—	2
	55	5	1	—	1	2	9
旅館飲食店	45	1	2	1	—	1	5
	55	1	2	1	—	—	4
衣料品	45	1	—	—	—	3	4
	55	2	1	1	—	1	5
電気機具	45	3	1	—	—	1	5
	55	2	2	—	—	1	5
ガス石油燃料	45	2	—	—	2	1	5
	55	3	2	2	1	2	10
家具建具	45	1	3	1	—	—	5
	55	3	3	1	—	—	7
農具自転車	45	4	1	1	—	2	8
	55	2	1	1	—	—	4
その他	45	4	4	3	3	6	20
	55	4	4	2	3	4	17
計	45	36	30	26	15	32	139
		66					
	55	45	27	21	10	23	126
		72					

事業所数及従業員数　　度会町商工会調　昭和53年度

区分 ＼ 区分 / 事業所計	事業所計	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上	従業員計
総数	258	186人	27人	22人	11人	12人	1,721人
農林業	3	2	—	—	—	1	32
建設業	28	12	7	5	2	2	291
製造業	37	14	5	7	6	5	687
卸売小売業	97	90	5	1	—	1	241
運輸通信	4	2	—	2	—	—	29
サービス	81	61	9	6	3	2	362
公務	8	5	1	1	—	1	79

主な工場の現況（従業員20人以上）　　度会町商工会調　昭和55年度

事業所名	所在地	従業員数	主要製品名	進出年月日
(有)ワイエス磁器管製作所	棚橋	200人	碍子	昭40. 4
(有)中西工業	〃	28	建設用金属製品	43. 5
新三重精工(株)	長原	23	ベヤリング加工	45.10
(有)ワタライセミック	中之郷	33	ガス用点火装置	45. 1
度会電器(有)	麻加江	20	カーステレオ	44. 8
アケノ電業	脇出	29	洗濯機タイムスイッチ	44. 6
伊勢電子工業	坂井	31	電卓部品	45. 3
ヨシカワ電工	川口	20	家庭電器	54. 1

大型店舗

玉城デパート	棚橋	39人	総合商品	昭52. 6

工業その他　明治から大正、昭和二十年代にかけて、本町の産業は、農林業が主で、工業として特にみるべきものはない。わずかに、瓦製造業、食品（味噌醤油）製造業、個人の小規模な茶製造業等の名をあげることができる（ほかに鉱業部門であるが、一之瀬の石灰製造業が現在まで事業を継続している。）。

ところが昭和三十年代後半から高度成長による産業構造の激変により、農林業の就業者の第二次、第三次産業への移行にともない中小企業の工場が人的資源を求めて地方に進出するようになった。本町

商工業関係従業戸数（昭和五十五年）

区分	業種	戸数
卸売業		〇
小売業	織物衣類身まわり品	四
	飲食用品	八三
	自動車自転車	八
	家具建具	〇
	その他	四
	小計	九九
サービス業	旅館	三
	クリーニング理容美容	二一
	医院	四
	協同組合	三
	その他	一七
	小計	四八
製造業	電機機械器具	九
	パン菓子	〇〇
	繊維工業	三
	衣服その他繊維製品	三
	木材産業	〇
	印刷産業	三
	その他	一〇九
	小計	一二四
建設業		九七
鉱業		三
その他		三三
合計		四〇四

でも昭和四十年四月、瀬戸のワイエス磁器管製作所が、従業員二〇〇名の碍子製造工場を棚橋に設立するようになってから、多くの製造工業が生まれるようになった。その主なものは別表のとおりで、電気機械器具工場が九、衣服その他繊維製品工場、木材産業がそれぞれ三、その他となっている。また、従業員数も約七〇〇人も数えている。

その他、道路開発、土地造成、住宅建築等設備投資の波に乗って、町内の建設業に従事する者は、戸数九七戸、従業員三〇〇名に達するようになった。

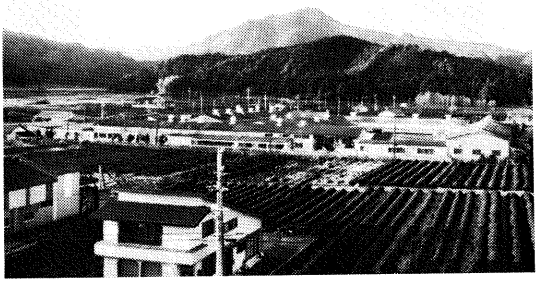

町内最大のＹＳ工場全景

第七章　業種別組合

一　農業共済組合

終戦後、農業振興のために多くの施策が講ぜられたが、昭和二十二年十二月十五日に施行された農業災害補償制度は、農地改革及び農業協同組合とともに我が国三大農政の一つとして意義ぶかい。我が国は世界一の災害国であり、終戦前から設けられている農業保険制度と家畜保険制度を、戦後の社会情勢の変化に適応するように統一拡充されたものが農業災害保障制度である。昔から人力で防ぐことのできない災害に対して、いろいろな対策が採られて来たが、これらのことは歴史の中に見ることができる。

昔から為政者はみな治山治水をはかること、天災に際して救恤（きゅうじゅつ）、免租、減税などいわゆる荒政（飢饉等に対する救済政策）を心掛け、古くから発達した屯倉（大和朝廷時代の稲米倉）、常平倉（奈良時代後半、米価の調節のため置かれた官庁）等の制度、あるいは社倉、頼母子講、無尽講、報徳社、五人組などの民間における自治的、互助的な備荒機関があった。また、明治二十三年の備荒貯蓄法、明治二十七年の第一回農事大会の「農業保険制度樹立実施に関する決議」、明治三十二年、罹災救助基金法が制定され、昭和四年三月二十八日、家畜保険法公布、同年九月一日施行、昭和十三年四月、農地調整法案の姉妹法として国会に提案された農業保険法案が可決公布され、翌十四年四月一日から施行された。その後食糧自給体制確立のため一層の制度の強化がはかられ、さらに農地改革の一環として農業保険と家畜保

険を統合して内容を拡充強化し、昭和二十二年十一月二十四日可決、同年十二月十五日公布施行された農業災害補償法は、その後も三十年間に三十数回の法改正が行われ現在に至っている。災害に対する長い苦闘の末に生みだされた制度といえよう。

農業災害補償法に基づく農業共済組合の設立は、昭和二十三年三月二十四日、阿山郡阿波村農業共済組合が三重県下のトップをきって認可され、さらに、六か月間に二四二組合、一か年間に三一二組合が認可設立された。昭和二十五年三月三十一日で神島村（麦八・二ヘクタール、水稲なし）を除いて三二六組合が設立された。

町内における農業共済組合の設立状況は次のとおりであった。

組合名	設立年月日	組合員数	引受数等	初代組合長
中川村農業共済組合	二三・五・三一	三二一名	水稲　一一一・〇町 麦　七三・七〃 蚕繭　二八六一箱・家畜	中井戸良一
内城田村　〃	二三・五・三一	五三八〃	水稲　二〇五・四町 麦　一六一・〇〃 蚕繭　一七六二箱・家畜	玉村吉兵衛
小川郷村　〃	二三・五・三一	二四五〃	水稲　一一九・七町 麦　五七・六〃 蚕繭　五〇箱・家畜	中田貞一郎
一之瀬村　〃	二三・五・三一	二八八〃	水稲　一六九・六町 麦　七四・九〃 蚕繭　八六箱・家畜	長谷川寛一

ついで、昭和三十年四月一日、町村合併による度会村の発足にともない同年八月十一日内城田村農業共済組合（棚橋一六九一番地の一、組合長世古斉之助）に中川村、小川郷村、一之瀬村の三組合が吸収合併の形で統合し名称を度会村農業共済組合と改め発足し、昭和三十一年三月十日、旧小川郷村役場（中之郷一〇二四番地）に事務所を置いた。つい

で昭和三十五年二月十五日、度会村役場仮庁舎（棚橋五四四番地）に移転し、さらに昭和三十八年六月二十一日、度会村役場内に事務所を移すなど移転をくりかえした。

また、昭和四十三年一月一日の町制施行に伴い同年五月十五日度会町農業共済組合と改称した。事業の種類は、農作物共済（水稲、麦）、蚕繭共済（春蚕、初秋蚕、晩秋蚕）、家畜共済（乳牛、乳牛以外の牛、一般馬、山羊、めん羊、種豚）、建物共済（昭和二十四年秋から実施）など多彩な活動をつづけてきたが、町農政の一体化をはかるため、昭和四十四年四月一日、すべての業務を度会町へ移譲し、同年八月十日、度会町農業共済組合は解散（昭和四十五年一月六日清算結了）した。昭和五十五年四月一日現在、農業共済事業は、町役場の産業課が担当し、その事業の完全実施を期している。ちなみに現在の県下の状況は、組合営二二、市町村営四九となっている。

組合長名

内城田村農業共済組合
初代玉村吉兵衛、二代福井新太郎、三代中森昱太郎、四代松井喜四郎、五代福井新太郎、六代世古斉之助

中川村農業共済組合
初代……六代中井戸良一

一之瀬村農業共済組合
初代長谷川寛一、二代高橋鶴吉、三代御村歳平、四代……六代浜岡音松

小川郷村農業共済組合
初代中田貞一郎、二代……六代橋本定右衛門

度会村（町）農業共済組合
初代中西幸助、二代中井戸良一、三代御村友吉

昭和四十四年四月一日、町に移譲後は、町長の執行となる。

二　土地改良区

度会町土地改良区は、全村一本の土地改良区をつくり、村政と歩調を合わせて、この問題を強力に推進しようというねらいのもとに、昭和三十四年一月二十四日付で知事へ設立認可申請書を提出し、同年五月一日、認可番号、三土区耕第三〇〇号の二三一をもって認可され発足した。

土地改良事業は、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、土地改良事業及びこれに附帯する事業を行い産業振興をはかることを目的としている。

事業の内容は、かんがい排水施設の新設改良事業、農道新設改良事業、老朽溜池補強事業、区画整理事業、湿田対策事業、客土事業、災害復旧事業などで、設立以来、毎年二、三路線の農道及びかんがい排水路等の新設改良事業（非補助融資事業）を行っているが、このほか国庫補助を受けて、山村振興事業や団体営農道整備事業を行っている。主な事業をあげると次のとおりである。

・第二期山村振興事業

昭和五十一年度　かんがい排水路、二路線（長原、五ヶ町）、事業量（延長）一、二八〇メートル、事業費、五、二一三千円

昭和五十二年度　農道、三路線（注連指、日向、駒ケ野）、事業量（延長）一、二四一メートル、事業費、一八、二四八千円

昭和五十三年度　農道、二路線（注連指、川口）、事業量（延長）八九〇メートル、事業費九、二四一千円、かんがい排水路、四路線（注連指、火打石、小萩、南中村）、事業量（延長）二、七七〇メートル、事業費、一八、五三〇千円

・団体営農道整備事業

国東山の麓にひろがる平生、牧戸、棚橋地内の耕地約三〇ヘクタールを縦貫する基幹農道整備事業が昭和四十八年度に起工され、同五十二年度に完成した。幅員五メートル、延長二三五八メートルの農道で、総事業費一億一八六六万円を要したが、同地域の農産物の搬出や経営の合理化に好影響をもたらし、県道伊勢大宮線のバイパス的な役割を果たしている。

―昭和五十五年十二月現在、計画中の事業は、次のとおり―

・団体営ため池等整備事業

坂井、樋の谷池の老朽溜池を改良するもので昭和五十五年、五十六年の二か年で施行する。事業量は堤長六五・二メートル、堤高一四・五メートルを改良するもので、事業費は、三八〇〇万円の計画である。

・団体営かんがい排水事業

一之瀬川に設置されている和井野の頭首工から、同区の和井野沖に至る一三六五メートルの土水路をコンクリートの用水路に改良するもので、昭和五十四年度から五十六年度までの三か年継続事業として施行される。総事業費は、五六六〇万円の計画で、受益面積は二八・八ヘクタールである。

土地改良区の運営は、各字を選挙区とする総代選挙によって選ばれた四三名の総代人による総代会の決定により行われるが、発足後順調に運営されている。

三　農業協同組合

農民組合組織のあゆみ　度会町で正式に組合設立の記録の残っているのは、明治四十五年三月六日、産業組合法に則り設立された小川郷村信用購買利用組合が最初である。

昔から農民の組合的な集まりとして、各集落に無尽講（頼母子講）等があって、相互扶助的な役割を果たしてきたが、協同組合の精神的な要素は、江戸時代の末（天保年間）の二宮尊徳の報徳社や大原幽学の先祖株というようなところからでているものと思われる。歴史的にみると、国では、明治十四年農商務省が設立され、各地に農事実行組合等農家小組合の成立がみられた。その後、明治二十三年ごろから農民を基盤とした政治結社の農民党が生まれるようになった。

三重県では、明治二十一年、三重県農業協会が、同二十八年三重県農会が生まれた。明治三十年に農商務省の第一次産業組合法案が帝国議会に提出されたが、そのときは、未成立に終わった。その後、同三十三年再び第二次産業組合法案が議会に提出されて成立公布された。そして、信用、販売、購買、利用の四種兼営の形態としてできた産業組合は、なかでも信用事業を中心として出発した。これは資本主義勃興期に際会した農村が、自己防衛のために協同組織化の過程をたどり、それがその後、産業組合として発展していったものである。このようにこの法の制定から大正十一年ごろまでは、農村産業組合の普及発展の時期であった。

さきに述べた小川郷村信用購買利用組合につづいて、中川村信用組合が大正元年九月九日に、一之瀬村信用組合が大正四年三月に設立許可を得ている。さらに下って内城田村信用組合は昭和八年六月二十七日に発足した。それぞれ

の組合の初代組合長は、小川郷村については、西田牧蔵、中川村は、東谷寅松、一之瀬村は、高橋鶴吉、内城田村は、早川仲次郎であった。

その後、昭和十八年八月には、農業団体法が公布され、同年九月から施行された。この法律に基づいて、当時の農会、産業組合、畜産組合、養蚕組合、茶業組合の五系統の農業団体が統合した。本町の場合は、中川村の昭和十九年三月十日をはじめとして、同年に内城田村、一之瀬村、小川郷村にそれぞれ農業会が設立され活動を始めた。

しかし、終戦により、農業会は、戦争に協力したとして解散を命ぜられたが、これに代わるものとして農業協同組合法が公布され、各村とも昭和二十三年六月から七月にかけて農業協同組合が設立された。

内城田農業協同組合　昭和二十三年三月、福井新太郎外二九名が発起人となり、内城田農業協同組合の設立準備をすすめ、同年五月三日、農協設立総会を開催し、内城田農業協同組合の設立を決議した。この決議に基づき、六月二日、行政庁の認可を受け、七月六日設立登記完了、組合員六六八名、出資金六〇万円で内城田農業協同組合が設立された。

この組合は、米麦の外、茶、養蚕、たばこ、役肉牛、若干の林産物を主な産物とする中山間地の総合農協として発足したものである。そうして初代の組合長に福井新太郎、常務理事に西川光二郎が選ばれ、それぞれ就任した。こうして発足した組合は、戦後の混乱と食糧不足の経済環境を背景にして、新しい農村の産業振興と加入組合員の社会的経済的地位の向上をめざして、農業生産物資の販売と組合員に対する生活物資の供給をはじめ農業生産技術の指導等を行う総合農協としての役割を果たすべく積極的な事業を展開した。しかし、当時の統制経済は、逐次自由経済へと移行したことと食糧事情が緩和されたことによる全国的な経済変動の余波を受けて、農協経営は、行きづまりを見せ始めた。当時の役員は総力をあげて、農協経営の改善に力を傾けたが、徐々に経営が悪化し、創立三年目で経営不振組

合の列に加わった。そこで、昭和二十六年十一月、二代目組合長の中森晃太郎は、臨時総会を開催し、農協経営の再建を決議するとともに、県の指導を受けて第一次農協再建整備計画を策定し、県の指定を受けて再発足した。けれども、偶発的な一部経営管理の蹉跌もあって、再建整備計画は遅々としてすすまず、また、経済環境の変動に適切に対応することができなかったため、組合員の農協の利用度は急速に低下し、昭和二十八年には、信用事業が事実上休眠口座状態に陥り、農協再建整備計画は、挫折同様となった。その後、同年、組合長に就任した山本幸生も翌二十九年三月任期中途で辞任したため、組合長の席は、空席に等しい状況となり、昭和三十年四月に世古才之助が組合長に就任するまでの間は、再建整備委員長の松井喜四郎が組合長の職を代行していた。歴代の経営者は、いずれも組合の運営を正常化するためにことあるたびに農協の再建を叫び農協運営に真剣な努力を傾注してきたが、再建整備計画の実行は足踏み状態となり再建のための適策も立たぬままに農協財務は危険な状況に陥った。こうした中で、昭和三十三年五月の役員改選で村山正男が組合長に就任した。村山組合長は、組合運営の窮状を組合員並びに関係指導機関に強く訴えるとともに組合の存立を全うするため「農業協同組合整備特別措置法」の指定を受けて「第二次農協再建整備」を実施することを総会にはかってその決議をうけるとともに内外の関係者に対して、協力を求めた。しかし、第一次農協再建整備計画が挫折した経緯もあって再建への途はかなり厳しく、県、農協中央会による農協財務確認監査の後ようやく農業協同組合整備特別措置法の指定をうけることになった。こうして、速やかに農協再建にとりかかることになり、各字より区長を含む農協再建整備推進委員を選出し、内城田農協第二次再建整備推進委員会を編成した。そうして、農協整備特別措置法の指定条件である自己資本の充実、組合員の農協利用等を基本方針とする再建整備具体策について検討を重ねた。その結果、昭和三十四年三月、県知事に対し「内城田農協再建整備計画書」を提出した。このような経過で内城田農協は「農業協同組合整備特別措置法」の対象農協としての指定（昭和三十六年九月付）

を受け第二次農協再建に向かって発足した。

当時の農協財務状況、出資金一七一万五〇〇〇円、貯金五三四万一〇〇〇円、第一次再建整備以来の繰越欠損金五〇一万二〇〇〇円であり、事業展開に必要な資金は極端に不足していた。これを補う意味で計画された再建整備推進の主軸となるのは、速やかに自己資金を充実するために五〇〇万円の増資をすることと、組合員の農協全利用によって欠損金を補てんし、農協運営を正常化することであった。このため、村山組合長以下役員は、率先垂範と犠牲的な奉仕精神をもって、不眠不休の努力をし農協運営の正常化につとめた。こうした役員の経営姿勢に、組合員も動かされ、積極的に再建に協力することをおしまなかった。その結果、五〇〇万円の増資も昭和三十六年に完結し、組合の経営は、日一日と好転正常化に向かい、永らく不振をつづけた信用、購買、販売の各事業も活発に推進され、順調な伸びを示した。

こうして、昭和三十八年九月には、昭和二十六年以来の繰越欠損金もすべて解消し、当初の計画であった五か年を待たずして、指定日より四か年で農協再建整備を完遂した。

再建整備完結年度の財務は

- 出資金　六、八二五千円
- 組合員貯金　四、二五六千円
- 販売事業　三三、六六六千円
- 購買事業　三二、一九〇千円
- 共済事業　一億二八、六五〇千円

であったが、営農指導事業を農協運営の基本方針として、米、茶及び畜産事業の振興に積極的な活動が続けられたことによって、組合員の信頼が得られ、内城田農協は、ようやく夜明けを迎えたということができる。その後、毎年事業

成績は向上し、真に組合員のための地域の経済機関としての機能を充実してきた。こうして、昭和四十一年には、中川農協との合併を前提とした共同事業として、有線放送電話施設を着工、昭和四十二年十月二十一日第八回臨時総会で中川農協との合併により、さらに組合員組織を拡大することが決議された。同年十一月三十日、内城田農協の財産は、新設される度会町農協に承継するものとして発展的解散をした。

中川農業協同組合　昭和二十三年四月、中井戸良一外五名が発起人となり、中川村農業会を解散して中川農業協同組合を設立するための準備を進めた。当初の計画は、旧中川村を一体とした農協の設立を図ったが、成立するに至らず、結局、中川農業協同組合、注連指農業協同組合、麻加江農業協同組合の三組合を起こすことになった。

まず、中川農業協同組合は、昭和二十三年八月に設立され、事務所を麻加江に置き、組合員数二六八名、出資金一〇万円、貯金高五五万円で発足した。役員には、長原、立花、坂井、麻加江、田口の各字より各二名を選出（理事七名、監事三名）、初代組合長に中井戸良一、専務理事に喜多寿男が選任された。

翌二十四年には、麻加江農業協同組合を吸収合併し、昭和二十六年には、長原地区組合員の要望により、長原に長原支所を設置した（支所長は、森井令二郎で、主として生産資材を取扱かった）。

昭和三十四年度事業のうち、当管内の家畜飼養状況は、役牛一五四頭、豚六頭、採卵鶏一〇〇〇羽等で、畜産に力を注いだ。

昭和三十五年六月、山口菊五郎が組合長に就任、その年の管内家畜飼養状況は、牛五〇頭、豚三〇頭、採卵鶏三〇〇〇羽（一戸当たり三〇羽養鶏を奨励した）となっている。

昭和三十七年度、当時の主な農産物をあげると、生茶九万キログラム、繭九〇〇〇キログラム、米三〇〇〇俵、麦一〇〇〇俵、木炭二〇〇〇俵等である。

さらに、昭和三十八年六月、北村諒一が組合長に就任。

昭和四十年、長原支所を閉鎖、当時の管内家畜飼育状況は、肥育牛六〇頭、豚一五〇頭、採卵鶏五〇〇〇羽、ブロイラー八〇〇〇羽等で、畜産ブームをもたらし、大いに成果をあげた。

昭和四十三年十一月三十日、内城田農業協同組合と合併のため解散し、度会村農業協同組合となった。

小川郷農業協同組合　小川郷農業協同組合のはじまりは、明治四十五年三月六日、有限責任小川郷村信用購買利用組合の名称をもって、産業組合法に則り設立された時である。初代組合長には、中井辰蔵が就任し、理事、監事など一五名の役員構成により発足した。

主な事業内容は、生活及び産業に対する資金の貸付と預金の取扱い並びに農業及び生活必需物資の購入斡旋を行うことであった。こうして僻地農村の産業の発展と農民生活の維持を計ったのが、発足の趣旨であった。

その後、組合事業の拡充に伴い、事務所及び集会議室の建築を計画した。伊藤卯兵衛、八木辻之助両名が建設委員に選ばれ、大正九年十二月二十五日上棟、落成を見たが、当時としては、近隣の町村に比類のない総二階の建物で本屋に併設された購買、販売室等の近代化された施設は、農村文化活動の振興にも貢献することが大きく、一段と光彩を放った。

創業以来、長きにわたる組合長の中井辰蔵の努力により組合の組織と活動は、他町村に先んじて確立した。

その後、大正十三年四月四日改選により西田牧蔵が組合長に選ばれた。折柄の農村恐慌期に際会し、農家の負債整理が農家と農村における課題で、その更生が緊急かつ困難な事業であった。低利資金を導入すると共に農家の羅針盤として農家経営の実態を科学的な統計で把握し、これを基礎として、換金産業の振興に力を注ぎ、村政と一体となって努力し、更生の範を全国に示した。木炭では、年間一〇万俵以上の生産をあげ、伊勢と名古屋に木炭販売斡旋所を

設置し、名古屋及び大阪に及ぶ広い範囲に販路を拡大し、県下屈指の木炭生産地として知られるようになった。販路の拡大に伴い輸送の方法も旧来の荷馬車運送からトラック輸送に切りかえ、生産地と消費地の直結を図るなどの改善をはかり、消費地における問屋の期待を増大した。

畜産では、昭和七、八年ごろより役場と緊密な連絡のもとに仔牛の生産に力を注いだ。遠く但馬から産犢牛を買い入れ仔牛の生産に努め毎年一回小学校の校庭でセリ市を開催し立派な市場の開設に成功した。

昭和十二年日中戦争の勃発以来、経営の国家統制化に伴い農家に再び不況がおとずれ米の籾貯蔵が実施されるようになったが、これに必要な貯蔵庫が昭和十三年に建設された。これが農業倉庫のはじめである。

昭和十七年十二月三十日改選により中奥幸雄が組合長に選ばれた。さらに、昭和十八年八月に農業団体法が公布され、農業諸団体の統合により翌十九年四月十三日、従来の組合を閉鎖し、産業組合と農会が合併して小川郷村農業会が発足した。

役員には、会長に中奥幸雄、理事一二名、監事四名が選出された。

農業会は、国策による農業基盤の整備と農業及び経済の発達に必要な事業を行った。農業の指導奨励、農業の統制に関する施設調査研究、農民の福利の増進に関する施設、農産物の販売加工、貸付並びに貯金等の目標が規定されるに至った。戦時の農業会活動は、すべて国の指導統制による以外は自主的活動は禁じられた。

昭和二十二年、中奥幸雄の後を受けて組合長に中西幸助、専務に中田貞一郎が選ばれたが、三層交流の電力を導入し精米、精麦など農村電化の拡充を計った。

敗戦により農業会は解散し、代って農業協同組合法が公布され、昭和二十三年五月三十一日、小川郷農業協同組合が発足、中田貞一郎を組合長に理事九名、監事四名が選出された。その事業内容は、組合員に対する貸付、貯金の受

入、物資の供給、農業の協同化などでとくに農業災害の共済制度が新らしく加えられ、戦後の農村の復興を目指して、多面的な活動を開始した。

昭和二十四年五月七日、改選により組合長に橋本定右衛門、次いで中西幸助、昭和三十二年五月二十三日、鈴本治助、昭和三十五年五月二十三日、橋本保爾、昭和三十八年六月一日、山本安一がそれぞれ組合長に就任し、役員とともに戦後における農業の復興と食糧増産等の推進につとめた。

しかし、その後の農協経営は、決して楽ではなかった。農村の過疎化、唯一の生産物として知られた木炭の不振、生活形態の変化などにより苦しい経営を余儀なくされた。

さらに昭和四十一年六月一日、西田久二が組合長に就任したのは、ちょうど農協合併が叫ばれる時代であった。県並びに農協中央会の指導により度会町農業協同組合との合併を策定し、合併準備の業務の整理をはじめた。

合併の前提として固定債権債務の回収と出資の増額及び有線放送の設置等が急がれた。

有線放送電話は、二四五戸の加入を得て昭和四十五年二月完成し、加入者相互の通信通話と情報の交換等が便利になり度会町農業協同組合との合併の足がかりとなった。

昭和四十五年十二月、中川良三が組合長となりさらに合併事務が進められた。つづいて昭和四十六年五月、両組合による合併役員会において、農協合併の議題が正式に議案として審議された。

同年八月十日、合併対策委員会において合併のための必須条件を確認し合意に至った。

同年二月二日、濱岡町長立会いのもとに予備契約書が締結され両組合長が調印した。

同年二月三日より集落懇談会を開催、合併に対する組合員の理解と協力を求め同年三月十六日、臨時総会を開催し絶対多数を以て承認可決した。

つづいて同年五月一日、三重県知事の合併認可があり、組合員二一六人、出資金六五三万二五〇〇円をもって、昭和四十七年五月一日度会町農協との合併を見るに至った。

注連指農業協同組合　昭和二十三年四月二十七日、注連指農業協同組合設立総会を開催して同組合設立を決議し、同年六月、法人としての認可を受け正式に発足することになった。初代組合長に上山辻松が就任、組合員一〇七名、出資金一〇万七〇〇〇円、事務所店舗を公民館に設置して業務を開始した。以下主な沿革は次のとおりであるが、昭和五十三年五月一日、度会町農業協同組合と合併し、同農協注連指支所となった。

昭二五、五　林元吉組合長就任
〃　八　食糧倉庫建設
二六、三　木炭倉庫建設
〃　五　上村辰一組合長就任
二九、五　縄手辻郎組合長就任
三二、五　広光太郎組合長就任
三三、五　木炭生産量新記録達成
三五、二　新事務所店舗建設移転業務開始
〃　五　中廣文男組合長就任
三七、三　注連指農協共済事業開始、新契約目標を達成し、連合会表彰を受ける
四〇、三　茶工場建設、加工事業開始
四五、三　米生産調整、稲作転換事業開始
四七、五　前田任美組合長就任
〃　一〇　農協貯金一億円達成
四九、三　生産団地育成事業による茶工場建設

〃　一二　三重県農協共済二〇周年記念大会において、一戸当たり五〇〇万円新契約達成のため表彰される
五〇、三　第八回増資三九二万七〇〇〇円、合計八四五万円となる
五一、三　度会町内農協合併促進打合わせ会議
〃　五　長期共済一戸当たり一〇〇〇万円以上となり保全連合会表彰を受ける
〃　八　農協貯金二億円達成
五二、四　第九回増資一五二万一〇〇〇円、合計九五六万六〇〇〇円となる
〃　一二　長期共済保有一一億六八〇〇万円、一戸当たり一五三六万円達成、一二月末貯金残高、二億二四二〇万六〇〇〇円



新装なった度会町農協会館

五三、五、一　度会町農業協同組合に合併

度会町農業協同組合　内城田、中川両農協は、昭和四十三年十月二十一日臨時総会を開き、両農協が合併し、度会町農業協同組合を新設することを決議した。つづいて同年十一月三十日に設立登記を完了し、同年十二月一日より業務を開始した。新農協は、旧両農協の財務を継承し、主たる事務所（本所）を度会町棚橋に、従たる事務所（支所）を麻加江におき、組合員九一二名、出資金一〇六五万円、役員は、理事一八名、監事三名で組織されることになった。合併初年度については、旧両農協の役員がそのまま新農協の役員となり、初代組合長には、旧内城田農協組合長の村山正男、常務理事には、旧中川農協組合長の北村諒一がそれぞれ就任した。

このような体制で変動する経済環境の中にあって、すべての農協事業を通じて組合員の営農と生活を守ることを基本姿勢とした。また、町産業行政とも連

携を密にして、地域社会の発展に寄与することを使命として、合併の第一歩を踏み出した。

昭和四十三年二月には、合併前からの両農協共同事業として工事が進められてきた有線放送電話施設が完成した。この有線放送は、組合員及び加入者の通信通話の利便をはかるとともに農協から組合員に、あらゆる情報を提供することにより、地域社会の生活文化の向上をはかろうというものであった。

合併初年度末における財務状況は

○販売事業　一億五二七万円
○購買事業　七八一七万七〇〇〇円
○組合員貯金　二億二六四一万三〇〇〇円
○長期共済保有高　四億三四六万九〇〇〇円
○貸出金　二八五七万五〇〇〇円

となっている。また、合併初年度から販売事業が購買事業を上まわり、県下の農協の中でも中堅の生産農協として機能の充実した実績をあげることができた。

さらに、昭和四十六年には、小川郷農協との合併を前提として、有線放送電話を小川郷地区に拡大し、翌昭和四十七年五月一日、小川郷農協との合併を果たした。その結果、組合員一一〇九名、出資金三八二九万三〇〇〇円、総事業分量五五億九二五五万円となり、合併後二度目の組織拡大が図られた。なお、この時期は、米の生産過剰が叫ばれ生産調整を強いられた時代であった。このように年々悪化する農村の経済情勢に対処するためにさまざまな試みがなされた。そのひとつとして昭和四十八年五月に、度会町の特産物である茶の生産の向上と振興をはかるため、長原地内に荒茶加工施設を建設したり、茶生産団地づくりの体制を強化するなどの事業が行われた。

次いで、老朽化した小川郷支所の事務所、資材倉庫の移転改築が計画され、昭和五十二年三月の第十回通常総会に

おいて、最終的な決議をし、同年四月着工の運びに至った。

この年、昭和三十三年以来、一九年の長きにわたり、旧内城田農協の再建を見事に果たし、さらに度会町農協の初代組合長として合併の基礎を不動のものとし、農協事業ひとすじの道をつらぬいてきた村山組合長が任期満了により勇退し、農協運営は、二代目組合長の中村幸生に引き継がれた。

また、同年十月、小川郷支所の事務所、スーパー店舗及び農業倉庫が完成した。村山組合長から中村組合長への事務引継ぎ時における財務状況は、出資金三八二九万二〇〇〇円、固定資産一億七一八万円、貸出金二億二八五一万円長期共済保有高一二四億九二〇六万円、購買事業三億四三三九万円、販売事業四億九一一二万円で、昭和五十三年度末の総事業分量は、一六五億九〇一万円であり、実に度会町農協創立年度の約二一倍強という急成長を遂げている。

現在の度会町農協の経営は、中村組合長のもとで、組合員との対話を一層強めながら、農協経営三か年計画の基本方針に則り、共同利用施設の整備拡充、農協経営体質の強化（自己資本充実）に努めている。

さらに、昭和五十三年五月一日には、注連指農協を吸収合併し、組合員組織を一一七八名に拡大した。また、組合員の営農活動に資するため、昭和五十四年三月平生地区に水稲育苗センターを建設した。

ついで再度にわたる農協合併により、職員が増加し、事業の分野も拡大された等の事情により、本所事務所が狭隘となったため、このような不便を解消することと組合員の要望もあって、昭和五十四年十一月、大野木地内に度会町農協会館並びに附属施設の農機事業センター、総合資材倉庫を完成し、内城田神社前の本所事務所をこの会館に移転した。こうして、農業の先行き不安な状態の続く社会経済情勢の中で、地域農業の振興と産業確立に寄与することのできる機能を備えた農協としての基盤が一層強化された。

また、組合員の営農生産活動を積極的に推進するため、昭和五十三年二月に茶苗銀行を、昭和五十五年九月に農業

機械銀行が設立された。また、昭和五十六年度には、ライスセンターの建設を予定するなど、組合員総参加による農協運営が町行政と表裏一体となって進められている。

昭和五十五年十月末における度会町農協の組織概要は次のとおりである。

○組合員　一一七八名
○出資金　七五四〇万四千円
○組合員貯金　二八億三四〇〇万円
○貸出金　六億九二〇〇万円
○固定資産　七億一八六五万円
○購買事業　六億三〇〇〇万円
○販売事業　五億三〇〇〇万円
○長期共済　二二三億五〇〇〇万円
保有高
役員―理事一三名、監事四名、職員数五二名

となって、今後ますますの発展を各関係機関から期待されている。

一之瀬農業協同組合　明治の末ごろには、農業経営に対する合理化の必要がたかまった。そして制度の上でも整備された時期であった。三重県では、明治二十一年に三重県農業協会が設立され、同二十八年には三重県農会がつくられた。さらに同三十三年には農会令が発布されて県下郡市町村に農会が組織されていった。明治三十三年には産業組合法が公布され、信用、販売、購買、利用などの各種の形態の産業組合が設立されることになった。

一之瀬販売購買組合は明治四十四年七月に設立された。はじめは存立期間二〇年の有限責任組合であった。事務所を南中村一二五八番地に置き、村内の生産品を外部に販売し、村民が生活必需品を購買した。大正三年の業績が表1

のように記録されている。

有限責任一之瀬信用組合が大正四年三月に創立された。事務所を字脇出三七四番地に置き、存立期間を二〇年とした。業務内容は、産業に必要な資金の貸付、貯金を便にすることなどであった。組合員は八七名で発足したのである。

その後、昭和に入り、脇出の事務所を本部とし南中村、和井野、柳、小萩を支所とする一之瀬信用販売購買組合となって、昭和二十二年まで存続した。

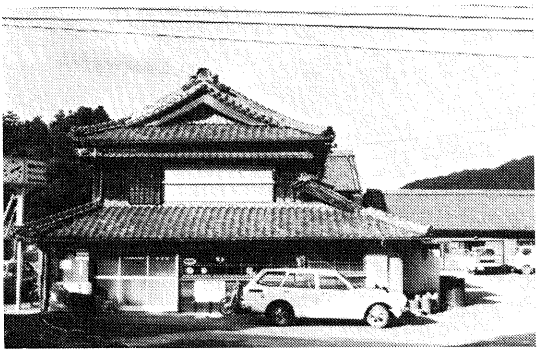

一之瀬農業協同組合

戦後昭和二十二年十月の農業共同組合法の公布によって、現在の一之瀬農業協同組合に改組された。次に、昭和五十年度から五か年間の業務についてその概要を見てみよう。

昭和五十年四月に購買部マーケットがオープンした。同五十一年五月に石油スタンド工事開始。同年十一月に育苗センター着工、五十二年三月に育苗センター播種作業開始。次にこの間の業務などの主要概況は表2のとおりである。

昭和五十四年度の事業報告では、低成長経済の下で、米価、畜産物価格などが低迷し農民の生産意欲の減退を招いているとしている。本組合ではこの年が第一次農協経営自己資本充実計画の最終年度で、出資金

大正3年業績（表1）

項目	数量
組合員	98人
出資総額	686円
特別積立金	136.3円
準備金	175.9円
総益金	1,387.14円
総損金	1,235.73円
購買額	6,414.59円
買取販売額	11,424.71円

一之瀬農協5か年間の業務主要概況（昭50～54）（表2）

項目＼年度	50	51	52	53	54
組合員	373人	367人	367人	367人	367
出資金	1,010万円	1,405万円	2,070万円	2,135万円	2,393万円
固定資産	2,155	2,807	3,043	2,830	1,652
貯金残高	44,708	47,461	50,149	56,076	59,813
当期利益	173	95	228	391	1,037
役員	12人	12人	12人	12人	12人
職員	18人	18人	18人	18人	18人
貸付金	11,767万円	11,522万円	14,703万円	13,346万円	13,044万円
購買高	23,120	21,148	25,764	26,761	26,557
共済当期	63,100	81,950	73,450	4,100	98,250

は一三パーセント増となった。貯金は目標の九三パーセント、購買は八一パーセントの達成であった。稲作については良質米づくりを指導した。

昭和五十五年度より中期経営三か年計画が始まっている。この計画の目標としては、経営管理の効率化をはかること、固定資産比率一〇〇パーセント、自己資本比率四〇パーセント以上を目標に自己資本の充実をはかること、米の過剰化傾向の中で良質米づくりに努め、農畜産物の計画的生産をはかることなどを目指している（現在の組合長理事　玉丸俊次）。

四　森林組合

度会町森林組合　昭和五十四年現在、組合員数九二五名で、その区分は、町内組合員七六一名、町外組合員一六四名（一八パーセント）である。

販売取扱高（第1表）

区分	品目	数量
木材	パルプ材	76㎥
	小径木	8,753本
	木炭	375表
	ま き	1,824束
	椎茸原木	12,116本
	雑木杭	4,568本
	シキミ種子他	43,000円

度会町森林組合は、現在、林業構造改善事業、森林総合整備事業など国・県・町の新しい森林施策に則り、組合事業を進めている。事業内容の昭和五十四年度概要は次のようである（昭和五十四年事業報告書による）。

①販売部門・取扱い高七六〇万円（昭和五十年二九〇万円）でその主なものは、第1表のようである。

②購買部門・特に苗木が取扱本数二六・三万本（昭和五十年一八・七万本）と多く、椎茸種菌一六〇万個・三三〇万円であった。林業用機械は第2表のようなものである。

③利用部門　まず、造林補助事業では三八ヘクタール、国の施策である総合整備事業の保育・育林補助一〇八ヘクタール、作業道開設一・八キロメートルなどについて合計二一四〇万円の各種補助金を利用して造林を促進した。また、組合員の委託事業を、三五名四班の作業班で行っている。

④林業経営全般の各種貸付金の取扱高は昭和五十四年度末で三九六〇万円（昭和五十年一四七〇万円）である。

組合が力を入れている林業構造改善事業は、次のように計画され、着手されている。①五七〇ヘクタールの団地協業経営の計画を作成し、集約育林を行う。協業団地では、スギ・ヒノキの新植補植・保育を計画的に行う。②生産施設を充実し、機械保管倉庫を棚橋に建設する（第3表）。③シキミによる林相改良を行いその集出荷施設（四六平方メートル）を火打石に建設する。また、森林総合整備事業も推進している。

組合の自主活動として、次のようなことが取り組まれている。雑木のパルプ材としての出荷・造林、保育、基盤整備などの経費のための各種資金の活用をはかる。造林、保育のための補助金の受け入れに万全を期す。作業道の開設（昭和五十五年度一か所六〇〇メートル）などで、組織的、計画的な地域林業の形成をめざしている。

林業用機器・資材購買分（昭54度会町森林組合）（第2表）

品目	万円	摘要
林業用機械	442	チェーンソー14台・デルピス3台その他刈払機18台
林業用器具	234	抜打梯子・鉈・のこぎり・鎌
生産用資材	156	肥料、チェーンオイル、地下足袋

生産施設（第3表）

品名	数量
林内作業車	1　台
人員輸送車	2　台
索道	1　式
機械保管倉庫	1　棟
	56　㎡
刈払機	5　台
チェーンソー	3　台

度会町森林組合の設立は、度会町合併後の昭和四十六年三月である。このとき、小川郷森林組合、内城田森林組合、中川森林組合が合併して成立した。初代組合長は伊藤恒美であった。昭和五十五年十二月現在、事務所を度会町棚橋に置き、三代目組合長伊藤恒美、職員三名、理事二四名、監事三名で運営している。

一之瀬森林組合　昭和五十四年現在組合員数四〇二人で組織しており、組合の関与する森林面積は約四五〇〇ヘクタールである。そのうち、昭和五十五年現在、取扱っている森林開発公団の造林面積は約九〇〇ヘクタールである（表）。昭和三十年代、度会町発足以後、経済の高度成長に伴い木炭生産が不振となった。山林所有者は、自力で、造林することもむずかしくなって、森林組合が森林開発公団との契約造林の方法を誘致することになった。入会山（町村合併でできた区有の共有林）も、組合が窓口となって公団契約を行い、苗木の植込み保有など造林を公団の事業として行い、労務の提供を組合員が行うという形をとるところが多い。

森林組合の目的は、山林保護育成であり、森林公団との造林提携のほか、植林地測量・苗木購入の斡旋・火災防止病虫害駆除などの指導・山道開設の促進などに力を入れている。「昭和五十四年度事業報告」にみる具体的事業は次のようである。まず金融事業として、約四〇〇〇万円の資金を斡旋し期末高は八七九〇万円であった。販売取扱高二六万円（シイタケ原木）、購買扱高九三〇万円でその内訳は表のようである。さらに、造林補助事業は、二三ヘクタール補助金八二三万円であった。

ところで昭和五十四年から、林業構造改善事業が始まり、その中で一之瀬森林組合の事業が次のように計画され、昭和五十七年度完成を目指して進められている。①

公団造林面積

種別	面積
入会林	583 ha
町有林	53
県有林	170
私有林	101
合計	907

購買扱高（昭54）

品目	金額
山行苗木	440万円
	（84,600本分）
シキミ苗他	256
機械器具	233
合計	929

造林施設として刈払機三台・チェーンソー五台購入。②六〇〇ヘクタールの協業事業計画の作成。③特認事業として、シキミ新植六ヘクタール・集出荷施設一棟四九平方メートル（工費二〇〇万円）の建設である。

シキミの新植は、一之瀬森林組合が主唱してモデル造林として行うものである。シキミ採取は約五〇年前から、一之瀬村へ兵庫県から五人の専業者が入り、四、五〇人の地元切子を使って行ってきたが、今は不振である。そこで、六ヘクタールの雑木林に五戸の林家が立木一ヘクタール当たり七〇〇〇本を植え、五～八年後に、一ヘクタール当たり年間七万本を採取していこうとするもので、県林業センター・県林業事務所の指導を受けることにしている。集出荷については、鉄筋平屋建て四九平方メートルの施設をつくり、将来は、伊勢・京阪神・和歌山などへのシキミ取扱市場としたい計画である。

一之瀬森林組合の設立は昭和十六年で昭和二十七年、森林法により改組した。初代組合長は高橋靄吉である。昭和五十五年十二月現在、事務所を度会町脇出におき、組合長杉本芳平、職員一名、理事七名、監事二名で運営している。

五　商工会

江戸時代から明治初期にかけての商店は、旧内城田村の地域に一軒二軒と点在していた。いわゆる便利屋とも三文商店とも呼ばれる種類のもので農家の副業として小さな商いをしていた。当時の商店の仕入れは宇治山田（現在の伊勢市）へ一か月に二度か三度一日を費して荷車で出かけていた。後年は、自転車等を使って仕入れていたが一度に多量の商品を仕入れるということはなかった。

それは、当時、専業としての商業は成り立たなかったためと思われる。

第二次大戦後、日本は特に経済面で急成長を遂げ世界の経済大国となったが、本町においても戦後第一次産業が後退し、第二次、第三次産業に労働力が移行した。すなわち、建設業、製造業、卸売小売業に従事する者が急増し、中小企業の工場が町内の各地に創業を開始した。商店も小売の専業店が実現し、立派な店舗を構えるようになってきた。また、昭和五十一年には棚橋に町内で初めてのスーパー・マーケットが開店した。

こうした動きの中で、もはやあらゆる業種が個々に歩いていては、立ち行けない状態となった。また、各地区における商店同志の連繋を保つ必要から商工会設立の機運が高まり、発起人によって設立に至る調査研究ののち、昭和四十六年六月待望の創立総会が開かれ、初代会長に広良松が就任した。同年九月十日、度会町商工会設立が認可され、法務局における登記も完了、県下五五番目に誕生の商工会として発足した。

当時の会員は百二十余名であったが、昭和五十五年の現在、地区内の商工業者四百余企業のうち会員は三百二十余名となった。その組織率は八〇パーセントを超えるという大きな発展を遂げた。昭和五十三年三月、商工会青年部を結成、初代青年部長に中井利正が就任、青年部員四十名が商工会活動の重要な推進力となり地域商工業の振興はもとより、地域社会の奉仕活動等に活発な活動を続けている。

商工会の使命は町内の商工業者に対する唯一の指導機関として活動することであるが、現在商工業者の経営改善普及事業を主体に金融の斡旋、税務の記帳、決算の指導、労災事故防止事務の代行事業を続けている。

第四編　交通・通信



第一章　交通・運輸

一　陸　路

往時、倭姫命が天照大神の御神霊を奉じ、御鎮座の地を求められて、一之瀬谷から宮川沿岸の久具の地を御巡幸なっていられることや、注連指の四十八滝とか滝原宮のこと、相鹿瀬の伝説などから見て、古くから一之瀬川、宮川の沿岸には、道路があった事を物語っている。また、伊勢参宮、熊野詣での脇街として利用された。

我が度会町は、宮川及び一之瀬川の流域に発生した集落三四から成り立っている。道路は、この二つの川の川岸に添ってつけられ各集落の交通がなされていた。

宮川沿岸では、左岸に県道伊勢大宮線、右岸には、下久具から上久具、田間、当津を経て、麻加江に至る町道川南線がある。

一之瀬川に沿っては、伊勢から南島に至る、県道伊勢南島線がある。このほかの路線は、阪井から多気郡多気駅に至る県道度会多気駅線、川口から下久具、内城田大橋、棚橋を経て玉城町田丸に出る県道度会玉城線、脇出から和井野を経て

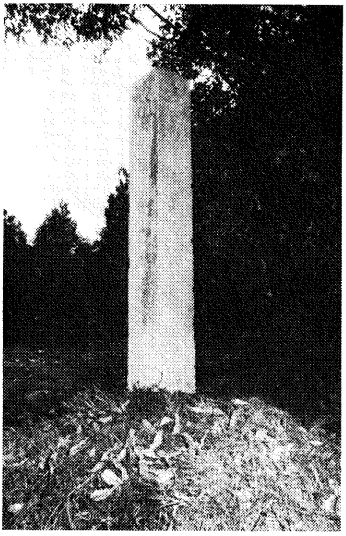

くまの道　国束寺の道標

南勢町斎田に出る県道度会南勢線がある。これらの内、旧野後道を除く五線約四〇キロメートルは、県道に属し近年道幅も拡幅され舗装も完備した。

度会町は、八割が山林で周囲はほとんど山で他町村と境する。したがって、その町村との交通は、峠越えによってなされたのである。

玉城町に出るには、岩坂峠、積良道、東原道、国束道などの峠道によって、各集落と交通していた。また、一之瀬地区の川上から藤越えをして大宮町永会に出る藤坂道、和井野から鴻坂峠を越し南勢町斎田に出る相賀道、南中村から南島町道方に出る能見坂峠がある。能見坂峠は、本町で最も嶮峻な峠越えであった。

明治初年まで、荷物の運搬は、棒で担うか牛馬の背に乗せてのことであったから道幅も二メートルもあれば広い方でたいていの里道（さとみち）は、四分道、五分道であった。

明治に入って、地方行政が制度化されるにつれて、交通も頻繁となり、加えて、明治二十年ごろ荷車が出現し、ついで荷馬車が出現したため、道路の狭隘なことが痛感され、道路改修が急速に行われるようになった。

1　県道の現況

道路一覧

名称	起点、終点	延長 m	幅員 m
伊勢大宮線	伊勢市 — 大宮町	一四、一九三	五・五
伊勢南島線	伊勢市 — 南島町	一五、七二八	六・五
度会玉城線	度会町 — 玉城町	四、二一九	七・〇
度会南勢線	度会町 — 南勢町	四、〇一七	七・〇
松阪駅線	度会町 — 多気町	一、五四六	四・〇
南勢明和線	南勢町 — 明和町	一二、〇〇〇	七・五

『内城田村誌』によると「明治二十年ごろから荷車が出現し、内城田では、三十年ごろから使用されるようになった」とあるが、現在の伊勢南島線は、明治十七年ごろから道路改修がなされている。

現在の県道伊勢大宮線の大改修は、明治四十二年のことで、県道度会玉城線いわ

2 町道の現況

（昭和52年4月1日現在）

区分	実延長	実延長の内訳							路線数
		改良未改良内訳		種類別内訳		路面別内訳			
		改良済	未改良	道路	橋梁	砂利	防塵	舗装	
	m	m	m	m	m			m	
1級	13,797	5,113 (37)	8,684 (63)	13,703 (99.3)	94 (0.7)	—	—	13,797 (100)	4
2級	16,424	—	16,424 (100)	16,160 (98.4)	264 (1.6)	2,121 (13.0)	5,542 (33.7)	8,761 (53.3)	18
その他	97,531	4,245 (4.4)	93,286 (95.6)	96,975 (99.4)	556 (0.6)	43,883 (45.0)	41,489 (42.5)	12,154 (12.5)	174
計	127,752	9,358 (7.4)	118,394 (92.6)	126,838 (99.3)	914 (0.7)	46,009 (36.0)	47,031 (36.8)	34,712 (27.2)	196

（　）内はパーセント

ゆる岩坂道の改修は、明治三十二年に行われた。

当時の県道伊勢大宮線の道幅は約三メートル。県道伊勢南島線は約四・五メートルであったが、その後、荷馬車、自動車の出現によって、いよいよ道路拡幅の必要に迫られ、逐次改修が行われて現在に至っている。

このほか、町道、里道ともそれぞれ拡幅、舗装され、面目を新たにし、町内の交通は非常に便利になった。

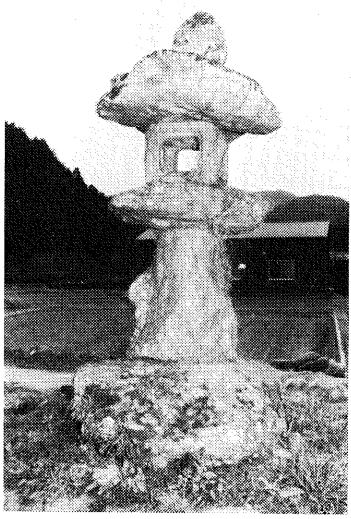

参宮道標・坂井の常夜燈

二水路

宮川は、その源を大台ヶ原に発し、多気郡内を流れ、中流から度会郡内に入り、大宮町から本町の旧中川村、旧内城田村を南北に二分して東

流し、玉城町岩出から伊勢市内を流下して豊浜海岸から伊勢湾に注ぐ。この間、多くの枝川、小流を合して延々一三二キロメートル余。往時は水量も多く、流れも極めて緩かった。ときには、増水のおそれもあったが、よく旱魃に堪え、生活物資などを運ぶ鵜飼船が上下し、この地方の交通運輸上唯一の水路であった。

一之瀬川は、その源を川上に発し、南中村、脇出などの各集落を流下して小萩川と合し、川口で宮川に合流する約一四・三キロメートルの支流で、この間、多くの谷川がそそいでいるので水量は割合多く、駒ヶ野からは、鵜飼船と小廻船といった船の便があったが、これがこの地域の唯一の交通機関であった。しかし、明治二十年ごろから荷車が出現し、さらに荷馬車が通るようになってから、道路も改修された。その後、宇治山田まで荷馬車が往来するようになったため、船による交通がしだいに陸路に移行していった。

さらに、自転車、オート三輪車などの出現により、鵜飼船による輸送は、全く姿を消してしまった。

ただ、木材のように長木のままで運搬しなければならないものや一度に多量の用材を運搬する場合は、筏あるいは、「カリカワ（狩川）」という川流しの方法によって川をくだしたが、他はほとんど陸路を利用するようになった。したがって、それ以後は、鵜飼船が春風を帆にはらんで上り下りする風景やグーイ、グーイという朝霧の中にとけ入るような櫂（かい）の音は、見ることも聞くこともできなくなった。

昭和十年ごろまでは、宮川と一之瀬川の流域の各集落に「船屋さん」と呼ばれる鵜飼船を持つ業者がいたが、水路運搬がすたれるにしたがい自然に廃業、転職をしなければならないありさまとなった。

近時、昭和三十年ごろから、宮川の砂利採取が始まったが、砂利採取業者が競って河川敷を掘り起こし、砂利を採取したため、かつては、清流を誇り、満々と水をたたえて流れていた宮川も一之瀬川もしだいにやせ細り、昔の面影をなくしてしまった。

加えて、昭和三十一年には、宮川ダムの工事が完成し、さらに宮川用水の事業が企画され、昭和三十九年に完成、通水を見るに至り、これらのダムや用水に多量の水が利用されたため、宮川の水量は、とみに減少した。

一方、一之瀬川も道路改修の影響か森林の乱伐によるものか、はっきりしないが、宮川と同じように水量が減少し、河川を利用した交通は、全く姿を消してしまった。

三　渡　場

本町の中央を貫流する宮川及び一之瀬川は、往時の交通、運輸の大動脈で、農林産物の搬出や文化の導入は、この二川に負うところが多かった。

しかし、その反面、対岸との交通は「川越え千里」といわれるように、この二つの川によって遮断され、わずかに渡舟によって、往来していたものである。

明治期に入って、地方自治制度が確立されたころになると、その当時の小学校や役場の所在する中心の集落とその他の集落との往来がしだいに頻繁となった。

したがって、中心集落との往来を渡舟に頼っている集落は、ますます不便となり、産業文化の発展をいちじるしく阻害されて来た。

そこで川幅の広い宮川の流域では、対岸にわたるのに都合のよい場所に渡場がつくられ、矩形の渡舟が用意されたわけである。

しかし、渡場の両岸は、いずれも急な坂道のため乗り降りに難儀をした。また、出水時には、幾日も川止めとな

り、その間、対岸への往来は全く途絶えた。

こうしたことから、これらの渡場に橋を架けることは、町民多年の悲願であったが、昭和二十三年に中川大橋が初めて架けられ、その後、内城田大橋、鮠川大橋、田口大橋の順に待望の橋が完成した。

これらの橋の完成に伴い、つぎつぎに渡場は姿を消し、今では、上久具の渡場ひとつが残されている。渡場の歴史は次のとおりである。

本町内の宮川には、上流から田口、麻加江、長原、鮠川、上久具、船戸（棚橋）、大野木の七か所に渡場があったが、麻加江の渡場は、中川大橋の架設に伴い昭和二十六年五月に廃止された。船戸（棚橋）の渡場は、内城田大橋の完成した昭和二十八年、二五八年間の歴史を閉じた。さらに昭和四十七年二月、鮠川大橋の架設に伴い鮠川の渡場とその上流の長原の渡場が同時に廃止となった。また、田口と対岸の多気郡大台町新田間の井戸ヶ瀬の渡場は、新村建設計画書にうたわれている田口大橋が、昭和五十五年七月三十日完成に伴い廃止された。大野木の渡場は、農閑期の山行きの人々が利用していたが、薪炭業の衰微とともに消滅した。その年代は、はっきりしていない。

○上久具の渡し場

県内で、川の渡し場が見られるところは、本町のみになったということで、稀少価値があると思われる。そこで、そのただ一か所残っている上久具の渡し場について、記録をとどめたい。

この渡し場は、大野木や鮠川の渡しと異なって、比較的遅くつくられたものである。明治三十四年に内城田村の小学校が統合されて、内城田神社前に内城田尋常高等小学校が建設された。それ以来、南岸地区の学童の通学路として、子供たちは、雨の日も風の日もこの渡し場をわたって、学校へ通って現在に至っている。

この渡し場も他の渡し場の例にもれず両岸は坂である。ことに左岸の川原は、広く長い。この川原を横切ってさらに学校下の急な坂道を登らなければならない。

昭和九年、内城田小学校が東の現在地に移転され、旧校舎跡に内城田産業組合が設立されてからは、さらに農業に従事する

人々の交通運搬機関として、この渡し場が利用されるようになって、よく賑ったものである。

しかし、他の交通機関と異って発着も不規則で、川の中途まで来たと思っても、また引返して人を乗せたりするのでバスに乗り遅れたり、学校の始業時刻に遅れて息せききって川原を走ることもたびたびであった。また、夏の炎天下や、国束嵐が吹きすさぶ寒風の中で、小一時間も川原で待たされることもあって、渡し守りも通行人も大へんなことであった。冬の夜学の帰りは大抵夜の十時を過ぎている、霜の降りた川原の石は、キラキラ光っている。呼べども叫べども渡し守りは起きてくれない。寒気はつのるばかりで寒さに堪えるために足踏をしながら渡し舟を待ったつらい思い出をもつ老人も多いことであろう。

戦時中は、農産物の出荷のことなどで組合との交渉も多かったが、とりわけ、米麦の供出の際は、南岸集落の大部分がこの渡し場を利用したものである。供出米を積んだ荷車やリヤカーを船に乗せて渡すのであるが、舟には、荷車が三台位しか乗せられないので、この乗り降りが大変であった。乗り降りには、お互が助け合い、川原をわたる時は、後から荷車を押し上げるようにしてやっと平通に出るという具合で、この難関を過ぎると組合下の急な坂を登るのがまた、大変な事であった。

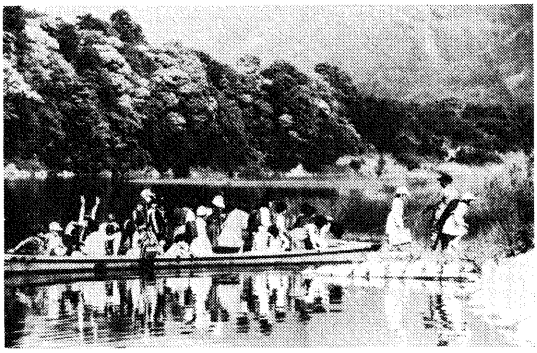

上久具の渡し（朝日新聞社提供）

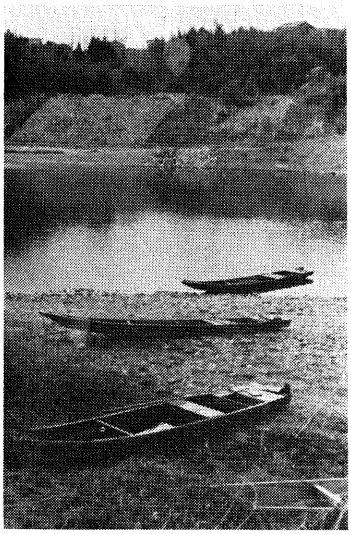

旧井戸ケ瀬の渡し（田口）

さて、渡し場も平水の場合は、まず安心であるが、雨が続いたり、風雨に見舞われると大変で、宮川は増水し、たびたび川止めとなる。台風がくるとなると、幾日も川止めがつづき、内城田小学校では、年間の川止めが、三十日にも及ぶ記録が残っている。宮川の増水は、定った時間にくるものではない。授業の最中に渡し守りが呼びにくると、南

岸の児童は、全員大急ぎで渡し舟で帰宅するが、帰宅時間の早い時は、上久具のお寺の本堂を借りて自習することもあった。朝から川止めの時は、お寺で一年から高等生まで複式授業で、南岸出身の先生や南岸に配置された先生が指導に当たった。

こんな日は、学校に残った児童も正規の授業ができなくて、子供たちは、川止めの声を聞くと喜んだものである。

まだ、鵜飼舟のあった大正末期の頃には、この舟を大水の時の渡し舟に利用した事もある。学童や一般の人々を乗せた鵜飼舟を、岸辺を伝って上流に漕ぎ上げ、一挙に川を横切るのであるが、流れが急で向う岸に着くのは、遙か下流に押し流されるという危険をともなうので、全学童を渡すのも大変なことであった。

いまは内城田大橋ができたので、南岸の子供達も増水時には、遠く迂回して学校に通うことができるようになり、授業に支障を来すことはなくなった。ちなみにこんな苦労や危険をおかしては来たが、みんなの努力で、今まで長らくの間、渡し舟による登校の安全が確保されていることを付記したい。

四　橋　梁

本町は前掲のように、宮川及び一之瀬川の両岸に発達した集落の集合体で、各集落は山ひだの麓に点在していて、集落の境界は、いずれも谷川を以ってしている状態で、その間の交通は、橋によってなされるか「飛び石」伝いであった。

橋といっても、明治初年までは、丸木橋か板橋程度であったことは、人道がほとんど二メートル未満であったのでも知れるのである。

飛び石伝いは、今は山の谷川にあるぐらいで、めったに見ることができない。茶屋広から立花に行く途中の谷川を小山谷というが、ここは橋がなく明治末期橋ができるまでこの橋の上手の飛石を渡っていたのである。これを渡って一寸坂を登り、また、古川の飛び石を渡って芝に出て立花に入るか、山道を登って尾根伝いに立花に出るなどの苦労をしたものである。

こうした不便な道も、明治一七年ごろから二一年にかけての伊勢―南島線の改修時に、また、明治四十二年の伊勢―大宮線の大改修時に土橋またはコンクリートの永久橋に架け替えられたのである。

しかし、中央を貫流する宮川及び一之瀬川の本流は、川幅も広く架橋は容易なことではできない事業で延長一三四キロメートル余といわれる宮川に橋という橋は明治四十四年に宇治山田(今の伊勢市)と川端をつなぐ度会橋(今当時の橋杭が残っているのが見える)が架けられたのと宮川の上流、大台町の三瀬谷から大宮町の野後に架かる舟木橋の二橋があったぐらいで、対岸との交流には、いい知れない不便があり、文化の発展を阻害していたのである。

時代は進み、旧状脱却のため逐年架橋のことが町行政に取り入れられ、町発展の基盤となっている。

中川大橋(坂井～麻加江間)は、昭和二十三年に木橋が架けられたが、間もなく流失し、昭和二十七年現在の永久橋が完成した。さらに内城田大橋(棚橋～下久具間)が昭和二十八年に完成。鮠川大橋(鮠川～茶屋広間)が昭和四十六年に架設された。

一之瀬川の架橋は、栗原橋が昭和三十四年に架設。日向の高瀬橋は、昭和二年に山間地では類の少ないワーレン式の橋が架けられたが、昭和五十一年に現在の永久橋に架け換えられた。天祥橋(駒ケ野～火打石間)は、昭和三十三年、隆祥橋は、昭和四十年にそれぞれ架設された。

和井野橋(和井野～脇出間)は、大正三年に木橋が架けられたが、昭和二十六年に今の永久橋に架け換えられた。南中村の日部橋も、大正十四年に木橋が架設され、昭和四十六年に永久橋となった。

そのほか柳の早瀬橋が昭和十七年、猪子瀬(いのこぜ)橋が昭和二十九年にそれぞれ架設された。

これまで一之瀬川は、川幅がせまく、水深も浅かったので、ほとんど板橋で用を足していたのである。

川口地内の飛瀬浦橋は、現在の永久橋とならない以前は、誰が企画したものかさだかではないが、料金を徴収して通していたので、今もこの橋を「銭取橋」といっているが、有料道路の草分けであろうか。

度会町橋梁一覧

（延長幅員単位メートル）

橋名	県、町の別	架橋完成年月	延長	幅員	工費
中川大橋	県道	昭和二十六年五月	一八七・一〇〇	二、三〇〇万円
田口大橋	町道	昭和五十五年七月	二〇〇・〇〇	六、二五	八七、〇〇〇万円
鮠川大橋	町道	昭和四十七年二月	一五一・〇〇	六・〇〇	七、一四〇万円
内城田大橋	県道	昭和二十八年	二一三・六〇	五・〇〇	—
飛瀬浦橋	県道	昭和九年三月	四八・七〇	四・六〇	—
五里山橋	町道	昭和三十年	四四・〇〇	三・七五	—
栗原橋	町道	昭和三十四年三月	四九・三二	四・〇〇	六五五万円
高瀬橋	町道	昭和二年	四八・〇〇	三・〇〇	九千円
日向橋	町道	昭和五十一年十月	五九・〇〇	五・〇〇	一億一千四百九十六万円
天祥橋	町道	昭和三十三年三月	四五・〇〇	三・六〇	四五〇万円
陸祥橋	町道	昭和四十年二月	二〇・〇〇	四・〇〇	五一三万円

橋梁の現況

（昭和52年4月1日現在）

橋種別	数	延長	平均幅員	備考
永久橋	81	1068m	3.5m	最大幅員5.0m　最小幅員2.0m
木橋	19	46	2.3	最大幅員3.0m　最小幅員2.0m

古川橋	県道	昭和十二年	三八・〇一〇〇	三四・〇〇			
鯉橋	県道	昭和五年	五〇・〇五〇〇	四・一〇〇			
出合橋	県道	昭和四十五年三月	二一・三〇〇	七・五〇〇			
梅橋	県道	昭和十二年三月	三七・三五	四・三二			
乙女橋	町道	昭和三十五年十二月	二二・六五	三・四五			
久留橋	町道	昭和三十六年六月	三三・二〇〇	三・〇〇			
日部橋	町道	昭和四十六年三月	二一・〇〇	三・六〇〇	四、五〇〇万円		
五郎ヶ瀬橋	町道	大正十四年十二月	二〇・〇〇	一・八六			
和井野橋	町道	昭和二十九年一月	二八・八〇	四・五八			
猪子瀬橋	町道	昭和二十九年七月	二四・八〇	三・〇〇			
早瀬橋	町道	昭和十七年五月	二四・八〇	二・七四			
わんだ橋	町道	――	五・〇〇	四・〇〇			

浦上橋	町道	—	一三・六〇〇	—	—
小山谷橋	町道	—	一四三・六〇〇	—	—
江戸橋	町道	—	三六・六〇〇	—	—

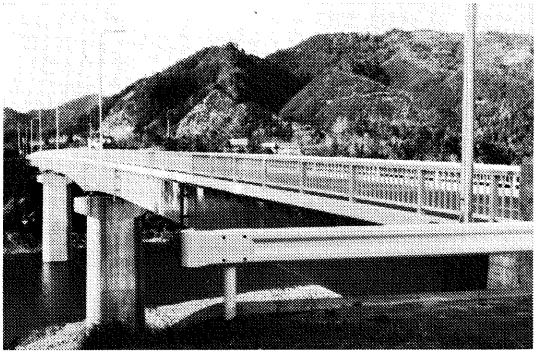

田口大橋

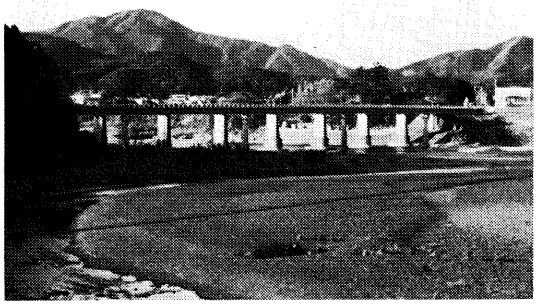

内城田大橋遠望



古河橋

五　交通運輸機関の移り変わり

先に述べたように、昔の運輸機関の主なるものは鵜飼船であった。今より二三〇年ほど前の宝暦年間の記録には、宮川筋に二〇艘、一之瀬川筋には、小廻船を加え二六艘の鵜飼船の記録がみえている。鵜飼船とは、今の長良川あたりの鵜飼船と同じ形のもので、長さ約一五メートル、幅は中央の広いところで二メートルほどあり、深さ約〇・九メートルで、相当の積荷にたえることができた。

この船は主として、米穀、野菜、薪炭類や時には人を乗せて、現在の伊勢市方面に漕いで下り、帰りは、日用雑貨や塩類などの食糧品を積んで舟宿のある集落へ卸していたものである。

次に、本町の特筆すべきものとして、渡し船がある。現在は、上久具の渡し場に一艘、主として小学校児童の朝夕の登下校に利用されているが、先に述べたように橋梁ができるまでは、人馬や荷物の輸送と連絡に欠かせないもので、鵜飼船と異なって、平たい構造になっており、人はもとより牛馬、自転車や薪を積んだ荷車なども積載することができた。

次に陸上運輸の手段であるが、江戸時代は、道路も人馬の通る程度のものしかなく、天秤棒や牛馬の背に頼って、わずかな量を運搬していたが、道路がしだいに改修されるにしたがい、明治二十年ごろから荷車（大八車）が、続いて明治二十二、三年ごろから牛馬に挽かす荷馬車が出現して、荷物輸送は、非常に便利になった。このことがまた一層道路拡張に拍車をかけることにもなった。

しかし、この荷馬車もやがて昭和五年ごろから、オート三輪が導入されるようになって姿を消していった。また、

鵜飼船の記録

（　）は小廻船

村名＼年代		正徳3年 1713	宝暦3年 1753	安永2年 1773	明治2年 1869	明治6年 1873	明治8年 1875
中川村	長原	—	—	4	4	—	—
	麻加江	—	—	1	2	—	—
	坂井	—	—	2	5	—	—
	田口	—	—	3	5	—	—
内城田村	棚橋	—	4	—	—	—	—
	牧戸	—	2	—	—	—	—
	大久保	—	4	—	—	—	—
	上久具	—	3	—	—	—	—
	下久具	—	6	—	—	—	—
小川郷村	川口	—	1	1	—	—	—
	栗原	—	—	4	—	—	—
	中之郷	—	4（6）	1	—	—	—
	日向	1	2	—	—	—	—
	五ケ町	—	1	—	—	—	（2）
	火打石	—	1	—	—	—	—
	駒ケ野	—	8	—	—	（12）	—
	小川	—	4	—	—	—	—
計		1	40（6）	16	16	（12）	（2）

注　上記は、古文書に残されたもののみを掲げた。

荷車に代わるものとして、昭和五年ごろリヤカーが出現して、小荷物運搬に重宝がられるようになった。リヤカーは、現在も使われているが、荷車は、昭和三十年初めごろには、姿を消したが、ゴム車と呼ばれるゴム車輪の低い車体の荷車は、しばらく使われていた。農作業に耕耘機が導入されるようになってから、その動力を原動力として車を曳く、いわゆるトレラーが導入され、農家の運搬用具としてリヤカーに代わり使用されるようになった。

また、公共的な輸送機関として、荷馬車にかわって、貨物の輸送に三重定期、近鉄運輸の二社が定期的に運行されていたが、自家用貨物車の普及に伴い、いつの間にか不定期となり、現在に至っている。

自転車が導入されたのは、内城田地区では、明治三十七年が初めてのことで、そのときは五台であった、しかし、大正十三年には、七〇台を数え、昭和五年には、五二〇台に達し、各戸に一台を持つように普及した。

次に大正七年ごろ、脇出の青木武男がオートバイで通勤して人の目をひいたことが記録に残っているが、自動二輪車が一般的な交通機関となったのは戦後のことである。

人力車が村に入ったのは、明治三十五年ごろのことで、当時は、すでに能見坂も改修されていて、この坂の下の南中村地内には、車庫を設け五台を常備し、車夫が客待ちする姿が見られたという。その他、柳に一台、大正六年ごろは川口、飛瀬浦橋詰に三台の人力車が駐車していたという。



下田口までバスが入る

○定期バス　大正十一年十二月十五日、三重県知事の営業免許をうけて、伊勢から一之瀬村南中村まで延長二七・七キロメートル、伊勢南島バスが初めて運行されるようになった。このバスはさらに大正十三年五月からは、吉津、神前まで延長された。

大正十五年には、伊勢から長原まで、一日三回往復、定期の中川線バスが運行するようになって、本町の交通の便は一層開けることになった。この路線は昭和十三年六月には、長原から坂井まで、昭和三十七年一月には、麻加江まで、同四十年十二月には、田口、同五十二年六月には、上田口まで延長運行し現在に至っている。

昭和四十二年十一月には、伊勢、田間間がバス運行を開始、宮川南岸の地域

もバス利用の便が開けた。

さらに、棚橋と川口もバス路線で結ばれるようになり（昭和三十八年）、また、中川線、南島線のバス運行の回数も多くなって、現在、高校生の通学や、町内や伊勢市などへの通勤に大きな役割を果たしている。

なお、昭和十九年二月、三重交通株式会社が誕生し、本町内の路線は、三重交通の管下になった。

第二次大戦の末期には、ガソリン燃料が不足し、木炭の煙をはきながら坂道をあえぎあえぎ登った木炭バスも思い出の一つとして記しておきたい。

六　交通運輸機関の現状

自転車から自動車へ　戦後間もない、昭和二十四、五年ともなると、自転車に「ビスモーター」を取り付けて走るようになり、昭和三十年近くなると世はスピード時代を現出し、モータリゼーションの波が押し寄せて、原動機付き自転車（カブなど）やオートバイが出現し、自転車に代わって一家一台の様相を呈し、通勤はもっぱらオートバイが用いられるようになった。昭和三十年の後半になって、日本の高度経済成長期に入ると、農家の運搬車輌もトレラー、オート三輪に代わって、小型四輪貨物自動車の使用が増加した。

昭和三十五年は「マイカー元年」といわれるように、自動車は、一般大衆化され、三十七年ごろには、通勤者の間にも、オートバイに代わって自動車が使用され始め四十年代に入ると、自動車通勤が普通の状態となって来た。四十年代後半にもなると、どこの家にも車があり、通勤はもちろん農林作業の往復に、果ては買物、行楽の足として一時

Ⅰ表 軽自動車登録台数の推移

昭和55. 11調

車種＼年度	48	49	50	51	52	53	54	55
原付第一種(50cc以下)	616	686	736	794	877	1,005	1,098	1,143
原付第二種乙(51～90cc)	428	386	336	282	258	237	202	195
原付第二種甲(91～125cc)	75	61	56	50	39	36	35	32
農耕作業用	0	666	636	600	550	503	462	429
小型特殊	0	2	3	6	6	6	7	8
軽二輪(125～250cc)	42	33	20	16	17	18	17	14
軽四輪(貨物)	495	594	674	782	841	948	1,034	1,133
軽四輪(乗用)	338	318	288	264	250	258	263	264
二輪の小型自動車	0	5	6	6	15	12	15	18
軽三輪	5	2	1	0	0	0	0	0
計	1,999	2,753	2,756	2,800	2,853	3,023	3,133	3,236

注: 昭和30～48まで資料なし

Ⅱ表 自動車保有数の推移(昭和37～55)

(三重県陸運事務所調)

車種＼事業別＼年度	普通貨物 自家用	普通貨物 営業用	小型四輪貨物 自家用	小型四輪貨物 営業用	小型三輪貨物 自家用	小型三輪貨物 営業用	(小型乗合)普通乗合 自家用	(小型乗合)普通乗合 営業用	普通乗用 自家用	普通乗用 営業用	小型四輪乗用 自家用	小型四輪乗用 営業用	特殊用途 自家用	特殊用途 営業用	特殊車 自家用	特殊車 営業用	合計 自家用	合計 営業用
昭和37	22	4	37	1	54	3	0	0	1	0	14	1	0	0	0	0	128	9
38	28	6	55	1	57	3	0	0	1	0	21	2	0	0	0	0	162	12
39	28	4	72	1	49	2	0	0	1	0	28	3	0	0	0	0	178	10
40	33	3	98	0	48	3	0	0	1	0	43	3	1	0	0	0	224	9
41	37	4	152	1	39	2	0	0	1	0	65	3	2	0	0	0	296	10
42	49	0	214	0	29	2	1	0	1	0	104	3	2	0	0	0	400	5
43	61	0	309	0	29	1	5	0	2	0	190	3	2	0	0	0	598	4
44	69	0	382	0	21	3	6 (0)	0 (0)	2	0	269	2	3	0	1	0	753 (0)	5 (0)
45	65	0	430	0	15	2	7 (3)	0 0	2	0	454	0	3	0	1	0	977 (3)	2
51	112	0	470	0	5	0	1 (4)	0 0	4	0	1,551	0	28	0	12	0	2,183 (4)	0
52	100	0	480	0	5	0	3 (3)	0 0	5	0	1,624	0	28	0	13	0	2,258 (3)	0
53	96	0	483	0	3	0	3 (4)	0 0	7	0	1,725	0	32	0	12	0	2,361 (4)	0
54	94	0	480	0	0	0	3	0	9	0	1,853	0	29	0	14	0	2,482	
55	88	0	515	3	0	0	3	0	11	0	1,950	2	28	0	14	0	2,609	5

注 30～36年資料なし、46年～50年郡市別調査のみで町村別の調査が行われなかった

Ⅲ表　交通事故発生件数の推移

年度	昭和46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年
人身事故(件)	28	29	18	14	12	20	23	25	25
死者(人)	0	1	0	2	3	0	0	1	1
傷者(人)	34	29	30	14	11	24	27	40	32

期の自転車のように一家一台の状況になった。五十年代に入ると田舎でも、自動車は、嫁入り道具の一つとなって来て、自動車運転免許取得は、昔の裁縫、お華、お茶といった花嫁修業の一つとなった。また、自動車運転免許は就職上必須の条件となっているほどでほとんどの家に二、三台の乗用車があるという現状である。

七　交通安全対策と施設

自動車の激増とともに、本町においても道路の拡幅、舗装、橋梁の架設と逐年整備されて来たが、反面、交通量も年々増加して来た。

伊勢、大宮線は四十二号線の完成とともに松阪方面、紀州方面への利用度が高くなって来たし、伊勢、南島線は、内城田大橋の架設によって、南島方面の海産物輸送の幹線となり、玉城町を経て旧二十三号線に向う通行量は、極度に高まってきている。

内城田地区の南岸線においても、鮠川大橋、田口大橋の完成後は、四十二号線よりの乗り入れもあって、交通量の増加を見るようになった。

近く鮠川大橋から下久具に至る農免道路が完成すると、さらに交通量は、増大することであろう。

統計によってもわかるように、昭和四十年代に入ると、自動車も激増して来るが、そのころ

は、まだ、道路事情も悪かったので、交通事故も増えて「自動車は走る凶器」とまで言われるようになった。

したがって、田舎道でも安閑として通ることができなくなり、昭和四十七年には、棚橋地内、昭和五十二年には、川口地内にそれぞれ信号機が取り付けられた。

このほか、安全対策として、道路の危険箇所には、町関係だけでも約一五〇〇メートルほどの防護柵が設置され、道路のカーブ地点には、カーブミラーが二〇四か所、学童の通学、その他横断の激しい所には、約一一か所横断歩道の指示標識がなされている。

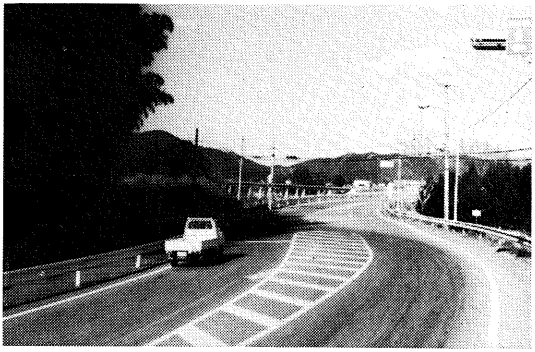

川口付近の交差点



交通安全への呼びかけ

近時、全国的に交通事故は後を絶たず交通地獄、交通戦争の様相を呈し、救急車のサイレンの音におびえなければならない状況である。

本町においては、既にこの対策として、昭和三十八年四月一日、交通安全協会を結成し、伊勢交通安全協会の傘下に入って、交通道徳の普及と道路交通における危害防止対策の確立をはかり、会員相互の親睦と研修をはかる目的で、毎年、地道な計画を立てて活動し、現在に至っている。

近年、度会町青年団においても青年団活動の一環として交通安全に協力し、交通事故防止の標語や危険個所の標識を各所に設けて、注意をうながしている。

第二章　通　信

一　郵便事業

通信事業は、古くは、大化の改新により駅馬、伝馬の制度があった。その後、幾多の変遷はあったが、徳川時代には継飛脚、町飛脚などの飛脚の制度が確立して来た。

明治新政府になって諸制度の改革が行われ、郵便制度の公布を見たのは明治四年（一八七一）であって、同年一月山田（伊勢市）に郵便取扱所ができた。

これより先、明治元年に、東京築地運上所と横浜裁判所とに電信が開通し、次いで明治五年四月、京都、大阪間に電信が開通した。

当時の電信料は、通信距離に比例したもので、料金は地区によりそれぞれちがっていた。たとえば、東京、名古屋間九〇里（三六〇キロメートル）邦文一五銭、欧文六五銭であった。

三重県に初めて、電信が架設されたのは、明治九年二月で、四日市に電信局ができたのが最初であるが、伊勢暴動の被害を受け翌十年二月津市に電信局が開設されて今日に及んでいる。

電話の開設は、明治二十三年東京に、翌二十四年大阪に開設されたと言われ、三重県に初めて電話が通じたのは四日市市で明治三十三年（一九〇〇）四月のことである。また、本町に電話が入ったのは大正末期と伝えられている。

町内郵便事業　度会町で郵便制度により郵便局で郵便業務を取り扱うようになったのは、明治七年（一八七四）ごろである。

この年、宮本村佐八（伊勢市佐八町）に佐八郵便取扱所が開設された。当時の集配区域は、宮本村、沼木村（ともに伊勢市）、下外城田村の一部岩出（玉城町）、内城田村、中川村の広域であったため、住民にはなにかと不便であったが、この状態が大正十一年（一九二二）内城田村棚橋に内城田郵便局が開設されるまでの約四十余年続いたのである。

一方、小川郷村、一之瀬村方面では、明治五年八月、亀田孫六が居住地の駒ヶ野に駒ヶ野郵便事務取扱所を開設し一之瀬村と小川郷村を区域として郵便事務を管掌した。

明治二十八年（一八九五）柳の西井格太郎により、一之瀬村大字柳村に移し、柳村郵便局とした。

明治七年以前は、郵便役所または、郵便事務取扱所と呼ばれたが、明治八年郵便局と改称し、明治三十六年に一等、二等の階級に区分された。昭和十六年従来の等級制を廃し、普通郵便局、特定郵便局と改称され現在にいたっている。

明治時代の郵便集配人は、法被姿に饅頭笠をかぶり、草鞋ばきで、肩に大きな皮鞄を掛けていた。また、逓送夫は、天秤棒で郵便物を担って、両局間を走っていた。

郵便制度ができてから百年、現在（昭和五十四年）本町内には、集配事務取扱局が二局、無集配局が二局開設されている。

二　町内の郵便局



一之瀬郵便局（脇出）

㈠　一之瀬郵便局（集配局）

①　開設　明治二十八年二月一日、駒ヶ野郵便局を柳に移転し、柳郵便局を開設、明治四十二年六月一日　一之瀬郵便局と改称。　②　所在地　度会町柳。　昭和三十七年六月十一日　現在地　度会町脇出に新築移転す。　③　初代局長　西井格太郎　④　区域　旧小川郷地区、旧一之瀬地区全域　⑤　電報・電話開設　昭和十一年十月六日、一般電話、昭和四十四年二月二十七日、農村集団電話開設。昭和五十三年五月二十五日から電話がダイヤル式となる。

⑥　歴代局長　第一代　西井格太郎　第二代　奥田楠　第三代　奥田猛　第四代　奥田弘　第五代　辻井重平

㈡　内城田郵便局（集配局）

①　開設　大正十一年三月二十六日　②　所在地　度会町棚橋　昭和三十九年四月　現在地に新築移転す。　③　区域　旧内城田地区・旧中川地区全域　④　電報・電話開設　昭和十一年十一月六日　⑤　自動電話開設　昭和五十年八月二十七日

⑥　歴代局長　第一代　藤田幸太郎　第二代　藤田幸一郎　第三代　増田憂太郎　第四代　森本寿郎　第五代　渡辺栄吉　第六代　池山忠

(三) 中川郵便局（無集配局）

① 開設　昭和三年五月十六日、中川郵便事務取扱所として開設、昭和十二年一月、中川郵便局と改称（無集配局）

② 所在地　度会町麻加江　③ 区域　旧中川地区全域　④ 電報・電話開設　昭和十四年三月二十六日（一般電話）　⑤ 農村集団電話　昭和四十二年十月二十六日（注連指農協　農集電話開設）

1　受持配達区内の状況　　昭和54年度

配達区域	内城田局	一之瀬局
	旧内城田旧中川	旧一之瀬旧小川郷
総面積 km²	62.9	69.0
人口	5,193	2,958
世帯数	1,340	656
郵便局数	2	2
切手売りさばき所数	17	10
ポスト数	19	12

2　郵便の利用状況　　昭和54年度

区別		内城田局	一之瀬局
引受郵便物数（1日平均）	通常	204	130
	小包	6	1
配達郵便物数（1日平均）	通常	765	319
	小包	11	4
年賀状の配達物数	総数	132,000	68,000
	1世帯当たり	98.5	104

3　その他郵便関係事項　　昭和54年度

区別＼局	内城田	一之瀬
郵便受箱未設置世帯数	33	53
区内全世帯に占める割合 %	2.5	8.0
表札の未設置世帯数	174	307
区内全世帯に占める割合 %	13.0	55.0
一人の郵便外務員が1日に走る距離 km	45.5	46.0

資料　（東海郵政局 昭和55年4月東海の郵便局中の数字で見る郵便局より抜すい）

電話加入数の状況

局名	人口	世帯数	加入数
内城田局②	—	—	1,225
度会中川局④	—	—	433
一之瀬局⑤	—	—	492
合計	8,959人	2,009	2,150

注　公衆電話を含む。（昭和56年3月現在）　　伊勢電報電話局調

有線放送と電話施設の状況

昭和52. 4. 1現在

施設名	業務区域	世帯数(戸)	加入戸数	加入率(%)	備考
度会町農業協同組合有線放送電話	内城田地区	876	647	73. 9	自動式
	中川地区(注連指別)	316	280	88. 6	
	小川郷地区	287	239	83. 3	
	小計	1, 479	1, 166	79. 6	
	特別回線		37		
	合計	1, 479	1, 203	81. 3	

電話交換局

局名	所在地	備考	局番
内城田電話交換局	棚橋	無人	2
度会中川〃	麻加江	〃	4
一之瀬〃	脇出	〃	5

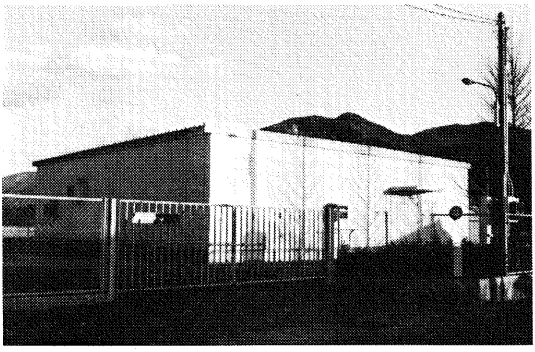

内城田電話交換局

⑥　歴代局長　第一代　亀田才之丞　第二代　亀田弘美

㈣　小川郷郵便局

①　開設　昭和十四年四月二十六日　小川郷郵便事務取扱所開設　昭和十五年十二月一日、小川郷郵便局と改称す。②　所在地　旧小川郷村大字栗原　昭和二十六年旧小川郷村大字中之郷に局舎新築移転して現在に及ぶ　③　区域　旧小川郷村全域　④　電報・電話開設　昭和十五年九月十六日開通　⑤　電話交換開始　昭和十六年二月十六日、昭和四十年三月二十日電話交換台内城田郵便局に合併

⑥　歴代局長

第一代　古森嘉平

第二代　古森健也

度会町のラジオ、テレビ契約数の推移一覧表

年度	世帯数	ラジオ		テレビ		備考
		契約数	普及率	契約数	普及率	
28	1,815	1,282	70.6	—	—	ラジオのみ
29	1,815	1,374	75.7	—	—	
30	1,810	1,462	80.8	1	—	30年よりラジオ、テレビの二本立てとなる
31	1,816	1,521	83.8	6	—	
32	1,821	1,592	87.4	21	1.2	
33	1,823	1,622	89.0	84	4.6	
34	1,807	1,508	83.5	143	7.9	
35	1,806	1,306	72.3	297	16.4	
36	1,801	1,166	64.7	399	22.2	

年度	世帯数	契約乙（テレビを除く）		契約甲(テレビ受信)		合計	
		契約数	普及率	契約数	普及率	契約数	普及率
37	1,801	716	39.8	929	51.6	1,645	91.3
38	1,780	324	18.2	1,401	78.7	1,725	96.9
39	1,786	224	12.5	1,545	86.5	1,769	99.0
40	1,821	184	10.1	1,568	86.1	1,752	96.2
41	1,818	171	9.4	1,574	86.6	1,745	96.0
42	1,818	209	11.5	1,632	89.8	1,841	101.3

年度	世帯数	普通契約（白黒テレビ）		カラー契約（カラーテレビ）		合計	
		契約数	普及率	契約数	普及率	契約数	普及率
43	1,815	1,598	88.0	65	3.6	1,663	91.6
44	1,813	1,465	80.8	206	11.4	1,671	92.2
45	1,839	1,070	58.2	643	35.0	1,713	93.1
46	1,839	814	44.3	924	50.2	1,738	94.5
47	1,844	448	24.3	1,335	72.4	1,783	96.7
48	1,866	285	15.3	1,513	81.1	1,798	96.4
49	1,879	201	10.7	1,595	84.9	1,796	95.6
50	1,898	160	8.4	1,665	87.7	1,825	96.2
51	1,913	139	7.3	1,705	89.1	1,844	96.4
52	1,934	110	5.7	1,753	90.6	1,863	96.3
53	1,952	93	4.8	1,813	92.9	1,906	97.6
54	1,977	74	3.7	1,873	94.7	1,947	98.5

度会町の新聞購読数

（一日平均部数）

地区／年度／新聞	内城田、小川郷、一之瀬地区（棚橋・大西新聞店扱）							中川地区（大台町世古新聞店扱）
	25	30	35	40	45	50	55	55
朝日	370	230	190	170	190	220	190	45
毎日	300	130	150	80	140	180	150	24
中日	180	150	150	150	240	480	570	172
伊勢	250	500	550	730	640	470	290	75
読売							280	
経済	20	7	18	22	25	11	15	8
スポーツ		10	10	10	25	80	90	38
計	1,120	1,027	1,068	1,162	1,260	1,441	1,585	362

注　中川地区は、大台町の新聞販売店の取扱いとなっているが、55年以前の資料がないため、55年度分のみ掲載した。

第五編　環境

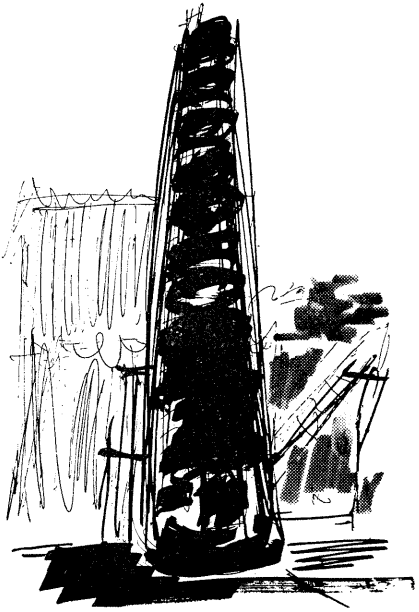

第一章　自然保護

山と川の美しい度会町は、奥伊勢宮川峡県立公園と伊勢志摩国立公園の中間に位置していて、観光資源に恵まれているが、積極的な観光開発が進んでいないため、かえって自然が保たれている。

しかし、昭和三十年以後における宮川と一之瀬川の砂利の採取により、河川沿いのみどりの堤防や山林が減少し、これに代わって、ブロック積みの護岸堤防が増えて、自然景観の変化が進んでいる。

また、化学洗剤使用による家庭排水の激増、水洗便所の普及をはじめ水田などにおける農薬の多用などによって、両川の汚染は、じりじりと年々進行しているのが現状である。

そのことは、むかしから生息していた川蝦（かわえび）や雑魚がめっきり減少したことや水深一〇メートルの川底でもはっきり見えていたものが、最近では、四～五メートルの水深でも見えなくなったということでもうかがえる。また、このまま汚染が進むと河川における児童、生徒の水泳まで禁止しなければならない時代が、やがて来るのではなかろうかと心配されている。

町の環境行政は、町民の生活水準の向上と生活様式の多様化に伴う生活排水や廃棄物の増大により、幾多の課題をかかえている。

たとえば、上、下水道の整備、粗大ゴミの処理施設の充実など自然を環境破壊から守り、健康で美しい町づくりを果たすことが強く要請されている。

以下、本町の簡易水道、美化センター、伊勢市ほか五か町村で構成する伊勢度会環境衛生組合（し尿処理施設）の現況を記したい。

第二章　環境行政

し尿処理　人糞尿は、昔から下肥と呼ばれ、牛馬の糞尿とともに貴重な肥料として、農地に還元されていた。本町でも、以前は、小学校の下肥を代金を払って汲み取る農家もあったほどであるが、近年、化学肥料が豊富に出回わるようになってから、下肥の需要が減少し、し尿をもてあます農家が増えた。また、農地を持たない家庭では、その捨て場にも困るほどになり、し尿処理は、自治体の悩みの種となった。

汚物処理は、清掃法によって、市町村長に義務づけられているが、昭和四十二年五月三十日、同じ悩みを持つ伊勢市、玉城町、二見町、小俣町、御薗村、度会村の一市五町村が、伊勢地区共同し尿処理場建設準備委員会を発足させ、同日付で委員会規約の制定などを行い、その建設に真剣に取り組むこととなった。

委員会の構成は、関係市町村長と議会議員の代表で、組合発足にあたり、委員会の開催二一回をはじめ、先進地視察、衛生担当課長会を開催した。

その結果、昭和四十四年八月十二日、伊勢度会環境衛生組合が設立され、同年十一月一日、し尿処理施設建設事業に着工し、昭和四十六年三月三十一日竣工、同年四月十五日より操業を開始した。

その施設の概要は、次のとおりである。

名　称　伊勢度会環境衛生組合
所在地　度会郡小俣町相合一六六番地
敷地面積　八、二一七平方メートル

昭和46年6月以降の度会町のし尿投入量調

年度	投入量（リットル）
46	678,240
47	860,004
48	1,195,020
49	1,375,200
50	1,529,640
51	1,549,980
52	1,833,300
53	2,050,200
54	2,585,600
計	13,657,184

能　力　六〇kℓ／日
処理方式　湿式酸化処理方式
設計施工　新潟ジンプロ有限会社
総工事費　二〇七、八三二、〇〇〇円

町立美化センター　昭和三十年代までは、ゴミは文化のバロメーターなどと言われ、ゴミが多く出されるところほど文化の程度が高いとされていたが、昭和四十年代に入って、ビニールやプラスチックなど腐らないゴミの増加に従い、ゴミは環境破壊のバロメーターに変わり、ゴミ処理は、どの市町村でも切実な問題となった。

本町の場合、昭和四十年代までは、家庭から出されるゴミは、堆肥の材料や風呂場の燃料として処理されていたが、その後、ゴミの性質がかわったり、ゴミの量が増えるとともに、道路沿いの川岸や空地にこれらのゴミを捨てることが多くなった。

これが河川の汚染につながり、環境が破壊されるとともに、ゴミ捨場には、臭気と蠅が発生し、不衛生をきわめた。



町立美化センター（棚橋）

そこで、これらの悩みを解消するために、昭和四十七年度事業として、ゴミ処理場の建設が計画され、同年九月十一日から翌四十八年一月三十一日の工期をもって完成し、同年四月一日から収集業務を開始した。

建設場所は、棚橋一一一八番地、県道度会玉城線沿いの山林四二一三平方メートルを造成して建てられた。一日の処理能力は、一〇トンで、総事業費は、三一四万五〇〇〇円を要した。設備の概要は、管理棟―一棟。車庫―一棟。焼却炉―一基。破砕機、圧縮機それぞれ一基。計量機―一基。揚水設備―一基。収集車―一台となっている。

また、施設の名称を度会町立美化センターと名づけ町内の美化に活躍している。

簡易水道の移り変わり　本町は、宮川とその支流の一之瀬川に沿って集落が散在する農山村である。古来から住民の生活用水は、付近の谷川や、浅井戸に依存していたが、生活様式の進歩向上に伴い使用水量の増大と地下水の変化によって、安全かつ安定した生活用水の確保が困難となるに至った。

昭和二十七年、簡易水道建設に対する国庫補助制度が制定された。本町においても、この制度によって昭和三十一年度には最も水不足のはなはだしかった矢村地区に簡易水道がつくられ、続いて昭和三十七年度には、柳地区にさらに昭和三十八年度には、坂井地区にそれぞれ簡易水道が布設された。また、その管理運営は、それぞれの集落にゆだねて給水してきた。

昭和四十四年十月、度会町は度会町簡易水道施設整備事業分担金徴収条例を、翌年三月、簡易水道事業給水条例を制定し、昭和四十四年度に上久具簡易水道事業、四十七年度に下久具簡易水道事業の経営を開始した。

昭和四十年代後半に至って、宮川流域において水質不良な浅井戸や渇水地区が表れてきた。そこで全町の水道五か年計画を策定するとともに、急を要する地区から順次基本計画を含めて事業を進め需用に対処してきているが、その全体計画案は、別表のとおりである。

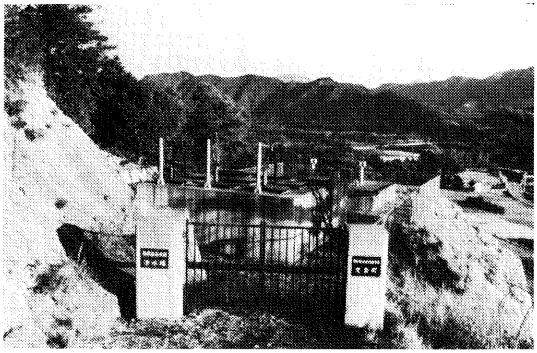

長原簡易水道浄水場



南部簡易水道集水地域

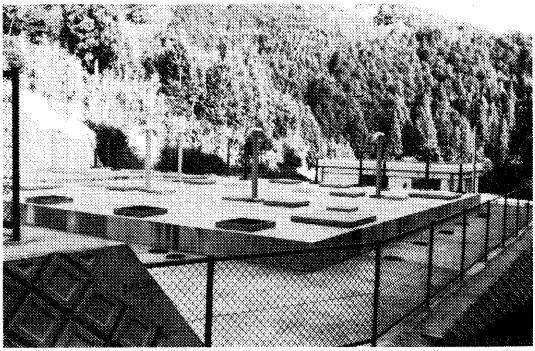

南部簡易水道浄水場

これで給水率は、一〇〇パーセントとなるが、今後の課題として、小規模簡易水道の統廃合と管理運営の合理化があり特に水道使用料の統一をはかることが重要である。また、将来は、各水道事業の有機的な連結によって、水の融通可能な全町一体の広域簡易水道事業とすべきであろう。

なお、昭和六十年後半には、予備水源として、三重県中南勢広域水道の受水を予定している。

また、各水道施設には、消火栓が設置されていて、火災時の初期消火に役立つように配慮されている。

度会町水道事業概要

昭和55年10月1日現在

事業名		年度	施工区分	既設事業名及び年度、給水区域
度会町広域簡易水道事業（57年以降は実施計画）	東部簡易水道事業	53	統合	大野木簡易水道事業、(50)大野木 棚橋簡易水道事業(51)、棚橋、牧戸 葛原簡易水道事業(52)、葛原
	中部簡易水道事業	54	統合	矢村簡易水道事業(31)、矢村 上久具簡易水道事業(44)、上久具 下久具簡易水道事業(47)、下久具
			拡張	田間、川口、栗原、中之郷
	南部簡易水道事業	54 55	新設	川上、南中村、和井野、脇出、市場、小萩、駒ケ野、火打石、小川、五ケ町、日向
			統合	柳簡易水道事業(37)、柳
	西部簡易水道事業	55 56	新設	麻加江、田口、立花、茶屋広、当津、注連指
	（東部又は西部事業に統合）	57年以降	統廃合予定	坂井簡易水道事業(38)、坂井 立岡簡易水道事業(50)、鮠川、立岡、大久保 長原簡易水道事業(51)、長原 平生簡易水道事業(52)、平生
				中南勢広域水道受水（60年以降）

第六編　教　育

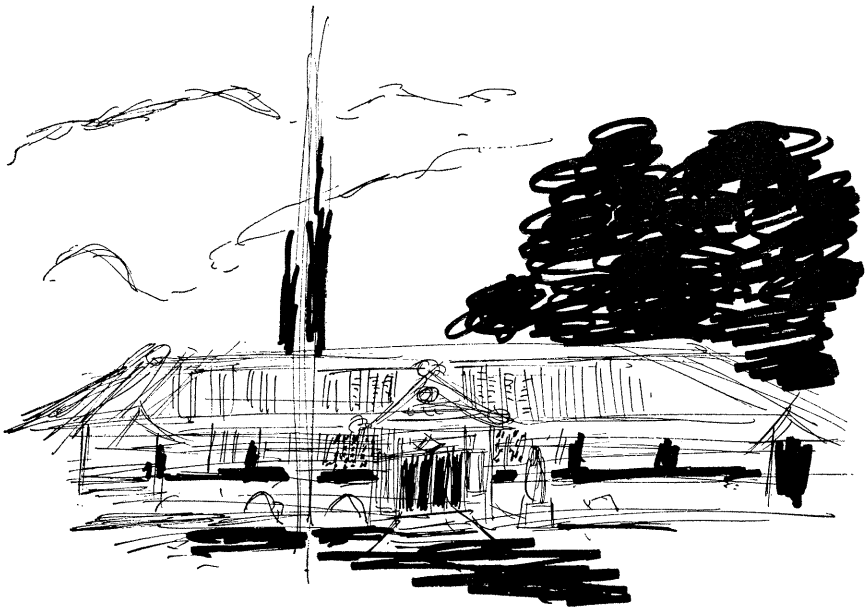

第一章　教育の変遷

一　明治以前の教育

親が子女を教育することは、種族維持の本能であって、遠く原始時代から生活の智慧が伝達されて来た。まだ文字のなかった古い時代は、口伝法が用いられて、親から子に、子から孫へと生活の智慧を語り伝えたものである。

朝廷には「語部（かたりべ）」というものがあって、宮廷の古辞、古伝説などを語り伝えたといわれている。

文字が渡来して普及するにつれ、「語部」の口述を文字に写して正確に後世に伝えることができるようになった。我が国最古の書冊といわれる古事記三巻は、時の語部、舎人稗田阿礼の口述を史臣太安万侶が文字をもって編述したもので二か年を費して和銅五年（七一二）に完成したと伝えられている。

我が国に文字が渡来したのは、応神天皇の朝、百済（くだら）の人「王仁（わに）」が論語十巻、千字文一巻を献じて帰化したのが初めとされている。その後「王仁」は時の朝廷に仕え、太子雅郎子の師となり、太子の教導に当たった。これが師弟関係にある教育の萌芽とみることができる。「王仁」の子孫は朝廷に仕え、西文氏（かわちのふみうじ）（河内）として長く文筆の業に従事した。

天智天皇が皇太子の時、ときの碩学者「南淵請安（みなぶちのしょうあん）」を師として孔孟の道を極め、即位して学校を設け、官制を令

せられた。これが学校教育の嚆矢と伝えられる。また、文武天皇は、学令を公布し教育制度を定め「大学」を設け学事を奨励し教育の振興をはかられた。

奈良時代には、学術技芸大いに開け絢爛たる奈良文化を生みだしたのである。当時朝廷に仕える者は、それぞれ世襲制であったので、各家門では子女を教育して家門の繁栄を図った。これが家学制度である。

平安時代には、教育の仕事もますます盛んとなり、藤原冬嗣は、弘仁十二年（八二一）勧学院を京都に開き、藤原一門の子弟教育を便にした。天長五年（八二八）僧空海は、京都に綜芸種智院を設け、僧俗二面の教育の場とし、僧侶の養成と庶民の啓蒙に貢献した。その間わずかに七年、空海入寂（八三五）とともに惜しくも亡びた。仁明の朝、橘氏公は「学館院」を創設したが、後、藤原氏の手に移り、長く藤原一族の教育の拠点となった。

このようにして、平安時代は学者や文人が多く輩出して平安文化の繁栄をみた。

鎌倉時代は、武士勃興の武家政治時代で、金沢文庫、足利学校が造られて武士教育の場となった。

金沢文庫は、金沢称名寺に設けられた文庫で金沢実兼の創設で多くの書を蔵し一族教育の場とした。後、徳川家康により蔵書の大半が江戸に移され現存している。

足利学校は小野篁の創設と伝えられ、足利義兼が一族子弟の教育のため修復拡張したもので、校主の九華は、三千の人材を教導したと伝えられる。同校の蔵書目録に二十八部二百五十余冊の書籍があり、学校とともに栃木県足利市に現在保存されている。

室町時代には、貴族に代わり武士、地方の豪族が台頭し、やがて下剋上の乱世となり、学問は全く地に落ち、ただ各地の寺院僧侶によって保持されるに過ぎなかった。したがって、各地の寺院が地域社会の庶民教育の場となった。これが徳川時代、最も盛んになった寺子屋教育の起点ともいうべきものである。

この寺子屋教育は、明治五年学制の公布されるまで庶民教育の重任を果してきた。

徳川家康が江戸に幕府を開いたのは慶長八年（一六〇三）である。幕府の「知らしむべからず寄らしむべし」「農は納なり」との愚民政策により、庶民教育は一時衰退したが、弾圧政策も長くは続かず、社会情勢がようやく落ちつくにつれ再び学問の芽が成長して来た。

幕府は、林羅山を儒者として召しかかえ、湯島に聖堂を建て、孔孟の像を安置して学問の象徴となし、別に館を設けて学習の場とした。全国の大名も競って学者を招聘して藩学を興した。水戸の弘道館、鹿児島の造士館などは有名であった。明治維新の際、その大半は廃絶したが、中には新制度の中学校、高等学校として残り、明治教育の一翼を果したが、津の藤堂藩の励精館もその一つで、後、中学校となり「励中」と略称し、明治、大正、昭和の三代にわたり県下の中等教育の重任をはたしたのは人のよく知るところである。

その他、各地方には、庶民の子女を対象とした私塾が多く開設された。たとえば、伊藤仁斎の古義堂、中江藤樹の藤樹書院、吉田松陰の松下村塾などはその代表的なものである。これらとて武士の子女または富有家庭の子弟がその対象で、農工商一般庶民には手が届かなかったのである。これら庶民の教育の場として存在したのが寺子屋教育である。

寺子屋は、庶民の子女を教育する私塾の総称であって、その多くは、寺院に子女を集め、僧侶が指導に当ったところから、この名が生まれたのである。この私塾に入学することを「寺入り」と称し、男女七・八歳に達すると多く寺入りをした。

「寺入り」には、若干の金品を束修（そくしゅう）として納めた。また、寺入り中は盆暮に中元、歳暮と称し、金品を届けるのが習慣となっていた。

寺子屋の学習は、一定の課程はなく、庶民の日常生活に必要な読み書き、算盤（そろばん）の初歩を学習させたのであった。寺子屋の先生は手習い師匠とも呼ばれたように、毎日の学習の大部分は手習いであり、それに読みものが加えられた。

手習い（習字）は先ず「いろは」「数字」などから始めて「十干」「十二支」「方角」「村づくし」「姓氏づくし」「国づくし」「変態仮名」と進んだ。始め師匠が手本を書いて渡し、生徒はそれを見ながら書き習った。初歩の手習いが終ると、つぎは各種の内容をもった「往来物」を学んだ。往来物は手習いの手本でもあり、読みものでもあった。これも始めは、書き手本が用いられたが、寺子屋が発達し、手本の需要が多くなるにつれて、版本の往来物が出版され、その版本も教科書として用いられるようになった。往来物はその名の示すように、はじめは手紙文を集めたものであったが、その後、さまざまの分野の教材をその中にもりこんだ。それが内容によって分化して、各種の往来物がつくられるようになり、近世の寺子屋の教科書として独自の発達をみたのであるが、一例をあげると「庭訓（ていきん）往来」「東海道往来」（都路往来）「商売往来」「百姓往来」「番匠往来」「諸職往来」「風月往来」などがある。

また、江戸時代には、封建社会の道徳を教えるための教訓書も数多く出版されている。「実語教」「童子教」がそれであるが、女子一般の教訓書も多く、「女大学」を始め、「女論語」「女訓孝経」「女今川」「女実語教」などのように女の語を冠したものも多い。読本は、さらに進んでは「日本外史」「四書五経」「十八史略」などが使用されていた。

算数の教科書としては有名な「塵劫記（じんこうき）」がある。このそろばん教科書は全体として、通俗的、庶民的で江戸期の庶民教育の特色を示している。このような寺子屋の教科書は、町内の寺院などに一部は保存されている。

今、寺子屋教科書として使用された「東海道往来」及び「実語教」の一節を掲げておく。

「東海道往来」――都路は、五十次餘りに三つの宿、時えて咲くや江戸の花、波しづかなる品川や、やがて越えくる川崎の、軒端ならぶる神奈川は、はや程谷のほどもなく、昏れて戸塚に宿るらん、紫匂ふ藤沢の野もせに続く平塚も、元の哀れは大磯か、蛙鳴くなる小田原は、箱根を越て伊豆の海（中略）齢ひも久しき亀山と、留める人なき関ならじ、賤が家ならぶ坂の下、誰が土山に座せしめん、むれたる露も水口に、にごらぬ末の石部かな、野辺はひとりの草津分、実にもまもりの大津とは、はなのにしきの九重に、こころ浮きたつ都ぞと、君のことぶきいはゐたりけり、かしこ

「実語教」は、唱読に便利な五言対句の形に編集された教訓書で「山高故不貴　以有樹為貴　人肥故不貴　以有智為貴」で始まり、「玉不磨無光　無光為石瓦　人不学無智　無智為愚人」といい、最後は、「身終勿忘失」と結んでいる。

以上の一例でもわかるように、これらの教科書は読み重ねているうちに、自然に地理を身につけ、学問の必要性を体得させるようにできている。また「儀礼、喪服伝、婦人服従」の三教に――家にあっては、父に従い、嫁しては夫に従い、夫死しては子に従うべし、と三従の教えを説いたところなど、封建社会における女子道徳のあり方が端的に示されている。

「三尺下って師の影をふまず」といわれ、師弟の間は頗る厳格ではあったが、親密さがあり、慈愛と尊敬で固く結ばれていた。

長い歴史に培われた寺子屋教育は、明治に入っても続けられ、明治五年学制の発布により、寺院、私宅がそのまま学校として仮用されたが、各地方に校舎の建築が進むにつれて消滅していった。

おもうに江戸時代を通じて武家の藩校と庶民の寺子屋が教育機関として発展普及し、学問教養の水準を高めつつあったことは、明治時代になってすべての国民を対象として学校を設ける際に、重要な基礎をなしたのである。

二　明治以後の教育

慶応三年（一八六七）徳川幕府が大政を奉還して、明治の夜明が訪れた。明治元年（一八六八）五箇条の御誓文によって明治政府の方針が示された。維新政府は、聖旨を奉じて近代国家建設のため諸制度の改革に鋭意総力を集中した。教育においても一大改革が行われ、近代学校教育制度の確立をみた。明治五年の学制の発布である。

明治四年（一八七一）廃藩置県が断行され、同年八月「大学ヲ廃シ文部省ヲ被置候事」と太政官布告があり、全国教育行政の総元締として従来の大学を廃し、文部省を設置し初代文部卿（後に文部大臣と改称）に大木喬任が任命された。同年十一月文部省内に学制取調掛を任命して学制の起草に着手した。

学制公布に当たり同五年七月、太政官布告第二百十四号が布告された。これは学制の序文ともいうべきもので俗に「学制序文」「御布告書」といわれ、学校教育の理念を明らかにし、学校設立の主旨を述べ、学問の意義を説いたものである。

明治五年（一八七二）八月学制に添えて全国に頒布された。

太政官布告第二一四号学制序文の全文を掲げる。

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆえんのものは他なし身を修め智を開き才芸を長ずるによるなり而して其身を修め智を開き才芸を長ずるは学にあらされば能はず是れ学校の設あるゆえんにして日用常行、言語書算を初め士官農商百工技芸及法律政治天文医療等に至る迄凡人の営むところの事学あらざるはなし人能く其方のあるところに応し勉励して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされば学問は身を立るの財本ともいうべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや夫の道路に迷い飢餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは暴竟不学よりしてかかる過

を生ずるなり従来学校の設ありてより年を歴ること久しといえども或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき学問の何物たるを弁ぜず又士人以上の稀に学ぶものも動もすれば国家の為にすと唱え身を立るの基たるを知ずして或は祠章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといえども之を身に行い事に施すこと能はざるもの少からず是すなわち沿襲の習弊にして文明普ねからず方芸の長ぜずして貧乏破産喪家の徒多きゆえんなり是故に人たるもの学ばずんばあるべからず之を学ぶには宜しく其旨を誤るべからず之に依つて今般文部省に於て学制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり高上の学に至ては其人の材能に任かすといえども幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるもの其の父兄の越度たるべき事

但従来沿襲の弊学問は士人以上の事とし国家の為めにすと唱うるを以て学費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば学ざる事と思い一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきものなり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず学に従事せしむべき様心得べき事

右之通被仰出候条地方官ニ於テ辺隅小民ニ至ル迄不洩様　便宜解釈ヲ加ヘ精細申諭文部省規則ニ随ヒ学問普及致候様方法ヲ設可施行事

明治五年壬申七月　　太政官

右のように新しい学制による学校を設けるから一般人民はすべて学校で学び、「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す」として、就学の義務をといている。

この学制では学区制の規定がある。これによると「全国を八大学区に分けそれぞれ大学校一校を置く。愛知、額田、浜松、岐阜、犬上、三重、度会の七県は第二大学区と定められ、愛知県を以て大学区本部とす」とある。

次に「一大学区を三十二中学区に分ち各区に中学校一校を置く。一中学区を二百十小学区に分け各区に小学校一校を置く」と定められた。全国で五万三七六〇の小学校が設立される計画であった。

文部省の統計によると昭和四十六年度小学校二万四五四〇校とあり学制による校数の約半数である。学制の計画がいかに雄大であったかが想像出来る。これを児童就学率から見ると明治六年には僅かに二八パーセントであったものが、明治四十年には九七パーセント、大正十五年には九九・四パーセント、昭和四十六年には九九・八パーセントとなっている。これで、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん」の大理想が明治百年にして達成されたことになる。

度会県における学区制定は、明治六年である。「中小学区ヲ定ム管内人口三十六万四千五百余分テ三中学区（約十三万ヲ一中学区）（従三十九至四十一）五百十四小学区（人口六百人ヲ一小学区）トス」と規定されたが後事情により明治八年小学区々分の改正が行われている。

明治六年の区画

第二大学区
第三十九中学区

小学区	同村町名	同人員	小学区	同村町名	同人員
第八十五番	坂井村　長原村	六六一人	第八十六番	麻加江村　田口村	五一〇人
第八十七番	注連指村　黒坂村	四五六人	第九十番	葛原村　大野木村	七〇四人
第九十一番	棚橋村　牧戸村	六一〇人	第九十二番	平生村　大久保村　立岡村 鮠川村	六一四人
第九十三番	下久具村　南鮠川村　上久具村　田間村　当津村	六二八人	第九十九番	川上村　中村　和井野村	七四五人
第百番	脇出村　市場村　柳村　小萩村	六五三人	第百一番	駒ヶ野村　奥河内村　火打石村　日向村　木越村　五ヶ町村	六三六人
第百二番	中之郷村　栗原村　柑子垣内村　川口村				

度会郡従第一番至第百三十四番
飯野郡従第百三十五番至第百五十八番
多気郡従第百五十九番至第二百八番

（三重県教員養成史より）

明治八年改正後の区画

第二大学区 第三十九中学区		度会郡 飯野郡 多気郡
小学区	同村町名	小学区	同村町名
第八十五番	葛原村　大野木村	第八十六番	牧戸村　棚橋村
第八十七番	平生村　大久保村　立岡村　鮠川村　上久具村　下久具村	第八十八番	田間村　当津村　南鮠川村
第九十六番	坂井村　長原村	第九十七番	麻加江村　田口村　注連指村
第百九番	川口村　柑子垣内村　栗原村　中之郷村	第百十番	日向村　奥河内村　木越村　五ヶ町村　火打石村　駒ヶ野村
第百十一番	小萩村　市場村　柳村　脇出村	第百十二番	川上村　中村　和井野村

（三重県教員養成史より）

管下小学校区画之儀詮議之次第有之更ニ左之通改正候條此段相達候事

明治八年三月十五日

度会県権令　久保断三

学制によると

1　学校とは「学校ハ三等ニ区分ス、大学、中学、小学ナリ」とある。

2　小学校は「尋常小学校ヲ分テ上下二等トス、此ノ二等ハ男女必ス卒業スベキモノトス」とある。

3　下等小学ハ六歳ヨリ九歳マデ、上等小学ハ十歳ヨリ十三歳マデニ卒業セシムルヲ法則トス」とあり、小学校に就学すべきすべての学齢を規定している。

小学校における教科課程については、明治六年五月に度会県が上梓した「小学教科略表」には、小学八年を上等と

下等に分け、その各々を半年毎の等級にわけて習字、読方、算術の三科につき、その内容を示している。これは文部省が学制頒布の翌月制定布達した「小学教則」の内容を取捨選択し、地方の実情に合うように改編したものである。

参考にその総則を示すと、

第一条　生徒教養ノ目的ハ普通学科ニ就キ知識ヲ啓発シ道徳ヲ勧奨シ傍ラ体育ヲ養成スルニアリ

第二条　小学ヲ分テ上下ノ二等トシ下等小学生徒ハ年令満六年以上満十年ニ終リ上等小学生徒ハ満十年以上満十四年ニ終リ在学合セテ八個年トス

但シ学業進否ノ者或ハ適令外ノ就学者ハ此限ニアラス

第三条　上下二等ノ課程ヲ分テ各八級トシ毎級六ケ月間ノ習業ト定メ始メテ入学スルモノヲ下等第八級生トス

第四条　毎級ノ諸課ハ勉メテ生徒ヲシテ同一ニ習熟セシメ同時ニ同級ヲ卒ヘシムベシ

第五条　毎級卒業ノモノハ試験ヲ経テ昇級セシメ落第ノモノハ猶原級ニ止メ温習セシムルヲ法トス

第六条　口授ハ本科予習ニ備ヘ且其不足ヲ補ヒ以テ知識ヲ開発スルヲ旨トシ其ノ説キ方ハ総テ卑近ニシテ生徒ノ暁リ易キヲ要ス

第七条　問答ハ諸課中ニ教ヘシ所ノモノヲ以テ譬ヲ引キ類ヲ推シ勉メテ生徒ヲシテ思考力ヲ提起セシムヘシ

第八条　暗記ハ毎級読物ニツキ其ノ要所ヲ記憶セシム

第九条　算術ハ最初暗算ヲ主トシ都テ四則ノ運用ニ自在ナラシメ殊ニ珠算ニアリテハ日用ニ便ナルヲ要ス是レ下等第一級ニ於テ多数寄引算ヲ授クル所以ナリ

第十条　文学ニアリテ私用文ノ如キハ勉メテ日用ニ便ナルヲ旨トシ難字ヲ挿入シ或ハ珍奇ノ熟字ヲ用ヒ世俗ニ通シ難キ弊ナカランコトヲ要ス

第十一条　習字ハ楷行草ノ順序ヲ経ルヲ法トスト雖下等ニアリテハ各地ノ風土人情ニ従ヒ其字体習字手本トモ適宜ニ所用スルモ妨ナシ唯下等第八級第七級生徒ノ如キハ甚妙令ナルニヨリ務メテ楷書ヲ学ハシムヘシ

但年令既ニ長スルモノハ此限ニアラス

第十二条　講義ハ毎級読物ニツキ授クルヲ法トスト雖下等第八級第七級ノ生徒ハ未ダ幼稚ナルヲ以テ専ニ読物ノミヲ熟練セシ

メ第六級ニ至リ始メテ講義ヲ授クルモノトス故ニ下等第八級第七級ノ読物ハ口授課ニ於テ特ニ其要旨ヲ講述ス

第十三条　総テ前日授ケシ所ノ課業書ハ必ス習業ノ始メニ於テ復習セシムルヲ法トス故ニ毎級其課ヲ掲ケス

第十四条　上等第八級以上ノ書籍ハ生徒ヲシテ自読シ来リテ自講セシム

第十五条　女生徒ハ上等第八級ヨリ裁縫ノ課ヲ設ケ之ニ入ラシム尤十年以上ノモノハ下等第五級ヨリ此課ニ入ルモ妨ナシ　但時間表ノ外更ニ此課ヲ置クハ各校ノ適宜タルヘシ

第十六条　習業ノ時間ハ上下二等トモ一日五時間即チ一週三十時間ト定ム

小学教科略表

等	下等							
	字習	方読	術算	字習	方読	術算	字習	等
一級	三級ノ続キ	二級ノ続キ	三級ノ続キ	草書ヲ授ク	一級	三級ノ続キ	二級	一級
二級	三級ノ続キ	王代一覧 勧善訓蒙	三級ノ続キ	行書ヲ授ク	二級	三級ノ続キ	三級	二級
三級	世界国尽	窮理問答 発明記事	諸等定位 諸等位	四級ノ続キ	三級	四級ノ続キ	四級	三級
四級	五級ノ続キ	窮理図解 西洋衣食住	五級ノ続キ 乗法定位	作文	四級	作文	五級	四級
五級	行書ヲ授ク 日本国尽	天変地異 世界商売往来	除法	六級ノ続キ	五級	六級ノ続キ	六級	五級
六級	七級ノ続キ	農業往来 日本地理往来	乗位	十二月帖	六級	十二月帖	七級	六級
七級	綴字八級ノ続キ 草書ヲ授ク 地方往来等	学問ノ進メ 小学読本	一位加減法 一位相乗法	啓蒙手習本	七級	啓蒙手習本	八級	七級
八級	五十五日絵入 知恵ノ環等イ 綴字ズレモ暗誦平仮名片仮名習字体	童蒙必読単語篇	数目同定位諸物名義何レモ暗誦	楷書ヲ授ク 皇国官名志	八級	楷書ヲ授ク 皇国官名志	八級	八級

上	
読方	国史纂論　日本外史博物新論
算術	開平開立	三級輪講	十八史略　気海観測
	求積法	五級輪講	国史略　輿地誌略
	六級ノ続キ	六級ノ続キ	八級七級ノ輪講
	六級ノ続キ	比例術	英国史略　西洋事情
	六級ノ続キ	八級ノ続キ	修身論　内国史略
	分数法　但シ重分法ヲ除ク		

このようにして、明治教育は発足したが、草創期のことであるため、地方にあっては設備もととのわなかったため、現実は従来の寺子屋教育をそのままに、寺院、私宅を仮校舎として発足したのである。

本町では、明治六年に設置された脇出学校（教員大釋伊藏）が最初とされている。他の多くは、明治八年、九年にわたって設置されたものである。

明治八年度会県公立小学校

名称	地名	設立年	新築旧屋	公有借用	教員数 男	教員数 女	生徒数 男	生徒数 女	授業料
大野木小学校	大野木村	明治八年	寺院	借用	一	〇	一六	二	無
坂井学校	坂井村	〃	〃	〃	一	〇	一〇	〇	〃
長原学校	長原村	〃	〃	公有	一	〇	二一	一	有
立花学校	立花村	〃	〃	借用	一	〇	一五	四	〃
注連指学校	注連指村	〃	〃	〃	一	〇	一一	一〇	〃
麻加江学校	麻加江村	〃	村会所	〃	一	〇	一四	〇	無
田口学校	田口村	〃	寺院	〃	一	〇	一八	三	〃
栗原学校	栗原村	〃	〃	〃	一	〇	三九	九	〃

奥河内学校	奥河内村	〃	民家	〃	一	〇	四	二	〃
脇出学校	脇出村	明治六年	寺院	〃	一	〇	一三	一一	〃
中村学校	中村	明治八年	〃	〃	一	〇	一八	二	〃

（三重県教員養成史より）

明治九年一月より五月までの設立学校表

名称	位置	開業許可	教員数 男	教員数 女	生徒数 男	生徒数 女	授業料
駒ヶ野学校	駒ヶ野村	明治九年一月二十七日	一	〇	一八	九	上30銭、中20銭、下10銭
中之郷学校	中之郷村	〃 三月 四日	一	〇	九	一三	上30銭、中20銭、下15銭
川口学校	川口村	〃 三月 四日	一	〇	一七	一四	〃
和井野学校	和井野村	〃 三月 十日	一	〇	一二	二五	〃
日向学校	日向村	〃 三月 十九日	一	〇	二〇	一六	下30銭

（三重県教員養成史より）

学制が公布されて約八年後の、明治十二年（一八七九）九月、学制が廃され、新たに教育令が公布された。

新教育令によると

1　学区制の廃止

2　小学校設置を町村単位とした。

3　住民の選挙による学務委員制度ができて学校の事務管理に当たった。

4　就学義務を条件付きで緩和した。

その実施の結果は、社会の経済的不況もあって就学率の低下を来たした。

5　小学校に対する国の補助金に関する条文が削除された。

この改正後も世の不況は進み殊に政府は紙幣を整理し、財政緊縮政策をとり、農村の凶作と重なって、経済的不況は深刻化して、銀行、商社の倒産するものができ学校運営にもその影響を受け、財政的困窮に陥った。したがって、教育費の節減を計る必要から再度教育令の改正が行われた。

こうして第二回の教育令の改正が行われたのは、明治十八年（一八八五）八月であった。

その改正の要点は主として地方教育費の節減が目的であった。

1　「小学教場」を認めたこと、この小学教場は、校舎はなくとも、寺院、あるいは民家を使用する寺子屋式を認めまた、巡回授業の制度を定めた。

2　土地の状況により、午前または午後の半日あるいは夜間の授業を認めた。

3　小学校及び小学教場は「児童ニ普通教育ヲ施ス所トス」と規定し、教科書についての規定を削除した。

4　学務委員を廃し、その業務を戸長に掌らせることにした。

本町にあっても、この改正により「小学教場が認められ、小川郷村は明治十八年、内城田村は明治十九年、中川村では明治二十一年、それぞれ小学簡易科授業所が設置されている。この改正教育令の施行期間は非常に短く、翌十九年（一八八六）四月教育令を廃し、小学校令次いで五月「小学校ノ学科及ビ其ノ程度」が公布された。

この小学校令は、わずか十六条からなる簡素なものではあったが、明治大正にわたる長い期間、我が国小学教育の基礎をなしたのである。

この法令の要点は

1　父母後見人は、学齢児童をして、普通教育を終えしめることを義務あるものとして、小学校教育の義務化が制度化された。

2　尋常小学科（四か年）を義務教育年限と規定した。

3　小学校の教科書は文部大臣の検定したるものとして、教科書の検定制度ができた。

小学校の学科及びその程度によって、尋常小学校は四か年、高等小学校も四か年あり、その他、学科、学級、児童数、休日なども規定され、土曜日は午後休業と定められ、この制度は今日なお継承されている。

明治も二十年代に入ると、政治経済ともに日一日と進展して来た。



習字の手本



国語の本

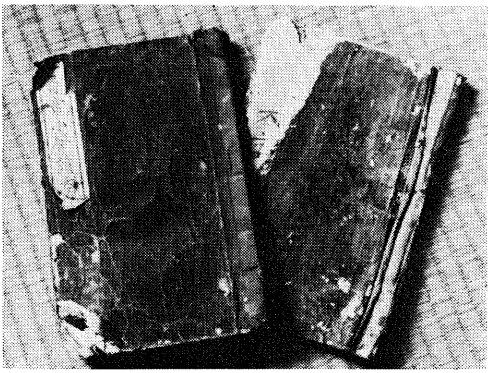

明治時代の教科書（国語）

明治二十一年四月市町村制が公布されて、町村の統廃合が行われ、地方自治が確立した。

ついで、十二月全国の行政区画が定められ、三府四十三県となる。明治二十二年には、帝国憲法が発布され府県郡制が制定された。明治二十三年十月には「教育勅語」が渙発され、我が国における国民教育、道徳教育の根幹となり、長い間我が国学校教育の支柱となった。こうして国家の近代化に従い教育制度もまた、これに対応すべく改正が要求された。

先の小学校令を廃して新たに「小学校令」が公布されたのは、明治二十三年（一八九〇）十月であった。

この小学校令は、九十六条からなる広範なもので、翌二十四年に省令として「小学校設備準則」及び「小学校教則大綱」とともに昭和十六年国民学校令の公布を見るまで、小学校教育の指針となった。

1　「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ、道徳教育及国民教育ノ基礎並ニ其生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と先ず第一条に小学校教育の目的を明示した。

2　小学校簡易科授業所を廃止した。

3　小学校を分けて尋常小学校（三年又は四年）高等小学校（二年、三年又は四年）と定められた。

4　産業教育の必要性から実業補習学校の併設が認められた。

この小学校令は、明治三十三年（一九〇〇）八月第一回改正が行われた。

その要点は

1　高等小学校の独立設置が認められた。

2　尋常小学校の修業年限を四か年と定められ、これを義務教育年限とした。

3　尋常小学校の授業料を廃し、義務教育無償の原則を明示した。

改正小学校令公布の翌年、すなわち明治三十四年に内城田村は一村一校とし、高等科四か年を併置して内城田尋常高等小学校を設立した。ついで三十五年一之瀬村、同四十年小川郷村、同四十四年中川村とそれぞれ高等科を併設して尋常高等小学校となる。

小学校の教科書は、明治十九年公布の小学校令により、検定制度が実施されて来たが年月がたつに従って、その内容についての世の批判もあり、教科書採択方法にも不備があり弊害も生じたので、教科書国定の世論が高くなり、文部省も国定制度を進めた。たまたま明治三十五年、教科書採択をめぐる不祥事件が摘発された。いわゆる教科書事件として、当時のマスコミに喧伝されたものである。

文部省は、明治三十六年四月小学校令施行規則を改正公布した。その要点は、

1　小学校教科書は、文部省において著作権を有するものと規定して教科書の国定化にふみ切った。

2　使用を始めた教科書は、四年間は変更できない。

3　新教科書採用は最低学年よりすること。

4　教科書採定に関する不正に罰則が定められた。

小学校教科図書の国定制度は、明治、大正、昭和と続き、戦後の新教育制度の発足とともに消え去った。その間における教科書の変遷をみると国語読本では、明治三十七年度版「月のツ」「蜂のチ」「口のチ」「キリのキ」、明治四十三年度版になると「タコ」「コマ」「ハト」「マメ」、大正七年版「ハト」「マメ」「マス」「ミノ」「カサ」「カラカサ」、昭和八年版「サイタ、サイタ」「サクラガサイタ」となり、三回衣替をし、特に昭和八年版から色刷教科書となった。

日露戦争終結後は、我が国の社会各般にわたって新しい進展を見るにいたり、国民教育もまた、拡充のため、明治

四十年（一九〇七）小学校令の改正が行われた。この改正により

1　義務教育年限を二か年延長し尋常小学校の修業年限を六か年としたこと。

2　高等小学校の修業年限を二か年または三か年とした。

この改正小学校令により、当時の本町にあっては、尋常小学校の修業年限を六か年とし、新たに高等小学校を併置する所もあり、明治四十五年以降旧村それぞれに尋常高等小学校四校が完備されたのである。

三　昭和の教育

大正改元後まもなく外交異変が続出し、大正三年第一次世界戦争が勃発し、我が国もこれに参加し、山東半島に出兵となり遠く地中海に軍艦の派遣などがあり、軍国思想が高まった、次いで満洲事変、日華事変を経て、昭和十六年太平洋戦争と世は騒然となり政治も、経済も、教育も戦略体制を整備した。

昭和十六年（一九四一）三月勅令をもって小学校令を廃し、新たに「国民学校令」が公布された。

1　国民学校は、皇国の道に則りて初等普通教育を施して、国民の基礎的錬成をなす、とその目的を明らかにし、小学校令に比し国家主義的色彩が濃厚に加味された。

2　初等科六年、高等科二年の八か年を義務教育と定め、義務教育が再び二年延長された。

3　義務教育の徹底を期するため特別に養護施設を併置することとした。

4　教職員の待遇を改革した。すなわち訓導、養護訓導を判任官、校長、教頭を奏任官の待遇を受けることができる、とした。

この国民学校令の公布により、各村にあっては、昭和十六年四月小学校が国民学校と改称された。

しかし、太平洋戦争は、年とともに激しさを加え、ついに戦時非常措置令により義務教育八か年の実施を見ずに終戦となった。

昭和二十年八月、ポツダム宣言を受諾し、終戦の大詔が渙発され、我が国は、連合軍の占領下におかれた。昭和二十一年(一九四六)十一月、日本国憲法が公布され、一朝にして君主国から主権在民の民主主義国家に変貌した。国民は、憲法の定めにより教育を受ける権利を獲得し、普通教育は義務教育であり、義務教育は無償と定められた。

この憲法を土台として、教育制度の大改革が行われた。

昭和二十二年(一九四七)二月、教育基本法並びに学校教育法が公布された。これは従来の学校制度に比べて画期的な改変というべきものである。

1　教育の機会均等の実現

2　国定教科書の廃止

3　学校制度を単純化し、小学校六年、中学校三年を義務教育とし、高等学校三年、大学四年と一本化した。いわゆる六、三制である。

4　義務教育はすべて無償とした。

こうして当時の中川村、内城田村、小川郷村及び一之瀬村では、昭和二十二年四月、中川村立中川小学校、同中学校、内城田村立内城田小学校、同中学校、小川郷村立小川郷小学校、同中学校、一之瀬村立一之瀬小学校、同中学校がそれぞれ設立され新法による学校教育が発足した。

戦後、経済の発展や、社会状勢の変化に伴ない、自治行政も広域化が計られ、昭和三十年四月、四か村(中川村、内

城田村、小川郷村、一之瀬村）の合併により、度会村が発足し、次いで昭和四十三年一月町制施行により、度会町となり、小学校は、度会町立中川小学校、内城田小学校、小川郷小学校、一之瀬小学校の四校、中学校は、同中川中学校、内城田中学校、小川郷中学校、一之瀬中学校の四校であった。

中学校は、創立当時から、中学校の性格上又は財政上の見地から組合立としてでも当地域としては、一校とする事の必要性を認めながらも、地勢の関係上、統合を見ることができなくて三〇年を経過したが、生徒数の減少による環境整備と町財政の効率的な運営をはかるために統合の必要性が強く叫ばれて来た。一方道路事情が拡幅、舗装などの改良によりよくなり通学方法もスクールバスを使用する事によって解消されるなどの諸条件が整い、昭和五十一年四月一日待望の統合中学校として、旧内城田中学校跡に鉄筋三階建の校舎が建設され、特別教室も完備した近代的な設備を誇る度会中学校の誕生を見たのである。さらに昭和五十四年三月体育館の新築によって、いよいよ充実した中学校となり現在に至っている。

度会町各校教員数学級数児童及び生徒数

区分＼学区名	小学校 54年度				中学校 50年度				
	職員数	学級数	児童数 男	児童数 女	児童数 計	職員数	学級数	生徒数 男	生徒数 女	生徒数 計
中川	一〇	六	七三	五七	一三〇	七	三	五〇	四八	九八
内城田	一七	一二	一七八	一七六	三五四	一四	六	七九	七九	一五八
小川郷	九	六	五七	四〇	九七	七	三	三五	三三	六八
一之瀬	一〇	六	六五	六七	一三二	七	三	四六	四八	九四
計	四六	三〇	三七三	三四〇	七一三	三五	一五	二一〇	二〇八	四一八

度会中学校統合当時と現在の教員数、学級数、生徒数

区分 / 年度	職員数	学級数			生徒数		
		普通	特殊	計	男	女	計
昭和五一年統合当時	二六	一一	一	一二	二二八	二〇二	四三〇
昭和五五	二二	九	一	一〇	二一二	一五三	三六五

第二章　小学校

中川小学校

1　所在地　度会町麻加江五二五番地

2　通学区域　旧中川村全域（六集落）

3　広袤　二七・八二平方キロメートル

4　沿革

明治　八、一一　長原、坂井、立花、注連指、麻加江、田口の各村に寺院、会所等を仮校舎として創立す。

明治　九、一一　下等小学校とそれぞれ改称

明治一五、　麻加江小学校を精暢小学校と称し初等科、中等科を置く、他を分校とし初等科を置く。

明治二一、　九　田口に精暢小学簡易授業所（田口、注連指、麻加江）長原小学簡易授業所（長原、坂井）を置く。

明治二三、　四　尋常小学校と改称す。

明治三六、　一　新校舎完成（現在地）各校統合して中川尋常小学校と改称す。一月十日を創立記念日とす。

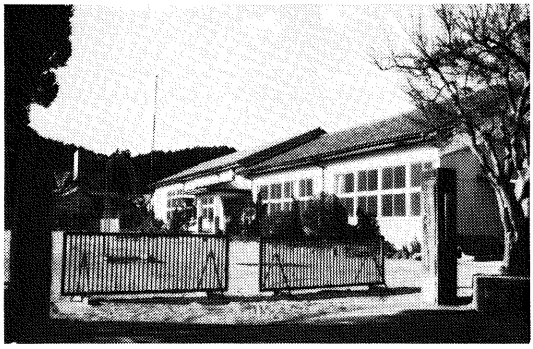

中川小学校

明治三七、　四　補習科（二年）を併置す。

明治四一、　四　義務教育年限延長により、尋常科を六

か年とし補習科を廃す。

明治四四、　四　高等科（二年）を併置し中川尋常高等小学校と改称す。

大正　二、一二　校舎増築

昭和　八、　四　高等科二学級となり全八学級となる。

昭和一〇、一一　校舎改築す（現第一棟、第二棟）。

昭和一六、　四　学制改正により中川村立国民学校と改称す。

昭和二二、　四　学制改正により中川村立中川小学校と改称す。

昭和二四、　　放送施設設備す。

昭和三〇、　四　町村合併に伴い度会村立中川小学校と改称す。

昭和三一、　　仲よし子供郵便局・郵政大臣表彰を受く。

昭和三三、　三　ピアノ、テレビ購入

昭和三三、　六　第三棟新築

昭和三四、　四　給食室新築

昭和三四、　九　伊勢湾台風あり被害甚大

昭和三五、一一　復旧工事完了

昭和三九、　三　完全給食実施

昭和三九、　五　楽器の寄贈を受け鼓笛隊を編成する。

昭和四一、一一　各教室螢光燈取付

昭和四三、　一　町制施行に伴い度会町立中川小学校と改称す。

昭和四三、　一　校旗制定

昭和四三、　五　講堂及び教室瓦葺替え

昭和四四、　一　放送室、印刷室、更衣室、校具室の増設及び改造

昭和四四、　八　講堂改修、校舎整備（ＰＴＡ奉仕）

昭和四四、一一　郡ＰＴＡ研究大会々場となる。

昭和四五、　三　学校水源池改修（ＰＴＡ奉仕）

昭和四五、　五　中川小、中学校ＰＴＡ県表彰を受く。

昭和四六、三　校歌制定
昭和四八、六　子ども郵便局、郵政局長賞を受ける。
昭和四九、一〇　理科教育研究発表会開催

5　児童及び職員数

区分 / 年月	尋常小学校 男	尋常小学校 女	尋常小学校 計	高等小学校 男	高等小学校 女	高等小学校 計	教員数	備考
明治四十四年四月	一四二	一三五	二七七	一三	六	一九	一〇	七月小学校令改正
昭和十六年四月	一五六	一五一	三〇七	四六	三七	八三	一一	三月国民学校令
昭和三十年四月	一五四	一五〇	三〇四	—	—	—	一一	町村合併
昭和五十五年四月	六六	六一	一二七	—	—	—	一〇	教員数は事務、養教を含む

昭和五一、六　子ども郵便局、郵政大臣賞を受ける。
昭和五一、一〇　子ども郵便局、大蔵大臣賞、日銀総裁賞を受ける。
昭和五三、一一　児童保健委員会県表彰を受ける。

6　校地校舎現況

校地面積		保有面積					過不足
	基準面積	建物敷地	運動場	その他	計		
一〇、四〇〇㎡		四、八六七	八、四六〇	二、九七四	一六、三〇一		+五、九〇一

校舎面積							
基準面積（鉄筋換算）	保有面積	同上中危険面積	屋内体育館面積	基準面積	保有面積	同上中危険面積	
一、六七四	二、〇八五	—	五三二	—	—	—	

7　歴代校長と就、退任年月

校名	氏名	就任年月	退任年月
注連指	高山　重助	明治　九、一二	不　明
麻加江	宇田作太郎	同　一五、九	〃
精　暢	岡嶋　才松	同　二〇、三	〃
〃	山羽　竹蔵	同　二二、一二	〃
〃	岡村道太郎	同　二三、九	〃
〃	喜多菊三郎	同　三一、四	〃
長　原	鎌家　善蔵	同　二〇、四	〃
〃	喜多菊三郎	同　二四、七	〃
〃	岡村健三郎	同　二六、六	〃
〃	豊江　暁道	同　三四、四	〃
〃	中村吉次郎	同　三五、八	〃
〃	中井仲次郎	同　三六、二	〃
中川尋常小学校	山羽　竹蔵	同　三六、四	明治三九、五
〃	梅田　重雄	同　三九、五	同　四四、三
中川尋常高等小学校	辻　清太郎	同　四四、三	大正　五、三
〃	縄手　半蔵	大正　五、三	大正　八、三
〃	森下藤次郎	大正　八、三	大正　九、三
〃	大西佐衛門	同　九、三	同　一三、三
〃	井田勝太郎	同　一三、三	同　一四、三
〃	西沢長五郎	同　一四、三	昭和　二、三
〃	北出　留蔵	昭和　二、三	同　四、三
〃	小松　茂平	同　四、三	同　八、三
〃	大喜多慶助	同　八、三	同　一二、一〇
〃	安田　正朔	同　一二、一〇	同　一四、三
国民学校	羽根勝次郎	同　一四、三	同　一七、九
〃	岡野太兵衛	同　一七、九	同　二〇、三
〃	杉井　宗吉	同　二〇、三	同　二一、三
〃	上田　耕作	同　二一、三	同　二二、三
中川小学校	北村　利三	同　二二、三	同　二七、三
〃	月岡　良二	同　二七、三	同　三三、三
〃	中津　利平	同　三三、四	同　三四、三
〃	山下　孫一	同　三四、四	同　四二、三
〃	東谷　周次	同　四一、四	同　四七、三
〃	上村誠太郎	同　四七、四	同　五二、三

津村健治郎　昭和五二、四　昭和五四、三
神戸　裕　同　五四、四　現在

8　校　歌

中川小学校校歌

作詩　勝　承夫
作曲　市川都志春

一　山のみどりに　吹くそよ風が
子供の夢を　はこんでくるよ
宮川もきよらかに　新しい意気がわく
我等は伊勢の子　明るい子
あすの日本に　とびたつ小鳥

二　茶つみ　花つみ　歌声きけば
小さい胸も　はずんでくるよ
仲よしはうれしい　考えてよくはげむ
我等は若鮎　若鯉だ
いつも元気にピチピチはねる

三　仰ぐ古木の桜に　楠に
とおとい歴史がこもっているよ
中川の学舎を　つぎつぎにうけつごう
我等はつよい子、はつらつと、
守るこの庭、楽しい母校

内城田小学校

1　所在地　度会町棚橋一六七九の一番地
2　通学区域　旧内城田村全域（一三集落）
3　広　袤　二三・七二平方キロメートル
4　沿　革

明治　八、　寺院を借用して学校を設置す。
明治一四、　有田小学校と称し、大久保村に本校を置き、大野木、牧戸、上久具、下久具にそれぞれ分校を置く。
明治一九、　四　小学校簡易授業所を大久保、大野木、牧戸、上久具に設立する。

明治二五、四　尋常小学校と改称し、第一尋常小学校を大野木、第二尋常小学校を牧戸、第三尋常小学校を大久保、第四尋常小学校を上久具に置く。

明治三四、四　内城田第一、第二、第三、第四の尋常小学校を合併して、一村一校とし四か年の高等科を併置して、内城田尋常高等小学校と称し、中川、沼木、小川郷の高等科生を収容、棚橋に校舎新築着手

明治三四、一二　新校舎新築落成、二十二日を創立記念日とす。

明治四〇、五　増築校舎竣工

明治四一、四　義務教育延長により、尋常科六年、高等科三年とする。

明治四二、四　高等科を二年に改正する。

明治四三、四　農業補習学校（男子部）を併設す。

明治四三、六　校地拡張工事竣工

明治四三、八　校舎一棟増築

大正八、一〇　校舎増築竣工

大正一〇、一　三重県立農林女子家政学校（百日間）を併設し五か村の女子教育を行う。

大正一四、三　校地拡張工事竣工（現校舎の位置）

大正一五、七　農業補習学校に青年訓練所を併設す。

昭和九、四　新校舎南側落成（現在南方一棟）

昭和一〇、四　補習学校、青年訓練所を廃し、青年学校と改称し女子部を加う。

昭和一一、三　全校舎（三棟）完成す（現在の校舎である）。

昭和一六、四　学制改革により内城田村立内城田国民学校と改称

昭和二〇、三　校舎前道路拡張、石垣整備す。

昭和二二、四　学制改革により内城田村立内城田小学校と改称す。

昭和二二、四　内城田村立内城田中学校設立され小

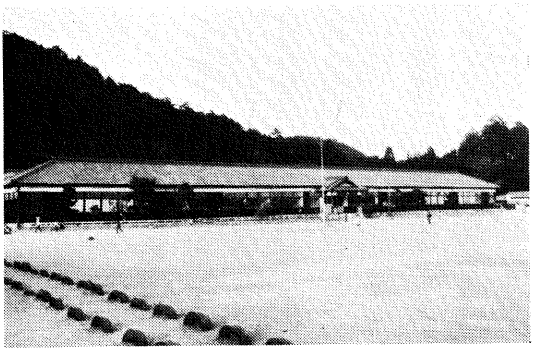

内城田小学校

学校校舎併用
昭和二三、　四　県立明野高等学校内城田分校同居第三棟使用
昭和二七、　六　運動場拡張工事完成
昭和三〇、　三　町村合併に伴い度会村立内城田小学校と改称す。
昭和三九、　八　東西に通学門開設
昭和三九、一〇　給食設備完成し、完全給食開始
昭和四〇、一一　ＦＢＣ参加優秀賞受賞
昭和四二、　九　健康優良児女子三重県第一位となる。
昭和四二、一二　ＦＢＣ参加、努力賞受賞、付帯事業優良賞受賞
昭和四三、　一　町制施行に伴い度会町立内城田小学校と名称変更
昭和四三、一二　ＦＢＣ参加優良賞受賞
昭和四五、一一　昭和四十四年度読書指導研究により学研賞受賞
昭和四五、一二　ＦＢＣ参加優秀賞受賞
昭和四八、　二　校歌制定
昭和五〇、　五　町水道による給水開始
昭和五〇、一〇　運動場拡張
昭和五一、　九　給食施設統合（度会町学校給食センター）
昭和五三、一二　ＦＢＣ参加、秋花壇中日賞受賞
昭和五四、一一　ＦＢＣ参加、秋花壇日本植物園協会賞受賞

5　児童及び職員数

区分 / 年月	尋常小学校			高等小学校			教員数	備考
	男	女	計	男	女	計		
明治四十四年四月	二三三	二六五	四九八	五五	一二	六七	一一	七月小学校令改正
昭和十六年四月	三〇〇	二七八	五七八	八五	七八	一六三	一九	三月国民学校令
昭和三十年四月	三二九	二九七	六二六	—	—	—	一六	町村合併
昭和五十五年四月	一七四	一八三	三五七	—	—	—	一九	教員数は事務、養教、講師を含む。

6　校地校舎現況

校地面積	保有面積					過不足
基準面積	建物敷地	運動場	その他	計		
一五、九八三	六、三七五	六、九七九	七九二	一四、一四二		△一、八四一

校舎面積				屋内体育館面積		
基準面積（鉄筋換算）	保有面積	同上中危険面積		基準面積	保有面積	同上中危険面積
二、九三二	三、〇七四	—		五三二	—	—

7　歴代校長と就、退任年月

校名	氏名	就任年月	退任年月	校名	氏名	就任年月	退任年月
第一尋常小学校	稲村和衷	不明	不明	第二尋常小学校	山根重雄	不明	不明
〃	掛橋久平	〃	〃	第三尋常小学校	矢田平次郎	〃	〃
					村井弘市	〃	〃

第四尋常小学校　浜口巽　不明　不明

内城田尋常高等小学校

大川軍十郎　明治三四、六　明治三八、六
加納益生　同三八、六　同三九、三
川口吉太郎　同三九、九　同四〇、一二
縄手半蔵　同四一、四　同四一、七
黒田重作　同四一、八　同四二、三
中津勝三　同四二、四　大正一四、三
中井仲次郎　大正一四、三　昭和二、三
西口安右衛門　昭和二、三　同三、三
加納益生　同三、三　同四、三
辻清太郎　同四、三　同八、三
小山梅松　同八、三　同一二、三
中森昱太郎　同一二、三　同二一、三
玉村芳夫　同二一、三　同二二、三

内城田小学校

杉山一雄　同二二、三　同二三、三
中津利平　同二三、三　同三三、三
縄手利一　同三三、四　同三六、三
杉田義男　同三六、四　同四二、三
月岡良二　昭和四二、四　昭和四六、三
大仲隆夫　同四六、四　同四八、三
河村安生　同四八、四　同五二、三
大北友夫　同五二、四　同五四、三
津村健治郎　同五四、四　現在

8　校歌

内城田小学校校歌

作詩　児童合作
作曲　小山清見

一　清く流れる　宮川に
おどる若鮎　のびのびと
庭一ぱいに　ひびく声
青空の下（もと）　元気よく
明るく育つ　わたしたち

二　朝日に輝く　国束山
ひろびろつづく　お茶畑
若芽のように　すくすくと

青空の下　はげみ合い
仲よく学ぶ　わたしたち

三　夕日にはえる　学び舎に
いろづくかえで　いちょうの葉
明日の希望を　夢にみて
青空の下　手をとって
つよく進もう　わたしたち

小川郷小学校

1　所在地　度会町中之郷一〇二五番地
2　通学区域　旧小川郷村全域（八集落）
3　広　表　三三・二四平方キロメートル
4　沿　革

明治　八、　三　栗原村、奥河内村に小学校を創設す、校舎寺院使用
明治　九、　三　川口村、中之郷村、日向村、駒ヶ野村に小学校を創設す（各村寺院）。
明治一五、　五か町村の寺院及び栗原村、西井栄次郎の納屋を使用して二校に統合し、小川郷地区の全児童を収容する。
明治一八、　二校を合併して中之郷村に一校を新設して中之郷小学校簡易科授業所とす。
明治二五、　小川尋常小学校と改称す。
明治三四、　新校舎竣工移転す。
明治四〇、　四　高等科を置き小川尋常高等小学校と改称す。
明治四一、　四　義務教育延長尋常科六年、高等科二年とする。
明治四一、　校舎一棟増築す。
大正　五、　四　農業補習学校、裁縫学校を併設す。
大正一三、　四　裁縫学校を廃し小川郷村立農業補習学校女子部とす。
大正一五、　七　青年訓練所を併設す。
昭和一〇、　四　青年学校令により補習学校、青年訓練所を廃し、小川郷村立青年学校と

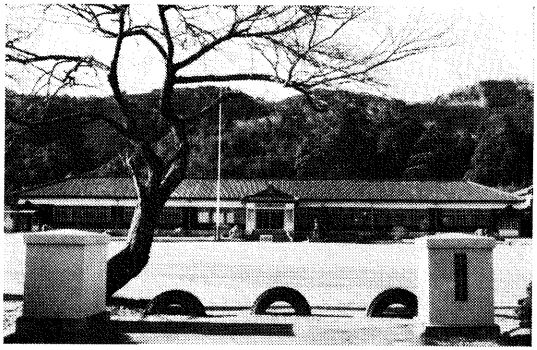

小川郷小学校（旧中学校）

改称し女子部を加え小学校に併設す。

昭和一五、　五　校舎新築落成（現在地）二六日を学校記念日とす。

昭和一六、　四　学制改革に伴い、小川郷村立小川郷国民学校と改称す。

昭和二二、　四　学校制度改正、小川郷小学校と改称す。

昭和二二、　五　小川郷中学校創立、青年学校を実務高等学校と改称し中学校に併設す。

昭和二五、　一　中学校校舎独立、第一棟と運動場を中学校とし、小学校は第二、第三棟とし運動場新設す。

昭和二九、　四　運動場整備　排水工事完了す。

昭和三〇、　四　町村合併に伴い度会村となり、度会村立小川郷小学校と改称す。

昭和三四、　九　伊勢湾台風　被害甚大

昭和三五、　九　旧小川郷村庁舎を工作室、体操場に使用

昭和三六、　八　運動場拡張工事完了。校門設置（現在地）

昭和三八、　二　旧役場庁舎返還

昭和四二、　一　完全給食を実施す。

昭和四三、　四　町制施行に伴い度会町立小川郷小学校と改称す。

昭和四七、一〇　度会町研究指定研究発表、研究テーマ「数学的な考え方をのばす指導のあり方」

昭和五一、　三　創立百周年記念事業実施、(1)　式典の挙行　(2)　校歌制定　(3)　校

舎前庭の整備、記念碑の建立　　備工事をなす。

昭和五一、　四　旧小川郷中学校の廃校に伴いその敷　　昭和五三、一二　度会町教育振興会指定研究発表（道

地、校舎が小学校に移管され、諸整　　徳教育研究）

5　学童及び職員数調

区分 / 年月	尋常小学校			高等小学校			教員数	備考
	男	女	計	男	女	計		
明治四十四年四月	一四四	一三七	二八一	一六	五	二一	七	七月小学校令改正
昭和十六年四月	一四六	一四三	二八九	三八	三三	七一	九	三月国民学校令
昭和三十年四月	一三二	一一七	二四九	—	—	—	九	町村合併
昭和五十五年四月	四八	四五	九三	—	—	—	九	教員数養護教員を含む

6　校地校舎現況

校地面積		保有面積							過不足
	基準面積	建物敷地	運動場	その他	計				
一〇、四〇〇		四、九八九	七、三四六	六〇七	一二、九四二				+二、五四二

校舎面積					
基準面積（鉄筋換算）	保有面積	同上中危険面積	屋内体育館面積		
			基準面積	保有面積	同上中危険面積
一、六七四	二、六三九	一、六六八	五三二	—	—

7　歴代校長と就退任年月

校名	氏名	就任年月	退任年月
小川尋常小学校	足代　弘近	不明	不明
	宇田作太郎	〃	〃
	中西　輿譲	〃	〃
	加藤　熊蔵	〃	〃
	保田　誠意		明治二一、三
	塚本幸次郎	明治二一、一二	同　二二、四
	橋本　源助	同　二二、四	同　二三、三
	平井　久平	同　二三、一一	同　二六、三
	木田　藤吉	同　二六、四	同　三〇、四
	向井　淳	同　三〇、四	同　三一、三
	足代富次郎	同　三一、五	同　三二、三
	小野　金蔵	同　三二、四	同　三四、八
	掛橋　久平	同　三四、八	同　四一、三
	刀根舘正信	同　四一、四	同　四五、三
小川尋常高等小学校	福浦　平助	同　四五、四	大正　三、三
	森田力三郎	大正　三、三	同　一二、五
	風口　佳一	同　一二、五	同　一四、三
	岩崎　玉吉	同　一四、三	昭和　四、三
	安田　正朔	昭和　四、三	同　一二、一〇
	橋本　雅雄	同　一二、一〇	同　一八、三
	世古　敬三	同　一八、三	同　二〇、三
小川郷国民学校	岡野太兵衛	同　二〇、三	同　二二、三
	中澤銀次郎	同　二二、三	同　二七、三
小川郷小学校	北村　利三	同　二七、三	同　三一、三
	中尾　正雄	同　三一、四	同　三三、三
	月岡　良二	同　三三、四	同　四二、三
	西世古善造	同　四二、四	同　四四、三
	七林　恒三	同　四四、四	同　四六、三
	中奥　正之	同　四六、四	同　四九、三
	河合　敏郎	同　四九、四	同　五一、三
	中村　孫陸	同　五一、四	同　五二、二
	北村栄三郎	同　五二、二	同　五四、三
	小林　善一	同　五四、四	現在

8　校歌

小川郷小学校校歌　　橋本輝久　作詩
奥川　坦　作曲

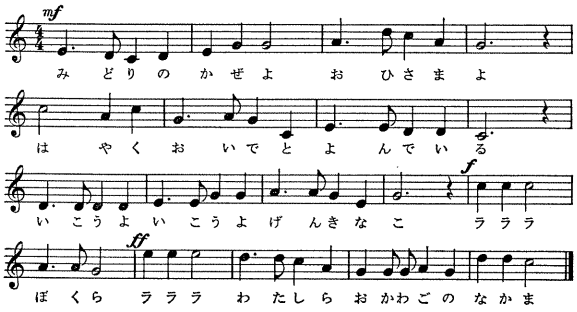

みどりの風よ　お日さまよ
はやくおいでと　呼(よ)んでいる
いこうよいこうよ　元気な子
ラララぼくら　ラララわたしら
小川郷のなかま

きれいな川よ　山なみよ
しっかりやろうと　呼んでいる
はげもうはげもう　やりぬく子
ラララぼくら　ラララわたしら
小川郷のなかま

ひろがる空よ　ゆく雲よ
あすもまたねと　呼んでいる
のびようのびよう　未来(みらい)の子
ラララぼくら　ラララわたしら
小川郷のなかま

昭和五一年三月制定

4　沿革

明治　六、　九　南中村、脇出村、柳村に寺院を仮校舎として学校を創立す。

明治一〇、一〇　脇出学校に合併す。

一之瀬小学校

1　所在地　度会町脇出三七二番地

2　通学区域　旧一之瀬村全域（七集落）

3　広　袤　四八・九五平方キロメートル

明治一三、　一之瀬学校（市場）中村学校（南中村）に分離す。
明治一七、　三　中村学校を一之瀬学校に統合し、中村学校を分校とす。
明治二八、　一　一之瀬学校焼失
明治三一、　八　中村分校を廃して脇出に校舎（七五坪）を新築し一村一校として一之瀬尋常小学校と改称す。
明治三五、　三　一棟増築（五四坪）す。
明治三五、　四　修業年限二か年の高等科を併設し、一之瀬尋常高等小学校と改称す。
明治三九、　五　農業補習学校を併設す。
明治四一、　四　義務教育年限延長　尋常科六か年となる。
明治四三、　校舎一棟増築（八二坪）す。
大正　九、　四　村立裁縫学校を併設す。
大正一三、　四　裁縫学校を廃し農業補習学校女子部とす。



一之瀬小学校

大正一五、　七　青年訓練所を開設す。
昭和一〇、　四　農業補習学校、青年訓練所を合併し、青年学校と改称す。
昭和一六、　四　国民学校令により一之瀬国民学校と改称す。
昭和二二、　四　学制改革により一之瀬村立一之瀬小学校と改称す。
昭和二五、　三　校舎改築（現校舎）す。
昭和三〇、　四　町村合併に伴い度会村となり、度会村立一之瀬小学校と改称す。
昭和三七、　二　給食室新築（別棟）完全給食実施

昭和四三、一　町制施行に伴い度会町立一之瀬小学校と改称す。

昭和五二、七　旧中学校新館四教室小学校へ移管（図工室、音楽室、被服室、家庭室）

昭和五二、九　旧中学校校舎撤去に伴い運動場拡張

昭和五三、三　旧中学校の敷地講堂及び講堂西側の土地を小学校に移管

昭和五四、一〇　校旗作成

5　児童及び職員数調

区分 / 年月	尋常小学校			高等小学校			職員数	備考
	男	女	計	男	女	計		
明治四十四年四月	一三六	一三八	二七四	二一	五	二六	九	七月小学校令改正
昭和十六年四月	一五四	一二五	二七九	三九	四九	八八	九	三月国民学校令
昭和三十年四月	一八三	一七〇	三五三	—	—	—	一〇	町村合併
昭和五十五年四月	六三	六九	一三二	—	—	—	一〇	教員数は事務養教を含む

6　校地校舎現況

校地面積		保有面積						過不足
	基準面積	建物敷地	運動場	その他	計			
二、六四〇		三、五五〇	四、〇四二	二、四四〇	一〇、〇三二			+七、三九二

校舎面積						
基準面積（鉄筋換算）	保有面積	同上中危険面積	屋内体育館面積	基準面積	保有面積	同上中危険面積
一、六七四	二、一八九	—	五三二	—	—	—

7　歴代校長と就、退任年月

校名	氏名	就任年月	退任年月
中村学校	山中　南壑	明治　六、九	不明
	竹田　一透	不明	〃
脇出学校	北畠　諦淨	〃	〃
	山本　玄性	〃	〃
	北畠　淨恩	〃	〃
柳学校	西井格太郎	〃	〃
	瀬川　仙翁	〃	〃
一之瀬学校	北畠　諦淨	〃	〃
中村学校	赤坂　育三	〃	〃
一之瀬学校	池田　省三	明治一七、	〃
	小辻　増吉	同　二七、	〃
	奥田　修	同　二八、一	〃
一之瀬尋常小学校	名古　廣吉	同　三一、八	〃
	早川才五郎	同　三四、	〃
	山本　亀吉	不明	〃
一之瀬尋常高等小学校	粟野　五郎	同　三五、	一不明
	山本儀四郎	同　四一、一	〃
	戸上　常吉	同　四一、四	大正　三、三
	市野忠兵衛	大正　三、一二	同　八、三
	山森　徹	同　八、三	同　一〇、三
	福浦　平助	同　一〇、三	昭和　二、三
	橋川幸一郎	昭和　二、三	同　四、三
	田中　武雄	同　四、三	同　八、三
	西澤長五郎	同　八、三	同　一二、三
一之瀬国民学校	廣田　正容	同　一二、三	同　一四、三
	掛橋　良一	同　一四、三	同　二〇、一
一之瀬小学校	中西米四郎	同　二〇、一	同　二六、三
	磯島　義信	同　二六、三	同　三〇、三
	西岡　保	同　三〇、四	同　三八、三
	作野　民夫	同　三八、四	同　四二、三
	落合　卯助	同　四二、四	同　四七、三
	森　俊一	同　四七、四	同　五〇、三
	尾上　市郎	同　五〇、四	同　五一、三

山中　大典　昭和五一、四　昭和五三、三
上之郷明好　同　五三、四　同　五五、三
後藤彦四郎　同　五五、四　現在

8　校　歌

一之瀬小学校校歌

作詩
作曲　作野民夫

一　山はみどりに　水きよく
自然のめぐみ　ゆたかなる
平和の郷に　はぐくまれ
清く　あかるく　すこやかに
のびる　ぼくたち　わたしたち

二　乙女の岩や　一之瀬城
昔のつたえ　遠くとも
今もかわらぬ　山や川
先人の希望　うけつぎて
まなぶ　ぼくたち　わたしたち

三　朝日にはえる　獅子ケ岳
はてなく澄める　青い空
明るい未来　ひらかんと
この学舎に　手をつなぎ
はげむ　ぼくたち　わたしたち

第三章　中学校

戦後の諸改革のうちでも、学制の改革は一つの大きな変革であった。

昭和二十二年三月、教育基本法、学校教育法が制定され、小学校六年、中学校三年を義務教育とし、その上に三年の高等学校、四年の大学を配した教育体系で、いわゆる六、三制の新学制で、同年四月から発足した。

新しい制度で発足したものの、終戦直後であり、教育体制も十分整備されていない時期であったし、新制中学校は、昭和十六年改革の国民学校のように、小学校と同一校の中の組織ではなく、小学校から分離した一つの教育機関ともいうべき学校を設置しなければならなかったため、校舎や教室の不足など深刻な問題があった。

県としても終戦直後の混沌とした諸情勢を考慮して、当分小学校への併設を認めたので、どの市町村でもその線に添って準備が進められた。

しかし、昭和二十三年四月、近畿地方の在日米軍教育部長であった「マックレマン博士」から「小学校への併設では、真の教育効果を挙げることは不可能である」として「すべての中学校に独立校舎を与えるよう」との強力な要請がなされた。そのため県としてもその方針を変更せざるを得なくなった。その後、さらに中学校の性格上または、教育の効果上相当の規模を必要とするなどの理由により中学校の統合が指示された。一応各村単位の中学校建設をめざしていた県下の市町村にかなりの動揺を与えたが、ＣＩＥは、問題がある市町村に出向いて一方的に「ここ」と位置を決定してしまったという情報が流れたため、度会郡においても、新学制準備委員会において種々検討を加えたのであ

った。

度会郡は「地勢上、山間部落が多く、かつ通学距離、通学路の関係もあって、到底、中学校を統合することはむずかしい」として「今しばらくはなるべく現在の小学校の学区単位に設置することを認めてもらいたい」と陳情これつとめたのである。

幸い度会郡には、滝原町の郵便局長で吉田秀雄という英会話のできる人がいて、通訳もできるというので、この人を通じてCIEに度会地方の実情を事細かに説明し、一応統合の可能な二見町とか、豊浜村のように一町村二校の処は一校に統合し、結局、郡内の中学校は、二十九校が発足したのであった。

こうして本町も合併前の旧村ごとに中学校の建設を見たのであった。すなわち旧中川村は、昭和二十四年五月、中川神社東北の山地（麻加江字八幡）を拓いて校地を造成し校舎の建築を行った。現在の中川小学校第二運動場の位置がそれである。

旧内城田村は、昭和二十五年六月、現在の度会中学校の位置を校地として拓き、中学校校舎三棟を建築した。

旧小川郷村は、小川郷小学校校舎三棟のうち北側の一棟を中学校に当て一時落ちついていたが、その後、中学校優先の建前から校舎南側の一棟に移転し、小学校が使用していた南側の運動場を中学校用とし、小学校は北側の運動場を拡張して使用すること、また、小・中学校の校舎の境界には、塀を設けて区別することを条件として、許可されたのである。

旧一之瀬村は、昭和二十三年十月、一之瀬小学校の南、一之瀬神社の西に独立校舎を建築し、運動場を小学校東に新設したのであった。

こうして、昭和五十一年四月中学校が統合されるまで、旧村単位に四校が設置され、運営されていたのである。

中川中学校

1　所在地　度会町麻加江一四五番地

2　通学区域　中川地区（六集落）

3　広袤　二七・八二平方キロメートル

4　沿革

昭和二二、四　中川村立中川中学校として創立小学校校舎使用

昭和二四、五　新校舎落成　十五日創立記念日

昭和二四、九　運動場敷地完工

昭和二六、二　農具舎建設

昭和二七、三　運動場東北側の土堤及び校門よりの通路新設

昭和二八、七　水道工事完工

昭和三〇、四　町村合併により度会村立中川中学校と校名改称

昭和三三、三　理科室、音楽室増築

昭和三三、九　簡易水道工事完工

昭和三四、三　学校周辺植林（桧二七〇〇本）

昭和三四、一〇　伊勢湾台風災害

昭和三七、二　技術科、家庭科教室一棟完工

昭和三七、五　調理室、技術科教室設備

昭和三七、六　バレーコート新設

昭和四〇、四　文部省指定道徳教育研究

昭和四二、一　完全給食実施

昭和四二、一二　自転車通学許可と自転車置場新設

昭和四三、一　町制施行により度会町立中川中学校と改称

昭和四七、九　台風二〇号来襲被害大

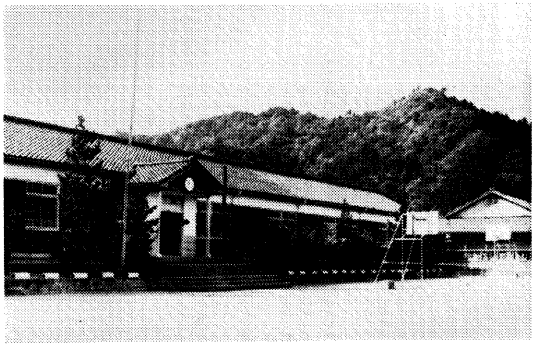

中川中学校

昭和五〇、一〇　三重国体聖火リレー参加
昭和五〇、一〇　町指定「生徒指導」研究発表
昭和五一、　三　中学校統合に伴ない閉校式

5　生徒及び学級数、職員数

調査年月	生徒数 男	生徒数 女	生徒数 計	学級数	職員数
昭和二二、四	五四	七一	一二五	三	六
同　三〇、四	七三	八二	一五五	五	九
同　四一、四	六三	六五	一二八	四	七
同　五〇、四	五〇	四八	九八	三	七

6　校地、校舎の状況（50・5・1）

校地保有面積				
基準面積	建物敷地	運動場	その他	計	過不足
九、八五五	三、六五二	五、二五五	三、八五一	三、七六八	＋二、九四三

校舎面積								
基準面積	保有面積	内危険面積	屋内体育館	基準面積	保有面積	内危険面積
一、三五五	一、四七三	—		六二九	—	—

7　歴代校長就任、退任年月日

氏名	就任年月日	退任年月日
村田　直一	昭和二二、四、一五	昭和二三、七、三一
磯島　義信	昭和二三、七、三一	昭和二四、三、三一
東出文次郎	昭和二四、四、一	昭和三三、三、三一
中尾　正雄	昭和三三、四、一	昭和四〇、三、三一
菊地　弘	昭和四〇、四、一	昭和四四、三、三一
佐藤　周作	昭和四四、四、一	昭和四七、三、三一
大北　友夫	昭和四七、四、一	昭和五〇、三、三一
山中　幸雄	昭和五〇、四、一	昭和五一、三、三一

8　校歌

作詞
作曲　不詳

一　永久に流るる　宮川の
　　清きを我等の　心とし
　　真理を究め　技能を練る
　　文化の花は　咲き香る
　　ああ　母校　栄えあれ

二　朝雲なびく　国東山
　高きを我等の　希望とし
　誠の道に　いそしめば
　平和の園に　鐘はなる
　ああ　母校　光あれ

内城田中学校

1　所在地　度会町棚橋一〇五番地ノ一
2　通学区域　内城田地区（十三集落）
3　広　袤　二三・七二平方キロメートル
4　沿　革

昭和二二、四　新学制により内城田村立内城田中学校として創設、内城田小学校校舎使用
昭和二四、九　中学校独立校舎起工
昭和二五、六　新校舎竣工、一日創立記念日
昭和二六、九　運動場整備拡張
昭和二六、一〇　保健室、農具室、自転車置場建築整備
昭和二八、　校地拡張
昭和三〇、四　町村合併により度会村立内城田中学校と改称
昭和三一、二　水道設備完了
昭和三二、四　文部省産業教育指定校
昭和三二、九　学校協同組合室（販売室）を新築
昭和三二、一一　実習農場を整備、産業教育指定農場とする。
昭和三二、一二　産業教育研究中間発表会
昭和三三、一一　礼法室竣工
昭和三四、六　屋内体育館竣工

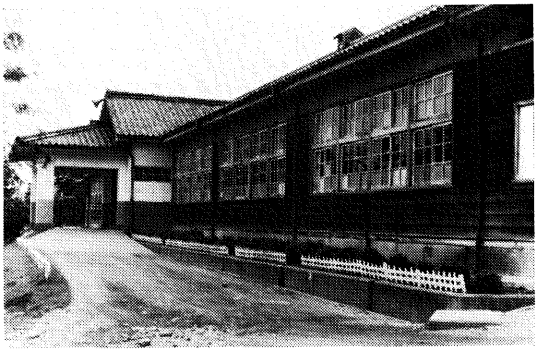

内城田中学校

昭和三四、八　バレーボール県大会女子準優勝
昭和三四、八　技術科教室設置
昭和三四、一〇　伊勢湾台風災害復旧にかかる。
昭和三五、四　伊勢湾台風校舎災害復旧完了
昭和三六、四　役場庁舎増改築のため役場の事務所、屋内体育館に移転
昭和三六、八　女子バレー部三重県大会に出場準優勝する。
昭和三六、九　第二室戸台風により校舎全面被害
昭和三六、一〇　郡教研発表（クラブ活動の診断）
昭和三六、一二　第一回校区駅伝
昭和三七、一　給食実施
昭和三七、四　生徒数三七四名、九学級となる。特別教室を普通教室に充て特別教室を兼用す。
昭和四一、一二　校歌制定
昭和四一、一二　給食センター完成
昭和四二、一　完全給食実施
昭和四三、一　町制施行に伴い度会町立内城田中学校と改称
昭和四五、四　運動場南側拡張
昭和四五、六　生徒全員万国博覧会見学
昭和四六、一一　郡学級活動研究校として発表
昭和四七、九　台風二〇号被害甚大。一二月復旧工事完了
昭和五〇、八　音楽クラブＣＢＣコンクールで優良賞受賞
昭和五〇、一〇　三重国体聖火リレー参加
昭和五一、一　新校舎建設のため度会高等学校旧校舎借用移転
昭和五一、三　中学校統合のため閉校式

5　生徒及び学級数、職員数

調査年月	生徒数 男	生徒数 女	生徒数 計	学級数	職員数
昭和二二、四	一二三	一〇六	二二九	六	一三
同　三〇、四	一四八	一三六	二八四	六	一〇

同　四一、四	一二六	一一五	二四一	六	一〇		
同　五〇、四	七九	七九	一五八	六	一四		

6　校地、校舎の状況

校地保有面積							
基準面積	建物敷地	運動場	其ノ他	計	過不足		
三、三二六	五、四八	六、九八八	三〇一	三、七六七	△四九		

校舎面積							
基準面積	保有面積	内危険面積	屋内体育館	基準面積	保有面積	内危険面積	
一、八三六	二、一九五	—		六二九	七三	—	

7　歴代校長就任、退任年月日

氏名	就任年月日	退任年月日
玉村　芳夫	昭和二二、四、一五	昭和二七、三、三一
石井　玄生	昭和二七、四、一	昭和二九、三、三一
中野　弘次	昭和二九、四、一	昭和三五、三、三一
小林　誠一	昭和三五、四、一	昭和四一、三、三一
山下　孫一	昭和四一、四、一	昭和四六、三、三一
山口　収吉	昭和四六、四、一	昭和五〇、三、三一
中津　永一	昭和五〇、四、一	昭和五一、三、三一

8　校歌

作詞　足立　万里
作曲　桑原三智雄

一　朝日にかがやく　学舎の
庭を彩る　さくら花
あゝ　その姿　何時の日も
瞳に映じ　励みゆく
内城田中学　光あり

二　流れ清しき　宮川に
おどる若鮎　銀の色
あゝ　その姿　何時の日も
目指して共に　きたえゆく
内城田中学　栄あり

三　燃える夕陽に　頬染めて
仰ぐはるかな　国東山

あゝ　その姿　何時の日も
心に抱いて　進みゆく
内城田中学　誇りあり

小川郷中学校

1　所在地　度会町中之郷一〇〇〇番地

2　通学区域　小川郷地区（八集落）

3　広　表　三三・二四平方キロメートル

4　沿　革

昭和二二、四　小川郷村立小川郷中学校創立
昭和二二、五　実務高等学校併設
昭和二三、三　実務高等学校廃校
昭和二四、一〇　校内放送設備完了
昭和二五、三　校舎整備完了
昭和三〇、四　町村合併により度会村立小川郷中学校と改称
昭和三三、九　全国労働調査指定校となる。
昭和三四、九　伊勢湾台風により校舎内外大被害
昭和三八、一一　簡易水道改築工事竣工
昭和四三、一　町制実施に伴い度会町立小川郷中学校と名称変更す。
昭和四六、五　古森康夫先生死去される。
昭和五一、三　中学校統合のため閉校式

5　生徒及び学級数、教員数

調査年月	生徒数			学級数	職員数
	男	女	計		
昭和二二、四	五九	六〇	一一九	四	七
同　三〇、四	八三	六〇	一四三	一	一
同　四一、四	五二	五七	一〇九	三	六
同　五〇、四	三五	三三	六八	三	七

6　校地、校舎の状況（50・5・1）

校舎面積		校地保有面積				
		基準面積	建物敷地	運動場	其ノ他	計	過不足
	基準面積	保有面積	内危険面積				
一、三六五	一、〇三五	一〇三	九、八五五	一、五八七	五、三五三	一	六、九四〇	△二、九二五
屋内体育館								
	基準面積	保有面積	内危険面積					
六二六	一	一						

7　歴代校長就任、退任年月日

氏名	就任年月日	退任年月日
杉本　丈一	昭和二二、四、一五	昭和二三、三、三一
泰　佐吉	昭和二三、三、三一	昭和二三、七、一五
石井　玄生	昭和二三、七、一五	昭和二七、三、三一
矢野登代吉	昭和二七、四、一	昭和三〇、三、三一
磯島　義信	昭和三〇、四、一	昭和三二、三、三一
杉田　義男	昭和三二、四、一	昭和三六、三、三一
西田　久二	昭和三六、四、一	昭和三八、三、三一
斉藤了之助	昭和三八、四、一	昭和四二、三、三一
角谷羊之助	昭和四二、四、一	昭和四五、三、三一
奥村　正次	昭和四五、四、一	昭和四八、三、三一
桜井政次郎	昭和四八、四、一	昭和五一、三、三一

8　校歌

作詩　津村健治郎
作曲　岡村　正次

一　真清水　めぐる　度会は
　　天然の彩　うるわしく
　　健児集える　わが母校
　　勲は高し　小川郷

二　紀伊の山なみ　伊勢の海
　　めぐる　あまねき天地の
　　愛につつまれ　ひとすじに
　　まことの道を　いざいかん

三　若わし　かける　獅子ヶ岳
　　雄々しき　すがた　仰ぎみて
　　夢はるかなる　わが命
　　人の世のため　いざいかん

一之瀬中学校

1　所在地　度会町脇出三八〇番地
2　通学区域　一之瀬地区（七集落）
3　広袤　四八・九五平方キロメートル
4　沿革

昭和二二、四　一之瀬村立一之瀬中学校として創立
昭和二三、一〇　独立校舎落成一〇、二〇創立記念日
昭和三〇、二　講堂新築竣工
昭和三〇、四　町村合併により度会村立一之瀬中学校と改称

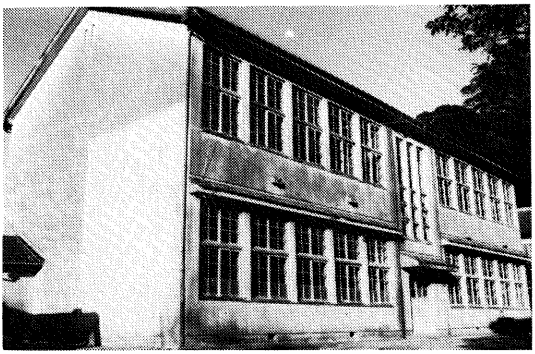

一之瀬中学校

昭和三七、四　井戸採掘　給水施設完了
昭和三八、五　小学校と合同完全給食実施
昭和三八、八　三重県ソフトボール大会優勝
昭和四〇、八　三重県ソフトボール大会優勝
昭和四一、八　三重県ソフトボール大会優勝
昭和四二、七　校歌制定
昭和四二、八　三重県ソフトボール大会優勝
昭和四三、一　町制施行により度会町立一之瀬中学校と改称
昭和四五、五　スポーツ少年団結団式



一之瀬中学校ソフトボール部

昭和四五、七　郡中体連ソフトボール大会で優勝
昭和四六、八　県ソフトボール大会優勝
昭和四六、八　台風による被害大
昭和四六、一〇　東海ソフトボー

ル大会優勝
昭和四七、七　郡、東海ソフトボール大会優勝
昭和四七、一〇　東海都市ソフトボール大会優勝
昭和四八、八　西日本ソフトボール大会準優勝
昭和四九、八　西日本ソフトボール大会出場
昭和五〇、一〇　県国体聖火リレー参加
昭和五一、三　中学校統合のため、閉校式

5　生徒及び学級数、職員数

調査年月	生徒数 男	生徒数 女	生徒数 計	学級数	職員数
昭和二二、四	七二	六二	一三四	四	六
同 三〇、四	八九	八二	一七一	五	九
同 四〇、四	七八	八三	一六一	六	一〇
同 五〇、四	四六	四八	九四	三	七

6　校地、校舎の状況　（50・5・1）

校地保有面積					校舎面積					
基準面積	建物敷地	運動場	其ノ他	計	過不足	基準面積	保有面積	内危険面積	屋内運動場 基準面積	屋内運動場 保有面積	屋内運動場 内危険面積
九、八五五	三、一六七	三、二九三	—	五、四六〇	△四、三九五	一、三五五	一、三八六	—	六二九	五七〇	—

7　歴代校長就任、退任年月日

氏名	就任年月日	退任年月日
山口　英雄	昭和二二、四、一五	昭和二九、三、三一
西田　久二	昭和二九、四、一	昭和三六、三、三一
東出文次郎	昭和三六、四、一	昭和三八、三、三一
倉田　武夫	昭和三八、四、一	昭和四一、三、三一
堀　偉彦	昭和四一、四、一	昭和四五、三、三一
中村　房郎	昭和四五、四、一	昭和四九、三、三一
山中　大典	昭和四九、四、一	昭和五一、三、三一

8　校歌

作詞　北畠重直
作曲　堀　偉彦

一　みどり山なす　わたらいの
古きいわれの　この丘の上に

われらはぐくむ　未来の夢を
村のひかり　国のひかり

二　清き流れの　一之瀬川
瀬音も高き　まなびやに
われらは築く　希望の橋を
村のいずみ　国のいずみ

三　苦難のりこえ　たくましく
真理の道を　今日も行く
手をつなぐ友　師よ父母よ
村のいのち　国のいのち
あゝ　一之瀬中学校

第四章　度会中学校

一　中学校の統合

昭和二十二年の学制改革によって、新制中学校の誕生を見、各市町村に新制中学校が設立された。本町においても合併前の旧村ごとに一校を設置していたが、町村合併後においては、教育効果の上からも町財政面からも四校を一校に統合することが望ましいことであった。事実旧村単位に中学校が設置されていたときは、生徒数が少なく、教員組織も貧弱で中学校としては不充分のうらみがあったが、町の中心まで一六キロメートルもあるという地勢の関係や道路交通事情が悪かったため、その実現は程遠いものとして現状維持の運営で十年を経過してしまったのであった。

ひるがえって合併当時は、地区意識が濃厚で、一村としての運営にはその円満を如何にするかが一つの課題であった程である。各ブロックが相融和して一村の形となるには、どこかひとところで各地区民が生活をともにすることが望ましい、いわゆる「同じ釜の飯を喰う」ということが、人間関係には、よい結果をもたらすものだと、とりあえず、男女青年団の統合、婦人会の統合と公民館関係としても、大いにこれを推進してきたのである。中学校を統合することこそ町民融和の源泉であると、村合併時における将来計画に「中学校統合」の意見が出されていたのは注目すべきことであった。

しかし、この統合は地勢上、通学距離のこともあり、なかなか踏み切り難い問題であって、早急の実現は望まれずま

た、十年余を経過してしまった。

時の為政者は、村の円満と円滑なる運営をはかるために各地区に出向いて町政懇談会を持つようになった。昭和四十三年七月各集落で行った町政懇談会の席上で中学校統合推進が話題となったのを始めとして、各地区から、早期実現を望む声が高まってきたので、町教育委員会においても、昭和四十六年七月中学校統合の必要性を事細かに説いて、啓蒙これつとめ町民の理解を深めた。その趣意書は長文ではあるが統合度会中学校誕生の記念塔として記しておく。

中学校統合と教育委員会の啓蒙活動

中学校の統合について

昭和四十六年七月

度会町教育委員会

六、三制の実施により、新制中学校が発足して二十四年を経た。度会町においても昭和二十二年四月、旧村単位に四中学校が設置され、以来五五一名（内城田二一七八名、中川一一三九名、一之瀬一二五九名、小川郷九七七名）の人々を社会に送り出したがその間、種々の課題を残したまま今日に至った。しかしながらここ数年来諸般の情勢から

1　中学校の教育効果の向上を期する。

2　合併町村内の住民としての一体感を深める。

3　過疎化現象に対応する。

4　町村財政を節減する。―住民の財政負担を軽減する。

などの目的から学校統合が各地で進められ、郡内においても玉城町では、すでに統合が完了し、南島、南勢両町を

はじめ大宮、紀勢の各町村においてもその気運に向いつつある。

われわれは、中学校の統合には、校地の位置を始め用地の買収、校舎の建築などの財政面、地域の住民感情、地理的条件、通学の方法及びその裏付けなど幾多の困難な問題はあるにしても、本町の将来を担う五〇〇名の中学生に、より充実した教育を受けさせるために、ぜひ統合すべきでありもって新しい時代の流れにおくれないようにすることが肝要であると考える。

1　教育効果の向上を期するため統合は必要である。

中学校においては、教科担任制であり通常一人の教師が一～二の免許教科を教える建前になっている。このように教師の専門性を生かすことは、生徒の基礎学力の向上、ひいてはその進路の決定にも大きな影響をもつからである。

しかしながら一人、一～二教科制の原則は、規模の適性な学校では可能となるが、生徒数の少ない小規模校では非常に困難であり、一人の教師が数教科を併せもち、その結果、教師の負担が大きくなるだけでなく時間割編成にも無理を生じ教育の水準を上げることが極めてむずかしくなる。次の表はこのことを表わしている。

第一表　昭和四十六年度における免許状所有状況

学校名	学級数	生徒数	教員数	免許状所有者の延人員									
				国語	社会	数学	理科	音楽	体育	技術	家庭	美術	英語	計
内城田中学	六	一八四人	一〇人	二人	四人	二人	一人	一人	二人	一人	二人	一人	一人	一七人
中　川　〃	三	一一〇	六	一	一	二	二	—	—	一	一	—	一	九
一之瀬　〃	三	一〇六	六	二	二	—	二	一	一	—	—	—	—	一〇
小川郷　〃	三	九一	六	二	一	—	二	一	一	—	一	—	一	九
計	一五	四九一	二八	七	八	四	七	三	四	二	四	二	四	四五

註 (一) 内城田中学校はすべての教科の免許状がそろっている。
(二) 中川中学校は音楽、体育、美術。一之瀬中学校は数学、技術、家庭。小川郷中学校は数学、技術、美術のそれぞれ三教科の免許状をもつ先生がいない。
(三) 一校に統合すれば教員数二六名、生徒数四九一名、学級数一二となり理想的な教科編成ができる。

2 住民（町民）としての連帯意識を深めるため統合は必要である。

町村合併をしたといっても、行政機関や経済団体など大人の社会の合併だけでは、住民としての連帯感を深めることはなかなかむずかしい。それはお互いの地理的距離感が作用しているとともに合併そのものが特定の役職をもつ人たちだけの接触に終ってしまうからである。全住民（全町民）の連帯意識、相互理解、心のつながりは少年時代に一つの学校、一つの校庭でともに学び、ともに遊び、同じ教師に教えを受け、苦楽をともにした同窓生としての親近感をもって、はじめて培われるであろうことは、われわれ、おとながすでに経験ずみである。この人たちがおとなとなった時、せまい旧村意識や地域観念をはなれ、地理的へだたりを越えた町民としての一体感をもつであろう。

3 過疎化現象に対応するため統合は必要である。

学校の適正な規模（生徒数、学級数、教員数）は学級数一二～一八、一学級の生徒数は、四五名とされている。学校が過大（マンモス学校）であれば多数の教員の意志の疎通がはかり難く、統一体としての学校の機能を保つことがむずかしく、その結果、生徒指導に目がとどきにくくなり、また、あまり学校が小さく一学級の人員が一六～一七名以下では、学級集団としての形態をなさず、生徒相互の刺げきも少なくなり社会性が乏しくなるからである。

次の表でわかるように本町四中学校の生徒数は、年々先細りしていく状態であり、将来複式編成にもなりかねない。

第二表　生徒数、学級数の推移

（昭和三五年～五三年）

学校名	学年＼年度	三五年度生徒数	四六年度〃	四八年度〃	五〇年度〃	五二年度〃	五三年度〃
内城田中学校	一年	八三	(二)五五	四八	五六	四八	(二)四八
	二年	九二	(二)六九	六〇	六〇	八〇	(二)四八
	三年	一二四	(二)六〇	五五	四八	五六	(二)八〇
	計	二九九	(六)一八四	一六三	一六四	一八四	(六)一七六
中川中学校	一年	五三	(一)四〇	三四	三〇	二七	(一)二七
	二年	五六	(一)三三	三三	三三	二四	(一)二七
	三年	四七	(一)三七	四〇	三四	三〇	(一)二四
	計	一五六	(三)一一〇	一〇七	九七	八一	(三)七八
一之瀬中学校	一年	六二	(一)三二	三一	三三	三一	(一)一八
	二年	六六	(一)三六	四〇	三一	二五	(一)三一
	三年	七二	(一)三八	三二	三一	三三	(一)二五
	計	二〇〇	(三)一〇六	一〇三	九五	八九	(三)七八
小川郷中学校	一年	三七	(一)三一	二三	一八	一八	(一)一九
	二年	五一	(一)三一	二八	一六	一六	(一)一八
	三年	五一	(一)二九	三一	二三	一八	(一)一六
	計	一三九	(三)九一	八二	六七	五二	(三)五三
	一年	二三五	(五)一五八④	一三六	一三七	一二四	(五)一一二③
	二年	二六五	(五)一六九④	一六一	一五〇	一四五	(五)一二四③

	計	三年								
	計	九九四	㈤ 二九四	㈣ 四九一⑫	一五八	四二三	一三六	四〇六	一三七	㈤ 三八一⑩	㈤ 一四五④

註　㈠　三九年度の生徒数を一〇〇とすると五三年度は四八パーセントに満たない。

㈡　（）内の数は各学校別の学級数であり、四六年度から五三年度まで内城田中学校六学級、中川、一之瀬、小川郷の各中学校はそれぞれ三学級計一五学級とかわらないが、一学級の平均生徒数は、四六年度三三人、五三年度二五人となり学級人員のいちじるしい過疎化があらわれる。

㈢　○印の数は一校に統合した場合の学級数であり、四六年度は一二学級（一学級平均生徒数四一人）となり、生徒数の減少と共に学級数もへり、五三年度は一〇学級（平均三八人）となるが学級人員としては、ほぼ適正な規模となる。

4　町村財政の負担を軽減するため統合は必要である。

次の表は国で算定した学校規模（生徒数、学級数）別による中学校費予算の標準的な額である。

第三表　学校規模別中学校費予算の標準額

	四五年度	四六年度	四八年度	五〇年度	五二年度	五三年度
内城田中学校	三五八 万円	三五一	三四一	三四二	三五一	三四七
中川〃	二五〇	二四九	二四七	二四三	二三五	二三四
一之瀬〃	二五二	二四七	二四五	二四二	二三九	二三二
小川郷〃	二四一	二四〇	二三六	二二九	二二二	二二三
一校に統合した場合の所要予算計(A)(B)	一、一〇一	一、〇八七	一、〇六九	一、〇五六	一、〇四七	一、〇三六
(A)	六六五	六二七	六一一	五九六	五六六	五三一
(B)	四三六 人	四六〇	四五八	四六〇	四八一	五〇五
生徒数、学級数統合した場合の学級数	五二三㈣	四九一㈣	四五五㈣	四二三㈣	四〇六㈣	三八一㈣
	一三	一二	一二	一二	一一	一〇

(一) 昭和四五年度本町立四中学校予算額の計は、一三六七万円であり、上記標準額一一〇一万円を相当上まわっているが、その内四校の営繕関係予算は、四七五万円で全中学校費予算の三分の一強を占めており、教育備品、その他の経常費を圧迫している。校舎が古くなるにつれて、今後この比率は更に大きくなると考えられる。

(二) 上表でわかるように一校に統合すれば年々五〇パーセント近い経費が削減でき、しかも施設、設備を充実し得るはずである。

5　結論

(1)明治初年に近代教育制度が公布されてから一〇〇年を経た。われわれの先代は、七〇年前、各集落に散在していた小さな数多くの学校を統合して現在の小学校を設立した。さらに二十四年前、終戦直後の困難のさ中に、よく新制中学校を建設した。このように、その時、その時代に対処したわれわれの先代の努力は高く評価されなければならない。時代はかわった。その上、近年、道路は着々整備され自動車の普及、通信機関の発達などにより度会町内の時間的なへだたりは、昔日の比ではなくなった。

もし中学生にバス通学させるならば——通学費への配慮など検討されなければならないと考えられるが——徒歩、自転車通学よりも安全といえるし、所要時間は最も遠いところでも三〇分前後で足りるであろう。新鮮な飲み物は新しい器に容れなければならない。本町中学生に時代に後れをとらせてはならない。新時代の中学生は、それにふさわしい教育環境に収容されなければならないと考える。

(2)現在の四中学校をかりに二～三校に統廃合するならば、それはほとんど意味がないと考える。

(3)以上われわれは、統合の必要性についてその見解を述べた。もとより公立学校の設置、廃止は、地方公共団体（設置者）の決めるべきことであるが、われわれは、第二集において、統合の具体的事項を記述し、一つの資料を出すことにより、それへの糸口を得たいと考える。

——。——

越えて昭和四十七年二月「中学校の統合について」の第二集文書を全戸に配付して再度その必要性を訴えた。

中学校統合のあゆみ　昭和三十年四月　中川、内城田、小川郷、一之瀬の四か村が合併して度会村となり、将来計画に中学校の統合の意見出る。

昭和四十三年七月　町政懇談会において、中学校統合推進の話が出る、年々早期実現の声が強まる。昭和四十六年七月教育委員会は中学校の統合についての第一集を配布してその必要性を説く。

昭和四十七年二月　町政懇談会の情勢をふまえ町教委は「中学校統合について」の文書第二集を全戸に配布、その趣旨を訴える。

昭和四十七年三月　各地区ごとにＰＴＡ、婦人会役員と懇談会を開く。

昭和四十七年五月　各地区役員などとの懇談会を持つ。

昭和四十七年八月　大部分の集落からの賛成意見をまとめる。

昭和四十七年九月　教育委員会より町、町議会に「意見書」を提出

昭和四十八年三月　用地買収費予算議決

昭和四十八年五月　町広報で統合について全町民の協力を依頼

昭和四十八年十二月　用地買収完了

昭和四十九年一月　町広報にて町長、議長、統合中学校の所信表明

昭和四十九年三月　度会中学校の設置条例案と建設の予算案を議会に提出満場一致で議決される。

昭和四十九年四月　建築設計委託

昭和四十九年七月　通学費条例議決

昭和五十一年四月　統合中学、度会町立度会中学校誕生

統合中学校建築の概要

1　校舎等の構造、面積

校舎　鉄筋コンクリート造、三階建、三八〇五平方メートル

技術室　鉄筋コンクリート造、平屋建、三〇五平方メートル

機械室　ブロック造、一〇平方メートル

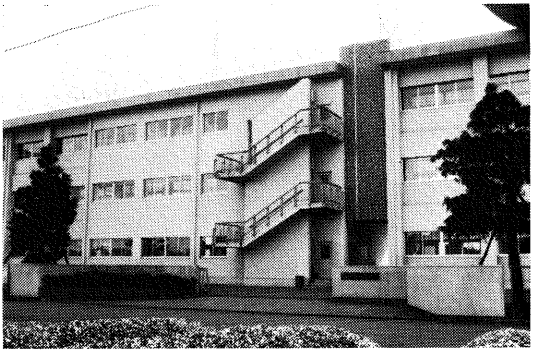

度会中学校正門

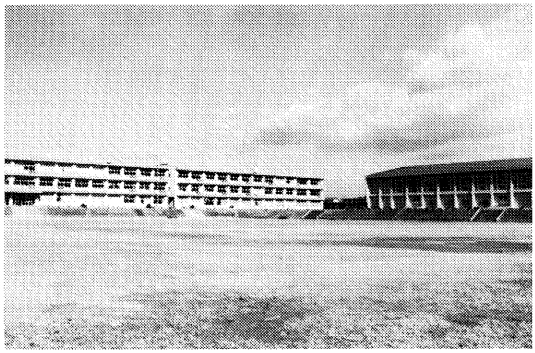

度会中学校全景

昭和四十九年八月　実施設計完成

昭和四十九年九月　建築指名業者現場説明

昭和四十九年十月七日　度会中学校設置条例改廃請求受理

同年十月二十六日　条例改正案否決

昭和四十九年十一月　入札　請負契約締結、着工

昭和五十年一月二十二日　第二回条例改廃請求受理

同年二月十日　条例改正案を否決

昭和五十一年三月　完成

度会中学校付近配置図

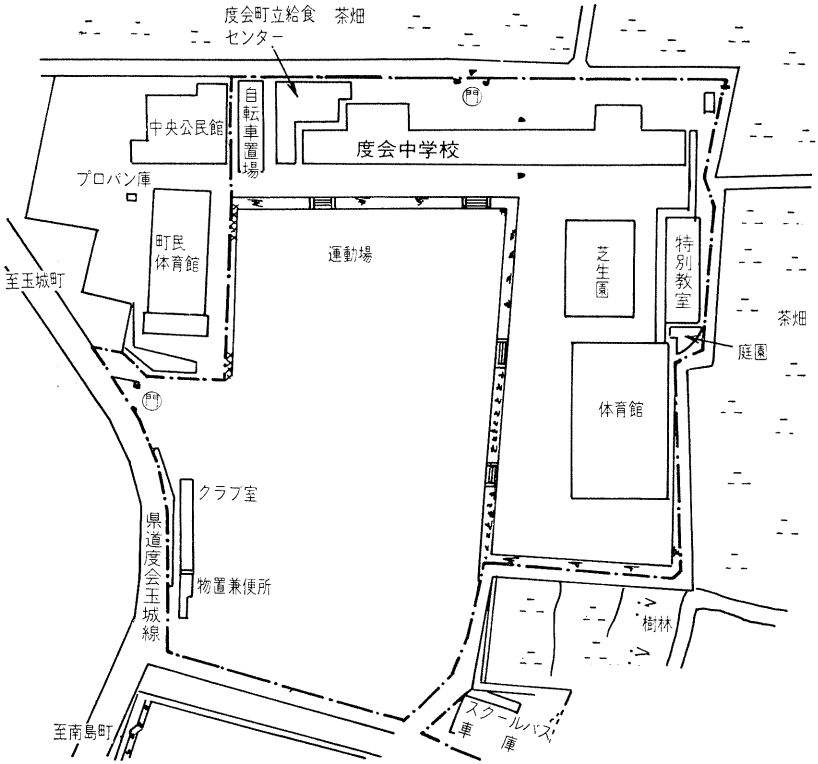

プロパン室　ブロック造　四平方メートル

渡廊下　鉄骨造　一六二平方メートル

計　四二八六平方メートル

運動場　一万五五二五平方メートル

2　建設費の概要

総事業費　五二五、五一六千円

国庫補助金　一三一、二二八千円

起　債　二三八、三〇〇千円

一般財源　一五五、九八八千円

3　設計、監理　日新設計株式会社

4　施工、建物　吉川建設株式会社

運動場　株式会社　森組

二　町立度会中学校

1　所在地　三重県度会郡度会町棚橋三〇〇番地

2　通学区域　度会町全域（三十四集落）

3　広　表　二万四四四一平方メートル

4　沿　革

昭和五一、四、一　町立一之瀬中、小川郷中、内城田中、中川中の四校が統合し、度会町立度会中学校として開校する。

昭和五一、四　開校式

昭和五一、四　旧校舎より備品搬入

5　年度別　生徒数　学級数　教員数

年度	生徒数			学級数	教員数	免許状所有者延人員									
	男	女	計			国語	社会	数学	理科	音楽	体育	技術	家庭	美術	英語	計
昭和五一	二二八	二〇二	四三〇	一二	二三	八	七	二	五	二	二	二	一	一	五	三五
五二	二二一	八四	四〇六	一一	二二	六	五	三	四	一	二	二	一	一	六	三一

昭和五一、四　県政百年、開校記念植樹祭

昭和五一、四　度会中学校ＰＴＡ発会

昭和五一、五　校章制定

昭和五一、五　竣工式

昭和五一、一〇　米飯給食開始

昭和五一、一二　クラブ室、運動場防球網完成

昭和五二、三　校歌、校旗制定発表

昭和五二、六　学校創立記念日設定

昭和五三、一一　度会郡視聴覚教育発表会開催

昭和五四、三　体育館竣工

昭和五四、一二　度会、伊勢学校給食研究発表会開催

昭和五五、四　自転車置場、物置、外便所完成

| | | |

8　校章

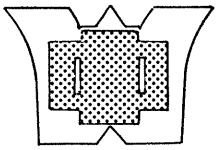

デザインの解説

Wは、度会町を表わし
中は、度会町の中心にたくましさと、調和のとれた
中学校を意味したものである。

9　卒業生の進路調

年度	卒業生	進学者数												専修各種職訓者数			就職・その他の数						進学率
		公立(全)			公立(定)			私立			県外						県内			県外			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
五一	一四八	六九	六一	一三〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	一	一	六	一	七	二	〇	二	〇	〇	〇	九三・九
五二	一三三	六一	五四	一一五	〇	〇	〇	一	〇	一	一	〇	一	三	〇	三	三	〇	三	〇	〇	〇	九三・二
五三	一四七	六七	六〇	一二七	〇	〇	〇	一	一	一	一	〇	一	六	一	七	三	二	六	〇	〇	〇	九一・八
五四	一二五	六〇	四九	一〇九	二	〇	二	一	〇	一	〇	〇	〇	六	一	七	二	〇	二	〇	一	一	九二・〇

旧村時代からの中学校卒業生の進学状況

年度	校名	卒業者数			進学者数			進学率%
		男	女	計	男	女	計	
昭和25	中川	29	27	56	—	—	—	—
	内城田	52	52	104	—	—	—	—
	小川郷	28	21	49	—	—	—	—
	一之瀬	21	24	45	—	—	—	—
	計	130	124	254	—	—	—	(—)
昭和30	中川	30	31	61	—	—	—	—
	内城田	53	38	91	—	—	—	—
	小川郷	26	18	44	—	—	—	—
	一之瀬	21	23	44	—	—	—	—
	計	130	110	240	—	—	—	(—)
昭和35	中川	18	15	33	9	3	12	—
	内城田	34	35	69	13	10	23	—
	小川郷	11	12	23	3	5	8	—
	一之瀬	15	19	34	5	11	16	—
	計	78	81	159	30	29	59	(37.1)
昭和40	中川	27	26	53	6	8	14	—
	内城田	44	43	87	26	26	52	—
	小川郷	28	20	48	15	10	25	—
	一之瀬	32	29	61	12	4	16	—
	計	131	118	249	59	48	107	(42.9)
昭和45	中川	28	16	44	21	6	27	—
	内城田	34	38	72	23	31	54	—
	小川郷	17	16	33	15	13	28	—
	一之瀬	21	22	43	13	7	20	—
	計	100	92	192	72	57	129	(67.1)
昭和50	中川	15	20	35	12	16	28	—
	内城田	21	26	47	20	26	46	—
	小川郷	10	14	24	13	8	21	—
	一之瀬	19	12	31	18	12	30	—
	計	65	72	137	63	62	125	(91.2)
昭和51	度会	76	72	148	70	69	139	(93.9)
昭和52	度会	69	64	133	63	61	124	(93.2)
昭和53	度会	78	69	147	69	66	135	(91.8)
昭和54	度会	71	54	125	63	52	115	(92.0)

第五章　学校給食の歩み

一　概　説

我が国の学校給食は、今から約九十年前の明治二十二年十月、山形県鶴岡町（現鶴岡市）の私立中愛小学校で経済的に恵まれない児童を対象に昼飯供与を行ったのがその起源とされている。

大正時代に入ると単なる慈善事業にとどまらず同時に栄養不良児に対する栄養補給が実施され、実施主体も民間から漸次国及び地方公共団体へと移行した。その後、幾多の変せんを経て戦後に至った。戦後の学校給食は、最も食糧事情の悪い最中に誕生した。そのころは、都会はもちろん全国民が飢におびえ、外地からの食糧輸入の途絶、農業生産の低下などの悪条件が重なり、国民の八分の一にあたる約一千万人が餓死するであろうと推定された。これがため政府は、昭和二十一年二月「食糧緊急措置令」を発動し、農家から米麦を強制供出させた。また、同年四月以降に占領軍司令部の協力で輸入食糧が放出され、国民の食生活は、口に入るものであれば何でもよいという状態であった。米の代わりにキューバ糖、とうもろこし、ふすまなどあらゆるもので飢をしのいだ。そして、この夏来日したアンラ（国連救済復興機関）の代表者フーバー元米国大統領が学童の栄養失調に驚いて総司令部に対し学校給食を速やかに開始するよう進言した。この勧告が学校給食再開の導火線となって新しい学校給食がスタートした。

給食物資は、連合軍総司令部及びララ委員会（アジャ救済公認団体）からの援助によりまかなわれた。

昭和二十二年九月、政府は全国四百五十二万人の小学児童を対象に、脱脂粉乳、輸入かん詰、その他の物資を供給することにより週二回ないし四回以上、所要栄養量を充足するよう給食を励行するというものであった。

昭和二十四年には、見返り資金による脱脂粉乳の無償化及びユニセフ(国際連合児童緊急基金)給食計画の実施により学校給食の量的な拡大が順調に進められたが、質的な充実は完全給食に至るまでの課題であった。

昭和二十三年ころには、パンによる完全給食の機運がおこり、香川県の十数校でパン給食が開始され、全国的には、二十五年七月、八大都市約百三十万人に学校給食開始、二十六年には全国の市制地さらに翌二十七年には全国の小学校へと拡大実施されていった。しかし、二十六年七月から講和条約調印にともなうガリオア資金の打ち切りによって、小麦粉及び脱脂粉乳が有償となり給食費の父兄負担が大幅に増大し学校給食の中止も止むを得ないという状況に至った。



楽しい給食風景（度会中学校）

このような危機に直面したことから学校給食の法制化を望む声が高まり二十九年六月、学校給食法が制定された。また、学校給食は小麦粉食形態を基本としてきたが、五十一年四月から米飯給食が学校給食制度の中に明確化され現在に至っている。

さて、当町の学校給食の移りかわりについて述べたい。

当町の学校給食は、昭和十年ころから、各小学校で冬期に温かいみそ汁供与を実施していたのが始まりである。みそ汁供与に必要な野菜や薪は、児童が家庭から持ち寄るという方法であったが、太平洋戦争のはげしくなった昭和十八

年ごろみそ汁給与は打ち切られている。

その後、戦後における学校給食は、昭和二十三年六月から週三回程度ミルク給食が実施され、昭和二十二年ごろから同二十八年までは、冬期に週三回ないし五回みそ汁、ぜんざいなどの温食給食が実施された。

パンによる学校給食が実施されたのは、昭和三十八年からである。各学校別の状況は次のとおりである。

△中川小学校……昭和二十二年にかん詰類、同二十三年にミルク及びかん詰類の供給をうけ、同二十四年一月十二日から同三十七年二月十八日まで冬期のみ、みそ汁など副食給与を行った。同三十八年四月から同年十月までパン及びミルクなどの完全給食を試験的に行い、同三十九年三月三日パン及びミルクと副食物などの完全給食となり同五十一年七月二十二日まで継続し、度会町給食センターに統合した。

△内城田小学校……戦後より昭和三十八年三月まで冬期のみミソ汁給食を行っていた。調理は父母が交替であたり、同三十八年四月から三十九年十月までミルク（脱脂粉乳）給食が行われた。同三十九年十月五日から同五十一年九月、度会町給食センターに統合するまでパン及びミルクと副食物の完全給食が行われた。

△小川郷小学校……かん詰及びミルク給食は、昭和二十三年六月二十二日から開始、みそ汁及びぜんざいなどの副食は、同二十四年四月十三日から週二、三回程度実施。パン及びミルクと副食物の完全給食は、同四十二年二月に開始し、度会町給食センターに統合されるまで継続した。

△一之瀬小学校……ミルク給食（脱脂粉乳）は、昭和二十二年ごろから実施し、みそ汁給食も同年より実施（九月から三月までの冬期のみ）。パン、ミルクと副食物の完全給食は、同三十八年五月一日から開始し、度会町学校給食センターに統合されるまで継続した。

△度会中学校……統合前の中川中は昭和三十八年十一月五日からミルク給食。内城田中は同三十七年一月からみそ汁給食を開始。パン及びミルクと副食物の完全給食は、一之瀬中では、同三十八年五月一日から実施した。中川中、内城田中、小川郷小、中の完全給食はそれぞれ同四十二年一月十一日から度会村学校給食センター（設立昭和四十一年四月一日、旧内城田中学校地内）に統合し開始された。

二　全町一本の学校給食センター

先にのべたように、昭和四十一年一月から、当時の中川中、内城田小、中学校及び小川郷小、中学校の五校が、内城田中学校内の学校給食センターで、センター方式の給食を始めたが、さらに昭和五十一年四月一日から、度会中学校の発足に伴い、同校内の学校給食センターで、文字どおり理想的なセンター方式により、町内の全小、中学校の給食を取り扱い成果をあげている。

この給食センターは、県下でも優秀な施設と人容を誇り、昭和五十四年現在における給食人員は一二九六名であるが、週五回の給食のうち、いち早く昭和五十一年十月から、週二回の米飯給食をとり入れ、年間一八〇回の米飯給食を実施し、児童、生徒の栄養補給と健康増進に万全を期している。また、各学校も学校給食の実施に極めて積極的で、教育的、効率的な運営がなされている。

施設の概要と運営の方法は次のとおりである。

○施設の概要――建築年月日（昭和五十一年八月一日）、構造（鉄骨造り平屋建）、面積（三二九平方メートル）

○職員　所長一、次長一、栄養士一、給食婦八

このほか、給食運搬車二台を置き、中学校のバス運転手が、中川方面と一之瀬方面に分れて給食運搬に当り、温かい美味しい給食を早く届けるよう努力している。

第六章　県立の諸学校

一　度会高等学校

旧制中学校への通学　本町は、度会郡の中央部に位置するとはいいながら、山間に集落が点々とつながる山村であって、交通が不便である。また、その上に伊勢市にも遠く、近い所といえる旧内城田地区でも一二キロメートル、旧中川地区からは二〇キロメートル、旧小川郷地区から一八キロメートル、旧一之瀬地区からでは二五キロメートルもあり、唯一の交通機関であるバスも、南島街道は、大正十一年、滝原街道で運行されるようになったのは大正十五年で、当時は一日三往復であり、一時間ごとの運行はごく最近のことで、陸の孤島ともいうべき地帯であった。

高等教育機関は、明治三十二年に伊勢市(当時は宇治山田町)に県立第四中学校が設置されたのが最初であり、つづいて、明治三十三年に同じく宇治山田町(伊勢市)に淑徳学舎が設置され、家政、裁縫の専門の女子教育の機関が誕生した。さらに明治四十五年になって、宇治山田市立高等女学校が開校され、女子中等教育がなされるようになった。

また、明治四十一年に宇治山田市立商業学校(昭和六年県立となる)設立され、男子の進学コースも増加した。幸い、隣接の小俣村(現小俣町)に大正十五年、三重県立蚕糸学校(後の県立明野農蚕学校)が設立され、昭和五年には、田丸町に三重県立田丸実業女学校、多気郡相可村(現相可町)に県立農学校が続いて設置されたので、内城田、中川両地区の向学の子弟の中等教育を充たすことができた。しかし、これらの学校への通学は、自転車で通学するよりほかないあ

りさまであった。

小川郷、一之瀬地区に至っては、到底自転車で通学することができなかったため、親類、縁者を頼り、下宿するより方法がなかった。したがって、進学には、身体的、経済的に負担が大きく、なかなか容易なことではなかったので、各地区共、進学者の数は僅かであった。

中学校は小学校六年を卒業して入学するのであってみれば、この幼童での通学は無理であった。ほとんどは下宿するほかないありさまであったから小学校卒業後進学する中学校、高等女学校、商業学校への進学はごく僅少であった。おおかたの児童は、小学校の高等科を卒業してから入学のできる、明野農蚕、田丸の実業女学校へ進学したのであった。

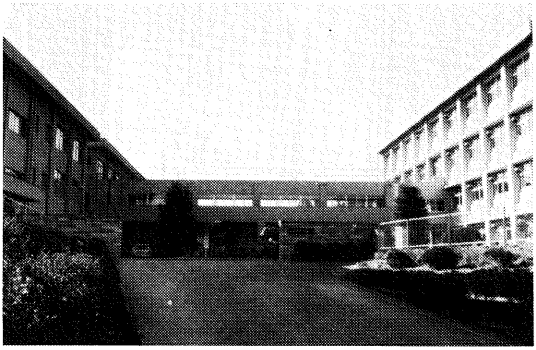

三重県立度会高等学校

度会高等学校の誕生　戦後は教育制度の改革で以前の中学校、実業学校が高等学校と改革され、入学定員数もふえ、高校進学も容易となってきたが、本町では何れの高等学校へも相当の距離があって通学には依然不便であった。幸い村当局においてはこの地方の子弟教育を思念し高等学校誘致に踏み切ったのであった。

学制改革によりこの地方では、田丸実業女学校が廃校となり、明野農蚕学校が高等学校に昇格する関係上、この分校としてでも内城田に誘致したいと村議会の議決を経て、県に働きかけやっと同意を得て誕生したのが今の県立度会高等学校の前身である。

すなわち、昭和二十三年七月二十九日、農繁期は休みで働きながら学ぶこと

のできる昼間の定時制高等学校、三重県立明野高等学校内城田分校（農業科、家庭科）として設立されたのである。

当初、開校の決定が急であったことや高等学校といっても、これといった校舎もなかったため、内城田小学校の校舎の一部を借用しての発足であった。生徒も主として、その当時、青年学級に学んでいた生徒が編入学のような形で入学し、同年九月一日から授業が開始された。

初めは、教室一杯の生徒がいたが、青年学級と高等学校の性格のちがいや、仕事の関係などで最後まで学業を続けて卒業できたのはわずかに九名であった。

創設当時主任として赴任した西田四郎は、創立の学校を学校らしい形にと廊下を戸棚で区切った職員室を本拠として、日夜献身的な活動を続けた。また、生徒もよく勉強した。各学年十数名という少数であったが県の弁論大会で優勝したり、スポーツ面でも陸上やテニスで活躍した。他面国立大学へも毎年進学するなど「山椒は小粒でも」の意気に燃え立った生徒の集まりであったが、施設や設備の整わない田舎の高等学校であったため、その存在も認められなかったので志望者も少なかった。その状況は生徒自ら生徒募集に各中学校廻りをする程であった。したがって校舎の建設が急務となり地域の関係者、職員生徒が一丸となって県当局へ陳状した。

しかし、その当時は新制中学校を建築した直後であったため、高等学校の校舎を建設する余力がなかった。したがって底冷えのするコンクリート床の教室と隙間風の吹き込む小学校の間借りをしたまま教育を続けなければならなかった。さらに義務教育優先の建前から小学校ＰＴＡの申し入れでその一部を返還しなければならなくなったため分校主事の住宅や農協の一部を借りて仮教室で授業が行われた。県は、早急に校舎の建設を指令したが村財政はこれを実現することができなかった。村当局も苦慮し遂に昭和三十年町村合併による新村における課題となった。

当時は生徒からは早急に独立校舎を建設することを校長に願い出るし、一方県からは校舎建設を指令してきたため

村の経済状態を知る本校の校長は、県と生徒の板挟みとなり、ずいぶん苦慮したものであると当時を述懐している。

このようにして地元関係者やＰＴＡの再三の陳情が続けられたが、昭和三十一年十二月一日、時の大野村長の英断と村議会の熱意により、分校校舎建築の起工式が行われる運びとなり、昭和三十三年三月五日待望の分校校舎の完成を見ることができたのである。

校舎の建築によって高等学校としての体裁も整ったため、昭和三十八年十二月には定時制から全日制へ昇格を望む要求があり、その審議会が本校において開かれ、同三十九年四月一日定時制を全日制とし農業科、家庭科を廃して普通科を設けることとした。さらに同年七月一日、度会町議会に度会高等学校特別委員会が設置されて高等学校育成の気運は、いよいよ高まり全日制切り替えについての知事との覚書がかわされた。この覚書に基づいて昭和四十六年には、体育館が建設され、昭和四十七年には度会分校の土地、建物の全面県移管を行った。こうして昭和四十九年四月一日明野高等学校より名実ともに分離して独立し、三重県立度会高等学校と称し、初代校長として前島俊臬が赴任した。

かえりみれば、昭和二十三年七月県立明野高等学校内城田分校が呱々の声をあげてから二四年。ようやく県立高等学校としての形が整ったのである。この間における地元度会町の並々ならぬ労苦と、歴代本校の校長、分校主事各位の努力は見落す事ができないのである。

昭和五十年には、新敷地(度会町が買入れて県に移管)に新校舎の第一期工事が完成し、ついで五十二年には、グランドの整備、五十三年には、特別教室棟、五十四年には、体育館が完成し、生徒定員一八〇名、四学級規模の県立高等学校となった。

昭和五十四年には、文部省の生徒指導研究推進校の指定を受けるほど教育の成果が全県的に認められるようになった。さらに硬式野球部も設置され名実共に一人前の高校となったのである。

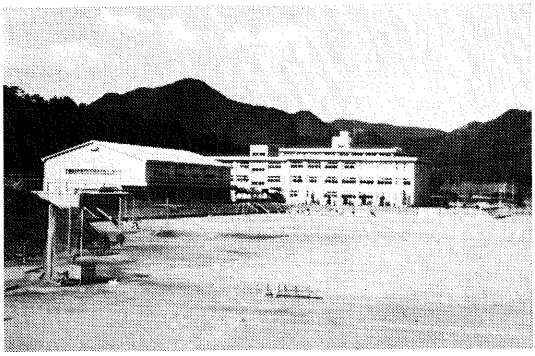

運動場からみた全景

度会高等学校の前身である明野高等学校度会分校が独立校を目ざしてはげしい動きが開始されたのは、昭和三十八年以後のことである。

学校はもちろん、町当局、同窓会、ＰＴＡが一体となり、県関係機関に対して、陳情を重ねた。

その結果、昭和三十九年度から定時制課程を全日制に切替え、農業科と家庭科を廃止して、普通科が設置され、さらに昭和四十九年四月一日、待望の独立高校に昇格したわけである。ここに昭和三十八年十二月に提出された陳情書の全文を掲げる。

陳　情　書

三重県立明野高等学校度会分校は、昭和二十三年当地方の勤労青少年に対し、高等学校教育をうけさせようとして設立された昼間定時制課程の分校で、農業課程、家庭課程を設置して出発しました。

当初は生徒数も僅少で（第一回卒業生一名、第二回卒業生八名、第三回卒業生十三名）教室、運動場も小学校の一部を借用するなど乏しい中での教育を続けてきましたが、恵まれることの少なかった当地方の志ある青年子女は、これによって高校進学の機会を得、現在卒業生の大部分は、それぞれ郷土の中堅として活躍するなど分校教育定時制教育の実をあげてきました。昭和三十四年、独立校舎（四四二・二八坪）を新築し、校地運動場を整え、付属建物も追々に増築し、昭和三十五年末、施設設備の県移管を決定しました。この間、生徒数も増加し、現在は一六七名となり、さらに逐次増加の趨勢にあります。しかし、生徒の出身地域や家庭状況及び卒業後の希望等については、創立当初とは全然趣を異にし、現在では定時制教育の特質や価値は殆んど失われている状況であります。生徒数一六七名中、勤労者として定職をもっている者は一名もなく、全員中学校を卒業して直ちに進学してきたもので年齢的にも差異なく、すべて学業に専念しているものばかりであります。出身地域もだんだんに拡がり、伊勢市及びその周辺（小俣町、玉城町など）出身者が約半数に及び、

さらに逐年増加の傾向であります。

度会村の子弟が半数以上でありますが、全日制への転換が実現すれば進学希望の数が著しく増加すると思われますので、いわゆる生徒激増期を過ぎて安定期になりましても生徒数は逐次増大するものと信じます。

家庭の職業は農業が大部分（九七名）で、続いて商業（一五名）、公務員（一五名）、会社員（一三名）の順となっていますが、農村事情の変革等により、生徒の殆んど全部は卒業後就職を希望している現状であります。

以上述べました現況により考慮いたしまして、この際、度会分校を全日制通常の課程に転換していただくことが極めて緊要事と信じますので、関係者相よって陳情いたす次第であります。

県当局におかれましては、右事情を御賢察下され、最善の御配慮を賜わりますようお願い申し上げる次第であります。

昭和三十八年十二月

三重県度会郡度会村長
大野真資
三重県度会郡度会村議会議長
作野貞三
三重県立明野高等学校度会分校
PTA会長　神森克巳
三重県立明野高等学校度会分校
同窓会長　馬瀬章

宛先（各通）

三重県知事、県会議長、県教育委員会委員長、県議会文教委員長、県教育長

沿革

昭和二三、七、二九　三重県立明野高等学校内城田分校（定時制）設置。

二四、三、三一　三重県山田高等学校明野校舎内城田分校と校名変更。

二五、四、一　学校再編成により三重県立明野高等学校内城田分校と校名変更。

三〇、四、一　三重県立明野高等学校度会分校と校名変更。

三一、一二、一　度会分校校舎建築起工（度会村大野木一八二〇）。

度会高等学校年表

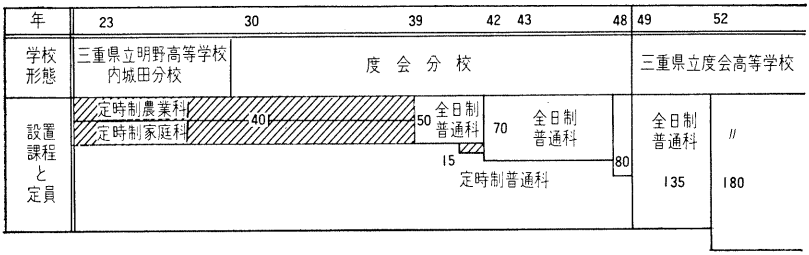

昭和三三、三、五　度会分校校舎竣工。

三九、四、一　定時制課程を全日制課程とし、農業科、家庭科を廃止。普通科を設置定員五〇名。

四二、四、一　定時制課程（普通科）を併設定員一五名。

四三、四、一　定時制課程を廃止し、全日制課程（普通科）の定員を七〇名とする。

四六、三、二〇　度会分校体育館竣工。

四七、三、三一　度会分校土地建物の全面県移管実施。

四八、四、一　募集定員を八〇名とし諸施設を完備する。

四九、四、一　明野高等学校より分離・独立し、三重県立度会高等学校と称する。募集定員を一三五名とする。初代校長前島俊臬就任。

〃　一〇、一　校章を制定する。

〃　一〇、七　新校舎建築第一期工事起工。

五〇、三、一　校歌を制定する。

〃　三、一　第一グランド整備（側溝フェンスを含む）。

〃　六、六　新校舎建築第一期工事竣工。管理棟一六五二平方メートル、普通教室棟一二五四平方メートル、昇降口棟四八六平方メートル（附帯施設を含む）

〃　六、二〇　新校舎に移転し、新旧両校舎併用して授業をはじめる。

〃　七、一一　学校創立記念日と制定。

五一、五、一〇　第一次緑化計画を推進。

五二、三、二三　校門工事竣工（卒業生記念寄付）。

〃　三、三一　第二次グランド整備……グランド完成。防火用水槽（地下式八〇平方メートル）竣工。

〃　四、一　募集定員を一八〇名とする。

昭和五二、一一、二二　新校舎建築、第二期工事（前半）起工。
五三、六、二二　新校舎建築第二期工事（前半）竣工。特別教室二〇五九平方メートル、わたり廊下五四平方メートル
〃　六、二四　旧校舎移管・改廃にともない、併用授業を廃し、旧校舎の廃舎式を挙げる。
〃　八、一六　体育館工事起工。
五四、二、一九　体育館竣工（一〇三九平方メートル）、屋外便所（二七平方メートル）、わたり廊下（八一平方メートル）
〃　三、　普通教室棟増築工事起工。
〃　四、一　旧度会高等学校校地及び建造物を県立度会養護学校へ全面所属替。
〃　一〇、一　普通教室棟増築工事竣工（七三〇平方メートル）。
〃　一一、二四　バックネット工事竣工。
五五、二、二七　自転車置場増設工事竣工（九〇・七二平方メートル）。
〃　四、一　校長　前島俊臬、宇治山田商業高等学校長に転補。
　　校長　寺岡　宏就任。

歴代校長

氏名	就任年月		在任年月
奥井英太郎	昭二三、五	里中　武一	昭三九、四
近藤不二彦	昭二四、三	積木　九一	昭四〇、四
川村　正夫	昭二七、九	西田　四郎	昭四三、四
栗林　武男	昭三五、四	近藤　寅雄	昭四六、四
佐川　勇	昭三六、四	伴　利也	昭四八、四
西井伊兵衛	昭三八、一	前島　俊臬	昭四九、四
西川　棟伍	昭三八、一	○寺岡　宏	昭五五、四

○印現在

歴代分校主事

氏名	就任年月	備考
神野　勝人	昭二三、七	定時制課程主事
下村　四郎	昭二四、四	〃
西田　四郎	昭二三、八	分校主事
印田　義保	昭三一、四	定時制課程主事
河嶋　二郎	昭三三、四	定時制主事
前島　俊臬	昭三九、四	分校主事
河嶋　二郎	昭四一、四	〃
前島　俊臬	昭四四、四	〃



三重県立度会養護学校

二　度会養護学校

昭和五十四年四月学校教育法の改正により養護学校の設置が義務制（県は、養護学校を設置をすること、関係の保護者は、対象児童、生徒を就学させること。）となり、昭和五十五年四月、三重県立度会養護学校が、度会町大野木一八二五番地に設置され、初代校長に小寺兵作が就任した。その沿革は次のとおりである。

一　昭和五十三年七月、校舎（二三一七平方メートル）、寄宿舎（一〇四〇平方メートル）建築工事着工。昭和五十四年三月完成し、校名を三重県立度会養護学校と決定した。

二　昭和五十五年三月、中学部及び高等部の普通教室と小、中学部の特別教室（一二二四平方メートル）並びに中庭、運動場の拡張工事完成、学校敷地一万七四九〇平方メートル、校舎の延面積五八〇五平方メートルとなる。

三　児童、生徒数及び学級数等の推移

昭和五十四年開校当時、小学部二一名、中学部八名、計二九名であった。学級数は、小学部九学級（内重複学級三）、中学部三学級（内重複学級一）計一二学級編成で出発した。さらに昭和五十五年度には、高等部が増設され、小学部児童二六名（一〇学級）中学部生徒一〇名（四学級）高等部生徒八名（二学級）計四四名（一六学級）となる。

四　通学方法は、スクールバスによるもの、自家用車によるものなどさまざまであるが、通学不可能な児童、生徒は、

寄宿舎生活を送っている。スクールバス路線は、松阪線、飯南多気線及び伊勢鳥羽線の三路線である。

学校へ通うことのできない児童、生徒に対しては、家庭訪問教育が行われている。小学部一六名、中学部一三名、計二九名を八名の教師が担当し、週二回ないし三回訪問指導にあたっている。

五　本校に在籍する児童、生徒は、いずれも脳性マヒにより手足に障害をもっているため、年々障害の程度が重度重複化し教育指導上さまざまな問題をかかえている。

……本校の開設により県下の肢体不自由養護学校は、津市の県立城山養護学校と併せて二校となったが、南勢地区の養護学校として、地域との連けいを深めさらに大きく飛躍させる義務が課せられている。

第七章　社会教育

一　戦前の社会教育

実業教育（農業補習学校）　実業教育の必要性は、明治五年学制の公布当時すでに識者の間には論議されていた。しかし政府では普通教育の普及拡充に急なるあまり制度化をみずに過ぎた。国力の充実を計るには、実業教育が必要な事は衆目の一致するところであり、制度化を待たずに実業教育が発足した。

すなわち明治五年農業教育、同七年商業教育、同年工業教育が発足しているが、これらは後に変化して高等教育機関として長く我が国実業教育の府となった。

実業学校の制度化は、改正教育令（明治十三年）第二条に「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校農学校商業学校職工学校其ノ他各種ノ学校トス」とあり、実業教育が教育法規に表示された始めである。しかしこれとても中等教育以上の実業教育を意図したものであって初等実業教育ではなかった。

我が国も明治二十年代になると産業界にも近代化が進み、斯業の躍進を見るに至り、産業興隆は、当然実業教育に要望がよせられ、明治二十六年（一八九三）省令として実業補習学校規程が公布された。従来、小学校高等科に実業の一科を課することになっていたが、小学校を卒業して実務に従事する青少年のために、初期の実業教育の独立を規定

実業補習学校の推移

年次 / 校種	明治32年 校数	明治32年 生徒数	明治38年 校数	明治38年 生徒数
工業補習学校	21	1,355人	95	5,704人
農業補習学校	62	3,727	2,450	1,050,098
商業補習学校	25	2,272	133	8,292
計	108	7,354	2,678	1,064,094

したものである。

この規程によると、

1　入学資格は尋常小学校卒業以上の学力を有する者。

2　小学校に付設し、その校舎、備品、器具を使用する。

3　授業は日曜日または夜間の便宜もしくは季節を限り教授ができる。

かくて小学校卒業後の青年に夜学の道が開かれ、農業、水産業など地域産業に則した補習教育や若人の道徳教育を中心に社会教育は学校教育を基礎として一応の形を整えることとなった。

このようにして発足した初期実業教育は、社会の要求に応えて年とともに発展した。ことに農業科は上掲の統計の示すように全実業補習学校生徒数の八八パーセント以上を示す盛況ぶりであった。

本町においても明治三十九年一之瀬村に次いで四十一年中川村、同四十三年内城田村、越えて大正五年小川郷村と逐次各小学校に農業補習学校が併設された。開設当初は男子のみを収容し女子に対しては別に裁縫学校を設立した。大正の中頃になって裁縫学校を廃して農業補習学校に合併して女子部とした。

青年訓練所　大正十四年現役陸軍将校を学校に配して青年の心身鍛練に資するため教練を実施する制度ができた。次いで小学校修了後実務に従事する青少年を収容する青年訓練所規定が公布された。大正十五年（一九二六）四月である。

青年訓練所は「青年ノ心身ヲ鍛練シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス」と第一条にその目的を明示し、満十六歳から満二十歳までの四か年とし、修身、公民科、教練、普通学科、職業科を課し特に教練を加えて兵式訓練を重視したものである。

教練指導は在郷軍人がその任に当り毎年一回連隊司令部派遣の将校による査閲があった。

なお青年訓練所修了者には、兵役在営年限の半年短縮が認められる特点が付与されていた。

本町の各村では、大正十五年七月農業補習校に青年訓練所を併設した。

青年学校　青年訓練所に学ぶ青少年の約半数は、実業補習学校に在学する二重学籍保持者であり、教育内容においても教練以外では、往々重複するなどの欠点もあり、これが統一の必要を認め、昭和十年（一九三五）四月一日青年学校令が公布されて青年学校が誕生した。

1　第一条の青年学校の目的にその対象として男女青年とあり、

2　青年学校に普通科（尋小卒）本科（高小卒）研究科（本科卒）とあり、普通科二年、本科五年（女子三年）研究科一年と修業年限が規定されている。

3　三重県は、青年学校教員養成所を新設してこれが充実を図る。

本町の旧各村では、昭和十年四月、農業補習学校と青年訓練所を合併して青年学校を設置し、時代の要請によって国防力の充実のため、軍事教練に力が注がれることになった。

戦時中、青年は勤労奉仕に動員されたし、終戦直前には、女子も挺身隊の名で各地の職場に勤労奉仕をしたが昭和二十年八月十五日敗戦とともに青年学校も消滅した。

二　戦後の社会教育

社会教育の興隆　終戦直後は敗戦により、人々はなすすべもなく混乱と虚脱の時期を迎えたが、やがて、その時期を脱すると、急速に民主化の方向にすすんだが教育、とくに社会教育は大きく変貌し、興隆の一途をたどった。

戦前の社会教育は、上述のように青年学校教育が中心であった。それも戦争末期ごろには、時代の要請によって国防力の充実が叫ばれ国民の多くは勤労奉仕に動員され、また学習の内容も、軍事教練を中心としたものになっていた。これは明治以来の教育制度が近代国家建設の目標に向って整備され、主として、学校教育を中心としてなされてきたためであった。

戦後の教育の考え方は、教育とは、学校教育のみに限らず、あらゆる機会とあらゆる場所をとらえて行うという方向にかわった。また、教育の機会均等を実現するためには、社会教育の振興をはかることが必要となり学校教育と並んで重要視されるようになったのである。

このような立場から、社会教育の制度化がすすめられ、総合立法として、昭和二十四年六月、社会教育法が誕生し、特別立法として、図書館法、博物館法、青年学級推進法、スポーツ振興法が定められた。

これよりさき、昭和二十一年七月、文部次官通牒で、市町村公民館の設立が進められてきたが、この法の成立が根拠を与えることになり、各市町村の公民館の設立が促進された。こうして設立された公民館は、社会教育の拠点として動き出した。

地区公民館の設立と活動　合併前の我が町においても、一之瀬公民館が、昭和二十七年四月発足した。当時の村長

が公民館長となり、新しい村づくりの中心となる施設として公民館を活用した。また、公民館の究極の目標として、郷土産業の振興と郷土の文化運動の推進を挙げている。そして婦人講座、成人講座、青年学級、講演会、弁論会、体育大会などの講座や行事などを行った。講座内容は、麦の増産、水稲管理、畜産、薪炭増産などが挙げられている。当時をかえりみるとき、僅か三十年ばかりを経た今日の現状と比べて、生活様式の変化と経済機構の移りかわりの激しさを痛感させられる。

また、内城田地区においても、昭和二十九年五月、公民館が設置され条例が公布されているが、事業計画をみると、

- 総務部・公民通信の編集及び発行
- 教養部・家庭教育講座・婦人教室（社会、政治、衛生、時局講演）・成人学級（集落懇談会）
- 産業部・食糧の増産計画・研究会、懇談会・特産物の増殖と生産改良・製茶・桑園の改良・畜産の研究
- 保健衛生部・道路清掃・寄生虫駆除
- 生活改善部・冠婚葬祭の費用節減・台所改善などとなっている。

中川・小川郷地区においてもこれと前後して公民館が設立され、ほとんど同様の内容で、社会教育がさかんに行われるようになった。ちなみに当時の公民館の機構を示すと次のようなものである。

公民館組織並びに機構図

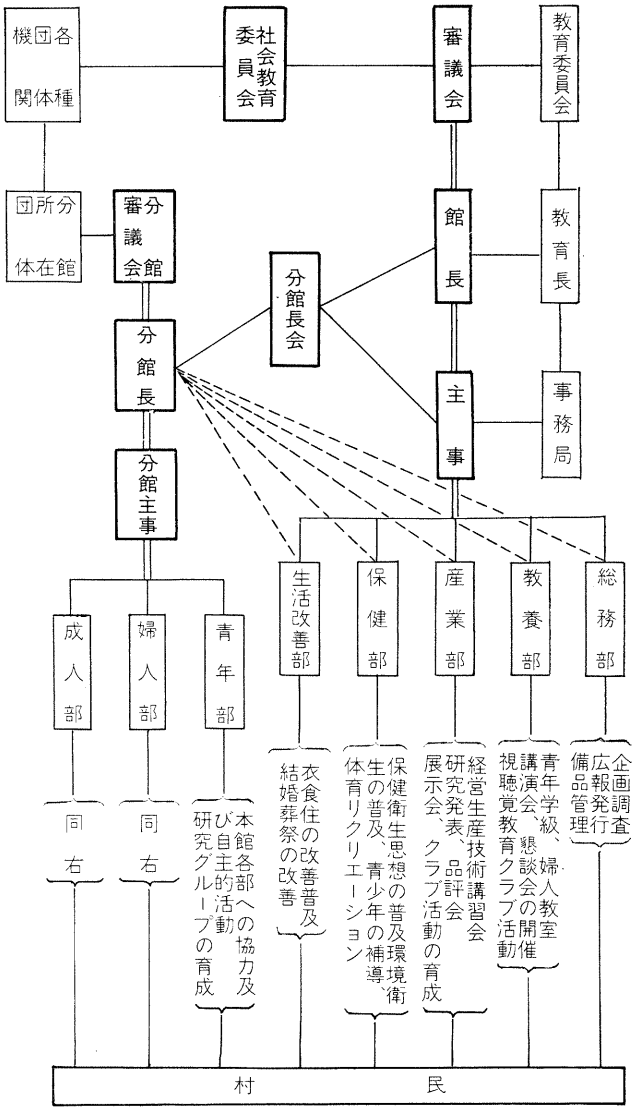

青年学級　戦前の青年学校にかわるものとして、昭和二十八年には、青年学級振興法が施行され、特に青少年の育成に力を入れるようになった。最初は、公民館活動の一環として、女子の編み物、料理、生け花等の学習、男子の職業教育（特に農作物、畜産の増産）、民主化学習が実施された。一時は学級生も多く、他町村と同じく、青年学級時代

を現出したが、その後、上級学校への進学率が向上したことと、県内外の工場への就職者の流出により、青年の減少状態を示し、現在は高校進学率九三パーセントが示すように、ほとんどのものが高校に進学し引き続き大学進学あるいは町外への就職という状態で、青年学級は実施が難しくなり各町村とも低調となった。

婦人学級　婦人学級も青年学級と同じく社会教育の公民館活動の中心として行われてきた。昭和五十一年の中学校統合前は四地区の中学校長が顧問となり、各地区において、それぞれ、教養、文化、趣味、体育等の講座を設け活動してきた。

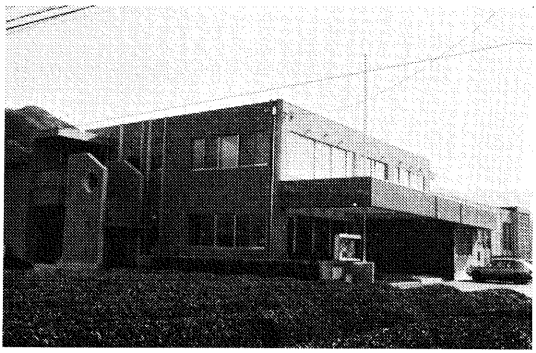

度会町中央公民館

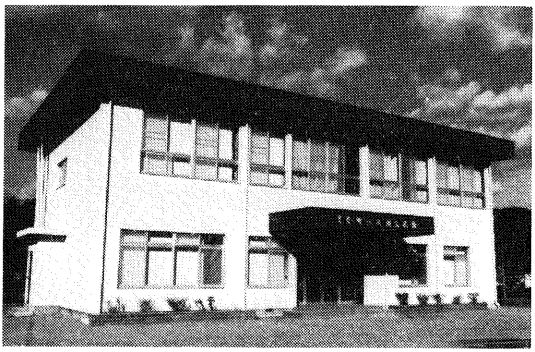

一之瀬公民館

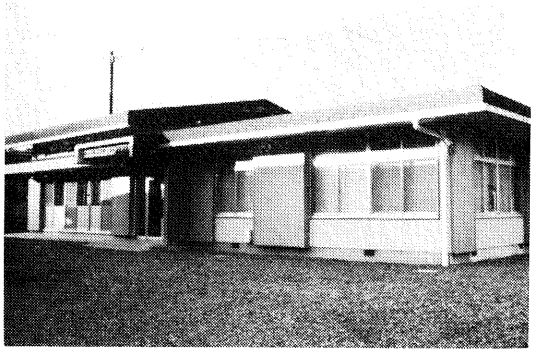

麻加江生活改善センター

昭和五十五年度は、新しく建設された中央公民館をはじめ一之瀬公民館や生活改善センターを会場に次のように計画実施されている。

- 華道教室―内城田―(中央公民館)
- 着付教室―中川―(中川生活改善センター)、一之瀬―(一之瀬公民館)
- 料理教室―内城田―(中央公民館)、小川郷―(小川郷生活センター)

開設時期は、六月から十二月まで、各地区とも年間それぞれ一四回、講師報償は、町補助となっている。



中之郷生活改善センター

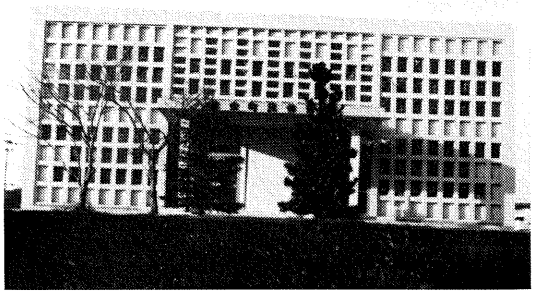

町民体育館



公民館講座の生花教室



高齢者学級ことぶき学園

実施月	講座内容	会場
五	教養　世相に思う（講演）	中央公民館
八	〃　子供の教育と高齢者の役割（講演）見学	〃
二	〃　老人閑話（講演）	〃
六	趣味　盆栽の仕立て方（実技）	
七	体育　クロッケー（実技）	（内城田）中央公民館
九	〃　民踊（〃）	（中川）生活改善センター
一〇	教養　老人のくらし（映画）	（小川郷）〃
一〇	趣味　花き園芸（実技）	（一之瀬）一之瀬公民館
一一	教養　明るい家庭づくり（講演）	
一	〃　郷土史（講義）	

高齢者学級　県の主催で、昭和四十九年、伊勢市に勢志学園つるかめ大学が開設され毎年本町からも、四、五名の修了生を出しているが、町においても、昭和五十一年よりお年寄りのための「ことぶき学園」を設け、高齢者の生きがいづくりを求めて社会教育学級の活動を行っている。

五十五年度の計画は、別表のようなものとなっているが、年々参加者が多く盛んになっている。

夏期大学講座　毎年一回（主として夏期）一般を対象に、有名人を講師に招き、時事、文化、教養などの問題について講演会を開催している。

社会体育　町民の健康づくり、体力の増進、スポーツ活動の生活化をめざして、近年、社会体育の振興は目ざましいものがある。

五四年度の社会体育努力事項は、

一　体育スポーツ活動の生活化として。―スポーツクラブの育成と活動の促進。体力テストの実施と日常生活における運動処方の活用・各種競技大会への参加。二　スポーツ教室などの開設として。―基礎体力づくり教室、ファミリースポーツの普及をあげ、三　指導者の養成と組織の確立、として。―指導者の研修と指導態勢の強化、スポーツクラブ指導者の講習、四　施設設備の整備拡充と効果利用は社会体育施設設備の拡充。をあげている。

主な組織並に事業としては、度会町体育協会のもとに、剣道会、ソフトボール連盟、家庭婦人バレーボール協議会、スポーツ少年団などがありソフトボール連盟に属するチームは四十余チームを数え、五十二年度に開設された中川小第二グランド、続いて昭和五十四年度に開設された一之瀬小第二グランドのナイター設備をフルに利用している。毎年夏季に行われる大会には、五百余名が参加し、なかなか盛大である。

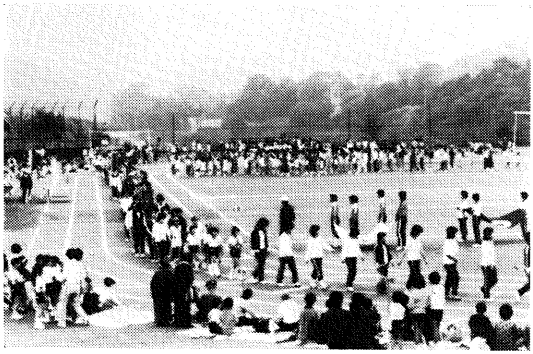

町民体育大会の入場式（昭和55年）

また、町の教育委員会に、社会体育係をおき、そのもとに体育指導委員会があって、スポーツ関係の企画運営と指導に当たっている。五十四年に実施した主な事業は、バレーボール審判講習会、親子健康体操教室、壮年体力テスト、剣道教室、軽スポーツ教室の開設などである。

なお、町と体育協会共催による町民体育大会は、毎年体育の日に行われるが、町民挙って参加、非常に盛大で健康づくりに役立つとともに、町民一体化への意識昂揚に大きな役割を果たしている。

公　民　館　公民館活動の拠点として、戦後は、各小中学校の校舎が中央公民館、各集落の集会場が分館の役割を果してきた。

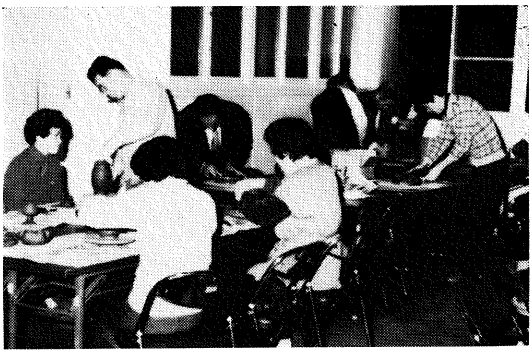

公民館講座の陶芸教室

社会教育、特に生涯教育の必要性がさかんに論ぜられるようになって、各地に近代化された公民館または公民館類似施設の建設がさかんになってきた。本町でも、昭和五十三年二月、鉄骨造り二階建の一之瀬公民館と、鉄骨造り平屋建の中之郷生活改善センターが完成し、翌年二月には、同じく鉄骨造り平屋建の麻加江生活改善センターが、続いて五十五年三月には、待望の中央公民館が度会中学校の西に完成した。この公民館は、鉄筋コンクリート二階建で、ホール・ロビー・図書室・会議室・研修室・視聴覚室・実習室・作業室などを具備している。また、中央公民館の建設に伴い専任の公民館長と職員を置き陣容を整え、初代館長には中西定雄が就任した。このような態勢でさきにあげた、社会教育関係の教養講座やクラブ活動（生花・茶道・陶芸・俳句、囲碁・民謡・民踊・詩吟）の場として、また、町内各種公共団体の集会や研修の場として、日常たえまなく利用されている。

なお、昭和五十四年二月、度会中学校体育館の新設に伴い、同校の旧体育館を町民体育館として移管、全面的に改装がなされ、社会体育の場として婦人バレー、剣道、ファミリースポーツ、各種体育講習会場として活用されるようになった。

三　社会教育諸団体

斯民会　斯民会（しみんかい）は、明治時代に道徳の高揚と経済の再建をはかる目的で全国的な団体として組織された。三重県でも知事が会長となり、全県下に組織され、会報の三重斯民誌を発行し、郷土振興のため活躍した。本町では、明治四十年代に組織されたと言われ、明治四十五年発行の内城田通信（村報別掲）には、内城田斯民会が善行者の表彰を行ったことが出ている。

その活動の趣旨は、村の諸団体を統合し、村をひらく会として、風紀、勧業、兵事、教育、消防など、あらゆる分野の推進をはかることであった。村長が、県の支会長で、学校長、巡査、住職、学務委員らが活躍した。

大正時代に入ってからは、青年の啓蒙、産業の振興、防災、体育衛生、生活改良に努力がなされたようである。毎年の総会には、消防団や模範青年の表彰、演武大会、善行の表彰などが恒例のように行われていた。

大正の初期からは、たびたび斯民講話会が持たれたが、斯民会の会長には、地元の学校長があたり、講師は、村長、学校長、村医、巡査、教員、社掌（村社の神職）などが担当し、その内容は財政、教育、時事、文化、衛生、農業、法律、信仰心など多岐にわたっていた。

なお、各村とも勤倹貯蓄が励行され、大きな成果をあげていたことも付記しなければならない。

当時、斯民会に含まれる団体のひとつと思われる組織があった。それは明治末から大正、昭和前期にかけて活動した「教育会」で県や郡の組織と通じていた。

村教育会は、地元の宗教団体の協調を得て夏期講習、活動写真、展覧会、研修会、講話会などを継続して行ってい

た。当時はとくに蓄音機が活用されていた。これも社会教育の一つであったと思われる。

内城田地区では、明治末以来、斯民会の教育活動を含め、長い間、藤田梅蔵村長、中津勝三校長の指導のもとに行われていたが、そのたゆみない業績が村報に記録されている。他の村々でも同じような活動が継続されていて、その活動は、昭和初期まで続けられていたと思われる。

青年団　旧幕時代、自然的に発生した若衆組（若者組・若連中）は、本町においても集落単位に存在した。また、お互いに集まって、話し合う集会場所を持っていた。若衆組は、祭礼や踊りをとりしきり、開拓事業やその他の行事の主動体となって活躍した。若衆組は、こうした労力による奉仕活動と飲食をともにしながら、草相撲、力だめし、米俵の結いくらべなど娯楽の面でもふかい交りを持ち、人生を語り郷土づくりの中心的な役目を果たした。若衆組は、集落にとって頼りのある存在であり、責任感や愛郷心が旺盛で、鉄のような団結心は心強いものがあった。

今でも古老は、青年のことを「若い衆」と呼んで親しんでいる。

維新以後、若衆組の改変が進んで、明治十年代には、これも自然発生的に「夜学」を中心とした青年会が各地に生れた。

本町においても、市町村制の施行された明治二十二年ごろから各集落に青年会の体制が整いはじめ、徐々に学習と行事を継続的に行う活動集団に移行した。

明治三十年代に青年会発展のさきがけとも目される実業補習学校が生れ、青年の教育を行っていたが、その一方で「夜学会」がさかんに行われた。

このころから各集落の青年会の機構が整った。しかし、会長には、村長または学校長などの有力者が当った。

日露戦争後の四十年代から大正年代にかけては、斯民会の青年部として活動したが、農事・生活改善、道路改修、植林などの実践活動を通じて、団結、奉仕、質実剛健・勤倹力行などの気風を養ったことが、当時の記録によって、うかがうことができる。

本町の青年の活動は、自治運動の進んだ大正デモクラシーの風潮の時代においても報徳的な性格が強かったと考えられる。

ちなみに青年会が青年団と名称が改められ、会員の中から会長が選ばれるようになったのは、大正末から昭和初年のころのことである。

当時の集落単位の青年団は、ほとんど田畑や山林などを管理し、そこから生ずる収入を集会の飲食代や諸活動の資金源にあてていた。また、雨の日は必ずといってよいほど一か所に集まり、共同でわら仕事などをしている集落が多かった。

大正初期から昭和十年代に青年たちの行っていた行事は開墾、山の下刈り、割木出し、桑園、田畑及び青年林の管理、物産、手芸などの品評会、文庫、活動写真、幻燈、青年競技、運動会、鉄棒など運動施設、農畜改良研究（一坪農など）表彰、郡大会参加、剣道、相撲、にわか芝居など多彩であった。祭礼や踊りは伝統的に青年がとりしきり、墓地、公有地の清掃や草刈りなどの奉仕もよく行われた。また、居酒屋での禁酒の申し合わせや勤倹貯蓄の励行も続けられた。なお、その当時の青年は、人数も多かったが団結心が旺盛で他集落や他区との対抗意識が強く勇気があったようにみうけられる。

昭和初期の中川青年団の運動会競技は、オリンピック規程を準用した全種目得点制であったが、各集落は優勝をめざして総力を出し合い、ことに区対抗リレーにおける区民あげての応援は今では見られないムードがあった。

また、志摩への一泊自転車旅行や現地青年団との積極的な交歓、さらには、文芸や芸能（浪曲、漫才、演説など）活動のたくましい交流など大正、昭和初期には郷土のどの村でも気力のある活動を展開していたものである。

当時の青年団の入会は、満一五歳以上で、長男は酒一升と肴を、二男以下は酒五合に肴を持参し、新年総会の場で親子ともども申し出るところがほとんどであった。入団が許されると区の寄り合いに出席する権利が与えられた。

女子の集団は、本町では、明治四十年ころから男子の青年会の発展にしたがって旧村集落単位に「処女会」が誕生した。村長や学校長などの指導のもとに、教養講話や技芸（染色、手芸、その他）講習などが行われた。

会員は一五歳以上の女子でその活動は地味で女性的であったが、男子青年会とともによく協調が保たれていた。大正十五年に処女会は女子青年団と改称され、さらに、昭和二年には、大日本女子青年団へと移行した。

本町では、昭和九年ごろ、各字の支部をまとめて、旧村における連合女子青年団が誕生した。男子青年団ともに、青年団活動は円滑に推進された。

昭和十年代、ことに後期より二十年に至る戦時における青年団は、非常体制の中にあって、青年学校での軍事訓練に、開墾、増産に、勤労奉仕など暗い時代を経て終戦を迎えたのである。

終戦後の虚脱から立ちなおった青年団は、昭和二十一年ごろより、民主社会への活動を徐々に歩みはじめ団員数も年々増加したがどの支団でも活動資金の造成に努力がなされた。

昭和二十二年ごろ、長原青年団は資金集めのため劇団を結成し、興行には伊勢市の平和座にまでも進出した。新しい時代の青年団は、女子も含め集落を核として旧村単位に組織された。支部長と団長を中心として団員数も漸増し、度会郡連合青年団にも加入した。

こうして、戦後の青年団は不死鳥のようによみがえり、集落伝統の行事をスムースに進めるとともに、体育大会、

弁論大会、農作研究発表、生活復興改善、映画会、地芝居、演芸会などの行事が地区の事情に即して継続的に推進されていった。

一之瀬青年団では、昭和二十五年に県から実験青年団の指定をうけて機関誌発行、弁論大会、公明選挙運動、施設訪問、時事講演、映画、料理（保存食）の講習、民主学習、産業モデル村視察、一事研究、敬老慰安、村有林植林、物産品評会、舞踊講習、バレーボール、卓球などの体育運動と多彩な活動を行った。これをモデルに他村の青年団も活動を開始した。この時期は昭和二十四年の社会教育法制定のころであり、生涯教育の各分野にわたって公民館や集会所をよく活用した時代であり、本町における青年活動の最盛期であったと思われる。

昭和三十年、町村合併に伴い度会村青年団が発足した。この時代は婦人会とともに、文化、体育、体験発表、相互学習など、特に文化活動が進んだ。

昭和四十年前後に、一時、青年団活動の消滅の様相がみられた。これは、この時代、高度経済成長の波に乗って第一次産業がおとろえ、第二次産業へ郷土からの転出者や働きに出る者が増加したことと進学者の急増により団員が減少したためである。

四十年代後期には集落に残る青年達も徐々に活気をとりもどし前向きの活動がなされるようになった。

昭和五十年代は、年々団員が漸減したため、小さい集落では青年団に代わって青壮年会が組織され集落青年団はほとんど消滅の現状になった。

大きな集落にのこる青年団は、団長、書記、会計を置き、地区行事に協力し、また、スポーツ、レクリエーション、奉仕、教養などに行動を共にしているが会員は勤め人が多数である。

伝統ある度会町青年団は、会長、副会長、書記、会計、事業部をもちその活動としては、町内の交通安全警告板の



文化的な青年団活動

設置、各集落名の表示板の設立や安全運動のキャンペーン、度会学園慰安の餅つき、文化祭、納涼大会、スキーなどの会員レクリエーション、体育運動を少数の団員で一致団結して真剣な活動を続けている。

思うに、現在、青年層が就職、進学、社会構造の多様化によって郷土から離れる傾向であるが、今後、また、Uターン現象のおきる時代もくるのではなかろうか、とにかく、若い力は、郷土振興の原動力であり、青年団の発展なくして町の振興を語ることはできない。青年団自身はもとより、青年団に関係するあらゆる機関、職場が相連携して青年団の活動を援助して、その振興をはからなければならない。

終りに、昭和五十一年に、かって青年団員であった、青壮年が自主的グループをつくり、度会町青壮年会として発足した。教養講座、スポーツ教室、先進地視察などの行事を行い地味な活動を続けているが、青年団の育成とともに新しい組織として成長することをねがうものである。

老人会（老人クラブ）　本町では、昭和三十五年ごろ、一之瀬地区で、作野善右衛門（初代連合会長）などの肝入りで年寄りが集り長寿会をつくったのが老人会のはじまりであると思われる。

昭和三十八年「老人福祉法」が制定されたがその翌年ごろから、一之瀬地区の各集落及び川口、葛原、長原、牧戸、栗原、中之郷、麻加江などの集落に続々と老人会が誕生し、昭和四十四年には度会町のすべての地区に一応の老人会の結成がみられた。

さかのぼって、昭和四十一年にははやくも、度会村老人クラブ連合会が発足し、県連合会南志支部にも加入したが、昭和五十年に至って全地域の地区老人会が度会町老人クラブ連合会に加入、一体化し現在に至っている。

本町の老人クラブは、各区独得のユニークな活動を地道に続けているが、その一端をあげてみよう。

墓地、神社など公共地の清掃、健康対策、道路改良奉仕、各種の講話会出席、ことぶき学園（高齢者学級）受講、研修参加、視察旅行、趣味、郷土史研究など多彩であるが、その具体例の一つとして、昭和三十九年に発足した長原老人クラブ（長寿会）を紹介する。

このクラブは、昭和三十九年から四年がかりで同区北部の払下げ地を開墾し大遊園地を見事に造成、その一隅に老人会館を建設し、隣接の浅間山（標高一〇〇メートル）につつじや桜など三〇〇株の植樹をし区民の憩いの場をつくった。この老人会館を拠点にして、毎年、観桜などの行楽行事や公共場の清掃補修、神社参拝、詠歌講、城址の手入れ、教養、体育大会や、ことぶき学園への積極参加、廃品回収などを恒例の行事として計画的な活動をしている。昭和五十四年には浅間山頂に大崎玄藩頭の城主碑を設立し毎年、供養を行っている。

その他、葛原、栗原の老人会では梅花講の詠歌がさかんで、大野木の老人会では霊柩車を新調、牧戸の老人会では毎年交換芸能会を催しているほか、共同でしきみ山を造成したりしている。日向老人会では郷土施設や旧蹟の見学会を行う。麻加江老人会の弁天詣りなどユニークな活動を続けているのが最近の例である。

老人会の組織は、各地区クラブに会長、書記、会計、委員若干名を置き、それぞれ町の連合会に所属している。現在（昭和五十五年）度会町老人クラブ連合会の入会は六〇歳以上の任意加入を原則としているが二五団体、会員約千四百名である。福祉の向上と相まって、今後会員は増加の傾向である。

連合会の年間の行事は、度会町老人大会の開催、幹部研修会、体育大会参加、慰霊祭供養などがあり、自主研修活

動ももり上ってきている。

その他、保健運動、交通安全運動、作品展出品、旅行、表彰、公民館での趣味教養講座に参加など「忙人不老」の生活を楽しむ人々が増してきており、その活動振りは時には壮者をしのぐものがある。

婦人会　婦人会の前身ともいうべき婦人の集いは、旧幕時代の婦人講に始まっている。また、婦人会の歴史は、明治初年にさかのぼるが、本町では大正の初めの頃に各村に「愛国婦人会」が結成されている。

しかし、それ以前の明治末期に各区で婦人の集いが自然に芽生えて組織化も進んだ。その組織のひとつである牧戸婦人会では、明治四十四年に当地出身の河井道子女史を招いて講話会などを催している。その頃の婦人会は、御用団体の域を出ることができなかったが、当時の地域活動にあたたかさを与える集いとして活躍した。事業の内容は、日赤への協賛、勤倹貯蓄の励行、女大学の勉強及び非常時における家事のたすけ合いなど受身で地味なものであったが、こうした相互扶助の集いは大正時代まで続けられた。

さらに昭和の時代に入ると郷土愛と生活及び教養の向上をはかるための婦人活動が始動しはじめたが、昭和六年には「国防婦人会」が生まれた。その後、日支事変から大戦期に入ると、それぞれの婦人会は留守を守る中核団体として戦時の禍中にまき込まれていった。戦時中は、千人針、出征兵士の見送り、慰問、英霊の出迎えをはじめ軍事訓練や防火訓練などにも参加せざるを得なかった。米軍の本土空襲が激しくなった昭和十九年、二十年代の婦人たちは防空頭布をかぶり、モンペ姿に装束を統一し、火たたきやバケツを手にして消火や防空訓練などに参加しながら子どもや家族の養育に当らなければならなかった。当時は物資の不足が、どん底の状態であったが、これらの不自由に耐えるために国防婦人会はよく助け合って組織的な活動を行ったことを記録しておかなければならない。

戦後まもなく女性に参政権が与えられ、その地位が向上したが、これに伴い民主社会にふさわしく新らしい婦人会

を結束する気運が各地でもり上った。本町では、旧村時代の昭和二十四年ごろから継続的な活動ではあるが、婦人会の動きが活発になり各地に根をおろした。昭和二十五、六年頃には、婦人会の教養の向上と、社会奉仕活動の場として、旧一之瀬村をはじめ、各村において地区公民館、区の会所、寺院または学校の教室を研修の場として活用した。こうして、婦人会活動は次第に広まっていった。また、敬老会や慰霊祭、体育大会などの行事にも積極的な姿勢で望んだ。

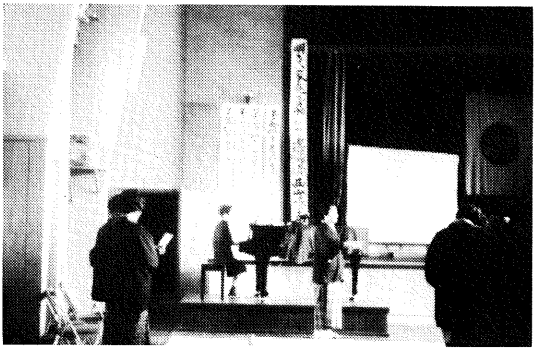

度会村婦人研修会（昭和39年）

昭和三十年、度会村発足と同時に中川、内城田、小川郷、及び一之瀬の各婦人会の連絡を密にするため度会村婦人会連絡協議会が結束された。昭和三十二年には、度会村青年婦人大会が参加者三四〇人という盛況のうちに開催された。その当時、本町は県の指定で新生活運動の村として、新らしい村づくりのため青年と婦人が中心となって活躍した。その一端として特に結婚改善がとりあげられた。なお、昭和四十二年には、本村で、婦人会の県政教室が盛大に開催された。

昭和四十三年、町制施行のころはなお婦人会活動は活発で研修会や先進校視察なども続けてきたが、昭和四十年代後半から昭和五十年代にかけて、婦人の職場進出が多くなったり農協婦人部の組織化等により会員は年々減少気味になった。昭和五十四年度において、中央公民館が建設されたことにより、この施設を拠点とした婦人学級の開設などにより、本町の婦人会は新しい方向を見出そうとしている。なお単位（旧村）婦人会の特異な活動としては、内城田地区の済美学院慰問。小川郷地区のしゅうとめ会、養老院慰問、中川地区は不用品

の売上げによる施設慰問や生活改善へのとりくみ、一之瀬地区では不用品の交換による施設への寄附などがある。

また、度会町婦人会連絡協議会が現在行っている活動のなかで恒例の事業としては、町が行う敬老会、慰霊祭などに対する協力をはじめ合同の研修視察、母親教室、婦人研修講座、町民体育大会及び郡婦人会大会への参加等が挙げられる。

度会町青少年指導委員会と青少年育成町民会議　町の教育関係者で組織している度会町教育振興会では、昭和四十五年児童生徒の安全と健全育成をはかるため、度会町児童生徒指導委員会を結成した。この委員には、町内各小中高校の生活指導担当の教員が当り、各校の生活指導の一体化、校外生活指導、街頭指導等につとめてきた。しかし、その後、青少年非行の拡大化、低年齢化の傾向が増大するにつれて、学校内の指導のみでは徹底を期し難く、町ぐるみで青少年の健全育成に取組む必要が生じたので、昭和五十二年この会を発展的解消して、度会町青少年指導委員会を組織した。そして新に各学区より選ばれた一般町民代表を委員に加え、また、町内三か所の警察官駐在所警官の指導協力を得て



青少年指導のための広報紙

組織を強化した。

現在行われている活動としては、毎月の各集落への巡回指導と夏季と冬季の休業中の児童生徒の安全生活指導、伊勢市及び周辺地域への広域パトロール等を実施している。また、広報紙「しどう」を発行して非行化の防止を呼びかける等学校と家庭と町が一体となって子ども達の健全育成につとめている。

これとは別に、昭和五十四年三月度会町青少年育成町民会議を結成した。その構成は、町内の議会、区長会、P・T・A、婦人会、青壮年会、老人会等各種団体の代表を網羅し、広く町民の総意を結集して、次代の郷土の青少年の健全育成をはかることを目的にしている。会には、青少年育成部会、家庭教育部会、地域活動部会の三部会を設け町内青少年の非行防止、健全育成につとめている。

P・T・A　終戦まもなく、昭和二十二年に従来の父兄会は解消され、C・I・Eの指導とアメリカ教育使節団や情報部の示唆をはじめ文部省のすすめにより、子どもの幸福を願う教育問題を軸にして、両親の再教育も含めた成人教育の場としてのP・T・Aが各地に誕生した。本町では、昭和二十二年と二十三年に育友会、父母と先生の会などの名称で旧村の学校単位に結成された。

民主主義の出発にともなう新教育への理解をふかめることも課題のひとつであったが、発足以来とくに昭和二十年代を通じては、校舎や環境の復興整備をはじめ、設備の充実、新制中学設置に対する協力、資金援助などの後援的な奉仕活動が年を追って真剣に行われたので、当時の会長をはじめ役員の労苦はひとかたではなかった。会員は母校愛に燃え一致団結、荒廃した施設の回復に懸命の努力を続けた。また、特記しなければならぬことは南海道地震・十三号台風・伊勢湾台風等の災害時には、男子会員はわが家のつくろいもあとまわしにして瓦ふき等の復旧作業に奉仕したことである。



町P・T・A研修会（昭和46年）

昭和二十四年には、いちはやく、度会郡第六部P・T・A連絡協議会も生まれたが、この年代を主にして旧村単位P・T・Aは、学校援助や活動資金の捻出にたいへんな努力を続けた。一例であるが、資金調達の方法を記しておく。小川郷P・T・Aでは毎年会員及び会員外からも各戸もれなく、わら二束を寄せており、この伝統は今も続けられている。中川と内城田のP・T・Aでは毎年、浪曲大会を開催し資金源とした。一之瀬P・T・Aでは毎年、全会員が村財産区林の下刈り作業を請け負い、その収入によって、会を運営した。中川P・T・Aでは、物産品評会による収入を資金源とし運動会への協力寄附を現在も受け継いでいる。ちなみに、旧各村で行っていた物産品評会の運営は、度会村発足前後にほとんどP・T・Aに移り、その売上収入は、学校教育の援助資金に活用されてきた。

昭和二十七年ころ、旧村P・T・A組織は郡、県、全国の連合会との結びつきを確かなものとし、昭和三十年の度会村発足に伴い、村P・T・A連が結成され、さらに四十三年町制施行により町P・T・A連となった。

P・T・Aの活動内容は、昭和三十年代からの高度経済成長の伸展など社会状勢の変化に伴い徐々に変化した。

各種のP・T・Aの催しには母親の参加が漸増し、新教育に対する理解や家庭教育のあり方に関心が持たれ、学級P・T・Aを中心とした話し合いや実践の芽も生れた。さらに経済安定の進むにつれて、会員自身の研修や家庭教育、安全対策などの本質的な活動が積極的に行われるようになり一歩前進した。

なお、P・T・A連の諸集会では、進学問題、公費増額運動、文部省と日教組への関心など今まで論議されなかったことが話題とされるようになった。

また、P・T・Aの予算は、活動費と学校援助費にわかれているが、会費は少ないことが理想とされている。そこでどの学校のP・T・Aでも後援会的な性格から抜け出そうという努力が続けられている。

昭和四十年代は、それまでのP・T・Aの活動に反省を加えながら、児童生徒の健全育成の問題を柱として郷土愛的なP・T・Aを造りあげようという営みがなされ五十年代に及んでいる。最近では、教育環境の整備をはじめ家庭教育、卒業後の進路問題、非行防止、補導の協力等の活動が地味に真摯に全会員相たずさえて行われている。

現在行われている各単位P・T・Aの活動の主なるものを挙げると、各地域とも、それぞれの特色と工夫された活動を積み上げ今日に至っているが、一般的な行事では、運動会、バザー、教育懇談、学校参観、労力奉仕、廃品回収、水泳監視、登下校監視、物産品評会などが毎年継続されている。特に母親の参加と熱意は年を追うごとに大きいものがあり、また毎年行われる運動会は学校と共催し参加者が多数でP・T・A活動の華となっている。

度会町P・T・A連絡協議会は毎年順番に郡P・T・Aでの提案校を兼ねる当番校を定めて、町一本のテーマのもとに研究大会を開いている。昭和五十五年度は内城田小学校P・T・Aの番で、「望ましいP・T・Aのあり方とよりすこやかなわたらいの子どもの育成」をテーマに研究が展開されている。

度会郡P・T・A研究大会は最近では昭和三十八年ころ一之瀬小で、昭和四十四年度は中川小で、昭和五十年度は内城田小で盛大に開催され、また昭和五十六年度には中川小で開催される予定である。

度会町体育協会　度会町体育協会は、町民の体力づくりによって健康を伸ばし、町づくりに寄与する目的で昭和四十八年に発足した。

町内のバレーボール、ソフトボール、剣道などの自主的スポーツ集団を母体とし、それぞれの組織が連携を保ちつつ、一体となって町民スポーツの向上をはかることをねがいとしている。

組織は、会長、副会長、理事長、理事、事務局長、監事、評議員及び専門委員で構成し、事務局を町教育委員会に設置している。

活動の主なるものは、ソフトボール、家庭婦人バレー、剣道、駅伝などの大会の開催をはじめそれぞれの種目の郡、県大会への参加を積極的に進めている。

また、各種スポーツ教室、体力づくり教室を開催している。

ことに体育の日の記念行事として行われる町民体育大会の開催にあたっては、その実行委員会の中心となって活躍している。

このほか、体育協会の運営には、体育指導委員、各小中学校の体育関係者、各クラブの監督、指導者が目に見えない支えとなって協力している。



体育協会主催　家庭婦人バレーボール大会（ママさんバレー）

なお、スポーツ少年団は、昭和四十五年、小学校の児童を対象とした剣道教室により結団され、ソフトボール、バレーボール、少年野球などの教室を対象に結団されたが、昭和五十五年現在では、ソフトボール、剣道が継続して活動している。

青壮年会　昭和四十年代以後における社会状勢の変化に伴い、第一次産業がおとろえたため、労働人口は、第二次、第三次産業に移行していった。

そのため、町内に残っている青少年の数が激減し、一時期には、青年団活動が危ぶまれるほどになった。

また、各集落で昔から青年たちの手で行っていた行事も今では、青年団だけでは実施できない状態となった。

そこで、青年団をはなれた年齢の者も加えた青壮年会をつくろうとする気運がもりあがり、昭和四十九年に度会町青壮年会が発足した。

青壮年会は、若く壮んな力の結集により村づくりや体育の振興などに協力している。

たとえば、スポーツ教室の開催、交通安全標識の点検整備をはじめ非行防止のパトロールを行うなど多彩な活動をくりひろげている。組織は、各集落に支部を置き、現在の会員数は約三百名である。

第八章　教育委員会

一　戦前までの教育行政

明治維新後、従来の教育は士人以上の事のみと考えられていた偏見を破り四民平等に統一した教育を実施しようというのが新政府の建てた教育方針であった。

明治四年七月に文部省が新設され同五年七月に太政官より教育諭告が発布された。この教育諭告の中には「自今以後一般の人民必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す。」とうたわれているように、教育の機会均等を期する大方針を示している。民間では、福沢諭吉によって民主思想が啓もうされ、住民一般の学校教育への関心は高まってきたが、同年八月諭告に基づいて学制がしかれ、同九月には、教育の細則が定められた。この新らしい学制によって各町村に小学校設置が、義務づけられたが、これまでの寺小屋教育の旧思想に慣れた人々は政府の意図した学制の趣旨がわからず、反対に旧教育を称讃する有様だった。また当時としては農漁村の子弟には学問は不必要だとする根強い考えがあったので、校舎設備の整備も思うように進まなかった。政府は、これに対処するために地方教育行政官としての「学区取締」を置き各村を巡回して校舎設備が不完全であることを説明するとともに児童就学の急務を説得するなど、新教育の推進につとめた。

「学区取締」のことについてはすでに明治五年八月文部省布達第十三号別冊学制第八章以下に詳細に規定されてい

るが、度会県では明治六年二月に「学区取締」をおくとともにいち早く同年九月「学区取締心得方」なるものを布達しているが、明治八年四月には「学区取締事務章程」を公布している。これを見ると、「学区取締」の職責は随分と重く権限があり、教育行政の最高責任者であると目され、その地域の教育の盛衰はすべてこの人の手中にあったことがうかがえる。度会県権令（知事）久保断三。四月十九日付の学区取締事務章程を参考のために左に掲載する。

第一条　学区取締ノ職掌タル其ノ区域内ノ学事ヲ惣テ担任シ学制ニ遵ヒ令参事ノ趣向ヲ奉ジ学務専任ノ者ト協議ヲ遂ゲ学事普及生徒進歩ニ注意スベシ

第二条　学校廃立等ノ事ニ付学務専任ノ者見込ノ件ト雖モ其ノ区域内取締ニ於テ是非得失ノ確実ヲ見定メ弁論スルノ権アルベシ

第三条　学校建設ノ準備其ノ費用ノ融通ヲ考ヘ或ハ扶助金ノ遣払ノ目的及民費課出ノ定メ又ハ生徒授業料取立ノ方法等実地人民ノ意向ニ注意シ或ハ甲区ノ学資ヲ乙区ノ費用ニ不充様区戸長ニ熟議シ永続ノ目的ヲ立ルヲ要ス

第四条　学校建築スベキ地相ヲ見立テ又屋宇造営ノ趣向ヲ議スベシ但資金ノ余力ヲ図ラズシテ建設ノ挙アルベカラズ

第五条　常ニ区内ヲ巡回シテ学令生徒ヲ勧誘シ又ハ其ノ父兄ヲ説得シ学ニ就カシメ或ハ貧困生徒ヲシテ学ニ就カシムルノ世話懇切ナルヲ要ス

第六条　区内小学校教員ノ勤怠ヲ巡視シ授業ノ宜キヲ失フ者アル時ハ速ニ具状代員ヲ申立ベシ

第七条　一区一校或ハ地区一校ヲ置ク実地景状ニヨリ差支ナキヲ以テ生徒通学授業ノ便否ニ厚ク注意シ改正ノ見込相立候件ハ因循スベカラズ

第八条　人民ヨリ学校設立ヲ願出ルトキハ地相ヨリ教則校則及ヒ費用等ニ至ルマデ維持ノ方法是非ノ検査ヲ遂ゲ可申立事

第九条　区内諸学校ノ費用遣払出納ノ始末及就学不就学生徒ノ増減ハ一ヶ月毎ニ詳記シ必翌月十日ヲ限リ学務課ヘ差出シ其他公私学校及教員ノ数諸学校生徒毎月出席平均数等各種ノ明細表ヲ製シ毎月二日中開申スベシ

第十条　学区取締相互ニ気脈ヲ通シ意向区々ナラザルヲ要スト雖モ猥リニ他受持区内ノ是非得失ヲ評スルヲ禁ズ

第十一条　毎月一度学務取扱所ヘ集合シ各区興学維持ノ方法ヲ議スベシ其ノ受持区内諸校ノ教員ヲ取締ノ見込ニ依リ便宜ノ地ヘ会合シ授業教則校則生徒勧学ノ方法等ヲ議スルモ又同ジ

右数件ハ学区取締ノ職業権内ニアリト雖モ区戸長ニ協議スベキハ勿論其建言具状ノ次第実地調査上確実ナラザル時ハ学務係ニ於テ釐正改革スルノ事アルベシ

こうして明治五年から明治十四年まで「学区取締」は戸長兼務となったが、明治十四年から明治二十年まで学務委員の制度が実施され、明治二十一年から学事委員となり、明治二十二年町村制施行に伴い戸長は町村長となり学務委員は町村長、校長の外町村会代表二名で構成されていた。この制度は終戦を経て昭和二十一年までつづいた。

二　度会町教育委員会

昭和二十年八月十五日終戦を迎え、連合軍司令部ＣＩＥ（民間情報教育局）の指示により、教育の管理政策、教員不適格者の追放指令、国家神道排除の指令、修身科、国史科、地理科授業中止ならびに教科書廃棄処分など、教育に対する占領政策が強く要求され、他面戦後のインフレによる極度の生活難も加わり、教育界も暫く虚脱混迷をきわめた。

昭和二十一年十一月三日、新憲法が公布されて、わが国の基本的な立場を決定し、昭和二十二年三月新教育の理念を高くかかげた教育基本法及び六、三、三、四の新学制を内容とする教育基本法及び学校教育法を施行して教育の根本的な態度を明示した。教員は教壇に立つについて、教員適格判定書を受けるなどの手続きを強いられはしたが、このころになるとようやく落ちつきをとりもどした。

戦後は、教育の民主化の原則から教育行政の官僚統制を弱めて、これを住民の手に任せるべきであるとの考えから、文部省の権限をいちじるしく制限し、教育の地方分権を進める方針のもと、昭和二十三年七月教育委員会法（法

律第百七十号）が制定、公布された。

この法律によると、

1　「教育が不当な支配に服することなく、公正な民意により地方の実情に即した教育を行う」、とその目的を明らかにしている。

2　「委員は住民の選挙による」と委員の公選制を採用した。

3　都道府県の委員は七人、市町村の委員は五人（内一人は地方議会議員）で組織し、その任期は四年と定めている。

4　「教育委員会は従来知事または、市町村長の権限に属した教育、学術、文化に関する事務一切を管理執行する」とその権限を明示している。

5　「教育委員会は別に教育長を任命し教育行政執行の責任者とする」と規定している。

この教育委員会法による委員の選挙は、昭和二十三年十月に行われ、同年十一月都道府県、五大都市に始めて教育委員会が誕生発足したのである。これと同時に一部の市町村でも教育委員会の設置を見たが、大部分の市町村では昭和二十二年から昭和二十六年までの五か年間は、新学制実施協議会を設け地域の民主教育の発展に寄与した。

昭和二十七年十一月一日全国的に教育委員会が必置となり、公選により一般市町村にも教育委員会（地教委）が発足し、全国津々浦々に至るまで新学制の足並みがそろうこととなった。

この時期は、本町はまだ四か村（中川村、内城田村、小川郷村、一之瀬村）分立のこととて、地域各個に地教委をもち、住民公選の教育委員四人、議会選出の委員一人、その他学識経験者（助役、学校長等）より教育長を任命し、合議制により一切の教育事務を処理することとなったが、何分未経験の事であり、法の理解も難かしく、町村一般行政との対立確執が生じやすく、この解決にはいずれの市町村も頭を悩ましていたようであった。

昭和三十年四月、町村合併により四か村は合併して度会村となり旧村当時設置された教育委員会は任期をまたず解散となり、新たに度会村教育委員会が設置された。

この徹底した戦後の教育行政管理体制は、実施後、若干の問題を内在したため、昭和三十一年六月二日、法律第百六十号をもって「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（新教育委員会法）」が成立し同年十一月一日から実施され公選の教育委員会は任命制となり現在に至っている。

この改正委員会法によると

1　教育委員は五人とし、首長が議会の承認を得て任命する。と公選制を廃して任命制とした。

2　教育長は教育委員の互選とし都道府県の教育委員会の承認を受けることになっている。

これ以後、現在に至るまで町長が議会の同意を得て、教育委員を任命し、定員五名で教育長を互選する。教育長は事務局を統轄し、本町教育行政の推進につとめている。

教育委員会委員

氏名	在職期間（昭和）	
西田善吉	三〇・七・一 ～ 三一・九・三〇	
岡野幸一郎	三〇・七・一 ～ 三一・九・三〇	
中西幸助	三〇・七・一 ～ 三一・九・三〇	
御村藤三	三〇・七・一 ～ 三一・九・三〇	
田畑仁平	三〇・七・一 ～ 三一・九・三〇	（議会選出委員）
御村歳平	三一・一〇・一 ～ 三三・九・三〇	
亀田才之丞	三一・一〇・一 ～ 三三・九・三〇	
亀田孫六	三一・一〇・一 ～ 三三・九・三〇	
西田善吉	三三・一〇・一 ～ 四〇・九・三〇	
岡野幸一郎	三三・一〇・一 ～ 四〇・九・三〇	
中西幸助	四〇・一〇・一 ～ 四四・九・三〇	
御村藤三	四〇・一〇・一 ～ 四四・九・三〇	
田畑仁平	四〇・一〇・一 ～ 四六・六・三〇	
御村歳平	四四・一〇・一 ～ 四六・六・三〇	
亀田才之丞	四六・九・六 ～ 四八・三・三一	
亀田孫六	四六・九・六 ～ 四八・三・三一	

山口のぶ	三一・一〇・一～三四・九・三〇
高橋多兵衛	三二・一〇・八～三四・六・三〇
八木楠夫	三二・一〇・一～三四・六・三〇
森下啓二	三四・七・二一～三六・八・三〇
森本喜一	三四・七・二一～三六・九・三〇
坂谷ワカ	三四・一〇・一～三八・九・三〇
岡村善三	三八・一〇・一～四二・九・三〇
亀田常一	三五・一〇・一～三九・九・三〇
奥本正八	三六・九・二六～三七・九・三〇
坂本茂樹	三七・一〇・一～四一・九・三〇
岩本忠義	四一・一〇・一～四五・九・三〇
	三九・一二・二一～四三・一二・二〇
	四二・一二・二一～四四・九・三〇
	四三・一二・二一～四七・一二・二〇
	四七・一二・二一～五一・一二・二〇
中津利平	五一・一二・二一～五四・六・五
	四四・九・三〇～四六・一二・二〇
	四六・一二・二一～五〇・一二・二〇
	五〇・一二・二五～五四・一二・二四（五一・七・一より教育長）

長谷川悌三	四五・一〇・一～四九・九・三〇
中井戸良一	四八・四・一～四八・九・三〇
	四八・一〇・一～五二・九・三〇
	五三・一二・二一～一
三浦準平	五一・六・九～五五・六・八
	五五・六・一七～一
藤原信一郎	五一・六・九～五一・一二・二〇
	五一・一二・二一～五五・一二・二〇
	五五・一二・二三～一
堀之内正幸	五四・七・二四～五五・一二・二〇
	五五・一二・二三～一

教育長

代	氏名	在職期間（昭和）
1	北村利三	三〇・四・一～三〇・一〇・一〇
2	山本忠親	三〇・一〇・二一～三一・九・三〇
3	福井丶定	三一・一〇・一～三一・一〇・一七
4	中森昱太郎	三一・一〇・一八～三五・九・三〇
5	中世古榮吾	三五・一〇・一～三九・九・三〇
6	畑中松之助	三九・一二・二～四二・五・一五
7	縄手利一	四二・八・二〇～四三・二・二〇
8	山下孫一	四三・二・二一～四七・二・二〇
9	中津利平	四七・二・二一～五〇・六・五
10	井戸本實	五〇・六・五～五一・三・三一 五一・七・一～五四・二・二四 五四・二・二五～—

注　教育長は、教育委員会委員のうちから県教育委員会の承認を得て任命する。

第七編　住民の福祉



第一章　社会福祉

社会福祉の概説　我が国の公的な救済制度の始まりは、大宝元年（七〇一）文武天皇の時代に制定された「大宝律令」までさかのぼるといわれる。

明治七年に制定された「救恤規則」が明治に入って最初の「公的救済制度」であり、大きな意義を持つものと考えられている。その後、昭和四年に「救護法」となり、さらに昭和二十五年に「生活保護法」が制定されるなど幾多の変せんを経て、今日における社会福祉行政の発展を来したわけである。

日本国憲法第二十五条にうたわれている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という理念に基づいて、国及び地方自治体は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上と増進をはかるための諸施策を積極的に行い、戦後の荒廃から立直る懸命の努力がなされ、戦後三十有余年のわずかな歳月に、めまぐるしい変ぼうをなしとげたのである。ことに広範多岐にわたる福祉制度は拡充改善され、国はもとより市町村においても福祉優先を行政の柱として掲げるようになったわけである。

その間の経過を次に記述する。

まず、戦後間もない昭和二十二年に児童福祉法が制定された。つづいて、二十四年に身体障害者福祉法、二十五年に生活保護法、二十六年に児童憲章と社会福祉事業法、二十七年には、戦没者遺族援護法などが相次いで制定された。さらに、その後、三十五年に精神薄弱者福祉法、三十六年に児童扶養手当法、三十八年に老人福祉法、三十九年に

母子福祉法が制定され、近代的な社会福祉行政を進めるための諸施策がすべて立法化されたわけである。

これらの国の施策の実施にともない市町村の行政も住民の福祉向上に重点が置かれるようになった。本町の場合、昭和五十二年三月に策定した総合計画の中で、明るい町づくりを進めるための施策として、社会福祉の向上を掲げている。

その内容は、次代をになう児童の健全な育成、高齢者に対する生活の保障、母子世帯及び心身障害者などの社会的弱者への温かい思いやりのある対策などである。

現在、町内の福祉施設は、保育所、母子健康センターをはじめ県立の養護学校、精神薄弱者援護(更生)施設の度会学園がある。そのうち保育園は、四か所に設置し、保育に欠ける乳児や幼児の保育と心身ともに健やかな児童の養育を行い、子供をかかえた母親が安心して就労できるように努めている。

また、母子健康センターは、出生と育児をはじめ母子の健康相談などを行う目的で昭和三十四年に設置され、かなりの実績をあげている。このほか、小俣町には、度会郡の十か町村で設置する度会郡町村老人福祉施設組合があり、養護老人ホームと特別養護老人ホームを併設する高砂寮を運営し、不遇な老人や身体の不自由な老人のお世話をしている。

その他、生活に困窮している家庭、独居老人及び心身障害者を持つ家庭における苦しみや悩みごとについては、民生委員などを通じて相談に応じたり、援護の手をさしのべている。

また、昭和五十三年から町民課に老人家庭奉仕員二人を置き、一人ぐらしやねたきり老人のお世話と悩みごとなどの相談に応じている。

さらに、今後における福祉行政の課題解決をはかるため、総合計画には、きめの細かい長期的な計画を策定し、温

かい福祉行政の推進をめざしている。計画の内容は、児童福祉、老人福祉、母子福祉、身体障害者(児)福祉、低所得者福祉などの項目に分けられているが、その概要は次のとおりである。

児童福祉対策　次代をになう子供たちが自然に親しみながら、友だちとともにすこやかに育つことを願って、子供たちを取りまく環境の整備をはかる。たとえば児童遊園の設置、子供会の結成と育成、保育所の整備、乳幼児対策を推進する。

老人福祉対策　老齢人口の増加と核家族化の傾向の進む中で、おとしよりの精神的、経済的負担の軽減をはかる。特に在宅の孤独な老人、起居の不自由な老人、病弱な老人に対する思いやりのある施策を推進する。また、ねたきり老人、ひとり暮しの老人に対する健康管理と福祉の向上につとめ、老人クラブを育成する。

母子福祉対策　昭和五十年度から実施の遺児及び母子年金制度の充実をはかり、母子福祉会を育成強化し、同会を中心として、母子福祉の向上をはかる。

身体障害者（児）**福祉対策**　身体障害者で組織する睦会を育成強化し、同会を中心として、会員の福祉向上をはかる。

低所得者福祉対策　世帯更生資金、修学貸付制度などの周知をはかり、健康相談や各種検診など健康管理の諸行事への積極的参加を呼びかける。

その他　国民健康保険事業の健全な運営と国民年金の体制を強化することをうたいあげている。

おわりに　社会福祉の向上は、住民ひとりひとりが、家庭や職場などにおいて、幼きを愛し、隣人の不幸をなげき、老いたる人をいたわることによって、はじめて達成されるものである。

国民健康保険　国民健康保険組合は、住民が組合に加入し、相互扶助の精神により医療救助事業を行う目的で、昭

和十八年四月一日、旧中川、内城田、小川郷、一之瀬の四か村に同時に設置され、昭和三十年四月一日、町村合併によりその事業が度会村に引継がれた。さらに昭和三十八年八月一日、度会村国民健康保険組合が廃止され、その事業のすべてを町の特別会計で行うことになった。また、従来の保険料が保険税に改められた。

また、県の制度として、昭和四十八年一月一日から六十八歳及び六十九歳以上の老人に対する医療費助成の制度が発足した。昭和五十四年度決算期の国民健康保険の加入者は、世帯数一二〇〇世帯、被保険者数三九五一人であり、保険給付状況は、二億九四四万九〇〇〇円である。うち国庫支出金は、一億三五六一万三〇〇〇円、保険税八九二四万五〇〇〇円で、昭和五十三年度からの繰越金は、二四九〇万八〇〇〇円である。また、不時に増大する医療費の支払いに備えて、基金を設け、現在、二四〇〇万円を積立てている。

ちなみに五十五年三月末人口は、住民登録数八八九三人、世帯数一九九九世帯である。

国民年金　国民年金加入者数は、一六五一人、任意加入六八九人、計二三四〇人である（五五、三末）。

農業者年金の加入者は一三三人である。

保険料免除状況は九八人となっている。

年金受給状況は、福祉年金では老齢者年金五〇八、障害年金八三であり（五四、一二末）、拠出年金では、老齢年金七〇三、通算老齢年金二七、障害年金一六、母子年金一九、寡婦年金四人（五五、三末）という状況である。

医　療　伝染病の予防については、別項で述べているように、伝染病隔離病舎を山田赤十字病院内に関係町村が共同で設置し、非常の場合に備えている。

医療機関　町の中心部から遠距離にある地区の医療対策として、麻加江と脇出に町立診療所を設置し、従来日赤

の医師により日曜診療を行ってきたが、昭和五十五年四月一日から、同五十八年三月末まで、元山田赤十字病院医師の森下正生医師を招へいし、平日（隔日）診療を行った。

個人医は、棚橋に森本医院があり、歯科医院は、田口に大西歯科、棚橋に中村歯科、中之郷に泰道歯科がある。

予防接種の状況（昭和五十二年）　日本脳炎九五八人、小児マヒ（生ワクチン）二三九人、インフルエンザ二四八九人、風ジン三一人、ジフテルア破傷風（二種混合）三九一人、ジフテルア一一一人、ＢＣＧ一六七人。

健康診断の状況（昭和五十二年）

結核検診一三三八人、成人病一一五五人、婦人ガン三六三人、胃ガン三八五人。

その他医療　県補助により満二歳までの乳幼児医療費の一部助成四九二件、二三四万円、心身障害者の福祉のため県補助を得て一・二級該当者に対する医療費及び町単独により三級該当者に対する医療費の助成、一三五件、一三二万四〇〇〇円、県補助を得て母子家庭の母及び児童の医療費の一部助成六二件、二二万円を行っている（昭和五十四年度決算期）。また、高齢者に対する医療費助成（七〇歳以上の老人に対する老人医療費）として、町単独のもの一八二件、一一四万八〇〇〇円、国制度分八二八三件、三四九七万六〇〇〇円が支給されている。

民生児童委員　民生委員制度は、我が国の社会福祉行政の中で重要な位置を占めている。この起源は、大正六年、岡山県に発生した済世顧問制度とされている。翌七年には、方面委員制度が大阪府に生れ、以来この種の制度が全国各地に普及し、昭和十一年には方面委員会が制定され、生活援護事業が盛んになった。その後、昭和二十一年に民生委員会法と生活保護法が公布され福祉の増進が図られた。

民生委員は、児童福祉法にいう児童委員を兼ね、国家の行う生活保護の末端組織として、貧困者の援護、指導はもちろん児童、母子の福祉、老人福祉などあらゆる家庭内の相談に応じ、その更生を助けるものであり、民生安定の推

進と諸施策実施に協力することを使命としている。

民生委員の任期は三年で、町の民生委員推せん会が推せんした人を、さらに知事が県の民生委員審査会の意見を聴いたうえで厚生大臣の委嘱を受ける。昭和五十五年は、改選の年であるが、本町では、一八人の委員がそれぞれの地域で地味な活動をつづけている。

保育所　度会町に始めて開設された保育所は、南中村保育所で町村合併以前の昭和二十七年一月一日発足した。その当時は、一之瀬村保育所と称した。この保育所の玄関の真上に「宝園」の扁額がかけられているが、子は宝という願いがこめられているのだろう。

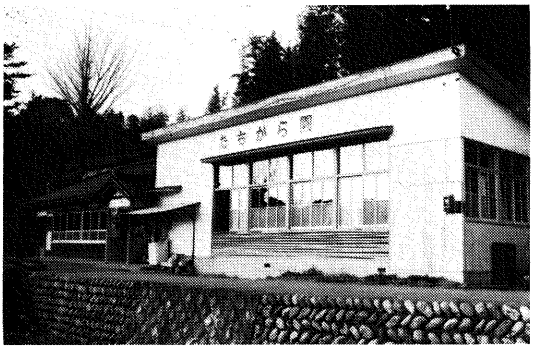

長原保育所（昭和56年３月末日廃所）



新しい長原保育所（昭和56年３月末日竣工）

その後の保育所は、合併後に相ついで設置されたものであるが、合併間もない昭和三十二年六月、明野高等学校保育科の生徒の応援により、棚橋と大久保に開設された農繁期託児所に端を発している。

その後、昭和三十四年四月一日に棚橋保育所、昭和三十七年四月一日に長原保育所、昭和三十八年四月一日に中之郷保育所がそれぞれ開設した。棚橋保育所が聖心大童園、長原保育所がたちから園、中

之郷保育所がひなづる園という園名で親しまれている。

保育所の沿革は次のとおりである。

保育所の沿革

(一) 長原保育所（長原四九五番地）

(1) 沿革

昭和三七、四、一　認可、長原四九五番地に定員六〇名で開設

昭和五五、二、一六　昭和五十五年度において移転新築整備計画の協議書を知事あて提出

昭和五五、七　建設補助内示、同五六、三竣工

(2) 園児数

年齢別＼男女別	男	女	計
三歳児	四	七	一一
四歳児	一四	一五	二九
五歳児	一〇	一〇	二〇

（昭和五五、八、一　現在）

(3) 敷地

1　敷地総面積　五三〇平方メートル
　屋外遊戯場　一五〇・五四平方メートル

2　園舎総面積　一九五・二九平方メートル
　内訳　保育室　五五・六一平方メートル　遊戯室　五二・九六平方メートル　乳児室　一九・八六平方メートル　職員室　六・六二平方メートル　調理室　一四・九〇平方メートル

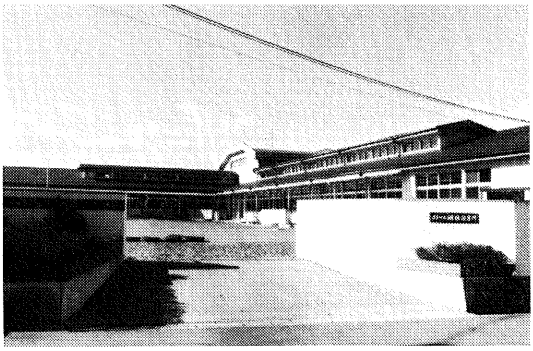

棚橋保育所（昭和54年３月末日新築）

(二)　棚橋保育所（棚橋二四八番地の二）

(1)　沿革

昭和三四、四、一　認可　棚橋一四一六番地に定員六〇名で開設

昭和四四、一二、一　増築

昭和四五、一、一　認可　定員九〇名

昭和五三、二、二二　昭和五十三年度において移転新築整備計画の協議書を知事あて提出

昭和五三、九、七　建設工事着工

昭和五四、二、二八　新築保育所完成

昭和五四、四、一　新設の保育所において保育を始める

昭和五四、六、一　認可　定員一二〇名

昭和五五、四、一　認可　定員一二〇名

(2)　園児数

年齢別＼男女別	男	女	計
二歳児	三	三	六
三歳児	一五	一七	三二
四歳児	二五	二五	五〇
五歳児	三三	二九	六二

（昭和五五、八、一　現在）

(3)　敷地

1　敷地総面積　四四四七・八九五平方メートル

屋外遊戯場　一六七〇平方メートル

2　園舎総面積　八五六・九七平方メートル

内訳　保育室　三〇二・四〇平方メートル　遊戯室　一三五・〇〇平方メートル　乳児ほふく室　六八・九〇平方メートル　職員室　五九・八〇平方メートル　給食室　八二・八〇平方メートル

(三)　中之郷保育所（中之郷一〇二四番地）

(1)　沿革

昭和三八、四、一　認可　定員六〇名で開設

(2)　園児数

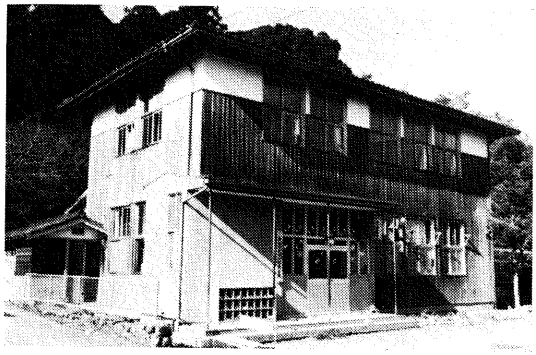

中之郷保育所（昭和38年4月1日開所）

（昭和五五、八、一　現在）

年齢別＼男女別	男	女	計
二歳児	〇	一	一
三歳児	五	四	九
四歳児	六	六	一二
五歳児	四	六	一〇

(3)　敷地

1　敷地総面積　九五七平方メートル
　屋外遊戯場　五五五・八六平方メートル
2　園舎総面積　二三〇・五七平方メートル
　内訳　保育室　八三・四七平方メートル　乳児室　二
　室　四〇・四九平方メートル　遊戯室　二
　三・一四平方メートル　職員室　九・九一
　平方メートル　調理室　一四・〇四平方メ
　ートル

(四)　南中村保育所（南中村一二六〇番地）

(1)　沿革

昭和二七、一、一　一之瀬村保育所として発足

(2)　園児数

（昭和五五、八、一　現在）

年齢別＼男女別	男	女	計
三歳児	七	九	一六
四歳児	八	一五	二三
五歳児	八	七	一五

(3)　敷地

1　敷地総面積　九四五・四五平方メートル
　屋外遊戯場　三四一平方メートル
2　園舎総面積　三一七・二平方メートル
　内訳　保育室　七四・三六平方メートル　遊戯室　七九・三三平方メートル　乳児室　一



南中村保育所（昭和27年1月1日開所）

歴　代　所　長

保育所名	代	所長（園長）氏名	期間	備考
長原保育所	初	佐野得禅	昭37. 4. 9～昭46. 7.31	
	2	高橋寛宗	昭46. 8. 1～昭49. 3.31	兼務
	3	藤井幸子	昭49. 4. 1～昭55. 4.31	
	4	西村郭子	昭55. 5. 1～現在	
棚橋保育所	初	高橋寛宗	昭34. 8. 5～昭55. 4.30	
	2	竹内利夫	昭55. 5. 1～現在	主管
中之郷保育所	初	橋本秀二	昭38. 4. 1～昭48. 3.31	
	2	細川くす	昭48. 4. 1～昭54. 3.31	
	3	奥本美登里	昭54. 4. 1～現在	
南中村保育所	初	山中大典	昭27. 1. 1～昭31. 3.31	
	2	井口久一	昭31. 4. 1～昭51. 3.31	
	3	奥本美登里	昭51. 4. 1～昭54. 3.31	
	4	細川くす	昭54. 4. 1～昭55. 4.30	
	5	藤井幸子	昭55. 5. 1～現在	

九・八三平方メートル　職員室　一六・五　ートル
二平方メートル　調理室一一・五七平方メ

住民登録　住民登録等の関係を要記すると次のとおりである。

年次	本籍数	本籍人口	世帯数	住民登録人口
昭和三〇	—	—	一、八一〇	一〇、一七二
〃三五	—	—	一、八〇六	九、三八三
〃四〇	—	—	一、八二一	八、六八二
〃四五	—	—	一、八四五	八、五三四
〃五〇	四、三六四	一三、二〇二	一、九一三	八、六三二
〃五五	四、九〇一	一二、八八三	一、九九五	八、九〇五

（各年度三月末現在）

昭和五十五年三月末、出生死亡者数

出生者数　一〇七

死亡者数　八三

……老人会の状況は、社会教育関係で記す。

第二章　社会福祉施設

母子健康センター　度会町母子健康センターは、昭和三十四年九月、県下で最初の母子健康センターとして開設された。

このセンターの事業は、出生、育児並びに母子の健康に関する指導を行い、町民に対する環境衛生の普及と婦人生活の向上を計ることを目的としている。

施設の建物の面積は、二六九平方メートルで入院室四のほか分娩沐浴室など九室がある。

〔五十年度から三か年の実績〕

区分	昭五〇年			昭五一年			昭五二年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
入院（分娩児）	一五	一三	二八	一三	一〇	二三	六	二	八
入院延日数	二五〇日			二〇五日			六六日		
一人平均費用	五〇、〇〇〇円			七五、〇〇〇円			七九、五〇〇円		

老人ホーム高砂寮　度会郡町村組合立老人ホーム高砂寮は、度会橋の下流の宮川左岸に見える鉄筋コンクリート四階建のベージュ色の美しい建物で、所在地は、度会郡小俣町一四九九の一である。経営主体は、度会郡十か町村で構成する「度会郡町村老人福祉施設組合」で、養護老人ホームと特別養護老人ホームの二種類を併設、関係町村のお年

寄りを収容している。この施設の建設は、昭和三十年に行われた町村合併以前から度会郡町村会の懸案であった。

その後、昭和三十二年十二月七日の度会郡町村会において、養老院の設置の動議が提出され、さらに翌三十三年一月九日、現在地に設置することを満場一致で可決した。

その後の沿革は、次のとおりである。

昭三三、六、二五――度会郡町村養老施設組合認可、養老事業開始。昭三四、二、一――度会郡養老院高砂寮を開院三〇名収容する。昭三五、一、一――第二期工事完成二〇名増員し五〇名を収容する。昭三八、八、一――老人福祉法の施行により度会郡町村養老施設組合及び度会郡養老院高砂寮を度会郡町村老人福祉施設組合及び度会郡老人ホーム高砂寮と名称を変更する。昭和四五、四、一――**養護老人ホーム**　施設の改築拡張工事完成二〇名増員し七〇名を収容する。昭五四、四、一――木造建築改築工事完成。

特別養護老人ホーム　昭五五、四、一――施設工事完成、同日開設、定員を七〇名とする。

施設の概要　養護老人ホーム――定員六〇名、建物構造鉄筋コンクリート三階建、延面積一二一四・〇六平方メートル　特別養護老人ホーム――定員七〇名、建物構造鉄筋コンクリート四階建、延面積二〇五九・六一平方メートル

職員数――施設長一名、代理一名、事務員三名、指導者三名、寮母二五名、看護婦三名、栄養二名、用務員八名

伝染病隔離病舎　昭和五十三年二月一日、組合規約の一部改正により、伝染



度会町母子健康センター

病隔離病舎の運営管理に関することが追加された。これは、山田赤十字病院内に組合立の伝染病隔離病舎を建てるための措置で、昭和五十三年九月八日着工し、昭和五十四年三月七日竣工、同年四月一日から運営に入った。

その概要は、次のとおりである。

名称　伊勢度会伝染病隔離病舎
所在地　度会郡御薗村高向八一〇番地　山田赤十字病院内
病床数　一五床
病舎面積　四七八、一三九平方メートル
総工事費　七四、二九〇、〇〇〇円
〔運営の内容〕
議会議員―伊勢市四名、小俣町三名、二見町二名、玉城町三名、御薗村二名、度会町二名、合計一六名
〔執行機関〕
管理者―助役、収入役　職員―事務局長、技術係長、事務系職員三名、技術系職員一二名　監査委員二名

精薄援護(更生)施設、度会学園　本町立岡の西にあたる山麓の静かな林の中に社会福祉法人、三重済美学院の精神薄弱者援護(更生)施設、度会学園がある。

この施設は、昭和三十五年三月三十一日、精神薄弱者福祉法が制定されたが、その法律の趣旨に基づき、昭和四十九年四月一日に開設された。

精神薄弱者福祉法は「精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行い、もって精神薄弱者の福祉を図ること。」を目的としている。つまり精神薄弱者の更生と保護が目的であるが、これらの人々が独立自活できるように指導訓練をしたり、身のまわりの世話一切を他人の介助にたよっていた重度の精神薄弱者が、一人でなんとかできるように訓練をする施設である。

この施設の建設には、立岡の山西幸郎氏が建設用地五七二七平方メートルを無償提供し、献身的な努力をされている。ここにこのような施設が誘致されたことは、山西氏の不自由な子供たちに対する愛情と熱意のたまものである。

建物の延面積は、一一七四平方メートルで、その内訳は、本館一八四・六〇平方メートル、生活棟（もみの木寮）二七六・一七平方メートル、同（あらぐさ寮）四〇一・五七平方メートル、指導訓練棟一二一・七三平方メートル、職員宿舎一九〇平方メートルで、冷暖房設備、給排水設備、防火用設備及び輸送設備（マイクロバス、乗用車、軽トラック）などを完備している。

入所定員は、五〇名で年齢は一五歳以上の成人で、生活指導と職業指導及び健康指導を軸として、知識、態度、技能などの基礎指導を行うことによって、自活への道を開かせようとしている。

昭和五十五年十二月一日現在の職員は、園長の能仁恵明をはじめ指導員一七名、事務職員二名、調理員三名、看護婦一名、栄養士一名、計二五名で運営されている。

第八編　文化財



第一章　文化財と度会町

文化財とは、祖先が後代に残した文化遺産であり、われわれは、これを受けつぎ後代に伝える義務がある。

戦前の我が国には、大正八年（一九一九）に公布された史蹟名勝天然記念物保存法、昭和四年（一九二九）公布の国宝保存法、昭和八年（一九三三）公布の美術品等ノ保存ニ関スル法律の三法があった。

それが、昭和二十四年（一九四九）の法隆寺金堂焼失事件をきっかけとして、翌年五月、旧文化財保護法一本にまとめられた。

本法は、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群に分類し定義している。有形文化財のうち重要なものは、文部大臣が重要文化財に指定することができる。また、そのうちで世界文化の見地から価値が高く「たぐいない国民の宝」が国宝に指定されるようになった。

文化財保護のため、中央には文部省の外局として文化庁があり、文部大臣の諮問機関として文化財保護審議会がある。地方では、都道府県、市町村の教育委員会が保護行政にあたり、地方公共団体の多くは文化財保護条例を制定している。

当町でも昭和四十七年（一九七二）に、度会町文化財保護条例を制定し、文化財の調査、研究等を進めている。

度会町文化財調査員、小野新平（昭四一、七、一就任）、神森克巳（〃）、浜岡曽次郎（昭五四、二、一就任）、羽根文夫（〃）

第二章　国指定文化財

木造十一面観音立像（注連指　正法寺）

①平安時代後期②一木造③高さ一・〇一メートル④国指定重要文化財⑤大正五年八月指定

開基と寺歴は、あきらかではないが、正法寺の十一面観世音菩薩縁起によると次のとおりである。

国宝十一面観世音菩薩縁起

前略

当天竜山、正法庵に安置し奉る、国宝十一面観世音菩薩の縁起を案ずるに、今は八百年の昔鳥羽上皇の御宇、疫病四方に起り衆生の困厄甚しかりし時大心の衆生あり、謂へらく、正法すたれて衆生に邪念多し疫病の蒼生を悩ますは此邪念に因る、我れ観世音大菩薩の尊像を彫刻し、救世の大悲心に帰依し奉りて此災厄を除き、国上の安穏を図らんと、大勇猛心を起し斉戒沐浴、一刀三拝一念の信心凝て解けず、慈顔玉の如く慧心雲の如き無垢清浄光の御丈五尺、十一面観世音菩薩のを尊像成就す、是より災の疫神忽ちに退散し衆生病死の苦難を免れ慧日明かに世間を照し上下の尊信浅からさりき、時移りて寿永の風雲忽ち急に、源平の争覇戦は平安の帝都を修羅の巷と化し、人心日々に危墜なり。

茲に平家の一将に藤原有助といふ者あり、観世音菩薩に帰依し奉り霊像彫刻の志望深く、已成の霊像に対して尊敬怠り無かりしかば、十一面観世音菩薩の尊像兵燹に罹らん事を憂ひ宝筴に納め遙々と我注連指に来り女滝の辺りに庵を結び霊像を安置し、朝に祈り夕に念し恭敬礼拝怠りなく、遂に無明の黒暗を破り本来の面目現前す、心境一にして二、二にして一なり、覚えず大願成就と呼号す、是より兵乱止み衆人安堵の思をなし、空中に歓喜の声を聞きしといふ。今尚像背に刻字鮮に天永二年正月十八日願主藤原有助との記録存せり。　（以下略）

と記されているように、この縁起には、平安時代の末ころ、藤原有助という平家の武将が、疫病退散の祈願をこめて

当地に安置したことが述べられている。また、寛永年間に村民が、とある神木を、伐ったためにその祟りにより悪疫が流行したとき、どこからか一人の老僧が来て現在地に堂宇を建立し、その堂宇にこの像を移すとともに大般若経を奉献した結果、悪疫がおさまったとの伝承もある。

十一面観音像は、通常、頭上に慈悲や忿怒の相などを持つ九つの面と、その後部と頂きにある各一体の化仏とを合せて十一面を持つ観音像のことである。

本体は、楠材の一木造。彩色像である。頭部には、天冠台をつけ化仏を植えつけているが、その多くは欠損し五体を残すだけである。面部は、木眼、豊頬で、唇には、紅のあとが見られるが、全体に固さがなく明るくやさしい感じがする。頸部には、三道が浅くみられる。本体は、ややなで肩で直立している。衣文の彫りには、鋭い鎬がでており、その形造る線は、流麗とはいい難い。胸部は、腹部に比べ薄いが円味のある膨らみが感ぜられる。条帛は、左肩からかかり、下部には、裳を着けている。また、天衣は、両肩よりかかり膝の上で二段に廻り両肘にかかっている。手首には、彫付けの腕釧がある。右手は、与願印を結び、左手には、未開蓮の入った水瓶を持っている。台座は楠材で蓮華座の下の反花の曲線は流麗である。その下の二重框座は反花と共に一木の彫み出しとなっている。光背は、挙身光で垂直に立っており背面に「天永㊂年（一一一二）十一月廿七日、願主、藤原有助」と墨書銘がある。

本像は、本体、台座、光背ともに創始のままであり、極彩色のあとが歴然と残っている。本体の着色は、剝落が甚しく胸部から肩にかけて白色の残影があり、下半身は黒ずんでいる。光背の頭光の部分には蓮花が赤く残り、身光の花文や唐草文には青色も見られる。

一言でいえば、一木造ではあるが、その重厚さは影を消し藤原時代好みの明るく優しい姿の尊像であるといえよう。

昭和十一年には永年の損傷を補修し、昭和五十四年には、地区で盗難予防に関する施設設備を充実させた。

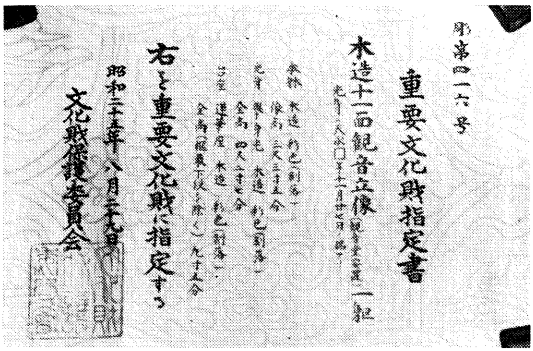
重要文化財指定書

昭和十一年木造十一面観音像修理工事報告書

彫刻木造十一面観音立像一体　正法庵

大正五年八月一七日　指定

光背に天永□年十一月廿七日ノ銘アリ

像高三尺三寸五分

構造及木質　本体楠材一木造彩色、頭上十一面植付け、左右手首にて矧ぎその他は彫出し、持物水瓶を持つ。台座楠材彩色、蓮花座魚鱗葺蓮弁とし反り花以下蛤面二段、円形框座は共木彫出し、反り花より蓮肉へ心木を通す。光背、桧材一木造り彩色挙身光

修理前の状態　本体頭上の十一面悉く脱落し頂上仏面その他欠失し現在五箇残存しあれど面相ほとんど磨滅しあり、左右手首脱落せり、持物水瓶損しあれども存せり。左手小指損傷、膝中間、裳左方等ひわれあり。背面右耳後の辺より、宝髪より下へ裾に至るまで平割れあり。足指先、左方欠失、右方指先離る。

裾の辺磨滅損傷し安定し難く現在は壁によりかからせあり。

台座、蓮肉、一木蓮弁破片十二個存す。その他悉く欠失、反り花以下一木刻出なれども腐朽磨滅甚だし。

光背中央、右端縦にさけ矧目損傷せり。

修理　本体、台座、光背共に彩色の剝落及虫蝕を防止の方法を施せり。持物は修理せり。台座、蓮弁はよく取調べ破片を接合し、欠損を補足して前方へ葺き、全然欠失の部分は補足せず、反り花以下の腐朽を防止するに止め欠失を補はず、保存と安定のため下に桧材を以て一段の円形角入框座を作り、黒漆を塗り古色仕上とし安置せり。

光背は矧目の損傷を接合し蓮肉上に立ち得る様装置し、矧目へは木屑を施さず、皆麦漆・膠を以て適宜に接合し鋼鋲にて緊結し木屑を充塡し錆を施し著色古色仕上げとなし、補足の部分は桧材を用い「補」字を刻し、修理記銘の銅板を新造框座の中枠裏面に打付しあり。

光背裏に「天永□年十一月廿七日願主藤原有助の墨書銘あり。

法量

仏身丈化仏なし　三尺三寸五分五厘
頂上より腮に至る　七寸
髪際より腮に至る　三寸三分
面巾　三寸二分　面奥　四寸四分
耳張　四寸　肘張　一・〇五尺　腹奥　四寸七分
台座高さ　九・五寸　下の框座巾　一尺五寸六分
光背挙身光　高さ四尺二寸七分
巾　一尺七七五

修理記銘

奉修理木造十一面観音立像　一体
依二国宝保存法一
昭和十一年一月修理竣工畢　正法庵
正法庵住職　渡辺米信
工事監督美術院長　明珍恒男
工事主任　大賀秀雄

木造十一面観音立像修理説明図解

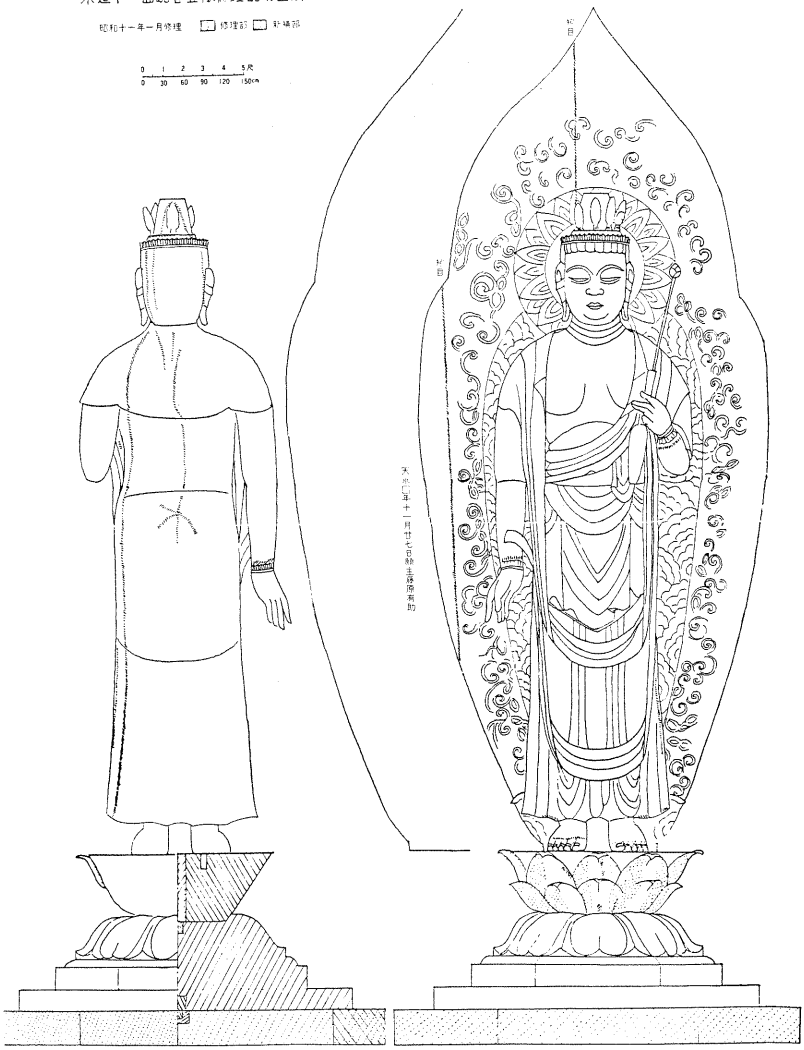

第三章　県指定文化財

道楽神石塔（栗原　小野新平氏）

①江戸時代末期②県民俗資料③昭和四十四年三月指定

県下唯一の道楽神双立石像である。高さ六三センチメートル、横二六センチメートルの角石柱で、二段積みの台石の上に建てられている。場所は、字天白の三つ辻である。

角石柱の四面には、次のものが彫られている。

南面　半肉彫の二神像、台石には三界萬霊とある。

西面　三面六臂の青面金剛像を中心とし、上に日月、下に三猿を配する。

北面　右から、三上（山上）大明神、南無阿弥陀仏、金毘羅大権現

東面　右から、秋葉山大権現、冨士山大権現、湯殿山大権現

石塔の由緒や建立の動機は不明であるが、他郷で道楽をし落魄の果てに悶死したという庄屋の供養碑であるとか、塞の神ともいわれている。また、刻まれた権現名から修験道の影響もあろう。いずれにしても、青面金剛、いわゆる庚申信仰を正面におし出しているが、念仏信仰と各地の神祇信仰を共存させている。

石塔の建立年代は、江戸時代の末期ころと思われる。

道楽神の名称は、塞の神（さいのかみ）＝道祖神（どうそじん）が、ドウロクジンとなまり、さらにドウラクジンと変わっていったものであろう。

獅子頭（下久具）

①獅子頭一個②総漆塗り、無銘③面高(前)二四センチメートル(後)二七センチメートル、面幅(前)二九センチメートル(後)三九センチメートル、面奥四五センチメートル④江戸時代初期⑤県民俗資料⑥昭和四十七年四月指定

この獅子頭は、棚橋のダイジョウとよばれる獅子頭と対をなすと言われるもので「オサキ」と呼ばれている。やや面長であり、端正で落着いた美しさを持っている。

厚い上唇には八条の刻みが対称的に左右に流れており、下唇にも三条の刻みがある。鼻はやや突き出し鼻口は猪(い)の目をしている。目は切れ長で、眉毛は太く弓形で先端は共に上方に巻き上がっている。耳はやや細長く左右に開き加減に直立している。目の下部と口唇部の間には径九センチメートルの金色の輪が描かれている。

総漆塗りで、口唇、鼻孔、耳の内側、目縁は朱茶色であり、耳下の輪と鼻頭は金色である。その他は茶色味を帯びた黒色である。全体的に漆裂もなく色艶もあり美麗であるところから修補の伝承はないが、その可能性もあるように思われる。現在、下顎部から咽喉部にかけて一条の裂目があり紐で修理されている。

無銘であるため彫造年代は不明で、全体的に面高に比し面奥が長いところから中世様式を踏まえた近世初めころの作品ではあるまいか。

伝承によれば、久具の氏神が祀られたのは正徳元年（一七一一）正月七日とされ、これより神事の際に獅子舞が奉納されたという。また、獅子の頭上につけられた幣を所持していると無病息災ですごせるといわれる。

由緒ある獅子頭として下久具御獅子保存会が結成され、故刀根幸太郎、中西丈助、中西楠八氏ら区民の尽力で県有形民俗資料として指定を受けたものである。

この獅子頭には、次のような伝説がある。

田間の夫婦獅子が下久具の獅子岩に流れつき雄獅子は棚橋の人が拾いあげ産土の八柱神社に奉納した。

雌獅子は円座の人が拾ったが、雌獅子は円座を嫌ったので円座の人々は腹を立てて川へ投げ捨てた。これが逆流して下久具の獅子岩にたどりついた。これを中西楠八氏の祖先が拾いあげてまつったという。名をオサキ（左京）といい、棚橋のものは雄頭でダイジョウという。

この獅子頭は、もと下久具の岡垣外にあった八柱神社の甘酒神事のとき獅子舞に使われた。

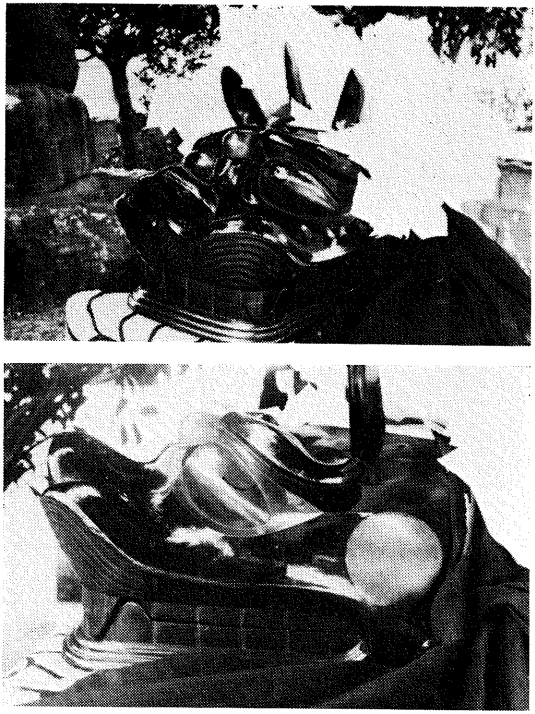

下久具の獅子頭

前述の伝説のように下久具の獅子岩にあった獅子頭を同区の中西楠八氏の祖先が発見以来、区の守り神としてまつり、同家が世話人として奉仕をしている。

八柱神社の祭神は、明治四十一年三月、内城田神社に合祀されたが獅子舞は下久具の大祭行事とされている。

獅子舞は毎年旧正月七日、甘酒神事の一つとして行われる。甘酒神事は下久具の、山川、上り、下りの三組の区民に四斗樽に三杯ずつ甘酒を仕込んで供した。昔は神事の当夜、区より二人、七度半の使として神主の家に来て八度目に神主が正装で御錠をもって奉

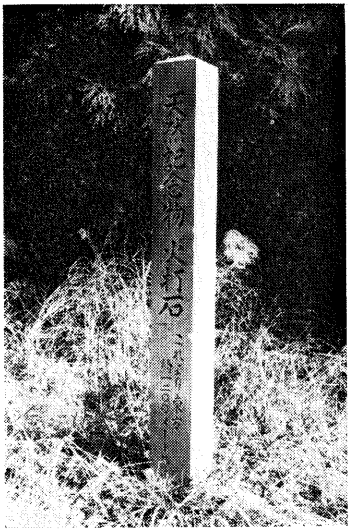

火打石への道標

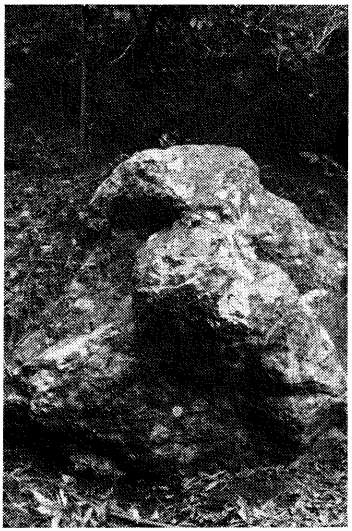
火　打　石

仕、甘酒を石臼でひいて神前に供え、神事が始まると一九歳の男子による獅子舞が奉納されたという。

現今は、各戸から五合ずつ米を集めて当番の家と婦人会員で甘酒をつくる。獅子舞は各組から青年男子を一、二名出し、四名(獅子舞一名、後舞一名、天狗一名、予備一名)で舞うようにしている。

火　打　石（火打石　泰道三八氏　千葉県舟橋飯山満町）

①塊状岩石②県天然記念物③昭和十三年三月指定

火打石の民家から山道を二・五キロメートル上った彦山の山林中にある幅三・四メートル、高さ(地上)二・三メートル、奥行き二・六メートルの塊状の大岩である。古い表面には固有の色や光沢が失われているが、新しい破面は燧石(ひうちいし)特有の灰黒色半透明のガラス状の光沢を呈する。

倭姫命がこの地で燧石になる角石を発見されたと言われ、古くは毎年この石を伊勢宮へ奉納したといわれる。

榧(かや)の木原（栗原　鈴木広氏　津市土浜町五）

①カヤの木②県天然記念物③昭和十三年三月指定④昭和五十三年二月解除

栗原の南島町へ通ずる県道付近にあった。かつては榧(カヤ)の木の群生地であったとのことで、天然記念物の指定を受けたころには一二本あった。その後、昭和三十四年九月の伊勢湾台風、昭和四十九年七月の七夕豪雨等により倒木し昭和五十三年二月六日指定を解除された。

棚橋の御事神事

①県無形文化財②昭和四三年三月指定

産土神(うぶすながみ)である八王子社の祭である。従来、旧正月の十二日に悪魔退散、家内安全を祈願して主として頭屋(祢宜屋(ねぎや))で行われていたが、最近では新暦の二月に行われている。今年（昭和五十六年）は、二月十四日(土)に行われた。



御頭神事の古文書（享保、元禄の年号がみえる）

祢宜は、棚橋六組から一人ずつ出た頭屋の中の一人があたる。この祢宜の私宅でお頭神事の一切がとり行われるのである。祢宜は獅子が舞われている間、白衣に白袴の装束で頭上に翁の面をのせて、木製の剣先とシメをつけた二メートル余の笹竹を持ってガク(太鼓)の脇に侍立している。その他、獅子の先導をしたり舞始めや各場所での遙拝には、笹竹を二、三度ふるように廻してお祓いをしたりする。また、頭渡(かしら)しの時、次の番の者に古文書などを引継ぐ。古文書は、祭りの手続きや準備物の覚えなどを記した当番帳のようなものなどで元禄十一年（一六九八）のものが最も古いものである。

獅子頭は、田間から流れて来たものを拾い上げて産土神に奉納されたと伝えられているものである。今は、フルドウサンと呼ばれ、獅子舞当日は神の依代(よりしろ)とし



神とあがめられるフルドウサン

て祢宜屋の奥座敷に安置されている。神として、神酒、串柿、鏡餅(一重)、するめ、洗米、塩、カヤの実(十二個)が供えられていた。また、供物台の前には、抹香が焚かれ、舞手は舞う前に抹香を焚き足し一拝のあと舞っていた。供物のカヤの実や抹香の由来を古老にたずねたが「昔からのことで」と誰もわからないということであった。また、奥座敷には据え炉が置かれ、炭火をおこし湯を沸かしながら区長らが控えていた。

舞いには、江戸時代の末ころの作と思われる新しい獅子を使い、今はこれをダイジョウと呼んでいる。雄獅子である。

フルドウサンは、木彫りでおよそ面奥三五センチメートル、面高二五センチメートルで(直接計測できなかった)小型に見えた。目を除く他は黒色である。猪の目で眉毛は鋸歯状で彫りが深い。口中は拝見できなかったが、全体的には単純素朴な感じで古色蒼然としている。何年間ものヌサが頭部に結びつけられているので細部はわかりにくかった。また、祢宜が頭上に頂いていた翁の面は、古い年代の物に見えた。

舞手は、子役とジュウクド(十九当)、それに三役である。なかでもジュウクドは、一九歳になった若者のことで「ジュウクドの神役」として獅子を舞わさなければ一人前でないといわれているものである。子役は、古くは四人だったとのことであるが今は中学校二年生の男子があたる。今年は七人であった。ジュウクドは、六人であり、ともに午後の座敷舞を舞うのである。

子役のような若年者が舞うのは、「覚えのよいうちに教える」ということの他に「地区行事への関心をより高め

る」との意図からのようである。それだけに両親や住民の関心は高く、舞いおわった舞手に感謝と賞讃の言葉を送っていた。

青年団の中から選ばれた舞手(先舞)、後舞、天狗が三役とよばれ、この祭の主役である。そして、舞鶴紋の入ったカルサン風の装束をつける。この他、昨年に後舞をつとめた者が太夫として獅子舞のリーダーに当たる。装束は水色の袴である。後舞は、お頭のあとにいて舞いの足運びを最もよく理解しているからだという。三役は、夜に入っての打ち舞(打ち祭)から払暁に行われる「イモオサメ」まで延々数時間も舞い踊るという大役である。



座敷舞

舞いには、昼の座敷舞と夜の打ち舞がある。座敷舞は、フルドウサンの神前である八畳の間で午後二時ころから子役、ジュウクド、飛び入りの順で舞うのである。舞手は、生年順に正座し順番の来るのを待ち、自分の番になれば抹香で身を浄めて舞う。

楽器は、ガク(太鼓)だけであるが、ガク台にのせられたガクは、軒先におかれていて、休みなく叩かれる。昔は笛もあったということであるが今はない。ガクの桴はネムの木で作られ毎年新調する。この桴で、ドンドン、ドコドン、ドコドンと打ち鳴らされるガクの音に合わせて神紋の舞鶴のように舞う。獅子が鈴をシャン、シャンと鳴らし、体をふるわせながらせり上がると、ガクはいよいよ力強く打たれる。観衆からは「ヨー、ヨイヨイ」と掛声がかかり最高潮に達する。子役の両親がホッとする一瞬である。

このころになると、地区の人びとが小さな鏡餅や酒などを持って参拝にくる。



打ち舞

そして舞いの座敷へ白紙に包んだおひねりを投げていく。かつて各戸へククメモノに廻っていたころの名残りというか変形であろう。座敷舞の時には、祢宜の持つ笹竹はガク台の脇に立てられている。またガク台には、イモという呪物がつるされている。径一〇センチメートル、長さ二〇センチメートルほどの柳の木で作ったバイゴマのような物で、桑の木で作った鍬を形どった小枝とともにシメで飾られたものである。鍬と芋で五穀豊穣を願うのであろうか。

打ち舞は、夕食、休憩のあと祢宜屋の庭先で午後八時ころから行われる。舞手は三役である。座敷舞のあと天王社前の踊り場で叩かれていたガクを祢宜の先導で迎えに行く。ここで祢宜は、東方（伊勢神宮方面）を祓い、獅子は三度遙拝する。

庭先へもどり獅子が祓を受けて舞うのであるが、広い庭先なので荒れ放題に舞う。母屋の玄関や座敷はあけ放されているが納屋や他の戸口や窓などには、板囲いがしてある。少しぐらいの暴れかたでは壊されないようにとの配慮からだろうか。観衆も押し倒されたり、頭を叩かれても文句を言わない。皆なが無礼講という感じである。ただし、「明日は、けろりと忘れよ」とのことである。

もともと獅子をあやし、舞をすすめるはずの天狗が、右手に日輪の扇子を持ち、左右に大きく手を振りながら庭中をスキップしながら馳けまわる。その天狗を子供や観衆が追いかける。何人かが肩を組んでは「ホッ、ホッ」と掛声をかけながら走りまわったり押しあったりするのである。舞手が勇壮に舞うときは、大きく動く。特にせりあがる時

の気迫は素晴しい。後舞は、舞手のうしろにつきながらヌサを打ち振り鈴を鳴らして、手にした胴幕をひろげたり、振りまわしたりして、荒い動きをする。これら三役の間をぬって太夫が獅子の動きに気を配っているのである。観衆も「ドンドンサキヨ」とか「ヨー、ヨイヨイ」とか大声で囃したてる。夜も更けるとガクの音も一層高まり、冬空の月明のもとで皆なが舞いの熱気に酔いしれる一刻である。このようにして三ツ舞をすませて「ウマ」を行う。ウマとは、うつぶせに寝た格好の獅子に天狗がうしろ向きにまたがり、動く獅子を扇子で打ち、次に正面に向きを変えて「ヤーホイナー、メデタ〳〵」と木やり風にうたったあと、観衆とおかしみのある、こっけいな問答を繰り返す。その他、「区長さんからの伝言は、明日はネブタ(眠い)日待デヨウ」と唄いながら予定を伝え、「メデタ〳〵、今年はトリ年ヨウ」と結ぶものである。このとき、観衆は獅子のまわりに集まり押しあう状態で拍手をし、笑いさざめくのである。

このようにしながら五ツ舞を終えたのが十一時半ころであった。同じ舞でも場所によって時間をかける場合と省略する場合があるようである。

このあと内城田神社へ参拝する。獅子頭を拝殿へ納めてから、イモ取りの神事を行う。これは祢宜がイモを転がすとすかさず子供たちが奪い合うもので三回繰り返す。イモを取ると良いことがあり、豊作に恵まれるという。三度目に取った者が蓮華寺山門前までかついで行って、ここでもイモ取りを行う。ここでイモを取った者は、蓮華寺境内の梵鐘をつく権利を得て、鐘楼の鐘をつく。このあと神社で五ツ舞とウマを行い一の鳥居前で田間の集落と神ケ岳を遙拝する。つづいて蓮華寺の本堂と観音堂前で舞う。さらに古踊場(かつての春日社の参道、総門付近)で五ツ舞とウマを行う。今、春日社は内城田神社に合祀され岩座(いわくら)だけが残っている。次が地区民の檀那寺である法光寺(曹洞宗)の本堂と薬師堂前で舞う。このころになると舞手の疲労もはなはだしく経験者が助人に入る。次に浅間社を遙拝し、天王社を参拝し、大池を遙拝する。抹香で浄めたり、神社と寺院に参拝したりするのは神仏習合の名残りであろうか。

最後に、大野木と棚橋の境であるフカバで「イモオサメ」を行う。フカバはもと山林で狐狸の住む土地であったという。今その面影はない。いま県立度会養護学校わきの道端である。お頭神事芋納所と記された石柱の前へ十二組の鏡餅を供え、祢宜の持っていた笹竹を立てイモをつるし獅子が歯がみをして終わるのである。帰途は後をふり返らない。終了したのが午前二時すぎであった。

カガリ火は、内城田神社境内と天王社前の水田で焚かれていたが獅子舞とは直接関係なく、照明と暖をとるためのもののようである。

お頭神事の多い伊勢市周辺でも棚橋の獅子舞は、素朴で旧態をとどめているように思われる。潔斎なども昔は石風呂で行ったという古踊場の近くにあったと伝えられている。

「注」獅子舞について　獅子の頭(かしら)をかむって舞踊する芸能。伎楽・舞楽などの流れをくむ二人立の獅子と一人立のものがある。二人立のものは獅子頭から胴幕をたらし、その中に二人又は多勢が入るもので、古く伎楽・舞楽・散楽などとともに外国から移入された。獅子舞は早くから祇園会の御輿行列や田楽・王の舞などと結びつき、中世期の祭礼記録に多く記される。今日でも祭礼行列に鼻高面（猿田彦）とともに露払い・悪魔祓いとして全国的に行われている。この地方では、御頭神事の獅子舞いは七起こしといって須佐之男命が八岐大蛇（ヤマタノオロチ）を退治する様を舞うものと信じられている。

第四章　町指定文化財

一之瀬神社獅子神楽（一之瀬神社）

①町指定無形文化財②昭和五四年二月指定

指定第一号南中村区獅子神楽　芸能保持者　御村堅一

指定第二号脇出区獅子神楽　芸能保持者　西川正一

指定第三号和井野区獅子神楽　芸能保持者　田畑正行

指定第四号市場区獅子神楽　芸能保持者　高橋利助

南中村、和井野、脇出、市場の四集落には、獅子頭一頭と天狗面が二面ずつあり、毎年二月十四・十五日の両日を祭日として各集落の氏神へ奉納舞を行ってきた。

現在は、毎年二月十一日の一之瀬神社大祭に奉納している。各集落の頭屋や公民館で舞うヤドバン（宿番）と一之瀬神社に奉祀するミヤバン（宮番）がある。ミヤバンは、毎年四集落が交代して奉仕してきている。

この神楽は、地区青年団の男子が中心になって獅子頭をかぶり笛、太鼓、囃にのせて舞う神事である。

その起源は、寛文年間（一六六一～七二）といわれているがはっきりしていない。古老の話によると、愛洲氏が脇出に築城したおり、その城の隅櫓にあった四頭のうち三頭（南中村、和井野区へは一頭ずつ。脇出、市場区へ共有で一頭）を分けたと言われ、脇出は、文化五年（一八〇八）に共有の獅子頭を市場に譲り新調したという。

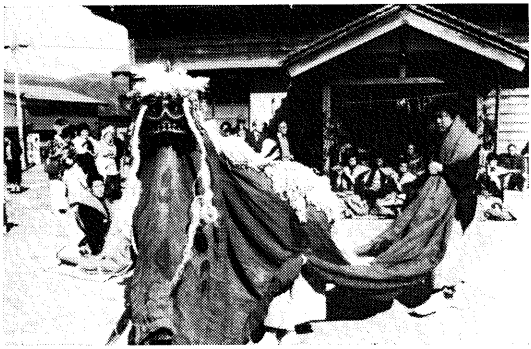

公民館前で舞うヤドバンの人たち（和井野）



ホックの舞いと楽人たち（市場）

神事当日は、獅子舞い役三～五人、笛吹き四人、太鼓打ち一人、口取り（ホック）二人、謡役四人が前夜より斎戒沐浴、火の物を断つ、払暁、神社の奉蔵庫より獅子頭を宿に招じ、地区で宿舞（やどまい）を舞う。宿で舞い終わると、再び笛太鼓を吹奏しながら神社に参進し祭典の終了を待ち、祭典が終わると社前において、ミヤバンが舞うのである。

この舞いには、氏子の平和、健康、五穀豊穣、相互扶助、繁栄の祈願がこめられている。舞い方は、集落によって、多少異なるが一番舞から三番舞までである。南中村での舞いの順序は

一番舞――

①ホック舞――ホックが扇子を持ち、一人ずつ二回舞う。
②獅子舞――キリ舞、ミコ舞、フセオコシ舞の順で舞う。
③幼児成長祈願――小児の頭を獅子がくわえる。
④舞いあげ

二番舞――
①ホック舞――
②獅子舞――　一番舞にほぼ同じ
三番舞――
①ホック舞――ホックがナムアビランケンソワカと呼ぶ木製の五〇センチほどの刀剣を右手に、扇子を左手に持って一人ずつ二回舞う。



お頭さんへククメモノをする人たち（南中村）

②獅子舞―キリ舞、ミコ舞、フセオコシ舞の順で舞う。
③悪魔祓いの舞
チイドメ――ホックが天狗面をはずし素面で、一人ずつ舞い納めをする。

チイドメが済んでから舞庭で「座」と称する盃事を行う。

この他、舞いの間にククメモノがある。これは、もともと各戸でのお頭の祓いに対し供物をささげたことから来ており、ここでは、金銭を白紙に包んだり、これを榊の小枝に結びつけてお頭の口中に入れたりして、拝するものである。

舞いの呼びかたも、集落によって異なりコメツキ、オオマワシ、フキアゲなどと呼ぶ地区もある。

ホック舞（口取り）は、「くっとり唄」と笛、太鼓にのって悪魔祓いの舞いをするもので、獅子舞とは、独立している珍しいものである。剣舞のように勇壮

舞庭の位置図

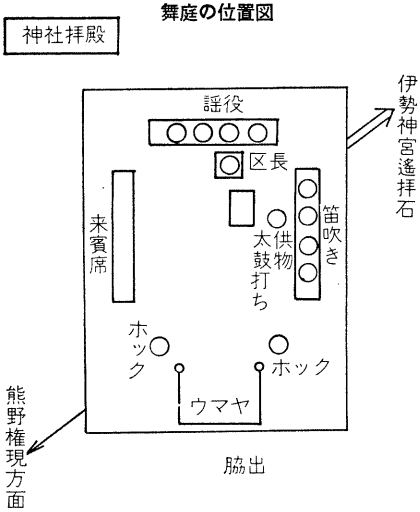

◦区長―烏帽子に素襖様の姿
◦太鼓打ち―（ガクダイといい全体の指揮者である。）、（１名）、裃姿
◦笛吹き―裃姿（４名）
◦謡役―（平服姿、扇子に歌詞を記して持つ）、（４名）
◦ウマヤ（ガクヤ）―（獅子の座である。２メートル弱四方、組立て式で、幔幕を張る。舞手の控え場である。地区では、榊をかざり、門松をたて、シメ縄をはる。）
◦供物―（餅、エビ、串柿などを立笊に入れてある。）
◦ホック―（クツトリ、クチトリというウマヤの左右に立ち獅子頭を守護する。）、（２名）



社前で舞うミヤバンの人たち（脇出）

である。

獅子舞は、「獅子歌」と笛、太鼓にのって舞うものである。優雅にみえる舞いぶりから、やや荒い舞まであり、地区によって差がある。

獅子舞いの服装は、和服に袴をつけ白足袋を履く。ホックは、これに素襖風の舞着をつけ、楽人は裃を着用する。

獅子への供物も、地区によって異なり、南中村では、三宝に鏡餅、串柿、ダイダイ、里芋の親がのせられ、お膳には、大根二本、ダイダイ、水拘、カワラケを数枚稲わらで包んだもの二連が供えられる。

脇出では、小判形の餅がいくつも縄にはさまれており、エビなども使われ竹籠に供えられる。

大祭は、二月十一日で、前日は、宵宮で祭りの準備をする。南中

村だけは、宵宮にお頭を宿である頭屋に招じ「夜神事」と称して一番舞を舞う。大祭当日の朝からはお頭を奉持して川上のサンジョウサン（定山観音山）を通り、地区の上、中、御杣、中井の各組を順にまわり、氏子の安全と厄除けを行う。このあと頭屋で宿舞いを行うのである。南中村の当屋は、常頭屋が勤める。

今年（昭和五十六年）のミヤバンは、脇出区であった。社前で舞う舞庭の位置を図示すると前頁のようである。

謡役が唄う御獅子神事歌には、くつとり歌と獅子歌がある。歌詞の一部を次にあげる。

祝い始めて拝むには
泉さきがけ泉出て
唐絵の屏風を岩に立て
にの手を合す。

正月吉日吉夜には
御門に五葉の松を立て
松は祝いのものなれば
千年ぼえて

われらが今年の初夢に
こがねの足駄をはくと見た
あまり夢見のうれしさや
吾人長者

力車に三百両積んで
こなたに入るとかや
ゆずり葉の若さにかみ飾り
我も我らも徳若に

さっとすだれを巻きあげて
礼までつくせる祝かな
静かなれ静かなれ
静は舞の上手なれ
静かそよけれ

酒屋がりして飲む酒は
色にも出でず
酔いもせず
酒屋のなんや

以下略

四集落の獅子舞のうち、南中村の獅子神楽は、常頭屋制が残っていることと、結衆という言葉とその実態が温存されていることで珍しいものである。

「結衆」とは、結縁によって団結した集団の意味で仏教の信仰に基いているものである。「常頭屋」という形は、各氏族の本家、すなわち「氏の上」で祖神を祀った時代から「頭屋の廻り番に移行する過渡的形態と考えられる。このような古い形式が南中村に残っているところに意義を認めるものである。常頭屋を勤めているのは「御村鶴亀氏」でこの一族に忌がかかると小林家が頭屋を勤める。さらに、この小林家に不幸があると山下家に移る。山下家に忌がかかると井口家に繰り下っていく。忌さえかからなければ常に御村家が頭屋を勤めるのである。

この四軒は、産土神（うぶすな）の祭祀において結衆を構成していたのであろう。今年（昭和五十六年）の頭屋は、山下家が勤めた。現在では、脇出や和井野では頭屋制が崩壊し、獅子舞は公民館で行われている。市場では、今も頭屋の名残りはあるが、その年によって、希望により決められる。

かんこ（羯鼓）**踊**（麻加江）

①町指定無形文化財②昭和五四年二月指定

旧盆の八月十五日夜、慶林寺の庭で行われる。踊りは、綾おどりを舞う童女（小六～中三）約三〇名と五所おどりなどを舞う男子青年団を中心とする地区民約七〇名が参加して行われる。

内容は、太鼓、ホラ貝、鉦などの賑やかな囃と音頭とり（八名）を先頭にして大名行列を模した行列をつくって入場する。踊りの種類は一〇種類ほどであるが、現在踊られているのは四種類である。そのうち五所おどり、念仏おどり、シキ綾おどりの三種類は、シャグマの毛を紅い絹糸で束ねた冠をかぶり腰蓑、羯鼓をつけ、装束をつけた男子が夜、遅くまで舞いつづけるのである。綾おどりは、花笠をかぶりタスキを綾どった童女が、綾竹と称する三〇センチ

メートルほどの色紙で彩った二本の棒を使い座って踊るものである。

踊りは、盆供養のために行われその起源は天保年間といわれるが確かなことは不明である。大正年間まで田口、坂井、注連指、立花、長原でも行っていたが今では麻加江のみ当時のおもかげを残している。

各集落の踊りは秘伝となっており、練習は人里はなれた谷間でひそかに行われたといわれる。麻加江にも山林中に踊り場があったが今では麻加江公民館で行われている。

盆供養であるため、新盆の数だけ燈籠や提ちんが飾られ、寺院本堂の縁先には祭壇が設けられ、誰れでも焼香ができるようになっている。また、その遺族は祭壇の奥に控えている。

踊りは、次のような順序で行われてきた。

①口上――大名行列の前で、昔は、騎馬に乗った人が述べたが、今は乗らずに行う。

口上の内容は、「東西、東西、一座たこうはござりましょうがなれど不弁舌なれど口上なもって申し上げたてまつる。さてさて、今晩は当字麻加江初盆供養につき若い者あい集まってほんの踊りのまねかたを致すにつき手とり足どりは揃わねど、奥山千匹猿のごとくぞろぞろ、また夕立雨のごとくばたばたぞろぞろばたばた踊りはあい揃わねど最後までごゆっくりと御観覧のほどを、こい願いあーげたてまつり、さよう口上まで」というものである。

②大名行列――男子が中心になって昔の大名行列をまねて、近くの民家（細谷氏）から寺院境内まで行列を行うものである。行列の順序は次のとおり。

①小さい提ちん持ち②大きい提ちん持ち③棒ふり（棒の先に細長い白紙をつけ、「いーんよーお」と節に合せて天をつく。）④挟み箱（奴姿で小石の入った箱をかつぎ、体をそったり、曲げたりしながら進む。）⑤侍⑥騎馬の大名（紙や竹で作った馬に男の人が入り、大名の仮装をした小学生が乗る。）⑦別当（馬丁）（馬の食べ物を籠に入れてヨタ

ヨタと馬の後方を歩く）⑧駕籠⑨弓持ち⑩薙刀持ち⑪やり持ち

③かんこ踊り――踊り手は、白黒の縦縞模様の衣をまとい、腰には、白木綿を巻き、スゲで作られた腰蓑をつけ羯鼓を帯びる。頭には、白地に青の水玉模様の手拭をつけるか、シャグマをかぶる。この踊り手が輪になって踊るのである。輪の中央には、中踊り（一名）がいて太鼓を打つ、中踊りは、踊り全体の指揮者の役割を果たし今年は中学二年生の少年であった。また、中踊りの脇に縁台が置かれ、鉦（一名）、ホラ貝（二名）を鳴らす人が腰を掛けている。この三名は、普段着のままである。中踊りの太鼓の前には、「突風注意、二百十日、祈豊作」と書かれた大うちわが立てられときどきこのうちわが打ちふられていた。音頭とりは、踊りの輪の中に四人ずつ分かれていた。踊りは、新盆の数だけ踊られる。

④綾おどり――浴衣姿に花笠をつけた少女たちが、祭壇の前に設けられた台の上に正座し、主として上半身と腕で踊るものである。踊りの筋は、機織りをテーマにした江戸の若者と姫君の恋物語のようである。踊りの後半には、道化た飛び入りがあり、おもしろい所作をする他シャグマを冠った踊り手も入りまじって、最高潮に達する。

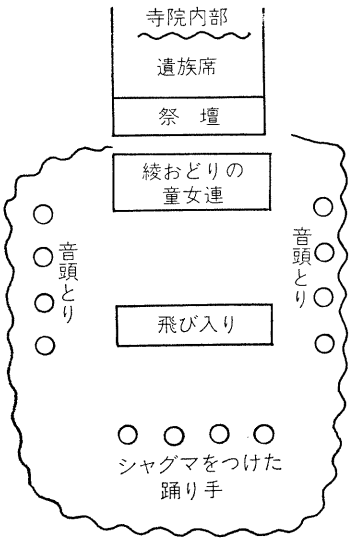

⑤精霊おくり――踊りのあと、祭壇の燈籠や提ちんを本堂前の庭で焼却する。

今夏（昭和五十五年）の盆踊りは、大名行列が省略され、念仏踊りが二十人余りの青年によって、綾踊りが九名の女子小中学生によって踊られた。

おどり唄については、「民俗」盆踊唄と民謡で述べる。

「注」羯鼓について　本来は雅楽の左方の楽で使われる、比較的小さい胴の長い締め太鼓をさす。長さ三〇センチメートル、両端の直径一七センチメートルぐらいでまん中が少しふくらんだ形の胴の枠つきの締め太鼓で、台の上に横向きにおき両面の皮を両手の桴で打つ。この羯鼓の小型のものを、胸につけて打ちながら舞う形が、舞楽にあるため、舞いや踊りで胸や腹につける太鼓を一般に羯鼓と呼ぶ傾向がある。民俗芸能の羯鼓は音も出る普通の胴の長い締め太鼓を胸や腹につけた形が多い。



念仏おどり



シキ綾おどり



中踊りの少年

第五章　未指定文化財

五輪石塔（棚橋）

①神宮山蓮華寺②鎌倉時代、花崗岩製　総高一四七センチメートル

五輪塔は、密教において大日如来の本願を象徴する器物とされ、各宗を通じて用いられた塔形である。通常の形式は、地輪が基礎、水輪が塔身、火輪が笠、風輪が請花、空輪が宝珠となっており、各輪の四方に四門の梵字が刻まれている。

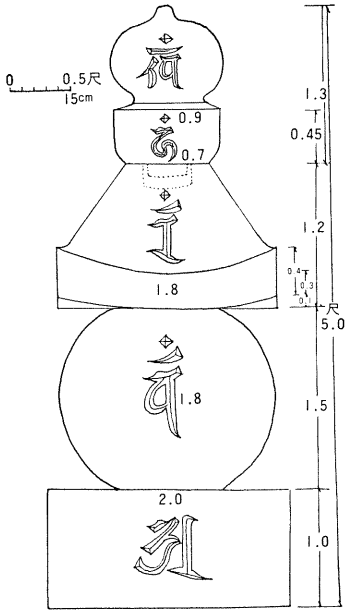

本塔は、山門を入って左側、茶畑をへだてた観音堂の前面にある。白色花崗岩製で、岩肌が輝やくような感じの県



蓮華寺五輪塔

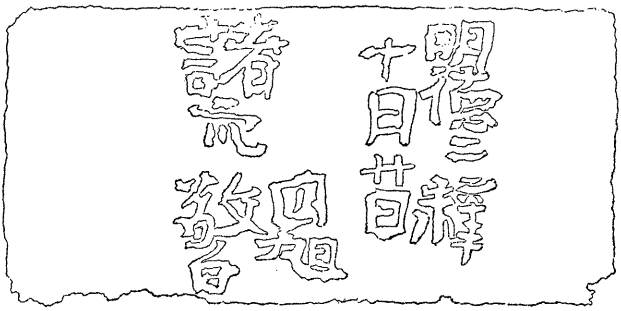

宝篋印塔の陰刻

下有数の逸品である。

鎌倉時代前期の様式を骨格として、それにみがきをかけた作品ということができる。地輪が低く古式を示し安定している。水輪は、ほぼ球形できれいな曲線を描いている。火輪の軒曲線は、自然な真反りを示し上部の曲線とともにおだやかなものとなっている。

正面には「ア・バン・ラン・カン・ケン」と大日如来の法身真言を美しく薬研彫りにしてある。全体として重厚で安定感のある堂々としたもので鎌倉時代後期の貴重な遺品である。

本塔には、伝承がなく何人のものか判然としない。あるいは、神宮祭主大中臣隆通の息である通海法印が本寺を継承したことがあり、嘉元三年（一三〇五）ないし四年に示寂していることからそれに近いころの通海法印の供養のものではなかろうかと思われる。

宝篋印塔（南中村）

①大宝山東明院②南北朝時代―花崗岩製―高さ―六四センチメートル

宝篋印塔は、もと宝篋印陀羅尼という経文を納めておく塔のことであった。形式は、最下に方形の基礎があり、その上に方形の塔身を安置し、さらにその上に方形の笠をのせる。笠部の四隅には、隅飾突起を造り出し、笠上の中央に相輪を立てる。

本塔は、寺院裏山麓にほぼ東面し自然石を二段積み重ねその上に安置されている。

宝篋印塔

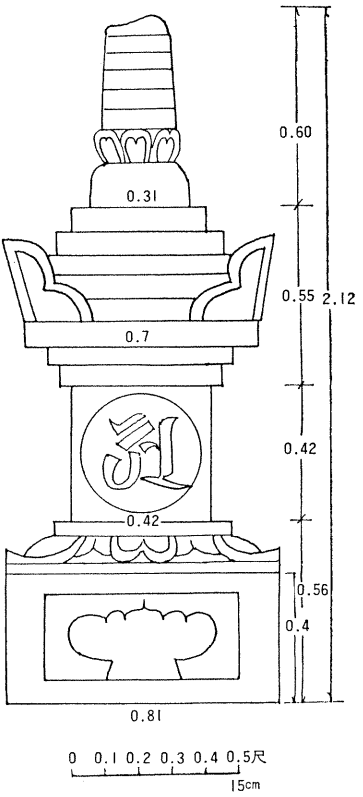

基礎側面のうちの三面は、輪郭をとって彫りくぼめ、さらにその中に格狭間を彫っている。その曲線は、相当に弱いものとなっている。背後の一面には前頁の陰刻がある。

基礎上辺は、中央と各陵に複弁の反花を備えている。塔身は各面線刻の月輪の中に薬研彫りで種子を現わしている。笠は上部五段の段型とし、飾突起は輪郭をとった二弧で外方へやや開いている。相輪は伏鉢、請花と九輪の大部分が残り、その上の請花と宝珠が亡くなっている。

宝篋印塔の遺品は、鎌倉時代以降全国に分布し五輪塔とともに日本石塔の二大主流とされている。東明院の本塔は、南北朝時代末の典型的な遺品として貴重なものである。

本塔はもと大字川上の東方山林中にあった久留山妙音寺境内にあったと伝えられる。妙音寺は、愛洲家の祈願所で真言宗の大寺であったと伝えられるところから「戦没諸勇士ノ英霊ヲ弔セン為ニ建立セラレタル供養塔ナルコト必セリ」と鈴木敏雄は、一之瀬村考古誌考で述べておられる。



宝篋印塔

絹本着色釈迦十六善神像（大野木）

①龍渓山大泉寺・伊藤崚児氏②室町時代中期③絵画　縦一一一センチメートル、横五五センチメートル付。大般若経―六〇〇巻、折帳

この画像は、当寺院の大般若経転読の際に本尊とするものである。中央に釈迦、文殊、普賢の三尊、左右に大般若経守護の十六善神を配し、その下に玄奘三蔵、深沙大将などを描いている。穏やかな表情の釈迦と十六善神らは、長い年月を経て黒く変色し細部の輪郭は不明瞭になってきている。保存状態は良く、室町時代中期の優作で補筆も少ない。大般若経は、もと桑名市春日神社神宮寺の什物であったもので、次の奥書がある。

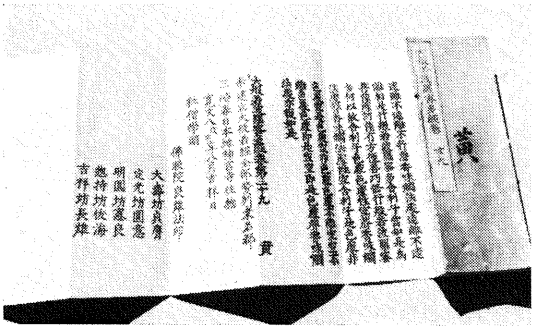

大般若経

奉建立大般若経全部勢州桑名郡
三崎春日本地神宮寺住物
寛文八戊甲年八月吉祥日
社僧與頭
仏眼院良雄法印
大尋坊貞膺・定光坊圓意・明圓坊憲良・惣持坊俊海・吉祥坊長雄

…釈迦十六善神像は、口絵参照のこと。

田丸領涌福智山国束寺一山総絵図（平生）

①涌福智山国束寺②江戸時代③絵図、紙本淡彩　縦一二〇センチメートル、横一五六センチメートル

山上、山下、四至等を一目で分るよう鳥瞰図風に描いたものである。伽藍の配

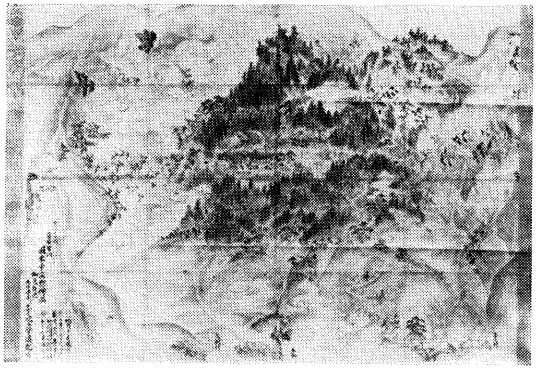

一山総絵図

置や付近の風景などが詳細に描かれているので、在りし日の国束寺の盛観を知ることができて、今では甚だ貴重な絵図というべきであろう。

左端に「勢州田丸領涌福智山国束寺一山惣絵図御免許地天保五年甲午四月現住覚雄記之」と記されている。

薬師如来坐像（上久具）

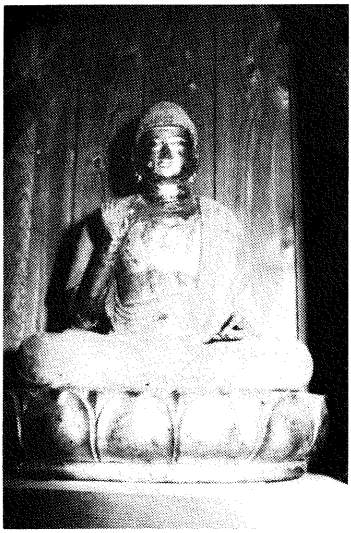

薬師如来座像

①龍華山慶昌庵②室町時代末期③彫刻像高六六センチメートル④寄木造

上久具には、もと北畠国司の祈願所である龍華山清蓮寺があった。慶昌庵の薬師仏は、その寺の旧仏といわれ、久具都比売神社の本地仏ということである。桧材の寄木造で、彫眼、肉身漆箔、衣は赤色古色塗となっている。

虚空蔵菩薩坐像（坂井）

①寂光山正覚寺②江戸時代初期③彫刻　像高四八センチメートル④寄木造

町内には、国束寺の末寺が各所にあり、その中でも当寺は江戸時代の国束寺末寺の景観を最もよく伝えている。本

像は、江戸時代初期のものであるが、各部の比例のよく整った秀作で、桧材、寄木造漆箔である。

蓮華寺観音堂諸仏（棚橋）

①神宮山蓮華寺②彫刻

観音堂の須弥壇上には、聖観音立像を中心に地蔵、不動、三十三所観音などが祀られている。

(イ)　聖観音立像　総高一〇二センチメートル一木造漆箔であろうが剝落のため不明

(ロ)　地蔵菩薩立像　像高五四センチメートル寄木造

(ハ)　不動明王立像　像高五四センチメートル寄木造

(ニ)　三十三所観音像　像高三六センチメートル前後割り矧ぎ

これら諸尊の構造は、大体鎌倉式であるが、衣文や面相の手法からみて室町時代初期とすべきではなかろうか。前述の五輪石塔とも関係がありそうである。



正覚寺、虚空蔵菩薩座像

銅　鐘（平生）

①涌福智山国束寺②江戸時代③工芸品④口径九〇センチメートル　高さ一二〇・六センチメートル

宝暦七丁丑十月良辰と刻されており、松阪市誂路鋳物師常保清次の代表作である。

詳細は、寺院国束寺参照のこと。

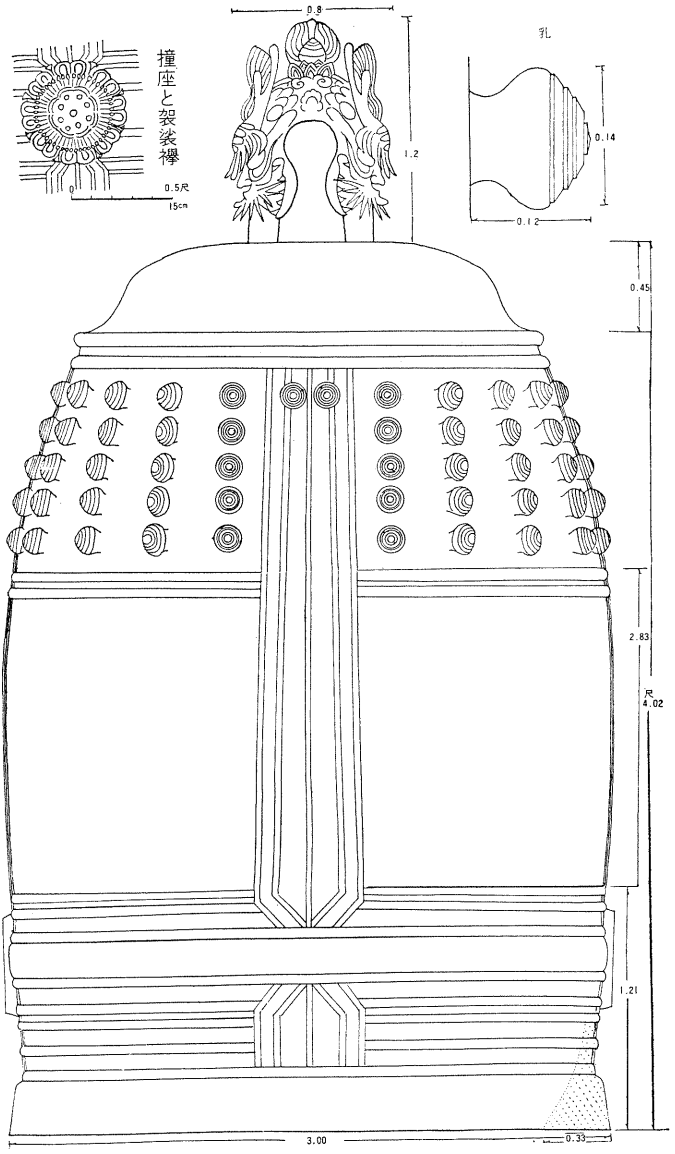
撞座と袈裟襷
0.5尺
15cm
0.8
1.2
孔
0.14
0.12
0.45
2.83
尺
4.02
1.21
3.00
0.33

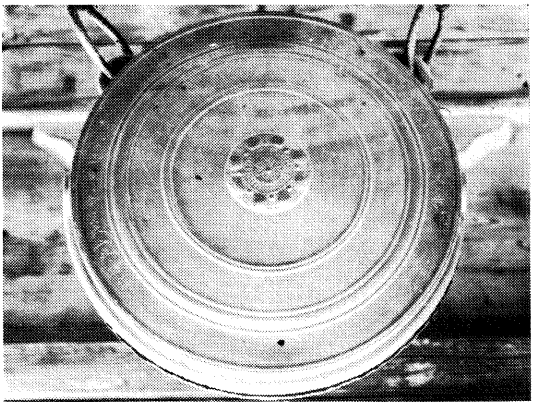

銅製鰐口

銅製鰐口（平生）

①涌福智山国束寺②安土桃山時代③工芸品④径四一センチメートル

「涌福智山国束寺、慶長九甲辰季正月吉日大工天命忠右衛門源五郎」の銘がある。

古瀬戸瓶子

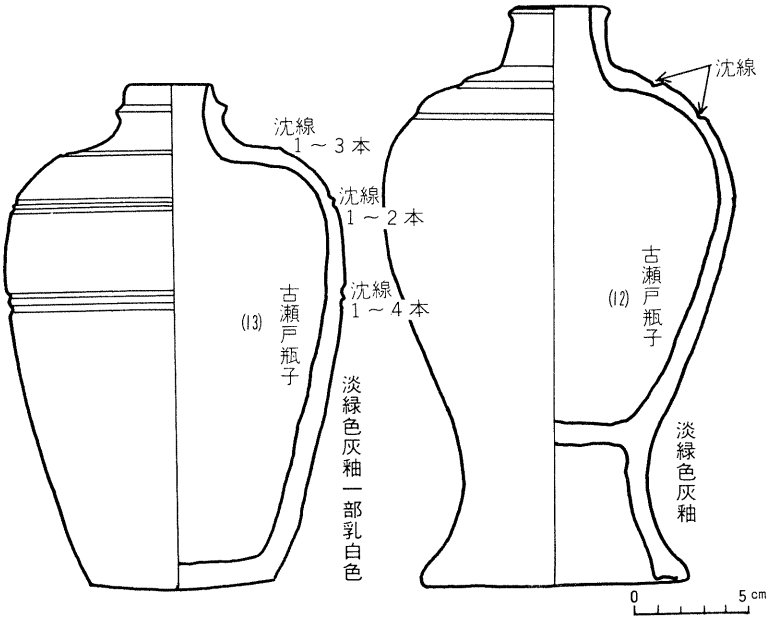

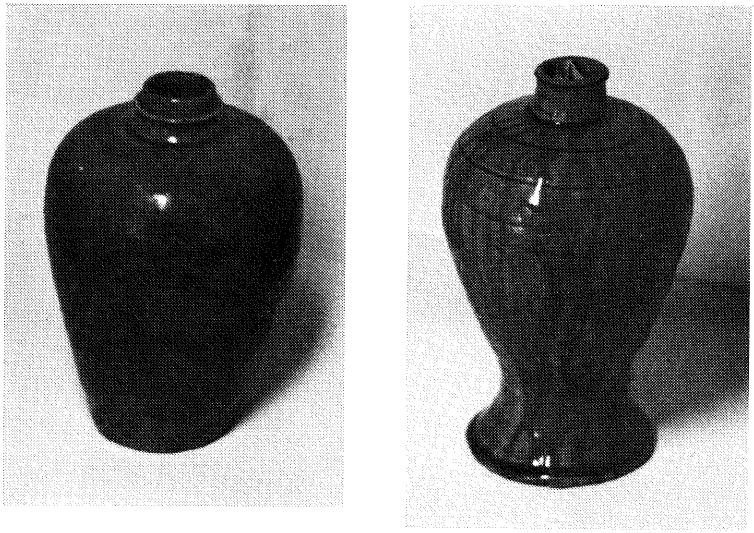

古瀬戸瓶子（度会町教委蔵）

古瀬戸瓶子（川口）

①室町時代初期②淡緑色、沈線③高さ二五センチメートル④埋蔵文化財

古瀬戸瓶子（川口）

①室町時代初期②淡緑色で一部乳白色、沈線③高さ二二センチメートル④埋蔵文化財

この二つの瓶子は、川口の古利寺跡から出土したもので昭和五十四年六月、地区老人会員が五輪堂周辺を清掃作業中発見した。三点出土したが、そのうち一点は破損していた。

この瓶子は、蔵骨器として使用されていたもので内容物は三重大学医学部羽場教授の鑑定により人骨と判明した。昭和五十四年、七月十三日付で三重県埋蔵文化財として認定された。

一之瀬城跡（脇出）

史跡、一之瀬神社々地

一之瀬神社境内は、小字を御所裏といい、ここにはもと一之瀬御所の居館があった。本丸は、この東北にあたる。その東には一之瀬川が流れ断崖になっている。神社の前には、明

治四十五年に建てられた「宗良親王遺跡」の記念碑があり、断崖の上には昭和六年建設の宗良親王御遺跡の石標が立っている。詳しくは、中世城館で記述する。

古利寺跡（川口）

史跡　五輪堂

鎌倉時代に棚橋の大神宮法楽寺の末寺として栄え、勢力のあった古利寺は、川口の安心寺の南約五〇〇メートルの堂山にあったが、室町時代に廃絶した。現在の五輪堂がその後身の寺であるといわれている。

大神宮法楽寺跡（棚橋）

史跡　蓮華寺の地

蓮華寺は、鎌倉時代に通海権僧正により大神宮法楽寺になった。当時は、醍醐三宝院北朝系の寺であったが延元元年（一三三六）十二月、北畠親房は、大納言僧都隆経とともにここを占領し、醍醐系の僧侶を放逐して城を構え北朝軍に対抗した。延元二年（一三三七）七月、伊勢国守護畠山高国は、隆経を攻め、隆経は陣没したが門弟多宝丸が死守した。その後、法泉寺大納言律師公源がこの城を守り興国三年（一三四二）八月、仁木義長に攻め落されるまでの七年間、南朝の根拠地となった。内城田小学校校域を含む一帯が、その寺域であったのであろう。※「蓮花寺の全盛と南北朝」「南北朝と度会町」と関連する。

清水寺跡（上久具）

史跡

現状は、茶畑であり、現在の清水寺の位置とは異っている。鎌倉時代には、棚橋の大神宮法楽寺の末寺として栄えたが、戦火で焼失したといわれる。永禄八年（一五六五）ごろ、田丸弾正親忠が再興した。親忠は、家臣池山伊賀守に



清水寺跡

謀られて棚橋に誘い出され田丸城を奪われたため、やむなく清水寺で自殺したといわれている。親忠の墓とされている自然石は、今の本堂の東二〇〇メートルばかりの山林中にあり、付近には、中世の墓石が散在している。

蓮華寺経塚（棚橋）

詳しくは、経塚と中世墳墓で記述する。

第九編　宗　教

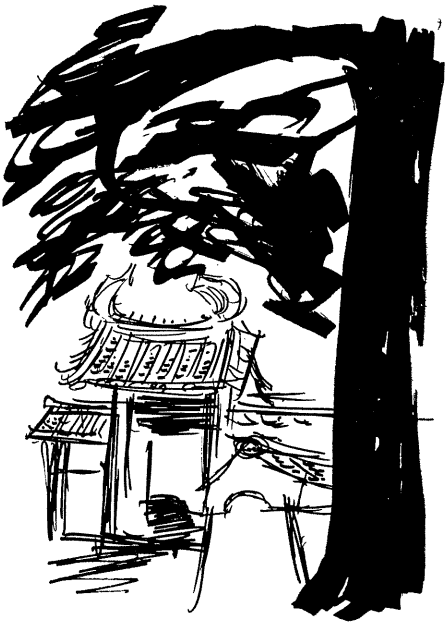

第一章　寺　院

一　寺院概説及び寺院一覧表

度会町には、ほとんどの字に、寺院があり、仏堂も他の地方に比べて多い。したがって普通であれば、かなり寺の沿革もわかるはずであるが、現状は無住寺院が多く、古い過去帳、住僧の位牌、墓碑などを失っている場合が相当あり、江戸時代の文書もほとんど残されていない。そのため調査にはかなり困難が伴い、関係の方々にもいろいろご迷惑をおかけした。

江戸時代以前に当町の寺院の主流をなしていたのは、恐らく棚橋の蓮華寺であろう。この寺のことを記した大神宮法楽寺紛失記及び釈尊寺手継案を京都市の田中勘兵衛氏が所有し、その謄写本が神宮文庫にあるので中世における棚橋を中心とした寺院の概況を少々知ることができる。これによると南北朝初期には、棚橋、玉丸、山神一帯にかけて激戦が繰り返されたことがわかる。したがって、鎌倉時代以前の遺品はほとんど見られず、仏像の古いものも注連指、正法寺の十一面観世音立像以外は、たいてい室町時代以後のものであるのも当然だろう。室町時代になっても当町には、北畠氏らが関係した城塞があったため、寺院のほとんどは、兵火により荒廃に帰したと思われる。

寺院は、江戸初期に曹洞禅系の僧によって再興されたものが大部分のようである。その後、明治三十年ごろに度会郡玉城町宮古の広泰寺二十四世玉璜珉山を招じて法地起立をしている寺が多く旧内城田村、旧小川郷村、旧中川村地

区ではその大半を占めており、それらは、皆曹洞宗広泰寺の末寺となっている。

ただ旧一之瀬村は、真宗西本願寺系が多く、この中には一之瀬城主愛洲氏関係の寺もある。

字ごとに寺があり寺院のほか多くの仏堂が各字に分布していることは当町の大きな特色である。恐らく仏堂の多くは、真言（蓮華寺系）、天台（国束寺系）の流れを汲む諸寺が江戸前期に再興される際、その再興者が主に曹洞系、真宗などの僧であった関係から旧本尊を別堂に奉祀したものではなかろうか。また、各寺が曹洞宗であるのに本尊の釈迦如来を祀る寺がほとんどなく、観世音菩薩、薬師如来、定印の弥陀、弥陀三尊、地蔵菩薩など真言、天台系の仏像の多いこともこの間の事情を物語っているのではなかろうか。また、町内の路傍に地蔵、庚申、荒神像などが多く奉祀され、各戸に「こどの」という屋敷神を祀っていることなども注目すべきことだろう。

なお、当町の神社の合祀前の祭神は、ほとんど日天八王寺であり、まま牛頭天王、八幡大菩薩、弁財天、天満大自在大神などが祭られる程度で非常に限定されている。これらのことを合わせ考えると、当町の各大字では、昔から氏寺、氏神というような形式で寺社が造られ、今日まで伝承されたものと思われる。明治四十年ごろ合祀により古来からの神社はほとんどその姿を消した。そのことは、別項合祀神社一覧表により知られるとおりである。幸い寺院や仏堂がまだ破却されずに残っているので、古来からの庶民の信仰状況をある程度まで推測することができる。これらは皆先祖が残してくれた貴い文化的遺産であるから長く子孫に伝えなければならない。

当町には、度会郡玉城町宮古の広泰寺の末寺が多く、同寺の歴代と末寺関係がわかると便利なので、次にその大要を掲げる。記事は主に広泰寺にある次の文書から収録した。

明治二十四年卯年一月改訂
門末寺号明細　歴代尊年譜録、広泰寺珉山代
明治二十四年一月　法地末　四九ヶ寺　改六一ヶ寺　平地末　二九ヶ寺　改一六ヶ寺

広泰開基　広泰院一如実際居士　寛正三年八月十五日寂

1　広泰開祖潤通仏性禅師大空玄虎大和尚、永正二年七月二十三日寂

2　物先令応大和尚　大永六年七月十四日寂

紀州嘉田村東禅寺開山

3　仲谷周大和尚禅師　天文七年三月二十七日寂

中島村大字大方竈大智院開山

4　扶拌宗起大和尚禅師　永禄元年五月十日寂

柏崎村大字崎　松寿山大蓮寺開山

5　徳応祖鄰大和尚　天正十一年八月二十九日寂

大内山村河口　森宝山汲泉寺開山

6　鳳庵大宿大和尚禅師　慶長九年二月五日寂

7　大洲玄撮大和尚　寛永三年九月二十五日寂

8　大蟲是道大和尚　慶安四年十月十七日寂

五ヶ所村大字五ヶ所浦　如意山正泉寺開山

9　大梁永利大和尚　天和元年七月二十三日寂

10　覚山鉄牀大和尚　宝永二年六月九日寂

大内山村間弓　万松山長久寺開山

内城田村大野木　龍溪山大泉寺開山

宮本村大字佐八　玉田山長泉寺開山

柏崎村柏野　金谷山宝蔵寺開山

柏崎村野原　医王山法泉寺開山

宮本村津村　珠照山宝寿寺開山

沼木村上野　神岳山海蔵寺開山

沼木村阿曽　不尽山宝泉寺開山

11　中興千巌鉄淳大和尚　享保六年一月四日寂

七保村藤　西光山宝泉院開山

三瀬谷村佐原　恵日山龍雲寺開山

下外城田村岩出　聯溪山三尊院開山

三瀬谷村下菅　済松山興禅寺開山

三瀬谷村上菅　神護山永福寺開山

粥見村相津　福寿山地蔵寺開山

荻原村園　金龍山宝恩寺開山

12　大真鉄舟大和尚　寛延三年一月二十一日寂

大内山村米ヶ谷　大溪山禅龍寺開山

一之瀬村和井野　天龍山円珠院開山

荻原村清滝　嶺雲山清水寺開山

滝原村阿曽　諏訪山龍祥寺開山

13　宣洲鉄龍大和尚　安永二年六月十七日寂

下外城田村粟野　子安山正伝寺開山

14　大豊文教大和尚　寛政五年十二月十五日寂

15　復興大巌潤茎大和尚　大教弟子　文化十四年四月三日寂

荻原村小切畑　南陽山天徳寺開山

沼木村大字円座　円福山正覚寺開山

滝村三瀬川　滝谷山妙楽寺開山

荻原村熊内　南岳山大通寺開山

16　形山一宝大和尚　大巌弟子　天保八年四月三日寂

西外城田村野中　白華山永昌寺開山
斎宮村大字金剛坂　円通山山之庵開山　転移離末除去
17　大安秀林　大巌弟子　天保十三年六月七日寂
18　法鏡元宝大和尚　形山弟子　嘉永二年二月十三日寂
19　観翁徹音大和尚　形山弟子　明治九年四月二十七日寂
小川郷村日向　福智山正伝院開山
20　仏覚賢晃大和尚　徹音弟子　明治十一年三月十六日寂
領内村唐櫃　龍淵山汲泉寺開山
小川郷村栗原　白法山清光寺開山
粥見村波留　富有山春谷寺開山
東外城田村勝田　神照山円満寺開山
下外城田村小社曽根　宝泉寺開山
七保村打見　見嶋山慶林寺開山
東外城田村東原　光徳寺開山
21　徳応鉄巌大和尚　仏覚寺弟子　明治四十三年十二月一日寂
内城田村葛原　龍宝山玉泉院開山
東外城田村蚊野　延命山永寿山開山
22　大璞不琢大和尚　明治二十年九月二十五日寂
斎宮村池村　観音寺開山
斎宮村上村　大日寺開山
一之瀬村小萩　白雲山慶蔵庵開山
荻原村天ケ瀬　江月寺開山
23　悟参現光大和尚　随意会開闢　明治三十七年十二月十一日寂

24　玉璜珉山大和尚　二十世　二十一世の法兄　大正四年二月二十六日寂　明治二十一年三月十四日、本寺石雲院の目鑒を以て撰住

中川村長原　慈光山長命寺開山
大杉谷村桧原　西光寺開山
小川郷村川口　小林山安心寺開山
内城田村棚橋　大悲山法光寺開山　明治三十六年一月十八日法地
小川郷村火打石　清光山慈眼庵開山　明治三十六年九月十八日法地
小川郷村駒ヶ野　種月山耕雲寺開山
中川村田口　禅広山妙色庵開山
沼木村神薗　光徳庵開山
内城田村上久具　龍華山慶昌庵開山
有田村大字長更　永泉寺開山
小川郷村中之郷　薬王山金龍庵開山　明治三十六年六月五日法地
小川郷村五ヶ町　清瀧山宝泉寺開山　明治三十六年二月十日法地
城田村中須　金剛山泉寿院開山
中川村立花　水峯山見瀧庵開山
佐奈村四神田　宝蔵庵開山
中川村注連指　天龍山正法庵開山
内城田村当津　福寿山徳林寺開山
内城田村上久具　池龍山清水寺開山
名古屋市古渡町　円通寺開山

25　再中興　大心喜悦大和尚　昭和十九年十二月十七日寂
沼木村床ノ木　高林庵開山

内城田村牧戸　長全寺開山　昭和二十八年四月十日寺号再建

寺院一覧表

(1)　中川地区

所在	寺院名	山号	本尊	宗旨	江戸時代の本寺	創立	本堂建立	法地起立	地内境	尊家	宗教法人代表役員	備考
注連指1239	正法寺	天龍山	地蔵菩薩	曹洞	広泰寺	江戸前	文政5再	明治41玉璞珉山	197坪	35戸	無住小野田秀巌	もと正法庵
田口827	妙色寺	禅広山	十一面観音立	曹洞	広泰寺	明治6禅広庵跡へ移す		明治玉璞珉山	215坪	70戸	谷口謙山	もと妙色庵 過
麻加江857	慶林寺	大智山	渡海文殊菩薩座	曹洞	鳥羽市常安寺	大日寺法旧院寛政後江戸		明治19	308坪	54人	法佐藤元教	遍照山大日寺曹洞宗法田寺明治初明治18廃寺↓再興↓慶林寺
坂井609	正覚寺	寂光山	弥陀立	天台	国東寺		弘化ノ再		208坪	175人	無法住	
長原495	長命寺	慈光山	弥陀座弥陀三尊	曹洞	広泰寺	天文4(1535)大崎玄蕃頭創立	明治8再	明治18大璞不琢	273坪	326人	法佐藤元教	過
長原	真尊寺	海法山	来迎弥陀半迦弥陀三尊	浄土		弘治2(1556)大崎玄蕃頭開基						過（長命寺ニアリ）
立花1730	見瀧寺	水峯山	定印弥陀座	曹洞	広泰寺		天保4再	玉璞珉山	169坪	221人	法佐藤元教	もと見瀧庵 過

注‖備考欄の過は、古過去帳のある寺院

(2)　内城田地区

鮠川	立岡	大久保	平生	平生	牧戸122	棚橋1302	棚橋	大野木595
玉泉庵	円徳寺	慶光寺	廃地庵持	国束寺	長全寺	法光寺	蓮華寺	大泉寺
	補陀落山			涌福智山		大悲山	神宮山	龍渓山
十一面観音立像	十一面観音立像	定印弥陀座	子安地蔵座	三宝荒神座		十一面観音立像	定印弥陀座	正観音座
曹洞	禅	天台	天台	天台	曹洞	曹洞	浄土	曹洞
		国束寺		延暦寺	広泰寺	広泰寺	伊勢市梅香寺	広泰寺
元禄ごろ	寛永ごろ	寛文9		聖徳太子開創 元和ごろ見明 中興		延宝5 浦城重兵衛妻	弘長ごろ大神宮寺 寂享保2要誉蓮華寺再興	承応2宗善開基 宝永2覚山鉄此角再興
				寛文10		元禄13	享保8	承応2 文政7再
明治30年ごろ					（平僧地）	明治34 玉璞珉山		宝永2 覚山鉄菴開山
				もと1154坪		326坪	600坪	390坪
						407人	41戸	519人
無住	無住	無住	無住		法萩須永寿	高橋寛宗	法新見彦有	法伊藤峻児
					昭和28・4・10寺号再建	㊞	㊞	㊞

(3)　小川郷地区

川口 467	当津 143	田間 84	上久具 1135	上久具 135	下久具 114	葛原 547	大野木 610
安心寺	徳林寺	蔵泉寺	清水寺	慶昌庵	海蔵寺	玉泉院	宗全庵
小林山	福寿山		池龍山	龍華山	福寿山	龍宝山	槇尾山
釈迦座	十一面観音立	十一面観音座	正観音立	正観音立	正観音立	十一面観音立	十一面観音立
曹洞	曹洞	曹洞	曹洞	曹洞	曹洞	曹洞	曹洞
広泰寺	広泰寺	広泰寺	広泰寺	広泰寺	愛知県常光寺	広泰寺	大泉寺
貞享ごろ清心庵↓清心寺↓安心寺		江戸前期 荷雲 龍山	元亀ごろ田丸弾正親忠別峰開山	文明ごろ龍山 荷雲 江戸前期	龍泉寺 後期 室町 慶雲庵 江戸 初期	文政8徳翁鉄巌開山	承応2宗善開基 延宝6玄尊中興
天明5		享保ごろ		安永8			延宝6
明治32玉璜珉山	明治39玉璜珉山	（平僧地）	明治34玉璜珉山	明治33玉璜珉山	大正9年禅海宗甫	明治14鶴仙開山	（平僧地）
298坪	100坪	135坪	127坪	359坪	106坪	106坪	912坪
45戸	103人	16戸	70人	36戸	515人	235人	519人
細川柏鼎	藤谷悟堂	無住 後藤信光	高橋寛宗	後藤信光	黒井大円	柘植義明	無住 伊藤覚之
五輪堂、古利寺後身寺					龍泉寺（慶雲庵・池鯉鮒山）明治初大正廃寺↓再興↓海蔵寺		

(4)　一之瀬地区

栗原613の1	中之郷	日向543	五ヶ町133の1	小川441	火打石54	駒ヶ野852
清光寺	金龍庵	正伝院	宝泉寺	法泉寺	慈眠庵	耕雲寺
自法山	薬王山	福知山	清瀧山	瀧谷山	清光山	円通山
釈迦座	如意輪観音座	地蔵菩薩座	地蔵座	薬師座	馬頭観音座	千手観音座
曹洞	曹洞	曹洞	曹洞	曹洞	曹洞	曹洞
広泰寺	広泰寺	広泰寺	広泰寺	広泰寺	広泰寺	広泰寺
江戸前、中興旦岩宗朔	文禄ごろ創立文久1	文禄年中創立安政5	寛文ごろ泰叟中興	覚山鉄翁開山明治19	天和ごろ創立	
江戸末仏覚賢光	明治36玉璜珉山	文久3観応徹音	明治36玉璜珉山	覚山鉄翁	明治36玉璜珉山	明治36玉璜珉山
239坪	256坪	191坪	108坪		68坪	167坪
227人	182人	186人	93人		66人	195人
法細川柏鼎	法細川柏鼎無住	法後藤得定	法後藤得定無住	法後藤得定無住	法布目銑重無住	法平岩鉄舟
㊞	薬師堂、薬師坐元文ノ建立	岡山下観音堂、桃山時代に再興土面文	明治15小川より移す			㊞定政6

小萩148	市場273
慶蔵寺	報光寺
白雲山	照明山
地蔵座	弥陀立
曹洞	真宗
広泰寺	西本願寺
寛永ごろ大漢開山	寛永5創立
明治16改江戸末大璞不琢	正徳4
	258坪
	300人
法竹田透乗	法山本俊彰
もと慶蔵庵	㊞もと長命寺

脇出310	広福寺	恵華山	弥陀立	真宗寺	西本願
和井野709	円珠院	天龍山	地蔵座	曹洞	広泰寺
南中村	東明院	大宝山	薬師座	臨済	妙心寺
川上236	法性寺	真如山	弥陀立	真宗寺	西本願

慶安1創立	寛保2				
江戸前期雪渓存峰創立	延享3改元文3大真鉄舟				
元禄6創立	安永再				
元和7創立	天和1				

195坪	210人	法向井勝円	過もと福寿庵
294坪	254人	法竹田透乗	過
324坪	100戸	山中大典	過妙音寺、実観院
			過

寺二二世大璞不琢を招請開山として法地起立をする。

(2) 世代

明堂国禅（正徳五年寂）

覚庵密仙座元（安永四年寂）

月潭陸亶（慶応四年寂）

延山善修（文化九年寂）

祖億

法地起立後

開山　大璞不琢

1　如意三世当寺中興実参覚道

2　大任実道（阿曽法泉一三世、的矢如意寺開山実参道の

二　寺院各説

中川地区

長命寺

所在　長原字登り

山号　慈光山

宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1) 沿革　天文四年（一五三五）七月十三日大崎玄蕃頭（従前楓起大居士）の開基と伝える。本堂が大破したので明治八年再建、明治十八年中興実参覚道が発起となり広泰

師）

3　文彭慧殊

4　大法得祚

5　豊江教道

6　徳禅

(3)　仏像その他

1　本尊　来迎阿弥陀如来坐像　二七センチメートル

2　観音立像　五四センチメートル

3　勢至立像　五四センチメートル

4　弥陀三尊　江戸初期

5　来迎阿弥陀如来半跏像

6　本堂　間口一〇・八メートル　奥行一二・六メートル

7　観音堂　二・七メートル四方　聖観音立像　四二センチメートル　江戸末を祀る

8　客殿　間口五・四間　奥行二・五間

9　半鐘　弘化元年　常保河内藤原清長作

10　境内　二七三坪

11　檀家　三二六人

12　延山善修碑と石書法華塔　本堂前にあり、法華塔の基礎には、真専寺現住智龍石書成就所寛政五丑（一七九三）とある。

廃　**真専寺**

所在　長原

山号　海法山

宗旨　天台真盛宗、浄土宗

(1)　沿革　弘治二年（一五五六）大崎玄蕃頭（従前槇起大居士）の開基という。位牌に「弘治二年丙辰十月十三日当寺開基、従前槇起大居士　大崎玄蕃頭「わが領地見わたす四方の山々は高き低きも長原の里」（字登山三畝　真専寺へ寄付大崎氏）過去帳（本行。天保十四年の時のもの）によると、当寺には天台真盛宗、真宗、禅宗、浄土宗の僧が住職しており、檀家の戒名も宗旨に相当する戒名が記されている。数年前、堂は取り払われてその跡は民家となり、何も残っていない。本尊、過去帳は長命寺にある。

(2) 世代

1 松阪市来迎寺止峰上人（享保十九年寂）
2 永宝和尚（享保二年寂）
3 萬明法師（文政十三年寂）
4 智龍（寛政五年ごろ）
5 天注不宗禅師（天保七年寂）
6 常知法師（慶応三年寂）
7 願蓮社賢誉潤阿普聞本行和尚（徳本上人弟子　山田越坂物通寺より当時住職）（嘉永元年寂）

(3) 仏像その他

1 本尊　来迎阿弥陀如来半跏像　江戸時代　脇士とともに今長命寺にまつる。
2 脇侍　観音菩薩立像　四二センチメートル
脇侍　勢至菩薩立像　四二センチメートル

長原長命寺本堂前には、現在延山善修碑と石書法華塔があり、法華塔基礎に「真専寺現住智龍石書成就所、寛政五丑（一七九三）とあり、当寺の過去帳も長命寺に保管されているから、真専寺廃絶の時、其の遺品は長命寺へ移されたものであろう。

見瀧寺

所在　立花一七三〇
山号　水峯山
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1) 沿革　前住呼転観応大和尚禅師の位牌の裏に「文化七年（一八一〇）美濃国報恩寺を隠居して偶然見瀧菴を訪れ、居ること九年寂した」とあるから文化以前恐らく江戸後期ごろにはここに当庵のあったことが知られる。本堂は天保四年（一八三三）の再建、法地起立開山は玉璜珉山である、最近庵を寺にかえた。

(2) 世代

1 呼転観応大和尚（文政元年）
2 霊鏡観察（弘化四年寂）
3 実山萬慶
4 正受寂湛
5 翠岩芝
6 泰雲弁龍

7　広学
8　義誉常念
法地起立以後
1　玉璜珉山
2　大達玄中
3　拙堂魯中
4　長慶大道
5　雄山実英
6　内照亮天
7　道閏徳義
8　桜田徳応

(3)　仏像その他

1　定印阿弥陀如来坐像　三六センチメートル　江戸末
2　本堂　間口一一・七メートル　奥行九メートル
3　境内　一六九坪
4　檀家　四四戸

寺の西一〇〇メートルに二仏堂がある

5　観音堂　十一面観音（今はない）地蔵菩薩坐像　二四センチメートル
6　薬師堂　薬師如来坐像　江戸初期
薬師堂（玉薬師）（やくっさん）

立花区の中央　町道に添った広場の北側にある御堂で、区民は「やくっさん」と言っている。戦前までは当区民の信仰の一中心であったが、今は管理も悪く、屋根は落ち堂は傾き倒壊寸前のありさまであるが、県の文化財保護委員会の専門委員森田利吉は、堂も小さいながら建築物としても珍しく価値あるものであると述べており、堂の中には石仏が安置されている。石仏の表面に「玉禾帋国正月吉日　正保五年子」とある。同区の羽根文夫は「玉は現在地名の田間、禾帋は薬師、国は閏で暦上のウル年の事」ではないかと述べている。そこでこれを案ずるに「田間薬師、閏正月吉日」のことではなかろうか、次に正保の年は年代表で見ると四年までである。正保五年は、慶安元年で戊子（つちのえね）の年であるからこの作者は、年号の変わったのを知らず正保五年としたのではな

かろうか、と考証される。なにはともあれ、正保五年すなわち慶安元年は、紀元一六四八年で今（昭和五十三年・一九七八年）を去ること三三〇年以前であり、当時の日本の状勢は決して安定したものではなかった。三代将軍の晩年で近江聖人の中江藤樹が死んだ年であり、また、旗本水野氏と町奴幡随院長兵衛が争って長兵衛が殺された二年前の年である。由井正雪、丸橋忠弥の反乱は慶安四年の事である。こんな時代にこの薬師堂が建立されていたのである。

この薬師堂は、もともと通称を「薬師」といわれ現在、中村敏夫所有の茶園である。その隣の中西弘所有の沼田（城の堀であったといわれている）、を越えたところの山崎と呼ばれる場所に小さな城があったと伝えられ当時、「小崎」という侍を長にして築城していた。大崎玄蕃の部下としてこの附近一帯を領有していたものと推察され城の大手に当たる所を現在「木戸ギワ」と呼んでおり、木戸口という姓もある。

三百数十年前山崎氏の氏寺として建築された薬師如来を祀る寺は、相当大きかったらしく、それを縮尺して現在の地に移築されたと言い伝えられている。毎月十二日は縁日で、薬師踊もあり、明治の終わりごろまで続いていたとの事である。

もとの薬師如来は、黄金作りの仏像であったが盗難にあって今はない。

その後、昭和五十四年に薬師堂は、新築された。

正覚寺

所在　阪井六〇九

山号　寂光山

宗旨　天台宗国東寺末

(1) 沿革　墓地にある「正覚寺中興舊山院應起　寛文七年正月十四日」の墓碑により江戸初期に創立せられたことがわかる。虚空蔵堂の虚空蔵菩薩坐像もこの時の作と思われ、恐らく求聞持法修法本尊として造顕されたものであろう。本堂は、弘化元年（一八四四）の再建である。

(2) 世代

1　中興　舊山院應起（寛文七年寂）

2　諦明院円覚（天保六年寂）
3　無碍光院実観（慶応四年寂）
4　慈詮（明治七年寂）
5　瑞巌（昭和七年寂）

(3)　仏像その他

1　本尊　阿弥陀如来立像　九〇センチメートル　江戸後期
2　地蔵菩薩立像　四二センチメートル　江戸末期
3　不動明王立像　三六センチメートル　江戸末期
4　毘沙門天立像　江戸末期
5　弘法大師坐像　江戸末期
6　如来荒神坐像　江戸末期
7　三十三所観音図
8　不動明王図
9　仏涅槃図
10　弁財天坐像
11　本堂　間口　九・七メートル　奥行八・一メートル
12　虚空蔵堂　入母屋造本瓦葺向拝付妻入　間口三・六メートル　奥行二・七メートル　宝永三年（一七〇六）建立
13　虚空蔵菩薩坐像　四八センチメートル　漆箔　江戸初期
14　鰐口　宝永三年作
15　地蔵堂　間口一・二メートル　奥行〇・九メートル
16　境内　二〇八坪
17　檀家　一七五人

慶林寺

所在　麻加江字前垣内
山号　大智山
宗旨　曹洞宗鳥羽市常安寺末

(1)　沿革　麻加江には、もと国束寺末遍照山大日寺と禅宗法旧院とがあったが明治初年無檀家、無住のため廃された。明治十八年（一八八五）、この二寺を再興するため三重県知事の許可を受け鳥羽市常安寺の塔頭慶林寺の寺

号を譲り受け明治十八年十月十日慶林寺の名称で復興することとなった。したがって、この寺号は下久具海蔵寺の場合と同じく、全く麻加江とは関係のない寺号である。

遍照山大日寺は、もと寺号がなかったので寛政のころ（一七八五）国束寺八世澄有（享和元年寂）が大日寺と名付けその中興となった。寺跡は、慶林寺の西二〇〇メートルにあったが現在は畑になっている。

法旧院には、中興宗巌東越首座（寛文十年（一六七〇）寂）の墓があるから江戸初期の創立と思われる。寺跡は、慶林寺の西五〇〇メートルにあったが、現在は畑になっている。なお慶林寺は慶長十七年（一五一二）首外善室の草創でもと鳥羽市常安寺の塔頭であったが明治十一年同寺を廃して常安寺へ合併した。明治十八年十月十日県へ願い出で旧の通り慶林名を名乗り、寺号だけ麻加江に移した。明治十九年に法地起立している。

(2) 世代

（1）遍照山大日寺

1 中興　国束寺八世澄有（享和元年）
2 栄尊（寛保元年寂）
3 大阿闍梨快翁（延享元年寂）
4 権大僧都卯最法師（宝暦四年寂）
5 明善院実証法印（文化元年寂）
6 義宗（天保十二年ごろ寂）

（2）法旧院

1 中興宗巌東越首座（寛文十年寂）
2 江岸受禅首座
3 休安利全和尚（正徳三年寂）
4 観山霊苗秀（天保二年寂）
5 大年上座（文政七年寂）

(3) 仏像その他

1 本尊　渡海文珠菩薩　七・五センチメートル
2 善財童子　優真王
3 観音堂　千手観音坐像もと十一面観音　四二センチメートル　江戸初期
4 胎蔵界大日如来　二四センチメートル

5　本堂　間口九・九メートル　奥行八・一メートル
6　庫裡　間口一一・九メートル　奥行七・二メートル
7　境内　三〇八坪
8　檀家　五四人

妙色庵

所在　田口字上村
山号　禅広山
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　田口には、字中西に妙色庵、字上村に禅宗禅広庵があったが、明治六年、禅広庵が廃寺となったのでその後へ妙色庵を移した。妙色庵の前住祖峯鉄印上座は、元禄十三年(一七〇〇)に寂しているから江戸前期ごろの創立であろう。明治年間、広泰寺二四世玉璜珉山を招請開山として法地起立をし、明治四十一年沖の下の阿弥陀堂を合寺した。最近庵を寺に改めた。

(2)　世代

1　祖峯鉄印上座（元禄十三年寂）
2　嘯岳栄虎（正徳十二年寂）
3　高雲祖峯上座（安永五年寂）
4　大淵龍湖（明和年間）
5　印鉄宗外上座（享和年間）
6　仏心道樹（文政六年寂）
7　密宗永穏（天保八年寂）
8　泰山領（天保十三年寂）
法地起立後
1　玉璜珉山
2　百源龍岳
3　千崖一如
4　富山鼎貫
5　徳山有隣
6　蘆岳龍溪
7　慈観興雲（昭和三十一年寂）
8　松堂謙山和尚

(3)　仏像その他

1　本尊　十一面観音　四八センチメートル　江戸後期
2　来迎阿弥陀如来　四八センチメートル　江戸後期
3　半鐘　宝永六年十一月吉日　勢州多気郡西相鹿瀬長泉寺、勢州飯野郡上蛸路大川忠兵衛作
4　本堂　間口九・七メートル　奥行七・二メートル
5　境内　二一五坪
6　檀家　七〇戸
7　豊川稲荷堂　明治三十年ごろ建立

正法寺

所在　注連指
山号　天竜山
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　当寺観音堂の伏証に「元禄三年（一六九〇）三月吉日西村左近宗春作、注連指村正法庵」とあるから江戸前期ごろに創立されたものであろう。

観音堂に祀る重要文化財木造十一面観音立像は高さ一メートル余りの像で光背の裏に「天永参年（一一一二）十一月廿七日願主藤原有助」と書かれており光背も台座も当初のままで、もとは全部美しい彩色がしてあった。今光背にその模様がかなりはっきり残っているので初めの美しさがどんなにすばらしかったかを想像することができる。楠の一本造であるが、一本造の重厚さは影を消して、藤原時代好みの明るく優しいお姿である。寺伝によるとこの像の願主藤原有助は平家の部将で藤原時代の終わりのころ乱をこの地に避け女滝のほとりに庵を結び像を安置して一族の冥福を祈ったということである。

その後、注連指の村が形造られると女滝から一メートル下った三軒屋堂坂に堂を建てて移ったが、さらに江戸時代になり今の地に正法庵ができると観音堂を建て移転した。本堂は、文政五年（一八二二）の建立、観音堂も安政五年（一八五八）に再建した。明治四十一年十月十日龍鳳大麟の時、玉璜珉山を迎え法地起立している。

(2)　世代

1　長全祖伯上座（宝永四年寂）

2　鳥道玄逸（正徳四年寂）
3　書安江錦首座（正徳五年寂）
4　引宗了元首座（文化七年寂）
5　丹嶺道仙（天明元年寂）
6　寂応貫雄首座
7　天外古重首座
法地起立後
1　玉璜珉山
2　臥雲珉龍
3　龍鳳大麟
4　渡辺末信
5　天山長秀

(3)　仏像その他
1　本尊　地蔵菩薩　二・七メートル
2　十一面観音立像　一〇一センチメートル　藤原時代　重要文化財
3　本堂　間口九メートル　奥行六・三メートル
4　観音堂　入母屋造本瓦葺　二・七メートル四方
5　大日堂　一・二メートル四方
6　石燈籠　江戸初期

内城田地区

玉泉庵

所在　鮑川
宗旨　曹洞宗

(1)　沿革　三界万霊塔牌の裏に鮑川村玉泉庵禅苗元禄十年（一五九一）とあるので江戸前期ごろの開創と思われ、永平開山位牌を文久二年（一八六二）に安置しているから曹洞宗であることは知られるが広泰寺末かどうかはわからない（広泰寺末寺帳に記載がない）。

(2)　世代
1　禅苗　聴誉諦善法師（明和四年寂）
2　得法行生首座（安永二年寂）
3　仁安敦（寛政四年寂）
4　□枝良印（元治一年寂）
5　一明（元治一年寂）

法眼道一
徳隨（昭和二年寂）

(3)　仏像その他

1　本尊　十一面観音立像　四八センチメートル　一木造　江戸中期

2　薬師堂　寺の東二〇〇メートルにある。元立岡御堂山にあったのを大正三年三月隣地鮠川字寺間滝原道の北傍に移して鮠川薬師という。

3　本堂　宝形造桟瓦葺　間口二間三尺　奥行二間二尺　敷地六十三坪五合　立岡　鮠川両区共有

○本尊　薬師如来坐像　一本造七二センチメートル　江戸前期

○鰐口に左の文字を記す

貞享五戊辰三月吉良日

立岡村左次兵衛母　貴進

円徳寺

所在　立岡

山号　補陀落山

宗旨　禅宗

(1)　沿革　世代から見て江戸前期に禅宗として創立されたと思われるが広泰寺との関係は不明である。もとは国束寺末であったかも知れない（国束寺鐘参照）。

(2)　世代

1　遠山宗游首座（寛永四年寂）

2　三叟桂宅首座（寛文八年寂）

3　杲山末首座（享保十六年寂）

4　雄山恵丈（元文五年寂）

5　黙如天雷首座（宝暦十二年寂）

6　表善俊亨首座（安政五年寂）

7　徹山寂雄（安政六年寂）

8　千山元乗（大正十五年寂）

宗鏡（弘化五年ごろ）

(3)　仏像その他

1　本尊　十一面観音立像　四八センチメートル　江戸中期

2　韋駄天

3　誕生仏　弘化五年

西方一〇〇メートルに地蔵堂があり石地菩薩をまつる。入母屋造りで、間口一間、奥行九尺の小堂で創立由緒など不詳。

慶光寺

所在　大久保

宗旨　天台宗国束寺末か（不明）

(1)　略説　寛文九年（一六六九）国束寺末寺として創立か（不明）本尊は江戸初期の定印の阿弥陀如来坐像で同じころの石造地蔵菩薩立像や庚申像が祀られている。位牌、墓石とも残っていず、過去帳も古帳を失っているので開山も世代も全く不明である。最近までは、尼僧が住んでおり、大久保も前はほとんど国束寺の檀家であったが、今は広泰寺と蓮華寺の檀家になってしまった（大久保の人たちの話）。

(2)　仏像その他

1　本尊　定印阿弥陀如来坐像　三〇センチメートル　漆箔　江戸初期

2　石造地蔵菩薩立像　二四センチメートル　江戸初期

3　石造庚申

4　鰹　享保十八年（一七三三）　もと伊勢市河崎大智庵のもの

持地庵

所在　平生字北出

(1)　沿革　現在は無住で、過去帳もなくはっきり分らないが江戸中期ごろ禅宗として創立せられたのではなかろうか（世代の戒名からみて）。

(2)　世代

1　呑竜（天保十五年ころ）
2　教栄沙弥（寛保元年寂）
3　興山祖隆上座（宝暦三年寂）
4　大悲玉提上座（安永三年寂）
5　堅外心城上座（文政二年寂）
6　呑竜（天保ごろ）
7　昌誉上人老和尚（明治二六年寂）

8　桜井籟舟（大正八年ごろ）

(3)　仏像その他

1　本尊　子安地蔵菩薩坐像　二四センチメートル　江戸後期

2　薬師如来立像　三六センチメートル　江戸初期　薬師堂

3　阿弥陀如来

4　鑿　天保十五年平生村持地庵什物呑竜代　宗春作

5　本堂　庫裡兼用の外薬師堂愛宕社がある。

6　石造法華経塔　文政十一年

国東寺

所在　平生

山号　涌福智山

宗旨　天台宗延暦寺末

(1)　沿革　当寺はもと度会郡玉城町東原村字国東山山頂近くにあったが終戦後現在地に移転した。この寺は、朝熊岳の金剛証寺と並ぶ南勢の名刹で聖徳太子が皇太神宮の神告により国家安穏のため、国東山上に大伽藍を建立し、御丈(おんたけ)一丈三尺（三・九メートル）の十一面観音立像を造立安置されたのに始まるという。

聖武天皇のころは、寺納の寄付があり、その後平安、鎌倉時代にかけ天台の一大道場として栄えたが、室町末期に付近が戦火にかかったので一山衰微の止むなきに至った。元和年中（一六二〇年ごろ）領主藤堂和泉守高虎は、由緒の深い霊場の廃絶を嘆き二〇石を寄付してその復興に努め、その後この地方が紀州領となった後も、紀州藩から高二〇石が野篠村で寄進され、これは明治四年まで続いた。

したがって、国東山上には本堂をはじめ、如来荒神堂（寛文十二年四月建立）、歓喜天堂（寛文十二年建立）、朮聞持堂(ずもんじどう)（寛文十二年四月建立）、鎮守堂、白山堂（建久ごろ建立）、蓮花童子堂、八幡堂（寛文十二年四月建立）、弁天堂（嵯峨天皇の時建立）、叱枳尼天堂（嵯峨天皇の時建立）、鐘楼などが建ち並び壮観であったが、終戦後一部は大阪四天王寺へ、他は平生へ移ったので、山上は大変寂れた。

古来有名な大霊場の荒廃を誰一人として嘆かぬ者はな

いであろう。なお本堂は間口一二・六メートル　奥行一〇・八メートル　四注造本瓦葺一間向拝付の大仏殿で今大阪四天王寺にあり、その棟札は次のようであった。

上略大檀主紀伊大主正三位行権中納言源光貞卿延宝（二年）申寅十月吉辰欽言奉再造十一面観音堂一宇并荒神堂一宇所御導師前雲蓋院権僧正法印大和尚位憲海当山中興大僧都法印見明、寛文十（一六七〇）九月十八日上棟

院は六か院（松尾谷喜利留院、松尾宇泉院、多宝院、仁王院、原正観音院、中之坊）があったが今は東原の中之坊（円鏡寺）だけが残っている。

(2)　世代

1　権律師澄賀（寛文九年）
2　中興開山見明法印（貞享二年寂）
3　大阿闍梨養海法印（貞享二年寂）
4　権律師慈全（元禄十九年寂）
5　順澄法印（享保二十年寂）
6　大阿闍梨長隆法印（元文三年寂）
7　暁道和尚（延享元年寂）
8　廻存和尚（寛延三年寂）
9　谷之坊中興権大僧都法印順良大和尚（寛延四年寂）
10　権律師黙道（宝暦四年寂）
11　権律師澄決（宝暦十年寂）
12　権大僧都法印求道大和尚（宝暦十一年寂）
13　権律師法眼憲道和尚（安永八年寂）
14　住心院権大僧都法印幸全大和尚（安永九年寂）
15　大阿闍梨権大僧都法印澄忍
16　大阿闍梨権大僧都法印義道大和尚（天明八年寂）
17　見具法印
18　澄有法印（享和元年寂）
19　覚道法印（文化七年寂）
20　覚雄法印（文久三年寂）
21　得生院覚如和尚（明治三十一年寂）
22　本覚院孝純法印（明治三十四年寂）
23　普門院義芳十玄和尚（大正九年寂）
24　玄空院秀観法印（昭和三十一年寂）
25　無生院秀成法印（昭和四十六年寂）
26　現住

(3)　仏像その他

本堂　旧如来荒神堂　嘉永二年建立　五・四メートル四方

1　本尊　如来荒神坐像　三〇センチメートル　江戸時代

2　並立十一面観音立像　九〇センチメートル　室町時代

3　不動明王立像　五四センチメートル

4　歓喜天　一八センチメートル　江戸末期

5　鏡奉治三宝荒神　願主中村大蔵　覚雄代　嘉永元年

6　天満宮坐像　三〇センチメートル　江戸末期

7　鰐口　宝永四年　立花村太郎兵衛

庫裡内仏

8　不動明王立像　二四センチメートル　江戸中期

9　吉祥天立像　一八センチメートル　江戸中期

10　胎蔵界大日如来坐像　二四センチメートル　江戸中期

11　定印阿弥陀如来坐像　四二センチメートル　江戸前期

12　薬師如来坐像　四八センチメートル　江戸前期

13　元三大師坐像　一八センチメートル　江戸末期

愛染堂

14　愛染明王坐像

15　田丸領涌福智山国束寺一山総絵図

御免許地殺生禁札　享保年中御定のとおり、天保五年（一八三四）覚雄代

16　石燈籠一基　文化十年（一八一三）覚雄代　中村大蔵　見並惣太　忠吉　夫信一　寄進原　田所七左衛門寄進

（池の間第一区）

17　梵鐘　一口　口経九〇センチメートル　高さ一二〇・六センチメートル

涌福智山穂広峰之銘

夫当山者苟天照大神誕生之奇蹟也。

聖徳太子嘗奉二神勅一以開基焉。山乎南方擁二宮河之流一北方対二艶乎滄河一孤峰欝神秀、豈非二勢州第一禅窟一乎。蓋星霜経レ幾而芳躅殆将廃之頃聖武帝有レ臨二幸于当山一而乃新造二営於伽藍

旦一百三十二之僧坊于一儼然及二平城帝之時一仏閣咸焼失焉。后亦堂塔成旦雖レ再二鋳鐘一亡幾破焉。嗟呼梵鐘之不鳴旧乎於レ是山神村人有二中村勝右衛光忠一者一自為二檀越一享保十三戊申九月復鋳レ鐘。蓋無二清声一則予改二正一之懐日不断由是予忍与山丁七村之役士同レ志而遂勧二十方人民一則願施財聚。至二於是一宝暦七丁丑十月廿一日当国鮹路邑鋳工常保清内清次於二当山一亦鋳レ之。其為レ鐘也美而妙響猶有余矣。庶幾永以至レ悖郡生之妄夢驚覚矣歟

于時宝暦七（一七五七）丁丑十月良辰

塔之坊即龍

浦之坊心宗

穂広峰国束寺現住大阿闍梨権大僧都法印澄忍敬白

東　原　水谷市左衛門　康嘉
平生谷　田　又兵衛　真則
同村　横井　善　吉　義隆
大久保　中屋　清兵衛　久長
立　岡　河内左京衛門　千寿
長　原　中西　平兵衛　真澄
坂　井　加藤　喜兵衛　福澄
（池之間第二区）

東原村清岸了泰信士　法王信女

頓雪妙冷信女、見水童子　以下十一行戒名ニ付省略

ただし東原村、平生村、常係氏の人たちである。

（池の間第三区）

大工織鋳物師鮹路住
常保河内藤原清次作

同　次男丹内清廣

権大僧都法印真澄上人（報獄西恩禅定門　法岸妙説禅定尼）澄忍師匠父母也

三界万霊有縁無縁同生菩提

（袈裟襷）　為説心了夢信士　相鹿瀬村
梅室芳心信女　中村勘兵衛政時
（池の間第四区）

五行戒名ニ付省略

ただし立岡村、麻加江村、長原村、立花村、坂井村の人たちである。

18　鰐口銘

涌福智山国束寺

慶長九（一六〇四）　甲辰季正月吉日

大工天命忠右衛源五郎
もと如来荒神堂所懸　今なし

田丸御内儀寄進所

荒神慶長九甲辰年三月廿七日大工天命、鋳物師常保氏天命氏系図

1 善四郎（明治四没）
2 六三郎 ── 清次（天明四没）
3 善四郎 ── 清広（文化七没）
4 善九郎 ── 清直（天保二没）
5 善四郎 ── 清芳（明治一二没）
清長

天命保広――保直――直次
（寛文九没）（享保一六没）

19　銅鏡（本堂）
家運長久　願主中村大蔵
奉治三宝大荒神
現住覚雄代　嘉永元申年九月

法光寺

所在　棚橋字下ノ田一三〇
山号　大悲山
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　延宝三年（一六七七）田丸弾正の一族浦城重兵衛の妻久顔妙慶禅定尼（元禄十三年（一六〇〇）寂）が開基となり創立された。元禄十三年本堂を建て、嘉永三年（一八五〇）大修理を行う。明治三十四年（一九〇一）玉璜珉山を開山として法地を起立した。

(2)　世代

1　雲山驚（寛文十年寂）
2　輔逸仙佐（貞享三年寂）
3　物源隋祖（元禄四年寂）
4　隠岳逸禅（宝永四年寂）
5　知足大益（享保十七年寂）
6　大岩法悦（延享四年寂）
7　聖夢槐林（宝暦七年寂）
8　頂外鉄丹（元文三年寂）
9　玉光大琳（寛政十一年寂）
10　祖山瑞仙（文政六年寂）

法地起立後

1　玉璜珉山
2　大宏仙純
3　法覚純
4　稜岳寛宗（現住）

(3)　仏像その他

1　本尊　十一面観音立像　四八センチメートル　江戸中期
2　薬師如来坐像　一〇八センチメートル　旧薬師堂本尊　江戸前期
3　賽の河原の地蔵菩薩立像　三九センチメートル

江戸後期

4　弘法大師坐像　四五センチメートル　江戸後期

5　延命地蔵菩薩立像　三六センチメートル　江戸後期

6　揚柳観音　四二センチメートル　江戸後期

7　誕生仏銅像　一五センチメートル　江戸後期

8　不動明王立像　四八センチメートル　江戸後期

9　阿弥陀如来立像　江戸末期

10　仏涅槃図　縦二一〇センチメートル　横九〇センチメートル

11　釈迦十六善神図

12　高祖大師絵伝

13　大祖国師伝

14　本堂　間口一四・四メートル　奥行九メートル

15　旧薬師堂　享保十八（一七三三）癸丑年極月堂舎回禄…唯本尊のみを抱き…再修す…安置之殿無く…堂舎再建す…延享二年（一七四五）供養　皆寛延四年未春棚橋村薬師堂再興願主純誉信教謹誌

蓮華寺

所在　棚橋字下ノ田一六九二

山号　神宮山

宗旨　浄土宗

もと伊勢市常盤町梅香寺末、今京都知恩院末

(1)　沿革

1　草創時代　天智天皇（六七〇ごろ）藤原千方法相宗蓮華寺を棚橋に草創するという。

2　大中臣氏の氏寺時代（九九〇～一二五〇ごろ）一条天皇のころ（九九〇ごろ）神宮大宮司家大中臣氏の氏寺として大中臣宗輔の女敦子の夫興胤（覚禅）が蓮華寺を再建すると伝え、寺領は大橋御薗の半ばであったが、継尊の時御薗全体を領し寺僧一八人は天皇の安穏無事を祈願した。

3　大神宮法楽寺時代　極盛期（一二六〇～一三〇〇ごろ）通海権僧正棚橋に来り当寺を復興して真言宗とする。亀山天皇は通海に命じて南島町奈津仙宮院を棚橋に移すと伝え敵国降伏を祈願させた。元寇おさ

まって後寺号を大神宮寺法楽寺と改めた。亀山天皇の勅願所となって真言、律二宗を兼ね、文永(一二六四)のころより、内外両宮の法華法楽を勤めた。建治(一二七三)のころ両神宮域内に法楽舎を設け、伽藍の造営が盛んに行われた。末寺は二十数か寺に及び永仁(一二九八)のころには、武家の祈祷所として隆盛を極めたという。

4　南北朝争乱時代(一三〇〇～一三四三ごろ)　通海寂後、寺及び寺領は、京都市醍醐三宝院の所轄となり、足利氏の信任の厚かった賢俊が醍醐寺座主となると当寺は南勢における北朝の拠点となった。延元元年(一三三六)十二月、寺は北畠親房、通海の資大納言僧都隆経等の大軍により占領され、ここに城を築き北朝軍に対抗した。延元二年七月北朝側は伊勢国守護畠山高国に命じて法楽寺を攻めさせ、玉城町田丸、田辺のあたりで大激戦が繰り返され、隆経はここで陣歿しその門弟多宝丸は当寺を死守した。その後法楽寺大納言律師公源がそのあとをうけ興国三年(一三四二)八月仁木義長に攻め取られるまで七年間南朝側の根拠地になった。

5　衰頽時代(一三四二～一五九〇ごろ)　興国三年(一三四二)仁木義長により北朝の有となり室町幕府盛んなころは相当栄えたが、戦国時代に兵乱のため廃絶した。

6　蓮華寺時代(一七一五年以後)　享保二年(一七一七)伊勢市梅香寺九代要誉寅載当寺を復興、享保八年(一七二三)本堂等を建立、神宮山蓮華寺と称する。享保十一年(一七二六)松阪市上蛸路の鋳物師長谷川治郎左衛門梵鐘を鋳る。

(2)　世代

開山通海権僧正

1　中興　法蓮社要誉上人寅載信知大和尚(享保六年寂)

2　中興　讃蓮社称誉上人即至廓純大和尚(享保十九年寂)

3　教蓮社順誉上人即聞了因大和尚(元文五年寂)

4　聞蓮社随誉上人神洞了因大和尚（明和五年寂）
5　実蓮社淑誉上人慧淳直了大和尚（安永四年寂）
6　耀蓮社海誉上人真月大和尚（天明八年寂）
7　中興　海蓮社性誉上人但阿直到法船大和尚（享和三年寂）
8　好蓮社行誉上人専阿播哲関山大和尚（文政三年寂）
9　学蓮社好誉上人博門大和尚
10　信蓮社浄誉上人信阿池水忍澄大和尚（安政四年寂）
11　僧蓮社仏誉上人法運
12　広蓮社開誉上人浄阿運雄大和尚（明治二十五年寂）
13　中興　強蓮社南誉上人光阿無外随雄（ワウ）大和尚（昭和三年寂）
14　性誉上人随英和尚（昭和二十年寂）
15　哲蓮社学誉上人彦有和尚（現住）

(3)　仏像など

本堂安置

1　本尊定印阿弥陀如来坐像　九〇センチメートル　江戸中期

要誉上人がなんとかこの寺を再興しようと苦心していたが、肝腎の本尊が盗まれてないので困っていると、ある日一人の僧が現われてここから西南二、三里の所に阿弥陀堂のあることを教えてくれた。要誉は早速そこへ行き頼んだところたやすく譲り受けることができ、その上、観音菩薩や蓮葉名号なども手に入れることを得たという。

2　釈迦如来坐像　二四センチメートル　厨子扉絵　普賢文珠　江戸中期
3　地蔵菩薩立像　三六センチメートル　江戸中期
4　来迎阿弥陀如来立像　三六センチメートル　江戸後期

観音堂安置

5　聖観音立像　一〇二センチメートル　室町初期
6　地蔵菩薩立像　五四センチメートル　室町初期
7　不動明王立像　五四センチメートル　室町初期
8　三十三所観音　三六センチメートル　江戸初期

本堂安置

9　大黒天坐像　一五センチメートル
10　両祖対面図　一二九センチメートル　江戸中期
　雲臥杜多画
11　開山要誉寅載上人坐像　九六センチメートル
12　方丈仏阿弥陀如来立像
13　梵鐘　一口　銘
（池の間第一区）
　神宮山蓮華寺鐘銘並序
勢州度会郡内城田郷神宮山蓮華寺者相伝天智帝時千方将軍之所二叛建一而通海僧正為二之中興一也。嘗文永、弘安間蒙古襲来時通海奉レ詔詣二大神宮一以祷二異賊退散之事一。於レ是以二此寺一為二法楽舎一事具在二舊記一。厥後法運杳塞荘溝厳飾盡廃僅遺二一小宇於舊墟一。艸莽之中而号二之阿弥陀堂一。伝説本安二弥陀尊像一焉。
　又余聖観自在像一軀而在二村民舎一。即今所レ建堂供養者是。然荒涼幾許季時其間事実未レ可二詳稽一焉　興享保丁酉歳有二要誉信知上人者一住二州之蓮溪一四十余霜戒二光徳一香暉二馥四遠一晩休二退蓮溪一重闢二斯地一新図二締構一緇白翕然勠二力土木之功一不レ幾而就棟宇輪奐像設儼尓、遂為一方浄業之勝刹矣。初夷墓趾地中掘獲二礩礎一焚甎巨且厚者岩干又有二一松根一株盤鑄而抱二礎石一。因知往古規制弘敞而且発来亦之矣。然上人歿後相続住持者称誉上人顕奉先師遺意而継述之功不レ可二具言一。凡精舎写有者無レ不二咸具一而惟
（池の間第二区）
　無二梵鐘之警晨昏一光師亦懐企尚矣。一日有州之射和信士富山秀定。中村清宏者聞而大喜共捐二浄財一新鋳二華鐘一架二棟廈之一。冀擬二先祖冥福自他勝因一也。茲慶讃之日邑一老人見日吾聞レ之。此處乃古昔鐘楼之所矣。奇哉重建于此也。
　然嚮夷此地嘗掘得二一大壺一中塡二銅鐵塊一燼意是鐘楼曽懼二祝融一時人埋レ之記二其處一也。噫今偶然構二楼于此處一不二亦一大奇事歟。於レ是上人寄レ書告曰雖二鯨楼既成一未レ有二誌銘一于今復幸住二先師開創之地一非レ無二因由一請勒二之銘一余雖レ省二鄙拙一而重来命不二敢辞一遂作之銘。銘曰
洪鐘為レ徳　一教趣同　警昏念善　反正移風
幽顕兼利　内典最功　剣輪立息　縲械頓空
薫灑蓮社　翁蔚神宮　鯨音洞発　塵累銷融
檀信喜捨　主盟丹衷　勲被存歿　福流無窮
享保十年竜集乙巳仲夏之吉
奥州相馬崇徳山興仁教寺沙門好誉宝岳州謹識
神宮山蓮花教寺現住沙門称誉即至
（池の間第三区）
功徳主　富山氏秀定　法号浄有
　中村氏清宏　法号託岸
志願存亡諸位
深誉浄源法師　心誉栄讃法尼
本誉浄有信士　称誉貞讃信女
一誉良閑居士　浄誉清圓信女

勝誉浄誓居士　正誉託岸居士
真誉智讃信女
鋳物師　蛸路住　長谷川治郎左衛門作

作風はこのころの上蛸路天命安弾（当時上蛸路鋳物師の主流）のものと大差がない。

14　半鐘　一口　銘

勢州度会郡棚橋村神宮山蓮花寺銅鐘銘
銅鐘在虞　恒転二法輪一　声而無声　大寂紛綸
無声而声　大慧沈淪　声與無声　聞性常真
将茲真聞　動寂聴均　念仏三昧　妙音清新
享保六季辛丑之歳春三月原酉五智山沙門道空謹銘
住持沙門法蓮社要誉信知
檀主本州射和中村託岸

15　鰐口　一口（観音堂所掛）

鋳物師　蛸路住常保河内藤原清次作
宝暦十（一七六〇）庚辰霜月吉日

16　菊灯籠　一対

造二建一勢州度会郡神宮山蓮華寺本堂長夜燈籠二基　伏願先考妣追福果於清。
京大仏住西村左近藤原宗春作
伊勢度会郡棚橋蓮華寺、寛政十二（一八〇〇）庚申年六月
天保十三（一八四二）辰年勢州度会郡棚橋村神宮山蓮華寺浄誉代、施主為随誉智順　妙教法尼二世安楽
和尚泰燦菩薩之智明、我等與群黎同託神蓮国　享保六年（一七二一）辛丑秋七月願主某等

17　伏鉦　寛政十二庚申年六月伊勢度会郡棚橋村蓮華寺　西村和泉守

18　鑿　天保十五年（一八四四）神宮山蓮華寺浄誉代

19　本堂　間口一一・八メートル　奥行一七・八メートル　本造入母屋造本瓦葺　一間向拝付妻入　享保八年（一七二三）建立　次の位牌があるから主として久留清豊の寄進により本堂が造立されたものと思われる。

清豊院傑心慈英居士（安永四年乙未十月二日）
慈光院亀芳妙長大姉（天明六年九月十五日）

20　観音堂　間口八・一一メートル　奥行九・九メートル　木造宝形造本瓦葺　一間向拝付妻入　宝暦十年（一七六〇）建立

21　鐘楼　二・七メートル四方　享保十年（一七二五）建立

22　山門　棟門風の四脚門、木造切妻造本瓦葺

23　石造　五輪塔　鎌倉末期　通海上人供養塔か
24　経塚　境内の南東約二〇〇メートル茶冷蔵庫の北にある。

大泉寺

所在　大野木字備後垣内五九五
山号　龍溪山
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　承応二年（一六五三）西尾宗善が開基となって草創し、宝永二年（一七〇五）一月玉城町宮古広泰寺一〇世、覚山鉄觜（てっし）禅師を迎えて法地となる。文政二年（一八一九）十二月九日寛梁の時、類焼したが、文政七年六月（一八二四）西尾重道により再建された。現在の本堂がそれである。この再建記には、火災の様子や再建の苦心などが詳しく書かれ、もと涅槃像の裏に貼ってあったが今は別巻に仕立てられている。

(2)　世代

1　覚山鉄觜（宝永二年寂）
2　龍法玄尊（延宝六年寂）
3　弘山良運（元文元年寂）
4　膽邦泰岩（宝暦三年寂）
5　世機外快全（享保十年寂）
6　鉄盤愚鉱（宝暦八年寂）
7　旭興梅岩（明和元年寂）
8　天室葛民（宝暦八年寂）
9　良中頑虎（明和二年寂）
10　大沢鉄盤（寛政三年寂）
11　玄山良中（寛政十一年寂）
12　大教寛良（弘化二年寂）
13　一山泰乗（天保十一年寂）
14　戒林孝順（嘉永五年寂）
15　喜山千乗（明治三十六年寂）
16　玉璜珉山（大正四年寂）
17　大円一覚（昭和十年寂）

(3)　仏像その他

1　本尊　聖観音坐像　一八センチメートル　江戸初期

2　普賢菩薩坐像　五四センチメートル　江戸時代
3　薬師如来坐像　室町時代
4　韋駄天菩薩立像　二四センチメートル　江戸時代
5　地蔵菩薩　二四センチメートル　江戸時代
6　誕生仏銅像　一五センチメートル　江戸時代
7　仏涅槃図　江戸時代　軸裏に文政二年の火災の事が詳しく書かれていた。文政七年良運代、伝燈大阿梨闍妙有上人（松阪市来迎寺二七世）開眼
8　文珠普賢図
9　出山釈迦図
10　釈迦十六善神図　絹本着色　室町中期　もと大般若経とともに桑名市春日神社旧神宮寺の什物であった。
11　半鐘　天保十二年　津市中山村安保顕孝作
12　額　月舟筆
13　大般若経　六百巻版経　奥書に、
奉二建立一大般若経全部勢州桑名郡三崎春日本地神宮寺住物、寛文（一六六八）戊申年八月吉祥日、社僧学頭仏眼院良雄法印、大寿坊貞膺、定光坊円意、明円坊憲長、惣持坊俊海、吉祥坊長雄
14　本堂　六・五間に五間　入母屋造　本瓦葺　文久七年建立
15　境内　三九〇坪
16　檀徒　五一九人

宗全庵

所在　大野木後垣内六一〇
山号　槇尾山
宗旨　曹洞宗大野木大泉寺末

(1)　沿革　もと大野木槇ヶ谷にあったが、後現在地に移した。大野木大泉寺所轄の平僧地で延宝六年（一六七八）玄尊の中興である。大泉寺を開いた西尾宗善の開基で次の位牌がある。
空心鏡宗善信士覚霊、承応三年（一六五四）六月廿七日

(2)　世代
1　玄尊　楞寧練大（元文五年寂）
2　洞弘

3　源首座（明和六年寂）
4　空山貞文（寛政十二年寂）
5　仙翁道寿（文政四年寂）
6　得岩良英（天保十四年寂）

(3)　仏像等
1　本尊　十一面観音立像　七五センチメートル　江戸初期
2　弘法大師坐像　二四センチメートル
3　本堂観音堂　入母屋造　本瓦葺妻入　江戸初期（延宝六年ごろ）唐様須弥壇の羽目板に牡丹の唐獅子の彫刻　勾欄に蕨手、菊の彫刻をし、親柱に逆蓮頭を用いる。二天柱間の蟇股も美事である。間口、奥行とも四・八メートル
4　庫裡　間口八・七メートル　奥行六・九メートル
5　境内　九一二坪
6　信徒　五一九人

玉泉院

所在　葛原字新田
山号　龍宝山
宗旨　曹洞宗　度会郡玉城町宮古広泰寺末

(1)　沿革　広泰寺十九世徳応鉄巖を開山、勝音祖堅尼首座を開基として文政八年（一八二五）創立という。明治十四年名古屋市宝町禅芳寺五世、長岳寺六世大寓鶴仙和尚を法地開山とする。

(2)　世代
法地起立後
1　大寓鶴仙大和尚（明治二十年寂）
2　道機
3　雄一悟三（昭和三十二年寂）
4　月船義海（昭和四十八年寂）

(3)　仏像その他（仏像はほとんど木像なので以下「木造」は省略した）
1　本尊　十一面観音立像三六センチメートル　江戸時代
2　弘法大師坐像　二四センチメートル
3　銅造誕生仏　一八センチメートル

4　薬師如来坐像　二四センチメートル　室町末期
衣に唐草の盛上げ文様があり、玉眼　寄木造、木寄法は古式である。
5　韋駄天菩薩　二一センチメートル
6　仏涅槃図　安政五年再興
7　龍図　絹本墨画
8　釈迦十六善神図
9　出山釈迦図
10　本堂　間口一二・六メートル　奥行八・一メートル　境内一〇六坪
11　檀家　二三五人

海蔵寺

所在　下久具
山号　福寿山
宗旨　曹洞宗愛知県渥美町伊良湖常光寺末

(1)　沿革　下久具には、もと上久具清水寺の末寺として龍泉寺と慶雲庵(山河)の二か寺があったが、明治初年とともに無檀無住で廃された。大正八年(一九一九)この二寺を再興するため三重県知事の許可を受け、鳥羽市神島町海蔵寺の寺号を譲り受け海蔵寺の名称で復興することとなった。したがって、この寺号は下久具とは全く関係のない寺号である。

このうち山河の慶雲庵は江戸初期ごろの創立と思われる。龍泉寺は、池鯉鮒山と号し江戸前期ごろの再興であるが初めの開基は、北畠材親(伊勢国司六代、清浄院無外逸方大居士)となっているから室町後期の創立である。

なお鳥羽市神島町の海蔵寺は、天文五年(一五三六)の創立で明治二十四年神島の長流寺を併せ、大正八年十二月二十五日開山禅海宗甫により法地起立をした。旧海蔵寺の中本寺は愛知県渥美町伊良湖常光寺である。

(2)　世代

(1)　慶雲庵

1　喜翁長悦首座(延宝三年寂)
2　船菴伯首座(延宝六年寂)
3　梅雲勇悦(貞享三年寂)
4　白紋妙雲上座(天明六年寂)

5　大領久圃上座（安政四年寂）

（2）池鯉鮒山竜泉寺

1　喜歓言悦首座（宝永二年寂）

2　東岳岱州首座（享保十年寂）

3　天然宗悟（天文四年寂）

4　一応泰乗（文化八年寂）

5　独明（慶応元年寂）

6　俊亭釈明（慶応二年寂）

（3）海蔵寺法地起立

1　開山禅海宗甫

2　吉田玉禅（昭和三十三年寂）

(3)　仏像その他

1　本尊　聖観音立像　三六センチメートル　江戸初期

2　聖観音座像　一八センチメートル　江戸末期

3　如意輪観音坐像脇壇　二四センチメートル　江戸初期

4　聖観音立像（位牌堂）　江戸前期

5　本堂　間口一四・四メートル　奥行九メートル

6　境内　一〇六坪

7　檀家　五一五人

清水寺

所在　上久具（胴丸林）矢村一一三五

山号　池龍山

宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　鎌倉時代には、棚橋法楽寺の末寺として重きをなしたと思われるが南北朝時代の兵火に廃跡となった。室町末期に田丸城主田丸弾正小弼親忠（頭晴　元亀二年（一五七一）没　法名清水院桃渓卜隠居士）が開基となり、別峯大和尚禅師（寛文四年（一六六四）寂）を開山として再興された。後中興梅本端林大和尚（明治十九年寂）は明治三十四年玉璜珉山を招請開山として法地を起立した。

(2)　世代

1　別峯大和尚大禅師（寛文四年寂）

2　祖然（元禄ごろ）

3　祖龍（元禄ごろ）
4　得玄義泉首座（享保十年寂）
5　門須山上座（元文三年寂）
6　大応貫道（寛政三年寂）
7　梅本瑞林（明治十九年寂）
8　一応喆三（明治十年寂）

法地起立後
1　玉璜珉山
2　月潭文濤
3　俊道

(3)　仏像その他
1　本尊　聖観音坐像　二一・九センチメートル　江戸中期
2　地蔵菩薩半跏像　二四センチメートル　江戸後期
3　出山釈迦図
4　蓮華海上観音絵
5　青面金剛童子絵
6　弁天堂　矢村清水寺奥の院といい、清水寺の南二〇〇メートルに高さ一〇メートルに及ぶ大岩壁がありその麓に切妻造の祠がある。明治のころ作られた社殿で中に弁財天坐像　二四センチメートル　彩色像を祀る。

弁財天については、天正三年九月一日清水寺留居貞忍尼の記録があるが江戸時代の書き方で江戸末期の文書と思われる。鍵の木札にも「元亀二年（一五七一）三月吉日別当所清水寺弁財天御鍵と書いてあるが無論江戸末の字である。弁財天も江戸末に塗り換えたか新造したか感じは非常に新しく記録がなければ江戸末期と思う。

7　文書

清水寺境内除地之事

一、高壱石余之御朱印の事は元禄二（一六八九）己の年九月下旬祖龍と申僧住持の時紀州様御役人御検地被レ遊候節御郡奉行成瀬九郎兵衛殿木村五郎太夫殿、　御代官大塚甚左衛門殿、御目付巻野九郎三郎殿清水寺境内除地由緒御尋に付住持書付を以て申上候得ば御役人御相談の上境内八畝歩を以て高壱石永代茶湯料に御附被遊候　住持祖龍開山別峰和之位牌を建其裏に記之文に云。清水寺境内一石の処開山並に卜印菴主之茶湯料紀州松平大納言為二御朱印一永代当行焉者也　旹元禄二年歳次己巳季穐下澣住池龍山祖龍寄二附一之。其後田丸代官替之節書付上る。

8　本堂　庫裡兼用　切妻造桟瓦葺　間口一〇・八メートル　奥行七・二メートル

9　境内地　一二七坪

10　檀家　七〇人

11　本堂の東二〇〇メートルの林の中に田丸弾正少弼親忠の墓があるが自然石で蓋をしてあるのみで文字もなにもない。帝釈家古文書（「内城田村郷土史」所収）愛洲氏在城之事の内に親忠のことがでているので次に記す。

愛洲判官より十代の孫弾正少弼親忠田丸の南あまづか山に悪徒集りて熊野社を造り銭物を奪ふ。親忠これを平定田丸城に住む。永禄八年（一五六五）その家人山岡図書、池山伊賀守逆心を企て主人親忠をすすめて棚橋に誘い田丸城を奪う。弾正やむなく清水寺に入りて自害。法名を桃渓卜隠と号す。ここに於て伊勢国司北畠晴具（伊勢国司七代、具教の父）卿此のよしを聞き、山岡、池山を攻む。山岡、池山　山神に落ち行き中村氏を頼みしが終に亡さる。

弾正少弼子なきにより国司晴具その子を親忠の養子と定める。この故に田丸御所という。直昌これなり。

親忠を晴顕　直昌を具直とす

慶昌寺

所在　上久具字阿弥陀堂

山号　龍華山

宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　北畠教具（伊勢国司北畠氏四代文明三年没）　矢村の高丘に龍華山清蓮寺を建てて祈願所としたが室町末の戦火により焼失した。江戸前期に龍山荷雲が当寺を再興し、安永八年（一七七九）久留清豊は本堂を再建した。明治三十三年（一九〇〇）十二月十二日玉璜珉山を招請開山として法地を起立した。

(2)　世代

1　龍山荷雲首座（元禄十年寂）
2　霊峰儀伯首座（享保七年寂）
3　霊峰儀順首座（明和二年寂）
4　瑞応儀順首座（明和二年寂）
5　可屋秀悦首座（寛政五年寂）
6　達宗徹玄上座（寛政十年寂）
7　大方玉麟首座（文政十年寂）
8　大道真善首座（天保五年寂）

9　逸成宝山　（元治一年寂）
10　中津禅芳　春木香祐　（明治十九年寂）

法地起立後

1　玉璜珉山
2　碩応大広（大正元年寂）
3　祖山禅光（昭和四十六年寂）

(3)　仏像その他

1　本尊　聖観音坐像　二四センチメートル　江戸中期
2　薬師如来坐像　六六センチメートル　江戸末期
3　薬師如来坐像　六六センチメートル　室町末　寄木造彫目肉身漆箔衣赤古色　久具都比売神社本地仏という
4　来迎阿弥陀如来立像　四八センチメートル　江戸初期

蔵泉寺

所在　田間字小広木六四
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　上久具慶昌寺と同じく江戸初期に龍山荷雲が当寺を再興、安永のころ久留清豊が本堂を再建している。

現在の本堂は、大正元年建立、昭和四十四年に改築されたものである。

今は無住で慶昌寺が兼務している。

(2)　世代

1　龍山荷雲首座（元禄十年寂）
2　可屋秀悦首座（寛政五年寂）
3　大道真善首座（天保五年寂）

(3)　仏像その他

1　本尊　十一面観音坐像　二四センチメートル
2　聖観音　四五センチメートル
3　地蔵菩薩　五一センチメートル
4　薬師如来
5　本堂間口　七・二メートル　奥行九メートル　庫裡兼用
6　子安観音堂　二・七メートル四方

7　境内　一三五坪
8　檀家　七四人

徳林寺

所在　当津里中一四二
山号　福寿山
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　江戸後期には現在地の北隣にあったのが火災後今の地に移す。明治三十九年三月二十七日玉璜珉山を招請開山として起立する。

(2)　世代
一世、二世、三世不明
4　四世禅海龍譲
黙堂万契首座(享和二年寂)
法地起立　玉璜珉山

(3)　仏像その他
1　本尊　十一面観音立像　四五センチメートル
2　薬師如来坐像　二〇センチメートル
3　地蔵菩薩立像　二一センチメートル
4　大権菩薩　達摩大師
5　仏涅槃図
6　三界万霊牌　天保七年
7　半鐘　戦後
8　本堂　間口八・三メートル　奥行六・三メートル
9　境内　一〇〇坪
10　檀家　一〇三人

小川郷地区

安心寺

所在　川口字前村四六七
山号　少林山
宗旨　曹洞宗宮古広泰寺末

(1)　沿革　もと清心庵といったが領主八代紀伊中納言重倫(しげのり)の母が清心院であるため差支え安永二年(一七七三)等伝首座の時、安心寺と改める。
本尊釈迦如来坐像の厨子裏に貞享四年(一六八七)本尊厨子造立のことを記し、また大雄殿の額は、元禄九年

（一六九六）ごろ東皐心越が書いている。このようなことから江戸前期に創立されたものと思われる。天明五年（一七八五）久保田庄右衛門は当寺を再建し、明治三十二年四月十日玉璟珉山を開山として法地となった。

(2)　世代

1　智白祖察首座（貞享四年ごろ）
2　了山秀仙首座（享保十五年寂）
3　門察首座
4　等伝首座（安永二年ごろ）
5　柏金祖正首座
6　祖林丹鏡首座
法地起立以後
1　玉璟珉山（大正四年寂）
2　梅賢義芳大和尚（明治三十七年寂）
3　梅山芳秀大和尚（昭和二十八年寂）
4　泰山秀岳高大和尚（昭和二十年寂）
5　法泉和尚
6　大光覚心大和尚（昭和三五年寂）
7　周方伯鼎

(3)　仏像その他

1　本尊　釈迦如来坐像法界定印二四センチメートル　江戸中期　貞享四年　奉二寄進一現住尾陽禅比丘智白桓察首座代本尊釈迦像壱体檀越以二助縁一為二世安楽一于時貞享四丁卯南勢渡会郡小河谷川口村清心庵
2　本堂　庫裡兼用
3　境内　二九八坪
4　檀家　四五戸
5　境内に牛頭天王　愛宕権現　庚申　子安観音（天保四年（一八三三））を祀る。
6　五輪堂　安心寺の南五〇〇メートルの堂山にある。ここには、鎌倉時代に古刹があり今の五里山（当時の古梨山）を寺領として勢力があったが室町末廃絶した。釈尊寺手継案にある古梨寺がそれであろう。
昔堂山に大蛇が住み諸人を悩ましたが高僧の祈祷により出なくなったので五輪堂を建て天保三年（一八三二）阿弥陀如来立像（四五センチメートル）、聖観音立像（三六セン

チメートル)、十一面観音立像(三六センチメートル)を祀った。堂の右に室町末の宝篋印塔の基礎があるが古梨寺の遺物ではなかろうか。また傍に万治二年(一六五九)了円法師の石塔がある。これは高僧の石塔ではないだろうか。なお天保三年(一八三二)入仏供養の時芝居をしたのか「天保三年辰之八月入仏仕候　狂言ひらがなせいすい記」と書いた木札がかかっている。

堂三・六メートル四方　宝形造桟瓦葺　川口薬師堂の建立及び薬師如来の造立は貞享五年ごろであろう。

清光寺

所在　栗原字丸山六一三の一

山号　白法山

宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1) 沿革　もと清光庵と言い江戸前期に中興旦岩宗朔首座により再興された。江戸末期に広泰寺二〇世仏覚賢晃を開山として迎え法地を起立した。

(2) 世代

1　旦岩宗朔首座(文禄十二年寂)
2　月田雲耕首座(元禄十一年寂)
3　超宗大器(明和七年寂)
4　霊岩鷲峰(享和二年寂)
5　実山見性首座
6　祖山宗道(文政十二年寂)
7　大円古学(弘化四年寂)

法地起立後

1　開祖仏覚賢晃(明治十一年寂)
2　到莽哲拳大和尚(嘉永四年寂)
3　木鶏慈全大和尚(明治二十年寂)
4　法器哲眼大和尚(明治七年寂)
5　祖堂全保(昭和四年寂)
6　祖峰歓禅和尚(昭和四十一年寂)

(3) 仏像その他

1　本尊　釈迦如来坐像　二七センチメートル　江戸後期
2　観音菩薩立像　三六センチメートル　江戸後期
3　韋駄天菩薩立像　三〇センチメートル

4　誕生仏銅像　一二センチメートル
5　仏涅槃図　縦一八センチメートル　横一五センチメートル
6　半鐘　明治
7　本堂　間口一〇・八メートル　奥行七メートル
8　境内　二三九坪
9　檀家　二二七人

金龍庵

所在　中之郷字松葉六五三
山号　薬王山
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　旧本尊十一面観音立像は、創建当時のものといわれ江戸初期ごろの作である。現本尊如意輪観音坐像も元禄十年の製作であるから当寺の創建は、江戸初期と思われる。

文久元年（一八六一）本堂を建立、明治三十六年六月五日玉璜珉山を招請開山として法地起立をした。

(2)　世代

1　利峰善兄皿座元（寛文十三年寂）
2　虎峰大和尚（宝永二年寂）
3　一般悟実首座（享保六年寂）
4　来翁一玄（享保十六年寂）
5　月潭慈円（享保二十年寂）
6　頂外鉄円首座（元文三年寂）
7　梅岳（元文二年寂）
8　円明天周大和尚（宝暦十一年寂）
9　牆外道首座（天保五年寂）
10　天山道林大和尚（天保十二年寂）
法地起立後
1　玉璜珉山
2　守之珉能
3　斗胤竜仙
4　顕光
5　哲山祖雄（昭和二十年寂）

(3)　仏像その他

1　本尊　如意輪観音坐像　二四センチメートル　粉

溜江戸中期　厨子銘に本尊如意輪観音像一尊以二檀方之助力奉二造立一者也。廣泰禅寺千巌鉄淳和尚点眼安座入仏畢。糸辰元禄十（一六七九）歳丁未霜月十九日当寺住僧獨翁祖禅叟奇付。

2　旧本尊十一面観音立像　三四センチメートル一木造　江戸初期

3　韋駄天

4　銅造誕生仏

5　仏涅槃図　紙着色　縦一八〇センチメートル　横一三五センチメートル　江戸中期裏書に宝永八年（一七一一）穐七月仏歓喜日　現庵主巨峰叟代置　勢州度会郡小川谷中之郷村金龍庵常什物巨峰叟代　慶応二年泰音代表装

6　延命薬師如来坐像　四〇センチメートル　江戸初期

7　日光菩薩立像　四〇センチメートル　江戸中期

8　月光菩薩立像　四〇センチメートル　江戸中期

9　十二神将立像　三〇センチメートル　江戸中期

（薬師堂安置）

10　伏鉦　文政十年　西村和泉守作

11　墓碑　慶長三年　天正十九年

12　本堂　間口一〇・八メートル　奥行八・三メートル　入母屋造

13　薬師堂　五・四メートル四方　宝形造　江戸後期

14　境内　二五六坪

15　檀家　一八二人

正伝院

所在　日向五四三

山号　福知山

宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　文禄年間（一五九五ごろ）の創立と伝え、もと小原にあったが、焼失したので現在地に移した。当寺の法華経奥書に「貞享三年（一六八六）小川谷日向村正伝庵善儀代とあり江戸前期の再興とみてよいだろう。享和三年（一八〇三）五月白鳳祥圭が本尊地蔵菩薩を施入し、安政五年（一八五八）本堂を再建している。文久三年（一八六三）二月廿四日広泰寺一九世観応徹音を迎え法地を起

立し今九世である。なお、当寺には、明治三十九年に書かれた福智山正伝院記がある。梵鐘は、明治二年田宮寺から譲り受けたが戦時中供出された。

(2)　世代

1　順経（宝永二年寂）
2　木了（正徳三年寂）
3　祖芳（享保二年寂）
4　小空恵林（享保七年寂）
5　牛肝（享保十四年寂）
6　慈円（享保十八年寂）
7　一旨（元文二年寂）
8　桂峰（元文四年寂）
9　祖比（寛政元年寂）
10　大般恵海（宝暦九年寂）
11　大桂（宝暦十三年寂）
12　鉄挨（安永二年寂）
13　義堂（安永五年寂）
14　白鳳（天明）
15　禅圭
16　証山
17　雄石（文久）

法地起立後

1　開山観応徹音
2　仏堂賢光
3　真契（明治十年寂）
4　廬嶽秀山（明治二十一年寂）
5　悟参現見
6　大秀故孝（明治三十年寂）
7　泰山
8　興道祥道（昭和二十三年寂）
9　佐藤得定（現住）

(3)　仏像その他

1　本尊　延命地蔵菩薩坐像　二四センチメートル
　享保三年禅圭寄付
2　誕生仏銅像　一五センチメートル
3　韋駄天　一八センチメートル

4　仏涅槃図　縦一八〇センチメートル　横一二〇センチメートル　江戸末

5　出山像　四世秀山代

6　摩利支天図　二一センチメートル

7　賽河原地蔵尊図　縦一五〇センチメートル　横九〇センチメートル　寛政七年（一七九五）　大真随了和尚寄付

8　不動明王図　縦二四〇センチメートル　横一二〇センチメートル

9　達摩

10　大権菩薩

11　半鐘　文久二年

12　木魚　享保十四年

13　百万遍珠数　延享三年

14　本堂　庫裡兼用　間口九メートル　奥行一四・四メートル

15　秋葉鎮守堂

16　不動堂　二・七メートル四方

本尊　不動坐像版画

17　境内　一九一坪

18　檀家　一八六人

観音堂　日向字岡山下正伝院所属

(1)　沿革　桃山時代にできたものであろうか。観音堂前の墓地には天正七年、慶長十八年、寛永十七年等の墓石があり、なお近くの山口には経塚跡がある。

(2)　仏像

1　十一面観音像　五四センチメートル　江戸初期

2　地蔵菩薩立像　二四センチメートル　江戸中期

3　観音堂　二間四方

4　仮堂　入母屋造

宝泉寺

所在　五ケ町字岡ノ前一三四

山号　清滝山

宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　中興泰叟安和禅師寛文ごろの創立である。明治十五年小川村より移し、明治三十六年玉璜珉山を開山

として法地起立する。

(2) 世代

1　石宅全上座（元禄十一年寂）
2　応主
3　祖鼎実錬和尚
4　江天北首座（元禄十四年寂）

法地起立後

1　玉璜珉山
2　法眼道一和尚
3　智英
4　〔不明〕
5　大孝道賢
6　道明祖梁和尚

(3) 仏像その他

1　旧本尊　地蔵菩薩坐像　三六センチメートル　最近盗難にあい新しい像と変わった。
2　大般若経　六〇〇巻
3　法華塔　延享（一七四七ごろ）
4　手洗石　文政四年（一八二一ごろ）
5　境内　一〇八坪
6　檀家　九三人

法泉寺

所在　小川字岡山下四四一
山号　滝谷山
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1) 略説　広泰寺十世覚山鉄嶲開山として江戸前期に曹洞宗となる。明治十九年本堂を建立したが、昭和十九年本尊はじめすべて焼失した。現在は、新しい釈迦如来坐像を祀るだけである。堂も今は集会所を利用している。

焼失前には次のものがあった。

1　本尊薬師如来坐像
2　誕生仏
3　観音菩薩坐像
4　韋駄天
5　仏涅槃図
6　出山像

7　地獄極楽図
8　達摩
9　大権菩薩
10　本堂　庫裡兼用
11　般若堂　一間二尺に一間

現在は集会所前に三界万霊（嘉永三年）、石造庚申（延享四年）、石造地蔵（享保ごろ）を祀るだけである。

慈眼庵

所在　火打石字下り
山号　南光山
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　江戸時代中ごろの創立と思われ、本尊馬頭観音坐像の膝裏に明和元年（一七六四）の墨書銘がある。明治三十六年一月十八日玉璜珉山を迎え法地を起立した。

(2)　世代
前住聖誉智霊庵主
大円圀杖上座
法地起立後

1　玉璜珉山
2　宝林千岩
3　大輝祖道
4　林学秀
5　布目銑重

(3)　仏像その他
1　本尊　馬頭観音坐像　明和元甲寅江戸大仏師伝行の墨書銘がある。三〇センチメートル　江戸中期
2　誕生仏　九センチメートル
3　仏涅槃図
4　釈迦十六善神
5　磬
6　本堂　庫裡兼用　間口九・九メートル　奥行六・三メートル
7　境内　六八坪
8　檀家　六六人

耕雲寺

所在　駒ケ野金比羅

山口　種月山
　　円通山
　宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1) 沿革　天和のころ（一六八三ごろ）の草創で耕雲庵といったが、明和七年（一七七一）五月十日耕雲寺と改めた。明治三十六年九月十八日玉璜珉山を開山に迎え法地起立とする。

(2) 世代
中興興道充月溪和尚（元禄二年寂）
万山瑛岳和尚（元文四年寂）
大桂
全巖得定和尚（文化十四年寂）
満中文岳和尚（天保七年寂）
寛瑞大雲（万延元年寂）
永円正淳（明治二十九年寂）
容蕭完堂
海屋鉄鯨
法地起立後

(3) 仏像その他
1 本尊　千手観音坐像　二四センチメートル
2 韋駄天立像　一八センチメートル
3 地蔵菩薩立像　二一センチメートル
4 毘沙門天立像　二一センチメートル
5 仏涅槃図　寛延四年大桂和尚代
6 山号額　大正七年
7 弘法大師像
8 半鐘
9 本堂　庫裡兼用　間口一〇・八メートル　奥行九メートル
10 境内　一六七坪
11 檀徒　一九五人

玉璜珉山
全岡円中（大正五年寂）
関山透門
即応喚三
寛政年間（一七九〇ごろ）、亀田開基

一之瀬地区

慶蔵寺

所在　小萩字カゲ
山号　白雲山
宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1) 沿革　寛永年間（一六三〇ごろ）開山大溪和尚の草創、明治のころ広泰寺二二世大璞不琢（だいはくふたく）を招請開山として法地を起立する。寛延元年（一七四八）本堂を建立、明治十六年改築した。

(2) 世代

1　開山四世大関和尚
2～5　不明
　月桂良雲首座（万治元年寂）
　五秀峰清和尚（元禄十年寂）
6　一霊全照首座（宝永二年寂）
7　高堂霊岸（寛延元年寂）本堂建立
8　城円沙弥（文化二年寂）
9　玉山良瑞（文政元年寂）
10　泰岳良仙上座（文政十二年寂）
法地起立後
1　大璞不琢（明治二十年寂）
2　祖法徹道
3　賽庵仙翁（大正四年寂）
4　谷口王城
5　覚道慧林（大正九年寂）
6　山川久英（昭和三十二年寂）
7　竹田秀乗

(3) 仏像その他

1　本尊　延命地蔵菩薩坐像　二八センチメートル
　江戸中期
2　釈迦如来坐像　二四センチメートル
　文珠菩薩
　普賢菩薩　江戸初期
3　来迎弥陀三尊　三六センチメートル

4　地蔵堂　二・七メートル
子安地蔵菩薩立像　三〇センチメートル　江戸末期
観音立像　八・一センチメートル
天神坐像　一八センチメートル
5　梵鐘　明治二十六年五月津市大門住村田和介作
6　本堂　間口九・九メートル　奥行六・三メートル
7　鐘楼
8　境内　一五四坪
9　檀家　一二八人

報光寺

所在　市場字佐次兵衛古屋二七三
山号　照明山
宗旨　西本願寺末

(1)　沿革　もと長命寺と言い一之瀬御所の菩提所であったが、天正年間織田の兵火に焼失した。
寛永元年（一六二四）紀伊国蛇喰城主山本三郎左衛門弘久市場村に来住し長命寺を再興して僧となり玄甫と号する。寛永五年（一六二八）真宗に帰依して長命寺を報光寺と改め、現本尊を本山より下付される。二世開基玄誓本堂を建て、四世玄秀正徳四年（一七一四）中興となる。
付近には、浄安寺跡（青木町の西北）　松林寺跡（大谷橋際）　光通寺跡（螢橋の北二〇〇メートル）　薬師堂（寺の南二〇〇メートル小三郎垣内市場三一五）などがある。このうち薬師堂は、特に注目すべき所で本尊木造薬師如来像は一木造、江戸初期の作と思われる。
境内本堂の東には、南北朝時代の宝篋印塔残欠三、五輪塔残欠等があり、長命寺時代における一之瀬城関係の遺跡ではないかと思われる。

(2)　世代

1　玄甫（承応元年寂）
2　玄誓（明暦三年寂）
3　玄鎮（宝永八年寂）
4　玄秀（宝暦二年寂）
5　玄諦（元禄十一年寂）
6　玄恵（宝暦十二年寂）

7　玄超（文化九年寂）
8　玄勝（弘化二年寂）
9　玄盛（明治二十五年寂）
10　玄性（明治十五年寂）
11　法城（昭和四年寂）
12　俊彰（昭和三十五年寂）
13　正導（現住）

(3)　仏像その他

1　本尊　阿弥陀如来立像　七〇・五センチメートル　寛永五年（一六二八）　辰年玄甫願主となり本山より下付

2　本堂　一〇・八メートル四方　木造入母屋造桟瓦葺

3　境内　二五八坪

4　檀家　六一戸

円珠院

所在　和井野字一本松七〇九

山号　天龍山

宗旨　曹洞宗広泰寺末

(1)　沿革　江戸前期に雪溪存峰（天和元年（一六八一寂）により創立され、正徳四年（一七一四）二世一黙雷音の時梵鐘を鋳造した。このころは、鳥羽市常安寺末であった。文久三年（一七三七）北辰大誼は、宮古広泰寺一二世大真鉄舟を開山に迎え法地起立をする。延享三年（一七三八）本堂を建て、大正二年大改築を行った。

(2)　世代

1　雪溪存峰（天和元年寂）
2　一黙雷音大和尚　鳥羽常安寺九世　迫子呑湖庵開山
3　月真宗悟（享保十二年寂）
4　宝樹大定（享保十六年寂）
法地起立後
1　大真鉄舟（寛延三年寂）
2　北辰大誼（明和四年寂）
3　孤岩泰峰（宝暦三年寂）
4　鐘岩泰秀（明和八年寂）

5　安山泰穏（文化四年寂）
6　荘山鉄厳（寛政十年寂）
7　形山一宝（天保十一年寂）
8　永年甫春（文化十三年寂）
9　大舜孝法（天保六年寂）
10　透雲恵岳
11　透関指
12　透谷関鶏（昭和十七年寂）
13　関山透門
14　大関透乗（現住）

(3)　仏像その他

1　本尊　延命地蔵菩薩坐像　二一センチメートル　江戸中期

2　仏涅槃図　天和元年雪溪存峰が持参したと伝えるが後補多く江戸末期の作に見える。

3　梵鐘　勢州度会郡市瀬谷和井野区、天龍山円珠院　一黙雷音老僧欽銘。尾州名護屋鍋屋町　治工　水野太兵衛藤原貞次作、岩正徳四龍集甲丑仲春彼岸日、

4　鐘楼　二・四メートル四方　安政六年（一八五九）建立、明治四十一年再建

5　本堂　木造四柱造桟瓦葺　間口一六・二メートル　奥行一〇・八メートル　延享三年（一七三八）建立

6　殿鐘　安政六年（一八五九）作

7　境内　二九四坪

8　檀家　二五四人

広福寺

所在　脇出字中組三一〇
山号　恵華山（えげざん）
宗旨　真宗西本願寺末

(1)　沿革　この地には、もと慶安元年（一六四八）に建立された福寿庵があり、まもなく福寿寺と改めた。帝釈氏八世盛重の嫡政賢は、慶長五年（一六〇〇）関ケ原役の時西軍に属したため戦後美濃より九州に逃れ、その子広福は僧となって浄心といい、当国へ戻りこの寺の西にあった常安寺に住んでいた。浄心は、まもなく福寿寺に移り

寺号を広福寺と改めた。元禄十五年（一六〇二）四世正貞諸堂を完成して中興となる。寛保元年（一七四一）失火で焼失、同二年再建した。

(2) 世代

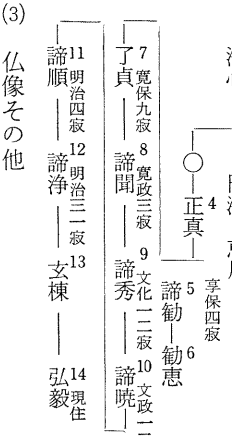

(3) 仏像その他

1 本尊 阿弥陀如来立像 七二センチメートル 江戸中期

2 梵鐘 天明五年（一七八五）十一月 常保河内藤原清直作

3 半鐘 享保二年（一七一七）十二月 現存のものは、幕末の菅原安欲風の作である。

4 本堂 間口一〇・八メートル 奥行九メートル木造入母屋造桟瓦葺

5 庫裡

6 鐘楼

7 表門

8 境内 一九五坪

9 檀家 六〇戸

法性寺（ほっしょうじ）

所在 川上上木沖（じょうぎおぎ）二三六

山号 真如山

宗旨 真宗西本願寺末

(1) 沿革 寛永十年（一六三三）開山玄栄当寺を創建し惣道場という。天和三年（一六八三）二世春益寺号の公称及び木仏安置を本山から許され開基となる。本堂は、元禄年間焼失、まもなく再建された。その後明治四年にも焼け明治三十五年再興されたのが現本堂である。

(2) 世代

1 開山 玄栄（延宝三年寂）

2 春益

3 義観

4　玄隆
5　諦暁
6　諦聴
7　玄宏
8　玄教
9　玄桂
10　正雄

(3)　仏像その他

1　本尊　阿弥陀如来立像　五四センチメートル　江戸時代
2　紙本墨書　正信偈二幅　伝蓮上如人筆
3　位牌　宗円信門元和七辛酉年十一月七日寂、裏に「吾家祖宗円信門は川上村にあり法性寺を建立し其宗祖影像一軸及蓮如上人真蹟二軸を納め……天保九年……山田浦口町古森右衛門厚保謹誌」
4　境内　七八坪
5　檀徒　一二四人

東明院

所在　南中村字御杣一二六七
山号　大宝山
臨済宗妙心寺派

(1)　沿革　元禄六年（一五九三）実伝真和尚が川上の東にあった久留山妙音寺と日部の実観院とを併せ東明院を創立して中興となり、宝永年間（一七一〇ごろ）妙心寺高巌蒲嗣を招じて開山とする。安永三年（一七七四）焼失したが五代郝庵和尚再建して再中興となる。

(2)　世代

開山　高巌蒲嗣
1　中興　実伝真（享保二十一年寂）
2　却山初和尚（宝暦十一年寂）
3　趙山和尚（天明八年寂）
4　瑞山摩（文政十二年寂）
5　再中興　郝庵和尚大禅師（明治三年寂）
6　松嶺鶴和尚大禅師
7　南壑顕和尚大禅師
8　実応謙禅大和尚（昭和十五年寂）

9　稚山大典（現住）

(3)　仏像その他

本堂内仏像

1　本尊　薬師如来坐像　一二センチメートル　江戸後期

2　日光菩薩立像　一八センチメートル　江戸末期

3　月光菩薩立像　一八センチメートル　江戸末期

地蔵堂内仏像

4　子安地蔵尊立像　六三センチメートル　不明

5　地蔵菩薩立像彩色　四二センチメートル　江戸後期

観音堂内仏像

6　十一面観音立像　七二センチメートル　江戸初期

7　西国八十八か所地蔵菩薩　江戸時代

大師堂内仏像

8　弘法大師坐像　五四センチメートル　江戸中期、もと妙音寺のもので胎内に軸を納入し、「内宮日照山神宮寺法楽舎、元禄十丁丑年十一月廿一日現住俊光敬白」と記す。

9　天神像

10　弁財天

11　石造宝篋印塔　一基　基礎に格狭間と銘を刻む。「明徳二（一三九一）辛未二月廿日、講衆　円旭敬白」小型（総高六三・六センチメートル）で相輪の上部と笠の隅飾突起の一部を欠損するが後補なく、格狭間、反り花、塔身、笠の隅突起、相輪の請花などに南北朝から室町時代へ移る過渡的な特色がよく示されている。塔身の種子が全部𑖀（あ）字であることや講衆により造られていることも注意すべきである。旧所在地は不明であるが、報光寺薬師堂の宝篋印塔残欠と時代がよく似ているから同じ地域にあったものではなかろうか。

12　本堂　四柱造桟瓦葺　間口一三・八メートル　奥行九・九メートル

13　地蔵堂　宝形造桟瓦葺

14　観音堂　入母屋造桟瓦葺

もと　久留山観音堂のもの　額に「世をすこや、仏のちかひありければ妙なる音のひゞく一のせ」とある。

15　大師堂　宝形造桟瓦葺

16　境内　三二四坪

17　檀家　一〇〇戸

第二章　神　社

一　神社概説及び神社合祀一覧表

度会町の北部には、宮川本流が流れて、その谿間には、旧内城田村、旧中川村の集落が形成されている。また、川上から発する一之瀬川は川口で宮川と合するが、この谷には小川郷村及び旧一之瀬村の字々が点在している。当町はまことに山川に恵まれた山紫水明の地というべきだろう。

江戸時代までは、各村にすべて氏神を始め多数の神社があったが、明治四十年、四十一年にわたり一村一社の形式で旧村名を付けて合祀されてしまった。したがって、今はその旧跡がわずかにわかる程度で、その由緒もほとんど忘れられようとしている。

ただ当町で最も古く、深い由緒のあるのは、上久具にある皇太神宮摂社、久具都比売神社である。

なお、合祀後の現在、神社には棟札及び詳細な記録などがほとんどないようであるため、やむを得ずその記述は三重県神社庁保管の神社明細帳によらざるを得なかった。

神社合祀一覧表

(1)　中川地区

所在地	合祀前の神社名	祭神	合祀	備考
長原字野田	村社八柱神社	火産霊神	明治40.3.9 ～40.5 村社八柱神社 長原	昭和二十五年一月、中川神社から分離し、長原神社として、独立する。(祭神七)
長原字登り	無格社秋葉神社	大山祇命		
〃	境内社山神社	箱崎坐誉田		
〃	若宮神社	建速素戔嗚命		
〃	八雲神社	倉稲魂神		
〃	稲荷神社	市杵島姫命		
〃	厳島神社	誉田別天皇		
〃	八幡神社	建速素戔嗚命		もと牛頭天王といったが明治4年立花神社と改めた。
長原字上垣内	無格社立花神社	誉田別天皇		
〃	境内社八幡神社	菅原道真		
〃	菅原神社	気長足媛命	明治40.3.10 無格社立花神社 長原	
〃	金昆羅神社	大物主命		
〃	若宮神社	誉田別天皇		
〃	愛宕神社	武内大臣		
〃	秋葉神社	火産霊神		
〃	白幡神社	火具土命	明治41.2.25 合祀称単	
〃	稲荷神社	倉稲魂神		
		大田命		ソワ長原字田間2910の3

坂井字忠三垣内	〃	縁結神社	大宮姫命	
	村社八雲神社	伊弉冊命	伊弉諾命	
	境内社　愛宕神社	大山祇命	大山祇命	明治40.11.5
	〃　菅原神社	建速素盞嗚命	火産霊神	坂井村社八雲神社
字南薗	無格社　明神社	表筒男命	菅原道真	無格社明神社
		中〃底〃		
	境内社　南宮神社	金山毘古命		明治40.1.21
	〃　山神社	大山祇命		坂井村社八雲神社
麻加江字古御堂	無格社稲荷神社	倉稲魂神		
	境内社　山神社	大山祇命		
字古御堂	村社八柱神社	五男三女神		明治40.3.15～40.4.18
	〃　山神社	〃		麻加江村社八柱神社
	境内社　若宮神社	誉田別天皇		
	〃　多度神社	多度大神		
麻加江字八幡	無格社八幡神社	誉田別天皇		麻加江無格社八幡神社
	境内社　社合社	宇賀御玉神		
	〃　秋葉社	火具土命		
	〃　愛宕神社	火産霊神		明治40.3.15
	〃　津島神社	素盞嗚命		
	〃　山神社	大山祇命		長原村社八柱神社
	〃　山神社	〃		

もと日天八王子といったが明治4年改称した

田口字沖ノ下	〃	山神社			
	無格社豊川神社	倉稲魂神			
	境内社　伏見神社	〃			
字上村もと沖ノ下	無格社秋葉神社	火産霊神			
	境内社　社日神	土御祖神	明治40.3.11		
字沖の下	村社八雲神社	市杵島姫神			
	境内社　琴平神社	金山彦命			
	〃　八幡宮ノ社	応神天皇			
	〃　天神宮ノ社	皇太神宮	明治40.4.2		
	〃　水ノ神社	弥都汲能売神			
	〃　神殿社	宇賀魂命			
	〃　天白神社	天児屋根命			
	〃　津島神社	素盞嗚命			
	〃　若宮社	若宮八幡大神			
	〃　白山神社	菊理姫命			
もと字東出	無格社山神社	大山津見命			
	境内社山神社10社	大山祇命			
注連指字ハマイガ	無格社八幡神社	天太玉命			
注連指字ハマイガ	無格社菅原神社	天児屋根命			
字ハマイガ	無格社津島神社	素盞嗚命			
字中倉	琴平神社	大物主命			
字倉坂	村社八柱神社	五男三女神			

田口山神社 → 村社八雲神社　明治40.1.15

村社八柱神社 ← 長原　明治40.5.3

明治23年創立

もと牛頭天王といったが明治4年改称する

昔より村界に祭ってあったが明治4年全部八雲神社へ移した

(2)　内城田地区

所在	合祀前の神社名	祭神	合祀	備考
字石ケ河内	境内社狼ノ神社	狼ノ生霊	明治40.3.12 注連指	寛政年中(1790ごろ)狼の害が甚しかったので狼の生霊を神に祭ったところその害がなくなった
	社日神社	倉稲魂神	村社八柱神社	
	無格社滝原神社	土御祖神	注連指	
		速秋津彦神	無格社滝原神社	
		速秋津姫神		
棚橋	村社八柱神社	五男三女神	明治41.1.14 村社八柱神社	五男三女神＝天忍穂耳命、天穂日命、熊野久須毘命、天津彦根命、活津彦根命(穭樟)、田心姫命、市杵島姫命、湍津姫命、(多紀理姫)、江戸時代には日天八王子という。
葛原字黒土	村社八柱神社			
〃　字岡ノ後	無格社浅間社	木花咲耶姫命	村社八柱神社	
大野木字備後垣内	村社八柱神社	五男三女神	明治41.1.14 村社八柱神社	
境内社　八幡宮	誉田別命			
〃　牛頭天王	建速素羅鳴命			
〃　事比羅神社	金毘羅大神			
字山崎	無格社河津神社		無格社河津神社	

田間字新田	村社八柱神社	五男三女神	明治41.1.14	
	境内社　八幡社	誉田別命		
平生字フク川	村社八柱神社	五男三女神	明治41.1.14	
	境内社若宮神社	誉田別命		
字前村	〃　八幡神社	〃		
大久保字惣内	無格社山神社	大山祇命	無格社山神社	棚橋1689の2
	無格社八雲神社	建速素盞嗚命	無格社八雲神社	村社八柱神社→内城田神社
字滝之上	無格社御滝社		無格社御滝社	
立岡字ミド山	村社八柱神社	五男三女神	明治41.1.14	
	境内社若宮神社	誉田別命		
鮠川字里	〃　社宮神			
	村社　蘭神社	建速須佐之男命	村社蘭神社	嘉永1年(1847)創立
	境内社若宮神社	誉田別命		
〃　事比羅社		大物主命	村社蘭神社	
当津字中山	村社八柱神社	五男三女神	明治41.1.14	
	無格社八雲神社	建速素盞嗚命	村社八柱神社	社護祠 宝暦2年(1752)創立
字里中	境内社琴比羅神社	大物主命		
	無格社愛宕神社	加具土命		
字前山	村社八柱神社	五男三女神	明治41.1.14	
	境内社　八幡社	誉田別命		
下久具字岡垣内	〃若宮八幡社	〃	村社八柱神社	
	〃　雷宮社	雷神		
	〃　琴昆羅社	大物主命		

明治41.3.10合祀→明治41.12.10単称

(3)　旧小川郷地区

所在	合祀前の神社名	祭神	合祀	備考
栗原字神戸（じんど）	無格社八柱神社	五男三女神		
	境内社山神社	大山祇命		
	〃　蛭子神社	蛭子命		
中之郷字山木戸	無格社津島神社	建速素盞嗚命	明治41.1.9～41.3.12合祀↓単称中之郷字山木戸1022無格社津島神社↓村社小川郷神社	
	境内社山神社	大山祇命		
	〃　愛宕神社	火具土命		
	〃　秋葉神社	火産霊神		
日向（ひなた）字上垣内	無格社八柱神社	五男三女神		
	境内社若宮八幡神社	誉田別命		
もと字天神山ノ内	〃　蛭子神社	蛭子命	明治8.9八社社格神社へ移す	
もと字日向ケ瀬	〃　北野神社	天満天神		
	〃　津島神社	建速須佐之男命		
五ヶ町字添	村社八柱神社	五男三女神		
もとサガ	境内社津島神社	建速素盞嗚命	明治8.9境内社と明なる	
もとサガ	〃　春日神社	天児屋根命	明治13.12復帰	
もとサガ	〃　山神社	大山祇命	〃	
もと高瀬	〃　〃	〃	〃	
もと井戸谷	〃　〃	〃	〃	
字サガ	無格社津島神社	建速素盞嗚命		
	境内社春日神社	天児屋根命		

小川字社	村社八柱神社	五男三女神	
〃	境内社若宮八幡神社	誉田別命	村社八柱神社へ移す。
〃	〃津島神社	建速素盞嗚命	明治8.9.8
もと字向	〃山神社	大山祇命	
〃	〃春日神社	天児屋根命	
駒ケ野字金毘羅	無格社児子神社		明治8.9.8 児子神社へ移す
もと字岩ケ根	境内社山神社	大山祇命	

(4)　一之瀬地区

小萩字カミ出	村社八柱神社	五男三女神		
〃	境内社蛭子神社	蛭子命		
〃	〃八幡神社	誉田別命		
〃	〃白山神社	白山妣神命		
〃	〃太四郎神社			
もと字カミデ	〃氏神社			
字大洞	〃津島神社	建速素盞嗚命		
字日ノホタ	〃金毘羅神社	大物主命		
もと佐田山	〃蘭神社	建速素盞嗚命	明治8.9.8 八柱神社へ移す。	
〃	〃津島神社	建速素盞嗚命		
〃	〃金毘羅神社	大物主命		
〃	〃蘭神社	建速素盞嗚命		
柳字森	村社八柱神社	五男三女神		
市場ソデ鼻	〃八幡神社	誉田別命		
和井野字久祢の下	〃津島神社	建速素盞嗚命		
市場ソデ鼻	村社八幡神社		合祀	明治40.7.24
脇出字宮田	村社一之瀬神社		単称	
			移転	大正2.4.22 脇出字東出453の2

もと字小殿	境内社　山神社	大山祇命	
もと字野上山	〃　山神社	大山祇命	8.9.島津へ移社
もと字小内口	〃　山神社	大山祇命	8.9.治社明村神す
脇出字東山（城山）も	村社八幡神社	誉田別命	
中組	境内社旅神社	天満天神	
川上字松葉	無格社北野神社	五男三女神	
	村社八柱神社	五男三女神	8.9.柱へ移社
もと山ノ岳	境内社八柱神社	五男三女神	
もと筒淵垣内	〃　高宮神社		
	〃　山神社	大山祇命	8.9.治社明村神す
南中村字井前	〃　市杵島姫神社	市杵島姫命	
	村社八柱神社	五男三女神	
	境内社若宮八幡神社	誉田別命	
	〃　蛭子神社	蛭子命	
字カゴカ坂	無格社津島神社	建速素盞嗚命	
	境内社稲荷神社	倉稲魂命	
もと木戸	〃　山神社	大山祇命	8.9.治社明津す。
平生垣外	〃　聖神社	大物主命	8.9.無格へ移社神社へ
もと北垣内	〃　金毘羅神社	大物主命	8.9.治島へ移神す。
	〃　秋葉神社	火産霊神	

二　神社各説

久具都比売神社（上久具）

殿舎　正殿　神明造　板葺　南面一棟
玉垣御門　猿頭門　扉付　一間
玉垣　連子板打　一重
鳥居　神明造　一基

右神宮司庁造替

当社は延喜大神宮式及び神名式記載の皇大神宮摂社である。大神宮本記に「垂仁天皇二十五年倭姫命皇大神を奉じて滝原より大河の南の道を経　和比野を過ぎてこの附近に至りましし時　久求津彦の参り相ひしかば　国名は何ぞと問ひ給ひしに「久求小野と白すと答え奉りしにより、其の地に久求社定め給へる」ことを記す。儀式帳には、その祭神　久々都比女命、久々都比古命は大水神神の御子としている。寛文三年（一六六三）本社を現在地に再興したが、儀式帳には正殿三宇とあるから他の二棟は再興されなかったものである。明治二十五年上地官林五畝三歩を復旧した。

中川神社

所在　長原字田間ソワ二九一〇の三

1　祭神

天照大神　伊邪那岐命
伊邪那美命　速秋津彦命
速秋津姫命　大山祇命
軻遇突智神　金山彦神
弥都波能売命　於縢山津見神
底筒男神　中筒男神
表筒男神　武速素盞嗚命
奇稲田姫命　田心姫命
市杵島姫命　湍津姫命
天忍穂耳命　天穂日命
天津彦根命　活津彦根命
熊野櫲樟日命　大物命
天児屋根命　天太玉命

大宮姫命　菊理媛命
火産霊神　倉稲魂神
エミ御祖神　誉田別命
気長足姫命　武内大臣
菅原道真　太田命
多度大神　仁徳天皇



中川神社

県告示第五四九号で神饌、幣帛料供進社に指定された。昭和二十一年社格を廃されて宗教法人となる。

3　例祭　七月十五日
4　社殿　本殿　拝殿　瑞垣　宝庫　鳥居
5　社務所
6　境内　六〇〇坪
7　氏子　三二三戸
8　歴代神職（合併後）
（1）西村　嘉助
（2）北村　兼吉
（3）村野初太郎
（4）浦田　十松
（5）縄手　利一　現

不詳一座

2　由緒　明治四十一年二月二十五日旧中川村地区内の神社を合祀表のように長原字田間ソワ二九一〇の三へ移転合祀の上、村社中川神社と単称した。また、同日、三重

長原神社

所在　長原五四六番地の一

1　祭神
正勝吾勝勝速日天忍穂耳命（まさかつあかつかちはやひあめのおしほみみ）
天穂日命（あめのほひ）、田心姫命（たごりひめ）、湍津姫命（たぎつひめ）

天津彦根命、活津彦根命
熊野櫲樟日命、市杵嶋姫命

2　由緒　古くから産土神と崇敬し、二天八王子と称奉された当字の鎮守であり、明治四年ごろから八柱神社とも呼ばれてきた。その創設については、六太夫なる村人が八柱神を奉戴したという由緒（別項、村史篇「長原」参照）が神社庁にも登載されており、例祭は小麦団子の神事として伝承されていた。

その後、明治四十一年二月、村社、中川神社に合祀されていたが、昭和二十五年一月に分離し、長原神社となった。さらに昭和二十六年三月には、神社本庁の設立承認をうけ宗教法人となる。

3　例祭　一月七日＝祈年祭、六月十三日＝例祭、十一月十日＝秋祭

4　社殿　本殿　拝殿　瑞垣　鳥居（二基）　手水洗い　拝所

5　社務所（長原老人会館）

6　境内　一四四坪



長原神社

天穂日命
天津彦根命
田心姫命
木花咲耶姫命
経津主命
毘売乃神
湍津姫命
市杵島姫命
武甕槌命
天児屋根命
本田別命

7　氏子　八八戸

8　歴代神職
(1)坂本住蔵
(2)浦田十松
(3)縄手利一

内城田神社

1　祭神
天忍穂耳命　活津彦根命
熊野須毘命

大山祇命　大物主命
軻遇突智神　素盞嗚命
別雷神　不詳八座

2　由緒　当社はもと棚橋村の氏神として、曰天八王寺と呼ばれ五男三女神を奉祀していたが、明治四年村社八柱神社と改称した。

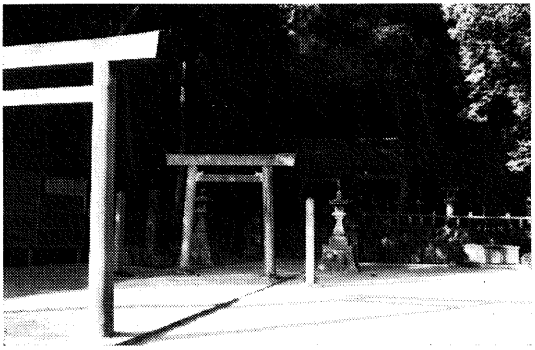

内城田神社

明治四十一年一月十四日許可を受け旧内城田村地区内の神社を合祀表のように、明治四十一年三月十日当社合祀、明治四十一年十二月十二日村社内城田神社と単称した。同日三重県告示第四五九号で幣帛神饌料供進社に指定された。明治四年に定められた村社、無格社などの社格は昭和二十一年勅令第七十一号により廃され、昭和二十一年二月二日勅令第七十号宗教法人令により宗教法人となる。

3　例祭　十二月十二日
4　社殿　本殿　拝殿　御門　瑞垣　鳥居
5　境内　四五二坪
6　氏子　六〇三戸
7　社務所
8　歴代神職（合併後）
（1）中森　文吉
（2）大西八十吉
（3）東出新次郎
（4）坂本　住蔵
（5）中西　丈助

小川郷神社

所在　中之郷字山木戸一〇二二

1　祭神



小川郷神社

大山祇命
軻遇突智命
五男三女神
（天忍穂耳命、天穂日命、熊野久須毘命、天津彦根命、活津彦根命、田心姫命、市杵島姫命、湍津姫命）
蛭子命
誉田別命
菅原道真
建速須佐之男命
天児屋根命
不詳一座

2　由緒　当社はもと中之郷村の氏神「牛頭天王」として、素盞嗚命を祀っていたが明治四年無格社津島神社と改めた。

明治四十一年一月九日許可を受け旧小川郷村地内の神社を合併表のように明治四十一年三月十二日当社へ合祀の上、村社小川郷神社と単称した。

大正元年九月二十日三重県告示第五十八号で神饌幣帛料供進社に指定された。昭和二十一年社格を廃されて宗教法人となる。

3　例祭　一月十五日
4　社殿　本殿　拝殿　鳥居
5　手水舎
6　社務所
7　境内　二四五坪
8　氏子　二九一戸
9　歴代神職（合併後）
（1）奥本助雄
（2）藤本亀吉
（3）橋本定右衛門

（4）　西村長寅

一之瀬神社

所在　脇出字東出四五三の二

1　祭神

五男三女神　大山祇命

誉田別命　姪子命



一之瀬神社

建速須佐之男命、倉稲魂命

大物主命

火産霊神（ほむすびのかみ）

菅原道真

白山比咩（しらやまひめ）命

不詳六座

2　由緒　当社の境代はもと城山といい愛洲氏や帝釈氏の居城であった一の瀬城跡である。のちここに村社八幡社が祀られ、明治四十四年城山を東出と改めた。当社は脇出字宮田にあったが許可をうけて明治四十年七月二十四日市場村社八幡神社を合祀の上、一の瀬神社と単称、大正二年三月二十五日現在地に移転した。

昭和二十一年社格を廃されて宗教法人となる。

3　例祭　二月十五日

4　社殿　本殿　拝殿　鳥居

5　境代　一三一八坪

6　氏子　三五三戸

7　社務所

8　歴代神職（合祀後）

（1）　中田敬三

（2）　西村長寅

第三章　その他の宗教

一　天理教

明治の前期ごろ松阪、東海分教会の人々が主として、棚橋、麻加江付近を、南紀大教会の人たちが和井野を中心に布教し始めた。今ではほとんど町内全域にわたり活発な布教が行われている。

天理教宮長分教会

所在　長原五六八
所属　天理教敷島大教会所属
会長　竹村市助

大正十三年竹村市松は母の眼病を伊勢市宮川分教会の山本孝太郎に助けられて入信した。

大正十四年四月二十日現在地に天理教敷島教会松阪分会宮長宣教所を設置、後現在地に改めた。

天理教東弘分教会

所在　麻加江八四八
所属　天理教東海大教会所属
会長　広　佐七

明治二十三年、会長広佐七の父が東海大教会初代会長加見兵四郎の話を聞いて入信、講社を創設し、昭和九年現在地に教会を建て、昭和二十三年布教所となる。昭和二十四年三月二十七日天理教東弘分教会を設置する。

天理教東中分教会

所在　田口七〇〇―二
所属　天理教敷島大教会東海分会
会長　亀田伊八郎

初代会長亀田幸太郎は、天理教東海大教会初代会長加見兵四郎により入信、多気町笠木方面に布教し、大正六年十二月二十八日、天理教敷島大教会東海分教会東中宣教所を現在地に設け、大正十三年八月二十八日支教会を経て昭和十七年四月二十六日現在名に改めた。会長は初代亀田幸太郎（大正六年就任）、二代目亀田さく（昭和八年

就任)、三代山根金兵衛(昭和二十二年就任)、四代亀田伊八郎(昭和三十七年就任)である。

天理教注連指分教会

所在　注連指一二七五
所属　天理教南紀大教会
会長　広　知次

明治四十三年、初代会長林作右衛門は、祖母の身上から和井野南勢宣教所中西熊次郎から話を聞き入信する。

大正十年注連指に布教所を設け、大正十四年十一月二十三日天理教南紀分教会注連指宣教所となり、昭和十六年十二月二十三日現在名に改める。会長は初代林作右衛門、二代広知次である。

天理教神域分教会

所在　平生七六六の一
所属　天理教東海大教会(多気町相可)
会長　西　一郎

明治の初めごろ初代会長西利吉は身上(みじょう)を父の信仰により助けられ大正五年お道一筋に布教に努めた。大正十二年別科を卒業、大正十二年七月十七日天理教東海大教会神域宣教所長となる。昭和十七年二月一日宣教所名を現在名に改めた。

天理教宮坂分教会

所在　大久保一四三
所属　天理教敷島大教会(奈良県三輪町)
会長　小林敏男

明治の中ごろ棚橋に天理教の講元ができた。その後、浦田音松は建物を、山本勘太郎が土地を提供して現在地に教会を建てた。浦田音松　舟瀬政吉　中谷安蔵等は力を合わせ、松阪分教会の坂本明友を迎えて初代会長とし、大正十二年十二月三日天理教敷島大教会松阪分教会宮坂宣教所を設置し、後現在名に改めた。

会長は初代坂本明友、二代小林光蔵、三代小林敏男である。

天理教伊勢南川分教会

所在　川口四七五の一
所属　天理教南紀大教会

会長　森田偉夫

明治二十五年六月、南牟婁郡五郷村（熊野市五郷）寺倉、中村馬太郎（二五歳）は布教の途中、狩人から一之瀬村和井野西岡チヨがテンカンで悩んでいるのを聞き、はるばる熊野の奥から和井野へ来てこれを治した。人々は神の絶大なご守護に感激した。和井野の中西熊次郎や森田源蔵も身上や事上を助けられて、明治二十五年入信、川口山本トヨノも長年の小児麻痺にご守護をいただき入信した。その後山本楠次郎が講元となり、和井野森田源右衛門、森田仙右衛門（源蔵の子）、西野長四郎等により小川郷一帯に布教が行われた。大正六年には集談所ができ、大正十五年一月十四日現在地に天理教南紀大教会伊勢南川分教会が発足することとなった。

会長は初代森田源平（森田源蔵の孫）、二代山本善次、三代山本チヨエ、四代森田偉夫である。

二　日蓮正宗（本山、創価学会多宝富士大日蓮山大石寺）

日蓮宗の宗祖は、日蓮大聖人であるが、日蓮大聖人は、あまたの弟子の中から弘安五年（一二八二）に、六人の本弟子を定められた。それは、日昭、日朗、日興、日向、日頂、日持である。また、日蓮大聖人は、この六人のなかから、みずからの仏法の肝要を付嘱するため日興上人を選ばれたのである。

そして、日蓮は、富士山に仏法の根本道場を開く構想を日興に遺され、弘安五年九月身延より池上に移られ、同年十月十三日池上宗仲の館で入滅されたのである。

日興上人は、当時直ちに富士戒壇建立の機運にいたらなかったので、ひとまず身延山の総貫主として、門下全体を統率する位置につかれ、富士戒壇建立のときを待った。

しかし、日興は、その後、日向他五老僧の法謗にあったため正応二年（一二八九）ついに正法護持の身延山を離

れ、正応三年（一二九〇）富士山麓大石が原に十二間四方の大坊を完成し、十月十三日ここに移られたのである。これが日興上人の御座所である大坊であり、本山大石寺の始まりである。

さて、度会町創価学会の歴史は、昭和三十二年四月、日蓮正宗総本山大石寺の信徒団体である創価学会横浜鶴見支部の弘教により、栗原の西田政一が妙法の一粒種として誕生したときに始まっている。

その後、急速に発展し、三年後の昭和三十五年五月、第三代創価学会会長に池田大作の誕生を見たときは、すでに本町の全地区に創価学会員は広がり根をのばしていた。

昭和五十年七月の町議会議員選挙には、しだいに増えた学会員の推選により立候補した棚橋の中村茂が本町における始めての公明党議員として当選した。

さらに、昭和五十二年二月、度会支部が結成され、初代支部長に棚橋の釜谷好光が就任、その翌年の九月、小川郷生活改善センターにおいて、盛大に第一回支部総会が開催された。

つづいて、昭和五十四年七月の町議会議員選挙には、公明党議員の中村茂が再選を果たした。

その他、仏法セミナー、支部総会などを各地区で開催し、活発な活動を展開しているが、昭和五十五年十月には、中央公民館において、創価学会創立五十周年を記念して、第三四支部総会を盛大に開催した。

昭和五十六年は、宗祖日蓮大聖人の第七百遠忌奉行の年であり、本町の全地区広宣流布の年として、布教につとめている。

三　立正佼成会

立正佼正会の教義は、法華経が主体で、法華経が灘波（今の大阪）に伝わったのは、五七七年で、その三八年後に、聖徳太子の御手により日本最初の解説書が作られた。

その後、この教えの弘通に力を入れられたのは、伝教

大師(最澄)、承陽大師(道元)、立正大師(日蓮聖人)で特に立正大師は、身命をなげうって、広宣流布に務められた。

立正佼成会の本仏さまで「久遠実成釈迦牟尼如来」で宇宙の大尊神である。会員は、朝夕七時には、教典を上げる。お題目の南無妙法蓮華経ととなえる。

昭和十三年、新潟県の庭野日敬が、借家で最初三〇名ほどの賛同者を集めて法華経の教えを説いた。その当時より女房役の浅沼妙光(今は故人)を自転車に乗せて、妙光とともに法華教の教えを広宣流布し、導きに専念した。現在の会員は、四百万人といわれている。各県に教会があり、その下に支部があるが、当地方では伊勢市に支部がある。本町の最初の導き元は、当津の尾崎良一(故人)で昭和三十三年ごろ入信し、新聞や機関紙などの配付を通じて布教活動を行った。現在の責任者は、同区の藤田幸一郎で、尾崎良一のあとをうけて広宣流布のため地味な活動を続けている。信徒は、田口、長原、鮠川、立岡、大久保、当津、川口などにある。

四　世界救世教

本町で世界救世教が初めて布教されたのは、ごく最近のことであり、昭和三十年に支部が発足し、初代支部長に当津の尾崎茂があたった。

現在の支部長は、牧戸の井戸本義輝であるが、その信者は、田口、鮠川、当津、下久具、牧戸、河津などに約三〇名を数え、毎月一回例会をひらき、研修と布教活動につとめている。

世界救世教の本部は、熱海市田原町にあって、教祖、岡田茂吉を明主様と仰ぎ、神の究極の目的である真善美の世界、すなわち「地上天国の建設」をスローガンとしている。

地上天国とは、宗教、科学、芸術などが、渾然と融和した秩序正しい社会のことで、病気と貧亡と争いのない地上天国をこの世に造ることを理想としている。

世界救世教は、教祖の明主様によって創(はじ)められた。明

主様は、昭和六年六月十五日、房州鋸山において、神の啓示をうけられ、世界が一大転換期に来ていることと、人類を苦悩より救済して、地上に天国を造るべき使命があることを感得せられた。

このようにして、昭和十年一月一日、東京において立教を宣言し、宇宙万物の創造である神を「大光明真神（みろくおおみかみ）」の御名をもって奉斎し、信仰の対象としている。

五　救世神教

本町において、救世神教が活動を初めたのは、昭和四十五年のことで世界救世教を離脱した後藤谷元を管長として発足した教団で、きわめて新らしい。本部は、津市神戸長谷にあり、その支部の度会支部が本町に所在し、初代支部長は、坂井の北村清五郎である。その信者は本町と大台町を主として約八〇名である。

救世神教は、世界救世教と同じように教祖、岡田茂吉を明主様と仰ぎ万物の創造主である主の神を「大光明（みろくおおみかみ）」とお称えし、そのご神霊と教祖様を「おしえみおやぬしの神」なるご神名をもって、あわせ奉斎している。

明主様の岡田茂吉は、明治十五年十二月二十三日に東京の浅草で生まれられ、昭和三十年二月十日七十三歳をもって昇天されている。

救世神教は、その目的として、宗教とは神の慈悲心の発露である。神の御心がその宗教の目的と一つのものであり、その目的を一言に言えば、地上天国建設であると述べている。また、地上天国とは、病気、貧乏、争いなどの不幸のない真、善、美、全き世界であり、宗教と科学が車の両輪のように両々相俟（あいま）って前進して、始めて健全であり幸福な天国的社会をつくることもできるとしている。

第十編　治　安

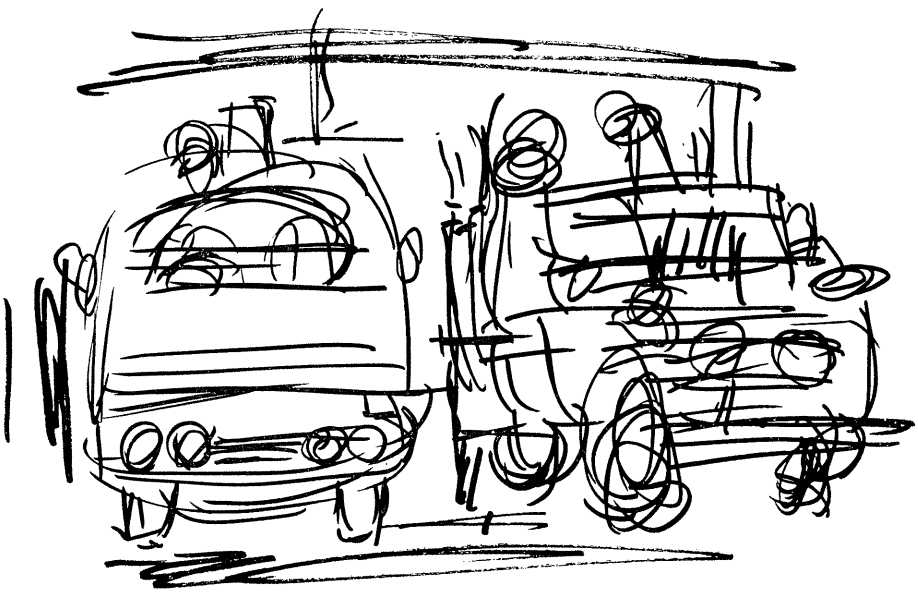

第一章　法務局

登記事務　本町の棚橋に山田区裁判所内城田出張所として、登記事務所が設置されたのは、昭和五年一月であった。

それまでの登記事務は、内城田村、小川郷村は田丸町（現玉城町）の登記所、中川村は相可（現多気町）の登記所、一之瀬村は慥柄（現南島町）登記所で行われていたが、分かれていたことと遠かったため、誠に不便であった。

大正の末期、これらの不便を解消するため各村長らの協議により、四か村の共同出資により、事務所並びに住宅を建設することを条件として、棚橋に登記事務所の設置を請願した。その結果、昭和五年棚橋に山田区裁判所内城田出張所として開設され、同年一月十五日初代所長として、杉江金一が着任した。

その後、昭和二十二年五月には、津司法事務局内城田出張所、昭和二十四年六月には、津地方法務局内城田出張所、次いで町村合併後の昭和四十二年十月には、津地方法務局度会出張所と改称された。さらに昭和四十八年三月この出張所が廃止となり津地方法務局伊勢支局に統合されたが、その間、四十三年間、この地方の登記事務を扱っていた。

津地方法務局度会出張所という名称は知らなくても、棚橋の登記所といえば誰知らぬ者がないまでに住民に親しまれていたのである。

第二章　警　察

警察事務　明治四年の廃藩置県は、社会の混乱動揺が起こり、治安の維持は、主として藩兵で組織された取締組がこれに当たり、軍務官の指揮に属していたので軍事警察の形態をもっていた。

明治五年、取締組を邏卒と改称し、司法省に移管されて司法警察時代となった。

さらに、明治七年内務省に移管され、行政警察時代に転換したのである。

明治八年三月、太政官達第二十九号をもって公布された「行政警察規則」によって、警察制度の近代化が基礎づけられたのである。その後、幾多の改廃が行われたが、昭和二十三年の大改革まで約百年に近い間、我が国の行政警察の根幹となったのである。

この規則は、行政警察制度に明確な法的基礎が規定された。その第一条に「……人民ノ凶害ヲ予防シ、安寧ヲ保全スルニ在リ」と規定し、さらに第三条には、警察の職務を大別して「一、人民ノ危害ヲ防止スル、二、健康ヲ看護スル、三、放蕩淫逸ヲ制止スルコト、四、国法ヲ犯サントスル者ヲ隠密裡ニ探索警防スルコト」と定められている。

明治八年十月、太政官達第百八十二号をもって「邏卒ヲ巡査ト改メ候条此旨相達候事」とあり、日本全国に巡査が誕生した。

巡査は「巡回さん」「御巡りさん」の愛称をもって親しまれ、現在なお警察官の代名詞のように使用されている。

この地方に警察署の設置をみたのは、明治九年一月で、度会郡山田岩淵町（現在伊勢市岩淵町）に警察出張所を、度会

郡小俣村(現小俣町)度会郡野後村(現大宮町野後)度会郡慥柄村(現南島町慥柄)に警察屯所が置かれたのが初めである。

翌明治十年一月、内務省乙第五号をもって次の布達があった。

各地方ニ於テ従来取設有之候警察出張所並ニ屯所等ノ名義ヲ廃シ、更ニ出張所ヲ警察署、屯所ヲ分署ト改称シ各設置スル所ノ地名ヲ冠唱可致……此旨相達候事

とあり、警察署、分署が整備された。

県では、明治十九年巡査教習所を設置して巡査の養成に当たった。

本町は、山田警察署の管轄となる。山田警察署は、その後、幾度か名称の改変があったが、現在、伊勢警察署として継承されている。

県下各町村に巡査駐在所が設置されたのは、明治二十年以後となっている。地方に巡査駐在所が設置されるようになったことに関してこんな挿話がある。



棚橋警察官駐在所

明治十九年九月頃当時四日市警察署長川田通(三重県出身後度会郡長)が三重郡菰野、追分、東富田各村の派出所に二、三名の巡査を配して、付近の村落を巡視させて治安維持に努めたが効果があがらなかったので、時の上司石井邦猷知事、門岡警部長に献策して、一村一巡査駐在所の設置を極力要望した。川田署長の主張がみとめられ試みに四日市署管内五―六ヵ町村に巡査駐在所を設置して、其の成果を見ることにした。

その効果は、日と共にあらわれ、村内の内情もよく分り、治安もよくたもたれた。これにより県当局は、その旨を内務省警保局長清浦奎吾(後総理大臣)に上申した。翌二十年警部長会議に取りあげられ全国に実施されることになった。三重県においても同年これが設置にふみ切った。

というのである(『三重県警察史』による)。

三重県では、明治二十年各年に巡査駐在所が設置されることになったが、経費、人材、設備などの制約もあり、県下一斉に設置されたとは考えられないが、計画をたて、逐次設置され相当の年月を経て完了されたものと思う。

本町に駐在所が設置された年代は明らかではないが、古老の話によると、明治二十年ごろ、旧内城田村大字棚橋字船戸に「渡辺増吉」という人が駐在し、犯罪防止、違判者検挙に従事していたという。当時世間ではこれを「番太」といっていたという。現在船戸ではその屋敷跡を「番太屋敷」と呼んでいる。

本町の旧各村に巡査駐在所が設置されたのは、日清戦争前後ではないかと思われる。旧各村に何村巡査駐在所と各村名を冠して呼んでいた。

町村合併後は、所在地の集落名をつけてそれぞれ麻加江、棚橋、中之郷、一之瀬巡査駐在所と称した。

昭和三十六年一月六日、県告示第二号を以って警察官駐在所と改称され、三重県伊勢警察署度会町〇〇警察官駐在所というようになった。

昭和四十四年四月、四駐在所の管轄区域が改変され、昭和四十五年三月三十一日をもって、中之郷駐在所を廃して三駐在所とし、中之郷、栗原、川口の三集落を棚橋駐在所へ、日向、五ヶ町、小川、火打石、駒ヶ野の五集落を脇出駐在所へ分割編入し、鮠川、立岡、大久保、平生、茶屋広、当津の六集落は麻加江駐在所の管轄区域となって現在に至っている。

部長派出所　内城田村当時、現在の役場敷地の一角(商工会のあたり)に部長派出所があったが、設置年代と歴代の部長名を調査したが、不明のため記録することができなかった。

第三章　消　防

消防のはじめ　初めに我が国の消防の歴史をたどってみると平安時代には禁裡(り)火消、江戸時代には、庭火消、大名火消、方角火消、八丁火消の名が見えているが、これらは主として御所、将軍、大名らの一部の防火の組織の名であ



消防団の査閲

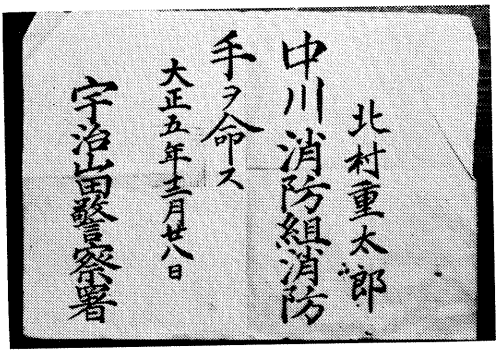

消防手任命の辞令



広域消防度会出張所

った。一般庶民の防火組織は、将軍吉宗の時代に、いろは四七組の町火消ができて、相次ぐ江戸の大火に対処するようになった。しかし、村落の消防については、駈付消防が主で組織だったものはなく、消防をはじめとする治安は、五人組による相互扶助や相互索制によって、維持されてきたものと思われる。

その後の消防の歴史の歩みは、明治三年（一八七〇年）に町火消が消防組に改められ、明治二十年には警視庁に常備消防手を置くと記されている。明治二十七年ごろから逐次地方にも消防組が編成されたが、その消防組は、府県知事が管掌し、全国統一を図ることとなった。

ちなみに明治四十三年の旧中川村消防組の組織をみると左図のようになっている。

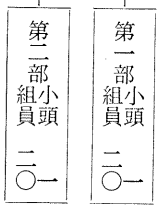

ポンプ器具を麻加江に置く

ポンプ器具を坂井に置く

また、旧内城田村の消防組は、明治四十五年二月十四日県の認可を得て組織され、組頭のもとに八部に編成し、葛原を第一部に、第二部大野木、第三部棚橋、第四部牧戸、第五部平生、第六部大久保、立岡、鮠川、第七部当津、田間、第八部上久具、下久具とした。また、消防器具納室を、葛原、大野木、棚橋、牧戸、平生、立岡、当津、上久具にそれぞれ設置し、警鐘台を棚橋に建て、非常の場合は、この警鐘に応じて各区で早貝を吹いて呼応するようにした。

消防組織としては、中川と同じように、組頭一人、小頭二〇人、消防手三〇一人、喞筒（ポンプ）八台、鳶口三五、旗八、高張八、弓張提灯二〇〇、刺又八、布製水桶五〇、梯子八、布製水溜一、頭巾法衣三二と記録されている。また、消

防組員は、青年又は村内の屈強な壮者を選んだ。

当時の服装は、紺色の生地の、もも引き、はんてん、腹当て、防火づきんを着用し、はんてんには、背に赤のふち取りの丸の中に「中川」と記し、また、肩から両袖にかけては、赤線を通し、組員は一本、小頭二本、組頭三本として階級を示した。もも引きは、外側の縫目に添って上から下まで一本の赤線を染め込んだものであった。

左に消防組組織のできた当時の一之瀬消防組の記録を写してみると、

一之瀬消防組記録

一、区域、一之瀬村一円
一、名称、一之瀬消防組
一、認可年月日、明治四十四年六月十四日
一、器具器械

半纏三三、股引三三、喞筒一台、纏一、旗一旒、提灯一八、鳶口三〇、三尺帯三〇、桶五個、帽子三、頭巾二七、信州底二枚製足袋三〇足、燈灯一五張

一、手当

名称	組頭	小頭	消防手
出場手当	金三十八銭	金三〇銭	金二十六銭
弁当代	一回ニ付金五銭	〃 五銭	〃 五銭
草鞋代	同 二銭	〃 二銭	〃 二銭
ろうそく代	同 一銭	〃 一銭	〃 一銭

消防組の組織された後年、組頭・小頭等は、関係する警察署長によって任命された。大正七年、各署には消防事務主任警察官が配置され、大正八年には消防署が特設された。大正十五年九月、東京で消防大会が開催され、その結

果、昭和二年七月、大日本消防協会が結成された。昭和十二年、日華事変勃発により同十四年一月警防団令が公布され、全国一斉に発足、消防組は発展的に解消し警防団となった。

その後、敗戦によって、昭和二十二年四月、消防団令公布発足、マ元帥書簡により消防団は警察から分離して、町村長の任命になった。

度会町消防団編成表

種別＼分団	本団部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	計
定員	2	32	31	36	32	22	155 人
実員	2	32	31	36	32	22	155
団長	1						1
副団長	1						1
分団長		1	1	1	1	1	5
副分団長		1	1	1	1	1	5
班長		7	8	6	6	7	34
団員		23	21	28	24	13	109
消防ポンプ自動車				1			1 台
小型動力ポンプ		7	6	10	5	6	34 台
受持区域		上川～小萩	駒ケ野～口川	葛原～平生	長原～注連	原指～大久保～上久具	

我が町では、昭和二十二年九月二十五日、旧一之瀬、中川、小川郷、内城田各村はそれぞれ消防団を改称し、各村長の任命による、団長、副団長、分団長、団員により消防団が組織され、度会村発足にいたるまで、各地域の治安消防にあたってきた。

昭和三十年四月、町村合併により、旧四か村が合併、度会村となり、度会村消防団が組織され、各旧村を単位に分団を配置した。

現在の度会町消防団の組織は、別表のとおりである。

明治以降の消防活動　主なるものとしては、明治四十三年四月、国束山の大火があり、内城田、中川、東外城田村消防団の活躍によって鎮火、また、民家の災害については、昭和十三年の長原、田間の火事が記憶に新しい。なお、昭和十九年七月、東南海大地震が発生、吉津

村をはじめ南島方面は、津波による大被害を受けたが、その復興のために旧四か村の消防団員も出動して、災害救援活動に当たった。

消防団長

代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	清水 清	昭和三〇・四・一	昭和三一・三・三一
2	服部幸夫	〃 三一・四・一	〃 三四・七・一四
3	北村重夫	〃 三四・七・一五	〃 五五・三・三一
4	鈴木逸男	〃 五五・四・一	現在

広域消防の発足　昭和五十年四月、伊勢市と隣接する五町村（度会郡二見町、小俣町、玉城町、度会町及び御薗村）により、事務委託方式による広域消防が発足した。その組織は、本部の下に一署、六出張所が設置され、職員数は、一五〇名の態勢で新たに発足し、現在に至っているが、広域消防度会出張所の概要は次のとおりである。

広域消防度会出張所

（土地・建物）

場所　度会町棚橋岸ノ上
構造　S造平家建
面積　延165.89㎡
敷地面積　351.00㎡
設置年月日　S50.11.25

（配置人員）

消防司令補	2
消防士長	2
消防士	8
計	12

なお、広域消防発足以後の五か年の消防活動状況及び救急活動状況は次表のとおりであるが、度会出張所の消防士の常駐による情報網や機動力の発揮によって、災害の発生を未然に防ぎ、あるいは災害発生の初期において、迅速に

過去5か年間消防活動状況（額千円単位）

区別＼年別		50	51	52	53	54
火災件数		4	3	2	4	7
損害額		6,754	34	392	44	645
死傷者		0	0	0	0	0
り災人員		8	4	6	0	6
建物	件数	2	1	0	1	1
	損害額	6,744	34	0	5	494
林野	件数	1	0	0	2	4
	損害額	10	0	0	39	148
車輪	件数	0	0	0	0	0
	損害額	0	0	0	0	0
その他	件数	1	1	0	1	2
	損害額	0	0	0	0	3

過去4か年間救急活動状況

区別＼年別	51	52	53	54
火災	0	0	0	0
自然災害	6	0	0	0
水難	2	1	0	0
交通	27	41	31	31
労働災害	10	9	3	5
運動競技	1	0	5	1
一般負傷	14	30	26	20
加害	0	0	0	0
自損	0	0	2	2
急病	40	55	50	66
その他	4	4	2	2
計	98	140	119	128

50年度は11月発足以降30件

対処できるため、その被害を最小限にくいとどめている。また、交通災害及び急病などに対する救急活動が活発に行われるようになった。

第四章　兵　事

明治六年に徴兵令が施かれてから、西南戦争、朝鮮出兵、日清戦争、台湾征伐、日露戦争、シベリヤ出兵（第一次世界大戦）、満洲事変とつづき、さらに日中戦争を経て第二次世界大戦に突入し、昭和二十年八月十五日の敗戦によって、戦争の幕は閉じられたが、その間の我が国の戦争の歴史はいたましく、深い傷跡は、消えることがない。

戦後、新憲法によって、戦争の放棄がうたわれているが、違憲と騒がれつつ、陸・海・空の自衛隊を常備するようになった。

過去における幾多の戦争の犠牲となられた人々の供養のため、毎年、町では慰霊祭をとり行っている。また、内城田神社には、近年、老人会の手により「平和の礎」の碑（いしぶみ）が建てられ、他の地区では、古くからさまざまな碑を建てて、その遺徳をしのんでいるが、ここに、西南の役以来の戦没者の氏名を列記して、諸霊をとむらいたい。

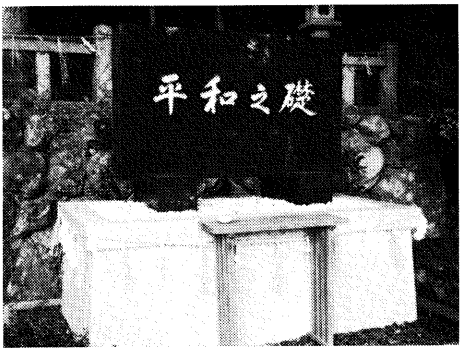

慰 霊 碑 （内城田神社境内）



殉 国 碑 （東明院境内）

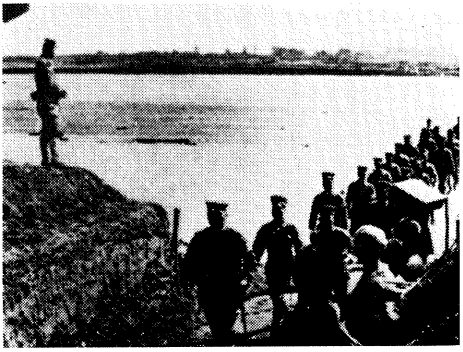

日露戦争の33連隊（奉天会戦）



戦没者記念塔 （小川郷神社境内）



シベリア出兵の33連隊 （雪の進軍）



中国での戦い　（徐州会戦）

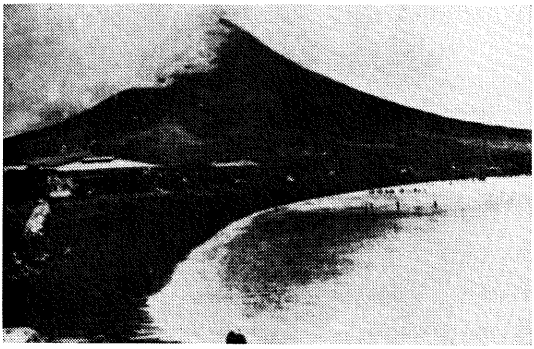

比島作戦　（レガスピー海岸と比島富士）

西南の役以来戦没者調

字名	戦没者
	人
◦中川村	
注連指	21
田口	18
麻加江	10
坂井	13
長原	25
立花	12
計	99
◦内域田村	
葛原	23
大野木	22
棚橋	37
牧戸	16
平生	22
大久保	12
立岡	12
鮠川	7
茶屋広	3
当津	5
田間	3
上久具	11
下久具	11
計	184

字名	戦没者
	人
◦小川郷村	
駒ケ野	18
火打石	8
小川	9
五ケ町	6
日向	18
中之郷	13
栗原	18
川口	24
計	114
◦一之瀬村	
川上	5
南中村	35
和井野	32
脇出	15
市場	10
柳	25
小萩	14
計	136
合計	533

中川地区

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
注連指	松原鹿次郎	明5・3・26	明28・4・22	中国盛京省柳樹屯
〃	松原清祐	大5・9・25	昭13・4・3	中国河北省武安県徘回鎮付近
〃	中井利一	明43・3・20	昭18・4・11	比律賓呂宋島サンパレス州マレンロック東方七粁
松原	三夫	大9・6・22	昭19・12・19	中国温州東方沖
〃	中井市男	大5・12・12	昭19・5・2	インドアッサム州マニプール王国チンダイ西南河四〇八〇高地
〃	上山所生	大3・1・25	昭19・9・17	中国湖南省衡陽県塘家湾
〃	上村正夫	大3・9・20	昭19・8・7	ビルマ国
〃	林　虎一	大10・3・1	昭19・6・5	インドアッサム州
〃	前田辰美	大12・2・9	昭20・7・27	タイ一二一兵站病院
〃	東谷性吉	大7・2・10	昭19・11・25	中国
〃	中山政雄	明45・4・15	昭20・6・10	沖縄本島安里
〃	上村貫一	大11・1・24	昭20・6・18	沖縄本島真栄平
〃	上村武司	大7・12・9	昭19・7・6	ビルママグエ州三二九九高地
〃	松原勇次	大9・4・21	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
〃	東谷幸平	明40・10・29	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
〃	松原虎蔵	大10・1・21	昭19・10・20	比島レイテ島ダガミ方面
〃	山本武夫	大10・7・9	昭19・10・28	比島レイテ島ダガミ方面
〃	縄手信夫	大13・5・15	昭21・9・25	シベリヤスーチャン
〃	上村　勇	大4・6・12	昭19・9・21	ビルマモーライ県ビンレブ
〃	上村鹿夫	大9・7・29	昭20・3・18	比島ルソン島マニラ東方三〇粁高地
〃	山原壽義	大14・1・28	昭19・9・2	兵庫県尼ケ崎市開明町三丁目五〇番地

字	名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
田	口	喜多甚太郎	明13・5・24	明37・8・10	中国大連湾
〃		上村半蔵	明16・1・5	明37・9・20	名古屋病院
〃		堀本與蔵	明15・2・10	明38・10・4	大房身病院
〃		徳力藤五郎	明32・12・3	昭14・3・12	中国広東省広東市西村自来水廠貯水池付近
〃		山口文作	明45・2・1	昭19・7・18	マリアナ島中部太平洋サイパン島
〃		上村正夫	大3・9・20	昭19・8・7	ビルマサガイ州チンドウイン県トンヘイ
〃		山下一夫	大9・3・2	昭18・5・31	ソロモン群島
〃		中谷良一	大3・2・13	昭20・1・26	比島ホロ島マイブン方面
〃		堀本一吉	大2・3・12	昭20・9・23	中国湖南省長沙第一八四兵站病院
〃		喜多保之	大10・8・21	昭19・10・4	中国湖南省衡陽県三板橋
〃		西組秀次郎	大9・10・1	昭19・10・28	南洋群島大宮島フエレナ
〃		喜多康治	大9・11・24	昭19・11・10	比島レイテ島ルビ山中
〃		山根好夫	大9・9・16	昭19・8・25	西部ニューギニヤカスピ岬
〃		北川富太郎	大12・1・15	昭19・10・28	比島レイテ島ダガミ方面
〃		田中豊秋	大9・10・5	昭19・6・24	インドアッサム州ドンサン
〃		北川豊蔵	明44・4・27	昭14・9・12	日赤病院
〃		山根榮一	大3・3・1	昭20・3・26	中国南京第一五六兵站病院
〃		徳田重次郎	大9・11・10	昭25・8・4	中川村田口
麻加江		細谷又兵衛	大4・3・11	昭13・9・2	中国江西省瑞昌県蔡曹付近
〃		山口梅松	大5・1・19	昭13・10・15	中国河南省経扶県磨磐山南方高地

字	名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
麻加江	森本	清	大9・4・15	昭19・7・30	ビルマピンウユ
〃	山本	為次郎	大9・8・8	昭18・9・15	三重療養所（河芸郡大里村）
〃	辻本	伊八	大9・10・30	昭20・4・29	沖縄本島嘉敷方面
〃	山口	音七	大10・9・9	昭19・10・21	比島レイテ島ドラグ
〃	世古	秀一	大12・1・12	昭21・4・20	中国北安省北安県北安病院
〃	黒井	幸次郎	大12・12・10	昭18・8・12	呉海軍病院
〃	久保	寅市	大3・12・2	昭20・6・26	アンボン島方面
〃	山口	善之丞	明39・3・20	昭20・7・21	ダバヲ島
坂井	辻	清太郎	明40・8・15	昭19・3・1	ニューギニヤ島
〃	西井	健二	大7・3・3	昭19・8・8	ビルマチンドウエン県コンタ東方六粁
〃	北村	達雄	大13・9・28	昭20・6・13	中国
〃	奥野	初太郎	明40・9・26	昭19・7・18	マリアナ島中部太平洋サイパン島
〃	奥野	良郎	大15・5・18	昭20・1・31	比島
〃	山本	壽	明43・4・7	昭19・11・6	ニューギニヤソロン
〃	濱井	勘蔵	大3・1・23	昭19・8・27	ソロモン群島方面
〃	森田	廣蔵	明44・8・3	昭19・9・1	中国湖南省邵陽県西郷紩羅庙
〃	北村	銀蔵	明34・12・11	昭20・7・10	中部ルソン島
〃	南	半一	大14・4・19	昭19・11・17	北緯三三度二一分、東経一二四度四二分海上
〃	加藤	重蔵	大9・7・9	昭19・10・28	比島レイテ島ダガミ方面
〃	山本	道男	大12・7・24	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
〃	米沢	春郎	大7・2・13	昭19・8・19	ビルマ

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
長原	北村幸八	明13・9・10	明37・10・5	沙河病院
〃	垣出中長松	明42・4・7	昭13・12・17	神戸市兵庫病院
垣出中	勢一	大8・11・7	昭17・10・17	中国江蘇省上海南市南市陸軍病院
田辺	武治	大8・10・30	昭18・4・5	東京第二陸軍病院大蔵臨時分院
大西	留次郎	明36・4・14	昭17・8・7	ソロモン諸島
森本	輝行	大14・12・4	昭18・11・25	ギルバート諸島マキン島
北村	駒太郎	大10・3・1	昭19・5・14	インドアッサム州マニプール王国四七五五高地
大西	藤太郎	大4・3・1	昭19・8・28	中国湖南省衡陽県三板橋第138兵站病院
北村	幸夫	大13・2・1	昭20・1・22	中国江蘇省南京陸軍病院
竹村	昌次郎	大12・6・10	昭20・8・13	熊本県球磨郡一勝地村那良口駅東方
北村	常平	明43・7・27	昭20・6・24	九州東方海面
北村	二郎	大12・1・8	昭20・3・17	比島ルソン島
大西	一男	大13・10・19	昭20・11・30	中国江蘇省上海第157兵站病院
北村	益夫	大13・4・24	昭19・12・7	朝鮮済州島
大西	政次	大12・2・8	昭20・7・21	比島ミンダナオ島ダバ方面
永井	正二	大12・4・13	昭19・12・23	ビルママンダレー市第105兵站病院
中世古	安英	大11・8・14	昭19・6・27	インドマンプール王領ペレル東方五粁
大西	齋太郎	明35・11・15	昭20・7・10	中部ルソン島
永井	茂太郎	大9・9・25	昭19・10・23	比島レイテ島パロー
森本	文生	大9・7・22	昭21・1・15	シベリヤ第三地区方面
北村	孫一	大7・6・11	昭20・5・8	比島ルソン島ヌエバビカヤ州バレテ峠

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
長原	森本勘太郎	明33・1・9	昭21・9・5	朝鮮咸鏡北道古茂山収容所
〃	大西弥三	大4・9・20	昭20・6・1	比島ミンダナオ島マライバライ
〃	大西金之助	大11・11・15	昭18・11・23	東支那海北緯一八度四三分、東経一一二度七分
〃	森井矢太郎	大2・2・8	昭15・7・7	中川村長原
立花	中西卯一	明6・3・25	明27・11・21	広島陸軍病院
〃	登才吉	明15・5・1	明37・9・18	中国鳩湾鉄道付近
〃	櫻田正雄	大11・9・3	昭19・4・20	南洋群島方面
〃	登英三	明36・6・20	昭19・2・17	南洋群島西カロリン諸島付近、北緯八度五〇分、東経一二五度四〇分
〃	中井利次	大11・5・6	昭20・4・7	奄美諸島西方北緯三〇度四〇分、東経一二八度三分
〃	中西勤	大12・2・4	昭20・12・6	中国江蘇省
〃	濱岡富次	大元・10・20	昭20・5・7	比島ミンダナオ島タバオ
〃	中井亮	大14・6・10	昭19・5・28	ニューギニヤ
〃	濱岡嘉六	大9・2・15	昭19・9・28	ビルマ国シッタン
〃	中村久治	大12・6・11	昭19・11・25	ビルマ国ダンモール
〃	北村寅郎	明38・10・27	昭20・11・2	ソ連ウラジオ地区アルチョハ収容所
〃	奥井勇	明42・4・13	昭20・10・1	中国浜江省五常県五常東北方面

内城田地区

葛原	杉井金次郎	明11・10・10	明38・3・7	中国李官堡付近
〃	水小田六助	明16・3・1	明38・3・7	中国李官堡付近

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
葛原	辻本政生	大5・9・1	昭12・12・7	中国江蘇省湯水鎮東方台地
〃	山本宮之亟	明37・12・5	昭13・12・13	中国安徽省青陽県獅子山
〃	西村正二	大12・3・15	昭17・4・27	南洋群島
〃	中山武雄	大7・7・24	昭17・1・17	南洋群島
〃	山口精一	大2・10・24	昭19・1・17	南西諸島南東方、北緯一三度、東経一三五度一〇分にて乗船中
〃	山本悦三	大2・2・8	昭19・9・18	フィリピンルソン島マニラ港外、北緯一四度二〇分、東経一二〇度五分
〃	阪井弥左生	大12・12・5	昭20・7・2	京都府舞鶴市舞鶴海軍病院
〃	坂口　勇	大13・9・24	昭20・12・29	中国浙江省杭州第171兵站病院
〃	浦田嘉蔵	明44・12・16	昭19・9・26	中国湖南省沼陽県沼陽
〃	松田甚左衛門	大7・6・5	昭20・8・8	ビルマ国モールメン県メタロー東方方面
〃	清水修太郎	昭2・10・10	昭20・5・25	比島ネグロス島
〃	辻本義正	大11・11・10	昭19・12・24	ビルマ国サガイン州オークトウ方面
〃	長尾龍男	昭3・7・7	昭20・7・7	比島ルソン島山岳州カバクアレ北方十粁
〃	小林勇二	大7・9・28	昭19・10・28	比島レイテ島ダガミ
〃	中井秋男	大10・11・14	昭20・4・15	比島ルソン島サラクサク
〃	中井吉蔵	明45・3・10	昭20・5・1	比島ルソン島山岳州バギオ
〃	坂口秀雄	大5・1・1	昭19・6・30	ニューギニヤ
〃	清水　勝	大11・11・10	昭20・6・19	沖縄本島真壁方面
〃	山口　努	大11・4・12	昭19・10・8	ビルマ
〃	坂口一生	大9・9・30	昭19・8・10	三重療養所（河芸郡大里村）
〃	辻本重市	大2・8・25	昭20・1・11	中国湖南省方面

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
大野木	若宮千代吉	大8・8・27	昭15・10・10	中国安徽省涇県琴渓橋獅子山
〃	森下廣八	大5・9・17	昭18・6・1	ソロモン群島ポーガインヴィル島「キエダ」第六師団第一野戦病院
〃	山下長松	大8・12・20	昭19・11・25	フィリピンルソン島マニラ西方
〃	森下菊松	明40・12・12	昭19・7・18	中部太平洋マリアナ群島サイパン島
〃	福井英夫	大12・8・8	昭20・4・7	奄美諸島西方、北緯三〇度四〇分、東経一二八度三分
〃	山下喜蔵	大9・3・31	昭19・10・18	バブヤン群島
〃	野呂鑛平	大12・1・2	昭20・7・1	比島ハーミー飛行場東方山嶽方面
〃	福井悦生	大10・5・12	昭21・3・4	中国河南省第115師団野戦病院
〃	中世古庄八	明39・9・4	昭19・7・31	西部ニューギニヤ、サルミ
〃	若宮鹿之助	大11・3・10	昭20・3・30	比島ミンダナオ島ブキドノン州マライパライ
〃	若宮巻蔵	大8・3・28	昭20・7・18	比島ルソン島第三レストハウス
〃	東出作蔵	大11・3・20	昭19・8・19	ビルマモーライ県
〃	森下忠晴	大12・3・8	昭20・1・5	ビルマ国マレダレー第五三師団第四野戦病院
〃	西村正一	大11・1・20	昭20・4・28	沖縄本島内門
〃	東出久二	大12・3・7	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
〃	山下秀雄	大12・2・6	昭20・5・20	比島サマール島モンドラゴン東南
〃	山本文司	昭3・7・11	昭20・7・6	比島ネグロス島カジツ
〃	西村崇一	昭4・5・24	昭20・7・6	比島北部ルソン島カバツアン北方
〃	福井清治	大9・3・9	昭18・7・9	京都府福知山陸軍病院
〃	森下宮松	明10・2・18	明33・8・18	台湾
〃	福井行夫	大10・1・4	昭20・7・20	比島ルソン島山岳州ファムスクール
〃	西村元蔵	大11・1・22	昭19・7・2	中国湖南省衡陽県露口東側高地

字	名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
棚	橋	岡村政平	明14・12・8	明38・3・7	中国李官堡
〃	〃	中村庄次郎	明12・8・31	明37・9・3	中国盛京省遼陽
〃	〃	大西用次郎	明43・6・1	昭13・5・10	中国山東省済密県蘆家楼付近
〃	〃	岡村市之亟	大元・10・8	昭19・7・8	中国河南省
〃	〃	大西松兵衛	大7・3・5	昭19・8・8	三重療養所（河芸郡大里村）
〃	〃	岡村廣治	大11・11・22	昭20・3・13	北海道勇払郡苫小牧町表町稔第九二七六部隊
〃	〃	橋本乙次郎	大9・12・26	昭19・4・13	インドアッサム州マニプール王国インパール北方三八三三高地
〃	〃	橋村梅生	大12・2・15	昭19・12・2	中国湖南省邵陽県余田橋患者療養所
〃	〃	大北純生	大13・6・17	昭20・8・8	朝鮮釜山陸軍病院
〃	〃	大北慎二郎	大元・12・18	昭20・4・13	比島スール群島ホロ島ツマンダンカス山
〃	〃	岡村與一	大11・6・3	昭20・11・19	中国湖北省武昌県
〃	〃	大西清一郎	大8・2・15	昭20・6・10	北ボルネオブルネイ県
〃	〃	河村幸三郎	明43・12・20	昭19・8・16	中国湖南省衡陽県
〃	〃	岡村次生	大13・10・4	昭20・6・20	日本海
〃	〃	岡村仙太郎	大10・4・12	昭20・7・11	ビルマケアピュパンン間
〃	〃	大西勘松	大15・6・17	昭20・1・21	朝鮮巨済沖、北緯三三度四五分、東経一二八度四三分
〃	〃	大西六助	大7・3・1	昭21・7・8	長崎県佐世保港湾、高砂丸
〃	〃	大西半治	大3・4・17	昭19・10・21	ビルマ国カーサー県ウントウ方面
〃	〃	中村末次郎	大7・7・1	昭20・9・2	比島ネグロス島方面
〃	〃	大北幸一	大10・8・12	昭20・4・13	沖縄本島宜野湾
〃	〃	山本安雄	大9・1・10	昭19・8・28	ビルマ国カレミョー県カレミョー

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
棚橋	大西一生	大9・2・1	昭20・6・28	比島ルソン島
〃	中川喜久郎	大7・11・21	昭20・6・3	比島ネグロス島マンダラガン山
〃	中村重郎	大12・7・1	昭19・10・23	比島レイテ島パロ方面
〃	山本昌美	大8・7・1	昭19・10・27	比島レイテアグヨク南方二〇粁
〃	大北寅一	大3・7・10	昭20・7・15	比島レイテ島カンギポット山北方シラト湾東方地区
〃	中村政生	大12・8・28	昭20・6・18	ビルマカレン州モウチ道四〇哩地点
〃	大西久生	大14・7・25	昭20・7・28	比島北部ルソン
〃	岡村佐七	明40・7・2	昭20・7・18	比島ルソン島山岳州キャンガン
〃	下村友平	大6・10・20	昭21・6・18	シンガポール
〃	岡村文雄	大8・3・8	昭19・8・21	ニューギニヤ島ゼルエン岬
〃	中村三四郎	大7・2・17	昭20・9・10	ビルマ国タトン県ナンガラ方面
〃	大西安蔵	大10・6・17	昭19・10・27	比島レイテ島アグヨク南方二〇粁
〃	中村捨松	昭2・11・6	昭20・4・24	比島方面
〃	岡村政太郎	大3・9・10	昭23・1・8	内城田村棚橋
〃	小倉芳蔵	明44・8・25	昭19・7・13	ソロモン群島ボーゲンビル島へレベンタ
〃	釜谷安蔵	大10・6・17	昭19・10・27	比島レイテ島アグヨグ
牧戸	井戸本善右衛門	明16・5・25	明37・9・3	中国盛京省遼陽付近
〃	西田重蔵	明15・5・15	明38・3・7	中国季官堡付近
〃	井戸本万吉	慶3・8・10	明38・8・21	中国懐仁患者療養所
〃	西田寛一	大7・1・12	昭12・8・27	中国江蘇省上海北方呉淞鉄道倉庫付近
〃	清水直	大7・3・25	昭15・5・23	朝鮮大邱陸軍病院

字	名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
牧	戸	下里賢治	大9・5・28	昭18・2・1	名古屋陸軍病院
〃	〃	中世古秀作	大10・12・11	昭19・2・19	東経一二一度五分北緯二二度四八分太平洋上
井	戸	本善行	大12・1・28	昭20・5・13	九州南方海上
辻	井	克己	大11・11・18	昭19・11・18	比島レイテ島リモン方面
清	水	正二	大9・3・17	昭19・8・19	ビルマ国シッタン方面
味噌井	辻	男	大11・3・12	昭19・10・30	比島レイテ島ダガミ方面
清	水	邦男	大9・10・21	昭21・9・8	ソ連ムリ収容所
清	水	榮一	大11・4・20	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
坂	谷	実	大12・11・6	昭20・6・30	比島ミンダナオ島ザンボヤンガ
中	西	清	大12・9・15	昭19・8・10	中国長沙県
浅	森	繁蔵	大6・10・20	昭19・8・2	ビルマ
平	生	鳥羽勇二	明43・8・20	昭13・9・26	中国河南省商城県沙窩
〃	〃	山北豊松	大5・3・18	昭13・12・10	中国江蘇省南市第六兵站病院
〃	〃	鳥羽観一郎	大3・1・27	昭17・4・2	比島呂床島バタアン州マリベレス山北麓
〃	〃	鳥羽弘治	大10・7・23	昭19・4・1	マニラ六三兵站病院
〃	〃	内田房夫	大12・1・28	昭19・3・5	比律賓ソロモン群島
〃	〃	山北十次	明44・1・25	昭19・7・18	中部太平洋マリアナ群島サイパン島
〃	〃	鳥羽俊男満	大13・5・13	昭20・3・24	中国湖南省湖渾県易俗河第127兵站病院
〃	〃	山本益見	明39・1・10	昭17・6・29	京都陸軍病院高野川分院
〃	〃	山本増治	大13・3・20	昭20・8・18	中国方面
〃	〃	鳥羽喜代蔵	大13・3・1	昭20・8・18	中国安徽省鳳陽県劉府鎮劉府駅

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
平生	西山忠雄	大11・5・12	昭19・10・31	中国湖南省易俗河野戦病院第三班
〃	中村喜蔵	大11・8・1	昭20・5・10	沖縄本島決岷
〃	田畑捨一	大8・2・14	昭19・8・10	大宮島方面
〃	山北貞七	大2・3・20	昭20・4・29	比島ルソン島レガスピー
〃	津村多一郎	大6・2・6	昭19・6・26	インドアッサム州ダイレンポクピ五六四六高地
〃	西　平治	昭2・3・11	昭20・4・24	比島ルソン島クラーク地区
〃	山北一男	大12・6・6	昭19・10・28	比島レイテ島ダカミ
〃	植村光市	昭2・8・2	昭20・7・6	比島ネグロス島カジツ
〃	山本　隆	昭2・7・7	昭20・7・9	比島北部ルソン
〃	山北　猛	大7・12・30	昭20・7・27	ビルマサルロイパノン一〇六兵站病院
〃	横井安吉	明44・2・10	昭20・5・20	ルソン島リザール州
〃	山口猶太郎	明7・1・6	明38・10・27	中国盛京省新民府患者療養所
大久保	浦田喜代松	明16・7・15	明37・9・3	中国盛京省遼陽
〃	坂本佐五郎	大10・7・23	昭18・11・7	ビスマルク諸島ニューブリテン島ココボ
〃	中谷長太郎	大4・9・12	昭20・3・7	呂宋島方面比島ルソン島
〃	山本為太郎	大8・3・23	昭19・8・18	ビルマサガイン州ホマリン県モーライ
〃	浦田市郎	大9・12・16	昭20・5・18	中国廣東省楽昌県楽昌患者輸送第二八七小隊
〃	浦田兼介	大12・12・14	昭20・3・29	東シナ海方面
〃	舟瀬周一	大10・4・20	昭19・4・17	インドアッサム州
〃	森本正一	大11・10・11	昭19・10・27	比島レイテ島アグヨク南方
〃	浦田精松	大11・10・10	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
大久保	浦田喜七	大12・8・5	昭20・4・30	沖縄本島浦添
〃	浦田新一郎	大8・12・11	昭20・6・18	沖縄本島名城
〃	山本増治	大13・3・20	昭20・8・18	中国方面
立岡	早川精七	大9・10・16	昭15・10・2	満洲国北安省北安県北安陸軍病院分院
〃	山西幸平	大12・7・1	昭19・8・29	セベレス島クアンダンセレベス海、東経一二二度二九分、北緯一度一五分
〃	山西幸一	大8・9・15	昭19・12・17	ビルマ国メイミョー一二一兵站病院
〃	大島義雄	大12・7・10	昭19・12・2	ビルマ国キヌ付近
〃	山本繁雄	大11・9・22	昭20・2・18	ビルマ国マンダーレ県カンパ
〃	竹内佐太郎	明44・10・8	昭20・4・25	比島ルソン島バエレバ州
〃	牧恒助	大4・2・1	昭19・10・19	比島レイテ島バラス海岸
〃	山川由巳	大11・1・18	昭19・10・20	比島レイテ島ダカミ
〃	丸屋辰郎	昭4・5・10	昭20・9・12	比島北部ルソン
〃	中井幸之丞	大元・10・25	昭19・7・10	ニューギニヤ島坂東川
〃	金高孫七郎	大8・1・1	昭20・4・1	比島レイテ島カンギポット山
〃	金高彦蔵	明15・12・15	明38・3・7	中国李官堡
鮠川	河村良助	明34・4・2	昭14・1・19	中国江蘇省南京第十二兵站病院
〃	世古嘉逸	大9・12・10	昭18・12・27	津陸軍病院
〃	松井幸夫	大11・9・4	昭19・12・26	比島セブ島セズ病院
〃	井倉幸一	大10・10・12	昭20・7・23	中国湖南省長沙県

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
鮠川	井倉正夫	大14・6・18	昭20・4・15	ルソン島キャビテ州テルナテ付近六〇八高地
〃	世古利夫	大10・12・21	昭20・6・20	沖縄群島方面
〃	京橋美文	大10・9・3	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
〃	藤原勝治	大11・10・5	昭19・5・5	インドインパール東方二〇粁付近
〃	河村政一	大8・6・23	昭20・7・10	比島ルソン島リザール州報国山北方
〃	橋本藤蔵	大10・10・11	昭20・2・26	比島マニラ市付近
当津	尾崎定雄	大4・12・1	昭12・12・25	中国江蘇省宝山県北張村
〃	尾崎芳郎	大12・11・10	昭20・1・21	台湾高雄港内
〃	尾崎定助	大10・3・21	昭19・4・24	インドアッサム州
〃	尾崎丑之助	大3・7・31	昭20・6・18	沖縄本島真栄平方面
〃	藤田四郎	大5・4・29	昭20・9・10	満洲国興安東省博克円方付近
田間	玉村吉祐	大4・7・24	昭19・1・13	津陸軍病院
〃	西井利平	大9・8・5	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
〃	玉村政郎	大3・1・1	昭19・9・9	中国方面
上久具	杉本耕治	大5・8・20	昭14・8・20	満洲国興安北省新巴爾虎左翼旗七四七高地
〃	尾崎武包	大9・6・1	昭18・7・22	蘭印方面
〃	森本勘三郎	大2・2・14	昭18・9・5	大阪府泉大津市池浦和泉病院
〃	石井堯	大7・8・6	昭19・6・23	ブーゲンビル島
〃	中村一三	明39・7・23	昭20・3・23	西部ニューギニヤ「ムミ」

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
上久具	柳谷才三	大10・7・29	昭21・5・4	ボルネオ、ベリックパパン
〃	西井良一	大9・1・5	昭20・4・23	比島レイテ島オルモック北方
〃	北村利夫	大4・6・11	昭17・1・27	比島ルソン島バタアン州バガック東方
〃	酒井證宗	明39・7・7	昭20・8・15	満洲間島省羅子溝
〃	西村勇	大11・6・7	昭19・8・28	ビルマピチレウイン県トレへ第一五師団野戦病院
〃	石井勝	大10・5・10	昭20・7・15	比島レイテ島カンギポット北方
下久具	堀之内実	大7・2・11	昭14・8・15	中国山西省晋城県澤州第二〇師団第三野戦病院
〃	堀之内誠一	大6・3・30	昭17・6・5	中国浙江省衢県衢県城西方
〃	青木武雄	明38・5・12	昭18・3・19	北緯二六度五分、東経一二二度三〇分海上
〃	堀之内千秋	大8・10・10	昭19・7・18	中部太平洋マリアナ群島サイパン島
〃	小岸惣十郎	大8・1・22	昭19・4・1	インドアッサム州マニプール王国ヤイガンポフピー東側三五二四高地
〃	中西喜好	大9・3・10	昭19・8・19	バシイ海峡
〃	大久保正治	大元・11・5	昭19・4・22	ニューギニヤ島ホルラレヂヤ方面
〃	大西周太郎	大11・7・6	昭20・4・20	沖縄本島伊祖
〃	小岸藤蔵	大10・1・5	昭20・5・20	沖縄本島首里
〃	小岸一一	大4・1・24	昭19・7・15	中国湖南省衡陽県
〃	大西房吉	明9・6・26	明28・2・19	中国青推子

小川郷地区

駒ケ野	西野勇吉	大3・7・27	昭19・7・31	ビルマトンへ

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
駒ケ野	岩井富士雄	大10・3・1	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
〃	大河内吉雄	大10・4・20	昭19・10・29	比島レイテ島トラグ方面
〃	亀田才治	大11・1・1	昭19・9・7	ビルマオンドック方面
〃	西野敏夫	大11・1・3	昭20・3・5	ビルママンダレー方面
〃	西野弥三松	明39・9・15	昭20・1・5	ニューギニヤモルッカ州
〃	伊藤國三	大12・5・10	昭20・5・12	沖縄本島澤岻
〃	亀田榮一	明44・12・17	昭20・9・12	比島ルソン島
〃	米田晃吉	大4・8・17	昭19・12・4	南洋群島
〃	岩井亮一	大5・9・22	昭19・12・7	中国湖南省
〃	米田清	大15・11・14	昭19・2・17	南洋群島
〃	岩井芳蔵	昭2・1・13	昭19・11・15	五島列島白瀬燈台沖
〃	木村茂	大12・1・1	昭20・8・11	呉海軍病院
〃	岩井清一	明43・12・2	昭19・7・18	中部太平洋マリアナ群島サイパン島
〃	西野牛之助	明15・12・2	明38・3・20	樹林子戦地定立病院
〃	亀田春雄	大10・5・16	昭18・12・8	満洲国吉林省公主嶺公主嶺陸軍病院
〃	岩本篤二	大6・4・2	昭20・3・20	比島ルソン島リザール州
〃	岡谷八郎	大元・10・10	昭19・7・24	中国河南省
火打石	服部孫四郎	大10・4・15	昭19・10・23	比島レイト島パロ高地
〃	山本八郎	大13・8・1	昭20・5・2	中国第一五三兵站病院
〃	長谷川良男	大12・3・5	昭19・10・5	ビルマカーサー方面
〃	山本友平	大6・7・12	昭19・10・25	ソロモン諸島ショートランド島

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
火打石	中井七郎	大13・11・10	昭20・4・7	西部太平洋方面
〃	服部金太郎	明44・11・28	昭7・5・7	朝鮮竜山衛成病院
〃	服部久治	明15・1・15	明37・10・28	小川郷村火打石
〃	中井由松	大9・9・25	昭18・7・11	北太平洋
小川	中谷國蔵	明42・10・22	昭21・8・4	朝鮮咸鏡北道古茂山
〃	井上鶴雄	大8・1・1	昭19・10・7	ニューギニヤバランガ方面
〃	奥野午吉	大7・1・21	昭19・11・5	中国湖南省湖湖県集福橋部隊
〃	西村峯三	大6・9・1	昭19・7・4	中国湖南省衡陽西駅
〃	巻道榮逸	明34・12・15	昭20・3・19	東シナ海方面
〃	岡出六郎	大10・1・3	昭20・7・11	本州大阪湾外
〃	奥野秋次	大15・10・19	昭19・2・22	南洋群島
〃	岡出熊蔵	明42・3・24	昭20・5・27	ルソン島
〃	山本金蔵	大13・4・23	昭19・11・20	ブーゲンビル島
五ケ町	中川巻	大10・11・28	昭20・12・28	シベリヤ、アバカン地区トランスソール
〃	岡谷正二	明42・10・8	昭20・3・15	比島ルソン島リザール州マニラ市
〃	岡谷安郎	大7・3・18	昭20・11・20	ニューギニヤマルチワル方面
〃	中川源一郎	大10・10・10	昭20・5・14	沖縄本島中頭郡方面
〃	橋本勉	大12・8・10	昭19・12・28	沖縄方面
〃	中谷芳夫	明45・4・8	昭13・9・27	河南省沙窩付近

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
日向	中野逸男	大8・3・13	昭19・9・16	中国湖南省邵陽県隘門前
〃	荻田治	大10・4・8	昭20・4・1	比島レイテ島カンギポット山
〃	坂井平八	大11・10・12	昭19・4・10	ビルマ国サガイン県イエヲ方面
〃	山本三夫	大4・2・10	昭19・10・23	比島レイテ島パロ方面
〃	坂井幸雄	大7・1・15	昭19・7・18	インドインパール道八二哩付近
〃	山本定夫	大9・1・10	昭19・9・25	ビルマシフタン
〃	山本日出夫	昭2・10・10	昭20・6・21	朝鮮海峡
〃	鈴木実	大10・10・1	昭20・4・8	沖縄本島嘉敷
〃	荻田嘉六	大7・3・3	昭17・4・29	比島ルソン島キャビテ州第十六師団第四野戦病院
〃	橋本光蔵	明41・2・15	昭19・3・18	南シナ海方面
〃	岡出重二	大2・10・25	昭13・5・12	中国安徽省宿県南平鎮
〃	岡山要次郎	明29・2・28	大7・12・11	米領尼刺市セントポール病院
〃	岡山昭郎	昭2・10・27	昭19・9・13	海軍燃料廠四日市第二海軍医務部
〃	坂井友喜三	明31・12・27	大11・12・4	呉海軍病院
〃	中西作蔵	明35・9・19	昭19・7・16	比島
〃	坂井久男	大8・11・25	昭19・7・3	中国湖南省衡陽県両路口東側高地
〃	坂井七郎	大4・3・15	昭19・1・18	太平洋方面
〃	浦出篤	大4・9・3	昭19・11・19	中国揚家拗野戦予備病院
中之郷	小川五也	大11・8・10	昭19・10・28	比島レイテ島タガミ方面
〃	中野春一	大12・3・25	昭20・6・20	沖縄群島
〃	橋本幸男	大13・7・7	昭20・4・24	比島ルソン島クラク地区

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
中之郷	澤田祖雄	大2・11・26	昭20・7・15	比島ルソンリザール州モンタルバン
〃	小川源七	大2・2・8	昭20・6・11	桑国メホンソン
〃	橋本兵二	明37・5・10	昭14・10・23	伊勢市亀谷病院
〃	橋本悦男	大9・12・13	昭19・6・8	比島方面
〃	小川梅次郎	明16・1・2	明38・1・29	中国盛京省沈且堡
〃	中西甚三	明31・1・2	大7・12・11	名古屋病院
〃	浦田正富	大9・5・3	昭17・10・11	山西省陽曲県大原陸軍病院
〃	八木豊	大2・10・4	昭13・3・16	山西省潞城県神大村付近
〃	加藤実好	大11・7・23	昭15・7・31	満洲国三江省佳木斯陸軍病院
〃	小川清	大2・8・25	昭19・1・15	北中国方面
栗原	牧田弘市	大12・10・19	昭19・6・29	ビルマサガイン州サーモ
〃	北川淳次	大10・2・13	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
〃	西田英三	大14・6・22	昭19・11・17	北緯三三度三一分、東経一二四度四二分海上
〃	小林史一	大6・6・10	昭20・6・13	沖縄方面
〃	荻田清	大12・9・16	昭20・4・20	沖縄本島伊祖方面
〃	小野俊一	明40・1・12	昭19・4・22	ニューギニヤ島アイタペ付近
〃	荻田吾郎	大9・6・27	昭20・5・20	比島ネグロス島方面
〃	古森嘉正	大2・7・11	昭20・1・10	中国湖南省邵陽県宝慶野戦病院
〃	荻田茂平	大2・3・28	昭19・3・29	ニューギニヤ方面
〃	小野八平	大7・4・19	昭19・8・2	南洋群島方面
〃	西田歳雄	明41・12・19	昭19・11・14	東シナ海方面

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
栗原	西井兄彦	大6・1・1	昭13・9・18	河南省省城県三山沖南側高地
〃	西井嘉彦	大8・5・29	昭16・11・6	台湾高雄市大港浦台南陸軍病院高雄分院
〃	西田六郎	大7・1・25	昭15・1・21	三重療養所（河藝郡大里村）
〃	小野勉	大14・5・13	昭22・8・14	伊勢市宮後町山崎内科
〃	小林三郎	明41・12・1	昭14・12・16	中国安徽省鋼陵県鋼陵張家沖
〃	伊藤要蔵	明42・12・15	昭25・7・3	伊勢市亀谷病院
〃	牧田光蔵	明17・2・20	明38・10・26	中国盛京省
川口	大久保巳三雄	大6・10・27	昭20・7・15	比島レイテ島カンギポット山北方シラド湾東方地区
〃	刀根喜代治	大8・12・16	昭19・10・23	比島レイテ島パロ方面
〃	鳴川秋雄	大6・11・15	昭20・5・21	比島ルソン島マニラ東方山中
〃	小林鷹彦	大10・5・13	昭19・8・3	ビルマ方面
〃	小嶋一	大9・6・4	昭19・4・3	インドアフサム州方面
〃	小林光秋	大11・3・25	昭19・9・21	北緯一八度三七分、東経一二〇度四一分バリンタン海峡
〃	中村春雄	大9・4・23	昭20・6・5	ルソン島山嶽州方面
〃	山本喜一	明40・4・1	昭20・5・22	西部ニューギニヤマノクワリ兵站病院
〃	堀之内恒郎	大13・2・28	昭20・3・11	中国江蘇省常州兵站病院
〃	木本敏夫	明45・1・10	昭19・4・13	中国方面
〃	浅井豊次	大12・10・13	昭19・8・29	中国湖南省衡陽県査江第一一六師団第二野戦病院
〃	堀之内幸吾	大11・3・7	昭19・7・15	中国湖南省衡陽県衡陽起塘街
〃	堀之内定一	大12・7・31	昭20・1・12	中国江蘇省南京市第二陸軍病院
〃	奥村政雄	大6・11・20	昭13・8・31	徐州河南省開封

字	名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
川口	奥村	法太郎	昭3・2・16	昭19・11・18	海軍燃料廠四日市第二海軍燃料廠
〃	岡村	歌吉	慶元・8・4	明38・8・4	広島病院
〃	小島	彦蔵	不明	昭20・5・5	不明
〃	浦田	音三	昭3・6・16	昭21・3・21	中国四平省西安県西安炭砿病院
〃	山本	実	大8・10・23	昭17・4・17	名古屋陸軍病院
〃	小林	源三郎	明45・1・20	昭18・8・10	ソロモン群島
〃	宮崎	辰雄	大5・5・1	昭15・4・17	中国山東省益都県第三区長秋
〃	奥村	友吉	明16・11・24	明38・3・27	中国盛京省煙台兵站病院
〃	大西	伊蔵	明40・8・29	昭19・11・30	比島方面
〃	木本	吉造	明11・6・21	明37・10・14	満洲沙河戦

一之瀬地区

川上	小森	正雄	大6・9・4	昭20・1・3	台湾高雄
〃	小牧	徳太郎	明44・6・28	昭20・10・14	中国河北省天津市紀庄子西方
〃	小森	健一	大9・1・3	昭19・8・6	ビルマシッタン
〃	中野	春雄	大9・1・20	昭19・10・27	比島レイテ島アブヨク南方二〇粁
〃	小牧	昌男	大4・8・18	昭23・4・28	ソ連ナホトカ
南中村	山下	勇吉	嘉5・8・15	明10・5・15	西南ノ後出征第三旅団付
〃	小林	平右衛門	明9・8・3	明37・12・1	中国盛京省二〇三高地
〃	井口	勇吉	明12・3・22	明37・10・11	中国盛京省沙河堡

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
南中村	山下彌次郎	明8・2・2	明37・7・24	中国盛京省辺汗溝大石橋
〃	山下留吉	明17・1・11	明38・9・9	中国高力屯療養所
〃	山下光夫	大6・1・25	昭13・9・25	中国河南省商城県大別山
〃	御村八十二	大3・12・18	昭16・4・26	中国安徽省合肥県梁園北方
〃	長谷川一平	大4・1・1	昭19・7・14	中国湖南省湖陵青山
〃	浅井閣三郎	大8・12・3	昭20・3・4	京都陸軍病院
〃	長谷川正二	大12・3・1	昭19・9・21	中国湖南省衡陽県三板橋兵站病院
〃	平生長吉	大11・2・2	昭19・10・8	中国湖南省衡陽県余田橋療養所
〃	山下卯吉	大4・11・1	昭19・7・18	中部太平洋マリアナ群島サイパン島
〃	山下彌助	大12・12・1	昭19・8・29	セレベス島クアンダン北方東経一二二度二七分、北緯二度一五分セレベス海
〃	長谷川義男	大7・9・3	昭20・7・10	蘭印方面ボルネオ島
〃	山下利男	大2・6・15	昭20・10・20	ニューギニヤ島ボイキン方面
〃	山下秀男	大12・9・30	昭20・4・17	比島ルソン島
〃	山下金次郎	大11・8・25	昭20・6・16	中国山東省海陽県城南方
〃	長谷川愛輔	大14・9・12	昭20・9・7	中国江蘇省除州
〃	御村光次	大9・3・20	昭20・4・6	沖縄本島牧港
〃	中野次平	大12・3・10	昭20・4・3	比島方面セブ島
〃	井口富蔵	大9・2・25	昭20・4・9	沖縄本島嘉敷
〃	松本忠兵衛	明44・9・5	昭20・5・16	沖縄本島真壁方面
〃	小林政吉	大12・5・20	昭20・4・20	沖縄本島伊祖
〃	中野恒	大2・1・7	昭20・3・25	比島レイテ島オルモック

字	名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
南中村	小林	正二	大2・3・3	昭19・7・27	中国湖南省衡陽県両路口東側高地
〃	山本	清	大9・2・1	昭20・2・3	比島ルソン島山岳州ウミンガン
〃	濱岡	善三	明25・12・5	昭20・1・8	ルソン島マニラ市街サンホセ
〃	井口	勝次郎	大14・9・10	昭19・11・17	北緯三三度二一分、東経一二四度四二分海上
〃	御村	徳次	明45・3・5	昭21・8・15	北鮮古茂山収容所
〃	平生	勉	大12・2・20	昭19・10・30	比島レイテ島タガミ
〃	山本	吉造	大6・3・7	昭19・12・25	比島レイテ島オルモック
〃	山下	一郎	大10・8・20	昭20・3・1	比島レイテ島カンギポット山
〃	山下	政二	大10・12・15	昭19・8・5	ビルマモーライ県トンヘ
〃	濱岡	貞生	大14・5・10	昭21・8・29	朝鮮成鏡北道古茂山
〃	中西	鈴一	大11・12・5	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
和井野	西岡	勝	明40・4・25	昭13・2・11	中国河北省清范県東石橋
〃	西岡	正	大7・2・15	昭14・8・18	中国山西省普城県大嶺頭
〃	西村	幸吉	大7・1・21	昭14・8・31	中国山西省長子県孟家庄
〃	西村	清二	大10・11・25	昭17・6・4	中国浙江省衢県広窟
〃	野田	久郎	大9・7・6	昭18・2・13	フイリッピンルソン島マエバエン州サンフリヤン
〃	西岡	恒男	大11・7・25	昭19・7・23	中国湖南省方面
〃	森田	正男	大7・11・3	昭19・3・18	南西太平洋
〃	田畑	末吉	大元・10・25	昭19・7・20	北支方面
〃	森	杖三	大13・3・10	昭20・4・16	京都陸軍病院
〃	西岡	熊次	大2・5・1	昭19・9・28	中国湖南省衡陽県月堀第一一六師団第二野戦病院

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
和井野	亀田　清	大10・11・10	昭19・8・22	中国湖南省長沙県長沙野戦予備病院
〃	西岡英二	明43・10・31	昭19・11・17	中国海方面
〃	田畑過男	大12・1・21	昭19・9・1	中国湖南省渣江第一一六師団第一野戦病院
〃	西岡良二	大11・9・6	昭20・1・9	台湾方面
〃	西岡四一	大10・3・15	昭20・4・7	西部太平洋方面
〃	西岡楠郎	明43・3・10	昭19・6・2	台湾東海岸火焼島
〃	中森寅市	大13・6・20	昭20・8・1	中国浙江省慈谿県慈谿第一六一師団第二野戦病院
〃	森田倖一	大10・9・20	昭19・8・29	ビルマカレワ方面
〃	西村　弘	大9・2・2	昭20・4・8	沖縄本島嘉数
〃	筒渕三樹男	大11・3・31	昭19・6・5	ニューギニヤ、サルミ方面
〃	田畑政夫	大10・7・1	昭20・6・1	沖縄本島
〃	西岡辰男	大5・2・11	昭20・5・12	ビルマペグー県ウインガン
〃	西村　三	大13・7・7	昭19・11・17	太平洋海上、北緯三三度二一分、東経一二四度四二分
〃	西岡　壽	大10・6・10	昭19・10・18	比島レイテ島タクロバン
〃	森　杖吉	大9・3・5	昭19・10・23	比島レイテ島パロー方面
〃	西岡政則	大10・6・12	昭20・5・20	沖縄本島前田
〃	西岡光雄	大10・11・10	昭19・12・3	比島レイテ島ロノイ
〃	中井徳一	大10・3・22	昭19・10・23	比島レイテ島パロ高地
〃	森田一志	大10・1・3	昭19・10・20	比島レイテ島カトモン
〃	田畑辰次	大10・6・10	昭20・3・25	比島ルソン島リザール州パンタイ
〃	西岡辰見	大7・1・2	昭20・3・20	比島ルソン島リザール州モンタルバン
〃	西村梅治	大11・8・1	昭19・9・3	中国河南省新郷県新郷陸軍病院

字	名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
脇出	高橋	瀧蔵	明37・9・3	昭13・7・12	中国安徽省安慶沖揚子上
〃	〃	門野　一	大11・7・20	昭19・8・6	中国方面
〃	〃	小牧兼蔵	明37・9・18	昭19・11・27	スラバキヤ陸軍病院
〃	〃	木本長太郎	大6・2・6	昭19・4・5	山東省蓬来県
〃	〃	神森一平	大5・7・2	昭20・2・8	中国黒河省瀧渾県瀧渾部隊
〃	〃	神森六男	大12・7・27	昭19・11・25	中国
〃	〃	神森義文	大15・4・20	昭19・11・13	比島方面
〃	〃	久納仲亮	大3・9・5	昭19・10・19	ソロモン群島方面
〃	〃	高橋十四男	大10・8・29	昭20・8・12	西部ニューギニヤ、カイマナ
〃	〃	三浦正二	大2・9・26	昭20・3・6	比島ミンダナ島アグサン州アンパヨン
〃	〃	大釋　昇	大7・4・21	昭20・12・21	中国江蘇省江都県季渡
〃	〃	大釋生郎	大15・8・8	昭21・4・8	満洲国黒河省黒河収容所
〃	〃	神森三重助	明33・12・17	昭20・9・19	昭和十九年応召飯郷療養自宅旧一之瀬村脇出
〃	〃	大釋幸雄	大5・3・16	昭21・1・21	療養中自宅旧一之瀬村脇出
〃	〃	小牧　来	大13・5・10	昭21・1・10	シベリヤウスリ州ウオロシロフ
市場	高橋	良三	大6・8・15	昭18・1・26	内南洋北緯二度、東経一三九度三三分洋上
〃	中田	敬一	大2・10・24	昭19・7・18	マリアナ島
〃	小林	光男	大12・4・25	昭20・8・5	西宮市上瓦林字熊野
〃	高橋	幸元	大11・10・1	昭20・8・13	中国湖南省長沙県長沙
〃	藤田	昇	昭2・8・5	昭20・9・11	比島ミンダナオ島ダバオ

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
市場	小林逸平	大9・1・3	昭20・8・5	ビルマモールメン
〃	森下賢一	大4・6・19	昭19・12・10	比島レイテ島ルビー方面
〃	藤田孝三	大5・6・15	昭19・10・2	ビルマ第一二四兵站病院インドウ分院
〃	濱田清吉	大12・4・10	昭20・2・26	比島方面マライ市付近
〃	八木末男	大10・3・3	昭19・8・12	インドアッサム州テクノパール北方
柳	西村政蔵	明11・6・14	明38・3・7	中国盛京省李官堡
〃	米山善次郎	明17・3・5	明38・10・31	中国盛京省鉄嶺兵站病院
〃	奥田宗寿	明14・9・5	明38・4・6	中国吉林省張家窟方面
〃	田畑幸之助	明11・11・27	明37・11・27	中国遼陽兵站病院
〃	奥田信一	大10・11・18	昭19・2・18	南洋群島
〃	田畑宮男	明40・10・28	昭18・12・5	北東部ニューギニヤ
〃	奥田寛一	大2・10・10	昭19・9・3	明野飛行場
〃	山下楠三	大6・11・25	昭19・9・13	中国方面
〃	西川信之	大10・12・21	昭19・8・19	比島方面海域
〃	奥田義雄	明39・6・30	昭20・12・31	国立津病院（一志郡久居町）
〃	西川保之	大12・9・20	昭20・3・10	駆逐艦浜風（内海西部海面）
〃	奥村俊平	大7・9・2	昭20・8・1	比島方面
〃	奥田武夫	昭5・1・9	昭20・4・23	比島方面
〃	杉本順一	明45・7・11	昭20・6・2	ビルマ、テナセリウム州クンゼイク
〃	山下楠一	明44・1・2	昭20・8・27	比島パラナン島
〃	長谷川孝雄	大10・4・14	昭19・6・8	インドアッサム州デクノパール北方

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
柳	奥田健吉	大14・2・23	昭19・7・8	サイパン島
〃	西川秀夫	大12・4・10	昭19・12・20	比島レイト島パレンシヤ
〃	坂本安次郎	大10・8・5	昭19・7・8	南洋群島
〃	奥田修一	大12・11・14	昭19・10・30	比島レイテ島ダガミ
〃	西川知之	大9・3・15	昭19・10・29	比島レイテ島アラン
〃	杉本武夫	大12・9・1	昭19・10・27	比島レイテ島アブヨグ南方二〇粁
〃	中尾榮門	大3・1・2	昭21・5・29	国立三重療養所（河芸郡大里村）
〃	田畑太郎	大2・10・23	昭20・5・14	沖縄本島首里
〃	西川廣治	大14・6・24	昭20・8・24	満洲牡丹江省十六道河子
小萩	作野安蔵	安政元・正・8	明10・10・21	鹿児島県戦闘病院
〃	作野春吉	明6・4・4	明29・11・17	台湾台北衛成病院新竹分院
〃	作野元一	大7・5・3	昭16・4・26	京都陸軍病院
〃	岡野三郎	大6・9・14	昭18・6・17	山口県岩国海軍病院
〃	岡野一平	大11・1・23	昭19・7・16	中国湖南省支那方面
〃	岡野勇蔵	明44・1・8	昭19・7・18	中部太平洋マリアナ群島サイパン島
〃	西野文質	明44・9・23	昭19・10・4	南洋群島方面
〃	作野二郎	大8・2・5	昭20・6・19	沖縄本島小渡
〃	西野良一	大6・5・14	昭19・6・2	ニューギニヤ、ビアク島
〃	作野俊三	大9・12・30	昭19・5・11	インド、アッサム州マニプール王領
〃	作野秋平	大12・10・1	昭20・3・20	比島ザンボニ、アンガ
〃	岡野正治	大9・2・4	昭19・10・20	比島レイテ島パロ方面

字名	戦没者氏名	生年月日	戦没年月日	戦没地
小萩	岡野裕之	大6・1・21	昭20・3・16	比島ルソン島バタンガス州マレプンヨ
〃	岡野重之	大9・12・21	昭20・4・1	比島ルソン島タルラック州オートネル

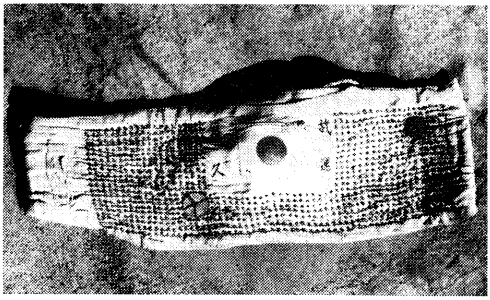

千人針



実戦に使った双眼鏡

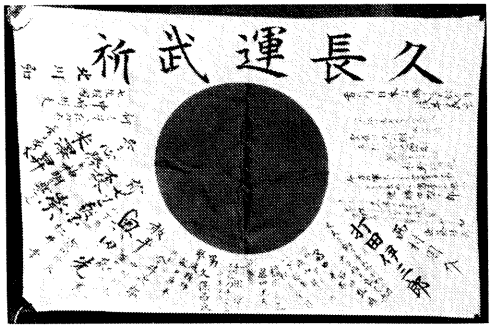

武運長久を祈った旗

第十一編　民俗



第一章　衣・食・住

一　衣

概　要　最近の衣生活は、どこの家庭も同じで、ほとんど既成品に頼り、男も女もいわゆる洋式となった。したがって、従来の日本人の服装は余り見かけない。戦後生まれの人たちは、これが日本人の服装であると思っているのではなかろうか。すなわちこの地方で、はじめて小学生が洋服を着るようになったのは、昭和五、六年ころからである。

男子の洋服は軍服に始まり、第二次大戦中、国民服が制定されて、それを着用したのが始まりである。戦後急速に男女ともに洋装の普及を見るに至った。それまでは、洋服を着る者は、月給生活者の官公吏とか田舎では教員か、中学校以上の学生くらいで、当時の学生の制服は詰襟服であった。

服　装　本町の人々の服装は、大別して四つの種類に分けられる。

先ず第一は、晴着で冠婚葬祭などの改まった時に着用するもの、第二は、外出着で、訪問、遊山、旅行などの時に着用するもの、第三は、普段着、第四は作業着である。今この四種類について、明治以降の状況を古老の話を中心に書いておこう。各地区によって、多少の相異はあると思うが、次回の郷土史改訂の時において、補足修正を期待したい。

1　衣服の種類

晴　着　晴着は、主として結婚式に着用する。男は黒の五ツ紋の羽織と袴に白足袋であった。女は黒の五ツ紋に足袋は白、裾模様で羽織は着用しない。帯は丸帯という幅広のものであった。生地は、男物女物ともに絹地である。男は大抵、徴兵検査時、女は婚礼時に作ってもらった。女は他に喪服の夏冬用を用意していた。しかし、これとて全部が全部ではなく中流以上の家庭の子女で他は親類縁者の借り物で間に合わせていたのが実状である。式に参列するものは、いわゆる外出着を着用し、女は留袖姿という出で立ちであった。足袋の生地は、キャラコが主であった。

外出着　外出着はいわゆる「よそ行きの着物」で、晴着の下位、普段着より上位という布地で作った着物である。ほとんど買い求めた布地で羽織や着物が用意されていた。

女は、十九の厄祝のときに作ってもらうことが多かった。

和服は、一つの型があって、直線的な裁断をする。ただ大きさが違うというだけの至極単純に出来ているのが着物である。一ツ身、三ツ身、四ツ身、本裁といって、寸法と仕立方は異にしているが、布地を変えるだけのことで普段着も外出着も晴着も大差はない。足袋は、男はシュス、木綿などの黒色で、女はキャラコの白足袋であった。帯は、男はチリメン、モス、新モスなどの兵古帯である。女は、名古屋帯という幅広のものを太鼓に結ぶのが普通であった。年齢によって、柄、色を選ぶのは着物も帯も変りはない。男の角帯は、あまりしめない。

普段着　普段着は、普通家庭生活における服装であって、たいてい木綿の手織りで丈夫なもの、または外出着の着古したものを着用していた。袖は角袖でなく、鯉口、筒袖といった様式のもので、帯は木綿製の兵古帯を用い

た。女は巻付け帯に前掛けをしていた。

作業着（仕事着）　当町は、農山地帯であるが、いわゆる専業の農業者、山林業者と区別するほどの作業内容ではない。したがって、農業従事者も農閑期には、炭焼きや植林、下刈り、枝打ち、抜切りなどの山仕事にも出るという状態で、その作業着については、あまりはっきりとした区別はない。

作業着は、丈夫であること、汚れ目が目立たないことが大切であるから、布地はほとんど木綿の紺地が用いられる。

明治中期までは、この地方でも棉を栽培し、糸に紡いで織ったので、たいていの家には棉くり、糸のべ車、ハタゴ（織機）があって、農閑期の女の仕事であった。農家では、冬は一年中の薪造り、麦田の作業が主であったが、天気の悪い日は、終日ハタ織りをした。

明治の中期には、木綿糸が出廻わるようになったので、棉の栽培はされなくなった。したがって、木綿糸を買い求めてハタ織りをするようになった。一方この地方は、松阪木綿、御糸木綿の産地が近くにあったため、木綿糸を入手し易すかったから、それを買って作業着や普段着を作ったものである。

木綿糸は白地に織って使うのと染めて使うものがある。作業着の大部分は紺地であり、普段着は縞物が多かった。糸は「こうや」（紺屋）で染めてもらう。たいていの集落には、このこうやがあった。今「こうや」という屋号で呼んでいるのはその家である。立花、長原、当津、棚橋、上久具、下久具には、この屋号で呼んでいる家がある。棚橋には、紺屋が二軒あって、その一軒は、昭和初期まで営業していた。

第一次大戦後、アニリン染料が輸入され染色技術も進んだ関係で、藍の耕作者もおいおいなくなり、紺屋も転業せざるを得なくなった。ここで織機（はたご）にかけて布を織る工程の大要を掲げておこう。

一　糸の用意をする。染色、のり付け

二　糸巻きをする。染色し、糊付けした糸をワク（枠）に巻きとる。

三　機を経る。綟織りとか、カスリにするための糸くばり。

四　モヂリ（綟）かけ。梭の通るよう足で踏んで交互に開けるための用具

五　オサ（筬）さし。横糸を締める用具、これでタンタンと打つ。

六　ハタゴ（織機）にかける。

七　クダ巻（管巻）横糸をこのクダに巻きとっておく。クダは今のピッカーである。細い丸竹を三センチメートル位に切ったもの、これは多く夜なべ仕事に沢山巻いておく。

八　梭（梭、杼）の細軸に差して横糸として通す。

こうして一反織り上げるのに三日位（織機にもよるが）かかった。

男子の作業着

イ　シャツ　主として紺木綿

ロ　股引　筒仕立、裾くくりがあったが、ともに紺木綿で作る。他に七分長の膝下までの水田作業用のものもあった。

ハ　ハッピイ　はんてん、はっぴともいう、筒袖の上着。

女子の作業着

イ　ジュバン　腰から下まであるもの、長ジュバン、足の踵まであるものが用いられた。ともに袖は細仕立で、手甲共ぎれのものもあった。色は紺、生地は木綿である。

ロ　キャハン「脚絆」　足首から膝下までのもの。

ハ　手甲　ジュバンの袖に付いていない、鯉口、筒袖などの着物を着ての作業の時に着用する。

ニ　腰巻　作業には多く木綿の縞物を用いた。

ホ　前掛　一巾ものの縞、絣などの木綿で作る。

冬の作業着　冬は男も女も、ハンコ、ハッピイ（綿入れの胴着）を着る。防寒用としては、男女ともに手拭で頬かむりをしたり、頸に巻いたりした。女は平常手拭をかぶり、男は鉢巻をして仕事をしていた。

冬の山行きには「皮着物」「ハバキ」という鹿皮で作ったものを着用し、同じ皮の手甲をつけた。女も皮の前かけ、手甲に皮着物を着用した人もあったが、これらは高価なもので一般的ではなかった。

皮着物というのは、ハッピイの袂仕立で羽織のように皮の紐がついていた。「ハバキ」というのは「カルサ」「モンペ」に似た一種のズボンである。

立花には皮の着物を作る家があって、戦後まで続けていた。

女が「モンペ」を着用するようになったのは、戦争中からである。

男の作業着にズボンが用いられるようになったのは戦後で、復員軍人のカーキズボンが作業着となり、ひところは乗馬ズボンが流行した。これまで自家製であったシャツ、股引も、戦後は市販のシャツ、ズボンにかわった。生地も木綿のほか化繊物が使われ、柄物も着るようになって現在に至っている。

雨降りの作業着　雨降りは余り作業には出なかったが、仕事によっては、蓑、菅笠を用いた。蓑は手作りで、春の雨降りには、青年たちが一か所に集まって、互いに教え合いながらそのでき栄を競った。菅笠は明和町有爾中あたりから売りに来るのを求めた。

田植時の雨の日は、男は蓑、笠をつけ、女は笠をかぶり、莫座に合羽を縫いつけた「オイネゴザ」を着て田植をした。

夏の作業着　夏の田の草取りとか、畑の除草作業には、莫座で作った「オイネ」を着たり、葉のついている雑木の小枝を背に挿して暑さをしのいだ。

褌について　この項を終わるに当り、女の作業着に腰巻のことを書いたので、男の褌のことも書き添えておく。

褌というのは、六尺（約二メートル）の晒木綿である。現在、これを見るのは相撲とりか、観海流の泳者くらいであろう。

昔から「ふんどしかつぎ」「人の褌で相撲をとる」「褌を締めてかかる」とか「緊褌一番」などという言葉がある通り、男子は皆、六尺褌を締めていた。六尺褌の他に越中褌をしている男もあったが、これは、兵隊検査（徴兵検査）の時には、三尺（約一メートル）の越中褌をすることになっていたので、その後入隊のこともあり引続いて使用するようになったのであろう。

猿股、パンツをはくようになったのは、大正になってからのことである。大正十年ごろ、県の青年団の連合運動会が津市で行われたことがあった。各郡市から選手が出場したが、北勢方面の青年は、すでにランニングシャツにパンツ姿の出場であったが、度会郡の選手は、ランニングシャツに赤色の大きいWを背中に縫いつけたのを着て、褌姿で走っていたのを思い出す、と、当時の選手が語ってくれたのでもわかるように、猿股、パンツが一般に使用されるようになったのは、かなり後のことである。

2　はきもの

足　袋　足袋は、元来武家以上のものが使用した。桃山時代に入って、町家でも用いるようになったが、武家

では、鎌倉時代以来、足袋御免といって、穿く時期とその年齢が規定されていた。江戸時代に入ってもこの制度は、続けられたが、百姓たちも、武家にならって、御免制が敷かれていた村々が全国的に広くみられる。ただし、六、七十歳以上の老人は、無許可で足袋を穿くことが認められていた。明治に入ってからは、こうした規制もなくなったようで、百姓も穿くようになった。

晴着の足袋は、男も女も白のキャラコが多く用いられ、外出の時は、男は黒、女は白のキャラコで、普段の時は、男女ともに黒、色物も用いられて、別にこれという制約はなかった。ともに購入したものであった。

仕事の足袋は、外出や普段用の穿古(はきふる)したものの他は、自家製で女の仕事であった。大抵の家には、足袋の型紙があって、それに合せて木綿を裁断して仕立てた。

足袋には、紐足袋とコハゼ足袋とがある。仕事足袋は主に外縫にし、普段穿きは内縫いにする。仕事用のものは、丈夫なことが生命であるから、足袋のいたみやすい個所は、白糸で山形にさしこととしたものである。これらの仕事は、多くは農閑期または夜なべ仕事であった。冬の夜など、囲炉裡のトロトロとした火の光を頼りに主婦は毎夜足袋作りやつくろい仕事に余念がなかった。

作業用に地下足袋が用いられたのは、大正十年ごろからのことで、この当時の地下足袋は、普通の足袋(もちろん作業用としての丈夫な木綿足袋)の裏に組紐をぐるぐると縫いつけたものであった。その後、踵の部分に金具を付けたものができたが、間もなくゴム裏の地下足袋が出現し、現在に至っている。別に水田用の足袋も作られて直接土を踏む事も少ない農作業に移行していった。

下　駄　その昔、履物は雪踏・表付き・差歯・塗下駄は禁じられ、草履は藁草履に限られた。鼻緒も絹・皮・紙・天鵞絨(びろうど)類あるいは色気のものは禁じられ、丈夫な木綿・真田類は許されていたが、明治維新後は自由となり現在

に至っている。いま和装が静かなブームを呼んで下駄を商う店を見うける事ができる。

イ　用材＝桐を最上として、山桐、ブナ、杉、桧などが用いられ、最近、外材も使われるようである。

ロ　歯材＝主として朴、ブナ、樫が用いられた。

ハ　種類

1　高下駄＝歯の高い下駄で、主として雨の日に穿くのである。

2　日和下駄＝歯の低い下駄で、主として女物である。その名のとおり日和用で、晴着のときは塗下駄とし、藤表をはったものとする。

3　ツッカケ＝歯は厚く、共木である。

4　コッポリ＝娘さん、子供用で、一般には余り用いなかった。

5　御免下駄

これらの下駄の鼻緒は、天鵞絨、小倉木綿、レザー、皮革などが用いられた。他に爪掛といって、下駄の先に泥よけ、ほこりよけのカバーでレザーや皮で作った。

普段穿はレザーとか、小倉木綿とか天鵞絨の鼻緒のツッカケが用いられた。用材も杉、桧など下級なもので丈夫なものが使われていたし、鼻緒も縄で作ったものが普通であった。

6　厚歯下駄＝歯の厚さ三センチメートル、高さ五センチメートル、鼻緒は白とか黒の天鵞絨の太いものであった。

7　雪駄＝麻裏ともいった。稲の実ご、穂のつく茎をとって表を作り、裏には、緒麻を三つ組にした紐を縫い付けた。高級の草履と考えたらよい。藤表で作った高級なものもあった。

これらの下駄は、すべて本職の下駄屋が作ったものを買い求めた。昭和に入ってからは、下駄工場がつくられ、産地化し、各地の商店に卸すようになったため、下駄職人の仕事は、歯の入れ替え位になったので、おいおい廃業、転職した。

本町でも下駄屋の屋号を今に残している家が立花・大野木にある。また、下駄職人も大野木、牧戸、立花、上久具、下久具にあった。棚橋の下駄屋は、ごく最近まで下駄をつくっていたようである。

8　草履＝労働者の草履は、藁草履に限られていたが、明治になってからでも、農作業、山作業ともに草履は晴天の日の履物であった。

9　アシナカ＝アシナカは主として川作業に適している草履で、筏師、鮎取りをはじめ昔の鵜飼舟での交通運搬業時代における船頭の履物であった。長さが草履の半分ほどで、土踏まずのあたりまでの短いものであるから、川を歩く場合、水をはね上げる事もないので非常によい履物である。

草履、アシナカともに家庭で作って需要をみたしていた。大人の作業に、子供の遊びに、通学用など、ほとんど毎日、家族数だけの草履が必要であった。雨が降って仕事のできない日や夜なべに草履をつくり、主として男の仕事であった。老人のある家では、老爺、老婆の仕事でもあった。子供達も手ほどきをうけて、自分の履く草履は、それぞれ作った。

草履、アシナカの作り方は、大体同じで、アシナカは草履の半分と思う長さまで編んだところで心縄を引くのである。これらは、二つとも前鼻緒の立て方（すげ方）に角結び（つのむすび）をするのと「通しすげ」をするのとあるが、アシナカは主として角結びにしている。

10　草鞋（わらじ）＝わらじは、農作業には、あまり穿かなかった。富士詣りとか、山上詣りのような長途の旅

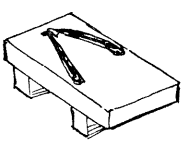
③

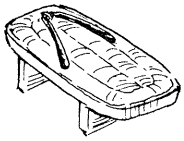
②

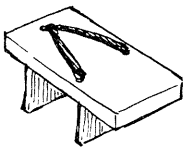
①

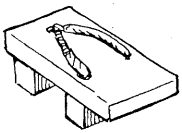
⑥

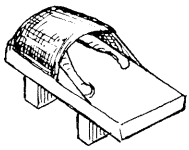
⑤


④

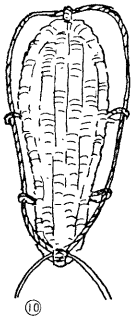
⑩


⑨

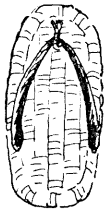
⑧

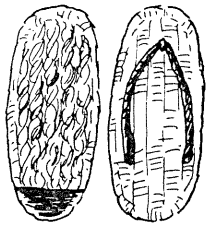
⑦

① 高下駄　② 日和下駄　③ ツッカケ　④ コッポリ
⑤ 御免下駄　⑥ 厚歯下駄　⑦ 雪駄(表裏)　⑧ 草履
⑨ アシナカ　⑩ 草鞋

の履物として用いられた。

昭和に入ると生ゴムで作った靴が出まわり、雨ふり用としては、ゴムの長靴もぼつぼつ作られるようになったが、まだ一般には普及されず、下駄、草履は、そのころの田舎の唯一の履物であった。

へ米のなる木で作ったわらじ
　ふめば小判の跡がつく

と自負していたのである。実際、藁で作ってあるので、適当の湿度、温度が保たれ、また、大地のぬくもりも草履を通じて自分の肌でじかに感じ取ったものである。

戦後、ゴム草履が出現し、学童の運動靴もおいおい普及し、通学用にも穿くというありさまで、草履を穿くものもしだいに少なくなり、今はほとんどその影をひそめてしまった。葬儀には、欠かせない草履、わらじを作ることのできる人が少なくなったといわれる状態である。

これに加えて、終戦後、軍靴が氾濫し、その後、ビニールの開発によって、革靴と見違える程の擬革靴も出現し、世は着るもの、穿くもの皆洋装となり、身も心も洋式化して行った。さらに道路の舗装に伴い女性のハイヒールが流行し、往来を闊歩するようになった。

3 結髪

髪飾りは、町家でも、元禄以前は櫛、笄（こうがい）はあまりささず、髪は藁や麻糸で束ねた上を絹の布帛で包んだのを晴としたが、天和年間以降様々な装飾がつくられ、ことに婦人の髷が複雑になるにつれて、櫛、笄、簪（かんざし）類が用いられたが、百姓の女たちには、木綿は許されたが、価格は櫛、笄ともに三四文までと制限された。また、鼈甲（べっこう）、金銀細工、

蒔絵類はかたく禁じられ、手絡や若い女たちの前髪に鹿子縮緬、絹布は厳重に取締られた。男も本多髷に使う元結は、五巻から七巻までとされ、普段は藁で束ね、髪油も伽羅は禁じられていた。

明治四年、断髪令が出て、これまでの「チョンマゲ」は、剃り落したり、斬髪して明治十年ごろともなると、ほとんどの日本人は、斬切り頭となったようである。中には、切ることを惜んで、明治の末期まで残していた老人もあった。髪型も長髪でオールバックにしたのや、角刈り、七―三に分けたのもあったが、本町では、角刈り、丸刈りというのが大部分であった。

徴兵検査では、必ず丸刈りにしなければならなかったし、学生、生徒、学童は、すべて丸刈り頭が普通であった。戦時中は、一般人もほとんどと云ってよい程丸刈り頭であった。

戦後になって長髪姿が流行し、幼児はもとより学童、生徒、学生に至るまで長髪になった。

女性の髪型は、年齢によって違っているが、明治時代は一般的に束ねた髪を後頭部でまるめた。いわゆる束髪姿であった。

冠婚葬祭などの晴着には、娘は桃割れ、高島田で、既婚の婦人は丸髷に結っていた。

流行型としては、二百三高地型というように世相を現した髪型も流行したようであるが、唄の文句にあるように、「サザエの壷焼き型」が基本であって、普通は、自分の手で束ねていた。紋日とか、旅行、他家を訪問する時には、本職の髪結いを頼んだり、巧者なものに頼んで結うてもらったり、あるいはお互いに結い合いをしていた。こうした髪型は、昭和の始めごろまで行われていた。

幼年期の子供は、オカッパで、小学校に入学するころになると茶筌という髪型となり、学年が進むと束髪姿となった。女学生以上ともなると、前方にタボというものを入れて庇のように前に出した結方をしていた。

大正の中ごろ、第一次大戦は、女性の労働界進出という女性生活に一大変革を生じ、断髪姿の女性が軍需工場などで働くようになり、いわゆる、職業婦人が出現した。事実、第二次大戦には、女子の徴用が行われ、軍需工場における労働に出動した。

4 おはぐろ

「おはぐろ」は、お歯黒で、歯を黒く染める習俗で、明治初期までに生まれた女性で、結婚したものは、ほとんどつけたものである。

鉄漿は、日本で長く続いた化粧法のひとつであった。一般には、結婚すると、おはぐろをつけ、眉を剃るといわれているが、はっきり結婚と結びついて来たのは、江戸時代に入って、それも大分経ってからであろう。

5 眉化粧

現在では眉を細くしたり、書き眉毛にしているが、昔は結婚して、子供ができると眉を剃る風習があった。結婚して歯におはぐろをつけるのを半元服、妊娠・出産を機に眉を剃るのを本元服といった。眉を剃るのも女の化粧の一つで「顔を治す」ともいうほどで、おはぐろをつけると、ひきしまった美しさが生まれ、眉を剃ると、ふけて見えるが人妻らしい落ついた美しさができるといわれている。

昔はこのように未婚と既婚の別をはっきりとして「けじめ」をつけていたのであるが、おはぐろは、明治、大正と時を経るにしたがい薄らぎ、眉の方も年を経るにつれて剃るものが少なくなり、この化粧法も現在では全然見うけられなくなった。

衣服の仕立、修理、管理はすべて女の仕事であったため、花嫁の条件の一つは裁縫のできることであった。そのため就職していたために裁縫の充分出来ない娘は、結婚がきまると退職して、「仕立屋」（裁縫塾のようなところ）へ通って一通りの修業をした。

洗濯は、洗濯石けんが出現するまで多くは灰汁（あく）を用いた。灰汁に浸してよくもんで洗い、また谷川へ行って適当な岩場で足でもんで洗った。地区によっては、共同の洗場があって、ここに主婦らが集まって、楽しく洗濯する風景を見たものである。仕立直しをする場合は、洗ったものに糊をつけ、張板に張ったり、針子（しんし）張りをしたりした。

このようなことから、当時の嫁入仕度には、針箱、ヘラ台、たらい、張板、ひのしなどが調度として用意された。

戦後、昭和三十年ごろからの経済界の発展と時勢の一大変換により、これらの日本固有の習俗が一変して、ほとんど既成品を購入するようになり、女の道もほとんど遠い過去のものとなってしまった。

二　食

食生活事情　本町は、山林八〇パーセント、耕地その他が二〇パーセントという農山地帯で、田畑も集落の戸数と釣合をとれるように分布している。水田は沼地が割合に少なく、二毛作のできるものがほとんどであるため、最近まで米麦を中心とした食生活をつづけて来た。全体としては、町内の収穫物によって、自給自足のできる地帯といってよいのであるが、これを個々について見ると貧弱な小規模農家が多いため、昔から、食生活は苦しかった。主要作物のうち、主食の米について、昔の地主は、年貢として、ほとんど納めなければならなかったし、小作人は、小作料を納めて、その残りが食糧となるので、いずれも食生活は、例外なく悲惨であった。これは、徳川時代も明治以後にな

ってもあまり変りがなかった。

明治に入ってからは、経済慣行がかわり、納税、生活用品の入手など、すべてについて、金銭が主体となったので、農家も現金収入の道を講じなければならなくなり、年貢の残りを販売して、その残った若干の米麦と屑米に雑穀などを混ぜて食い延していたのである。

米の貴さ　白い飯を食えるのは、盆、正月、紋日ぐらいであった。ところによっては、瀕死の病人の耳許で竹筒に入れた一握りの白米を振り「これが米の音だぞ」といって聞かせた。「米まで振っても助からなかったのだから寿命だ。」とあきらめたという、ウソのようなほんとうの話がある地方もあったという。農村の生活は、自給自足を建前としたが、年貢を出した後は売りたくとも売る米がなくなり、余儀なく自給生活を送らなければならなかった。その当時、どのように食うかの工夫は、生きるための切実な問題であった。その当時の農家の食物をあげると、穀類として米、大麦、小麦、粟、ひえ、そば、きび、大豆、小豆等を数え、これに大根、里芋、甘藷などを加えたのが基本食糧であった。中でも米は、主食であったが、味も栄養分も最高であったので、米には特別の力があると信じられていたようである。またその米で炊いた飯にも力があると考えたから「力めし」などという習俗も残っている。米で作った餅にも力があると考えられたから「力餅」が作られ、登山口や、頂上で商っていたのは、力餅によって力をつけて山に登ってほしいという意味を持っていたのであろう。当町でも満一歳前に歩いた子供に餅を投げつけたり、背負わせたりする風習がある。これも誕生餅または力餅と呼んでいる。

このようなことや米を作る農民の辛苦も大きかったので、当時の人々にとって、米のありがたさは格別で、現代の人々の想像も及ばぬほどであった。水戸黄門が米俵に腰をかけて老婆に叱られた話は作り話であろうが、粒々辛苦、汗の結晶の米であるから一粒の米でも粗末にしてはいけないという昔の人々の米に対する心が表われている。昔の人

は、米のトギ汁の中に混って流した米でもいちいち拾い、茶碗からこぼれ落ちた飯の粒でもきれいに拾って捨てなかった。弁当箱も米粒が残らないように美しく食べるように心掛けたのである。また、収穫の多い家でも二番口の屑米を自家用に使い、新米がとれても古米がなくなるまで新米には手をつけないように心掛けた。

戦時中の食生活　第二次大戦の末期は、いわゆる戦時体制で配給制度になり、これまで米食をしていなかった地方にも米が配給されたため、全国的に食事の平均化はされたが、生産農家は規格に合格したものを供出し、格下げされたものを自家保有米としたのであるから、結局まずい米が生産農家の食糧となったのである。

一方配給米といっても一日一人二合五勺（三三三g）で、それも戦争末期から戦後にかけては、輸送事情が悪化して、遅配、欠配が続いていたし、配給されても、主食代用の、コウリャン、大豆粕、トウモロコシ、サツマイモなどで、調味料や副食物も著しく不足したのである。ニクロム線を利用した電気パン焼器で、イースト菌を入れた雑穀の蒸しパンを作ることが流行したのもこのころである。白米飯は、銀シャリ、銀メシといって、とても貴重品扱にされた。

生産農家は供出を義務づけられて、その完納のためには保有米を削ってでも義務を果たしたのであった。

この地区では、所有の田畑を収穫見込み状況によって等級づけ、それだけの収穫をもって区に割り当てられた供出量を完納することにしていた。人手がある家では肥料も自給でき、管理も充分行き届き増収となり、供出完了後に余裕も生じてヤミ売りもできたが、人手が少なく子供の多い家では、自給肥料も管理も思いにまかせぬままに、収量は少なく、結局、保有米に食い入っての供出となるから、代用食で賄わなければならなかった。したがって、その食糧事情は悲惨なものであった。

食生活と主婦の労苦　戦中、戦後は、乏しい食糧を食いつなぎ、毎日の食生活に変化をもたせるために主婦は努力した。

イモ粉の雑炊、ダンゴ、甘藷の茎、野草の浸しやサラダとさまざまであった。

味付の主役は塩で、岩塩が配給された。醤油はうすくて塩からいだけ。浜では、ヒジキやコブなどの海草の洗い汁を出荷したという話も聞かされたのがこのころ、甘味料はズルチン、サッカリンが闇価格で出回ったが、トウモロコシの幹をしぼって煮つめたものや、サツマイモで作ったアメなども利用したものであった。

町内の食生活　町内のほとんどの農家の主食は、いわゆる麦飯で、米七分に麦三分というのが普通であったが、子供の弁当をいくつもとるとか、山行きの弁当をとると、残るのはほとんど麦ばかりの飯といってよい程になる。

秋になって、甘藷や里芋がとれるころになると、この麦飯の中に甘藷や里芋を入れて米を節約した。里芋も甘藷も穴倉に貯蔵しておき、出しては食い、出しては食いして春まで続けるのである。

麦の量をふやすために、ヨマシ麦といって、囲炉裡で毎夜のように長い時間をかけて炊いた。

昭和も始めころからは、麦をヨマスことのできない家庭向きとして、ツブレ麦が出回って黒い麦飯をカバーしたが、量を増す点では、やはりヨマシ麦がよいということで、生産農家では、大方ヨマシたものである。この外、米を節約するために、里芋を入れたオジヤや甘藷や茶を入れた粥を炊いたのである。

農家には、どの家にも米や麦を搗く足踏みの唐臼があって、これで搗いた米は、七分搗き程度の黒いものであった。これは栄養面からいえば上々であるが、外観上は黒いのできらわれた。引き割り麦をまぜて、白く見せるようにゴマカシタ主婦の気持ちがわかるような気がする。

このほかに菜を入れた菜飯、大根を入れた大根飯、粟を入れた粟粥などがある。粟は栽培量が少なかったが、正月の金餅用の残りで粟粥に用いた。また、そばも栽培量は少なかったが、そば粉を熱湯でかきまぜて塩で味付けをして「小昼」用に用いた。大麦の収穫時には「イリ粉」を作って、熱湯でかきまぜて塩味をつけたものを「コビル」(小昼)

に用いたり、小麦は粉にして、「キシメン」にしたり、「ダンゴ」にして「オジヤ」に入れたり、ホーロクで「ダラ焼」にして「コビル」に用いた。このほかに「イモネリ」といって、甘藷と里芋を煮てこね合して、これをダンゴに作った。

毎年寒に入ると、どの家でも寒餅を搗く。寒餅は一年中保存がきくので、これで角餅、アラレ、ヘギモチなどをつくり、ほしいときに取り出しては、子供のオヤツのコビルに用いた。甘藷を煮て切り干しにするのも寒に入ってからである。また、甘藷を蒸して、屑米の粉を入れたものを搗いて切り干しにするのも同じ季節である。このようにして、米を節約したり食生活に変化をつけたりしたのもひとつの農民の知恵であった。

食事の回数　食事の回数は、職業により時季によって多少の相異があろうと思うが、農山村の当町では、四回が普通であった。すなわち……

一　朝飯　七時ころ
二　昼食　十一時半ころ
三　オチャメシ（小昼）午後四時ころ
四　夕飯（ゆはん）午後七時ころ

春から夏にかけて、牛のいる家では、朝草を刈ったりで、このころは六時ごろに起きて軽い食事をしてから草刈に出かける。二荷くらい刈って帰ってから、家族とともに朝食をとるのでこの場合は、五回ともいえる。

食事の場所　度会町の住の項でのべるように農家の間取りは、台所に、クド、囲炉裡があって、その部屋の北側が流し場である。流し場とクドや囲炉裡の間は、広い板の間でこの処を「タナボト」と呼び、ここが一般に食事の場所とされていた。タナボトには、莚か、ウスベリが一枚か二枚敷いてある家もあったがその残りは板間である。

明治の終りころまでは、一人一人に箱膳と呼ぶ重箱の大きいような箱が与えられて、それに、それぞれ茶碗や箸などを納めた。食事をするときは、膳の蓋を仰向けて、その上に茶碗類を並べて食事をした。

冬は囲炉裡の縁を膳代わりとして、火にあたりながら食事することもあった。食卓を囲んで食事するようになったのは戦後の事で、さらにその後の経済発展期から食堂式の部屋に改造し食卓を囲む家が多くなった。

副食物　海に遠い当町では、魚類は得がたかった。ただ一之瀬、小川郷地区では、南島町方面から、内城田、中川地区では、伊勢市や大淀方面からの魚行商人によって搬入されていたが、生物（なまもの）は距離的にくさりやすいのでほとんど素干（すぼし）や干物（ひもの）類であった。

五月ころになると、大淀方面から「ヒルモノ」（昼物）といって、朝、浜上げをした魚を焼いたものを小さいせいろに入れたのを持って来て商っていた。

秋風が立つ季節になると、イワシ、サンマ等の生物（なまもの）が入ってくる。それから鮭、鱒（ます）の塩物が入って来る季節になると塩糠を洗い落して腹を開き木切れで張りをした鮭鱒が農家の軒先に吊されていた光景は、当時の田舎のどこでも見られる情景であった。

俵詰めにした塩マスを一俵も求めて、これを煮たり焼いたりして、弁当のおかずとして尊いものの一つであった。

卵、鶏肉などは病人食として一般人の口には、余り入らなかった。

鶏を二、三羽飼っている家庭が時たま食べられた位であった。

明治に入ってから、肉食もだんだん普及してきたが、まだまだ牛肉、豚肉その他の四つ足は、仏教との関係もあって、田舎では食うものが少なかった。

特に禅宗の家庭では、絶対家の中では、肉類を炊かなかったし、また、食わなかったが、大正末期から肉類の食事

が田舎にも普及して来た。

山所では猪、鹿、兎、鳩、鳰、山鳥などの狩猟家もあって、一之瀬、小川郷地区ではこれらの獲物を口にする機会もあったが、一般には副食物といえるものではなかった。だから副食物は野菜類が主となっていた。

季節物としては、春はえんどう、蚕豆、ささげなどの豆類、夏は茄子、キウリ、カボチャなどであった。このカボチャも土地ではとれなかったので大方買ったものである。この地方で自給できるようになったのは、大正に入ってからであった。秋は大根、菜類の小抜などで、冬はネギ、ゴボウ、人参、大根、里芋などを調理して副食物にした。またまヒジキ、コブ、アラメなどの浜物を使ったり、コンニャク、レンコン、ゴボウ、人参、里芋などに油揚を入れたりして煮〆を作って幾日も食べたのである。

夏の茄子、キウリは糠味噌漬（トブ漬）として食卓にのぼった。

大根漬は収穫時に四斗樽に漬ける。朝漬、三月食い、四月食いなどと塩加減によって分けたものを一年分も用意し、それを取り出しては食べたのである。当時は現在のように香辛料としての漬物ではなく、丼に一杯盛った大根漬を副食物として食べたものである。

毎日の副食は煮たり、焼いたり、アエたりと主婦の腕の見せどころ、その労苦も大変であった。

また、この地方で忘れられないお菜（さい）に「ショイガラ」というのがある。小麦、大麦、大豆を蒸して、これに花をつけたものを保存しておいて、取り出しては醤油を入れて食べる。今のサイミソのようなものである。里芋を入れた麦飯の熱いのにショイガラを添えて食べるのはとてもおいしく忘れられない味であったと古老はなつかしんで語ってくれた。

ショイガラと同じように、味噌、醤油も自家製が多く、長く保存するほど味がよいので、三、四年のものを繰り返

して作っている家もあった。

秋大豆の収穫が終って冬に入ると、味噌造りの花つけがどの集落でも行われ、隣同士が仲間で豆、麦などを蒸しているのが匂ったものである。

三　住

集落のありさま　本町は大小三四の集落によって構成されている。この集落のすべては、宮川及び一之瀬川の沿岸の丘陵地にある。集落の大きさは、丘陵地の大小によっているといってよい。広い低地は田、畑も多く従って人家も多い。山裾の面積の狭い所は人家も少なく集落としても小さい。

道路は宮川と一之瀬川に沿って県道伊勢大宮線と伊勢南島線が通じているので、ほとんどの集落は、この道路に沿っているが、街村として発達したものではなく、むしろ道路が集落を結んだという状態で塊村といった方がよいかもしれない。旧村時代、その村の中心となった集落は、面積も大きく、役場や学校や郵便局、組合などがおかれた。とくに棚橋は、旧内城田村の中心であったが、現在も全町の中心集落であって行政機関としての町役場を始め内城田郵便局、度会中学校、県立度会高等学校、度会町農業協同組合などが集まり、商店や工場も多く、最近は、大型スーパーの出現までみている。

本町の集落で注目されるのは、その大小にかかわらず、どの集落にも神社があったように、宗派は別として寺院をもっていることで、仏教伝来以来の村落のあり方を示すものとして意義深いと思う。

住宅のようす　本町は山村であるが、大部分が農家で、家の構造も昔は大方萱葺のいわゆる「くさや」であった

が、徳川末期から明治初年にかけて、しだいに瓦葺の住宅に変わったようである。昭和の中ごろまで麻加江、平生、棚橋には、瓦製造を業とする家があり、田間にも明治末期まで一軒あったことからもうかがえる。大正期に入ってからは、ほとんどの住宅は瓦葺になって「くさや」は珍しいほどであった。昭和三十四年の伊勢湾台風で大被害を蒙り、残っていた「くさや」もこれを機会に瓦葺の家になった。

昭和四十三年の調で「くさや」は、大野木に一〇戸、葛原に二戸、棚橋に一戸、坂井に二戸、川口に一戸ぐらい残っていたに過ぎない。

瓦葺の屋根型は、ほとんどが切り妻造りで、寄棟や入母屋造りは少ない。

切り妻造りも屋根を高くし、その空間に年間の薪を保存するように「裳階」をつけている家が多い。一般に庇を長く出し、軒を広くして雁木を取り付け軒下の利用をはかっている。

屋敷取り　家相うんぬんの事が頭にあってか、立や家の配置はどの集落も大同小異で、屋敷の広さ、形状が左右で少しづつ位置に変動がある位である。ほとんどの家は南向きで、主屋の向って左に土蔵や納屋、右に物置き、風呂場、便所などが並んでいる。主屋は、前庭を広く取って秋の籾干場としている。川風や山嵐が強いので、これを防ぐために、家の周囲に槇垣や石垣をめぐらしている家が多い。今はブロック塀にしている家もかなりできて来た。長原や田口、当津などには、きれいに刈り込んだ槇垣をめぐらしている家を見受ける。

小殿さん　たいていの家は乾（北西）の隅に「コドノサン」と呼ぶ屋敷神を祀っている。「コドノ」とは子殿、孤殿、古殿、木殿、督殿と書き、その家の祖先、子供の守り神で、普通の神より位の低い神であると森田先生は書いておられる。三尺四方位に「コベ石」を二、三段積み上げて宮座とし、その上に白石を敷きつめ、中程に縦長の石を立て榊を植えるなどしてある。家によっては、桧または瓦で小さな祠を造って社殿として祀っている。

門　門は普通、家に向って右についており、主屋へは少し廻って入る。家の右側から入ることや屋敷内を通り抜けることを忌む。「巽門に乾蔵」といわれ、これも家相からきているらしい。したがって、土蔵は大方乾の方角に建てることが多い。

井　戸　井戸は午（北）か卯（東）の方角の位置に掘り、岩盤からコベ石で積み上げる。これを井戸をまくといっている。岩盤が出ないで、水が充分出る場合は「土木」を入れてその上から積み上げる。上方に井戸側を造り周囲を石畳にすることが多い。

水を汲むには、井戸の深さより少い長い竿の先に小桶を結えたいわゆる「釣瓶」を用い、手で引き上げて井戸側においた「イナイ」とか桶に汲み込んで台所の「水がめ」とか風呂に入れるのである。家によっては、田井戸の「ハネ釣瓶」と同じように挺子を応用して汲んでいた。

この井戸には雨覆いはなく、野天井戸であるものが多かった。その後、藁縄、棕梠縄の両端に小桶を結えて車で上下する車井戸にした家も出てきた。井戸側に館を作って車を吊した。井戸車は直径一尺位の木製で縄の入る溝のある車であった。後には鋳物の金車が出まわり、縄の代わりに金鎖を用いた。

その後、手押ポンプとなり、釣瓶が影をひそめるようになった。押上ポンプの出現で、高い所にタンクをしつらへ、これに水を汲み上げ、今の水道のようにこの水圧でガランから水が出るようにした家も出てきた。電気モーターによる水汲みは昭和二四・五年ころからである。本町では、ここ十年程前から簡易水道施設事業が始められ、やがて全町がこの水道に切り代わりつつある。矢村は二十年程前から弁天池の水を利用して水道を引いていた。

正月には、男の子が竿釣瓶で若水を汲んだ。竿釣瓶は加賀の千代の句の「朝顔につるべとられてもらい水」にある井戸水を汲む釣瓶のことである。

主屋の間取　住宅の間取りは、いわゆる「田の字型」で、これに増間をして若干の変化をつけている程度で、どの家もよく似た形式である。各部屋の呼び方も地区により、家によって多少ちがうこともあるが、玄関を臼庭と呼んでいる所が多いのは、ここに臼を置いて餅を搗いたためであろう。

家を中央で二分し、向かって左の方は、座敷と寝間で、右の方は、臼庭、台所、タナボト、うまや（牛小屋）となっている。左は婚礼や葬式などの際に使うだけで、日常は余り使用されないが、右は居間、仕事場、炊事場、食事など日常生活に欠くことのできない場所であって、どの家でも広くとってある。これは庄屋格などの大きな家と区別して「なみや」と呼んでいる。入口の臼庭に入るには、以前は大戸といって九尺戸で、日常は「くぐり戸」といって小さい入口がこの戸にしつらえられてあって、そこから入ったものである。今は、ほとんどが引ちがいのガラス戸に変っている。

臼庭には、風呂をすえ、臼が隅の方に置いてあった。しかし、この様式も最近まで大野木、葛原に二軒あったが今はない。臼庭入口の右の柱を「乞食もたれ」、左の柱を「鉄砲柱」と呼んでいた。臼庭を上った所が台所で、居間兼仕事場に使用される。その右が「タナボト」で「流し」「竈（かまど）」「いろり」が作られ、いろりの上には棚が吊ってあって、「物を乾すのに用いた」これを「アマ」といった。

臼庭の東隅の太い柱を「大黒柱」台所の奥の太い柱を「えびす柱」と呼んでいる。この二本の柱には、普通、頑丈な梁を入れる。これを「みそつり」といっていた。これは、台所とタナボトとの見切りになるが、ここには建具を入れず中間に柱も立てない。台所とタナボトとを広く使うための工夫であったのであろう。

臼庭の左は座敷となり、仏壇や押入れを設ける。仏壇は曹洞宗では、座敷、真宗では臼庭近くに作るといわれ、床（とこ）の間（ま）は普通「なみや」には作らない。その奥は寝間（ナンド）である。

臼庭の右にうまや（牛小屋）がある。昔は牛も馬も家族同様に扱っていたのである。この様式も最近まで棚橋に残っ

ていたが今はない。以前の四畳半の厩(うまや)を、小部屋に改造して子供部屋に使っている家もある。

タナボトの台所に近いところに「いろり」を設け「自在(じざい)」を吊し、中央に大きな「三つがなお」を据えて、六升鍋、八升鍋をおいて「かいば」(牛の飼料とする切藁)を炊いたり麦をよましたり、時には「おじや」を炊いたりした。しかし、普通の御飯は別にしつらえた竈を使用するのである。「飼(かい)ば」も別にしつらえたくどで炊く家もある。いろりは大方一晩中火を炊いているところで冬は暖房の役もし、灯火の役もするので、針仕事や子供の勉強もいろり近くで行ったものである。

自在というのは、茶がまとか手付鍋、茶瓶を吊るもので、今は信州あたりの民芸品として売られる位である。

「いろり」には主人は西に(西座)その右の火焚き坐には老人、その前に主婦が坐る。西座には、主人以外の者は坐ってはいけないといわれていたものである。

えびす柱には、神棚を設け、えびす、大黒を祀る。氏神その他の神々は、台所の正面または西側に棚を作って祀る。えびす、大黒には毎朝御飯をお供えする家が多い。まきみての畔鍬などの農具を祀るのは、台所の神棚の前である。

建具と用材　建具には、帯戸、板戸、堅桟戸などが用いられていたが、今は障子、ふすま、ガラス戸などとなり、雨戸も板戸から「サッシ」に変わった。

仮屋は、台所や寝間の奥の小部屋に設けて、お産や月経の別火の時に使用された。

便所は現在はほとんど別棟であるが、昔は風呂の落し水も肥に使用する関係上、臼庭の入口の外側にいけたかめに流し、これと小便所を兼用したものである。炊事場の流し水もかめに留めて肥に使用したものである。

建築用材は、杉、桧を主とし、梁は杉や松を使い、大黒柱やえびす柱は多く欅を用いた。

屋根と草屋の仕組み　現在の屋根は大方瓦葺であるが、昔は茅、藁、笹ぶきであった。したがって、家の構造も違

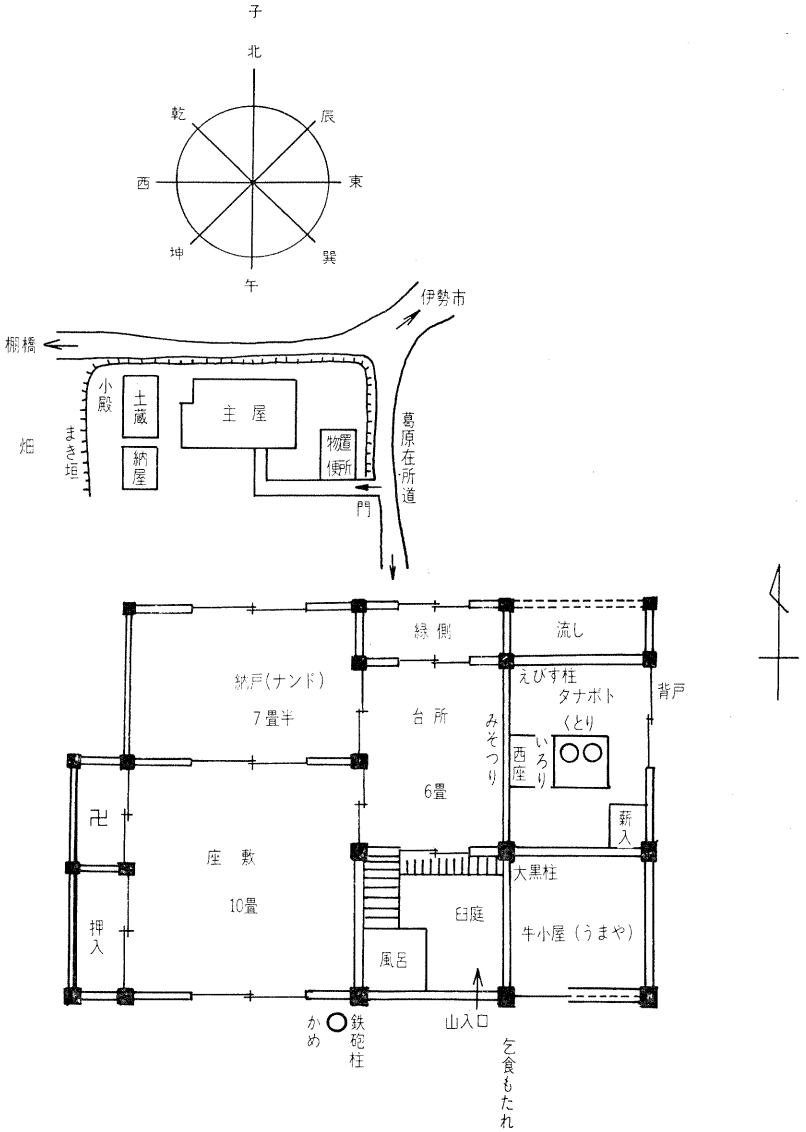
子
北
乾
辰
西
東
坤
巽
午
伊勢市
棚橋
小殿
土蔵
主屋
物置便所
納屋
まき垣
畑
門
葛原在所道
縁側
流し
えびす柱
タナボト
くとり
背戸
納戸(ナンド)
7畳半
台所
みそつり
西座
いろり
6畳
新入
卍
座敷
10畳
大黒柱
押入
臼庭
牛小屋（うまや）
風呂
かめ
鉄砲柱
山入口
乞食もたれ

くさや（民家）の平面図と小屋組「かご」　昭和35年当時葛原の民家

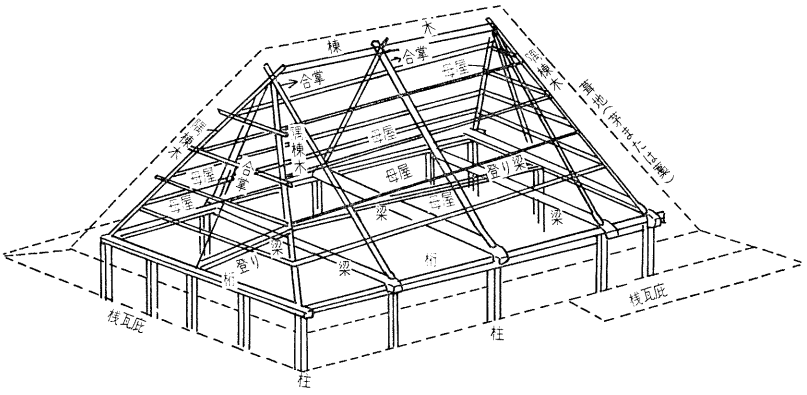

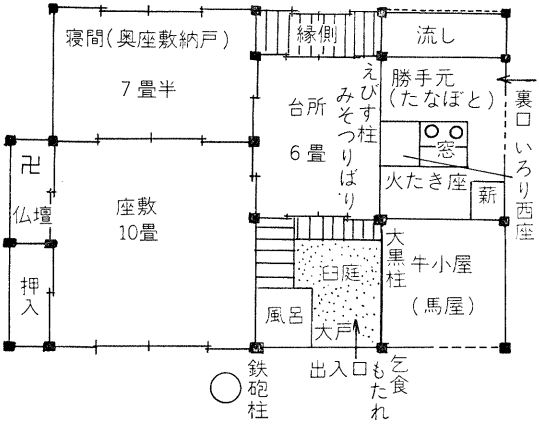



くさや（中川地区）

っていた。幸い森田先生の調査の「くさや」の構造図や屋根ふきの状況、家の仕組みなどを拝借して書くと（上図参照）

『図のように杉の丸太、合掌八本（ひら〔正面と背面〕六本、こま〔側面〕二本）隅棟木四本を棟木と桁に縄でくくり付けて大体四柱造の骨組を造りこれに母屋竹を四段縄で結び付け、さらに竹垂木を約一尺おきに母屋へ縄でしばって小屋組み（かご）を完成する。ついで茅や藁を葺き、手板で表

面をならして仕上げる。昔は、屋根葺きの専業者がいたが、今は親類や近所の人たちが手伝って葺く。ひら、こま、とも一日約一一―一三人で葺き上げ、翌日棟を取り付けて、魔除けのため、竹で作った小さい弓を棟へさす。つぎに板で箱棟を作りその上に桟瓦を葺くが、古い草屋では箱棟を置かず、葺おろしとした。一般には、棟飾りや妻飾りもない簡単な棟で、妻の棟の下を少しあけて煙出しとしている。

葺きかえは年に約一回程度、悪い個所から順に行って行く。

棟廻りは、桟瓦葺の総庇とするが、向かって左側を除く場合が多い。屋根の材料は、茅が充分得られるところでは、茅を用いたが、適当な茅場のないところでは主に藁を使い、それでもない場合は、麦藁や笹などで補った。

小屋組み造りは、釘を用いず、手ないの縄を使用した。機械縄は粘りがないのであまり使わなかった。天井、タナボト、牛小屋、臼庭の一部などは女竹を並べた「すのこ天井」とし、その上に筵を敷いて赤土を薄く塗り、茅や藁の落ちるのを防いだ。

他の部屋は、根太天井（棹縁天井の棹の代わりに約二寸角の根太を用いた天井）とするが、座敷などは普通の棹縁天井に改めているところが多かった。伊勢湾台風の時は、茅や藁がすっかり吹き飛ばされて「かご」のみになったので、その後の新築家屋はすべて桟瓦葺としている。』

建築儀礼

①　地祭り　敷地がきまったら、枝三段付の竹を四方に立てて注連縄を張りめぐらす。別に伊勢市の猿田彦神社などでうけてきた御神符を三段の枝付竹の先を割って、これにはさんで中央に立て、やはり、神社でうけてきた砂を四方に撒いて清める。今は氏神の御神符を立てる。氏神の神職により地祭りをする家もある。

②　地つき　吉日を選んで地ならしをした後、地つきをする。ところによっては、午前中は据石を山で拾い集め、午

後から地つきをする。地つきは、どんつき棒かタコで搗いた。地つきは、乾（北西）の柱からつき始め柱の数だけ搗く。

へめでた　めでたが三つ重なりて
　末はつるかめ　五葉の松
ヤレ　コリャ　イヨノヒョータンヤ
　やっさ〳〵〳〵
へここはこのやの乾の柱ヨイショ
　ここをつかなきゃ子が出来ぬ
　おめでたや
やっさ〳〵〳〵

音頭取りの面白オカシい地搗唄を囃したり、また交互に唄ったりしながら搗いて行く。下舞いは、穴に砂利や土を入れながら、搗き堅める。そして最後はまた、乾の柱で搗き納める。

へめでためでたの若松さまよ
　枝も栄えて葉もしげる
　おめでたや
ヤレコリャ、イヨノヒョータンヤ
　やっさ〳〵

……などの音頭に合せて、岩根まで固まるように搗くのである。地搗きが終わると手伝い人には、酒肴を出して労をねぎらう。

③　石すえ　地搗きの翌日は石すえをする。すえ石には、土台を置き、柱を立てるので、水盛りをして慎重にすえる。

④　建前　大安吉日を選んで建前をする。大安吉日でも三りんぼうという日は忌む。当日、あいにく雨降りとなった場合は、乾の柱一本だけでも建て初めをしておくのである。夕方近くなって小屋組みが完成すると上棟式を行う。三本の「日の丸の扇」を丸の形に組んで、御幣にしばり、御神酒と御重ねに米と四隅餅といって四個のせちを作って供え、先ず棟梁、ついで、施主が礼拝し終わると棟梁によって乾の隅から隅へ餅をまき始める。これが終わると用意していた餅、菓子、果物、手拭などを撒くのである。昔の、上棟の式は、五色の吹き流しを作り、棟梁が祝詞を奏上のち槌打ちを行うという厳粛なものであったが、今は簡素になった。

また、建前で打ち込んだ柱を込み栓によって締める時、手伝い人が「かけや」で柱の一方からエイサーとたたくと反対側から大工が金槌でコミ栓をコンとたたいては小さくコン、コンとたたいて相槌を入れる。またかけやと金槌でエイサと大きくコンと叩き大工はコンコンコンと小さく相槌を打つ。その調子のよさ、今日は建前があるナ、と少し離れた集落にまで聞えたものである。

⑤　ドヨウブキ　大工や手伝いの人数によって、棟上げが早く終わる場合は、その日のうちに「どようぶき」が行われる。「どようぶき」は、瓦の下地の野地板や杉皮を打つことをいう。これが終わってから、上棟の式となる場合が多い。

⑥　シダアテ　棟上げの翌日も手伝人は、前日と同じように出て、壁下の「シダアテ」をする。竹を壁の寸法に合せて切り、細かく割って準備をする者、シダアテにとりかかるものと忙しい。シダアテの縄は細かい特別の藁縄を用い

たが、今は壁の寸法に合せた竹が用意され、藁縄はビニールに代わった。

⑦　屋根ふき　葺屋の都合を勘案して屋根ふきをする。その前に屋根ふきに必要な赤土を採っておいて、植田のように泥をこね、これに水を張り充分水を吸わしておく。

屋根ふきの当日は、藁スサを入れて泥こねをする。土は、一鍬づつ四ツ鍬で屋根に上げたものである。

⑧　屋うつり　造作が大体終わると屋うつりをする。この日は、これまで手伝ってもらった人や親せき、知人を招いて屋うつりの宴席をもうける。

第二章　年中行事と儀礼

一　年中行事

国学院大学の樋口清之教授は、最近の著書「まつりと日本人」で「日本には、伝統的な年中行事がある。これはちょうど人生に通過儀礼があるように、一年間の通過儀礼に当るものである。

年中行事というと、いかにも定められたかのごとき感があって、ただ歴史的習慣だからやっているのだという考えがあるかも知れない。しかし、これを内容的に分析して、なぜ起り、なぜ行っているかということを考察してみると、科学性というよりも、むしろ近代性ともいえる。今の社会生活維持のための知恵といってもいいようなことが、たくさん潜んでいることがわかる。その意味で、われわれはもう一度、年中行事について考え直してみる必要があると思う。

たとえば、中秋の名月の晩に満月に対してなぜお祭りをするかということも、考えてみれば季節感の確認と、それによって子供を生活から解放する機会にもなり、家族全体が同じ物を食べて楽しむという、家族連帯意識の再確認の行為であるということなのである。このように、どの年中行事にもいろいろな意味が込められていて、それだからこそ日本人の生活の知恵として連綿と続いてきたのである。

わたしたちの多くは、今それを捨てようとしている。しかも年中行事などは意味がないことと考えている者もい

る。しかし、それは間違いであって、意味がないのではなく、無知になっただけで、自分たちの知能が下がったことを忘れて誤解しているのである。このことは、めぐりめぐって、結局、自分を破滅に追いやり、日本人の生活を破綻させる一つの原因にもなっている。

昔からたいせつに伝えられてきた生活の知恵を失ったとき、その民族は滅びるのである。今その日本民族のひとりがわたしたちなのである。わたしを含めた日本人の知恵を、もう一度再確認することによって、わたしたちのしあわせを、そして日本人のしあわせを、明日に向かって再生産したいと思う。」と述べている。

年中行事は、人々が一年間を通じて行う行事である。そして、この行事を通じて、日常の生活の中に、特別な食べ物を食べ、晴着を着、また、仕事を休み、神々を祭るという生活が、くりひろげられるのである。そして一年の行事を地域の人々が行うことにより、その地域集団の団結が強くなっていった。

このようなことから、年中行事はただ一年間の行事というだけにとどまらず、社会生活に大きな意義をもっている。

ここに本町の一年間の行事を「県文化財調査報告書第十集」の鷲野先生の調査を拝借し、これを中心に町の古老からの聞き取りを挿入して月別に順を追って書き上げることにする。

1　正月の予祝

十二月十二日　この日は古くから「ツボ」「ナベトリ」を藁で作る日であった（注連指）。

正月始め　十二月十三日は「正月始め」といって、正月を迎えるため山へ行って松、榊などを採って来る。この日から後、適当な日を見て注連縄や「ツボコキ」（ツボ、ツボケ、ツボボキともいう）を作っておく。

煤払（すすはらい）　正月が近づくと「ススハライ」をする。今は十二月二十五、六日ころの日曜日に行う家が多くなった。「ススハライ」の時はススハキダケといって、ススを払う葉付きの竹を二本使う。この竹は二本一組にして二組作る。竹の先には「ヒイラギ」「マメガラ」「エセビ」を竹の葉と一緒に結んで作るのである。

餅搗き　大晦日の一～二日前のよい日に正月に食べる餅と、お供え用の餅（これをセチという）などを搗く。餅搗きの日につく餅はアンコロ餅にする。これを仏壇、エビスサン、コウシンサン、コドノサンなどにそれぞれ供え、その後で家族一同が食べる。このあとで、セチと正月に食べる餅を搗く。この時、大晦日の夜、神々に供えるための「イヒ」を底にゆずり葉を敷いた入れ物の中に適量とっておく。

すべての餅搗きが終わると、「オオヤッサ」を行う。これは唐臼を搗く行事で「オオヤッサ」のためにとっておいたセチを、返し手が臼の上に落すように置き「オオヤッサ」と掛け声をかけると、搗き手は杵で臼の端を軽く打ちながら「オオヤッサ」という。これを三回、三方に向かって行う。

一方は奉年の「アキサン」一方は「氏神さん」一方は「コドノサン」。オオヤッサがすむと餅搗きはすべて終わったことになる。

餅搗きは「ヒノエ」の日、「卯」の日、九の日は行わないのが普通である。

正月の飾り　大晦日の朝から正月さんを迎えに行くといって、年男は山へ松、樫、椎、裏白（羊歯）、柊、榊、竹などのほかゆずり葉をとりに行く。この時は、どこの山から取って来てもよい。迎えて来たこれらのものは、清い場所に置いて飾り付けをする。昔は、前に述べた正月始めの十二月十三日に取って来た。

飾る場所は、次のとおりである。

庭飾り―庭先に二本の杭を打って、松、樫、椎、榊とツボコキを束ねて結びつけ、五本足の注連縄をつける。この

二本は向って左側は「天照大神」「豊受大神」のもので「ツボコキ」を二つつける。他の方は「年徳神」のもので「ツボコキ」は一つつける。所によっては庭の飾りを一つだけ作って、「ツボコキ」を三つつける飾り方をしている。別に長さ三〇センチメートル、経六センチメートルほどの松を二つに割ったものを二組作り一組を両方の根方に立てかける。これを「オニサギ」という。大晦日の夜、昨年の飾り木で祝飯を炊く。その木の炭でこのオニサギに平年なら十二本、閏年なら十三本の横線を書く。この事は節分の夜も祝飯を炊いた昨年の飾り木の炭で大晦日のようにするのである。

門飾り―両方の門柱に松、樫、椎、榊、ツボコキを結び付け、五本足の注連縄でゆわえる。門柱にはオニサギを立てかける。

コドノサン―杭に、椎、樫、榊、ツボコキを結びつけ注連縄でゆわえる。

井戸神サン―榊、ツボコキ、注連縄をポンプに飾る。昔は井戸端に杭を打って結びつけた。手押ポンプ時代はポンプの胴にゆわえつけた。

臼サン―臼の上に「コシキ」「杵」を置いて、注連縄をコシキの胴に巻きつける。

便所ノ神サン―樫、椎に注連縄とツボコキをつける。

大黒柱（恵比須神、大黒神）―大黒柱に五階または三階あるいは、七階の雄松に注連縄をつけて「大ツボコキ」をつける。正月に伊勢神宮にお参りしての帰り「バラ緒」を求めて来てかける。

三宝荒神サン（オカマサン）―大黒柱と同じように五階又は三階、七階の雄松に注連縄と「大ツボコキ」をつける。

仏壇―松の小枝と新しい榊を立てる。

神棚―棚の両端に榊をゆわえ注連縄をはる。





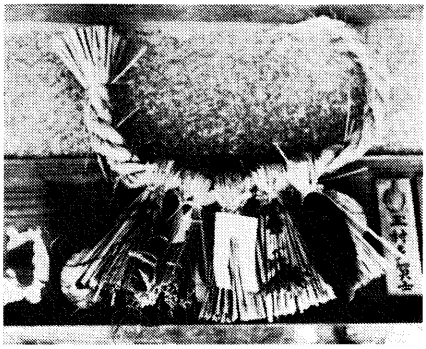

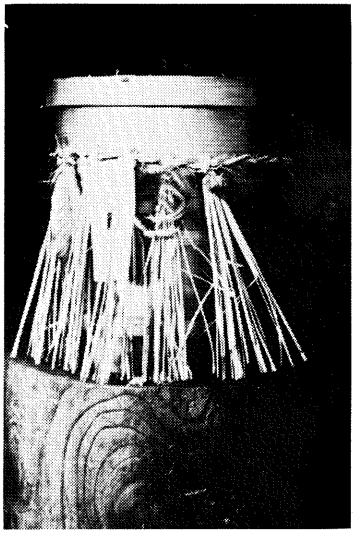

正月の注連飾り

玄関―太い注連縄を造って鴨居にかける。このほか（納屋、工場等）独立した棟の入口に注連縄をつける。

最近は、農具、機械、自動車、自転車などにも飾りつけるようになった。

注連縄には、シデ、ユズリ葉、ウラジロ、ヒイラギ、ソミンショウライをつける。

ツボコキには中にウラジロ、ユズリ葉を入れ、ミテグラ（細い雌竹を二つ割りにしたものに白紙を細く切ったのをはさんだもの）をさしておさえる。

大晦日の神祭り　大晦日は、カマドの灰をきれいに取り「火がえ」をする。この時、カマドは「無垢塩（むくしお）」で水をふりかけてお祓いをする。今は「ガスコンロ」であるからカマドは使わないが、昔は日待ちの前、神祭りの時、女の月経の終わった時など必ず「火替え」をした。

大晦日の祝飯は、昨年の正月飾りの木で炊き付けをする。この時、門柱、門松の所に立てかけた「オニサギ」をもって来て月の数だけ線を書く。

この夜の食事は、みそ汁、大根と油揚げのお平、スボシに里芋の飯である。

食事の前に全員が風呂に入り、年男は、夕方までに飾り付けをした所へ、餅搗きの日にとっておいた「イヒ」と大根の「ナマス」を持って行って「ツボコキ」の中へお供えする。

食事の後、暫くして家の中の神々、仏様に用意のセチ、御神酒、ミカン、タツクリなどを供えて灯明をあげる。この時、戸外の年徳さん、両宮、門、便所の神さんに灯明をあげる。戸外の神さんと三宝荒神さんには、別にカワラケに火種をのせ線香を細かく折ったのを添える。

串柿は、元日の朝、家の中に飾りつけた神仏に供える。

2　正　月

元日の行事　年男は早起きして、若水を汲む。この時、若水の中に米を少し入れる。この水で洗面するのであるが、その水は流してしまわず一応別の樋にあけてから後で捨てる。

年男は一升桝に洗米を入れて神仏に供え、お餅、みかん、里芋をあげる（中川、内城田、小川郷地区）。

家族の全員が揃ったら年男は、串柿と金と銀の餅を一人一人にくばる。その餅を入れて雑煮をつくる。金と銀の餅とは、粟の餅と米の餅のことである。

年男は、起きたら台所を掃く。これを「ハキゾメ」という。そのあと便所に行き「スワリゾメ」をする。

昼はゼンザイを食べる。夜は大晦日と同じ個所に灯明をあげる。

この日は、氏神か伊勢神宮に初詣をする。近くのお寺にお詣りするならわしもある（中川、内城田地区）。

早朝、年酒をいただき寺や神社に参拝し、帰宅後家内で雑煮を食べる。

親戚、親方などへ年始挨拶にまわる（一之瀬地区）。

打始め　二日は「ウチハジメ」である。「アキサン」の方向の畑に長いシデを榊か松の枝に結んで、一升桝に米と金と銀の餅を入れたのを持って行きお供えして二～三回鍬で打ち起し、土の神をまつる。

長原では、この行事を「シゴト始め」といい、中之郷では「ハタケビラキ」という。

山口明け　長いシデをつくり、米一升と金と銀の餅を持ってアキサンの方向の山へゆき、木の枝にシデを結んで一束の薪をして帰る。

上久具では、注連縄と餅を持って行って自分の山に供える。その時、枝を二～三本取って帰る。中川地区では「カ

ヤクサオロシ」といって特に大きな薪の束一荷を作って持って来る。「ヤマグチアケ」は申の日をきらうので元日か二日に行う。榊の葉に餅を鎌で切って供える。この餅は残しておき、その後、山に行った時、気分が悪くなったら煎じて呑むとよく治るといわれている（棚橋）。

年始まわり　嫁は仲人と実家へ、それぞれセチを持って年始まわりに行く。正月の三日までに里帰りするのであるが、この日は、お茶づけ程度で日帰りをする（小川郷）。

仕事始め　初申は仕事をしない（上久具）。

七　草　六日の夜は「ナナグザ」を、恵比須さんの前に供える（麻加江、神棚の前は長原）。菜九株を三株一組にして三把つくり、桶の上（昔はユリ）に俎板を置き、その上に菜その他台所用品（シャモジ、ヒバシ、ナベトリ、スリコギ等）を置き、アキサンの方に向って、スリコギで俎板の端（ユリの端）をトントン叩きながら「七草ナヅナ唐土の鳥と日本の鳥と渡らぬ先にトントン」（田間）「ナグサ、ナグサトンドノトリト　チグサノトリガ　ハシヲ　ワタラヌサキニ……」（小川郷）「オンゴノトリト　メンゴノトリガ　ハシヲ　ワタラヌサキニ　コケコー」（棚橋）などと唱えながら祈る。この唱え方は各地区でまちまちである。

なお多気の北畠の武士が落ちのびたといわれる「橋本一族」（日向六軒、中之郷七軒ばかり）は、この習俗をもたない。

七日の朝、菜と餅を入れた「菜粥」をつくる。棚橋では、餅を入れず、味噌を入れたオジヤをつくり、正月に供えものをした個所にそれぞれ供える。

七日の行事　注連指や一之瀬の各地区では「山ノ神」（初山ノ神）をまつる。魚や、エビ、タイなど二ノ膳にもって会食する。

下久具では、旧正の七日は「オカシラジンジ」である。十九歳の者が三本のタイマツをかざして舞うのである。このシシは、棚橋のシシとはちがって「サキ」といわれる「雌ジシ」である。

小川郷の八か寺では、大般若経の転読法会を順番に行う。

上久具では、この日、「正月をあげる」という(正月の飾りをとること)。

正月十二日　旧の正月十二日は、棚橋では「オカシラジンジ」が行われる。下久具のシシに対して「ダイジョウ」と呼ばれるオスジシで松明を使わないのが特長である。十九歳の者が中心になって舞う。雨が降っても夜の「ウチマワリ」は行うといわれる。

注連指では、戦前まで「オカメサンマツリ」をした。日待ちである。

市場では、薬師如来の縁日で、会式である。

正月十四日　この日、正月の飾りものを取りはずすが「トシトクサン」だけは「オオツゴモリ」すなわち節分まで残しておく。

取りはずした飾り物は、束ねて一年間とっておく。これを次の大晦日に焚くのである。ただし、注連縄は、焚くか神社、遙拝所に集めて焼く。中之郷では、夕方コドノサンに置いてくる。ツボコキを二〜三個残しておいて、節分の時の焚きつけにする。

飾り物を取った所には、松の枝の先を切って立て「ヒビシバ」を置いて十五日の朝、小豆粥を供える。

小萩では、十四日は子安地蔵の祭りをする会式である。

オゴロたたき　十四日の朝、焼いた餅をヒビツ(いろりの縁)でたたいて、オゴロが田に出ないように祈る行事が行われる。これをオゴロタタキという。オゴロとは、もぐらのことである。

十五日正月　「ジュウゴニチガユ」「アズキガユ」といって、この朝、小豆粥を炊いて、実のついたヒビシバを敷いた正月飾の場所にお供えをする（上久具、長原他各地）。

ナルカナラヌカ　麻加江では、正月十五日、果実の木の又などに、実なりヒビシバの葉をおいて小豆粥を供える。この時、夫婦でナタを持って行き木を切る真似をして「ナルカナラヌカ、ナラントコレデブチキルゾ」というと「ナリマス、ナリマス」と言い合って帰る風習があった。また、この日の朝、正月飾りを山の神に置いて来る。

仕舞い正月　十五日は、シマイショウガツといい、ツボコキ、お札（ふだ）などを焼き、この火で正月の餅を二切持って行って焼いて持ち帰って家で食べる。またこの日の粥は、餅を入れて食べ、トリガユといって、その粥を茶碗に一杯とっておいて、十八日に家族が少しづつ分けて食べる（注連指）。

和井野は、会式であった。

正月十八日は、注連指では「厄おとし」の日として、厄年の者が同区の十一面観世音菩薩に御詣りして、大般若経をあげてもらって祈願する。

二十日正月　この日は「セチワリ」ともいい、「カガミビラキ」をする。この時は、嫁入りした娘などにも餅を切って分ける。長原では、昔は「シシマイ」が行われたが今はない。また、この日は、総べての正月の飾りものを取り除く。

川上では「弁天まつり」の会式である。

正月二十四日　和井野では、毎月の地蔵尊講の初寄りの日である。他に愛宕神社の初まいりの日でもある。

正月二十五日　脇出では、聖徳太子のお祭りをする。八幡大菩薩の祭、天満天神祭でもあり会式である。

3　二　月

節　分　正月飾りのツボコキを焚きつけにして（前年の正月飾り物）古いオニサギを焼いて、新しいオニサギの線をもう一度書きなぞる。夕食前に神祭りをする。この時も正月と同じようにそれぞれ灯明をあげる。

夕食は、味噌汁と大根のお平にスボシの白飯である。

夜、豆まきをする。年徳神の方角に向って、豆がらを焚き、新しく作った「鍋取り」を使って、ホーロクで豆を煎る。昔は、この時のホーロクは土で焼いたもので毎年新しいものを使った。

この時、鰯の頭を二つ、豆がらの先に刺し「ハナヤキ」をする。「ネズミの鼻をやく、アラクサ、クサ」「ウンカノ鼻を焼く、アラクサ、クサ」「マムシの鼻を焼く、アラクサ、クサ」などと害虫、害獣などの名をあげて、唱えごとをしながら火にあぶってある鰯の頭を出し「ツバ」をかけるまねをする。この頭は、玄関の入口の戸箱、カモヰなどにさしておく。

お産の時、これを黒焼きにして呑むと痛みがとまるという（長原）。

煎った豆は、一升桝に入れて、神前に供えた後、部屋ごとに豆を撒く。「富は内、富は内、福は内、福は内」と言って家の中に豆を撒き、最後に細目に開けておいた戸のすき間から豆を外に撒き「鬼は外」と言って戸を閉める。後、家族一同自分の年齢に一つ加えた数だけ豆を食べる。

豆は、少し残しておいて「初雷」の時に食べたり、氏神さん、お寺、観音さんなどに供える。

会　式　上久具では、二月十二日は、会式であり、餅をついて、親類中にくばった。

中川神社大祭　二月二十日に、注連指、麻加江、田口、阪井、立花は日待ちで神社では「なげ餅」がある。

一之瀬神社大祭　二月十一日、一之瀬神社大祭、南中村、和井野、脇出、市場、四区の各字で獅子舞があり神社では、四区が一年交代で毎年、獅子舞を奉納する。

二月二十七日は、小川郷神社の例大祭である。

4　三　月

桃の節句　三月三日は桃の節句で、草餅や草ダンゴを作って食べる（一之瀬地区）。嫁は里帰りをする（麻加江他）。

山の神まつり　三月七日は、山の神祭りで、エビと米の粉をすって作った「オシラモチ」を供える（小川郷地区）。

春日待ち　三月十五日は、「ハルヒマチ（春日待ち）」である。餅をついて、親類にくばる（南中村）。この日は、子安の観音さんの会式で、婦人会では、会食があった（田間）。

彼　岸　彼岸の入りには、「百万遍」が各字の寺で行われる。本堂の前一杯にひろげた大きな珠数を子供も大人もお経に合わせて、ぐるぐる廻わす。仏前には、村人が各戸から持ち寄った、アラレ、ボタ餅などが供えられ、念仏の途中でそれを参詣人に配り、その後、再び念仏とともに珠数がまわされる。

牧戸では、百万遍はしない。百万遍をすると同区の宮川の淵の岩崎から大蛇が出るという伝説がある。

「彼岸の中日」には、墓詣りが行われる。家々では、「草ダンゴ」や「オハギ」を作って食べる。

三月二十一日、経塚まいり（注連指）。

5　四　月

釈迦誕生祭　四月八日は、釈迦の誕生祭の日である。それぞれの寺では、花まつりをし、子供らは、お寺へアマチャをもらいにゆく（中之郷他）。

総まいり　四月十五日は、大般若会である（南中村）。この日を中心に「総まいり」（注連指）「春参宮」（麻加江）などといって、伊勢神宮へ御参りをする。昔は、鵜飼船で宮川を下って参ったものである（内城田、中川地区）。

タネカシ（籾選び）　田植時期から逆算して三十五日（三十五日苗）目、四十日（四十日苗）前に行っていた。この日は区の者が共同で種籾を池漬や川漬をした。そしてこの日をタネカシ日マチと呼んだ。

籾播き　昔は「八十八夜に針位」と言ってそのころに籾播をした。また播く日は卯の日を避け、酉の日に播くのが多かった。

6　五　月

端午の節句（五月五日）　五月四日、節句の前の日「菖蒲、麦藁、よもぎを束ねて屋根に投げあげる。五日には「ツツミメシ」といって「アカメガシワ」の葉に山芋、魚、御飯などをつつみ、神棚、仏壇、水口等に供える（注連指）。中之郷では、よもぎ、すすき、節句餅と包んで屋根をふく。田間では、タケノコ（真竹）のやいたものと魚（トビ魚）などを赤飯といっしょにダマの葉に包んで、ススキとヨモギの束ねたものにくくりつけて、苗代の水口に立て田の神を祭る。

昔は、菖蒲湯をたいたり菖蒲の葉を頭に巻きつけたりした。今は麦を作らなくなり、この行事は、ほとんど行われ

ていない。

二十三夜　旧五月二十三日は、「二十三夜」と言って、月待の斎（トキ）があった。この夜は、二十三夜の月の出るまで、といって皆その時刻まで話合って月待ちをした。

愛宕さん　五月二十四日は愛宕さんで日待ちをした（上久具）。

浅間（せんげん）さん　旧五月二十八日、（今は新暦で六月二十八日に行う）は、浅間さんで村中が日待ちになる。浅間番に当っている家に昼食時に集まり（小川郷地区、注連指では、麦を持ちよった）会食が行われる。後、青年たちの手で長さ七～八センチメートルの竹に「シデ」をつけたもの一本、三メートルほどの竹に「シデ」をつけたもの三本をつくる。

夕方、法螺貝が吹き鳴らされ、四本の御幣をかついで、川で水垢離をとる。この時、藁を一本づつ川に流す（小川郷地区、注連指その他）。その日以前に青年の奉仕人は、一週間、毎日水垢離をとったものである。棚橋、上久具では、水垢離の行事をおそくまで行っていた。

これらの御幣をかついで浅間山に登る。浅間さんは、各区の一番高い山に祭られていて、山頂には、木花開耶姫命をまつる祠がある。その祠の前に御幣を立て、かたわらの木の先端に一番長い御幣をくくりつける。この御幣は、山頂の木にくくりつけられるので里中からでもよく見える。御幣が飾られ、供物（洗米、きゅうりの塩もみ、菓子など）が供えられると人びとは、祠の前に集まり、般若心経を唱えて「センゲセンゲ　ドッコイショ　オオミネハツダイ　コンゴウドウ　フジニセンゲ　ダイボサー」と数回唱える。

お唱えが終るとその場で直会（のうらい）をいただく。子供らは、洗米、きゅうりの塩もみ、菓子などをもらって山を下る。

旧暦であったころは、大の月の年は、この浅間祭りを二回、すなわち一日おいて、また、山に登ったものであるが、今は一回である。

干魃の時は、この浅間山で火を焚いて雨乞いが行われた。

また、昔は、山上で手踊りもした（田口、日向、小川、注連指、その他）。

サビラキ　田植えを始める前に、「早苗びらき」といって、用意したオハギ餅などを田の神に供えた後、植え手が食べた。

野上りヒマチ　田植が終わると「ノアガリヒマチ」をする、この日は、苗を二把、オカマサン（くど）に供え、その上に握り飯を三日間供えた。

七　六　月

天王祭　長原では、六月十三日、注連指、中之郷では、十四日、上久具は、十六日に行われるが、大抵の集落は十四日が天王祭である。その前日の十三日の夕方に「カミオクリ」をする。田間ではその日の夕方小麦がらで作った松明に玄関で火をつけて村はずれの辻に集まる。鉦、太鼓（ガク）が鳴らされる。この時の松明からでる煙は家の中へ入れてはいけないというので全部の家が戸を締める。そして、持って来た松明を手に手に持って、行列を作って川へ行き、その松明は、川へ流す。この時の帰りは、別離の挨拶をしてはいけないといわれているので、皆黙って、それぞれの家にもどる。また、この時は、必ず鎌を持って行かなければならないとされている。

テンノウサンの日（六月十四日）は、子供のある家では、子供の数だけ紅提灯を買い求めて、天王社前に横に張られた縄にこれをかける。子供たちは、花火に興じたりして、楽しく遊ぶのである。昔は、この日、天王踊りの手踊や、カンコ踊りが催された。また、津島講のある集落では、津島の天王さんへ代参を立てたりした。津島の麦藁提灯の絵の書かれたウチワがその日の土産として配られた。

それぞれの家で柏餅を作る習わしもこの日の風情の一つであった。

虫送　虫送りは天王さんの前に行う（田問）。日向では、七月一日に行われる。この日は、午後から「日待」になる。午後二時過ぎになると麦わらで作った松明（この時の松明は裸麦のからである。）を持って集落の広場に集まり、松明に火がつけられると鉦、太鼓（ガク）が鳴らされ、法螺貝を吹きながら行列を組んで進む。田間では、辻々の広場で盆踊りを一踊りする。この踊りが数回繰り返された後、神社でお受けして来た御札を先頭に、太鼓、鉦、法螺貝、そして村人、子供達とつづき、松明の行列が田植えの終わった畦道を通る。その畦道の大きな曲り角にさしかかると、御札を持った当番は「オーイ」と三回呼ぶ。それに答えるかのように太鼓、鉦、法螺貝が一きわ高く鳴らされる。集落内の田を一回りした行列は、川へと向う。松明は、川に積むように重ねて流すのである。今では、この行事も行われなくなった。

雨乞　雨が長く降らなかったり、雨が少なかったりする年は、雨乞いが行われる。麻加江では、タドムカエといって多度神社に雨乞いをする。

8 七月

墓掃除　七月五～六日ころ、墓掃除が行われる。注連指その他の地域では、七日盆の日に墓掃除を行う。各戸から一人づつ出て墓の掃除、寺の掃除を行う。掃除が終ると川へ行って道具や牛馬も曳いて洗ったりする。子供たちは、仏具、桝その他金物などを持って行って川で洗う。

寺では、この日「オニバタ」が上げられる。この日の掃除は、初盆の家は免ぜられる。

燈籠かざり　初盆の家では、燈籠飾りが行われる。この日、区民、親類縁者を招いて「燈籠まつり」をする。初盆

のない一般の家では、この日はソウメンの中に七品（豆、なす、いも、牛蒡、大根、人参、きゅうり）を入れた、いわゆるニューメンと称するものを作って仏壇に供え皆で食べる。

ショウロウムカエ　七月十三日は「ショウロウムカエ」「ホトケムカエ」などといい、盆の用意をする。仏さんを迎えに行くといって、畑から茄子、きゅうり、牛蒡、大根葉、とうもろこし、柿、さつまいも、かんぴょうなどを取りそろえて精霊バシとともに仏前に供える。昼は「オチツキダンゴ」といって小さなだんごを作って供える。夜は、ニューメンを供える。

七月十四日　朝食は粥で、副食物は、豆と牛蒡の味噌汁、奈良漬、昼はニューメン、梅干、夜は白御飯にカボチャである。

これらは仏前にも供える。この日は、各地区で施餓鬼や墓参りが行われたり、夜はカンコ踊りや手踊りがある。

七月十五日　ところによって違うが、田間では、十五日が施餓鬼で、夜は、集落の精霊まつりをする。その年の初盆の家では、燈籠を寺に持って行き、区民から念仏をもらう。集まった子供たちも菓子が配られ、区民には酒肴が供される。昔は、この日、精霊祀りのカンコ踊りが行われた。

初盆の燈籠は、二十日の朝、墓に持って行って焼く。これも昔は川に流したものであった。

この日の献立は、朝は粥、豆と牛蒡のみそ汁、奈良漬、昼はおはぎに茄子の味噌あえ、夜は白御飯にカボチャで仏前にお供えし、家内中でいただく。このように盆中の御供えや食事には、一定のきまりがあったのである。

ショウロウオクリ　十六日は、精霊送りといって、仏さんを送る。十五日の夜「ミヤゲダンゴ」を作り、仏前に供える。

十六日の朝早く仏さんを送って行くといって、十三日に仏前に御供えした野菜などと、「ミヤゲダンゴ」を村の三

差路（辻）に置く。上久具では、谷べりに置いて来る。盆の施餓鬼、墓詣りの日は集落によって昔からの習俗がある。

また、カンコ踊りは、精霊まつりの行事としてなされたもので各地で行われていた。

七月十四日は、長原神社、七月十五日は、中川神社の大祭である。

二十日盆　七月二十日は、二十日盆といって、日待ちをする集落が多い。初盆の家では、この日に燈籠を川へ流したり、墓で焼いたりする。川上では、弁財天祀りが行われ日待ちである。

地蔵尊会式　和井野では、七月十五日に地蔵尊会式が行われる。

八幡大菩薩の祭礼　和井野では、七月二十五日に八幡さんを祀る。この日、ダンゴなどを作って、親戚にくばったり、招待をする。その夜は手踊りが行われる。

9　八　月

八朔（はっさく）　八月一日は別に「八朔」といわれ、大抵のところは「日待」であるが、この日は大嵐の来ないように祈る日である。

八朔は、農家の取り入れ前の大事な行事の一つであった。

天正十八年のこの日、徳川家康が江戸城に入った日というので、江戸の旗本、御家人は、八朔の日には、江戸城に総登城して、将軍家に祝言を述べる日であった。江戸の八朔行事は、江戸幕府成立の記念日でもあったわけで、この風潮は、日本全体に広がり商家においても神さまを祀ったものである。上久具では、戦前まで、「浜（はま）行き」をし、「火替え」をした。田間では、この日、粟の餅を搗いて食べた。

秋の会式　八月十二日は、薬師如来の縁日で、屋台を出して踊りをした（市場、柳）。上久具もこの日は、薬師さんの会式で餅を搗いて親類に配った。

月見まつり　八月十五日は「お月さん」といって月まつりをする。栗と里芋を入れた「小豆御飯」を炊いて里芋の葉に盛って御供えをする。

サンジョウサン　八月十八日は「サンジョウサン」である。大和の大峰山へ代参を立てる。代参者が大峰山に登っている頃、村人が集落の一か所に集まり心経を唱え、無事御詣りし「行」ができるように祈願するのである。

「足もかろかれ、山よかれ」と唄いながら踊りもする。

今は代参を立てたり、大峰山へ御参りする集落は少なくなっているが、昔は少くとも初山二回の「迎い山」をすまさないと男にならないとまで言われていた。

今でも毎年この日に、「サンジョウさん」の祭りを続けている家がある（田間）。

10　九　月

重陽の節句　九月九日は、秋の節句（重陽の節句）で餅を搗いて食べる。上久具では、その年に嫁をもらった者は、嫁の里へ行ってもてなしをうける風習がある。

お　月　見　九月十三日は、月見の日で、栗、里芋、さつまいも、枝豆を煮る。これを里芋の葉にのせてお月さんにお供えし、皆もいただく。この時、お月さんにお供えしたものは、老人だけが食べる。

甘酒神事　田間では、九月二十日に甘酒神事を行う。毎年交替に二人づつ神事番がきめられる。神事番はその日のために、浜行き、火替えをして身をきよめ甘酒の醸造をする。神事の前夜は「口開き」（口切り）といって、村人が

頭屋に、それぞれ出向いて、甘酒の味見をする。頭屋では、その翌朝の午前四時ころ、甘酒の樽を寺の庭に運び、遙拝所、その他、神仏に御供えをすませてから鼎を据え大鍋でわかす。甘酒神事の準備がすべて終わったことを法螺貝を吹いて村人に知らせると、村人は、老若男女を問わず寺に集まって、神仏に遙拝をすませた後、すでに大鍋にわかされている甘酒をくんでのむ。この日の昼は、会食がなされる。その献立は

一、白飯
一、コブ、アゲ、大根の平、ニシメ、汁
一、皿組、魚煮付、蓮根、蒲鉾
一、焼物

この神事は、神社合併後の明治四十三年ころから、旧神社の大祭日の行事として行われたものかと思われる。昭和十二年まで続けられたが、その後は行われていない。しかし、棚橋では、今でも内城田神社の神事の行われる十二月十二日に甘酒神事として当番で甘酒を作って神社にお供えしている。また、この日に甘酒を作って来客にふるまっている家もある。中之郷では、十一月二十三日が甘酒神事である。

アタゴサン　九月二十四日は、愛宕さんで、松阪や近江の愛宕さんに参る。

天神さん　九月二十五日は、天神さんで、天神様の御祀りをして手踊りがあった（長原）。

11 十　月

シブガキダンゴ　十月一日、商家などでは、そばの中に、シブガキを入れてダンゴを作って食べる（中之郷）。この日は秋会式で手踊りも行われた。古くは、一日、九日、十八日に踊ったが、今は行われていない（注連指、麻加江）。

12　十一月

マキミテ　十一月の二十日ころになると麦を蒔き終る。このころの適当な日を「マキミテ」といって日待ちにした。

この日は「おはぎ」を作って祝い、麦蒔きを手伝ってもらった家におはぎを持って行く。農具を美しく洗って、神棚の前に敷いた新筵の上に並べ、一升桝におはぎを一杯つめて供える。この日を「アナフサゲ」ともいった。

13　十二月

山の神祭　新暦十二月七日は「山の神祭」である。

前日の「山の神」に供える、「ジャコ（小エビ）」を谷川に行って、すくったり、川へ行って白石を拾ったり、山へ行って、小松を引いたりなどして明日の用意をしておく。

七日の早朝、昨夜から準備した洗米で「白餅」（シトギ餅）をつくって、山の神の祭ってある場所へ行き、当番が作った祭壇に「白餅」と「エビ」を供え、小松は唐鍬で軽く植える。

また、コドノサン、神社遙拝所、その他、地蔵さんなどをお祀りしてある場所にも御供えをする。

昔は「山の神番（ばん）」という「トキ」があって、区民が一堂に集まって会食をしたが、年間に行われる「トキ」の内で最も御馳走のでる「トキ」であった。今は、白餅と小エビを御供えするのと松植えの行事だけの家が多くなり、会食する家は少なくなった。しかし、山林業の家では今でも山の神祭りは盛大に行っている。

ネコモサンモ　十二月八日は「ネコモサンモ」（上久具他）「猫も三の祝」（一之瀬）「猫も三文、いたちは六文」

（中之郷）といって農家では、猫に五穀などで御馳走をする日とされている。

内城田神社例祭　十二月十二日は内城田神社の例大祭である。また、注連指では「つぼ」「なべとり」をこの日に作った。

正月はじめ　十二月十三日は正月始めで、松、榊などを山で伐って来る。

冬　至　十二月二十二日は「冬至」である。この日は、小豆粥とカボチャを食べる。この日、カボチャを食べると一年中風邪をひかないといわれている。

以上、本町の年中行事を列記したが、この他にも、昔から行われている行事は、相当あるかと思われるが、いずれも今では、ほとんど行われていないと言ってよい程のものである。

現在なお、続けられているものとしては、浅間さん、天王さん、初盆、盆行事、両彼岸の墓参、山の神祭、各神社大祭などで、これらも昔の面影はない。しかも新暦によって実施されるようになり浅間さんは六月二十八日、天王さんは七月十四日、七月の盆行事は八月と山の神も新暦十二月七日になった。先祖まつりの盆行事、両彼岸の墓参、神社の祭典が残っていることは喜ばしいことである。

山の神（県教育委員会「度会山村習俗調査報告書」より）「伊勢山の神」と諺に言われるように、どの部落にも山の神は祀られている。村はずれの道を挟んで一対の山の神を祀る。まず、山の神は伝染病の外部からの侵入を防止することを祈願したようである。棚橋では霜月七日にエビ（エビがないときはジャコ）と白餅（白米を粉にして生まのまま水でこね、オカガミにして割ったもの）を山の神に供えた。これは道祖神的な役割をそなえた山の神である。侵入を恐れた病は、ショーカン（赤痢）、ローガイ（肺結核）、カクヤマイ（胃癌）であった。平生には山の神が四ヶ所あり、山の神の日には早朝に参詣して白餅とエビを供え、昼と夜の二回、当屋宅で宴会を開いた。

神体は自然石である。これに「山ノ神」と刻んであるところもある。坂井の山の神は、字が刻んであり、山の神の日には白餅・甘酒・エビを供える。



山　　神（坂井）

山の神は、山で狩をする者がこれを祀ることもある。田口では、正月二日にオコゼ（魚）を神の祠の前に供えた。オコゼは正月のシメを切った残り紙で包み、一寸頭を出して見せ、「シシを獲らせてくれ、獲らせてくれたら皆見せる」と祈願して頭を引っ込める。山の神はシシが好きなのでシシによく似た恐しい顔のオコゼを見ると、シシを狩らせてくれるという。オコゼは南島町の魚売りから手に入れた。また、山の神の小祠の中には陰石と陽石がある。長原では、十一月七日に当夜番を行う。約三〇年前までは、野外で山の神を祀り、小屋を作って、若い者たちが火をたき、握り飯を作って会食した。自然石が神体とされ、明治四十年の合祀前までは、年二回の祭日に子どもたちは、その石の前でドンド火をたいて祝った。火打石では、五組に山の神があった。霜月七日から一週間、山の神、庚申コドノの三ヶ所にアラヨネ（新米）とニボシを供えて祀った。その最後の七日目には、早朝に赤飯・白飯・エビを供えて自然石の切り石の山の神の前でドンド火をたいたが、小川郷神社合祀後は廃止となった。川上では、一之瀬神社合祀前は、山の神に供物として、米と神酒を供えた。脇出の山ノ神も、合祀されたが、山入りの際には、弁当の一部を山の神に供える。

山の神は、材木の伐採にも、山にまつった。近くにある山の神に参ったり、飯を供えたりするのが一般のしきたりであった。

講　信仰のため講中を作って集団でおこなうことが盛んであった。また昔は代参制も広く行なわれた。代参者の旅立ちを送り、帰着には講中で酒迎えをしたりした。また代参者の道中安全を祈るために留守の人々も、精進などの信仰的な行いをすることも稀ではなかった。庚申講・伊勢講・浅間講などがあり、掛金をして、金がまとまるとその費用にあてたが、現在は殆んど行っていない。以前は、庚申の日には順番で当番の家へ集まり、夕食を共にした。五月二十八日の浅間の総垢離には、宮川でミソギをして日待ちをした。一戸から一人ずつが総垢離番の家に集まって宴を張り、御幣を山上にたて、徹夜してこもり富士浅間大菩薩を祀った。また、二十三日の夜には当番の家に集まって月の出を拝し散会した。そのほか、棚橋には、大山祭りといって村中の者を集めて「かあるなれ、かあるなれ、足もかあるなれ　山よかれ。」と謡いながら踊る風習もあったようだ。中之郷には、愛宕講、津島講などがあり、掛け金をして代参をしていたが戦争中に消滅した。日向には秋葉講があって一一月

一六日には、代表者が遠州に代参し、その他の人々は火を焚いて豊作祈願をした。

講と行事の例（「郷土教育資料」より）

（田口）

・山神講　毎月一回（一八日）に身を浄めて心経をつとめ会食をした。
・山上講　年一回二名ずつ交代で大和大峰山に参詣した。費用は講中より集金して掛け金。
・豊川講　字全部より掛け金をして、年一回五名ずつが豊川稲荷へ参詣。

（長原）

・愛宕講　年に三〇銭支出し、年一回抽せんで二名が代参。
・津島講　年に一〇銭支出し年一回抽せんで二名が代参した。

14　棚橋の御頭神事

御頭神事は、旧正の十二日に行われる。棚橋の人々にとっては、正月や会式より楽しい行事である。正月に帰省しない者でも神事には、県内はおろか東京、大阪からでも太鼓の音に誘われて帰ってくるといわれているほど地区民の心をとらえている。

御頭神事は、昭和四十三年に三重県の無形文化財に指定された。したがって、神事の詳細は「文化財」の項で述べる。

15　一之瀬の獅子舞

昔は、正月十四日と十五日に行われていた南中村、脇出、和井野、市場の獅子舞いは、今は、一か月遅れの二月に行われるようになり、今も継続されている。昭和五十四年二月、本町の無形文化財に指定された。したがって獅子舞についての詳細は「文化財」の項で述べる。

二　盆踊唄と民謡

昔、各地区で行われていた盆踊りや会式踊りを伝えている集落は、極めて少なくなり、うすすり唄や粉ひき唄などの労働唄は、全くうたわれなくなったが、これらの歌詞を掘りおこし、記録にとどめる必要がある。

本誌では、その中から麻加江、棚橋、下久具、栗原、脇出の盆踊り唄の一部を抄出する。

また、昭和二十七年、中川大橋の完成を記念して公募した中川民謡の歌詞と曲を掲げる。

1　盆踊唄（麻加江　坂本弥七蔵本）

1　おどり入り

出し　うちわの踊　しょもんとをしやる
受　うちわの踊　しょもんとあらば
出しョウ　うちわかのふて　京へあつらえて
受　京がくるて　うちわがこいで
出しうよ　みな若衆ねちうちわ　うちわ
よう出し　ああやの　おどりしよもんとをしやる
ウラ　ああやの　おどり　しよもんとあらば
出し　ああやがのふて　京いことつけて
ウケ　京から一ぐ(り)奈良から一ぐ
出し　とのごにをんぐ　こぐもろたく
ウケボクもろた　出し　みな若竹で　ふしやそろわねど
受　おどりで　ふりをみせましよ　みせましよ

2　場付

出しア　こなたの　おにわに　受　こうたがまいる
出し　どれからまいる　受　あそろこや　ここの小わか
いしゆ　出し　ろれにつづいて　ウケ　こせじよがまい
る　出しア　いずものみぐらが　受　みなまいる　みな

まいる　ミオーインヨウ

出し上け　七月ぼんは　ウケ　おほろでござる

出しヒク　ゆねかとをもて　ウケ　こしをかければ

インヨウ出し　上ゲ　おしろこひめこい　ウケ　こしをかけ　出し　ゆるさいはない　ウケ　をびをしゆめきいらいの　出し　いとよりほろい　ウケ　わがこしをわがこしを　インヨウ　入り出し　上ケ　きりりとまわらえ

ウケ　はをつくらいの　出しヒクク　ほろとあげさい

ウケ　みなわこいし　みな〳〵しゆ　ツウツクツー　インヨウ　五回あり

3　御所おどり（拍子五回あり）

出しョウ　やらよいにわよ　みごとな　にわよ

これよのおにわで　踊るはおそれ

2　念仏おどり

出し　南無阿弥陀仏入れ

へョウ　きィみよちよらい地そふそん　ウケ　しやかのぬぞくは　おくねんし

ョウ　小金のまなこが　あしにつく　出ョウ　ごしよい

まいりし　おしろのかかりを　いてみれば

出　たかへをついた　わやらみごと　コンテコテ拍子入り

それさしすぎし　しろのかかりを　いてみれば

まえわつさいけ　おしろわ　はやま

出しコンテコテ　中はおきわら　やらみごと　ョウ　それさしすまし　しろのうちいと　いてみれば　おむまもいななく　たいこも　うつか　出し　笛しやく八の　おともする　コンテコテ　拍子入りョウ　それをしぎし　しろのうち　ウケ　いとをももふし　出しョウ　くだりてくにのかたりにしおる　コンテコテ　ヒョウシ入り　すえをもふせば　ほどなごけれど　ョウ　こしよのおどりはこれよまで　ツウツイツー　表ムク

出し　南無入り　あみ入り　あくしゆに　しゆつけんし

たまにし　ウケ　しじよのくげんに　みちしすり

南無なさみ　出し　とふかくむくのだいしたち　ウケ　そ

のかず　ああまた　ましませど　コゴテ拍子入リ
南無入リ　出し　ヨウ　大師大ひのぬかささこと　ウケ
地蔵菩薩にしくわなし　南無阿陀入り　出しよりわれら
は　るてんして　ウケ　いつかしよじをはなるべし
南無阿陀入り　出し　大しゆいんえの　阿りさまは　ウケ
くるまの　めぐるごときなり。
南無阿陀入り　出し　じよやのねむり　ふかされど　ウケ
ゆめのおどろくこともなし　南無阿陀入り　一ねんまよ
いし　はじめより　ウン　むみよくらき　やみにいる
南無阿陀入　たいもれ　こづいの　かなしみも　ウケ
ツそふろふびよしの　くるしみも　ドンデンツウ　ツウツ
ーツ
……このほか、かん鼓あや、四つかわり、雨かかか、本あや、二本あや、若松おろし、引おどりなどのおどり唄がある。

3　羯鼓踊本（棚橋　岡本一郎所蔵）

音頭目録

1いれは　2さんや　3ばっけ　4よのなか　5ろくのすけ　6さいまつ　7あや　8ねんぶつさんをき（いれは）　9わつさん　10ねんぶつかづえ　11おまつごしよろ　12十三ひめご　13さつま　14おんどつつみ

1　いれは

。まずわみごとのいないのつつじ
。もとはふしみのはわよどがわの
。はなわろくじのたよまつに
。やまだのいねのはいろのよさよ
。はいろがよけりやあやよりかとる
。はたちはとのごによりかかる
。かんこのうたはしもんとおしやる
。かんこはきよいのゆのやにかけて
。しめをはしなののからいとそろへ
。うちてはおんどのかわかしら

。しゃくのうたはばもんどをやる
。ひとつはこをやのあいくみびしやく
。ひとつはさかやのさけくみびしやく
。ひとつはどのごのひんびしやく
。さざらのうたはしもんとをしやる
。さざらはみやこえみつあつらえに
。みやこはくろうでくだられぬ
。みないちやにたけざされ
。かさのうたはもんとをしやる
。かさはをみのまるやまがさよ
。まるやまがさにしできりかけて
。かぜがまわしておどられぬ
。きさらぎやまのみずのきわ
。ふねにつくりてあやおろす
。かねばしらをほにたてて
。あやにしきをほにまいて
。いせいいせいとこぎだして
。いせのみなといはやつけて
。あたらしくらをもはやたして
。をもうたからをおさめをく

2　さんや

さんやととうてらを　もんからみれば　あみだのひかりに　とうみさして　ごもんかがやく　やれみごと　さんやをそれいさしすぎて

ばんじよやかかりをみてやれば　おちごやわごしゆがまりうけるこそおもしろや　さんやごもん　さしすぎて　おくのまをみれば　おんぼずたちが　おきゅうあそはす　ありがたや　こがねしゃうすは　こがねじゃうずは　ななからをきて

こがねしゃうすは　ひききでまわす　ばんとや　こぶねは　ろでまわす　さんや　あなたの　おにわの　千すじさくらを　ながめるよりも　みなとやこうらえ　はやくでてころじ

3　ばっけ

やらよいには　みごとのにわよ　ごばんのをもてを

みるがよな（カヤス）　しらさぎがしらさぎがあ　なごや

ごもんと　すをかけて　ひろきてあすべー　しらさぎよ
ひるはかよわぬ　よるかよう　あすべしらさぎ　ひる
きてあすべー　しらさぎか　ひるはかよはぬ　よるかよ
うー　わがとのごは　くらまのやまえ　くらまのやまの
かのししまちに　うみやはさとに　おちごはつぼに
（カエス）　やまはぼきを　もがれとかけでー　おきしと
なくば　ひととなく　わがとのごは　ふたまただにえ
よみずをひきに　ござらいで　つまをひきそえて（カエ
ス）　しめてねたよは　おもしろや（カエス）　ななつか
ら　ななつから　なんばのたひも　してみたけれど　み
やののにはふたくにござる　てんじくの　てんじくの
しやかのをにわを　だいじやのいけはまだにやぬ（カエ
ス）

4　よのなか

上つくしのくにのきよい人しまわ
千かるいねにみごとある
下こんどめれたのごせんどさまわ
おきふとよれいのちながかれ
上そのいねを　かりませば
千をはかりとかはりほす
下いのちながいわいよしくでないか
みなとわかゆみをきみよ
上そのいねをますすればしとほでこめが
さんごくろくとう　ますわみごとのよのなかよ
下やまだかわらの　ほととぎす
あまのいはとの　すぐかをと
下そのこめを　さけにつけば
いぬいのすまうまに　かめななつ
下しやくれわいの　ふるいちの
ながしぞくもふしおがみ
上そのかめいずみわ
ななつのかめに　いずみわく
下こいしくとうればあいのやま
そのさけをのむひとわ　いのちながかれ　いのちなが
かれ　すえはんじよ
（スミ）すえをまうせば　ほどながけれど

よのなかおどりは　これよまで

5　ろくのすけ

一つとや　ひとらむすこのろくのすけ
　おいせまいりの　ものがたり
二つとや　ふたりのおやらは　おどろいて
　ろぎんもたせて　おいかける
三つとや　みもせんたびせん　ことなれば
　さほどものをきものがたり
四つとや　ようようろくじのをだわらに
　ろぎんもたして　かいられる
五つとや　いづこのひとらがそれをみて
　つきゆくひとすぞすさまじや
六つとや　むくげもよしらぬ　ぬすびとが
　かねをとらんとしのびいる
七つとや　なにをよしらぬぬすびとが
　かねをもらんとたたみいる
八つとや　やれありがたきのまるこじき
　九つとや　ここでとらんとぬすびとが
　　やばんのじぶんにしのびいる
十とや　とんとうたれし　きびとが
　いせだいじごんのきみをさめ
十一といや　いちやまんばのをはらいさまわ
　おがまぬ　ひとこそなかりけり
十二とや　ふたりどろぼうわ　それをみて
　つきゆくひとわすさまじや
十三とや　さてわていしゆは　よろこびに
　きやくをたててかいられぬ
十四とや　よもんこのかたのがれなき
　いせ大神宮のきみをさめ
十五とや　ごじよあたのをんかみさまを
　おがまぬ　ひとこそなかりけれ

6　さいまつ以下のおどり唄は省略した。

……（この行「不明」）

4　精霊祭踊音頭集（下久具　力根幸太郎所蔵）

音頭目録

1阿弥陀数へ　2念仏和讃　3念仏数へ　4小唄入れ羽
5場付　6青山　7姫子　8順礼　9御僧師　10笹之
五郎兵衛　11武士之小六　12谷清水　13静御前松下天上
14八百屋お七　15順礼おろし　16引踊

1　阿弥陀数へ（入れ羽）

南無阿弥陀仏　五つとさしよ　五日此の世は早や暮れる　思はせ事は寝てかたる
南無阿弥陀仏六つとさしよ　息子の結んだ玉結　秋風立たねはほどけまい
南無阿弥陀仏　七つとさしよ　何より宝お手に持ちて御所大事と願はされ
南無阿弥陀仏八つとさしよ　屋羅よい姫は門に立つ　門より御門で御立合
南無阿弥陀仏　九つとさしよ　此て来らねば　前つせて願ふ　阿弥陀がしやうどで　御立合
南無阿弥陀仏　十とさしよ　徒山寺の鐘が鳴る　今鳴る鐘は　庄屋の鐘　後鳴る鐘は郷屋の鐘
南無阿弥陀仏　十一とさよ　末を申さばまだ長けれど阿弥陀数は云れよまで

2　念仏和讃

御和尚の数へには　四方じつしよと説かれたり
南無阿弥陀仏〳〵〳〵
峯の嵐おのりの声　万部一名もかんすれば
南無阿弥陀仏〳〵〳〵
谷のくおきも皆仏　仏はさんぜんませ〳〵と
南無阿弥陀仏〳〵〳〵
惣る彼岸はっねでなし　彼岸経木は釈迦通に
南無阿弥陀仏〳〵〳〵
湟般の霊に　かくむれば　祝やぶんごも愚かにて
南無阿弥陀仏〳〵〳〵　おたくおいりよと進まれて　どん俗心も深ければ

南無阿弥陀仏〳〵〳〵　聞いて驚ろく人はなしこくふく
二つと分たれて
南無阿弥陀仏〳〵〳〵　生きる時も　只一人　死する時
も　只一人　南無阿弥陀仏〳〵〳〵
死する山路のなとても　焼石前後と行く煙り
南無阿弥陀仏〳〵〳〵
国分ちよごの草の露　後れ先き立つ世のならい
南無阿弥陀仏〳〵〳〵
父にくれる子と御座る　弟にくれる兄もある
南無阿弥陀仏〳〵〳〵

5　踊歌の唄本（栗原）

いれはのうた

へだし　ひとはのふねにさわをし　うけみのりのふねで
あすぶよな　是もうけよなむわみだぶつなむわみだ
へだし　ふかきこころおねがわれて　うけ　みだのじや
うどえ　いきぬけて　これもうけ　よなむわみだぶつな
むわみだ
さてこそ人間一生は　しよげ小無精と説かれたり
南無阿弥陀仏〳〵〳〵
願が〳〵　苦勢の船の入れる迄　乗り後れるも　只壱人
南無阿弥陀仏〳〵〳〵
さら何事と〳〵　思ひ死すれば身はあし
南無阿弥陀仏〳〵〳〵
しょしじの海は渡されぬ　しよしじよしあんらく
南無阿弥陀仏〳〵〳〵

3　念仏数へ以下のおどり唄は省略した。

へだし　みつのあいだをとりわけて　うけ　ひとほとも
ろきものわなし　これもうけ　よなむわみだぶつ　なわ
みだ
へだし　よつになられしなわれば　うけ　もとのこころ
わみなほとけ　これもうけ　よなむわみだぶつなむわみ
だ

へだし　いつつのつみをしらめしと　うけ　はかいにまさるつみふかき　これもうけ　よなむわみだぶつなむわみだ

へだし　六つのみちをひとすじに　うけ　わけてねがわるものなし　これもうけ　よなむわみだぶつなむわみだ

へだし　七つのてらをたてるよに　うけ　しひをくどくわいよふかき　これもうけ　よなむわみだぶつなむわみだ

へだし　八まけのすじのふくじゆかい　うけ　はかいにまさるいよぶかき　これもうけ　よなむわみだぶつなむわみだ

へだし　九本のはちすにをいきつて　うけ　ほとけのすみかほどちかき　これもうけ　よなむわみだぶつなむわみだ

へだし　十かた　よろすのたまをつり　うけ　あまねきもれるひともなし　これもうけ　よなむわみだぶつなむわみだ

へだし　はいしんや　へをとりこてあけて左えうつ　てん　てん　こて　前で両てでとんとうつ　くわん　左し手あけて右え　ふり　かい　まわりて　三つゆる。

はつけのうた

だし　おとのえまいりごもんをみれば　うけ　はいやごもんのはしらに　しうでぬりこめ　だし　はいやむねをは　うけ　ひわだて　だし　のしやぶきとゆう　うけさのしやふきとゆう　だし　はいや　それさしとぎておにわのせんすいみれば　うけ　はいやからまつからすぎしろかねつばき　だし　はいや　いしに　うけ　こがねの　だし　はながさくとゆう　うけ　さはながさくとゆう　だし　はいやそれをしすぎて　をとしきみれば　うけ　からかねがん　すにこがねのひしやく　だし　はいや十七　うけ　ひめこが　だし　おちやたて　うけさおちやたてるとゆう　だし　はいやそれをしとぎてさしきのときわ　うけ　はいやおちやをば　だし　やれなきかな〳〵　せめてなきかな　サンサー　ほととぎす夏の夜にまたの　サイサン　やれなきがな〳〵　せめてなきがな　サンさのきりぎりと　秋の山道の　オイサン

ひとりさみしゆやのさみし　ゆやさんさの鹿のこえ
かんこう鳥といふ　鳥は羽をば　永にとじ　られて朝日
のいづるを　まちかめる若衆踊は是よ迄

重氏踊

重氏様のおきふみは　おきふみは　一しゆの筆の立よ
には〳〵　校生大事とかかれたり〳〵　二種の筆の立よ
には〳〵　姉千代　鶴をいずく方からこいすれば〳〵
六万石の其ちきりあたへて下されみだいどの〳〵　三種
の筆の立よには〳〵　母たもないの七月半のみどり子を
〳〵　あづけておくぞや　みたいどの〳〵　其子生れて
男の子にて　ましまさば〳〵　木より金より石よりか
たきものはなし〳〵　名をばかたしく　石童丸〳〵　又
もや女人にましまさば　みだいまかせと　かきとどめ
〳〵　末を申せば　長けれど〳〵　重氏様のおきぶみこ
そはあわれなり〳〵

連坊兵ヱ衛

れんぼ六兵衛は見たよりひきよな　しんぞ造りて　酒
樽積んで　城のお前にのりうつる　ソーリヤエ（上歌）
くもらば　くもれ相模なだ　はれたとし　おえどが見ゆ
るではなし　はんにや　まいるがよ　せるが十九十二九
つよせよとはいふたが　二人親立そばにねる（いうやさ）
（上歌）お江戸に妻は持たねども　お江戸からふき来る
風のなつかしや　そこで親立くどきが　ござる水に短
冊ちるはななれば　によたつまならねてかたれ（上歌）
いとまもくれずさりもせず　早川の舟かよりれをつな
ぎおく　十九二十は二軒やの　梅ぢやかより〳〵と　谷
ぞこえソラカエー
しゅんとくは　住吉立いてて　熊野じのとき五葉の松
やかたのかかりを見てやれば　さても見事な　八陳ヨ
ててはてんかの黒蔵殿の　母ははまたのちよじや殿
みめよきひめ子を　三人持ちて　あか月者に　ぬれまれ
て　よあかし者に　といやれば　たんご　たじまに居る
と聞く　あまり心のうれさに　梅の木こそへを折たえて
高山越をなされたり　一もつ九つちよ七つ　合うて十
六是よ迄

中踊連坊

れんぼのやみに　かしわぎの　えもんながしやまりの
庭　柳　桜に　松かいて　竹に雀に花に蝶　梅に鶯　紅
葉に鹿　ませの八重菊　つたかずら　桐にはをししく
牡丹　あをぎめたや　未はんじょ　さて虫づくし　草づ
くし　小枝から　草ちらしもん　浅黄のこや　ひわかの
こむらさき　かのこやみな人の心は　けしのべに　かの
子　さてぶんせつは　多ければ　どことつしに　花をさ
かせたら　一時ばかり　はかたしがすえをる　すえをる
と　長けれどけにおもしゆろとうりにけり

朝　露

テコテコ　テテンテコテ　テンテコテ　テンテコ　テツ
コン　テコテ
朝露に髪を結さげてサアヤア　花をつむかよ、花つめ
ば若衆がまねくサアヤアノ　花もたまらぬカエシ（上歌）
てんじから梅の下でいいし事　はいまにみだれたよねた
やたいたやの人が　来てとのはよととたらサアヤアノ
裏の野にサ　うらの野においてのたかすえてヤアラ
きじにあわとるサ　きじもぎしたばなるきじかしかもふ
るきじ（上歌）てんじから松の下で　いいし事は　今に
みだれたよねたやていたやのし　むこが来てさかながな
くばサアヤアノ
このほか、松島踊、仏教踊など多数のおどり唄があるが省略した。

6　神子踊之歌本（脇出）

音頭目録

1やら宇津　2はんや　3出立踊り　4苅萱踊り　5酒
盛踊り　6山蔭　7長拍子　8重氏踊　9連坊六兵衛
10　西踊り　11黒蔵踊り　12中踊連坊　13朝露　14あや
踊り　15しようかいな踊り　16世の中踊　17姫子のあや

やら宇津

やら宇津くしの　お花のおどりどの　日本で一のお花
人　お花人のおしやるよにや　拾九　廿にまがいなし

定めたよづまは　まだもたぬ　向い通る同心坊　どこにも美人は見おかぬ〳〵カエシ　我等がようなるいやしき者の事なれば　べにおしろいこそうりまわれ　どこにもびしんも見おかぬか〳〵　そう申せどさりながら　相模国の横山やかたの　其内に美人のひめごがござるとのさらば頼むぞ　同心坊　国草むすんでやる程に　うけとりました　心得た　つずらの中へと早や入れて　相模国へとりやいぞべ

はんや

はんや寺い参りて　御門を見ればハンヤ　門は白金扉はこ金　ひじかんぬきは　皆こがね　ハンヤ　それさしすぎて　御庭を見れば　お庭の松に　雪降りかかりハンヤ　おきてながむりや　やら見事　ハンヤ　それさしすぎて　馬屋を見れば　七間馬屋に　七疋たて　若衆かかみをまくとの〳〵ハンヤ　それをしすぎて　きやくでん見れば　ハンヤ　茶うすは　しろがねひきぎは　こがね　ハンヤ　ひけしよしんほまわれよ　茶うす　ハンヤ　なまかにおちよ　こまごまとの　ハンヤ　きりりとまわれ〳〵とハンヤ　拾五夜の月の輪のごとく〳〵

出立踊り

テコテコ　テ　チツカラカ　チッカラカ　チカコ　チカコ　テテ　コテ　コテ　コ　テンテコ　テンテコ　テンテコ　テンテコ　テ　テンテコテ　カンテコテ　テコテコ　テコテン　テコテコ　テ　テコテン　テコテコ　テンガラガ　カッカラカコー　テコテッコンガガ　テンテコテー　コテンガラガ　チッカラカ　チッカラカガン

皆一様におならびあれの出立踊りを御目に掛けよ　金王丸の出立には　先は見事な出立かな　五枚かぶとのくはがたうたせよろいは　三領とかさねたり　六分しめてゆんで　帯ちよとしめ　めでのわきには　六十五分のよろいさし　刀のかかりを見てやれば　友切丸とゆう刀二尺三廿　さしたえの十文字にとさされたり　大長刀を枝につき　ひろえんさきえといで立つる　くろがけ駒に　金ふくりんの　くらをかげ　あぶみふんばり　立あがり　うつみが国へと早や　いそぐ　出立踊　これは足よ

迄

苅萱踊

ガーンガン　テンテコテ　デンテコ　デンテコ　デンテコテ　テコ　テコ　テコ　テンテコ　テンテコ　テンテコテ　テンテコ　テ　チッカラカ　ガースウタンタ　タンタスウタンタ　スータンタ　スタンタ　スウスウテコテンスウスウテコテン　テコテン　テコテン　アテコ　カテコテ　カテコテ　チッカラカ

皆一様に御ならびあれの苅萱踊を御目かけよ　玉のやかたを　しのび出て　上田の宿を早やすぎて　あしやか山崎　やかたの宿を　打ちすぎて　小松が浦によ舟にめす　赤羽の宿に　おつきあり　長門国はあれかとへじ心静かよ　打ながめあきの　国に入りぬれば　いづく島のべざい天　こなたばかりを　ふしおがみ　末を申せば長けれど　苅萱道行（みちゆき）　是れよ迄

酒盛踊り

ガンガン　カラカガンカラカ　カラカガンカラカ　ガンカラ　カラカン　チッカラカ／〳〵　チッカラカ　チッカン　チッカン　チッカン　カラカンチッカラ　サア　テコ　テコ　テコ　テンテコテコ　カラガン　テンテンテンテコテッコーンテコテ

我れ海上にすみたまい　猩々とこそこたえたり　姿は人の形にて　おもては少しうす赤で　かみをばみだらにみだきつけ　その名をくわしく　たづぬれば　玉のさかずき　こがねのひしゃく　おてに持ちて　くめどつきせぬ　このいずみ　つきのいずみかきくざけか　のめよさをげよ人々よ　末目出度のさかづきをいつはならずと　みつまいれサ長けれど末を申せば長けれど　酒盛踊は是よ迄

山　蔭

ここは山かげ　えごまどこあぶらしゆのぎの音がする　酒屋　酒屋が七酒や　中の酒屋がしゆぞこいし　ここは石原　小石原　心得てさせ長刀　橋の下るうの鳥があゆをくわえてはやをのす　竹の切株　水うけてすまずにごらずでずひかず　やらいたはしの　ひめきみが　相模国をはかりいで　宇津ろい舟にながされて　しまのお

きなに　ひろはれて　ちよがやかたえうられけり〳〵

これから南へさしゆけば　道のはりこそ拾四里八町

桶とひしやくを　かたにかけ　桶をしよごとなをし（ナガシ）

ひしゃくと　ひゅもくと手にもちて（カエシ）小栗ためよとねん仏四五へんとなえては　清水をたんとくみ入れて　くんだ清水でおもかげ見れば　やつれはてたる我が姿　手足のつめを切ざれて　鷲熊鷹にも　さもにたり

髪にもくしを入れさればほろをみだことくなり　末を申せば　長けれど　姫君踊は是よ迄

このほか、長拍子以下のおどり唄は省略した。

作詞　亀田長三郎
作曲　奥川　坦

中　川　民　謡

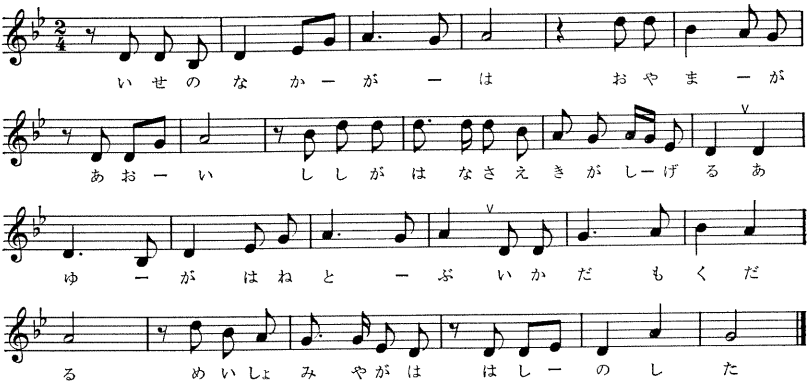

7　中川民謡

作詞　亀田長三郎
作曲　奥川　坦

一
伊勢の中川　お山が青い
獅子が鼻さえ　木が茂る
鮎がはねとぶ　筏も下る
名所宮川　橋の下

二
麻加江娘の　振袖姿
影も舞うてる　月の下
唄う小唄は　中川小唄
誰も知つてる　村の唄

三
主をへだてた　宮川憎(にく)や
坂井乙女の　目に涙
月もかくれて　そよ吹く風に
そっとよりそう　影二つ

四

広い田の麦　朝日をうけて
長原くらしの　楽な村
深いお山が　しきりに招く
今日も忙しい　渡し舟

五

山の向うに　お里が見える
村の小唄の　声もする
ここは注連指（しめさし）　炭やく里よ
住めば都の　花も咲く

六

その名ゆかしい　ここ立花は
朝日拝んで　桑をつむ
お里なまりに　ちらりと見えた
人の心の　あたたかさ

七

田口一里は　いつから言うか
まこと稲田が　雲の中
わたし渡れば　心も和む
高い岩間の　べにつつじ

八

骨身惜しまず　仕事に励む
村が栄える　夜があける
平和日本の　中川橋に
行き来たえない　人車

三　人生儀礼

人には、誕生、成年、結婚、厄年、死亡などの際の儀礼がある。これを通過儀礼、冠婚葬祭などといい、だれでも通らなければならない道である。こうした人の一生の儀式は地域により、時代によって変化してはいるが、それぞれの地域で今もなお伝えられている。ここに本町の通過儀礼をみてみよう。

1　出　産

安産の祈願　妊娠すると、丈夫な子供がほしい、安産でありたいと思うのは誰でも願うことである。そこで安産を神仏に祈るのである。

平生と牧戸の境に「カリヤイドサン」という小さな祠がある。これは女の神さん、安産の神さんと信じられ、妊娠すると詣る人が多い。平生ばかりでなく大抵の集落に、子安の地蔵さんや子安の観音さんがあって、妊婦は皆お詣りして、身も心も慎しんでひたすら安産を祈った。

ステゴ　子供がほしくてもできない場合は「ステゴ」をしてもらい、拾って育てる。この後に生まれた子をアヤカリゴ、タネゴという。これはアヤカリゴ、タネツギ、タネゴ、ヨツギなどといい、子供に恵まれない人が拾い子をする。多くはホタゴ（私生児）をステゴしてもらい拾って育てる。

帯　祝　妊娠五か月目の戌か申の日に帯をつけると産が軽いといわれている。これを「イツツキイワイ」とか、「オビアテイワイ」（棚橋）という。一般は惣領に限る場合が多い。

この日は、姑か里親が一緒に両宮に参拝し、その後、帯をつけて祝い（棚橋）黄な粉と小豆をつけた大きな握り飯を字中や親類に配る（田間、日向）。ぼたもちを五つづつ参宮の土産物と一緒に親戚や組中に配る。その後、子安地蔵に詣り願をかける。子供が生まれたらその御礼として玩具や筆などを買って供える（小萩）。

出　産　昔の産婦は普通、分娩の寸前まで働いた。産気付くと産屋（うぶや）に入り、ふとんを積み（脇出）上げて寄りかからせて休ませる。産屋はネマ（脇出、中之郷）、ナンド（棚橋、田間）、ネヤ（日向）と呼ばれる夫婦の寝室が当てられる。産屋に入った産婦は別火をする。ナンドのまわりに注連縄をはり、畳をあげてそこに七りんを置いて御飯をたく（田間）。

お産に立ちあえば七夜まで、そこにいなければならない（日向）ともいわれたが、産婦はもちろん手伝った里親、トリアゲバアサンも別火とする。

産婦や赤児の洗物は、近所や、親戚の既婚の女達が手伝う。夫は産屋があくまで適当な部屋で休む。

出産の手助けは、トリアゲバアサンと近所の経験のある人々がする。村内に資格のある産婆ができるまではトリアゲバアサンが助けた。当町では上久具の中村う祢さんが古くから助産婦の資格をもち、現在までに三代にわたって、とりあげてもらっている家もある。

トリアゲバアサンへの謝礼は僅かで、腰巻や煙草銭程度とそれにシチヤの祝膳を赤児と親の分をわたすぐらいのものであった。

お産をする時は、ほとんどが座産である。産婦を座らせて、その背にふとんなどを積んで、もたせかけて産みやすいようにする。

ヤ　ナ（胞衣）　産後の処置は男がするものと決っていた。ヤナは人に踏まれない場所を選んで埋めた。最近で

は、墓地の一部に共同の「ヤナバ」がつくられ、桟俵に包んだヤナをそこに埋める（田口、日向）。

臍の緒　臍の緒は、乾して紙に包んで、仏壇の引き出しなどに入れておいた。大病の時や疱瘡の時に煎じて飲ませるとよくなるといわれている（麻加江）。

産屋ミマイ　「ウブヤミマイ」はオシチヤまでに贈るもので、産婦の食物が多く、近隣のつきあいには米一升、親類縁者は米、粉、魚等とそれに布切、着物等を贈った。麻加江や棚橋では米一升に小豆を七粒のせて見舞い、脇出では七夜までに粉（ダンゴにして食べる）、米、魚等を贈り、田口では、イワイバ（南天の葉）、塩、小豆のいずれかを米一升の上にのせて女が見舞った。

産婦の食事はシラカユに鰹節、梅干のおかずで、その他は「イツショウヤマイ」になるといって食べさせなかった。

乳ヨバレ　出産した子供に、最初に授乳する時は、産婦は自分の乳を与えずに異性の子をもつ母親に乳付けをしてもらう。これを「チチヨバレ」、「チチツケル」などと言い、誕生三日目にする。異性の子の母親の乳をもらうと、子供は丈夫に育つといわれている。「チチヨバレ」は産婦が行かず、姑か里親がもらいに行く（麻加江）。

毒消し　生後三日間は母乳を与えずに甘草の一種（ゴコー）を布切れにつつんでねぶらせたり（麻加江）、フキ（蕗）の根を煎じたものに砂糖を入れて飲ませたりする（日向）。これを「ドクトリ」、「ドクケシ」などという。

御七夜　生後、七日目に「オシチヤ」が行われる。これは「ナヅケノイワイ」とか「スリゾメ」「シチヤ」などと呼ばれる行事で、結婚式につぐほどの祝事である。子供の名前は大体この日に命名される。子供には赤い襦袢、袖付きの着物を初めて着せる（脇出、その他）。

はじめての子供の時は鏡餅をつけ肴、鮨などをつけサンバサンを上座にすわらせ、「ウブヤミマイ」に来てもらっ

た人々を呼び御馳走をする。

子供はヨサオケ（ユサ）に入れて膳も一人前をつける（麻加江、その他）。

シチヤのことを「スリゾメ」というところがあるが、これはシチヤに生毛（うぶげ）を剃るからである。剃った生毛は臍の緒と一緒に保存し大病の時にこれを飲ませると良いといわれている。

産婦は、七日目の午後はじめて産屋から外に出る。この時、手足を洗い塩で浄めて子供の生毛を剃るのである（脇出）。また、この日産婦は、子供をつれて近くの川にゆき、川の水で子供の顔をふき浄める。産婦は川まで行って手足を洗い塩をふって浄め帰りにコッパ（流木）を拾って来て近所、親戚に配る。これを浜土産という。今はコッパではなく、あらかじめ駄菓子を買っておき、ハマミヤゲといって近所、親戚に配る（田間）。

オシチヤをおくらせると寿命がちぢまるといわれ、絶対おくらせない（市場）。

育　児　子供はシチヤ前には袖付きの着物は着せず、「ボッコ」に包み巻布団で巻き、マキゴ、マキテンボにしたり、二巾の前掛に両手をかつがせて顔だけ出して包み、紐でかたくしばって親のそばにころがしておいた。シチヤがすむと、「ヨサオケ（ユサオケ）」に入れた（脇出、中之郷、麻加江、市場他各地殆んど同じ）。

産　忌　出産して三三日―七五日間は「ウブヤウチ」といわれている。しかし実際は七夜がすぎれば産婦は、オカマサン、オクドサンの前を通らねば、ネマから出てもよいとされている。

産は不浄とされていたので、出産があると、産婦と出産に立合った者は七日間は別火しなければならなかった。産婦は家族と別火し、食器もクドも別にした。忌明けには、母と子が川に行って身を浄めた。棚橋では、子供が男の場合は、一三日目、女の場合は一一日目に宮川（船戸）に行き塩と米を川に供える。この時、子供のそれぞれの異性の子供を産婦がつれて行く。自分の家に異性の子供が無いときは、近所の子供を頼んで行ってもらう。二〇日で忌はと

けるので、この日はアミダセ（上の川）に前と同様子供をつれて川で身を浄める。

産　死　出産で死んだ人には、普通の葬式とは違った型の葬式が行われる。三三日の「ウブヤウチ」に死んだ時は、藤蔓で人形を作り負わせて葬る。又「流れ灌頂」といって、身内、親戚の男の人が三三か所の水のある所をえらび、戒名を書いた布を竹に付けて立て、樒、杓を置いて通る人にたむけてもらう（平生、棚橋他各地）。

仮親（かりおや）　子供がよく育たなかったり、父母の厄年に生まれたり、病弱であった場合は、あらかじめ頼んである子育ての上手な人、兄弟が丈夫に育っている家の母親に拾ってもらう。そうすることにより、丈夫な子供になるとされている。拾い親は親元として盆、正月には鏡餅をとどけたりして、結婚するまでは親代わりになる。義理堅い家では、拾い親が死ぬまで挨拶に行く人もある。

仮親の風習は、所により少しずつ違っている。日向では、道の四辻に箕に入れて捨てる。あらかじめ頼まれているものが拾い親となり、「こんな子が捨ててありました。どうぞ育てて下さい。」と実の親に頼む。田間、棚橋では「四十二の二つ子」といい父親が四〇歳の時に生まれた男の子は十字路に捨てる。そして子育ての上手な人に拾ってもらい「ソダテオヤ」とし盆、正月に挨拶に行き、その子が結婚するまでつきあう。平生では、母親が三三歳の時の子は「ヤクゴハダニソワヌ」といって辻に捨てて拾ってもらう。

また、家族内に、七、九、三のつく数の者が揃うことをきらう（棚橋）。節分の豆まきの時一人は他家に預ける。

宮詣り　オミヤサンマイリ、といって男女共百日目に実家から贈られた祝着（ウブギ）をつけて氏神さんに参る。神宮におまいりする処もある。この時は実家の親か姑が一緒に連れて行く（脇出、中之郷、麻加江他）。

誕生祝　この地方では誕生祝、七、五、三、三月の節句、五月の節句など取り立ててしなかったが、最近こうした事もなされるようになって、あちこち雛飾りや鯉幟りを見受ける。

ただ一つ子供が誕生までに歩くと、餅を搗いて祝い、子供を立たせておいて餅で打って倒すとか、升箕に入れて立たせ一升餅で尻をたたく所や、お重ねを作って風呂敷で子供に背負わして倒す処もある。

帯祝い（ミツオビ）　子供は三歳になるまでは着物を着ても帯はしめないで「ヒコビ」といって身ゴロの衿（えり）の所につけた紐を後に廻して結んでいた。三歳になると「ミツオビ」といって男も女も実家から贈られて、これから帯をしめる。

他に三歳になると、「ミツワン」といって、食器と膳のセットになったものが贈られる。これらは大抵総領だけである。

2 成人式

入会（団）式　男が一五歳になると地区の青年会（団）に入る。

この時、長男は、酒一升に肴、次男以下は、酒五合に肴を持って、親なり兄に伴われて入会（団）のことを頼んでもらう。昔は若連手、若衆組などと呼ばれて一つの権威をもっていた。

これで一人前として地区のクガイも認められるようになる。

今は二〇歳になると成人式が行われている。

オトナイワイ　女が一二、三歳にもなると初潮を見るようになる。初潮は「オトナイワイ」といって赤飯を炊いて祝う処もあるようであるが、その後は、カリヤ、ツキヤク、カリヤタクなどといって一般には厳しく火の汚れが忌まれ、家人とは別竈で食事し、三―七日位別部屋生活をした。

この期間は、毎朝の神・仏への御供えは差し控えたのである。これが終わったら、クドの灰をかき、ムクシボ（無

垢塩）をふってカマドを浄めるいわゆる「火替え（ヒガイ）」をするのである。そうして古火のものは別の処で食べて、この時全部新火（あらび）のものに切り替える。

3　婚　姻

地域的に割合不便な農山地帯である本町での婚姻は、多くは、集落内結婚、村内結婚が普通であった。

ヨバイ　ヨバイはいつごろから行われ、いつごろから行われなくなったかは、はっきりしないが、集落内の結婚において、ヨバイは当然結婚の開始であり、求婚の手段よりむしろ結婚生活そのものであったという。古老によれば、本町でも昔は行われていたらしく、その話をきくことがある。

ムスメクドキ　年ごろの男たちは結婚の相手をみつけるために種々の方法をとる。日待ちや農閑期に隣村の娘をひやかしに行ったり、村内の娘を山仕事に誘ったり、茶つみの時にひやかしに行ったりした。女の方も気があると、のぞき見したり、話かけたりして来た。お互いの気持ちがわかれば、男は女の家に泊りに行ったりするが、親は見て見ぬ振りをしているのが普通であった。

仲人（なこうど）　二人に気持ちがあり、結婚ということになったら、仲人をたてた。仲人は近所の年寄や親戚のものがなり、女の親の方に話をつけてもらった。麻加江では「ギリタテ」といい、必ず仲人をたてて話をつけてもらうことで、仲人には、親戚の者か友達を頼んだ。仲人は、ただ、相手の親に承諾をもらうだけではなく、男親に承諾をしてもらう役目もした。仲人は、日を見て女の親に頼みに行くが、女の方からは、一回や二回の頼みでは返事をせず、普通、三回目ごろに食事を出して、承諾の意を表した。

結納入れ　結納入れのことを「コトギメ」、「サケイレ」などという。コトギメは、日を見て近親者と仲人が挨拶

に出向く。この時、反物二反、ツノダルに入れた酒二升、肴を持参し、女の親がこの酒を飲んでくれれば話がまとまる。この時もって行く酒をキメザケという。

結納入れが行われるとその日に嫁入りの日取りがきめられる場合もあり、それ以後にきめる場合もある。結納入れを行った後は、男は公然と女の家に泊りに通った。

婿　入　り　「ムコイリ」とは結婚式に先立ち婿と仲人が嫁を迎えに行くことをいう。この場合、婿と仲人、婿の姉か妹（ムカエジョロウ）、それに親戚の者二、三人でツノダルをもって嫁方に行く。嫁の家では、食事の用意をしてこれを迎える。式は、だいたい夜にかけて行われるので、ムコイリは午後三時ごろ行われる。

ムコイリの時、婿と嫁の親とが親子馴れの盃をする。

嫁　入　り　嫁入りはだいたい夕方から夜にかけて行われる。

仲人、婿に迎えられた嫁は、座敷の縁側から外に出て、仲人二人、婿、嫁、ソバジョロ、父方の伯父、伯母、親戚、隣人が数名つづき、簞笥や長持ちをつって運ぶ。中途で休むと家に帰るというので休まないで歩いて行った。途中後もどりすることはぜったいしない。

婿の家に近づくと親類の主だったものが家紋の馬乗り提灯をもって出迎えて座敷に招じ入れる。座敷へ入ると先ず仏壇に礼拝し、その後所定の位置に坐り、婿の入りを待って祝言を交し、次いで「オヤコナレノサカズキ」をする。これは嫁が持参した酒と婿の家の酒とを混ぜたものでする。これが終わると親戚の盃をかわす。これら祝言が終わって披露宴となる。

イワイモノ　行列が嫁方から婿方に続く時、村の若者は「ジャマヲスル」といって、通る道に木を出したり、杭を

打って縄を張りめぐらしたりして、じゃまをする。これは妨害が目的ではなく祝としてのジャマである。婿方も嫁方もジャマをされて怒る者はない。

披露宴が行われている時、村の青年たちが伊勢音頭を唄いながら、式場へ大根や特製のナベトリや鼻緒をかたく結びつけた草履、注連縄などを投げ込んで祝った。これは二人がいつまでも離れないようにとの意味があり、祝物である。また障子を破って座敷の中をのぞいたりする。

こうした祝をうけたら、酒二升を与えたり、見に来ている子供や女に菓子を与えたりした。昭和二十五、六年ごろからは、こうした習慣も少しずつ姿を消し始め、これに代わって伊勢市などの結婚式場で結婚式を行うようになった。

嫁の挨拶廻り　式がすんだ翌日、嫁は親戚の者につれられて集落中を挨拶にまわる。風呂敷や手拭などを手土産として持って行く。嫁は三日目（多くは翌日）里に婿といっしょに帰る。これを「里帰り、三日帰り」という。この日は長居はしないものと言われている。

結婚はその地方、地方の慣習や家の状況も違うのでこれといった形式はない。嫁の荷物も箪笥長持をもってゆくものもあれば、大風呂敷に包んだ衣裳ほどのもの、柳行李のものなどさまざまである。

男女の口約だけでなく、仲人を立て親の内諾を得てから婚約のしるしに結納を納める。その後大安吉日を選んで祝言を行い親戚一同に披露をし地区民にも披露することによって一般にも認められ村人の一員となる。

4　厄年・年祝

人は一生の内、身を慎しまなければならない年がある。これを「ヤクドシ」といい、男は二五歳と四二歳、女は一九

歳と三三歳で、この年に当った人はその一年を無事過させて頂けるよう心身を慎しまねばならないとされていた。

特に男の四二歳は「死」に通じ、女の三三歳は「産」または「散々」に通じ、生命にまで危険の及ぶ大厄の年とされて、その前年を前厄と言い、本厄と後厄と前後三年間を忌み慎しむ。したがってこの厄年は、通過儀礼中の最大のものである。この年を迎えると、初午前の吉日を選んで厄祝いをして厄年の意識を新たにする。

昔は男は「セチ」（お重）を女は「オコワ」を地区、親類縁者に配ったが（内城田地区）、今は購入した品物に代わった。

品物をもらった方は、初午までに「ハナムカイ（花向い）」（田間）といって御祝を届ける。初午の日が来ると、松阪の岡寺（継松寺）とか、大野木の観音、あるいは四郷（今の伊勢市）の松尾の観音などにお詣りして厄落しをする。注連指は、一月の十八日に地区にある十一面観音堂で厄落しの祈願をする。一之瀬地区では、かなり以前から一之瀬神社で厄除けの祈願祭を祭行する事にしている。また、別に初午までに吉日を選んで親類、縁者を招待して一席をもつ家もある。

松阪の岡寺観音にお参りして厄除けの祈願をして、お札（ふだ）を受け、饅頭か何かを求めて、これをお土産として、「ハナムカイ」をうけた家に配る。この時、子供のある家には「サルハジキ」とか、「ネジ菓子」を特に添える。

へ味噌買うて来い
塩買うて来い
雨が降ったら泊って来い

と土産のサルハジキをもって唄いながら子供らが遊ぶ風景は、当時の田舎のひなびた風情でもあった。

男の二五歳、女の一九歳も厄年として、心身ともに慎しみ結婚などもこの年はさける。

お祝いごとは親がしてくれて、親類縁者、地区にそれぞれ配る。この御祝いは男はセチ、女は手拭か風呂敷といっ

た程度のものであった。今は男も品物に代わったが、祝いの贈りものをすることと「ハナムカイ」とか、お札、土産物などは四二歳、三三歳の厄祝いと同じである。

男も女も御祝いの贈りものに六七祝、三三祝、五五祝、一九祝と書く、控目にしては、内祝とも書く。

女は、特に「十九参り」といって、この際、立派な衣裳をこしらえてもらうのが例であって、桃割れ髪に振り袖姿の娘さんの氾濫はこの初午の日で、適齢期として「花もたせ」の感でもあった。

年祝いとしては、男女共通で六一歳の還暦祝、七〇歳の古稀、七七歳の喜寿、八八歳の米寿があるが、六一歳と八八歳に御祝いをする程度である。

親が六一歳になると子供たちは、父親には、ネルの赤いシャツに赤バッチを贈り、女親には、同じく赤ジュバンと赤の腰マキを贈って御祝いをする。岡寺詣りに赤ジュバン、赤バッチの老人が、杖をつきながら息子や娘につれられて御詣りしていた風景を見うけたものだったが、今では、平均年齢の向上で、六〇歳や七〇歳はまだまだ若いためかこのような姿は、全く見られなくなった。

八八歳はいわゆる「米寿」で「マスカケ祝」といって、女は、モノサシを配るのが習わしであり、男は、マスカケ（直径三センチメートルほどの竹を節で両端を切ったもの）を配った。昔は、八八歳まで生きるというのは実に稀であったし、この祝をすると死ぬというので忌む所が多かったが、現在では、平均寿命の向上で男も女も該当者ができてきたのは喜しいことである。

次の白寿祝にまで生きることを念じてやまない。

5　葬送儀礼

本町は集落が三四で、ほとんどの集落に寺院があって、住民の宗旨もほとんど集落寺院の宗派に属しいわゆる檀那寺であり檀家であるという関係をもっている。この事から葬儀についても、その宗派によって一つの様式が生まれて、その集落の葬制ができたと思う。現在では、天理教とか創価学会による葬儀が行われている家もあるが、大多数は、それぞれの集落寺院の宗派の様式で行われる。

本町の葬式はほとんど土葬である。

墓制についても大正初期までは、「埋め墓」と「詣り墓」とは別々の両墓制で、「埋め墓」は村はずれの山中にあって「詣り墓」は、寺の一隅に集団的に造られ、ラントバ（卵塔場）といっていたが、大正六、七年ごろ村の行政指導もあってか、ほとんどの集落が一か所に集めて区画し各戸に配分して、「埋め墓」と「詣り墓」を整理統合して現在に至っている。

坂井とか栗原では、今も両墓制をとっていて昔の面影を止めている。

葬儀は、昔から、村づきあい一〇の内の一つで、火事とともに最も大事なクガイ（公界）となっていて、そのしきたりに従って丁重に奉仕して来たものであったが、第二次世界大戦によって、物資の不足、食糧の配給という事態を生じ長いしきたりも変更せざるを得ない有様となった。戦中戦後の物資不足の時代には、カワラケを厚紙で代用したり、非時は「ハガキ」となり、手拭は短かくしたり、食糧の配給は、手伝人各自の「食い通い」という申合せをしたり、忌明けについても、昔のような接待はできなくなったのである。その他、通夜見舞、忌中見舞いなどのしきたりもできなくなったのであるが、よく協力して、相互扶助の誠をもって現在に及んでいる。

ここに町内で大多数を占める曹洞宗の集落のある地区の葬儀状況を見る事にする。

(一)　遺族のすること

死者が出たらまず親類、縁者に知らせ、組の人に集まってもらい葬儀の万端をお願いする一方、家の片付けその他死人の処理に当る。

末期の水　病室で息を引きとったら、先ず遺体の処置をする。着物を着替えさせたり、男なら、ヒゲを剃ったり、頭の髪を剃ったり、女なら髪をなでたりしてから手を組ませ白布を顔にかけたりする。別に水を入れた茶わんに樒（シキミ）の葉か小枝なりを浸し、死者の唇を水で濡らす。樒のないときは、脱脂綿を水にひたして行う。これが末期の水である。

枕飾り　枕経をいただく前の準備として、膳に、一膳めしに箸二本を立てたものと、湯呑み茶碗に水を入れて、これに樒の葉を添えたものを乗せて、死者の枕元におく。ほかに三具足にそれぞれ樒、燈明、線香の用意をして和尚を待つ。

枕　経　和尚が来られると「臨終勤行」の枕経をいただく。

枕返し　枕経をいただいた死者は、仏さんとして取り扱い、仏間に移動する。これを枕返しという。この場合「北枕」に寝かせる。

枕飾り　遺体の枕元には、小机か白木の台を置き、これに白布を掛けてその上に三具足を置き、枕経をいただいたときの膳部を供える。また、仏前の線香燈明は、消さないようお守りをする。最近では、香炉の線香に長時間使用できる巻線香が用いられている。

守り刀　昔から死者があの世へ行くときの魔よけとして、短刀などを遺体の胸の上に置く風習がある。今では、小刀、カミソリ、ハサミなどをもって、短刀の代用としている。

屏風　屏風を倒して、死者の足元の方に立てる。これも今では、屏風そのものがないので置かない家もある。

仏の守　遺族のうちの誰か一人が仏のそばに居てお守をし、燈明を消さぬように心掛ける。また、御悔みをうける。

遺族の役付け　葬儀における大役のうち、位牌持は、相続人、水持ちは、他家へ嫁入った娘が、飯持ちは相続人の嫁、肩持は、内孫が頭の方を外孫は足の方をつる。天蓋は、長女の婿と大要きまっているが、死という不幸は、順序立って来るものではないから、故人がその家のどんな位置の人かまた、子供の状態によって、葬儀の役付けを相談して決定しておく。室内の神棚は、白紙で覆う。

主婦の御悔み　死人が公表されると、それぞれの家の主婦は御悔みに参上する。

手伝い人　知らせを受けた組の人びとは、直ちに参集し、悔みを述べてから葬式の準備に入る。葬式については、すべて組の人にまかせ、死人を出した家では、これに関与しない。

組では、先ず葬儀責任者をきめ、施主との連絡を密にして、とりあえず次の事項を相談の上決定してから、それぞれの役割りを決め当日、万遺漏のないようにする。

逝去の当日通夜、翌日葬儀というのが普通であるが、逝去の時間、縁故者への通知、友引、卯の日など暦の上の「いみ日」を調べて、葬儀の日どりと出棺の時間をきめる。

(二)　葬儀の様式

施主と相談の上、葬儀様式と戒名の授与願いをする。

禅宗では、葬儀の様式を一応四つの段階に格付けているようである。

イ　三導師、導師、僧ともで一三人……特別の人または家柄

ロ　両　鉢……導師ともで九人

ハ　片　鉢……導師ともで四人

ニ　普　通……導師　一人

葬儀の様式については、このランクに合うように相談の上、決定すればよい。

昔は、家の格式がうんぬんされたので、その家柄に合うように組で相談されたものである。この格式は、ただこれだけの事柄だけではなく、導師、役僧への布施はもちろん、接待、非時、年忌などこの格に合ったようにそれ相当のことをしなければならない。

近時、葛原、大野木、棚橋あたりでは、両鉢で葬式をするには、組に対しても何がしかの納金をすることをきめられているようである。そして、区民全員が手伝いをし、会食も手伝人全員がするという。

葬儀に先立って導師から戒名をいただく。このことについても葬儀準備のとき施主と相談の上決定して導師に御願いするのである。曹洞宗では、仏門に帰依し檀信徒となっているものには、一応受戒したことを証明する血脈を葬式の時に与え、戒名が追贈される習しである。普通「信士」「信女」であるが、生前宗門に貢献した者には、特に居士、大姉が追贈された。院号、院殿号は、昔は、一寺院を造立したという意味に用いられていたものであり、それに値する貢献をしたというのが本来の在り方である。したがって、その謝礼は、それに値するだけのことをするのがタテマ

エであったから、位階料が定められこれによって、戒名をいただくので、葬儀の格式とは自ら別であるが「相応」が考慮される。

戦時における戦死者の戒名は、国家に功労があったという意味で院居士が追贈されている。

牧戸では、祢宜になった者は、特に「神男」とつけられている。

葬儀の役割　葬儀に際して、大役を勤める者および子供には、白手拭、孫には赤、曽孫には黄手拭を渡す風習がある。

穴掘り、湯棺者、位牌持ち、肩持ち、水持ち、飯持ちは葬儀の大役である。出棺の時は、位牌持ち、肩持ち、水持ち、飯持ちはこの手拭をかぶり、マン字文字を書いた三角形の紙片の紐で結える。

このほか、粉ひき、縫物師などの必要数を調べ買物係に報告して買って来る。現在では、ダンゴも小麦粉を使い米を碾くこともなくなっているのでこれは、欠くことが多い。

役割

鉦打ち　一人　穴掘り　二人　シニヅカイ　二人　炊事係長　一人　寺使い　二人　埋葬手続き　二人　医師、役場行き　受付係　二人　買物係　二人　葬具係　全員　米搗き　二人　縫物師　二人　粉碾き　一人　その他　非時の準備

近時、葬儀の状況も変って来ている関係もあって、前記の役割りのほか、写真、礼状の手配、花輪持ち、生花の処置、喪家案内、駐車場の設営などの役割が考慮されている。

各係の仕事

(イ)　鉦打ち（ソウシキガネ）　葬式の当日の早朝、鉦打ちは、集落の辻で葬式鉦を打って、今日この集落に葬式のある

ことを知らせる。カーンと大きく打って、つづいてカンカンカンとしだいに早く小さく打って最後に一つ大きく打つ。この鉦は、出棺の前にも人寄せ鉦として打ち、読経の終りには、鉢に合わせて打つ。

葬列に際しては、先頭を行き道の曲り角ごとに打ちながら行列の先導をつとめる。

(ロ)　穴掘り　穴掘りは、埋葬の穴を掘る役目で、午前中は、山に行って榔を取って来ることになっていたが、今では、山の榔も思ったように採れないので市販のものを購入するか、それぞれの家で栽植しているものを使う。

出棺の時間が迫ると、用具を肩に花立、線香、ローソク、榔をもって墓地に行き、六地蔵に燈明をつける。この時、酒一升をもらって行く習わしがある。

墓穴の場所は、墓に着いて、道具をおろした所を穴の場所と定めて掘るものであるという。

穴掘りは、葬式の大役であって、会食の席では、上座に席が用意される。

以前には、一周忌、三年忌に、穴掘りをしてもらった人に御馳走の膳部を届けるしきたりがあった。

(ハ)　シニヅカイ　二人一組で親戚・知人に逝去のことと、葬儀の日時を知らせる。

昔は、早朝から出かけたものであるが、今では、自動車、電話で用をたすようになった。

(ニ)　炊事係　炊事係は、手伝いの婦人たちを指揮して、献立を始め食事一切についての采配をとる。

(ホ)　寺使い（寺院係）　寺使いは、檀那寺に行き和尚に葬儀の依頼をする。日時を知らせるとともに、僧の人員をその家の格式により決定し、和尚から依頼する寺院を聞いて、その寺に行って依頼する。もし、都合の悪い場合は、和尚に相談して変更する。

曲椽、大々傘、鉢、色（役付きが着る白衣を色という）を用意する。

(ヘ)　埋葬手続きの係　主治医から死亡診断書を受けて、役場に行って死亡届けをする。

(ト) 受け付係　当日の受け付けで、悔みをうけ、香奠をいただいて非時を渡す。式後、香奠帳を整理して、区民に報告し、施主に非時の残高と香奠を渡す。

(チ) 買物係　買物係は、食糧品組と早物組とがある。食糧品組は、炊事係の命をうけて、買物を調達する。早物組は、葬具造りの必要品を求めて来る。早物組の購入品は次のとおりである。

①糸　②針　③笠　④甘露（水入）　⑤位牌　二　⑥線香、墓用、仏壇用、渦巻
⑦ローソク、六地蔵用、仏壇用、寺用　⑧珠子（白）　⑨提灯　二　⑩中筆　二　⑪色粉　赤、青
⑫バラヲ　⑬釘　寸、寸二　⑭糊　一袋　⑮死者用ワラジ（葬具係で作るもよし）　⑯七枚塔婆
⑰カワラケ　一〇　⑱モミ　赤旗用　両鉢は二流
⑲晒（白）手拭用、白衣、脚絆、手甲、ズタ袋、足袋、未袋、頭巾
赤、黄ともに必要量
⑳半紙　香奠帳用美濃紙
葬具その他用
㉑丈長　㉒金銀紙　㉓色紙　紺、赤、青、黄など　㉔造花用紙　㉕経紙　一〇枚
㉖板　棺用五分板　杉板かモミ板
膳その他花筒足など細工用三分板

以前は、宇治山田や田丸の早物屋まで行ったものであるが、現在では、地方の荒物屋でほとんどの品物をととのえることができる。死人の装束は、縫物師の手によって作ったが、今では早物屋で売っているでき合いのもので間に合わせている。

(リ) 葬具係　役付け以外の人が当り、受け持ちの仕事が早くすんだものは手伝う。

① 棺造り　大きさは区で定めている（幅一尺六寸　奥行二尺三寸　高さ二尺二寸）。霊柩車のあるところは所定の大きさ。

②　草履　足中　六足
　　ワラジ　一足　死者用
③　天蓋造り　④　龍頭　⑤　棺被　⑥　造花　常緑樹枝　⑦　花筒　造花用　二　⑧　棺つり棒
⑨　膳　桟椽の打ち方は廻り打ちにする　⑩　塔婆　⑪　花籠（撒き銭を入れる籠・必要なところ、当区は不用）
⑫　提灯　二　⑬　白旗四本　⑭　赤旗　両鉢は二本、片鉢一本　⑮　四花　⑯　鍬　引導用板で作る
⑰　花筒　二本、墓用　⑱　杖　⑲三角卍　六　⑳　六地蔵用ローソク立　㉑　松明（必要なところ）
㉒　位牌持ちが腰にする刀（白紙で巻いたもの）

以前は、手伝人によって、ほとんどのものは作ったが、現在では、葬具として立派な霊柩車がセットになっているものもあって、造らなくともよいようになって来たが、当地区では、ほとんどが手造りである。

ヨトギ（通夜）　葬儀の前夜に親類、縁者、組の者などが集まって行う。組の者は、葬儀の相談と準備を兼ねてのヨトギである。十時ころまで、夜食をすませてからお開きにする。

今では詠歌講のある集落では、通夜の席で御詠歌を捧げる。近親者は、徹夜で通夜をする。この際、線香、ローソクの火は消さないようにする。

湯灌（ゆかん）　甥二人がする。甥がない場合は、近親者でする。盥（タライ）に水を入れ、後から湯を注ぎ入れて、死体をきれいにふく。昔は、縄で腰をゆわえ、樒の葉をくわえて、死人を裸にして盥に入れて洗ったのであるが、現在では、手拭でふくとかアルコールでふくようになった。ふだん、茶わんなどに水を先に入れて、その後から湯を注ぐのを忌むのは、これから来ている。湯灌が終わると死装束をつける。

死装束（しにしょうぞく）　湯灌が終わったら装束をつける。着物は、故人が生前好んだものを着せてやる。この時、襟の端をほどいて着せる。その上から経帷子（白もく）を着せ、手甲、脚絆、白足袋にわらじばきの旅姿とし、両手を前に組ま

せ、足は折り曲げた形にして納棺する。

死装束は、組の老婆たちによって、ハサミを使わず、布はさき、糸の端は結ばず、ズキン、ズタ袋、白もく、手甲、脚絆、白足袋と装束一切、三角、米袋を作る。この人たちを縫物師といって葬儀の係の一つとして頼んだが、今ではほとんど早物屋でととのえられる。

牧戸では、祢宜になった者には、烏帽子や祢宜の装束を紙で作って、死装束の上から着せる。

納　棺　棺の底には、ボロ布を入れ、茣座、座布団を敷いて納める。

季節によっては、棺の下に油紙を敷き、茶殻、もみ殻などを入れておく、今はドライアイスを入れて、腐敗をふせいでいる。

納棺が出来たら、頭に三角ズキンをかぶせマン字を書いた三角紙をつけ、頸からズタブクロをかけ、手にはジュズを持たせる。

ズタ袋の中には、六文銭、血脈、糸、針、キセル、タバコ、その他故人が愛用していたもの、好んで食べたものなどを入れる。また、棺の中には杖を入れる。

死化粧　故人が女である場合は、納棺がすんだら、死化粧をほどこす。やつれがひどく、ほほが落ち込んでいる場合は、綿を口にふくませる。男の場合は、息を引きとったらヒゲ、髪を剃っておく。

棺の安置　一応納棺がすんだら棺を、筵を二つ折にした上に、背を北にした姿勢になるようにして、仏壇の前に安置し、造花、蓮華、常燈、その他御供物を飾り付け、枕前には、白布をかけた机を置いて写真を飾り、一盛飯に木と竹の箸を立てたのを供え、位牌、三具足を用意して火を入れ線香をたく。

この時も茶碗に水を入れ、樒の小枝または葉を添えておく。

棺の蓋は、最後の別れまで釘を打たないでおく。

最後の対面　出棺の時間が迫ると、遺族、親類縁者は、最後の御別れをする。これが終わると棺の蓋を打ちつけて、つり棒を結えるのである。

この際、棺の蓋の釘を打つのは、金槌を使わず石で打つのである。なお、棺蓋には頭の方を示す標示をしておき、塔婆と引導の鍬をのせておく。

出棺前の読経　定められた時間が来ると、鉦打ちは「人寄せ鉦」を打ち、読経の始まる事を知らせ、寺使いは、僧侶を案内して仏間に招じる。

導師は、棺の正面に、一般僧侶は定められた位置について読経がはじまる。遺族、親類縁者は、正装して所定の位置に列座して礼拝する。

この時、位牌持ち、水持ちなど役付けられているものは「いろ」を付ける。「いろ」というのは、白装束で、男は腰下までの上衣と袴をつけ、女は上衣だけ、その区の所定の形のものである。現在は位牌持ち、肩持ちが着て女は長くたたんで肩にかけて行くようになった。

頭には白手拭（ナミダ手拭）をかぶり、マンジを書いた三角紙で結える。

鉦打ちは、告別の読経が終わる時の鉢に合わして鉦を打つ。

読経が終わると出棺となる。導師は、庭の曲椽に倚って順列を待つ。

出　棺　僧の読経が終わると葬送の順に維那和尚の指示があってそれぞれ役割に従って順列を組む。この時、位牌持ちは、白紙で巻いた刀を右腰にたばさむ。水持ちは「甘露」と書いた小さい桶を持ち、飯持ちは葬具係が造った白木の膳に「一盛り飯」に味噌、塩を皿に入れて箸とともに添える。この時の膳は「そば膳」といって板の目が縦

になるように使う。ふだん、そば膳を忌むのはここから来ている。

肩持ちは、内孫が頭の方を外孫が足の方をつる。そして、頭の方が先(さき)で「仏」は後向きで進むのである。この地方では「地蔵負い」といって、後向に負うのを忌むのもこれから来ているのであろう。

すべての用意が出来たら、座敷でアシナカをはいて、そのまま座敷口から出るのである。玄関から出て、大戸の注連縄を切る区もある。

全員が外に出ると、手伝いの女によって、座敷がはき出され、棺の下に敷いてあった筵を木と竹の細い棒で叩くのである。

来客が帰る時、箒を使ったり、木と竹の箸は使わぬものというのもここらから来ているのであろうか。

野辺送り　一応役付けに従って持ちものを持ったら葬列を組んで墓に向う。この際の道順は、いわゆる極楽道といって区のしきたりに従って行く。

花籠のある区では、門で花籠を振り、辻の広場でお金を撒きながら進む。この時拾ったお金は、その日のうちに使ってしまうという風習の区もある。

タチザケ　出棺に先立って膳に湯呑み茶碗をのせ会葬者を廻って酒を振舞う（上久具、当津）。

葬列順序

(1)　鉦打
(2)　提灯　二　区長　外親戚
(3)　赤旗　一　片鉢は一
　　二　両鉢は二

(4) 白旗　四仏　諸行無常
　　法　衆生滅法
　　僧　生滅々已
　　宝　寂滅為楽
　　親戚　区民
(5) 花輪　区民
(6) 生花　子供、娘達
(7) 造花　〃
(8) 四花　親戚
(9) 水持　嫁に行った長女
(10) 飯持　後継者嫁
(11) 僧侶
(12) 位牌　後継者
(13) 写真　親戚
(14) 肩持　二　内孫　外孫
　　天蓋　長女の婿
(15) 会葬者
(16) その他　香炉、燈籠などは維那和尚の指示を仰いで適当な処に並ぶ。

野辺送りの行列が墓に近づくと、米袋持ちは、米袋を墓の近くの木の枝にかける。水持ちは、水桶を持って近くの溝に水を汲みに行く。この時誰かが「オーイ」と呼ぶ。

墓に着くと、棺を棺台に安置し、位牌、写真、水桶、飯膳、香炉などを棺台の前の案に並べ、両側にローソク立、花立が用意され、持って来た蓮華その他の造花類が飾られる。また、提灯、旗、天蓋などは、棺を囲むようにして立てかけ、全員、棺の周囲を左まわりに三回巡って遺族席につく。

僧侶は、導師を中心に所定の位置に着席する。維那和尚の指示によって、弔辞、弔電の披露があり、導師の引導に引き続いて読経する。読経中、遺族、親族、一般会葬者の焼香があり一応葬儀が終わる。

遺族代表挨拶　読経も終り、僧侶が退出すると、遺族の代表が御礼の挨拶をする。

棺巡りは、以前は葬列順に各自の持ちものをもったまま廻ったものである。遺影の写真は、最近持って行くようになったものである。

喪主の礼　喪主は焼香が終わったら、肩持ちを連れて墓の入口近くに並んでかがみ会葬者に謝意を表す。

埋　葬　葬儀も終わり会葬者も引きあげると穴掘りは、棺を穴に入れる。この時は、仏が正面を向くように穴に入れる。和尚の一人が残っていて読経をし、喪主その他関係の濃い者から順に軽く土をかけ最後に肩持ちがかける。その後は、穴掘りにまかせて帰る。

提灯や旗類は、一か所に埋める。以前は、赤旗は牛の魔除けになるというので、取り合いをして持ち帰ったものであるが、今はそのような要求もほとんどないので埋めてしまう。両墓制時代は、提灯を始め旗類は、埋穴を取り巻くように立てかけて、いわゆるモガレとしたものである。

墓は、土盛りをして石をおき、塔婆を建て、位牌を中心にして燈籠を両側に置き、膳部と水を前に供え、樒を立て

る。石碑は、普通一周忌までに建てるが三年忌になる場合もある。墓の入口にかけた米袋の米や墓前の御飯は早くなくなるのがよいといわれている。

なお、墓標と燈籠を建て笠と蓑をおいている区もある。

アシナカ（アシナカ草履）　位牌持ち、水持ち、飯持ち、肩持ちなどの役を勤めた人が履いて行ったアシナカは、帰りに墓の入口にぬぎ捨てて帰る。大野木の墓地の入口には、長さ一メートルもある大きなゾウリが吊されているのを見るが、これは天蓋を持つ人のものとして作るそうである。死人が年寄りであるほど大きいのを作り、若い人ほど小さくする。

葬式の帰り　会葬した親類縁者、特に役の付いた者は、家に帰ると、玄関に用意された盥で足を洗い、外の藁で足をぬぐい身体に塩を振りかけてもらってから家に入る。

塩の代わりにスルメ、鰹の削り粉を食うところもある。

今では、女の人は、アシナカを持って行くとか、別の履物を用意して、帰りにそれをはいて来る人もあるが一応盥に足を浸す真似をする。

清　め　墓から帰った者は、一応玄関で清めの所作をするのと同じように、湯棺仕、穴掘りも身を清める。これらは、その仕事が終わると塩を持って川へ行って身を清めて帰る。とくに穴掘りは着物、用具を洗い清めてから家に入る。

死人の着物の洗濯は、組とか親戚の婦人の手によってなされる。この着物を干す場合は蔭で北向きに干す。

香奠開き　葬儀の終わった夕刻から、受付係りは組の人とともに香奠を開いて、各ブロック別に香奠帳に書き集計して、非時の残りとともに施主に渡すのである。これを「香奠開き」という。

喪と供養　葬式後の墓詣りは、初七日までは、毎日家族が詣り、その後は、七日、七日と四十九日まで、家族と親類縁者が詣る。四十九日は忌明けをするが、家によっては、三十五日に忌明けする。この時は、親類縁者を招待して墓詣りをする。墓詣りの前夜を逮夜といって、和尚さんに来てもらって御経をいただいて明朝、寺と墓に御詣りする。以前は、初七日まで組の人が毎晩、念仏に来てくれたものであるが、最近になって二晩位でこれをすますことが多くなった。

これは葬式の次の日に寺詣りをして忌明けをした時もあったので、葬式の夜と次の忌明けの夜との二晩の念仏にして打ち切っている場合が多い。この念仏は、区の長老の先導で「心経」をあげることにしている。施主では、簡単な夕食の接待をする。会食後、しばらくしてから帰り念仏といって、ふたたび「心経」を全員が唱えて開くしきたりであったが、ここ一、二年前から葬式の当夜に忌明けをするようになった。

忌明けは、施主において炊事万端の準備をする。「精進落し」というわけで、魚も付け、果物もつくという一通りの料理を作って、それ相応の御馳走をするのである。この時、穴掘りは、和尚とともに上座に座る。その翌日には、早朝、寺と墓へお詣りをして、忌明けとなる。年忌は一、三、七、十三、十七、二十三、三十三年忌で「とい収め」としているが、五十年、百年忌をする家もある。

三十三年忌は「三十三年のとい収め」といって、この時の塔婆は、小さい桧の生肌を削って戒名を書くのがしきたりである。

年忌も戦後は、故人の命日、または命日の前に行うという従来のしきたりが崩れて、両彼岸に、しかも区内の該当の家が合同で行うという方式がとられるようになった。この区の方式によると、三年忌までは、該当する家において従来通りの様式で法要を営む、すなわち年忌の前「故○○何周忌」と区および親類縁者に「志」を配る。明朝定め

られた時間に、寺、墓に御詣りするのであるが、その後の年忌は、彼岸の法要をめざして、前年の秋の彼岸から本年春の彼岸までの該当霊は前年秋の彼岸に、一月から（新年度の繰出しが出ていないから）秋の彼岸までの霊については、春の彼岸に区民の参列のもと合同でお経をいただいて、それぞれ墓詣りをするという様式にかわり、布施も斎米も定められた額を一括して納める。「年忌は、命日よりおくれてはいけない」という伝承があるから、春の彼岸には、秋の彼岸までの霊と秋の彼岸の残りの新年度分が加わるのである。毎月一回その月の第一日曜日を区の年忌日としている処もある。

忌明け　忌明けには、一升の餅をついてこれを四九個の丸餅にして重箱に入れて仏前に供え、御経をいただく。経が終わるとこの餅を参会者に分けるが、その内の一つをそっと、取って持ち帰り役をした者が分けて食うのである。ところによっては、縁側で重箱の底をまないたにして二つに切って食べるという。そしてこれを縁切り餅ともいう。または、この餅を屋根に投げ上げて家屋を越さす処もある。餅を参会者にもらっていただいて墓詣りをし、施主から御礼の挨拶があって一応葬式の行事は終わるのである。ところによっては、この日親類縁者を招待して、寺詣りと墓詣りをしてから和尚と一席を持つしきたりもある。四九の餅も以前は、参会者が取り合いをしてもらって行ったものであるが、今はその処分に困るほどである。最近は餅の代わりに「アンパン」ですますようになった。

忌中見舞　かなり以前には、四十九日の忌中は、草履も作れないとか、髪もなぶれないとか、切れものは持てないとか、風呂は逮夜だけとかいうので忌中見舞いとして、米を持ったり、草履を持ったりして、忌中の見舞をしたものであるが、今はこの事はなくなったが、ある地区では親類が菓子、おこわ、牡丹餅などを見舞いとして持って行く処もある。これは七日七日の墓詣りごとにお詣りした親類の会食の節、相伴にあずかるためである。

(三) 死後

ミコヨセ　急死したり、死にめに会えなかった親類縁者は死人に会いたい気持ちから、ミコを頼んで「口よせ」をした。ミコは死人に代わって残された家族の事を心配したり、今後のことを頼んだりする。残された者はミコの云うことを、あたかも死んだ人が云っているかのように聞きながら涙するのである。明治、大正時代は、忌明けの日の行事のように女たちはこの「口よせ」をしたものであるが、今はほとんど後を断ってしまった。

本町では、昔、下久具に「ミコヤ」があったが、最近では田丸にあるという。「ミコヤ行き」という役付けまであった時代もある。

一家に同時に二人の死者を出したとか、一年に二人の葬式をするようなことがある時は、横槌を造って葬列に加わって行く風習がある。

妊産婦の死と「流れ灌頂」　幼児の死と埋葬については、人生儀礼の処を参照されたい。

盆供養

初盆　前年の八月七日から今年の八月六日までに葬式を出した家では、八月七日（以前は旧暦七月七日）を「初盆」といって死人の霊を祀る。

この日区民は、喪の家を訪うて初盆の挨拶をして御供えをする。これを燈籠見舞という。喪の家では、燈籠を吊って御供え物をし、和尚を招じて御経を頂き一同に食事を供するのである。

区の精霊まつり　八月十五日は、区の精霊祭りで昼、施餓鬼供養をし、夜また精霊祭りをする。この時、新精霊は、区民から念仏をいただく事になっているので寺に燈籠を移して飾る。念仏が終ると酒肴が供せられる。以前はこの日



葬儀の大ぞうり（大野木墓地にて）



初盆の高燈籠（田間）

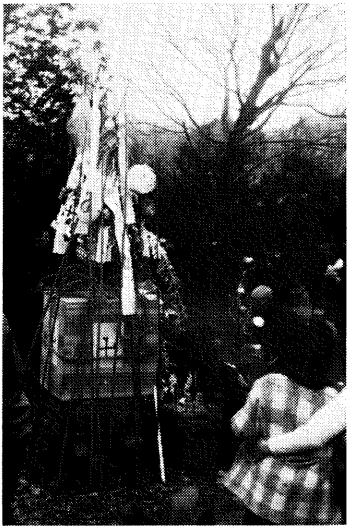

花輪などに囲まれた棺桶
（平生の墓地にて）

「カンコ踊り」をして精霊祭をした。棚橋は、六日に初盆会をする。この日親類が集まって高燈籠をあげ、僧侶を招じて供養する。下久具、牧戸、栗原その他では七日高燈籠をあげて供養する。

燈籠あげ　盆の二十日は「燈籠あげ」といって燈籠を墓に持って行って焼く。以前は川へ流したものである。燈籠あげは、所によってその日時方法がちがう、立花では、盆の十三日の夜寺に燈籠を集めて供養したのち焼いてしまう。

四方言

方言といっても、学問的に「方言学」の上から、むつかしく定義しての方言を云々しようとするのではない。生え抜きの度会人が、度会地方の方言を拾い上げようとしても、それはまた難しいことでもある。

当町でも、中川地区には、中川地区の、一之瀬地区には一之瀬地区の人々の間だけに通用する言葉がある。内城田にしても小川郷にしても、同じことがいえる。また内城田の中でも下の方の葛原の人が使っている言葉と上の方の鮠川や茶屋広の方面の人が使っている言葉の中にも、お互い奇異に感じる言葉があるものである。

交通機関が発達していない時代では、その地方集団の中の言葉があって他地方の人には奇異に感じまた通じがたい言葉をもっているのである。

「言葉はお国の手形」といわれるように地方地方独特のものと考えておこう。交通機関が発達し、他地方の人々との接触の機会が多くなるにつれて言葉も入り混って、どこどこと限定することがむつかしくなっていくものである。

伊勢市は、昔から参宮客が各地方から集まって来る地帯であることから、この地方独自のことばを使用することが許されず各地方の言葉に相手にならねばならぬ関係上、伊勢市特有の言葉は余りないようである。当町においても、伊

勢市との交渉が多いだけに特にこの地方だけのもので、他地方には通じないという言葉は少ないようである。加えて教育の普及によって、中央である東京地方の言葉即ち標準語に近づいて来て昔使われていた地方語は段々聞かれなくなったように思われる。

ここに方言として挙げてみたのは一つの単語であって方言といってよいか、どうか、方言はこんな単語のようにバラバラのものではないように思うが、標準語に比べて奇異に感じるものを拾いあげてみた。まだまだほかに沢山あると思う。方言を心の中にとどめて、郷里を大切にしてほしいと思う。

「地方方言集」度会教育会編、宇治山田市史、三重県方言資料集、野村可通氏の伊勢古市考、などを参照して、これに方言として取り挙げているものと度会町の取り上げたものと、同じものだけを挙げたことを書き添えておく。

方言集

あ

あい＝鮎
あいら＝彼ら
あえ＝薪
あかざった＝駄目だった
あかし＝割木
あがりはな＝上り口
あかん＝いけない
あげく＝結局
あげくのはて＝結局、とうとうしまい
あげに＝あんなに、あのように
あごた＝顎
あさぶら＝麻裏
あさっぱら＝早朝
あしこ＝あそこ
あすぶ＝遊ぶ
あせる＝急ぐ
あたん＝仕返し
あっかい＝赤い
あっこ＝あそこ
あっちゃ＝彼方
あとさん＝子供にいう月、仏のこと
あのにや＝あのネ
あなづる＝侮る
あほ＝愚者
あめる＝くさる
あばな＝さようなら
あも＝餅
あらかんぼ＝乱暴児
あらくたい＝荒い
あらける＝片付ける
ありこくたい＝すっかり
あらせん＝無い

あれへん＝無い
あれせん＝無い
あわいさ＝物と物との間
あんた＝あなた
あんぽんたん＝愚者
あんまり＝余り
あんご＝愚か

い

いかつい＝強い
いかん＝いけない
いかめか＝行こうか
いきよい＝勢い
いける＝埋める
いけとる＝生きている
いけせん＝行かない
いけた＝ちがった
いこに＝行こうか
いごく＝動く
いちづいに＝一途に
いた＝いった
いつぞ＝いつか
いっちょら＝晴着、一番よい着物
いっぷり＝短気
いなう＝担う、荷負う
いない＝荷い桶
いび＝指
いまし＝今
いもじ＝湯巻

う

うざ＝惰弱でしまりないものの形容
うすには＝内庭
うせた＝来た
うそこき＝虚言者
うそたれ＝虚言者
うの＝そなた
うつける＝投げつける
うんこ＝大便
うっすい＝薄い

え

ええ＝良い
えっぽと＝余程
えずい＝酷薄無情のこと
えせむ＝嫉む
えどい＝江戸絵
えんぺつ＝鉛筆

お

おいでる＝来なさる、行きなさる
おいな＝来なさい
おおきに＝ありがとう
おかしげな＝変な
おくれ＝下さい
おごろ＝むぐら
おさぎ＝兎
おごし＝踵
おしろ＝うしろ
おせてくれ＝教えてくれ
おせる＝教える
おっさん＝和尚さん
おたい＝私
おなご＝女
おなごし＝下女
おとこし＝下男
おぼたい＝重い
おめく＝呼ぶ、大声を出す
おもしらい＝面白い

おわえる＝追う
おら＝私ら
おんぜ＝大勢
おっかと＝甚しく

か

かいだり＝だるい
かいる＝帰る
がいに＝ひどく
がいる＝蛙
かしかい＝賢い
かしき＝炊事
かしん＝菓子
かおく＝乾く
がき＝男児＝罵言
かけじ＝掛軸
かざ＝臭
かす＝米をとぐ
かずいき＝老人
かたぐ＝傾く
かたっぽ＝片一方
かだもん＝怠惰者
がっこ＝学校
かってどこ＝台所、厨房
かなん＝叶わん
かねこり＝氷
がに＝蟹
かべ＝かび
がむしゃら＝乱暴
かみこと＝叱言
かみすり＝剃
かやす＝返す
かやい＝かゆい
かりや＝月経
かんば＝竹皮
がんがり＝鋸
かんぎ＝鍵

き

きせろ＝煙管
ぎっちょ＝左利き
きばる＝威張る
きびしょ＝急須
きりもん＝着物
きりば＝まな板
きんの＝昨日
きんによ＝昨日

く

ぐざ＝不規律
くさす＝そしる
くさる＝しくさる、いきくさる等
くちなわ＝蛇
くらわす＝強く打つ
くれ＝下さい
くれてやる＝進上する

け

けえせん＝来ない
けえもない＝少しもない
けえる＝きえる
けたい＝怪態、稀代（けたいな）（けったいな）
げすい＝下品
けっかる＝居る
けつまげる＝つまづく
けったいな＝変な、怪態な
けち＝縁起悪いこと（けちつける）
けど＝けれど

げな＝そうな
けなりがる＝羨しがる
けぶたい＝けむたい
けぶり＝煙
げりご＝蝌蚪

こ

こいさ＝今晩
こうた＝買った
こかす＝倒す
こぎる＝値ぎる
こける＝倒れる
こげに＝こんなに
ござる＝おいでなさる
こさえる＝こしらえる
こっちゃ＝こちら
ごつい＝地味な
ごっちゃ＝交ぜる
ごっつおう＝御馳走
こつて＝牡牛
ごとひき＝がま、ひきがえる
こなす＝田を耕す、人を悪くいう
こびり＝小昼
こわしない＝固い
こぼ＝子供
ごろすけ＝ふくろ（梟）
ごんぼ＝牛蒡
ごんご＝五合

さ

さかい＝から、依って
さをぐ＝さわぐ
さいこ＝指図
さいこべ＝差出口
さいこ＝無益な忠告
さいぬか＝もみがら
さいご＝というと
さいら＝さんま、秋刀魚
さいわら＝素藁
さいはらい＝塵払い
さきっちょ＝先端
さっと＝砂糖
さぶい＝寒い
さら＝新
さんめ＝（さんまい）墓地
さわ＝竿

し

しこる＝かくれる
じっくり＝とくと
じばん＝襦袢
じべた＝地面
しめし＝むつき
しやちこばる＝固くなる、かどばる
しやでる＝なぐる
しゃない＝仕方ない
しゃっぽん＝帽子
しゅむ＝しむ
じゅんの＝十能
じょり＝草履
じょうろり＝浄瑠璃
しょんべ＝小便
しんがつ＝四月
しんぜる＝供える

す

すかった＝間違った
すかん＝好まぬ、好かぬ
すくだ＝稲藁くず

すけない＝少ない
すま＝隅
すこたん＝頭、頭脳
すこい＝ずるい
ずっきん＝頭巾
ずっこ＝頂上、頭部
すっくり＝そっくり、すべて
ずつない＝苦しい
すりび＝燐寸

せ

せきだ＝雪駄
せばい＝狭い
せなんだ＝しなかった
せび＝蟬
せぐる＝呕気をいう
ぜん＝銭
せんち＝雪隠、大便所

そ

そげなこと＝そんなこと
そやけど＝そうだけれど
そんで＝それで
そんやもんで＝それだから

た

だいこ＝大根
たかる＝飛ぶ・散らかる、集まる
たしない＝少ない
たとむ＝たたむ
たてぼ＝婦人の羽織を着た正装
たなほと＝炊事の跡片付、厨房
たのき＝狸
たんご＝肥桶
たらめ＝腰籠
たんま＝たまに
だんない＝かまわぬ、差支えない
だんね＝かまわぬ

ち

ちっこい＝小さい
ちっさい＝小さい
ちっちゃい＝小さい
ちっぽけな＝小さな
ちびる＝大小便をもらす
ちゃっと＝早く
ちょぼっと＝少し、一寸
ちびんと＝少し
ちょっこい＝小さい
ちょうづ＝大便所
ちょびっと＝極く少し

つ

つおい＝強い
つぎ＝布片
つちべた＝地面
つつっぽ＝筒袖
つべ＝椿
つろく＝釣合い
つんつくつん＝短かくて小さい

て

でこん＝出来ない
でっころぼ＝土偶
てっぺ＝頂上
てっぺん＝頂上
てのごい＝手拭
てんか＝てんかん病
でんぐりかえる＝ひっくりかえる

てんご＝いたづら

と

どうづ＝下水
どえらい＝大きい
どいらい＝大きい
ときえ＝時計
とけえ＝時計
どすごい＝大きい
どてかい＝大きい
どずく＝なぐる、強く打つ
どやす＝打つ
どたま＝頭
とと＝魚
どむならん＝どうにもならぬ
とふ＝豆腐
どぼ漬＝糖味噌漬
とりえ＝鳥居
とろくさい＝にぶい、弱い
とわい＝遠い
どんつく＝愚鈍
とんがらし＝唐辛子
とんま＝馬鹿者
とんび＝鳶

な

なきびそ＝泣虫
なっともね＝なんともない、平気
なりてん＝南天
なんね＝何か、何かね、何だ

に

にきれ＝手甲
にすい＝まづい
にやす＝煮やす
にんげ＝人間
にんじ＝人参

ぬ

ぬかす＝いう、軽侮していう
ぬくたい＝暖かい
ぬすっと＝盗人
ぬけさく＝低能者
ぬけた＝しまった（してぬけた）

ね

ねき＝かたわら
ねね＝赤子
ねっから＝一向に、少しも
ねぶたい＝ねむたい
ねぶる＝なめる
ねやす＝ねさす、味噌の花をつける事

の

のいで＝脱いで
のっそり＝遅いことをいう
のっけ＝最初
のぐ＝脱ぐ
のけた＝してしまった
のぶとい＝横着
のま＝沼

は

はあ＝歯、半端
はがま＝釜
はだしか＝洗足
はちかる＝股を拡げる
ばっち＝股引

はつる＝削る
はる＝なぐる
はんこ＝印判、袖無し
はんまこく＝齟齬する
はんぶ＝半分
ばば＝祖母、糞
ばばやい＝眩い
ばんもと＝夕方

ひ

ひい＝日、火
ひかる＝叱る
ひく＝敷く
ひこずる＝引きずる
びしやける＝つぶれる
ひた＝舌、下
ひち＝質
ひちくどい＝くどくどしい
ひちめんどくさい＝面倒な
ひとなる＝草木の生立つをいう
ひなか＝半日
ひぼ＝紐
ひょっと＝突然
ひらくたい＝平たい

ふ

ぶち＝むち
ぶぶ＝水
ふてる＝捨てる
ふんぐり＝睾丸

へ

へぎもち＝かき餅
へさえる＝押える
へそび＝曼珠沙華
へちゃ＝みにくい
へたばる＝倒れる
へっこむ＝くぼむ
べつび＝月経
べべ＝着物
へぼ＝下手
へんてこ＝おかしな
べんちゃら＝こびへつろう

ほ

ほうたろ＝蛍
ほざく＝言う
ほたえる＝ふざける
ぼちぼち＝徐々に、ぼつぼつ
ほっかぶり＝頬かむり
ほったらかす＝放任、捨ておく
ほぜくる＝ほじくる
ほところ＝ふところ
ほときさん＝仏さん
ほに＝真に
ほにさ＝成程
ほべた＝頬
ぼやく＝不平をいう
ほらくる＝捨てておく
ぼんち＝坊、子供
ほんで＝それで

ま

まいかけ＝前掛
まぜかやす＝まぜかえす
ませとる＝早熟している
まっと＝もっと
まま＝飯
まるくたい＝丸い

み

みぢやく＝砕く
みとむない＝見ぐるしい
みみご＝耳だれ

む

むかつく＝腹立てる
むさんこ＝無暗、乱暴に
むしくる＝手でかきさぐること
むしこぼる＝結ばれる
むてんぽ＝無鉄砲、荒々しい挙動

め

めくそ＝眼脂
めやね＝眼脂
めれたい＝目出度い
めんご＝雌（鳥についていう）

も

もしろ＝むしろ
もぢく＝とる、もぐ、もぎとる
もぎどう＝無義道の客やという
もどく＝さばく
もろた＝貰った
もんやで＝ものだから
もんで＝そうだから

や

やかな＝弱い
やねこい＝弱い、丈夫でない
やの＝屋根
やばる＝茂る
やたら＝割木
やっぱし＝矢張り
やね＝脂（やに）
ややこし＝むつかし、どちらともわから

ぬ

やらかい＝軟い、柔かい
やん＝くれ、くれない、様・さん
やんちゃ＝わんぱくもの

ゆ

ゆすくる＝揺す
ゆうれん＝幽霊
ゆんべ＝昨晩
ゆんべ＝ゆうべ、昨晩

よ

ようけ＝沢山、多く
よけい＝余計、多く
ようせん＝出来ない
よさもと＝夕方
よさり＝夜、晩
よぼっとる＝呼んでいる
よぼる＝呼ぶ
よます＝麦の荒炊き
ままし＝麦の荒炊き

ら

らちいかん＝はかどらぬ

り

りんりき＝人力車

ろ

ろくしっぽな＝つまらぬ
ろくすっぽな＝よいかげんな
ろくにする＝平（たいら）にする、楽にする

わ

わいら＝汝等
わやくもん＝なまけもの
わり＝悪い
わらしぼ＝藁の芯
われ＝汝
わざと＝故意に、殊更に
わがと＝私
わし＝私
わじよ＝汝
われげ＝貴家
わしげ＝私の家

五　俚諺・俗信

サンリンボウには建前するな。
月の七日に旅立すとも、帰るまいぞえ九日に。
七日には旅に行ってはいけない。
仏壇の花立ての水は眼の薬である。
カラスの一声鳴きは、人が死ぬ前ぶれ。
カラスが里中に来て鳴くと人が死ぬ。
風呂の水を呑むと薬になる。
左廻りは縁起が悪い。
午後に草履を下せば狐がなぶる。
蚯蚓は声の薬である。
嫁入前に生米を食うと、犬がほえつく。
新しい草履をはいて厠に行くな。
佐倉宗五郎の芝居をするとたたる。
帯を切ると長生をしない。
暖かい飯に暖かいものをかけて食べると貧乏になる。
握飯を茶づけにして食べると雨が降る。
敷居に立って物を食べるな。
敷居は親の頭である。
墓を指でさすと指が腐る。
ヘビを殺して捨てる時、草履を片一方つけて捨てないと生きかえる。
墓で倒れたら片袖か片草履を置いて来る。そうでない

と死人が迎えに来る。
猫が前脚で耳をかくと雨が降る。
冬雷は世が乱れる。
秋刀魚の大漁は悪い年。
夜爪を切ると出世ができない。
夜爪を切ると親の死に目にあえぬ。
耳垢を焼くと七代貧乏する。
棕櫚を焼けば気狂になる。
西ふさがりで家を建てるな。
裸で用便をしてはいけない。
眼守りができたら、赤小豆を井戸に落せばなおる。
朝猿、朝坊主は縁起が悪い。
夕坊主はめでたし。
朝蜘蛛はよし、夕蜘蛛は悪い。
ヘソの垢を取ると腹が痛む。
竹の箸と木の箸で飯を食うな。
やけどをしたとき、仏壇の花立ての水をつけるとなおる。
手にいぼができたら、オニ蜘蛛の糸でまくと翌朝なおる。
ゴトヒキをつかむと手にいぼができる。
鍋の湯を煮やすと隣が富む。
夜墓へ行くと死人が話をしている。
一枚の筵で二人が草履を作らぬ。
南瓜に指をさすと、南瓜が腐る。
坊主と同船すると悪いことがある。
川に泡が流れて来ると雨が降る。
マスに箸を入れてはいけない。
妊婦が川のめだかを食べると乳がよく出る。
地蔵さんの水をいぼに塗るとなおる。
顔にハタケができたら、鍬で耕す真似をするとなおる。
茶びんの口を北むきにすると貧乏になる。
便所につばをはくとハタケができる。
神送りの時、窓をしめよ、煙を家の中に入れてはいけない。
節分の夜出あるくと鬼にあう。

正月三ヶ日に掃除をすると福が逃げる。
栗の双児を食べると双生児ができる。
鶏の絵を描き、さかさに枕の下に入れておくと子供の夜なきがなおる。
井戸水を返すな。
鼬の一声啼は火にたたる。
帯は着物にせぬもの。
北枕に寝るな。
赤飯へ味噌汁をかけるな。
蛇を指さすと指が腐る。
手の爪と足の爪を同時に切るな。
柿の種を火にくべると荒神様が怒る。
毛髪を火にくべると発狂する。
雷は臍を取る。
雷が鳴る時は仏壇に線香を立てて庭に鍬を逆に立てよ。
猫に小豆飯を食わせば腰抜かす。
蛇の夢を見るとお金を拾う。
柿の木を炊くと天神様がなく。
朝虹に川越えするな。
瀬が鳴ると雨が近い。
ねずみがいなくなると火事に用心せよ。
タツミかいど（門）にイヌイ蔵
話は庚申の晩にせよ。
人の話は話とる中にきけ。
義理とふんどしかかねばならぬ。
あわてるかにはよう穴へはいらぬ。
死人をまものがまたがぬように刃物をおく。
蛇が木へ上ると雨になる。
ぞうきんで顔をふくと人おじしない。
妊婦が火事を見ると赤子にあざができる。
筍に指さすと筍が腐る。
梅干の種を北向きに捨てるな。
燕を捕えると眼がくれる。
大便に唾を吐くとはたけができる。
社日に土をなぶるな。

友引に葬式するな。
ねずみに噛まれたら猫になめさせるとなおる。
流し先で歌をうたうと悪い。
卵の殻をまたがぬ。
大掃除の時の竹の葉がどこかにかかっていると不幸がある。
せんたくものを北むきに干すのは死んだとき。
せんたく物の夜干しは死人のもの。
火なぶりすると寝小便する。
せんたくものをたたまずに着るのは死んだもの。
家の中からぞうりをはいて出るのは葬式のとき。
御飯へ箸を立てるのはいけない。
茶碗を箸でたたくな。
砥石はまたぐな。
箸でものをはさみあいしてはいけない。
水くみはむかえに行かない。
瓦は土の中へ埋めるな。

第三章　郷土の人物

山と川の美しい度会町は、生活をするには絶好の環境であるが、目立った産業がないために町財政は、昔も今も決して豊かではない。

この恵まれない山村運営にあたり、財政難や幾多の障害をのりこえて、度会町の礎を築かれた為政者の数は多い。また、町外に出て立身出世をされた人々、篤農家、宗教家、教育者、あるいはすぐれた善行により一般の鏡とされた人々、良妻賢母、節婦に至るまでの人物を数えあげればかなりな数にのぼるが、このように世評にのぼり、世のため人のために努力し、働いて名を残された人々の姿は、まことに尊く気高いものがある。ここにその人々の業績をたたえ面影をしのびたい。

人物編については、濱岡曾次郎委員が、町のすみずみに出向いて、あるいは古老の話を聞き、あるいは学校などに保存されている古い書物をひもといてまとめられたので、人物編のみで優に一冊の本が出せるほどの分量となった。

しかし、ここでは、その中の少数の人々の事蹟のみを記することとした。

人物編の取捨は、非常にむずかしく要を得ていない面もあろうかと思われるが、割愛された人々の記録は、役場の書庫に永久保存とし、その遺徳を顕彰しなければならないと思う。

縄手才吉　天保十四年十一月五日、注連指十八番屋敷、縄手常松の長男として生まれた。

幼時、菩提寺の正法庵住職、中尾恵秀について漢学を修め書をよくした。麻加江区が保存している古文書の中に、

縄手才吉の村長当時の自筆と思われる三重県知事あての届書があるが、筆勢の強い丸みのある字を見ていると、人格円満で実行力のあった人であったことがうかがえる。

文久元年、庄屋となり明治七年七月注連指村戸長、明治十二年注連指村、田口村、麻加江村、坂井村、長原村の各村の戸長、学務委員となる。さらに明治二十二年五月五日、町村制の施行に伴なう初代中川村長に就任し、明治三十四年七月まで連続三期一二年にわたって、中川村の新らしい村づくりのため活躍した。

特に産業の振興に力を入れたが、荒れた土地の分割開墾による田畑の増反、養蚕の奨励、農道の改良、坂井の樋の谷池の堤防構築などにより農業収入の増加をはかった。

また、教育の振興に意をそそぎ徳政をなした。その他、勤倹貯蓄の奨励と納税義務の重大なことを説き、村政の安定につとめた。

これらの業績が認められ明治二十七年五月、藍綬褒章を贈られた。

晩年には、八柱神社の社掌をつとめ、平穏の生活を送ったが、明治四十三年三月二十三日、六七歳で没した。

細谷藤五郎　慶応二年八月三日、麻加江七一五番地、細谷周次郎の四男として生まれた。

細谷藤五郎の功績は、明治四十二年二月十一日付の三重県公報号外及び中川文化資料中川尋常高等小学校記録にくわしく書かれているが、これを要約して記したい。

氏は、明治三十三年、中川村役場書記となり、翌明治三十四年七月五日、中川村長に就任してからは、いよいよ中川村を舞台として活躍することとなり、大正二年六月五日任期満了までの三期一二年間、その当時の一寒村の村長としては、めずらしいほど波瀾に富んだ行政を行った。特に尋常小学校の統合に示した手腕は高く評価されている。

その当時、注連指、田口、麻加江、立花を学区とする精陽尋常小学校と坂井、長原を学区とする長原尋常小学校の

二校があったが、それぞれの校舎が豚小屋と呼ばれるほど老朽化し、改築に迫られていた。

細谷村長は、将来の教育の方向をよく洞察し、二校を一校に統合することが最善であるとの判断から明治三十五年十二月の村議会に二校を統合し校舎を新築する議案を提出した。

これに対し、宮川の出水時に川止めとなる坂井と長原は、区民こぞって反対した。また、遠隔地の注連指も道路が険悪で距離も遠いことを理由として統合に難色を示した。

しかし、細谷村長は、当初の信念をまげず村民の説得につとめ、半年後の明治三十五年十二月二十四日、再度、二校を一校に統合し、校舎新築の議案を村会に提案し可決された。

しかし、村議会で決定した後も統合を阻止しようという反対の動きは暴動化するほどまでに激化したが、細谷村長は、これに屈することなく身命をかけて説得につとめ、ついに精陽、長原両校の統合をなしとげ、明治三十六年一月、同村麻加江に中川尋常高等小学校の開校に至った功績は大きい。このほか、茶業の奨励、藺草の栽培など産業の振興をはじめ麻加江から注連指に至る村道の開通、基本財産の造成と勤倹貯蓄の奨励、青年夜学会の育成、神社の合祀などに精力的に活躍し、郷土発展のため寄与した。

これらの功績が認められ、知事より表彰をうけた。表彰文は次のとおりである。氏は、昭和三年八月二十三日、六二歳で没した。

表彰状

度会郡中川村長
細谷藤五郎

明治三十三年役場書記に選任せられ、同三十四年六月村長に挙げられ爾来村治上最も困難なる学校の統一を決行して教育の刷新を図り青年団を起して風紀の改善及び民風の作興に資し学童就学の督励貧窮子弟就学の保護に力を竭し又茶の摘採期を

定めて粗製濫造の弊を防ぎ自ら藺草を試作して栽培の模範を示し造林の急を唱へて村民を激励し、農会を督励して農事の改良発達を促し盛に副業奨励して又各大学に隔離病舎を建設し以て衛生の設備を充実し、区有林百町歩を村に寄付せしめ之を基本財産と為す等村務に尽瘁すること多年一日の如し村治円満にして民心帰服す

其の功洵に顕著なりとす仍報徳表彰規程に依り之を表彰す

明治四十二年二月十一日

三重県知事正四位勲三等

有田義資

中西善吉　寛政四年、下久具で父中西伊三郎、母きんの間に生まれた。

善吉のことは「孝子善吉の伝」として、この地方の小学校の副読本にも取りあげられたことがあるので、この話を聞いて育った人も多いと思う。

善吉の家は、代々百姓であった。父伊三郎は、病気勝ちであったが、それに加えてその当時、凶作が続いたため年貢米を納めることができなくなり、中間奉公をするため善吉らを置いて江戸にたってしまった。

父のいない家は、善吉と母が守ったが、伊三郎はやがて病死し、そのうえ母のきんも病の床につくようになったため、家計はますます苦しくなった。

その当時、善吉の年貢米は「田丸領下久具持高六石二斗三升五合三勺」で、これはかなり高い負担であったが、善吉は母の看病をしながら田畑を耕し、薪ごしらえなどの仕事に丹精しほかの人の何倍も働いた。また、畑仕事や山仕事の間には、草履やふごを作り、これを米に替えるなどして、年貢米だけは、毎年かかさず納めていた。

このような善吉の行ないが近隣の村々にひろがり、ついには、紀州公の殿様の耳に達することとなった。紀州公は、善吉の行ないに非常に感激され、文政年間に鳥目（青銭）五貫文を下賜され、老養の人としてほめたたえられたという。

乙部兵五郎　嘉永五年九月二日、下外城田村大字宮古一四二四番地、乙部兼祐の長男として生まれた。乙部兵五郎は、父兼祐のきびしいしつけにより学を修め、幼にして神童の誉が高かった。長じて、明治二十一年十一月、葛原村ほか十一ヵ村の戸長となり活躍したが、翌明治二十二年六月二日、町村制施行に伴う初代の内城田村長に就任し、明治二十九年二月二十八日退職まで、六年有余の間、内城田村の基礎づくりと地方自治発展のため貢献した。

氏は、内城田村長退職後は、国鉄職員となり、参宮線の複線化に伴う用地買収に努めた。さらに明治四十年十月五日、第六代、田丸駅長に就任し、その職を辞するまで、国鉄発展のため努力された。

その後、七保村野原神社の宮司に迎えられ、静かな余生を送られたが、明治四十二年二月十四日逝去、享年五七歳であった。

藤田梅蔵　明治五年七月二十八日、大野木二十七番屋敷、若宮元八の三男として生まれ、後、当津十五番屋敷藤田幸八と養子縁組をし藤田姓となる。

資性、温厚円満、進取の気象に富み、群馬県、静岡県、埼玉県など県外視察もたびたび行い研究をおこたらなかった。

明治二十三年四月十三日、内城田村役場書記に就職、明治三十八年二月二十二日、内城田村助役に選ばれ、さらに同年四月十三日内城田村長に選任され、大正十年四月十八日退職に至るまでの二十八年一か月の間、郷土内城田村発展のために身命をなげうって地域社会の発展のため貢献した。

その当時、すでに活版刷りの村報「内城田通信」を発行している。

この内城田通信は、村政のうごきはもとより、青年教育、婦人教育、産業教育など広範囲にわたっており、藤田村

長の積極的かつ進歩的な姿勢をうかがうことができる。

ことに次代をになう青年の教育に情熱をそそぎ中津勝三内城田尋常高等小学校長とともに青年補習教育の振興につとめた。

また、産業面では、養蚕と茶業の将来性を洞察し、その普及につとめ、大正の中頃に製茶機械を導入し、手もみから機械化へのきっかけを作った。今日におけるわたらい茶発展の礎は、藤田村長が築いたと断言してはばからない。

多年にわたる自治行政の功績により数々の表彰をうけたが、大正九年六月二十五日、勲七等、瑞宝章を受けた。

大正十年五月十三日逝去、その生涯のほとんどを公共のために捧げて終わった。享年四九歳であった。

中津勝三　明治十五年九月二日、城田村中須七十九番屋敷で中井吉蔵、中津ひさの間に生まれ、後、大野木一〇番地の二に移った。

幼にして神童の誉れ高く向学心に燃えていた。明治三十四年四月、三重県師範学校に入学、明治三十八年三月同校を卒業、同年四月一日、宇治山田市立男子高等小学校教員を振り出しに教育畑を歩み、明治四十二年四月一日、内城田尋常高等小学校長に転任後は、大正十四年三月三十一日退職まで郷土の子弟教育のため教育ひとすじの部面で活躍した。

明治四十四年十一月発行の村報「内城田通信」は、大正三年五月発行分まで、役場に保存されているが、その内城田通信にもたびたび所感を発表し、教育の重大なことをのべている。

大正十三年一月二十六日、青年教育に貢献した功績が認められ、文部大臣表彰をうけた。

大正十四年八月二十四日逝去、享年四四歳であった。

奥本助雄　安政元年十月十六日、小川三十番屋敷、奥本助之右衛門の三男として生まれた。

資性温厚聡明で信望が篤く、明治二十二年五月六日、町村制施行により初代小川郷村長に選任され、明治三十三年三月三日退職に至るまで、三期一一年間、初代村長として小川郷村の村政自治の基礎づくりに努力し、産業の発展、道路の整備、学校教育の充実のため尽し、明治四十五年五月三十日逝去した。享年五八歳であった。

中野伊右衛門　寛政四年五月八日、日向、中野伊右衛門金重の長男として生まれた。

中野家は、代々庄屋をつとめたが、小川郷尋常高等小学校文化資料から抜すいする。

寛永二年、中野重左衛門重則の代より日向村庄屋となる。爾来、庄屋役を勤めて明治四年に至る。この長年月の間には、宝永年間の事、小川谷八ヶ村入会山濫伐の弊に陥り、細民生活の途を失ふ。依て、山組八ヶ村協議して、山政道を設け、之を実行して、入会山取締を厳にす。其時選ばれて、小川谷十ヶ村郷庄屋となり、入会山の取締役を兼務す。宝永四年三月より明治四年七月まで百七十八年間、小川谷十ヶ村郷庄屋勤続す。伊右衛門は、中野重左衛門重則より九代目にして、伊右衛門金重の長男なり。

と記録されている。

伊右衛門は、六十年間にわたり庄屋役をつとめたが、その間、治山治水をはじめ開田と用水路の開発に貢献している。

その事績は、近世の江戸時代の項で述べているので、この項では、省略するが伊右衛門は、信仰心が厚く、慈悲心に富み、善政を行ったことが記録されている。明治十一年五月十八日逝去、享年八七歳であった。

奥村よ祢　明治二年九月九日、小川の奥野文吉の長女として生まれた。

その後、よ祢は、一九歳のとき柳の奥村岩吉に嫁したが、当時の岩吉の家は、裕福で三男三女をあげた。

しかし、土工をなりわいとしていた岩吉は、いつの間にか酒色におぼれ、家をかえりみなくなったため、家運は、しだいに傾いてしまった。

さらに岩吉は、明治三十九年に突如、妻子を捨てて清国安東県に渡り音信もとだえてしまったため、よ祢は途方にくれてしまった。

よ祢は、女手ひとつで、年老いた父母と六人の子女を養わなければならなくなり、長男と二男、長女の三人を働きに出し、自分は、幼い三人の子供をかかえて飛脚となり、一之瀬から宇治山田まで、往復一四里もある山道を雨の日も風の日も毎日往来し、物資の運搬に力をつくした。

その間、六人の子供たちを立派に養育し、その貞節ぶりは、他の鏡であるとして、明治四十二年十月三日、三重県斯民会より表彰された。よ祢の業績は、小学校の副読本にもとりあげられて、今に伝えられている。斯民会からの表彰文は次のとおり。

表彰文

一之瀬柳十七番屋敷
農奥村岩吉妻　奥村よ祢
明治二年九月九日生

資性温厚篤実なり夫家産を湯尽して遠く清国に渡り信を絶つこと数年家に六児あり飢餓旦夕に迫らんとす是に於て奮然脚夫となり勤倹力行余財を蓄へ児女を教養し孜々として豪も怨色なし閭村其の貞節を祢す洵に亀鑑とす仍て金一封を贈り以て其の篤行を表彰す

明治四十二年十月三日

三重県斯民会長
正四位勲三等　有田義資

大正三年二月五日逝去、享年四六歳であった。

芝山笑兵衛　天保十四年十一月十三日、英虞郡迫子村、中村善内の五男として生まれ、嘉永六年正月十八日、芝山

嘉蔵の養子となる。

明治二十二年の町村制施行前より市場村外六か村の戸長として、村民の信望も厚く、良政をしいたが、明治二十二年四月町村制の施行に伴ない、同年五月七日、初代一之瀬村長に選ばれた。教育の充実、産業の振興につとめ道路改修に敏腕を振ったが、特に野見坂峠のけわしい坂道の大改修を完成して、県道に昇格を果した功績は大きい。

また、明治二年、中島村道行竈の小松作右衛門と脇出村の山崎省三とともに南中村字松原、広垣内の荒蕪地約十町歩を紀州公の援助を受けて開墾し、良田となした功績は、大きい。

明治二十二年七月十五日逝去、享年四六歳であった。

三浦順太郎　慶応二年十一月九日、脇出、山崎省三の長男として生まれ、明治十二年五月二十日、脇出一六〇番地の二、三浦準次郎に入籍した。

資性温厚実直、幼少より向学心に富んでいた。

明治十七年東京大学別科に入学後、法律を学び、明治二十一年七月、判事登用試験に合格後、停年に至るまで法曹ひとすじの道を歩んだ。

とくに大津地方裁判所在勤当時の明治二十四年五月十一日、大津事件に遭遇した。この年、二十六歳の青年予審判事であったが、主任として見事に大任を果した。

次に履歴を列記してその功績をたたえたい。

明治二十八年四月、神戸地方裁判所判事部長。明治三十一年十二月、大阪控訴院判事。明治三十四年八月、大阪区裁判所監督判事。明治四十一年五月、秋田地方裁判所長。大正二年四月、岐阜地方裁判所長。大正十年六月、水戸地方裁判所長。大正十一年七月、長崎地方裁判所長。昭和四年十一月、大審院検事などを歴任し、同年十一月八日、停

年退官。……以上であるが、昭和二年十月十三日、叙勲二等授瑞宝章。昭和四年十一月六日、正三位を賜わる。昭和二十年一月十七日逝去、享年七九歳。

また、葬儀に際しては、勅使をつかわすとのご沙汰があったが、戦火のはげしい時代であったため、これを辞退された。

よって、白二重二匹と祭祀料を下賜された。

西野定之助　明治二年十一月二十七日、小萩八番屋敷、西野文次郎の長男として生まれた。

氏は、明治二十六年七月一日、一之瀬村役場の書記に就職、明治二十九年四月二十四日、同村収入役に就任以来、大正十年十一月四日死亡に至るまで、収入役一期、助役二期、村長四期をつとめ、一之瀬村の発展に貢献した。

その間の業績は、枚挙にいとまのないほどであるが、小学校校舎の新築、神社の合祀、青少年の育成、村有林の造成、農林業の振興などに力をそそいだ。

明治三十七年、公有林野整理法によって、村有林が国有林に編入されることを知った西野村長は、大内山村長とともに、わらじ履きに小田原ちょうちんを手にしたいでたちで、夜中に一之瀬を出発し、郡並びに県に対して徒歩で通い、一之瀬地区の公有林を村有林として残すことを陳情した。その努力が認められ一之瀬地区の公有林は、すべて村有林として残され、その後、一之瀬村の発展に寄与した功績は大きい。

このほかの功績の一部を抄出して、その徳をたたえたい。

明治三十九年五月、村立農業補習学校を設立して、青少年の指導育成につとめた。大正三年には、脇出、和井野間の一之瀬川に幅員二メートル、延長二八メートルの木橋を架設するなど道路の開発につとめた。大正四年には、一之瀬信用組合を設立し、貯蓄思想の普及をはかり、大正六年には、川上の落合まで、幅員二メートル三〇、延長四キロ

メートルの林道をつくり、林業の振興をはかった。

これらの業績により、大正九年六月二十五日、地方自治功労者として、勲七等、瑞宝章を授与された。

大正十年十一月四日逝去、享年四二歳であった。

第十二編　文　学



第一章　はじめに

本町は、宮川と一之瀬川をかこむようにして、南から七洞岳、獅子ヶ岳、鮠川岳、神ヶ岳、国束山などの山々がそびえ立ち、その眺めは、四季それぞれ変化に富んでいる。

これらの自然を背景にして、倭姫命の巡行の伝説やそれにまつわる史跡がある。また、北畠親房に関係の寺院や遺跡がいたるところに存在し、伊勢神宮のご造営の際使われる萱を生産するお萱場が五里山をはじめ三か所もあり、摂社の久具都比売神社が鎮座するなど神宮にもゆかりの深い神秘の町である。

鮠川大橋や田口大橋の架橋によって、かつては七つもあった渡し場が、今では、上久具の渡し場ひとつになってしまったが、綱渡舟（つなわたし）に乗って霧のふかい宮川をわたるとき、私たちの心を神代の昔にもどしてくれるような思いがする。

このように美しい自然と文学的な素材に恵まれた土地に文学が育たないはずはないと思って、八方をたずねたが、句集や歌集としてまとまったものはもちろん、たしかな記録が少なかった。したがって、取りあげたものは、ごく少数の人々の作品に限られるが、まず度会町を主題にした町外の作家の作品について書いてみたい。ついで、郷土の作家の作品について、触れてみたい。

第二章　度会町を舞台とした文学作品

小　説　中里介山の大作『大菩薩峠』の第一巻・間の山の巻に度会町の山河が登場する。『大菩薩峠』は、大正三年九月十二日から、当時の都新聞に連載された机竜之介を主人公にした大作で、大正十一年六月に完結し、さらに大正十五年一月より、東京日日新聞と大阪毎日新聞に無明の巻を発表した。その間の山の巻に、役人に追われた米友とお玉が一之瀬川沿いの道を野見坂峠をこえて、鵜倉の浜に向うくだりがある。長くなるが、当町の関係分を抜すいする。

……米友がこう言い出したのは、宮川をズンズンさかのぼって、川口というところから中の郷へ来かかった時分でありました。（中略）

たしかに六七里は来ているから、お玉の足ではかなり草臥れていました。所帯道具を背負っているために、米友は今更お玉を背負ってやるわけにもゆきません。

「やあ橋がこわれてやがる。何だ、出逢橋だって。洒落た名前だな。出逢橋がこわれて縁切橋なんぞは気が利かねえ。飛んぢまえ。玉ちゃんお前、飛べるかえ。飛べなきゃあ、どっかから丸太を探し出して橋をかけてやるがどうだい」

米友は軽々とそのこわれた板橋の間を飛び越えてしまって、荷物をそこへ下ろしているとお玉は

「飛べますよ、これくらいのところ、わたしだって」

距離は一間ぐらいしかないのだから、お玉も何の気なしに、
「どっこいしょ」
米友が気づかっているのを無頓着に飛びは飛んだが、見事に飛び損ねてしまいました。（中略）
「まあ、仕方がねえ。これビショ濡れだ、上着も帯も。それに向う脛を少し摺り剝いたね、痛いかえ」
「痛かありません」
「これぢゃあ道中ができねえ、そうかと言って人の家へは寄れねえ旅なんだから、山ん中へ入ろう、まだ泊るには早いけれど、どこかでその着物を乾かすところを探さなくっちゃあな」
「そうだねえ」
「エゝと、あの高えのが獅子ヶ鼻という山だ、あの山の蔭へ行ってみたら、いいところがあるかも知れねえ」
「行きましょう、人が来るといけないから早く」
二人はなお南へ行こうとした道を曲げて、西の方へ道のない山ふところを分けて獅子ヶ鼻の山の下へ出ました。
四方を見れば寂然として深谷にある思い、風もないから木も動かぬ、日の光が、照すのでなく覗くようにとろりとしている。……

漢詩と和歌　漢詩では、南中村の鸚鵡石をうたった斉藤拙堂や大窪詩仏などの作品が残っているが、その中の一部を記録にとどめたい。また、鸚鵡石をうたった橋村淳風の和歌は、鸚鵡石の姿をよく伝えている。



おおむ石の標石

閲庫余録（抄録）

天保十一年四月五日

齋藤拙堂

鸚鵡石

鸚鵡石及在二五瀬之裔一瀬之浜一羽衣何年化二仙骨一言笑歌咏便口人其初聞者驚且走聞レ之再三漸相狃神機発泄難二復秘一遂引二世人一到二仙阜一載記首挙能言鳥魯史特書魏檜石二経事実合為レ一能使二空谷為二名跡一鐘鼓管絃駕二山霊一衆客氈氍把レ酒聴唱我和汝疲二応接一此時肯顧金人銘鸚鵡石何不二巻レ舌鍼レ口深自韜晦一豊三于饒舌一惹二多事一喋々自労三尺喙鳴呼人負夫殉レ財烈士殉レ名鸚鵡石寧鳴死不二黙生一

題レ勢州一瀬鸚鵡石図

大窪詩仏

三十年前遊二一瀬一　隻鞋踏破幾峰巒

如今開巻翻惆悵　両眠朦朦欲レ看難

勢遊志（抄録）

伊藤東涯

享保十五年庚戌四月

十七日発二駒ヶ野一過二小萩一至二脇出村一店中遇二童子一問二其名居一則帝釈氏也言念二五経一且記二先人名一亦可レ奇也斎二藤紙一丐レ詩因題言

因レ到二深山幽谷陸一　　偶然逢著読書児
欲レ尋二奇石一不レ分レ路　　燕尾半腸報レ我知

橋村淳風

明治二十三年五月十二日鸚鵡石のこなたなる松之木蔭にて
ものいへばさながらききてまわひけり
　巌のうちに人やすむらむ
みやこへにちかくありせはものいふも
　やすらふまなき巌ならまし
神代までおもひやらるゝいはほかな
　くさ木ももものをいひつとそきく

清水珍一

日向の沖田開墾前は桜林で、あまたの文人墨客が観桜のためおとずれたという。紀州候が領地内の百景を選び歌人によませたとき、日向の桜の歌を清水珍一に命ぜられた。

ところえて春しり顔を匂ひけり
　冬の陽田（ひなた）の里の桜が枝

この献上歌が第一席に選ばれたと漆桶集にくわしく書かれている。

第三章　郷土の文学

俳　句　俳句については、戦前からホトトギスや同人に所属した作家がいたが、同人以外の著名誌の記録が見当らなかった。戦後は、旧村の各地で俳句のグループが生まれたが、句集の形で残されていないのは、さびしい限りである。その中で、わずかに残されている作品群から、その一部を記録にとどめる。

当津の尾崎白童（福松）、立花の桜田涼川（徳應）、羽根宵雨（勝次郎）、中井貞山（貞次郎）は、いずれも青木月斗主宰の「同人」に所属し、昭和九年ごろより、月斗の逝去した昭和二十四年まで同誌に作品を発表した。

尾崎白童

朝の焙炉芥子の畠へ窗ひらく
換気筒よく廻りゐる飼屋かな
溝浚へ午の法螺貝鳴りにけり

桜田涼川

議案読む村長殿や春うらら
徹夜して予算審議や冴えかえる
鶏小屋を繕ふてゐる遅日かな

羽根宵雨

夏川や牛よく泳ぐ尾をあげて
朝寒や笈師宿を出で来たり
一月になって蝮傷尚癒えず

中井貞山

暖かき眺めとなりし峠茶屋
病室の窓明るうす若葉かな

大久保の浦田フユと葛原の山口小まつ（庄松）は、内藤まさを主宰の三重俳句に所属し、それぞれ身辺に取材した作品を発表している。浦田フユは、散文もよくし、毎日新聞社が募集した昭和五十二年度毎日農業記録賞に「稲と私」という題で応募し入賞した。

浦田フユ

工服を脱ぐももどかし茶摘どき
朝の沼にひたひた田舟浮かし刈る
障子入れ家ひきしまる冬支度

山口小まつ

宮川に雪嶺遠く春兆す
蟬の声聞くも涼しく広泰寺
花すすき揺れて銃声山を抜く

立花の桜田昌三と坂井の山中軽衣（清久）は、水原秋桜子主宰の馬酔木とその傍誌の桂樟蹊子主宰の霜林に所属し、山村の風景を題材とした作品を発表した。

桜田昌三

掃立や飼屋きよらに灯しけり
老鶯や鉈とぐ谿のしずけさに
搬材の架線幾条秋日満つ

山中軽衣

憩へると見しは猪待つ猟夫かも
摘みすぎて童女負ひ得ぬ茶摘籠
あまたとぶ穂絮の中に萱を刈る

立花の北村九丹男（邦夫）は、山口誓子主宰の天狼系に所属し、主観の強い句を発表した。

北村九丹男

故郷華やぐどの田の畦も塗り立てて
朝虹の立てばかならず城址の天
稲雀老婆かがみしまま追入り

五ヶ町の岡谷静芳（三夫）は、名古屋通信講習所入学当時から俳誌「はかぜ」に所属し、その後、木曽川郵便局、一宮郵便局に在職中も同誌に伝統的な作品を発表し続けた。

岡谷静芳

朧夜や何かなやまし我が心
麦の穂に夕べ寂しく雨が降る
蟻の道のこして庭を掃きにけり

このほか、各地区では、戦後、公民館活動が活発で、俳句会も開催されたが、はっきりした記録がないので後日を期したい。

短　歌　短歌作家の数は、かなり多いと思うが、まとまった作品集で残されているのを見ることができない。その中で立花の北村邦夫は、木俣修主宰の形成に、坂井の山中清久は三田澪人が主宰した暦象にそれぞれ作品を寄せている。また、柳の西川楠蔵は、結社に所属せず総合誌の短歌研究に作品を発表した。それぞれ三首を掲出する。

北　村　邦　夫

あへぎつつ代騒く牛よ自らが水を蹴立ててずぶ濡れし腹

砂利を積みゐたる輓馬も去りゆきて炎暑の川原蔭一つなし

足冷ゆる夜は晩霜を気づかいてまた出でて見る星清き空

山　中　清　久

落鮎の簗垣こゆる早瀬波月のぼり来てしろくかがやく

お萱場の萱の穂絮は落日のひかりをあつめ谷に飛びつぐ

浮寝鳥かたまりねむる山の池霜夜の月がくまなく照らす

西川楠蔵

ふるさとを出でて過ぎにし十五年帰る日を待ち
ひたに生き来し

かにかくにふるさとはよし野の路を歩めば蝗し
きり飛び立つ

川面来る風涼しくて昏れなずむ橋の中処にわれ
を佇たしむ

川柳　川柳は、五ヶ町出身で伊勢市で歯科医開業の中川黎明庵（市郎）が、三重川柳社、ふあすと川柳社の両結社の顧問、伊勢柳壇の選者などをつとめ活躍した。

医に徹す算術の枠外すとも
人生はリズムと思う酔いしびれ
秒分の継ぎ目を重ね人終る

その他、戦後、一之瀬地区では、公民館活動の一環として、名古屋の鈴木可香指導の川柳教室が活発に行われた。……各種新聞の俳句、短歌、川柳欄の投稿者は多いが、結社に所属していた者に限定した。……

年表

注　（　）は改元月日を表す。
　　〔　〕は月を表す。

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
	B・C一万年以前	・栃原出張遺跡からナイフ型石器、尖頭状石器などが出土	・先土器時代
	B・C七〇〇〇頃	・麻加江、栢垣内遺跡、上久具西林遺跡などから、押型文土器が出土	・縄文土器の出現 縄文早期
	B・C四〇〇〇頃	・下久具、万野遺跡から爪型文土器などが出土	縄文前期
	B・C二〇〇〇頃	・上久具、森添遺跡などから石棒片が出土	〃　中期
	B・C三〇〇〜二〇〇頃		縄文後期
			・朝鮮半島から水稲耕作、青銅器が伝わる
	二〜三世紀		・弥生時代後期
	四世紀		・倭奴国の王が後漢に使いを送る（五七）
垂仁天皇		・和井野で、弥生式土器発見	・卑弥呼が魏に使を送る
		・皇太神宮（内宮）創建（日本書記）　倭姫巡行伝説を伝える	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
六～七世紀	雄略天皇	・豊受大神宮（外宮）創建（神道五部書）	・古墳時代
大化　二		・大野木丸山古墳、上久具西林古墳から須恵器を出土	・大和朝廷　国土統一
天武天皇一二	六四六	・度会、多気両郡を立てる	・大化改新（六四五）
	六八三	・伊賀、伊勢、志摩の国境を定める	
天平神護二	七六六	・伊勢大神宮に丈六の仏像をつくる	・大宝律令公布（七〇二）
神護景雲元(八・一六)	七六七	・逢鹿瀬寺を大神宮寺とする	・平城遷都、平城京（七一〇）
宝亀　三	七七二	・大神宮寺を飯野郡に移す	・東大寺大仏開眼（七五二）
延暦二三	八〇四	・「皇太神宮儀式帳」に久具都比売神社あり	・平安遷都、平安京（七九四）
大同　四	八〇九	・宮川大洪水	
弘仁　六	八一五	・近江国梵釈寺の僧永忠が嵯峨天皇に茶を煎じ奉った	
貞観一五	八七三	・大暴風雨	・遣唐使停止（八九四）
延喜年間	九〇一～二三	・大橋御薗の開発	
承平年中	九三一～九三八	・「倭名類聚抄」に城田郷あり	・「延喜式」なる（九二七）

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
一条天皇の御代	一〇世紀	・蓮花寺創建	
康平　二	一〇五九	・豊受大神宮へ材木を運ぶ（槌柄小川より）	
天永　三	一一一二	・正法寺十一面観音像に年号の銘あり	
保安　二	一一二一	・宮川大洪水	
文治　元（八・一四）	一一八五	・大橋御園に源氏方乱入	・鳥羽上皇の院政はじまる（一一二九）
建久　二（寿永四）	一一九一	・僧栄西、宋より帰国し、茶種をまいたと伝える	・平氏滅亡（一一八五）
文永　元	一二六四	・通海、蓮花寺を大神宮法楽寺となし、勅願寺に準じて外寇降伏を祈願する	・承久の乱（一二二一）
建治　元（四・三五）	一二七五	・大神宮法楽寺（蓮花寺）で蒙古討滅の祈願を修す	・文永の役（元寇）（一二七四）
永仁　六	一二九八	・大神宮法楽寺内宮、外宮神域内に法楽舎を設ける ・大神宮法楽寺、公家、武家の祈禱所となる	・弘安の役（元寇）（一二八一）
建武　二	一三三五	・北畠顕能、伊勢国司に任じらせる ・護良親王、鎌倉に薨ず	・元弘の乱（一三三一） ・鎌倉幕府滅亡（一三三三）
延元　元（二・元）（建武三）	一三三六	・大神宮法楽寺、南朝方に帰す ・北畠親房、顕信父子、宗良親王を奉じて伊勢国に下る	・建武の新政
延元　二	一三三七	・河内村（現南島町）加藤定有あての宗良親王令旨あり ・宗良親王「季花集」に一之瀬にて詠める歌あり（一之	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
興国 四	一三四三	・瀬在城）	
興国 五（康永三）	一三四四	・畠山高国、玉丸城を攻める ・大神宮法楽寺、北朝方に奪回される ・五ヶ瀬（五ヵ所、愛洲氏）古利寺領押領	
延文 元（三・二六）	一三五六	・「神鳳抄」に小河御薗、生鮎の記録あり	
文中 四	一三七五	・十津川親王薨ず	
明徳 二	一三九一	・元、久富山妙音寺に宝篋印塔建立される（東明院にあり）	
応永 二	一三九五	・帝釈式部郷良通親王五ヶ所で薨ず	・南北朝合一（一三九二）
長禄 三	一四五九	・愛洲主膳正正通薨ず（迫子）	
応仁 二	一四六八	・愛洲主膳正良純薨ず（宿浦）	・応仁の乱（一四六七）
文明一八	一四八六	・北畠国司神宮領より実権を奪う	
明応 三	一四九四	・愛洲内膳正正武薨ず（伊勢路）	
永正一三	一五一六	・愛洲左衛門尉重武薨ず（十津川と伝う）	
享禄 四	一五三一	・帝釈勘解由左衛門重信慥柄葭浜の戦いで死す	
天文一三	一五四四	・中之郷村薬師堂建立	
弘治 二	一五五六	・長原城主、大崎玄蕃守没す	
永禄 九	一五六六	・宮川増水、宮川堤防決壊	
天正 三	一五七五	・北畠信雄、伊勢国司となり、徳政令を出す	・室町幕府亡ぶ（一五七三）

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
天正 四	一五七六	・北畠具教(五〇)、織田信長のため謀殺され、北畠氏亡ぶ	
一〇	一五八二	・織田信雄書翰(一之瀬殿へ)帝釈家にあり	・本能寺の変(一五八二)
一二	一五八四	・松ヶ島城主、蒲生氏郷の支配下に入る	
一五	一五八七	・帝釈勘之丞盛重、一之瀬と号し、日部に住す	
一八	一五九〇	・岩出城主、牧村利貞の支配下に入る	
一九	一五九一	・市場村、長命寺あて田丸家書状あり	
文禄 元(一二・八)	一五九二	・岩出城主、稲葉道通の支配下に入る	
三	一五九四	・稲葉道通らによる太閤検地開始	
慶長 五	一六〇〇	・稲葉道通田丸城主となる	
八	一六〇三	・山田奉行を設置	
九	一六〇四		・(9)関ヶ原合戦
一〇	一六〇五		・(2)幕府郷村掟を定める
一一	一六〇六		・(8)諸街道を修理し一里塚を置く
一三	一六〇八		・(7)このころからタバコ流行
一四	一六〇九	・皇太神宮御遷宮	・慶長通宝(銅銭)鋳造
			・永楽銭一貫文＝銅銭四貫文＝金一両公定
一七	一六一二		・(7)永楽銭一貫文＝銀五〇匁＝金一両と公定
一九	一六一四	・伊勢国大水害	オランダ船に貿易を許す
			・(3)キリシタンを禁じる
			・(10)大坂冬の陣起こる (12)両軍講和
元和 元(七・三)	一六一五	・(6)一国一城の制を布く	・(4)大坂夏の陣起こる (5)落城
		・藤堂高虎田丸城主を兼ねる	(7)武家、禁中、公家、諸宗諸法度を

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
元和 二	一六一六	・紀州領和歌山藩下に置かれ、田丸に城代家老久野氏が入る　・田丸領山神組、勝田組、慥柄組に組まれる	定める ・(5)金一分＝銭一貫文に定める
五	一六一九	・川上村、上村孫兵衛御用炭割元 ・一之瀬御所の菩提寺の長命寺（市場・報光寺）このころまでありという	・(7)徳川頼宣を和歌山に転封
七	一六二一	・(7)徳川頼宣、紀州藩藩主となる	
寛永 三	一六二六	・田丸城代家老久野和泉守宗俊	
六	一六二九	・帝釈勘之丞重勝地士となる　・初代藩主徳川頼宣、御浦廻りを行い五ヶ所浦に宿をとる	・(8)堺の船問屋泝戸廻船（菱垣廻船）を始む ・(7)日本人の外国船便乗渡航禁止
七	一六三〇	・藤堂高虎没（七五）	
一〇	一六三三	・小川谷八ヶ村へ炭山の割符の文書あり	
一二	一六三五	・キリシタン禁制につき山田奉行花房志摩守より神宮長官に達す	
一三	一六三六	・紀州藩に御留山でき、六木（松・杉・桧・槻・柏・楠）禁制となる	
一七	一六四〇	・徳川頼宣、倹約令を出す	・(10)藤堂高虎没す（七五）
二一	一六四四	・宮川洪水	
正保 二	一六四五	・紀州藩、御公儀御法度を公布	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
慶安 二	一六四九	・熊野地方大地震	・慶安御触書公布される
三	一六五〇	・おかげ参り始まる　・長雨で被害大	
明暦 三	一六五七	・御仕入方役所佐八（伊勢市）に設置	
万治 二	一六五九	・棚橋大池開設	
三	一六六〇	・宮川大増水	
寛文 七	一六六七	・大風洪水伊勢地方最大	
九	一六六九	・紀州藩藩主、徳川光貞家督をつぐ	
一〇	一六七〇	・田丸城代宗俊、他領奉公禁止の御法度を出す	
一一	一六七一	・山田大火	
延宝 四	一六七六	・帝釈嘉兵次重政、大庄屋、御用炭割元役仰付られる	・(7)河村瑞軒に東廻航路を開発させる
五	一六七七	・田丸代官より他国旅立ちは届出るよう厳命がでる	
七	一六七九	・一之瀬谷の役人、頭百姓連判で炭焼きにつき書付提出	・(1)徳川頼宣没（七〇）
天和 二	一六八二	・江戸大火で、和歌山藩邸類焼	・(10)諸代官に宗門人別改帳の作製を命じる
貞享 元(二・二)	一六八四	・宮川大洪水	
三	一六八六	・大野木村新田畑検地帳（畑地開墾）	
五	一六八八	・将軍綱吉の娘鶴姫を和歌山藩主の長子綱教の奥方にむかえる	
元禄 元(九・三〇)	一六八八	・田丸領、切支丹改め	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
元録 二	一六八九	・一之瀬谷炭山永代分け、半紙帝釈家にあり	
七	一六九四	・棚橋の渡しの高札立つ	
一一	一六九八		・二〇年以上の小作地を永小作とする
一三	一七〇〇		・(11)金一両＝銀六〇匁＝銭四貫文とする
一四	一七〇一	・帝釈仲右衛門重次（重満）卒す（一之瀬谷大庄屋）	
一六	一七〇三	・江戸大火（地震による）で和歌山藩邸類焼	・(11)富士山頂噴火、宝永山できる
宝永 元(三・一三)	一七〇四	・五ヶ町村庄屋、中谷孫右衛門へ「覚」通達	
二	一七〇五	・おかげ参り流行する	・商人に命じて諸国に養蚕、製糸を奨励する
三	一七〇六	・徳川頼職、四世和歌山藩主となる	
四	一七〇七	・徳川吉宗、五世和歌山藩主となる	
正徳 元(四・二五)	一七一一	・田丸城代家老久野和泉守俊正、この年山田大火の消火に協力	
三	一七一三	・市場村長命寺に大般若経ありという	
四	一七一四	・和歌山藩主吉宗、農事改革の一〇年計画を示す	・享保の改革
享保 元(六・三)	一七一六	・吉宗浦組制の「新規御定書」を公布する	
		・和歌山藩主徳川吉宗、将軍となる。和歌山藩主は宗直となる（六世）蓮華寺本尊を寅載上人が寄納	
		・佐八役所を通して炭を売ることについて藩庁より一之瀬谷へ書状	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
享保 三	一七一八	・おかげ参り流行　・浦組の「申渡書」「御定書」大庄屋向井作兵衛から配られる	
五	一七二〇	・宗直、大庄屋あてに、羽子板、ひな人形禁止	
六	一七二一	・紀州藩より人数改がある　・狼が田丸領下へ出、足軽五〇人で追払う	
八	一七二三	・宗直、身分により衣類をきめる（百姓は木綿を着よ）	
九	一七二四		
一一	一七二六	・久野丹羽守俊純、財政難で五千石格となる	
一二	一七二七	・田丸領御仕入方できる	
一五	一七三〇	・伊藤東涯来遊しおおむ石の賦を残す	
一七	一七三二	・いなごによる大飢饉で和歌山藩は三一万石の大被害で財政破綻	
一八	一七三三	・勢州三領で九六人の飢人に麦二升ずつ救援、田丸領内年貢の免を二分（二%）引下げる　・領内百姓城主に越訴し奉行所で止められる	・(2)米価下落し諸色元値段引下げを命じる ・(6)倹約令を出す
元文 三	一七三八	・京都宇治の永谷三之丞、蒸し茶、煎茶をつくる	・(5)南海・近畿いなご害で大飢饉、餓死多数
寛保 元(二・三七)	一七四一	・宮川洪水	
二	一七四二	・田丸領内四〇村の百姓五〇〇名、大庄屋会所へ集り騒ぐ（要求不明）	・(3)幕府、紀州藩主徳川宗道を戒告する
寛延 三	一七五〇		・(2)幕府、諸国の人口を調査する

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
宝暦 二	一七五二	・(1)江戸紀州藩邸焼失する	
三	一七五三	・(2)百姓倹約御触書出る ・検地帳を田丸代官所へ出す ・この頃駒ヶ野御仕入方役所できる ・和歌山藩、次々と倹約令を出す	・(12)木曽川改修工事を薩摩藩に命ずる
七	一七五七	・七世宗将（紀州藩）	
一〇	一七六〇	・(6)幕府巡見視領内通行（熊野街道）	・風水害のため諸国凶作
一一	一七六一	・端午の節句の幟制限の御触れ	
一三	一七六三	・久富山妙音寺に日本廻国の碑を立てる（高橋与四郎）	
明和 元(六・二)	一七六四	・おかげ参りの田丸宿泊者二〇〇〇人　・注連指村免定二ッ五分一厘四糸	
二	一七六五	・紀州藩主八世重倫	
八	一七七一	・伊勢おかげ参り流行	
安永 元(二・二六)	一七七二	・風水害で紀州藩凶作となる	
二	一七七三	・検地帳（一之瀬地区、中川地区、小川郷地区、内城田地区の各村）あり ・田丸城代久野和泉守輝純治績により一万石となる	
三	一七七四		・(10)前野良沢、杉田玄白ら「解体新書」刊行
四	一七七五	・紀州藩主九世治貞	
五	一七七六		・(11)平賀源内、エレキテル完成

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
元明 三	一七八三	・(3)在中へ御取締り御条目仰出される（田丸代官、奉行）紀州藩債一七〇万両	・(7)伊勢白子の船頭幸太夫らカムチャッカに漂着、百姓一揆取締令を出す ・冷害のため諸国大飢饉
三～四			(8)倹約令を出す
四	一七八四	・天明飢饉で、田丸の米価一〇両で六俵二斗と高騰	・幕府、物価引下げ令を出す。幕領、諸藩を問わず、諸国に郷倉を作らせ備荒貯穀
六	一七八六	・諸国大凶作（天明六、七）	
寛政 元(一・二五)	一七八九	・紀州藩主一〇世治宝	
二	一七九〇		・大豊作のため米価下落
三	一七九一	・暴風雨で各村被害甚大	
五	一七九三	・藩、大指出帳の提出を求める	
六	一七九四	・田丸領大倉村の堤決壊、普請のため領内各村高百石に付銀二匁の拠出割当	
八	一七九六	・紀州藩、倹約令を出す（衣服を紫に染めないこと） ・(6)在々倹約締り方条書出される（田丸領） ・(12)伊勢一志郡の農民三万、津城下に強訴、打ちこわしを行う	
九	一七九七	・紀州藩、倹約令を出す	・(7)外国船漂着の処置を諸大名に命令
一〇	一七九八	・倹約令で瓦葺禁止（農家は草葺でよい）	・(6)本居宣長「古事記伝」を完成
一一	一七九九	・一〇〇日程降雨なく農作物大被害	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
寛政一二	一八〇〇	・藩は、倹約令徹底のため、役人巡回違反者摘発を通達	
享和　元(二・五)	一八〇一	・幕府、村入用の節約を命じる、百姓町人に苗字帯刀を許すことを禁止	・十返舎一九「東海道中膝栗毛」初編刊
二	一八〇二	・田丸領岩出村の大川堤決壊、出入足御免の村々からも役銀徴収	
文化　二	一八〇五	・紀州の医師華岡随賢（青洲）初めて麻酔剤を使い乳ガンを手術する	・紀州藩倹約令で蘭など高価な鉢植え禁止
六	一八〇九	・(2)紀州藩上屋敷焼失、領内一統へ御用達金の徴収がある	
八	一八一一	・田丸城代七世久野昌純・長広池（麻加江村）築かれる	
一一	一八一四	・諸国旱魃のため飢饉	
一二	一八一五	・長原村長命寺の僧、善修一一九歳の長寿で没す	・(2)幕府、諸国の人口を調査（一五、六二一、九五七人）
一三	一八一六	・畿内・東海洪水	
文政　二	一八一九	・京都及び伊勢、美濃地震	
六	一八二三	・東河内池（立花）開設 ・紀川筋の農民、庄屋豪商などを打ちこわす	
七	一八二四	・田丸城代久野純固	
八	一八二五	・藩主斉順一一世をつぐ	・(2)幕府諸大名に、異国船の打ち払いを指令

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
文政一〇	一八二七	・みだりに日傘使用を禁止	
一一	一八二八	・(2)幕府、諸国に人別帳の提出を命令（総人口二七、二〇一、四〇〇人）	
		・(6)大風雨のため東海、北国、西国諸河川洪水	
		・紀州藩、米立会所を江戸に開設	
一二	一八二九		・(12)幕府、僧侶の不律を戒める
天保 元(三・一〇)	一八三〇	・(3)伊勢御陰参り大流行	
二	一八三一	・(4)百姓、町人の葬式、石碑を制限し、院号、居士号の戒名を禁止	
五	一八三四	・諸国飢饉	・(2)江戸大火　・(7)大阪大火
六	一八三五	・麻加江村人口一九七人（ただし八歳以上）「人数増減目録」	
七	一八三六	・幕府、異国船打払令	
八	一八三七	・洪水水害で凶作	・奥羽地方死者一〇万、全国飢饉
		・洪水水害で飢饉	・(2)大阪町奉行与力大塩平八郎、反乱を起し鎮圧され自殺
			・春、諸国飢饉、死者多数
九	一八三八	・(3)江戸城西丸火災で、紀州藩は、領内一統に御用金調達を命令	
一一	一八四〇	・幕府巡見使、紀州領へ廻国	・(2)幕府、全国の人口を調査
一二	一八四一	・砂糖づくりの禁令　・歌舞遊興の禁止　・頭巾の禁止	・幕府、政治改革を布令（天保改革）
一三	一八四二	・幕府異国船打払令を止め、薪水の給与を許可	・(10)諸大名以下の自国、他国の物産専

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
天保一四	一八四三	・庶民の奢侈な家作を禁止する　・石燈籠など一〇両以上の売買禁止 ・油元結、合羽など注意される　・衣は絹紬、木綿、麻布のこと	売を禁止
弘化　元(二・二)	一八四四	・江戸城本丸火災　・中河内池（長原）開設 ・寺社御制木御改めあり	
二	一八四五		・江戸大火
三	一八四六	・紀州藩主徳川斉彊一二世をつぐ ・切支丹改誓紙（麻加江村）	・江戸大火
四	一八四七	・五ヶ町村溝路竣工	
嘉永　元(二・二八)	一八四八	・紀州藩家老水野忠央「円鶴叢書」を幕府に献上 ・内宮本殿の屋根葺の萱を小川谷一〇か村で刈取る	・(3)〜(4)外国船しきりに出没
二	一八四九	・日向村新井関溝路設置（庄屋中野伊右衛門） ・紀州藩主一三世徳川慶福　・牧戸村的谷池開設	
三	一八五〇	・駒ヶ野幸路谷新池竣工	・幕府各藩に沿海の深さ防備などの書き上げを命令
五	一八五二	・栗原、牛ヶ谷池設置　・大旱魃で降雨なく凶作 ・切支丹取締り	・江戸大火 ・江戸城西丸火災
六	一八五三		・幕府大船建造の禁を解く ・ペリー来航
安政　元(二・二七)	一八五四	・(11)大地震で家屋や田の畦の破損が多かった。紀州藩の財政に打撃を与えた	・日章旗を諸国総船印に制定

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
安政 二	一八五五	・幕府諸大名に洋式調練を命じる ・伊勢神宮おかげ参り流行	・江戸大地震
三	一八五六		・足代弘訓没（七三歳） ・二分判金の通用を布告
四	一八五七	・紀州藩、翔隼丸建造	・コレラ流行
五	一八五八	・幕府、紀伊徳川慶福を家定の継嗣に定め、家茂と改名する	・日米修好通商条約を結ぶ
		・藩主慶福、第一四代将軍家茂となる　・藩主は一四世茂承となる	・日本茶の輸出はじまる
六	一八五九	・二朱銀・小判・一部判を鋳造	・江戸城本丸火災
万延 元(三・一八)	一八六〇	・異国船騒動のため、久野丹羽守など三〇人江戸へ立つ ・雑穀、水油、蠟、呉服、生糸の神奈川直送を禁止（江戸廻し令） ・葛原山入池開設	・神奈川、長崎、函館を開港
文久 元(二・一九)	一八六一		・大飢饉
二	一八六二	・伊勢、志摩、尾張の海路測量 ・小川郷谷の各村から、朝熊普明院へ参詣し酒迎えをする	・幕府、諸藩に艦船購入を許す
三	一八六三	・宮川大洪水、昼田堤切れる ・家茂上洛、二条城に入る ・天誅組追討に紀州藩は農兵を徴集	・天誅組の乱起こる ・幕府、火札、張札の厳罰を布令 ・江戸大火、江戸城西丸類焼

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
元治　元(一・二〇)	一八六四	・第一次長州征伐、紀州藩主茂承出陣、田丸領賦課銀四四貫八六四匁	・将軍長州征伐を諸侯に命令
慶応　元(四・七)	一八六五	・幕府、和歌山藩主徳川茂承を征長先鋒総督に任命（第二次長州征伐）	・幕府、物価引下げ令 ・日本茶の輸出一五〇万両で最高となる
二	一八六六	・長州征伐の田丸領賦課銀六九一貫一七九匁　・斉藤拙堂没（六九） ・(6)第二次長州征伐開始　(7)将軍家茂没（二一）　(8)征長停止の勅令 ・幕府諸国凶作、米価騰貴につき庶民の外国米輸入を許す	
三	一八六七	・紀伊に農民一揆　・町火消しが消防組に改組 ・坂井村に常夜燈できる ・伊勢に農民一揆 ・おかげ参り流行、ええじゃないか起こる	・(10)徳川慶喜、大政奉還 ・(12)朝廷、王政復古を宣言 ・日米定期航路が開かれ、茶の輸出増す
明治　元(九・八)	一八六八	・(1)慶喜海路江戸へ帰る　(1)鳥羽伏見の戦い ・(7)旧神領、天領を併せて度会府をおく	・神仏混淆禁止、排仏毀釈起こる ・江戸を東京と改む
二	一八六九	・(3)明治天皇の勅使、久具都比売神社へ参拝 ・(6)版籍奉還、前藩主を知藩事とする。奉行所は民政局に、大庄屋は郷長となる ・(7)度会府を度会県と改称	・一世一元の制を定める ・(9)第五五回伊勢神宮御遷宮

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
明治三	一八七〇	・指出帳（写）（旧内城田村、中川村分）あり ・五人組帳（麻加江村）あり ・小松作右衛門南中村に水田十数町歩を開く ・田方地租は米納、畑方は石代納とする ・(9)暴風雨	・平民に氏の姓を許す
四	一八七一	・紀州藩全域に救恤米放出、田丸領・一六〇〇俵 ・和歌山藩兵に麻加江村から三名徴集された ・田畑勝手作りを許可、寺社領地を没収　・度会県できき橋本実梁県令 ・散髪廃刀を許可 ・度会県に農民一揆 ・棚橋村、中井末十郎、和歌山鎮台より召集令状を受ける	・戸籍法を定める ・廃藩置県の詔書出る
五	一八七二	・御布告留（牧戸村） ・土地売買の禁を解く　・天皇神宮御参拝 ・庄屋廃止、戸長副戸長設置 ・度会県を七大区、一二小区に分ける ・第一大区小一三区に属した（小川郷地区、一之瀬地区） ・第一大区小一一区（内城田地区）、小一〇区（中川地区） ・太政官布告学制発布	・全国一般に地券交付 ・学制を制定 ・太陽暦採用を布告 ・全国徴兵の詔 ・日曜休暇制制定 ・全国に郵便施行 ・新橋横浜間鉄道開通 ・富岡製糸場開場 ・徴兵令を布告する　・地租改正条例
六	一八七三	・石高の称を廃し段別とする	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
		・上久具村、弁天池開設	布告
		・度会県、学区制定、第二大学区第三九中学区	・貨幣の単位を円銭制に改める
		・柳、脇出学校できる	・全国キリスト教禁制の高札を撤廃する
明治七	一八七四	・(6)郡区改正、扱所をおき区長副区長をおき、各村に戸長をおく	・郵便ハガキ一枚半銭で発売
		・第一六連区第四区(小川郷、一之瀬)・郵送業務、町内で開始	・マッチ製造される
八	一八七五	・入会山について、注連指村と関係村、確定書を取交す	
		・注連指、田口、坂井、長原、麻加江、立花、大野木、栗原、奥河内などに学校できる	・第一回地方官会議を開く
		・棚橋村、総寄りで「苗字」を相談した	・車税、酒税、タバコ税などの規則制定
		・度会県、地租改正により、地券公布をはじめる	・小学校令改正
		・警察規則が公布され、巡回(おまり)さんとなる	・官庁日曜休日、土曜半休実施
九	一八七六	・(4)度会県を三重県に合併し、現在の三重県誕生、県令岩村定高	・廃刀令公布
		・(12)地租改正反対一揆(伊勢暴動)山田で県出張所、学校などを焼く	
		・「伊勢暴動顚末記」中嶋六松	
		・中之郷、川口、和井野、日向などの各村に学校開設	
		・宇治山田警察所がおかれ、小俣、野後、楚柄に屯所設置	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
明治一〇	一八七七	・(1)地租を一〇〇分の二・五へ軽減	・(2)西南戦争開始
		・(11)田租半額の米代納を許可する	・(10)コレラ全国に流行
一一	一八七八	・(3)郡区改正	・第二回地方官会議を開く
		・(7)郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則(第三法)を制定	・パリ万国博覧会に参加
一二	一八七九	・小川郷、一之瀬惣柄取扱所下に入る	・三重県物産博覧会開催
		・(2)郡区制改正、大区を廃し郡役所をおく	・「伊勢新聞」創刊
		・(3)第一回県会議員選挙、村会議員選挙	・東京招魂社を靖国神社と改称
		・川口、栗原、中之郷、日向、五ヶ町、小川が一区域で駒ケ野、火打石は、柳、小萩、和井野と一区域となる(柳村役場)	・村山龍平「朝日新聞」を創刊
			・コレラ全国に流行県下死者は一、一一五人
		・消毒などのコレラ対策がとられた	・コレラ流行
		・麻加江の製茶売上高届あり	・軍人勅諭を発布、戒厳令を定む
一三	一八八〇	・地方租規則改正(地租付加税の増税)	・神宮暦を頒布
		・天皇県内御巡行	・アメリカ議会、不正茶輸入条例を可
		・暴風雨、長雨、出水	・第三回地方官会議
一四	一八八一	・暴風雨のため凶作	・地価を五年間据置と決定
		・内城田地区、有田小学校と称し、大久保に本校、大野木、牧戸、上久具、下久具などに分校をおく	・アイスクリーム、紙巻煙草発売
			・文部省編「小学唱歌集」刊
一五	一八八二	・宮川洪水	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
明治一六	一八八三	・徴兵令を改正し、現役、予備役、後備役を制定、免役を廃止 ・県茶業組合準則を出す（悪品を混ぜたり、着色したりすることを排す）	決 ・官法第一号発行 ・天気予報開始 ・全国茶業組合できる
一七	一八八四	・地租条例により法定地価を決め税率を固定する ・戸長の公選を官選に変更　・伊勢―南島線大改修 ・小川谷八か村中之郷戸長役場となる	・各郡に茶業組合できる
一八	一八八五	・中村学校を一之瀬校舎に統合 ・(6)暴風雨宮川大増水（昼田堤防切れ、溺死者出る）	・種痘規則制定
一九	一八八六	・小川郷村小学簡易授業所設置 ・明野に蚕糸伝習所、座繰製糸伝習所できる	・県下にコレラ流行 ・小学校義務年限を四年とする
二〇	一八八七	・内城田村小学簡易授業所設置 ・木炭の取次店、一之瀬商会廃止	・米一升五銭
二一	一八八八	・山田に度会郡蚕糸伝習所できる ・各村に巡査駐在所の設置始まる ・(4)町村制公布され町村合併をすすめる ・棚橋村外一一か村合併につき取調書	・博愛社を日本赤十字社と改称 ・所得税法公布 ・三重県農業協議会できる
二二	一八八九	・田口村に精暢小学授業所、長原にも授業所できる ・土地台帳規則公布（地券廃止） ・(4)町村制実施で、中川村、内城田村、一之瀬村、小川郷村が誕生	・大日本帝国憲法公布 ・第五六回神宮式年遷宮
二三	一八九〇	・度会郡私立教育会幻燈巡回	・府県制、郡制公布

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
		・中川尋常小学校と改称	・生糸生産高、輸入高を越える
明治二四	一八九一	・地震で注連指のおおむ岩崩れる。ロシア皇太子傷害の大津事件を判事三浦順太郎が裁く	・第一回総選挙 ・教育勅語発布
二五	一八九二	・簡易小学校を廃止し内城田尋常小学校と改称	・濃尾地震
二六	一八九三	・小川郷尋常高等小学校と改称	・第二回総選挙
二七	一八九四	・葛原岩ヶ谷池開設 ・旱害	・狩猟法施行 ・文部省「君が代」など決定
二八	一八九五	・(3)郡廃置令　・このころ、本町旧村に巡査駐在所設置 ・(8)台風県下を襲う　・柳村三等郵便局開設 ・(9)台風襲来、宮川洪水	・(3)第三回総選挙 ・(8)清国に宣戦布告し、日清戦争勃発 ・(9)第四回総選挙
	一八九六	・台風で被害甚大	・(4)日清講和条約調印
二九	一八九七	・参宮線、宮川―山田間開通	・生糸検査所法公布
三〇		・荷車馬使用開始	・日本軍台湾占領
三一	一八九八	・(5)内宮、参集所から出火、正殿、神宮支庁に延焼	・台風で参宮線列車転覆
		・一之瀬尋常高等小学校竣工（統合）	
三二	一八九九	・岩坂道改修	・国税徴収法公布
		・耕地整理法公布、開墾盛んに行われる	・製茶揉捻機発明される
		・一之瀬尋常小学校設置	・(3)第五回総選挙　(8)第六回総選挙
			・小学校教育費国庫補助法公布

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
明治三三	一九〇〇		・産業組合法公布 ・未成年者喫煙禁止法公布
三四	一九〇一	・上久具の渡し、学童を主とするようになる（内城田小学校できる） ・内城田尋常高等小学校竣工（統合、校舎新築）	・八幡製鉄作業開始 ・田中正造、足尾鉱毒事件で天皇に直訴
三五	一九〇二	・小川郷小学校新校舎竣工 ・人力車、村に現わる	・日英同盟条約調印
三六	一九〇三	・一之瀬村尋常高等小学校竣工（校舎新築） ・滝原道路の改修行われる	・第七回総選挙
三七	一九〇四	・中川尋常高等小学校竣工（統合、校舎新築） ・一之瀬村、日露戦争記念植林を開始 ・大水で宮川下流の沿家大被害	・第八回総選挙 ・小学校令改正　国定教科書制度確立 ・対ロシア宣戦布告（日露戦争）日本海海戦
三八	一九〇五	・外宮前―内宮前間電車開通 ・自転車が入る（内城田） ・一之瀬村、区有山林を分割分配 ・天皇伊勢神宮参拝	・煙草専売法（製造にも専売制）公布 ・第九回総選挙 ・(1)旅順のロシア軍降伏 ・(5)日本海海戦 ・(9)日露講和条約調印
三九	一九〇六	・神社の一町村一社制がすすめられる ・宇治山田市制施行 ・在郷軍人会、各村支部生まれる ・一之瀬小学校に農業補習学校併設	・郵便貯金法公布 ・塩専売制公布

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
明治四〇	一九〇七	・小川郷神社できる　・一之瀬神社できる	・小学校令改正
四一	一九〇八	・中川青年会発足 ・小川郷尋常高等小学校校舎竣工	・小学校六年制となる
四二	一九〇九	・中川小学校に農業補習学校併設 ・内城田神社できる	・歩兵第五一連隊久居に設置 ・文部省、東京盲学校を置く
四三	一九一〇	・内城田、小川郷、一之瀬青年会結成 ・伊勢―大宮線の道路大改修 ・一之瀬郵便局開局	・第五七回神宮式年遷宮
四四	一九一一	・中川神社できる　・内城田小学校に農業補習学校併設 ・斯民会各村支部できる ・旧中川村消防組できる　・国束山大火	・韓国併合宣言 ・帝国在郷軍人会発足
四五（七月大正元）	一九一二	・(6)暴風雨県下各地に被害　・度会橋（木橋）竣工 ・内城田通信創刊　・旧一之瀬村消防組できる ・度会郡「米作増収に関する諭告」を発する	・第一一回総選挙
大正二	一九一三	・一之瀬村、木炭の同業組合をつくり検査規定を設け品質向上をはかる ・一之瀬青年団、優良として県より奨励金を受ける	
三	一九一四	・内城田村消防組できる ・和井野橋（あいず橋）竣工	・(8)ドイツに宣戦布告（第一次世界大戦に参加）
四	一九一五	・(8)暴風雨 ・天皇御参宮	・第一二回総選挙 ・第一回全国中等野球大会開催

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
大正五	一九一六	・米麦品種改良奨励規則公布 ・小川郷小学校に農業補習学校開始 ・茶の価格暴落	
六	一九一七	・正法庵の十一面観音像、国宝（重要文化財）に指定	・第一三回総選挙
七	一九一八	・大戦により一之瀬村予算二・二倍と膨張 ・大暴風雨　・斯民会の幻燈巡回 ・(9)暴風雨宮川大洪水 ・スペイン風邪大流行	・日本茶の輸出急上昇 ・シベリア出兵宣言、五五連隊シベリアへ
		・津などで米騒動発生 ・養蚕景気上昇	・富山県に米騒動発生、白米小売一升五〇銭を越える
八	一九一九	・オートバイ現わる（青木武男） ・市町村義務教育費国庫負担法公布 ・衆議院議員選挙法改正（三円以上の納税者に選挙権）	・小学国語読本（ハナ、ハト）発行 ・大戦休戦により諸物価暴落
九	一九二〇	・生糸相場急騰　・道路法公布 ・消防署を県内に特設 ・生糸相場暴落	・第一回国勢調査、人口七六九八万人 ・戦後恐慌起こり、株式市場大暴落
一〇	一九二一	・郡制廃止法令公布	・陸海軍軍縮を行う
		・暴風雨、不作の年	・シベリア派遣軍撤退を声明
一一	一九二二	・青年夜学会、補習学校に改めらる ・一二月から定期バスが宇治山田―南中村間に開通	・少年法公布
	一九二三	・内城田郵便局開設	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
大正一二	一九二三	・郡会廃止　・棚橋の渡し県営となる	・(9)関東大震災、死者九万人行方不明四万人
一三	一九二四	・一之瀬村に電燈つく ・養蚕盛んとなる（一之瀬村三八・八t）	・第一五回総選挙 ・メートル法実施
一四	一九二五	・河津に製茶工場できる ・(9)暴風雨、稲作大被害 ・日部橋竣工	・明野飛行学校開設 ・衆議院議員選挙法公布（二五歳以上の男子に選挙権） ・中学・師範に軍事教練実施 ・東京放送局本放送開始 ・(10)第二回国勢調査人口八三四五万人
一五（一二月昭和元）	一九二六	・地方税規則廃止 ・自作農創設維持補助規則公布	・日本放送協会設立
昭和　二	一九二七	・郡長廃止、郡役所廃止 ・宇治山田―長原間にバス開通 ・各校の農業補習学校に青年訓練所併設	・歩兵第三三連隊久居に設営
三	一九二八	・日向橋竣工 ・野見坂トンネル竣工	・ＮＨＫ甲子園野球実況の初放送 ・第一六回総選挙（最初の普選）
四	一九二九	・和井野橋（木橋）竣工 ・生糸、絹製品輸出の最高	・国宝保存法公布 ・ドイツ飛行船、霞ヶ浦に着く ・第五八回神宮式年遷宮 ・歩兵第三三連隊満州へ

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
昭和五	一九三〇	・閣議、農山村救済に七〇〇万円融資を決定 ・神都博覧会開催 ・(9)米価暴落（大正六年以来の安価） ・参宮急行（近鉄）大阪―山田間開通　・鯉橋竣工 ・御大典記念公有林野県行造林、六一年間契約を県と一之瀬村が結ぶ	・第一七回総選挙 ・第三回国勢調査 ・東京―大阪間「つばめ」登場
六	一九三一	・山田区裁判所内城田出張所（登記事務）設置 ・地租法公布（債貸価格に改める） ・国防婦人会発足	・(9)関東軍が行動を開始し満州事変起こる
七	一九三二	・繭の価格下落す ・一之瀬川上七洞線三キロメートル開さく工事 ・(7)暴風雨	・硫安製造を工業化 ・イネ―農林一号完成 ・満州国できる
八	一九三三	・米穀統制法を公布、農村負債整理組合法公布	・第一八回総選挙 ・陸海軍将校ら犬飼首相を射殺（五・一五）
九	一九三四	・(9)室戸台風、県下死者四、全壊家屋八〇三	・大日本国防婦人会創立 ・日本、国際連盟を脱退
一〇	一九三五	・飛瀬浦橋竣工	・児童虐待防止法公布
一一	一九三六	・(10)二度の暴風雨で各地に被害	・歩兵第三三連隊、満州国に出動 ・青年学校を全国に設置 ・第四回国勢調査人口九七六九万人 ・在郷軍人会を軍の公的機関とする

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
		・正法庵の十一面観音像、補修	・ロンドン軍縮会議脱退無制限建艦
昭和一二	一九三七	・一之瀬村、経済更生特別助成村の指定を受ける ・梅橋、古川橋竣工	・第一九回総選挙 ・一九四〇年第一二回オリンピックを東京開催と決定（後、返上） ・青年将校らクーデターを企つ（二一・二六） ・蘆溝橋で日中両軍が衝突し日中戦争勃発
一三	一九三八	・方面委員（後の民生委員）設置 ・坂井までバス開通 ・火打石の火打石、天然記念物に指定 ・栗原のカヤの木原、天然記念物に指定 ・米穀強制買入省令公布、小作料統制令公布 ・国民徴用令公布	・防空法公布 ・第二〇回総選挙 ・軍需景気により、株式取引一四二万株
一四	一九三九	・賃金、地代などを九月の価格水準で釘付け ・青年学校義務制となる　・小川郷郵便局竣工 ・一之瀬の木炭生産一〇万俵を超える	・第一回文展開催（後の日展） ・ハガキ二銭、封書九銭 ・国民健康保険法公布、厚生省設置 ・国家総動員法公布 ・三菱零式戦闘機試作完成 ・米穀配給統制法公布 ・鉄製品の回収開始 ・NHK、テレビ試験放送成功 ・第二次世界大戦はじまる

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
昭和一五	一九四〇	・日部橋、五郎瀬橋（いずれも木橋）竣工 ・平生に製茶共同組合設置 ・消防団令公布により、消防組解消し、警防団となる ・部落会、隣保班、常会などを強化 ・中川村分村の双竜第一神路郷開拓団入植　・小川郷小学校校舎竣工	・政府、米穀強制出荷命令 ・婦人会ぜい沢抑制運動開始 ・第五回国勢調査人口一億五二二万人
一六	一九四一	・天皇陛下、平生の茶をお買い上げになる ・満州開拓のため、一之瀬村分村の裕徳第二神路郷開拓団入植 ・暴風雨で、小川郷村、一之瀬村の田畑冠水被害大	・大政翼賛会発足 ・紀元二六〇〇年式典・皇居前で挙行 ・国民服令公布 ・(12)日本軍ハワイ空襲対米英宣戦布告、太平洋戦争始まる
一七	一九四二	・食塩の通帳制、衣料切符制実施 ・地方事務所宇治山田市に設置 ・一之瀬村防空監視哨を立てる ・早瀬橋竣工　・中部配電設立	・大日本青少年団設立 ・二重価格制による米の増産 ・国民学校と改称する ・生活必需物資統制令公布 ・食糧管理法公布 ・戦時大増税案発表 ・米軍機日本本土初空襲（東京ほか） ・ミッドウエー海戦
一八	一九四三	・木炭バス出現　・保健所開設	・銑鉄生産、戦中の最高となる ・大日本翼賛壮年団、大日本婦人会 ・ガダルカナル島撤退 ・石油専売法公布

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
昭和一九	一九四四	・健康保健組合、四か村同時に設置 ・学童給食、空地利用徹底　・砂糖の家庭配給停止 ・(12)東南海大地震 ・三重交通会社設立、関西急行電鉄、近畿日本鉄道と改称	・徴兵適令一年引下げ ・二五歳未満の未婚女子動員決定 ・満一八歳以上兵役に編入 ・ハガキ五銭、封書七銭
二〇	一九四五	・(6)暴風雨 ・(7)宇治山田など大空襲 ・(9)米軍進駐、四日市港上陸	・硫黄島日本軍全滅 ・(8)広島、長崎に原爆投下 ・日本歴史の授業停止 ・(8)天皇終戦詔勅放送 ・(9)降伏文書調印、マッカーサー民主化指令
二一	一九四六	・(10)暴風雨	・(11)日本国憲法公布 ・農地改革諸法令公布 ・民生委員会法、生活保護法公布 ・第二二回総選挙（満二〇歳以上の男女参加） ・新円発行 ・婦人参政権みとめられる
二二	一九四七	・供米に強権発動 ・第一回農地買収　・第一回村長選挙 ・地方自治法公布　・部落会解散の政令出る ・農業共同組合法公布　・各村の新制中学校発足	・神社、宗教法人となる ・一〇〇万円宝くじ ・第一回参議院議員選挙 ・日本国憲法施行 ・臨時国勢調査

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
		・村議会議員選挙　・学校給食開始（脱脂粉乳） ・各村の警防団を消防団と改称	・教育基本法、学校教育法公布（六・三制）
昭和二三	一九四八	・新制高校発足　・教育委員会法制定 ・県立明野高校内城田分校設立し内城田小学校に同居 ・一之瀬中学校校舎竣工 ・中川大橋（木橋）流失	・消防団令公布 ・共同募金はじまる ・国民の祝日に関する法律公布 ・県教育委員会できる
二四	一九四九	・(7)ヘスター台風　・ＰＴＡ活動活発化 ・中川中学校校舎竣工	・自治体警察となる ・ハガキ二円、封書五円 ・新戸籍法実施 ・内閣当用漢字告示
二五	一九五〇	・魚、衣料の統制廃止　・内城田中学校校舎竣工 ・(9)ジェーン台風 ・ビスモータ付自転車現わる	・第二四回総選挙 ・年齢を満でかぞえる法律公布 ・中華人民共和国成立
二六	一九五一	・(11)天皇、県下を御巡幸 ・和井野橋、乙女橋竣工	・国立三重大学創立 ・千円札発行
二七	一九五二	・県茶業組合発足 ・各村教育委員会設置　・青年学級活動たかまる ・一之瀬村報「いちのせ」発刊　・一之瀬公民館発足 ・中川大橋竣工　・南中村保育所発足	・朝鮮戦争勃発 ・民間放送開始 ・平和条約調印 ・砂糖の統制解除 ・自衛隊久居駐屯 ・住民登録実施

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
昭和二八	一九五三	・町村合併促進法公布 ・内城田大橋でき、棚橋の渡し廃止となる	・農地法公布 ・第二五回総選挙
		・(9)台風一三号	・第二六回総選挙
二九	一九五四	・度会体育協会生まれる ・自治体警察廃止　・天皇・皇后御参宮 ・内城田村公民館設置	・NHK、民間テレビ本放送開始
三〇	一九五五	・猪子瀬橋竣工 ・中川村、内城田村、一之瀬村、小川郷村が合併し、度会村誕生	・自衛隊発足 ・五〇銭以下廃止
		・新生活運動たかまる ・内城田中学校、文部省指定産業教育研究実施	・ビキニ水爆実験 ・第二七回総選挙
		・度会村青年団、PTA連絡協議会、婦人会連絡協議会生まれる	・(4)統一地方選挙 ・アルミ一円玉登場
三一	一九五六	・度会村防犯委員会設置　・五里山橋竣工 ・オートバイ普及	・国勢調査（八九二七万六千人）
		・度会村消防団となり、旧村単位に分団設置 ・麻加江、棚橋、中之郷、一之瀬巡査駐在所となる	・宮川ダム完成
		・教育委員会任命制となる ・小学校児童アデノイド手術（三二年も）	・国際連合加盟
		・新生活運動推進地域指定 ・度会町人口、一〇、一七二人	

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
昭和三二	一九五七	・広報「わたらい」創刊 ・地方事務所を廃し、県税・農業・社会福祉・教育の各事務所を置く ・度会茶品評会（第一回） ・明野高校度会分校に青年学級選科（和洋裁）できる ・度会村茶業組合結成	・五千円札、百円硬貨も登場 ・ソ連人工衛星打上げ
三三	一九五八	・棚橋、大久保に農繁期託児所開設 ・度会村母子福祉会結成 ・天祥橋（火打石）竣工	・一万円札できる ・アメリカ人工衛星第一号打上げ
三四	一九五九	・(9)伊勢湾台風で公共建物、一般家屋、道路など被害甚大 ・母子健康センター誕生 ・内城田中学校（女子）バレーボール県大会準優勝 ・栗原橋竣工　・棚橋保育所開設 ・棚橋駐在所竣工	・日本、国連に加盟 ・第五回参議院選挙 ・国民年金法施行 ・精神薄弱者福祉法制定
三五	一九六〇	・二六年振りの猛暑となる（津三七・二度） ・マイカー元年（自動車普及） ・内城田中学校体育館竣工　・度会村章制定 ・一之瀬長寿会生まれる　・乙女橋竣工（川上） ・(6)集中豪雨　・(9)第二室戸台風	・第二九回総選挙 ・カラーテレビ放送開始 ・二六年振りの猛暑
三六	一九六一	・度会村役場庁舎竣工　・久留橋竣工（南中村） ・警察官駐在所と改称	・小児マヒ流行 ・農業基本法公布
三七	一九六二	・天皇皇后、伊勢神宮御参拝　・柳簡易水道竣工	・北陸トンネル完成

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
		・麻加江までバス開通	・第六回参議院選挙
昭和三八	一九六三	・わたらい茶冷蔵庫竣工　・長原保育所竣工 ・中之郷保育所開設 ・交通安全協会発足　・坂井簡易水道完成	・第三〇回総選挙
三九	一九六四	・ミルク、パンによる学校給食開始 ・中之郷保育所開設 ・郡ＰＴＡ研究大会、一之瀬小で開催 ・公営谷山住宅団地竣工	・老人福祉法制定
四〇	一九六五	・一之瀬小学校完全給食となる ・田口までバス開通	・「三重県史」刊 ・東海道新幹線開通
四一	一九六六	・中川中学校、文部省道徳教育研究校指定 ・度会村老人クラブ連合会結成 ・三交バス下田口まで入る	・東京オリンピック大会
		・度会茶、日本一となる（全国茶業大会・伊勢市） ・小川郷、中川、内城田各小学校完全給食となる（度会村学校給食センターできる）	・ハガキ七円、封書一五円 ・国勢調査（九八二七万五千人） ・米ロケット月に到着
四二	一九六七	・度会町老人クラブ連合会発足 ・県政教室を婦人会連絡協議会主催で開催	・ソ連ルナ一九号月面軟着陸 ・三重県の木に神宮杉指定
		・地方法務局度会出張所と改称 ・度会町農協発足　・三交バス田間まで乗入れ	・西日本日照り続く
四三	一九六八	・山村民俗調査行われる　・度会町農協有線放送開始	・明治百年記念式典

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
		・度会町、町制施行	・郵便番号制定実施
昭和四四	一九六九	・棚橋の御頭神事、県無形文化財に指定	
		・伊勢、度会環境衛生組合設立	
		・老人会全地区に結成	
		・栗原の道楽神、県民俗資料に指定	
		・上久具簡易水道竣工	
		・町役場に課長制条例施行	
		・一之瀬村に農集電話開通	
		・郡ＰＴＡ研究大会、中川小で開催	
四五	一九七〇	・スポーツ少年団設置	
		・内城田小学校ＦＢＣ（花檀コンクール）優秀賞	
		・出合橋完成　・中之郷巡査駐在所廃止	
		・上久具簡易水道竣工	
四六	一九七一	・(9)県南部に局地豪雨	
		・一之瀬中学校、東海ソフト・ボール大会優勝	
		・鮠川、長原渡船廃止　・日部橋（南中村）竣工	
四七	一九七二	・下久具の獅子頭、県民俗資料に指定	・第一一回国勢調査（一億三八六万七千人）
		・度会町文化財保護条例制定	・万国博覧会大阪で開かれる
		・下久具簡易水道竣工	
		・鮠川大橋完成　・わたらい茶ＮＨＫ放映	・老人医療費無料化
四八	一九七三	・皇太子、同妃、伊勢市での高校総体に御臨席	・沖縄本土復帰
		・町体育協会発足	・日中国交正常化
		・わたらい茶加工流通センター竣工	・石油高騰
			・老人医療費助成制度発足

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
昭和四九	一九七四	・町立美化センター竣工 ・津法務局度会出張所廃止し、伊勢支局に統合 ・(7)集中豪雨で大被害（たなばた豪雨） ・県立度会高校発足　・サニー道路起工	・ハガキ二〇円、封書五〇円
五〇	一九七五	・度会学園開設 ・第三〇回国体に天皇、皇后御来県 ・三重県茶業大会、度会町で開催 ・第一回町民体育大会開催　・ことぶき学園開設 ・簡易水道事業大野木、立岡竣工 ・広域消防となり度会出張所できる(伊勢、二見、小俣、玉城、度会、御薗)	・第一二回国勢調査 ・第三〇回みえ国体
五一	一九七六	・県茶業大会、内城田中で開催 ・内城田局ダイヤル式となる ・郡ＰＴＡ研究大会内城田小で開催 ・度会中学校開校　・町学校給食センター設立 ・日向橋竣工　・中川小学校子ども銀行大臣表彰 ・棚橋、長原簡易水道竣工　・町青壮年会発足	・第三四回総選挙
五二	一九七七	・郡社会教育振興大会、本町で開催 ・青少年指導委員会誕生　・平生、葛原簡易水道竣工 ・度会町総合計画まとまる	・第三五回総選挙
五三	一九七八	・中川局ダイヤル式となる ・中川小学校第二グラウンド照明施設竣工 ・林業構造改善事業開始　・一之瀬公民館竣工	・日中平和友好条約締結

年号	西暦	郷土のできごと	日本のできごと
昭和五四	一九七九	・栗原のカヤの木原、天然記念物から解除 ・青少年育成町民会議結成　・度会高校校舎竣工 ・麻加江のカッコ踊り、町無形文化財に指定 ・一之瀬神社獅子神楽、町無形文化財に指定 ・五輪堂出土の古瀬戸瓶子、県埋蔵文化財に認定 ・町の木に「ひのき」制定 ・伝染病隔離病舎（日赤内）運営決定 ・棚橋保育所、度会中学校体育館竣工 ・一之瀬小学校グランド照明施設竣工	東京サミット
五五	一九八〇	・田口大橋できて、井戸ケ瀬の渡し廃止 ・町中央公民館竣工　・広報「わたらい」二〇〇号 ・県立度会養護学校開校　・麻加江城跡発掘調査 ・町民文化祭開催 ・南部簡易水道竣工	・全国植樹祭（菰野町で）

参考文献

(1)基本的なもの

(書　名)	(著者名)	(出版社名)	(出版年)
・考古学辞典		東京創元社	昭和三四年
・日本文化史大系	小　学　館	昭和四〇年	
・日本の考古学	河出書房新社	昭和四〇年	
・日本の黎明	京都国立博物館	昭和五二年	
・日本城郭大系	新人物往来社	昭和五五年	
・日本民俗事典	大塚民俗学会	昭和五〇年	
・日本近代史Ⅰ～Ⅲ	遠山・今井・藤原	岩波書店	昭和五〇・五二年
・日本史年表	歴史学研究会編	〃	昭和四六年
・日本史概説Ⅱ～Ⅲ	北島　正元	〃	昭和四三年
・古文書解読字典	林　英夫	柏　書　房	昭和四七年
・古文書用語用字大辞典	荒井英次他	〃	昭和五五年
・近世地方史研究入門	地方史研究協議会	岩波書店	昭和三〇年
・日本歴史近代Ⅰ～8	岩波書店	昭和五〇～五二年	
・原色日本の美術	小　学　館	昭和四五年	
・地方史研究必携	地方史研究協議会	岩波書店	昭和二七年

(2)部門別のもの

・花粉は語る	塚田　松雄	岩波書店	昭和四九年
・風土記	日本古典文学大系	〃	昭和四三年
・百姓伝	古島　敏雄校注	〃	昭和五二年
・栽培植物と農耕の起源	中尾　佐助	〃	昭和四一年
・茶の文化史	村井　康彦	〃	昭和五四年
・明治のむら	大島美津子	教　育　社	昭和五二年
・開拓農民の記録	野添　憲治	日本放送出版協会	昭和五一年
・土地制度史Ⅱ	北島　正元	山川出版社	昭和五〇年
・産業史Ⅰ～Ⅲ	豊田・児玉・古島	〃	昭和四〇年
・日本農業史	古島　敏雄	岩波書店	昭和三一年
・紀　州	中上　健次	角川書店	昭和五三年
・日本中世の民衆像	網島　善彦	岩波書店	昭和五五年
・稲作以前	佐々木高明	日本放送出版協会	昭和四六年
・神々の明治維新	安丸　良夫	岩波書店	昭和五四年
・繭と生糸の近代史	滝沢　秀樹	教　育　社	昭和五四年
・神仏分離	圭室　文雄	〃	昭和五二年
・茶の湯	熊倉　功夫	〃	昭和五二年

・茶の世界史　角山　栄　中央公論社　昭和五五年
・ボクラ少国民 I〜V　山中　恒　辺境社　昭和四九〜五五年
・学制百年史　記述・資料編　文部省　昭和四七年
・消防白書　消防庁　昭和五三年
・世直し　佐々木潤之助　岩波書店　昭和五四年
・紀州藩農村法の研究　平山　行平　吉川弘文館　昭和四六年
・小梅日記 一・二　河合　小梅　東洋文庫　昭和四九年
・条里制と荘園　倉田　康夫　東京堂　昭和五一年
・日本神道論　日本思想大系　岩波書店　昭和五二年
・農具　飯沼二郎・堀尾尚志　法政大学出版局　昭和五一年
・東郷町誌 2　東郷町役場　昭和五五年
・大菩薩峠　中里介山　筑摩書房　昭和五一年

(3) 三重県に関するもの

・日本の民俗（三重）　柳田　吉雄　昭和四七年
・三重県国宝調査　三重県　昭和一三年
・三重県石造美術　太田　古朴　昭和四八年
・度会・多気山村習俗報告書　三重県教育委員会　昭和四四年
・伊勢郷土史草 NO3、4　伊勢郷土会　昭和四八・四九年
・三重県の文化財　森田　利吉　昭和三九年
・三重県史　三重県　昭和三九年
・三重の埋蔵文化財　三重県教育委員会　昭和四六年
・中南勢開発地域遺跡地図　〃　昭和四六年
・三重県史料　小野　茂吉　明治四〇年
・三重の中世城館　三重県教育委員会　昭和五一年
・勢陽五鈴遺響 5　三重県郷土資料刊行会　昭和五〇年
・三重県の歴史　西垣　晴次　松島　山川出版社　昭和三六年
・三重県地方史研究備要　三重県教職員組合　昭和四五年
・日本の古城 2　藤崎　定久　新人物往来社　昭和四三年
・大神宮諸雑事記　神宮文庫　昭和四三年
・おかげ参りとええじゃないか　藤谷　俊雄　岩波書店　昭和五二年
・三重県の歴史散歩　三重県高校社会科研究会　山川出版社　昭和四三年
・三重県教員養成史　西田　善男　三重県郷土資料刊行会　昭和四三年
・三重県警察史　三重県　昭和四三年

・三重県に於ける小学校の発達と教員の養成　西田　善男　三重県郷土資料刊行会　昭和四八年
・目で見る三重の百年　三重県　昭和五一年
・県政いろいろ事典　県広報協会　昭和五四年
・三重県教育史　年表統計・資料編県教育センター　昭和五五年
・郷土（三重）　伊勢新聞社
・故さとの歩み　阿山町　昭和五五年
・阿児町史　阿児町　昭和五二年
・宇治山田市史上・下　宇治山田市　昭和四一年
・明和町史　明和町　昭和四七年
・南勢雑誌　常誉　摂門　三重県郷土資料刊行会　昭和五〇年
・伊勢名勝誌　宮内　黙蔵　東洋社　昭和二二年
・勢陽雑記　山中　為綱　〃　昭和四三年
・三重県統計書　農林省統計調査部　多数
・市町村別統計書　〃　〃
・三重県農林水産統計年報　東海農政局　〃
・農業センサス　三重県企画統計課　〃
・尾鷲市史上・下　尾鷲市　昭和四四・四六年
・大神宮史要　大西　源一　昭和三五年
・北畠氏の研究　〃　昭和三五年
・伊勢愛洲氏の研究　中世古祥道　昭和五〇年
・田丸郷土誌　池山　始三　昭和五二年
・増田家文書　玉城町矢野　増田正直蔵
・大宮町旧事記　吉田　俊一　昭和五四年
・信仰遺物とその背景　金子　延夫　昭和五五年
・田丸城沿革抄　玉城町教育委員会　昭和四六年
・伊勢度会人物誌　川端　義夫　昭和五〇年
・寒川風土記　I　玉城町教育委員会　昭和四八年
・古代日本と伊勢神宮　西野儀一郎　人物往来社　昭和五一年
・伊勢神宮　藤谷俊雄・直木孝次郎　三一書房　昭和四五年

(4)　町に関するもの

・一之瀬考古誌考　鈴木　敏雄　大正一三年
・内城田村誌　I～IV　大正三年
・中川村誌　I　大正三年
・小川郷村誌　I～IV　大正三年
・一之瀬郷土史　I～IV　〃　大正三年
・歩跡（第二号）　皇学館大学考古学研究会　昭和四七年
・中野家　文書　中野伊勢彦

参考文献

・駒ヶ野御役所沿革　木村　昭
・御用炭筋並諸事書付控　町　教　委
・麻加江区文書
・注連区文書
・北川家文書　北川三右衛門
・中嶋家文書　中嶋　一
・国束寺古地図　国束寺
・棚橋村史　岡村　市郎
・帝釈家文書　帝釈　賢重
・指出帳　栗原村
・検地帳　麻加江村・注連指村
・免定　注連指村・日向村
・小野家文書　小野　新平
・中谷家文書　中谷　隆雄
・一之瀬古事記　浜岡曽次郎　度会町教育委員会　昭和四五年
・北満裕徳神路郷分村録　中村　留一　昭和五五年
・双龍開拓団史　沢田　寿江　三重県多気郡宮川村　昭和五一年
・おがわの郷　創立一〇〇周年記念誌　小川郷小学校　昭和五一年
・内城田雑記　玉村禎祥編　昭和四三年
・わたらい　七八町制施行一〇周年記念　度会町　昭和四二年
・一之瀬村村会議事録　明治二二年～昭和三〇年
・小川郷村村会議事録　大正　元　～昭和三〇年
・内城田村村会議事録　明治二一年～昭和三〇年

あとがき

度会町史発刊のことが企画され、第一回の会合が持たれたのは、昭和三十六年六月十九日のことでありました。私は、それから七年後の昭和五十三年四月に教育委員会勤務となり、町史発刊の仕事を受けついだのでございますが、当時は、編集のすべてを津市の郷土史家の先生にお願いしていました関係で、教育委員会では、町史編さんの進捗状況は、全くわからないという状態でありました。

そこで、玉村委員長、当時の中津教育長とともに津市の先生宅をおとずれ、このことをたずねたところ、部分的には完成しているが、一部分原稿が揃わず、特に近世、近代以降のものが未完成であるとのことでした。

早速、このことを町内の編さん委員の会合で報告し、その後の対策を協議しましたところ「町内のことがらは、町内の者のみでも十分調査することができるから、われわれの手で不足の部分を補足しよう。」ということになり、その後の編集は、津市の先生から教育委員会に移されました。これは、昭和五十三年七月のことであります。

その当時、寺社担当の森田利吉先生をはじめ専門の項目を受け持たれた方の原稿は、既に完成していましたが、近世、近代及び現代に至るものは、ほとんど手がつけられていないという状態で厚い壁の前に向かって立っているような不安をおぼえました。

その中で、玉村委員長は、毎日のように教育委員会事務局に出向かれ原稿の整理に当たられたのでございます。

また、その他の委員の方々も入れかわり立ちかわり教育委員会事務局をおとずれ最後の仕上げに心を配られました。さらに昭和五十四年十二月、中津教育長の任期満了により、井戸本教育長が就任されましたが、昭和五十五年三

月には、教育委員会の別室に町史編さん室が設置され、中川小学校教諭の北畠弘道先生を新たに編さん委員に迎えるなどして、態勢の強化が図られました。

その後、各委員の方々には、早期発行のため、総力をあげて調査と執筆に当たられ、ようやく成文をなし遂げることができたのでございます。ここに編集担当者として、深甚の謝意を表する次第でございます。なお、文中の氏名の敬称はすべて省略いたしましたのでご容赦願います。

終わりにのぞみ印刷、製本を担当された大手業者の㈱ぎょうせいの誠意あるお骨折りにより、ここに発刊の運びに至ったことを重ねて記し、お礼を申し上げます。

おって、執筆者が多いことと最終になって、作業を急いだ関係で、記載事項の不備や誤りも多くご叱声を受けることと思われますが、右の事情ご参酌のうえ、ご了承をお願いする次第でございます。

教育委員会事務局長

山中清久

編さん委員名一覧

編さん委員長　玉村芳夫

編さん委員

三重県文化財専門委員　森田利吉
元三重大学教授　美河納
元伊勢工業高等学校長　間宮忠夫
智辨学園高等学校教諭　玉村禎祥
度会中学校教諭　中西健
中川小学校教諭　北畠弘道
南中村濱岡曽次郎
脇出神森克己
中之郷恭道武三
川口(故)掛橋良一
立花羽根文夫

度会町史

昭和五十六年二月四日　印刷
昭和五十六年三月二十七日　発行

編纂　度会町史編さん委員会
発行　度会町町役場
三重県度会郡度会町棚橋一四五
三番地の二
電話　〇五九六六(二)一一一一

印刷　株式会社　ぎょうせい
本社営業所　東京都新宿区西五軒町五二番地
東海支社　名古屋市中区丸の内二丁目六―一九
電話　〇五二(二三一)〇三二九

三重県度会郡

度会町全図

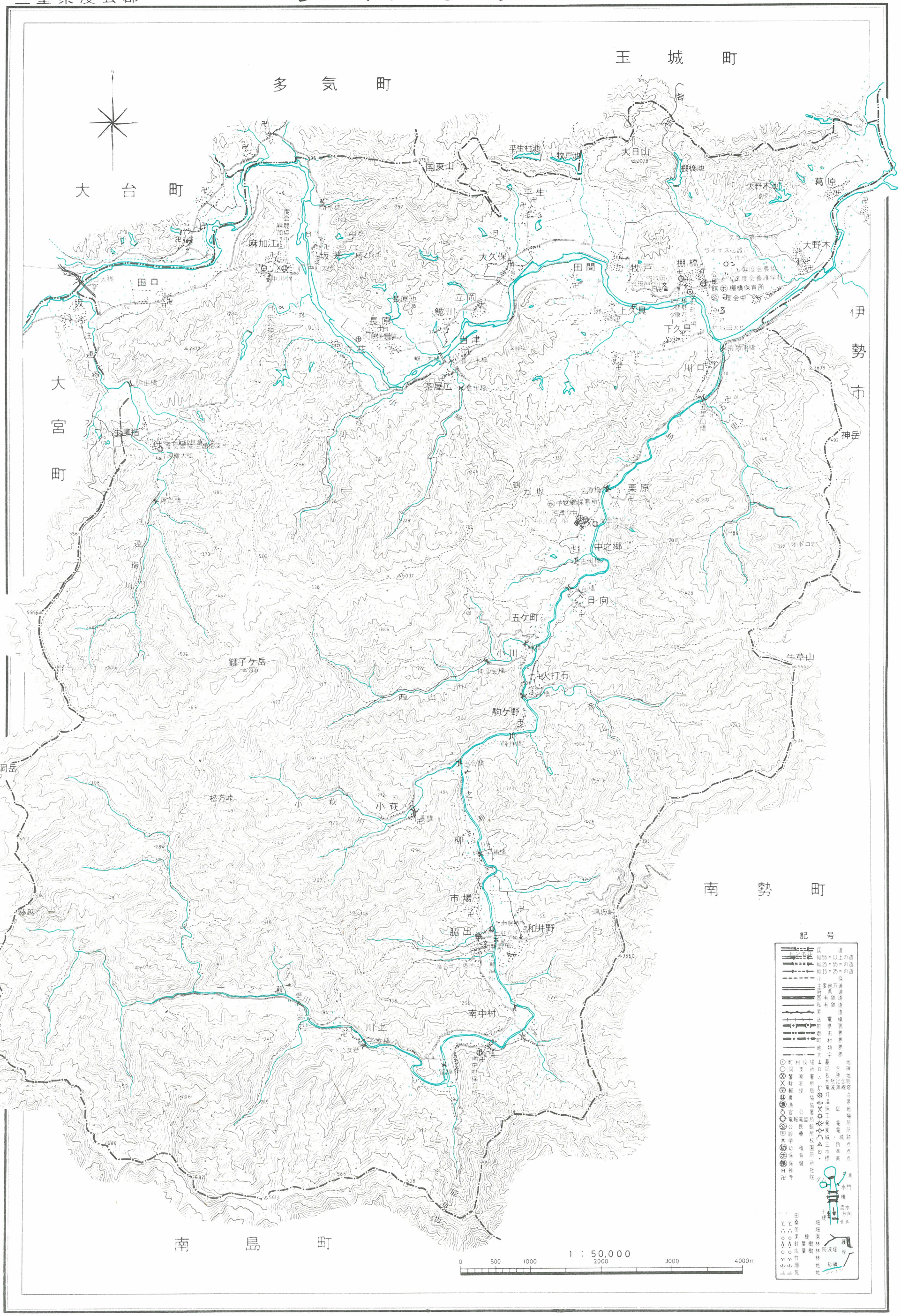

この地図は建設省国土地理院発行の５万分の１の地形図を使用したものである。